

静岡県地域防災計画

資料編 Ⅱ

令和4年1月

静岡県防災会議

静岡県地域防災計画「資料編Ⅱ」目次

番号	項 目	ページ	関係機関等
◆ 1 組織			
1-1	防災関係機関	1	県危機政策課
1-2	県・市町	7	市町、県危機政策課
1-3	報道機関一覧表	9	県広聴広報課
1-4	自衛隊緊急時連絡先一覧表	10	自衛隊
◆ 2 静岡県の地勢・気象			
2-1	地質概要	11	県危機情報課
2-2	過去の顕著な災害	12	県危機情報課、県危機対策課
2-3	最近の東海地域における地殻変動	24	県危機情報課
2-4-1	静岡県下の安政東海地震震度	27	県危機情報課
2-4-2	静岡県沿岸の安政東海津波の高さ	31	県危機情報課
◆ 3 第4次地震被害想定			
(資料編Ⅰに掲載)			
◆ 4 災害危険区域関係			
4-1	道路災害防除事業実施箇所数	33	中部地方整備局、県道路保全課
4-2-1	砂防指定地一覧表	35	県砂防課
4-2-2	地すべり防止区域一覧表	36	県砂防課
4-2-3	急傾斜地崩壊危険区域一覧表	37	県砂防課
4-2-4	災害危険区域指定状況一覧表	38	県建築安全推進課
4-2-5	宅地造成工事規制区域一覧表	39	県建築安全推進課
4-2-9	土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表	40	県砂防課
4-3-1	県単独治山事業実施予定箇所表	41	県森林保全課
4-3-2	崩壊土砂流出危険地区一覧表	42	県森林保全課
4-3-3	山腹崩壊流出危険地区一覧表	43	県森林保全課
4-3-4	ため池データベース	44	県農地保全課
4-4-1	防災ダム設置状況	52	県農地保全課
4-4-2	農業用ため池現況	52	県農地保全課
4-4-3	ため池等整備事業実施地区(ため池)	53	県農地保全課
4-4-4	農地保全事業実施状況	54	県農地保全課
4-4-5	たん水防除事業実施状況	54	県農地保全課
4-5-1	津波防災地域づくり法に基づく静岡県津波浸水想定	55	県危機政策課
◆ 5 気象・地震観測、気象予警報関係			
5-1-1	静岡県内における地震・火山予知観測施設一覧	70	県危機情報課
5-1-2	静岡県内計測震度計整備状況	71	県危機情報課
5-1-3	静岡県内の気象庁震度発表名称と静岡県震度情報ネットワークシステム観測点一覧	72	県危機情報課
5-2-1	気象庁震度階級関連解説表	73	県危機情報課
5-2-2	東海地震に関連する情報と発表基準	76	県危機情報課
5-2-3	南海トラフ地震に関連する情報の発表について	77	県危機政策課
5-2-4	地震に関する情報	79	静岡地方気象台
5-3-1	気象等の予報及び警報の種類と発表基準	81	静岡地方気象台
5-3-2	気象等の予報(注意報)及び警報伝達系統図	91	静岡地方気象台
5-3-3	土砂災害警戒情報の発表	92	県砂防課
5-3-4	土砂災害警戒情報の伝達	97	県砂防課
5-3-5	気象・洪水・波浪・高潮警報伝達系統図	98	西日本電信電話㈱
5-3-6	津波警報伝達系統図	98	西日本電信電話㈱
5-3-7	津波警報等の伝達系統図	99	静岡地方気象台
5-3-8	噴火警報等の発表と伝達	100	静岡地方気象台
5-3-9	降灰予報	101	静岡地方気象台
5-3-10	噴火警報・予報等の伝達系統図	102	静岡地方気象台
5-3-11	異常現象と発見者の通報義務	103	静岡地方気象台
5-3-12	異常現象の通報、伝達方法	103	静岡地方気象台
5-4-1	気象観測所配置図 テレメータによる雨量観測所配置図 気象庁関係	104	静岡地方気象台
◆ 6 水防関係			
6-1	交通基盤部関係機関位置図	106	県土木防災課
◆ 7 被害報告関係			
7-1	被害程度の認定基準	107	県危機対策課
7-2	被害速報(随時)	109	県危機対策課
7-3	被害状況集計表	110	県危機対策課
7-4	災害定時及び確定報告書	112	県危機対策課

番号	項目	ページ	関係機関等
◆ 8 通信関係			
8-1	静岡県総合情報ネットワークシステム無線局回線構成図	113	県危機対策課
8-2	静岡県本地震対策情報フロー図	114	県危機情報課
8-3	防災行政無線局一覧表	119	県危機対策課
8-4	防災相互通信用無線局一覧表	125	県危機対策課
8-5	県庁及び市町通信系統一覧表	131	県危機対策課、県警察本部
8-6-1	東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表(静岡県内)	143	県危機対策課
8-6-2	東海地方非常通信協議会加盟機関の無線局一覧表(静岡県内回線)	144	県危機対策課
8-7	消防防災無線(総務省消防庁・都道府県)電話番号	150	県危機対策課
8-8	特設公衆電話設置場所	152	西日本電信電話(株)
8-9	市町防災行政無線の現況	158	県危機対策課
8-10	市町別有線放送施設	159	県危機政策課
◆ 9 消火・救急・救助、危険物等施設			
9-1	消防ポンプ自動車等整備状況(消防本部)	160	県消防保安課
9-1-2	消防ポンプ自動車等整備状況(消防団)	161	県消防保安課
◆ 10 輸送・交通関係			
10-1-1	異常気象時における道路通行規制要綱	162	県道路保全課
10-1-2	通行規制基準(通行規制区間)	165	中部地方整備局、中日本高速道路㈱、県道路公社、県道路保全課
10-1-3	道路情報提供装置一覧表	170	中部地方整備局、県道路保全課
10-2-1	広域物資輸送拠点	174	県危機政策課
10-2-2	ヘリベース等の開設状況	174	自衛隊
10-3-1	静岡県地震対策緊急輸送路(概要)	175	県道路企画課、県港湾整備課、県漁港整備課
10-3-2	静岡県緊急輸送路総括表	176	県道路企画課
10-3-3	隣接県境における県内流入制限箇所	178	県警察本部
10-3-4	東名高速道路及び新東名高速道路流入制限のための配置箇所一覧表	179	県警察本部
10-3-5	緊急通行車両の事前届出手続	180	県警察本部
10-3-6	緊急通行車両の確認申請及び確認手続	180	県警察本部
10-3-7	通行の禁止又は制限についての標示の様式	181	県警察本部
10-3-8	緊急通行車両事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証	182	県警察本部
10-3-9	緊急標章	182	県警察本部
10-3-10	緊急通行車両確認証明書	182	県警察本部
10-3-11	東名高速道路緊急昇降路	183	中日本高速道路㈱
10-4-1	県内主要路線一覧表	190	県道路保全課
10-4-2	静岡県主要道路網図	196	県道路企画課
10-4-3	車両による県下主要都市所要時間	197	県道路企画課
10-4-4	県有車両一覧表(本部・方面本部)	197	県用度課
10-4-5	民間車両借り上げ計画	198	中部運輸局静岡運輸支局
10-5	地方鉄道の異常気象時における運転停止の基準	200	私鉄他
10-6-1	静岡県港湾・漁港位置図	203	県港湾整備課、県漁港整備課
10-6-2	防災港湾・漁港の法的区分と管理者	204	県港湾整備課、県漁港整備課
10-6-3	港湾漁港施設現況	205	県港湾整備課、県漁港整備課
10-6-4	港湾・漁港平面図	208	県港湾整備課、県漁港整備課
10-6-5	県内主要定期航路・係留施設の諸元	226	県港湾整備課
10-6-6	県有船舶一覧表	227	県研究開発課、県水産資源課
10-6-7	海上保安部保有船舶一覧表	227	海上保安部
10-6-8	旅客船、小型船一覧表	228	中部運輸局
10-6-9	浜名湖内海上等輸送連絡所一覧表	229	浜松土木事務所
10-7-1	ヘリベース	231	県危機対策課
10-7-2	拠点ヘリポート	231	県危機対策課
10-7-3	高速道路ヘリポート	232	県危機対策課
10-7-4	現地ヘリポート	233	県危機対策課
10-7-5	ヘリポートの具備すべき条件	243	県危機対策課
10-7-6	灯火の設置要領	244	県危機対策課
10-7-7	陸上自衛隊の災害派遣ヘリコプター	244	県危機対策課
10-7-8	公共建物番号標示一覧表	245	市町、県危機対策課
10-7-9	夜間照明装置配備場所・連絡先一覧表	250	県危機対策課

番号	項目	ページ	関係機関等
----	----	-----	-------

◆ 11 要員の確保関係

11-1-1	県救助作業隊応援員計画表	251	県人事課
11-1-2	救助作業隊服務要綱	251	県人事課
11-1-3	県技術職員応援員計画表	251	県人事課
11-2	県内消防団員数一覧表	252	県消防保安課
11-3	県内建設業者応援員計画表	253	県建設業課
11-4-1	県内青年団団員数一覧表	253	県教育委員会社会教育課
11-4-2	県内女性団体会員数一覧表	254	県男女共同参画課
11-4-3	県内大学、高等学校等の所在地及び連絡先一覧	254	県大学課、県教育委員会高校教育課、県私学振興課、県職業能力開発課、県農業ビジネス課、県水産振興課

◆ 12 物資の備蓄・調達・供給

12-1	緊急物資調達計画	260	県危機政策課
12-2-1	応急食料調達予定先一覧表	261	県農業ビジネス課、県畜産振興課、県マーケティング課、県水産振興課、県経済産業部総務課
12-2-2	応急食糧の保管状況	264	県農芸振興課
12-3-1	商工会議所等一覧表	265	県商工振興課、県新産業集積課、県企業立地推進課、県商工金融課、県経営支援課、県農業ビジネス課、県地域産業課、県林業振興課、県観光政策課
12-3-2	生活必需品等調達協定業者一覧	267	県経済産業部総務課、県地域産業課
12-4	水道施設一覧表	268	県水利用課
12-5	建築資材調達予定先一覧表	269	県林業振興課、県地域産業課
12-6	災害復旧用材供給の特別措置	270	関東森林管理局

◆ 13 避難地・避難所関係

13-1-1	大規模地震対策「避難計画策定指針」	271	県危機情報課
13-1-2	避難生活計画書の作成手引き	283	県危機情報課
13-1-3	市町長以外の指示権者、根拠規定	298	県危機政策課
13-2-1	指定緊急避難場所集計表	299	県危機情報課
13-2-2	市町別指定緊急避難場所	300	県危機情報課
13-2-3	指定避難所集計表	336	県危機情報課
13-2-4	市町別指定避難所	337	県危機情報課
13-2-5	市町別津波避難施設	357	県危機情報課
13-2-6	福祉避難所指定施設一覧	367	県健康福祉政策課
13-3	自主防災組織結成状況	368	県危機情報課

◆ 14 医療関係

14-1	静岡県医療救護計画(抜粋)	369	県地域医療課
14-2-1	災害拠点病院(静岡DMAT指定病院)一覧表	389	県地域医療課
14-2-2	血液センター一覧表	389	日本赤十字社静岡県支部・県薬事課
14-2-3	応援班設置病院一覧	389	県地域医療課、県障害福祉課
14-2-4	市町指定医療救護施設	390	県地域医療課
14-2-5	航空搬送拠点	390	県危機政策課、県地域医療課
14-2-6	静岡DPAT指定機関一覧表	390	県障害福祉課
14-3-1	医薬品、医療材料等の調達先予定一覧表	391	県薬事課

◆ 15 衛生関係

15-1	静岡県災害廃棄物処理計画	393	県廃棄物リサイクル課
15-2-1	し尿及びごみ処理場一覧表	432	県廃棄物リサイクル課
15-2-2	清掃運搬器材一覧表(し尿)	433	県廃棄物リサイクル課
15-2-3	清掃運搬器材一覧表(ごみ)	433	県廃棄物リサイクル課
15-3-1	死亡獣畜取扱場一覧表(埋却場)	434	県衛生課
15-3-2	被災動物救護センターに関する問い合わせ先	434	県衛生課
15-4-1	市町災害用トイレ備蓄数	434	県危機情報課、県廃棄物リサイクル課

番号	項目	ページ	関係機関等
----	----	-----	-------

◆ 16 ライフライン関係

16-1-1	給水対策の措置一覧	435	県水利用課
16-1-2	東海地震対策応急給水用資機材の整備基準	436	県水利用課
16-1-3	静岡県内市町「震災時給水対策要綱」作成指針(抜粋)	436	県水利用課
16-1-4	市町別濾水器保有状況	457	県危機政策課
16-1-5	市町別給水車保有状況	458	県危機政策課
16-1-6	市町別給水タンク保有状況	459	県危機政策課
16-1-7	市町別上水道管種別延長	460	県水利用課
16-2-1	ガス供給状況	461	県ガス協会
16-2-2	ガス供給区域及びメーター取付け件数	462	県消防保安課、県ガス協会、(一社)日本コミュニティガス協会
16-2-3	ガス施設の状況	463	県ガス協会

◆ 17 応急復旧関係

17-1	応急復旧用材の調達・あっせん	464	県林業振興課
17-2	応急仮設住宅建設可能戸数及び建設業者	464	県住まいづくり課
17-3	市町別応急仮設住宅建設可能敷地	465	県健康福祉部総務課
17-4	応急工事資材(H型钢、鋼矢板、コルゲートパイプ)の備蓄状況	466	県道路保全課

◆ 18 広域応援関係

18-1-1	自衛隊の配置と組織	467	自衛隊
18-1-2	自衛隊地震防災派遣の概要	469	自衛隊
18-1-3	災害派遣部隊担当任務	469	自衛隊
18-1-4	警察、消防、自衛隊の救助活動拠点候補地	470	県危機政策課
18-2-1	海上保安庁 東海地震対応船隊・航空機隊配備基準	477	海上保安庁
18-2-2	海上保安庁 東南海・南海地震対応船隊・航空機隊配備基準	477	海上保安庁
18-2-3	海上保安庁 船艇・航空機の輸送力の基準	478	海上保安庁
18-3	「東海地震応急対策活動要領」に基づく関係都県からの幹部の移動手段等について	480	県危機政策課

◆ 19 災害協定等

		(所管課等)	(相手機関)
19-1-1	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	482	県危機政策課 全国知事会
19-1-2	震災時等の相互応援に関する協定	486	県危機政策課 関東地方知事会
19-1-3	災害時等の応援に関する協定書	489	県危機政策課 中部地方知事会
19-1-4	富士山火山防災対策に関する協定	493	県危機政策課 山梨県、神奈川県
19-1-5	大規模災害時等における被害情報の提供に関する基本協定	495	県危機政策課 ㈱ローソン
19-1-6	熊本県との災害時の相互応援等に関する協定書	497	県危機政策課 熊本県
19-1-7	鹿児島県との災害時の相互応援等に関する協定書	498	県危機政策課 鹿児島県
19-2-1	地震災害時等における車両の調達に関する協定書	499	県用度課 静岡自動車レンタリース協会
19-2-2	緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書	499	県用度課 静岡県石油業協同組合
19-2-3	航空燃料供給に関する協定書	502	県消防保安課 アイワ㈱、アビエーションランドサービス㈱、鈴木商事㈱
19-2-4	船舶による輸送等に関する協定書	503	県危機政策課 静岡県内航海運組合
19-2-5	漁船による緊急輸送活動に関する協定書	505	県水産資源課 市、漁業協同組合
19-2-6	旅客船による災害時の輸送等に関する協定書	508	県危機政策課 静岡県旅客船協会
19-2-7	災害時の輸送等の業務に関する協定	510	県危機政策課 東海汽船㈱、神新汽船㈱
19-2-9	山梨県と静岡県の消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定	512	県消防保安課 山梨県
19-2-10	長野県と静岡県の消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定	513	県消防保安課 長野県
19-2-11	四県一市航空消防防災相互応援協定	514	県消防保安課
19-2-12	静岡県内航空消防相互応援協定書	515	県消防保安課
19-2-13	災害時等の緊急時における人員派遣に関する協定	517	県消防保安課 静岡エアコミュニティー㈱
19-2-14	大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	518	県危機政策課 静岡県救援レッカー事業協同組合、静岡県レッカー事業協同組合
19-2-15	大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する細目協定	518	県警察本部 静岡県レッカー事業協同組合
19-2-18	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定(JAF)	520	県危機政策課 (社)日本自動車連盟中部本部静岡支部
19-2-19	災害時における緊急通行妨害車両等排除業務に関する細目覚書(JAF)	520	県警察本部 (社)日本自動車連盟中部本部静岡支部
19-2-20	大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定(ロータス)	521	県危機政策課 全日本ロータス同友会静岡支部
19-2-21	大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等排除業務に関する細目覚書(ロータス)	522	県警察本部 全日本ロータス同友会静岡支部
19-2-22	災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定	523	県危機政策課 赤帽静岡県軽自動車運送協同組合
19-2-23	高速道路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書	524	県危機政策課 中日本エクスプレス㈱
19-2-24	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	534	県土木防災課 国土地理院
19-3-1	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	535	県経済産業部総務監、県地域産業課、県危機政策課 ※12-3-2参照
19-3-2	災害時における応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定書	539	県地域産業課 (応急復旧用資機材供給業者)

番号	項目	ページ	関係機関等
19-3-3	災害救助法発動時における学校給食用物資の調達に関する協定書	541	県教育委員会健康体育課 静岡県学校給食会
19-3-4	応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書	542	県林業振興課 静岡県木材協同組合連合会
19-3-5	大規模災害時における救援物資の提供に関する基本協定書	542	県危機政策課 (飲料関係事業者)
19-4-1	災害時において宿泊施設が2次の避難者を収容することに関する協定	543	県危機政策課 (宿泊施設管理者)
19-4-2	災害時における高齢者福祉施設サービス継続のための連携等に関する協定書	544	県福祉指導課 静岡県老人福祉施設協議会
19-5-1	災害時における放送要請に関する協定	546	県危機政策課 (NHK、民放放送業者)
19-5-2	災害時における新聞報道に関する申合せ	546	県危機政策課 (報道機関)
19-5-3	災害時における情報伝達要請に関する協定	547	県障害福祉課 福レスキュー・ナウ・ドット・ネット他
19-5-4	公共土木施設等における被害情報提供に関する地区覚書	548	県土木防災課 静岡南郵便局他
19-5-5	防災への取り組みに関する協定書	549	県危機政策課 Google Ireland Limited
19-6-1	災害時の医療救護活動に関する協定書(労働福祉事業団)	553	県地域医療課 労働福祉事業団
19-6-2	災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県医師会)	554	県地域医療課 (社)静岡県医師会
19-6-3	災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県看護協会)	555	県地域医療課 (社)静岡県看護協会
19-6-4	災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県歯科医師会)	556	県地域医療課 (社)静岡県歯科医師会
19-6-5	災害時の医療救護活動に関する協定書(公社)静岡県病院協会)	557	県地域医療課 (社)静岡県病院協会
19-6-6	災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県薬剤師会)	558	県地域医療課 (社)静岡県薬剤師会
19-6-7	災害時の医療救護活動に関する協定書(NPO法人日本災害医療支援機構)	559	県地域医療課 NPO法人日本災害医療支援機構
19-6-8	災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定	560	県地域医療課 (財)日本救急医療財団
19-6-9	静岡DMATの出動に関する協定(静岡DMAT指定病院)	561	県地域医療課 静岡DMAT指定病院
19-6-10	静岡DPATの出動に関する協定書	562	県障害福祉課 静岡県臨床心理士会
19-6-11	災害時における心のケアに関する協定	563	県障害福祉課 静岡県臨床心理士会
19-6-12	災害時における福祉人材の派遣協力等に関する協定	564	県地域福祉課 静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
19-7-1	静岡県・山梨県土木部の災害相互応援に関する確認書	565	県土木防災課 山梨県
19-7-2	静岡県・神奈川県土木部の災害相互応援に関する確認書	566	県土木防災課 神奈川県
19-7-3	中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ	568	県土木防災課 国、東海四県、長野県、名古屋
19-7-4	東海四県水道災害相互応援に関する覚書	570	県企業局水道企画課 東海四県
19-7-5	神奈川県企業庁と静岡県企業局との災害相互応援に関する覚書	571	県企業局水道企画課 神奈川県
19-7-6	東海四県及び名古屋市の工業用水道災害相互応援に関する協定	572	県企業局水道企画課 東海四県、名古屋市
19-7-7	関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール	573	県生活排水課 関東地方知事会他
19-7-8	下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール	578	県生活排水課 中部地方知事会他
19-8-1	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	584	県住まいづくり課 (社)プレハブ建築協会
19-8-2	災害時における応急対策業務に関する協定書	585	県土木防災課、県港湾整備課 (建設業協会、建設業者)
19-8-3	災害時における応急対策業務に関する協定書	587	県企業局事業課 (建設業協会)
19-8-4	災害時における応急対策業務に関する協定書	596	県生活排水課 公益社団法人 日本下水道管理業協会
19-8-5	災害時における応急対策業務に関する協定書	597	県宮繕企画課 静岡県重機建設業工業組合 他
19-8-6	災害時における応急対策業務への協力に関する協定書	598	県土木防災課 (社)静岡県建設業協会
19-8-7	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	599	県住まいづくり課 (独)住宅金融支援機構
19-8-8	災害時における測量設計等業務委託に関する協定書	600	県土木防災課 (社)静岡県測量設計業協会
19-8-9	一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定	601	県廃棄物リサイクル課 (市町環境衛生施設組合)
19-8-10	静岡県震災復興相談センターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関する協定書((社)日本損害保険協会、(社)生命保険協会、県電機商業組合)	602	県県民生活課 (社)日本損害保険協会他
19-8-11	生活福祉資金の貸付けの特例措置に関する協定	604	県地域福祉課 (県内地方銀行)
19-8-12	静岡県防災エキスパートの活用に関する協定書	605	県土木防災課 NPO法人静岡県地域づくり研究会
19-8-13	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	606	県廃棄物リサイクル課 静岡県環境整備事業協同組合他
19-8-14	静岡県震災復興相談センターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関する協定書(県東海地震対策土業連絡会)	606	県県民生活課 静岡県東海地震対策土業連絡会
19-8-15	災害時における家屋被害認定調査に関する基本協定書	607	県危機政策課 静岡県土地家屋調査士会
19-8-16	災害時における地質調査等業務委託に関する協定書	608	県土木防災課 静岡県地質調査業協会会長
19-8-17	災害時における電気設備の応急対策業務に関する協定書	609	県土木防災課 (社)静岡電業協会
19-8-18	災害時における法面応急対策業務に関する協定書	610	県土木防災課 (社)全国特定法面保護協会
19-8-19	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	612	県衛生課 (社)全日本冠婚葬祭互助協会
19-8-20	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	613	県衛生課 全日本葬祭業協同組合連合会
19-8-21	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	616	県衛生課 静岡県農協葬祭事業連絡協議会
19-8-22	災害時における遺体搬送の協力に関する協定書	617	県衛生課 (一社)全国霊柩自動車協会
19-8-23	災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定書	618	県衛生課 ドライアイスメーカー会 全日本ドライアイスディーラー会
19-8-24	災害又は事故における応急対策業務に関する協定書	621	県土木防災課 (社)日本建設業連合会中部支部、(社)日本海上起重技術協会中部支部
19-8-25	災害又は事故における静岡県管理橋梁等の応急対策業務に関する協定書	622	県土木防災課 (社)日本橋梁建設協会、(社)PC建設業協会中部支部
19-8-26	災害又は事故における設計等業務委託に関する協定書	623	県土木防災課 (社)静岡県建設コンサルタンツ協会
19-8-27	災害時における社団法人隊友会静岡県隊友会の協力に関する協定	624	県危機対策課

番号	項 目	ページ	関 係 機 関 等
19-8-28	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書	625	県住まいづくり課 (社)静岡県宅地建物取引業協会
19-8-29	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書	626	県住まいづくり課 (社)全日本不動産協会静岡県本部
19-8-30	大規模災害時における応急仮設住宅の建設への協力について	627	県住まいづくり課 静岡市、浜松市
19-8-31	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書	628	県住まいづくり課 木造応急仮設住宅建設協議会
19-8-32	関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	629	県住まいづくり課 全国賃貸住宅経営者協会連会、東京共同住宅協会、全日本不動産協会都県本部、宅地建物取引業協会
19-9-1	大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定	631	県警察本部 (社)静岡県警備業協会
19-9-2	大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定の細目に関する協定	631	県警察本部 (社)静岡県警備業協会
19-9-3	大規模地震発生時の地域安全推進員による地域安全活動に関する協定	632	県警察本部 (社)静岡県防犯協会連合会
19-9-4	地域安全活動強化に関する協定	633	県警察本部 静岡県猟友会
19-10	警察活動に対する法歯学的協力援助に関する覚書	634	県警察本部 静岡県歯科医師会
19-11	アマチュア無線による災害情報の提供(連絡)に関する協定	635	県警察本部 (社)日本アマチュア無線連盟静岡県支部
19-12	警察の検視活動に対する医学的協力援助に関する覚書	636	県警察本部 静岡県医師会
19-13-1	大規模災害発生時における支援協定	636	県危機情報課 (公財)日本財団
19-13-2	大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書【静岡銀行】	639	県危機情報課
19-13-3	大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書【静岡県労働金庫】	640	県危機情報課
19-13-4	大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書【静岡県信用金庫協会】	641	県危機情報課

◆ 20 関係法令及び規約等

20-1-1	災害救助法の適用基準	642	県健康福祉政策課
20-1-2	災害救助基準	643	県健康福祉政策課
20-2-1	静岡県大規模地震災害対策基金条例	645	県財政課
20-2-2	地震・津波対策等減災交付金交付要綱	646	県危機政策課
20-2-4	プロジェクト「TOUKAI-0(ゼロ)」総合支援事業費補助金交付要綱	649	県建築安全推進課
20-2-5	コミュニティ助成事業実施要綱	655	県危機情報課
20-3-1	学校の危機管理マニュアル作成の手引き(災害安全)	657	県教育委員会健康体育課
20-3-2	学校防災推進協力校事業実施要綱	704	県教育委員会健康体育課
20-3-3	静岡県教育委員会危機管理担当者連絡調整会議設置要綱	705	県教育委員会健康体育課
20-4-1	静岡県地震対策推進会議運営要綱	706	県危機政策課
20-4-2	静岡県地域防災活動推進委員会設置要綱	708	県危機情報課
20-4-3	災害時等における県有施設の使用に関する要領	708	県危機情報課
20-5	南海トラフ地震等における航空偵察実施要領	712	県危機対策課
20-6-1	全国被災建築物応急危険度判定協議会規約	715	県建築安全推進課
20-6-2	10都県被災建築物応急危険度判定協議会規約	717	県建築安全推進課
20-6-3	中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会規約	718	県建築安全推進課
20-6-4	被災宅地危険度判定連絡協議会規約	719	県建築安全推進課
20-6-5	大規模災害時の専門家派遣制度	721	県河川砂防局・(社)全国防災協会
20-7	静岡県地震防災センターの設置及び管理に関する条例	723	県危機情報課・地震防災センター

◆ 21 その他

21-2	教育広報資料一覧表	724	県危機情報課
21-3	地震防災応急計画届出状況	729	県危機情報課
21-4	南海トラフ地震防災対策計画届出状況	729	県危機情報課

1-1 防災関係機関

(県危機政策課) R3.4.1

機関名	電話番号	所在地	郵便番号
中央防災会議	03-5253-2111(代) 3501-5408	東京都千代田区永田町1-6-1	100-8969
〃(夜間・休日 宿直室)	3501-5695		
(指定行政機関)			
内閣官房(内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当)付)	03-5253-2111(代)	東京都千代田区永田町1-6-1	100-8914
内閣府	03-5253-2111(代)	東京都千代田区永田町1-6-1	100-8914
〃(大臣官房総務課)	03-6257-1187	東京都千代田区永田町1-6-1	100-8914
〃(政策統括官付参事官室 総括担当)	03-3501-5408		
〃(〃 災害緊急事態対処担当)	3502-6047		
〃(〃 地方・訓練担当)	3503-2236		
〃(〃 調査・企画担当)	3501-5693		
〃(〃 防災計画担当)	3501-6996		
〃(〃 普及啓発・連携担当)	3502-6983		
〃(〃 事業継続担当)	3503-2231		
〃(〃 避難生活担当)	3501-5191		
〃(〃 被災者生活再建担当)	3503-9394		
〃(〃 復旧・復興担当)	3501-5696		
原子力規制委員会	3581-3352(代)	東京都港区六本木1-9-9	106-8450
国家公安委員会	03-3581-0141(代)	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	100-8974
警察庁(警備局警備課)	03-3581-0141(代)	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	100-8974
防衛省	03-3268-3111(代)	東京都新宿区市谷本村町5-1	162-8801
〃(運用企画局事態対処課)	5269-3246		
金融庁	03-3506-6000(代)	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1	100-8967
〃(総務企画局総務課)	3506-6026		
消費者庁	03-3507-8800(代)	東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー	100-6178
〃(総務課)			
総務省	03-5253-5111(代)	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	100-8926
〃(官房総務課)	5253-5089		
〃(自治財政局財政課)	5253-5612		
消防庁	03-5253-5111(代)	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	100-8927
〃(防災課)	5253-7525		
〃(防災情報室)	5253-7526		
〃(応急対策室)	5253-7527		
〃(特殊災害室)	5253-7528		
法務省	03-3580-4111(代)	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	100-8977
〃(官房秘書課広報室)	3592-5396		
外務省	03-3580-3311(代)	東京都千代田区霞ヶ関2-2-1	100-8919
〃(官房総務課)	6402-2797		
財務省	03-3581-4111(代)	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1	100-8940
〃(参事官室)	3581-7934		
〃(主計局法規課)	3581-3027		
文部科学省	03-5253-4111(代)	東京都千代田区丸の内2-5-1	100-8959
〃(研究開発局地震・防災研究課)	6734-4138		

機関名	電話番号	所在地	郵便番号
〃（研究開発局地震・防災研究課 防災科学技術推進室）	6734-4134		
〃（科学技術・学術政策局 防災環境対策室）	6734-4041		
〃（官房文教施設企画部施設企画課）	6734-2523		
文化庁（官房政策課）	03-5253-4111（代）	東京都千代田区丸の内2-5-1	100-8959
厚生労働省	03-5253-1111（代）	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	100-8916
〃（官房総務課）	3595-3037		
〃（社会・援護局保護課災害救助対策室）	3595-2614		
農林水産省	03-3502-8111（代）	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	100-8950
〃（大臣官房文書課災害総合対策室）	3502-6442		
経済産業省	03-3501-1511（代）	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	100-8901
〃（大臣官房総務課）	3501-1327		
資源エネルギー庁	03-3501-1511（代）	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	100-8931
〃（長官官房総合政策課）	3501-2669		
原子力規制委員会	03-3581-3352（代）	東京都港区六本木1丁目9番9号	106-8450
〃（原子力規制庁）			
中小企業庁	03-3501-1511（代）	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	100-8912
〃（事業環境部企画課経営安定対策室）	3501-2698		
国土交通省	03-5253-8111（代）	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	100-8918
〃（大臣官房参事官（運輸安全防災担当）付）	5253-8309		
〃（河川局防災課災害対策室）	5253-8461		
国土地理院（企画部企画調整課）	0298-64-1111（代）	茨城県つくば市北郷1	305-0811
気象庁	03-3212-8341（代）	東京都千代田区大手町1-3-4	100-8122
〃（総務部企画課）	3214-7902		
海上保安庁	03-3591-6361（代）	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	100-8918
〃（警備救難部環境防災課）	3591-9819		
環境省	03-3581-3351（代）	東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	100-8975
〃（大臣官房総務課）	3580-1374		

機関名	電話番号	所在地	郵便番号
(指定地方行政機関)			
警察庁関東管区警察局	048-600-6000	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	330-9726
防衛省南関東防衛局	045-211-7102	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	231-0003
〃 浜松防衛事務所	053-453-8958	浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎	430-0929
〃 富士防衛事務所	0550-82-1622	御殿場市萩原606	412-0042
総務省東海総合通信局	052-971-9112	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	461-8795
財務省東海財務局静岡財務事務所	054-251-4321	静岡市葵区追手町9-50	420-8636
厚生労働省東海北陸厚生局	052-971-8831	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	461-0011
厚生労働省静岡労働局	054-254-6311	静岡市葵区追手町9-50	420-8639
農林水産省関東農政局	048-600-0600(代)	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	330-9722
〃 静岡県拠点	054-246-6212	静岡市葵区東草深町7-18	420-8618
林野庁関東森林管理局	027-210-1150	群馬県前橋市岩神町4-16-25	371-8508
〃 静岡森林管理署	054-254-3401	静岡市葵区駿府町1-120	420-0856
経済産業省関東経済産業局	048-600-0213	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	330-9715
経済産業省中部経済産業局	052-951-2683	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	460-8510
経済産業省関東東北産業保安監督部	048-600-0433	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	330-9715
経済産業省中部近畿産業保安監督部	052-951-0558	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	460-8510
国土交通省中部地方整備局	052-953-8357	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	460-8514
〃 清水港湾事務所	054-352-4146	静岡市清水区日の出町7-2	424-0922
〃 富士砂防事務所	0544-27-5221	富士宮市三園平1100	418-0004
〃 静岡国道事務所	054-250-8906	静岡市葵区南安倍2-8-1 (管理1課)	420-0054
〃 静岡営繕事務所	054-255-1421	静岡市葵区春日2-4-25	420-0823
〃 静岡河川事務所	054-273-9160	静岡市葵区田町3-108 (地域防災調整官)	420-0068
〃 沼津河川国道事務所	055-934-2009	沼津市下香貫外原3244-2 (調査課)	410-8567
〃 浜松河川国道事務所	053-466-0111	浜松市中区名塚町266	430-0811
〃 長島ダム管理所	0547-59-1021	榛原郡川根本町犬間541-3	428-0402
国土交通省関東地方整備局	048-601-3151	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	330-9724
〃 甲府河川国道事務所	055-252-5491	山梨県甲府市緑が丘1-10-1	400-8578
〃 富士川砂防事務所	055-252-7108	山梨県甲府市富士見2-12-16	400-0027
国土交通省中部運輸局	052-952-8049	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	460-8528
〃 静岡運輸支局	054-261-2939	静岡市駿河区国吉田2-4-25	422-8004
〃 静岡運輸支局清水庁舎	0543-52-0174	静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎内	424-0922
〃 静岡運輸支局下田海事事務所	0558-22-0843	下田市3-18-23 下田運輸総合庁舎内	415-0023

機関名	電話番号	所在地	郵便番号
国土交通省東京航空局東京空港事務所	03-5757-3020	東京都大田区羽田空港3-3-1	144-0041
〃 静岡空港出張所	0548-29-2300	牧之原市坂口字高尾山1250-52	421-0411
国土地理院中部地方測量部	052-961-5644	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎2号館	460-0001
気象庁東京管区气象台	03-3212-8341	東京都千代田区大手町1-3-4	100-8122
気象庁静岡地方气象台	054-286-3411	静岡市駿河区曲金2-1-5	422-8006
海上保安庁第三管区海上保安本部	045-211-1118	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	231-0003
〃 清水海上保安部	054-353-0118	静岡市清水区日の出町9-1	424-0922
〃 下田海上保安部	0558-25-0118	下田市3-18-23 下田運輸総合庁舎内	415-0023
〃 御前崎海上保安署	0548-63-4999	御前崎市港6170-2	437-1623
(指定公共機関)			
日本郵便株式会社東海支社	052-446-8220	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1	469-8797
日本銀行静岡支店	054-273-4100	静岡市葵区金座町26-1	420-0025
日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	静岡市葵区追手町44-17	420-0853
日本放送協会静岡放送局	054-654-4001	静岡市駿河区八幡1-6-1	422-8787
中日本高速道路(株)東京支社	03-5776-5655	東京都港区虎ノ門4-3-1	105-6011
〃 御殿場保全・サービスセンター	0550-82-4803	御殿場市東田中1140	412-0026
〃 富士保全・サービスセンター	0545-52-2505	富士市厚原1738-4	419-0201
〃 静岡保全・サービスセンター	054-286-5181	静岡市駿河区中島235-1	422-8046
〃 浜松保全・サービスセンター	053-588-5710	浜松市浜北区中瀬6008	434-0012
〃 名古屋支社	052-222-1319	愛知県名古屋市中区錦2-18-19	460-0003
独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部	0532-54-6501	愛知県豊橋市今橋町8	440-0801
〃 豊川用水総合事業部	0536-33-0021	愛知県新城市川合字大嶋26	441-1601
(水源管理所)			
独立行政法人国立病院機構 東海北陸グループ	052-968-5171	名古屋市中区三の丸4-1-1 名古屋医療センター内	460-0001
電源開発(株)水力発電部中部支店	0568-81-2300	愛知県春日井市十三塚町1-43	486-0815
電源開発(株)中部支店佐久間電力所	053-965-0071	浜松市天竜区佐久間町佐久間2690	431-3901
東日本旅客鉄道(株)横浜支社 安全企画室	045-320-2088	神奈川県横浜市中区平沼1-40-26	220-0023
東海旅客鉄道(株)静岡支社	054-284-2319	静岡市葵区黒金町4	420-0851
日本貨物鉄道(株)静岡支社	054-284-2224	静岡市葵区黒金町4	420-0851
東日本電信電話(株)神奈川事業部	045-212-8945	神奈川県横浜市中区山下町198 NTT横浜ビル3階	231-0023
西日本電信電話(株)静岡支店	054-205-9122	静岡市葵区御幸町4-6	420-0857
日本運通(株)静岡支店	054-254-3344	静岡市葵区御幸町11-30	420-0857
東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社	055-915-5474	沼津市大手町3-7-25	410-0801
中部電力(株)静岡支店	054-273-9001	静岡市葵区本通2-4-1	420-0064
中部電力パワーグリッド(株)静岡支社	054-273-9012	静岡市葵区本通2-4-1	420-0064
KDDI(株)中部総支社	052-747-8071	名古屋市中区名駅2-27-8 名古屋プライムセントラルタワー20階	451-8610
(株)ドコモCS東海静岡支店	054-265-7201	静岡市葵区東静岡1-3-43	420-0817

機関名	電話番号	所在地	郵便番号
(指定地方公共機関)			
大井川土地改良区	0547-37-7151	島田市中央町30番2号	427-0042
磐田用水東部土地改良区	0538-42-3175	袋井市新池3001	437-0043
寺谷用水土地改良区	0538-32-4655	磐田市加茂1	438-0804
浜松土地改良区	053-428-3893	浜松市北区都田町8807-2	431-2102
富士川用排水土地改良区	0545-51-0123	富士市永田町1-100 富士市役所内	417-8601
大井川右岸土地改良区	0537-35-2413	菊川市加茂4905-2	439-0031
葦山土地改良区	055-949-6802	伊豆の国市四日町210-3 葦山農村環境改善センター	410-2123
静岡ガス(株)	054-284-4141	静岡市駿河区八幡1-5-38	422-8688
下田ガス(株)	0558-22-1321	下田市中467	415-0016
伊東瓦斯(株)	0557-37-0061	伊東市湯川543	414-0002
熱海瓦斯(株)	0557-83-2141	熱海市春日町16-53	413-0005
御殿場ガス(株)	0550-82-0876	御殿場市川島田600	412-0045
東海ガス(株)	054-628-7151	焼津市塩津74-3	425-0085
島田瓦斯(株)	0547-36-3900	島田市横井4-16-32	427-0024
中遠ガス(株)	0537-23-2211	掛川市中央1-18-1	436-0056
袋井ガス(株)	0538-42-8410	袋井市高尾1940-1	437-0023
サーラエナジー(株)浜松供給センター	053-462-9322	浜松市東区西塚町200	435-0044
(一社)静岡県LPガス協会	054-255-2451	静岡市葵区本通6-1-10 静岡県プロパン会館	420-0064
静岡鉄道(株)	054-254-5114	静岡市葵区鷹匠1-1-1	420-8510
伊豆箱根鉄道(株)	055-977-1201	三島市大場300	411-8533
伊豆急行(株)	0557-53-1111	伊東市八幡野1151	413-0292
岳南電車(株)	0545-53-5114	富士市今泉1-17-39	417-0001
大井川鐵道(株)	0547-45-4111	島田市金谷1112-2	428-0022
遠州鐵道(株)	053-454-2211	浜松市中区旭町12-1	430-0927
天竜浜名湖鐵道(株)	053-925-6125	浜松市天竜区二俣町阿蔵114-2	431-3311
千鳥観光汽船(株)	0559-43-2221	沼津市内浦三津43-7	410-0223
富士山清水港クルーズ(株)	054-353-2222	静岡市清水区日の出町10-80 マリンターミナル3F	424-0943
一般社団法人 ふじさん駿河湾フェリー	054-340-5223	静岡市清水区日の出町10-80	424-0922
(株)富士急マリンリゾート	0557-81-0541	熱海市和田浜南町6-11	413-0023
(株)伊豆クルーズ	0558-22-1151	下田市外ヶ岡19番	415-0015
堂ヶ島マリン(株)	0558-52-0613	賀茂郡西伊豆町仁科2060	410-3514
(一社)静岡県トラック協会	054-283-1910	静岡市駿河区池田126-4	422-8510
(一社)静岡県バス協会	054-255-9281	静岡市葵区御幸町11-10	420-0857
商業組合静岡県タクシー協会	054-261-1401	静岡市駿河区国吉田2-4-26	422-8004
静岡放送(株)	054-284-8950	静岡市駿河区登呂3-1-1	422-8033
(株)テレビ静岡	054-261-6115	静岡市駿河区栗原18-65	422-8525
(株)静岡朝日テレビ	054-251-3301	静岡市葵区東町15	420-8567
(株)静岡第一テレビ	054-283-6515	静岡市駿河区中原563	422-8058
静岡エフエム放送(株)	053-457-1153	浜松市中区常盤町133-24	430-8575

機関名	電話番号	所在地	郵便番号
(一社)静岡県医師会	054-246-6151	静岡市葵区鷹匠3-6-3	420-0839
静岡県道路公社	054-254-3421	静岡市葵区追手町9-18	420-0853
(公社)静岡県看護協会	054-202-1750	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ3階	422-8067
(一社)静岡県歯科医師会	054-283-2591	静岡市駿河区曲金3-3-10	422-8006
(公社)静岡県病院協会	054-252-6326	静岡市葵区追手町44-1静岡産業経済会館6階	420-0853
(公社)静岡県薬剤師会	054-203-2023	静岡市駿河区馬淵2-16-32	422-8063
(一社)静岡県警備業協会	054-253-3661	静岡市葵区両替町1丁目4番地の15 芙蓉ビル4階	420-0032
(一社)静岡県建設業協会	054-255-0234	静岡市葵区御幸町9-9	420-0857
(一社)静岡県栄養士会	054-282-5507	静岡市駿河区八幡1丁目1番4号 東海整備ビル4F	422-8076
(その他の防災関係機関)			
陸上自衛隊第1師団司令部	03-3933-1161	東京都練馬区北町4-1-1	189-8523
陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310	御殿場市板妻40-1	412-8634
海上自衛隊横須賀地方総監部防衛部	046-822-3500	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地	238-0046
航空自衛隊第1航空団	053-472-1111	浜松市西区西山町無番地	432-8551
静岡県教育委員会	054-221-3677	静岡市葵区追手町9-6	420-8601
静岡県警察本部	054-271-0110	静岡市葵区追手町9-6	420-8610
静岡市長会	054-202-4343	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ5階	422-8067
静岡県町村会	054-202-6701	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ5階	422-8067
太田川原野谷川治水水防組合	0538-44-3166	袋井市新屋1-1-1	437-8666
(財)静岡県消防協会	054-221-2074	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館7階	420-0853
静岡県消防長会	054-255-9703	静岡市葵区追手町6-2 静岡市消防局	420-0853
静岡県重機建設業工業組合	054-647-3231	藤枝市潮105-5	426-0007
東海汽船㈱	0557-82-2131	熱海市和田浜南町6-11	413-0023
朝日新聞社静岡総局	054-253-2101	静岡市葵区追手町7-2朝日新聞静岡ビル	420-0853
毎日新聞社静岡支局	054-254-2671	静岡市葵区七間町8-20	420-0035
読売新聞社静岡支局	054-252-0171	静岡市葵区追手町9-22読売静岡ビル3F	420-0853
共同通信社静岡支局	054-286-1251	静岡市駿河区登呂3-1-1静岡新聞制作センター5F	422-8033
産経新聞社静岡支局	054-255-5026	静岡市葵区伝馬町9-1河村ビル7階	420-0858
時事通信社静岡総局	054-252-1823	静岡市葵区追手町9-22読売静岡ビル2F	420-0853
静岡新聞社本社	054-284-8930	静岡市駿河区登呂3-1-1	422-8033
中日新聞社静岡総局	054-255-2121	静岡市葵区紺屋町11-17 桜井・第一共同ビル8階	420-0852
東京新聞社静岡総局	054-255-2121	静岡市葵区紺屋町11-17 桜井・第一共同ビル8階	420-0852
日本経済新聞社静岡支局	054-253-7191	静岡市葵区西草深町5-18	420-0866
中部経済新聞社三遠支局	0532-54-2668	愛知県豊橋市萱町21佐藤ビル3F	440-0896
日刊工業新聞社静岡支局	054-255-0431	静岡市葵区金座町47-1金座ビル5F	420-0025

1-2 県・市町

(市町、県危機政策課) R3.4.1

市町	担当課名	連絡先	時間内	時間外	防災行政無線備置系 8)
賀茂地域局		415-0037 下田市敷根 765-15 賀茂危機管理庁舎 2階	0558(24)2004	(24)2004	5-109-6010
下田市	防災安全課	415-8501 下田市東本郷1-5-18	0558(36)4145	(36)4145	5-233-9000
東伊豆町	防災課	413-0411 賀茂郡東伊豆町稲取 3354	0557(95)1103	(95)1100	5-235-9000
河津町	防災課	413-0595 賀茂郡河津町田中 212-2	0558(34)1112	(34)1111	5-234-9000
南伊豆町	総務課	415-0392 賀茂郡南伊豆町下賀茂 315-1	0558(62)6211	(62)1111	5-232-9000
松崎町	総務課	410-3696 賀茂郡松崎町宮内 301-1	0558(42)3963	(42)1111	5-231-9000
西伊豆町	防災課	410-3514 賀茂郡西伊豆町仁科 401-1	0558(52)1965	(52)1111	5-230-9000
東部地域局		410-0055 沼津市高島本町 1-3	055(920)2180	(920)2180	5-103-6010
沼津市	危機管理課	410-8601 沼津市御幸町 16-1	055(934)4803	(931)2500	5-242-9000
熱海市	危機管理課	413-8550 熱海市中央町 1-1	0557(86)6443	(81)2555	5-237-6020
三島市	危機管理課	411-8666 三島市北田町 4-47	055(983)2650	(975)3111	5-243-9000
富士宮市	危機管理局	418-8601 富士宮市弓沢町 150	0544(22)1319	(22)1111	5-249-9000
伊東市	危機対策課	414-8555 伊東市大原 2-1-1	0557(32)1362	(36)0111	5-236-9000
富士市	防災危機管理課	417-8601 富士市永田町1-100	0545(55)2715	(55)2857	5-248-6020
御殿場市	危機管理課	412-8601 御殿場市萩原 483	0550(82)4370	(83)1212	5-246-9000
裾野市	危機管理課	410-1192 裾野市佐野 1059	055(995)1817	(992)1111	5-245-9000
伊豆の国市	危機管理課	410-2292 伊豆の国市長岡 340-1	055(948)1482	(948)1482	5-239-9000
伊豆市	危機管理課	410-2413 伊豆市小立野 38-2	0558(72)9867	(72)9867	5-238-9000
函南町	総務課	419-0192 田方郡函南町平井 717-13	055(979)8102	(978)2250	5-240-9000
清水町	くらし安全課	411-8650 駿東郡清水町堂庭 210-1	055(981)8205	(973)1111	5-241-9000
長泉町	地域防災課	411-8668 駿東郡長泉町中土狩 828	055(989)5505	(986)2131	5-244-9000
小山町	危機管理局	410-1321 駿東郡小山町阿多野 130	0550(76)5715	(76)1111	5-247-9000-9001
中部地域局		426-8664 藤枝市瀬戸新屋 362-1	054(644)9104	(644)9104	5-106-6010
静岡市	危機管理総室	420-8602 静岡市葵区追手町 5-1	054(221)1012	090(3484)608	5-250-9000
島田市	危機管理課	427-8501 島田市中央町 1-1	0547(36)7320	(37)5111	5-254-9000
焼津市	防災計画課	425-0041 焼津市石津 728-2	054(625)0128	(623)1119	5-251-6020
藤枝市	地域防災課		054(623)2554		
藤枝市	大規模災害対策課・地域防災課	426-8722 藤枝市岡出山1-11-1	054(643)3119	(623)1119	5-252-9000
牧之原市	危機管理課	421-0495 牧之原市静波 447-1	0548(23)0056	(23)0001	5-256-9000
吉田町	危機管理課	421-0395 榛原郡吉田町住吉 87	0548(33)2164	(33)1111	5-255-9000
川根本町	総務課	428-0313 榛原郡川根本町上長尾 627	0547(56)2220	(56)1111	5-253-9000
西部地域局		438-0086 磐田市見付 3599-4	0538(37)2204	(37)2204	5-107-6010
浜松市	危機管理課	430-8652 浜松市中区元城町 103-2	053(457)2537	(457)2066	5-263-9000
磐田市	危機管理課	438-8650 磐田市国府台 3-1	0538(37)2114	(37)2111	5-262-9000
掛川市	危機管理課	436-8650 掛川市長谷 1-1-1	0537(21)1131	(21)1111	5-259-9000
袋井市	危機管理課	437-0012 袋井市国本 2907 番地	0538(86)3701	(43)2111	5-261-9000
湖西市	危機管理課	431-0492 湖西市吉美 3268	053(576)4538	(576)1111	5-264-9000
御前崎市	危機管理課	437-1692 御前崎市池新田 5585	0537(85)1119	(85)1119	5-257-9000
菊川市	危機管理課	439-8650 菊川市堀之内 61	0537(35)0923	(35)2111	5-258-9000
森町	防災課	437-0293 周智郡森町森 2101-1	0538(85)6302	(85)2111	5-260-9000

県 庁	連 絡 先	時 間 内	時 間 外	防災行政無線(衛星系 8)
静岡県危機管理部 総務課 危機政策課 危機情報課 危機対策課 消防保安課消防行政班 " 産業保安班 原子力安全対策課 危機対策課防災通信班	420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	054(221)2071 2456 3366 2072 2073 2076 2088 2925	(宿直室) (221)2072 (221)2073	*県庁統制局 5-700-6039 700-6030 *県庁危機管理センター 事案対応班用 700-6105 ~6119 6129 ~6140 原子力班用 700-6121 ~6122

1-3 報道機関一覧表

(県広聴広報課) R3.4.1

報道機関名	局名	電話番号	所在地	郵便番号
朝日新聞社	静岡総局	(054)253-2101	静岡市葵区追手町7-2	420-0853
毎日新聞社	静岡支局	" 254-2671	朝日新聞静岡ビル " 葵区七間町8-20	420-0035
読売新聞社	"	" 252-0171	" 葵区追手町9-22 読売ビル3F	420-0853
共同通信社	"	" 286-1251	" 駿河区登呂3-1-1 静岡新聞制作センター5F	422-8033
産経新聞社	"	" 255-5026	" 葵区伝馬町9-1 河村ビル7階	420-0858
時事通信社	静岡総局	" 252-1823	" 葵区追手町9-22 読売静岡ビ2F	420-0853
静岡新聞社	本社	" 284-8930	" 駿河区登呂3-1-1	422-8033
中日新聞社	静岡総局	(054)255-2121	静岡市葵区紺屋町11-17 桜井・第一共同ビル8階	420-0852
東京新聞社	"	"	"	"
日本経済新聞社	静岡支局	(054)253-7191	静岡市葵区西草深町5-18	420-0866
中部経済新聞社	三遠支局	(0532)54-2668	愛知県豊橋市萱町21 佐藤ビル3F	440-0896
日刊工業新聞社	静岡支局	(054)255-0431	静岡市葵区金座町47-1 金座ビル5F	420-0025
日本放送協会	静岡放送局	(054)654-4001	静岡市駿河区八幡1-6-1	422-8787
静岡放送	本社	" 284-8950	" 駿河区登呂3-1-1	422-8033
テレビ静岡	"	" 261-6115	" 駿河区栗原18-65	422-8525
静岡朝日テレビ	"	" 251-3301	" 葵区東町15	420-8567
静岡第一テレビ	"	" 283-8131	" 駿河区中原563	422-8560
静岡エフエム放送	"	(053)457-1152	浜松市中区常盤町133-24	430-8575
フジサンケイビジネスアイ(日本工業新聞社)	浜松支局	" 471-7011	" 中区城北2-14-3	432-8011

1-4 自衛隊緊急時連絡先一覧表

部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号		
			代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板 妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	0550-89-1310 〈防災行政無線 150-9002〉	235 236 237	301 302
東部方面總監部 (朝 霞)	防衛部長又は 防衛課長	運 用 室	03-3133-1161	2250 2251 2255	2461 (03-392 4-4499)
第1師団司令部 (練 馬)	第3部長又は 第3部防衛班長	司令部当直長	03-3933-1161~8	230 238	207 228
第12旅団司令部 (相馬原)	〃	〃	0279-54-2011	230 234 239	208
第9師団指令部 (青 森)	第3部防衛班 災害派遣担当 幹	駐屯地 当直司令	017-781-0161	6262	6204
第1戦車大隊 (駒 門)	第3係主任	部隊当直司令	0550-87-1212 〈防災行政無線 152-9000〉	481	499
第32普通科連隊 (大 宮)	第3科長	駐屯地 当直司令	048-663-4241	437	402
第1空挺団 (習志野)	第3科長	駐屯地 当直司令	047-466-2141	236 218	301
富士学校 (富 士)	企画室総括班長 又は防衛業計係 長	駐屯地 当直司令	0550-75-2311 〈防災行政無線 151-9000〉	2200 2234	2302
海上自衛隊 横須賀地方總監部 (横須賀)	防災総括幕僚 又は作戦室	オペレーション室 当直幕僚	046-822-3500 〈防災行政無線 156-9001〉	2543 2222	2222 2223
海上自衛隊 第4航空群 (厚 木)	司令部 作戦室	当直幕僚 室	0467-78-8611	2245	2245
海上自衛隊 第21航空群 (館 山)	司令部	〃	0470-22-3191	221	222 223
航空自衛隊 第1航空団司令部 (浜 松)	防衛部防衛班長	基地当直幹部	053-472-1111 〈防災行政無線 843-9106〉	3230 3231	3224 3225
第11飛行教育団 (静 浜)	団司令部 計画班長	基地当直幹部	054-622-1234 〈防災行政無線 154-9000〉	231	225

(自衛隊) R3.4.1

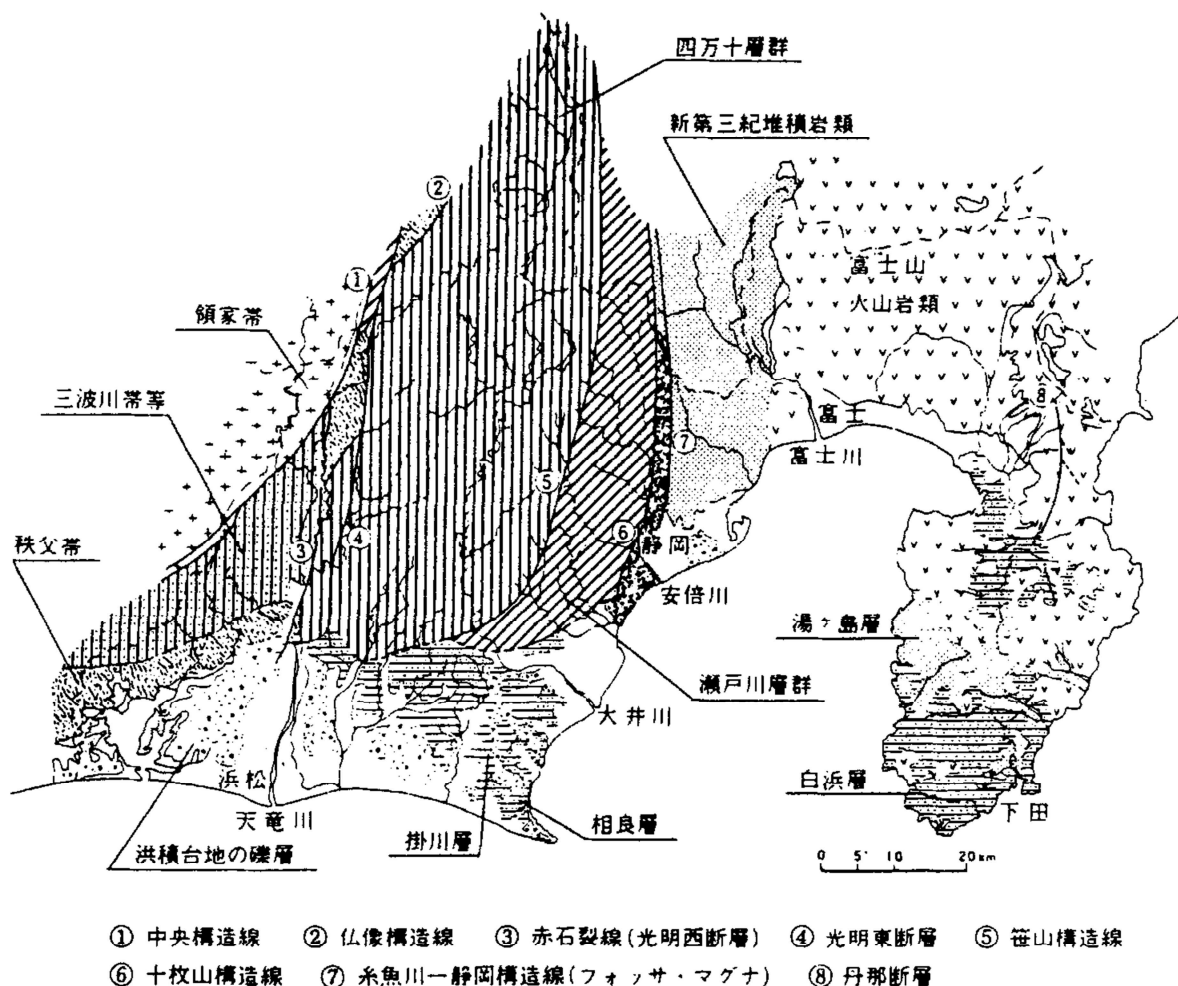
2-1 地質概要

(県危機情報課)

静岡県には北から南に、領家・三波川・秩父帯、四万十帯、瀬戸川帯および大井川・丹那帯の4褶曲帯が形成時期の順に並び、これらを南北に横切って、赤石裂線や糸魚川—静岡構造線で代表されるフォッサマグナの断層群がある。さらに、フォッサマグナ沿いに富士山や伊豆半島の新しい火山群など地熱活動の盛んな地域をかかえ、日本列島を形づくっている主要な地質構造要素のほとんどがここに集約されている。

フォッサマグナの断層群中には現在活動中のものもあると考えられ、また海岸沿いの日本平や小笠山丘陵などの新しい隆起帯は現在も活発に変動していると見られ、これらを含む第四紀の地殻変動は、地震の予知とも関連して大いに注目される。一方、赤石山地では風化作用と新期の地殻変動によって、大きな山地災害が見られ、国土保全と資源の確保の上で解決すべき問題をかかえている。

このように静岡県の地質は、現在進行している地質学的諸現象が、実生活にも大きなかかわりを持っている点で、きわめて重要である。



2-2 過去の顕著な災害

(県危機情報課・県危機対策課)

1 風水害

〔戦後における主な台風及び豪雨による災害〕

昭和23年9月16日 アイオン台風

被害状況				気象概況	
死者	7人	堤防	66箇所	マーシャル諸島で発生した台風は発達しながら北上し、16日朝には潮岬沖南方海上に達し、中心気圧945hpaを示した。台風はその後進路を北東に変えて伊豆南端をかすめて三陸沖に去った。県下は16日昼ごろから夕刻にかけて暴風雨となった。	
負傷者	4人	船沈没	10隻		
行方不明者	1人	船破損	59隻		
住家	全壊	184戸			
	半壊	208戸			
	流失	119戸			
	床上浸水	2,723戸			
	床下浸水	7,653戸			
田流失	2ha				
田畑冠水	265ha				
道路	91箇所				
橋	42箇所				

昭和27年6月23日 ダイナ台風

死者	25人	冠田	4,407ha	台風は沖縄の西方海上を北東進し、23日足摺岬を通り、東北東に向きを変え20時ごろ紀伊半島南部に上陸し、東海道、関東南部を通過中、銚子沖に去った。県下を通過中、この1時間雨量20～60mmの強い雨が降り、大井川中流域、伊豆天城山東海岸にかけて多く、200mmを越した。最大風速は御前崎南々西39.1m/s、石廊崎南西36.8m/sであった。	
負傷者	5人	水畑	1,531ha		
行方不明者	20人	道路	153箇所		
住家	全壊	20戸	橋		133箇所
	半壊	48戸	堤防		106箇所
	流失	21戸	山(がけ)		163箇所
	床上浸水	2,005戸	崩れ		
	床下浸水	6,433戸	鉄道		74箇所
非住家	143戸	船沈没	2隻		
流埋	田	206ha	船流失		42隻
	畑	51ha	船破損	45隻	

昭和28年9月25日 台風13号

死者	1人	道路	24箇所	台風は23日沖大東島の南東にあつて中心気圧915hpa最大風速60m/sとなった。台風の北上にともなつて本州の海岸にあつた前線は活発となり各地で雨となった。その後台風は北上を続け、25日15時に紀伊半島に上陸。三重、愛知、長野県を通り奥羽地方へ去つた。	
負傷者	13人	橋	97箇所		
住家	全壊	37戸	堤防		97箇所
	半壊	120戸	山(がけ)		25箇所
	流失	23戸	崩れ		
	床上浸水	1,642戸	鉄道		9箇所
	床下浸水	4,954戸	船沈没		3隻
非住家	276戸	船破損	46隻		
流埋	田	147ha	通信		391箇所
	畑	3ha	木材流出		434m ³
冠水	田	9,188ha			
	畑	604ha			

昭和 29 年 9 月 18 日 台風 14 号

死者		24 人	道路	330 箇所	マリアナ諸島東方洋上に発生した台風は西に進み次第に北西に転向、17 日には室戸岬南方 600km の海上に達し、中心気圧 960hpa を示した。その後、北東に向きを変え紀伊半島の南端をかすめ 18 日 21 時には御前崎付近に上陸し、駿河湾、伊豆半島を横切って銚子付近から東方海上に抜けた。17 日夜半から 18 日午後にかけて風雨が強まり最大風速は御前崎東南東 22m/s、石廊崎南々東 19.6m/s を記録し、雨量は山間部で 300~450mm に達し、河川は増水した。	
負傷者		32 人		橋		198 箇所
住家	全壊	31 戸	堤防	286 箇所		
	半壊	90 戸	山(がけ)	201 箇所		
	流失	12 戸	崩れ	23 箇所		
	床上浸水	2,670 戸	鉄道			
床下浸水	16,966 戸	船舶	沈没	20 隻		
非住家		658 戸	船舶	流失		2 隻
流埋	田畑	138ha	船舶	破損		7 隻
	田畑	116ha	通信施設	木材流出		106 箇所
冠水	田畑	7,875ha	通信施設	木材流出	95m ³	
	田畑	2,134ha				

昭和 33 年 7 月 23 日 台風 11 号

死者		6 人	冠水	田畑	4,439ha	台風はトラック島付近に発生し、南大東島付近を通過し、北東に進路をかえ 23 日 6 時御前崎付近に上陸、富士山付近から東京都西部へ抜けた。20 日夜から雨が降り出し、21 日から 23 日にかけて風雨が強く、雨量は天城山 564mm、大間川 378mm、大川 355mm に達し、最大風速は石廊崎南 29.8 m/s を観測した。
負傷者		4 人		田畑	452ha	
行方不明者		3 人	道路	141 箇所		
住家	全壊	11 戸	橋	42 箇所		
	半壊	62 戸	山(がけ)	98 箇所		
	流失	16 戸	崩れ	39 箇所		
	床上浸水	938 戸	堤防			
床下浸水	6,131 戸	鉄道	3 箇所			
非住家		27 戸	船舶	1 隻		
流埋	田畑	144ha	船舶	通信施設	90 回線	
	田畑	5ha	通信施設	木材流出	42m ³	

昭和 33 年 9 月 26 日 (狩野川台風)

死者		701 人	道路	330 箇所	グアム島付近に発生した台風は次第に発達し、最盛期には中心気圧 877hpa を示した。台風は沖縄の東南東 650km 付近で進路を北々東に変え、26 日 22 時すぎ伊豆南端をかすめて関東に上陸し急速に衰弱した。県下は 25 日昼ごろから雨となり 26 日 20 時から 23 時ごろにかけ狩野川の上流一帯にわたり 1 時間 80~120mm の豪雨があり湯ヶ島で総雨量 753mm に達した。水位は狩野川徳倉で 26 日 22 時 30 分に 7.75m、千歳橋で 26 日 22 時に 10m に達し、支流来光川、大場川、柿沢川とも最高水位 5m を越した。最大風速は伊豆地方で 20m/s を越し、石廊崎東 37.8m/s、御前崎北北東 26.1m/s を観測した。海岸ではうねりが高く、田子浦港 11.6m、御前崎、舞阪港で 7m の波高を観測した。	
負傷者		813 人		橋		156 箇所
行方不明者		339 人	堤防	153 箇所		
住家	全壊	353 戸	山(がけ)	89 箇所		
	半壊	754 戸	崩れ	20 箇所		
	流失	722 戸	鉄道			
	床上浸水	7,930 戸	船舶	沈没		2 隻
床下浸水	8,166 戸	船舶	破損	7 隻		
非住家		1,030 戸	通信施設	木材流出		2,602 回線
流埋	田畑	782ha	通信施設	木材流出		8m ³
	田畑	276ha				
冠水	田畑	1,432ha				
	田畑	265ha				

昭和34年8月14日 台風7号

死者		11人	道路	250箇所	前線が本州南岸に停滞し、11日から13日にかけて時々強い雨が降り大井川中流域で250mm以上、平地で50～80mmの雨量があった。一方台風は硫黄島の北方海上から北に進み、かなり速い速度で伊豆西岸をかすめ14日6時過ぎ駿河湾から富士川河口付近に上陸し、山梨県に抜けた。中心付近の風は猛烈で最大風速は石廊崎東48.8m/s、御前崎西29.6m/sを観測した。雨は14日の明け方にかけて強く降り台風による雨量は天城山200mm安倍川、藁科川中流、大井川中流域で300mmを越え特に梅ヶ島で470mmを観測した。
負傷者		399人		橋	
行方不明者		3人	堤防	129箇所	
住家	全壊	629戸	山(がけ)	242箇所	
	半壊	1,721戸	崩れ	7箇所	
	流失	21戸	鉄道		
	床上浸水	2,040戸	船舶	沈没	
床下浸水	4,009戸	流失		2隻	
非住家		6,683戸	破損	84隻	
流埋	田畑	149ha	通信施設	7,177回線	
	畑	70ha			
冠水	田畑	2,965ha			
	畑	662ha			

昭和34年9月26日 台風15号(伊勢湾台風)

死者		5人	台風は硫黄島西方海上で第一級の台風に発生し、北々西から北に進み、26日18時30分ごろ紀伊半島南部に上陸した。この時の中心気圧は929.5hpaであったが上陸後もあまり勢力が衰えず岐阜付近を通り高田の西方を経て秋田沖に去った。26日夕刻ごろから風雨が強まり最大風速は御前崎南々西35.6m/s、石廊崎南西29.2m/s、浜松南々西26.4m/sを観測し、所々に突風があった。雨は26日16時から24時にかけて強く降り山岳方面で1時間雨量は30～35mmに達し大井川、天竜川中流域で200～350mm、また台風の最も接近した時刻が満潮時と一致したため海岸では高潮や高波が起こった。
負傷者		56人	
行方不明者		1人	
住家	全壊	441戸	
	半壊	1,635戸	
	流失	11戸	
	床上浸水	403戸	
	床下浸水	1,688戸	
非住家		4,192戸	
流埋	田畑	52ha	
	畑	34ha	
冠水	田畑	1,810ha	
	畑	1,522ha	

昭和40年9月17日 台風24号

死者		6人	冠水	578ha	カロリン諸島に発生した台風は、15日午後沖縄の南海上を北東進し、最大風速55m/s、500km以内は15m/sの暴風となった。台風は17日午後9時伊良湖付近を通り長野県へ進んだ。西部や山間部では特に雨が強く1時間30～50mmの強い雨が降り17日の雨量は西部の山間部や大井川上流域で200～250mmとなったが中部から東の平野部では30～50mm程度であった。最大風速は御前崎南西30.3m/s、浜松南東20.3m/sであった。	
負傷者		7人	田畑	357ha		
行方不明者		2人	道路	146箇所		
住家	全壊	23戸	堤防	16箇所		
	半壊	48戸	橋	34箇所		
	流失	9戸	山(がけ)	130箇所		
	床上浸水	453戸	崩れ	9箇所		
	床下浸水	2,057戸	鉄道			
非住家		378戸	船舶	沈没		3隻
流埋	田畑	1ha	流失	7隻		
					破損	41隻
	畑	3ha	通信施設	3,546回線		

昭和41年9月25日 台風26号

死者	49人	橋 山(がけ) 崩れ 鉄道 通信施設	2箇所	台風は24日硫黄島の南西海上を北上し、21時すぎに県下は暴風圏に入った。25日0時には中心示度960hpaを示し御前崎の西に上陸し進路を北々東に変え梅ヶ島付近を通って本州を横断し、25日三陸沖へ抜けた。県下にとっては最も悪いコースでしかも上陸まで勢力が衰えなかったので御前崎で最大瞬間風速東北東50.5m/s、静岡で40m/s、三島で南東42m/sを記録した。平野部の静岡で1時間66.1mm、御前崎63.6mmの強い雨が天城や山間部で200~400mmとなった。	
負傷者	227人		84箇所		
行方不明者	7人		4箇所		
住家	全壊	386戸	19,048回線		
	半壊	1,287戸	船舶 沈没 流失 破損		
	流失	9戸			13隻
	床上浸水	163戸			14隻
	床下浸水	1,836戸	41隻		
非住家	3,609戸				
流埋	田	11.2ha			
	畑	8.3ha			
冠水	田	5,411.5ha			
	畑	73ha			
道路 堤防		38箇所			
		12箇所			

昭和46年8月31日 台風23号

死者	1人	道路 橋 河川 崖崩れ 通信施設	501箇所	南鳥島付近に発生した台風は、九州の南海上で急に発達し、中心気圧は915hpaとなった。台風は九州の大隅半島に上陸した後、進路を北東に転じ、次第に衰えながら四国の土佐湾から淡路島付近、志摩半島、静岡県南岸を通り房総沖に去った。静岡県南岸を通過するときは985hpaとなったため、風による被害は少なかったが、雨は県下全域に150mmから300mm、多い所で400mmとなった。そのため被害はほぼ県下全域に発生した。	
負傷者	8人		68箇所		
住家	全壊		15戸		213箇所
	半壊		65戸		358箇所
	一部破損		174戸		836箇所
	床上浸水	1,458戸			
床下浸水	9,446戸				
非住家	116戸				
流埋	田	14.5ha			
	畑	26.5ha			
冠水	田	4,836.3ha			
	畑	767.5ha			

昭和49年7月7日~8日 台風8号(七夕豪雨)

死者	44人	文教施設 道路 橋 河川 砂防 水道 崖崩れ 鉄道 船舶 通信施設	72箇所	沖の鳥島付近の近海で発生した台風8号は次第に北上して7月7日夕刻ごろには対馬海峡を通過し、日本海中部に達した。一方梅雨前線は東海地方西部にあったが、台風8号の北東進にあわせ7月7日夕刻ごろには、静岡県の西部県境に達した。県境に達した梅雨前線の動きは非常に遅く本県を通過するのに7~10時間を要した。その時時間雨量50~70mmの強雨が継続し、24時間降雨量は508mmという気象台創設以来の大記録となり、この大雨で県下各地では、山・がけ崩れ、河川洪水により冠水などの災害が続出し、特に静岡、清水を中心に大水害となった。	
負傷者	241人		3,381箇所		
住家	全壊		241戸		210箇所
	半壊		350戸		2,933箇所
	一部破損		152戸		77箇所
	床上浸水		26,452戸		92箇所
	床下浸水		54,092戸		4,299箇所
非住家	2,221戸		7箇所		
流埋	田		845.74ha		12隻
	畑		515.82ha		1,791回線
冠水	田	8,082.34ha			
	畑	2,150.74ha			

昭和50年10月7日～8日 低気圧及び前線による大雨

死者	6人	道路 橋	918箇所	上海沖から東進してきた低気圧は、7日に瀬戸内海西部に達した。この低気圧から東にのびる温暖前線により静岡県では7日の夜半を中心に沿岸部で強風があった。強風をもたらした低気圧は、進路を東から北東に変えて日本海に入り、その後も北東進した。これにより温暖前線は8日6時には、県の北方に去り、強雨はおさまったがその後、後続する寒冷前線が通過するまでは、降雨があり12時過ぎには県全般に雨がやんだ。しかし強雨により大きな被害をもたらした。	
負傷者	18人		86箇所		
住家	全壊	4戸	堤防		707箇所
	半壊	11戸	崖崩れ		428箇所
	一部破損	49戸	船舶		7隻
	床上浸水	2,864戸	水道施設		50箇所
床下浸水	16,572戸				
非住家	45戸				
流埋	田	52.67ha			
	畑	23.68ha			
冠水	田	4,769.2ha			
	畑	772.56ha			

昭和51年7月11日 豪雨

死者	16人	文教施設	10箇所	7月10日黄海にあった低気圧が日本海西部に入った。一方、三陸はるか東海上にあった高気圧(1024hpa)が次第に強まり、本州東海上に根強く張り出していたため、静岡県西方に位置していた気圧の谷の東進を遅らせ大雨の原因となった。11日には、梅雨前線が北上し伊豆方面に大雨を降らせた。総雨量は伊豆半島400mm～500mm、県西部200mm～250mm、山間部50mm～100mm。	
負傷者	70人		道路		595箇所
住家	全壊	35戸	橋		61箇所
	半壊	40戸	河川		840箇所
	一部破損	52戸	港湾		5箇所
	床上浸水	2,342戸	砂防		4箇所
床下浸水	5,067戸	水道	91箇所		
流埋	田	117.64ha	崖崩れ		552箇所
	畑	85.08ha	船舶		14隻
冠水	田	3,182.90ha	通信施設		3,846回線
	畑	283.04ha			

昭和57年7月31日から8月3日にかけて台風第10号と低気圧による大雨と暴風

死者	2人	文教施設	(61校)70箇所	7月24日南鳥島付近で発生した台風第10号は、大型で並みの勢力(970hpa)を保ちながら、8月2日0時ごろ渥美半島西部に上陸し中部、北陸地方を横断し2日未明には日本海に達し、台風による雨はあがった。台風通過後の8月3日には小さな低気圧が太平洋沿岸を通過し、2日夜半から3日夜まで再び大雨となったので県下は記録的な豪雨となった。静岡県井川、梅ヶ島地区では、道路が寸断され、地区住民、観光客、登山客等が孤立した。(降り始めからの総雨量)梅ヶ島1056ミリ 井川853ミリ 本川根742ミリ 熊660ミリ	
行方不明者	1人		病院		1箇所
負傷者	12人	道路	1,464箇所		
住家	全壊	11戸	橋りょう		30箇所
	半壊	32戸	河川		1,738箇所
	一部破損	604戸	港湾		4箇所
	床上浸水	875戸	砂防		69箇所
床下浸水	2,607戸	水道	177箇所		
非住家	805戸	清掃施設	4箇所		
流埋	田	85.4ha	崖崩れ		1,475箇所
	畑	286.4ha	鉄道不通	9箇所	
冠水	田	570ha	船舶被害	2隻	
	畑	619ha	通信被害	399回線	
		海岸	2箇所		

昭和57年9月12～13日 前線と台風18号による大雨と暴風

死者	14人	文教施設	139箇所	9月6日グアム島付近で発生した台風第18号は、大型で並の勢力(968ha)を保ちながら、12日18時に、御前崎西方へ上陸し、東日本を横断した。 本州南岸沿いに停滞していた前線が、台風の接近に伴い活発化し11日夜半から12日午前にかけて県下に大雨を降らせた。牧ノ原では12日16時から17時の1時間に91ミリの豪雨が降った。 (降り始めからの総雨量) 天城山 676ミリ 牧ノ原 628ミリ 掛川 504ミリ 御前崎 459ミリ	
行方不明者	1人	病院	7箇所		
負傷者	45人	道路	975箇所		
住家	全壊	51戸	橋りょう		48箇所
	半壊	31戸	河川		1,539箇所
	一部破損	173戸	港湾		7箇所
	床上浸水	6,578戸	砂防		21箇所
	床下浸水	15,328戸	水道		222箇所
非住家	4,084戸	清掃施設	5箇所		
流埋	田	163.1ha	崖崩れ		2,939箇所
	畑	204.8ha	鉄道不通	6箇所	
冠水	田	5,036.1ha	船舶被害	5隻	
	畑	576.6ha	通信被害	784回線	
		海岸	5箇所		

昭和58年9月25日から29日にかけての台風第10号に伴う静岡県の大雨

死者	4人	文教施設	7箇所	9月20日グアム島付近で発生した台風第10号は、28日長崎市付近に上陸し、高知県宿毛市付近で温帯低気圧に弱まった。この低気圧は、前線を伴ってその後も東進を続け県下に大雨を降らせた。 水窪ダムでは1時間に94ミリの豪雨となり、磐田郡水窪町では町道白倉川線が崩土で寸断され向島地区が孤立した。 (降り始めからの総雨量) 本川根 346ミリ 梅ヶ島 321ミリ 熊 286ミリ 天城山 282ミリ	
負傷者	1人	道路	215箇所		
住家	全壊	3戸	橋りょう		12箇所
	一部損壊	3戸	河川		95箇所
	床上浸水	304戸	港湾		1箇所
	床下浸水	1,306戸	砂防		1箇所
非住家	1戸	水道	10箇所		
流埋	田	0.69ha	崖崩れ		39箇所
	畑	0.85ha	通信被害		127回線
冠水	田	263ha			
	畑	46ha			

平成3年9月10～11日 伊豆半島南部の集中豪雨

死者	4人	台風15号が東海上に去った10日は、日本海に大陸から移動してきた高気圧、南東海上には太平洋高気圧があり、これらの高気圧にはさまれて関東から東海の南海上は気圧の谷となっていた。この気圧の谷となっていた静岡県の南海上で15時に低気圧が発生した。 このため伊豆地方では、日本海に中心をもつ高気圧から流れ込む乾いた冷たい東風と、太平洋高気圧から流れ込む暖かい湿った南風とが収束し発達した雨雲の発生しやすい気象状態となっていた。また、9時から21時にかけて上空に寒気が入ったため、大気の状態もやや不安定であった。 特に、伊豆南部は南風のやや強い風が吹き、標高1200～1400mの天城山地の南斜面に衝突し、地形の効果も加わって雨雲が発達、また、雨雲を移動させる上空の風も弱かったため停滞し、局地的な大雨となった。 10日6時ごろから伊豆地方で降り始めた雨は、12時過ぎから強まり夜半頃までに継続的に降り続き、稲取で22時～23時の1時間に53mm、天城山では15時～18時に3時間で64mm、20時～23時の3時間で73mmを記録し、降り始めから11日5時までの総降水量天城山で252mm、稲取で131mmとなった。 一方、レーダー観測でも伊豆地方には12時～17時、20時～24時にかけて雲頂高度4000～6000mの雨雲が停滞していた。 なお、伊豆地方では、8日～9日にかけて八丈島の南海上を通過し東海上に抜けた台風15号の影響により、7日の夜から9日の昼頃にかけて、天城山で283mm、稲取で158mmの降水量を記録し、地盤が軟弱な状態であった。 (静岡地方気象台 災害時気象速報より抜粋)	
負傷者	7人		
住家	全壊		27戸
	半壊		12戸
	一部破損		14戸
	床上浸水		164戸
	床下浸水		291戸
非住家	116戸		
流埋	田		25.9ha
	畑		20.3ha
冠水	田	35.3ha	
	畑	ha	
道路	229箇所		
橋りょう	8箇所		
河川	268箇所		
港湾	3箇所		
砂防	3箇所		
崖崩れ	83箇所		
鉄道不通	2箇所		
水道	2,101戸		
電話	159回線		
電気	4,600戸		

平成 16 年 10 月 9 日 台風 22 号による大雨と暴風

死者	5 人	文教施設	86 箇所	10 月 4 日フィリピンの東の海上で発生した台風第 22 号は、沖の鳥島の南海上で「非常に強い台風」となり、中心気圧 920ha、最大風速 50m/s まで発達し、その後も非常に強い勢力を保ったまま、9 日 16 時に、伊豆半島へ上陸した。 県内は 9 日午後には暴風域に入り、石廊崎では最大瞬間風速 67.6m/s の非常に強い風を観測した。また、台風の北上に伴い東海地方から関東地方にかけて停滞していた前線の活動が活発となり、御前崎では 9 日 15 時に 1 時間 89 ミリの豪雨を記録した。 (降り始めからの総雨量) 御前崎 420.5 ミリ 清水 397 ミリ (東京管区气象台 平成 16 年 10 月台風第 22 号に関する気象速報より抜粋)	
行方不明者	1 人	病院	1 箇所		
負傷者	100 人	道路	1,128 箇所		
住家	全壊	130 戸	橋りょう		17 箇所
	半壊	277 戸	河川		310 箇所
	一部破損	3,913 戸	港湾		6 箇所
	床上浸水	310 戸	砂防		3 箇所
床下浸水	1,041 戸	水道	3,823 箇所		
非住家	1,343 戸	清掃施設	6 箇所		
流埋	田	3.38ha	崖崩れ		708 箇所
	畑	203.94ha	鉄道不通	6 箇所	
冠水	田	2.77ha	船舶被害	15 隻	
	畑	42.07ha	電話	2800 回線	
		電気	135,920 戸		
		ガス	1 戸		
		ブロック塀	8 箇所		

平成 22 年 9 月 8 日 台風 9 号による大雨

死者	0 人	文教施設	10 箇所	9 月 3 日沖ノ鳥島付近で発生した台風 9 号は、6 日には南西諸島から東シナ海を北上し、対馬海峡から山陰沖を東北東から東に進み、8 日 11 時に福島県敦賀市付近に上陸した。上陸時の中心気圧は 1004hPa、中心付近の最大風速は 18m/s であった。その後、中部地方を南東に進み、8 日 15 時に静岡県で熱帯低気圧に変わり、夜、関東の東海上を抜けた。 県内は、台風の接近で 7 日 18 時頃から雨が降り出し、8 日 7 時頃から雨雲が発達し、9 時に井川で時間 56.5 ミリ、御殿場で 46 ミリ、10 時には小山町付近で時間 110 ミリの記録的な大雨を観測した。この後も東部で猛烈な雨が降り続き、小山町付近は 16 時にも時間 120 ミリの記録的な大雨を観測した。 (降り始めからの総雨量) 井川 224.5 ミリ 御殿場 218 ミリ (静岡地方气象台 平成 22 年台風第 9 号に関する静岡県気象速報より抜粋) ※被害状況は平成 22 年 10 月 8 日 16 時現在	
行方不明者	0 人	道路・橋りょう	36 箇所		
負傷者	1 人	河川	91 箇所		
住家	全壊	6 戸	港湾		2 箇所
	大規模半壊	7 戸	砂防・急傾斜		20 箇所
	半壊	18 戸	水道		1,500 戸
	一部破損	0 戸	土砂災害		40 箇所
床上浸水	15 戸	農地農業用施設	315 箇所		
床下浸水	115 戸	森林	129 箇所		
非住家	23 戸	鉄道不通	1 箇所		
流埋	田	8.5ha	電気	690 戸	
	わさび田	2.7ha			
冠水	田	171ha			
	畑	ha			

平成 23 年 9 月 19 日 台風 15 号による大雨

死者	3 人	文教施設	144 箇所	9 月 13 日に日本の南で発生した台風 15 号は、16 日から 19 日にかけて南大東島の近海で停滞した後、19 日に奄美大島近海で強い勢力、20 日夜遅くには四国沖で非常に強い勢力となり、強い勢力を維持しながら 21 日 14 時頃に浜松市付近に上陸した。 県内では、19 日 19 時頃から山間部を中心に雨が降り始め、台風が浜松市付近に上陸した 21 日 14 時頃を中心に、非常に激しい雨と強い風に見舞われ、山間部を中心に総雨量が 400~550 ミリを超える大雨となり、県内各地で 30m/秒を上回る最大瞬間風速を観測	
行方不明者	0 人	道路・橋りょう	323 箇所		
負傷者	155 人	河川	353 箇所		
住家	全壊	2 戸	港湾		12 箇所
	大規模半壊	戸	砂防・急傾斜		11 箇所
	半壊	8 戸	水道		11,391 戸
	一部破損	1,504 戸	土砂災害		69 箇所
床上浸水	34 戸	農地農業用施設	54 箇所		
床下浸水	73 戸	森林	58 箇所		
非住家	189 戸	鉄道不通	3 箇所		
流埋	田	3.98ha	船舶被害	4 隻	
	畑	4.03ha	電話	80,002 回線	
冠水	田	1ha	電気	340,100 戸	
	畑	390ha	ブロック塀	16 箇所	

平成 25 年 7 月 18 日 西伊豆町における集中豪雨

死者	0 人	文教施設 道路・橋りょう 河川 電気	3 箇所	日本海にある低気圧に向かって、暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、7 月 17 日夜から 7 月 18 日にかけて大気が非常に不安定な状況となった。 県内では、17 日夜には中部南を中心に、18 日未明から朝にかけて伊豆を中心に大雨となった。稲取で時間雨量 78 ミリ、土肥で時間雨量 60.5 ミリの非常に激しい雨を観測した。中でも西伊豆町宇久須では 3 時～4 時にかけて時間雨量 98 ミリを観測した。
行方不明者	0 人		6 箇所	
負傷者	0 人		19 箇所	
住家	全壊	1 戸	2300 戸	
	半壊	17 戸		
	一部破損	7 戸		
	床上浸水	43 戸		
	床下浸水	319 戸		
非住家		50 戸		
流埋	田	0ha		
	畑	1ha		

平成 26 年 10 月 5 日 台風第 18 号による大雨

死者	0 人	台風第 18 号は、9 月 29 日 15 時にトラック諸島近海で発生し、10 月 2 日 09 時にはフィリピンの東で大型で非常に強い台風となった。4 日 09 時には南大東島の東南東の海上に進み、次第に進路を北に変え、5 日 09 時には屋久島の南南東の海上で大型で強い台風となった。	
行方不明者	0 人		
負傷者	8 人		
住家	全壊	0 戸	その後、進路を北から北東に変え四国の南を進み、5 日 21 時には足摺岬の南の海上、6 日 03 時には潮岬の南南西の海上、6 日 06 時には、尾鷲市の東南東の海上を北東に進んだ。6 日 08 時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸し、その後、速度を速め 6 日 09 時には静岡市付近を北東に進み、昼過ぎには関東の東海上に達し、6 日 21 時には日本の東で温帯低気圧に変わった。 この台風と前線の影響により、静岡県では 5 日未明から雨が降り始め、5 日夜には雨が強まり 6 日昼前にかけて大雨となった。伊豆、中部では降り始めからの降水量が 400 ミリを超え、1 時間に 80 ミリ以上の猛烈な雨が降った所があった。 また、台風の接近により沿岸部を中心に風が強まり、石廊崎では猛烈な風を観測した。海上では 5 日午後から波が高くなり、6 日には石廊崎で 12.8 メートルの猛烈なしけとなった。 (静岡地方気象台 平成 26 年台風第 18 号に関する静岡県気象速報より抜粋)
	半壊	8 戸	
	一部破損	26 戸	
	床上浸水	623 戸	
	床下浸水	1348 戸	
非住家		0 戸	
流埋	田	0ha	
	畑	1ha	
道路・橋りょう	519 箇所		
河川	437 箇所		
港湾	6 箇所		
砂防	15 箇所		
崖くずれ	45 箇所		
鉄道不通	5 箇所		
被害船舶	5 箇所		
水道	632 箇所		
電気	23890 戸		
ブロック塀	4 箇所		

平成 27 年 9 月 7 日 台風第 18 号と前線による大雨

			文教施設 道路・橋りょう 河川 崖くずれ 電気	1 箇所 70 箇所 5 箇所 24 箇所 3580 戸	東日本では、太平洋沿岸に停滞する前線の影響により、大気の状態が不安定となった。また、台風第 18 号が 9 月 7 日 03 時に日本の南で発生し、ゆっくりした速さで北北西に進んだ。8 日 03 時に硫黄島の西北西を時速 25 キロで北へ進み、9 日 01 時に八丈島の西南西に達した。9 日 07 時に豊橋市の南を北北西に進んだ後、10 時過ぎに愛知県知多半島に上陸した。その後、9 日 11 時に名古屋市付近、13 時に小松市の南南東を北北西に進んだ後、21 時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。 静岡県では、前線の影響により、6 日朝から雨となり、その後 9 日は台風の影響により雨が継続し、大雨となった。伊豆では降り始めからの降水量が 400 ミリを超え、1 時間に 40 ミリ以上の激しい雨となった所があった。 (静岡地方気象台 平成 27 年台風第 18 号と前線による大雨に関する静岡県気象速報より抜粋)
死者		0 人			
行方不明者		0 人			
負傷者		5 人			
住家	全壊	0 戸			
	半壊	0 戸			
	一部破損	1 戸			
	床上浸水	22 戸			
	床下浸水	90 戸			
非住家		0 戸			
流埋	田	0.07ha			
	畑	0ha			

平成 29 年 10 月 22 日 台風第 21 号による大雨

死者		0 人			10 月 16 日 03 時にカロリン諸島で発生した台風第 21 号は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21 日には超大型で非常に強い勢力となり、22 日にかけて非常に強い勢力を保ったまま、次第に速度を上げて日本の南を北上した。台風は、22 日夜遅くには東海道沖を北北東に進んだ後、23 日 03 時頃に超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま東海地方及び関東地方を北東に進み、23 日 09 時には福島県沖に抜け、23 日 15 時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。 静岡県では、台風の接近と前線の影響により、21 日未明から雨が降り始め、台風が通過した 22 日夜遅くから 23 日明け方にかけて非常に激しい雨となった。特に天城山では、降り始めからの総降水量が 387.0 ミリとなった。 また、22 日夜遅くから 23 日にかけて非常に強い風となった。台風が上陸した御前崎では日最低海面気圧が 952.6hPa を観測するなど県内の広い範囲で気圧が下がった影響で、潮位が平常より上がり、沿岸部で高潮による浸水被害が発生した所があった。 (静岡地方気象台 平成 29 年台風第 21 号に関する静岡県気象速報より抜粋)
行方不明者		0 人			
負傷者		4 人			
住家	全壊	0 戸			
	半壊	0 戸			
	一部破損	12 戸			
	床上浸水	0 戸			
	床下浸水	60 戸			
非住家		3 戸			
流埋	田	0ha			
	畑	0ha			
道路		13 箇所			
橋りょう		1 箇所			
河川		9 箇所			
崖くずれ		1 箇所			
鉄道不通		1 箇所			
電気		7,200 戸			

平成 30 年 7 月 28 日～7 月 29 日 台風第 12 号による大雨と暴風

死者		0 人			7 月 25 日 03 時に日本の南海上で発生した台風第 12 号は、26 日 21 時には強い勢力となり 27 日にかけて発達しながら日本の南を北上し、28 日は次第に進路を西よりに変え伊豆諸島付近を北西に進んだ。台風は、
行方不明者		0 人			
負傷者		9 人			

住家	全壊	0戸	暴風域を伴ったまま、強い勢力を維持し東海道沖を西に進み、29日01時頃に三重県伊勢市付近に上陸した。その後、西日本を西に進み、29日17時半頃に福岡県豊前市付近に上陸し、速度を落としながら九州を南西に進んだ後、九州の西海上を南に進んだ。 静岡県では、台風の接近の影響により、28日昼過ぎから29日未明にかけて強風が吹き、28日夜には暴風となった所があった。また、27日夜遅くから雨が降り始め、28日夕方から29日未明にかけては激しい雨となった所があった。特に伊豆市天城山では、降り始めからの総降水量が175.5ミリとなった。 海上では、28日午後から波やうねりが高くなり、石廊崎では4メートルを超えるしけとなった。 (静岡地方気象台 平成30年台風第12号に関する静岡県気象速報より抜粋)
	半壊	0戸	
	一部破損	36戸	
	床上浸水	0戸	
	床下浸水	0戸	
非住家		6戸	
流埋	田畑	0ha	
		0ha	
学校 清掃施設 電気 ブロック塀		7箇所 2箇所 17,900戸 2箇所	

平成30年9月30日 台風第24号による大雨と暴風

死者		0人	9月21日21時にマリアナ諸島で発生した台風第24号は、フィリピンの東海上を発達しながら西北西に進み、25日00時には猛烈な台風となった。その後、大型で非常に強い台風となり沖縄の南海上に北上し、29日は進路を東よりに変えて沖縄本島、奄美地方に接近し北東に進んだ。30日は、次第に速度を速めながら四国の南海上に北東に進み、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。 静岡県では、台風の接近の影響により、30日夜から強風となり、夜遅くから10月1日未明にかけて広い範囲で暴風となり、猛烈な風を観測した所があった。台風が東北地方の太平洋側に抜ける1日朝まで強風となった。 また、本州の南海上に停滞する前線が北上した影響で、29日明け方から断続的に雨となり、台風が接近した30日夜から10月1日未明にかけては、山地を中心に猛烈な雨となり、降り始めからの総降水量は、静岡市井川で315.5ミリとなった。 海上では、9月30日から10月1日にかけて波やうねりが高くなり、石廊崎では11メートルを超える猛烈なしけとなった。 (静岡地方気象台 平成30年台風第24号に関する静岡県気象速報より抜粋)
行方不明者		0人	
負傷者		30人	
住家	全壊	1戸	
	半壊	9戸	
	一部破損	2,703戸	
	床上浸水	0戸	
	床下浸水	0戸	
非住家		209戸	
流埋	田畑	0ha	
		0ha	
学校 病院 道路 橋りょう 河川 清掃施設 崖くずれ 鉄道不通 水道 電気 ブロック塀		221箇所 2箇所 608箇所 1箇所 16箇所 12箇所 6箇所 1箇所 2,855戸 741,701戸 4箇所	

令和元年9月8日 台風第15号による大雨と暴風

死者		0人	9月5日15時頃に南鳥島近海で発生した台風第15号は、小笠原近海を北西に進み、8日には向きを北よりに変え伊豆諸島北部を北北東に進んだ。9日03時前に非常に強い勢力で三浦半島付近を通過、9日05時前に強い勢力で千葉市付近に上陸後、関東地方を北東に進んだ。(以上、速報解析による) 静岡県では、台風の接近の影響により、8日夕方から強風となり、夜遅くから9日未明にかけて暴風となり、非常に強い風を観測した所があった。台風が茨城県の太平洋側に抜ける9日朝まで強風となった。 また、台風の接近に伴い8日朝から断続的に雨となり、台風が接近した8日夜から9日未明にかけては、伊豆地方を中心に猛烈な雨となり、降り始めからの総降水量は、天城山で440.5ミリとなった。 海上では、8日から9日にかけて波やうねりが高くなり、石廊崎では4メートルを超えるしけとなった。 (静岡地方気象台 令和元年台風第15号に関する静岡県気象速報より抜粋)
行方不明者		0人	
負傷者		13人	
住家	全壊	1戸	
	半壊	57戸	
	一部破損	585戸	
	床上浸水	5戸	
	床下浸水	4戸	
非住家		4戸	
流埋	田畑	1ha	
		0ha	
冠水	田畑	27ha 0ha	

学 校	23 箇所	り抜粋)
道 路	46 箇所	
橋りょう	1 箇所	
河 川	10 箇所	
崖くずれ	46 箇所	
鉄道不通	1 箇所	
水 道	7,174 戸	
電 気	48,165 戸	

令和元年 10 月 12 日 台風第 19 号による大雨と暴風

死 者	3 人	<p>10 月 6 日に南鳥島近海で発生した台風第 19 号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7 日には大型で猛烈な台風となった。小笠原近海を北北西に進み、12 日には北よりに進路を変えて東海道沖を北北東に進んだ。12 日 19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13 日未明に東北地方の東海上に抜けた。(以上、速報解析による)。</p> <p>静岡県では、台風の接近の影響により、11 日夜遅くから強風となり、12 日明け方から夜遅くにかけて暴風となり、非常に強い風を観測した所があった。台風が宮城県の太平洋側に抜ける 13 日未明まで強風となった。</p> <p>また、台風の接近に伴い 11 日朝から断続的に雨となり、台風が接近した 12 日昼過ぎから夜のはじめ頃にかけては、中部、東部及び伊豆地方で猛烈な雨となった所があり、降り始めからの総降水量は、湯ヶ島で 760.0 ミリとなった。</p> <p>沿岸では、台風の接近に伴って潮位が高くなり、気象庁潮位観測点では石廊崎、御前崎、清水港、内浦で過去最高潮位記録を更新し、石廊崎で最大潮位偏差 224cm を観測した。</p> <p>海上では、11 日からしけとなり、12 日には石廊崎で 13 メートルを超える猛烈なしけとなった。</p> <p>(静岡地方気象台 令和元年台風第 19 号に関する静岡県気象速報より抜粋)</p>	
行方不明者	0 人		
負 傷 者	7 人		
住 家	全 壊		7 戸
	半 壊		7 戸
	一部破損		480 戸
	床上浸水		957 戸
	床下浸水		1,378 戸
非 住 家			390 戸
流 埋	田 畑		21ha
		12ha	
冠 水	田 畑	158ha	
		13ha	
学 校	68 箇所		
病 院	1 箇所		
道 路	791 箇所		
橋りょう	6 箇所		
河 川	167 箇所		
港 湾	11 箇所		
清掃施設	1 箇所		
崖くずれ	616 箇所		
鉄道不通	2 箇所		
被害船舶	36 隻		
水 道	11,283 戸		
電 気	42,620 戸		

令和 2 年 7 月 3 日～7 月 12 日 令和 2 年 7 月豪雨

死 者	1 人	<p>7 月 3 日から 12 日にかけて中国大陸から日本のはるか東へのびる梅雨前線が本州付近に停滞し、この前線上を低気圧が次々と通過した。このため、南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、断続的に大雨となった。</p> <p>静岡県では、4 日未明から昼前にかけて、6 日夜遅く、9 日明け方から朝、11 日夜遅くから 12 日未明にかけて、中部、西部、東部の山地を中心に非常に激しい雨となった。降り始め(7 月 3 日 12 時)から降り終わり(7 月 13 日 00 時)までの総降水量は、川根本町で 842.5 ミリとなった。</p> <p>なお、7 月 8 日 07 時 40 分頃、浜松市北区新原で突風が発生し、農業用ハウスの鋼管の変形などの被害があった。このため、静岡地方気象台では職員を気象庁機動調査班(JMA Mobile Observation Team:JMA-MOT)気象庁では令和 2 年 7 月 3 日からの豪雨に対して「令和 2 年 7 月豪雨」と名称を定めました。</p> <p>(静岡地方気象台 令和 2 年 7 月 3 日～7 月 12 日の大雨に関する静岡県気象速報より抜粋)</p>	
行方不明者	0 人		
負 傷 者	0 人		
住 家	全 壊		0 戸
	半 壊		0 戸
	一部破損		17 戸
	床上浸水		0 戸
	床下浸水		0 戸
非 住 家			0 戸
流 埋	田 畑		0.05ha
		0ha	
道 路	81 箇所		
河 川	3 箇所		
崖くずれ	9 箇所		
被害船舶	1 隻		
水 道	171 戸		
電 気	2,611 戸		

2 火山

静岡県内の火山活動

(1) 富士山(宝永火山噴火以降)

番号	西暦年月 (和暦)	火山活動の内容	被害の状況等
	1707年12月 (宝永4年)	宝永東海地震の49日後から2週間にわたり爆発的な噴火が起き、大量の火山灰を噴出した。	小山町須走付近で2m、神奈川県内で数十cm、東京で数cmの火山灰が積もった。
	2000年10月～2001年5月 (平成12年～平成13年)	2000年10月から2001年5月にかけて、低周波地震が多発した。	なし

(2) 伊豆東部火山群

番号	西暦年月 (和暦)	火山活動の内容	被害の状況等
	1989年7月 (平成元年)	伊東市沖合いの手石島付近の海底で噴火が生じた。	負傷者22人

3 その他の災害

- (1) 霧による災害も無視できない。特に御前崎付近の海上では、春から夏にかけて20日内外の霧日数があり、船舶が遭難することが多い。

昭和40年には、海上事故154隻のうち18隻が濃霧のため、御前崎沖から伊豆沖にかけて、衝突または座礁となっている。

陸上においても、箱根峠や御殿場付近の霧のため、交通事故が起きているが数は少ない。

- (2) 雷による被害は比較的少ない。

雷は、低気圧の前線にともなった界雷と、夏の熱雷がある。界雷は時間的に短い、熱雷は時間が長く、北部山岳や東部で落雷による送電事故が多い。また雷雲による降ひょうのため農作物の被害も時々ある。

- (3) 霜による害は主として晩霜によっておこる。

霜による被害は、主として茶に多い。年により生長度が異なるため、その被害度も異なるが、南部の茶は被害を受けやすい。

- (4) 山岳遭難

昭和40年1月10日、南アルプス荒川岳(3,146m)付近において東京昭和山岳会員6人が表層なだれにより全員死亡し、国立公園指定まもない南アルプスの警鐘となった。

昭和47年3月19日から20日にかけて日本海を通過した低気圧の影響により、富士山では暴風雨となり、大なだれが発生した。このため登山中の24人が疲労による凍死あるいはなだれにより死亡し、春山の恐ろしさを示した遭難事故となった。

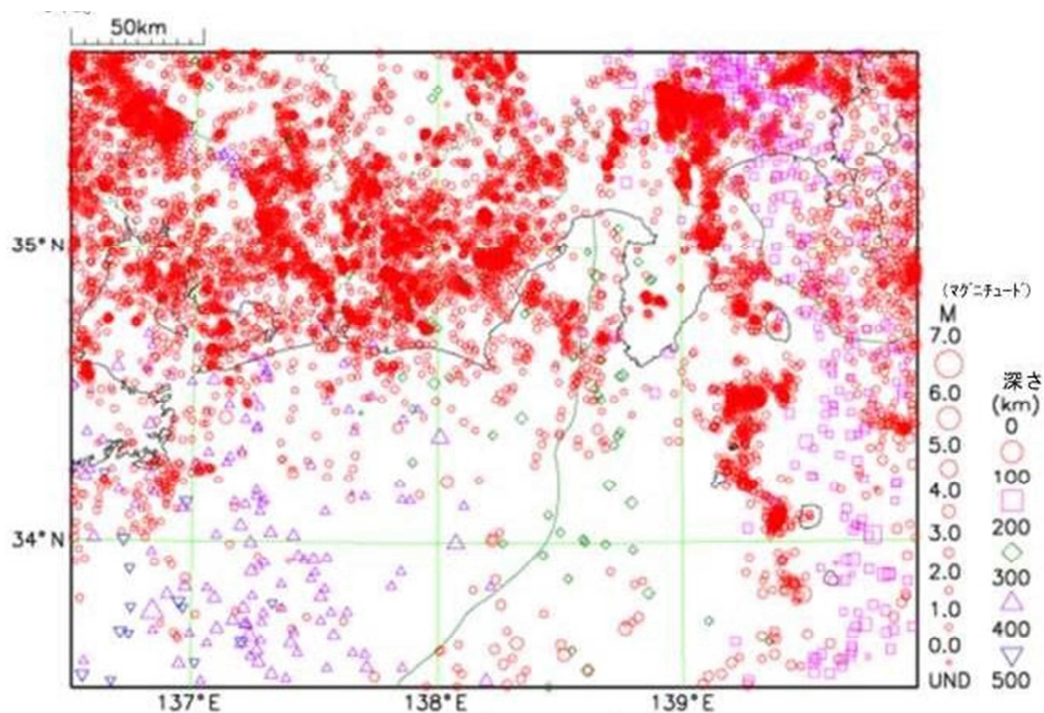
- (5) 航空機事故

イギリスBOAC所属ボーイング707型旅客機は昭和41年3月5日午後1時58分羽田空港から香港に向け出発したが、快晴の富士山上空を有視界飛行中乱気流により空中分解、御殿場市太郎坊付近に墜落、乗客、乗務員あわせて124人全員が死亡した。

2-3 最近の東海地域における地殻変動

(県危機情報課)

静岡県周辺の地震活動 (静岡地方気象台作成)
2020年1月1日～12月31日

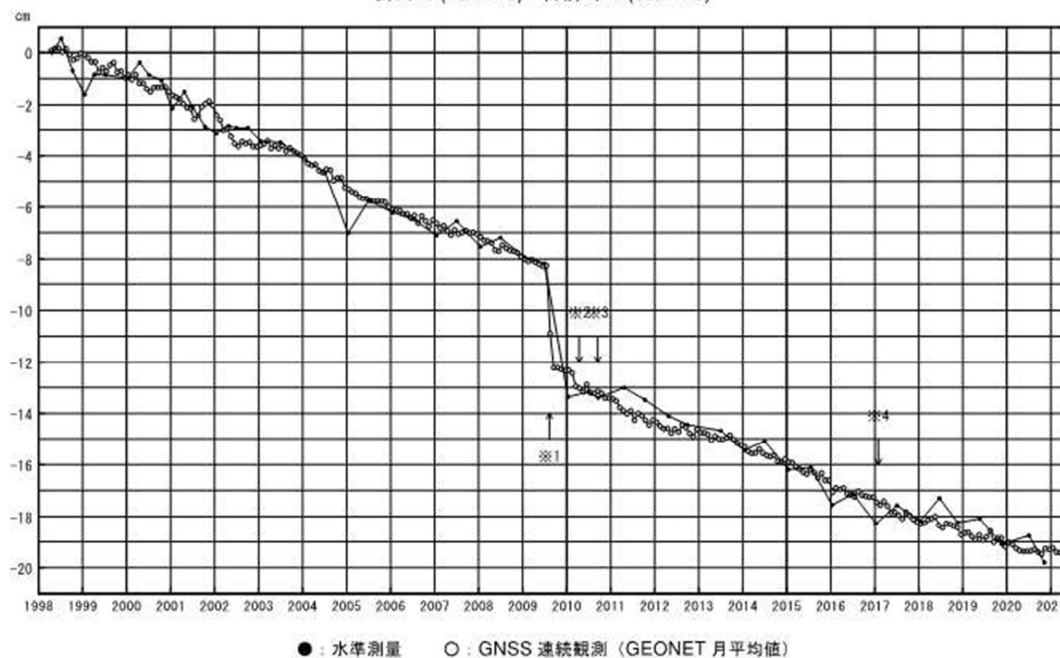


御前崎 電子基準点の上下変動

水準測量と GNSS 連続観測

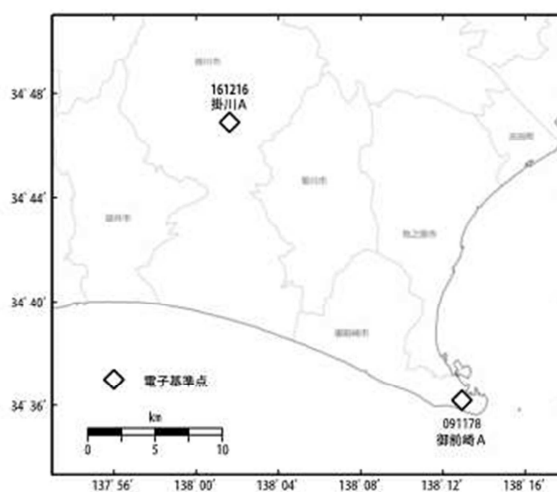
掛川に対して、御前崎が沈降する長期的な傾向が続いている。

掛川 A (161216) - 御前崎 A (091178)



- : 水準測量 ○ : GNSS 連続観測 (GEONET 月平均値)
- ・ 水準測量による結果は、最初のプロット点の値を 0cm として描画している。
- ・ GNSS 連続観測のプロット点は、GEONET による日々の座標値 (F5: 最終解) から計算した値の月平均値。最新のプロット点は 3/1~3/6 の平均。
- ・ GNSS 連続観測による結果については、水準測量の全期間との差が最小となるように描画している。

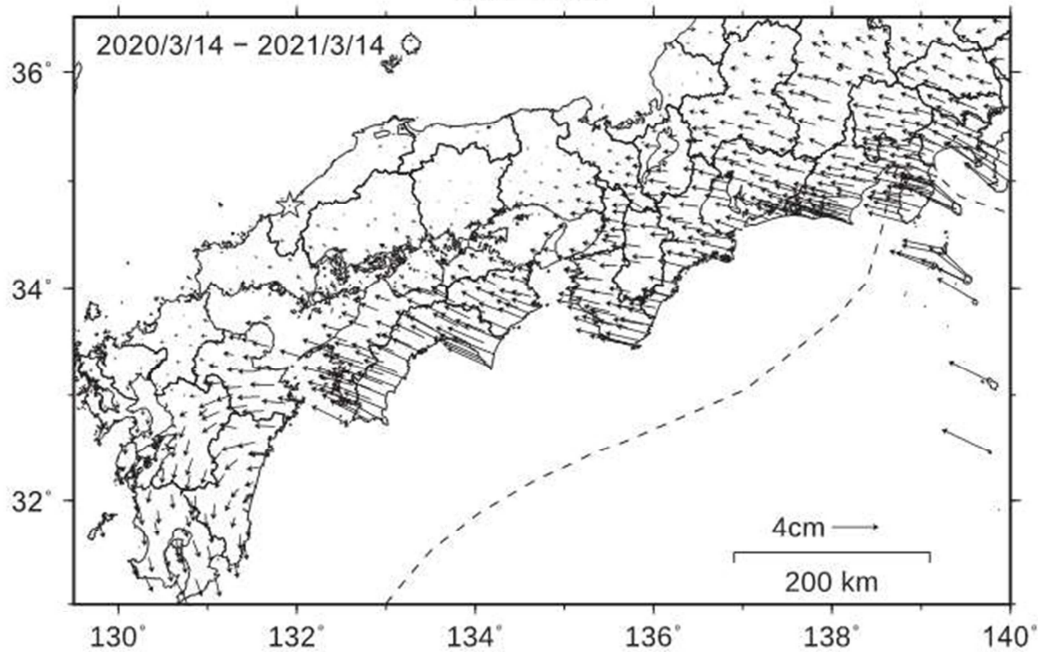
- ※1 電子基準点「御前崎」は 2009 年 8 月 11 日の駿河湾の地震 (M6.5) に伴い、地表付近の局所的な変動の影響を受けた。
- ※2 2010 年 4 月以降は、電子基準点「御前崎」をより地盤の安定している場所に移転し、電子基準点「御前崎 A」とした。上記グラフは電子基準点「御前崎」と電子基準点「御前崎 A」のデータを接続して表示している。
- ※3 水準測量の結果は移転後初めて変動量が計算できる 2010 年 9 月から表示している。
- ※4 2017 年 1 月 30 日以降は、電子基準点「掛川」は移転し、電子基準点「掛川 A」とした。上記グラフは電子基準点「掛川」と電子基準点「掛川 A」のデータを接続して表示している。



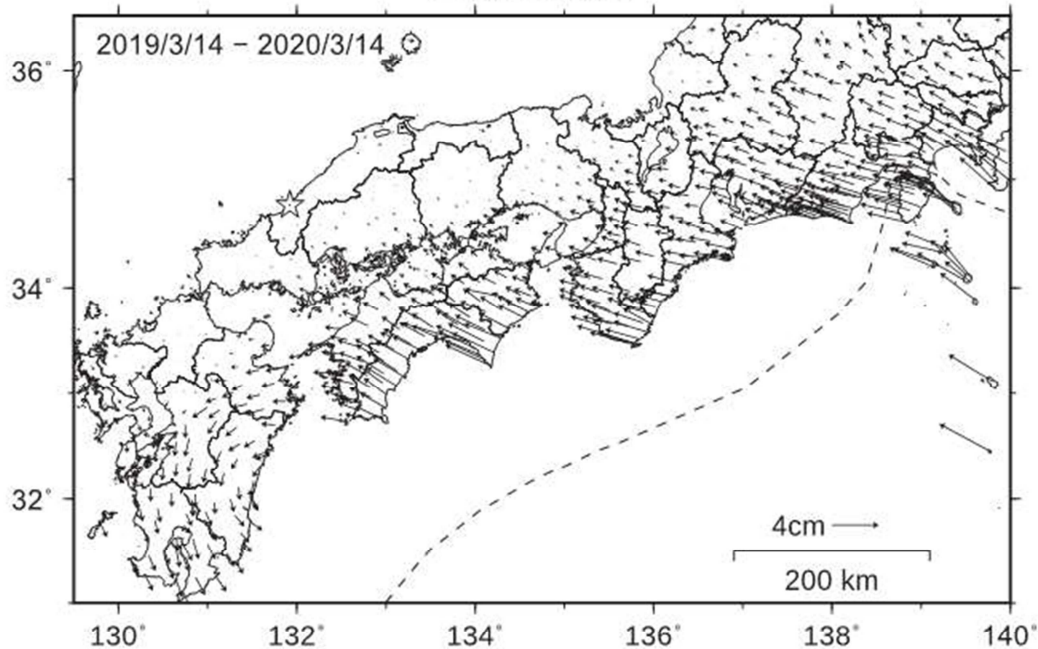
国土地理院

南海トラフ沿いの水平地殻変動【固定局：三隅】

【最近1年間】



【1年前の1年間】

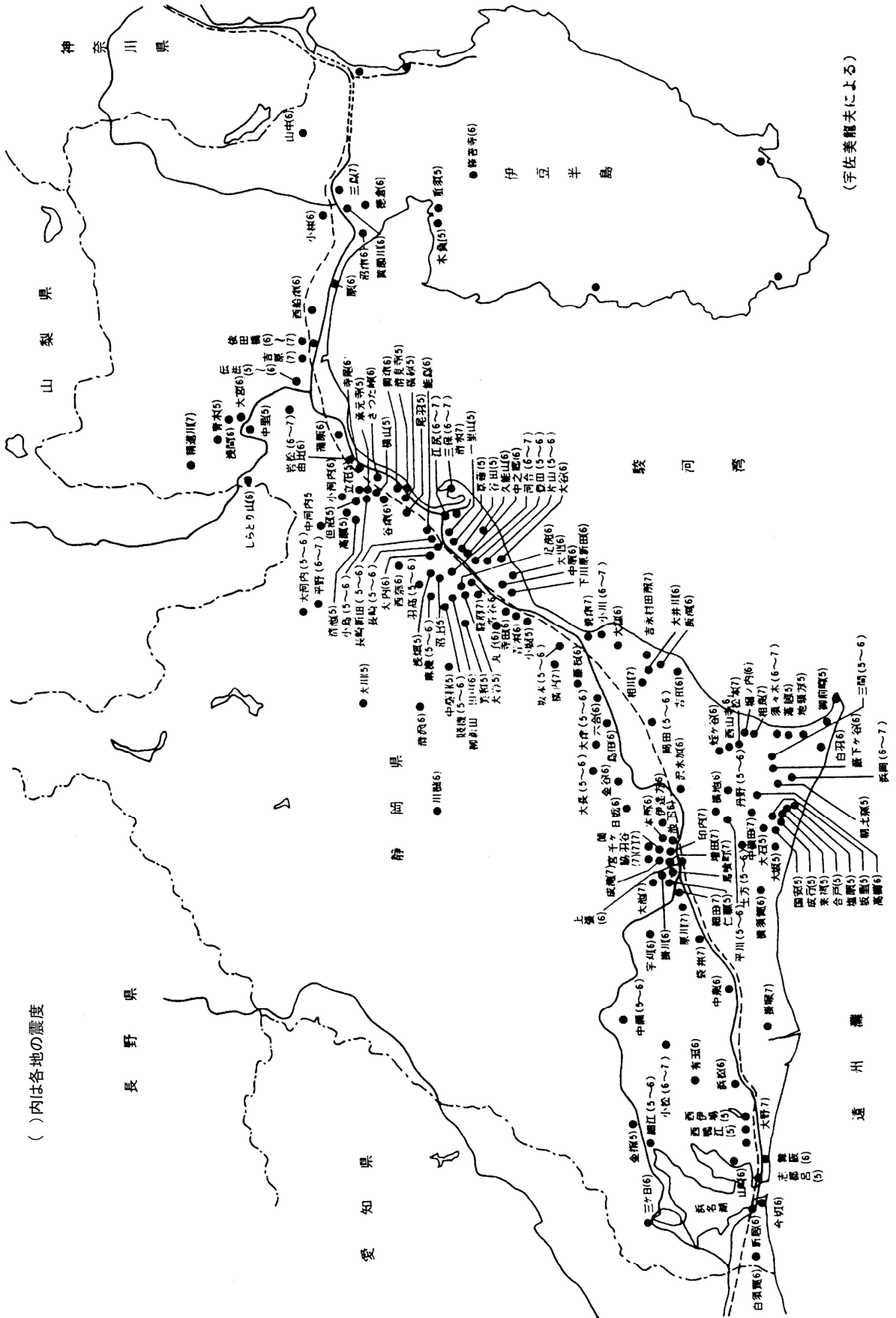


- ・ GEONETによる日々の座標値 (F5解、R5解) を使用している。
- ・ 各日付 ± 6日の計 13日間の変動量の中央値をとり、その差から1年間の変動量を表示している。

国土地理院

2-4-1 静岡県下の安政東海地震震度

(県危機情報課)



各地の震度

地名	震度	記事	地名	震度	記事
焼津	7	民家より寺社の被害多し	谷津	6-	社寺・倉等破損、村内残らず小破
小川	6~7	計 268 軒、内潰 62、半潰 28	小嶋	5~6	山崩、土蔵半潰、家中長屋大破
榛原	7	家殆ど倒る(潰 238、半潰 256)	原川町	7	家数 潰 焼失 死 48 の内 24、 24、 2
吉田	6	瓦葺全滅	各和村		10 4
岡田	5~6	大破 7、中破 5、小破 13	領家村		12
相良	7	不残潰る、下町床上浸水、地割噴泥、出火、死 29	細田村	7	60 の内 56 1
浜岡	6~7	新野村、潰 70、付近で家 10 痛 38	沢田村	7	20 19 1
島田	6	全半潰多し	高御所村		1
御前崎村	5-	白羽・地頭方潰なし、地出来る	長谷村		8
沢水加	6	菊川、全半潰多し	大池村	7	96 91
大井川	6	底割れ、噴泥、河原満水	新村	6	5 4
丸子	6	宿内一円破損	下又村		7 2
中泉	6	潰 38、半潰 59	上張村	6	6 5 2
掛川	6	計 1116 軒、内潰 374、焼失 597 死 58 土蔵 312 の内 潰 155、焼失 157	仁藤村		
宇菟	6		道脇村	7	19 13
有玉	6	潰 7、半潰減 30 (浜松市)	増田村	7	53 48 4
浜松	6	震度 5~7	馬喰村	7	24 24 1
舞阪	6	本陣大破、籠旅潰損 11、津波宿囿石垣打碎	印内村	7	10 10
大富	6	潰 200 戸余、亀裂、噴水	成竜村	7	37 37
山崎	6	潰家あり(浜名湖畔)	宮脇村	7	15 14
入野	7	潰 32、残りの過半大破、死 1	菌ヶ谷村	7	23 13
伊場	5-		池下村	7	30 2
西鴨江	5-	潰なし	牛頭村	6	1
志都呂	5-		千羽村		18 26
大池	7	潰 301 戸、死 1	本所村	7	17 4
細江	5~6	関所の石垣崩れ、潰家 2~3 軒	伊達方村	6	14 2
大里	6?	潰あり	須々木村	6~7	大痛 730、中痛 40、小痛 61 海退・落居・相良・平田あり、 瞬時に夕オる家アリ
小松	6~7	計 300 軒内 100 軒損ず、地裂、噴泥水(浜北市)	蛭ヶ谷村	6	潰 16、小痛 12、残り 46 軒痛み
中瀬	5~6	半潰 3 (浜北市)	徳村	7	計 18 の内、潰 10
三ヶ日	6	転家、屋根底落あり	西山村	6	潰 6、寺潰 1、半潰 2
横内	7	民家惣潰	松本(相良)	7	計 41 の内、潰 23、半潰 18
今切	6	湊 200 間の所 500 間となり杭出づ	比木藪下ヶ谷	6	計 70 の内、潰 14
三島	7	計 1074 の内潰 986、土蔵 274 の内潰 233、半潰 25、寺潰 22、地割れ多く 3ヶ所湧熱湯	新居	6-	3 日前、1 日中沖の西方とどろく。 関所〇で潰る。

地名	震度	記事	地名	震度	記事
駒場 (掛塚)	7	潰95、他は半潰、残った家は5%くらい。天竜河口から30丁奥で波高14~15尺	岩松村	6~7	(富士市)潰389戸、半潰67 地震山出来
宇久須	5	亀裂	浅間	6	大宮町不残大破、本殿ひずみ、舞台・廻廊
妻良	5	瓦落つ	由比	6	海岸隆起、家屋大方潰る
木負	5	亀裂	さつた峠	6?	隆起あり
網代	5	瓦落ちること多し	蒲原	6	地割・砂水噴出、潰3、半潰35、破損36 富士川右岸隆起
木瀬川	6	41軒のうち潰18、大小破19	清水	7	潰の上焼失760軒、土蔵170、人口2513、内死56
西船津	6	28" 15	三保	6~7	潰3、死7、真崎・八頭新田陥没(浸水)
徳倉	6	45" 18 11	久能山	6-	石灯笼長屋の不残、御宮宝塔小破、他の諸室で潰あり
伝田橋	6~7	34" 34	駿府	7-	諸門・櫓・土蔵など崩れ多し、浅間社殆ど無事、計4417軒のうち潰408、半潰365、破損3066、井桁上1尺も泥噴出人口20541、死7200、焼失613
伝法	5~6	258" 64	江尻	6~7	計830軒、内潰120、破損123、人口3602、内死21
大宮町	6	240軒のうち潰123 神田町で潰れ多し	河合	6~7	潰160軒、半潰23
本吉原	5	家数10軒あり、痛みなし	平野	6~7	家8分通いたみ、山荒れる不明
原	6	土蔵の類、大方くずる	坂本	5~6	山崩
青木	5	貯水池、ひびわれ	飯淵	6?	潰9
中里~西在	5+	地われつよし	相川 (下江留川村)	7	計140軒、内潰70、半潰70 地割れ、噴水
精進川	7	潰170、半潰106、死5	六合	6	潰18、亀裂噴泥
しらとり山	6	崩る	青島	6	瓦葺少なからず倒る
興津	6	新屋敷~中宿間皆潰	藤枝	6	宿内計736、内潰13、半潰134、破損548、地割れ、噴泥水
寺尾	6	山崩、5尺隆起	金谷	6	本町~河原町 皆潰
羽高	5~6	大破・潰少し	袋井	7	不残つぶれ、丸焼け
川根	6-	土蔵・物置・雪隠大つぶれ	日坂	6?	2/3 破る。旅宿無難
吉永 村田町	7	100余軒大小とも潰れ大破、田面に凹凸			
横須賀	6+	潰40軒、半潰15、死21			
六合村	6	倒家16戸			
大津村	6~5	倒潰2戸3棟			
大長村	5~6	数戸倒壊			
山中	5+	潰7~8軒			
熱海	5	波除石積破損			
重須	5	伊豆、民家荒増流る。			
修善寺	6-	温泉5日止る。近くに落石谷の埋没、道損あり			
下田	5	石塔・石灯笼全倒、蔵の鉢巻・土塀くずる。			
沼津	6+	潰45、半潰42、領分村方で潰4939軒、城の堀の水溢れ石垣しきりに崩る			

(やや確度の低いもの)

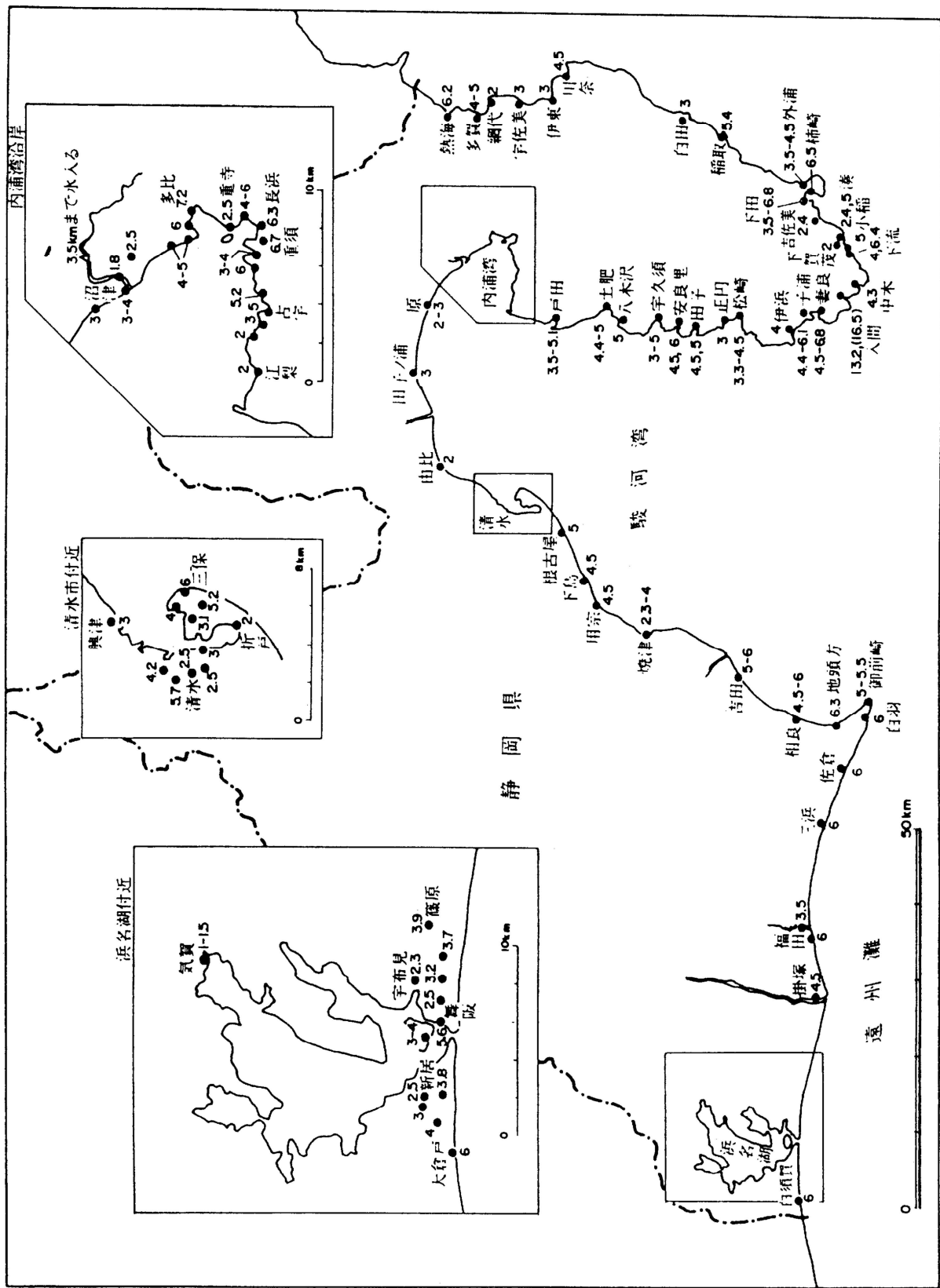
震度	地名
5	横山、但沼、承元寺、立花、小河内、横砂、尾羽、鳥坂、浅畑、清見寺下、清池、高瀬、中河内（清水市）、大川村、安東村大岩、長田村、千代田村、（錢座・沓谷・南沼上、北沼上）、美和（足久保口組）、中藁科村、小坂村大和田新田、石谷、谷田村、草薙村、一里山村（静岡市）、地頭方、落居（相良）、金指、大石村、大坂村、来福村、坂里村、成行村、岡安村、合戸村、塩原村、朝比奈村、白須賀
5～6	麻機村、賤機村諸岡山、大河内村、豊田村、片山村、長崎村、平川村、丹野村、三門村、土方村
6	柳新田、田中（静岡市）、西奈村、大谷村、千代田村（上足洗、下足洗、川河）、清沢村姉沢山、青木村、寺田村、下川原新田、中原村、能島村、長崎新田、中之郷村（静岡市）白羽中西、堀ノ内、堀辺、西辺、福田（相良町）、横砂、倉中瀬、河東村前岡、横地村、高橋村
7	中嶺田（小笠）、浅羽口

(以上宇佐美龍夫による)

2-4-2 静岡県沿岸の安政東海津波の高さ

(平均海面上からの高さ 単位メートル)

(県危機情報課)



昭和 60 年度 安政東海地震津波被害調査報告書 (静岡県地震対策課) より

関東地震津波(1923年)

伊豆半島東海岸の津波の高さ
(平均海面からの高さ 単位:m)



[注1] 安政東海地震(1854年)の入間における津波の高さについて

南伊豆町入間の津波の高さは13.2(16.5)mと近辺の地区にくらべて異常に高い。

これは入間の地形と入射した津波の周期がちょうど増幅しやすい関係にあったからと考えられる。

この現象は地域、条件による局地的なものと考えられ、この一地点の高さをもって、安政東海地震津波全体を見直すには値しない。

[注2] 安政東海地震(1854年)の熱海における津波の高さについて

安政津波のとき、熱海市銀座通りの建物にあわびが流れついたという言い伝えがあり、このことから、津波の高さは6.2mと推定される。しかし被害状況は不明である。

伊豆半島東海岸津波浸水予測調査報告書(静岡県地震対策課)より

4-1 道路災害防除事業実施箇所数

(中部地方整備局) R2.4.1

道路種別	路線名	市町	箇所数	事業概要
一般国道	1号	三島市	1	法面对策工
		掛川市	1	法面对策工
		湖西市	1	法面对策工
	52号	富士宮市	2	法面对策工
	138号	小山町	7	法面对策工
	139号	静岡市	1	法面对策工
	246号	小山町	3	法面对策工
合計	5路線		16箇所	

(県道路保全課 R3.4.1)

道路種別	路線名	市町	箇所数	事業概要
一般国道	135号	熱海市	5	法面对策、冠水対策
		伊東市	3	法面对策、冠水対策
		東伊豆町	4	法面对策
		河津町	3	法面对策
		下田市	2	法面对策、冠水対策
	136号	南伊豆町	1	法面对策
		松崎町	3	法面对策
		西伊豆町	6	法面对策
	150号	牧之原市	1	法面对策
	362号	川根本町	4	法面对策
	414号	下田市	2	法面对策
		河津町	3	法面对策、冠水対策
		伊豆市	1	法面对策
		伊豆の国市	2	法面对策、冠水対策
	沼津市	1	冠水対策	
469号	裾野市	3	法面对策、冠水対策	
473号	島田市	3	法面对策、冠水対策	
小計	7路線		47箇所	

道路種別	路線名	市町	箇所数	事業概要
主要地方道	熱海函南線	熱海市	2	法面对策
	伊東修善寺線	伊東市	2	法面对策
	伊東西伊豆線	西伊豆町	4	法面对策
	下田石廊松崎線	南伊豆町	1	法面对策
	下田松崎線	下田市	1	法面对策
		松崎町	1	法面对策
	修善寺戸田線	沼津市	1	法面对策
	沼津土肥線	沼津市	6	法面对策、冠水対策
	富士川身延線	富士市	1	法面对策
	富士富士宮由比線	富士市	1	法面对策
	富士宮芝川線	富士宮市	1	法面对策
	焼津藤枝線	焼津市	1	冠水対策
	島田川根線	島田市	1	法面对策
	川根寸又峽線	川根本町	1	法面对策
	藤枝黒俣線	藤枝市	1	法面对策
	焼津森線	掛川市	2	法面对策
	藤枝天竜線	島田市	1	法面对策
		森町	2	法面对策
	袋井春野線	森町	1	法面对策
	吉田大東線	菊川市	1	冠水対策
	掛川天竜線	掛川市	1	法面对策
		森町	1	冠水対策
袋井大須賀線	袋井市	1	冠水対策	
小計	20路線		35箇所	

道路種別	路線名	市町	箇所数	事業概要
一般県道	十国峠伊豆山線	熱海市	2	法面対策
	伊東川奈八幡野線	伊東市	3	法面対策
	南伊豆松崎線	松崎町	1	法面対策
	下田南伊豆線	下田市	1	法面対策
	波勝崎線	南伊豆町	1	冠水対策
	仁科峠宇久須線	西伊豆町	2	法面対策
	原木沼津線	清水町	1	法面対策
	船原西浦高原線	沼津市	2	法面対策
	山中湖小山線	小山町	2	法面対策、冠水対策
	上稲子長貫線	富士宮市	1	冠水対策
	富士停車場線	富士市	1	冠水対策
	富士公園太郎坊線	富士市	1	法面対策
	静岡焼津線	焼津市	2	法面対策
	伊久美藤枝線	藤枝市	1	法面対策
	静岡朝比奈藤枝線	藤枝市	1	法面対策
	藤枝静岡線	藤枝市	1	法面対策
	接阻峡線	川根本町	1	法面対策
	大河内森線	森町	1	法面対策
	新所原停車場日の岡線	湖西市	1	冠水対策
小計	19路線		26箇所	
合計	46路線		108箇所	

4-2-1 砂防指定地一覧表

(県砂防課) R3. 4. 1

土木事務所名	市町名	箇所数	面積(ha)
下田土木	下田市	30	108.02
	東伊豆町	30	313.35
	河津町	28	97.78
	南伊豆町	18	82.56
	松崎町	20	103.9
	西伊豆町	45	146.67
	小計	171	852.28
熱海土木	熱海市	53	59.92
	伊東市	55	242.48
	小計	108	302.40
沼津土木	沼津市	48	242.48
	三島市	10	53.19
	御殿場市	19	104.65
	裾野市	30	208.44
	伊豆市	186	1,109.99
	伊豆の国市	13	122.17
	函南町	9	45.27
	清水町	1	0.74
	長泉町	8	42.54
	小山町	58	124.92
	小計	382	2,054.39
富士土木	富士宮市	100	1,133.51
	富士市	75	263.25
	小計	175	1,396.76
静岡土木	静岡市	272	40,439.50
	小計	272	40,439.50
島田土木	島田市	67	3,067.07
	焼津市	13	606.58
	藤枝市	61	5,627.82
	川根本町	24	196.69
	牧之原市	38	87.13
	吉田町		
	小計	203	9,585.29
袋井土木	御前崎市	13	62.71
	磐田市	6	29.55
	掛川市	53	904.22
	袋井市	16	65.56
	菊川市	3	5.63
	森町	34	148.82
	小計	125	1,216.49
浜松土木	浜松市(1)	207	1,223.68
	浜松市(2)	53	249.86
	浜松市計	260	1,473.54
	湖西市	7	30.47
	小計	267	1,504.01
合計		1,703	57,351.12

※浜松市(1)は浜松土木天竜支局管内、浜松市(2)は浜松土木天竜支局管内以外

4-2-2 地すべり防止区域一覧表

(県砂防課) R3.4.1

事務所名	市町名	国土交通省所管		農村振興局所管		林野庁所管		合計	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
下田土木 賀茂農林	下田市								
	東伊豆町	1	5.35			1	37.33	2	42.68
	河津町	2	26.75	1	22.51			3	49.26
	南伊豆町	1	19.60	2	38.60			3	58.20
	松崎町	1	70.77					1	70.77
	西伊豆町					1	15.85	1	15.85
	小計	5	122.47	3	61.11	2	53.18	10	236.76
熱海土木 沼津土木 東部農林	熱海市								
	伊東市	1	5.14					1	5.14
	沼津市								
	三島市								
	御殿場市								
	裾野市								
	伊豆市	1	5.95	1	12.82	1	7.95	3	26.72
	伊豆の国市					1	14.74	1	14.74
	函南町								
	清水町								
	長泉町								
小山町									
小計	2	11.09	1	12.82	2	22.69	5	46.60	
富士土木 富士農林	富士宮市								
	富士市	1	5.93					1	5.93
	小計	1	5.93					1	5.93
静岡土木 中部農林	静岡市	7	325.54	8	207.60	8	541.20	23	1074.34
	小計	7	325.54	8	207.60	8	541.20	23	1074.34
島田土木 志太榛原農林	島田市	7	98.20	8	761.23	5	171.49	20	1030.92
	焼津市	1	6.52	1	21.20			2	27.72
	藤枝市	9	119.60	1	13.05	4	114.56	14	247.21
	川根本町					6	316.67	6	316.67
	牧之原市	3	25.60	2	35.00			5	60.60
	吉田町								
	小計	20	249.92	12	830.48	15	602.72	47	1683.12
袋井土木 中遠農林	御前崎市			1	10.31			1	10.31
	磐田市								
	掛川市	8	339.11	2	42.84	4	164.78	14	546.73
	袋井市								
	菊川市	1	7.69	3	95.40			4	103.09
	森町	2	38.00			5	151.40	7	189.40
	小計	11	384.80	6	148.55	9	316.18	26	849.53
浜松土木 西部農林	浜松市(1)	27	714.61	18	608.83	14	423.05	59	1746.49
	浜松市(2)	4	81.04	13	601.90	1	5.08	18	688.02
	浜松市計	31	795.65	31	1210.73	15	428.13	77	2434.51
	湖西市								
	小計	31	795.65	31	1210.73	15	428.13	77	2434.51
合計									
		77	1895.40	61	2471.29	51	1964.10	189	6330.79

※浜松市(1)は浜松土木天竜支局管内、浜松市(2)は浜松土木天竜支局管内以外

4-2-3 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

(県砂防課) R3.4.1

土木事務所名	市町名	箇所数	面積(ha)	土木事務所名	市町名	箇所数	面積(ha)
下田土木	下田市	35	22.38	袋井土木	磐田市	9	11.20
	東伊豆町	8	7.39		掛川市	32	29.32
	河津町	13	20.19		袋井市	11	10.41
	南伊豆町	40	34.43		菊川市	36	45.03
	松崎町	30	26.74		御前崎市	18	33.70
	西伊豆町	21	21.34		森町	4	2.90
	小計	147	132.47		小計	110	132.56
熱海土木	熱海市	15	5.50	浜松土木	浜松市(1)	91	113.16
	伊東市	29	15.53		浜松市(2)	70	78.88
	小計	44	21.03		浜松市計	161	192.04
			湖西市		10	8.81	
沼津土木	沼津市	74	47.56	小計	171	200.84	
	三島市	19	4.74	合計	1,293	1,308.55	
	御殿場市			※浜松市(1)は浜松土木天竜支局管内、 浜松市(2)は浜松土木天竜支局管内以外			
	裾野市	6	2.43				
	伊豆市	51	63.63				
	伊豆の国市	35	36.05				
	函南町	7	3.74				
	清水町	1	0.65				
	長泉町	3	1.72				
	小山町	22	12.12				
小計	218	172.65					
富士土木	富士宮市	26	35.44				
	富士市	33	17.31				
	小計	59	52.75				
静岡土木	静岡市	327	348.98				
	小計	327	348.98				
島田土木	島田市	81	85.13				
	焼津市	21	25.98				
	藤枝市	72	81.60				
	川根本町	16	23.44				
	牧之原市	25	25.99				
	吉田町	2	5.13				
	小計	217	247.27				

4-2-4 災害危険区域指定状況一覧表

(県建築安全推進課)R3.4.1時点

地 域		箇所数	面 積		地 域		箇所数	面 積	
土木	市町名		(ha)		土木	市町名		(ha)	
下田	下田市	37(2)	24.6(2.2)	島田	島田市	101(20)	106.7(21.6)		
	東伊豆町	9(1)	7.8(0.4)		焼津市	28(7)	32.1(6.1)		
	河津町	18(5)	27.1(6.9)		藤枝市	87(15)	90.7(9.1)		
	南伊豆町	44(4)	39.5(5.1)		川根本町	16(0)	23.4(0.0)		
	松崎町	30(0)	26.7(0.0)		牧之原市	31(6)	36.6(10.6)		
	西伊豆町	22(1)	21.9(0.5)		吉田町	3(1)	5.2(0.1)		
小 計		160(13)	147.6(15.1)	小 計		266(49)	294.8(47.6)		
熱海	熱海市	18(3)	8.7(3.2)	袋井	御前崎市	30(12)	55.0(21.3)		
	伊東市	31(2)	16.2(0.7)		磐田市	12(3)	15.6(4.4)		
小 計		49(5)	24.9(3.9)		掛川市	38(6)	32.0(2.7)		
沼津	沼津市	77(3)	48.2(0.7)		袋井市	13(2)	10.9(0.5)		
	三島市	19(0)	4.7(0.0)		菊川市	38(2)	45.7(0.6)		
	御殿場市	0(0)	0.0(0.0)		森町	4(0)	2.9(0.0)		
	裾野市	6(0)	2.4(0.0)	小 計		135(25)	162.1(29.6)		
	伊豆の国市	41(6)	40.9(4.9)	浜松	浜松市	186(25)	208.8(16.8)		
	伊豆市	54(3)	65.4(1.8)		湖西市	10(0)	8.8(0.0)		
	函南町	7(0)	3.7(0.0)	小 計		196(25)	217.6(16.8)		
	清水町	1(0)	0.7(0.0)	合 計		1,435(142)	1,442.2(133.6)		
	長泉町	3(0)	1.7(0.0)						
	小山町	22(0)	12.1(0.0)						
小 計		230(12)	180.0(7.3)						
富士	富士宮市	28(2)	38.1(2.6)						
	富士市	36(3)	23.2(5.9)						
小 計		64(5)	61.3(8.5)						
静岡	静岡市	335(8)	353.8(4.8)						
小 計		335(8)	353.8(4.8)						

注 1) ()書きは、条例第3条第1項第2号区域の内数を表す。

2) 端数処理の関係で、小数第1位の数値がデータの計と必ずしも一致しない。

4-2-5 宅地造成工事規制区域一覧表

(県建築安全推進課)R2.4.1
(単位:km²)

市町名	指 定 年 月 日	指定面積	計
熱海市	S39. 5.14 (建設省告示第1339号)	11.00	43.18
	S41. 6. 8 (建設省告示第1793号)	32.18	
伊東市	S40. 5.29 (建設省告示第1418号)	16.16	116.61
	S46.10.29 (建設省告示第1783号)	100.45	
御殿場市	S45. 9. 1 (建設省告示第1330号)	37.30	37.30
伊豆の国市	S45. 9. 1 (建設省告示第1330号)	25.31	25.31
浜松市	S47. 4.20 (建設省告示第 817号)	32.20	32.20
東伊豆町	S50. 3.31 (建設省告示第 624号)	39.15	39.15
下田市	S59.10.27 (建設省告示第1422号)	41.49	41.49
河津町	S59.10.27 (建設省告示第1422号)	21.81	21.81
南伊豆町	S59.10.27 (建設省告示第1422号)	2.88	2.88
計	9市町		359.93

4-2-9 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧表

(県砂防課) R3.4.1

土木事務所名	市町名	土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		計	
		土砂災害警戒区域数	土砂災害特別警戒区域数	土砂災害警戒区域数	土砂災害特別警戒区域数	土砂災害警戒区域数	土砂災害特別警戒区域数	土砂災害警戒区域数	土砂災害特別警戒区域数
下田土木	下田市	256	183	346	328			602	511
	東伊豆町	31	19	67	66	6		104	85
	河津町	105	72	130	129	6		241	201
	南伊豆町	304	229	285	266	1		590	495
	松崎町	104	26	144	17	1		249	43
	西伊豆町	92	1	138	14	1		231	15
	小計	892	530	1,110	820	15		2,017	1,350
熱海土木	熱海市	105	59	195	194	1		301	253
	伊東市	107	72	259	256	2		368	328
	小計	212	131	454	450	3		669	581
沼津土木	沼津市	124	62	256	250			380	312
	三島市	22	15	95	88			117	103
	御殿場市	30	19	21	20			51	39
	裾野市	52	44	60	57			112	101
	伊豆市	579	355	590	583	11		1,180	938
	伊豆の国市	140	92	312	308	2		454	400
	函南町	37	27	105	105	1		143	132
	清水町	2		17	17			19	17
	長泉町	2	2	36	35			38	37
	小山町	47	11	78	72			125	83
小計	1,035	627	1,570	1,535	14		2,619	2,162	
富士土木	富士宮市	109	64	296	285	2		407	349
	富士市	53	32	174	155	2		229	187
	小計	162	96	470	440	4		636	536
土静岡木岡	静岡市	1,010	736	1,967	1,917	32		3,009	2,653
	小計	1,010	736	1,967	1,917	32		3,009	2,653
島田土木	島田市	234	148	540	527	42		816	675
	焼津市	29	17	60	57	1		90	74
	藤枝市	235	152	500	490	37		772	642
	川根本町	55	34	195	193	10		260	227
	牧之原市	41	24	420	419	5		466	443
	吉田町			12	11			12	11
小計	594	375	1,727	1,697	95		2,416	2,072	
袋井土木	御前崎市	16	14	351	349	1		368	363
	磐田市	93	62	254	253			347	315
	掛川市	216	176	1,099	1,091	21		1,336	1,267
	袋井市	49	36	274	269			323	305
	菊川市	83	71	610	603	4		697	674
	森町	79	55	431	422	18		528	477
小計	536	414	3,019	2,987	44		3,599	3,401	
浜松土木	浜松市	571	396	2,309	1,950	138		3,018	2,346
	湖西市	5	3	225	219			230	222
	小計	576	399	2,534	2,169	138		3,248	2,568
合計		5,017	3,308	12,851	12,015	345		18,213	15,323

4-3-1 県単独治山事業実施予定箇所表

農林事務所	箇所		名
	郡・市	区・町	
賀茂	下田市		大字
	賀茂郡	松崎町	北湯ノ野 雲見
	小計		2箇所
東部	沼津市		大塚
	伊豆市		柳瀬
	伊豆の国市		浮橋
	駿東郡	小山町	小山
	駿東郡	小山町	竹之下
	小計		5箇所
中部	静岡市	葵区	奈良間
	静岡市	葵区	富沢
	静岡市	葵区	油山
	静岡市	駿河区	広野
	静岡市	清水区	三保
	小計		5箇所

農林事務所	箇所		名
	郡・市	区・町	
志太榛原	島田市		大字
	焼津市		伊太
	焼津市		吉永
	焼津市		田尻
	藤枝市		瀬戸ノ谷
	藤枝市		助宗
	藤枝市		中ノ合
	牧之原市		静波
	榛原郡	川根本町	東藤川
	小計		8箇所
中遠	磐田市		鮫島
	磐田市		福田
	磐田市		豊浜
	掛川市		沖之須
	袋井市		湊
	袋井市		中新田
	御前崎市		白羽
	小計		7箇所

(県森林保全課)R3. 4. 1

農林事務所	箇所			名
	郡・市	区・町	大字	
西部	浜松市	西区		館山寺町
	浜松市	南区		江ノ島町
	浜松市	南区		倉松町
	浜松市	北区		細江町気賀
	浜松市	浜北区		尾野
	小計			5箇所
(天竜部)	浜松市	天竜区		水窪町奥領家
	浜松市	天竜区		佐久間町相月
	浜松市	天竜区		佐久間町大井
小計			3箇所	
計			35箇所	

4-3-2 崩壊土砂流出危険地区一覧表

(民有林)

農林事務所	市町名	危険地区箇所数
賀茂農林	下田市	137
	東伊豆町	40
	河津町	107
	南伊豆町	101
	松崎町	80
	西伊豆町	97
小計	562	
東部農林	熱海市	51
	伊東市	81
	沼津市	67
	三島市	4
	御殿場市	19
	裾野市	39
	伊豆市	297
	伊豆の国市	36
	函南町	16
	清水町	1
長泉町	4	
小山町	75	
小計	690	

農林事務所	市町名	危険地区箇所数
富士農林	富士宮市	145
	富士市	69
	小計	214
中部農林	静岡市	1037
	小計	1037
志太橋原農林	焼津市	26
	藤枝市	376
	島田市	324
川根本町	161	
牧之原市	73	
吉田町	0	
小計	960	

農林事務所	市町名	危険地区箇所数
中遠農林	磐田市	52
	掛川市	160
	袋井市	14
	御前崎市	12
	菊川市	13
	森町	104
小計	355	
(天竜電部含む)	浜松市	665
	湖西市	0
	小計	665
合計	4,483	

(国有林)

農林事務所	市町名	危険地区箇所数
静岡	静岡市	6
	島田市	6
	川根本町	0
	沼津市	0
	富士宮市	0
	富士市	0
	御殿場市	5
	裾野市	0
	長泉町	0
	小山町	12
小計	29	
天竜	浜松市	7
	掛川市	2
	袋井市	4
	湖西市	0
	森町	0
小計	13	

農林事務所	市町名	危険地区箇所数
伊豆	熱海市	5
	伊東市	0
	下田市	0
	伊豆市	20
	伊豆の国市	0
	東伊豆町	0
	河津町	11
	南伊豆町	0
松崎町	1	
西伊豆町	2	
小計	39	
合計	81	

※関東森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/santi-saigai/sansai/index.html>)に位置図を掲載しておりますのでご覧下さい。

※静岡県ホームページ(<https://www.gs.pref.shizuoka.jp/?mp=11007>)に位置図を掲載しておりますのでご覧下さい。

4-3-3 山腹崩壊流出危険地区一覽表

(民有林)

農林事務所	市町名	危険地区箇所数
賀茂農林	下田市	76
	東伊豆町	33
	河津町	72
	南伊豆町	86
	松崎町	88
小計	西伊豆町	104
	小計	459
東部農林	熱海市	31
	伊東市	29
	沼津市	66
	三島市	12
	御殿場市	0
	裾野市	12
	伊豆市	174
	伊豆の国市	55
	函南町	19
	清水町	8
長泉町	1	
小山町	36	
小計	443	

農林事務所	市町名	危険地区箇所数
富士農林	富士宮市	82
	富士市	29
	小計	111
中部農林	静岡市	767
	小計	767
志太榛原農林	焼津市	15
	藤枝市	152
	島田市	217
	川根本町	106
	牧之原市	42
小計	吉田町	0
小計	小計	532

(県森林保全課)R3.4.1		
農林事務所	市町名	危険地区箇所数
中遠農林	磐田市	18
	掛川市	75
	袋井市	17
	御前崎市	29
	菊川市	33
(天西電農含む)	森町	91
	小計	263
合計	浜松市	715
	湖西市	10
	小計	725
合計	合計	3,300

(国有林)

農林事務所	市町名	危険地区箇所数
静岡	静岡市	0
	島田市	0
	川根本町	1
	沼津市	0
	富士宮市	0
	富士市	0
	御殿場市	0
	裾野市	0
	長泉町	0
	小山町	0
小計	1	
天竜	浜松市	3
	掛川市	0
	袋井市	0
	湖西市	0
	森町	0
小計	3	

(関東森林管理局治山課)R3.4.1		
農林事務所	市町名	危険地区箇所数
伊豆	熱海市	1
	伊東市	0
	下田市	0
	伊豆市	5
	伊豆の国市	0
	東伊豆町	1
	河津町	1
	南伊豆町	0
	松崎町	0
	西伊豆町	0
小計	8	
合計	合計	12

※関東森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/santi-saigai/sansai/index.html>)に位置図を掲載しておりますのでご覧下さい。

※静岡県ホームページ(<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=11007>)に位置図を掲載しておりますのでご覧下さい。

静岡県 ため池データベース(公表) R3.3月末時点

Table with columns: Code No., Name, District, Location, Area, Depth, Volume, Height, etc. It lists numerous ponds across various districts in Shizuoka Prefecture, including details on their area, depth, and water volume.

静岡県 ため池データベース(公表) R3.3月末時点

コード番号	名称	読み	市区町村	町域名、番地	経度			所有者(種)	管理者	堰高 (m)	堰頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)	ため池の届出		防災重点ため池 選定状況	特定農業用ため池 指定状況	指定年月日
					度	分	秒						届出状況	届出年月日			
224611020	大浜下池	オホハマノシモイケ	高麗郡森町	勝美1312	34	50	9.9	137	56	41.2	森町	21.8	届出不要				
224611021	藤正藤池	フジマサフジイケ	高麗郡森町	勝美585-1	34	49	33.2	137	56	30	森町	6.7	届出不要				
224611022	松ノ谷上池	マツノヤノカミイケ	高麗郡森町	一原389-3	34	50	31.8	137	54	15.1	松家法人 小宮神社	7.2	届出不要	2019/11/11			指定
224611023	松ノ谷中池	マツノヤノナカイケ	高麗郡森町	一原389-2	34	49	23.2	137	54	13.9	森町	7.0	届出不要				
224611024	松ノ谷下池	マツノヤノシモイケ	高麗郡森町	鏡白346-2	34	49	23.2	137	54	13.9	森町	4.5	届出不要				
224611025	木池	キイケ	高麗郡森町	元郷138	34	51	28.5	137	55	23.9	森町	6	届出不要				
224611026	西堂谷池	ニシノカミイケ	高麗郡森町	森1318	34	50	10.2	137	55	34.9	森町	3.1	届出不要				
224611027	白掛上池	シロカケノカミイケ	高麗郡森町	真ヶ谷996	34	49	50.8	137	54	43.9	森町	2.5	届出不要				
224611028	白掛下池	シロカケノシモイケ	高麗郡森町	真ヶ谷996	34	49	49.8	137	54	51.3	森町	3.5	届出不要				
224611029	松ノ谷上池	マツノヤノカミイケ	高麗郡森町	内田1224	34	49	14.7	137	53	57.4	森町	4.5	届出不要				
224611030	松ノ谷下池	マツノヤノシモイケ	高麗郡森町	内田1223	34	49	12.5	137	53	58.4	森町	2.5	届出不要				
224611031	榎田分巻池	エノダノカミイケ	高麗郡森町	谷中931	34	48	50.1	137	53	44.2	森町	4.3	届出不要				
224611032	大浜上池	オホハマノカミイケ	高麗郡森町	勝美1311	34	50	12.8	137	56	47.1	森町	10.3	届出不要				
224611033	新瀬女谷池	ニウセメノイケ	高麗郡森町	勝美1071-1, 1073	34	49	41.9	137	56	39.3	森町	6.3	届出不要				
224611034	水田分巻池	ミヅノカミイケ	高麗郡森町	元郷326	34	51	24.3	137	54	43.8	森町	4.2	届出不要				
224611035	水田分巻池	ミヅノシモイケ	高麗郡森町	元郷326	34	51	24.3	137	54	43.8	森町	3.8	届出不要				
224611036	小川池	コガハイケ	高麗郡森町	一原1523	34	50	10.4	137	52	49.2	森町	10	届出不要				

4-4-1 防災ダム設置状況

(県農地保全課) R3.4.1

河川名	地区名	場所	ダムの種類	集水面積 ha	受益面積 ha	堤高 m	堤長 m	貯水量 m ³	調節量 m ³	備考
大代川	大代川	島田市大代	コンクリートダム	550	396	43	122	615,000	615,000	昭和43年竣工
原野谷川	原野谷川	掛川市舟間	〃	1,787	658	31	90	1,207,000	1,207,000	昭和45年竣工
富士川	大倉川	富士宮市半野	ロックフィルダム	1,530	325	45	152	2,050,000	2,050,000	昭和55年竣工
都田川	都田川	浜松市天竜区引佐町	〃	5,600	672	55	170	10,340,000	5,460,000	昭和62年竣工

4-4-2 農業用ため池現況

(県農地保全課) R3.4.1

農林事務所	市町名	ため池箇所数	農林事務所	市町名	ため池箇所数	農林事務所	市町名	ため池箇所数
貫茂農林	東伊豆町	1	富士農林	富士宮市	6	中遠農林	磐田市	7
	松崎町	1		富士市	1		掛川市	222
	小計	2		小計	7		袋井市	52
東部農林事務所	沼津市	2	中部農林	静岡市	2		御前崎市	49
	三島市	1		小計	2		菊川市	95
	伊東市	1		島田市	10		森町	20
	御殿場市	5		小計	94	小計	445	
	裾野市	4	西林部農	藤枝市	6	浜松市	33	
	伊豆市	4		牧之原市	78	湖西市	19	
	伊豆の国市	12		小計	94	小計	52	
	函南町	4		合計		640		
	小山町	4						
	清水町	1						
小計	38							

(注)個々の箇所については、令和3年3月時点の「ため池防災データベース」(農地保全課)による

4-4-3 ため池等整備事業実施地区(ため池)

(県農地保全課) R3.4.1

地区名	所在地	受益面積 (ha)	事業内容	事業費(千円)
奥山沢池	掛川市	24.1	堤体工1式	297,000
菅山	牧之原市	17.8	堤体工1式	134,081
日向池耐震	伊豆市	18.6	堤体工1式	142,000
東ヶ谷池	牧之原市	3.7	堤体工1式	225,000
居沼池	掛川市	240.0	堤体工1式	81,000
畦之谷池	掛川市	10.3	堤体工1式	207,000
吉田貯水池	松崎町	2.8	堤体工1式	109,000
ため池群倉真川	掛川市	11.7	堤体工1式	420,000
ため池群新野川	御前崎市	11.1	堤体工1式	150,000
ため池群菊川	菊川市	198.4	堤体工1式	430,000
ため池群勝間田川	牧之原市	22.6	堤体工1式	323,000
ため池群萩間川	牧之原市	54.2	堤体工1式	833,000
ため池群坂口谷川	牧之原市	10.6	堤体工1式	544,000
ため池群菊川水系掛川	掛川市	88.8	堤体工1式	760,000
ため池群原野谷川1期	掛川市	13.3	堤体工1式	317,000
ため池群原野谷川2期	掛川市	73.0	堤体工1式	392,000
ため池群宇刈川	袋井市	13.6	堤体工1式	164,000
ため池群新野川2期	御前崎市	17.8	堤体工1式	545,000
ため池群菊川水系菊川	菊川市	143.6	堤体工1式	1,077,000
中の平用水池	東伊豆町	3.3	堤体工1式	104,000
ため池群箴川	御前崎市	11.7	堤体工1式	268,000
ため池群馬込川	浜松市	145.7	堤体工1式	465,000
計	22地区	1,136.7		7,987,081

4-4-4 農地保全事業実施状況

(県農地保全課) R3.4.1

地区名	所在地	受益面積 (ha)	事業量 (m)	事業費 (千円)

※実施地区なし

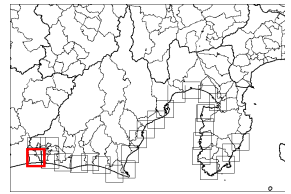
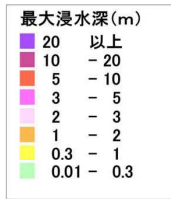
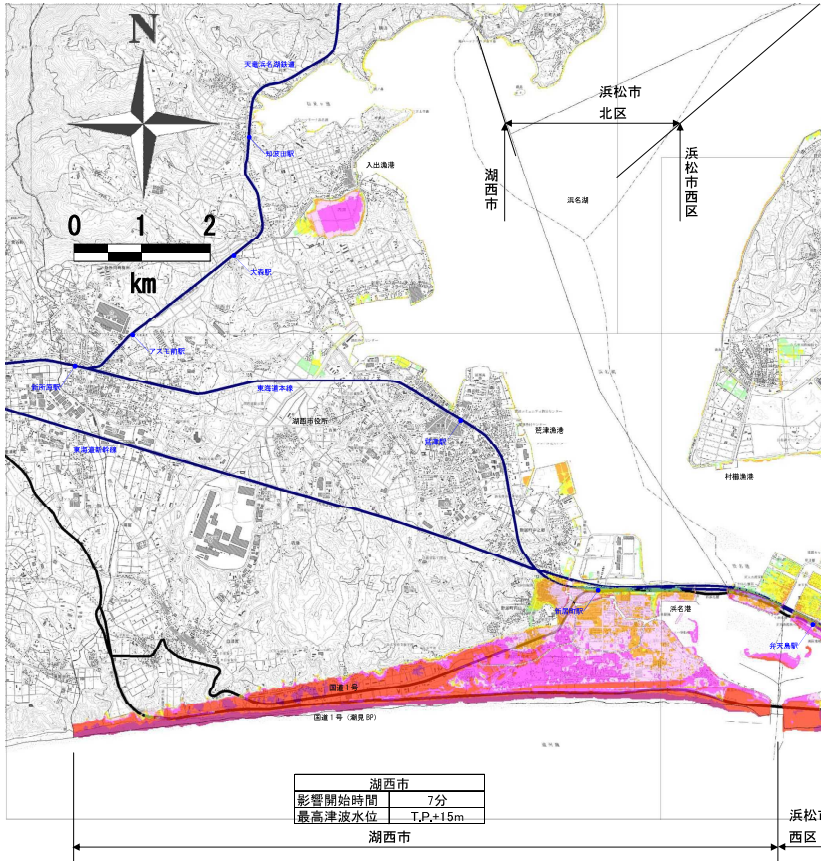
4-4-5 たん水防除事業実施状況

(県農地保全課) R3.4.1

地区名	所在地	受益面積 (ha)	事業量		事業費 (千円)	備考
			機場工(箇所)	水路工(m)		
磐田3期	磐田市	357		調節池2箇所	1,000,000	
計	1地区	357	0	0	1,000,000	

静岡県津波浸水想定図 市町別図

1 湖西市



【留意事項】

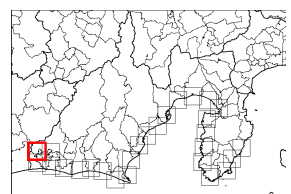
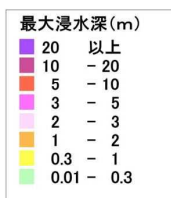
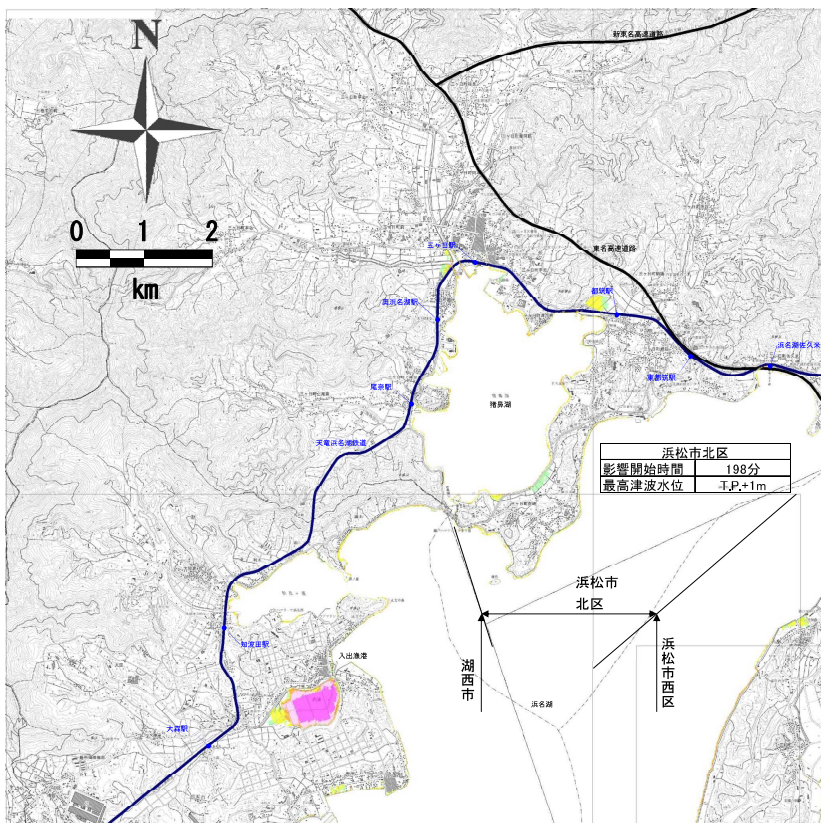
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を图示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号)

静岡県津波浸水想定図 市町別図

2 浜松市北区・西区



【留意事項】

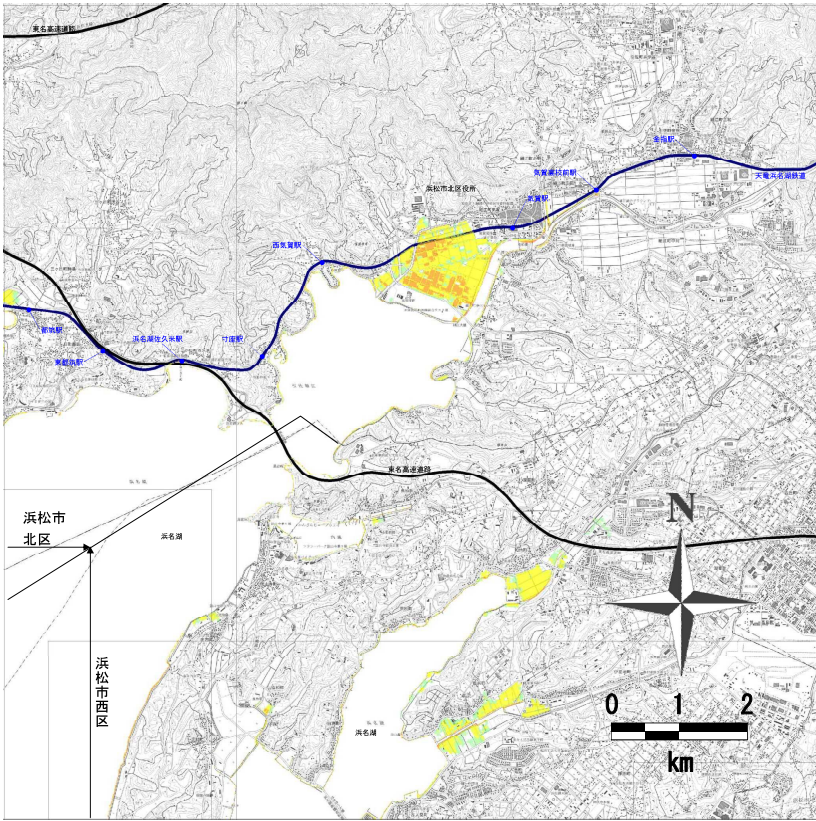
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を图示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号)

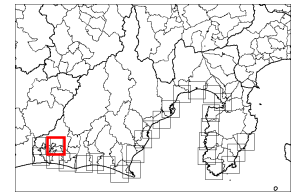
静岡県津波浸水想定図 市町別図

3 浜松市北区・西区



最大浸水深(m)

20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3



【留意事項】

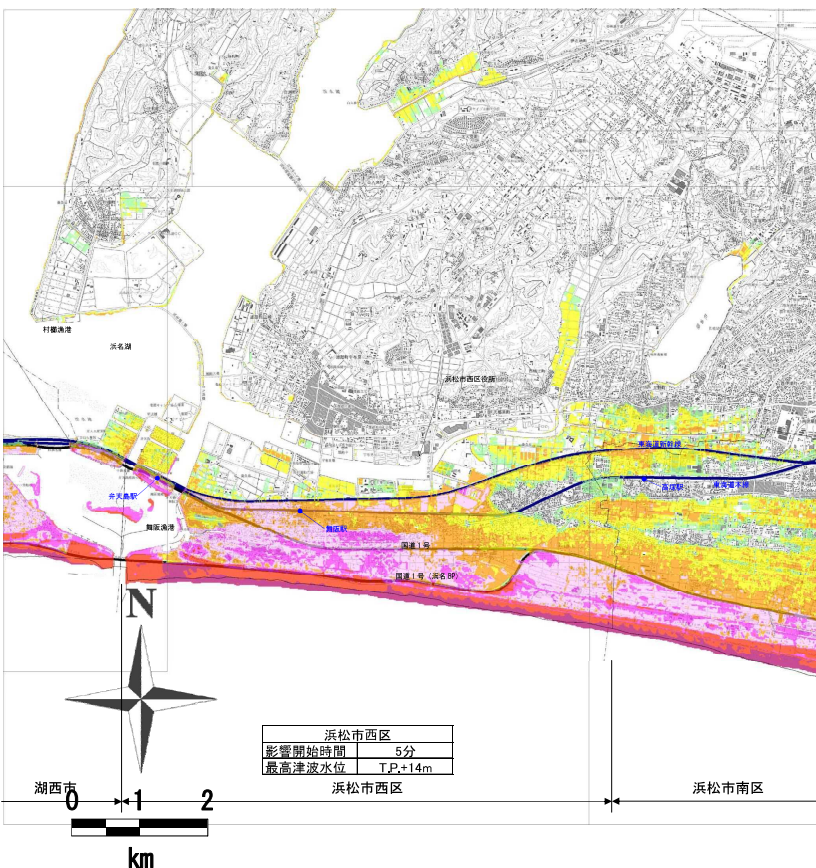
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-015MAP31012 号)

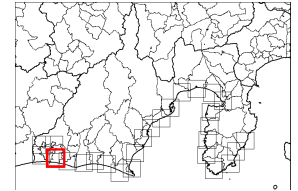
静岡県津波浸水想定図 市町別図

4 浜松市西区



最大浸水深(m)

20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3



【留意事項】

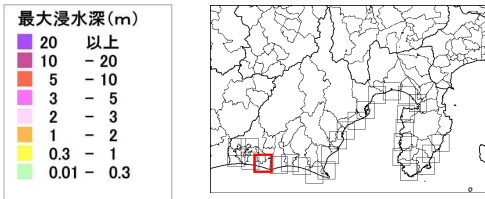
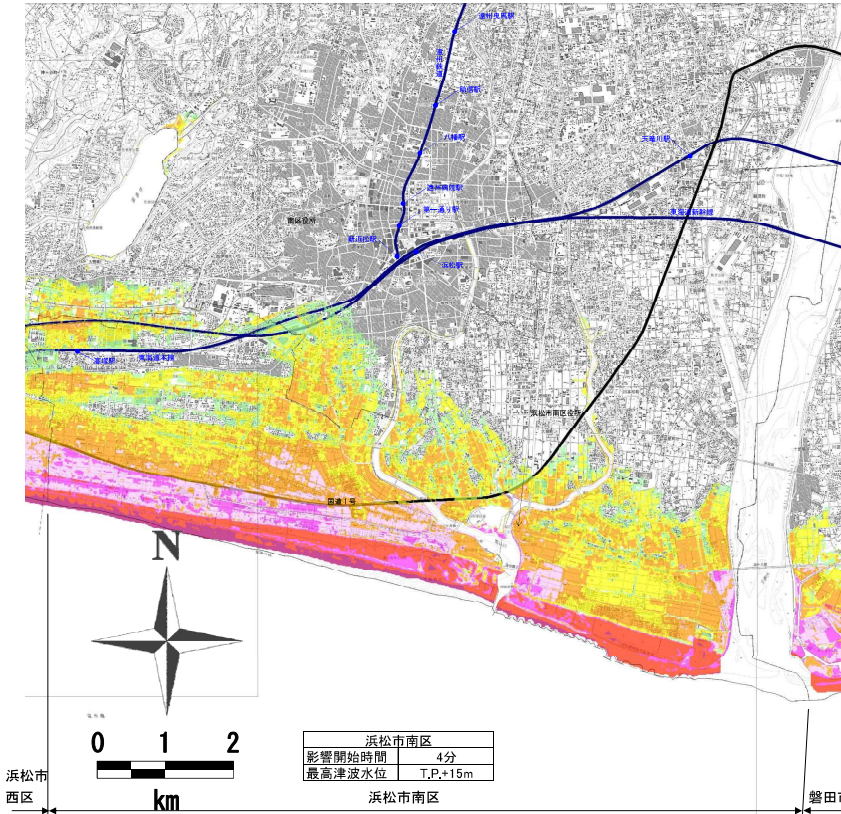
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-015MAP31012 号)

静岡県津波浸水想定図 市町別図

5 浜松市南区



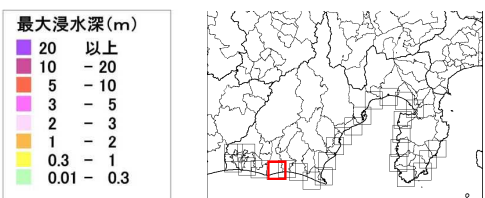
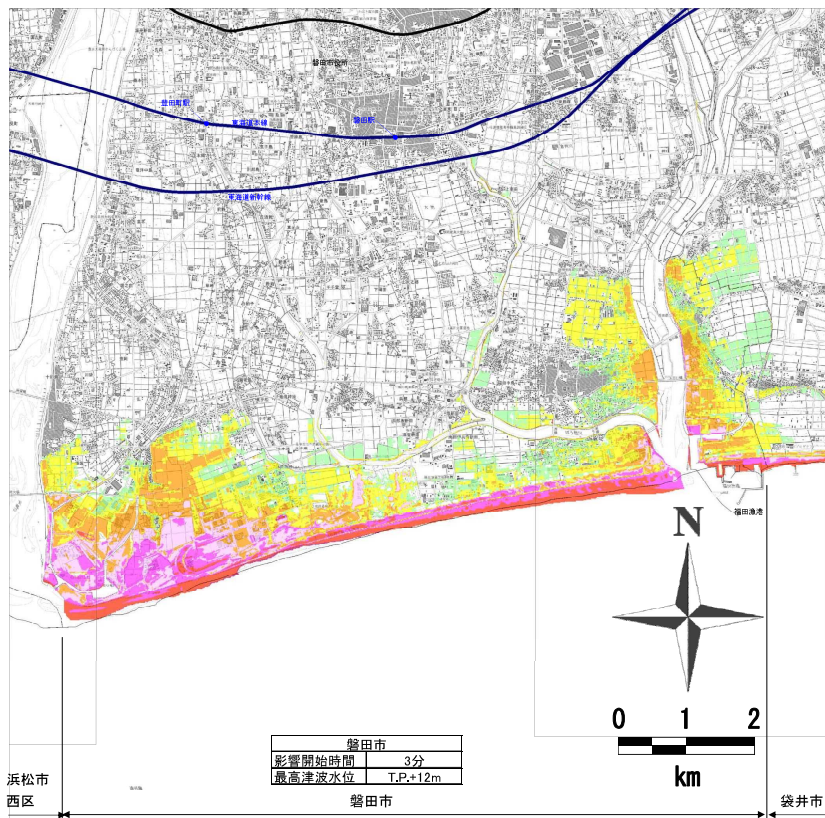
【留意事項】

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



静岡県津波浸水想定図 市町別図

6 磐田市



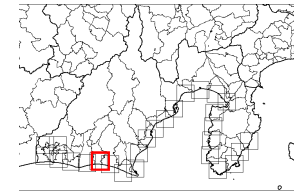
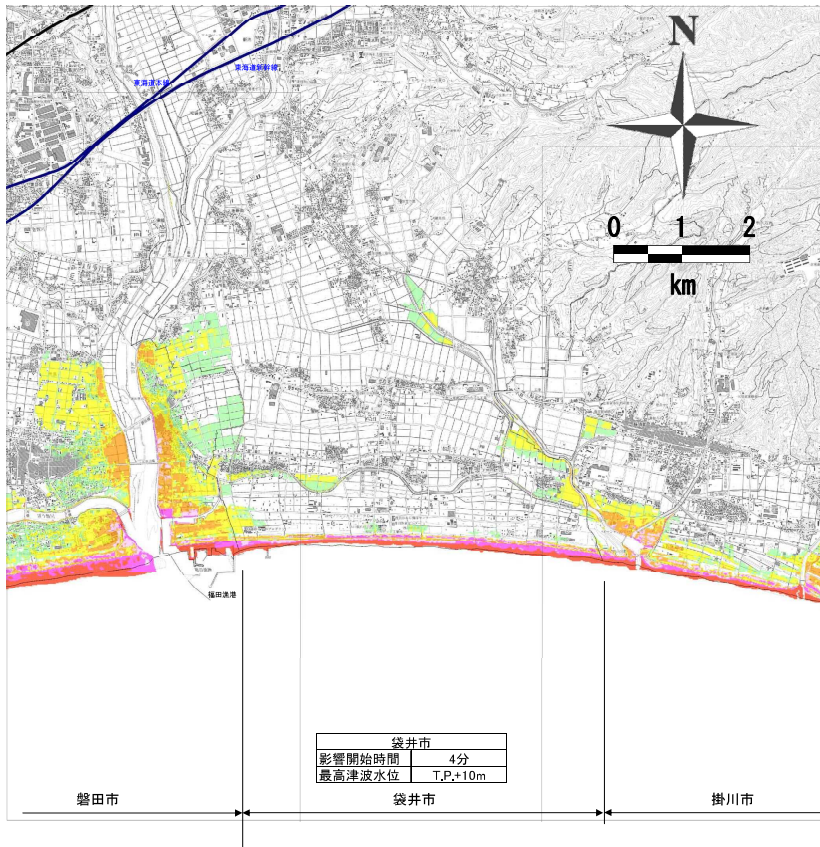
【留意事項】

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



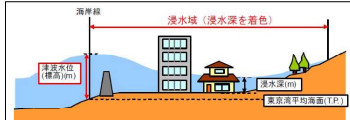
静岡県津波浸水想定図 市町別図

7 袋井市



【留意事項】

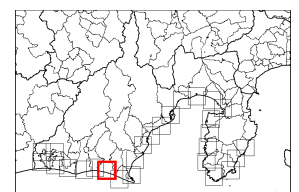
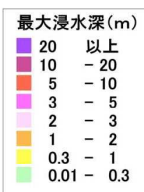
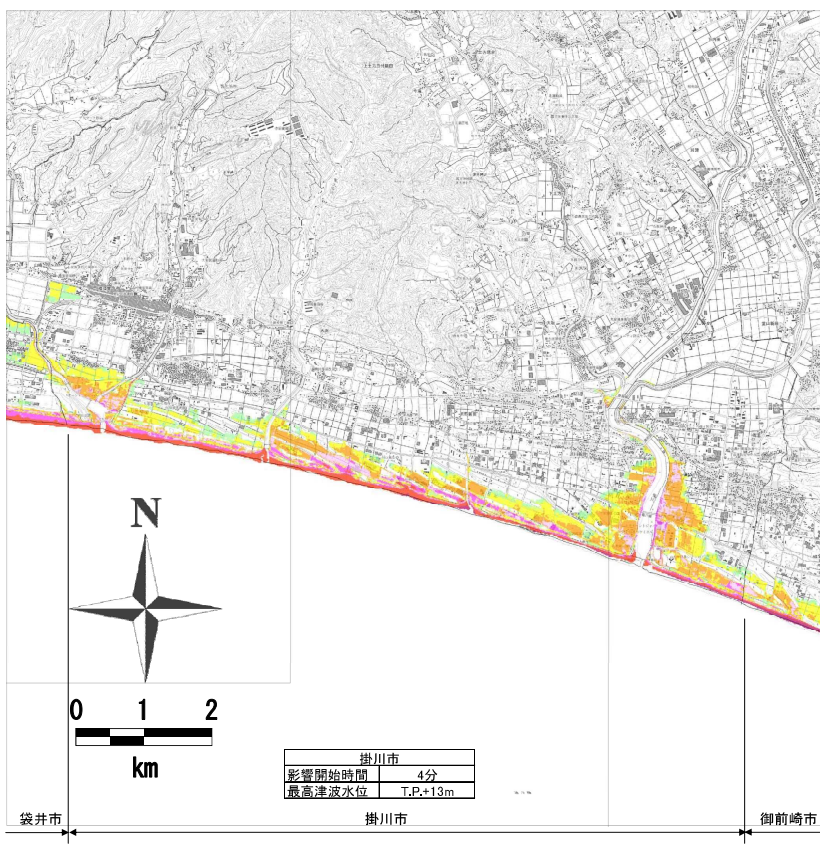
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないと言われた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号)

静岡県津波浸水想定図 市町別図

8 掛川市



【留意事項】

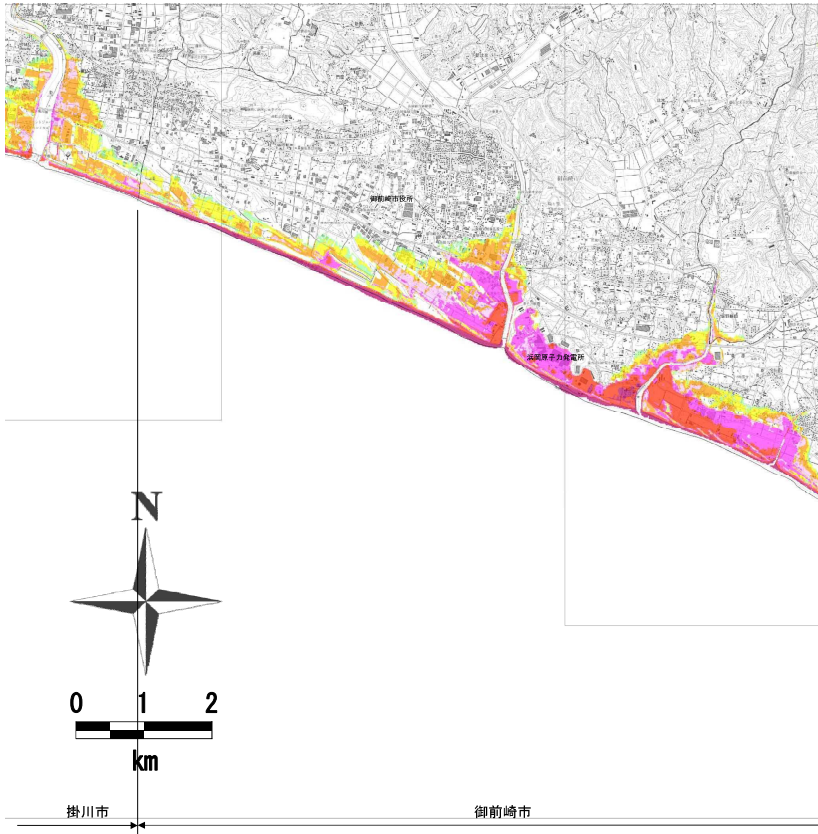
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないと言われた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号)

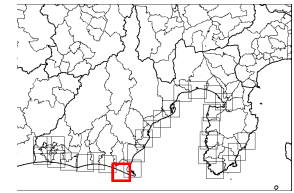
静岡県津波浸水想定図 市町別図

9 御前崎市

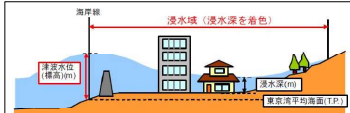


最大浸水深 (m)

20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3



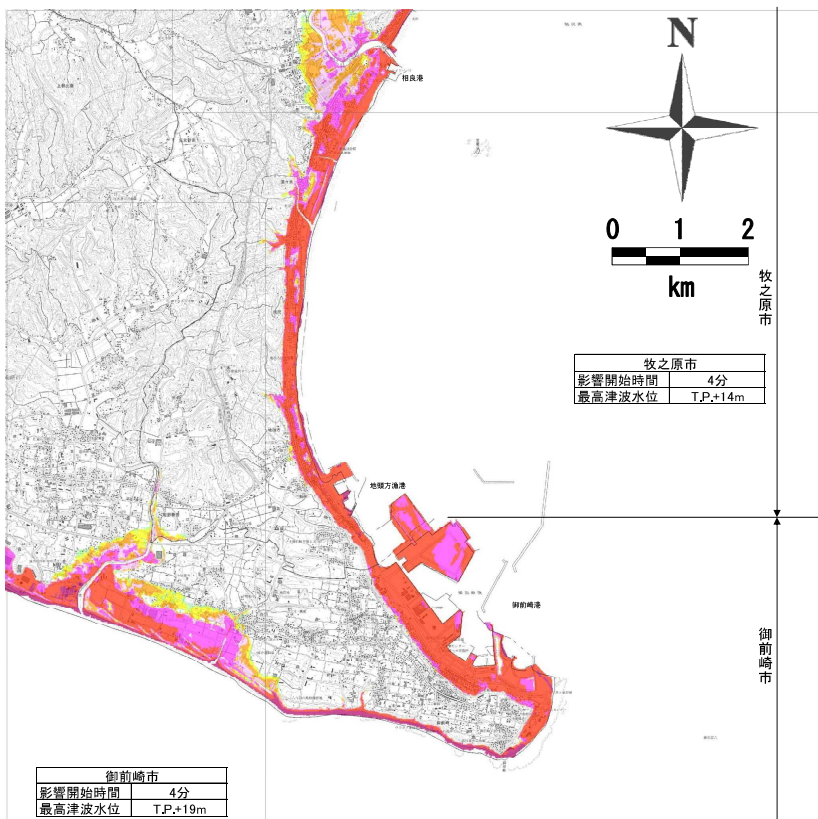
- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平24情保、第244-GISMAP31012号)

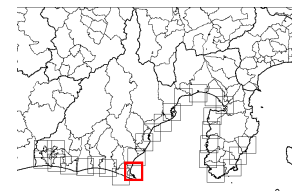
静岡県津波浸水想定図 市町別図

10 御前崎市・牧之原市



最大浸水深 (m)

20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3



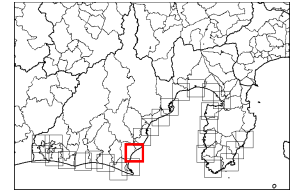
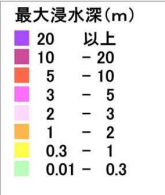
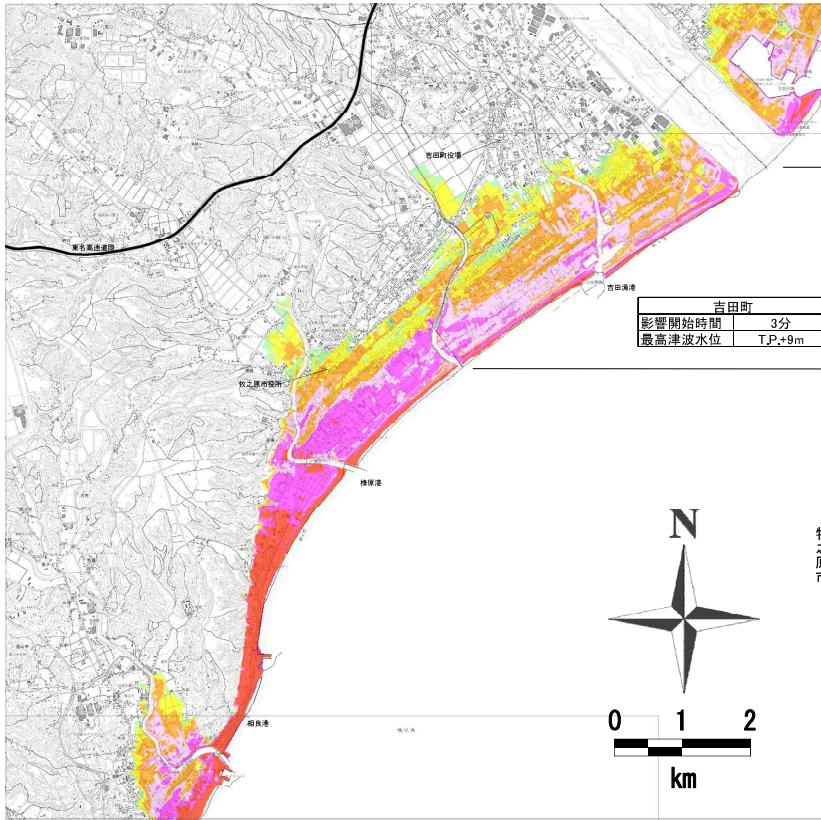
- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平24情保、第244-GISMAP31012号)

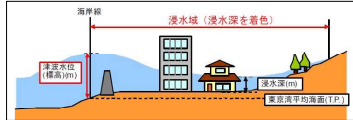
静岡県津波浸水想定図 市町別図

1 1 牧之原市・吉田町



【留意事項】

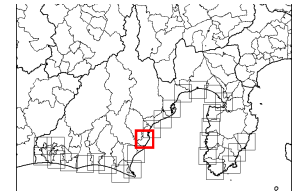
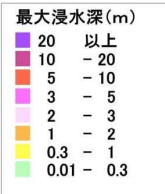
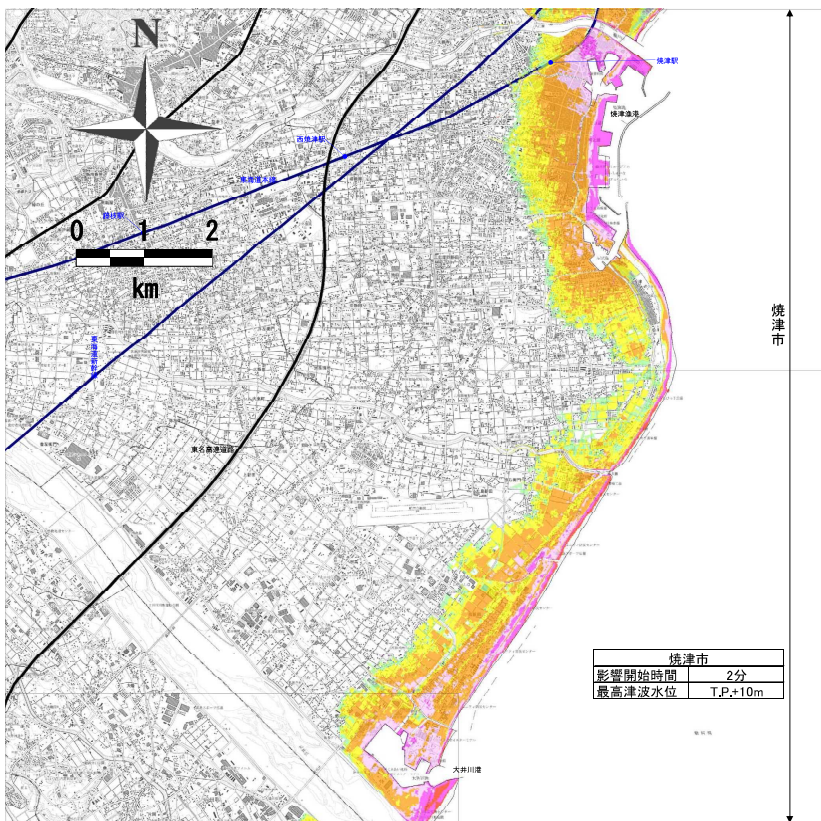
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 甲 24 情使、第 244-615MAP31012 号)

静岡県津波浸水想定図 市町別図

1 2 焼津市



【留意事項】

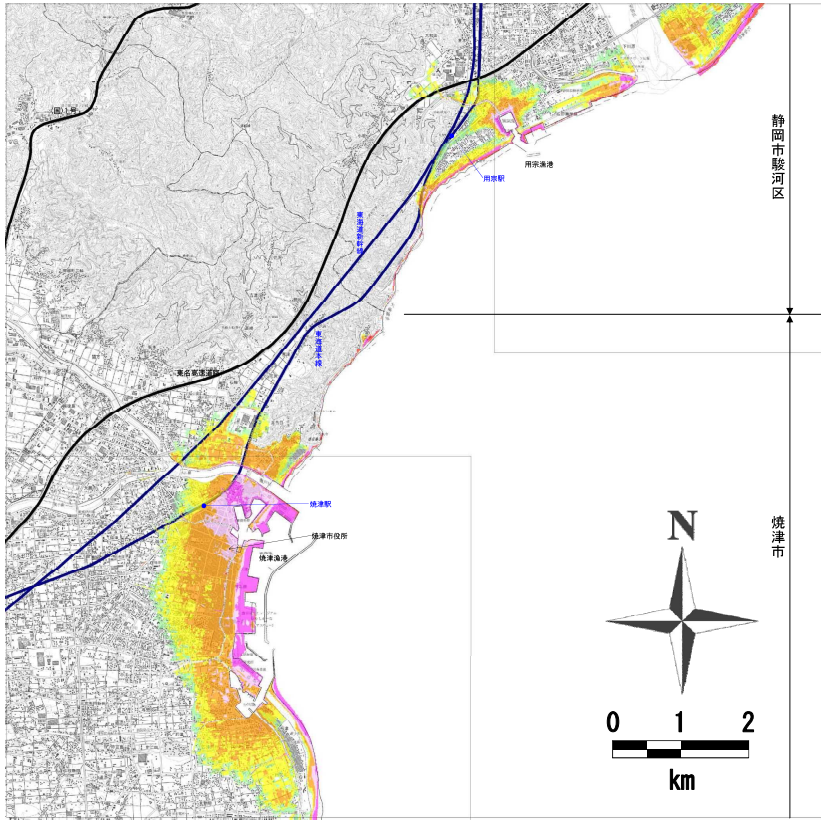
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 甲 24 情使、第 244-615MAP31012 号)

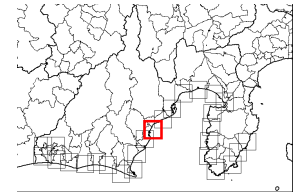
静岡県津波浸水想定図 市町別図

1 3 焼津市・静岡市駿河区



最大浸水深 (m)

20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3



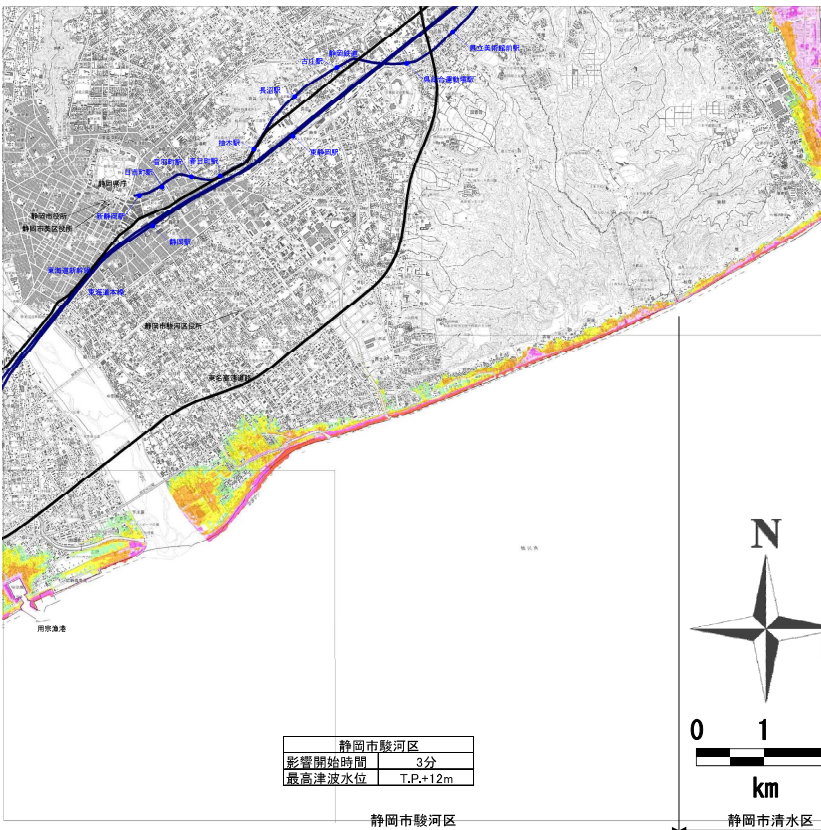
- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号)

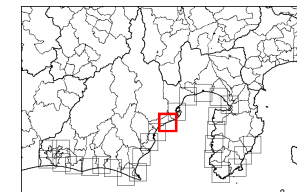
静岡県津波浸水想定図 市町別図

1 4 静岡市駿河区



最大浸水深 (m)

20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3



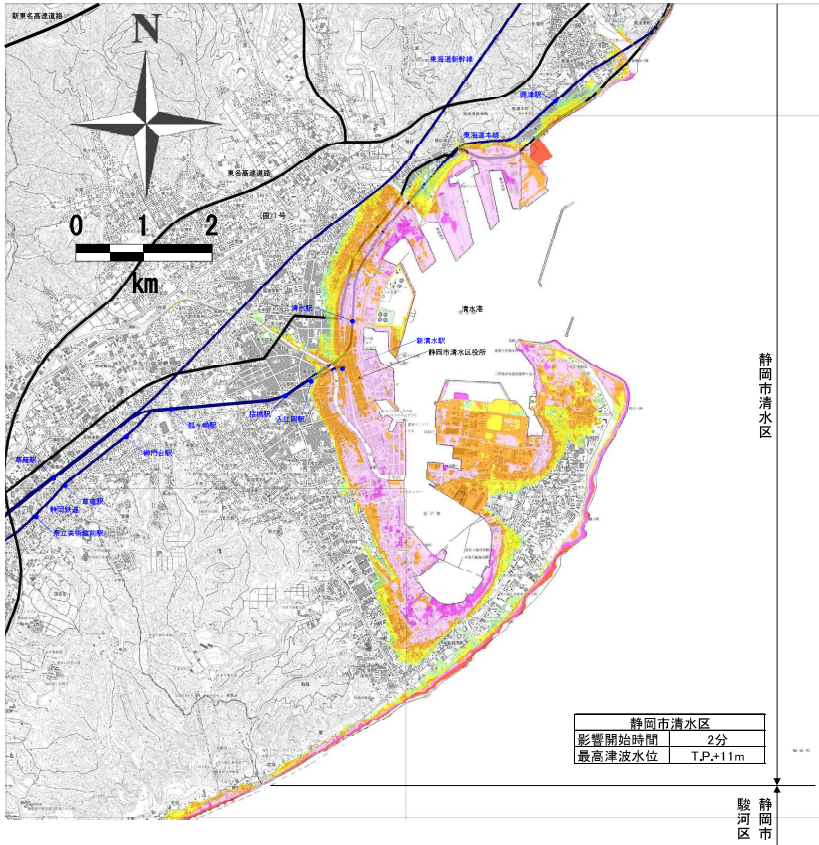
- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号)

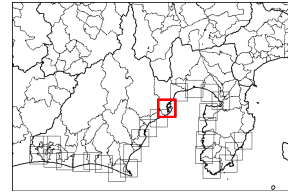
静岡県津波浸水想定図 市町別図

15 静岡市清水区



最大浸水深 (m)

20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3



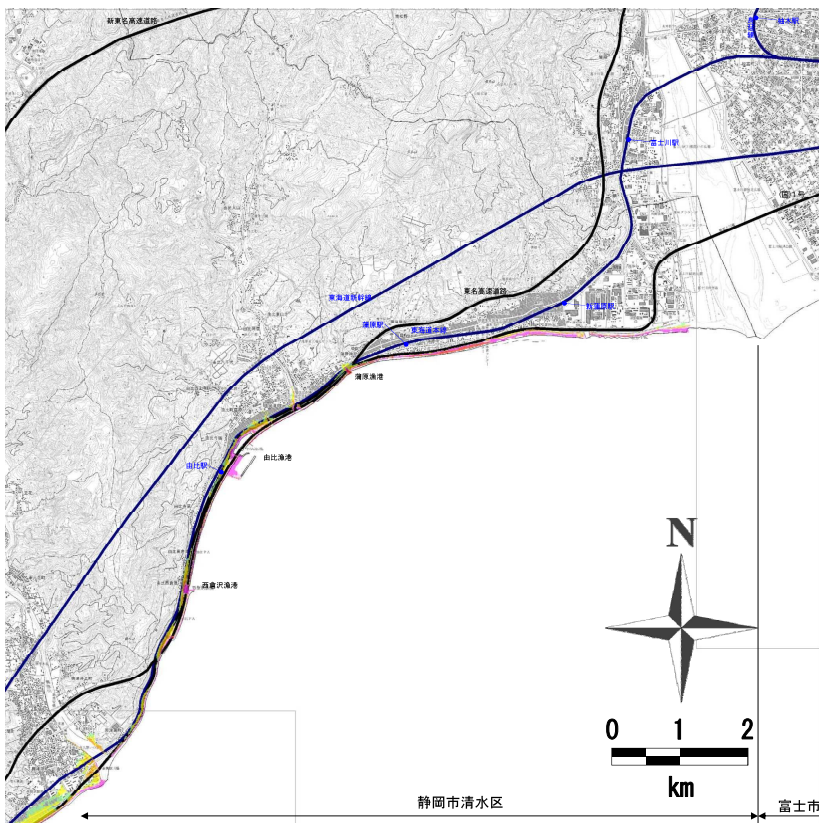
- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

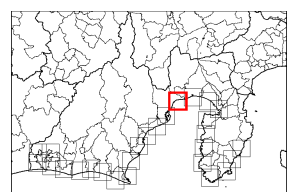
静岡県津波浸水想定図 市町別図

16 静岡市清水区

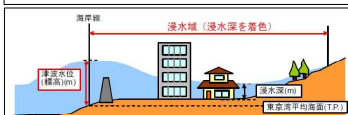


最大浸水深 (m)

20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3



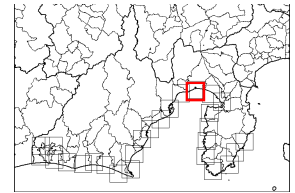
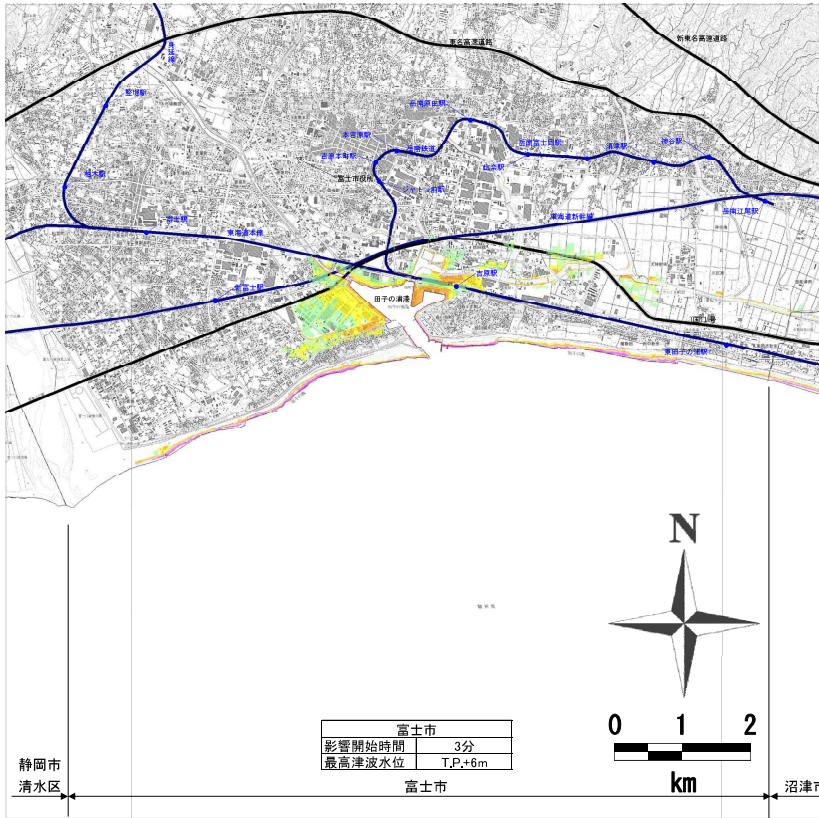
- 【留意事項】
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図

17 富士市



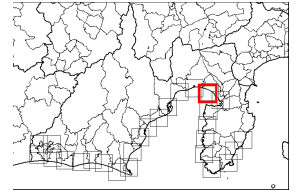
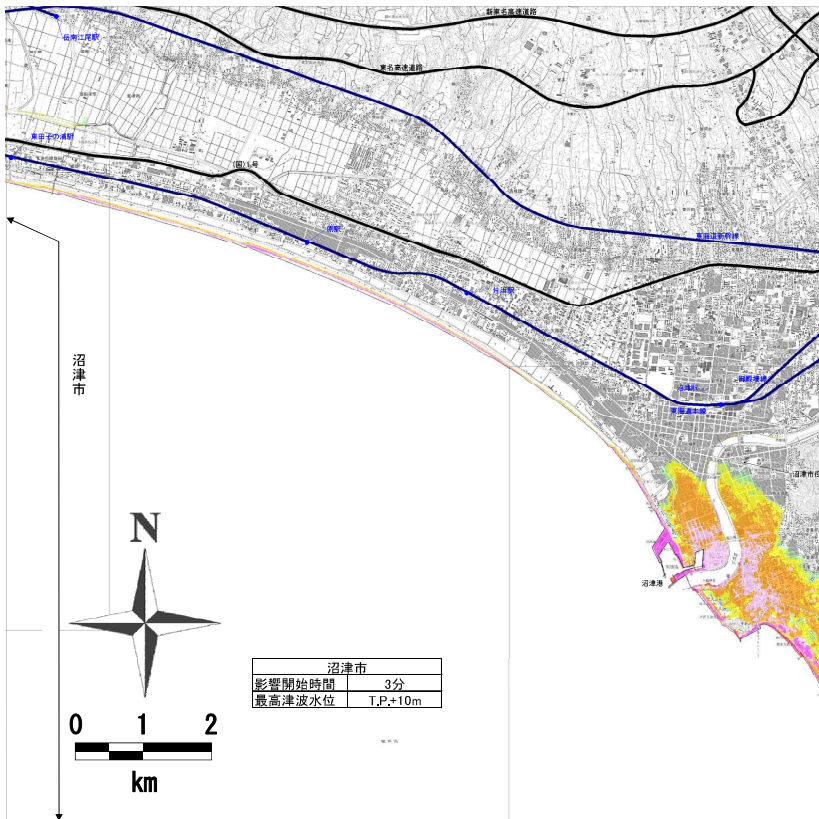
- 【留意事項】**
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-015MAP31012 号)

静岡県津波浸水想定図 市町別図

18 沼津市



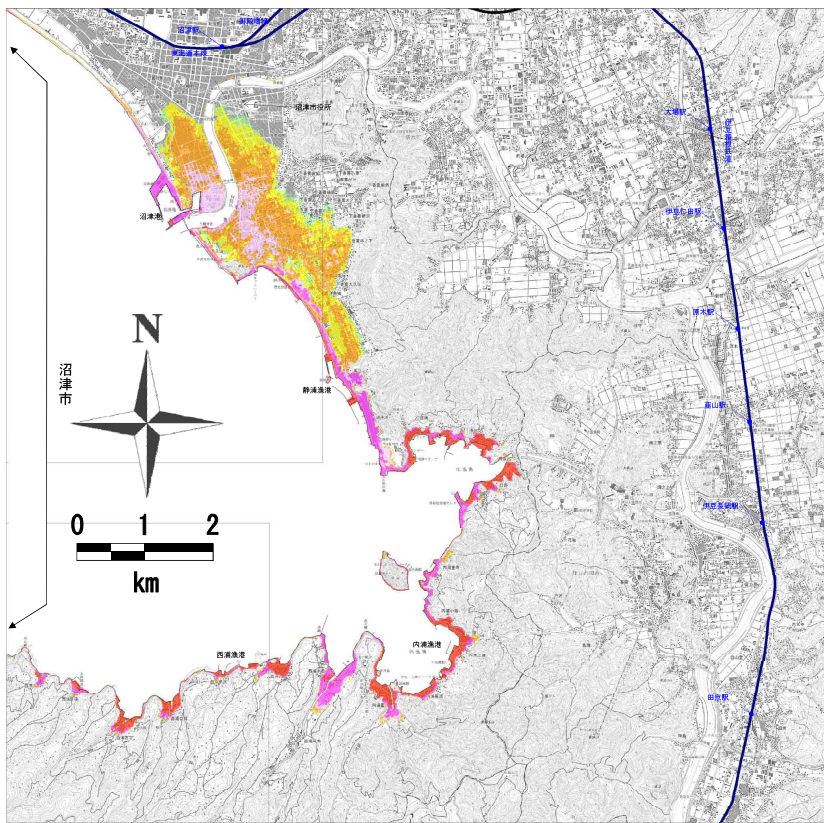
- 【留意事項】**
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
 - 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
 - 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
 - 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-015MAP31012 号)

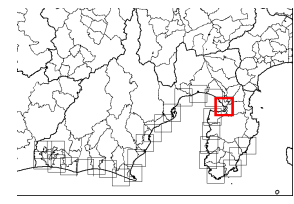
静岡県津波浸水想定図 市町別図

19 沼津市



最大浸水深 (m)

20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3



【留意事項】

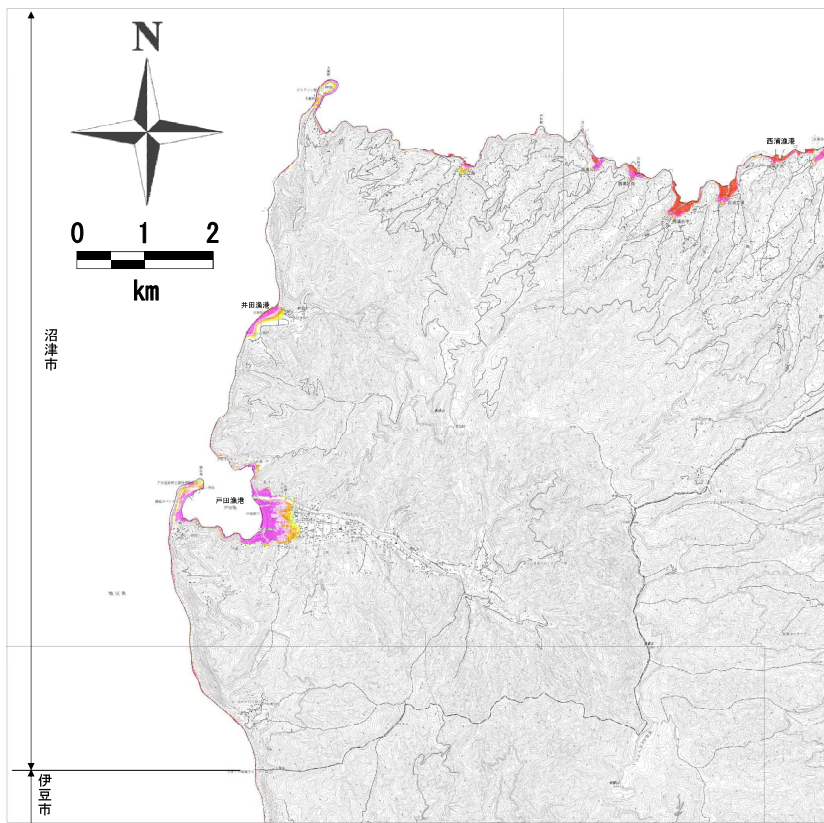
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというわけではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-015MAP31012 号)

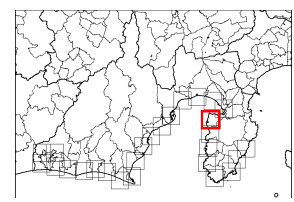
静岡県津波浸水想定図 市町別図

20 沼津市



最大浸水深 (m)

20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3



【留意事項】

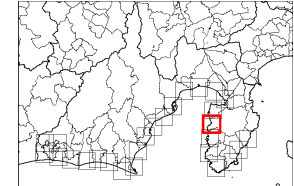
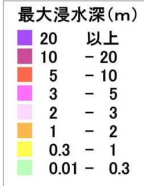
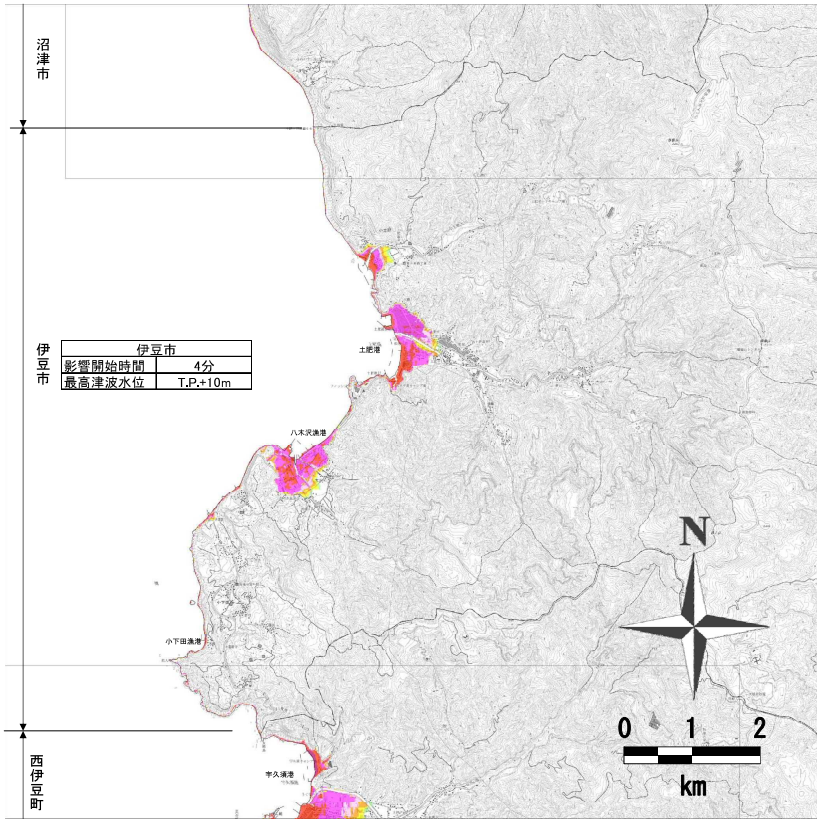
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというわけではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-015MAP31012 号)

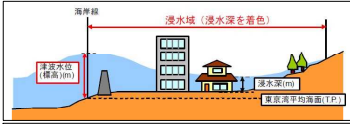
静岡県津波浸水想定図 市町別図

2 1 伊豆市



【留意事項】

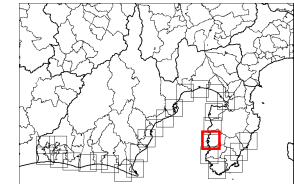
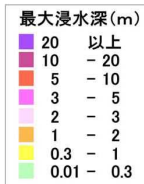
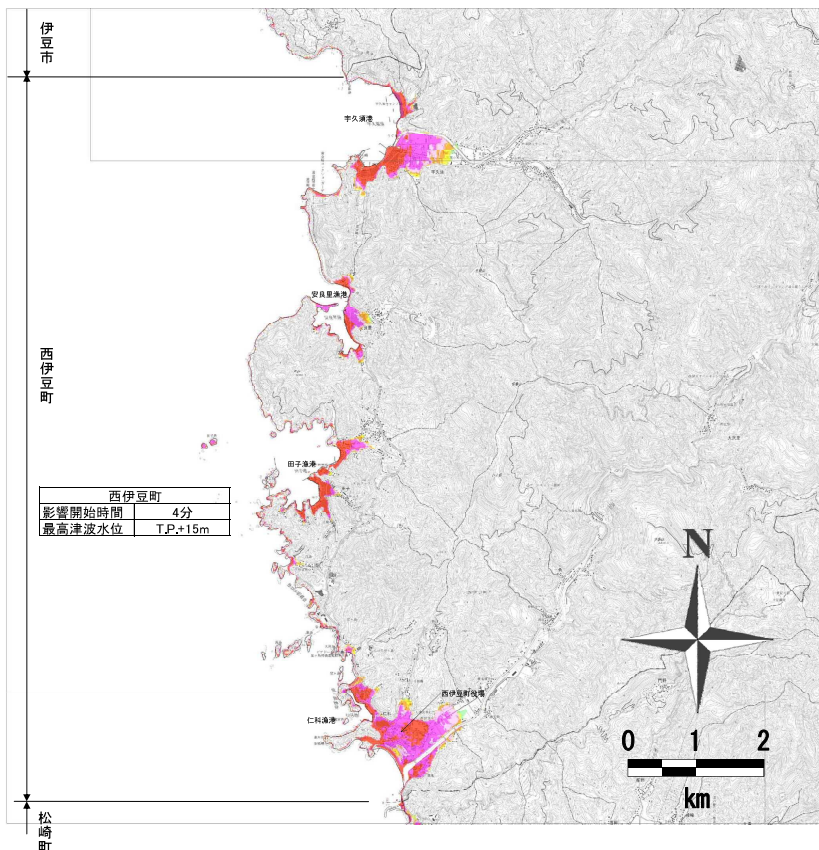
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなる場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」（承認番号 甲 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

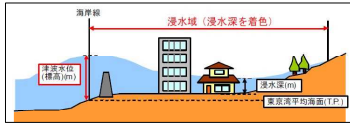
静岡県津波浸水想定図 市町別図

2 2 西伊豆町



【留意事項】

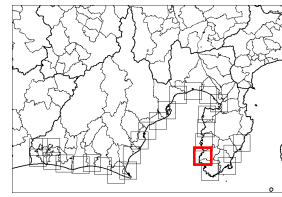
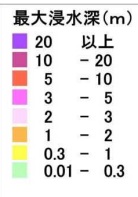
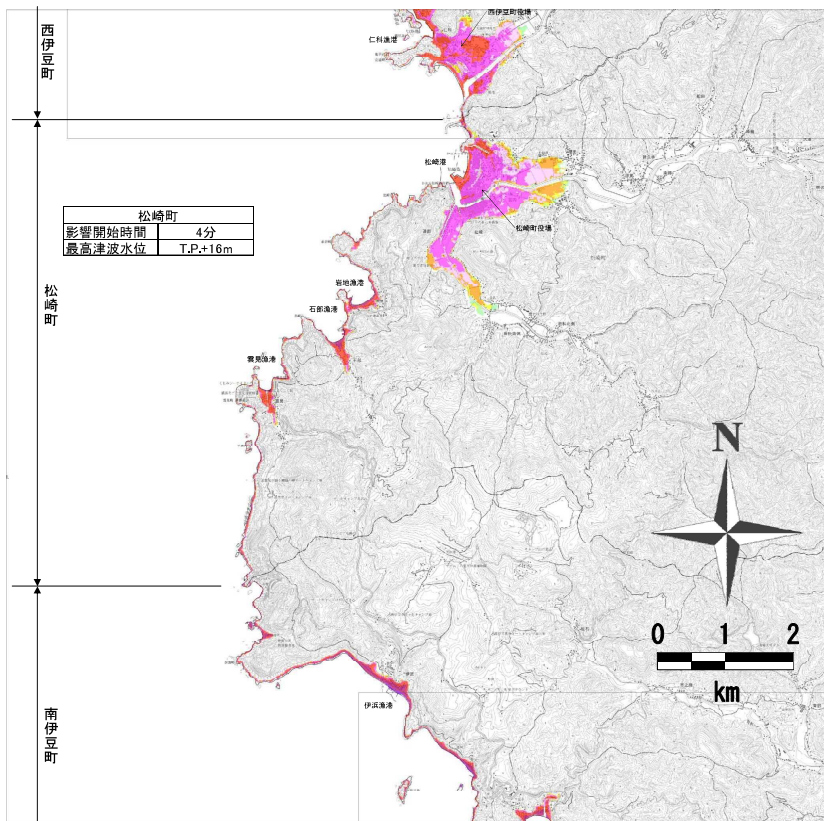
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局所的に浸水深がさらに大きくなる場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」（承認番号 甲 24 情使、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図

23 松崎町・南伊豆町



【留意事項】

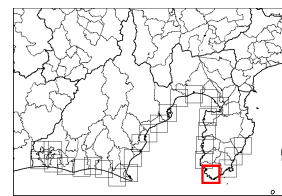
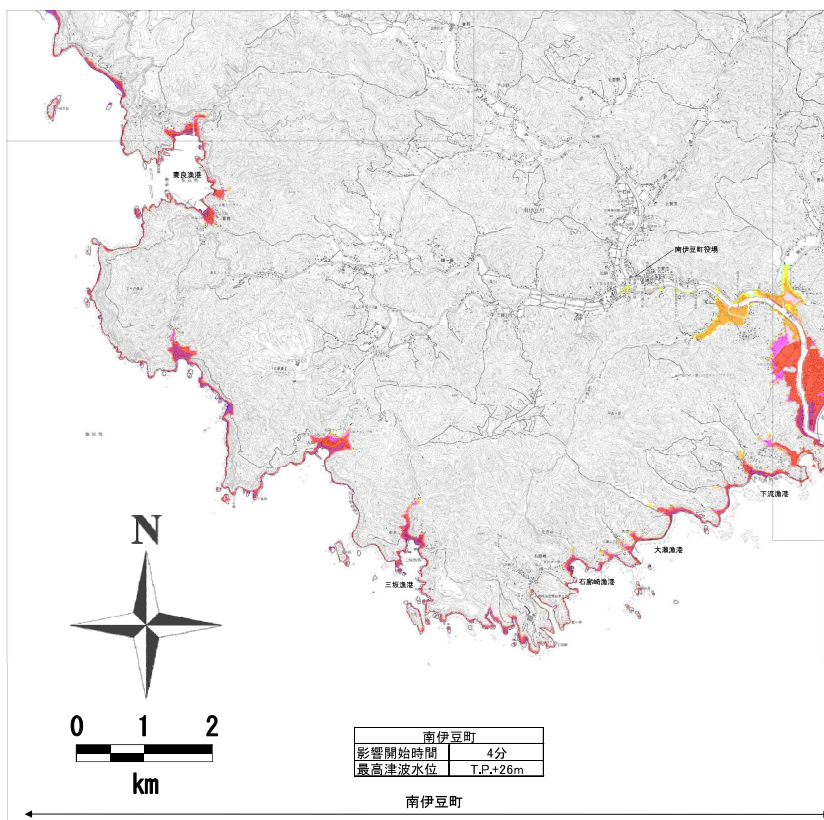
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情後、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図

24 南伊豆町



【留意事項】

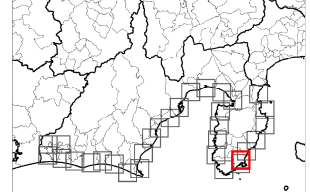
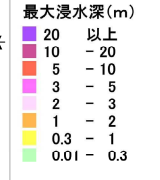
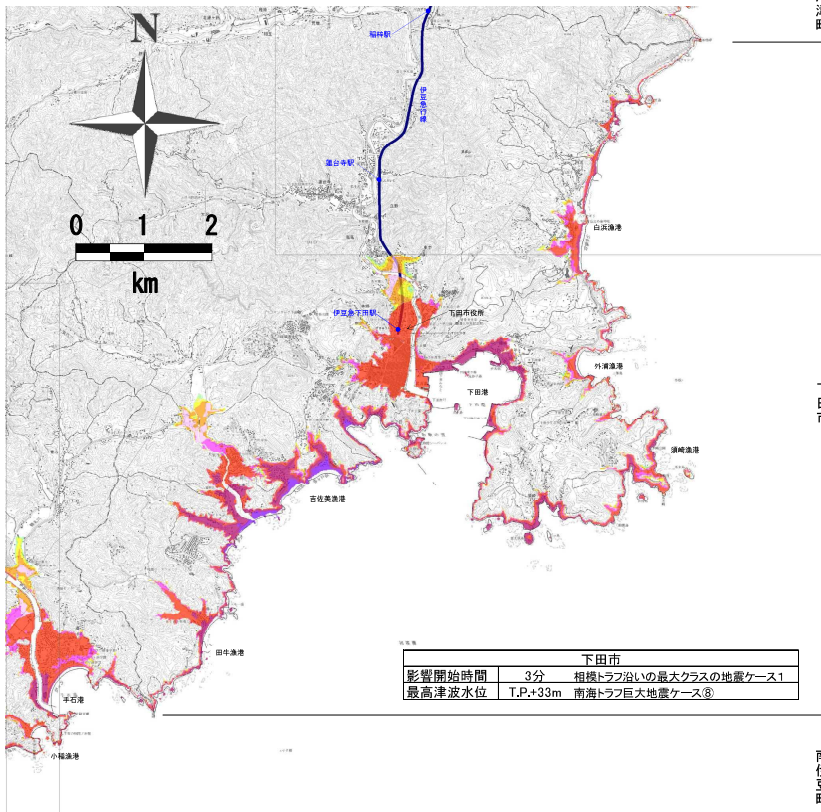
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないとされた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」（承認番号 平 24 情後、第 244-GISMAP31012 号）

静岡県津波浸水想定図 市町別図

25 下田市



【留意事項】

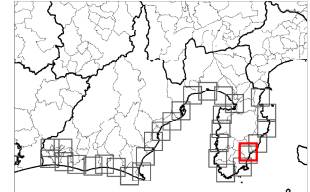
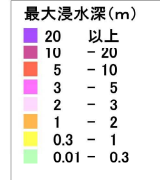
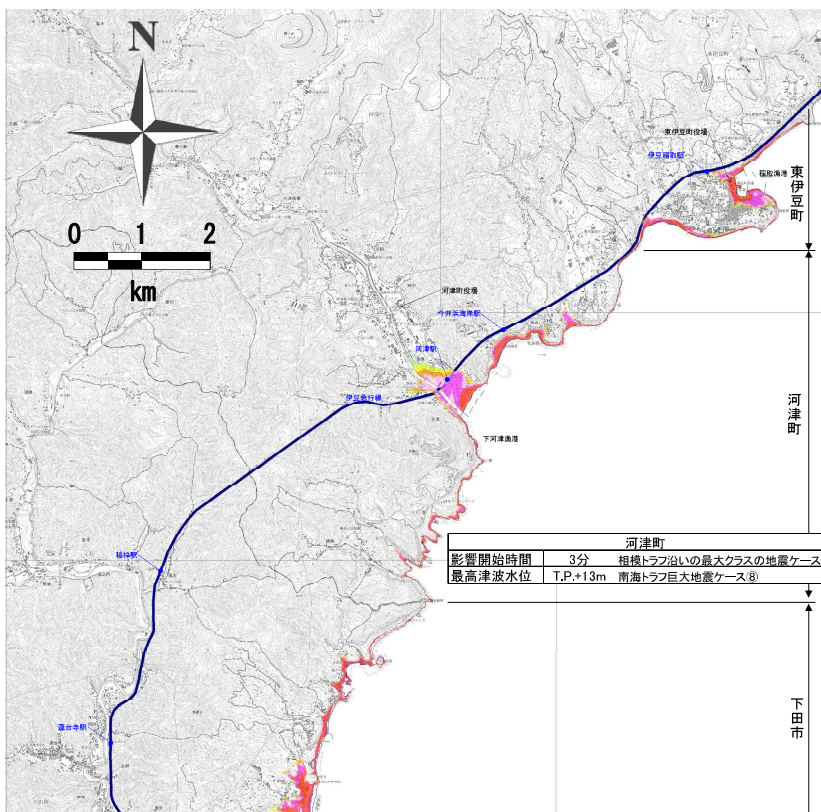
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について(解説)」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないと言われた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平24情使、第244-GISMAP31012号)

静岡県津波浸水想定図 市町別図

26 河津町



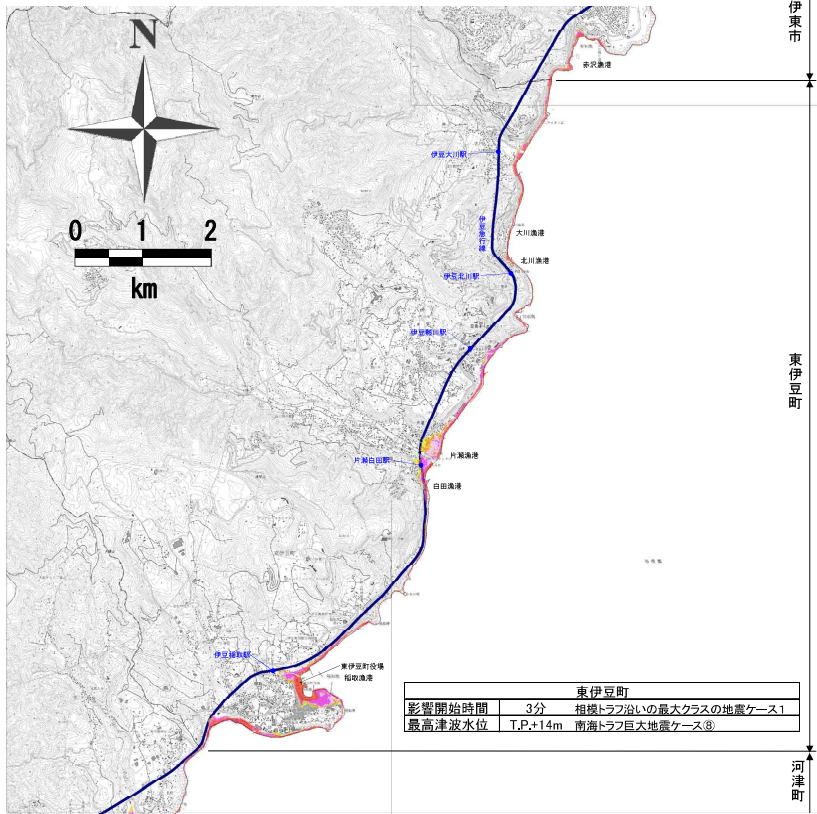
【留意事項】

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について(解説)」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第9条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないと言われた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平24情使、第244-GISMAP31012号)

静岡県津波浸水想定図 市町別図



27 東伊豆町



【留意事項】

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について(解説)」をご参照ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を設定するものです。

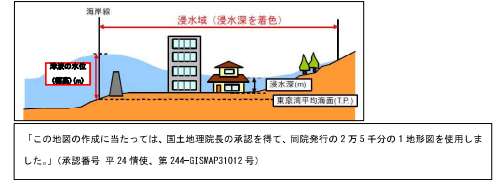
○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないと言われた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。

○津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

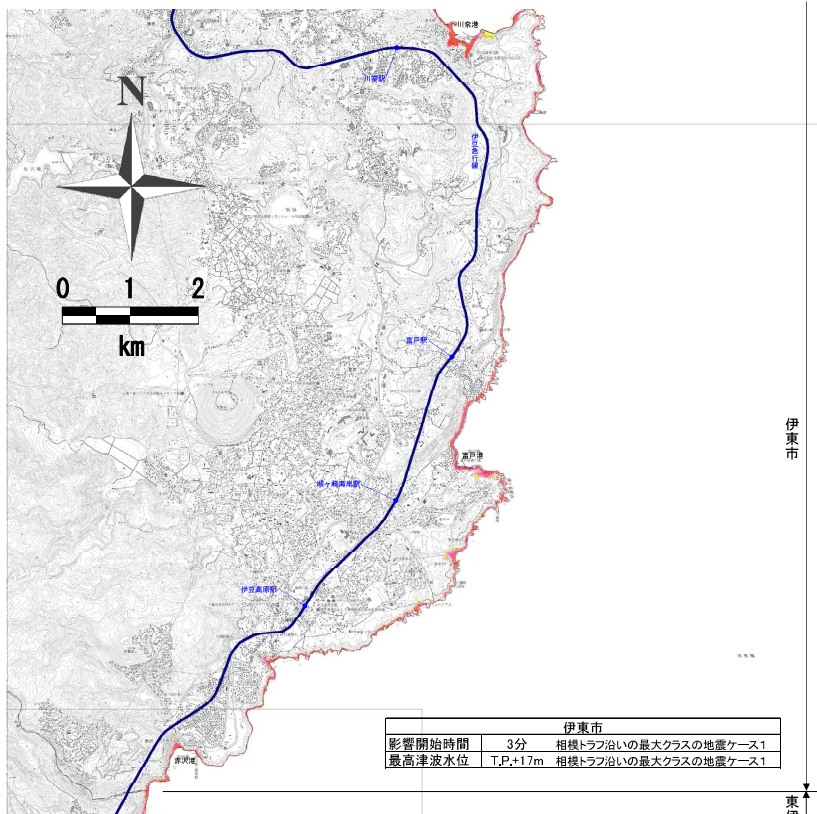
○本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

○浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなる場合があります。

○本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



静岡県津波浸水想定図 市町別図



28 伊東市



【留意事項】

○この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について(解説)」をご参照ください。

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第9条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を設定するものです。

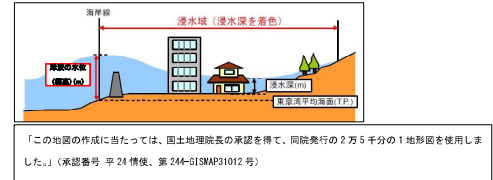
○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないと言われた地域においても津波の危険性が全く無いということではありません。

○津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。

○本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。

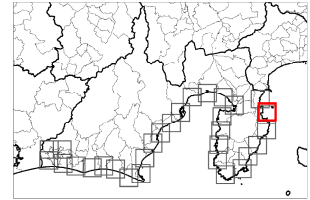
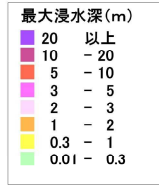
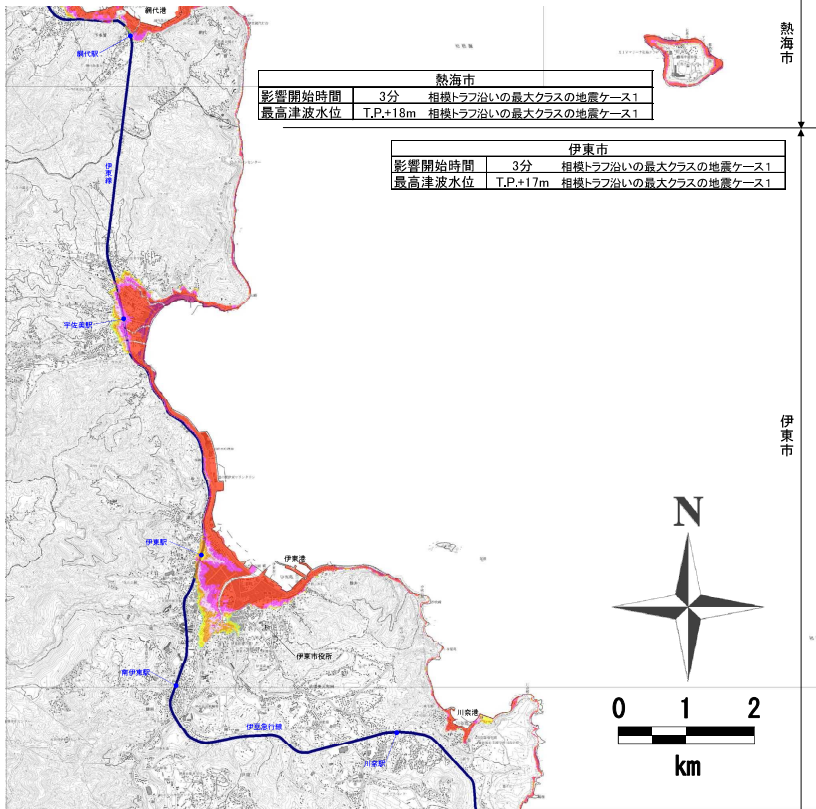
○浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなる場合があります。

○本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



静岡県津波浸水想定図 市町別図

29 伊東市・熱海市



【留意事項】

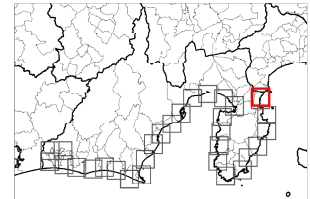
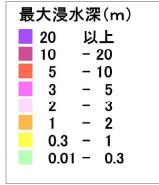
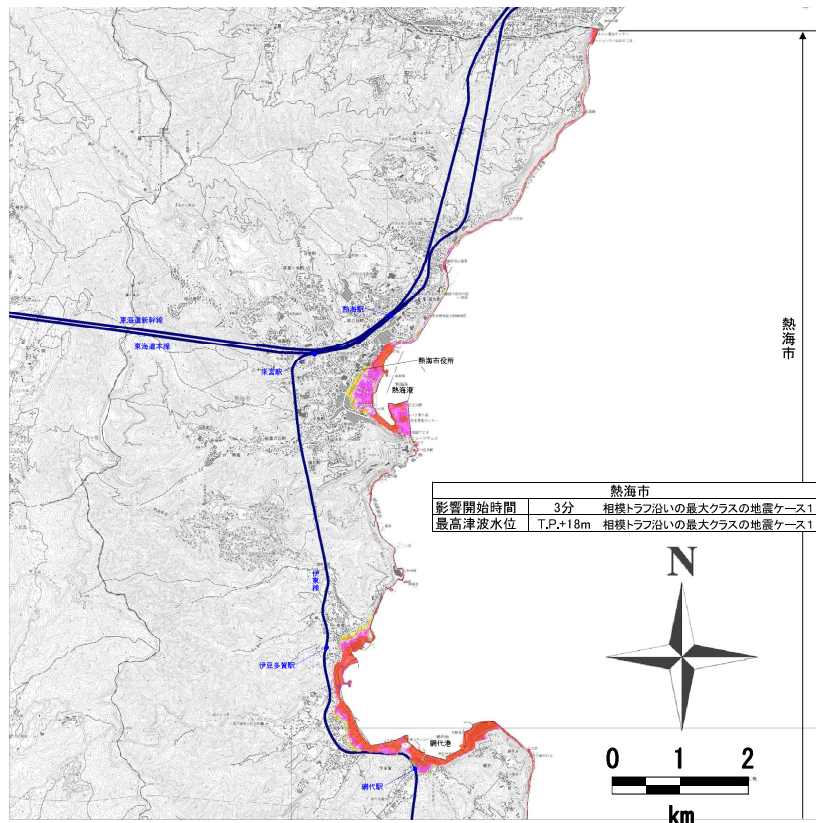
- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について(解説)」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないと言われた地域においても津波の危険性が全く無いということはありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなる場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号)

静岡県津波浸水想定図 市町別図

30 熱海市



【留意事項】

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について(解説)」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生したと仮定した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を設定するものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。過去の地震津波においては、本図で示した浸水域より内陸部まで津波が到達している記録が残っている場所もあり、本資料で浸水しないと言われた地域においても津波の危険性が全く無いということはありません。
- 津波浸水想定は、「何としても人命を守る」という考えの下、避難を中心とした津波防災地域づくりを進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を示すものではないことにご注意ください。
- 本資料に示される浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 浸水域や浸水深は、地面の凹凸や構造物の影響等により、浸水域外でも浸水が発生したり、局部的に浸水深がさらに大きくなる場合があります。
- 本津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用しました。」(承認番号 平 24 情使、第 244-GISMAP31012 号)

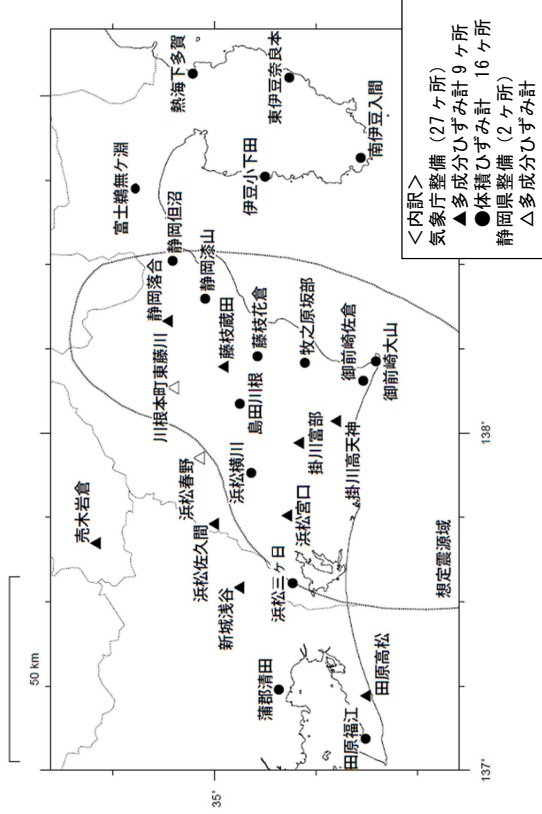
5-1-1 静岡県内における地震・火山予知観測施設一覧

(県危機情報課)

(令和3年4月1日現在)

観測機関	観測項目	施設数	テレメータ化されているもの 気象庁ヘータ を配信している	
気象庁	地震	36	36	36
	歪	20	20	20
	傾斜	5	5	5
	検潮	5	5	5
	GPS	6	6	6
	遠望カメラ	3	3	3
	空振計	4	4	4
	伸縮	1	0	0
	歪	3	3	1
	地震	51	51	51
防災科学研究所	傾斜	28	28	28
	検潮	0	0	0
	地磁気	0	0	0
	GPS	6	6	0
	歪	0	0	0
	地震	0	0	0
	傾斜	0	0	0
国土地理院	傾斜	0	0	0
	検潮	3	3	3
	重力	0	0	0
	GPS	106	106	0
	全磁力	2	2	0
	歪	0	0	0
	地震	2	2	1
産業技術総合研究所	地下水位	13	13	12
	地下水	0	0	0
	伸縮	2	2	2
	GPS	1	1	0
海上保安庁	海底地殻変動	3	0	0
	溶存ガス	1	1	0
	地下水	1	1	0
	ラドン	2	2	0
東京大学大学院理学系研究所	歪	2	1	1
	地震	19	19	11
	傾斜	2	2	1
	地電位	1	1	0
東京大学地震研究所	地磁気	20	19	0
	GPS	56	1	0
	レーザー	0	0	0
	地中温度	1	1	0

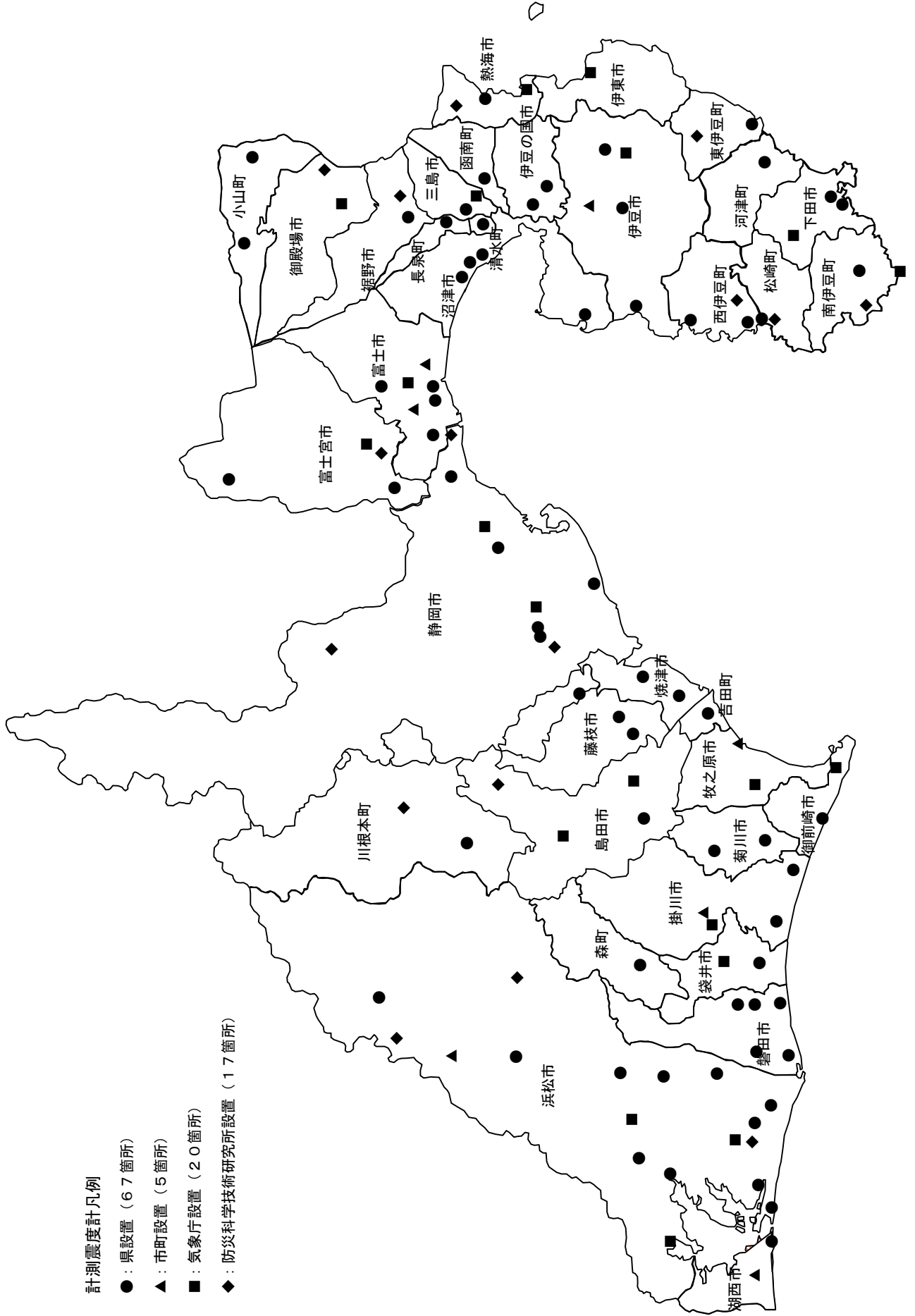
観測機関	観測項目	施設数	テレメータ化されているもの 気象庁ヘータ を配信している	
名古屋大学	歪	1	1	0
	地震	2	2	1
	傾斜	3	3	0
	地電位	1	1	0
東海大学地震予知研究センター	地下水	1	1	0
	伸縮	1	1	0
	地電位	0	0	0
	地磁気	1	1	0
	電磁波	1	1	0
	GPS	0	0	0
	地震	1	1	0
神奈川県温泉地学研究所	傾斜	1	1	0
	検潮	1	1	1
港湾局	歪	2	2	2
	傾斜	0	0	0
	地下水位	1	1	1
静岡県	地震	68	68	68
	計	474	423	258



5-1-2 静岡県内計測震度計整備状況

計測震度計凡例

- : 県設置 (67箇所)
- ▲ : 市町設置 (5箇所)
- : 気象庁設置 (20箇所)
- ◆ : 防災科学技術研究所設置 (17箇所)



5-1-3 静岡県内の気象庁震度発表名称と静岡県震度情報ネットワークシステム観測点一覧

気象庁震度発表名称	観測点所在地	計測震度計設置区分
下田市中	531-1(下田総合庁舎)	静岡県
下田市加増野	491	気象庁
下田市船橋	765-15(船橋危機管理庁舎)	静岡県
東伊豆郡相取	3354(東伊豆町役場)	静岡県
賀茂郡伊豆町	29-3(新川中学校)	防災科研
河津町	21-2(河津町役場)	静岡県
高伊豆町下智茂	315-1(高伊豆町役場)	気象庁
高伊豆町上智茂	1(高伊豆町役場)	防災科研
高伊豆町上智茂	16	防災科研
松崎町江奈	301-1(松崎町役場)	防災科研
西伊豆町仁科	401-1(西伊豆町役場)	静岡県
西伊豆町宇久須	270-1(西伊豆町住居防衛センター)	静岡県
熱海市中央町	1(熱海市役所)	静岡県
熱海市綱代	195(綱代小学校)	気象庁
熱海市泉	101	防災科研
伊東市大原	2-1(伊東市役所)	気象庁
沼津市御幸町	16-1(沼津市役所)	静岡県
沼津市戸田	339(戸田市長官邸事務所)	静岡県
沼津市高島本町	1-3(東部総合庁舎)	静岡県
沼津市原	143-10(沼津北浦防衛分署)	静岡県
三島市大社町	1-10(三島市役所大社町別館)	静岡県
三島市東本町	2-2(三島市役所特別地域気象観測所)	気象庁
御殿場市萩原	183-1(御殿場市民会館)	気象庁
御殿場市美濃沢	750(御殿場市役所玉穂支所駐車場)	防災科研
裾野市佐野	1059(裾野市役所)	静岡県
裾野市石橋	338-2(伊豆市役所)	防災科研
伊豆市八幡	670-2(伊豆市役所土肥支所)	静岡県
伊豆市天城湯ヶ島	500-1(伊豆市役所中伊豆支所)	静岡県
伊豆市小立野	338-2(伊豆市役所)	静岡県
伊豆市伊豆クラウンド	六仙山959-1(中伊豆グラウンド)	気象庁
伊豆の国市田原	298-6(伊豆の国市役所本仁支所)	静岡県
伊豆の国市長岡	340-1(伊豆の国市役所本庁舎)	静岡県
田方郡南町	717-13(南町役場)	静岡県
駿東郡清水町	212-1(清水町消防本部)	静岡県
駿東郡長泉町	212-1(長泉町消防本部)	静岡県
駿東郡小山町	57-2(小山町役場)	静岡県
小山町須走	276-6(須走コミュニティセンター)	静岡県
富士宮市猪之頭	579-2(静岡県富士養健場)	静岡県
富士宮市長巻	1131-6(芝川会館)	静岡県
富士宮市弓沢町	150(富士宮市役所)	気象庁
富士宮市野中	1103(由良山公園)	防災科研
富士市永田町	1-100(富士総合庁舎)	静岡県
富士市岩瀬	1447-1(吉永まちづくりセンター)	静岡県
富士市吉水	1447-1(吉永まちづくりセンター)	富士市
富士市大淵	2885-4(大淵まちづくりセンター)	気象庁
富士市富士総合運動公園	678(富士総合運動公園)	静岡県
静岡市委区連手町	9-6(静岡県庁)	静岡県
静岡市委区連手町	9-6(静岡市役所)	静岡県
静岡清水区谷津	110-1(県建設技術管理センター)	静岡県
静岡清水区谷津	110-1(県建設技術管理センター)	静岡県
静岡駿河区川金	2-1-5(静岡地方気象台)	気象庁
静岡清水区千歳町	1-1(浜田ポンプ場)	気象庁

気象庁震度発表名称	観測点所在地	計測震度計設置区分
静岡市委区形通	5-9-1(静岡県地震防災センター)	防災科研
静岡市委区梅ヶ島	1309(梅ヶ島地域センター)	防災科研
静岡清水区蒲原新栄	77	静岡県
島田市金谷代官町	3400(島田市役所金谷支所)	静岡県
島田市中央町	3-10(島田市役所)	気象庁
島田市川根町	420(川根小学校)	気象庁
島田市川根町笹間上	668-3(旧川根町立笹間中学校)	防災科研
焼津市石津	728-2(焼津市消防防災センター)	静岡県
焼津市赤富	900(焼津市役所本太井川庁舎)	静岡県
焼津市瀬戸新屋	362-1(焼津総合庁舎)	静岡県
焼津市岡田山	11-1(焼津市役所)	静岡県
焼津市岡田町	6-1(焼津市役所岡田支所)	静岡県
川根本町上尾尾	627(川根本町役場)	静岡県
川根本町東藤川	2444-50	防災科研
牧之原市兎野新田	1069-1	気象庁
牧之原市静波	1018-1	防災科研
吉田町住吉	87(吉田町役場)	静岡県
磐田市見付	3589-4(中遠総合庁舎)	静岡県
磐田市国府台	3-1(磐田市役所)	静岡県
磐田市福田	400(磐田市役所福田支所)	静岡県
磐田市下野部	728-1(磐田市役所豊田支所)	静岡県
掛川市西大淵	100(掛川市役所大淵支所)	静岡県
掛川市三俣	620(掛川市役所大東支所)	静岡県
掛川市長谷	1-1(掛川市役所)	掛川市
掛川市藤塚	671-1(小笠山総合運動公園)	気象庁
袋井市浅名	1028(袋井市役所浅羽支所)	静岡県
袋井市新屋	1-1(袋井市役所)	気象庁
御前崎市池新田	5585(御前崎市役所)	静岡県
御前崎市御前崎	4146(御前崎特別地域気象観測所)	静岡県
御前崎市赤土	1503(御前崎市役所小笠支所)	静岡県
御前崎市堀之内	61(御前崎市役所)	静岡県
静岡森町森	48-2(袋井消防署森分署)	静岡県
浜松市中区元城町	109-2(浜松市役所)	静岡県
浜松東区流通元町	20-3(浜松市東区役所)	静岡県
浜松西区舞阪町	2701-9(舞阪協働センター)	静岡県
浜松南区江之島町	600-1(浜松市南区役所)	静岡県
浜松北区引佐町	616-5(引佐協働センター)	静岡県
浜松北区西美園	30(浜北消防署)	静岡県
浜松天童区二俣町	558(北遠総合庁舎)	静岡県
浜松天童区水窪町	2980-1(水窪協働センター)	静岡県
浜松天童区龍山町	570-14(龍山協働センター)	静岡県
浜松中区高丘東	1101-7(浜松特別地域気象観測所)	気象庁
浜松北区三ヶ日町	500-1(三ヶ日地域自治センター)	気象庁
浜松北区三ヶ日町	1520(滝沢小学校)	気象庁
浜松中区三ヶ日町	28-90	防災科研
浜松天童区春野町	1467-2(浜松市天童消防署春野出張所)	防災科研
浜松天童区佐久間町	429-1	防災科研
湖西市新居町	501-1(湖西市新居支所)	静岡県
湖西市吉美	2368(湖西市役所)	湖西市

設置者別箇所数：静岡県(67)、気象庁(20)、市町(5)、防災科学技術研究所(17)、計108箇所
 静岡県震度情報ネットワークシステム接続箇所数：静岡県(67)、市町(5) 計72箇所
 防災科研：独立行政法人防災科学技術研究所

5-2-1 気象庁震度階級関連解説表

(県危機情報課)

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている大半の人が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている大半の人が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物(住宅)の状況、鉄筋コンクリート造建物の状況、地盤斜面等の状況

震度 階級	木造建物(住宅)		鉄筋コンクリート造建物		地盤・斜面等の状況	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。			亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる		

気象庁資料

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水・停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

気象庁資料

大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期時振動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

気象庁資料

5-2-2 東海地震に関連する情報と発表基準

(県危機情報課)

情報区分	発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]	<p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表</p> <p>○3カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、地震防災対策強化地域判定会(以下、「判定会」)において、その変化が前兆すべり(プレスリップ)によるものであると判定された場合</p> <p>○急激な変化が観測され「判定会」の開催が間に合わない場合。5カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測(或いはそれに相当する現象を観測)し、かつその変化を基に推定した前兆すべり(プレスリップ)の発生場所が、東海地震の想定震源域内に求まった場合</p>
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	<p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表</p> <p>○2カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測した場合であって、判定会において、その変化が前兆すべり(プレスリップ)である可能性が高まったと判定された場合</p> <p>○急激な変化が観測され「判定会」の開催が間に合わない場合。3カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、東海地震の発生のおそれについて検討が必要と判断した場合</p>
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	<p>臨時</p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <p>○1カ所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合</p> <p>○その他ひずみ計で東海地震との関連性の検討が必要と認められる変化</p> <p>○マグニチュード6.0以上の(或いは震度5弱以上を観測した)地震が発生した場合で、ひずみ計で当該地震に対応するステップ状の変化以外の特異な変化を観測した場合</p> <p>○ マグニチュード5.0以上の低角逆断層型の地震(プレート境界の地震)が発生した場合、マグニチュード4.0以上の(或いは震度4以上を観測した)地震が短時間で複数発生した場合またはプレート境界のすべりによると考えられる顕著な地震活動を観測した場合などにおいて、東海地震との関連性の検討が必要と認められる場合</p>
	<p>定例</p> <p>毎月の定例の「判定会」で調査した評価結果を発表</p> <p>○定期的に開催される判定会において、観測成果と強化地域に係る大規模な地震の前兆現象と直ちに結びつかないと評価された調査結果を発表する場合</p>

注1) 異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。

注2) 各情報発表後、ひずみ計で新たな変化を観測したときや、想定震源域あるいはその周辺で顕著な地震が発生したときなどに、新たに得られた評価を発表する場合や、直前の情報発表から一定時間が経過した場合に、同じレベルの情報名称で第2報、第3報、…と続報を発表することがある。

注3) 各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表される。このとき、示されるカラーレベルは「青」に戻される。

注4) 前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もある。

(気象庁発表資料)

(別紙1)

「南海トラフ地震に関連する情報」の発表について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象^{※1}が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

- 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。
- 本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象。具体的には、次のとおり。

気象庁が調査を開始する対象となる現象
<ul style="list-style-type: none"> ○想定震源域^{※2}内でマグニチュード7.0以上の地震が発生 ○想定震源域^{※2}内でマグニチュード6.0以上の（或いは震度5弱以上を観測した）地震が発生し、ひずみ計^{※3}で当該地震に対応するステップ状の変化^{※4}以外の特異な変化を観測 ○1カ所以上のひずみ計^{※3}で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計^{※3}で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域^{※2}内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測された等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

※2：想定震源域；南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）。

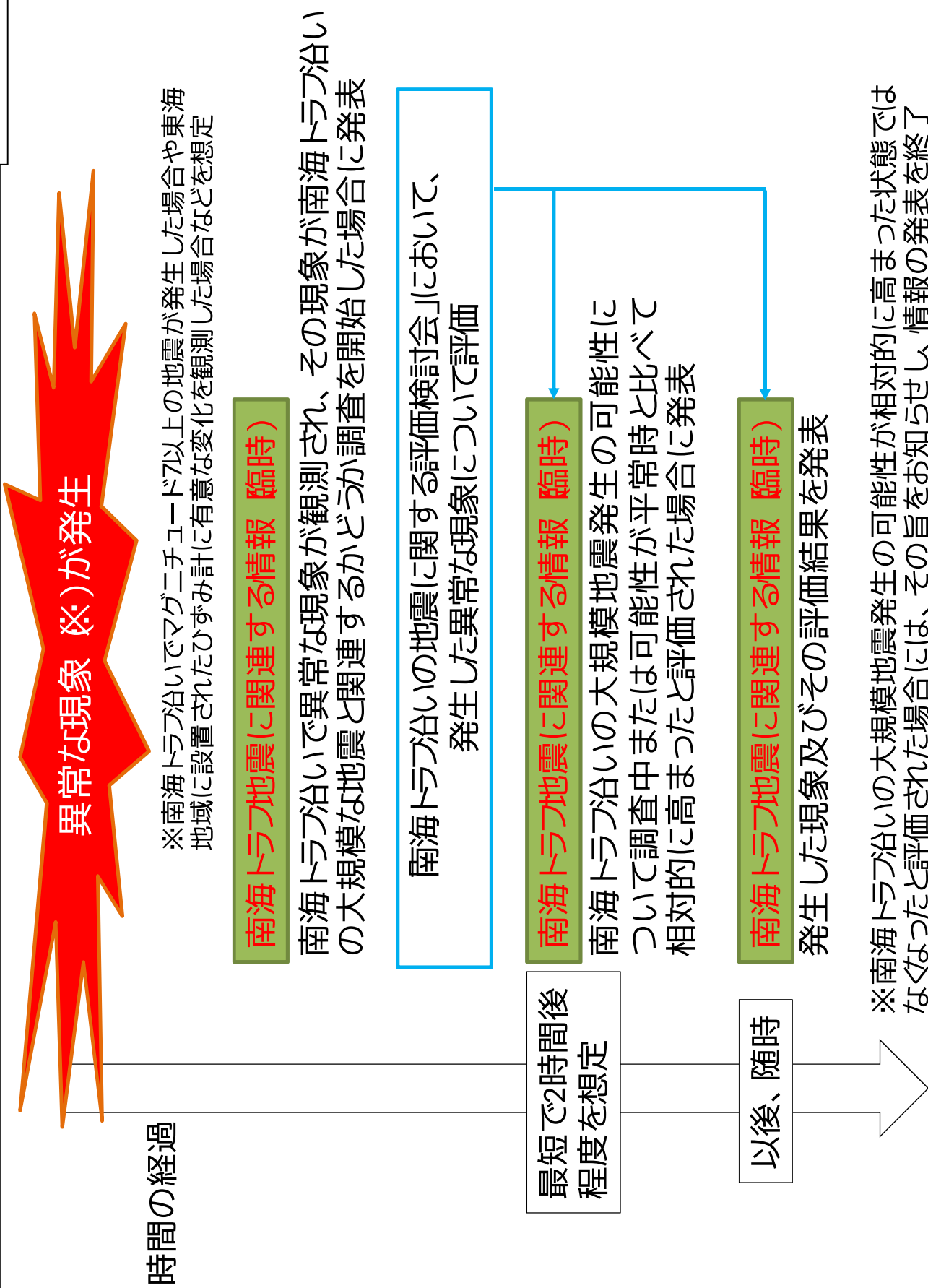
※3：ひずみ計；当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用。

※4：ステップ状の変化；地震発生時に通常観測される段差的な変化

上記は、今後の検討により見直されることがある。

南海トラフ地震に関連する情報 臨時)」に関する基本的な流れ

参考)



5-2-4 地震に関する情報

(静岡地方気象台)

(1) 緊急地震速報

ア. 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

静岡地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

イ. 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

(2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上(大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

（3）地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び静岡地方気象台が静岡県及び報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報・注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

・月間地震概況及び週間地震概況

地震及び津波に関わる災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために静岡地方気象台で月毎または週毎の資料を作成する地震活動状況等に関する資料。

5-3-1-1 気象等の予報及び警報の種類と発表基準

1 気象等の予報及び警報等の種類
(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町ごと[※]に静岡地方気象台が発表する。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

※ 静岡市及び浜松市では、さらに南部と北部に地域細分を行って発表を行う。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

警報の種類	概要
特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあるときと予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあるときと予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあるときと予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

注	大雨による災害が発生するおそれがあるときと予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
意	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
報	大雪により災害が発生するおそれがあるときと予想される。強風により災害が発生するおそれがあるときと予想される。雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあるときと予想される。高い波により災害が発生するおそれがあるときと予想される。台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自ら

	の避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付けられる。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着水・着雪注意報	著しい着水（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(2) 水防活動用の気象等の警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報	一般の利用に適合する警報 大雨警報又は大雨特別警報	水防活動の利用に適合する注意報	一般の利用に適合する注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	水防活動用気象注意報	大雨注意報

水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）	水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報	水防活動用洪水注意報	洪水注意報

(3) 全般気象情報、東海地方気象情報、静岡県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に、それぞれ気象庁、名古屋地方気象台及び静岡地方気象台が発表する。

(4) 土砂災害警戒情報

静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。（資料編「5-3-3 土砂」[資料の巻Ⅱ]災害警戒情報の発表」を参照）。

(5) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解所（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一環として気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生のおそれが高まっている場所について、気象庁ホームページの警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、気象庁が一次細分区域毎に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については気象庁ホームページの竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(7) 洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決め

て水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

水防法第10条及び気象業務法第14条の2第2項により、天竜川下流及び菊川、安倍川、狩野川、大井川については、それぞれ国土交通省中部地方整備局の各担当事務所と静岡地方気象台が共同で河川名を付し、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報を発表する。また、富士川洪水予報については、国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同で河川名を付し、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報を発表する。

水防法第11条及び気象業務法第14条の2第3項により、太田川水系太田川原野谷川については、静岡県袋井土木事務所と、瀬戸川水系朝比奈川については、静岡県島田土木事務所と、都田川水系都田川については、静岡県浜松土木事務所と静岡地方気象台が共同で河川名を付し、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報を発表する（資料編6-3 洪水予報参照）

(8) 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに静岡地方気象台長が知事に対して通報する。この通報を受けた知事は、直ちに市町に通報する（大火対策の巻 参照）

(9) 災害時気象支援資料

静岡地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(10) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

府県版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“—”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

<府県版、市町村版参考資料>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明 (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっていく量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

<警報の危険度分布の基準値について>

危険度分布には、警報基準（基準Ⅱ）、注意報基準（基準Ⅰ）に加え、警報基準よりも一段高く設定した基準（基準Ⅲ）を用いている。

大雨警報（浸水害）の危険度分布は、基準Ⅲ（大雨警報（浸水害）の基準よりも一段高く設定した表面雨量指数基準）、基準Ⅱ（大雨警報（浸水害）の表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（大雨注意報の表面雨量指数基準）のいずれも、市町村等の域内において単一の値をとる。

洪水警報の危険度分布の流域雨量指数基準及び複合基準は、基準Ⅲ（洪水警報の基準よりも一段高く設定した流域雨量指数基準）、基準Ⅱ（洪水警報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（洪水注意報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）のいずれも、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km四方）毎に設定している。

(別表1)大雨警報基準

令和2年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中部南	静岡市南部	25	147
	島田市	24	150
	焼津市	24	159
	藤枝市	24	143
	牧之原市	23	131
	吉田町	23	150
中部北	静岡市北部	22	158
	川根本町	21	171
伊豆北	熱海市	19	156
	伊東市	20	132
	伊豆市	16	160
	伊豆の国市	18	154
	函南町	20	154
伊豆南	下田市	15	111
	東伊豆町	20	144
	河津町	18	145
	南伊豆町	16	111
	松崎町	18	125
	西伊豆町	17	145
富士山南東	沼津市	18	156
	三島市	22	164
	御殿場市	20	186
	裾野市	22	186
	清水町	19	164
	長泉町	18	171
	小山町	19	198
富士山南西	富士宮市	20	171
	富士市	24	156
遠州北	浜松市北部	22	155
遠州南	浜松市南部	21	133
	磐田市	20	137
	掛川市	24	118
	袋井市	19	118
	湖西市	22	132
	御前崎市	22	120
	菊川市	22	134
	森町	21	154

(別表2)洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
中部南	静岡市南部	丸子川流域=15.3, 叢科川流域=37.4, 由比川流域=12.2, 興津川流域=32.1, 庵原川流域=9.8, 巴川流域=28.7	丸子川流域=(21, 11), 巴川流域=(11, 21.9)	富士川〔釜無川を含む〕〔南部〕, 安倍川〔手越・牛妻〕	
	島田市	伊太谷川流域=11.3, 大代川流域=16.9, 伊久美川流域=18.2, 家山川流域=16.8, 湯日川流域=8.4, 菊川流域=10.2	大代川流域=(23, 12.6)	大井川〔神座・細島〕	
	焼津市	小石川流域=8.4, 黒石川流域=10, 木屋川流域=11.6, 新山川流域=6.1, 志太田中川流域=6.3	—	大井川〔細島〕, 瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川〔勝草橋・ 横内橋〕	
	藤枝市	新山川流域=3.9, 葉梨川流域=15.3, 朝比奈川流域=21.5	朝比奈川流域=(10, 17.4)	大井川〔細島〕, 瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川〔勝草橋・ 横内橋〕	
	牧之原市	坂口谷川流域=11.7, 勝間田川流域=14.1, 萩間川流域=12.4	—	—	
	吉田町	湯日川流域=11.4	—	大井川〔細島〕	
	中部北	静岡市北部	安倍川流域=37.3, 叢科川流域=30.2, 安倍中河内川流域=33.2	—	—
川根本町		大井川流域=77.6	大井川流域=(12, 69.8)	—	
伊豆北	熱海市	熱海和田川流域=7.5, 熱海宮川流域=5.6	—	—	
	伊東市	伊東大川流域=18.8	—	—	
	伊豆市	狩野川流域=36.8, 山田川流域=5.7, 古川流域=7.6, 修善寺川流域=10.6	山田川流域=(13, 5.1), 古川流域=(9, 6.8), 修善寺川流域=(9, 9.5)	狩野川〔大仁〕	
	伊豆の国市	葦山古川流域=8.7, 深沢川流域=12.2	葦山古川流域=(8, 6.8), 狩野川流域=(8, 45.5)	狩野川〔大仁・徳倉〕	
	函南町	大場川流域=24.2, 来光川流域=12.2, 柿沢川流域=12.7	大場川流域=(9, 21.6), 来光川流域=(9, 10.9), 柿沢川流域=(9, 8.6)	狩野川〔徳倉〕	
伊豆南	下田市	大賀茂川流域=8.5, 稻生沢川流域=21.2	—	—	
	東伊豆町	白田川流域=17.6	—	—	
	河津町	河津川流域=26.5	—	—	
	南伊豆町	青野川流域=21.5	—	—	
	松崎町	那賀川流域=23.9, 岩科川流域=14	那賀川流域=(11, 21.5)	—	
	西伊豆町	宇久須川流域=16.1, 仁科川流域=24.2	—	—	
富士山南東	沼津市	沼川流域=10.9, 高橋川流域=7.6, 黄瀬川流域=43.3, 大川流域=11.9, 新中川流域=5.5	新中川流域=(16, 3.6)	狩野川〔徳倉〕	
	三島市	境川流域=6.1, 大場川流域=22.8, 御殿川流域=5.3	—	狩野川〔徳倉〕	
	御殿場市	鮎沢川流域=6.9, 竜良川流域=7.2, 黄瀬川流域=12, 久保川流域=25.6, 西川流域=14.5	黄瀬川流域=(10, 10.8)	—	
	裾野市	黄瀬川流域=30.4, 佐野川流域=13.7, 用沢川流域=14.8, 泉川流域=9.9	黄瀬川流域=(8, 27.3)	—	
	清水町	黄瀬川流域=43.4, 境川流域=4.4	境川流域=(9, 3.9)	狩野川〔徳倉〕	
	長泉町	黄瀬川流域=41.6, 桃沢川流域=10.9	—	—	
	小山町	鮎沢川流域=41, 須川流域=19.7, 小山佐野川流域=21.5	—	—	
	富士山南西	富士宮市	潤井川流域=27.9, 芝川流域=36.4, 弓沢川流域=18.9	—	富士川〔釜無川を含む〕〔南部〕
		富士市	富士早川流域=14.4, 潤井川流域=34.7, 沼川流域=32.5, 小潤井川流域=11.1, 滝川流域=8.6, 赤瀬川流域=14.5	富士早川流域=(20, 12.9)	富士川〔釜無川を含む〕〔南部〕
遠州北	浜松市北部	二俣川流域=20.4, 阿多古川流域=21.6, 気田川流域=47, 水窪川流域=37, 熊切川流域=18.1	阿多古川流域=(12, 19.4), 天竜川流域=(12, 97.1)	天竜川下流〔鹿島〕	
遠州南	浜松市南部	安間川流域=11.5, 新川流域=16.1, 井伊谷川流域=20.5, 釣橋川流域=9.4, 馬込川流域=17.2, 芳川流域=7.3	安間川流域=(12, 9.7), 天竜川流域=(12, 83)	天竜川下流〔鹿島・中ノ町〕, 都田川水系 都田川〔瀬戸橋〕	
	磐田市	一雲済川流域=8, 仿僧川流域=20.7, 今ノ浦川流域=8.9	一雲済川流域=(11, 7.9), 仿僧川流域=(19, 17.3), 太田川流域=(11, 37.7)	天竜川下流〔鹿島・中ノ町〕, 太田川水系 太田川・原野谷川〔天方・新 貝・山名〕	
	掛川市	牛淵川流域=17.4, 下小笠川流域=8.6, 佐東川流域=7.3, 原野谷川流域=20.5, 逆川流域=23.3, 倉真川流域=14, 垂木川流域=11.4, 東大谷川流域=7.6, 弃財天川流域=10.3, 西大谷川流域=8.3	逆川流域=(11, 20.9), 倉真川流域=(11, 12.6), 垂木川流域=(11, 10.2), 西大谷川流域=(11, 7.4)	菊川〔加茂〕	
	袋井市	前川流域=5.9, 敷地川流域=16.4, 小笠沢川流域=9.1, 宇刈川流域=9.3, 逆川流域=27.9	小笠沢川流域=(7, 8.1)	太田川水系 太田川・原野谷川〔天方・新 貝・山名〕	
	湖西市	入出太田川流域=7.8, 笠子川流域=7.5	—	—	
	御前崎市	新野川流域=12.4	—	—	
	菊川市	牛淵川流域=15.8, 西方川流域=8.7	牛淵川流域=(12, 14.2), 西方川流域=(12, 8.6)	菊川〔加茂〕	
	森町	吉川流域=20.3, 三倉川流域=15.1, 一宮川流域=12.2	—	太田川水系 太田川・原野谷川〔天方・新 貝・山名〕	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

令和2年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中部南	静岡市南部	14	94
	島田市	14	96
	焼津市	14	101
	藤枝市	14	91
	牧之原市	14	83
	吉田町	14	96
中部北	静岡市北部	16	102
	川根本町	16	111
伊豆北	熱海市	10	107
	伊東市	11	91
	伊豆市	10	110
	伊豆の国市	10	106
	函南町	11	106
伊豆南	下田市	10	74
	東伊豆町	13	96
	河津町	13	97
	南伊豆町	10	74
	松崎町	13	83
	西伊豆町	12	97
富士山南東	沼津市	11	79
	三島市	12	83
	御殿場市	14	94
	裾野市	11	94
	清水町	12	83
	長泉町	11	87
	小山町	11	100
富士山南西	富士宮市	12	87
	富士市	13	79
遠州北	浜松市北部	13	111
遠州南	浜松市南部	15	78
	磐田市	14	80
	掛川市	16	69
	袋井市	12	69
	湖西市	14	77
	御前崎市	16	70
	菊川市	14	79
	森町	14	90

(別表4) 洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
中部南	静岡市南部	丸子川流域=12.2, 薬科川流域=29.9, 由比川流域=9.7, 興津川流域=26.6, 庵原川流域=7.8, 巴川流域=22.9	丸子川流域=(7, 9.9), 興津川流域=(7, 25.6), 庵原川流域=(7, 7.8), 巴川流域=(7, 19.7), 安倍川流域=(13, 54.4)	富士川(釜無川を含む)〔南部〕, 安倍川〔手越・牛妻〕	
	島田市	伊太谷川流域=9, 大代川流域=13.5, 伊久美川流域=14.5, 家山川流域=13.4, 湯田川流域=6.7, 菊川流域=8.1	伊太谷川流域=(7, 6.4), 大代川流域=(7, 11.3)	大井川〔神座・細島〕	
	焼津市	小石川流域=6.7, 黒石川流域=8, 木屋川流域=9.2, 栢山川流域=4.8, 志太田中川流域=5	小石川流域=(7, 6.7), 黒石川流域=(7, 7.3), 木屋川流域=(7, 8.4), 志太田中川流域=(7, 5)	大井川〔細島〕, 瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川〔勝草橋・ 横内橋〕	
	藤枝市	栢山川流域=3.1, 葉梨川流域=12.2, 朝比奈川流域=15.5	葉梨川流域=(6, 12.2), 瀬戸川流域=(6, 18.4), 朝比奈川流域=(10, 15.5)	大井川〔細島〕, 瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川〔勝草橋・ 横内橋〕	
	牧之原市	坂口谷川流域=7.9, 勝間田川流域=11.2, 萩間川流域=9.9	坂口谷川流域=(5, 7.9), 勝間田川流域=(5, 11.2), 萩間川流域=(8, 7.9)	—	
	吉田町	湯田川流域=9.1	—	大井川〔細島〕	
	中部北	静岡市北部	安倍川流域=29.8, 薬科川流域=24.1, 安倍中河内川流域=26.5	—	—
川根本町		大井川流域=62	大井川流域=(12, 49.6)	—	
伊豆北	熱海市	熱海和田川流域=6, 熱海堂川流域=4.4	—	—	
	伊東市	伊東大川流域=15	—	—	
	伊豆市	狩野川流域=29.4, 山田川流域=4.5, 古川流域=6, 修善寺川流域=8.4	狩野川流域=(6, 29.4), 山田川流域=(10, 3.6), 古川流域=(9, 4.8), 修善寺川流域=(9, 6.7)	狩野川〔大仁〕	
	伊豆の国市	韮山古川流域=6.9, 深沢川流域=9.7	韮山古川流域=(5, 6.1), 狩野川流域=(8, 29.2)	狩野川〔大仁・徳倉〕	
	函南町	大場川流域=19.3, 来光川流域=9.7, 柿沢川流域=10.1	大場川流域=(6, 19.3), 来光川流域=(9, 7.8), 柿沢川流域=(6, 7.7), 狩野川流域=(6, 44.6)	狩野川〔徳倉〕	
伊豆南	下田市	大賀茂川流域=6.8, 稲生沢川流域=16.9	大賀茂川流域=(10, 5.4), 稲生沢川流域=(10, 13.5)	—	
	東伊豆町	白田川流域=14	—	—	
	河津町	河津川流域=21.2	—	—	
	南伊豆町	青野川流域=17.2	—	—	
	松崎町	那賀川流域=19.1, 岩科川流域=11.2	那賀川流域=(7, 19.1)	—	
	西伊豆町	宇久須川流域=12.8, 仁科川流域=19.3	宇久須川流域=(10, 10.2), 仁科川流域=(6, 19.3)	—	
富士山南東	沼津市	沼川流域=8.7, 高橋川流域=6, 黄瀬川流域=34.6, 大川流域=9.5, 新中川流域=4.4	沼川流域=(5, 8.7), 高橋川流域=(8, 4.8), 黄瀬川流域=(9, 32.7), 新中川流域=(8, 3.2), 狩野川流域=(8, 35.2)	狩野川〔徳倉〕	
	三島市	境川流域=4.8, 大場川流域=18.2, 御殿川流域=4.2	境川流域=(6, 4.8), 大場川流域=(6, 18.2), 御殿川流域=(6, 4.2)	狩野川〔徳倉〕	
	御殿場市	鮎沢川流域=5.5, 竜良川流域=5.7, 黄瀬川流域=9.6, 久保川流域=20.4, 西川流域=11.6	黄瀬川流域=(6, 9.6)	—	
	裾野市	黄瀬川流域=24.3, 佐野川流域=10.9, 用沢川流域=11.8, 泉川流域=7.9	黄瀬川流域=(8, 19.4), 佐野川流域=(5, 10.9)	—	
	清水町	黄瀬川流域=34.7, 境川流域=3.5	境川流域=(6, 3.5)	狩野川〔徳倉〕	
	長泉町	黄瀬川流域=33.2, 栢沢川流域=8.7	黄瀬川流域=(10, 26.6)	—	
	小山町	鮎沢川流域=32.8, 須川流域=15.7, 小山佐野川流域=17.2	須川流域=(6, 15.7), 小山佐野川流域=(6, 17.2)	—	
	富士山南西	富士宮市	瀧井川流域=22.3, 芝川流域=29.1, 忌沢川流域=15.1	瀧井川流域=(6, 22.3), 富士川流域=(10, 74.6)	富士川(釜無川を含む)〔南部〕
		富士市	富士早川流域=11, 瀧井川流域=27.7, 沼川流域=28, 小瀧井川流域=8.8, 滝川流域=6.8, 赤瀬川流域=11.6	富士早川流域=(10, 8.8), 沼川流域=(6, 26), 小瀧井川流域=(6, 8.4), 滝川流域=(10, 6.8)	富士川(釜無川を含む)〔南部〕
	遠州北	浜松市北部	二俣川流域=16.3, 阿多古川流域=17.2, 気田川流域=37.6, 水窪川流域=29.6, 熊切川流域=14.4	阿多古川流域=(7, 16.8), 気田川流域=(7, 37.6), 天竜川流域=(12, 87.4)	天竜川下流〔鹿島〕
遠州南	浜松市南部	安間川流域=9.2, 新川流域=12.8, 井伊谷川流域=16.4, 釣橋川流域=7.5, 馬込川流域=13.7, 芳川流域=5.8	安間川流域=(7, 8.7), 新川流域=(7, 11.9), 馬込川流域=(7, 13.7), 芳川流域=(7, 5.3), 天竜川流域=(9, 74.7)	天竜川下流〔鹿島・中ノ町〕, 都田川水系 都田川〔瀬戸橋〕	
	磐田市	一粟濟川流域=6.4, 仿僧川流域=16.5, 今ノ浦川流域=7.1	一粟濟川流域=(7, 6.4), 仿僧川流域=(7, 12.6), 今ノ浦川流域=(7, 7.1), 太田川流域=(11, 33.9)	天竜川下流〔鹿島・中ノ町〕, 太田川水系 太田川・原野谷川〔天方・新 貝・山名〕	
	掛川市	牛瀬川流域=13.9, 下小笠川流域=6.8, 佐東川流域=5.8, 原野谷川流域=16, 逆川流域=18.6, 倉真川流域=11.2, 垂木川流域=9.1, 東大谷川流域=6, 弁射天川流域=8.2, 西大谷川流域=6.6	佐東川流域=(11, 5.8), 原野谷川流域=(11, 16), 逆川流域=(11, 14.9), 倉真川流域=(7, 11.2), 垂木川流域=(7, 9.1), 西大谷川流域=(7, 6.6)	菊川〔加茂〕	
	袋井市	前川流域=4.7, 敷地川流域=13.1, 小笠川流域=7.2, 宇刈川流域=7.4, 逆川流域=22.3	小笠川流域=(5, 7.2), 宇刈川流域=(5, 7.1), 原野谷川流域=(7, 27.6)	太田川水系 太田川・原野谷川〔天方・新 貝・山名〕	
	湖西市	入出太田川流域=6.2, 笠子川流域=6	—	—	
	御前崎市	新野川流域=9.9	—	—	
	菊川市	牛瀬川流域=9.1, 西方川流域=6.9	牛瀬川流域=(7, 9.1), 西方川流域=(7, 6.9), 菊川流域=(7, 12)	菊川〔加茂〕	
	森町	吉川流域=16.2, 三倉川流域=12, 一宮川流域=9.7	太田川流域=(7, 22.3)	太田川水系 太田川・原野谷川〔天方・新 貝・山名〕	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

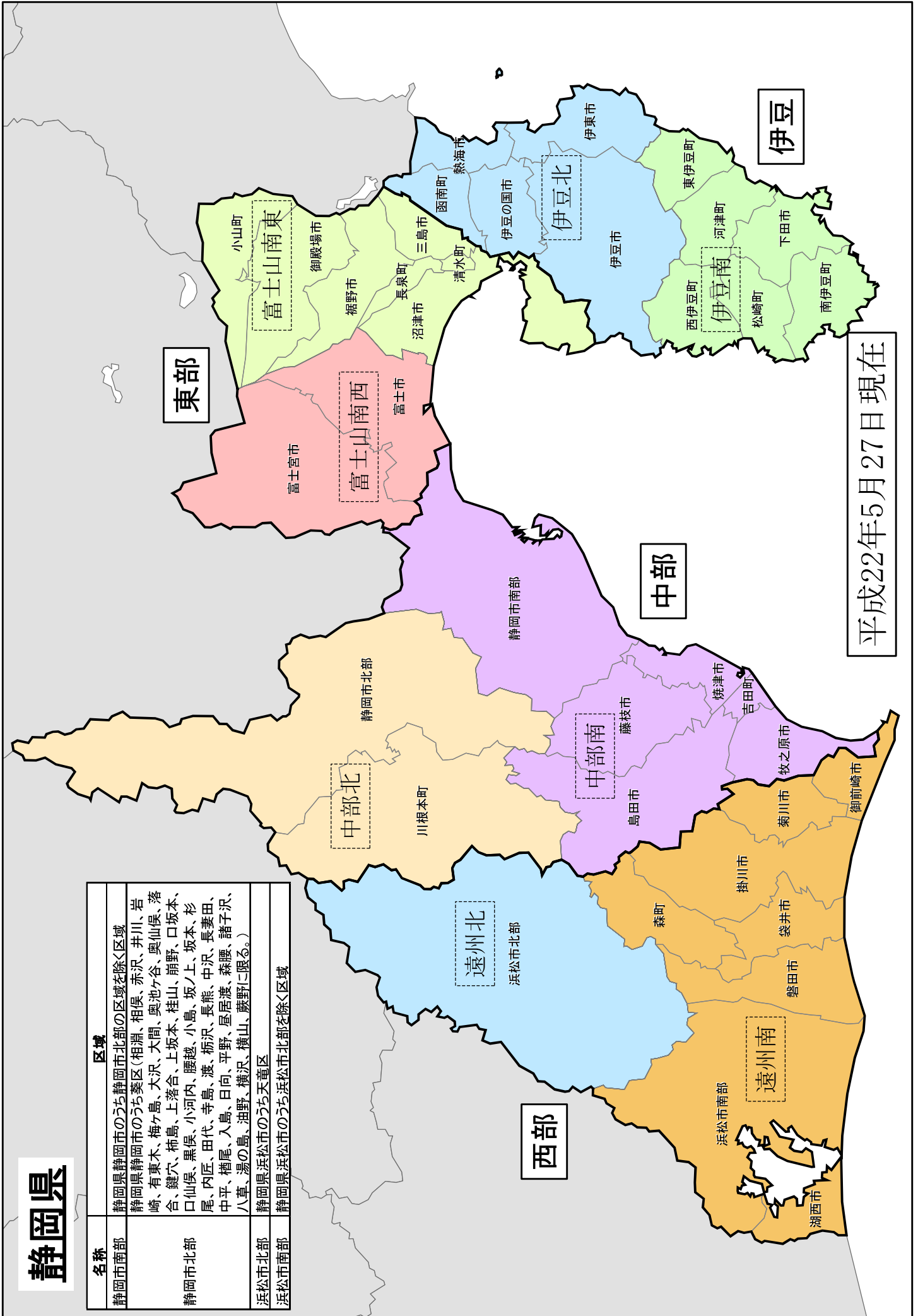
(別表5)高潮警報・注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
中部南	静岡市南部	1.5m	1.1m
	島田市	—	—
	焼津市	1.5m	1.1m
	藤枝市	—	—
	牧之原市	1.5m	1.1m
	吉田町	1.5m	1.1m
中部北	静岡市北部	—	—
	川根本町	—	—
伊豆北	熱海市	1.5m	1.1m
	伊東市	1.5m	1.1m
	伊豆市	1.5m	1.1m
	伊豆の国市	—	—
	函南町	—	—
伊豆南	下田市	1.5m	1.1m
	東伊豆町	1.5m	1.1m
	河津町	1.5m	1.1m
	南伊豆町	1.5m	1.1m
	松崎町	1.5m	1.1m
	西伊豆町	1.5m	1.1m
富士山南東	沼津市	1.5m	1.1m
	三島市	—	—
	御殿場市	—	—
	裾野市	—	—
	清水町	—	—
	長泉町	—	—
	小山町	—	—
富士山南西	富士宮市	—	—
	富士市	1.5m	1.1m
遠州北	浜松市北部	—	—
遠州南	浜松市南部	1.4m	1.1m
	磐田市	1.5m	1.1m
	掛川市	1.5m	1.1m
	袋井市	1.5m	1.1m
	湖西市	1.5m	1.1m
	御前崎市	1.5m	1.1m
	菊川市	—	—
	森町	—	—

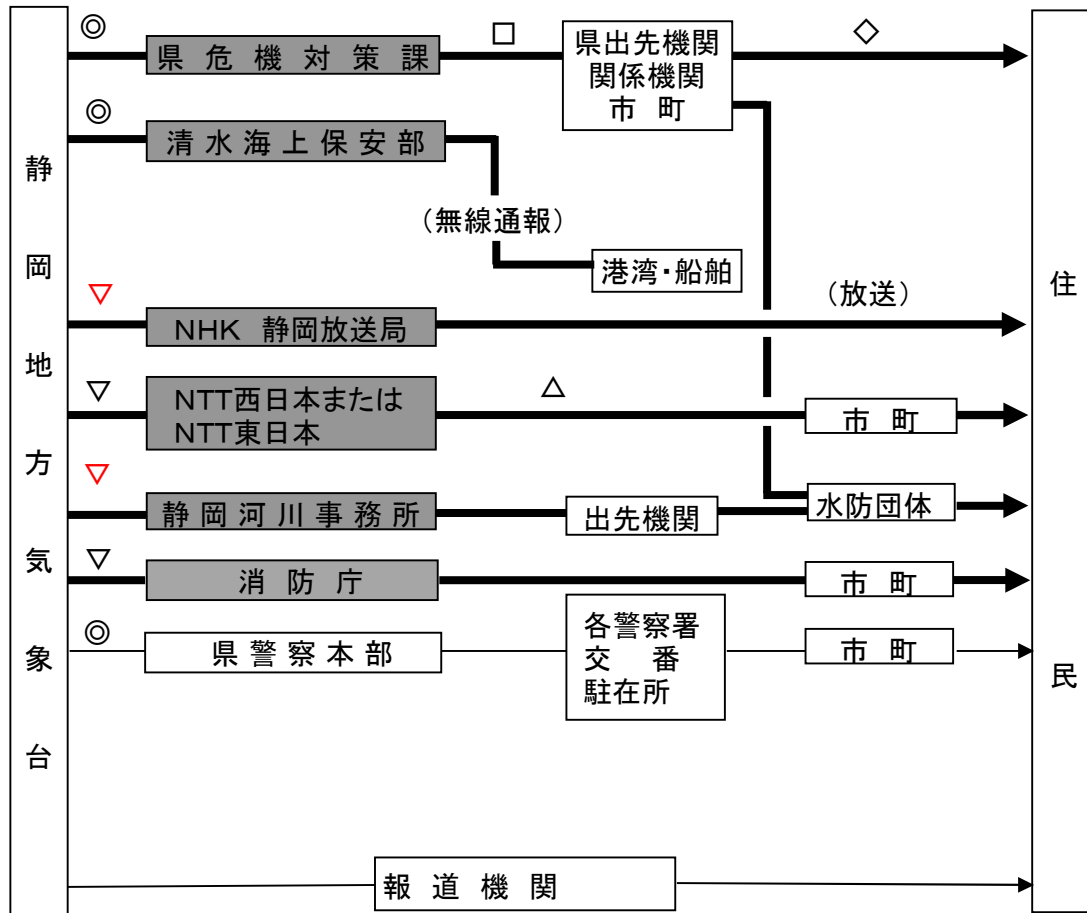
静岡県

名称	区域
静岡市南部	静岡県静岡市のうち静岡市北部の区域を除く区域
静岡市北部	静岡県静岡市のうち葵区(相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、蒲野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、湊、枋沢、長熊、中沢、長妻田、中平、槽尾、入島、日向、平野、屋居渡、森腰、諸子沢、八草、湯の島、油野、横沢、横山、藤野に限る。)
浜松市北部	静岡県浜松市のうち天竜区
浜松市南部	静岡県浜松市のうち浜松市北部を除く区域



平成22年5月27日現在

5-3-2 気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図



- 法令(気象業務法等)による通知、周知の系統
 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関
- ◎防災情報提供システム
 ○専用電話・FAX
 △加入電話・FAX
 ▽オンライン(アデス経由)
 □県防災行政無線
 ◇市町村防災行政無線

注) 特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。

5-3-3 土砂災害警戒情報の発表

県砂防課及び静岡地方気象台は、大雨特別警戒または大雨警戒発表中は大雨警戒発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より嚴重な警戒が必要な場合に、土砂災害警戒情報を発表する。避難が必要な警戒レベル4に相当。

- (1)発表機関
土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、災害対策基本法及び気象業務法に基づき、県砂防課と静岡地方気象台が共同で作成・発表する。
- (2)目的
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。
- (3)発表対象地域
土砂災害警戒情報は、市町を発表単位とし、県内 35 市町 (37 地域) を発表対象とする。
ただし、面積が広大な静岡市と浜松市については、気象二次細分区の境界線以南に 2 分割して発表する。
- (4)発表する情報の内容
土砂災害警戒情報は、市町の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた内容とする。(付図 1 参照)
- (5)対象とする土砂災害
土砂災害警戒情報は、土石流及び集中的に発生するがけ崩れを対象とする。ただし、土石流のうち、融雪を起因として発生する土石流は対象としない。
- (6)発表基準
土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準から成り、それぞれ以下のとおりとする。
 - 1)警戒基準
警戒基準は、大雨警戒または大雨特別警戒発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいた CL 基準に達したときとする。(付図 2 参照)
なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。
 - 2)警戒解除基準
警戒解除基準は、CL 基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。(付図 2 参照)
 - 3)暫定基準
地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は別紙 1「地震等発生後の暫定基準の設定について」、別紙 2「土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準見直しについて」に基づき、暫定基準を設定するものとする。
- (7)土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における樹生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。
- 技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- 市町長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考とし、周辺の溪流、斜面の状況や気象状況等も考慮する。
- (8)市町地域防災計画への位置付け
市町は、市町地域防災計画に土砂災害警戒情報について定め、土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

付図 1 土砂災害警戒情報発表例

静岡県土砂災害警戒情報 第〇号

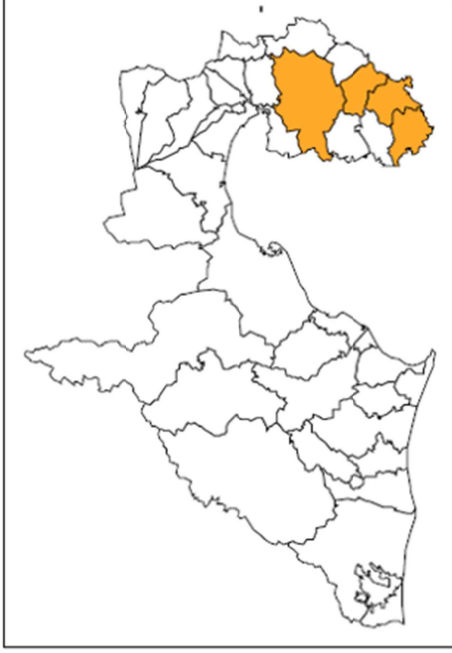
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
静岡県 静岡地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
〇〇市・ 〇〇市・ x x 市・ △△△町*

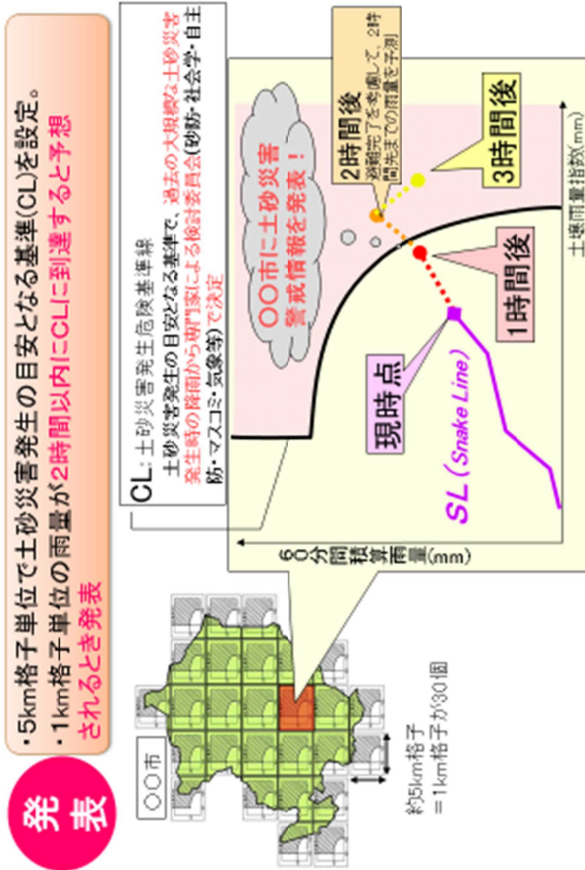
*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
<概況>
降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及び土砂災害がいつ発生してもおかしなくない非常に危険な状況です。
おとるべき措置>
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】
崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市町から発令される避難勧告などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。

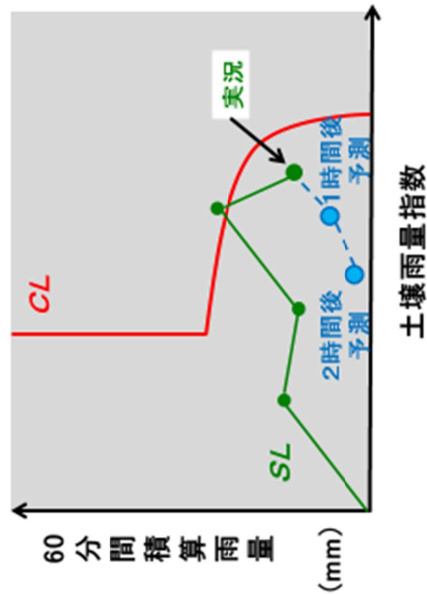
【補足情報】
市町内で危険度が高まっている区域は、静岡県や気象庁のホームページでも確認できます。
静岡県「土砂災害警戒情報補足情報システム」
<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/7mp=9004-1> (詳細情報)
気象庁「大雨警戒(土砂災害)の危険度分布」
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>



(注) 静岡市北部：東区(大川、清水、葵、玉川、柳ヶ鼻、大塚内、升川地区) 問い合わせ先 054-221-3042 (静岡県交通基盤部砂防課) <http://www.gis.pref.shizuoka.jp/7mp=9004-18> (詳細情報)
静岡市西部：東区(静岡市北部の地域を除く)、静海区、清水区
静岡市北部：天竜区 054-286-3411 (静岡地方気象台)
静岡市西部：中区、東区、西区、南区、北区、英地区



付図3 土砂災害警戒情報の解除基準



※災害の発生有無も考慮します。

土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の設定について

1. 暫定基準を設定する事象

- ・震度5強以上の地震が発生した場合に、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。
- ・その他、通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合、静岡県交通基盤部及び静岡地方気象台は、速やかに国土交通省防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部に相談し、必要に応じて関係機関から意見を聴取しつつ暫定基準の設定の調整をすること。ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。

2. 暫定基準設定時の発表対象地域

暫定基準による発表対象地域は、通常基準の運用時と同様とする。なお、事象の範囲が市町等の発表単位の一部地域のみ（島嶼部など）の場合は、市町等の発表単位の一部地域を対象として暫定基準を適用することとし、土砂災害警戒情報の発表方法や地域の名称について、別途協議を行うものとする。

3. 地震等発生時の暫定基準の設定手順および設定方法

暫定基準については、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台が協議し事前に準備しておく事項（以下「措置0」という。）及び、地震等発生後に速やかに実施する事項（以下「措置1」という。）と、被害状況の把握等を行うことから執るべき事項（以下「措置2」という。）がある。別添1-1に暫定基準設定にかかる作業フローを示す。
暫定基準案の作成にあたっては、気象庁大気海洋部ならびに国土技術政策総合研究所から必要に応じて技術的な助言を得るものとする。

(1) 「措置0」：事前に準備しておく事項

- ① 暫定基準案の設定
静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は、迅速に暫定基準の運用を開始できるようにするため、想定される事象に対する暫定基準案を事前に準備しておく。この暫定基準案については実施要領により明記しておくものとする。別添1-2に地震発生後の暫定基準案の設定例を示す。
- ② 暫定基準設定に関する留意事項
暫定基準案の設定にあたっては、大雨警報(土砂災害)の暫定基準の設定方法との整合性に留意する。

(2) 「措置1」：地震など発生後に速やかに実施する事項

発生した事象（震度5強以上の地震）が、暫定基準の設定対象であって、降雨が予想される等、早急に暫定基準を設定するべき状況であると判断した場合には、以下による措置を行う。

① 適用する暫定基準

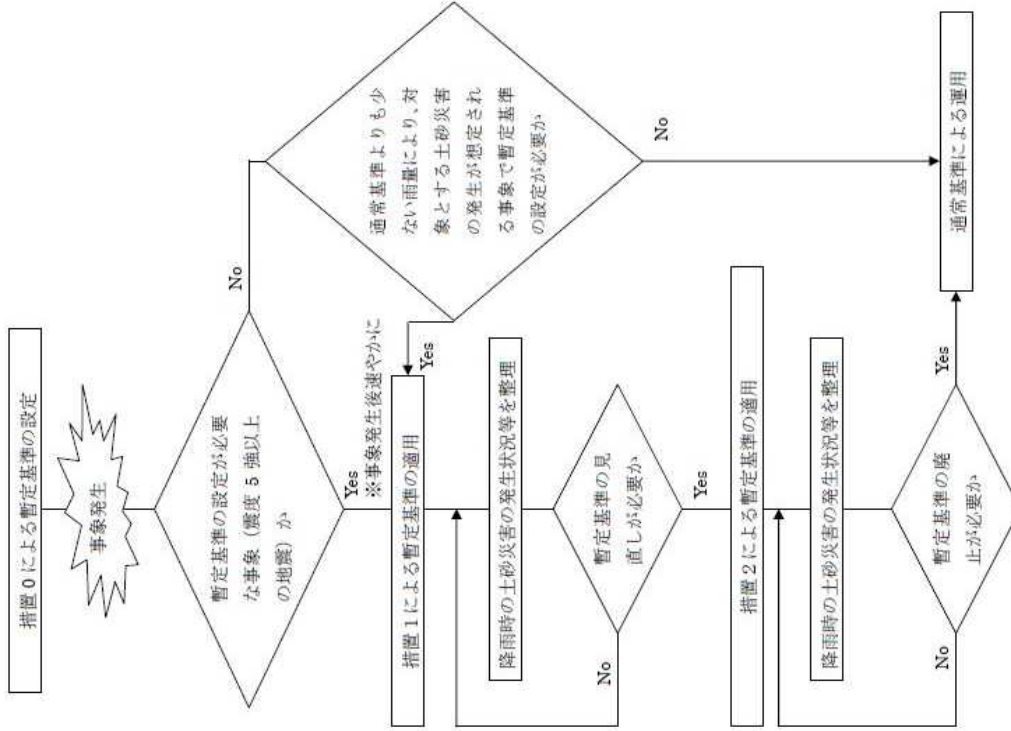
原則として措置0により準備した「暫定基準案」を暫定基準とする。なお、事前に暫定基準案が準備されていない事象（震度5強以上の地震以外の事象）には、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台は、速やかに国土交通省防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ暫定基準の設定の調整をする。

② 適用区域

以下の条件を満たした市町等の発表単位に対して暫定基準を適用する。

- ・ 地震発生の場合には、震度5強以上が観測された市町を対象とする。
- ・ その他事象の場合には、被害状況等から、影響を受けるおそれがある市町を対象とする。

暫定基準設定に係る作業フロー



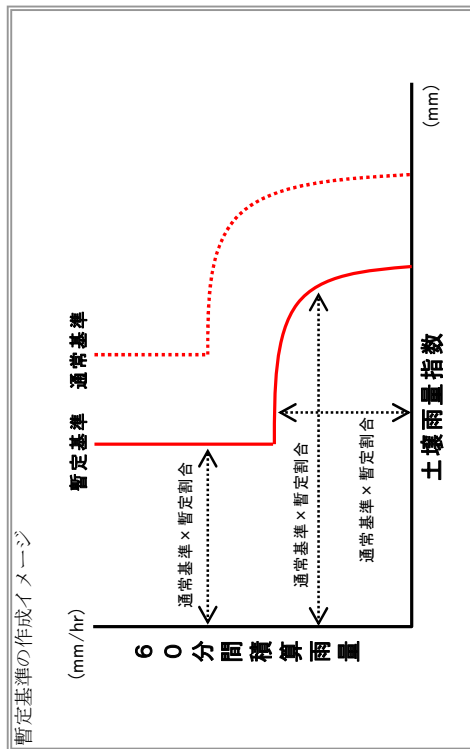
③暫定基準の適用に関する留意事項
 土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する（別添 1 - 3）。
 暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

(3)「措置2」：被害状況等の把握を行ってからとらるべき事象
 措置1により暫定基準を設定した後、降雨等による土砂災害の発生状況等を勘案して、暫定基準の見直しまたは廃止が必要と判断される場合には、別紙2に従い、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台が協議し、必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、大雨警報（土砂災害）の暫定基準の運用との整合性に留意する。

地震時の暫定基準

状況	暫定割合 (通常基準に乗じる割合)	
	地	震
種別	震度5強の地域	8割※
	震度6弱以上の地域	7割※

※通常基準の土壌雨量指数及び60分間積算雨量に乗じる割合



土砂災害警戒情報への記載 (例)

静岡県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
静岡県 静岡地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】
〇〇市* 〇〇市* x x 市* x x x 町* △△△町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
 <概況>
 降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。
 <とるべき措置>
 避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市町から発令される避難勧告などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。

【補足情報】
 市内内で危険度が高まっている区域は、静岡県や気象庁のホームページ等でも確認できます。
 静岡県「土砂災害警戒情報補足情報システム」
<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9004-1> (詳細情報)
 気象庁「大雨警戒 (土砂災害) の危険度分布」
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>

警戒対象地域
地震影響域

(注) 静岡市北部：駿区 (大川、溝沢、玉川、柳ヶ鼻、大塚内、井川地区)
 静岡市西部：駿区 (静岡市北部の地域を除く)、静河区、清水区
 浜松市北部：大塚区
 浜松市西部：中区、東区、南区、北区、浜北区

問い合わせ先
 054-221-5042 (静岡県交通基盤部砂防課)
<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9004-1&> (詳細情報)
 054-286-3411 (静岡地方気象台)

土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準見直しについて

土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準の見直しにあたっては、暫定基準設定後、静岡県交通基盤部と静岡地方気象台が地震発生後の降雨状況と土砂災害の発生状況を調査し、その結果に応じて以下の考え方で見直す。

1 暫定基準見直しの際の検討区域の設定

暫定基準の見直しは、土砂災害に対して概ね同様の特性を有していると判断した区域をまとめて検討する(以下、「検討区域」ということを基本とする)。なお、検討区域に通常基準で運用している区域が含まれる場合は、その区域を除外して検討する。また、異なる暫定基準の区域が混在している場合は別々の検討区域として検討を行う。

2 地震により発生した崩壊・斜面変状の有無に応じた考え方

1で定めた検討区域内において、地震により発生した崩壊・斜面変状の有無により、以下(1)(2)のとおり、暫定基準見直しの考え方を使い分ける。崩壊・斜面変状の有無は、地震後に実施した土砂災害危険箇所の緊急点検の結果等を参考にす。緊急点検の結果は、概ね以下の3区分に分類される。

- 分類A：変状が大きく、緊急的な工事等を行う必要がある箇所
- 分類B：変状が軽微で、詳細調査の実施後、必要に応じて工事等を行う箇所
- 分類C：変状が無く、当面、工事等を行う必要がない箇所

以下、「まとまった数の崩壊・斜面変状箇所」とは、上記分類AまたはBの箇所が検討区域内にまとまっている箇所をいう。(別添2-2 図2~3)

なお、点検結果の分類がA及びBの箇所について工事等の対策が完了した場合は、分類Cの箇所と同等に扱ってよいものとする。

(1) まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がない場合(別添2-1-1)

i 経験した降雨に応じた暫定基準の引き上げ

検討区域内において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験しても、検討区域内に新たな崩壊または崩壊・斜面変状発生箇所・変状の拡大(以下、「新たな崩壊等」という)が発生していない場合は、検討区域内の最大の降雨に応じた割合まで、暫定基準を引き上げる。

暫定基準の引き上げ幅は、震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準→通常基準の各段階を基本とする。

暫定基準を上回る降雨の複数回の経験は、検討区域内の同一箇所を経験する必要はないが、1回の降雨で検討区域内の複数の箇所を基準を上回る降雨を経験した場合には、1回の経験と見なす。1回の降雨とは、一連の土砂災害警戒情報の発表期間を原則とする。

(ア) 新たな崩壊等が発生した場合

新たな崩壊等の発生箇所周辺で、適用している暫定基準の一段階上の基準を上回る降雨があった場合は、経験した降雨に応じた割合まで暫定基準を引き上げてよい。適用している暫定基準の一段階上の基準未満の降雨であった場合は、あらためて暫定基準を上回る降雨を複数回経験し、新たな崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。新たな崩壊等の発生箇所周辺とは、新たな崩壊等が確認された箇所を含む5kmメッシュ及びこれを囲む8メッシュを指す。

(イ) 暫定基準適用後に新たに震度5強以上の地震が発生した場合

新たに発生した地震の震度の暫定基準以上に暫定基準を引き上げる場合は、新たに発生した地震以降の降雨を対象として検証する。

ii 一定の降雨期を経た暫定基準の引き上げ

地震発生後、暫定基準を上回る降雨がなかった場合においても、梅雨期から台風期を経て、新たな崩壊等が確認されない場合は、通常基準に戻す。

(2) まとまった数の崩壊・斜面変状箇所がある場合(別添2-1-2)

i 経験した降雨に応じた暫定基準の引き上げ

検討区域内の崩壊・斜面変状発生箇所周辺において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験しても、検討区域内に新たな崩壊等が発生していない場合は、検討区域内の最大の降雨に応じた割合まで、暫定基準を引き上げる(別添2-2 図4)。

暫定基準の引き上げ幅は、震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準→通常基準の各段階を基本とする。

検討区域内の崩壊・斜面変状発生箇所周辺とは、崩壊・斜面変状が確認された箇所を含む5kmメッシュ及びこれを囲む8メッシュを指す。

暫定基準を上回る降雨の複数回の経験は、検討区域内の同一の崩壊・斜面変状発生箇所周辺で経験する必要はないが、1回の降雨で検討区域内の複数の崩壊・斜面変状発生箇所周辺で基準を上回る降雨を経験した場合には、1回の経験とみなす。1回の降雨とは、一連の土砂災害警戒情報の発表期間を原則とする。

(ア) 新たな崩壊等が発生した場合

崩壊・斜面変状発生箇所周辺で、適用している暫定基準の一段階上の基準を上回る降雨があった場合は、経験した降雨に応じた割合まで暫定基準を引き上げてよい。適用している暫定基準の一段階上の基準未満の降雨であった場合は、あらためて崩壊・斜面変状発生箇所周辺において、暫定基準を上回る降雨を複数回経験し、新たな崩壊等が発生していないことを確認する必要がある。

(イ) 暫定基準適用後に新たに震度5強以上の地震が発生した場合

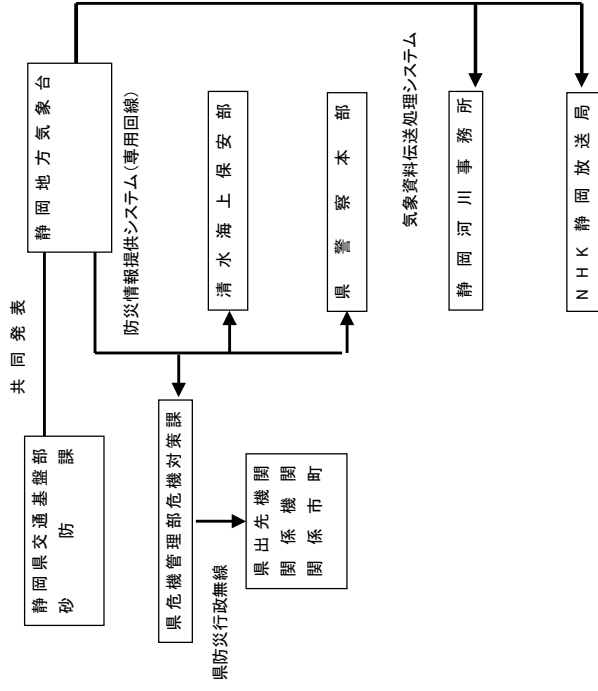
新たに発生した地震の震度の暫定基準以上に暫定基準を引き上げる場合は、新たに発生した地震以降の降雨を対象として検証する。

ii 一定の降雨期を経た暫定基準の引き上げ

地震発生後、暫定基準を上回る降雨がなかった場合においても、梅雨期から台風期を経て、検討区域内に新たな崩壊等が確認されない場合は、暫定基準を一段階(震度6弱以上の暫定基準→震度5強の暫定基準、震度5強の暫定基準→通常基準)引き上げる。

5-3-4 土砂災害警戒情報の伝達

付図3 土砂災害警戒情報の伝達系統図



- (1)伝達系統
- 静岡県地方気象台は、気象業務法第15条により大雨特別警報または大雨警報を県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は、大雨特別警報または大雨警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達する。県までの伝達経路は、大雨特別警報または大雨警報の伝達経路と同様である。
- 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条(土砂災害警戒情報の提供)、災害対策基本法第51条(情報の収集及び伝達)及び第55条(都道府県知事の通知等)により市町長その他の関係者に伝達する。
- ・ 県防課と静岡県地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表した場合、静岡県地方気象台は気象庁防災業務計画に基づき、土砂災害警戒情報を専用通信施設等により県危機管理関係機関、日本放送協会(NHK)等報道機関へ伝達する。
 - ・ 県危機対策課は、県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町等へ土砂災害警戒情報を県防災行政無線により伝達する。
 - ・ 市町は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。
 - ・ その他の関係機関は、必要な伝達等の措置を執る。

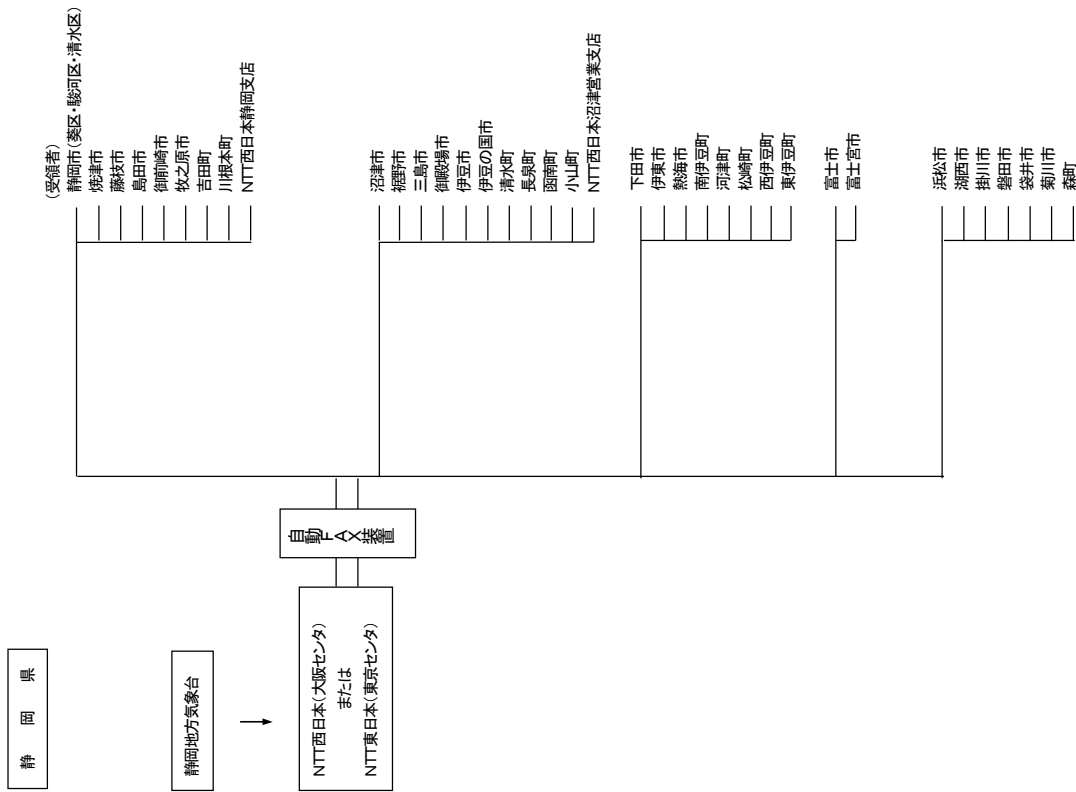
- (2)土砂災害警戒情報の伝達先
付表1に示すとおり。
- (3)土砂災害警戒情報の伝達系統図
付図3に示すとおり。
- (4)土砂災害警戒情報の発表の確認
以下に示す機関においては、防災情報提供システム(インターネット)により土砂災害警戒情報の発表を確認することができる。

静岡県道事務所、沼津河川国道事務所、富士砂防事務所等国の機関、ライフライン機関、鉄道事業者、報道機関、その他防災情報提供システム(インターネット)利用機関

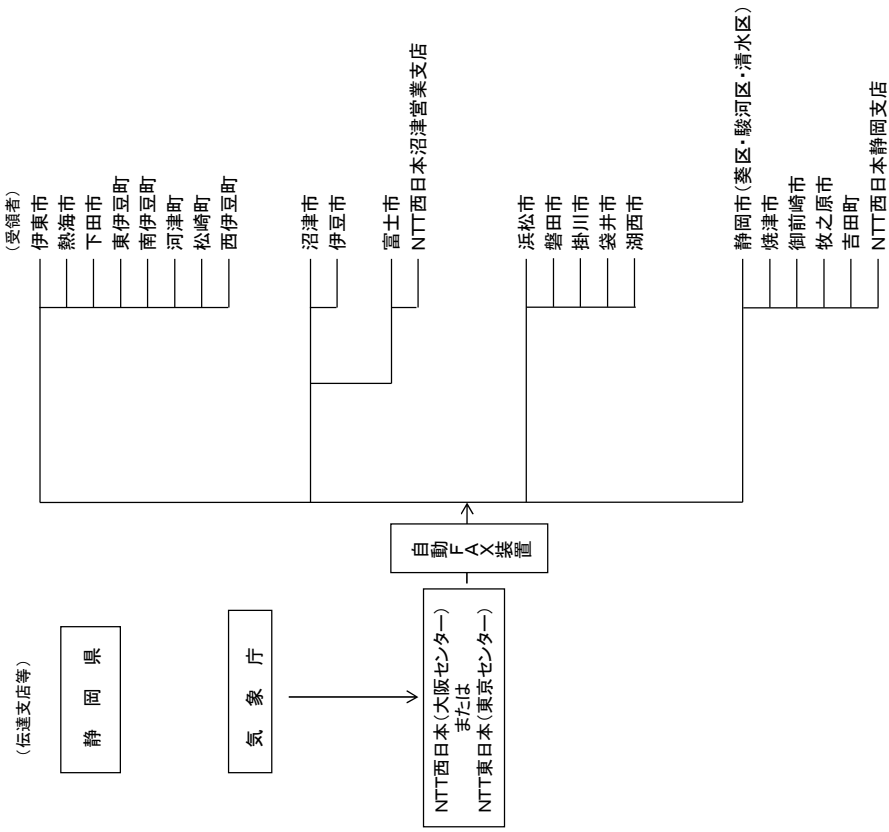
付表1 土砂災害警戒情報の伝達先

伝達先	伝達方法	担当部署
県危機管理部危機対策課	防災情報提供システム	静岡県地方気象台
関係市町	県防災行政無線	県危機管理部危機対策課
県出先機関、関係機関	県防災行政無線	県危機管理部危機対策課
清水海上保安部	防災情報提供システム	静岡県地方気象台
県警察本部	防災情報提供システム	静岡県地方気象台
静岡県河川事務所	気象資料伝送処理システム	静岡県地方気象台
NHK静岡放送局	気象資料伝送処理システム	静岡県地方気象台

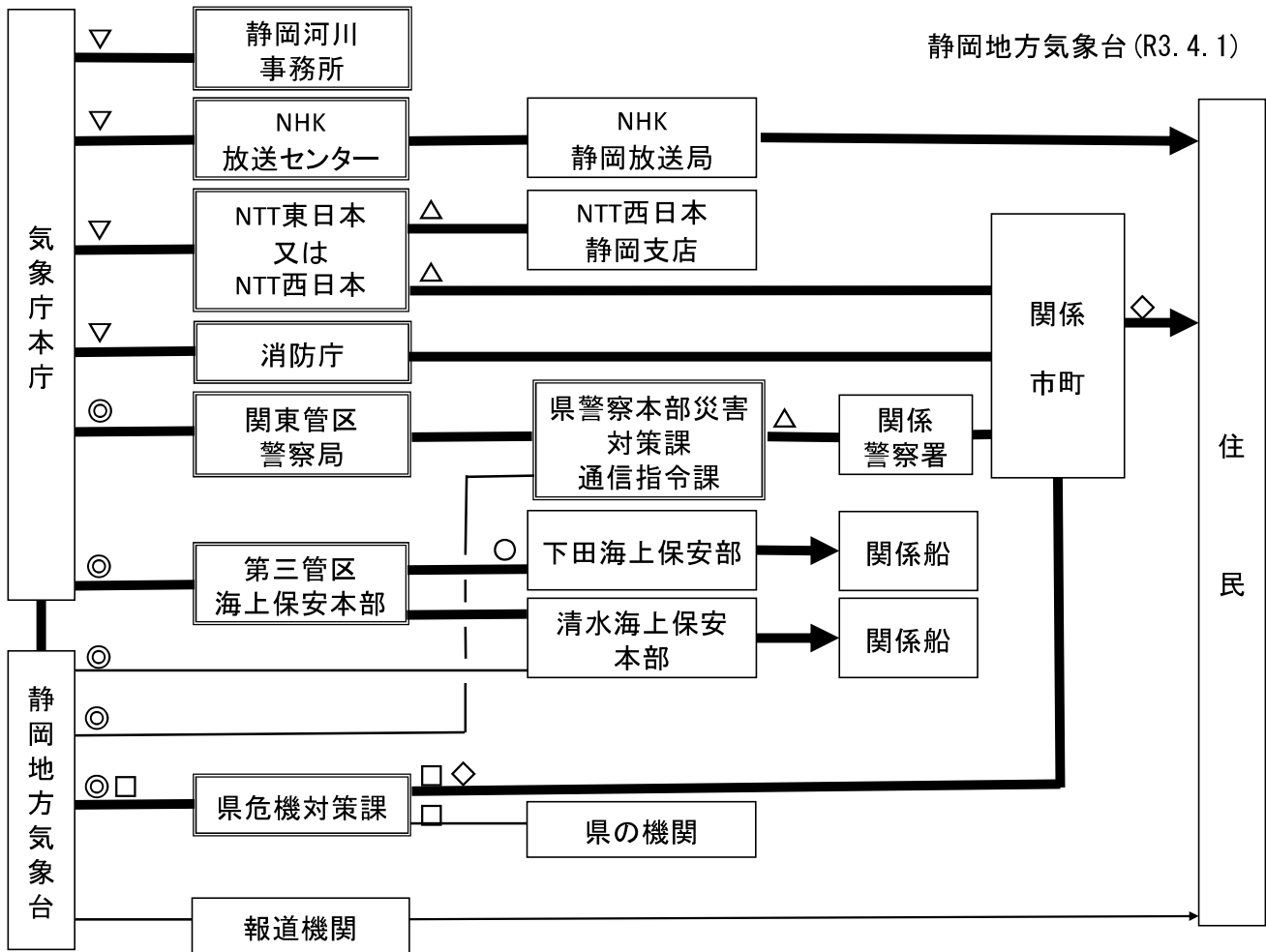
5-3-5 気象・洪水・波浪・高潮警報伝達系統図



5-3-6 津波警報伝達系統図



5-3-7 津波警報等の伝達系統図



- 法令（気象業務法等）による通知系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- ◎ 防災情報提供システム
- 専用電話・FAX
- △ 加入電話・FAX
- ▽ オンライン（アデス経由）
- 県防災行政無線
- ◇ 市町村防災行政無線

 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関

注) 特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。

5-3-8 噴火警報等の発表と伝達 (静岡地方气象台) R3.4.1

(1) 噴火警報 (居住地域)・噴火警報 (火口周辺)
 気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象 (大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象) の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲) を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報 (居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報 (火口周辺)」として発表する。噴火警報 (居住地域) は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。
 噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時から噴火警報・予報を発表し、地元の市町村等の防災計画等に基づき、気象庁は噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、地元の市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応を実施する。

(2) 噴火予報
 気象庁火山監視・警報センターが、警報の解除を行う場合等に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。
 活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

名称	対象範囲*	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報* (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している場合 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合	レベル5 (避難) レベル4 (避難準備)
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで広い範囲の火口周辺 火口から少し離れた所までの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制) レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (活火山であることに留意)

エ 噴火警報の例 (レベル対象火山の場合) は次のとおり

火山名 富士山 噴火警報 (居住地域)
 平成26年XX月XX日△△時△△分 気象庁地震火山部
 ** (見出し) **
 <富士山に噴火警報 (噴火警戒レベル4、避難準備) を発表>
 噴火のおそれ。第1次避難対象エリアでは避難。第2次避難対象エリアでは避難準備。
 <噴火警戒レベルを3 (入山規制) から4 (避難準備) に上げ>

** (本文) **

- 火山活動の状況及び予報警報事項
 富士山では、本日(31日)やや規模の大きい地震が北側山腹で引き続き多く発生しています。また、本日(31日)0.3時以降、傾斜計で地殻変動が観測され、現在も継続しています。
 富士山の火山活動はさらに活発化するおそれがあり、噴火が発生する可能性があります。
- 対象市町村等
 以下の市町村では、当該居住地域で避難などの厳重な警戒をしてください。
 山梨県：富士河口湖町、鳴沢村、山中湖村
 静岡県：富士宮市、富士市、裾野市
 以下の市町村では、火口周辺で入山規制などの警戒をしてください。
 山梨県：富士吉田市、身延町
 静岡県：御殿場市、小山町

3. 防災上の警戒事項等
 富士山火山防災対策協議会が定めた第1次避難対象エリア (富士山火山防災マップ) に示される火口ができる可能性の高い範囲) では、市町村の指示に従い、避難してください。
 第2次避難対象エリア (大きな噴石、火砕流の影響が及ぶ可能性の高い範囲及び溶岩流が3時間以内に到達する可能性の高い範囲) では、市町村の指示に従い、いつでも避難ができるように準備をしてください。

噴火時には、風下側で火山灰だけでなく小さな噴石も遠方まで風に流されて降るおそれがあるため、屋内に退避するため、注意してください。

<噴火警戒レベルを3 (入山規制) から4 (避難準備) に上げ>

** (参考：噴火警戒レベルの説明) **

【レベル5 (避難)】：危険な居住地域からの避難等が必要。
 【レベル4 (避難準備)】：警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。
 【レベル3 (入山規制)】：登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。状況に応じて要配慮者の避難準備等。

【レベル2 (火口周辺規制)】：火口周辺への立入規制等。

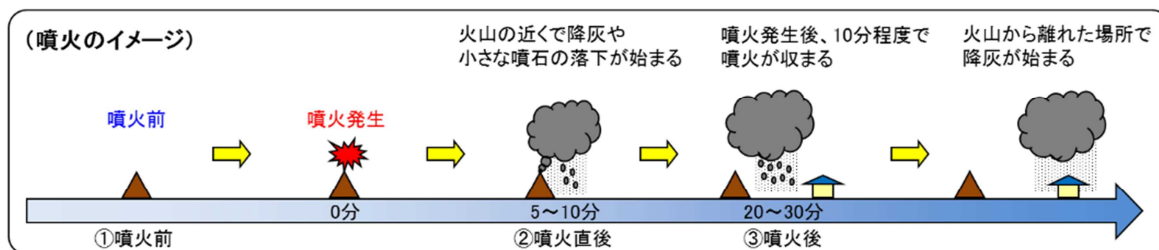
【レベル1 (平常)】：状況に応じて火口内への立入規制等。

(注：避難や規制の対象地域は、地域の状況や火山活動状況により異なる)

5-3-9 降灰予報

(静岡地方気象台) R3. 4. 1

降灰予報の発表イメージ



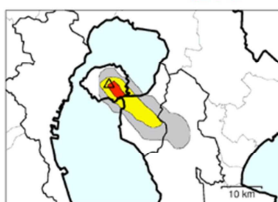
①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



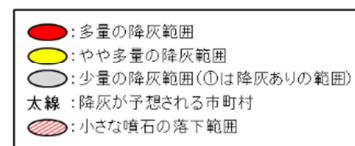
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5~10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20~30分程度で発表します



注：上空の風が弱い場合、あるいは高度によって風向きが大きく変化している場合、降灰予報と実際の降灰範囲及び降灰量が異なることがあります。

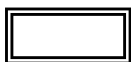
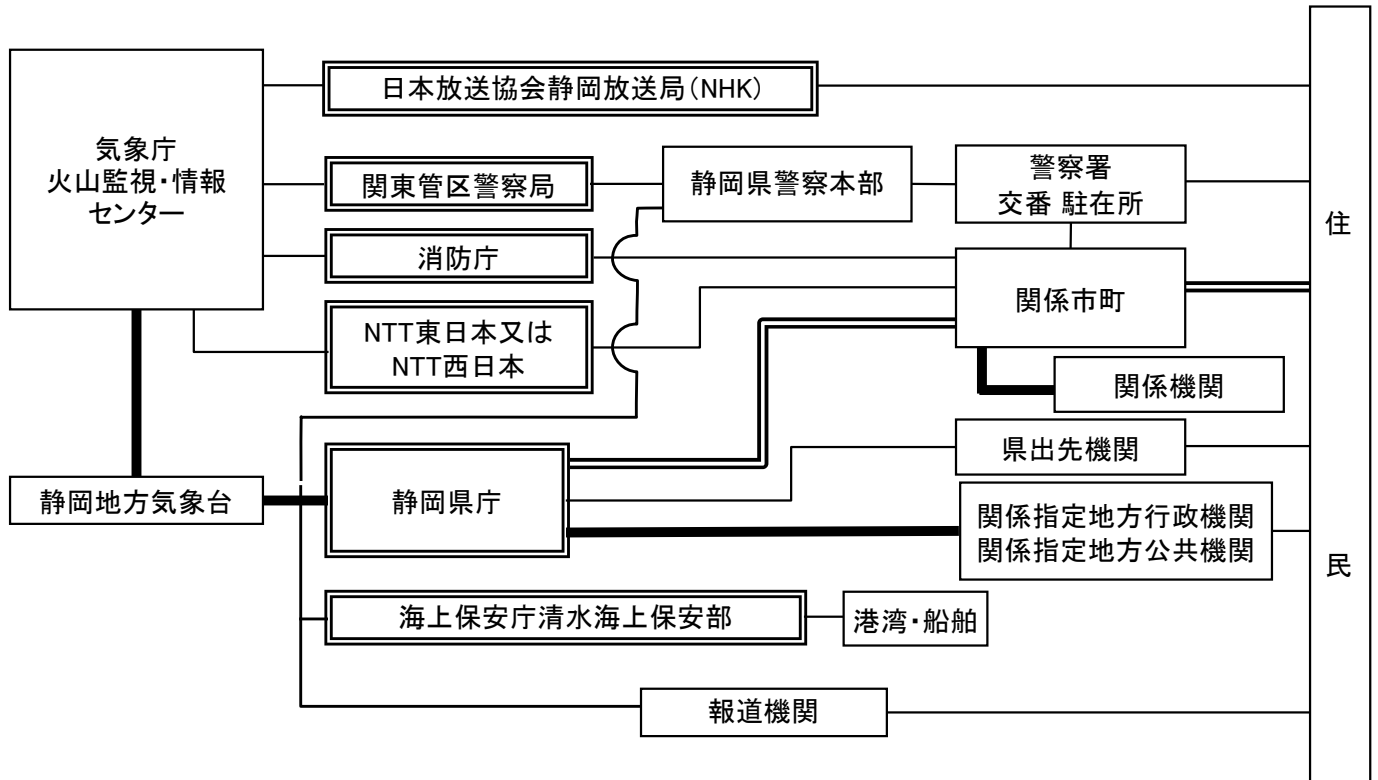
降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ 路面 視界	人	道路	
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる 視界不良となる	外出を控える 慢性的喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫等)が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰の付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	1mm未満 0.1mm以上 【注意】	白線が見えにくい 明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始)	稲等の農作物が収穫できなくなったり※、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる 降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※

※富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による設定

5-3-10 噴火警報・予報等の伝達系統図

(静岡地方気象台)R3.4.1



(二重枠)で囲まれてる機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。



(太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。



(二重線)は、

- 上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等。
- 特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第5条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

5-3-11 異常現象と発見者の通報義務

(静岡県地方気象台) R3.4.1

災害対策基本法第54条によって、災害が発生する恐れのある異常な現象(著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等)を発見した者は遅滞なく市町村長、警察官または海上保安官に通報するものとする。

火山関係の異常現象とは次のものをいう。

- 1) 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等)及びそれに伴う降灰降砂等
- 2) 火山地域での火砕、噴動の発生
- 3) 火山地域での地震群発
- 4) 火山地域での山くずれ、地割れ、土地上昇、沈下、陥没等の顕著な地形変化
- 5) 噴気孔の新生拡大、移動及び噴気の噴煙の量、色、温度、昇華物等顕著な異常変化
- 6) 火山地域での湧泉の新生、枯渇、または量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- 7) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大或いは移動及び草木の立枯れ等
- 8) 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、濁度、臭、色の变化、軽石、死魚等浮上、発泡、温度の上昇等

異常現象発見者通報受領気象官署及び火山周辺の官公署等

(富士山)

静岡県地方気象台 電話 054-286-3411

機関名	所在地	電話番号
御殿場警察署	御殿場市北久原439-2	0550-84-0110
小山町須走交番	駿東郡小山町須走228-4	0550-75-2063
富士警察署	富士市八千代町3-55	0545-51-0110
国土交通省富士砂防事務所	富士宮市三園平1100	0544-27-5221
国土交通省富士宮砂防出張所	上井出1321-9	0544-54-0236
富士宮警察署	城北町160	0544-23-0110
富士宮警察署猪之頭駐在所	猪之頭217-7	0544-52-0100
富士宮警察署上井出駐在所	上井出705-4	0544-54-0879
富士宮警察署北山駐在所	北山4930-3	0544-58-1110
沼津警察署須山駐在所	裾野市須山1593-12	055-998-0034

(伊豆東部火山群)

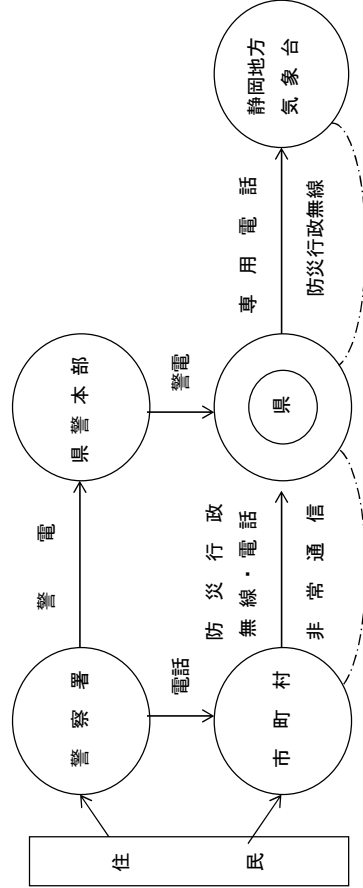
静岡県地方気象台 電話 054-282-3833

機関名	所在地	電話番号
伊東市公園管理事務所	伊東市大原2-1-1	0557-36-0111
小室市宇佐美出張所	伊東市川奈1260-1	0557-45-1594
伊東市川奈出張所	伊東市宇佐美1641-1	0557-48-9004
伊東市対島出張所	伊東市川奈878-1	0557-45-1075
伊東市富戸出張所	伊東市八幡野1187-2	0557-53-0002
伊東市警察署	伊東市富戸718-3	0557-51-0010
宇佐美交番	伊東市竹の台2-26	0557-38-0110
新井駐在所	伊東市宇佐美1708-1	0557-48-9041
富戸駐在所	伊東市新井2-3-8	0557-36-8100
八幡野交番	伊東市富戸217-2	0557-51-0260
吉田駐在所	伊東市八幡野1189-3	0557-53-0044
伊東市消防署	伊東市吉田174	0557-45-2728
伊東市消防署宇佐美分遣所	伊東市桜木町1-1-3	0557-37-0119
伊東市消防署対島支署	伊東市宇佐美1641-7	0557-33-0119
伊豆急行KK鉄道部	伊東市八幡野1189-107	0557-53-0119
沼津河川国道事務所	伊東市八幡野1151	0557-53-1111
	沼津市下香貫外原3244-2	055-934-2006

(備考) *印は夜間不在

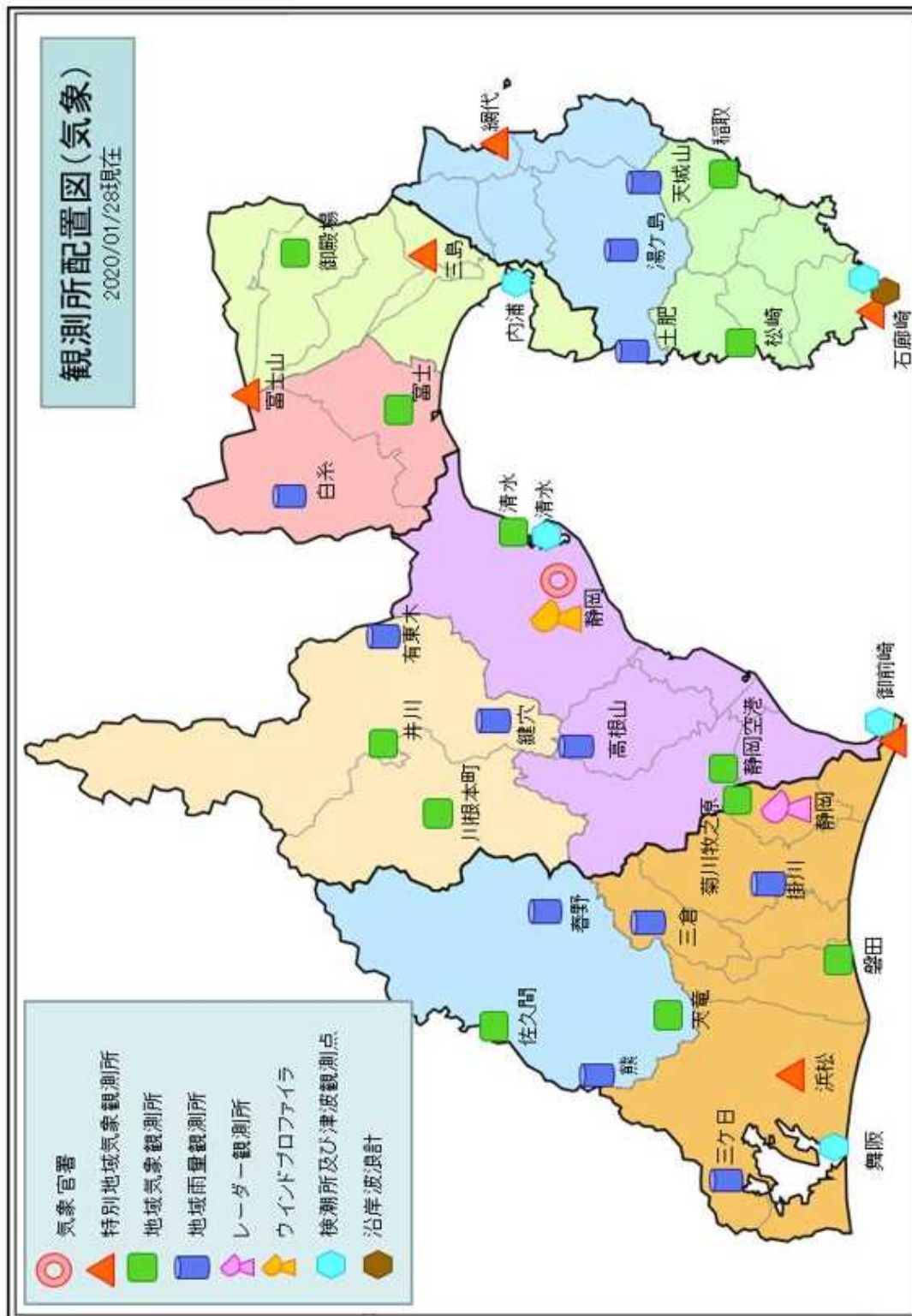
5-3-12 異常現象の通報、伝達方法

(静岡地方気象台)



5-4-1 気象観測所配置図
テレメータによる雨量観測所配置図
気象庁関係

(令和3年4月1日現在)



(静岡県)静岡地方気象台管内

令和3年4月1日現在

観測所番号	種類	観測所名	カタカナ綴	所在地	緯度(度分) (°、′)	経度(度分) (°、′)	海面上の高さ (m)	風向風速計 地上の高さ(m)	観測開始年月日
50056	雨	白糸	シライ	富士宮市原	35 18.7	138 34.7	530	—	#
50106	四	井川	イワ	静岡市葵区井川	35 13.0	138 13.3	755	10.0	昭53.12.25
50112	雨	有東木	ウトキ	静岡市葵区有東木	35 12.4	138 22.1	585	—	令2.1.28
50136	四	御殿場	ゴテンバ	御殿場市萩原	35 18.3	138 55.6	472	10.0	#昭51.11.29
50196	四	富士	フジ	富士市厚原	35 11.1	138 39.8	66	10.0	#昭53.12.26
50206	官	三島	シマ	三島市東本町	35 06.8	138 55.5	21	15.8	#昭50.12.13
50226	四	佐久間	サクマ	浜松市天竜区佐久間町浦川	35 03.4	137 45.7	150	10.0	(昭50.05.13)昭53.12.20
50232	雨	春野	ハルノ	浜松市天竜区春野町五和	35 00.7	137 56.7	486	—	平28.09.28
50241	四	川根本町	カネホンチヨウ	榛原郡川根本町田代	35 06.1	138 07.7	290	8.5	#昭53.12.22
50247	雨	鍵穴	カギアナ	静岡市葵区鍵穴	35 02.9	138 14.8	160	—	平03.03.26
50261	四	清水	シズ	静岡市清水区興津中町	35 03.2	138 31.3	3	8.5	昭53.01.18
50281	官	網代	アジロ	熱海市網代	35 02.7	139 05.5	67	12.5	#昭50.12.16
50296	雨	熊	クマ	浜松市天竜区熊	34 57.5	137 44.0	375	—	#昭51.06.25
50317	雨	高根山	タカネサン	藤枝市瀬戸ノ谷	34 58.5	138 11.8	415	—	平21.12.18
50331	官	静岡	シズカ	静岡市駿河区曲金	34 58.5	138 24.2	14	16.0	#昭50.03.23
50371	雨	三ヶ日	ミツカヒ	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日	34 48.1	137 33.4	2	—	昭50.05.13
50386	四	天竜	テンリュウ	浜松市天竜区船明	34 53.4	137 48.8	61	10.0	#昭53.12.21
50391	雨	三倉	ミクラ	周智郡森町三倉	34 53.7	137 56.4	114	—	昭57.09.29
50416	雨	土肥	トイ	伊豆市小下田	34 52.6	138 45.6	103	—	平02.07.10
50426	雨	湯ヶ島	ユガシマ	伊豆市市山	34 54.0	138 55.5	165	—	#
50427	雨	天城山	アマキサン	伊豆市菅引宇天城山菅引入	34 52.3	139 01.4	1070	—	#
50456	官	浜松	ハママツ	浜松市中区高丘東	34 45.2	137 42.7	46	16.8	#昭50.3.19
50466	雨	掛川	カケガワ	掛川市富部	34 46.8	137 58.0	23	—	昭50.05.13
50476	四	菊川牧之原	キクガワマキハラ	菊川市倉沢	34 47.1	138 08.3	191	6.5	昭53.12.21
50477	三	静岡空港	シズカウコウ	牧之原市坂口	34 47.7	138 11.3	132	10.0	平21.06.04
50491	四	松崎	マツザキ	賀茂郡松崎町江奈	34 45.3	138 47.0	4	10.0	#昭53.12.27
50506	四	稲取	イナリ	賀茂郡東伊豆町稲取	34 46.9	139 02.9	130	8.5	#昭53.12.27
50536	四	磐田	イワタ	磐田市南島	34 41.5	137 52.8	1	10.0	昭53.01.19
50551	官	御前崎	オメガサキ	御前崎市御前崎	34 36.2	138 12.7	45	15.8	#昭50.12.11
50561	官	石廊崎	イロウサキ	賀茂郡南伊豆町石廊崎	34 36.2	138 50.5	52	15.0	#昭50.03.26

種類:観測所の種別を示す。「雨」は降水量、「四」は降水量・気温・風速・風向・日照時間、「三」は風向風速・気温・降水量を観測する観測所。

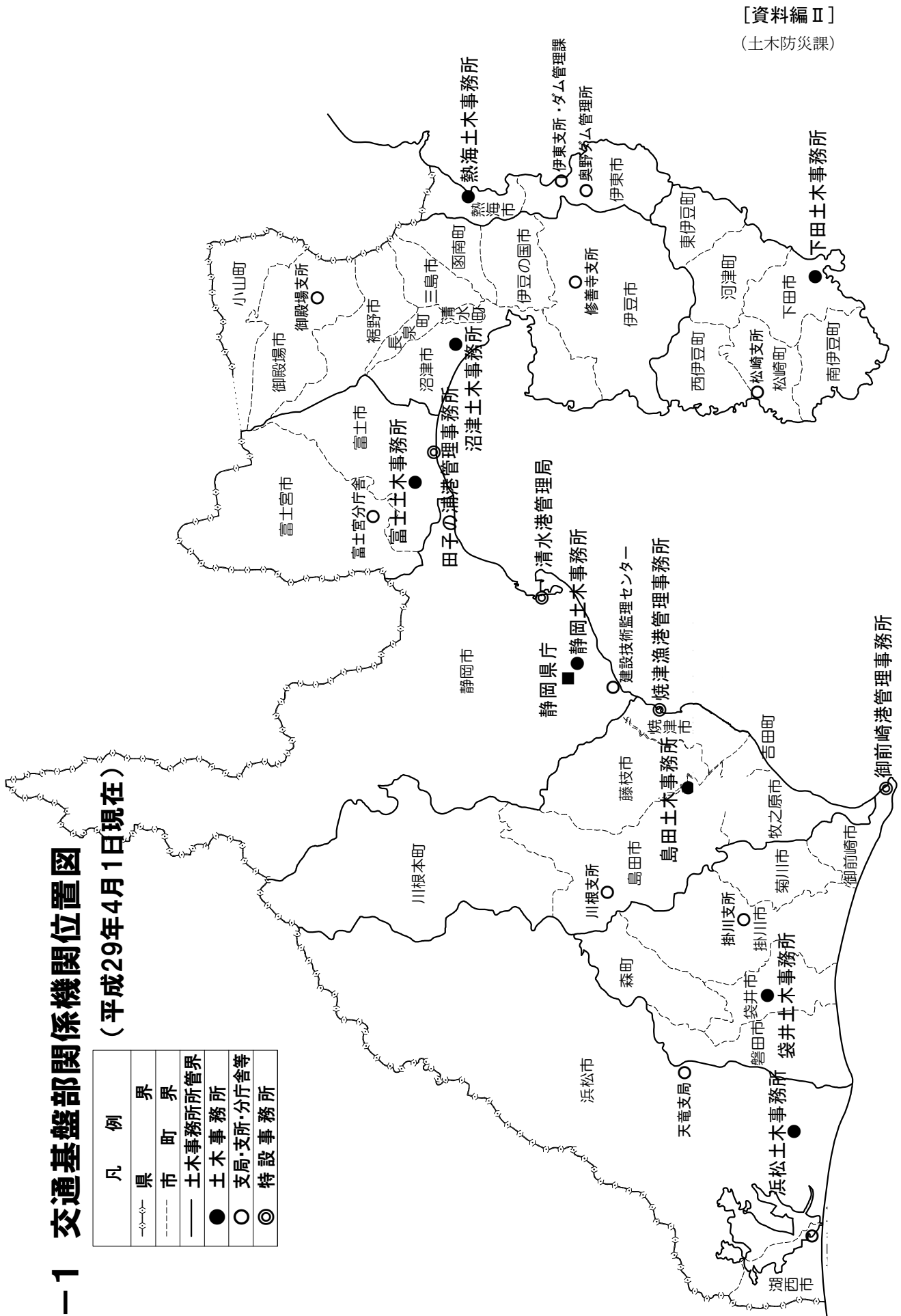
「官」は気象官署または特別地域気象観測所であることを示し、風向風速・気温・降水量・日照時間に加えて気圧・湿度等、他の要素を観測する観測所である。

テレメータによる観測開始年月日のうち、「#」は昭和49年11月1日を示す。「#年月日」は昭和49年11月1日に降水量のみ開始し、続く年月日より他の要素も加わったことを表す。

6-1 交通基盤部関係機関位置図

(平成29年4月1日現在)

凡 例	
—◇—◇—	界 界
----	市 町 界
—	土木事務所所管界
●	土木事務所
○	支局・支所・分庁舎等
◎	特設事務所



[資料範囲]
(土木防災課)

7-1 被害程度の認定基準

(県危機対策課)

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする。

る河岸とする。

- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上必要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理および尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

県庁内各課は次の施設等について被害金額を報告する。

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5) 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設については当面、被害見込額とし、確定し次第、査定済額を報告する。
- (6) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (7) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (8) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (9) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
- (10) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

(消防庁「災害報告取扱要領」から抜粋(一部修正))

7-2 被害速報(随時)

(県危機対策課)

1 人的被害

2 住家被害

3 その他の被害

{ 非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・
 漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・
 船舶・その他() } の被害
 (該当項目に○印)

供 覧								
情報源	住 民	消防団		自主防	確 認	確認済(どこで)		警 察
	その他()				未確認	その他		
市町名	第 号	調 査 者	課		発 信 者	発 信 時 間	月 日	時 分
方面本部名	第 号	受 信 者			発 信 者	発 信 時 間	月 日	時 分
本 部	第 号	受 信 者			受 信 時 間	月 日	時 分	
件 名		(第 報) 月 日 時 分現在						
発 生	日 時							
	場 所							
	原 因							
状 況 (人的被害) ・被害者の住所氏名 ・年令等 (住家被害) ・居住者名 ・避難状況等 (その他の被害) ・路線・河川名 ・被災延長・崩土量 ・規制内容 ・復旧見込等								
死 者	行方不明	負 傷 者		全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
人	人	重傷	人	棟	棟	棟	棟	棟
		軽傷	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		計	人	人	人	人	人	人
この情報は		警第 号	} で記者発表		済	未 発 表		
		その他 ()						

「 』による

被害状況調査報告 令和年月 最終 日現在

No2 被害区分

市町名

死 者 人

うち災害関連死者 人

行方不明者 人

身重者 人

負傷者 人

軽傷者 人

全壊 人

半壊 人

一部破損 人

床上浸水 人

床下浸水 人

公共建物 人

その他 人

田冠 冠 没 ha

田冠 冠 没 ha

畑冠 冠 没 ha

学校 校 没 ha

道路 路 没 ha

橋りょう 橋 没 ha

河川 川 没 ha

湾所 湾 没 ha

港所 港 没 ha

清掃施設 施 没 ha

灌漑施設 施 没 ha

鉄道 道 没 ha

被害船舶 船 没 ha

水運 運 没 ha

電力 力 没 ha

ガス 入 没 ha

ブロッック塙等 塙 没 ha

り災者数 数 人

建物 物 没 ha

危険物 物 没 ha

その他 他 没 ha

公立文教施設 施 没 ha

農林水産業施設 施 没 ha

公共土木施設 施 没 ha

その他の公共施設 施 没 ha

小計 計 没 ha

公共施設被害市町村数 回 人

農産被害 害 没 ha

林産被害 害 没 ha

畜産被害 害 没 ha

水産被害 害 没 ha

商工被害 害 没 ha

その他 他 没 ha

被害総額 額 没 ha

避難勧告地区数 数 箇所

避難場所指定状況 状 没 ha

避難人数 数 人

消防職員出勤延人数 人

消防団員出勤延人数 人

災害対策本部設置時間 時間

災害対策本部廃止時間 時間

被害区分	市町名	川年本町	吉田町	牧之原市	藤枝市	焼津市	島田市	静岡市	静岡市	方面計
死	者									
うち災害関連死者										
行方不明者										
身重者										
負傷者										
軽傷者										
全壊	人									
半壊	人									
一部破損	人									
床上浸水	人									
床下浸水	人									
公共建物	人									
その他	人									
田冠	冠									
田冠	冠									
畑冠	冠									
学校	校									
道路	路									
橋りょう	橋									
河川	川									
湾所	湾									
港所	港									
清掃施設	施									
灌漑施設	施									
鉄道	道									
被害船舶	船									
水運	運									
電力	力									
ガス	入									
ブロッック塙等	塙									
り災者数	数									
建物	物									
危険物	物									
その他	他									
公立文教施設	施									
農林水産業施設	施									
公共土木施設	施									
その他の公共施設	施									
小計	計									
公共施設被害市町村数	回									
農産被害	害									
林産被害	害									
畜産被害	害									
水産被害	害									
商工被害	害									
その他	他									
被害総額	額									
避難勧告地区数	数									
避難場所指定状況	状									
避難人数	数									
消防職員出勤延人数	人									
消防団員出勤延人数	人									
災害対策本部設置時間	時間									
災害対策本部廃止時間	時間									

7-4 災害定時及び確定報告書

(県危機対策課)

様式第4号

供 覧						整理 検印 報告				
<u>被害報告受信簿</u>										
(市町村 第 報) 月 日 時 分現在										
発信者	市町 方面本部 機関	受信者				受信時刻	月 日 時 分			
災害発生の日時		月 日 時 分								
災害発生の場所		市 町 村								
災害対策本部設置状況		開設 月 日 時 分				廃止 月 日 時 分				
区分	件数	備考		区分	件数	備考				
人的被害	死者	人			その他	崖くずれ	箇所			
	うち災害関連死者	人				鉄道不通	箇所			
	行方不明者	人				被害船舶	隻			
	負傷者	重傷	人			水道	戸			
		軽傷	人			電話	回線			
住家被害	全壊	棟				電気	戸			
		世帯				ガス	戸			
	半壊	棟				ブロック塀等	箇所			
		世帯				り災世帯数	世帯			
	一部損壊	棟			り災者数	人				
		世帯			火災発生	建物	件			
	床上浸水	棟			危険物	件				
		世帯			その他	件				
		人			公立文教施設	千円				
		棟			農林水産業施設	千円				
床下浸水	世帯			公共土木施設	千円					
	人			その他の公共施設	千円					
非住家	公共建物	棟			小計	千円				
	その他	棟			公共施設被害市町村数	団体				
その他の	田	流出・埋没	ha			その他	農産被害	千円		
		冠水	ha				林産被害	千円		
	畑	流出・埋没	ha				畜産被害	千円		
		冠水	ha				水産被害	千円		
	学校	箇所			商工被害		千円			
	病院	箇所			その他	千円				
	道路	箇所			被害総額	千円				
	橋りょう	箇所			避難勧告指示の状況	地区数	箇所			
	河川	箇所				避難場所	箇所			
	港湾	箇所			避難人数	人				
	砂防	箇所			消防職員出動延人数	人				
	清掃施設	箇所			消防団員出動延人数	人				
					災害対策本部設置時間					
				災害対策本部廃止時間						

8-2 静岡県本部地震対策情報フロー図

(県危機情報課)

図0 ふじのくに防災情報共有システムを活用した情報伝達ルート

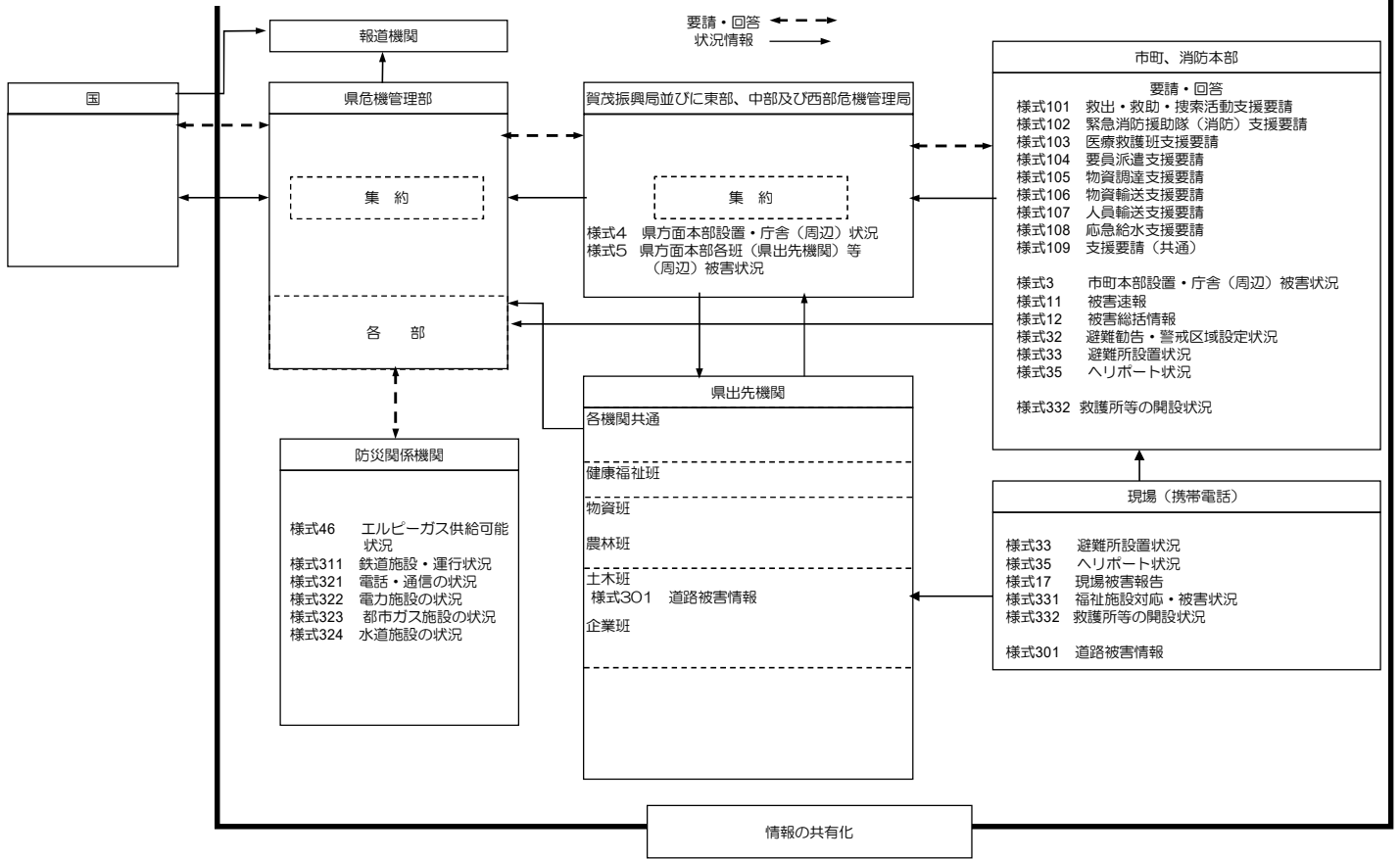
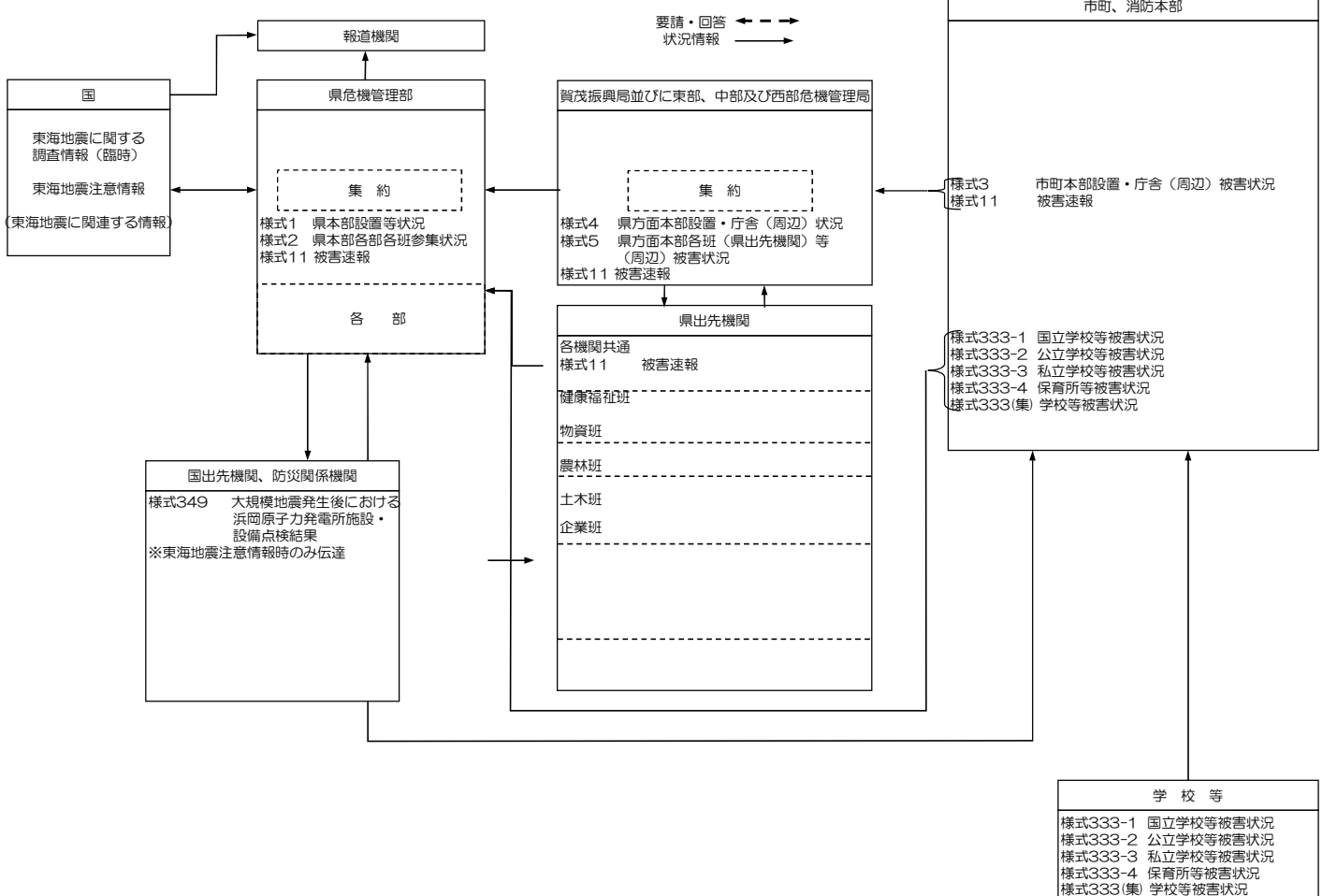


図1 東海地震に関する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報時の情報伝達ルートの概要



(注) 市町及び防災関係機関から発信する情報は、種別によって方面本部指令班、方面本部各班等へ伝達すべきものがあるので注意すること。

図2 警戒宣言時の情報伝達ルート概要

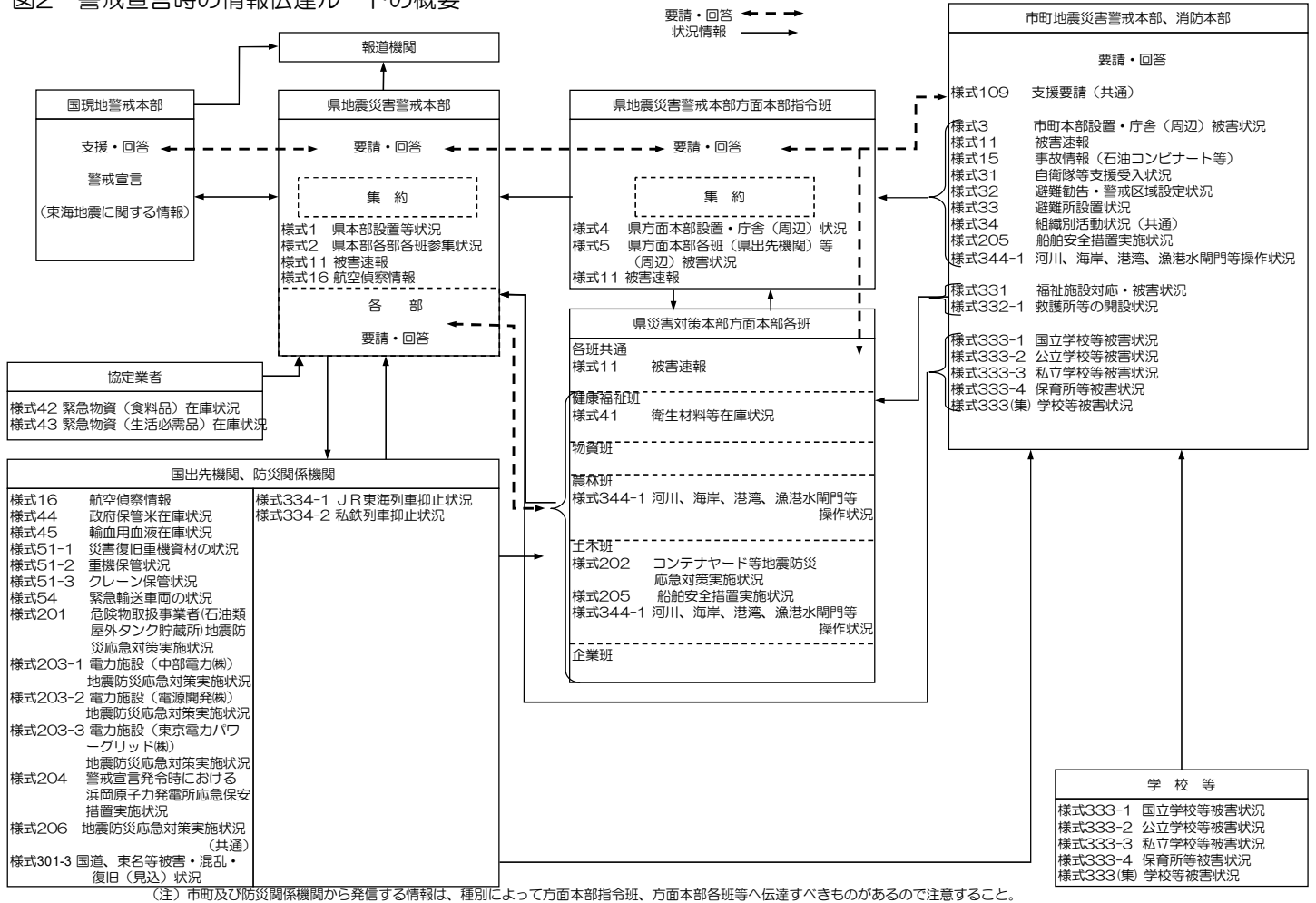


図3 1時間以内の情報伝達ルート概要

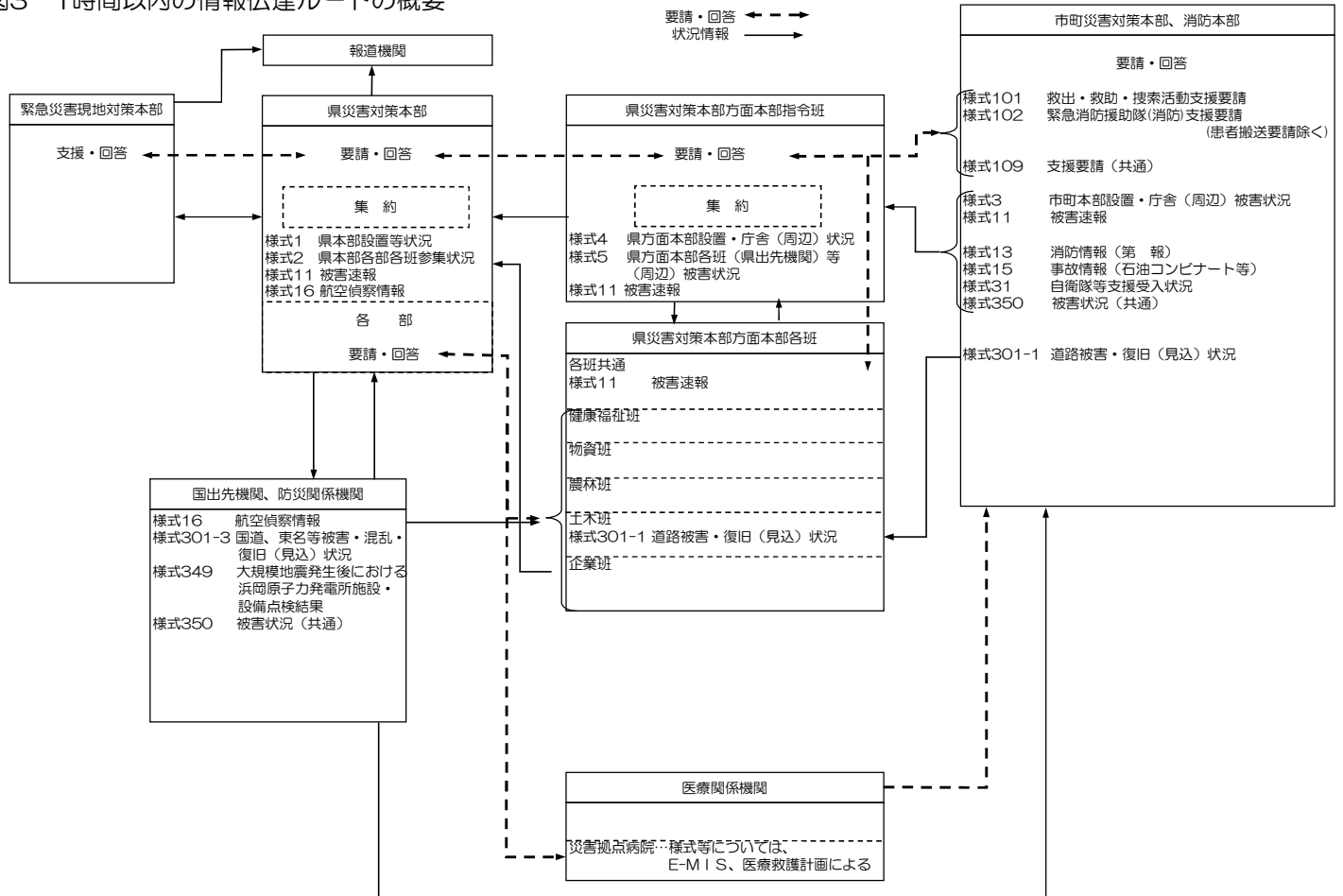
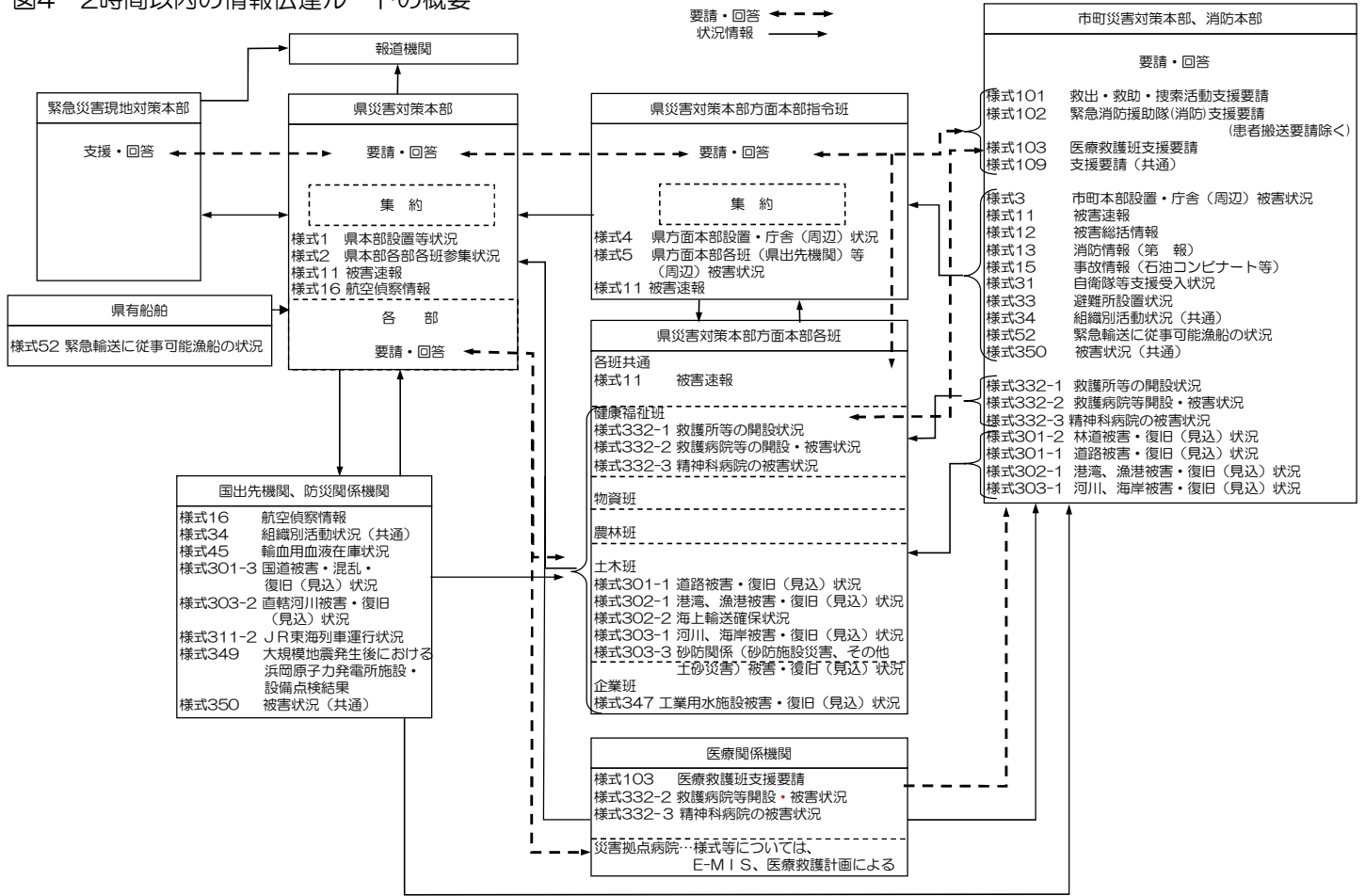
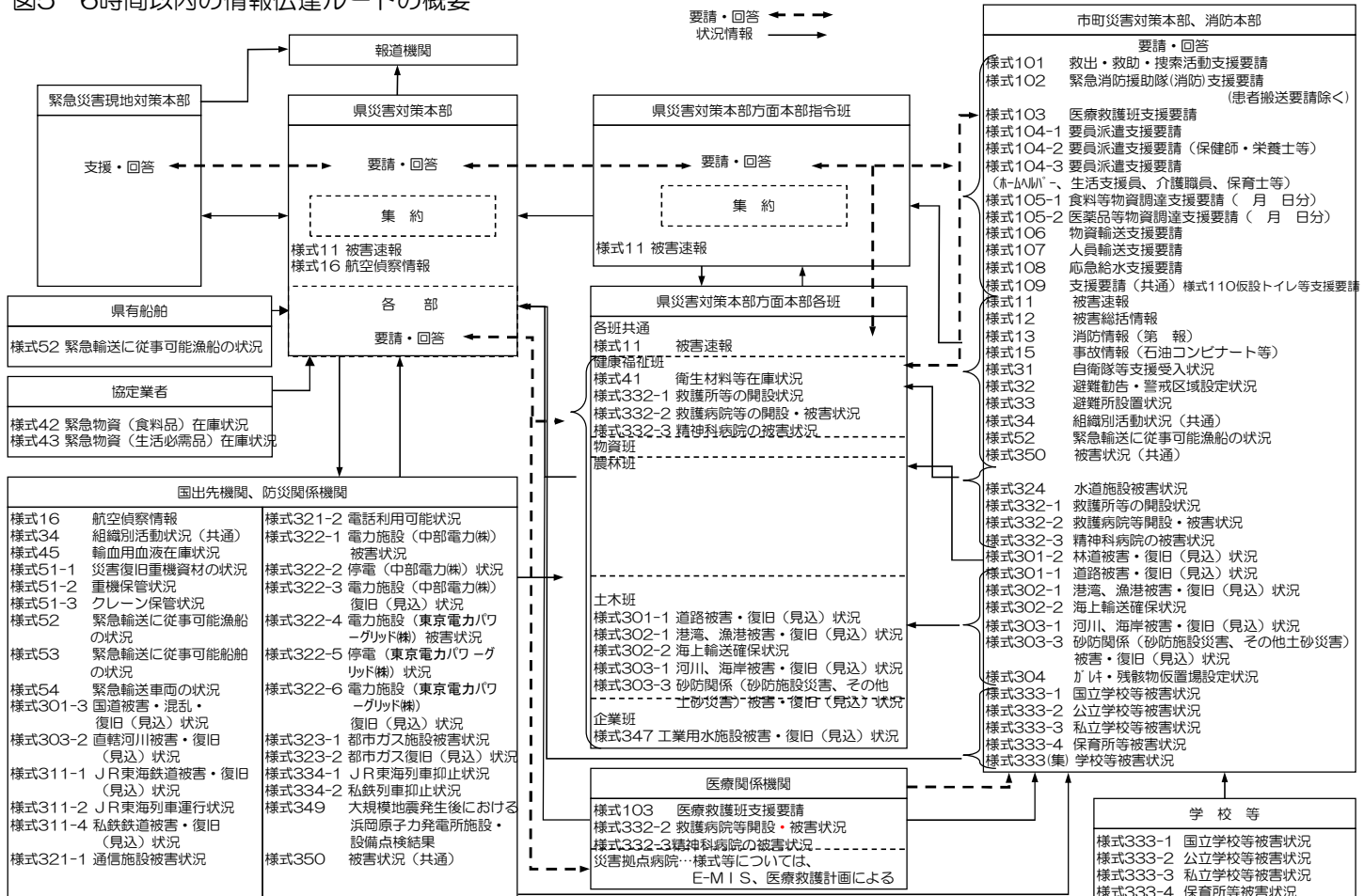


図4 2時間以内の情報伝達ルート概要



(注) 市町及び防災関係機関から発信する情報は、種別によって方面本部指令班、方面本部各班等へ伝達すべきものがあるので注意すること。

図5 6時間以内の情報伝達ルート概要



(注) 市町及び防災関係機関から発信する情報は、種別によって方面本部指令班、方面本部各班等へ伝達すべきものがあるので注意すること。

図6 12時間以内の情報伝達ルートの概要

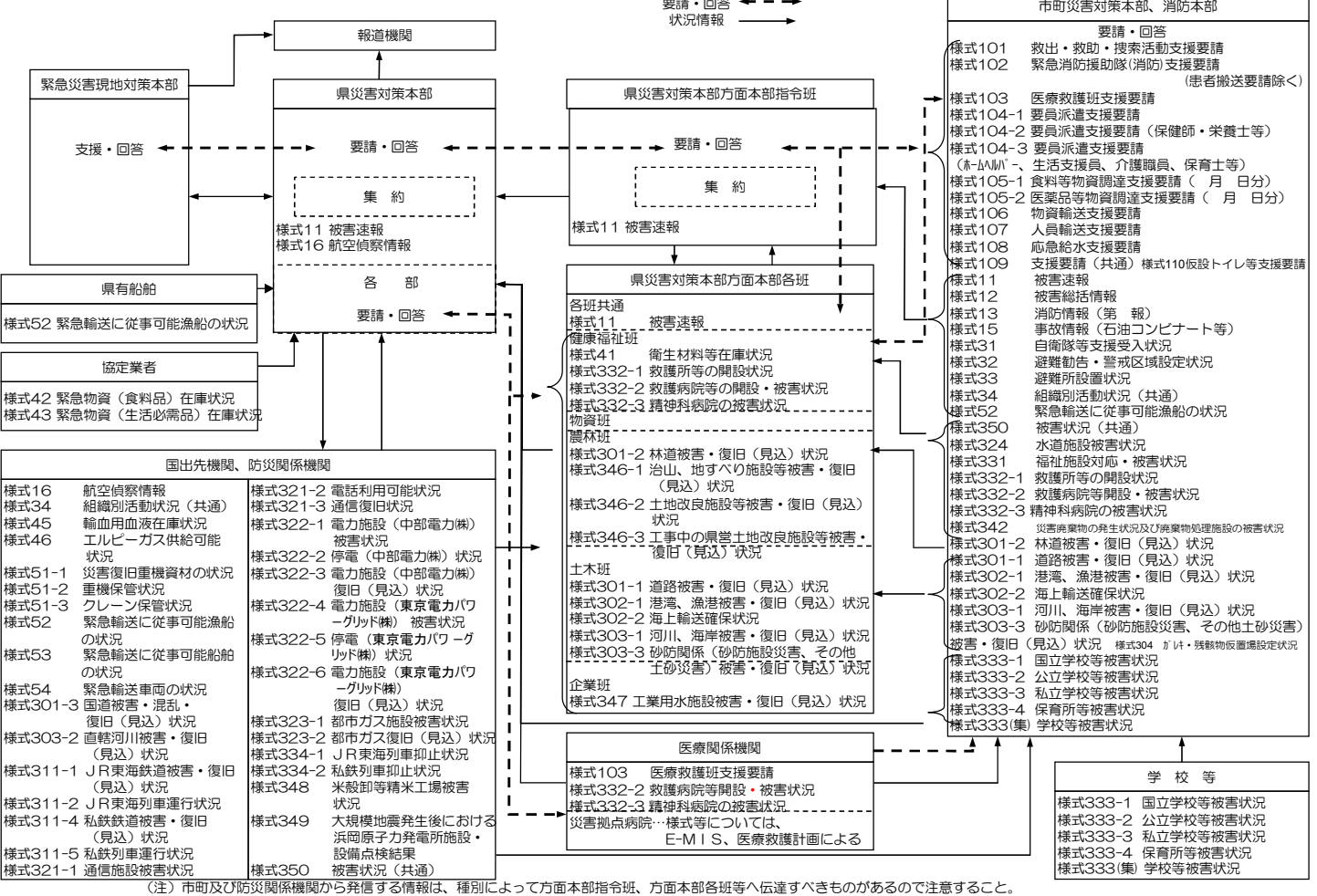


図7 24時間以内の情報伝達ルートの概要

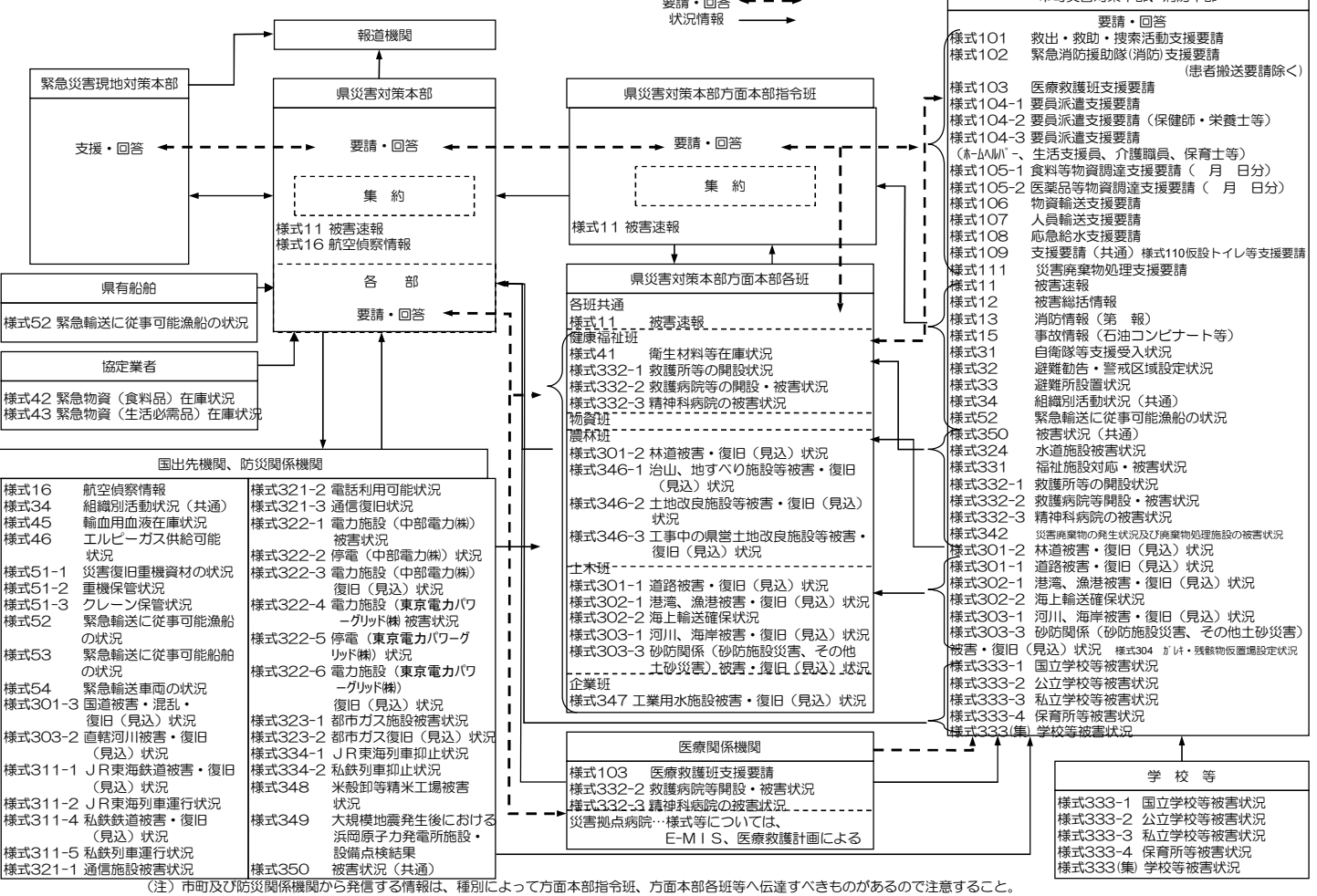
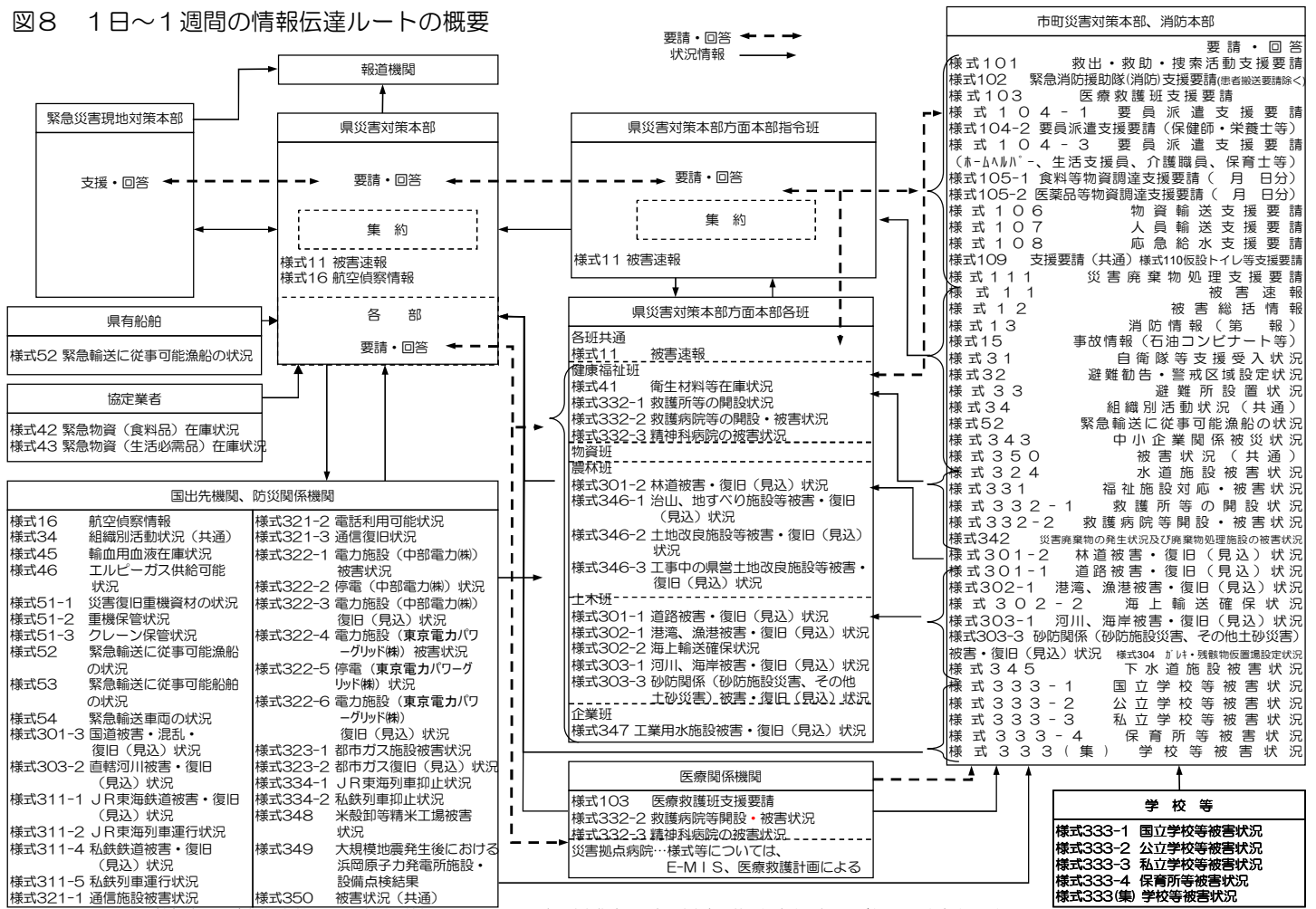


図8 1日～1週間の情報伝達ルート概要



(注) 市町及び防災関係機関から発信する情報は、種別によって方面本部指令班、方面本部各班等へ伝達すべきものがあるので注意すること。

8-3 防災行政無線局一覧表

(県防災通信班)R3.4.1

1. 県(交通基盤部関係以外)、市町、防災関係機関

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号
防災逆川	固定局 基地局	賀茂郡河津町逆川字日向1216番地の47	静岡県逆川無線中継所	
静岡県防対逆川	基地局	〃	〃	防対(400M)
防災二条	固定局 基地局	賀茂郡南伊豆町二条1009	〃 二条無線中継所	
防災大峠	〃	賀茂郡松崎町岩科南側字浅野栗原3438番地の6	〃 大峠無線中継所	
静岡県テレビ大峠	携帯基地局	〃	〃	ヘリコプターテレビ電送用
防災遠笠	固定局 基地局	伊豆市菅引天城山菅引入638番地	〃 遠笠山無線中継所	
静岡県テレビ遠笠	携帯基地局	〃	〃	ヘリコプターテレビ電送用
防災大島	固定局 基地局	東京都大島町元町字家の上465番地の6	〃 大島無線中継所	
防災初島	〃	熱海市初島字清壽735番地の2	〃 初島無線中継所	
防災丹那	〃	熱海市大字熱海字滝知山1812番地の287	〃 丹那無線中継所	
静岡県防対丹那	基地局	〃	〃	防対(400M)
防災鞍掛	固定局 基地局	田方郡函南町桑原字鍛ヶ峰1371番地の1	〃 鞍掛山無線中継所	
防災小山	〃	駿東郡小山町湯船字下原1127番地の1地先	〃 小山無線中継所	
防災御殿場	〃	御殿場市印野字丸尾1383番地の10	〃 御殿場無線中継所	
防災金丸	〃	富士市中之郷4482番地の141	〃 金丸無線中継所	
防災安倍	〃	静岡市葵区坂本字キヘイジ632番地の2	〃 安倍無線中継所	
静岡県テレビ安倍	携帯基地局	〃	〃	ヘリコプターテレビ電送用
静岡県テレビ1	携帯局	静岡市葵区追手町9番6号	静岡県庁 危機対策課防災通信班	〃
静岡県ヘリテレ3	〃	静岡市葵区諏訪8の10	静岡県消防防災航空隊	〃
防災新高根	固定基地局 携帯基地局	藤枝市瀬戸の谷字高根9963番地の3	静岡県新高根無線中継所	
静岡県防対新高根	基地局	〃	〃	防対(150、400M)
防災白羽	固定局 基地局	榛原郡川根本町水川字白羽腰836番地の10	〃 白羽無線中継所	
防災御前崎	〃	御前崎市白羽6171番地の1	〃 御前崎無線中継所	
防災篠ヶ谷	〃	御前崎市新野字篠ヶ谷4261番地の2	〃 篠ヶ谷無線中継所	
防災栗ヶ岳	〃	掛川市倉真8440番地の1	〃 栗ヶ岳無線中継所	
防災春埜	〃	浜松市天竜区春野町花島字ハチマンボツ20番地の1	〃 春埜山無線中継所	
防災秋葉	〃	浜松市天竜区春野町宮川字天狗垂1137の22	〃 秋葉山無線中継所	
静岡県テレビ秋葉	携帯基地局	〃	〃	ヘリコプターテレビ電送用
静岡県防対秋葉	基地局	〃	〃	防対(150、400M)
防災羽ヶ庄	固定局 基地局	浜松市天竜区佐久間町字井口1734番地の5	〃 羽ヶ庄無線中継所	
防災富幕	〃	浜松市北区三ヶ日町只木字扇山322番地の40	〃 富幕無線中継所	
防災静岡県庁	固定局 基地局 地球局	静岡市葵区追手町9番6号	静岡県庁 危機対策課防災通信班	100-2591
防災静岡61～64	陸上移動局	〃	〃	防対(150M)
静岡県危機管理部270～279	〃	〃	〃	
静岡県危機管理部530～580	〃	〃	〃	
防対静岡県庁	基地局	〃	〃	防対(150、400M)
静岡県1	携帯局	〃	〃	
LASCOM静岡県 静岡スーパーバンド可搬地球3	地球局	静岡市葵区追手町9番6号	静岡県地震防災センター(衛星通信用中継車搭載)	990,991
防災静岡航空隊	固定局 地球局	静岡市葵区諏訪8番10号	静岡県消防防災航空隊	137-9001
消防航空隊325	陸上移動局	〃	〃(車輛搭載)	
消防航空隊700～708	〃	〃	〃	
静岡県ヘリ3	携帯局	〃	〃(防災ヘリコプター搭載)	
防災環境放射線監視センター	固定局 地球局	牧之原市坂口3250番地の17	静岡県環境放射線監視センター	136-9001
環境放射線監視660～697	陸上移動局	〃	〃	
陸上自衛隊朝霞駐屯地	地球局	東京都練馬区大泉学園町無番地	陸上自衛隊朝霞駐屯地	155-9001
海上自衛隊横須賀地方総監部	地球局	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地	海上自衛隊横須賀地方総監部	156-9001
防災清水海保	固定局 地球局	静岡市清水区日の出町9番1号	清水海上保安部	157-9001
防災下田海保	〃	下田市3丁目18番23号	下田海上保安部	158-9001
防災日赤静岡	〃	静岡市葵区追手町44番地の17	静岡県日赤静岡支部	159-9001
防災静岡気象	固定局	静岡市駿河区曲金2丁目1番5号	静岡地方気象台	160-9001
防災浜岡原発	固定局 地球局	御前崎市佐倉5561番地	中部電力浜岡原子力発電所	161-9001

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号
防災下田総合庁舎	固定局 基地局 地球局	下田市中531番地の1	静岡県下田総合庁舎賀茂方面本部	101-6010
賀茂危機管理局285~287	陸上移動局	"	"(車輛搭載)	
賀茂危機管理局586~604	"	"	"	
静岡県防対賀茂	基地局	"	"	防対(150、400M)
防災下田市	固定局 地球局	下田市東本郷1丁目5番18号	下田市役所	233-9001
防災東伊豆町	"	賀茂郡東伊豆町稲取3354番地	東伊豆町役場	235-9001
防災河津町	"	" 河津町田中212番地の2	河津町(保健福祉防災センター)	234-9001
防災南伊豆町	"	" 南伊豆町下賀茂328番地の2	南伊豆町役場	232-9001
防災松崎町	"	" 松崎町宮内301番地の1	松崎町役場	231-9001
防災西伊豆町	"	" 西伊豆町仁科401番地の1	西伊豆町役場	230-9001
防災熱海総合庁舎	固定局 地球局	熱海市水口町13番15号	静岡県熱海総合庁舎	102-6010
熱海業務調整要員 878.879	陸上移動局	"	"	
静岡県防対熱海	基地局	"	"	防対(150、400M)
防災熱海市	固定局 地球局	熱海市中央町1番1号	熱海市役所	237-6020
防災伊東市	固定局 地球局	伊東市大原2丁目1番1号	伊東市役所	236-9001
防災東部総合庁舎	固定局 地球局	沼津市高島本町1番3号	静岡県東部総合庁舎 東部方面本部	103-6010
東部危機管理局295~300	陸上移動局	"	"(車輛搭載)	
東部危機管理局605~622	"	"	"	
静岡県防対東部	基地局	"	"	防対(150、400M)
防災沼津市	固定局 地球局	沼津市御幸町16番1号	沼津市役所	242-9001
防災三島市	"	三島市大社町1番地の10	三島市総合防災センター	243-9001
防災函南町	"	田方郡函南町平井717-13	函南町役場	240-9001
防災清水町	"	駿東郡清水町堂庭210番地の1	清水町役場	241-9001
防災長泉町	"	" 長泉町中土狩828	長泉町役場	244-9001
防災伊豆の国市	"	伊豆の国市長岡340番地の1	伊豆の国市役所	239-9001
防災伊豆市	"	伊豆市小立野38番地の2	伊豆市役所	238-9001
防災御殿場市	"	御殿場市萩原483番地	御殿場市役所	246-9001
防災裾野市	"	裾野市佐野1059番地	裾野市役所	245-9001
防災小山町	"	駿東郡小山町藤曲57番地の2	小山町役場	247-9001
防災板妻	"	御殿場市板妻40番地の1	陸上自衛隊板妻駐屯地	150-9001
防災駒門	固定局	" 駒門5番地の1	陸上自衛隊駒門駐屯地	152-9001
防災富士学校	"	駿東郡小山町須走481番地の27	陸上自衛隊富士駐屯地	151-9001
防災富士総合庁舎	固定局 地球局	富士市本市場441番地の1	静岡県富士総合庁舎	104-6010
富士業務調整要員 881.882	陸上移動局	"	"	
静岡県防対富士	基地局	"	"	防対(150、400M)
防災富士宮市	固定局 地球局	富士宮市弓沢町150番地	富士宮市役所	249-9001
防災富士市	"	富士市永田町1丁目100番地	富士市役所	248-6020
防災田子の浦	固定局	富士市鈴川町2番1号	静岡県田子の浦港管理事務所	129-9001

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号
防災静岡総合庁舎	固定局 地球局	静岡市駿河区有明町2番20号	静岡県静岡総合庁舎	105-6010
静岡業務調整要員884,885	陸上移動局	"	"	
静岡県防対静岡	基地局	"	"	防対(150、400M)
防災静岡市	固定局 地球局	静岡市葵区追手町5番1号	静岡市役所	250-9001
防災清水港	固定局	" 清水区日の出町9番25号	静岡県清水港管理局	130-9001
防災藤枝総合庁舎	固定局 地球局	藤枝市瀬戸新屋362番地の1	静岡県藤枝総合庁舎 中部方面本部	106-6010
中部危機管理局305~307	陸上移動局	"	"(車輛搭載)	
中部危機管理局625~642	"	"	"	
静岡県防対中部	基地局	"	"	防対(150、400M)
防災焼津市	固定局 地球局	焼津市本町2丁目16番32号	焼津市役所	251-6020
防災藤枝市	"	藤枝市岡上山1丁目11番1号	藤枝市役所	252-9001
防災相良支所	"	牧之原市相良275番地	牧之原市相良庁舎	
防災牧之原市	"	牧之原市静波447番地の1	牧之原市榛原庁舎	256-9001
防災吉田町	"	榛原郡吉田町住吉87番地	吉田町役場	255-9001
防災島田市	"	島田市中央町5番の1	島田市民総合施設	254-9001
防災川根本町	"	" 川根本町上長尾627番地	川根本町役場	253-9001
防災静浜基地	固定局	焼津市上小杉1602番地	航空自衛隊静浜基地	154-9001
防災西部方面本部	固定局 地球局	磐田市見付3599番地の4	静岡県中遠総合庁舎 西部方面本部	107-6010
西部危機管理局315~318	陸上移動局	"	"(車輛搭載)	
西部危機管理局645~657	"	"	"	
静岡県防対西部	基地局	"	"	防対(150、400M)
防災掛川市	固定局 地球局	掛川市長谷1-1-1	掛川市役所	259-9001
防災御前崎市	"	御前崎市池新田5585番地	御前崎市役所	257-9001
防災菊川市	"	" 堀之内61番地	菊川市役所	258-9001
防災磐田市	"	磐田市国府台3番地の1	磐田市役所	262-9001
防災袋井市	"	袋井市新屋一丁目1番地の1	袋井市役所	261-9001
防災森町	"	周智郡森町森48番地の2	袋井消防署森分署	260-9001
防災北遠総合庁舎	固定局 地球局	浜松市天竜区二俣町鹿島559番地	静岡県北遠総合庁舎	127-9003
北遠業務調整要員887,888	陸上移動局	"	"	
防災浜松総合庁舎	固定局 基地局 地球局	浜松市中区中央一丁目12番1号	静岡県浜松総合庁舎	709-6700~6704
浜松業務調整要員890,891	陸上移動局	"	"	
静岡県防対浜松	基地局	"	"	防対(150、400M)
防災浜松市	固定局 地球局	浜松市中区元城町103番地の2	浜松市役所	263-9001
防災湖西市	"	湖西市吉美3268番地	湖西市役所	264-9001
防災浜松基地	"	浜松市西区西山町	航空自衛隊浜松基地	153-9001

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号
防災静岡消防	固定局 地球局	静岡市駿河区南八幡町10-30	静岡市消防局	176-6010
防災浜松消防	"	浜松市中区下池川町19番1号	浜松市消防局	179-6010
防災駿東伊豆消防	"	沼津市寿町2-10	駿東伊豆消防	172-6010
防災志太消防	"	焼津市石津728-2	志太消防本部焼津消防署	177-6010
防災南東消防	"	三島市南田町4-40	富士山南東消防本部	173-6010
防災熱海消防	"	熱海市中央町1番1号	熱海市消防本部	171-6010
防災磐田消防	"	磐田市今之浦2-14-2	磐田市消防本部	178-6010
防災御殿場小山消防	"	御殿場市東田中1丁目19番1号	御殿場市・小山町広域行政組合	174-6010
防災富士消防	"	富士市永田町1丁目100番地	富士市・富士宮市消防指令センター	175-6010
防災湖西消防	"	湖西市古見1076番地	湖西市消防	180-6010
防災下田消防	地球局	下田市6丁目1番14号	下田消防	170-6010

(病院)

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号
伊東市民病院850	陸上移動局	伊東市岡196番地の1	伊東市民病院	
順天堂静岡病院851	"	伊豆の国市長岡1129番地	順天堂大学医学部付属静岡病院	
三島社会保険病院852	"	三島市谷田字藤久保2276番地	三島社会保険病院	
沼津市立病院853	"	沼津市東椎路字春ノ木550番地	沼津市立病院	
国立静岡医療セ854	"	駿東郡清水町長沢762番地の1	国立病院機構静岡医療センター	
富士市立中央病院855	"	富士市高島町50番地	富士市立中央病院	
富士宮市立病院856	"	富士宮市錦町3番地の2	富士宮市立病院	
静岡市立静岡病院857	"	静岡市葵区追手町10番地の93	静岡市立静岡病院	
静岡市立清水病院858	"	静岡市清水区宮加三1231番地	静岡市立清水病院	
静岡県立総合病院859	"	静岡市葵区北安東4丁目27番1号	県立総合病院	
静岡赤十字病院860	"	静岡市葵区追手町6番地の2	静岡赤十字病院	
静岡済生会病院861	"	静岡市駿河区小鹿1丁目1番1号	静岡済生会総合病院	
市立島田市民病院862	"	島田市野田1200番地の5	市立島田市民病院	
焼津市立総合病院863	"	焼津市道原1000番地	焼津市立総合病院	
藤枝市立総合病院864	"	藤枝市駿河台4丁目1番11号	藤枝市立総合病院	
中東遠総合医療865	"	掛川市菖蒲ヶ池1番地の1	中東遠総合医療センター	
磐田市立総合病院866	"	磐田市大久保512番地の3	磐田市立総合病院	
県西部浜松医療セ867	"	浜松市中区富塚町328番地	県西部浜松医療センター	
聖隷浜松病院868	"	浜松市中区住吉2丁目12番12号	聖隷浜松病院	
浜松医大付属病院869	"	浜松市東区半田山1丁目20番1号	浜松医科大学医学部付属病院	
聖隷三方原病院870	"	浜松市北区三方原町3453番地	聖隷三方原病院	
浜松赤十字病院871	"	浜松市浜北区小林1088番地の1	浜松赤十字病院	

2. 県交通基盤部関係

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号
防災下田総合庁舎	固定局 基地局 地球局	下田市中531番地の1	静岡県下田土木事務所	101-6020
下田土木330~340	陸上移動局	" 中531番地の1	静岡県下田土木事務所	
下田土木710~713	"	"	"	
防災土木松崎支所	固定局	賀茂郡松崎町江奈629番地の6	静岡県下田土木事務所松崎支所	120-9001
土木松崎支所445~447	陸上移動局	"	"	
土木松崎支所778~780	"	"	"	
防災青野大師ダム	固定局	賀茂郡南伊豆町青野地先	静岡県青野大師ダム管理事務所	133-9001
青野大師ダム500,836	陸上移動局	"	"	
防災熱海総合庁舎	固定局 地球局	熱海市水口町13番15号	静岡県熱海土木事務所	102-6020
熱海土木345	陸上移動局	熱海市水口町13番15号	静岡県熱海土木事務所	
熱海土木715~724	"	"	"	
防災土木伊東支所	固定局	伊東市湯川字横磯546番地の7	静岡県熱海土木事務所伊東支所	121-9001
土木伊東支所789~793	陸上移動局	"	"	
防災奥野ダム	固定局	伊東市鎌田字横堀1296番地の205	静岡県奥野ダム管理事務所	134-9001
奥野ダム838,839	陸上移動局	"	"	
防災東部総合庁舎	固定局 地球局	沼津市高島本町1番3号	静岡県沼津土木事務所	103-6020
沼津土木350~369	陸上移動局	"	"	
沼津土木727~730	"	"	"	
防災土木修善寺支所	固定局	伊豆市加殿36番地の1	静岡県沼津土木事務所修善寺支所	122-9001
土木修善寺支所450~452	陸上移動局	"	"	
土木修善寺支所782~787	"	"	"	
防災土木御殿場支所	固定局 地球局	御殿場市籠字寺の上641番地の1	静岡県沼津土木事務所御殿場支所	123-9001
土木御殿場支所455~458	陸上移動局	"	"	
土木御殿場支所795~797	"	"	"	
防災富士総合庁舎	固定局 地球局	富士市本市場441番地の1	静岡県富士土木事務所	104-6020
富士土木375~381	陸上移動局	"	"	
富士土木732~735	"	"	"	
防災土木富士宮分庁舎	固定局	富士宮市黒田字南部谷戸350番地の14	静岡県富士土木事務所富士宮分庁舎	124-9001
防災富士宮分庁舎460,461	陸上移動局	"	"	
防災富士宮分庁舎799,800	"	"	"	
防災静岡総合庁舎	固定局 地球局	静岡市駿河区有明町2番20号	静岡県静岡土木事務所	105-6020
静岡土木385~391	陸上移動局	"	"	
静岡土木737~746	"	"	"	
防災島田土木	固定局 地球局	島田市道悦5丁目7番1号	静岡県島田土木事務所	110-6020
島田土木410~427	陸上移動局	島田市道悦5丁目7番1号	静岡県島田土木事務所	
島田土木761~764	"	"	"	
防災土木川根支所	固定局	島田市川根町家山1313番地の4	静岡県島田土木事務所川根支所	125-9001
土木川根支所465,466	陸上移動局	"	"	
土木川根支所802	"	"	"	
防災袋井土木	固定局 地球局	袋井市山名町2番1号	静岡県袋井土木事務所	111-6020
袋井土木430~440	陸上移動局	"	"	
袋井土木767~775	"	"	"	
防災土木掛川支所	固定局	掛川市金城93番地	静岡県袋井土木事務所掛川支所	126-9001
土木掛川支所470~473	陸上移動局	"	"	
土木掛川支所804~806	"	"	"	
防災太田川ダム	固定局	周智郡森町森1582番地の1	静岡県太田川ダム建設事務所	135-9001
太田川ダム506	陸上移動局	"	"	

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号
防災浜松総合庁舎	固定局 基地局 地球局	浜松市中区中央一丁目12番1号	静岡県浜松土木事務所	108-6020
浜松土木395~404	陸上移動局	"	"	
浜松土木480、481	"	"	"	
浜松土木749~758	"	"	"	
浜松土木813~815	"	"	"	
防災土木天竜支局	固定局 地球局	浜松市天竜区二俣町鹿島559番地	静岡県浜松土木事務所天竜支局	127-9001
土木天竜支局475~478	陸上移動局	"	"	
土木天竜支局808~811	"	"	"	
防災田子の浦港管理	固定局	富士市鈴川町2番地の1	静岡県田子の浦港管理事務所	129-9001
田子の浦港管理485~488	陸上移動局	"	"	
田子の浦港管理817,818	"	"	"	
防災清水港管理	固定局	静岡市清水区日の出町9番地の25	静岡県清水港管理局	130-9001
清水港管理820~822	陸上移動局	"	"	
防災焼津漁港管理	固定局	焼津市中港5丁目19番地の1	静岡県焼津漁港管理事務所	131-9001
焼津漁港管理490~492	陸上移動局	"	"	
焼津漁港管理824~826	"	"	"	
農林御殿場支所832~834	"	御殿場市竈字寺の上641番地の1	静岡県東部農林事務所御殿場支所	
大倉ダム503,504	"	富士宮市精進川字印野2416番地の2	静岡県大倉川農地防災ダム管理事務所	

3. 県企業局関係

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号
防災企業局東部	固定局	富士市中之郷2100番地	企業局東部事務所	139-9000
防災企業局西部	"	磐田市寺谷2258番地	企業局西部事務所	140-9000
水道駿豆	固定局 基地局	三島市中島143番地	企業局東部事務所柿田川支所	
水道駿豆1~6, 11~16	陸上移動局	"	"	
水道堂庭	固定局 基地局	駿東郡清水町堂庭138番地の1	企業局東部事務所柿田川支所堂庭サテライト	
水道堂庭1, 11~12	陸上移動局	"	"	
水道駿河	固定局 基地局	富士市中之郷2100番地	企業局東部事務所	
水道駿河1~4, 11~13	陸上移動局	"	"	
水道厚原	固定局 基地局	富士市厚原1111番地	企業局東部事務所岳南出張所	
水道厚原1~2, 11~12	陸上移動局	"	"	
水道静清	固定局 基地局	静岡市清水区上原2丁目6番35号	企業局東部事務所静清サテライト	
水道静清1~3, 11~13	陸上移動局	"	"	
水道榛南	基地局	榛原郡吉田町川尻4036番地の2	企業局西部事務所榛南出張所	
水道榛南1~3, 11~16	陸上移動局	"	"	
水道中遠	固定局 基地局	磐田市寺谷2258番地	企業局西部事務所	
水道中遠1~4, 101~105	陸上移動局	"	"	
水道於呂	固定局 基地局	浜松市北区於呂3358番地	企業局西部事務所於呂出張所	
水道於呂1, 11~12	陸上移動局	"	"	
水道船明	固定局 基地局	浜松市天竜区日明21-5	企業局西部事務所船明管理事務所	
水道船明1~2, 11~13	陸上移動局	"	"	
水道西遠	固定局 基地局	浜松市北区初生町997番地の1	企業局西部事務所西遠支所	
水道西遠1~8, 11~17	陸上移動局	"	"	
水道湖西	固定局 基地局	湖西市梅田17番地の3	企業局西部事務所西遠支所梅田サテライト	
水道湖西1, 11~12	陸上移動局	"	"	
水道都田	固定局 基地局	浜松市北区都田町9436番地	企業局西部事務所都田出張所	
水道都田1~4, 11~12	陸上移動局	"	"	
水道秋葉	固定局 基地局	浜松市天竜区龍山町大嶺字モミジ久保607番地の14	企業局西部事務所西遠支所秋葉取水口	

8-4 防災相互通信用無線局一覽表

(県防災通信班) R3.4.1

(158.35MHz)

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
警察庁	静警2601～2609	移	5	静岡市葵区追手町9-6	静岡県警察本部	054-271-0110
"	下田2701～2705	移	5	下田市東中7-8	静岡県下田警察署	0558-27-0110
"	大仁2701～2702	移	5	伊豆の国市大仁680-1	静岡県大仁警察署	0558-76-0110
"	三島2701～2702	移	5	三島市谷田194-1	静岡県三島警察署	055-981-0110
"	伊東2701～2703	移	5	伊東市竹の台2-26	静岡県伊東警察署	0557-38-0110
"	熱海2701～2702	移	5	熱海市福道町3-19	静岡県熱海警察署	0557-85-0110
"	沼津2701～2702	移	5	沼津市平町19-11	静岡県沼津警察署	055-952-0110
"	御殿場2701～2702	移	5	御殿場市北久原439-2	静岡県御殿場警察署	0550-84-0110
"	富士2701～2702	移	5	富士市八代町3-55	静岡県富士警察署	0545-51-0110
"	富士宮2701～2702	移	5	富士宮市城北町160	静岡県富士宮警察署	0544-23-0110
"	静中2701～2702	移	5	静岡市葵区追手町6-1	静岡県静岡中央警察署	054-250-0110
"	静岡南2701～2702	移	5	静岡市駿河区富士見台1-5-10	静岡県静岡南警察署	054-288-0110
"	清水2701～2702	移	5	静岡市清水区天王南1-35	静岡県清水警察署	054-366-0110
"	藤枝2701～2702	移	5	藤枝市緑町1-3-5	静岡県藤枝警察署	054-641-0110
"	焼津2701～2702	移	5	焼津市道原723	静岡県焼津警察署	054-624-0110
"	島田2701～2702	移	5	島田市向谷元町1212	静岡県島田警察署	0547-37-0110
"	牧之原2701～2702	移	5	牧之原市細江2737	静岡県牧之原警察署	0548-22-0110
"	菊川2701～2702	移	5	菊川市加茂2550	静岡県菊川警察署	0537-36-0110
"	掛川2701～2702	移	5	掛川市宮脇1-1-1	静岡県掛川警察署	0537-22-0110
"	袋井2701～2702	移	5	袋井市新屋2-4-5	静岡県袋井警察署	0538-41-0110
"	磐田2701～2702	移	5	磐田市一言2533-4	静岡県磐田警察署	0538-37-0110
"	天竜2701～2704	移	5	浜松市天竜区二俣町阿蔵8-3	静岡県天竜警察署	053-926-0110
"	浜中2701～2702	移	5	浜松市中区住吉5-28-1	静岡県浜松中央警察署	053-475-0110
"	浜東2701～2702	移	5	浜松市中区相生町14-10	静岡県浜松東警察署	053-460-0110
"	浜北2701～2702	移	5	浜松市浜北区小松3218	静岡県浜北警察署	053-585-0110
"	湖西2701～2702	移	5	湖西市新居町新居3380-268	静岡県湖西警察署	053-593-0110
"	細江2701～2702	移	5	浜松市北区細江町賀賀4640	静岡県細江警察署	053-522-0110
国土交通省	建設静岡51・54・56・58・64・66	移	10	静岡市葵区南安倍2-8-1	中部地方整備局静岡国道事務所	054-250-8910
"	" 71～72	移	10	"	"	"
"	" 74～76・78～83	移	10	"	"	"
"	" 171～178	移	5	"	"	"
"	" 52・53・57・59・62・65	移	10	静岡市葵区牧ヶ谷2075	中部地方整備局静岡国道事務所 静岡国道維持出張所	054-278-5181
"	" 151～154	移	5	"	"	"
"	" 101～102	移	3	静岡市葵区田町3-108	中部地方整備局静岡河川事務所	054-273-9104
"	建設土狩51～54	移	10	駿東郡長泉町下土狩1027-1	中部地方整備局静岡国道事務所 沼津国道維持出張所	0559-86-1122
"	" 151～156	移	5	"	"	"
"	建設吉原52～54	移	10	富士市今泉337-1	中部地方整備局静岡国道事務所 富士国道維持出張所	0545-52-5650
"	" 151～156	移	5	"	"	"
"	建設富士81～83	携	5	富士市松岡官有無番地	関東地方整備局甲府河川国道事務所、富士下流出張所	0545-61-0078
"	建設沼津102	移	10	沼津市下香貫外原3244-2	中部地方整備建設局沼津河川国道事務所	055-934-2009
"	" 105	移	10	伊豆の国市堀之上467-2	中部地方整備局沼津河川国道事務所伊豆長岡出張所	055-948-0302
"	" 107	移	10	沼津市本郷町33-1	中部地方整備局沼津河川国道事務所沼津河川出張所	055-931-4370
"	" 112	移	10	伊豆市湯ヶ島131	中部地方整備局沼津河川国道事務所湯ヶ島出張所	0558-85-0374
"	" 114	移	10	富士市鈴川町9-14	中部地方整備局沼津河川国道事務所富士海岸出張所	0545-32-0568
"	建設浜松1・2・3・11・19	移	10	浜松市中区名塚町266	中部地方整備局浜松河川国道事務所	053-466-0129
"	" 101～103・116～120	移・携	5	浜松市中区名塚町266	中部地方整備局浜松河川国道事務所	053-466-0129
"	" 12・25・26・28・29・40・51	移	10	磐田市小立野620	" 浜松国道維持出張所	0538-32-4060
"	" 114～115	移・携	5	"	"	"
"	" 9・14～16	移	10	浜松市東区国吉町1-2	" 中ノ町出張所	053-421-0051
"	" 104～107	移・携	5	"	"	"
"	" 17・18・23	移	10	菊川市嶺田300	" 平田出張所	0537-73-2051
"	" 108～110	移・携	5	"	"	"
"	" 20・21	移	10	磐田市上野部2497-7	" 横山出張所	0539-62-6620
"	" 35・111	移・携	5	"	"	"
"	" 33・112	移・携	5	掛川市城西1-12-22	" 掛川国道維持出張所	0537-24-5749
"	" 4・5・24・30	移	10	"	"	"
"	" 34・113	移・携	5	磐田市中泉3-5-17	" 磐田出張所	0538-52-0657
"	" 8	移	10	"	"	"
"	建設富士宮111～116	移・携	"	富士宮市三園平1100	中部地方整備局富士砂防事務所	0544-27-5221

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
東海旅客鉄道	しずてつしずおか	基・携	1	静岡市葵区黒金町4	東海旅客鉄道(株)静岡支社内	054-687-2484
"	しずてつしずおか34・35	移・携	1	静岡市葵区黒金町64	東海旅客鉄道(株)静岡支社 静岡信号通信区	054-284-2244
"	しずてつふじ11・12	移・携	1	富士市上横割字横堀南19-4	東海旅客鉄道(株)静岡支社 富士電気区	0545-64-1064
"	しずてつはまつ8・9	移・携	1	浜松市中区北寺島町261-2	東海旅客鉄道(株)静岡支社 浜松電気区	053-453-4645
"	かんせんとうかいしずおか 321 ~ 325	移・携	5	静岡県静岡市葵区黒金町29	東海旅客鉄道(株)静岡電気事務所	054-288-4470
"	かんせんとうかいしずおか 80 ~ 82	移・携	5	"	"	"
海上保安庁	海保移動3538	移	10	静岡市清水区日の出町9-1	清水海上保安部	054-353-0118
"	" 3988	移	5	"	"	"
"	" 3971・3972	移	1	"	"	"
"	" 310	移	10	"	巡視船おきつ	"
"	" 3687・3688・3689・3690・3691・3692・3693	移	1	"	巡視船おきつ	"
"	" 3973	移	10	"	巡視艇ふじかぜ	"
"	" 3683・3684	移	1	"	巡視艇みほかぜ	"
"	" 308	移	10	"	巡視艇みほかぜ	"
"	" 3611	移	10	富士市鈴川町1-2	清水海上保安部田子の浦分室	0545-31-0118
海上保安庁	海保移動3993	移	5	御前崎市港6170-2	御前崎海上保安署	0548-63-4999
"	" 3144・3145	移	1	"	"	"
"	" 3256	移	10	"	御前崎海上保安署 巡視船ふじ	"
"	" 3644・3648	移	1	"	"	"
"	" 3989	移	5	下田市3-18-23	下田海上保安部	0558-25-0118
"	" 3602	移	1	伊東市湯川571-19	下田海上保安部 伊東MPS	0557-35-3085
"	" 3677~3682	移	1	下田市3-18-26	下田海上保安部巡視船かの	0558-25-0118
"	" 306	移	10	下田市3-18-28	下田海上保安部巡視船しきね	"
"	" 3665	移	1	下田市3-18-29	"	"
"	" 3291	移	10	下田市3-18-27	下田海上保安部巡視船いずなみ	"
静岡放送	SBS 1・2・17・18・20・60~62・64~68・84・85・90~92	携	10	静岡市駿河区登呂3-1-1	静岡新聞放送会館	054-284-8916
"	" 223 ~ 226	携	5	"	"	"
"	" 23・24・82・83・261	移	10	"	"	"
"	" 4・5・22・25・26	移・携	10	"	"	"
"	" 77・78	携	1	"	"	"
"	" 221・222	移	5	"	"	"
"	" 15・16	移・携	5	"	"	"
東海ガス	東海ガス防対1	移	10	藤枝市岡出山2-15-25	東海ガス藤枝支店	054-643-4111
東京電力パワーグリッド	東電PG沼津支店801・802	移	10	沼津市大手町3-7-25	東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社本館	055-915-5474
"	" 851・852	移	5	"	"	"
"	東電PG静岡7	移	10	"	"	"
"	東電PG三島3	移	10	"	"	"
"	東電PG沼津2・12・20・23・26・29	移	10	沼津市大手町3-9-13	東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社別館	055-915-5474
"	" 207・211・212・217	移	1	"	"	"
"	東電PG御殿場1	移	10	御殿場市新橋1600-1	東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社御殿場事務所	055-915-6232
"	" 202・207	移	1	"	"	"
"	東電PG伊豆3・18	移	10	伊豆の国市大仁413	東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社	0558-76-2417
"	" 1・4・5・25	移	10	伊豆の国市三福370	東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社伊豆製御所	0558-76-5612
"	" 201・208	移	1	"	"	"
"	東電PG伊東22	移	10	伊東市渚町4-5	東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社伊東事務所	0557-37-5907
"	" 207・214	移	1	"	"	"
"	東電PG下田1・5・8・15・22・23	移	10	下田市中531-1	東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社下田事務所	0558-22-8909
"	" 209・213	移	1	"	"	"
"	東電PG富士22	移	10	富士市吉原1-1-21	東京電力パワーグリッド株式会社富士支社	0545-51-2843
"	" 201	移	1	富士市平垣本町10-10	東京電力パワーグリッド株式会社富士支社富士製御所	0545-63-6105
"	" 8・20	移	10	"	"	"
"	東電PG富士宮2・17	移	10	"	"	"
日赤	日赤静岡5	移	25	静岡市葵区追手町44-17	日本赤十字社静岡支部	054-252-8131
"	日赤静岡8	移	25	"	"	"
"	日赤浜松32	移	10	浜松市浜北区小林1088-1	浜松赤十字病院	053-401-1111
"	日赤沼津31	移	10	裾野市佐野713	裾野赤十字病院	0559-92-0008
静岡県	静岡県防対賀茂	基	10	下田市中531-1	静岡県加茂振興局	0558-24-2004
"	静岡県防対熱海	基	10	熱海市水口町13-15	静岡県熱海財務事務所	0557-82-9056
"	静岡県防対東部	基	10	沼津市高島本町1-3	静岡県東部危機管理局	055-920-2003
"	静岡県防対富士	基	10	富士市本市場441-1	静岡県富士財務事務所	0545-65-2112
"	静岡県防対静岡	基	10	静岡市駿河区有明町2-20	静岡県静岡財務事務所	054-286-9112

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
静岡県	静岡県防対中部	基	10	藤枝市瀬戸新屋362-1	静岡県中部危機管理局	054-644-9104
"	静岡県防対西部	基	10	磐田市見付3599-4	静岡県西部危機管理局	0538-37-2204
"	静岡県防対浜松	基	10	浜松市中区中央1-12-1	静岡県浜松財務事務所	053-458-7124
"	静岡県防対新高根	基	10	藤枝市瀬戸ノ谷字羊穴所9455-2	静岡県高根山無線中継所	054-221-2591
"	静岡県防対秋葉	基	10	浜松市天竜区春野町宮川字天狗垂1137-22	静岡県秋葉山無線中継所	"
"	防災静岡61~64	移	10	静岡市葵区追手町9-6	静岡県庁	"
"	静岡県ヘリ3	携	1	静岡市葵区諏訪8-10	静岡県消防防災航空隊	054-261-4483
"	静岡航空隊1	移	10	"	静岡県消防防災航空隊	054-261-4483
"	静岡航空隊101~106	移	5	静岡市葵区諏訪8-10	静岡県消防防災航空隊	054-261-4483
下田市	下田防対1・2	移	10	下田市東本郷1-5-18	下田市役所	0558-22-2211
南伊豆町	防対南伊豆2 ~ 3	移	10	賀茂郡南伊豆下賀茂328-2	南伊豆町役場	0558-62-6211
松崎町	松崎防対1	移	10	賀茂郡松崎町宮内301-1	松崎町役場	0558-42-1111
西伊豆町	西伊豆防対1~2	移	10	賀茂郡西伊豆町仁科401-1	西伊豆町役場	0558-52-1111
沼津市	ぬまづぼうたい1	移	10	沼津市御幸町16-1	沼津市役所	055-934-4803
"	ぬまづぼうたい101	移	5	"	"	"
熱海市	熱海防対1・2	移	5	熱海市中央町1-1	熱海市役所	0557-86-6000
富士宮市	富士宮防対1	移	5	富士宮市弓沢町150	富士宮市役所	0544-22-1132
"	富士宮防対	基	5	"	"	"
伊東市	伊東防対1	移	10	伊東市大原2-1-1	伊東市役所	0577-36-0111
"	伊東防対	基	10	"	"	"
富士市	富士防対1・2	移	1	富士市永田町1-100	富士市役所	0545-51-0123
御殿場市	御殿場防対1	移	10	御殿場市萩原483	御殿場市役所	0550-82-4123
裾野市	裾野防対201 ~ 203	移	10	裾野市佐野1059	裾野市役所	0559-92-1111
伊豆の国市(伊豆長岡)	伊豆の国防対1	移	5	伊豆の国市長岡340-1	伊豆の国市役所	055-948-1482
小山町	小山防対3	移	10	駿東郡小山町藤曲57-2	総合文化会館(危機管理局)	0550-76-5715
静岡市	静岡防対100 ~ 102	移	10	静岡市葵区追手町5-1	静岡市役所	054-221-1243
島田市	島田防対	基	10	島田市中央町1-1	島田市役所	0547-37-5111
島田市(金谷)	島田金谷防対	基	10	島田市金谷河原3400	島田市役所金谷庁舎	0547-46-2112
"	島田金谷防対1・2	移	10	"	"	"
島田市(川根)	島田川根防対	基	10	島田市川根町家山4153-6	島田市役所川根庁舎	0547-53-4580
川根本町	川根本町防対	基	10	榛原郡川根本町上長尾627	川根本町役場本庁舎	0547-56-1111
"	川根本町防対1	移	5	"	"	"
焼津市	やいづぼうたい1~4	移	5	焼津市石津728-2	焼津市役所地域防災課	054-623-2554
藤枝市	藤枝防対1~7・10	移	10	藤枝市岡出山1-11-1	藤枝市役所	054-643-3111
牧之原市(相良)	牧之原相良防対	基	5	牧之原市相良275	牧之原市相良庁舎	0548-52-6802
牧之原市(榛原)	牧之原防対1・2	移	5	牧之原市静波447-1	牧之原市役所	0548-23-0054
"	牧之原防対	基	5	"	"	"
吉田町	吉田防対1	移	5	榛原郡吉田町住吉87	吉田町役場	0548-33-2134
浜松市	浜松防対203 ~ 205	移	5	浜松市中区元城町103-2	浜松市役所	053-457-2537
浜松市(浜北)	浜松浜北防対1	移	5	浜松市浜北区西美園6	浜松市浜北区役所	053-585-1114
浜松市(龍山)	浜松龍山防対1	移	10	浜松市天竜区龍山町大嶺570-1	天竜区龍山地域自治センター	0539-69-0311
浜松市(佐久間)	浜松佐久間防対1・2	移	10	浜松市天竜区佐久間町佐久間429-1	天竜区佐久間地域自治センター	0539-66-0016
浜松市(舞阪)	浜松舞阪防対1	移	5	浜松市西区舞阪町2701-9	西区舞阪地域自治センター	053-592-2111
浜松市(細江)	浜松細江防対1・2	移	5	浜松市北区細江町気賀305	浜松市北区役所	053-523-1111
磐田市	磐田防対	基	10	磐田市国府台3-1	磐田市役所	0538-32-2111
"	磐田防対101	移	10	"	"	"
"	磐田防対1	移	5	"	"	"
掛川市	掛川防対第1装置	基	10	掛川市長谷1-1-1	掛川市役所	0537-21-1131
"	掛川防対3	移	10	"	"	"
袋井市	袋井防対1	移	10	袋井市新屋1-1-1	袋井市役所	0538-43-2111
袋井市(浅羽)	袋井浅羽防対1	移	5	袋井市浅名1028	袋井市浅羽支所	0538-23-9211
湖西市	湖西防対1	移	5	湖西市役所(湖西市吉美3268)	湖西市役所	053-576-1111
"	新居防対1	移	5	新居地域センター		
御前崎市	御前崎防対1~2	移	5	御前崎市池新田5585	御前崎市役所	0537-86-3111

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
菊川市	防対菊川1	移	10	菊川市堀之内61	菊川市役所	0537-35-0923
湖西市(新居)	防对新居1	移	5	湖西市新居町浜名501-1	新居支所	053-594-1113
下田消防本部	防対下田1・2	移	10	下田市6-1-14	下田地区消防組合消防本部	0558-22-1804
静岡市	静岡105~112・114~116・119~121・124・126~132	移	5	静岡市駿河区南八幡町10-30	静岡市消防局	054-280-0120
"	賤機101~104	移	5	"	"	"
"	静岡防対101~104	移	10	"	"	"
志太消防本部	志太防対1~8	移	5	焼津市石津728-2	焼津消防署	054-623-1119
御前崎市	御前崎消防防対	基	10	御前崎市池新田5151-1	御前崎消防	0537-85-2119
"	御前崎防対102~105	移	5	"	"	"
菊川市	菊川市防対101,102	移	5	菊川市東横地385	菊川市消防署	0537-35-0119
掛川市	防対消防	移	10	掛川市掛川1102-2	掛川消防	0537-21-6101
袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	防対袋井1・2	移	10	袋井市国本2907	袋井消防本部	0538-42-0119
浜松市	防対中消防101	移	5	浜松市中区下池川町19-1	浜松市消防局	053-475-0119
"	防対中消防102	移	1	"	"	"
"	防対浜北消防101	移	5	"	"	"
"	防対浜北消防102	移	1	"	"	"
"	防対西消防101・103・104	移	5	"	"	"
"	防対西消防102	移	1	"	"	"
"	防対天竜消防101	移	5	"	"	"
"	防対天竜消防102	移	1	"	"	"
"	防対東消防101・102	移	1	"	"	"
"	防対南消防101・102	移	1	"	"	"
"	防対北消防101・102	移	1	"	"	"
"	防対浜松消防101~106	移	1	"	"	"
"	防対浜松消防701・702	移	10	"	"	"
"	防対浜松へり1	移	1	"	"	"
御殿場市小山町広域行政組合	御殿場防対52・53	移	10	御殿場市東田中1-19-1	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	0550-83-8152
"	富士岡防対52	移	10	"	"	"
"	西防対52	移	10	"	"	"
"	小山防対52	移	10	"	"	"
"	須走防対52	移	10	"	"	"
"	御殿場防対201~208	移	5	"	"	"
"	富士岡防対201・202	移	5	"	"	"
"	西防対201・202	移	5	"	"	"
"	小山防対201・202	移	5	"	"	"
"	須走防対201・202	移	5	"	"	"
富士市	富士防対1	移	6	富士市永田町1-100	富士市消防本部情報指令課	0545-55-2857
清水町	防対清水1	移	5	清水町堂庭210-1	清水町役場	055-981-8205

(466.775MHz)

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
静岡県	防対静岡県庁	基	10	静岡市葵区追手町9-6	静岡県庁	054-221-2591
"	静岡県防対賀茂	基	10	下田市中531-1	静岡県加茂振興局	0558-24-2004
"	静岡県防対熱海	基	10	熱海市水口町13-15	静岡県熱海財務事務所	0557-82-9056

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
"	静岡県防対東部	基	10	沼津市高島本町1-3	静岡県東部危機管理局	055-920-2003
"	静岡県防対富士	基	10	富士市本市場441-1	静岡県富士財務事務所	0545-65-2112
"	静岡県防対静岡	基	10	静岡市駿河区有明町2-20	静岡県静岡財務事務所	054-286-9112
"	静岡県防対中部	基	10	藤枝市瀬戸新屋362-1	静岡県中部危機管理局	254-644-9104
静岡県	静岡県防対西部	基	10	磐田市見付3599-4	静岡県西部危機管理局	0538-37-2204
"	静岡県防対浜松	基	10	浜松市中区中央1-12-1	静岡県浜松財務事務所	053-458-7124
"	静岡県防対逆川	基	10	賀茂郡河津町逆川字日向1216-47	静岡県逆川無線中継所	054-221-2591
"	静岡県防対丹那	基	10	熱海市大字熱海字滝知山1812-287	静岡県丹那無線中継所	"
"	静岡県防対新高根	基	10	藤枝市瀬戸/谷字羊穴所9455-2	静岡県高根山無線中継所	"
"	静岡県防対秋葉	基	10	浜松市天竜区春野町宮川字天狗壱1137-22	静岡県秋葉山無線中継所	"
"	静岡県防対301	移	5	静岡市葵区追手町9-6	静岡県庁	054-221-2591
"	静岡県防対丹那	基	10	熱海市大字熱海字滝知山1812-287	静岡県丹那無線中継所	
"	静岡県防対高根	基	10	藤枝市瀬戸の谷字高根9963-1	静岡県高根山無線中継所	
"	静岡県防対秋葉	基	10	浜松市天竜区龍山町下平山玄久保95-1	静岡県秋葉山無線中継所	
"	静岡県防対301~307	移	5	静岡市葵区追手町9-6	静岡県庁	054-221-2591
沼津市	ぬまづぼうたい2	移	10	沼津市御幸町16-1	沼津市役所	055-934-4803
"	ぬまづぼうたい201	移	5	"	"	"
熱海市	熱海118・119	移	5	熱海市中央町1-1	熱海市役所	0557-86-6000
三島市	三島防対1・2	移	5	三島市北田町4-47	三島市役所	055-975-3111
富士宮市	富士宮防対	基	5	富士宮市弓沢町150	富士宮市役所	0544-22-1319
伊東市	伊東防対	基	10	伊東市大原2-1-1	伊東市役所	0557-36-0111
富士市	富士101	移	5	富士市永田町1-100	富士市役所	0545-51-0123
御殿場市	御殿場防対	基	5	御殿場市萩原483	御殿場市役所	0550-82-4370
伊豆の国市	伊豆の国防対	移	5	伊豆の国市長岡340-1	伊豆の国市役所	0559-48-1412
函南町	函南防対1	移	5	田方郡函南町平井717-13	函南町役場	055-979-8102
"	函南3・180・190~198・201・301	移	5	"	"	"
長泉町	長泉71~75	移	1	駿東郡長泉町中土狩828	長泉町役場	0559-86-2131
島田市	行政島田川根	基	5	島田市川根町家山4153-6	川根支所	0547-37-5111
"	川根 1・2・16・106・107・109・113・116・121・131・132	移	10	"	"	"
焼津市	やいづぼうたい5~8	移	5	焼津市石津728-2	焼津市役所地域防災課	054-623-2554
藤枝市	藤枝101~103	移	10	藤枝市岡出山1-11-1	藤枝市役所	054-643-3111
牧之原市(相良)	牧之原相良防対3・4	移	5	牧之原市相良275	牧之原市相良庁舎	0548-52-6802
"	牧之原相良防対	基	5	"	"	"
牧之原市(榛原)	牧之原防対3・4	移	5	牧之原市静波447-1	牧之原市役所	0548-23-0054
"	牧之原防対	基	5	"	"	"
吉田町	吉田1	移	5	榛原郡吉田町住吉87	吉田町役場	0548-33-1111
磐田市	磐田市豊田防対2	移	10	磐田市国府台3-1	磐田市役所	0538-37-2111
湖西市	湖西201	移	5	湖西市吉美3268	湖西市役所	053-576-1111
御前崎市	御前崎防対	基	5	"	"	"
菊川市	菊川防対	基	10	菊川市堀之内61	菊川市役所	0537-35-0923
下田消防本部	下田201~209	移	1	下田市6-1-14	下田消防署	0558-22-1804
"	下田210~218	移	1	賀茂郡西伊豆町246	西伊豆消防署	0558-52-0119
駿東伊豆消防本部	駿東伊豆1001~1020・1301~1316	移	1	沼津市寿町2-10	駿東伊豆消防本部	055-920-0119
御前崎市消防本部	御前崎301~348	移	1	御前崎市池新田5151-1	御前崎市消防署	0537-85-2119
菊川市消防本部	菊川201・202・211~223・231・232	移	1	菊川市東横地385	菊川市消防署	0537-35-0119
磐田市消防本部	本署指揮1~5	移	1	磐田市今之浦2-14-2	磐田市消防署	0538-36-9910
"	本署ポンプ1~5	移	1	"	"	"
"	本署ローリー1・2	移	1	"	"	"
"	本署救助1~6	移	1	"	"	"
"	本署科学1~6	移	1	"	"	"
"	本署救急1~6	移	1	"	"	"
"	援助隊1~8	移	1	"	"	"
"	東部1~6	移	1	磐田市岩井1907-4	東部分遣所	0538-35-7119
"	福田1~6	移	1	磐田市南島237	福田分遣所	0538-55-4150
"	竜洋1~6	移	1	磐田市白羽698-1	竜洋分遣所	0538-66-5320
"	豊田1~6	移	1	磐田市森岡119-1	豊田分遣所	0538-32-4470
"	豊岡1~6	移	1	磐田市合代島438-1	豊岡分遣所	0539-62-4569
湖西市消防本部	湖西401~410	移	1	湖西市古見1076	湖西市消防署	053-574-0213
袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	ふくろい451・452・461・471・472・473	移	1	袋井市国本2907	袋井消防本部	0538-42-0119
"	ふくろい400~419	移	1	"	袋井消防署	"

免許人	局名	局種	空中線電力(W)	事務所所在地	事務所名	電話番号
"	ふくろい441～444	移	1	袋井市上山梨三丁目27-4	袋井消防署山梨分遣所	0538-49-3119
"	ふくろい431～438	移	1	袋井市浅名1045	袋井消防署浅羽分署	0538-23-0119
"	ふくろい421～428	移	1	森町森48-2	袋井消防署森分署	0538-85-0119

防災相互無線とは、防災関係機関が持つ移動無線機により相互間の通信を行う場合の無線通信方法である。

(1) 開設の経緯

昭和50年3月開催された中央非常無線通信協議会定期総会において、非常災害の場合に防災活動を実施する防災関係機関がそれぞれ相互に通信を行うことができる専用の共通周波数の割当を郵政省に要望することが採択された。郵政省においては、この要望に基づき検討した結果、災害現場で警察、消防、海上保安等の防災関係機関が協力して円滑な防災活動を実施するためには、これらの機関相互間で被害の状況、防災活動の推進等に関する情報を迅速に交換する必要があることを認め、そのために全国共通の150MHz帯専用周波数を選定して、これを使用する無線局の開設を認めることとし、昭和50年10月23日付けで次のとおり「防災相互通信用無線局の免許方針」が決定され、同日付をもって地方電波監理局長あてに通達された。

(2) 防災相互通信用無線局の免許方針

防災(注)に関する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会等の団体相互間で防災対策に関する通信(以下「防災相互通信」という。)を行う無線局の免許は、次により行うものとする。

(注) 災害対策基本法第2条の規定による「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防止、及び災害の復旧を図ること。」をいう。

ア 免許団体

防災相互通信を行う無線局の免許は、次の者に付与することができるものとする。

- a 防災関係機関(災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。以下同じ。)
- b 地方公共団体
- c 地域防災関係団体(地域の防災対策を実施するため、防災関係機関の出先機関、地方公共団体、地方公共団体の出先機関、企業者等によって組織された団体をいう。以下同じ。)

イ 無線局の種別

防災相互通信を行う無線局は、陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局とする。

ウ 周波数等

使用する周波数等は、次によるものとする。

- ・150 MHz帯
 - a 電波の形式:F3E b 周波数:158.35MHz c 空中線電力:(ア)航空機にとう載する携帯局及び地域防災関係団体の無線局・・・1ワット以下
(イ)ア以外の無線局・・・10ワット以下
- ・400MHz帯
 - a 電波の形式:F3E b 周波数:466.775 MHz c 空中線電力:(ア)航空機にとう載する携帯局及び地域防災関係団体の無線局・・・5ワット以下
(イ)ア以外の無線局・・・25ワット以下

エ 通信方式

通信方式は、単信方式とする。

オ 通信事項及び通信の相手方

防災相互通信用周波数を使用する通信は、地域の防災対策に関する事項について、次の無線局相互間で行うものに限る。

- a 防災関係機関所属の無線局の場合:他の防災関係機関所属の無線局並びに地方公共団体及び地域防災関係団体所属の無線局
- b 地方公共団体所属の無線局の場合:他の地方公共団体所属の無線局並びに防災関係機関及び地域防災関係団体所属の無線局
- c 地域防災関係団体所属の無線局の場合:防災関係機関及び地方公共団体所属の無線局並びに当該団体所属の無線局

カ 移動範囲

移動する無線局の移動範囲は、当該無線局の開設の目的を達成するために必要な陸上、海上又は上空の区域とする。

キ 既設の無線局の取扱い

防災関係機関及び地方公共団体については、防災相互通信を行うための専用の無線局の開設を認めるほか、それぞれ業務用の無線局のうち、その無線設備が周波数の切替え可能なものについては、防災相互通信周波数の併用を認めることができるものとする。

(3) 取扱方法

防災相互無線の交信を行う場合には、防災相互通信チャンネルにあわせる。(防災相互通信チャンネルは無線機により異なる)

8-5 県庁及び市町通信系統一覽表

(県防災通信班、県警察本部)
R3.4.1

	市町村		番号	ルート名	ル ー ト		県庁	
S1	下田市 防災安全課 0558-36-4145 0558-22-3810 県防災行政無線 5(8)-235-9001 5(8)-235-8001 防災相互無線 (本庁) 150MHz ML 400MHz ML (消防) 150MHz ML 400MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008 県防災行政無線 5(8)-109-6010 5(8)-109-6080	県防災行政無線	静岡県 危機管理部 危機対策課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML	
			②	衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008		
			③	防災相互	防災相互	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008		
			④	防災無線	260MHz	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008		
			⑤	VSAT (地域局から搬送)	VSAT	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008		
S2	重信町 防災課 0557-95-1103 0557-95-0122 県防災行政無線 5(8)-235-9001 5(8)-235-8001 防災相互無線 (本庁) 150MHz ML (消防) 150MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008 県防災行政無線 5(8)-109-6010 5(8)-109-6080		静岡県 危機管理部 危機対策課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML	
			②	防災相互	防災相互	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008		
			③	衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008		
			④	防災無線	260MHz	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008		
			⑤	VSAT (地域局から搬送)	VSAT	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008		
S3	河津町 総務課 0558-34-1913 0558-34-0099 県防災行政無線 5(8)-234-9001 5(8)-234-8001 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008 県防災行政無線 5(8)-109-6010 5(8)-109-6080		静岡県 危機管理部 危機対策課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML	
			②	衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008		
			③	防災無線	260MHz	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008		
			④	VSAT (地域局から搬送)	VSAT	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008		
		中継ルート	①	国交省ルート	37.5 沼津河川国道事務所 湯ヶ島出張所 (0558)85-0374 (0558)85-0375			
S3	河津町 総務課 0558-34-1913 0558-34-0099 県防災行政無線 5(8)-234-9001 5(8)-234-8001 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008 県防災行政無線 5(8)-109-6010 5(8)-109-6080		静岡県 危機管理部 危機対策課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML	
			②	衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008		
			③	防災無線	260MHz	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008		
			④	VSAT (地域局から搬送)	VSAT	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008		
		中継ルート	①	国交省ルート	23.4 沼津河川国道事務所 湯ヶ島出張所 (0558)85-0374 (0558)85-0375			

8-5 県庁及び市町通信系統一覧表

(県防災通信班、県警察本部)
R3.4.1

	市町村		番号	ルート名	ル ー ト		県庁
S4	南伊豆町 総務課 0558-62-6211 0558-62-1119 県防災行政無線 5(8)-232-9001 5(8)-232-8001 防災相互無線 (本庁) 150MHz ML 400MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 ⇔	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008 県防災行政無線 5(8)-109-6010 5(8)-109-6080 ⇔	静岡県 危機管理部 危機対策課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML
			②	衛星携帯電話 イリジウム	衛星携帯電話 ⇔	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008 ⇔	
			③	防災無線	260MHz ⇔	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008 ⇔	
			④	VSAT (地域局から搬送)	VSAT ⇔	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008 ⇔	
	中継ルート	①	国交省ルート	48.6 沼津河川国道事務所 湯ヶ島出張所 (0558)85-0374 (0558)85-0375 ⇔	⇔		
S5	松崎町 総務課 0558-42-3963 0558-42-3183 県防災行政無線 5(8)-231-9001 5(8)-231-8001 防災相互無線 (本庁) 150MHz ML 400MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 ⇔	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008 県防災行政無線 5(8)-109-6010 5(8)-109-6080 ⇔	
			②	防災相互	防災相互 ⇔		
			③	衛星携帯電話 イリジウム	衛星携帯電話 ⇔	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008 ⇔	
			④	防災無線	260MHz ⇔	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008 ⇔	
	中継ルート	①	国交省ルート	38.9 沼津河川国道事務所 湯ヶ島出張所 (0558)85-0374 (0558)85-0375 ⇔	⇔		
S6	西伊豆町 防災課 0558-52-1965 0558-52-1906 県防災行政無線 5(8)-230-9001 5(8)-230-8001 防災相互無線 (本庁、支所) 150MHz ML 400MHz ML	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 ⇔	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008 県防災行政無線 5(8)-109-6010 5(8)-109-6080 ⇔	
			②	防災相互	防災相互 ⇔		
			③	衛星携帯電話 ワイドスターII	衛星携帯電話 ⇔	静岡県 賀茂地域局 0558-24-2004 0558-24-2008 ⇔	
			④	IP無線	ビジネスランジャー iVo-300 ⇔	静岡県 賀茂地域局 701 ⇔	
	中継ルート	①	国交省ルート	37.3 沼津河川国道事務所 湯ヶ島出張所 (0558)85-0374 (0558)85-0375 ⇔	⇔		

8-5 県庁及び市町通信系統一覽表

(県防災通信班、県警察本部)
R3.4.1

	市町村		番号	ルート名	ル ー ト		県庁
S7	熱海市 危機管理課 0557-86-6443 0557-86-6446 県防災行政無線 5(8)-237-6020 5(8)-237-6090 防災相互無線 (本庁) 150MHz ML 400MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 ⇔	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 県防災行政無線 5(8)-103-6010 5(8)-103-6080 ⇔	静岡県 危機管理部 危機対策課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML
			②	防災無線	260MHz ⇔	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 ⇔	
			③	衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話 ⇔	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 ⇔	
			④	VSAT (地域局から搬送)	VSAT ⇔	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 ⇔	
			⑤	防災相互	防災相互波 ⇔	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 ⇔	
	中継ルート	①	国交省ルート	23.7 沼津河川国道事務所 伊豆長岡出張所 (055)948-0302 (055)948-1654 ⇔	⇔		
S8	伊東市 危機対策課 0557-32-1362 0557-36-8260 県防災行政無線 5(8)-236-9001 5(8)-236-8001 防災相互無線 (本庁) 150MHz FB/ML 400MHz FB/ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 ⇔	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 県防災行政無線 5(8)-103-6010 5(8)-103-6080 ⇔	
			②	防災相互	防災相互波 ⇔	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 ⇔	
			③	防災無線	260MHz ⇔	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 ⇔	
			④	衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話 ⇔	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 ⇔	
			⑤	VSAT (地域局から搬送)	VSAT ⇔	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 ⇔	
	中継ルート	①	国交省ルート	16.2 沼津河川国道事務所 伊豆長岡出張所 (055)948-0302 (055)948-1654 ⇔	⇔		
S9	沼津市 危機管理課 055-934-4803 055-934-0027 県防災行政無線 5(8)-242-9001 5(8)-242-8001 防災相互無線 (本庁、支所) 150MHz ML/MP 400MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 ⇔	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 県防災行政無線 5(8)-103-6010 5(8)-103-6080 ⇔	
			②	防災相互	防災相互波 ⇔	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 ⇔	
			③	衛星携帯電話 スラーヤ	衛星携帯電話 ⇔	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 ⇔	
			④	VSAT (地域局から搬送)	VSAT ⇔	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 ⇔	
	中継ルート	①	国交省ルート	1.1 沼津河川国道事務所 沼津河川出張所 (055)931-4370 (055)931-4396 防災相互 ⇔	⇔		

8-5 県庁及び市町通信系統一覽表

(県防災通信班、県警察本部)
R3.4.1

	市町村		番号	ルート名	ル ー ト		県庁
S10	三島市 危機管理課 055-983-2650 055-981-7720 県防災行政無線 5(8)-243-9001 5(8)-243-8001 防災相互無線 (本庁) 400MHz ML	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 県防災行政無線 5(8)-103-6010 5(8)-103-6080 	静岡県 危機管理部 危機対策課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML
			②	防災相互	防災相互波 	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 	
			③	VSAT (地域局から搬送)	VSAT 	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 	
			④	衛星携帯電話 インマルサット	衛星携帯電話 	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 	
	中継ルート	①	国交省ルート	3.5 沼津河川国道事務所 沼津国道維持出張所 (055)986-1122 (059)988-7632 			
S11	御殿場市 危機管理課 0550-82-4370 0550-83-9739 県防災行政無線 5(8)-246-9001 5(8)-246-8001 防災相互無線 (本庁) 150MHz ML 400MHz ML (消防) 150MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 県防災行政無線 5(8)-103-6010 5(8)-103-6080 	
			②	防災相互	防災相互波 	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 	
			③	VSAT (地域局から搬送)	VSAT 	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 	
			④	衛星携帯電話	衛星携帯電話 	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 	
	中継ルート	①	国交省ルート	0.7 沼津河川国道事務所 御殿場国道維持出張所 (0550)82-2488 (0550)82-2299 防災相互 			
S12	裾野市 危機管理課 055-995-1817 055-992-4447 県防災行政無線 5(8)-245-9001 5(8)-245-8001 防災相互無線 (本庁) 150MHz ML 400MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 県防災行政無線 5(8)-103-6010 5(8)-103-6080 	
			②	防災相互	防災相互波 	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 	
			③	衛星携帯電話 インマルサット 870772254292	衛星携帯電話 	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 	
			④	VSAT (地域局から搬送)	VSAT 	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 	
	中継ルート	①	国交省ルート	4.7 沼津河川国道事務所 御殿場国道維持出張所 0550-82-2488 0550-82-2299 防災相互 			

8-5 県庁及び市町通信系統一覽表

(県防災通信班、県警察本部)
R3.4.1

市町村	番号	ルート名	ル ー ト	県庁
伊豆市 防災安全課 0558-72-8887 0558-72-8888 県防災行政無線 5(8)-238-8001 5(8)-238-8001 MCA 260MHzデジタル	直接ルート	① 通常ルート	県防災行政無線 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 県防災行政無線 5(8)-103-6010 5(8)-103-6080	静岡県 危機管理部 危機対策課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML
		② VSAT (伊豆市配備)	VSAT 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
		③ 衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
		④ VSAT (地域局から搬送)	VSAT 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
	中継ルート	① 国交省ルート	9.0 沼津河川国道事務所 伊豆長岡出張所 (055)948-0302 (055)948-1654	
伊豆の国市 危機管理課 055-948-1482 055-948-1169 県防災行政無線 5(8)-239-9001 5(8)-239-8001 防災相互無線 (本庁、支所) 150MHz ML 400MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	① 通常ルート	県防災行政無線 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 県防災行政無線 5(8)-103-6010 5(8)-103-6080	
		② 防災相互	防災相互波 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
		③ 衛星携帯電話 イリジウム・ワイドスター	衛星携帯電話 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
	中継ルート	① 国交省ルート	2.3 沼津河川国道事務所 伊豆長岡出張所 (055)948-0302 (055)948-1654	
函南町 総務課 055-979-8102 055-978-1197 県防災行政無線 5(8)-240-9001 5(8)-240-8001 防災相互無線 (本庁) 150MHz ML 400MHz ML MCA	直接ルート	① 通常ルート	県防災行政無線 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 県防災行政無線 5(8)-103-6010 5(8)-103-6080	
		② 防災相互	防災相互波 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
		③ 衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
	中継ルート	① 国交省ルート	7.6 沼津河川国道事務所 伊豆長岡出張所 (055)948-0302 (055)948-1654	

8-5 県庁及び市町通信系統一覽表

(県防災通信班、県警察本部)
R3.4.1

	市町村		番号	ルート名	ル ー ト		県庁
S16	清水町 くらし安全課 055-981-8205 055-973-1711 県防災行政無線 5(8)-241-9001 5(8)-241-8001 防災相互無線 150MHz 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	県防災行政無線 5(8)-103-6010 5(8)-103-6080
			②	衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
			③	VSAT (地域局から搬送)	VSAT	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
			④	防災相互	防災相互波	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
			⑤	防災無線	260MHz	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
		中継ルート	①	国交省ルート	3.0 沼津河川国道事務所 工務第一課 055-934-2005 055-934-2019		
S17	長泉町 地域防災課 055-989-5505 055-989-5656 県防災行政無線 5(8)-244-9001 5(8)-244-8001 防災相互無線 (本庁) 400MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	県防災行政無線 5(8)-103-6010 5(8)-103-6080
			②	防災相互	防災相互波	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
			③	VSAT (地域局から搬送)	VSAT	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
			④	衛星携帯電話	衛星携帯電話	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
		中継ルート	①	国交省ルート	0.5 沼津河川国道事務所 沼津国道維持出張所 (055)986-1122 (059)988-7632		
S18	小山町 危機管理局 0550-76-5715 0550-76-5910 県防災行政無線 5(8)-247-9001 5(8)-247-8001 防災相互無線 (本庁) 150MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	県防災行政無線 5(8)-103-6010 5(8)-103-6080
			②	防災相互	防災相互波	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
			③	防災無線	260MHz	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
			④	衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
			⑤	VSAT (地域局から搬送)	VSAT	静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
		中継ルート	①	国交省ルート	9.5 沼津河川国道事務所 御殿場国道維持出張所 (0550)82-2488 (0550)82-2289		

静岡県
危機管理部
危機対策課
054-221-2591
054-221-3252
県防災行政無線
260MHzデジタル
5(8)-100-2591
5(8)-100-6299
国交省専用回線
85-769-300
防災相互無線
150MHz
FB/ML/MP
400MHz
FB/ML

8-5 県庁及び市町通信系統一覽表

(県防災通信班、県警察本部)
R3.4.1

	市町村		番号	ルート名	ル ー ト	県庁
S19	富士市 防災危機管理課 0545-55-2715 0545-51-2040 県防災行政無線 5(8)-248-6020 5(8)-248-6090 防災相互無線 (本庁) 150MHz ML 400MHz ML MCA	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 ⇔ 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 県防災行政無線 5(8)-103-6010 5(8)-103-6080	静岡県 危機管理部 危機対策課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML
			②	防災相互	防災相互波 ⇔ 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
			③	衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話 ⇔ 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
			④	VSAT (地域局から搬送)	VSAT ⇔ 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
	中継ルート	①	国交省ルート	2.6 ⇔ 静岡県道事務所 富士国道維持出張所 (0545)52-5650 (0545)57-5006		
S20	富士宮市 危機管理局 0544-22-1319 0544-22-1239 県防災行政無線 5(8)-249-9001 5(8)-249-8001 防災相互無線 (本庁) 150MHz FB/ML 400MHz FB (消防) 150MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 ⇔ 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009 県防災行政無線 5(8)-103-6010 5(8)-103-6080	
			②	防災相互	防災相互波 ⇔ 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
			③	VSAT (地域局から搬送)	VSAT ⇔ 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
			④	衛星携帯電話 501TH	衛星携帯電話 ⇔ 静岡県 東部地域局 055-920-2002 055-920-2009	
	中継ルート	①	国交省ルート	2.8 ⇔ 富士砂防事務所 調査課 (0544)27-5387 (0544)27-5986		
S21	静岡市 危機管理課 054-221-1012 054-251-5783 県防災行政無線 5(8)-250-9001 5(8)-250-8001 防災相互無線 (本庁) 150MHz ML/MP 400MHz FB/ML (消防) 150MHz ML/MP 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 ⇔ 静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108 県防災行政無線 5(8)-106-6010 5(8)-106-6081	
			②	防災相互	防災相互波 ⇔ 静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			③	衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話 ⇔ 静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			④	防災無線	260MHz ⇔	
	中継ルート	①	国交省ルート	⇔ 静岡県道事務所 防災情報課 (054)250-8910 (054)252-5753 静岡河川事務所調査課 (054)273-9104 (054)205-1213		

8-5 県庁及び市町通信系統一覽表

(県防災通信班、県警察本部)
R3.4.1

	市町村		番号	ルート名	ル ー ト		県庁	
S22	藤枝市 大規模災害対策課 地域防災課 054-643-3119 054-645-3050 県防災行政無線 5(8)-252-9001 5(8)-252-8001 防災相互無線 (本庁) 150MHz ML 400MHz ML (消防) 150MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108 県防災行政無線 5(8)-106-6010 5(8)-106-6081	←→	静岡県 危機管理部 危機対策課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML	
			②	防災相互	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	←→		
			③	衛星携帯電話 ワイドスター	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	←→		
			④	防災無線	260MHz 静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	←→		
			⑤	VSAT (地域局から搬送)	VSAT 静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	←→		
	中継ルート	①	国交省ルート	10.3 静岡河川事務所 島田出張所 (0547)37-2021 (0547)35-3560	←→			
		②	中電ルート	1.4 中部電力パワーグリッド(株) 藤枝営業所 総務グループ 054-646-5711 054-646-5713(FAX)	中部電力パワーグリッド (株) 静岡支社 総務グループ 054-273-9012 054-251-6801(FAX)	←→		
	S23	島田市 危機管理課 0547-36-7320 0547-35-6000 県防災行政無線 5(8)-254-9001 5(8)-254-8001 防災相互無線 (本庁、支所) 150MHz FB/ML 400MHz ML (消防) 150MHz ML MCA 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108 県防災行政無線 5(8)-106-6010 5(8)-106-6081		←→
				②	防災相互	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108		←→
				③	防災無線	260MHz 静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108		←→
④				衛星携帯電話 ワイドスター	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	←→		
⑤				VSAT (地域局から搬送)	VSAT 静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	←→		
中継ルート		①	国交省ルート	2.8 静岡河川事務所 島田出張所 (0547)37-2021 (0547)35-3560	←→			
		②	中電ルート	0.9 中部電力パワーグリッド(株) 島田営業所 契約サービス課 0547-37-6364 0547-37-6367(FAX)	中部電力パワーグリッド (株) 静岡支社 総務グループ 054-273-9012 054-251-6801(FAX)	←→		

8-5 県庁及び市町通信系統一覽表

(県防災通信班、県警察本部)
R3.4.1

	市町村		番号	ルート名	ル ー ト		県庁
S24	焼津市 地域防災課 054-623-2554 054-625-0132 県防災行政無線 8-212-9001 8-212-8001 防災相互無線 (本庁) 150MHz ML 400MHz ML (消防) 150MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	県防災行政無線 5(8)-106-6010 5(8)-106-6081
			②	防災相互	防災相互波	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			③	防災無線	260MHz	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			④	衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			⑤	VSAT (地域局から搬送)	VSAT	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			中継ルート	①	国交省ルート	18.2 静岡県道事務所 防災情報課 (054)250-8910 (054)252-5753	
S25	牧之原市 防災課 0548-23-0056 0548-23-0049 県防災行政無線 5(8)-256-9001 5(8)-256-8001 防災相互無線 (本庁 支所) 150MHz FB/ML 400MHz FB/ML (消防) 150MHz ML 400MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	県防災行政無線 5(8)-106-6010 5(8)-106-6081
			②	防災相互	防災相互波	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			③	衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			④	防災無線	260MHz	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			⑤	VSAT (地域局から搬送)	VSAT	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			中継ルート	①	国交省ルート	4.9 静岡河川事務所 駿河海岸出張所 (0548)32-0067 (0548)33-2354	
S26	吉田町 防災課 0548-33-2164 0548-32-6121 県防災行政無線 5(8)-255-9001 5(8)-255-8001 防災相互無線 (本庁) 150MHz ML 400MHz ML MCA	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	県防災行政無線 5(8)-106-6010 5(8)-106-6081
			②	防災相互	防災相互波	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			③	MCA無線	MCA	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			④	衛星携帯電話 ワイドスター	衛星携帯電話	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			⑤	VSAT (地域局から搬送)	VSAT	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			中継ルート	①	国交省ルート	0.9 静岡河川事務所 駿河海岸出張所 (0548)32-0067 (0548)33-2354	
②	中電ルート	MCA 中部電力パワーグリッド(株) 島田営業所 契約サービス課 0547-37-6364 0547-37-6367(FAX)	中部電力パワーグリッド (株) 静岡支社 総務グループ 054-273-9012 054-251-6801(FAX)	0.8			

静岡県
危機管理部
危機対策課
054-221-2591
054-221-3252
県防災行政無線
260MHzデジタル
5(8)-100-2591
5(8)-100-6299
国交省専用回線
85-769-300
防災相互無線
150MHz
FB/ML/MP
400MHz
FB/ML

8-5 県庁及び市町通信系統一覽表

(県防災通信班、県警察本部)
R3.4.1

	市町村		番号	ルート名	ル ー ト	県庁
S27	川根本町 総務課 0547-56-2220 0547-56-2235 県防災行政無線 5(8)-253-9001 5(8)-253-8001 防災相互無線 (本庁、支所) 150MHz FB/ML 400MHz FB/ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108 県防災行政無線 5(8)-106-6010 5(8)-106-6081	静岡県 危機管理部 危機対策課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML
			②	防災相互	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			③	衛星携帯電話 ワイドスター	静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			④	防災無線	260MHz 静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
			⑤	VSAT (地域局から搬送)	VSAT 静岡県 中部地域局 054-644-9104 054-644-9108	
		中継ルート	①	国交省ルート	21.5 静岡河川事務所 島田出張所 (0547)37-2021 (0547)35-3560	
S28	磐田市 危機管理課 0538-37-2114 0538-32-0177 県防災行政無線 5(8)-262-9001 5(8)-262-8001 防災相互無線 (本庁、支所) 150MHz FB/ML 400MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678 県防災行政無線 5(8)-107-6010 5(8)-107-6081	
			②	防災相互	静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
			③	VSAT (地域局から搬送)	VSAT 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
			④	衛星携帯電話 ワイドスター	静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
				中継ルート	①	国交省ルート
			②	中電ルート	260M 中部電力パワーグリッド(株) 磐田営業所 契約サービス課 0538-36-9634 0538-37-3509(FAX) 中部電力パワーグリッド (株) 静岡支社 総務グループ 054-273-9012 054-251-6801(FAX)	
S29	掛川市 危機管理課 0537-21-1131 0537-21-1168 県防災行政無線 5(8)-259-9001 5(8)-259-8001 防災相互無線 (本庁、支所) 150MHz FB/ML 400MHz FB/ML (消防) 150MHz FB/ML 260MHzデジタル	直接ルート	①	通常ルート	県防災行政無線 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678 県防災行政無線 5(8)-107-6010 5(8)-107-6081	
			②	防災相互	静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
			③	VSAT (地域局から搬送)	VSAT 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
			④	衛星携帯電話 ワイドスター	静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
				中継ルート	①	国交省ルート
			②	中電ルート	0.5 中部電力パワーグリッド(株) 掛川営業所 総務グループ 0537-23-9450 0537-24-8410(FAX) 中部電力パワーグリッド (株) 静岡支社 総務グループ 054-273-9012 054-251-6801(FAX)	

8-5 県庁及び市町通信系統一覽表

(県防災通信班、県警察本部)
R3.4.1

市町村	番号	ルート名	ル ー ト	県庁
袋井市 危機管理課 0538-86-3701 0538-86-5522 県防災行政無線 5(8)-261-9001 5(8)-261-8001 防災相互無線 (本庁、支所) 150MHz ML (消防) 150MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	① 通常ルート	県防災行政無線 ↔ 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678 県防災行政無線 5(8)-107-6010 5(8)-107-6081	静岡県 危機管理課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML
		② 防災相互	防災相互波 ↔ 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
		③ VSAT (地域局から搬送)	VSAT ↔ 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
		④ 衛星携帯電話 イリジウム インマルサット BGAN ワイドスター	衛星携帯電話 ↔ 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
	中継ルート	① 国交省ルート	8.9 浜松河川国道事務所 防災課 (053)466-0129 (053)466-0122	
御前崎市 危機管理課 0537-85-1119 0537-85-1143 県防災行政無線 5(8)-257-9001 5(8)-257-8001 防災相互無線 (本庁、支所) 150MHz ML 400MHz FB/ML (消防) 150MHz FB/ML 260MHzデジタル	直接ルート	① 通常ルート	県防災行政無線 ↔ 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678 県防災行政無線 5(8)-107-6010 5(8)-107-6081	
		② 防災相互	防災相互波 ↔ 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
		③ VSAT (地域局から搬送)	VSAT ↔ 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
		④ 衛星携帯電話 ワイドスター II	衛星携帯電話 ↔ 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
	中継ルート	① 国交省ルート	9.2 浜松河川国道事務所 平田出張所 (0537)73-2051 (0537)73-2969	
② 中電ルート	2.6 中部電力(株) 浜岡原子力発電所 危機管理部防災課 0537-85-2376 0537-86-8137(FAX)	中部電力パワーグリッド 0.8 (株) 静岡支社 総務グループ 054-273-9012 054-251-6801(FAX)		
菊川市 危機管理課 0537-35-0923 0537-35-2200 県防災行政無線 5(8)-258-9001 5(8)-258-8001 防災相互無線 (本庁、支所) 150MHz ML 400MHz FB/ML (消防) 150MHz ML 260MHzデジタル	直接ルート	① 通常ルート	県防災行政無線 ↔ 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678 県防災行政無線 5(8)-107-6010 5(8)-107-6081	
		② 防災相互	防災相互波 ↔ 静岡県 西部地域局 150MHz 400MHz 0538-37-2204 0538-37-3678	
		③ VSAT (地域局から搬送)	VSAT ↔ 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
	中継ルート	① 国交省ルート	浜松河川国道事務所 平田出張所 (0537)73-2051 (0537)73-2969	

8-5 県庁及び市町通信系統一覽表

(県防災通信班、県警察本部)
R3.4.1

	市町村		番号	ルート名	ル ー ト	県庁
S33	森町 防災課 0538-85-6302 0538-85-5259 県防災行政無線 5(8)-260-9001 5(8)-260-8001	直接ルート	①	通常ルート	 県防災行政無線 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678 県防災行政無線 5(8)-107-6010 5(8)-107-6081	静岡県 危機管理部 危機対策課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML
			②	VSAT (地域局から搬送)	 VSAT 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
			③	衛星携帯電話 ワイドスター	 衛星携帯電話 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
	260MHzデジタル	中継ルート	①	国交省ルート	12.6 浜松河川国道事務所 掛川国道維持出張所 (0537)24-5749 (0537)24-6036	
S34	浜松市 危機管理課 053-457-2537 053-457-2530 県防災行政無線 5(8)-263-9001 5(8)-263-8001	直接ルート	①	通常ルート	 県防災行政無線 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678 県防災行政無線 5(8)-107-6010 5(8)-107-6081	静岡県 危機管理部 危機対策課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML
			②	防災相互	 防災相互波 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
			③	VSAT (地域局から搬送)	 VSAT 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
			④	衛星携帯電話 ワイドスター	 衛星携帯電話 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
	260MHzデジタル	中継ルート	①	国交省ルート	3.4 浜松河川国道事務所 防災課 (053)466-0129 (053)466-0122 防災相 互	
		中継ルート	②	中電ルート	1.3 中部電力パワーグリッド(株) 浜松営業所 総務グループ 053-458-8171 053-458-8170(FAX) 中部電力パワーグリッド(株) (株) 静岡支社 総務グループ 054-273-9012 054-251-6801(FAX) 0.8	
S35	湖西市 危機管理課 053-576-4538 053-576-2315 県防災行政無線 5(8)-264-9001 5(8)-264-8001	直接ルート	①	通常ルート	 県防災行政無線 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678 県防災行政無線 5(8)-107-6010 5(8)-107-6081	静岡県 危機管理部 危機対策課 054-221-2591 054-221-3252 県防災行政無線 260MHzデジタル 5(8)-100-2591 5(8)-100-6299 国交省専用回線 85-769-300 防災相互無線 150MHz FB/ML/MP 400MHz FB/ML
			②	防災相互	 防災相互波 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
			③	VSAT (地域局から搬送)	 VSAT 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
			④	衛星携帯電話 スラヤー	 衛星携帯電話 静岡県 西部地域局 0538-37-2204 0538-37-3678	
	MCA	中継ルート	①	国交省ルート	16.7 豊橋河川事務所 調査課 (0532)48-8107 (0532)48-8100	

送信
 無線回線
 有線又は有無線一体の自営回線
 防災相互 : 防災相互通信用周波数による通信
 260M : 都道府県デジタル総合通信系・市町村デジタル移動系

- 1 電話番号は、平常時における通信事業者回線の番号を掲載。
 - 2 電話番号は、上段が電話番号、下段はFAX番号を掲載。なお、FAXが無い場合は電話番号のみ掲載。
 - 3 情報伝達の中継通信を行う機関は、災害状況によっては通信の取り扱いが出来ない場合や代替施設で業務を継続する場合は想定されることから、非常通信を依頼する市町村は、非常通信対応マニュアル等に基づき、その対応について予め決めておくものとする。
- ※「斜体下線太文字」の施設は、平成26年度の調査において、南海トラフ巨大地震により被災を受ける可能性があるものを示しています。

8-6-1 東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表（静岡県内）

(県防災通信班) R3. 4.1

機 関 名 (順不同)	所 在 地	電 話 番 号
静岡県危機管理部危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	<054>221-2591
静岡県清水港管理局	静岡市清水区日の出町9-25	<054>353-2208
清水海上保安部	静岡市清水区日の出町9-1	<054>353-0118
下田海上保安部	下田市3-18-23	<0558>25-0118
関東管区警察局静岡県情報通信部	静岡市葵区追手町9-6	<054>271-0110(代)
静岡県警察本部警備部災害対策課	静岡市葵区追手町9-6	<054>271-0110(代)
静岡県警察本部地域部通信指令課	静岡市葵区追手町9-6	<054>271-0110(代)
静岡刑務所	静岡市葵区東千代田3-1-1	<054>261-0117
国土交通省甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1-10-1	<055>251-0411
国土交通省静岡国道事務所	静岡市葵区南安倍2-8-1	<054>250-8910
株式会社東洋信号通信社	静岡市清水区興津清見寺町1375-121	<054>369-6251
静岡市長会	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ5階	<054>202-4343
静岡町村会	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ5階	<054>202-4343
西日本電信電話株式会社静岡支店	静岡市葵区御幸町4-6	<054>205-9122
東海旅客鉄道株式会社静岡支社	静岡市葵区黒金町4	<054>687-2484
東京電力パワーグリッド株式会社静岡通信ネットワークセンター	沼津市大手町3-9-13	<090>6722-5527
中部電力株式会社	静岡市葵区本通2-4-1	<054>273-9001
中部電力パワーグリッド株式会社	静岡市葵区本通2-4-1	<054>273-9012
日本放送協会静岡放送局	静岡市駿河区八幡1-6-1	<054>654-4055
静岡放送株式会社	静岡市駿河区登呂3-1-1	<054>284-8911
株式会社テレビ静岡	静岡市駿河区栗原18-65	<054>261-6116
株式会社静岡朝日テレビ	静岡市葵区東町15	<054>251-3304
株式会社静岡第一テレビ	静岡市駿河区中原563	<054>283-8119
静岡エフエム放送株式会社	浜松市中区常盤町133-24	<053>457-1153
静岡ガス株式会社	静岡市駿河区八幡1-5-38	<054>284-7983
東海ガス株式会社	藤枝市青木2-29-1	<054>647-7154
伊豆急行株式会社	伊東市八幡野1151	<0557>53-1115
遠州鉄道株式会社	浜松市東区西ヶ崎町686-1	<053>435-0221
しずてつジャストライン株式会社	静岡市葵区宮前町28	<054>267-5117
富士急行株式会社	山梨県富士吉田市新西原5-2-1	<0555>22-7100
日本銀行静岡支店	静岡市葵区金座町26-1	<054>273-4132
株式会社静岡銀行	静岡市清水区草薙北2-1	<054>261-3131
スルガ銀行株式会社	沼津市通横町23	<055>952-6317
(株)日本政策金融公庫静岡支店	静岡市葵区黒金町59-6	<054>254-3631
しずおか焼津信用金庫	静岡市葵区相生町1-1	<054>247-1151
静岡信用金庫	静岡市葵区昭和町2-1	<054>254-8881
静岡県無線漁業協同組合	焼津市田尻1991-1	<054>624-1376
静岡県超短波漁業無線協会	静岡市葵区追手町9-18	<054>254-6011
日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	<054>252-8131
(一社)日本アマチュア無線連盟静岡県支部	焼津市三右衛門新田562 レオパレス溪 202	<054>621-0712
浜松エフエム放送株式会社	浜松市中区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館4階	<053>458-8600
株式会社エフエムしみず	静岡市清水区日の出町10-80	<054>354-5252
株式会社エフエムみしま・かんなみ	三島市大社町1-10	<055>981-8600
株式会社シティエフエム静岡	静岡市葵区紺屋町15-4	<054>221-1111
エフエム伊東株式会社	伊東市松川町5-10 伊東ふれあいセンター	<0557>36-7603
エフエムぬまづ株式会社	沼津市寿町8-28 メディアプラザ	<055>943-7300
株式会社エフエム熱海湯河原	熱海市上宿町9-5	<0557>81-0796
富士コミュニティエフエム放送株式会社	富士市吉原2-10-20	<0545>55-1123
株式会社FM島田	島田市中央町5-1(プラザおおり3F)	<0547>34-1765

8-6-2 東海地方非常通信協議会加盟機関の無線局一覧表(静岡県内回線)

(県防災通信班) R3.4.1

警察庁

関東管区警察局静岡県情報通信部(対東京・県外回線)
機動通信課

静岡市葵区追手町9番6号
<054>271-0110 内6061

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
静岡本部	固	S H F (多重)	静岡市葵区追手町9-6	静岡県情報通信部機動通信課	<054>271-0110	内6072

静岡県警察本部(対県内回線)

静岡市葵区追手町9番6号
<054>271-0110 内3622

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
静岡本部	固	V H F	静岡市葵区追手町9-6	警察本部地域部通信指令課	<054>271-0110	内3622
下田	"	"	下田市東中7-8	下田警察署	<0558>27-0110	
大仁	"	"	伊豆の国市大仁680-1	大仁 "	<0558>76-0110	
三島	"	"	三島市谷田194-1	三島 "	<055>981-0110	
伊東	"	"	伊東市竹の台2-26	伊東 "	<0557>38-0110	
熱海	"	"	熱海市福道町3-19	熱海 "	<0557>85-0110	
沼津	"	"	沼津市平町19-11	沼津 "	<055>952-0110	
裾野	"	"	裾野市平松620番地の1	裾野 "	<055>995-0110	
御殿場	"	"	御殿場市北久原439-2	御殿場 "	<0550>84-0110	
富士	"	"	富士市八代町3-55	富士 "	<0545>51-0110	
富士宮	"	"	富士宮市城北町160	富士宮 "	<0544>23-0110	
清水	"	"	静岡市清水区天王南1-35	清水 "	<054>366-0110	
静岡中央	"	"	静岡市葵区追手町6-1	静岡中央 "	<054>250-0110	
静岡南	"	"	静岡市駿河区富士見台1-5-10	静岡南 "	<054>288-0110	
藤枝	"	"	藤枝市緑町1-3-5	藤枝 "	<054>641-0110	
静岡航空隊	"	"	焼津市宗高282	静岡県警察航空隊	<054>622-6251	
焼津	"	"	焼津市道原723	焼津警察署	<054>624-0110	
島田	"	"	島田市向谷元町1212	島田 "	<0547>37-0110	
牧之原	"	"	牧之原市細江2737	牧之原 "	<0548>22-0110	
菊川	"	"	菊川市加茂5889	菊川 "	<0537>36-0110	
掛川	"	"	掛川市宮脇1-1-1	掛川 "	<0537>22-0110	
袋井	"	"	袋井市新屋2-4-5	袋井 "	<0538>41-0110	
磐田	"	"	磐田市一言2533-4	磐田 "	<0538>37-0110	
天竜	"	"	浜松市天竜区二俣町阿蔵8-3	天竜 "	<053>926-0110	
浜北	"	"	浜松市浜北区小松3218	浜北 "	<053>585-0110	
浜東	"	"	浜松市中区相生町14-10	浜松東 "	<053>460-0110	
浜中	"	"	浜松市中区住吉5-28-1	浜松中央 "	<053>475-0110	
浜西	"	"	浜松市西区大人見町3452-1	浜松西 "	<053>484-0110	
細江	"	"	浜松市北区細江町気賀4640	細江 "	<053>522-0110	
湖西	"	"	湖西市古見1035-1	湖西 "	<053>574-0110	

国土交通省

中部地方整備局

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

企画部情報通信技術課

<052>953-8157 内3931~3

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
建設浜松	固・基	S H F (多重) V H F	浜松市中区名塚町266	浜松河川国道事務所	<053>466-0129	内284, 406
建設小立野	固	S H F (多重)	磐田市小立野620	" 浜松国道維持出張所	<0538>32-4060	
建設平田	固・基	S H F (多重) V H F	菊川市嶺田300	" 平田出張所	<0537>73-2051	
建設中の町	"	"	浜松市東区国吉町1-2	" 中ノ町出張所	<053>421-0051	
建設上野部	固	S H F (多重)	磐田市上野部2497-7	" 横山出張所	<0539>62-6220	
建設静岡	"	"	静岡市葵区南安倍2-8-1	静岡国道事務所	<054>250-8910	内281, 282
建設吉原	固	S H F (多重)	富士市今泉337-1	" 富士国道維持出張所	<0545>52-5650	
建設牧ヶ谷	"	"	静岡市葵区牧ヶ谷2075	" 静岡国道維持出張所	<054>278-5181	
建設静岡北	固・基	S H F (多重) V H F	静岡市葵区田町3-108	静岡河川事務所	<054>273-9104	内280
建設吉田	固	S H F (多重)	榛原郡吉田町片岡1770-4	" 駿河海岸出張所	<0548>32-0067	
建設蒲原	"	"	静岡市清水区蒲原堰沢108-17	" 蒲原海岸出張所	<054>385-4626	
建設島田	固・基	S H F (多重) V H F	島田市横井3-25-10	" 島田出張所	<0547>37-2021	
建設沼津	固・基	S H F (多重) V H F	沼津市下香貫外原3244-2	沼津河川国道事務所	<055>934-2006	内326, 327
建設土狩	固	S H F (多重)	駿東郡長泉町下土狩1027-1	" 国道維持出張所	<055>986-1122	
建設長岡	固・基	S H F (多重) V H F	伊豆の国市堀之上467-2	" 伊豆長岡出張所	<055>948-0302	
建設湯ヶ島北	固・基	S H F (多重) V H F	伊豆市湯ヶ島131-1	" 湯ヶ島出張所	<0558>85-0374	
建設鈴川	固	S H F (多重)	富士市鈴川町9-14	" 富士海岸出張所	<0545>32-0568	
建設富士宮	固・基	S H F (多重) V H F	富士宮市三園平1100	富士砂防事務所	<0544>27-5387	内350
建設富士宮北	固	S H F (多重)	富士宮市上井出1321-9	" 富士宮砂防出張所	<0554>54-0236	
建設長島ダム	固・基	S H F (多重) V H F	榛原郡川根本町犬間541-3	長島ダム管理所	<0547>59-1021	内392, 393
建設島田北	固	S H F (多重)	島田市若松町2490-1	" 島田分室	<0547>36-2986	

関東地方整備局
企画部情報通信技術課

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1さいたま新都心合同庁舎2号館
<048>600-1339

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
建設富士	固・基	SHF(多重)VHF	富士市松岡官有無番地	関東地方整備局甲府河川国道事務所富士川下流出張所	<0545>61-0078	

電源開発株式会社

中部支店情報通信グループ

愛知県春日井市十三塚町1番地43
<0568>81-3251(代)

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
電源佐久間	固定	S H F(多重)	浜松市天竜区佐久間町佐久間2690	佐久間電力所	<053>965-0071	
電源静岡	"	"	静岡市葵区田町4-69	電源開発送変電ネットワーク株式会社静岡送変電事業所	<054>252-7277	
電源送電静岡	基・移	V H F(単信)	静岡市葵区田町4-69	電源開発送変電ネットワーク株式会社静岡送変電事業所	<054>252-7277	

中部電力パワーグリッド株式会社

静岡通信センター運用課

静岡市葵区本通2丁目4番1号
<054>273-9036(ダイヤルイン)

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
中部静岡	固	SHF	静岡市葵区本通2-4-1	静岡支店	<054>255-1111	
中部駿遠	"	SHF	掛川市大野790	駿遠変電所	<0537>27-1080	
中部掛川	固・基	SHF UHF	掛川市中央1-5-8	掛川営業所	<0537>22-4141	
中部原島	"	SHF VHF	浜松市東区上西町1300	浜松電力センター	<053>464-1441	
富士川配電	基	VHF	静岡市清水区二の丸町6-28	清水営業所	<054>366-7141	
清水配電	"	VHF	"	"	"	
静岡配電	"	VHF	静岡市駿河区曲金6-3-38	静岡営業所	<054>284-6600	
藤枝配電	"	VHF	藤枝市青木2-17-39	藤枝営業所	<054>641-3311	
島田配電	"	VHF	島田市本通1-4684-1	島田営業所	<0547>37-2171	
磐田配電	"	UHF	磐田市二之宮東20-1	磐田営業所	<0538>32-2251	
天竜配電	"	VHF	浜松市天竜区二俣町二俣1600-1	天竜サビステーション	<053>925-3185	
浜松配電	"	UHF	浜松市中区鴨江町22-1	浜松営業所	<053>452-9111	
新居配電	"	UHF	湖西市新居町浜名字堀切180-5	新居サビステーション	<053>594-1360	
細江配電	"	UHF	浜松市北区細江町中川5608	細江サビステーション	<053>522-0360	
浜北配電	"	UHF	浜松市浜北区小松4750-1	浜北営業所	<053>586-2105	
静岡送電	"	VHF	静岡市葵区駒形通6-9-1	静岡電力センター	<054>255-0522	
島田送電	"	VHF	島田市中央町10-1	島田電力センター	<0547>37-9300	
大井川送電	"	VHF	"	"	"	

中部電力株式会社

静岡通信センター運用課

静岡市葵区本通2丁目4番1号
<054>273-9036(ダイヤルイン)

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
大井川発電	基	VHF	榛原郡川根本町千頭814-1	静岡水力センター	<0547>59-3120	
塩郷発電	基	VHF	榛原郡川根本町下泉塩郷1883-3-5	塩郷水力制御所	<0547>59-3165	
井川発電	基	VHF	静岡市葵区井川1955	井川水力発電所	<054>260-2950	
中部浜岡	基	VHF	御前崎市佐倉5561	浜岡原子力発電所	<0537>88-3481	

東京電力パワーグリッド株式会社

静岡総支社静岡通信ネットワークセンター
(対東京・県外・県内回線)

沼津市大手町3丁目9番13号
055(915)6387

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
東電PG新富士	固	S H F (多重)	駿東郡小山町湯舟字下原899	静岡総支社新富士変電所	<055>915-6387	
東電PG御殿場	"	"	御殿場市新橋1600-1	静岡総支社御殿場事務所	"	
東電PG沼津	"	"	沼津市大手町3-9-13	静岡総支社別館	"	
東電PG駿河	"	"	富士市今泉字中芝原2345-1	富士支社駿河変電所	"	
東電PG伊豆別館	"	"	伊豆の国市三福370	伊豆支社伊豆制御所	"	
東電PG伊東	"	"	伊東市渚町4-5	伊豆支社伊東事務所	"	
東電PG伊豆	"	"	伊豆の国市大仁413	伊豆支社	"	
東電PG下田	"	"	下田市中537-1	伊豆支社下田事務所	"	
東電PG富士	"	"	富士市吉原1-1-21	富士支社	"	
東電PG富士別館	"	"	富士市平垣本町10-10	富士支社富士制御所	"	
東電PG御殿場・新富士・岩波	基・移	V H F	御殿場市新橋1600-1	静岡総支社御殿場事務所	"	
東電PG静岡・須山・函南	"	"	沼津市大手町3-9-13	静岡総支社別館	"	
東電PG伊豆・三津・湯ヶ島・土肥・戸田	"	"	伊豆の国市大仁413	伊豆支社	"	
東電PG伊東・八幡野・初島 伊東・熱海・初島熱海	"	"	伊東市渚町4-5	伊豆支社伊東事務所	"	
東電PG下田・大島稲取・松崎	"	"	下田市中537-1	伊豆支社下田事務所	"	
東電PG富士	"	"	富士市吉原1-1-21	富士支社	"	
東電PG沼津工務・新富士工務	"	"	沼津市大手町3-9-13	静岡総支社別館	"	
東電PG富士工務・浜石工務	"	"	富士市平垣本町10-10	富士支社富士制御所	"	
東電PG伊豆工務・富士工務・土肥工務・松崎工務・初島工務・八幡野工務・下田工務	"	"	伊豆の国市三福370	伊豆支社伊豆制御所	"	

しずてつジャストライン株式会社

安全対策チーム

静岡市葵区鷹匠1丁目14番10号
<054>254-5127

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
静鉄本社	基・移	V H F	静岡市葵区鷹匠1-1-1	安全対策室	<054>254-5127	
鳥坂	"	"	静岡市清水区鳥坂1292番地	鳥坂営業所	<054>-252-0505	
唐瀬	"	"	静岡市葵区岳美12番57号	唐瀬営業所	"	
丸子	"	"	静岡市駿河区丸子4丁目2番60号	丸子営業所	"	
西久保	"	"	静岡市清水区高橋町2187-6	西久保営業所	"	
小鹿	"	"	静岡市駿河区小鹿2-25-57	小鹿営業所	"	
相良	"	"	牧之原市波津2丁目1番地	相良営業所	"	
浜岡	"	"	御前崎市池新田字落合5454番地1号	浜岡営業所	"	
相良	"	"	牧之原市波津2丁目1番地	相良営業所	"	

静岡放送株式会社

技術局技術センター

静岡市駿河区登呂3丁目1番1号
<054>284-8911

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
SBSにほんだいら	携基	V H F	静岡市駿河区登呂3-1-1	静岡放送(株)技術局技術センター	<054>284-8911	
SBSあわがたけ	"	"	"	"	"	
SBS本社	"	U H F	"	"	"	
SBSとうがさ	"	V H F	"	"	"	

株式会社静岡銀行

総務部総務グループ

静岡市清水区草薙北2番1号
<054>261-3131

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
静銀本店	基	V H F	静岡市清水区草薙北2-1	株式会社静岡銀行 本部	<054>261-3131	
" 沼津	"	"	沼津市大手町4-3-45	" 沼津支店	<055>962-8111	
" 浜松	"	"	浜松市中区田町322-7	" 浜松営業部	<053>454-2111	
" 島田	"	"	島田市本通3-6-2	" 島田支店	<0547>37-3131	
" 掛川	"	"	掛川市中央1-22-10	" 掛川支店	<0537>22-3111	

株式会社テレビ静岡

技術局技術部

静岡市駿河区栗原18番65号
<054>261-6116

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
SUT日本平	携基	V H F	静岡市駿河区栗原18-65	テレビ静岡	<054>261-6116	
SUT日本平第2	"	U H F	"	"	"	
SUT粟ヶ岳	"	V H F	"	"	"	
SUT粟ヶ岳第2	"	U H F	"	"	"	
SUT遠笠第2	"	"	"	"	"	
SUT遠笠	"	V H F	"	"	"	

中日新聞社

システム部

名古屋市中区三の丸1丁目6番1号
<052> 201-8811

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
中日 浜松	基	VHF	浜松市東区葉新町45	中日新聞 東海本社	<053>421-7711	
" 沼津	"	"	沼津市大手町2-9-5 堺沢ビル5階	" 沼津支局	<055>962-1123	
" 東海	"	"	浜松市東区葉新町45	" 東海本社	<053>421-7711	

静岡ガス株式会社

静岡市駿河区八幡1丁目5番38号
<054> 284-7983

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
静岡ガス静岡	基	VHF	静岡市駿河区池田28	静岡導管ネットワークセンター 保安グループ	<054>285-2113	
" 清水	"	"	静岡市清水区江尻台町22-33	静岡導管ネットワークセンター 保安グループ	<054>285-2113	
" 富士	"	"	富士市荒田島町10-52	静岡導管ネットワークセンター 保安グループ	<055>927-2814	
" 富士宮	"	"	富士宮市錦町2-23	静岡導管ネットワークセンター 保安グループ	<055>927-2814	
" 東部	"	"	沼津市岡一色809	静岡導管ネットワークセンター 保安グループ	<055>927-2814	
" 本社	基・固	VHF UHF	静岡市駿河区八幡1-5-38	幹線・送出管理センター 送出管理グループ	<054>285-2636	

株式会社静岡第一テレビ

技術プロデュース局技術プロデュース部

静岡市駿河区中原563番地
<054> 283-8111

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
SDT 粟ヶ岳	基・携帯	VHF UHF	静岡市駿河区中原563	株式会社静岡第一テレビ	<054>283-8111	
" 日本平	"	"	"	"	"	
" 遠笠	"	VHF	"	"	"	

株式会社毎日新聞社中部本社

システム委員

名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート9階
<052> 564-1407

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
毎日 静岡	携基	VHF	静岡市葵区七間町8-20	毎日新聞静岡支局	<054>254-2671~2	
" 浜松	"	"	浜松市中区栄町302-17	" 浜松支局	<053>453-2181~2	
" 沼津	"	"	沼津市大手町1-1-3	" 沼津支局	<055>962-0204	

日本放送協会静岡放送局

放送センター(技術)

静岡市駿河区八幡1-6-1
<054> 654-4055

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
NHK静岡	携基	VHF	静岡市清水区草薙字中壇600-2 日本 平放送所内	静岡放送局	<054>654-4055	
"	"	UHF	"	"	"	
NHK遠笠山	"	VHF	伊豆市菅引字天城山菅引638-73	"	"	
NHK粟ヶ岳	"	"	掛川市東山粟ヶ岳1051-68	"	"	

株式会社静岡朝日テレビ

技術局技術戦略部

静岡市葵区東町15番地

<054>251-3300

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
SATV 粟ヶ岳	携基	VHF UHF	静岡市葵区東町15	株式会社静岡朝日テレビ	<054>251-3304	
" 日本平	"	"	"	"	"	
" 遠笠	"	VHF UHF	"	"	"	

日本通運株式会社

名古屋支店 総務担当

名古屋市中村区名駅南4丁目12番17号日通ビル7階

<052>551-9851

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
日通静岡(1)	管移	MCA	静岡市駿河区敷地2-7-20	日通静岡航空支店貨物センター	<054>237-7611	
"	基	VHF	静岡市葵区宮前町29	日通静岡警送支店	<054>262-8682	
" 牧之原	"	"	牧之原市東萩間字中原2338-7	"	"	
"	通	"	静岡市葵区宮前町29	"	"	
" 沼津	基	"	沼津市東間門字丸子西町243-2	日通静岡警送沼津事業所	<055>926-3470	
" 蒲原	"	"	静岡市清水区蒲原字狼煙場3950	日通静岡警送支店	<054>262-8682	
"	通	"	静岡市葵区宮前町29	"	"	
"	"	"	沼津市東間門字丸子西町243-2	日通静岡警送沼津事業所	<055>926-3470	
" 湯ヶ島	基	"	伊豆市下舟原408	"	"	
"	通	"	沼津市東間門字丸子西町243-2	"	"	
" 焼津(1)	管移	MCA	焼津市八楠3-18-10	日通静岡航空焼津営業所	<054>629-3519	
日通浜松(1)	"	"	浜松市東区下石田町字中芝間951	日通浜松航空支店	<053>421-4141	
" 浜松	基	VHF	" 中区神田町1399-1	日通静岡警送浜松事業所	<053>422-7651	
"	通	"	" 東区下石田町字中芝1017	"	"	

日本赤十字社静岡県支部

静岡市葵区追手町44番地の17

<054>252-8131

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
にっせきしずおか	基	VHF	静岡市葵区追手町44-17	日本赤十字社静岡県支部	<054>252-8131	
にっせき はままつ	"	"	浜松市浜北区小林1088-1	浜松赤十字病院	<053>401-1111	
にっせき すその	"	"	静岡県裾野市佐野 713	裾野赤十字病院	<055>992-0008	
せきじゅうじしずおか	"	UHF	静岡市葵区追手町44-17	日本赤十字社静岡県支部	<054>252-8131	

伊豆急行株式会社

運輸部技術課

伊東市八幡野1151番地

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
伊豆急 保守 伊豆高原	基	VHF	伊東市八幡野1154-2	伊豆急行ERセンター	<0557>54-2235	
伊豆急 保守 南伊東変電所	基	"	伊東市岡字石原田1328-4	"	"	
伊豆急 保守 赤入洞	基	"	伊東市富戸字沢向992-13	"	"	
伊豆急 保守 伊豆稲取	基	"	賀茂郡東伊豆町稲取字百姓地2807-1	"	"	
伊豆急 保守 河津	基	"	賀茂郡河津町浜字中耕地150-1	"	"	
伊豆急 保守 蓮台寺	基	"	下田市河内字山ノ瀬907-4	"	"	
伊豆急 1~30	移	"	伊東市八幡野1154-2	"	"	

富士急行株式会社

交通事業部

山梨県富士吉田市新西原5丁目2番1号

<0555>22-7100

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
富士急 沼津	基	VHF	沼津市東椎路字東荒475	富士急シティバス株本社営業所	<055>921-0215	
" 御殿場	基・固	"	御殿場市新橋999	富士急行樹御殿場営業所	<0550>82-1335	
" 鷹岡	基	"	富士市厚原771-7	富士急静岡バス株鷹岡営業所	<0545>71-2495	

遠州鉄道株式会社

鉄道営業所(列車無線)

浜松市中区旭町12番地の1

<053>454-2211

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
遠鉄センター	基・移	VHF	浜松市東区西ヶ崎町686-1	鉄道営業所CTCセンター内	<053>435-0221	

一般財団法人移動無線センター

東海センター

名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル内

<052>581-2462

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
MCA第二静岡	陸上移動中継	MCA	静岡市清水区草薙字中塚600-2日本平デジタル送信所内	(一財)移動無線センター 東海センター	<054>336-0518	無人
MCA伊豆	"	"	伊豆市修善寺宇山4270	"	<0558>73-0411	"
MCA第二浜松	"	"	浜松市中区板屋町111-2	"	<053>456-7213	"
MCA浜松東	"	"	掛川市倉真字松葉ズクホ8440-55	"	<0537>27-1297	"

海上保安庁

第三管区海上保安部(県外・県内回線)

横浜市中区北中通5丁目57

本部通信所

<045>211-1118(時間内)

<045>211-0774(時間外)

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
下田海保	固	VHF	下田市3-18-23	下田海上保安部	<0558>25-0118	
清水海保	"	"	静岡市清水区日の出町9-1	清水 "	<054>353-0118	
御前崎海保	"	"	御前崎市港6170-2	御前崎海上保安署	<0548>63-5635	

静岡県超短波漁業無線協会

静岡市葵区追手町9-18

<054>254-6011

海岸局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
網代	漁業用	27メガ	熱海市網代100-7	いとう漁協網代支所	<0557>68-2163	
伊東	"	"	伊東市新井1-1-18	いとう漁協内	<0557>37-3181	
稲取	"	"	賀茂郡東伊豆町稲取355	伊豆漁協稲取支所内	<0557>95-2021	
下田	"	"	下田市須崎西ヶ岡1799	伊豆漁協須崎出張所内	<0558>22-0035	
南伊豆 本所	"	"	賀茂郡南伊豆町手石877-17	伊豆漁協南伊豆支所内	<0558>62-0320	
南伊豆 子浦	"	"	" " 子浦1553-2	伊豆漁協子浦出張所内	<0558>67-0019	
仁科	"	"	" 西伊豆町仁科1956	伊豆漁協仁科支所内	<0558>52-0103	
戸田	"	"	沼津市戸田339	戸田漁協内	<0558>94-2080	
沼津	"	"	沼津市獅子浜243-1	静浦漁協内	<055>931-3010	
田子の浦	"	"	富士市前田字新田866-6	田子の浦漁協内	<0545>61-1004	
由比	"	"	静岡市清水区由比今宿字浜1127	由比港漁協内	<054>376-0001	
清水	"	"	静岡市駿河区広野海岸通1	静岡市用宗フィッシャリーナ内	<054>-268-4105	
静岡県	"	"	焼津市田尻1991-1	県無線漁協内	<054>624-1376	
大井川	"	"	焼津市飯淵1960	大井川港漁協内	<054>622-0415	
吉田	"	"	榛原郡吉田町住吉5436-864	南駿河湾漁協吉田支所	<0548>32-0820	
相良	"	"	牧之原市相良263-1	南駿河湾漁協相良支所	<0548>52-0234	
地頭方	"	"	" 新庄1209-1	南駿河湾漁協地頭方支所内	<0548>58-0331	
御前崎	"	"	御前崎市港6131	南駿河湾漁協内	<0548>63-3111	
遠州	"	"	磐田市豊浜4127-22	遠州漁協内	<0538>55-2125	
浜名	"	"	浜松市西区舞阪町舞阪2119-19	浜名漁協内	<053>592-2911	

静岡刑務所

処遇部処遇部門

静岡市葵区東千代田3丁目1番1号

<054>261-0117(内221)

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
けいむしずおか	基	VHF(単信)	静岡市葵区東千代田3-1-1	静岡刑務所	<054>261-0117	
けいむぬまづ	"	"	沼津市御幸町22-1	沼津拘留支所	<055>931-0178	
けいむはままつ	"	"	浜松市中区鴨江3-33-1	浜松拘留支所	<053>452-4740	

株式会社トーエネック

静岡支店電力・通信部情報通信課

静岡市葵区研屋町51番地

<054>273-4373

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
とーえねっくしずおか	基・移	VHF	静岡市駿河区栗原18-77	静岡営業所	<054>262-0151	
とーえねっくはままつ	"	UHF	浜松市東区篠ヶ瀬町511	浜松東営業所	<053>421-4521	
とーえねっくあらい	"	"	浜名郡新居町新居1875	新居営業所	<053>594-0368	
とーえねっくはまきた	"	VHF	浜松市浜北区染地台6-13-6	浜北営業所	<053>584-1600	
とーえねっくかけがわ	"	"	掛川市葵町1-1	掛川営業所	<0537>22-6181	
とーえねっくいわた	"	UHF	磐田市上岡田字松崎29-7	磐田営業所	<0538>32-7218	
とーえねっくみさくぼ	基	"	浜松市天竜区水窪町奥領家2877-1	水窪出張所	<053>987-0170	
とーえねっくふじえだ	基・移	UHF	藤枝市小石川町2-6-3	藤枝営業所	<054>641-2020	
とーえねっくしまだ	"	VHF	島田市野田1045-2	島田営業所	<0547>37-5205	
とーえねっくはいばら	"	UHF	牧之原市勝俣1607-1	榛原営業所	<0548>22-0163	
とーえねっくしみず	"	"	静岡市清水区西久保字広道26-1	清水営業所	<054>364-6466	

静岡信用金庫

静岡市葵区昭和町2-1

<054>254-8881

局名	局種	周波数帯	通信所所在地	事務所名	電話番号	備考
せいしんほんぶ	基	VHF	静岡市葵区昭和町2-1	本部	<054>254-8881	
せいしんしみず	"	"	静岡市清水区万世町2-10-19	清水支店	<054>352-6178	
せいしんふじえだ	"	"	藤枝市岡出山3-3-20	藤枝支店	<054>643-2511	

8-7 消防防災無線(総務省消防庁・都道府県)電話番号

(県防災通信班) R3.4.1

① (総務省消防庁)電話番号

県庁からのかけかた ・庁内電話から衛星回線を使用する場合 8-048-500-90+内線5桁
 ・専用電話(緑色)から地上回線を使用する場合 8-90+内線5桁

消防庁(中央合同庁舎3階)	
長官室・次長室	NTT 5253-7520
審議官室	NTT 5253-7520
(秘書室)	NTT 5253-7520
	Fax 5253-7530
設置場所	番号
長官室	41000
次長室	41100
国民保護・防災部長室	41200
審議官室	41300
F a x	49021,49031

総務課	
NTT 5253-7506, 7521	Fax 5253-7531
設置場所	番号
総務課長	42110
政策評価広報官	42111
理事官	4,211,242,113
主幹	42114
総務係長	42121
総務係	42122
企画係長	42131
企画係	42132~42136
広報係長	42141
広報係	42142~42144
会計第一係長	42151
会計第一係	42152,42153
会計第二係長	42161
会計第二係	42162~42163
表彰係長	42171
表彰係	42172~42177
F a x	49022

総務課分室	
NTT 5253-7541	Fax 5253-7533
設置場所	番号
消防技術専門官	42510
総務課分室	42521
F a x	49026

消防・救急課	
NTT 5253-7522	Fax 5253-7532
設置場所	番号
消防・救急課長	42210
対策官	43710
広域化推進専門官	42211
課長補佐	42212,42213
主幹	42214
警防・広域化推進係長	42221
警防・広域化推進係	42222~42224
職員第一・第二・教養係長	42241
職員第一・第二係	42252,42253
教養係	42242
財政係長	42271
財政係	42272~42274
F a x	49024

救急企画室	
NTT 5253-7529	Fax 5253-7539
設置場所	番号
救急企画室長	42310
救急専門官	42311
課長補佐	42312,42313
救急企画係長	42321
救急企画係	42322~42323
救急推進係長	42331
救急推進係	42332~42333
救急連携係長	42341
救急連携係	232,442,334
F a x	49025

予防課	
NTT 5253-7523	Fax 5253-7533
設置場所	番号
予防課長	42410
課長補佐	42411
設備専門官	42412
国際規格対策官	42414
違反処理対策官	42413
主幹	42415
行政係	42422,42427
企画調整・制度・防災管理係長	42431
企画調整係	42432
制度係	42433
防災管理係	42434
設備係長	42441
設備係	42442~42446
規格・国際規格係長	42423
予防係長	42511
予防係	42461,42462
F a x	49006

危険物保安室	
NTT 5253-7524	Fax 5253-7534
設置場所	番号
危険物保安室長	42610
課長補佐	42611~42613
企画係長	42621
企画係	42622,42623
危険物施設係長	42631
危険物施設係	42632,42641
危険物指導調査・判定係長	42642
危険物指導調査係	42672
危険物判定係	42652
パイプライン係長	42661
パイプライン係	42662
F a x	49008

特殊災害室	
NTT 5253-7528	Fax 5253-7538
設置場所	番号
特殊災害室長	42710
課長補佐	42711,42712
企画係長	42721
企画係	42722
原子力災害係長	42723
原子力災害係	4,272,442,725
コンビナート保安・審査係長	42731
コンビナート保安係	42732
コンビナート審査係	42742,42743
F a x	49009

防災課	
NTT 5253-7525	Fax 5253-7535
設置場所	番号
防災課長	43110
災害対策官	43111
震災対策専門官	43112
主幹	43115
防災企画係長	43121
防災企画係	43122,43123
震災対策係長	43131
震災対策係	43132
地域調整係長	43134
地域調整係	43133
F a x	49010

参事官付	
NTT 5253-7507	Fax 5253-7576
参事官	43810
参事官補佐	43811

国際協力官	
国際協力・国際緊急援助係長	43812
救助係長	43821
救助係	43822,43823
国際協力係	43832
国際緊急援助係	43813
F a x	49035

国民保護室	
NTT 5253-7550	Fax 5253-7543
国民保護室長	43210
課長補佐	43212
主幹(併任)	43321
調整・企画・計画係長	43222
室員	43224,43226
F a x	49031

国民保護運用室	
NTT 5253-7551	Fax 5253-7543
国民保護運用室長	43310
課長補佐	43311
主幹(併任)	43321
運用・テロ対策係長	43221
室員	43223,43225
F a x	49031

地域防災室	
NTT 5253-7561	Fax 5253-7576
地域防災室長	43910
対策官(消防団専門官併任)	43711
課長補佐	43174,43113
消防団係長	43151
消防団係	43152~43154
住民防災係長	43114
住民防災係	43141
F a x	49030

防災情報室	
NTT 5253-7526	Fax 5253-7536
設置場所	番号
防災情報室長	43510
課長補佐	43511,43512
情報企画・連絡企画・情報管理係長	43521
室員	43541~43543
通信管理係長	43531
室員	43532
F a x	49034

応急対策室/広域応援室	
NTT 5253-7527	Fax 5253-7537
設置場所	番号
応急対策室長	43410
広域応援対策官	43610
課長補佐	43411,43412
航空専門官	43413
地域情報把握専門官	43414
応急対策第一係	43421
応急対策第二係	43424
広域応援企画・調整係長	43431
広域応援企画係	43433,43435
広域応援調整係	43432,43434
航空係長	43441
航空係	43442,43443
広域応援施設係長	43451
F a x	49033

消防防災・危機管理センター	
NTT 5253-7777	Fax 5253-7553
宿直室	49101~49103
F a x	49036

② 都道府県消防防災主管課電話番号

都道府県	消防防災電話	消防防災FAX	地域衛星電話	地域衛星FAX	NTT
北海道	01-11	01-11 *	001-210-22561	001-210-22729	011-204-5007
青森	02-221	02-229	002-801-810-1-5815	002-801-6021	017-734-9097
岩手	03-18	03-40	003-111-22-5155	003-111-21-181	019-629-5161
宮城	04-8-2375	04-8-2398	004-220-8-2375	004-220-8-2398	022-211-2375
秋田	05-11	05-52	005-100-100507	005-100-10060	018-860-4563
山形	06-531	06-500	006-800-1242	006-800-1501	023-630-2255
福島	07-61	07-60	007-200-2633	007-200-5524	024-521-7194
茨城	08-2879	08-2898	008-100-2879	008-100-2898	029-301-2885
栃木	09-7502	09-7505	009-500-2136	009-500-2146	028-623-2136
群馬	10-353	10-310	010-3001-2244	010-3001-4453	027-226-2251
埼玉	11-6-8171	11-6-8159	011-200-6-8171	011-200-6-8159	048-830-8181
千葉	12-7320	12-7656	012-500-7320	012-500-7110	043-223-2178
東京	13-70227	13-70096	013-100-70227	013-100-70096	03-5388-2456
神奈川	14-9724	14-9734	014-400-9724	014-400-9734	045-210-3441
新潟	15-11	15-11 *	015-401-823	015-401-881	025-282-1638
富山	16-3363	16-2827	016-111-3363	016-111-2827	076-444-3187
石川	17-4289	17-6897	017-111-4289	017-111-6743	076-225-1482
福井	18-111	18-113	018-111-610-2171	018-111-610-2189	0776-20-0308
山梨	19-2512	19-2519	019-200-2512	019-200-2519	055-223-1432
長野	20-213	20-241	020-231-8711	020-231-8739	026-235-7184
岐阜	21-671	21-679	021-400-2-2747	021-400-725	058-272-1124
静岡	22-21	22-26	022-100-2072	022-100-6250	054-221-2072
愛知	23-1128	23-4612	023-600-1128	023-600-4612	052-951-8647
三重	24-11	24-11 *	024-101-8-2189	024-101-8-2199	059-224-2189
滋賀	25-821	25-850	025-100-821	025-100-850	077-528-3436
京都	26-11	26-13	026-700-4479	026-700-8102	075-414-4472
大阪	27-4880	27-4870	027-200-200-4880	027-200-200-6654	06-6944-6021
兵庫	28-30	28-40	028-151-3140	028-151-6380	078-362-9812
奈良	29-9009	29-9210	029-111-9009	029-111-9210	0742-27-8456
和歌山	30-82262	30-499	030-300-82262	030-300-499	073-441-2264
鳥取	31-302	31-311	031-200-7878	031-200-8137	0857-26-7950
島根	32-2-5885	32-2-5930	032-300-2-5885	032-300-2-5930	0852-22-5889
岡山	33-2579	33-5730	033-101-2579	033-101-5730	086-226-7294
広島	34-89	34-84	034-101-2786	034-101-119	082-513-2786
山口	35-72360	35-868	035-201-2360	035-201-2408	083-933-2399
徳島	36-9503	36-2987	036-211-9503	036-211-2987	088-621-2716
香川	37-2467	37-2479	037-200-5062	037-200-5802	087-832-3181
愛媛	38-2317	38-2328	038-200-2317	038-200-2328	089-912-2335
高知	39-11	39-11 *	039-800-72-9018	039-800-72-9253	088-823-9320
福岡	40-7023	40-7399	040-700-7023	040-700-7390	092-641-4734
佐賀	41-702	41-703	041-200-1195	041-200-4503	0952-25-7027
長崎	42-7221	42-7231	042-111-7221	042-111-7232	095-824-3731
熊本	43-8-3462	43-7610	043-300-8-3462	043-300-7108	096-333-2118
大分	44-152	44-159	044-200-4-3155	044-200-4-1750	097-506-3158
宮崎	45-2140	45-2640	045-101-2140	045-101-2640	0985-26-7627
鹿児島	46-9822	46-9833	046-311-7-2256	046-311-7-5519	099-286-2312
沖縄	47-69-2090	47-69-4819	047-200-69-2090	047-200-69-4819	098-866-2143

☆「*」を付した都道府県のファクシミリは、電話により「切替依頼後」にFAX送信してください。

☆静岡県庁からのかけかた

- 庁内電話から衛星系の「地域衛星電話・FAX」を使用する場合、最初に特番「8」を押す。
- 専用電話(緑色)から地上系の「消防防災電話・FAX」を使用する場合、最初に特番「8」を押す。

特設公衆電話設置場所

地域	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数	地域	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数
下田市	下田市		諏訪神社(瀬川)	集会室	1	賀茂	南伊豆町		南上小学校	事務室前	1
			加増野水-レボ-シ	集会室	1				妻良区駐車場	駐車場	1
			福生沢中学校	職員室	1				南伊豆町立三東小学校	職員室	1
			向陽院	廊下	1				手石公民館	玄関	1
			諏訪神社(河内)	玄関	1				南中小学校	玄関	1
			下田東中学校	クラブ	1				左衛門高等中学校	事務室	1
			至徳院	玄関	1				大瀬公民館	玄関	1
			下田朝日小学校	玄関	1				南島保育所(旧南島小学校)	職員室	1
			八木山公民館	集会室	1				仲木入口(区駐車場)	駐車場	1
			流輪小学校	集会室	1				町宮差田クラブ	事務室	1
			鶴巻寺	玄関	1				岩が丘公民館(新区)	事務室	1
			旭病院	玄関	1				南伊豆町三坂地区防災センター	センター内	1
			上大沢集会所	集会室	1						
下大沢区集会所	集会室	1									
稲坪小学校	体育館	1									
稲坪集会所	玄関	1									
田生青少年漁の家	集会室	1									
白波小学校	職員室	1									
敷原公民館(市島子小内)	玄関	1									
市島子小	事務室	2									
下田中学校	玄関	2									
北瀬分野公民館	集会室	2									
稲坪中学校	図書室	1									
福生沢小学校	廊下	1									
下田高等中学校	玄関	1									
大貫茂小学校	玄関	1									
河津町	河津町		河津南小学校	職員室	29	賀茂	河津町		河津南小学校	職員室	1
			河津南小学校	体育館	1				河津南小学校	体育館	1
			河津南小学校	玄関	1				河津南小学校	玄関	1
			河津南小学校	玄関	1				河津南小学校	玄関	1
松崎町	松崎町		旧岩科小学校	廊下	4	松崎町			旧岩科小学校	廊下	2
			松崎高等中学校	事務室	2				松崎高等中学校	事務室	3
			三浦小学校	玄関	3				三浦小学校	玄関	1
西伊豆町	西伊豆町		安良里地区防災センター	体育館	2	西伊豆町			安良里地区防災センター	体育館	2
			仁科小学校	会議室	3				仁科小学校	会議室	2
			観光協会付近駐車場	駐車場	1				西伊豆中学校	駐車場	1
			西伊豆中学校	玄関	1				西伊豆町公民館運動場	野球場	1
			田子小学校	玄関	1				田子小学校	玄関	1
			旧田子中学校	玄関	1				旧田子中学校	玄関	1
			稲取幼稚園	玄関	11				稲取幼稚園	玄関	2
			稲取高等中学校	体育館	2				稲取高等中学校	体育館	5
			大川小学校	玄関	5				大川小学校	玄関	2
			北川文化会館	玄関	2				北川文化会館	玄関	1
東伊豆町	東伊豆町		熱川中学校	事務室	1	東伊豆町			熱川中学校	体育館	1
			熱川小学校	玄関	5				熱川小学校	玄関	5
			熱川幼稚園	玄関	2				熱川幼稚園	玄関	2
			熱川小学校	廊下	5				熱川小学校	廊下	5
			熱川地区防災センター	会議室	1				熱川地区防災センター	会議室	1

地域	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数	地域	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数
伊東市	伊東市		宇佐美中学校	体育館	4	伊東市			宇佐美中学校	体育館	4
			宇佐美小学校	体育館	5				宇佐美小学校	体育館	5
			伊東高等中学校	クラブ	5				伊東高等中学校	クラブ	5
			南野中学校	体育館	3				南野中学校	体育館	3
			伊東商業高等中学校	事務室	5				伊東商業高等中学校	事務室	5
			大瀬小学校	体育館	3				大瀬小学校	体育館	3
			伊東市立体育センター	体育館	4				伊東市立体育センター	体育館	4
			南小学校	職員室	4				南小学校	職員室	4
			南中学校	職員室	4				南中学校	職員室	4
			西小学校	職員室	6				西小学校	職員室	6
			十段広場(須園基組合)	玄関	2				十段広場(須園基組合)	玄関	2
			川奈小学校	職員室	2				川奈小学校	職員室	2
			東小学校	保健室	2				東小学校	保健室	2
			旭小学校	体育館	3				旭小学校	体育館	3
			伊東公園	公園	3				伊東公園	公園	3
			北中学校	保健室外壁	5				北中学校	保健室外壁	5
			城ヶ崎高等学校	職員室	3				城ヶ崎高等学校	職員室	3
			対馬中学校	クラブハウス	3				対馬中学校	クラブハウス	3
			八幡野小学校	ホール	3				八幡野小学校	ホール	3
			鶴戸小学校	体育館	2				鶴戸小学校	体育館	2
			鶴戸公園	公園	2				鶴戸公園	公園	2
			大仁中学校	職員室	79				大仁中学校	職員室	79
大仁体育館	玄関	1	大仁体育館	玄関	1						
大仁小学校	職員室	2	大仁小学校	職員室	2						
ひむかしの保育園	玄関	1	ひむかしの保育園	玄関	1						
神山小学校	事務室	1	神山小学校	事務室	1						
大仁北小学校	体育館	1	大仁北小学校	体育館	1						
大仁老人憩いの家(永福苑)	玄関	1	大仁老人憩いの家(永福苑)	玄関	1						
狩野川園地	公園	1	狩野川園地	公園	1						
葦山南小学校	事務室	1	葦山南小学校	事務室	1						
伊豆長師中学校	事務室	2	伊豆長師中学校	事務室	2						
狩野川バレーサークル(ニク)	事務室	1	狩野川バレーサークル(ニク)	事務室	1						
葦山体育館	体育館	1	葦山体育館	体育館	1						
伊豆市	伊豆市		縣下小学校	廊下	2	伊豆市			縣下小学校	廊下	2
			八岳小学校	職員室	1				八岳小学校	職員室	1
			修善寺小学校	事務室	1				修善寺小学校	事務室	1
			修善寺総合会館	ホール	1				修善寺総合会館	ホール	1
			土肥及び幼稚園	職員室	1				土肥及び幼稚園	職員室	1
			八幡神社(土肥消防第5分団)	玄関	1				八幡神社(土肥消防第5分団)	玄関	1
			中伊豆交流センター	事務室	1				中伊豆交流センター	事務室	1
			狩野下	教室	1				狩野下	教室	1
			修善寺園	体育館	1				修善寺園	体育館	1
			土肥中学校	事務室	1				土肥中学校	事務室	1
			土肥高等学校	研修室	1				土肥高等学校	研修室	1
			土肥高等学校(神楽園)	クラブ	1				土肥高等学校(神楽園)	クラブ	1
			湯島小学校	防炎倉庫	1				湯島小学校	防炎倉庫	1
			大東小学校	保健室	1				大東小学校	保健室	1
修善寺中学校	廊下	1	修善寺中学校	廊下	1						
修善寺町立修善寺南小学校	事務室	1	修善寺町立修善寺南小学校	事務室	1						
吉川区公民館	玄関	1	吉川区公民館	玄関	1						
大見小学校	事務室	1	大見小学校	事務室	1						
旧土肥南小学校	職員室	1	旧土肥南小学校	職員室	1						
修善寺東小学校	職員室	1	修善寺東小学校	職員室	1						
御殿場市	御殿場市		おまけ幼稚園	職員室	22	御殿場市			おまけ幼稚園	職員室	22
			印野小学校	職員室	1				印野小学校	職員室	1
			御前地区児童厚生会体育施設	体育館	1				御前地区児童厚生会体育施設	体育館	1

地域	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数	地域	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数						
三島市	三島市		佐野小学校	防炎倉庫	2	三島市			佐野小学校	防炎倉庫	2						
			坂小学校	防炎倉庫	1				坂小学校	防炎倉庫	1						
			山田小学校	防炎倉庫	3				山田小学校	防炎倉庫	3						
			中野中学校	防炎倉庫	3				中野中学校	防炎倉庫	3						
			三島南高等学校	防炎倉庫	2				三島南高等学校	防炎倉庫	2						
			沢田小学校	防炎倉庫	4				沢田小学校	防炎倉庫	4						
			新田中学校	防炎倉庫	2				新田中学校	防炎倉庫	2						
			新田小学校	防炎倉庫	3				新田小学校	防炎倉庫	3						
			長伏小学校	防炎倉庫	1				長伏小学校	防炎倉庫	1						
			更小学校	防炎倉庫	2				更小学校	防炎倉庫	2						
			徳倉小学校	防炎倉庫	2				徳倉小学校	防炎倉庫	2						
			北上小学校	防炎倉庫	1				北上小学校	防炎倉庫	1						
			三島南二日前広場	防炎倉庫	1				三島南二日前広場	防炎倉庫	1						
			中野小学校	防炎倉庫	3				中野小学校	防炎倉庫	3						
			西中学校	防炎倉庫	3				西中学校	防炎倉庫	3						
			南中学校	防炎倉庫	2				南中学校	防炎倉庫	2						
			三島北高等学校	防炎倉庫	3				三島北高等学校	防炎倉庫	3						
			北中学校	防炎倉庫	2				北中学校	防炎倉庫	2						
			西小学校	防炎倉庫	6				西小学校	防炎倉庫	6						
			三島市役所本庁	本庁1階	3				三島市役所本庁	本庁1階	3						
			東部	東部					御殿場南中学校	職員室	1	東部			御殿場南中学校	職員室	1
									御殿場小学校	職員室	1				御殿場小学校	職員室	1
YACA山荘	職員室	1				YACA山荘	職員室	1									
高根小学校	職員室	1				高根小学校	職員室	1									
御殿場中央公園	公園	1				御殿場中央公園	公園	1									
御殿場南中学校	職員室	1				御殿場南中学校	職員室	1									
御殿場南中学校	職員室	1				御殿場南中学校	職員室	1									
御殿場十字の園	職員室	1				御殿場十字の園	職員室	1									
障害者支援施設 野柳森	職員室	1				障害者支援施設 野柳森	職員室	1									
特別養護老人ホーム 白雲	職員室	1				特別養護老人ホーム 白雲	職員室	1									
障害者支援施設 富岳の園	職員室	1				障害者支援施設 富岳の園	職員室	1									
障害者支援施設 礼レンジット	職員室	1				障害者支援施設 礼レンジット	職員室	1									
さつき学園	職員室	1				さつき学園	職員室	1									
障害者支援施設 富岳の園	職員室	1				障害者支援施設 富岳の園	職員室	1									

西日本電信電話(株) R3.3.31

特設公衆電話設置場所

地域局	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数	地域局	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数
中部	静岡市	葵区	住吉小学校	体育館	5	中部	静岡市	葵区	細島スボーツ広場	広場	1
			吉田中学校	体育館	4				新田小学校新通公園(小學校併)	公園	4
			吉田小学校	体育館	1				駒形第二公園	公園	3
			吉田特別支援学校	体育館	3				東中学校	武道場	4
			吉田中央小学校	体育館	4				千代田小学校	公園	4
					20				長治総合東公園	公園	1
					2				香合第二公園	公園	1
					2				陸道第一公園	公園	1
					2				清久助小学校跡地	クワント	1
					1				静岡商業高等学校	武道場	5
					1				口坂本遊園地	公園	1
					8				黒山小公民館(黒島分校跡地)	駐車場	1
					3				山崎新田スボーツ広場	広場	2
					2				静岡市斎場	広場	2
					1				往与公園	公園	2
					5				城戸中学校	公園	1
					3				中瀬科小布分校	体育館	1
					3				藤崎南小学校	体育館	1
					5				藤崎南小学校	体育館	3
					2				私立西小学校	公園	1
		2	共愛北小学校	体育館	1						
		2	城東公園	公園	1						
		2	青木の杜公園	公園	1						
		6	葵(郷内)小学校	公園	3						
		3	菅橋公園	公園	1						
		7	藤崎西小学校	体育館	1						
		6	新田西スボーツ広場	体育館	1						
		9	森町小学校	広場	3						
		9	大富小学校	重務室	2						
		6	大富小学校	重務室	2						
		2	大井川体育館	職員室	1						
		5	東益津中学校	駐車場	3						
		2	和田小学校	職員室	5						
		2	和田小学校	職員室	2						
		9	津中中学校	体育館	2						
		2	津中中学校	体育館	2						
		1	大井川中学校	公園	1						
		5	つひ平自治会館	クワント	1						
		3	小川中学校	体育館	5						
		2	大村公民館	(空白)	2						
		2	和田公民館	会議室	2						
		118	安西小学校	体育館	1						
		1	安東公園(諏訪神社)	公園	1						
		3	安東中学校	公園	3						
		1	安東小学校	武道場	1						
		1	安西スボーツ広場	広場	1						
		6	安西スボーツ広場	広場	6						
		5	安西スボーツ広場	広場	5						
		1	井川小学校	職員室	1						
		1	井川小学校	職員室	1						
		4	藤崎小学校	事務所	4						
		3	藤崎中学校	事務所	3						
		1	藤崎小学校	体育館	1						
		4	藤崎中学校	公園	4						
		3	清水山公園	公園	3						
		4	藤崎山公園	公園	4						
		2	藤崎中学校	公園	2						
		1	下スボーツ広場	広場	1						
		5	藤崎山公園	公園	5						
		1	藤崎小学校	事務所	1						
		3	成間神社	事務所	3						
		1	東海大学短期大学	体育館	1						
		1	千歳スボーツ広場	広場	1						

地域局	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数	地域局	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数
中部	静岡市	葵区	大河内北小地	クワント	1	中部	静岡市	葵区	大河内北小地	クワント	1
			西条中学校	事務室	7				西条中学校	事務室	7
			東部防炎センター	クワント	4				東部防炎センター	クワント	4
			駒形青少年の家	体育館	1				駒形青少年の家	体育館	1
			西条小学校	体育館	3				西条小学校	体育館	3
			南河内立大学学生園	公園	1				南河内立大学学生園	公園	1
			静岡英和学院大学	職員室	1				静岡英和学院大学	職員室	1
			東豊田小学校	ホール	3				東豊田小学校	ホール	3
			池田公園	公園	1				池田公園	公園	1
			池田西公園	公園	4				池田西公園	公園	4
			大里西公園	体育館	2				大里西公園	体育館	2
			静岡児童センター	体育館	1				静岡児童センター	体育館	1
			中野小学校	体育館	3				中野小学校	体育館	3
			土屋小学校	体育館	6				土屋小学校	体育館	6
			倉玉見小学校	体育館	1				倉玉見小学校	体育館	1
			喜宮公園	公園	1				喜宮公園	公園	1
			高松中学校	公園	1				高松中学校	公園	1
			東新田小学校	公園	1				東新田小学校	公園	1
			南安部公園	公園	4				南安部公園	公園	4
			南郷小学校	体育館	6				南郷小学校	体育館	6
榎下公園	公園	5	榎下公園	公園	5						
八幡山公園	公園	2	八幡山公園	公園	2						
藤田中学校	公園	4	藤田中学校	公園	4						
戸斗前公園	公園	7	戸斗前公園	公園	7						
河津総合高等学校	職員室	1	河津総合高等学校	職員室	1						
用宗公園南側	公園	1	用宗公園南側	公園	1						
中原スボーツ広場	広場	5	中原スボーツ広場	広場	5						
中島中学校	体育館	1	中島中学校	体育館	1						
		3			3						
		162			162						
		5	清水滝原小学校	体育館	5						
		4	清水高部小学校	体育館	4						
		3	小倉神社前池	駐車場	3						
		6	清水高部小学校	校内敷地	6						
		2	浦原中学校	体育館	2						
		2	浦原小学校	職員室	2						
		2	浦原小学校	職員室	2						
		2	浦原市民文化センター	体育館	2						
		8	清水第一中学校	体育館	8						
		7	清水御津中学校	事務所	7						
		9	清水御津小学校	事務所	9						
		3	清水御津小学校	共同広場	3						
		2	独立行政法人農研研究所	神社境内	2						
		5	宗徳神社	体育館	5						
		3	清水駒越小学校	職員室	3						
		5	自見公園	公園	5						
		3	自見公園	公園	3						
		6	後引公園	公園	6						
		4	清水江島小学校	公園	4						
		6	清水第三中学校	事務所	6						
		8	清水第三小学校	事務所	8						
		5	清水第五中学校	公園	5						
		2	東海大学三島研修館	玄関	2						
		9	東海大学三島研修館	体育館	9						
		2	清水東高等学校	玄関	2						
		2	小河内小学校	玄関	2						
		7	小島小学校	体育館	7						
		5	清水不二見小学校	保健室	5						
		5	清水不二見小学校	体育館	5						
		1	防炎センター	防炎倉庫	1						
		303			303						
		1	丸石坂公民館	公園	1						
		1	長田南中学校	事務所	1						
		5	川原小学校	公園	5						
		2	下川原公園	公園	2						
		5	東田コユニティ-防炎センター	体育館	5						
		8	東田コユニティ-防炎センター	体育館	8						
		2	東田西中学校	事務所	2						
		2	東田西小学校	事務所	2						
		1	丸石川スボーツ広場	広場	1						
		2	丸石川スボーツ広場	広場	2						
		2	高松公園	公園	2						
		3	南中学校	職員室	3						
		1	宮竹小学校	職員室	1						
		6	西田田小学校	ホール	6						
		1	南郷保徳福徳センター	ホール	1						
		12	静岡視覚特別支援学校	駐車場	12						
		1	草薙総合運動公園	公園	1						
		2	東田北小学校	事務所	2						
		1	向敷地スボーツ広場	広場	1						
		6	向敷地スボーツ広場	広場	6						
		2	長田南小学校	職員室	2						
		2	長田南小学校	職員室	2						
		3	大里東小学校	体育館	3						
		1	東豊田中学校	事務所	1						
		1	城山中学校	体育館	1						

西日本電信電話(株) R3.3.31

特設公衆電話設置場所

地域局	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数	地域局	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数
中部	静岡市	清水区	清水岡小学校	体育館	5	中部	静岡市	清水区	神座小学校	職員室	1
			清水第二中学校	体育館	5				神谷城西公民館	玄関	1
			清水総合運動場体育館	体育館	6				かひの池公園	事務室	1
			清水袖師中学校	職員室	7				川根小学校	玄関	3
			清水西高等学校	事務室	9				石向地区集会所	玄関	1
			清水海上技術短期大学	廊下	8				右風巨集会所	玄関	1
			清水三保第二小学校	体育館	5				山形都市交流センター	体育館	1
			船越堤公園	公園	5				旧榎間中学校	玄関	1
			船越堤町自治館	玄関	2				川根中学校	玄関	2
			清水第七中学校	体育館	7				披里地域交流センター	ロビー	1
			清水有度第二小学校	体育館	4				相賀小学校	玄関	1
			清水袖師小学校	体育館	4				大井神社境内	事務室	1
			日本平運動公園	公園	9				初倉中学校	事務室	3
			静岡国立大学周辺	クラウン	4				静大付属中学校	クラウン	3
			中河内小学校	玄関	1				島田第一小学校	職員室	2
			静岡バシオ高等学校	職員室	8				島田第二小学校	職員室	3
			清水入江小学校	体育館	5				夢つゆの会館	体育館	1
			清水第八中学校	体育館	8				六合東小学校	職員室	1
			清水荘小学校	体育館	4				六合中学校	職員室	1
			清水館田東小学校	体育館	5				六合公民館	職員室	1
清水館田小学校	体育館	7	六合小学校	職員室	1						
清水有度第一小学校	体育館	8	初倉南小学校	体育館	1						
由比中学校	事務室	2	島田第三小学校	職員室	2						
由比小学校	体育館	2	駿遠学園	事務室	1						
向河内中学校	体育館	2	大津小学校	職員室	2						
和田島小学校	体育館	1									
清水西河内小学校	体育館	2									
					282						
					747						
中部	川根本町		川根南部分小学校	職員室	1	中部	藤枝市		いまいし交流センター	事務室	2
		中央小学校	玄関	1	あさひの森保育園			事務室	2		
		中川根中学校	体育館	1	岡部中学校			ロビー	1		
		木川根小学校	体育館	1	朝比奈第一小学校			廊下	1		
		川根高等学校	事務室	2	みわ保育園			職員室	1		
				6	藤枝市立岡部小学校			クラウン	1		
				6	藤枝中学校			校内敷地	6		
				1	藤枝市立青島小学校			職員室	2		
				1	藤枝市立真梨小学校			体育館	4		
				1	広瀬小学校			体育館	2		
				2	静岡国立藤枝北高等学校			職員室	2		
				2	藤枝中央小学校			玄関	1		
島田市	島田市		島田工業高等学校	体育館	6	島田市	島田市		高洲南小学校	クラウン	1
		島田第五小学校	事務室	1	藤枝市立高洲小学校			クラウン	3		
		伊久美小学校	体育館	1	藤枝市立青島東小学校			クラウン	5		
		島田輝誠高等学校(旧島田学園)	職員室	1	藤枝市民クラウン			駐車場	3		
		島田第一小学校	玄関	1	青島北小学校			体育館	3		
		島田高等学校	防災倉庫	2	藤枝市立青島南小学校			体育館	3		
		大井川緑地公園(市道上競技場管理棟)	クラウン	4	藤枝市立栗原西北小学校			玄関	1		
		島田第二中学校	公園	2	青島中学校			クラウン	2		
		島田第三中学校	体育館	4	中央小学校跡地			クラウン	3		
		島田商業高等学校	玄関	4	箕栗中学校			事務室	2		
		菊川の里会館	玄関	1	藤枝市立藤枝小学校			校内敷地	2		
		五和小学校	体育館	1	静岡国立藤枝東高等学校			クラウン	2		
		金谷小学校クラウン	防災倉庫	1	西谷津中学校			校内敷地	2		
		島田市立金谷小学校	事務室	1	藤枝市立西谷津小学校			校内敷地	3		
		金谷町中央公民館(みんく)	ホール	1	藤枝市立藤岡小学校			廊下	2		
		金谷高等学校	クラウン	1	藤枝市立藤岡小学校			職員室	5		
		島田市立金谷中学校	事務室	1	藤枝市立福葉小学校			職員室	2		
		必茶の里会館	ホール	1	瀬戸台中学校			体育館	1		
		初倉小学校	玄関	3	瀬戸台小学校			職員室	1		
		初倉公民館	玄関	1	大洲中学校			玄関	2		

西日本電信電話(株) R3.3.31

地域局	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数
中部	藤枝市		高州中学校	クラウン	3
			細江小学校	校内敷地	5
			坂部小学校	玄関	4
			勝間田小学校	職員室	4
			新庄遊樂地	防災倉庫	1
			藤原中学校	工作室	5
			須々木遊樂地	防災倉庫	1
			静波クラウン	クラウン	5
			相良小学校	体育館	2
			牧之原エニティーセンター	玄関	2
			陣木山遊樂地	防災倉庫	1
			片浜小学校	クラウン	1
					31
					1076

特設公衆電話設置場所

地域局	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数	地域局	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数	
西部	掛川市	掛川市	掛川工業高等学校	事務室	2	湖西市	御前崎市	御前崎市立浜岡北小学校	体育館	40		
			大須賀中学校	事務室	2			御前崎小学校	体育館	3		
			機須賀小学校	職員室	2			浜岡東小学校	職員室	2		
			機須賀高等学校	職員室	2			御前崎市立第一小学校	事務室	2		
			桜木小学校	生活室	1			池新田高等学校	事務室	2		
			成重中学校	事務室	1			浜岡田中学校	体育館	2		
			掛川西中学校	事務室	2			浜岡総合運動場	体育館	2		
			掛川中央小学校	職員室	1			白浜コミニティ防災センター	玄関	2		
			掛川第一小学校	職員室	1			新谷小学校	体育館	3		
			掛川市総合福祉センター	体育館	1			白羽小学校	体育館	1		
		湖西市	掛川市	和岡町地産連携学習センター	職員室	4	新谷小学校	体育館	3			
				原田小学校	玄関	1	豊岡中学校	体育館	20			
				いたいの広場	玄関	1	森中学校	体育館	1			
				大東町立東小学校	職員室	2	森小学校	職員室	1			
				北中学校	職員室	1	旭が丘中学校	玄関	1			
				西郷小学校	会議室	1	森町文化会館	玄関	1			
				土方小学校	職員室	1	徳園小学校	職員室	1			
				上内田小学校	職員室	1	徳園小学校	職員室	1			
				掛川西高等学校	職員室	2	徳園小学校	職員室	1			
				城北小学校	職員室	3	徳園小学校	職員室	1			
西部	掛川市	掛川市	壬生小学校	職員室	1	西部	森町	徳園小学校	職員室	1		
			倉賀小学校	職員室	1			徳園小学校	職員室	1		
			掛川市立大浜中学校	職員室	1			徳園小学校	職員室	1		
			大坂小学校	職員室	1			徳園小学校	職員室	1		
			掛川第二小学校	体育館	1			徳園小学校	職員室	1		
			白坂小学校	職員室	1			徳園小学校	職員室	1		
			中ノ小学校	職員室	1			徳園小学校	職員室	1		
			東山地域生涯学習センター	職員室	1			徳園小学校	職員室	1		
			原桑地域域立林の郷文化センター	職員室	1			徳園小学校	職員室	1		
			原合小学校	職員室	2			徳園小学校	職員室	1		
		湖西市	掛川市	掛川市	菅野小学校	職員室	1	西部	袋井市	袋井南小学校	職員室	1
					大瀬小学校	職員室	1			袋井南中学校	職員室	1
					岳洋中学校	職員室	52			袋井南高等学校	職員室	1
					菊川西中学校	職員室	1			袋井南高等学校	職員室	1
					小笠南小学校	廊下	1			袋井南高等学校	職員室	1
					菊川東中学校	ホール	2			袋井南高等学校	職員室	1
					岡崎中学校	事務室	5			袋井南高等学校	職員室	1
					岡崎小学校	職員室	3			袋井南高等学校	職員室	1
					アメリゾラザ	ホール	5			袋井南高等学校	職員室	1
					新居町立新居幼稚園	職員室	1			袋井南高等学校	職員室	1
湖西市	掛川市	掛川市	新居町民センター	職員室	1	湖西市	袋井市	袋井南高等学校	職員室	1		
			新居中学校	職員室	3			袋井南高等学校	職員室	1		
			新居高等学校	職員室	3			袋井南高等学校	職員室	1		
			浜名特別支援学校	職員室	1			袋井南高等学校	職員室	1		
			新居町民センター	職員室	1			袋井南高等学校	職員室	1		
			新居町体育館	職員室	1			袋井南高等学校	職員室	1		
			湖西東小学校	職員室	4			袋井南高等学校	職員室	1		
			知波田小学校	職員室	2			袋井南高等学校	職員室	1		
			白須賀小学校	職員室	3			袋井南高等学校	職員室	1		
			湖西高等学校	職員室	2			袋井南高等学校	職員室	1		
		鷲津中学校	職員室	4	袋井南高等学校	職員室	1					
		湖西市	掛川市	掛川市	鷲津小学校	職員室	3	湖西市	袋井市	袋井南高等学校	職員室	1
					鷲津小学校	職員室	3			袋井南高等学校	職員室	1
					鷲津小学校	職員室	3			袋井南高等学校	職員室	1
					鷲津小学校	職員室	3			袋井南高等学校	職員室	1
					鷲津小学校	職員室	3			袋井南高等学校	職員室	1
					鷲津小学校	職員室	3			袋井南高等学校	職員室	1
					鷲津小学校	職員室	3			袋井南高等学校	職員室	1
					鷲津小学校	職員室	3			袋井南高等学校	職員室	1
					鷲津小学校	職員室	3			袋井南高等学校	職員室	1
鷲津小学校	職員室				3	袋井南高等学校	職員室			1		

地域局	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数	地域局	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数		
西部	掛川市	掛川市	向笠小学校	事務室	1	西部	浜松市	西部	向笠小学校	職員室	3		
			豊田東小学校	事務室	1				豊田東小学校	職員室	5		
			御前崎小学校	体育館	1				豊田東小学校	職員室	3		
			御前崎第一中学校	体育館	2				豊田東小学校	職員室	1		
			田原小学校	事務室	1				豊田東小学校	職員室	2		
			豊田南小学校	職員室	1				豊田東小学校	職員室	7		
			アメリゾラ	職員室	1				豊田東小学校	職員室	7		
			豊田南小学校	職員室	1				豊田東小学校	職員室	7		
			豊田南小学校	職員室	1				豊田東小学校	職員室	7		
			豊田南小学校	職員室	1				豊田東小学校	職員室	7		
		湖西市	掛川市	掛川市	豊田南小学校	職員室	1	湖西市	掛川市	掛川市	豊田南小学校	職員室	5
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
湖西市	掛川市	掛川市	豊田南小学校	職員室	1	湖西市	掛川市	掛川市	豊田南小学校	職員室	5		
			豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2		
			豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2		
			豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2		
			豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2		
			豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2		
			豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2		
			豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2		
			豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2		
			豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2		
		湖西市	掛川市	掛川市	豊田南小学校	職員室	1	湖西市	掛川市	掛川市	豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2
					豊田南小学校	職員室	1				豊田南小学校	職員室	2

特設公衆電話設置場所

地域局	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数	地域局	市町	区	設置建物名	利用場所	特設公衆電話数
西部	浜松市	天龍区	上阿多吉小学校	職員室	1	浜松市	西部	北区	内野小学校	体育館	3
			船明夕人運動公園	グラウンド	2				浜名中学校	体育館	5
			磯山小学校	グラウンド	1				伊平小学校	体育館	1
			三原駅前広場	広場	1				井伊谷小学校	体育館	2
			清竜中学校	体育館	1				引佐南中学校	倉庫	1
			天竜高等学校	体育館	1				金指小学校	職員室	1
			二俣小学校	体育館	1				湖北高等学校	玄関	1
			下阿多吉小学校	職員室	1				引佐北小学校	体育館	1
					24				旧渡川小学校	職員室	1
					3				久留米小学校	職員室	1
					5				川名小学校	職員室	2
					4				西四村防災センター	職員室	1
					11				気賀小学校	職員室	1
					6				伊豆小学校	職員室	1
					5				細江中学校	職員室	1
					8				大瀬小学校	職員室	1
					4				中郡小学校	職員室	1
					2				中郡小学校	職員室	1
					7				中野町小学校	玄関	1
					5				与連小学校	体育館	1
		3	豊西小学校	体育館	2						
		9	和町小学校	保健室	1						
		5	有玉小学校	職員室	2						
		2	天竜中学校	職員室	2						
		90			51						
西部	浜松市	天龍区	遠州浜小学校	職員室	2	浜松市	西部	北区	高台幼稚園	職員室	1
			白鷺小学校	体育館	9				尾家小学校	体育館	1
			可美小学校	玄関	2				三ノ白西小学校	体育館	1
			新橋体育センター	体育館	9				中英公民館	ホール	1
			新津中学校	玄関	6				三ノ白東小学校	算数室	2
			新津小学校	体育館	6				平山小学校	体育館	2
			東陽中学校	更衣室	5				三方原小学校	職員室	1
			東陽小学校	体育館	5				初生小学校	職員室	3
			可美中学校	体育館	8				北星中学校	廊下	4
			河輪小学校	廊下	2				都田小学校	体育館	1
			芳川北小学校	体育館	2				都田中学校	職員室	1
			砂丘小学校	職員室	5				都田南小学校	職員室	3
			東部中学校	玄関	3				三方原中学校	職員室	2
			浜松市立飯田小学校	体育館	11				豊岡小学校	廊下	2
			芳川小学校	体育館	5						2
			高陽中学校	体育館	9						62
					89						676
					4						884
			浜北区	浜松市	浜北区				赤佐小学校	体育館	4
浜北中学校	体育館	6				井伊谷小学校	体育館	2			
北浜小学校	体育館	4				引佐南中学校	倉庫	1			
夜宿小学校	倉庫	2				金指小学校	職員室	1			
鹿玉小学校	職員室	3				湖北高等学校	玄関	1			
北浜南小学校	グラウンド	2				引佐北小学校	体育館	1			
北浜南小学校	体育館	2				旧渡川小学校	職員室	1			
浜名小学校	体育館	4				久留米小学校	職員室	1			
北浜東部中学校	職員室	4				川名小学校	職員室	2			
新原小学校	職員室	2				西四村防災センター	職員室	1			
北浜北小学校	体育館	3				気賀小学校	職員室	1			
北浜北小学校	体育館	5				伊豆小学校	職員室	1			
北浜中学校	体育館	8				細江中学校	職員室	1			
北浜真小学校	体育館	5				大瀬小学校	職員室	1			
大平小学校	体育館	1				中郡小学校	職員室	1			
中瀬小学校	職員室	3				中郡小学校	職員室	1			

地域局名	公衆電話数	設置箇所数
賀茂地域局	98	68
東部地域局	863	325
中部地域局	1076	364
西部地域局	884	326
静岡県合計	2921	1083

同報系

市町名	通信システム(△:整備中)			観局(役場)				中継所			子局		※ 地震計等接続方式	備考		
	デジタル無線方式	アナログ無線方式	稼働開始年月	名称	送信周波数(MHz)	送信出力(W)	名称	送信周波数(MHz)	送信出力(W)	屋外(アンテナは内数)局数	アンサーバック付き	戸別受信機配備率(%)				
下田市	△		R3.4	広報下田	62.70125	0.1	下田武山	62.70125	0.1	119	119	0	4	F		
		○	S55.5	広報下田	57.26	0.1	下田武山	57.26	0.1	139	5	410		F		
		○	H9.4	東伊豆町役場	55.955	0.1	下田高樓	57.26	0.1					5	B	
河津町		○	H14	広報河津	68.82	5	大川中継所	68.595	3	70	19	300		2	B、F	
南伊豆町	△		R5.4				淡間山中継所	61.895	10							
南伊豆町		○	H7	南伊豆町役場	60.065	0.5	二條中継局	60.065	0.5	89	25	642		18	F	
松崎町	○		H31.3	デジタル広報松崎	55.37375	0.1	牛原無線中継所	55.37375	0.1	50	8	1,673		57	A、F	
西伊豆町		○	H5	広報西伊豆	60.995	5	広報大沢里	68.805	10	51	9	39		1	F	
熱海市		○	H1	広報熱海	60.065	0.1	熱海管我山	69.435	5	131	0	1,176		6	F	
伊東市		○	H29.6	デジタル広報伊東	64.04	0.1	デジタル小室山中継局	60.485	10	78	3			6	F	
		○	H12	広報伊東	60.08	0.1	小室山中継局	68.85	5	70	0	1,965			F	
沼津市	△		R5.4	広報沼津	65.57375	1	真城山簡易中継局	65.57375	0.05							
							61.20125	0.1								
三島市		○	S56	広報三島	68.895	5	長井崎再送信局	65.57375	0.05	102	6			2	F	
御殿場市		○	H24	広報御殿場	62.87	5	大平4再送信局	61.20125	0.1							
		○	S57	広報御殿場	69.135	5		65.57375	0.5							
裾野市		○	H31.3	広報裾野	65.5125	10	小山音沼中継所	57.665	0.01	13	5	13,057		60	F	
		○	H12.12	広報裾野	68.28	10		63.55	0.01							
伊豆市	△(検討中)		R4.4													
		○	H5.3	(修善寺)	69.465	10		68.865	5	66	63	75			C	
		○	H6.3	(土肥)	61.895	0.5	置山無線中継所	61.895	0.5	34	33	1,715		32	B、F	
		○	S60.6	(天城湯ヶ島)	68.805	10		68.805	10	39	0	330			C	
		○	H1.3	(中伊豆)	63.56	0.01	石上中継所	68.55	1	30	5	2,190			C	
伊豆の国市		○	H21	広報伊豆の国	55.865	0.1	大山中継所	60.065	0.1	368	0	1,022		5	F	
		○	S55	広報伊豆長岡	68.865	5		69.735	3	175	0	479			F	
		○	H22	広報伊豆の国蘆山再送信	55.865	0.1		69.735	3	48	0	15			F	
		○	S55	広報蘆山	69.15	1		69.735	3	44	0	18			F	
		○	H23	広報伊豆の国大仁再送信	55.865	0.1		69.735	3	200						
函南町	△		H26.1	広報函南	68.835	1				62	62	41		0	F	
清水町		○	S54	広報清水	68.835	1				18		57				
長泉町		○	R1.11	広報清水	65.64875	1				28				58		
		○	S55.4	広報清水	68.805	1						8,200				
小山町	△		R3.4	広報小山	57.665	0.01				45				2		
富士市	△		H2.12	広報小山	57.665	0.01				2		346				
富士宮市		○	H21.3	広報富士	69.18	5										
静岡市		○	H21.3	富士川金丸山	65.315	5	金丸山中継局	58.25	0.1	403	0	850		0	F	
		○	S45.4	広報富士宮	69.165	5								100	C	
焼津市		○	H3.4	広報富士宮芝川	59.955	0.1	富士宮大嶺日	68.295	10	56	0	2,950			C	
		○	H4	広報静岡	60.065	0.1	大山中継所	60.065	0.1	388	0	1,022		5	F	
		○	H14	広報静岡	68.595	5		69.735	3	175	0	479			F	
		○	H17	広報静岡蒲原	68.88	5		69.735	3	48	0	15			F	
		○	H16	広報静岡由比	69.15	1		69.735	3	44	0	18			F	
藤枝市	○		H24	広報焼津	65.285	5				200						
麻枝市		○	H5	(焼津)	68.85	1				0		91		3	A、F	
		○	H8	(大井川)	69.18	1				0		1,800				
		○	H22	広報藤枝	65.33	10				177	4	0			F	
島田市		○	S55	広報藤枝	69.45	10				22	2	95		0	F	
		○	H1	広報藤枝岡部	69.42	10				1		49			F	
		○	H11	広報島田	60.08	0.1	相賀中継所	69.15	2	131	0	137			F	
川根本町		○	H17	広報島田金谷	69.435	2				56	0	5,610		83	F	
		○	H27.4	広報島田川根	57.26	0.1	駒山中継所	69.895	2	36	23	308			F	
牧之原市		○	H2.5	25GHz	2m		28GHz	20m	47	0	0		0	F		
吉田町		○	H30.1	広報牧之原	55.36625	10	坂部中継局	65.66375	10	110	20	1,388		10		
磐田市		○	H9	広報吉田	65.58125	0.1	相良中継局	65.60375	10	36	36	0		0	C	
		○	H29.7	広報吉田	68.82	0.1	地頭方再送信	61.18625	10	0	0	0		0	C	
		○	H8.4	広報磐田	68.895	2	軟地中継	60.815	2	326	325	295			F	
		○	H7.4	広報磐田福田	69.135	0.1						483			F	
		○	H8.4	広報磐田菟洋	69.465	0.5						4,878		66	F	
掛川市		○	H63.4	広報磐田豊岡	68.82	1						800			F	
		○	H18.3	広報掛川	69.105	10						1,296			F	
袋井市		○	S55.5	広報掛川	69.465	5	広報掛川小笠山	64.235	10	298	3	1,881		15	F	
御前崎市		○	H29.1	広報掛川大東	69.165	5	広報掛川大須賀	68.805	1			4,870				
菊川市		○	H29.1	広報袋井	60.485	5				223	79	695		20	F	
森町		○	H18	広報御前崎	62.87	1	白羽中継所	65.27	1	146	13	5,880		50	F	
		○	H2	(浜岡)	69.45	1						5,880				
森町		○	H27.6	広報菊川	62.675	1	菊川吉沢再送信	65.48	1	122	2			63	F	
		○	S58	広報菊川	68.835	1	小笠支所再送信	65.48	1				8,135		F	
		○	S57.2	広報菊川小笠	69.135	1						3,384		F		
浜松市		○	H21	広報森	69.45	5	森町谷崎再送信	68.205	0.5	19	16	6,170		100		
		○	R3.4	広報浜松	69.150	5	森町三倉再送信	68.205	0.1							
		○	H2	広報浜松舞阪	69.180	1				46	27	2,550				
		○	H12	広報浜松雄踏	69.135	1				29		3,442				
		○	H11	広報浜松細江	69.165	1				27	3	100				
		○	H1	広報浜松引佐	63.560	10	浜松引佐菟野中継局	69.520	0.01	66		500				
		○	S60	広報浜松三ヶ日	69.435	1				64	7	203		4		
		○	H6	広報浜松浜北	68.850	1				67		128				
		○	H12	広報浜松天竜	69.420	10				117	7	289				
		○	S63	広報浜松春野	68.835	5	浜松春野城山中継局	63.560	5	155		296				
		○	S62	広報浜松佐久間	60.995	0.1	浜松佐久間樺山中継局	68.880	10	65		2,190				
		○	H3	広報浜松水窪	60.065	1	浜松水窪大津崎中継局	60.065	10	40		2,044				
		○	S56	広報浜松龍山	68.805	10				35	5	1,418				
	湖西市		○	H14	広報湖西	60.92	1	広報湖西白須賀	63.665	0.1	106	3	0			C-F
			○	H27	広報湖西	68.835	1				57		51			C-F
		○	H10	広報新居	68.88	1						1,060				

※地震計等接続方式
A:地震計(市町が設置したもの)と運動
B:地震計(県等が設置したもの)と運動
C:地震計の設置のみ(県等が設置したものは除く)
D:緊急情報衛星同報システムと運動
E:緊急情報衛星同報システムの設置のみ
F:全国瞬時警報システム(J-アラート)と運動

8-10 市町別有線放送施設

(県危機政策課) R3.4.1

支部	市町	加入数(注)	支部	市町	加入数(注)
賀茂危機管理局	下田市	—	中部危機管理局	静岡市	—
	東伊豆町	—		島田市	—
	河津町	—		焼津市	—
	南伊豆町	—		藤枝市	—
	松崎町	—		牧之原市	—
	西伊豆町	—		吉田町	—
	計	0		川根本町	—
東部危機管理局	沼津市	—	計	0	
	熱海市	—	西部危機管理局	浜松市	2,209
	三島市	—		中区	—
	富士宮市	—		東区	—
	伊東市	—		西区	—
	富士市	—		南区	—
	御殿場市	—		北区	2,209
	裾野市	—		浜北区	—
	伊豆市	—		天竜区	—
	伊豆の国市	—		磐田市	—
	函南町	—		掛川市	—
	清水町	—		袋井市	—
	長泉町	—		湖西市	—
	小山町	—		御前崎市	—
計	0	菊川市		—	
		森町	—		
		計	2,209		
		県合計	2,209		

(注)有線テレビジョン放送を含まない。

9-1 消防ポンプ自動車等整備状況（消防本部）

消防本部名	普通消防ポンプ自動車（B-1以上）	水櫃付消防ポンプ自動車（B-1以上）	はしご付消防自動車			水櫃付ポンプはしご自動車（B-1以上）	大型高所放水車	泡原液搬送車	化学消防自動車		指揮車	清野作業車	電・照明車	小型動力ポンプ		排煙・高発泡車	広線車	空機搬送車	資機材搬送車	消防投入車	滅火工作車	レッリ車	クレーン車	震災救助車	自動二輪車		給食・給水車	移動無線電話車	防災指示車	防災用防水ポンプ	その他消防用車両				
			1.9m以下	2.4m以上3.0m以下	3.8m以上				泡	粉末				積水ポンプ車	排水ポンプ車										水櫃車	水櫃II型車						水櫃III型車	水櫃II型車	水櫃III型車	全消
静岡県	7	34	0	0	4	1	1	1	1	11	0	0	0	0	79	0	0	0	7	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	1	36	
浜松市	18	21	1	0	1	2	3	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
熱海市	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
富士宮市	0	6	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
富士市	0	12	0	0	1	0	1	0	0	3	0	0	0	0	10	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
静岡市	2	5	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
掛川市	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
湖西市	1	3	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
御前崎市	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
菊川市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
御殿崎市・小山町広域行政組合	2	5	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
袋井市森町広域行政組合	4	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
駿東伊豆消防本部	15	15	0	0	2	0	3	0	0	3	0	0	0	0	14	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
志太広域事務組合	3	7	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
下田消防本部	5	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
富士山南東消防本部	4	7	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
計	65	129	2	1	14	3	9	1	1	33	0	41	0	0	118	8	1	34	0	0	0	0	0	24	0	14	10	0	0	0	0	1	2	130	

(県消防保安課) R3.4.1

9-1-2 消防ポンプ自動車等整備状況 (消防団)

(県消防保安課)R3.4.1

市町名	普通消防ポンプ自動車(B-1以上)	水槽付消防ポンプ自動車(B-1以上)	指揮車	林野火災工作車	小型動力ポンプ			広報車	水槽車			その他の車両
					積込ポンプ	未積載	ポハンドル動力		水ポンプ付	水槽車II型	未積込	
静岡市	78	7	1	0	105	62	0	0	0	0	0	0
浜松市	89	2	1	0	58	0	0	0	0	0	0	6
熱海市	11	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0
富士宮市	29	5	0	0	6	37	18	0	0	0	0	0
富士市	34	0	0	0	0	33	0	1	0	0	0	0
磐田市	28	0	1	0	27	1	0	0	0	0	0	1
掛川市	29	1	3	0	0	8	0	0	0	0	0	0
湖西市	13	0	1	0	2	22	0	0	0	0	0	0
御前崎市	12	0	1	0	10	0	0	0	0	0	0	1
菊川市	17	0	0	0	0	10	0	2	0	0	0	0
御殿場市	26	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
小山町	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
袋井市	16	0	2	0	9	1	0	0	0	0	0	0
森町	8	0	1	0	8	4	0	0	0	0	0	1
沼津市	40	0	0	0	0	40	0	0	0	0	0	0
伊東市	17	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	0
伊豆市	21	0	0	0	18	30	0	0	0	0	0	0
伊豆の国市	16	1	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0
東伊豆町	9	0	0	0	8	35	0	0	0	0	0	0
函南町	5	0	1	0	1	1	5	1	0	0	0	0
清水町	3	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0
焼津市	19	3	1	0	3	23	0	0	0	0	0	0
藤枝市	22	1	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0
下田市	14	0	1	0	10	0	0	0	0	0	0	0
河津町	8	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0
南伊豆町	4	0	0	0	16	3	3	0	0	0	0	0
松崎町	3	0	1	0	14	0	0	1	0	0	0	0
西伊豆町	5	0	0	0	13	0	1	4	0	0	0	0
三島市	8	0	0	0	11	0	0	1	0	0	0	0
裾野市	6	0	1	0	3	9	0	0	0	0	0	1
長泉町	4	0	0	0	1	4	1	1	0	0	0	0
島田市	35	0	2	0	35	29	0	1	0	0	0	0
牧之原市	18	0	2	0	10	0	0	1	0	0	0	0
吉田町	5	0	1	0	4	3	1	0	0	0	0	0
川根本町	8	0	0	0	18	6	0	0	1	0	0	0
計	667	20	24	1	411	392	29	15	1	0	0	10

10-1-1 異常気象時における道路通行規制要綱（県道路保全課）

第1条 目的

この要綱は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時において、道路の通行が危険であると認められる場合の通行規制の基準等を定め、交通の安全と円滑を期することを目的とする。

第2条 異常気象時通行規制区間の指定

交通基盤部長は、中部地方整備局および県警察本部の意見をきいて、道路の状況（道路構造、地形、地質、過去の被害の程度、路線としての交通事情等）から、異常気象時において被害が発生するおそれが著しいと認められる箇所を含む相当の区間を異常気象時通行規制区間として指定するものとする。

第3条 異常気象時通行規制区間の変更、解除

交通基盤部長は、防災対策工事等の進捗により道路の状況（道路構造、地形、地質、過去の被害の程度、路線としての交通事情等）から、異常気象時において被害が発生するおそれが低いと認められる区間の変更、解除を行う場合には、中部地方整備局および県警察本部の意見をきいて行うものとする。

第4条 道路通行規制基準等

交通基盤部長は、異常気象時における事故を未然に防止するため、中部地方整備局および県警察本部の意見をきいて、道路および気象の状況（降雨量、積雪、風速、震度等）に応じた各規制区間ごとの道路通行規制基準を指定・変更するものとする。

道路通行規制基準に定める道路通行規制の種類は、通行止めおよび通行注意の2種類とする。

第5条 道路通行規制の実施および解除

- (1) 道路通行規制基準に基づく道路通行規制の実施は、規制区間を管轄する土木事務所長が行うものとする。
- (2) 土木事務所長は、前項の規制を実施しようとするときは、あらかじめ所轄の警察署長に規制の区間、理由および種類を連絡するものとする。
- (3) 道路通行規制の実施は、通行止めにあつては、道路標識をもって、通行注意にあつては、指示看板（標識）をもって行うものとし、規制の対象区間および理由を明示するものとする。
- (4) 道路通行規制の解除は、土木事務所長が通行の安全を確認した後、速やかに行うものとし、所轄の警察署長にこれを連絡するものとする。

第6条 情報連絡

土木事務所長が、道路通行規制を実施し、または解除する場合は、別添「情報連絡系統図」に基づき情報の入手、関係機関相互の連絡、一般への広報等を行い、その徹底を図るものとする。

第7条 その他の道路通行規制

土木事務所長は、第2条および第4条に該当しない場合においても必要があるときは、通行止めまたは通行注意の規制を行うことができるものとする。

この場合の通行規制の実施、解除および情報連絡等については、第5条および第6条の規定を準用する。

(附 則)

この要綱は、昭和44年8月4日から施行する。

この要綱は、平成1年9月1日から施行する。

この要綱は、平成3年9月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

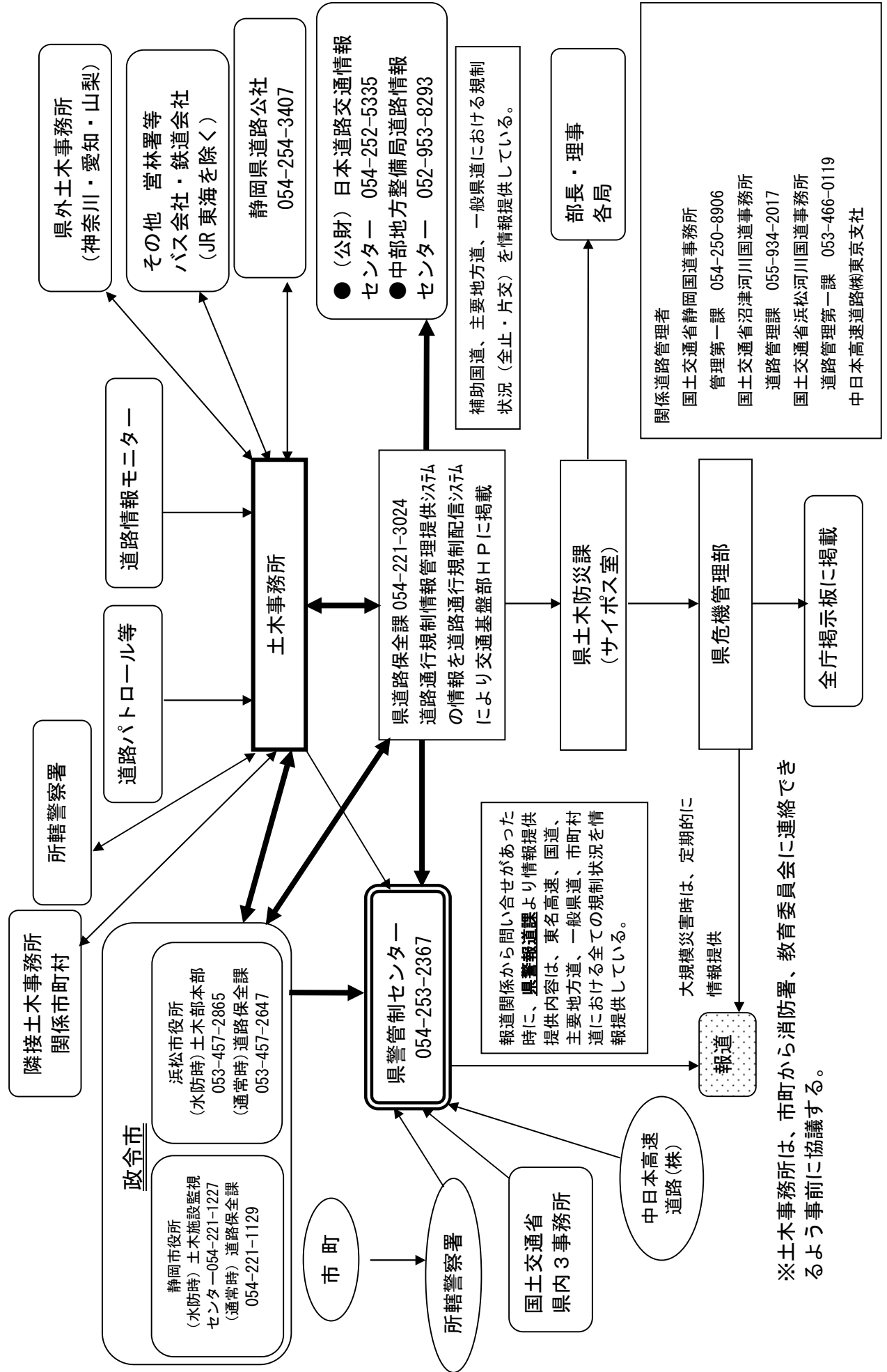
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

静岡県道路通行規制情報連絡系統図

令和3年4月1日



※土木事務所は、市町から消防署、教育委員会に連絡できるように事前に協議する。

10-1-2 通行規制基準(通行規制区間)
 (中部地方整備局、中日本高速道路㈱、県道路公社、県道路保全課) R3. 4. 1

(1) 国土交通省関係

路線名	担当事務所	通行規制区間		H27 交通量 (台/日)	気象観測所	規 制 基 準 通行止雨量	備 考
		区 間	延長 km				
1号	沼 津 河川国道	田 方 郡 函 南 町 桑 原 字 茨 ヶ 平 " " " 字 枯 木	3.7	9, 872	箱根テレメータ	連続雨量250mm 落石、法面崩落	沼津国道維持出張所
52号	静岡国道	静 岡 市 清 水 区 小 河 内 字 坂 本 " " " 央 原	1.7	7, 507	逢坂テレメータ	連続雨量300mm 組合せ雨量 連続250mm 時間 50mm	静岡国道維持出張所
246号	沼 津 河川国道	駿 東 郡 小 山 町 大 字 生 土 " " " 大 字 棚 頭	6.2	17, 148	小山テレメータ	連続雨量250mm	御殿場国道維持出張所
1号	浜 松 河川国道	島 田 市 番 生 寺 掛 川 市 日 坂 新 田 字 裏	6.0	31, 482	金谷テレメータ	" "	掛川国道維持出張所

(2)中日本高速道路㈱

①東名高速道路

区間	担当事務所	降雨通行止規制基準		地震通行止規制基準
		連続雨量	組合せ雨量(※)	
大井松田IC ~ 御殿場IC	御殿場保全・サービスセンター	350mm	連続220mm、時間50mm	計測震度4.5以上
御殿場IC ~ 裾野IC	〃	〃	〃	計測震度5.0以上
裾野IC ~ 沼津IC	〃	〃	〃	〃
沼津IC ~ 富士IC	富士保全・サービスセンター	300mm	〃	計測震度4.5以上
富士IC ~ 清水JCT	〃	〃	〃	〃
清水JCT ~ 清水IC	〃	〃	〃	計測震度5.0以上
清水IC ~ 静岡IC	静岡保全・サービスセンター	〃	〃	〃
静岡IC ~ 焼津IC	〃	〃	〃	〃
焼津IC ~ 吉田IC	〃	〃	〃	計測震度4.5以上
吉田IC ~ 相良牧之原IC	〃	〃	〃	〃
相良牧之原IC ~ 菊川IC	〃	〃	〃	〃
菊川IC ~ 掛川IC	〃	〃	〃	計測震度5.0以上
掛川IC ~ 袋井IC	〃	〃	〃	計測震度4.5以上
袋井IC ~ 磐田IC	〃	〃	〃	計測震度5.0以上
磐田IC ~ 浜松IC	〃	〃	〃	〃
浜松IC ~ 浜松西IC	浜松保全・サービスセンター	〃	〃	〃
浜松西IC ~ 三ヶ日IC	〃	〃	〃	計測震度4.5以上
三ヶ日IC ~ 豊川IC	〃	280mm	〃	計測震度5.0以上

※組合せ雨量の定義：連続雨量と時間雨量の組合せをい、例えば「連続140mm、時間30mm」とは、連続雨量が140mmを超えて、かつ時間雨量が30mmを超えた場合を示し、連続雨量が140mmを超えた時点で時間雨量（その1時間前からの雨量）の値が30mmを超えていた場合が早く出現するケースである。

※計測震度の定義：地震計により算出された「計測震度」を地震動の強さを示す指標として定義し、震度を決定している。

②新東名高速道路

区間	担当事務所	降雨通行止規制基準		地震通行止規制基準
		連続雨量	組合せ雨量(※)	
新御殿場IC ~ 御殿場JCT	御殿場保全・サービスセンター	330mm	連続220mm、時間55mm	計測震度5.0以上
御殿場JCT ~ 長泉沼津IC	〃	300mm	連続230mm、時間55mm	〃
長泉沼津IC ~ 新富士IC	富士保全・サービスセンター	〃	〃	計測震度4.5以上
新富士IC ~ 新清水IC	〃	〃	〃	〃
新清水IC ~ 新清水JCT	〃	〃	〃	〃
(清水連絡路)	〃	〃	〃	〃
新清水JCT ~ 清水JCT	〃	〃	〃	計測震度5.0以上
新清水JCT ~ 新静岡IC	〃	〃	〃	計測震度4.5以上
新静岡IC ~ 新静岡IC	浜松保全・サービスセンター	250mm	連続220mm、時間50mm	〃
森枝岡IC ~ 島田金谷IC	〃	〃	〃	〃
島田金谷IC ~ 森掛川IC	〃	〃	〃	〃
森掛川IC ~ 浜松浜北IC	〃	〃	〃	〃
浜松浜北IC ~ 浜松いなさJCT	〃	180mm	連続160mm、時間50mm	〃
(引佐連絡路)	〃	〃	〃	〃
浜松いなさJCT ~ 三ヶ日JCT	〃	250mm	連続220mm、時間50mm	〃
浜松いなさJCT ~ 新城IC	〃	180mm	連続160mm、時間50mm	〃

※組合せ雨量の定義：連続雨量と時間雨量の組合せをい、例えば「連続140mm、時間30mm」とは、連続雨量が140mmを超えて、かつ時間雨量が30mmを超えた場合を示し、連続雨量が140mmを超えた時点で時間雨量（その1時間前からの雨量）の値が30mmを超えていた場合が早く出現するケースである。

※計測震度の定義：地震計により算出された「計測震度」を地震動の強さを示す指標として定義し、震度を決定している。

③中部横断自動車道

区間	担当事務所	降雨通行止規制基準		地震通行止規制基準
		連続雨量	組合せ雨量(※)	
新清水JCT ~ 富沢IC	富士保全・サービスセンター	320mm	連続260mm、時間60mm	計測震度4.5以上

※組合せ雨量の定義：連続雨量と時間雨量の組合せをい、例えば「連続140mm、時間30mm」とは、連続雨量が140mmを超えて、かつ時間雨量が30mmを超えた場合を示し、連続雨量が140mmを超えた時点で時間雨量（その1時間前からの雨量）の値が30mmを超えていた場合が早く出現するケースである。

※計測震度の定義：地震計により算出された「計測震度」を地震動の強さを示す指標として定義し、震度を決定している。

④一般有料道路

区間	担当事務所	降雨通行止規制基準		地震通行止規制基準
		連続雨量	組合せ雨量(※)	
東富士五湖道路(国道138号) 山中湖IC ~ 須走IC	大月保全・サービスセンター	410mm	連続290mm、時間50mm	計測震度5.0以上

※組合せ雨量の定義：連続雨量と時間雨量の組合せをい、例えば「連続140mm、時間30mm」とは、連続雨量が140mmを超えて、かつ時間雨量が30mmを超えた場合を示し、連続雨量が140mmを超えた時点で時間雨量（その1時間前からの雨量）の値が30mmを超えていた場合が早く出現するケースである。

※計測震度の定義：地震計により算出された「計測震度」を地震動の強さを示す指標として定義し、震度を決定している。

(3) 静岡県道路公社関係

道路名	区間	延長(km)	H28交通量(台/日)	気象観測所	規制基準		危険内容	指定年度
					通行注意	通行止		
伊豆中央道(136号)	—	—	14,075	伊豆中央道料金所	—	—	—	平成2年度解除
修善寺道路(136号)	—	—	10,433	修善寺テレメーター	—	—	—	—
浜名湖新橋有料道路(村楠三方原線)	浜松市西区白洲町 浜松市西区古入見町	1.3	826	古人見料金所	風速 10分間平均15m/s	風速 10分間平均25m/s	車両横転	平成27年度変更
伊豆スカイライン	田方郡函南町大字桑原 伊豆の国市大字長者ヶ原	16.7	2,787	熱海峠料金所	連続雨量 150mm 積雪量 5cm	連続雨量 200mm 積雪量 20cm	落石、法面崩落 積雪、凍結	平成8年度変更
	伊豆の国市大字長者ヶ原 伊豆市大字冷川	14.6		亀石峠料金所	連続雨量 150mm 積雪量 5cm	連続雨量 200mm 積雪量 20cm	落石、法面崩落 積雪、凍結	平成8年度変更
	伊豆市大字冷川	9.3		天城高原テレメーター	連続雨量 150mm 積雪量 5cm	連続雨量 200mm 積雪量 20cm	落石、法面崩落 積雪、凍結	平成28年度変更
箱根スカイライン	御殿場市大字神山 裾野市大字深良	5.0	405	湖尻峠テレメーター	連続雨量 150mm 積雪量 5cm	連続雨量 200mm 積雪量 20cm	落石、法面崩落 積雪、凍結	平成8年度変更

(4) 静岡県関係

(県道路保全課)

令和3年4月1日現在

静岡県・政令市

通行規制基準 (通行規制区間)

道路種別 一般国道

規制 番号	道路 種別	路線名	担当 事務所	通行規制区間		交通 量 台/日(T05)	気象観測所	規制基準		危険内容	指定年度
				区 間	延長km			通行注意	通行止		
1	国	135号	下田	下田市板戸	6.4	8,973	下田テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和57年度
2	国	135号	下田	賀茂郡河津町谷津	2.3	10,867	稲取テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和57年度 昭和58年度改訂
3	国	135号	下田	賀茂郡東伊豆町稲取	5.7	13,218	熱川テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和57年度 昭和58年度改訂
4	国	135号	熱海	賀茂郡東伊豆町白田	5.9	13,371	多賀テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和44年度 昭和48、50、57、 平成5、11、20年度改訂
5	国	135号	熱海	伊東市宇佐美	3.5	19,734	伊東テレメーター 多賀テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和48年度 昭和50、57年、 平成11年度改訂
6	国	135号	熱海	熱海市錦ヶ浦	3.5	14,209	熱海テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和46年度 平成11年度改訂
7	国	136号	下田	熱海市伊豆山	6.7	1,353	南伊豆テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和48年度 昭和59年度改訂 平成20年度改訂
8	国	136号	下田	賀茂郡南伊豆町差田	4.7	810	南伊豆テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和58年度
9	国	136号	下田	賀茂郡南伊豆町伊浜	7.1	2,405	松崎テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和47年度 昭和51、63年度改訂
10	国	136号	下田	賀茂郡松崎町雲見	1.0	11,347	松崎テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和44年度 昭和51年度改訂
11	国	136号	沼津	賀茂郡松崎町外部	11.0	5,001	船原テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和44年度 昭和55年、 平成4、17年度改訂
13	国	138号	沼津	伊豆市土肥新田	3.5	11,211	御殿場テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm 時間雨量 50mm	落石、崩落等	昭和60年度
14	国	152号	浜松市	伊豆市船原新田	7.1	1,060	水窪テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和46年度
15	国	152号	浜松市	浜松市天竜区水窪町池島	13.6	2,365	佐久間テレメーター	積雪量 5cm	積雪量 20cm	積雪、凍結	昭和45年度
16	国	152号	浜松市	浜松市天竜区水窪町大原	6.3	3,432	水窪テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	平成元年度
17	国	362号 (旧道)	浜松市	浜松市天竜区水窪町奥領家	2.5	70	本坂テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和46年度 昭和52、58年度改訂
18	国	362号	浜松市	浜松市天竜区佐久間町大井	18.5	610	春野テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和48年度
19	国	362号	島田	浜松市天竜区龍山町瀨尻	15.3 (県管理8.6)	770	本川根テレメーター	積雪量 5cm	積雪量 20cm	積雪、凍結	昭和46年度 平成5、17年度改訂
20	国	414号	静岡市	静岡市天竜区龍山町西川	11.6	3,867	清沢テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 250mm	落石、崩落等	昭和45年度 昭和51、52、56、59年、 平成元、17年度改訂
21	国	414号 (旧道)	沼津	賀茂郡河津町梨本	6.3	65	湯ヶ島テレメーター	連続雨量 120mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	平成2年度
22	国	469号	富士	伊豆市桐山	5.0	451	長貫テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	平成5年度
23	国	469号	富士	富士宮市下柚野	1.3	1,560	長貫テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和47年度 昭和54、63年度改訂 平成5年度路線変更
24	国	473号	浜松市	富士宮市上稲子	13.3	2,182	佐久間テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和46年度 昭和48、平成6年度改訂 平成5年度路線変更
25	国	473号	島田	富士宮市下稲子	6.5	6,773	川根テレメーター	連続雨量 120mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和45年度 昭和63、平成2、平成19年度改訂 平成5年度路線変更
71	国	150号	袋井	山梨県境	1.19	7,718	遠州大橋 (磐田市側)	風速15m/s	風速25m/s	車両横転	令和元年度

国 道 計

25 区間

169.8

県管理
(101.8)

通行規制基準 (通行規制区間)

令和3年4月1日現在
静岡県・政令市

道路種別 主要地方道

規制 番号	道路 種別	路線名	担当 事務所	通行規制区間		交通量 台/日(T05)	気象観測所	規制基準		危険内容	指定年度
				区間	延長km			通行注意	通行止		
27	主	飯田富山 佐久間	浜松市	浜松市天竜区佐久間町 佐久間ダム	3.1	1,033	佐久間テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和48年度
28	主	飯田富山 佐久間	浜松市	浜松市天竜区佐久間町中部 浜松市天竜区佐久間町浦川	6.7	2,248	佐久間テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和46年度 昭和48年度改訂 平成5年度路線変更
29	主	豊橋大知波	浜松	愛知県境 湖西市大知波	1.5	7,675	本坂テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和62年度
30	主	天竜東栄	浜松市	浜松市天竜区渡ヶ島	5.4	4,190	天竜テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和45年度
31	主	天竜東栄	浜松市	浜松市天竜区上野 浜松市天竜区熊	15.6	278	坂野テレメーター	水位 2.5m 連続雨量 80mm	水位 3.5m 連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和45年度
32	主	富士川身延	富士	浜松市天竜区佐久間町川上 富士宮市尾崎	3.5	3,310	長貫テレメーター	積雪量 5cm	積雪量 20cm	積雪、凍結	昭和44年度
33	主	熱海函南	熱海 沼津	山梨県境 熱海市大字熱海 田方郡函南町大字畑	4.0	10,296	丹那テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 250mm	落石、崩落等	平成9年度 平成17年度改訂
34	主	下田松崎	下田	下田市加増野	5.2	5,587	婆娑羅テレメーター 椎原テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和47年度 昭和58、平成19年度改訂
35	主	下田石廊 崎	下田	賀茂郡南伊豆町石廊崎 賀茂郡南伊豆町差田	8.0	718	南伊豆テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和48年度 昭和59年度改定
36	主	沼津土肥	沼津	沼津市大瀬 沼津市戸田	11.5	1,057	戸田新田テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和44年度 平成6年度改訂
37	主	修善寺戸田	沼津	伊豆市修善寺 沼津市戸田	9.0	3,276	戸田新田テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和45年度 平成3、17年度改訂
38	主	伊東大仁	熱海 沼津	伊東市宇佐美 伊豆の国市田原野	7.3	7,419	県道路公社管理事務所	積雪量 5cm	積雪量 20cm	積雪、凍結	昭和44年度
39	主	御殿場 富士公園 富士公園 太郎坊 富士宮 富士公園	沼津 富士	御殿場市中畑 富士宮市山宮	19.4	1,248	大淵(新二合目) テレメーター	連続雨量 150mm 積雪量 5cm	連続雨量 200mm 積雪量 20cm	落石、崩落等 積雪、凍結	平成6年度 平成17年度改訂
40	主	井川湖御幸	静岡市	静岡市葵区大日 静岡市葵区上落合	13.1	776	井川テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和49年度 昭和52年度改訂
41	主	梅ヶ島温泉 昭和	静岡市	静岡市葵区麻野 静岡市葵区梅ヶ島	26.0	1,257	俵沢テレメーター 梅ヶ島テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和44年度 昭和52年度改訂
42	主	藤枝黒俣	島田 静岡市	藤枝市市之瀬 静岡市葵区久能尾	18.0 (県管理10.4)	430	瀬戸谷テレメーター 清沢テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和55年度 平成17年度改訂
43	主	掛川川根	袋井	掛川市滝之谷 掛川市居尻	8.5	2,268	栗ヶ岳テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和47年度 昭和48、50年度改訂
44	主	袋井春野	袋井 浜松市	周智郡森町一の瀬 浜松市天竜区春野町平尾	9.9 (県管理4.0)	2,181	天方テレメーター 春野テレメーター	連続雨量 120mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和47年度 昭和62年度改定
45	主	伊東西伊豆	下田	賀茂郡西伊豆町宇久須字大倉 賀茂郡西伊豆町大次里	8.3	810	仁科峠テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崩落等	平成4年度
46	主	南アルプス 公園	静岡市	静岡市葵区沼平 静岡市葵区八木尾又	16.8	404	畑藤テレメーター 井川テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和48年度 昭和52年度改訂
47	主	南アルプス 公園	静岡市	静岡市葵区井川 静岡市葵区笠張	12.2	599	井川テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和46年度 昭和52年度改訂
48	主	南アルプス 公園	静岡市	静岡市葵区八幡 静岡市葵区大間	21.5	1,071	清沢テレメーター 大川テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崩落等	昭和46年度 平成5年度改訂
49	主	南アルプス 公園	静岡市	静岡市葵区笠張 静岡市葵区大間	8.0	1,071	井川テレメーター 大川テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崩落等	平成7年度
50	主	島田川根	島田	島田市神座 島田市川口	3.5	14,216	島田テレメーター 川根テレメーター	連続雨量 130mm	連続雨量 160mm	落石、崩落等	昭和45年度 昭和52、63年度 平成17年度改訂
51	主	川根寸又峽	島田	榛原郡川根本町奥泉 榛原郡川根本町大間	9.4	2,559	本川根テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和47年度 昭和50、61、平成2、17年度改訂 平成6年度路線変更
主要地方道計				25 区間	255.4	県管理 (113.5)					

通行規制基準 (通行規制区間)

令和3年4月1日現在

道路種別 一般県道

静岡県・政令市

規制 番号	道路 種別	路線名	担当 事務所	通行規制区間		交通量 台/日(T05)	気象観測所	規制基準		危険内容	指定年度
				区 間	延長km			通行注意	通行止		
52	一	伊東川奈 八幡野	熱海	伊東市新井 伊東市川奈	2.5	1,513	伊東テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	平成11年度
53	一	遠笠山富戸	沼津	伊豆市遠笠山 伊豆市大幡野	8.6	1,478	天城高原テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 250mm	落石、崩落等	昭和60年度
54	一	南伊豆松崎	下田	賀茂郡南伊豆町蛇石 賀茂郡松崎町八木山	7.0	1,852	南伊豆テレメーター 松崎テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崩落等	昭和46年度
55	一	船原西浦 高原	沼津	伊豆市船原新田(船原峠) 伊豆市修善寺(戸田峠)	9.9	156	船原テレメーター 戸田新田テレメーター	積雪量 5cm	積雪量 20cm	積雪、凍結	平成17年度
56	一	藍山伊豆長岡 修善寺	沼津	伊豆の国市神島	0.6	2,412	修善寺テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石	平成15年度
57	一	富士公園 太郎坊	富士	富士宮市栗倉 富士市大淵	13.0	248	大淵(新二合目) テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	平成6年度
58	一	三ツ峰落合	静岡市	静岡市葵区笠張 静岡市葵区上助	19.4	946	井川テレメーター 俵沢テレメーター	連続雨量 100mm	連続雨量 120mm	落石、崩落等	昭和46年度 昭和52年度改訂
59	一	春野 下泉(停)	浜松市	浜松市天竜区春野町河内 浜松市天竜区春野町水舟	20.0	552	春野テレメーター 川竹テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和58年度 平成17年度改訂
60	一	大輪天竜	浜松市	浜松市天竜区佐久間街町大輪 浜松市天竜区龍山町下平山	9.6	274	龍山テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	平成元年度
61	一	佐倉 御前崎港	袋井	御前崎市中原 御前崎市下岬	4.1	2,387	御前崎テレメーター	波高 3.5m	波高 4.5m	波浪打上げ	昭和55年度
62	一	島田岡部	島田	島田市新町 島田市佐夜鹿	3.7	9,296	国土交通省 金谷テレメーター	連続雨量 130mm	連続雨量 180mm	落石、崩落等	昭和48年度 昭和63年度改訂
63	一	水窪森	浜松市	浜松市天竜区水窪町河内浦 浜松市天竜区水窪町門桁	12.8	182	門桁テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崩落等	昭和53年度
64	一	水窪森	浜松市	浜松市天竜区水窪町門桁 浜松市天竜区春野町勝坂	9.1	429	門桁テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崩落等	昭和49年度
65	一	水窪森	浜松市	浜松市天竜区春野町牧野 浜松市天竜区春野町静修	13.6	429	春野テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崩落等	昭和58年度
66	一	上稲子長貫	富士	富士宮市下稲子 富士宮市長貫	3.3	4,709	長貫テレメーター	連続雨量 150mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和47年度 昭和54、63、平成19年度改訂
67	一	大河内森	袋井	周智郡森町大河内 周智郡森町亀久保	3.0	950	大河内テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崩落等	平成6年度 平成21年度改訂
68	一	御殿場箱根	沼津	御殿場市深沢 神奈川県境	7.4	351	御殿場テレメーター	連続雨量 120mm	連続雨量 200mm	落石、崩落等	昭和46年度 昭和52年度改訂 平成6年度路線変更
69	一	仁科峠 宇久須	下田	賀茂郡西伊豆町宇久須字大蔵 賀茂郡西伊豆町宇久須字大沢	8.5	1,988	仁科峠テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崩落等	平成8年度
55	一	西天城 高原	沼津	伊豆市土肥新田 伊豆市船原新田	2.3	225	船原テレメーター	連続雨量 120mm	連続雨量 150mm	落石、崩落等	昭和44年度 昭和55、平成17年度改訂
70	一	静岡焼津	静岡市 島田	静岡市駿河区石部 焼津市浜当目	5.1 (県管理2.9)	4,803	用宗テレメーター 中港テレメーター	連続雨量 80mm	連続雨量 100mm	落石、崩落等	昭和44年度 昭和50、58年度改訂 平成17年度路線名変更

一般県道計	20 区間	163.5	県管理 (76.8)						
県管理道路計	70 区間	588.7	県管理 (292.9)						

10-1-3 道路情報提供装置一覧表

(中部地方整備局、県道路保全課)

番号	路線名	事務所名	形式	表示位置	備考
1	一般国道1号	沼津河川国道事務所	NHL3	箱根峠(下)	H20
2	"	"	通行止 HL2	茨ヶ平(下)	H16
3	"	"	通行止 HL2	桑原(上)	H16
4	"	"	HL2	塚原新田(上)	H13
5	"	"	HL5	谷田(上)	H16
6	"	"	NHL3	玉川(上・下)	H19
7	"	"	HL2	八幡(下)	H15
8	"	"	NHL3	緑ヶ丘(上)	H19
9	"	静岡国道事務所	NL3	中里(上・下)	H22
10	"	"	HL2	鯨島(上)	H15
11	"	"	NHL3	靖国(上)	H20
12	"	"	HL2	靖国町(下)	H16
13	"	"	NHL3	蒲原(下)	H22
14	"	"	HL4	興津東町(上・下)	H15
15	"	"	NHL3	清水(下)	H19
16	"	"	HL5	清水天玉(上)	H15
17	一般国道1号(現道)	"	HL3	江尻台町(上)	H13
18	"	"	NHL3	清閑町(下)	H20
19	一般国道1号	"	NHL5	丸子(上)	H21
20	"	"	HL3	岡部(下)	H10
21	"	"	NHL3	藤枝岡部ICランプ	H23
22	"	"	通行止 HL2	広幡IC(下)	H16
23	"	"	通行止 HL2	綾田東IC(上)	H16
24	"	"	通行止 HL2	綾田西IC(下)	H16
25	"	"	NHL3	谷相葉(上)	H18
26	"	"	NHL3	藤枝(上)	H21
27	一般国道1号(環形河湾)	沼津河川国道事務所	NHL3	徳倉(下)	H21
28	"	"	NHL5	徳倉(上)	H21
29	"	"	NHL3	谷津川橋(上)	H21
30	"	"	HL2	函南塚本(下)	H25
31	"	"	HL3	錦が丘	H25
32	一般国道52号	静岡国道事務所	HL3	興津中町(下)	H18
33	"	"	HL2	興津中町(上)	H16
34	"	"	HL2	小島(下)	H16
35	"	"	通行止 HL2	坂本(下)	H12

番号	路線名	事務所名	形式	表示位置	備考
36	"	"	HL2	達坂(上)	H16
37	"	"	HL2	矢原上(上)	H15
38	"	"	HL2	矢原下(下)	H15
39	"	"	通行止 HL2	矢原(下)	H16
40	"	"	HL2	芝川(上)	H15
41	"	"	通行止 HL2	内房(上)	H16
42	一般国道52号	静岡国道事務所	NHL3	富沢(上)	H19
43	一般国道138号	沼津河川国道事務所	HL2	籠坂(下)	H16
44	"	"	通行止 HL2	籠坂峠(下)	H16
45	"	"	通行止 HL2	須走(上)	H16
46	"	"	HL2	須走(上)	H14
47	"	"	NHL3	ぐみ沢BP(上・下)	H19
48	一般国道139号	静岡国道事務所	NHL3	錦町(下)	H19
49	"	"	NHL3	小泉(上)	H19
50	"	"	NHL3	小泉(下)	H27
51	"	"	NHL3	万野原(下)	H27
52	"	"	HL3	北山(下)	H12
53	"	"	NHL3	猪之頭(下)	H21
54	"	"	HL2	内野(上)	H16
55	"	"	広 HL2	野蒜高原(上)	H20
56	"	"	HL3	根原(上)	H14
57	一般国道246号	沼津河川国道事務所	HL3	生土(下)	H17
58	"	"	通行止 HL2	生土(下)	H9
59	"	"	通行止 HL2	菅沼(上)	H16
60	"	"	HL2	菅沼(上)	H14
61	"	"	NHL3	用沢(下)	H21
62	"	"	HL3	塚原(上)	H4
63	"	"	HL2	川島田(上)	H16
64	"	"	NHL3	御宿(上)	H19
65	"	"	NHL3	深長(下)	H19
66	"	"	NHL2	南一色(下)	H21
67	"	"	NHL5	下長窪	H21
68	"	"	NHL3	岡一色(下)	H19
69	一般国道1号	浜松河川国道事務所	HL3	野田本線(下)	H17
70	"	"	NHL3	野田(現道)	H24
71	"	"	HL4	野田本線(上)	H15
72	"	"	HL4	伊太(上)	H15
73	"	"	HL2	島整理(下)	H8
74	"	"	HL2	番生寺S(下)遮断機	H16

番号	路線名	事務所名	形式	表示位置	備考
75	"	"	HL2	菊川ランプ(S上)遮断機	H16
76	"	"	S	佐夜磨S(下)支線遮断機	S59
77	"	"	HL2	佐夜磨S(上)遮断機	H17
78	"	"	S	日坂S(上)遮断機	H11
79	"	"	HL2	日坂本線通行上(上)遮断機	H16
80	"	"	HL4	八坂[日坂BP](下)	H8
81	"	"	HL4	伊達万掛川BP(上)	H11
82	"	"	NHL3	大池(上)	H28
83	"	"	NHL5	原川(上)	H20
84	一般国道1号	浜松河川国道事務所	NHL5	国本(下)	H25
85	"	"	HL4	土橋(上)	H15
86	"	"	HL3	三ヶ野(下)	H16
87	"	"	HL5	中野町(下)	H20
88	"	"	NHL5	青屋町(上)	H23
89	"	"	HL4	倉松(下)	H14
90	"	"	NHL3	篠原ランプ(下・R257)	H19
91	"	"	HL5	篠原(上)	H21
92	"	"	HL2	坪井IC(下)	H18
93	"	"	HL2	鹿部IC(下)	H18
94	"	"	HL3	舞阪(下)	H18
95	"	"	NHL3	新居弁天ランプ(上下)	H20
96	"	"	NHL3	1号新居弁天(上・R301)	H19
97	"	"	HL3	新居(上)	H18
98	"	"	HL2	大倉戸(下)	H9
99	"	"	NHL3	大倉戸ランプ(上・R42)	H27
100	"	"	NHL5	潮見バイパス(上)	H26
101	"	"	NHL5	潮見バイパス(下)	H26
102	"	"	NHL3	潮見坂(上)	H19
103	"	"	HL5	見付(上)	H25
104	一般国道474号	"	HL3	鳳来峡IC北(下・R151)	H22
105	"	"	"	鳳来峡IC南(上・R151)	H22
106	引佐連絡路	"	HL3	東名連絡路(下)	H24
107	県道47号	"	HL3	浜松いなさIC(上)	H24
108	県道47号	"	HL3	浜松いなさIC(下)	H24
109	新東名連絡路	"	HL3	浜松いなさJCT	H24

(2)静岡県関係 (県道路線保全課) R3.4.1

道路種別	路線名	事務所	情報			表示位置		備考
			管理番号	形式	速限	案内・規制	案内	
1 国 135号	下田	下田	下田-0135-01	HL7型	速限	案内	下田市武ヶ浜地内	21m・トン
2 国 135号	下田	下田	下田-0135-01	HL7型	速限	案内	下田市武ヶ浜地内	21m・トン
3 国 135号	下田	下田	下田-0135-02	BL型	速限	案内	下田市白浜地内	可変制限
4 国 135号	下田	下田	下田-0135-04	BL型	速限	案内	河津町合津地内	可変制限
5 国 135号	下田	下田	下田-0135-04-01	HL7型	速限	案内	河津町合津地内	可変制限
6 国 135号	下田	下田	下田-0135-06	BL型	速限	案内	東伊豆町祖取地内	可変制限
7 国 135号	下田	下田	下田-0135-07	BL型	速限	案内	東伊豆町白地内	可変制限
8 国 135号	下田	下田	下田-0135-08	BL型	速限	案内	東伊豆町奈良本内	可変制限
9 国 135号	下田	下田	下田-0135-09	BL型	速限	案内	伊東市赤穴地内	可変制限
10 国 136号	下田	下田	下田-0136-01	B6型	速限	案内	南伊豆町妻田内	可変制限
11 国 136号	下田	下田	下田-0136-02	BL型	速限	案内	南伊豆町子浦地内	可変制限
12 国 136号	下田	下田	下田-0136-03	BL型	速限	案内	南伊豆町妻見地内	可変制限
13 国 136号	下田	下田	下田-0136-04	BL型	速限	案内	松崎町石部地内	可変制限
14 国 136号	下田	下田	下田-0136-05	B6型	速限	案内	松崎町石部地内	可変制限
15 国 136号	下田	下田	下田-0136-06	BL型	速限	案内	松崎町外郎地内	可変制限
16 国 136号	下田	下田	下田-0136-07	小型印式	速限	案内	西伊豆町妻地内	21m・トン
17 国 136号	下田	下田	下田-0136-08	BL型	速限	案内	南伊豆町伊浜地内	可変制限
18 国 136号	下田	下田	下田-0136-09	B6型	速限	案内	松崎町妻見地内	21m・トン
19 国 136号	下田	下田		HL7型	速限	案内	松崎町立奈地内	21m・トン
20 国 136号	下田	下田		HL7型	速限	案内	松崎町立奈地内	21m・トン
21 国 414号	下田	下田	下田-0414-01	F85型	速限	案内	河津町合津地内	可変制限
22 国 414号	下田	下田	下田-0414-03	BL型	速限	案内	河津町合津地内	21m・トン
23 国 414号	下田	下田	下田-0414-04	HL7型	速限	案内	河津町合津地内	可変制限
24 国 414号	下田	下田	下田-0414-05	BL型	速限	案内	河津町合津地内	可変制限
25 国 414号	下田	下田	下田-0414-	HL7型	速限	案内	河津町合津地内	21m・トン
26 主	下田松崎線	下田	下田-1015-01	B6型	速限	案内	下田市互作地内	可変制限
27 主	下田松崎線	下田	下田-1015-02	BL型	速限	案内	下田市加地野地内	可変制限
28 主	下田松崎線	下田	下田-1015-03	BL型	速限	案内	松崎町小杉原地内	可変制限
29 主	下田松崎線	下田	下田-1015-04	BL型	速限	案内	松崎町佐田地内	可変制限
30 主	下田石廊松崎線	下田	下田-1016-01	B6型	速限	案内	南伊豆町石廊崎地内	可変制限
31 主	下田石廊松崎線	下田	下田-1016-02	BL型	速限	案内	南伊豆町入間地内	可変制限
32 主	伊東西伊豆線	下田	下田-1059-01	BL型	速限	案内	西伊豆町宇久須地内	可変制限
33 主	伊東西伊豆線	下田	下田-1059-02	B6型	速限	案内	西伊豆町大沢里地内	可変制限
34 主	伊東西伊豆線	下田	下田-1059-03	B6型	速限	案内	西伊豆町仁科地内	可変制限
35 主	南伊豆松崎線	下田	下田-3121-01	B6型	速限	案内	南伊豆町佐佐木地内	可変制限
36 主	南伊豆松崎線	下田	下田-3121-02	B6型	速限	案内	松崎町八木山内	可変制限
37 一	七科峠宇久須線	下田	下田-3410-01	B6型	速限	案内	西伊豆町宇久須地内	可変制限
38 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-02	F85型	速限	案内	伊東市湯川地内	可変制限
39 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-03	BL型	速限	案内	伊東市宇佐美地内	可変制限
40 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-04	BL型	速限	案内	熱海市柳代地内	可変制限
41 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-05	BL型	速限	案内	熱海市上多賀地内	可変制限
42 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-06	BL型	速限	案内	熱海市香取山内	可変制限
43 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-07	B6型	速限	案内	熱海市田浜南町地内	可変制限
44 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-08	BL型	速限	案内	熱海市伊豆山内	可変制限
45 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-09	BL型	速限	案内	熱海市赤元山内	可変制限
46 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-10	HL7型	速限	案内	伊東市富内	21m・トン
47 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-11	HL7型	速限	案内	伊東市坂須美元和田	21m・トン
48 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-12	HL7型	速限	案内	伊東市宇佐美地内	21m・トン
49 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-13	A型	速限	案内	熱海市下多賀地内	21m・トン
50 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-14	A型	速限	案内	熱海市下多賀地内	21m・トン
51 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-15	HL7型	速限	案内	伊東市新井地内	21m・トン
52 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-16	HL7型	速限	案内	伊東市山奈地内	21m・トン
53 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-17	HL6型	速限	案内	熱海市昭南町地内	21m・トン
54 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-18	HL6型	速限	案内	伊東市人権町地内	21m・トン
55 国 135号	熱海	熱海	熱海-0135-18	BL型	速限	案内	熱海市上多賀地内	21m・トン

道路 種別	路線名	事務所	管理番号		形式	区内・規制		表示位置		概要
			管理番号	管理番号		区	規制	区	規制	
111	主	熱海大仁線	沼津	沼津-1080-01	H6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆の国市浮橋地区内
112	主	大岡元長遺線	沼津	沼津-1087-01	H7型	速隔	案内	速隔	案内	長泉町木曾町地内
113	主	熱海山宮戸線	沼津	沼津-3111-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市木幡町地内
114	主	遠笠山宮戸線	沼津	沼津-3111-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市遠笠山地区内
115	主	熱海西浦高原線	沼津	沼津-3127-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市上船原地区内
116	主	熱海伊豆菜園修善寺線	沼津	沼津-3129-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆の国市神島地区内
117	主	熱海伊豆菜園修善寺線	沼津	沼津-3129-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆の国市神島地区内
118	主	山中小山線	沼津	沼津-3147-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	小山町上野地区内
119	主	石川新田線	沼津	沼津-3152-01	H7型	速隔	案内	速隔	案内	沼野市水々々地区内
120	主	石川新田線	沼津	沼津-3332-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	沼野市水々々地区内
121	主	定神峠線	沼津	沼津-3365-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	小山町有之下地区内
122	主	御殿場箱根線	沼津	沼津-3394-01	H7型	速隔	案内	速隔	案内	長泉町下土狩地区内
123	主	御殿場箱根線	沼津	沼津-3401-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	御殿場市深沢地区内
124	主	御殿場箱根線	沼津	沼津-3401-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	御殿場市長尾地区内
125	主	御殿場箱根線	沼津	沼津-3401-03	H7型	速隔	案内	速隔	案内	御殿場市東田地区内
126	主	西天城高線	沼津	沼津-3411-03	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市上船原地区内
127	主	西天城高線	沼津	沼津-3411-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市皇島地区内
128	主	西天城高線	沼津	沼津-3411-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市上船原地区内
129	主	御殿場箱根線	沼津	沼津-1012-03	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市皇島地区内
130	国	469号	富士	富士-0469-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市土里地区内
131	国	469号	富士	富士-0469-02	H7型	速隔	案内	速隔	案内	富士市船子社地区内
132	国	469号	富士	富士-0469-03	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市船子社地区内
133	国	469号	富士	富士-0469-04	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市本和洞地区内
134	国	469号	富士	富士-0469-05	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市下船野地区内
135	国	469号	富士	富士-0469-06	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市上船野地区内
136	国	469号	富士	富士-0469-07	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市下船野地区内
137	主	富士川身延線	富士	富士-1010-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
138	主	富士川身延線	富士	富士-1024-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
139	主	富士川身延線	富士	富士-1024-02	H7型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
140	主	富士川身延線	富士	富士-1071-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
141	主	富士川身延線	富士	富士-1071-02	H7型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
142	主	富士川身延線	富士	富士-1071-03	H7型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
143	主	富士川身延線	富士	富士-3152-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
144	主	富士川身延線	富士	富士-3180-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
145	主	富士川身延線	富士	富士-3180-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
146	主	富士川身延線	富士	富士-3180-04	H7型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
147	主	富士川身延線	富士	富士-3180-05	H7型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
148	主	富士川身延線	富士	富士-3180-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
149	主	富士川身延線	富士	富士-3398-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
150	主	富士川身延線	富士	富士-3398-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
151	主	富士川身延線	富士	富士-0150-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
152	主	富士川身延線	富士	富士-0150-03	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
153	主	富士川身延線	富士	富士-0150-04	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
154	主	富士川身延線	富士	富士-0150-02	A型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
155	主	富士川身延線	富士	富士-0362-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
156	主	富士川身延線	富士	富士-0362-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
157	主	富士川身延線	富士	富士-0362-03	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
158	主	富士川身延線	富士	富士-0362-04	H7型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
159	主	富士川身延線	富士	富士-0362-05	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
160	主	富士川身延線	富士	富士-0362-06	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
161	主	富士川身延線	富士	富士-0362-07	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
162	主	富士川身延線	富士	富士-0473-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
163	主	富士川身延線	富士	富士-0473-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
164	主	富士川身延線	富士	富士-0473-03	B6型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内
165	主	富士川身延線	富士	富士-0473-04	A型	速隔	案内	速隔	案内	富士市皇島地区内

道路 種別	路線名	事務所	管理番号		形式	区内・規制		表示位置		概要
			管理番号	管理番号		区	規制	区	規制	
56	国	135号	熱海	熱海-1011-01	H6型	速隔	案内	速隔	案内	熱海市大元川分地区内
57	主	熱海西浦南線	熱海	熱海-1011-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	熱海市西浦地区内
58	主	熱海西浦南線	熱海	熱海-1011-06	H6型	速隔	案内	速隔	案内	熱海市西浦地区内
59	主	熱海西浦南線	熱海	熱海-1011-07	H6型	速隔	案内	速隔	案内	熱海市西浦地区内
60	主	熱海西浦南線	熱海	熱海-1011-07	H6型	速隔	案内	速隔	案内	熱海市西浦地区内
61	主	伊豆西伊豆線	熱海	熱海-1012-01	F6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
62	主	伊豆西伊豆線	熱海	熱海-1012-02	H7型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
63	主	伊豆西伊豆線	熱海	熱海-1019-01	H7型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市宇佐美地区内
64	主	伊豆西伊豆線	熱海	熱海-1019-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市宇佐美地区内
65	主	伊豆西伊豆線	熱海	熱海-1019-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市宇佐美地区内
66	主	伊豆西伊豆線	熱海	熱海-3111-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市宇佐美地区内
67	国	136号	沼津	沼津-0136-01	H7型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市神山地区内
68	国	136号	沼津	沼津-0136-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市神山地区内
69	国	136号	沼津	沼津-0136-03	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市神山地区内
70	国	136号	沼津	沼津-0136-04	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市神山地区内
71	国	136号	沼津	沼津-0136-07	H7型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市神山地区内
72	国	136号	沼津	沼津-0136-08	H7型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市神山地区内
73	国	136号	沼津	沼津-0136-09	H7型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市神山地区内
74	国	136号	沼津	沼津-0136-05	H6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市神山地区内
75	国	136号	沼津	沼津-0136-06	H6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市神山地区内
76	国	136号	沼津	沼津-0136-10	H7型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市神山地区内
77	国	136号	沼津	沼津-0136-11	H7型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市神山地区内
78	国	139号	沼津	沼津-0138-03	F6型	速隔	案内	速隔	案内	御殿場市深沢地区内
79	国	414号	沼津	沼津-0414-01	H6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市杉本地区内
80	国	414号	沼津	沼津-0414-02	H7型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市杉本地区内
81	国	414号	沼津	沼津-0414-03	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市杉本地区内
82	国	414号	沼津	沼津-0414-04	H7型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市杉本地区内
83	国	414号(旧道)	沼津	沼津-0414-05	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市杉本地区内
84	国	466号	沼津	沼津-0469-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	沼野市須山地区内
85	国	466号	沼津	沼津-0469-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	沼野市須山地区内
86	国	466号	沼津	沼津-0469-03	H7型	速隔	案内	速隔	案内	沼野市須山地区内
87	国	466号	沼津	沼津-0469-04	B6型	速隔	案内	速隔	案内	沼野市須山地区内
88	主	熱海西浦南線	沼津	沼津-1011-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	熱海市西浦地区内
89	主	熱海西浦南線	沼津	沼津-1011-02	H7型	速隔	案内	速隔	案内	熱海市西浦地区内
90	主	熱海西浦南線	沼津	沼津-1011-03	H7型	速隔	案内	速隔	案内	熱海市西浦地区内
91	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1012-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
92	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1012-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
93	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1017-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
94	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1017-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
95	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1017-03	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
96	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1018-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
97	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1018-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
98	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1018-03	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
99	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1019-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
100	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1019-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
101	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1020-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
102	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1020-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
103	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1023-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
104	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1023-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
105	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1023-03	H7型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
106	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1023-04	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
107	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1024-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
108	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1059-01	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
109	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1059-02	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内
110	主	伊豆西伊豆線	沼津	沼津-1059-03	B6型	速隔	案内	速隔	案内	伊豆市西田地区内

(2) 静岡県関係

(県道路保全課) R3.4.1

道路 種別	路線名	事務所	情報			概		概要
			管理番号	形式	区画・規制	表示位置		
166	国 472号	島田	島田-0473-05	B型	区画	島田市島田内	可変幅員有	
167	主 藤枝東線	島田	藤枝-1032-01	B型	規制	藤枝市市之瀬地内	可変幅員有	
168	主 藤枝東線	島田	藤枝-1032-02	B6型	規制	藤枝市市瀬地内	可変幅員有	
169	主 藤枝東線	島田	藤枝-1032-04	B型	規制	藤枝市市之瀬地内	可変幅員有	
170	主 藤枝西線	島田	島田-1063-01	B6型	規制	島田市川根町石上地内	可変幅員有	
171	主 藤枝西線	島田	島田-1063-02	B6型	規制	島田市川根町石上地内	可変幅員有	
172	主 藤枝西線	島田	島田-1063-03	B6型	規制	島田市川根町石上地内	可変幅員有	
173	主 島田川根線	島田	島田-1064-01	B6型	規制	島田市伊太(赤松川本側)地内	可変幅員有	
174	主 島田川根線	島田	島田-1064-02	B型	規制	島田市伊太(赤松川本側)地内	可変幅員有	
175	主 島田川根線	島田	島田-1064-03	B型	規制	島田市伊太(赤松川本側)地内	可変幅員有	
176	主 島田川根線	島田	島田-1064-05	B型	規制	島田市伊太(赤松川本側)地内	可変幅員有	
177	主 島田川根線	島田	島田-1064-06	H型	規制	島田市伊太(赤松川本側)地内	可変幅員有	
178	主 川根守又線	島田	島田-1077-01	B型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
179	主 川根守又線	島田	島田-1077-02	B型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
180	主 川根守又線	島田	島田-1077-03	B6型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
181	主 藤津津線	島田	島田-1081-01	B6型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
182	主 藤津津線	島田	島田-3220-01	B6型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
183	主 藤津津線	島田	島田-3220-03	B型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
184	主 島田金谷線	島田	島田-3381-01	B6型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
185	主 島田金谷線	島田	島田-3381-02	B型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
186	主 接尾線	島田	島田-3388-01	B6型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
187	主 接尾線	島田	島田-3388-02	B6型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
188	主 静岡津津線	島田	島田-3416-01	B6型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
189	主 静岡津津線	島田	島田-3416-02	B6型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
190	国 150号	島田	島田-3416-03	F6型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
191	国 150号	島田	島田-3416-04	F6型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
192	主 静岡津津線	島田	島田-3416-05	F6型	規制	川根本町原野地内	可変幅員有	
193	主 静岡津津線	島田	御前崎-01	B6型	規制	御前崎市御前崎地内	可変幅員有	
194	国 150号	袋井	袋井-0150-01	H型	規制	御前崎市御前崎地内	可変幅員有	
195	国 150号	袋井	袋井-0150-02	H型	規制	御前崎市御前崎地内	可変幅員有	
196	国 150号	袋井	袋井-0150-03	H型	規制	御前崎市御前崎地内	可変幅員有	
197	国 150号	袋井	袋井-0150-04	H型	規制	御前崎市御前崎地内	可変幅員有	
198	国 150号	袋井	袋井-0150-05	B型	規制	御前崎市御前崎地内	可変幅員有	
199	主 掛川川根線	袋井	袋井-1039-01	B6型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
200	主 掛川川根線	袋井	袋井-1039-02	B型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
201	主 掛川川根線	袋井	袋井-1039-03	B型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
202	主 掛川川根線	袋井	袋井-1058-01	B型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
203	主 袋井津津線	袋井	袋井-1058-02	B型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
204	主 袋井津津線	袋井	袋井-1063-01	B6型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
205	主 藤枝西線	袋井	袋井-1063-02	B6型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
206	主 藤枝西線	袋井	袋井-1063-03	B6型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
207	主 大河内津津線	袋井	袋井-3393-01	B6型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
208	主 大河内津津線	袋井	袋井-3393-02	B6型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
209	主 大河内津津線	袋井	袋井-3393-03	B6型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
210	主 佐倉前川津津線	袋井	袋井-3372-01	B6型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
211	主 佐倉前川津津線	袋井	袋井-3372-02	B6型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
212	主 御前崎野野田線	袋井	袋井-3240-01	B6型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
213	主 御前崎野野田線	袋井	袋井-3240-02	B6型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
214	主 御前崎野野田線	袋井	袋井-3240-03	B6型	規制	掛川市御前崎地内	可変幅員有	
215	国 301号	浜松		H型	規制	湖西市知波地内	可変幅員有	
216	主 豊村大知波線	浜松		B型	規制	湖西市大知波地内	可変幅員有	

10-2-1 広域物資輸送拠点及び代替拠点(候補)

(県危機対策課)

広域物資輸送拠点	住所 電話番号	輸送先市町	敷地面積 (平方m)	上屋の床面積 (平方m)	駐車スペース (平方m)	代替拠点(候補)	住所 電話番号	敷地面積 (平方m)	上屋の床面積 (平方m)	駐車スペース (平方m)
賀茂 河津建設(株) 資材倉庫	下田市業作495 0558-28-0294	下田市、東伊豆町、 河津町、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町	2,750	1,080	1,670					
キラメッセぬまづ	沼津市大手町1-1-4	沼津市	13,864	3,875	2,000	・西濃運輸沼津TT ・代替候補リスト(中部運輸局)の中から調整	沼津市東権路東荒385	17,376	50	1,050
愛鷹広域公園	沼津市足高202	熱海市、三島市、 伊東市、御殿場市、 裾野市、伊豆市、 伊豆の国市、函南町、 清水町、長泉町、 小山市	194,000	840 (上屋がないため、 テントを設置)	5,667	・西濃運輸沼津TT ・代替候補リスト(中部運輸局)の中から調整	沼津市東権路東荒385	17,376	50	1,050
富士市産業交流展示場 (ふじさんめっせ)	富士市柳嶋189-8	富士市、富士宮市	39,859	3,840	1,000	・「国」 岳南富士地方卸売市場 ・代替候補リスト(中部運輸局)の中から調整	富士市田島100	26,000	2,500	6,800
ツインメッセ静岡	静岡市駿河区曲金3 丁目1-10	静岡市	31,041	10,000	250	・「国」 静岡県草薙総合運動場 ・「静岡市」 静岡市物流団地 ・代替候補リスト(中部運輸局)の中から調整	静岡市駿河区東原19-1	23,800	2,500	4,000
JA大井川集出荷場	藤枝市緑の丘2-1	島田市、焼津市、 藤枝市、牧之原市、 吉田町、川根本町	8,828	8,453	2,110	・「国」 藤枝中央青果市場 ・代替候補リスト(中部運輸局)の中から調整	藤枝市青木2丁目8-15	2,296	1,856	250
小笠山総合運動公園 (エコパ)	袋井市愛野2300-1	磐田市、掛川市、 袋井市、御前崎市、 菊川市、森町	2,697,000	3,500	125,000	・「国」 遠州中央農協園芸流通センター ・「国」 遠州中央農協茶ピア ・「国」 遠州中央農協袋井富農センター ・「国」 遠州中央農協物流センター ・「国」 遠州中央農協福田支店 ・代替候補リスト(中部運輸局)の中から調整	磐田市加茂628-1 袋井市岡崎7157-1 袋井市山梨760-1 磐田市東原584 磐田市南島529	36,446 100,654 25,504 8,482 14,000	990 2,024 1,295 1,350 380	4,420 7,820 1,800 1,200 6,000
浜松市総合産業展示館	浜松市東区流通元町 20-2	浜松市、湖西市	18,536	1,920	4,000	・「国」 浜北総合体育館 ・静岡県浜松内陸コンテナ基地 ・名鉄運輸浜松コブターミナル ・西濃運輸浜松TT	浜松市浜北平口504 浜松市東区流通元町5-1 浜松市西区湖東町3518-1 浜松市東区松小池町203	123,564 32,921 18,236 15,073	2,009 11,133 6,370 4,938	30,519 11,880 10,000 270
全県 (全県の広域物資輸送拠点の代替拠点) ※						・「国」 静岡空港(大規模な広域防災拠点) ※	牧之原市坂口3396-4	1,900,000	3,650	7,000

国の具体計画 別表5-1(1) 広域物資輸送拠点から引用

凡例 「国」: 国の具体計画 別表5-1(2) 広域物資輸送拠点(代替拠点)から引用

※ 国内外から航空機により静岡空港に搬入された支援物資を受け入れ、荷捌きを行い、地上輸送等により県内の広域物資輸送拠点等に搬出するための拠点であり、他の代替拠点(候補)とは性質が異なる。

10-2-2 ヘリベース等の開設状況

(自衛隊) R3.4.1

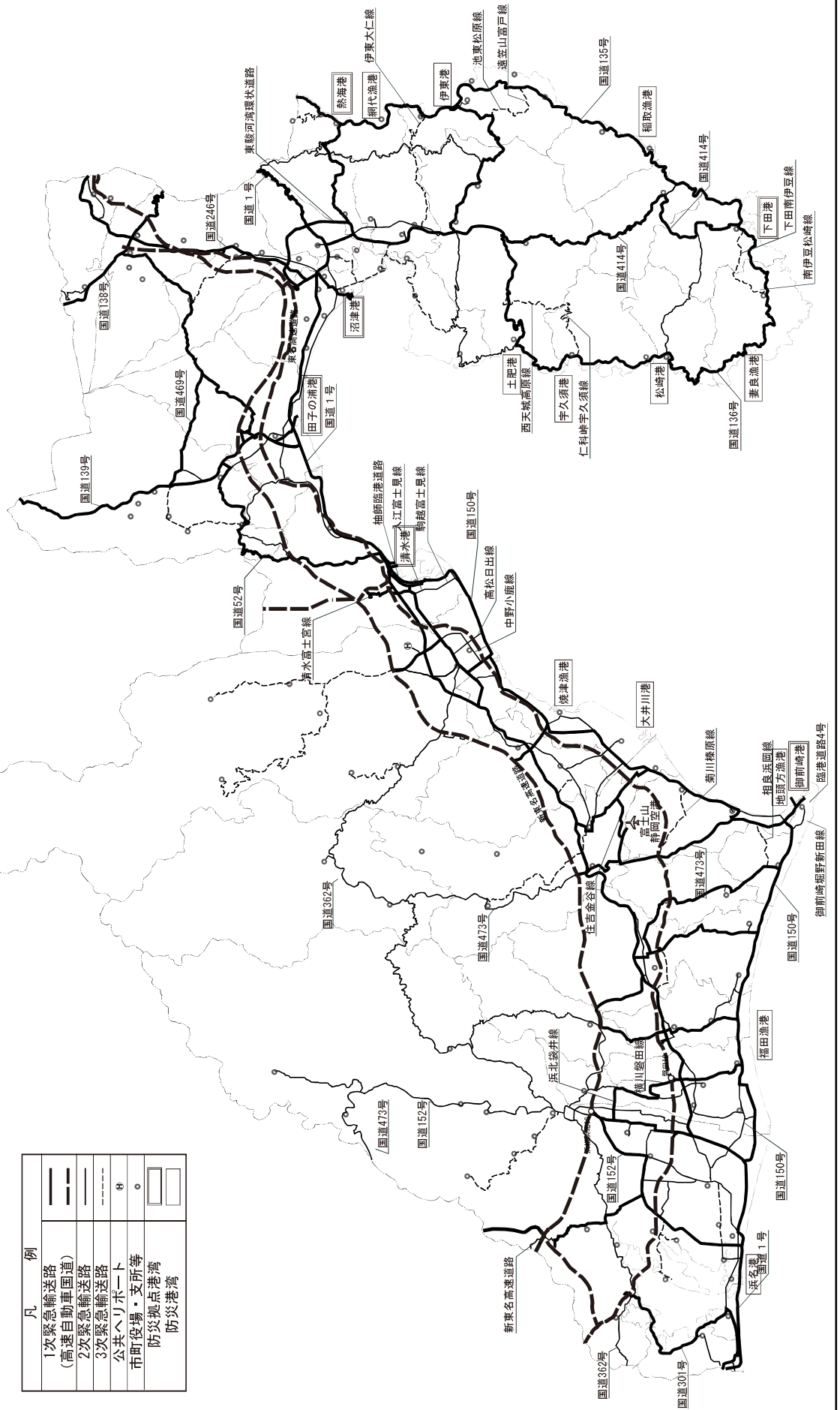
拠点名	配置される 応援部隊等	配置される部隊の 主な活動地域	施設管理者 (施設設置者)	航空搬送 拠点	航空機用救 助活動拠点	航空輸送 拠点
静岡空港	緊急消防援助隊 ドクターヘリ (陸自航空部隊) (警察災害派遣隊)	全県	県	○	○	○
愛鷹広域公園	陸自第11飛行隊	東部・賀茂方面本部管内	指定管理者 (県)	○	○	○
藤枝総合運動公園	陸自第1飛行隊	中部方面本部管内	指定管理者 (藤枝市)			
小笠山運動公園	陸自第12ヘリコプター隊	西部方面本部管内	指定管理者 (県)		○	
陸上自衛隊 滝ヶ原飛行場	陸自東部方面航空隊 陸自霞ヶ浦校 陸自富士飛行班 陸自第12ヘリコプター隊	全県	防衛省			
航空自衛隊浜松基地	空自 陸自東部方面航空隊 陸自第12ヘリコプター隊 陸自第9飛行隊	西部方面本部管内	防衛省	○	○	○
航空自衛隊静浜基地	空自 警察災害派遣隊	全県	防衛省			

10-3-1

静岡県地震対策緊急輸送路（概要）

（県道路企画課、県港湾整備課、県漁港整備課）

凡 例	
1次緊急輸送路 (高速自動車国道)	——
2次緊急輸送路	——
3次緊急輸送路	---
公共入り木一ト	⊕
市町夜場・支所等	○
防災拠点港湾	□
防災港湾	□



10-3-2 静岡県緊急輸送路総括表

種別	延長(km)
第1次緊急輸送路	1,417.5
第2次緊急輸送路	699.4
第3次緊急輸送路	304.4
計	2,421.3

注) 第1次緊急輸送路
 : 高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路
 第2次緊急輸送路
 : 第1次緊急輸送路と重要な指定視点とを連絡する道路及びその他の重要な道路
 第3次緊急輸送路
 : 第1次又は第2次緊急輸送路と指定視点とを連絡する道路及びその他の道路

道路種別	第1次緊急輸送路	第2次緊急輸送路	第3次緊急輸送路	計
高速自動車国道	372.6	0.0	0.0	372.6
一般国道(指定区内)	328.0	21.9	0.0	349.9
一般国道(指定区間外)	438.1	292.1	17.4	747.6
主要地方道	211.4	188.8	158.1	558.3
一般県道	40.7	141.1	113.9	295.7
その他	26.7	55.5	15.0	97.2
路線数	114	96	56	222*
計	1,417.5	699.4	304.4	2,421.3

*第1次、第2次、第3次で重複する路線は、1路線として計上

第1次緊急輸送路 路線別内訳		総延長	
道路No	路線名	延長(km)	道路No
	東名高速道路	185.4	159
	新東名高速道路	175.8	172
	中部横断自動車道	11.4	173
	高速自動車国道計	372.6	174
1	国道1号	218.8	190
52	国道52号	19.5	217
138	国道138号	14.9	230
139	国道139号	34.0	254
246	国道246号	35.7	257
414	国道414号	5.1	283
	一般国道(指定区間内)計	328.0	310
42	国道42号	3.9	353
135	国道135号	80.2	374
136	国道136号	104.6	380
138	国道138号	6.9	397
149	国道149号	2.6	401
150	国道150号	99.4	405
152	国道152号	8.4	406
257	国道257号	14.9	408
301	国道301号	13.5	413
414	国道414号	41.4	414
469	国道469号	36.0	417
473	国道473号	26.3	417
	一般国道(指定区間外)計	438.1	417
	一般県道計	26.3	417
10	富士川身延線	2.1	"
11	熱海函南線	168	御殿場市道
12	伊東修善寺線	23.3	"
14	下佐々野谷津線	3.4	沼津市道
24	富士裾野線	8.9	磐田市道
25	富士宮芝川線	6.0	富士市道
34	島田吉田線	10.1	"
37	掛川浜岡線	20.9	富士宮市道
38	掛川大貫線	14.6	掛川市道
39	掛川川根線	1.3	"
40	掛川天竜線	10.2	菊川市道
41	袋井大須賀線	5.5	"
43	磐田福田線	6.2	河津町道
44	磐田天竜線	5.3	臨港道路
45	天竜浜松線	6.9	"
54	清水停車場線	1.3	"
55	島田停車場線	0.9	"
58	袋井春野線	9.2	"
61	浜北袋井線	4.9	"
65	浜松環状線	21.2	"
72	富士白糸滝公園線	1.3	"
73	細江金谷線	2.8	"
74	山脇大谷線	6.4	"
75	清水富士宮線	2.3	"
76	富士富士宮由比線	1.0	"
79	吉田大貫線	1.2	"
81	焼津森線	3.7	"
82	裾野インター線	1.0	"
83	沼津インター線	1.8	"
84	中島南安倍線	3.0	"
85	三ヶ日インター線	0.7	"
86	磐田インター線	2.7	"
88	一色久沢線	4.5	"
	主要地方道計	211.4	"
	その他の道路計	26.7	"
	山切15号線	0.6	"
	庵原町杉山2号線	1.1	"
	0109号線	0.6	"
	0104号線	0.2	"
	市道0106-2号線	0.1	"
	下岡田鞍馬線	0.9	"
	田子浦佐法線	1.8	"
	左富士臨港線	0.2	"
	田中青木2号線	0.7	"
	市立病院通り線	0.2	"
	インター南線	0.1	"
	奈良野下平川線	0.8	"
	嶺田川上線	0.5	"
	鍛冶屋沢線	2.0	"
	熱海 臨港道路1号(0.4)	1.1	"
	同3号(0.1)同4号(0.1)同5号(0.5)	"	"
	下田 臨港道路2号	0.1	"
	沼津 北3号臨港道路	0.3	"
	沼津 東3号臨港道路	0.1	"
	沼津 東幹線臨港道路	0.5	"
	田子 臨港道路1号(0.7)	4.0	"
	同3号(0.3)同6号(0.3)同7号(1.1)	"	"
	同11号(0.4)同12号(0.1)同17号(1.1)	"	"
	清水 興津埠頭7号道路(0.5)	1.3	"
	同11号(0.6)同18号(0.1)同23号(0.1)	"	"
	清水 新興津埠頭2号道路	0.3	"
	清水 袖師臨港道路	3.8	"
	清水 日の出埠頭1号道路	0.2	"
	清水 日の出埠頭6号道路	0.2	"
	御前崎 臨港道路4号	2.3	"
	御前崎 港内道路11号	1.4	"
	御前崎 港内道路13号	1.3	"
	計	26.7	"

第2次緊急輸送路 路線別内訳

総延長 699.4 km

道路No	路線名	延長(km)	道路No	路線名	延長(km)	
138	国道138号	5.9	114	稲取港線	1.2	
139	国道139号	2.2	130	伊豆長岡三津線	0.4	
474	国道474号	13.8	134	静岡港葦山停車場線	0.3	
一般国道(指定区間内)計						21.9
42	国道42号	1.6	151	須走小山線	0.8	
135	国道135号	1.2	167	須津東田子浦停車場線	0.3	
136	国道136号	14.5	180	富士宮富士公園線	3.0	
139	国道139号	3.5	188	岩淵富士川停車場線	0.8	
150	国道150号	17.7	197	入江富士見線	1.1	
152	国道152号	65.1	198	駒越富士見線	4.4	
287	国道287号	14.7	207	奈良間手越線	0.2	
301	国道301号	10.5	208	藤枝静岡線	2.4	
362	国道362号	138.4	209	静岡朝比奈藤枝線	0.4	
414	国道414号	0.1	215	伊久美藤枝線	1.3	
473	国道473号	24.6	216	堀之内青島線	0.6	
一般国道(指定区間外)計※1						292.1
3	豊橋湖西線	2.5	240	御前崎姫野新田線	3.5	
10	富士川身延線	8.1	253	掛川袋井線	0.7	
11	熱海西線	2.7	262	豊田竜洋線	6.3	
14	下佐ヶ野合津線	1.9	263	春野下泉停車場線	0.7	
15	下田松崎線	18.7	332	新所原停車場白須賀線	2.1	
17	沼津土肥線	16.0	342	河原大井川港線	6.1	
18	修善寺戸田線	22.0	344	二俣浜松線	15.1	
20	熱海相模峠線	9.6	363	高園真布新線	1.8	
21	三島裾野線	0.6	372	大東相良線	1.1	
24	富士裾野線	1.4	380	富士清水線	17.3	
27	井川湖御幸線	7.8	381	島田岡部線	11.0	
30	焼津藤枝線	0.4	384	高松日出線	2.4	
32	藤枝黒保線	0.2	394	沼津小山線	11.3	
33	藤枝大井川線	5.7	396	富士由比線	16.1	
34	島田吉田線	1.6	413	磐田袋井線	8.5	
40	掛川天竜線	14.0	414	富士富士宮線	5.5	
41	袋井大須賀線	6.1	415	日坂沢田線	9.2	
44	磐田天竜線	8.4	416	静岡焼津線	3.1	
45	天竜浜松線	0.1	一般県道計		141.1	
49	細江舞阪線	2.1	伊豆スカイライン		31.4	
56	磐田停車場線	0.8	丸子新田広野三丁目線		2.8	
58	袋井春野線	21.7	谷津小瀬戸線		0.5	
61	浜北袋井線	0.8	小瀬戸飯間線		1.6	
62	浜松踏踏線	1.7	新間本線		0.9	
63	藤枝天竜線	5.7	中野小庭線		4.2	
65	浜松環状線	4.0	東町豊田線		1.8	
69	相長大須賀線	2.2	流通センター中央線		0.1	
74	山勝大谷線	2.4	南沼上土線		1.4	
75	清水富士宮線	7.4	浜松道上土線		3.1	
77	川根寸又峽線	7.1	萩湖裏線		4.0	
81	焼津森線	2.3	豊岡駒場幹線		1.2	
87	大岡元長窪線	2.5	伊豆の国市道 蓮2-11号線		1.0	
主要地方道計※1						188.8
※1 端数調整有						
その他の道路計						55.5

第3次緊急輸送路 路線別内訳

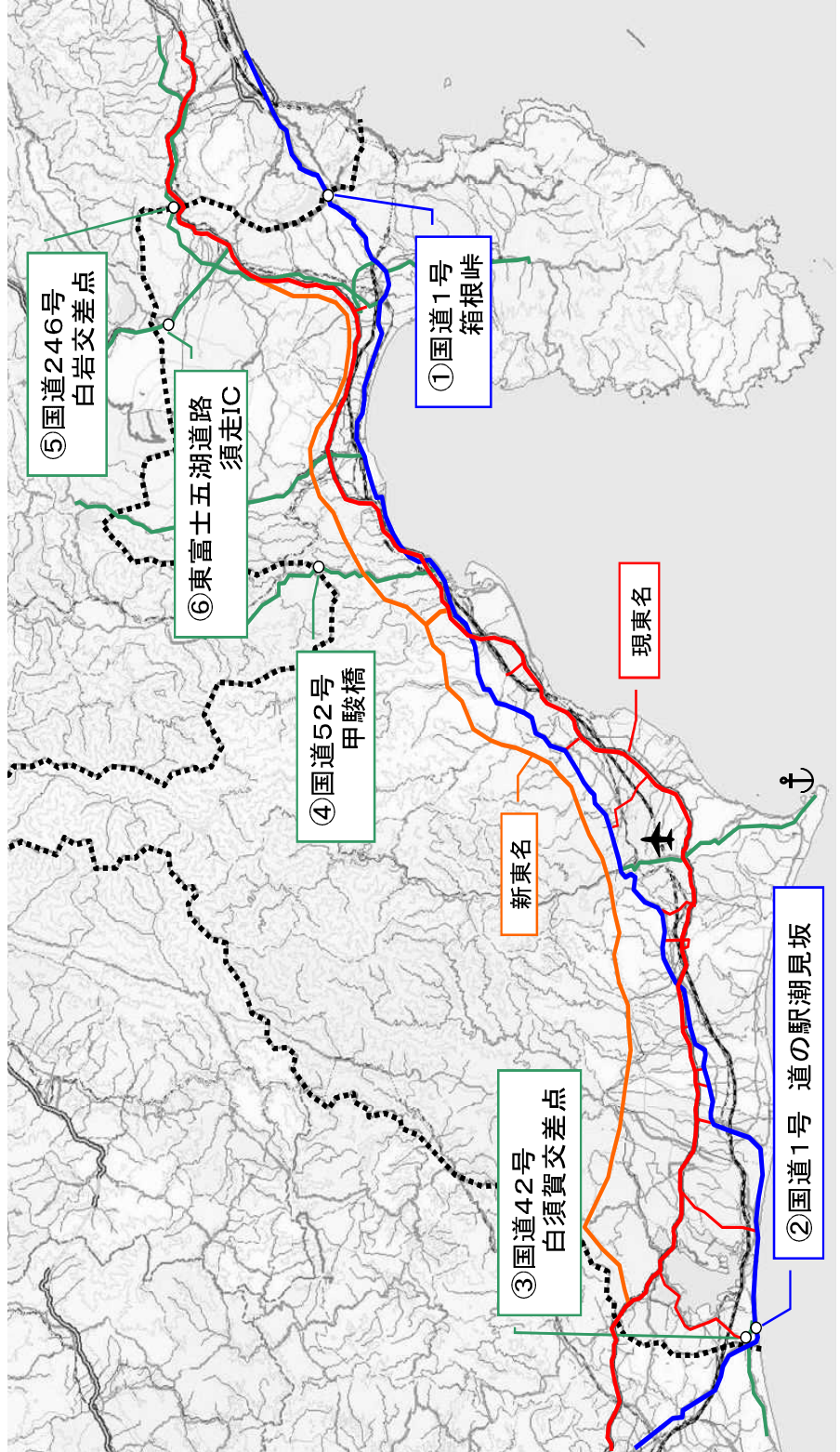
総延長 304.4 km

道路No	路線名	延長(km)	道路No	路線名	延長(km)	
414	国道414号	10.3	下田市道	敷根1号線	2.0	
469	国道469号	6.8	沼津市道	市道0228-01号線	1.4	
473	国道473号	0.3	静岡市道	丸子池田線	3.7	
一般国道(指定区間外)計						17.4
9	天竜東茶線	16.3	"	東静岡南北線	0.5	
10	富士川身延線	0.4	"	宮前大谷線	0.6	
17	沼津土肥線	10.3	島田市道	市道横井御屋線	0.5	
19	伊東大仁線	18.0	御前崎市道	市道池新田西飯部線(245号線)	2.0	
24	富士裾野線	9.7	"	市道東町海岸線(214号線)	0.5	
27	井川湖御幸線	11.3	"	市道中町東町線(212号線)	0.5	
29	梅ヶ島温泉昭和線	21.2	菊川市道	市道西通り線	0.3	
48	館山寺鹿谷線	5.7	"	市道西通り2号線	0.4	
49	細江舞阪線	2.5	掛川市道	市道千羽満水線	0.3	
59	伊東西伊豆線	2.3	"	市道満水逆川線	1.3	
60	南アルプス公園線	7.6	その他道路計			15.0
62	浜松雄踏線	7.3	※1 端数調整有			
64	島田川根線	18.2				
75	清水富士宮線	7.2				
主要地方道計※1						158.1
102	十国峠伊豆山線	8.5				
111	遠望山富士線	3.8				
119	下南伊豆線	8.9				
121	南伊豆松崎線	1.9				
127	船原西浦高原線	8.0				
139	原沼津線	1.1				
144	下土狩徳倉沼津港線	3.6				
189	三ツ峰落合線	19.3				
208	藤枝静岡線	1.7				
216	堀之内青島線	2.5				
235	菊川榛原線	9.3				
239	相良浜岡線	5.3				
270	方の橋圃ヶ谷線	0.2				
297	岡島二俣線	3.1				
323	館山寺弁天島線	1.0				
351	池東松原線	4.9				
354	静岡環状線	0.4				
364	湖東和合線	0.9				
372	大東相良線	0.5				
381	島田岡部線	0.7				
402	小笠山総合運動公園線	1.3				
403	磐田掛川線	4.9				
407	静岡草薙清水線	0.5				
410	仁科峠宇久須線	11.3				
411	西天城高原線	10.2				
一般県道計※1						113.9

10-3-3 隣接県境における県内流入制限箇所

(県警察本部)

番号	管轄署	隣接県	路線名	配置場所
1	三島	神奈川県	国道1号	箱根峠
2	湖西	愛知県	国道1号	道の駅潮見坂
3	湖西	愛知県	国道42号	白須賀交差点
4	富士宮	山梨県	国道52号	甲駿橋
5	御殿場	神奈川県	国道246号	白岩交差点
6	御殿場	山梨県	東富士五湖道路	須走IC

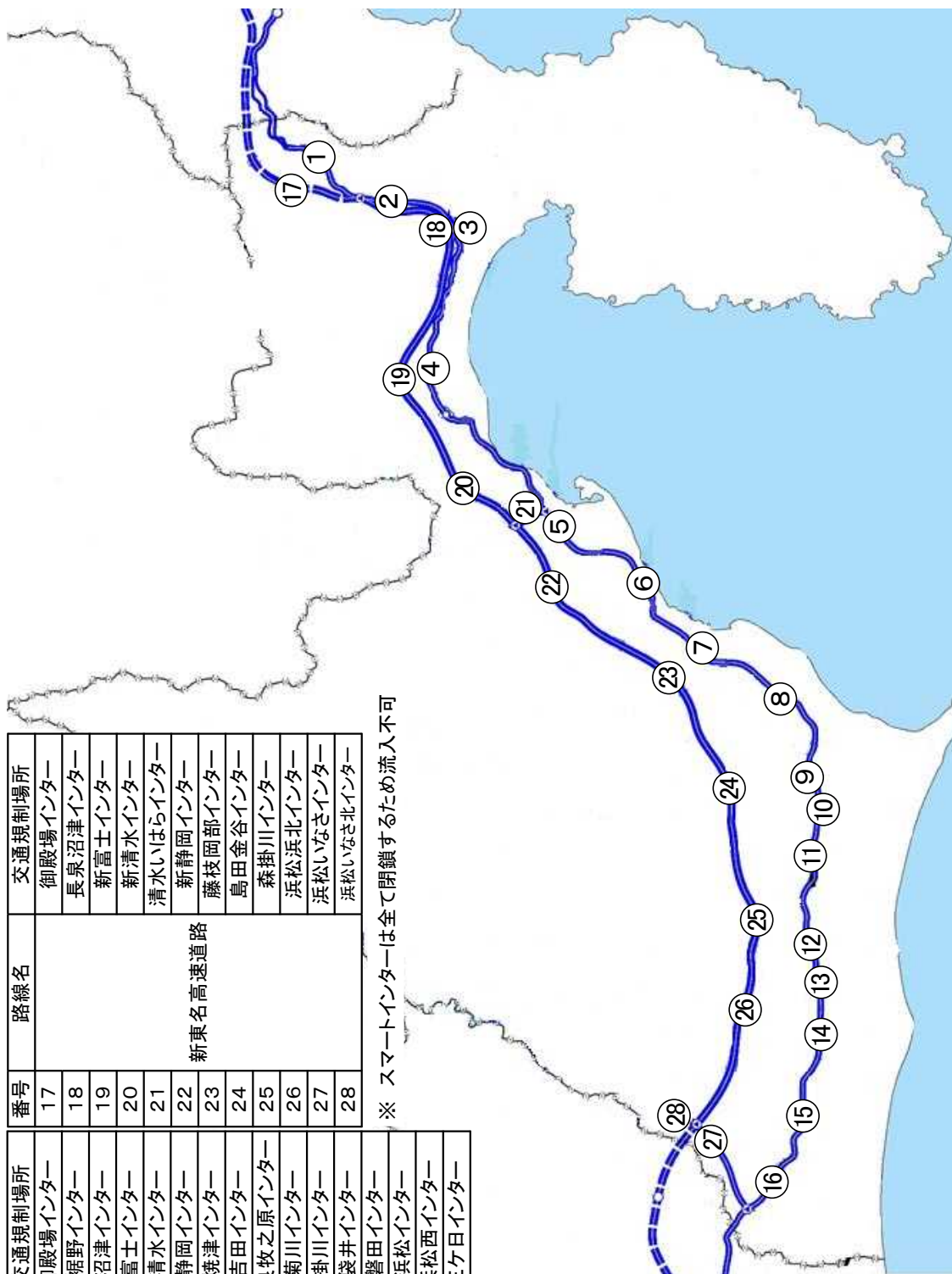


10-3-4 東名高速道路及び新東名高速道路流入制限のための配置箇所一覧表

(県警察本部)

番号	路線名	交通規制場所
1	東名高速道路	御殿場インター
2		裾野インター
3		沼津インター
4		富士インター
5		清水インター
6		静岡インター
7		焼津インター
8		吉田インター
9		相良牧之原インター
10		菊川インター
11		掛川インター
12		袋井インター
13		磐田インター
14		浜松インター
15		浜松西インター
16		三ヶ日インター
番号	路線名	交通規制場所
17	新東名高速道路	御殿場インター
18		長泉沼津インター
19		新富士インター
20		新清水インター
21		清水いはらインター
22		新静岡インター
23		藤枝岡部インター
24		島田金谷インター
25		森掛川インター
26		浜松浜北インター
27		浜松いなさインター
28	浜松いなさ北インター	

※ スマートインターは全て閉鎖するため流入不可



10-3-5 緊急通行車両の事前届出手続

(県警察本部)

指定行政機関等が行う災害応急対策の迅速化及び被災後の確認手続きの効率化に資するため、緊急通行車両の事前届出を推進するものとする。

- 1 事前届出対象車両

事前届出対象車両は次のいずれにも該当する車両であること。また、車両使用の本地域は県内とする。

 - (1) 指定行政機関等が所有し、若しくは指定行政機関等が契約により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
 - (2) 大規模地震対策特別措置法第 21 条に定める地震防災応急対策に係る緊急輸送又は災害対策基本法第 50 条に定める災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
- 2 届出の方法
 - (1) 警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両事前届出書により届け出る。
 - (2) 緊急通行車両の使用の本地域の位置を管轄する警察署交通課に提出する。
- 3 緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付
 - (1) 審査を終了した緊急通行車両については届出済証（10-3-11）を警察署を経由して交付する。
 - (2) 届出済証の交付を受けた車両は届出済証を自動車検査証と一体保管する。
- 4 届出済証の返納

届出済証の交付を受けた者は、次の場合に公安委員会に対し届出済証を返納するものとする。

 - (1) 当該車両が、緊急通行車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該車両が廃車となったとき。
 - (3) その他の理由により緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

10-3-6 緊急通行車両の確認申請及び確認手続

(県警察本部)

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁止が実施された場合における緊急通行車両の確認申請及び確認手続きは次によるものとする。

- 1 緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）を携帯している緊急通行車両の場合
 - (1) 確認申請の方法

確認申請は公安委員会に対し届出済証を提示して行うものとし、次の場所で受理する。

 - ア 警察本部
 - イ 各警察署
 - ウ 交通検問所
 - (2) 確認の方法
 - ア 届出済証を携帯している緊急通行車両の確認は他に優先して行うものとする。
 - イ 前記申請に基づき公安委員会は、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の緊急標章（10-3-9）（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書（10-3-10）（以下「確認証明書」という。）を車両 1 台につき 1 通交付する。
 - (3) 確認証明書及び標章の有効期限

原則として、発行の日の翌日から起算して 1 か月後の日を有効期限とする。
 - (4) 標章の掲示等

標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。
 - (5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。
- 2 事前届出をしていない緊急通行車両の場合
 - (1) 確認申請の方法

確認申請は、警察署交通課に備えてある緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、当該車両が指定行政機関等の災害応急対策に使用することであることを示すものとして、次の場所に提出する。

 - ・各警察署
 - (2) 確認の方法

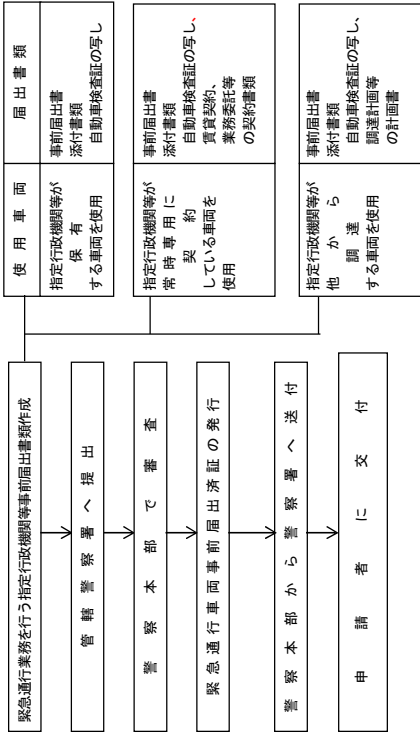
公安委員会は、申請書及び添付書類に基づき当該車両が緊急通行車両であるかを審査し、緊急通行車両であることを確認した場合には、所定の標章及び緊急通行車両確認証明書を車両 1 台につき 1 通交付する。
 - (3) 確認証明書及び標章の有効期限

原則として、発行の日の翌日から起算して 1 か月後の日を有効期限とする。
 - (4) 標章の掲示等

標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、緊急通行車両確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。
 - (5) 標章の返納

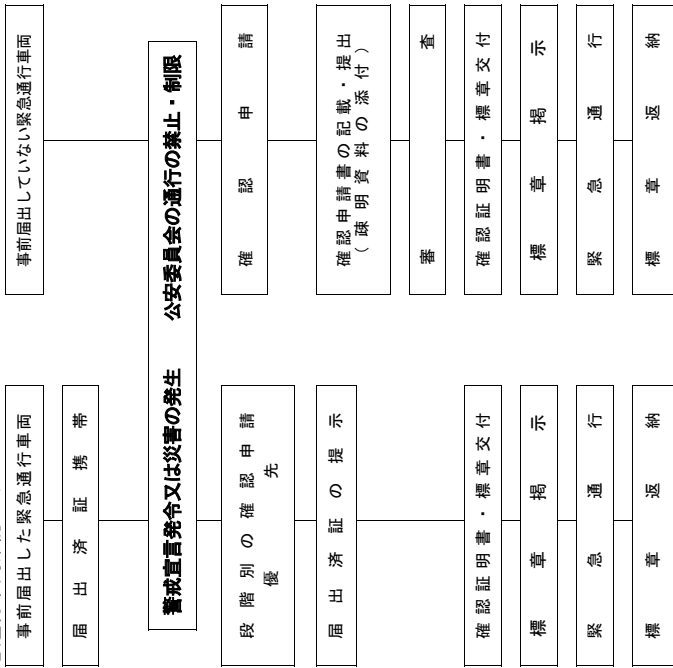
有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

緊急通行車両事前届出チャート



使用車両 指定行政機関等が保有する車両を使用	届出書類 事前届出書 添付書類 自動車検査証の写し
指定行政機関等が常用に契約している車両を使用	事前届出書 添付書類 自動車検査証の写し、 賃貸契約、 業務委託等 の契約書類
指定行政機関等が他から調達する車両を使用	事前届出書 添付書類 自動車検査証の写し、 調達計画等 の計画書

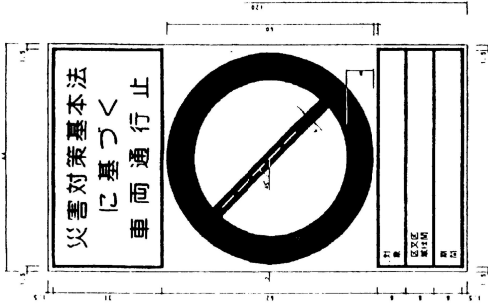
緊急通行車両確認チャート



10-3-7 通行の禁止又は制限についての標示の様式

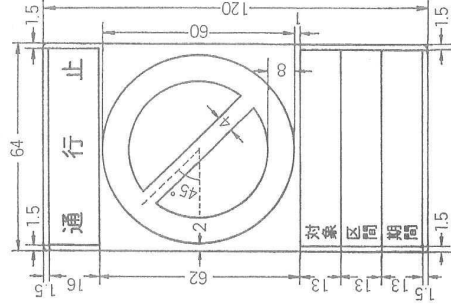
(県警察本部)

1 災害対策基本法施行規則第5条に基づく標示



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合には、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

2 大規模地震対策特別措置法施行規則第5条に基づく標示



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

10-3-8 緊急通行車両等事前届出書・緊急通行車両等事前届出済証

(県警察本部)

様式第1号(第2次改訂版)(用紙、日本工業規格A4用紙)

緊 急 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 対 策 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書 年 月 日	緊 急 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 対 策 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証 年 月 日
静岡県公安委員会 様 届出者住所 (電話) 氏名	静岡県公安委員会 様 回
番号欄に表示されている番号 () 所 番 車 両 の 用 途 (緊 急 防 災 応 急 対 策 用 等) 緊 急 防 災 応 急 対 策 用 等 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は、輸 送 人 員 又 は 品 名 又 は 品 名	
住 所 氏 名	住 所 氏 名
出 発 地 (注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う運送の内容及び輸送する車両を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管理する警察本部又は警察署に提出してください。 (注) 届出者は、氏名を記載し及び押印することにより、署名することができます。	(注) 大規模災害対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は原子力災害等における国民の保護のためのものである法律、交通機関が利用できなくなった場合の緊急輸送業務の緊急輸送業務、交通機関が利用できなくなった場合の緊急輸送業務、交通機関が利用できなくなった場合の緊急輸送業務
3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が壊れなくなったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	

10-3-9 緊急標章

(県警察本部)



- 備考1 色形は、記号を黄色、線及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

10-3-10 緊急通行車両確認証明書

(県警察本部)

様式第3

第 号 平成 年 月 日 静岡県公安委員会 静岡県公安委員会 静 岡 県 公 安 委 員 会 印	番号欄に表示されている番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) 住 所 氏 名 住 所 氏 名 通 行 日 時 通 行 経 路 備 考
出 発 地 (注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う運送の内容及び輸送する車両を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管理する警察本部又は警察署に提出してください。 (注) 届出者は、氏名を記載し及び押印することにより、署名することができます。	(注) 大規模災害対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は原子力災害等における国民の保護のためのものである法律、交通機関が利用できなくなった場合の緊急輸送業務の緊急輸送業務、交通機関が利用できなくなった場合の緊急輸送業務、交通機関が利用できなくなった場合の緊急輸送業務

10-3-11 東名高速道路緊急昇降路

小山BS(小山町竹之下) 上



(中日本高速道路株)

足柄SA(沼津市宮本) 上・下



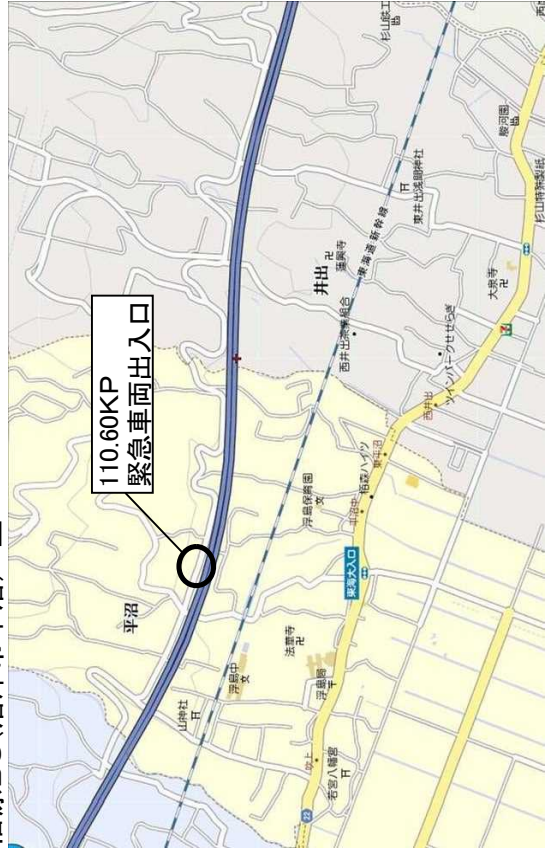
東名足柄橋西口(小山町竹之下) 上



愛鷹PA(沼津市宮本) 上・下



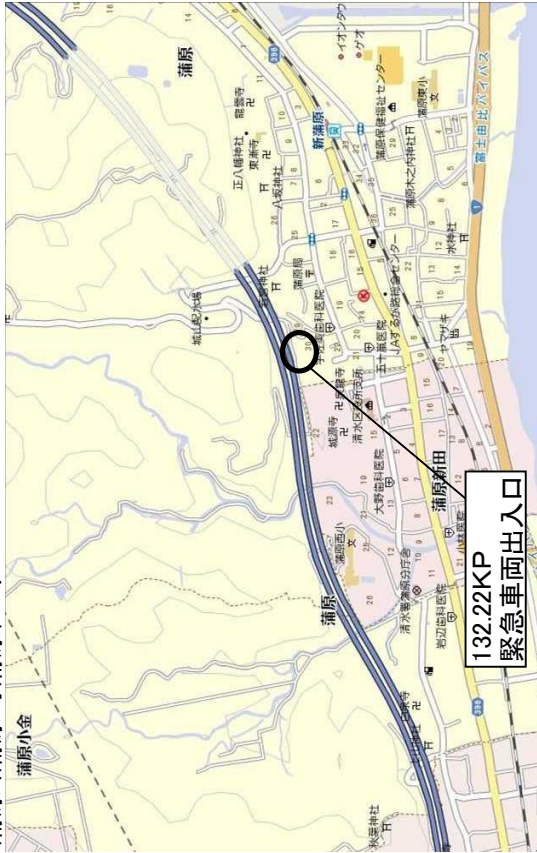
旧原BS(沼津市平沼) 上



駒門PA西口(御殿場市駒門) 上・下



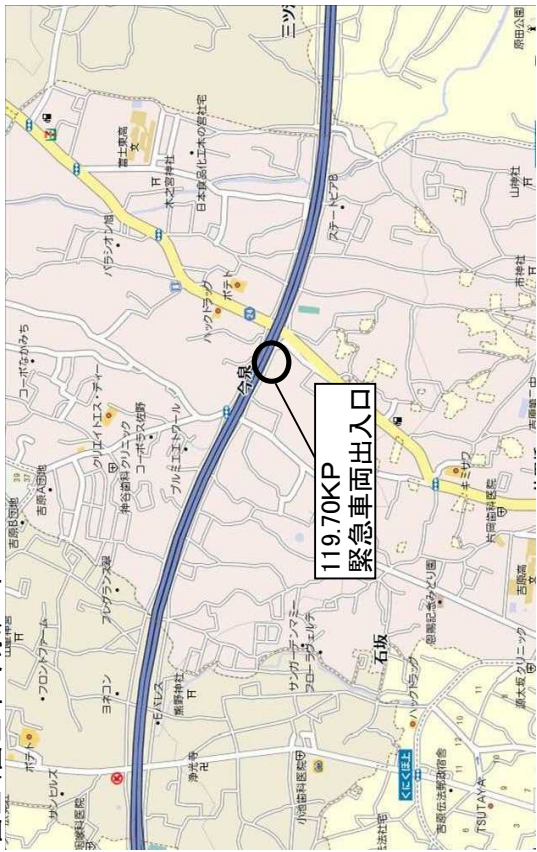
蒲原(蒲原町蒲原) 下



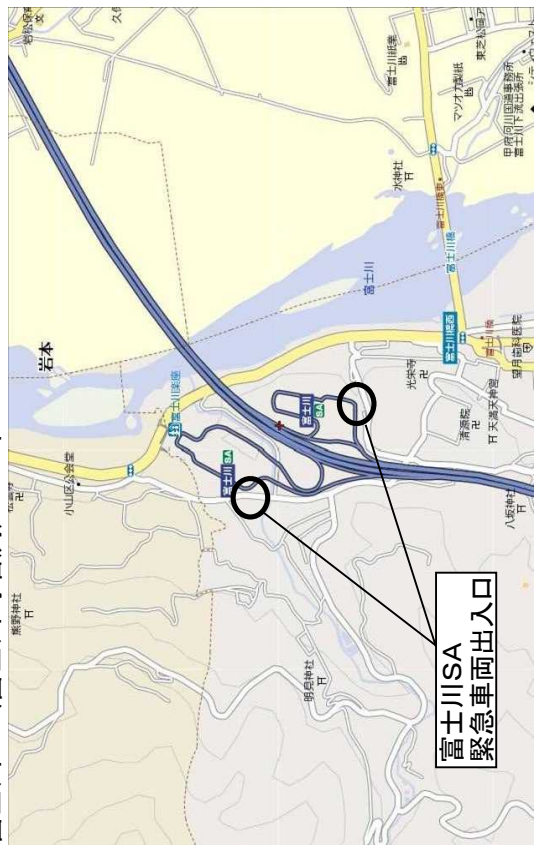
由比(清水区由比) 上



富士(富士市今泉) 下



富士川ISA(富士川町岩淵) 上・下



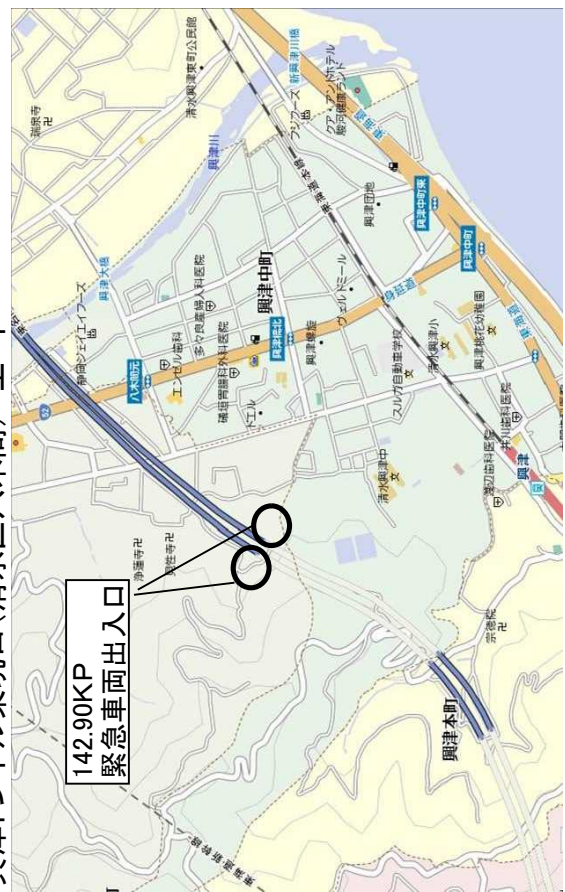
由比PA(清水区由比西倉沢) 上



日本平PA(静岡市駿河区吉田) 下



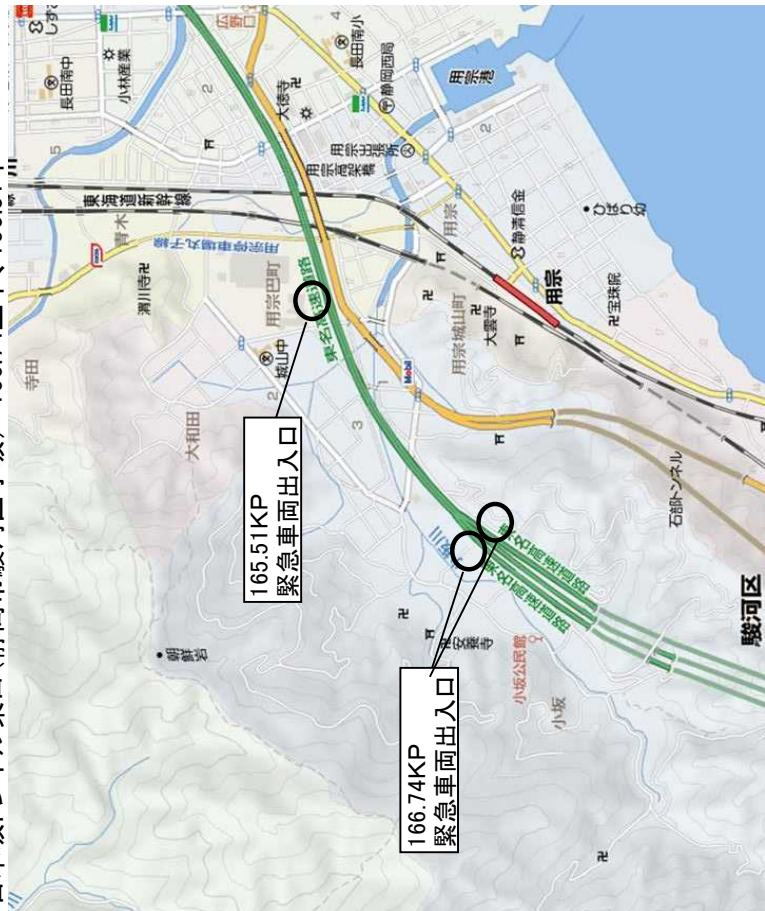
興津トンネル東坑口(清水区八木間) 上・下



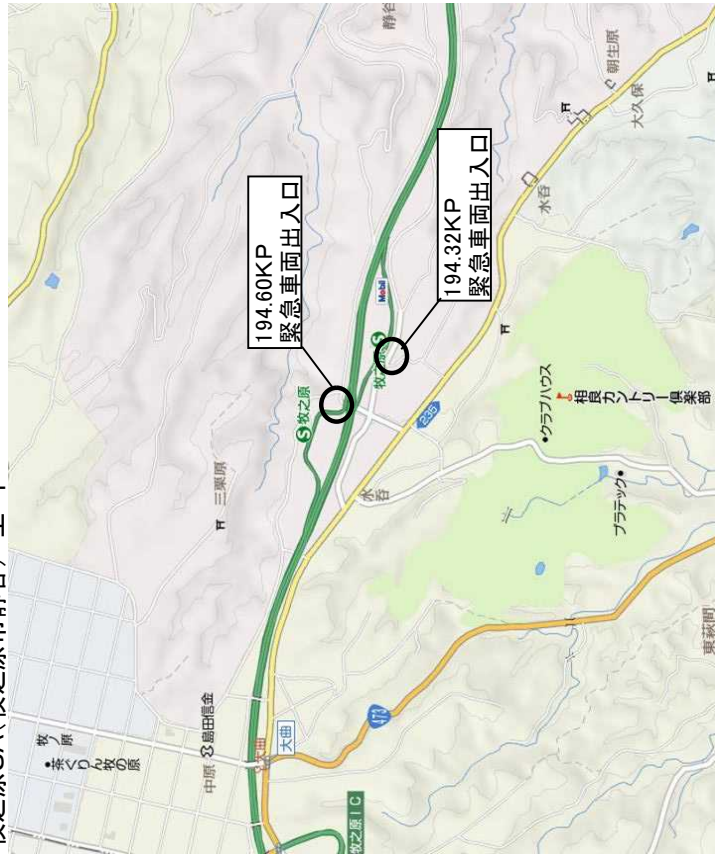
安倍川橋西口(静岡市駿河区下川原) 上



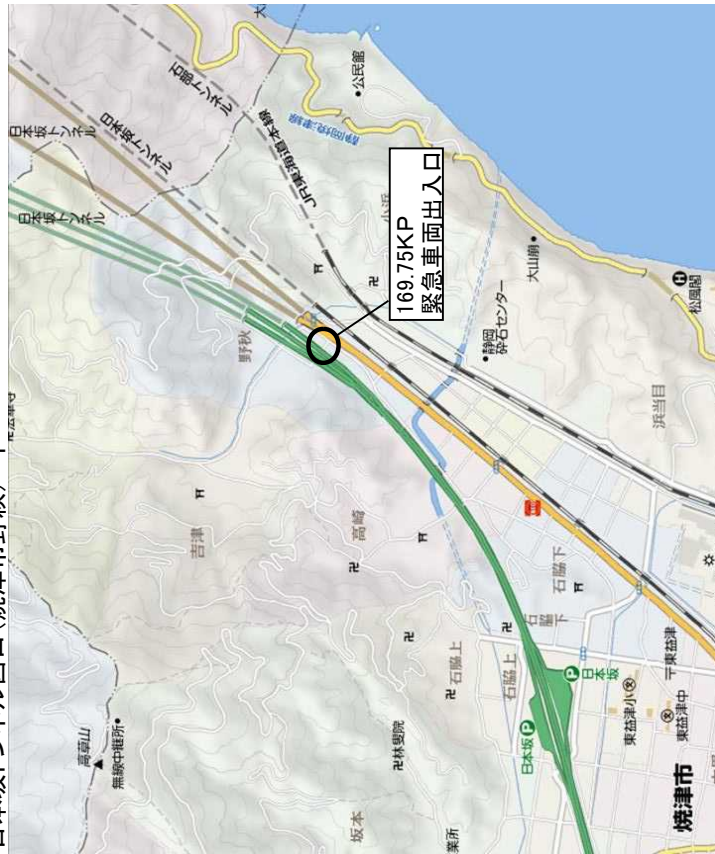
日本坂トンネル東口(静岡市駿河区小坂) 166.74上下、165.51下



牧之原SA(牧之原市静谷) 上・下



日本坂トンネル西口(焼津市野萩) 下



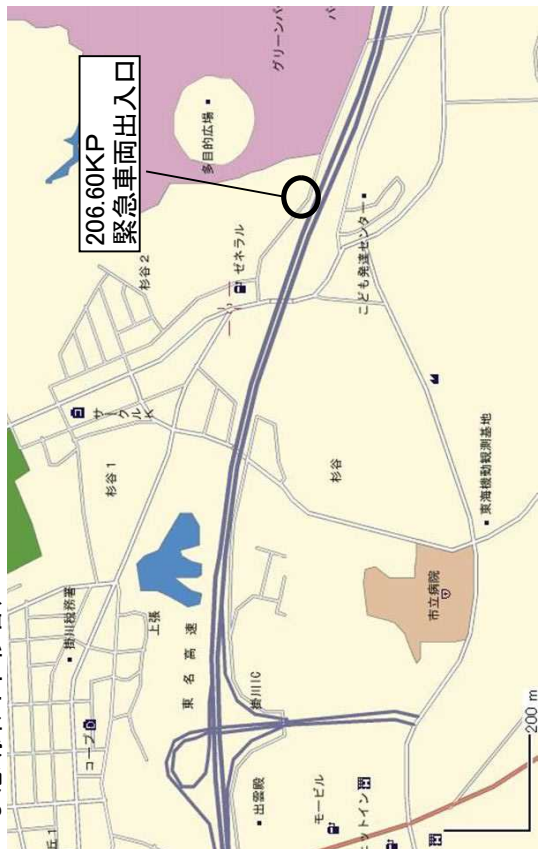
浜名湖SA(三ヶ日町佐久目) 上



三ヶ日トンネル西坑口(三ヶ日町平山) 下



つま恋(掛川市杉谷) 上



葵町(浜松市葵町) 上・下



10-4-1 県内主要路線一覧表

(県道路保全課)

1 一般国道

R2.4.1

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用区間	実延長	種類別内訳			トンネル
						道路延長	橋	梁	
						個数	延長	個数	延長
0001	1号 旧道(内数)	220,865 23,419	0 0	0 0	220,865 23,419	642 32	54,706 987	17 0	8,576 0
0042	42号	18,240	12,787	0	5,453	1	4	0	0
0052	52号	19,457	0	0	19,457	36	383	1	65
0135	135号 旧道(内数)	84,868 5,487	0 0	0 0	84,868 5,487	81 4	2,260 45	20 1	4,969 114
136	136号 旧道(内数)	129,596 17,473	60 60	0 0	129,536 17,413	109,367 13	16,899 367	42 1	11,411 147
0138	138号	28,022	0	0	28,022	23	1,404	2	1,168
0139	139号	40,460	0	0	40,460	57	1,200	0	0
0149	149号	2,648	0	0	2,648	1	180	0	0
0150	150号 旧道(内数)	127,607 3,690	58 0	0 0	127,549 3,690	241 3	9,457 29	4	2,981
0152	152号 旧道(内数)	94,630 2,145	164 0	3,669 0	90,797 2,145	81,166 3	4,294 52	10	5,337
0246	246号	35,652	0	0	35,652	100	3,659	3	924
0257	257号	38,712	25	0	38,687	24	504	0	0
0301	301号 旧道(内数)	34,437 144	0 0	0 0	34,437 144	51 0	1,600 0	1	97
0362	362号 旧道(内数)	148,700 1,477	5,545 0	22 0	143,133 1,477	133,946 2	5,811 13	13	3,375
0414	414号 旧道(内数)	84,673 6,916	12,258 0	0 0	72,414 6,916	62,512 8	4,533 100	14	5,370
0469	469号 旧道(内数)	55,794 2,684	0 0	0 0	55,794 2,684	54,881 1	913 5	0	0
0473	473号 旧道(内数)	169,675 14,998	81,428 0	455 0	87,792 14,998	82,617 15	4,370 197	3	805
0474	474号	14,124	0	0	14,124	14	1,958	5	8,120

2 主要地方道

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用区間	実延長	種類別内訳			トンネル
						道路延長	橋	梁	
						個数	延長	個数	延長
1001	飯田富山佐久間線	16,106	6,889	0	9,217	4	128	4	1,040
1003	豊橋湖西線	6,678	37	0	6,641	9	135	0	0
1004	豊橋大知波線	3,886	0	0	3,886	3	40	1	255
1009	天竜東栄線	37,026	0	0	37,026	30	577	1	186
1010	富士川身延線 旧道(内数)	15,977 1,635	0 0	0 0	15,977 1,635	27 5	1,200 301	1	551
1011	熱海西郷線 旧道(内数)	30,691 12,591	1,339 0	0 0	29,352 12,591	29 3	898 23	2	1,493
1012	伊東修善寺線	23,343	0	0	23,343	26	928	3	1,088
1014	下佐々野谷津線	6,137	0	0	6,137	5	155	0	0
1015	下田松崎線	25,520	6,825	0	18,694	21	258	1	209
1016	下田石廊松崎線	51,453	36,136	0	15,316	13	158	8	780
1017	沼津土肥線	53,710	8,757	0	44,953	24	386	3	805
1018	修善寺戸田線	22,169	145	0	22,024	15	120	0	0
1019	伊東大仁線	18,024	0	0	18,024	13	144	0	0
1020	熱海箱根峠線	17,956	3,601	0	14,355	4	23	0	0
1021	三島裾野線	7,205	0	0	7,205	5	66	0	0
1022	三島富士線	28,795	156	0	28,639	76	520	0	0
1023	御殿場富士公園線	13,100	17	0	13,083	6	63	0	0
1024	富士裾野線 旧道(内数)	36,088 242	10,223 0	0 0	25,865 242	19	192	0	0
1025	富士宮芝川線 旧道(内数)	7,254 669	0 0	0 0	7,254 669	9	410	0	0
1027	井川湖御幸線 旧道(内数)	46,275 853	29 0	0 0	46,246 853	55	2,794	0	0
1029	梅ヶ島温泉昭和線 旧道(内数)	50,166 1,906	6,192 0	0 0	43,974 1,906	41,032 2	1,685 19	5	1,257
1030	焼津藤枝線	5,548	0	0	5,548	9	161	0	0
1031	焼津樽原線	20,587	1,544	0	19,043	58	1,482	0	0
1032	藤枝黒俣線	36,379	0	0	36,379	36	833	0	0
1033	藤枝大井川線	5,718	0	0	5,718	25	143	0	0
1034	島田吉田線 旧道(内数)	21,305 5,003	0 0	0 0	21,305 5,003	48 13	3,112 772	0	0
1037	掛川浜岡線 旧道(内数)	29,063 74	0 0	0 0	29,063 74	37	580	1	85
1038	掛川大箕線	14,837	273	0	14,564	19	190	1	83
1039	掛川川根線	27,086	0	0	27,086	14	276	1	385
1040	掛川天竜線 旧道(内数)	24,902 431	0 0	0 0	24,902 431	34	783	1	34

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用区間	変延長	種類別内訳				
						道路延長	橋梁		トンネル	
							個数	延長	個数	延長
		2,739	0	0	2,739	2,559	1	180	0	0
1078	旧道(内数) 御殿場大井線	12,539	0	0	12,539	12,406	10	133	0	0
1079	旧道(内数) 吉田大貫線	28,063	2,154	0	25,909	25,403	37	420	1	86
1080	旧道(内数) 熱海大仁線	21,540	19	0	21,521	20,974	19	547	0	0
1081	旧道(内数) 焼津森線	7,178	5,594	976	65,219	62,949	127	1,875	4	395
1082	旧道(内数) 裾野インター線	461	0	0	461	458	1	3	0	0
1083	沼津インター線	1,015	0	0	1,015	970	2	46	0	0
1084	中島南安倍線	3,146	1,249	0	1,897	1,762	2	135	0	0
1085	三ヶ日インター線	3,040	0	0	3,040	3,040	0	0	0	0
1086	磐田インター線	710	0	0	710	589	2	121	0	0
1087	磐田インター線 大岡元長窪線	2,731	44	0	2,731	2,609	1	122	0	0
1088	一色久沢線	5,604	325	0	5,561	5,258	8	303	0	0
		7,865	325	0	7,540	7,509	2	31	0	0

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用区間	変延長	種類別内訳				
						道路延長	橋梁		トンネル	
							個数	延長	個数	延長
1041	袋井大須賀線	11,586	0	0	11,586	11,222	17	364	0	0
1043	磐田福田線	6,204	0	0	6,204	6,011	8	194	0	0
1044	磐田天竜線	18,096	4,341	0	13,755	13,680	9	75	0	0
1045	天竜浜松線	17,348	375	0	16,973	16,875	10	98	0	0
1047	引佐大郎沢線 旧道(内数)	15,000	0	0	15,000	14,935	8	65	0	0
1048	箱山寺鹿谷線 旧道(内数)	64	0	0	64	64	0	0	0	0
		13,911	0	0	13,911	13,726	13	185	0	0
		207	0	0	207	207	0	0	0	0
1049	細江舞阪線	19,892	370	0	19,522	18,781	20	741	0	0
1050	伊東停車場線	230	20	0	210	210	0	0	0	0
1051	三島停車場線	1,743	18	0	1,725	1,707	3	18	0	0
1052	沼津停車場線	269	0	0	269	269	0	0	0	0
1053	富士宮停車場線	266	0	0	266	266	0	0	0	0
1054	清水停車場線	2,145	770	0	1,375	1,375	0	0	0	0
1055	島田停車場線	1,162	25	0	1,137	1,137	0	0	0	0
1056	磐田停車場線	1,421	0	0	1,421	1,421	0	0	0	0
1058	袋井藩野線 旧道(内数)	30,540	0	0	30,540	29,291	35	780	2	471
		178	0	0	178	173	1	6	0	0
1059	伊東西伊豆線 旧道(内数)	80,714	17,041	0	63,673	62,941	63	732	0	0
		11,196	0	0	11,196	11,156	6	40	0	0
1060	南アヲノ公園線 旧道(内数)	74,195	0	0	74,195	71,600	83	1,085	9	1,510
		1,060	0	0	1,060	1,039	4	21	0	0
1061	浜北袋井線	19,272	826	0	18,446	17,070	27	1,376	0	0
1062	浜松難路線	8,958	0	0	8,958	8,830	4	128	0	0
1063	藤枝天竜線 旧道(内数)	61,307	887	0	60,420	58,271	69	1,631	2	518
		51	0	0	51	46	1	5	0	0
1064	島田川根線	19,306	478	0	18,828	16,818	31	452	3	1,556
1065	浜松環状線	27,958	2,029	0	25,929	24,752	28	117	0	0
1067	静岡清水線 旧道(内数)	11,894	36	0	11,858	11,652	21	206	0	0
		696	0	0	696	651	4	45	0	0
1068	浜北三ヶ日線 旧道(内数)	38,529	1,635	0	36,894	36,458	31	436	0	0
		701	0	0	701	701	0	0	0	0
1069	相良大須賀線	27,617	1,192	0	26,424	25,841	35	583	0	0
1071	富士宮鳴沢線	10,434	0	0	10,434	10,352	7	83	0	0
1072	富士白糸澤公園線 旧道(内数)	24,569	5,727	0	18,842	18,616	12	226	0	0
		1,564	1,564	0	0	0	0	0	0	0
1073	細江金谷線	12,434	0	0	12,434	11,950	14	485	0	0
1074	山脇大谷	21,086	88	1,338	19,660	16,092	29	2,506	2	1,062
1075	清水富士宮線 旧道(内数)	65,982	13,258	694	52,029	50,324	65	1,705	0	0
		191	0	0	191	191	0	0	0	0
1076	富士富士宮由比線	36,915	509	0	36,406	35,661	46	745	0	0
1077	川根寸又峽線	40,241	1,591	0	38,650	34,959	29	1,691	4	2,000

3 一般県道

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用区間	実延長	種別内訳			
						道路延長	橋	梁	トンネル
						個数	延長	個数	延長
3102	十国峠伊豆山線	14,215	0	0	14,215	8	219	0	0
3103	熱海停車場線	641	0	0	641	588	0	0	53
3104	来の宮停車場線	91	91	0	0	0	0	0	0
3105	伊豆多賀停車場線	754	0	0	754	754	0	0	0
3107	網代停車場線	478	0	0	478	478	0	0	0
3108	宇佐美停車場線	335	0	0	335	335	0	0	0
3109	伊東川奈八幡野線	18,045	2,864	0	15,182	14,871	2	24	1
3110	伊東港線	699	0	0	699	699	0	0	0
3111	遠笠山富戸線	16,101	0	0	16,101	16,101	0	0	0
3112	中大見八幡野線	14,881	3,854	0	11,027	10,876	11	151	0
3113	熱川片瀬線	3,085	0	0	3,085	3,074	1	11	0
3114	稲取港線	1,138	0	0	1,138	1,138	0	0	0
3115	湯ヶ野松崎線	12,168	0	0	12,168	11,994	15	174	0
3116	須崎柿崎線	3,068	0	0	3,068	3,064	1	4	0
3117	下田港線	945	0	0	945	928	2	17	0
3118	蓮台寺立野線	1,492	0	0	1,492	1,481	4	11	0
3119	下田南伊豆線	20,614	0	0	20,614	20,174	26	240	2
3120	手石湊線	1,403	0	0	1,403	1,397	2	6	0
3121	南伊豆松崎線	22,136	1,990	0	20,146	19,864	18	282	0
3122	松崎港線	720	0	0	720	720	0	0	0
3124	吉奈門野原線	1,208	0	0	1,208	1,195	1	13	0
3125	土肥港線	163	0	0	163	163	0	0	0
3127	船原西浦高原線	21,678	3,690	0	17,988	17,869	8	119	0
3129	韭山伊豆長岡修善寺線	12,255	32	0	12,223	11,909	6	314	0
3130	伊豆長岡三津線	4,004	41	0	3,963	3,676	2	19	1
3131	古奈伊豆長岡停車場線	1,112	11	0	1,102	911	1	190	0
3132	韭山反射炉線	1,421	0	0	1,421	1,391	3	30	0
3133	韭山山山停車場線	1,040	0	0	1,040	1,030	2	10	0
3134	静浦港韭山停車場線	4,521	1,131	0	3,390	2,968	6	422	0
3135	田原野函南停車場線	21,584	3,944	0	17,640	17,563	9	77	0
3136	函南停車場反射炉線	11,605	3,319	0	8,286	8,179	12	107	0
3137	原木停車場線	110	0	0	110	110	0	0	0
3138	御園伊豆仁田停車場線	2,070	20	0	2,049	1,972	2	77	0
3139	原木沼津線	11,513	956	0	10,557	10,405	6	152	0
3140	三島静浦港線	9,096	1,213	0	7,884	7,822	8	262	0
3141	清水函南停車場線	7,712	417	0	7,296	7,129	11	167	0
3142	三ッ谷田線	7,197	0	0	7,197	7,176	5	21	0
3143	三島町停車場線	331	0	0	331	331	0	0	0
3144	下土狩徳倉沼津港線	9,422	1,705	0	7,717	7,377	7	177	1
3145	沼津三島線	3,333	42	0	3,291	3,176	3	115	0
3146	駿河小山停車場線	678	0	0	678	608	3	70	0
3147	山中湖小山線	10,130	0	0	10,130	9,960	3	170	0
3149	竹之下小山線	3,349	0	0	3,349	3,188	9	161	0
3150	足柄停車場富士公園線	32,065	1,967	0	30,098	29,977	7	122	0
3151	須走小山線	10,159	943	0	9,216	9,216	0	0	0
3152	富士公園太郎坊線	36,535	0	0	36,535	36,478	1	57	0
3153	御殿場停車場線	1,017	0	0	1,017	1,013	1	4	0
3155	滝ヶ原富士岡線	10,437	1,554	0	8,883	8,835	5	48	0
3156	富士岡停車場線	169	0	0	169	169	0	0	0
3157	五本地御殿場線	7,679	0	0	7,679	7,630	3	49	0
3158	大坂富士宮線	8,563	7	0	8,556	8,474	9	83	0
3159	沼津港線	1,877	0	0	1,877	1,877	0	0	0
3160	千本城内線	854	0	0	854	846	1	8	0
3162	沼津停車場東沢田線	2,312	0	0	2,312	2,303	2	9	0
3163	東柏原沼津線	10,762	0	0	10,762	10,716	4	47	0
3164	西椎路松長線	1,379	244	0	1,134	1,113	2	21	0
3165	原停車場線	2,312	491	0	1,821	1,784	3	37	0
3166	石川一本松線	1,812	175	0	1,637	1,592	3	45	0
3167	須津栗田子浦停車場線	3,290	36	0	3,254	3,168	6	87	0
3169	吉永吉原停車場線	3,396	845	0	2,551	2,538	2	13	0
3170	田子浦港大野線	2,617	139	0	2,478	2,478	0	0	0
3171	吉原停車場吉原線	2,805	388	0	2,416	2,338	3	79	0
3172	吉原田子浦港線	2,117	222	0	1,896	1,745	7	151	0
3173	湖西東細谷線	7,952	1,162	0	6,790	6,762	8	28	0
3174	富士停車場線	2,780	0	0	2,780	2,743	8	37	0
3175	鷹岡富士停車場線	3,761	0	0	3,761	3,658	11	103	0
3176	鷹岡柚木線	6,387	0	0	6,387	6,278	14	109	0
3180	富士宮富士公園線	40,221	17,988	0	22,234	22,160	17	74	0
3181	富士停車場伝法線	4,098	0	0	4,098	4,002	7	95	0
3182	三沢富士宮線	5,441	0	0	5,441	5,355	7	86	0
	旧道(内数)	117	0	0	117	106	2	11	0
3184	白糸富士宮線	11,548	36	0	11,512	11,362	11	150	0
3188	岩淵富士川停車場線	1,765	0	0	1,765	1,762	1	3	0
3189	三ッ峰港合線	19,320	0	0	19,320	18,991	21	329	0
3190	塩出尾崎線	2,531	0	0	2,531	2,335	1	3	1

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用区間	実延長	種類別内訳				トンネル延長
						道路延長	橋梁		トンネル	
							個数	延長		
3192	矢原塩出線	5,123	0	0	5,123	5,088	7	35	0	0
3193	興津停車場線	200	16	0	184	184	0	0	0	0
3195	高瀬稲土線	10,739	0	0	10,739	10,620	19	119	0	0
3196	大向稲土線	14,013	0	0	14,013	13,756	18	257	0	0
3197	入江富士見線	1,904	6	0	1,898	1,816	2	82	0	0
3198	駒越富士見線	5,298	810	0	4,488	4,468	4	20	0	0
3199	三保駒越線	3,144	0	0	3,144	3,144	0	0	0	0
3201	平山草薙停車場線	9,867	747	0	9,120	8,880	18	240	0	0
3205	大川静岡線	21,753	4,394	0	17,359	16,820	13	839	0	0
3207	奈良間手越線	12,531	0	0	12,531	12,377	20	154	0	0
3208	藤枝静岡線	18,768	4,566	0	14,202	13,062	14	796	2	344
3209	静岡朝比奈藤枝線	24,086	4,796	0	19,290	18,438	24	852	0	0
3210	相俣岡部線	17,825	6,419	0	11,207	11,046	15	161	0	0
3213	焼津岡部線	5,433	27	0	5,406	5,171	15	235	0	0
3215	伊久美藤枝線	24,324	8,303	0	16,021	15,601	31	420	0	0
3216	堀之内青島線	3,107	0	0	3,107	3,028	9	79	0	0
3217	伊久美元島田線	18,938	3,279	0	15,659	15,427	27	233	0	0
3220	蔵田島田線	17,218	0	0	17,218	16,802	30	326	1	90
3222	上青島焼津線	10,568	26	0	10,543	10,218	13	324	0	0
3224	大富藤枝線	4,819	12	0	4,807	4,477	17	330	0	0
3225	藤枝停車場線	791	28	0	763	763	0	0	0	0
3226	高州和田線	6,728	777	0	5,950	5,921	10	30	0	0
3227	島田大井川線	11,928	543	0	11,385	11,255	19	130	0	0
3228	新金谷停車場線	416	0	0	416	377	1	40	0	0
3229	吉田港線	906	0	0	906	890	3	16	0	0
3230	住吉金谷線	16,919	3,318	0	13,601	13,187	22	225	1	190
3233	榛原金谷線	12,137	149	0	11,988	11,824	15	164	0	0
3234	吉沢金谷線	6,805	0	0	6,805	6,627	7	132	2	46
3235	菊川榛原線	16,791	3,368	0	13,423	13,297	10	125	0	0
3239	相長浜岡線	6,289	0	0	6,289	6,117	6	172	0	0
3240	御前崎堀野新田線	7,764	48	0	7,717	7,695	2	22	0	0
3241	薄原地頭方線	3,008	0	0	3,008	3,008	0	0	0	0

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用区間	実延長	種類別内訳				トンネル延長
						道路延長	橋梁		トンネル	
							個数	延長		
3242	浜岡菊川線	14,479	494	0	13,885	13,850	5	135	0	0
3244	大東菊川線	14,533	403	0	14,131	14,010	20	120	0	0
3245	川上菊川線	7,046	1,263	0	5,783	5,541	9	160	1	82
3247	中方千浜線	7,418	262	0	7,156	7,063	3	93	0	0
3249	掛川大東大須賀線	10,290	0	0	10,290	10,174	11	116	0	0
3250	菊川停車場伊達方線	5,224	1,897	0	3,328	3,249	5	48	1	31
3251	袋井小笠線	23,593	2,228	0	21,365	20,871	28	394	1	100
3253	掛川袋井線	9,552	836	0	8,716	8,555	8	160	0	0
3254	掛川停車場線	936	159	0	777	745	1	32	0	0
3255	中野緒井線	4,933	0	0	4,933	4,895	7	37	0	0
3257	西岡笠浅羽線	2,887	0	0	2,887	2,855	4	32	0	0
3258	豊浜磐田線	7,810	20	0	7,790	7,220	6	569	0	0
3259	磐田竜洋線	6,859	0	0	6,859	6,746	18	113	0	0
3260	磐田停車場長野線	4,392	736	0	3,656	3,569	7	67	0	0
3261	磐田細江線	23,118	245	0	22,873	21,474	35	1,399	0	0
3262	豊田竜洋線	9,299	24	0	9,275	9,213	12	62	0	0
3263	春野下泉停車場線	33,257	8,783	0	24,474	23,398	28	813	1	263
3265	家山停車場線	147	0	0	147	144	1	3	0	0
3269	大和田森線	14,457	3,080	0	11,377	10,813	19	563	0	0
3270	方の橋岡ヶ谷線	5,168	0	0	5,168	5,137	4	32	0	0
3271	掛川山梨線	9,822	2,745	0	7,076	6,901	9	175	0	0
3272	遠江原谷停車場線	232	0	0	232	230	1	3	0	0
3273	山梨敷地停車場線	7,326	2,620	0	4,705	4,494	11	212	0	0
3275	袋井停車場線	923	325	0	598	500	1	98	0	0
3277	磐田山梨線	9,595	154	0	9,441	9,211	9	230	0	0
3278	遠江森停車場線	785	0	0	785	785	0	0	0	0
3279	山梨一宮線	4,633	2,166	0	2,467	2,446	5	22	0	0
3280	宮代赤根線	2,365	0	0	2,365	2,341	1	24	0	0
3281	遠江一宮停車場線	473	0	0	473	424	4	48	0	0
3283	横川磐田線	22,280	2,295	0	19,986	19,816	18	170	0	0
3284	野部停車場線	89	0	0	89	89	0	0	0	0
3285	大輪天竜線	24,232	2,437	0	21,795	20,885	20	901	3	209
3286	鮎釣東雲名春野線	18,531	3,355	0	15,176	15,050	7	126	0	0
3287	津貝大嵐停車場線	158	0	0	158	65	1	93	0	0
3288	大嵐佐久間線	17,970	0	8,193	9,777	8,420	3	25	2	1,332

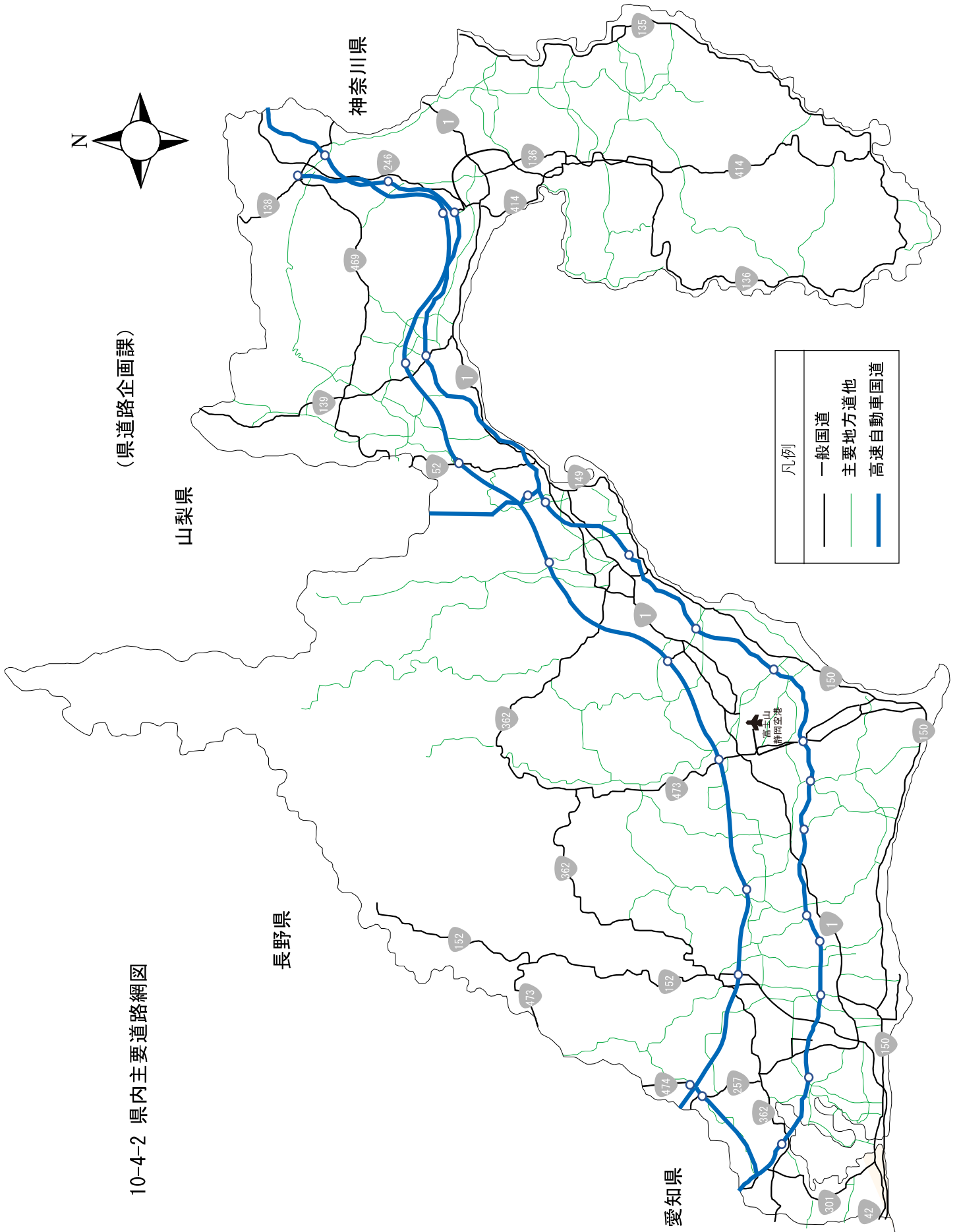
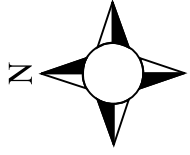
路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用区間	実延長	種類別内訳				
						道路延長	橋梁		トンネル	
							個数	延長		個数
3290	水窪羽ヶ庄佐久間線	14,057	2,179	0	11,878	11,780	17	98	0	0
3291	中部天竜停車場線	357	0	0	357	128	1	229	0	0
3292	下川合停車場線	266	0	0	266	176	1	90	0	0
3293	古真立佐久間線	28	0	0	28	6	1	22	0	0
3294	御圃浦川停車場線	1,970	1,770	0	200	200	0	0	0	0
3295	横山熊線	12,582	0	0	12,582	12,432	8	44	1	106
3296	熊小松天竜川停車場線	34,826	2,706	0	32,120	31,884	44	236	0	0
3297	両鳥二俣線	3,281	0	0	3,281	2,509	2	406	2	366
	旧道(内数)	221	0	0	221	221	0	0	0	0
3298	渋川鳳来線	4,835	0	0	4,835	4,776	5	59	0	0
3299	渋川都田停車場線	20,691	1,592	0	19,099	18,550	14	549	549	0
	旧道(内数)	793	0	0	793	793	0	0	0	0
3303	新城引佐線	10,890	1,160	0	9,730	9,618	6	112	0	0
3304	岩水寺停車場線	860	0	0	860	860	0	0	0	0
3305	金指停車場和地線	8,972	4,380	0	4,592	4,592	0	0	0	0
3306	気賀停車場線	207	0	0	207	201	1	6	0	0
3308	鳳来三ヶ日線	12,833	1,821	0	10,812	10,698	6	114	0	0
3310	瀬戸佐久米線	11,031	0	0	11,031	10,650	11	381	0	0
3311	小松笠井線	2,587	28	0	2,559	2,535	6	24	0	0
3312	中野子安線	4,035	18	0	4,017	3,978	4	39	0	0
3313	笠井飯田線	8,413	2,555	0	5,858	5,794	9	64	0	0
3314	中野市野線	2,891	223	0	2,668	2,668	0	0	0	0
3315	五島天竜川停車場線	8,557	1,349	0	7,208	6,964	10	244	0	0
3316	舞阪電洋線	15,789	1,269	0	14,520	14,236	21	284	0	0
3317	米津東若林線	1,824	18	0	1,806	1,796	1	10	0	0
3318	横尾根洗線	4,908	0	0	4,908	4,884	3	24	0	0
3319	村棚三方原線	25,208	7,553	0	17,655	16,800	11	855	0	0
3320	引佐館山寺線	12,329	3,598	0	8,731	8,630	9	101	0	0
3321	和地山曳馬停車場線	1,759	25	0	1,734	1,717	5	17	0	0
3323	館山寺弁天鳥線	17,777	3,059	0	14,718	12,669	22	2,049	0	0
	旧道(内数)	4,541	2,565	0	1,976	1,974	1	2	0	0
3325	宇布見浜松線	11,823	1,204	0	10,419	10,369	5	50	0	0
3326	高塚停車場入野線	1,186	33	0	1,153	1,131	1	22	0	0
3327	高塚停車場線	552	14	0	538	538	0	0	0	0
3328	舞阪停車場線	308	0	0	308	308	0	0	0	0
3330	新所原停車場日の岡線	3,744	667	0	3,077	3,070	1	7	0	0
3332	新所原停車場白須賀線	6,409	2,202	0	4,208	4,151	5	56	0	0
3333	入出太田線	2,416	0	0	2,416	2,410	3	7	0	0

路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用区間	実延長	種類別内訳				
						道路延長	橋梁		トンネル	
							個数	延長		個数
3334	太田中原線	3,672	0	0	3,672	3,637	5	35	0	0
3337	仙石原新田線	7,785	0	0	7,785	7,671	8	114	0	0
3338	清水インター線	1,541	519	0	1,022	1,012	2	10	0	0
3341	水神田子浦港線	7,994	0	0	7,994	7,908	12	87	0	0
3342	河原大井川港線	15,744	1,147	0	14,596	14,523	1	74	0	0
	旧道(内数)	435	0	0	435	435	0	0	0	0
3343	上野郡豊田意洋線	20,174	89	0	20,085	19,979	2	106	0	0
3344	二俣浜松線	22,629	1,776	0	20,853	20,853	0	0	0	0
3345	裾野停車場線	320	21	0	299	293	1	6	0	0
3347	波勝崎線	3,353	0	0	3,353	3,350	1	2	0	0
3348	稲取停車場線	272	0	0	272	272	0	0	0	0
3349	修善寺天城湯ヶ島線	9,368	0	0	9,368	9,172	14	196	0	0
3351	池東松原線	9,661	4,768	0	4,893	4,878	3	15	0	0
3353	田子浦港富士ヶ線	3,263	407	0	2,856	2,831	3	25	0	0
3354	静岡環状線	8,092	863	0	7,229	7,229	0	0	0	0
3355	焼津大井川線	7,926	0	0	7,926	7,775	11	152	0	0
3356	善左衛門藤枝停車場線	4,787	693	0	4,093	3,771	19	323	0	0
3357	佐倉御前崎港線	9,844	35	0	9,809	9,721	7	88	0	0
3359	長沢田沢線	15,495	2,874	0	12,621	12,526	9	95	0	0
3360	渡ヶ島横山線	10,833	850	0	9,983	9,389	10	594	0	0
3361	白倉西川線	7,007	0	0	7,007	6,979	4	28	0	0
3363	高園貫布弥線	3,448	14	0	3,434	3,408	9	26	0	0
3364	湖東和合線	6,366	23	0	6,343	6,613	3	30	0	0
3365	足柄峠線	8,339	2,124	0	6,215	6,183	1	33	0	0
3366	用宗停車場丸子線	3,361	0	0	3,361	3,277	7	84	0	0
3368	湖東館山寺線	2,597	0	0	2,597	2,552	4	45	0	0
3370	由比停車場線	1,981	0	0	1,981	1,876	7	105	0	0
3371	茂畑横砂線	4,629	39	0	4,590	4,178	5	62	1	350
3372	大東相良線	14,517	35	0	14,482	14,177	10	305	0	0
3373	原里大池線	5,213	0	0	5,213	5,145	6	68	0	0
3374	浜松袋井線	12,130	4,002	0	8,128	6,963	12	1,165	0	0
3380	富士清水線	18,116	434	0	17,682	17,354	13	327	0	0
3381	島田岡部線	22,774	2,945	0	19,829	18,253	40	1,576	0	0
3384	高松日出線	4,695	586	0	4,109	4,109	0	0	0	0
3386	小笠掛川線	5,775	1,518	0	4,256	4,101	9	155	0	0
3388	接岨峽線	7,626	0	0	7,626	5,065	14	792	7	1,768
3389	水窪森線	71,147	8,787	0	62,360	60,524	57	825	5	1,011
	旧道(内数)	1,030	0	0	1,030	1,014	4	16	0	0

路線 番号	路線名	総延長	重用 延長	未供用 区間	実 延長	種類別内訳				
						道路 延長	橋 梁		トンネル	
							個数	延長	個数	延長
3390	鳳来佐久間線	3,548	0	0	3,548	3,526	4	22	0	0
3391	細江北線	13,189	3,691	0	9,498	9,175	10	323	0	0
3394	沼津小山線	33,683	5,624	0	28,058	27,688	42	371	0	0
3396	富士由比線	16,147	104	0	16,043	15,309	36	734	0	0
3397	富士根停車場線 旧道(内数)	8,545 1,832	892 134	0	7,654 1,699	7,583 1,664	8 2	71 35	0	0
3398	上稲子長巻線 旧道(内数)	11,235 252	4,205 252	0	7,030 0	6,936 0	9 0	93 0	0	0
3399	大河内森線	18,099	2,841	0	15,258	12,987	31	1,172	5	1,100
3400	大仁停車場線	332	0	0	332	332	0	0	0	0
3401	御殿場箱根線	14,709	1,535	0	13,174	12,762	17	304	1	108
3402	小笠山運動公園線	1,314	0	0	1,314	635	4	679	0	0
3403	磐田掛川線 旧道(内数)	18,990 533	49 0	0	18,942 533	17,676 461	25 2	939 73	1	327
3404	河津下田線	867	0	0	867	856	1	12	0	0
3405	足高三枚橋線	5,037	0	0	5,037	4,773	7	265	0	0
3407	静岡草薙清水線	9,885	85	0	9,800	9,517	14	283	0	0
3408	静岡空港線	3,257	38	0	3,219	3,178	1	41	0	0
3409	大須賀掛川停車場線 旧道(内数)	5,987 134	0 0	0	5,987 134	5,888 134	11 0	99 0	0	0
3410	仁科峠宇久須線	11,342	0	0	11,342	11,242	10	100	0	0
3411	西天城高原線 旧道(内数)	10,185 2,232	0 0	0	10,185 2,232	9,598 2,232	3 0	135 0	1	452
3413	磐田袋井線	12,126	872	0	11,253	10,427	27	827	0	0
3414	富士富士宮線 旧道(内数)	30,009 44	1,308 0	0	28,700 44	28,338 36	31 1	362 8	0	0
3415	日坂沢田線	11,571	0	0	11,571	11,459	9	113	0	0
3416	静岡焼津線	15,508	422	0	15,086	13,091	35	689	5	1,306
3417	新居浜名線	3,506	0	0	3,506	3,454	3	53	0	0

10-4-2 県内主要道路網図

(県道路企画課)



10-4-3 車両による県下主要都市所要時間

(県道路企画課)

(単位：時間)

下田						
1.75	三島					
1.75	0.25	沼津				
2.00	0.75	0.75	富士			
2.75	1.00	1.00	0.75	静岡		
3.25	1.75	1.75	1.25	1.00	掛川	
3.75	2.00	2.00	1.75	1.25	0.75	浜松

※道路事情により標記の時間、距離は必ずしも一致しない

※各都市の市役所間の高速道路、一般国道、県道等を経路とした所要時間である

10-4-4 県有車両一覧表(本部・方面本部)

(県用度課) R3.4.1

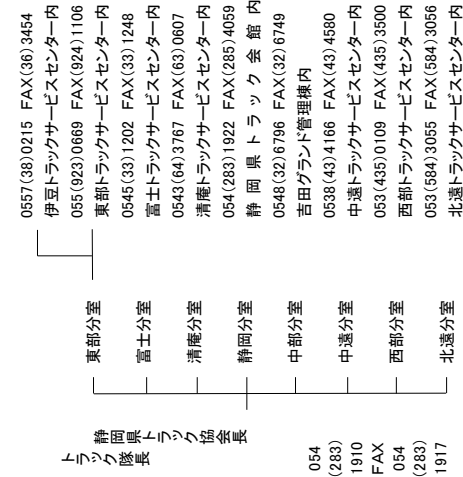
車種別	本部・方面本部別	賀茂 方面本部	東部 方面本部	中部 方面本部	西部 方面本部	本部	計
普通乗用車		6	17	19	16	32	90
小型乗用車		7	39	38	51	34	169
普通貨物車		1	8	7	7	6	29
小型貨物車		14	120	153	157	27	471
乗合自動車 (バス)30名以上		0	3	3	6	2	14
乗合自動車 (マイクロバス)11～29名		1	6	10	11	4	32
軽四輪自動車		25	75	77	101	25	303
特殊用途自動車		5	12	15	6	11	49
大型・小型特殊自動車		1	2	3	1	1	8
合計		60	282	325	356	142	1165

10-4-5 民間車両借上げ計画

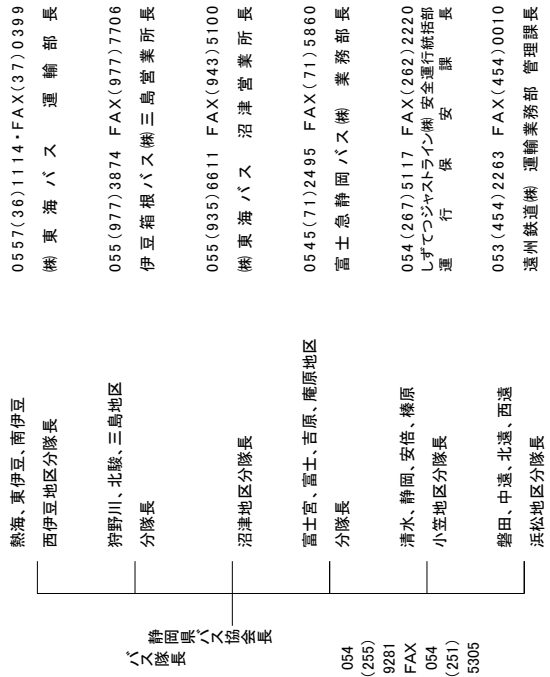
(中部運輸局静岡運輸支局) R3.4.1

別表1 トラック、バス、タクシ-隊組織図

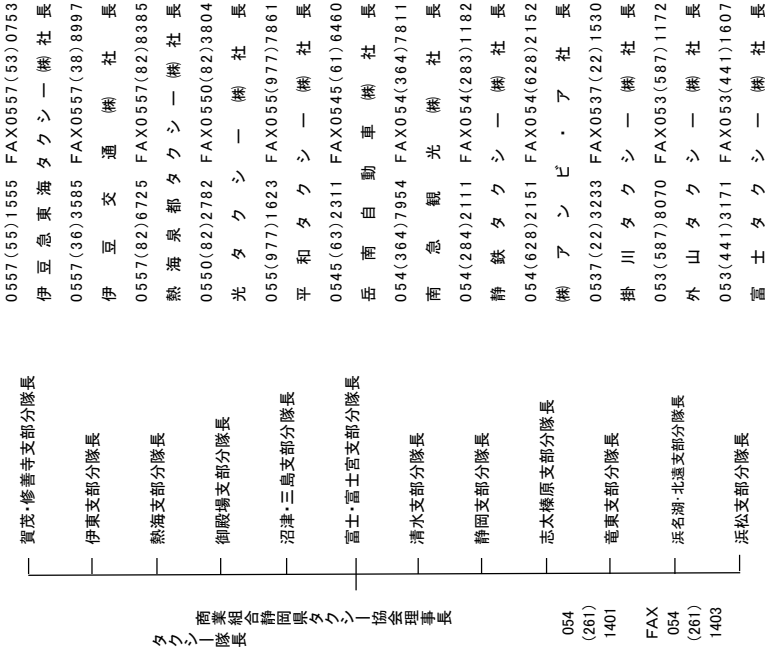
1. トラック隊



2. バス隊



3. タクシ-隊



別表2 災害時緊急自動車出動計画表

1 トラック隊

地 域	第1次出動 待機車	第2次出動 待機車	第3次出動 待機車	合 計	地 域	第1次出動 待機車	第2次出動 待機車	第3次出動 待機車	合 計
伊豆支部	3	3	3	9	中部支部	12	18	20	50
東部支部	17	23	25	65	中遠支部	20	30	30	80
富士支部	20	25	25	70	西部支部	25	27	33	85
清庵支部	18	22	25	65	北遠支部	2	2	2	6
静岡支部	18	25	27	70	合 計	135	175	190	500

2 バイク隊

地 域	第1次出動 待機車	第2次出動 待機車	第3次出動 待機車	合 計
熱海・東伊豆・南伊豆・西伊豆地区	6	6	7	19
狩野川・北駿・三島地区	6	7	7	20
沼津地区	5	5	5	15
富士宮・富士・吉原・庵原地区	5	5	5	15
清水・静岡・安倍・榛原・小笠地区	7	7	7	21
磐田・中遠・北遠・西遠・浜松地区	6	6	8	20
合 計	35	36	39	110

3 タクシー隊

地 域	第1次出動 待機車	第2次出動 待機車	第3次出動 待機車	合 計	地 域	第1次出動 待機車	第2次出動 待機車	第3次出動 待機車	合 計
賀茂・修善寺支部	11	11	13	35	静岡支部	32	32	33	97
伊東支部	9	9	9	27	志太榛原支部	19	19	19	57
熱海支部	11	12	12	35	竜東支部	10	10	11	31
御殿場・裾野支部	4	5	5	14	浜名湖・北遠支部	4	5	6	15
沼津・三島支部	29	29	31	89	浜松支部	30	30	31	91
富士・富士宮支部	19	19	20	58	合 計	191	194	204	589
清水支部	13	13	14	40					

(注) 第1次出動待機車は、要請と同時に出勤できる状態に待機する。
 第2次 " " は、要請後1時間以内に出動できる状態に待機する。
 第3次 " " は、要請後別に指示する時刻に出動できる状態に待機する。

10-5 地方鉄道の異常気象時における運転停止の基準

◎ 静岡鉄道株式会社

- (1) 異常気象時における運転基準
イ 気象台からの気象通報を受けたとき、または天候が特に不良となったときは、列車の運転・線路の保守・踏切道の特別警戒等、運転保安に関する事項について特別の注意を払うものとする。
- ロ 風速が25m/sec以上となり、列車の運転が危険であると判断したときは、列車の運転を一時休止する。
- ハ 風速が20m/sec以上に関連したときは、古庄～県総合運動場間の喫煙上および巴川橋梁上および30km/h以下の均等速度に制限して注意運転する。
- ニ 風力の激しい箇所はなるべく列車の速度が均一となるよう努め、急激な加速または減速をしない。
- ホ 暴風・強雨により、運転上危険であると判断したときは、なるべく安全な箇所に停止し、必要に応じてハンタグラフを降下して転動防止の手配をとる。
- ヘ 落雷・雷雨の激しいときは、直ちにハンタグラフを降下して停止手配をとる。ただし、精力によって駅に到達する見込があるときは精力運転をする。
- ト 濃霧・吹雪・降雪のときは、列車構構を夜間の方式にし、先行の列車の状況等に注意するとともに、前方注視が困難なときは、視界の限界においていつでも停止できる速度に低下させ、汽笛を吹鳴しながら特に進路の信号、踏切道等線路の状態に注意して運転する。

(2) 地震対策基準

- イ 列車を運転中、震度4以上の地震が発生したときは、長沼駅に設置した地震計がこれを感じ、列車無線により自動的に全列車の運転室内に発報信号(停止信号)を表示するので運転士は列車を一旦停止した後、運転指令の指示に伴い安全と認められる箇所まで移動して、次の指令があるまでの間、列車の運転を休止する。
- ロ 前号により列車の運転を休止したときは、あらかじめ定められた情報連絡系統により、関係機関及び各所へその旨を通報する。

(3) 防災体制

- A 風水害関係
 - ハ 台風が接近して災害多発の恐れがあるときは連絡を密にし、指令の一本化情報の蒐集に努めると共に現場の情報並びに関係地方機関との連絡をとり、鉄道に及ぼす影響を察知する。(テレビ・ラジオ・地方気象台・測候所等)
 - イ 沿線の降雨量、気圧、風速、風向等についてのデータ入手に努める。
 - ロ 河川管理者等との連絡を密にし、情報の入手に努める。
 - ハ 台風的位置、進路、強弱等について各放送機関や地方気象台を通して台風経路情報の入手に努める。
- ニ 鉄道に影響する各河川流域の降雨量を調査し、警戒水位に対する監視を強化するなど橋梁に及ぼす影響への対応に努める。

ホ 関係機関との連絡として静岡市に設置される防災対策本部を活用する。

B 地震防災関係

- あらかじめ定められた防災体制組織に基づき、速やかに社内に対策本部を設置して応急防災体制を確立する。
- イ 予知情報は関係防災機関からの伝達によるほか、各所に備えてあるテレビ・ラジオにより直接視聴し、列車無線、鉄道専用電話または指定した社内電話を使用して伝達の徹底を図る。
- ロ 社内対策本部は列車の運休状況、旅客の避難状況等必要事項についてその状況を国、県又は関係市町等へ通報する体制を確立する。
- ニ 必要に応じて避難旅客の応急救護の手配を図るものとする。
- (4) 現地の警備体制
 - イ 各職場の風易い箇所に所属従業員の非常召集、連絡系統表を掲出して、非常召集体制を確立する。
 - ロ 動力及び人員配置計画、関係各所との連絡体制を確立する。
 - ハ 非常用工具、機材、物資等の整備状態を確認し、救援体制を確立する。
 - ニ 運転指令系統を再確認して指令業務の適確化を徹底する。
 - ホ 危険が予測される箇所の状況把握の体制を確立する。

◎ 遠州鉄道株式会社

- (1) 暴風雨等により列車に危険の生ずる恐れのあるときは、その状況を考慮して列車の運転を一時中止する等危険防止の措置を講じる。
- (2) 風速が20m/sec以上となったと認められる場合は、危険性が予想されるから列車の運転を中止する等の措置を講

じる。

- (3) 風力が烈くして運転危険と認めるときは、列車を進出させない。
- (4) 暴風に遭遇した時は、風力の烈しい箇所では、なるべく列車の速度を変化させないよう努め急に速度を加え又は急に制動機を緊結しない。
- (5) 暴風に遭遇し、運転が危険と認めるときは、なるべく安全な箇所に停止する。
- (6) 落雷又は雷鳴により運転上危険と認められた場合は、列車を進出させない。
- (7) その他、必要と認められる時は、列車の運転を中止する。

◎ 岳南電車株式会社

- (1) 暴風雨雪等により、列車に危険の生ずる恐れのある時は、気象通報に注意し、状況を考慮して危険防止の処置をとる。
- (2) 風速が20m/sec以上となったことを認めた時は、危険防止の処置を講じる。
- (3) 風力が激しくして運転が危険と認めるときは、列車を進出させない。
- (4) 暴風に遭遇した時は、風力の激しい箇所ではできるだけ列車の速度を変化させないよう努め急に速度を加え、又は急に制動機を緊結しない。
- (5) 暴風に遭遇し、運転が危険と認めるときは、できるだけ安全な箇所に停止する。
- (6) 降雨(雪)の甚だしい時は、運転士は、路線状態に注意し必要に応じて、運転速度を低下すると共に、制動距離に余裕をもつよう注意する。
- (7) 落雷又は雷鳴により運転上危険であると認められた時は、列車を進出させない。
- (8) その他、必要と認められるときは、列車の運転を中止する。

◎ 大井川鐵道株式会社

- (1) 暴風雨・濃霧及び吹雪の時列車の運転又は線路の保守に従事する者は、気象通報を受けた時又は天候が不良となった時は、その警戒を厳重にする。
- (2) 暴風雨又は豪雨の場合は、気象通報等に注意する。
- (3) 風速が烈くして列車の運転が危険であると認めるときは、一時列車の出發又は通過を見合せ。
- (4) 豪雨等のために築堤決壊、道床流失等の恐れがあるときは、保線係員との連絡を密にし、列車の運転が危険であると認められた時は、一時列車の出發又は通過を見合せ。
- (5) 暴風雨又は豪雨等の場合、風速の烈しい箇所は、なるべく列車の速度を変化させないように努め、急に制動機を緊結するような取扱をしない。
- (6) 暴風雨又は豪雨等の場合、列車の運転が危険であると認められたときは、なるべく安全な箇所に停止する。
- (7) 濃霧・吹雪等により信号の認識距離が50メートル以下になったと認められた時は、列車を停止させる。
- (8) その他、必要と認められる時は列車の運転を中止する。

◎ 伊予箱根鉄道株式会社

- (1) 気象異常時の場合、駅長・乗務員及び線路係員は、異常気象を感じるか、または気象通報を受けたときは、その状況により列車の運転休止、列車の徐行、線路工事の中止、線路及び踏切道の特別警戒等により、すべての運転保安に関する事項について特に注意する。
- (2) 濃霧、降雪の場合、乗務員は列車構構を夜間の方式にし、視界の限度において停止できる速度に低下させ、汽笛を吹鳴しながら運転する。
- (3) 強風、暴風、大雨の場合、駅長は、風速が毎秒25メートル程度となり、突風等のため運転上危険であると判断したときは、運転指令者に報告するとともに、一時列車の出發を見合せ、通過列車は停止させる。
- (4) 運転指令者は、駅長から風速が毎秒30メートル以上となり、運転上危険である旨の報告を受けたときは、一時列車の運転を見合わせる旨の指示をする。
- (5) 運転士は、風力の激しい箇所はなるべく列車の速度が均一となるように努め、急激な加速、または減速をしない。ま

た、運転上危険であると判断したときは、なるべく安全な箇所に停止し必要に応じてハンタグラフを降下して転動防止の手配をする。

(6) 土砂崩壊のおそれがある区間に進入する列車は、特に注意して運転するとともに、前夜暴風、大雨があったときの初列車は、特に土砂崩壊、浸水、倒木等があることを予想して、線路の状態に注意して運転する。

(7) 落雷、雷鳴の場合、駅長は、運転上危険であると判断したときは、一時列車の出發を見合せ、通過列車は停止させ、また、駅構内に停車中の列車または車面のハンタグラフの降下手配をする。

(8) 乗務員は、直ちにハンタグラフを降下し、制動力に支障がない程度においてもより駅まで運転を継続するか、または地形を考慮して停止する。

(9) 線路が浸水した場合、道床その他に異常がなくとも、水深がレール面上に達したときは、その区間に列車または車両を運転してはならない。

(10) 地震の発生を感知するか、緊急地震速報システム等により情報を入力したときは、直ちに列車無線により全列車にこれを伝達するとともに、その程度に応じて、次により取扱うものとする。

この場合、緊急地震速報システムによる情報が震度4以上、地震計による観測が震度5以上の地震のときは、自動的に発報信号による停止信号を顯示する。

① 震度5以上(計測震度4.5以上)の場合
列車運転停止…全線路・構造物の点検をし、異常がないことを確かめた後、
区間初列車25km/h以下
以後、正常運転に復す。

② 震度4(計測震度4.4以下)の場合
列車一旦停止…一旦停止後、
区間初列車25km/h以下
区間次列車45km/h以下
重点箇所点検終了後正常運転に復す。

③ 震度3以下(計測震度3.4以下)の場合
正常運転 ……ただし、駅長、乗務員からの報告等により列車の運転が危険と認められたときは、前号の取扱いに準ずる。

◎ 伊豆急行線

1 風に対する取扱い (各ブロックごとによる)
(1) 風速25m/sec以上30m/sec未満の場合、列車は45km/h以下の速度で注意運転を行なう。

(2) 風速30m/sec以上の場合は、列車の運転を見合わせる。
2 雨に対する取扱い (各警戒区域ごとによる)
(1) 降雨量が次の場合は、列車の運転を見合わせる。

① 連続雨量が201ミリ以上となり、かつ時間雨量が31ミリ以上となったとき
② 連続雨量が301ミリ以上となったとき
③ 時間雨量が41ミリ以上となったとき

(2) 連続雨量が201ミリ以上301ミリ未満の場合は、要注箇所を運転する列車は25km/h以下の速度、またその他の箇所を運転する列車は45km/h以下(隧道内は除く)の速度で注意運転を行なう。

(3) 連続雨量が151ミリ以上201ミリ未満または時間雨量31ミリ以上41ミリ未満の場合は、要注箇所を運転する列車は45km/h以下の速度で注意運転を行なう。

3 地震に対する取扱い (各警戒区域ごとによる)
(1) 震度1以上の地震が発生した場合は、全列車の運転を中止する。

(2) 震度[4]の地震が発生した場合は、全列車を一旦停止させ25km/h以下の速度で注意運転を行なう。
(3) 震度[3]の地震が発生した場合は、地震発生後最初に警戒区域を運転する列車は45km/h以下の速度で注意運転を行なう。

(4) 警戒宣言が発令された場合は、別に定める大規模地震防災規程により取り扱う。
4 津波に対する取扱い (各警戒区域ごとによる)

1 津波警報または津波警報で避難指示が発令された場合
① 津波到達予想時間の1時間前から津波警戒区間に列車を進入させない。

② 津波警戒区間を走行中の列車が津波到達予想時間までに津波警戒区間に進入不可能な場合は、駅の海抜を考慮のうえ運転を見合わせる。

(2) 津波警報で避難勧告が発令された場合
津波警戒区間を運転する列車は、注意運転を行う。

5 伊豆東部火山群の噴火警戒レベルに對する取扱い (影響区間)
噴火警戒レベル4又は5が発令された場合

(1) 列車が噴火影響区間に進入しないよう努める。
(2) 噴火影響区間を運転中の列車は、噴火影響区間外に進出するよう努める。

6 その他必要と認められたときは、列車の運転を見合わせ又は中止する。

◎ 天竜浜名湖鉄道線

(1) 降雨によるもの

警報表示区分	警戒表示	注意表示	停止表示	観測箇所
掛川	連続降雨量 100mm以上又は 時雨量20mm以上	連続降雨量 200mm以上又は 時雨量30mm以上	連続降雨量 180mm以上で更に 時雨量30mm以上	掛川
～				
原谷	連続降雨量 100mm以上又は 時雨量20mm以上	連続降雨量 200mm以上又は 時雨量30mm以上	連続降雨量 180mm以上で更に 時雨量30mm以上	遠州森
～				
遠江一宮	連続降雨量 100mm以上又は 時雨量20mm以上	連続降雨量 200mm以上又は 時雨量30mm以上	連続降雨量 180mm以上で更に 時雨量30mm以上	天竜二俣
～				
宮口	連続降雨量 100mm以上又は 時雨量20mm以上	連続降雨量 200mm以上又は 時雨量30mm以上	連続降雨量 180mm以上で更に 時雨量30mm以上	金指
～				
西気賀	連続降雨量 100mm以上又は 時雨量20mm以上	連続降雨量 150mm以上又は 時雨量30mm以上	連続降雨量 150mm以上で更に 時雨量30mm以上	三ヶ日
～				
知波田	連続降雨量 100mm以上又は 時雨量20mm以上	連続降雨量 120mm以上又は 時雨量25mm以上	連続降雨量 120mm以上で更に時 雨量25mm以上 又 は 時雨量35mm以上	新所原
～				
新所原	連続降雨量 100mm以上又は 時雨量20mm以上	連続降雨量 200mm以上又は 時雨量30mm以上	連続降雨量 180mm以上で更に 時雨量30mm以上	—
運転規制内容				
—				
速度30km/h以下				
運転を中止				

(2) 強風によるもの

警報表示区分	警戒表示	注意表示	停止表示	観測箇所
掛川	風速が20m以上	風速が25m以上	風速が30m以上	垂木川
～				
遠州森	風速が20m以上	風速が25m以上	風速が30m以上	天竜川
～				
金指	風速が20m以上	風速が25m以上	風速が30m以上	釣橋川
～				
新所原	風速が20m以上	風速が25m以上	風速が30m以上	—
運転規制内容				
—				
速度45m/h以下				
運転を中止				

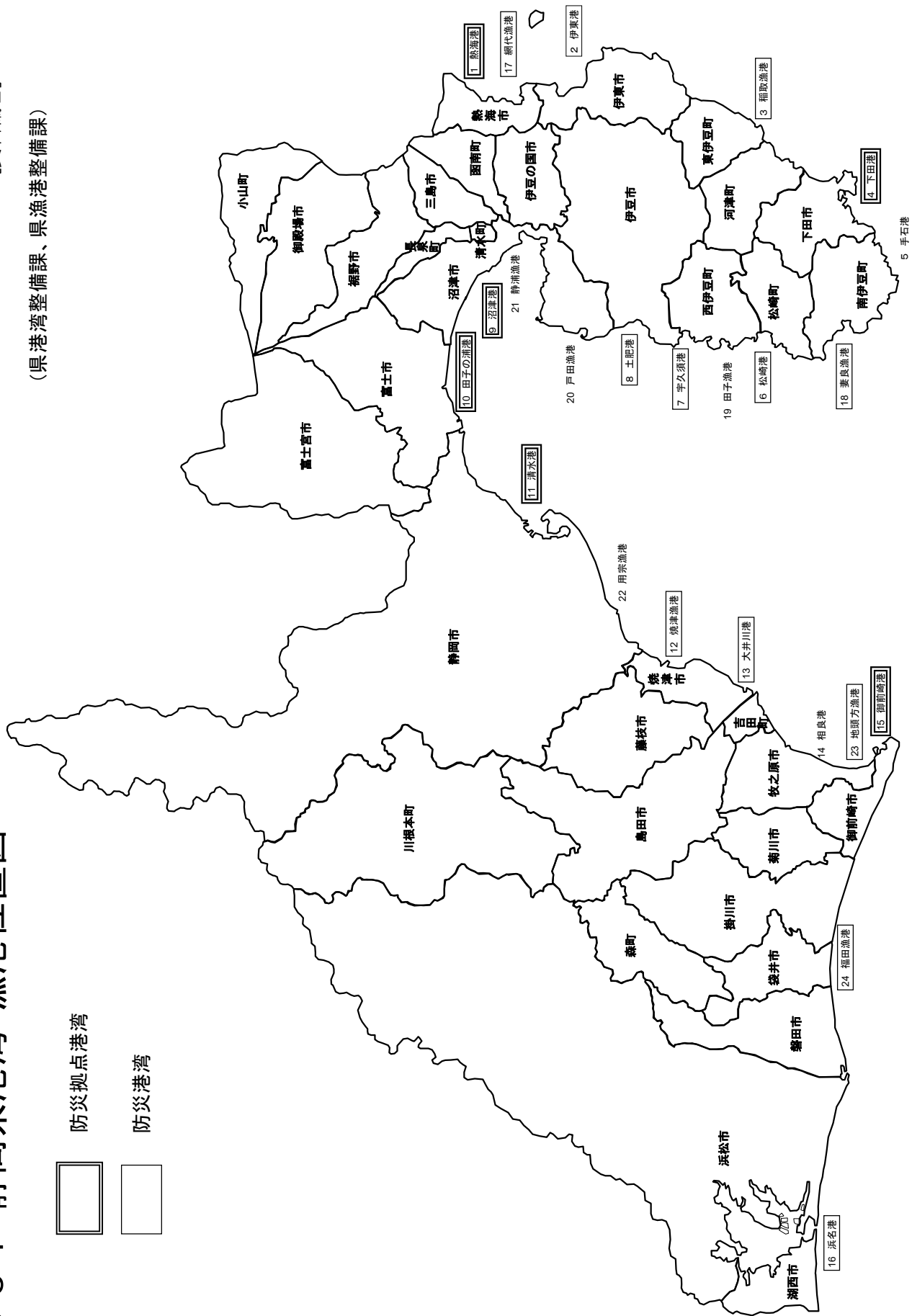
(3)地震によるもの

警報表示区分	注意表示	停止表示	観測箇所
規制の基準	震度4	震度5弱以上	天竜運輸区
運転規制内容	速度45km/h以下	運転を中止	—

10-6-1 静岡県港湾・漁港位置図

[資料編Ⅱ]

(県港湾整備課、県漁港整備課)

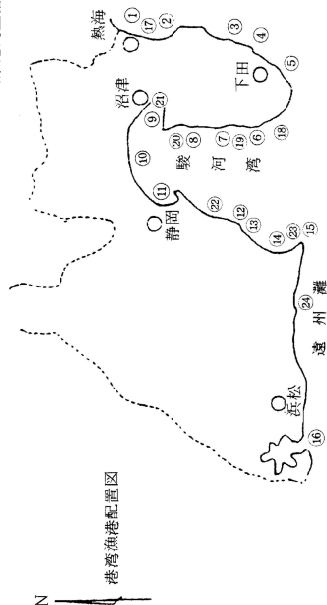


10-6-2 防災港湾・漁港の法的区分と管理者

港名	港湾法	漁港漁場整備法	港則法	所轄海上保安部	管理者	管理事務所	国の出先機関	県等の出先機関
熱海港	地方港湾		適用港	下田海上保安部 0558-22-0651	静岡県	熱海土木事務所 0557-82-9171		熱海土木事務所 0557-82-9181
網代漁港		第3種漁港	適用港	"	静岡県	"		"
伊東港	地方港湾		適用港	"	静岡県	"		熱海土木事務所伊東支所 0557-37-2947
稲取漁港		第2種漁港	適用港	"	静岡県	下田土木事務所 0558-24-2102		下田土木事務所 0558-24-2111
下田港	地方港湾		適用港	"	静岡県	"	中部運輸局田原事務所 0558-22-0517 下田海上保安部 0558-22-0650	"
妻良漁港		第4種漁港		"	静岡県	"		"
松崎港	地方港湾		適用港	"	静岡県	"		"
宇久須港	地方港湾		適用港	"	静岡県	"		"
土肥港	地方港湾		適用港	"	静岡県	沼津土木事務所 055-920-2211		沼津土木事務所 055-920-2208
沼津港	地方港湾		適用港	清水海上保安部 054-353-0118	静岡県	"		"
田子の浦港	重要港湾		特定港	"	静岡県	田子の浦港管理事務所 0545-33-0495 清水港管理局 0543-53-2111		田子の浦港管理事務所 0545-33-0495 清水港管理局 054-353-2111
清水港	国際拠点港湾		特定港	"	静岡県		中部運輸局静岡運輸支局 清水庁舎 0543-52-0174 中部地方整備局 清水港事務所 0543-52-4146 清水海上保安部 0543-53-0118	
焼津漁港		特定第3種漁港	適用港	"	静岡県	焼津漁港管理事務所 054-628-3126		焼津漁港管理事務所 054-628-3126
大井川港	地方港湾		適用港	"	焼津市	大井川港管理事務所 054-622-1337		大井川港管理事務所 054-622-1337
地頭方漁港		第1種漁港		"	牧之原市	牧之原市役所(農林水産課) 0548-53-2618		
御前崎港	重要港湾		適用港	"	静岡県	御前崎港管理事務所 0548-63-3211	御前崎海上保安署 0548-63-2475	御前崎港管理事務所 0548-63-3211
福田漁港		第4種漁港		"	静岡県	袋井土木事務所 0538-42-3216		袋井土木事務所 0538-42-3218
浜名港	地方港湾		適用港	"	静岡県	浜松土木事務所 053-458-7265		浜松土木事務所 053-458-7265

10-6-3 港湾漁港施設現況

(県港湾整備課、県漁港整備課) R3.4.1



- ①熱海港 ②伊東港 ③稲取漁港 ④下田港 ⑤手石港
- ⑥松崎港 ⑦宇久須港 ⑧土肥港 ⑨沼津港 ⑩田子の浦港
- ⑪清水港 ⑫焼津漁港 ⑬大井川港 ⑭相良港 ⑮御前崎港
- ⑯浜名港 ⑰網代漁港 ⑱妻良漁港 ⑲田子漁港 ⑳戸田漁港
- ㉑静浦漁港 ㉒用宗漁港 ㉓地頭方漁港 ㉔福田漁港

① 熱海港

熱海港は旧熱海港火山の火口底に当たり、西の火口底は馬てい形に欠潰したが、北方は岩戸山、玄岳の連山で囲まれている。このため山が海にせまり、平坦地に乏しい。港口部は比較的水深が大きく海底の地質は砂又は砂れき層で、局部的に岩し層が露出している。

接岸能力	5,000 DWT	1,000 DWT	1,000 DWT
	1,000 DWT	3,000 DWT	3,000 DWT
	-4.0m	94m	20m
	-3.0m	20m	42m
	-2.0m		

② 伊東港

中央部はなめらかな湾形をなしている。東南に潮吹崎が突出し、その沖に手島及び尾根暗礁があって、南からの波浪をさげている。

伊東市を貫流して、港内に注ぐ大川は流出土砂がいちじるしい。中央部の海底は細砂で、南北両端は転石による磯をなしている。

接岸能力	1,000 DWT	1,000 DWT	1,000 DWT	700 DWT
	1,000 DWT	1,000 DWT	8,000 DWT	8,000 DWT
	-4.0m	183m	190m	183m
	-3.5m	190m	331m	232m
	-3.0m	331m		
	-2.0m	232m		

③ 稲取漁港

南は稲取岬が突出して湾を形成し、湾口は東北に開いている。

地質は表層は泥土質、その下、0.5～1.0mは玉石又は砂利層をなし、最下層は、粘土質である。

接岸能力	-4.5m	80m
	-4.0m	115m
	-3.5m	136m
	-2.0m	255m

④ 下田港

海岸線は伊東半島特有の激しい起伏を示し、港は深く湾を形成し、犬走島、毘沙島の小島がある。港内には福生沢川が流入し、河口泊地として利用されている。地質は沖積層から成り、一部は変成安山岩と凝灰岩である。

接岸能力	2,000 DWT	1,000 DWT	1,000 DWT
	2,000 DWT	1,000 DWT	1,000 DWT
	-5.0m	129m	301m
	-4.0m	301m	547m
	-3.5m	547m	380m
	-3.0m	380m	271m
	-2.0m	271m	

⑤ 手石港

地形は、北にたらい崎、南に弁財天が突出し、その湾は深く一部砂浜地をなしているが、一般に岩盤が多く天然の良港を形づくっている。なお、南伊豆唯一の大川、青野川は、本港にそそぎ、港口は泊地をなし、河口港をなしている。

接岸能力 -2.0m 419m

⑥ 松崎港

地形はおおむね楕円型である。海浜は遠浅で島ようが南側と北側に点在している。港口に注ぐ岩科川は天城山系八木山に発して港口近くで郡貫川と合流している。

港内の地質は岩盤の上に砂が堆積しているものと推定される。

接岸能力	-6.0m	101.7m
	-5.5m	100m
	-3.0m	125m
	-2.5m	103m
	-2.0m	234m

⑦ 宇久須港

北に廻岬、南に黄金崎が突き出した湾入部であって、天然の良港を形成している。港内に流入する宇久須川は、上流地域の崩壊がはなはだしく、降雨時にはかなりの流出土砂がある。

接岸能力	2,000 DWT	2,000 DWT	500 DWT
	2,000 DWT	2,000 DWT	500 DWT
	-4.0m	61m	147m
	-3.0m	147m	140m
	-2.0m	140m	

⑧ 土肥港

西は駿河湾に面し、東は天城山系の急峻な山々を背にして、わずかに形成した平坦地がある。

地域の大部分は、砂又は砂れき地帯でおおむね遠浅であるが、大藪防波堤以北及び屋形防波堤以南は岩盤が露出し、急深である。

接岸能力	700 DWT	1,000 DWT	1,000 DWT
	700 DWT	1,000 DWT	1,000 DWT
	-4.0m	70m	265m
	-3.0m	265m	

⑨ 沼津港

東に田方平野が広がり、前面は駿河湾に面し、南は伊豆半島大瀬岬に覆われている。

航路となっている狩野川は伊豆天城山を水源とする荒川で、流出土砂もかなり多い。海底の地質は砂れきが主である。

接岸能力	5,000 DWT	3,000 DWT	2,000 DWT
	5,000 DWT	3,000 DWT	2,000 DWT
	-4.0m	61m	636m
	-3.5m	636m	

⑩ 田子の浦港

富士山によって形成されたデルタ地帯であることが推定され、地質学的には沖積層をなしている。この港口から沼津にいたる海浜は富士川が放出する土砂が漂砂となって、沿岸流により砂嘴として発達したものとわれ、滑らかな凹曲線をなしている。海底勾配はほぼ 1/10 である。

港内の地質は砂利層の上に沼土が堆積している。海岸は砂利である。

接岸能力	30,000 DWT	2バース(-12m)	(480m)
	12,000 DWT	1バース(-10m)	(240m)
	10,000 DWT	1バース(-9m)	(167m)
	5,000 DWT	7バース(-7.5m)	(760m)
	3,000 DWT	1バース(-6.5m)	(115m)
	2,000 DWT	8バース(-5.5m)	(560m)
	1,000 DWT	2バース(-4.5m)	(144m)
	500 DWT	1バース(-5.0m)	(60m)
	-4.0m	358m	
	-2.0m	171m	

⑪ 清水港

港内は前面を「羽衣」の伝説で名高い三保の砂嘴で覆われた折戸湾を形成している。背後圏には、自動車、自動二輪車、楽器、一般機等の輸出関連企業や、半導体などの先端技術企業が集積する県中西部地区が含まる。また、東西に新東名高速道路、東名高速道路や国道1号バイパスが走り、交通の便は極めてよい。

地質は巴川河口付近において砂利層が、比較的堅硬であるが、一般的に粘土層に覆われた軟弱地層である。

接岸能力	60,000 DWT	2バース(-15m)	(700m)
	30,000 DWT	10バース(-12m)	(2,690m)
	30,000 DWT	1バース(-10~-12m)	(330m)
	10,000 DWT	9バース(-10m)	(1,666m)
	8,000 DWT	5バース(-9m)	(844m)
	5,000 DWT	10バース(-7.5m)	(1,295m)
	3,000 DWT	7バース(-6.5m)	(682m)
	2,000 DWT	4バース(-5.5m)	(294m)
	1,000 DWT	1バース(-5.0m)	(71m)
	700 DWT	22バース(-4.5m)	(1,494m)
	-4.0m	331m	
	-3.5m	1,409m	
	-2.5m	418m	
	-2.0m	575m	

⑫ 焼津漁港

海岸線はほぼ南北にのび、比較的単調で、急勾配をなし、台風時の波浪は大きく、防波堤に囲まれていない地区については、高潮、浸食の危険にさらされている。また漂砂も活発である。

接岸能力		小川地区	
	-9.0m	400m	—
	-7.0m	1,030m	—
	-5.5m	680m	—
	-5.0m	944m	610m
	-4.5m	719m	—
	-4.0m	—	504m
	-3.0m	464m	547m
	-1.5m~-2.0m	—	457m

⑬ 大井川港

本港は、志太平野南部大井川河口左岸に位置し、駿河湾に面している。背後地は、大井川の三角州より地質は沖積層により形成されている。

接岸能力	5,000 DWT	5バース(-7.5m)	(650m)
	3,000 DWT	2バース(-6.0m)	(170m)
	2,000D.W.T	13バース(-5.5m)	(1,219m)
	1,000D.W.T	3バース(-5.0m)	(240m)
	-2.0m~-4.5m	943m	

⑭ 相良港

橋原港同様牧之原市南端部に位置し、駿河湾に沿い、萩間川の河口に本港を形成する。また、本港は、国道150号に接し、海岸は砂地で、夏の海水浴場として利用されている。

接岸能力	-3.0m	50m
	-2.0m	597m

⑮ 御前崎港

付近一帯は岩しようが多く、船舶航行の難所として知られる。背後は台地が海にせまり、海岸はわずかの平地を有するにすぎない。

港内の地質は、上層1.0m位は砂利層、その下は軟質土丹層である。

接岸能力	50,000 DWT	1バース(-14m)	(280m)
	30,000 DWT	2バース(-12m)	(480m)
	5,000 DWT	5バース(-7.5m)	(650m)
	2,000 D.W.T	4バース(-5.5m)	(400m)
	1,000 D.W.T	9バース(-5.0m)	(792m)
	-4.0m	280m	
	-2.0m	660m	

⑯ 浜名港

付近の海岸一帯は砂で、漂砂および飛砂により海岸の变化は著しい。海底勾配は隆起性海岸特有の遠浅で1/70~1/100である。

接岸能力	-3.5m	526m
	-3.0m	226m
	-2.0~-3.0m	563m
	-2.0m	179m

⑰ 網代漁港

接岸能力	-4.0m	206m
	-3.5m	60m
	-3.0m	239m
	-2.0m	60m

⑱ 妻良漁港

接岸能力	-3.0m	280m
	-2.0m	229m
	-1.0m	36m

① 田子漁港			
接岸能力	—5.0m	360m	
	—3.2m	96m	
	—3.0m	244m	
	—2.0m	60m	
	—1.0～—2.0m	250m	
② 戸田漁港			
接岸能力	—5.0m	185m	
	—4.0m	561m	
	—3.0m	35m	
	—2.0～—3.0m	363m	
③ 静浦漁港			
接岸能力	—6.0m	76m	
	—4.5m	70m	
	—4.0m	273m	
	—3.5m	98m	
	—3.0m	689m	
	—2.5m	103m	
	—2.0m	611m	
	—1.0～—1.5m	117m	
④ 用宗漁港			
接岸能力	—5.0m	787m	
	—2.5m	432m	
⑤ 地頭方漁港			
接岸能力	—4.0m	232m	
	—3.0m	265m	
	—2.5m	60m	
	—1.5m	180m	
⑥ 福田漁港			
接岸能力	—5.0m	100m	
	—3.0m	922m	
	—1.5m	270m	
	—1.0m	95m	

10-6-4 港湾・漁港平面図

1 熱海港平面図

(県港湾整備課、県漁港整備課)

水深3.0m以上の岸壁を掲載
岸壁
緊急輸送岸壁



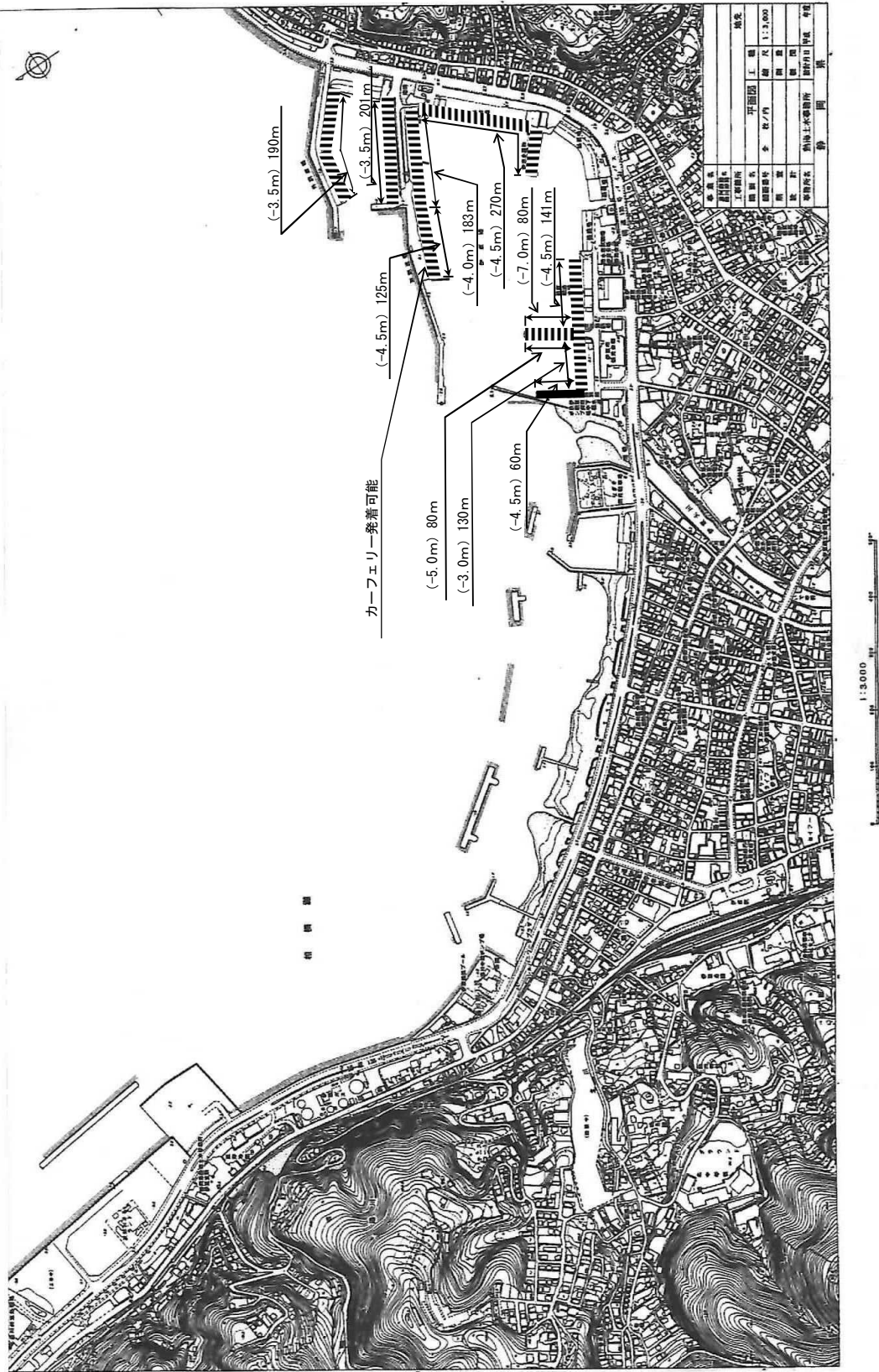
根 椋 瀬



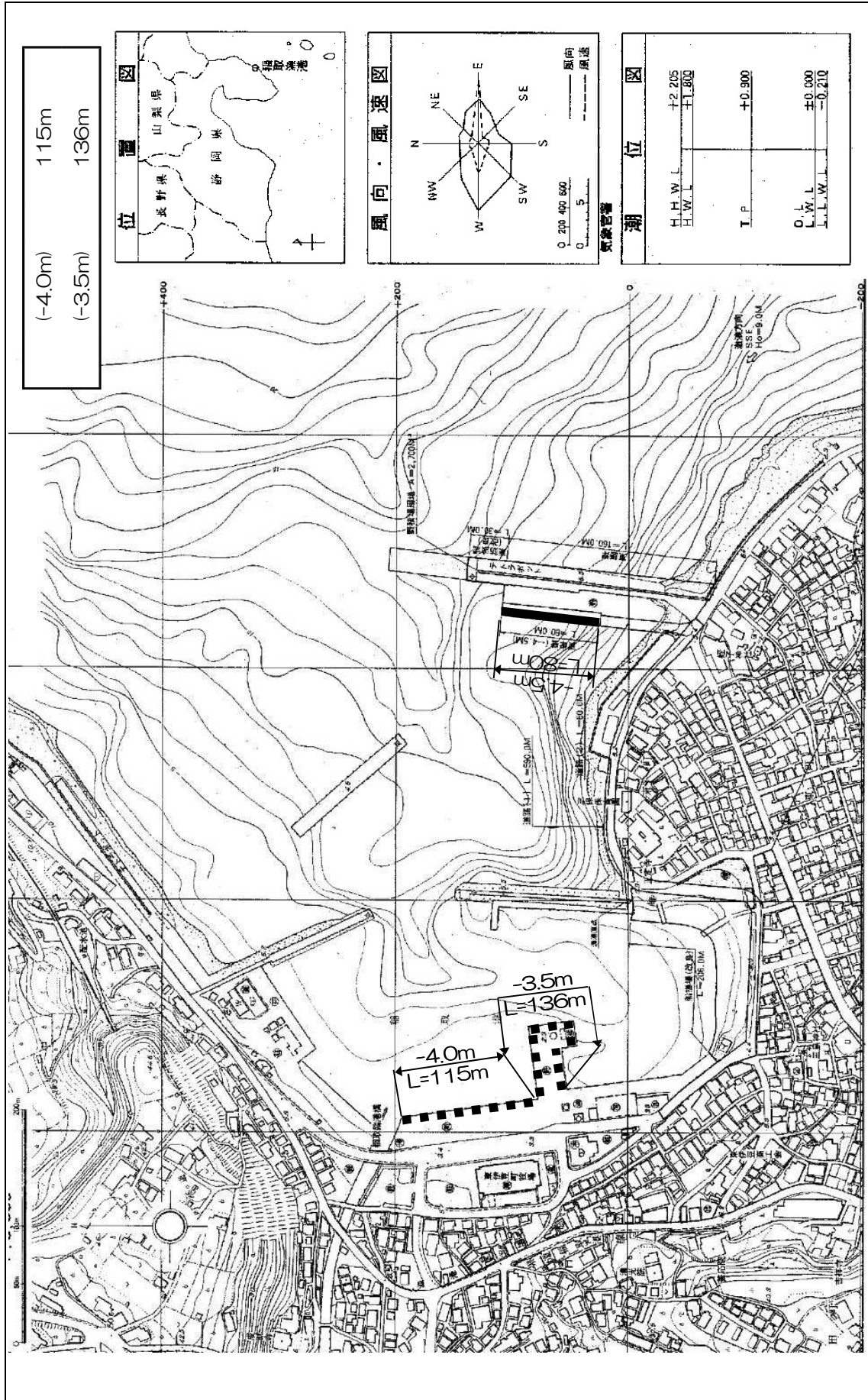
事業名	漁港整備事業	種別	港湾
事業所	熱海港	計画年度	昭和11年度
図面名	熱海港岸壁	縮尺	1:2,000
図面番号	熱港	製図者	熱港
製図者	熱港	製図所	熱港
製図場所	熱港土木事務所	製図日	昭和11年

2. 伊東港平面図

水深3.0m以上の岸壁を掲載
 ■■■■■■■■■■■■ 岸壁
 ■■■■■■■■■■■■ 緊急輸送岸壁



3 稻取漁港平面図

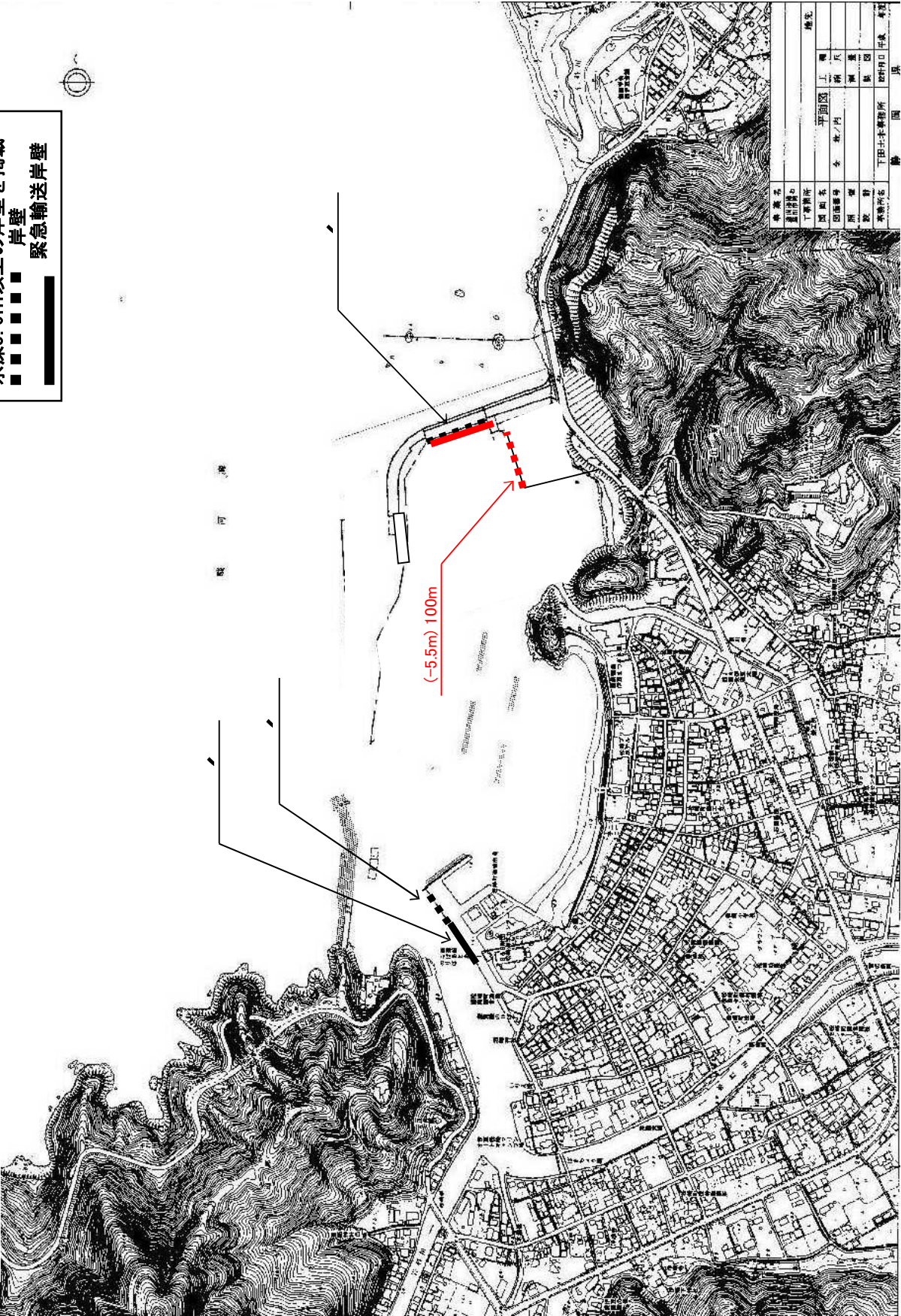


4 下田港平面図



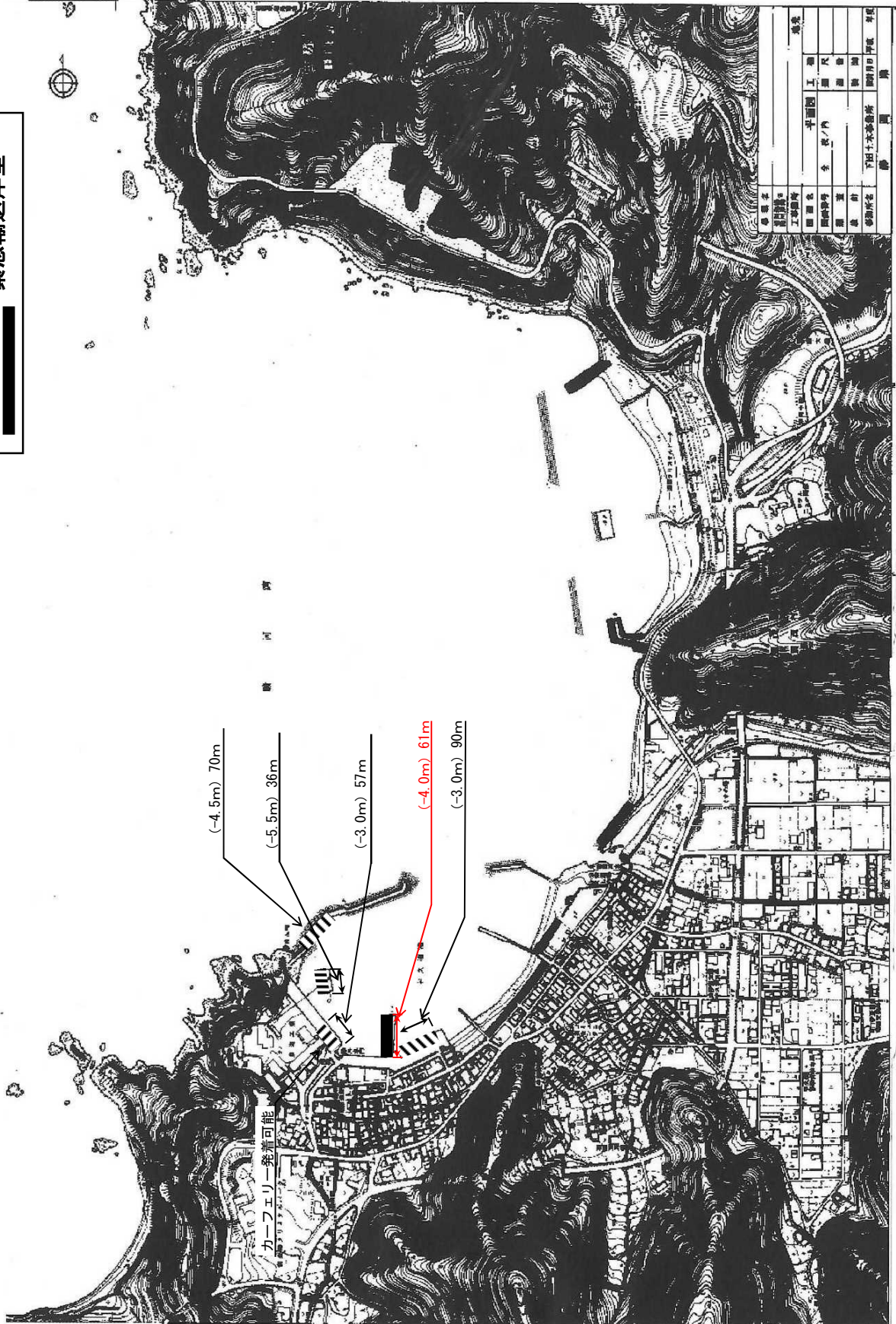
6. 松崎港平面図

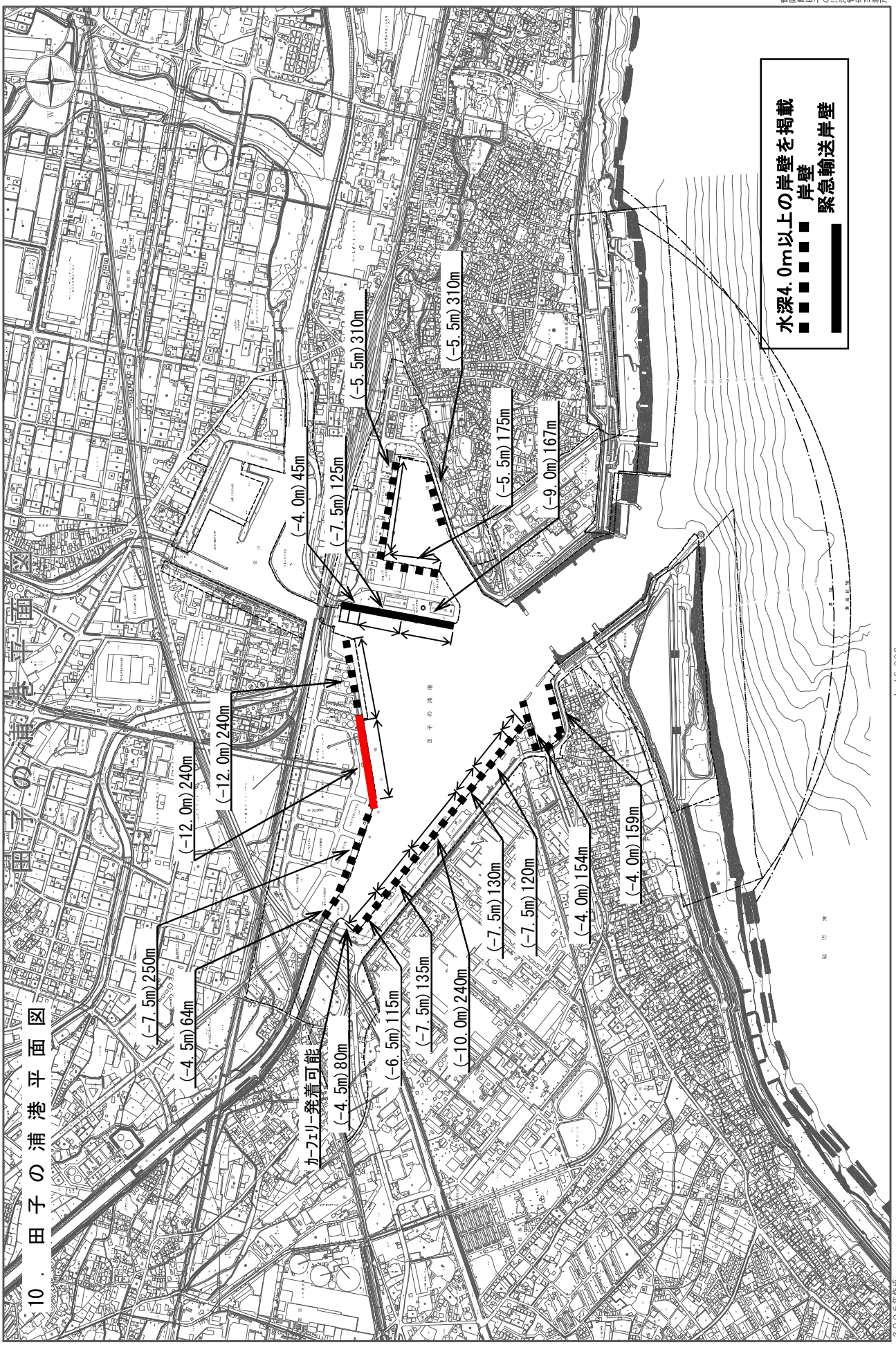
- 水深3.0m以上の岸壁を掲載
- 岸壁
- 緊急輸送岸壁



7. 宇久須港平面図

水深3.0m以上の岸壁を掲載
 岸壁
 緊急輸送岸壁





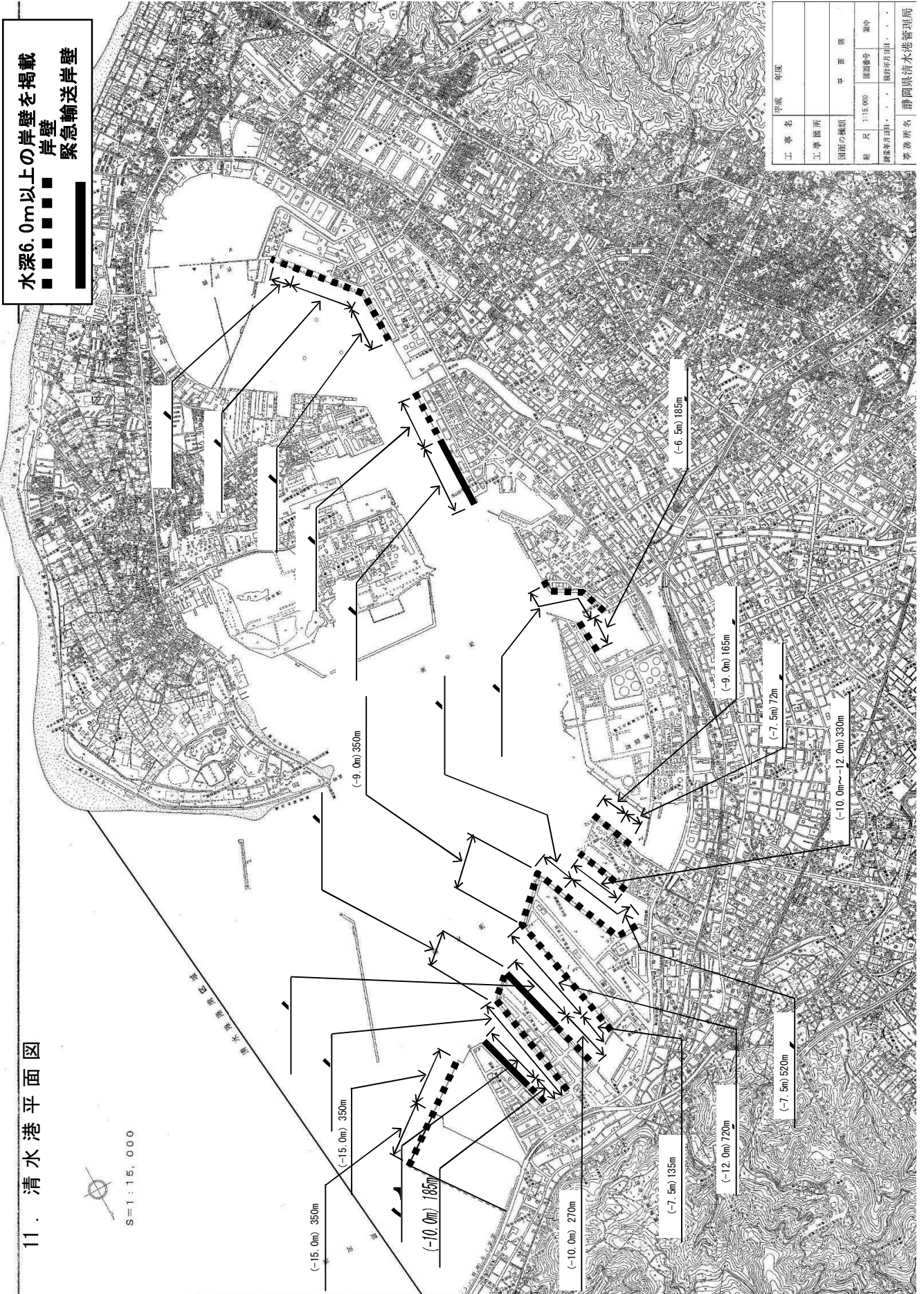
10 田子の浦港平面図

2006年作成

11. 清水港平面図



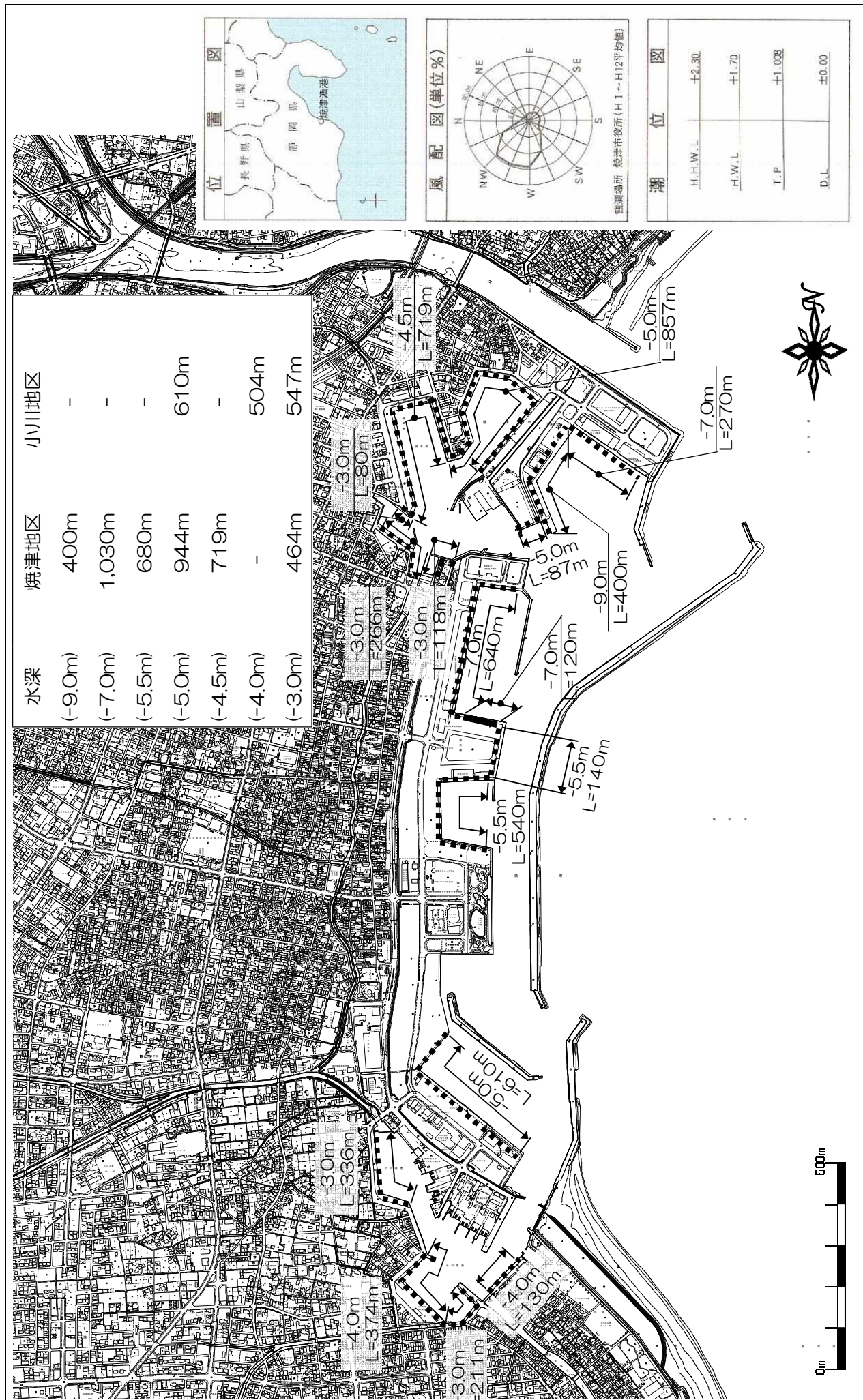
S=1:15,000

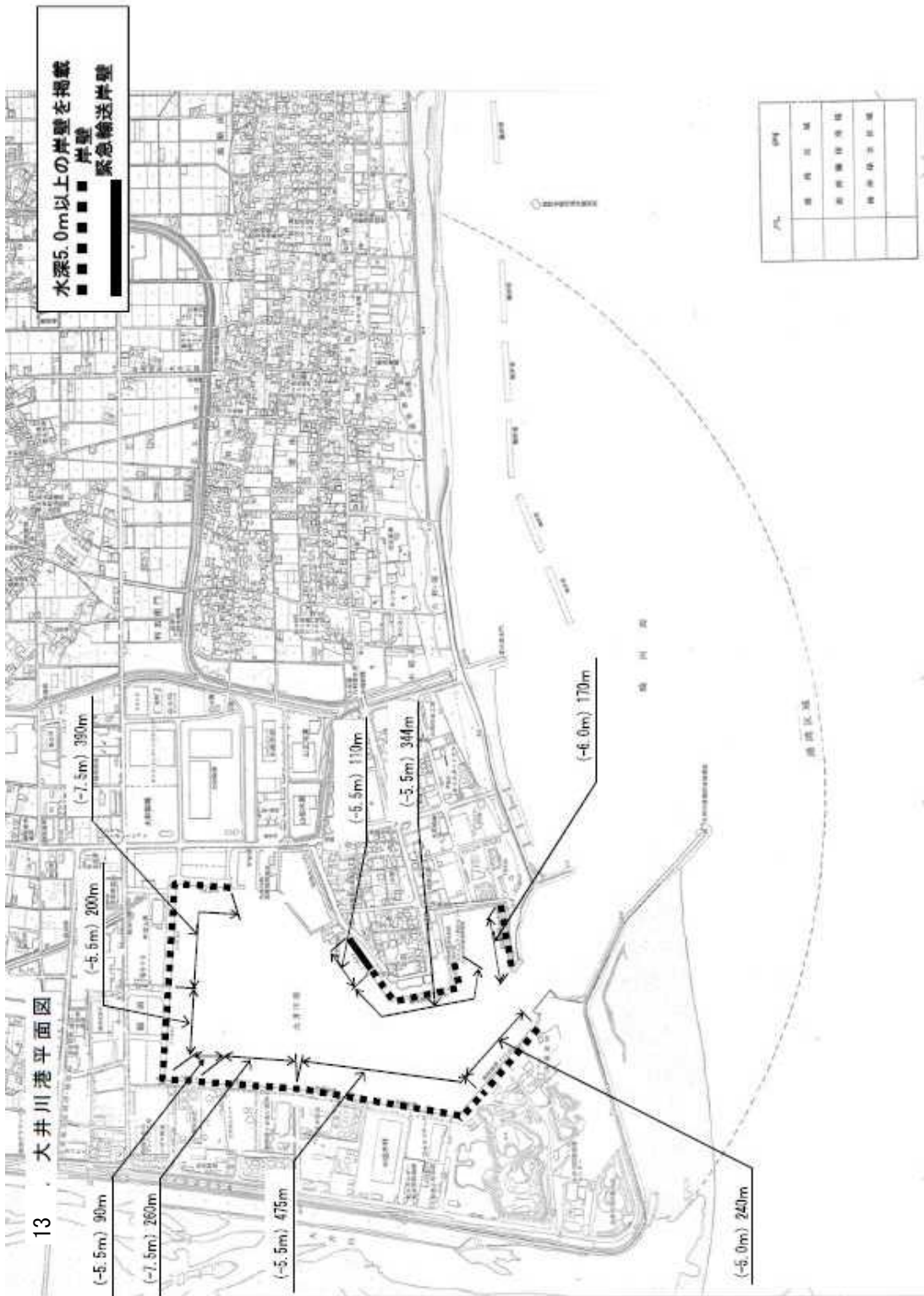


水深6.0m以上の岸壁を掲載
岸壁
緊急輸送岸壁

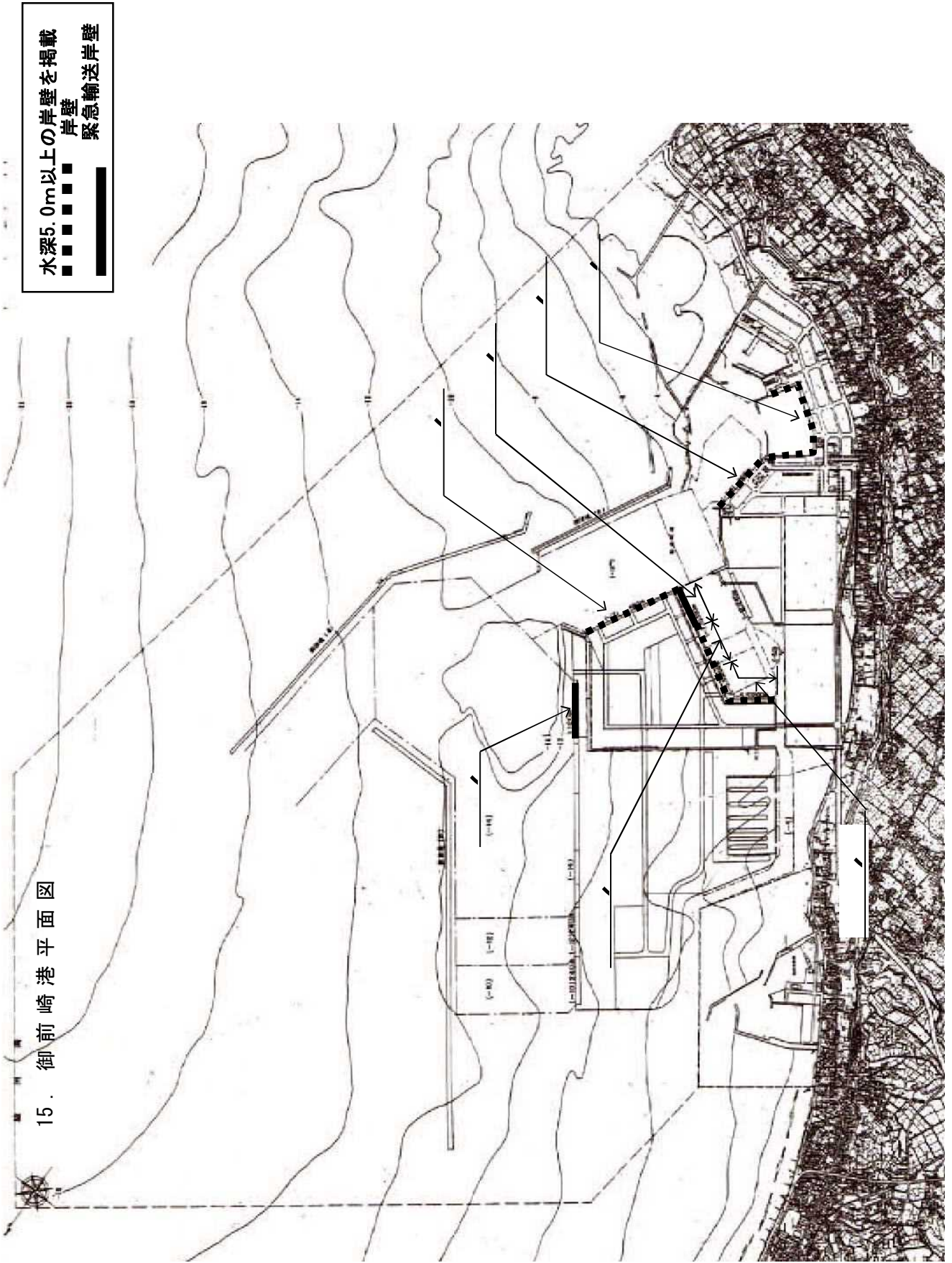
工事名	岸壁
工事箇所	
図面の範囲	平面図
縮尺	1:15,000
測量年月日	新中
事務所名	静岡県清水港管理局

12 焼津漁港平面図

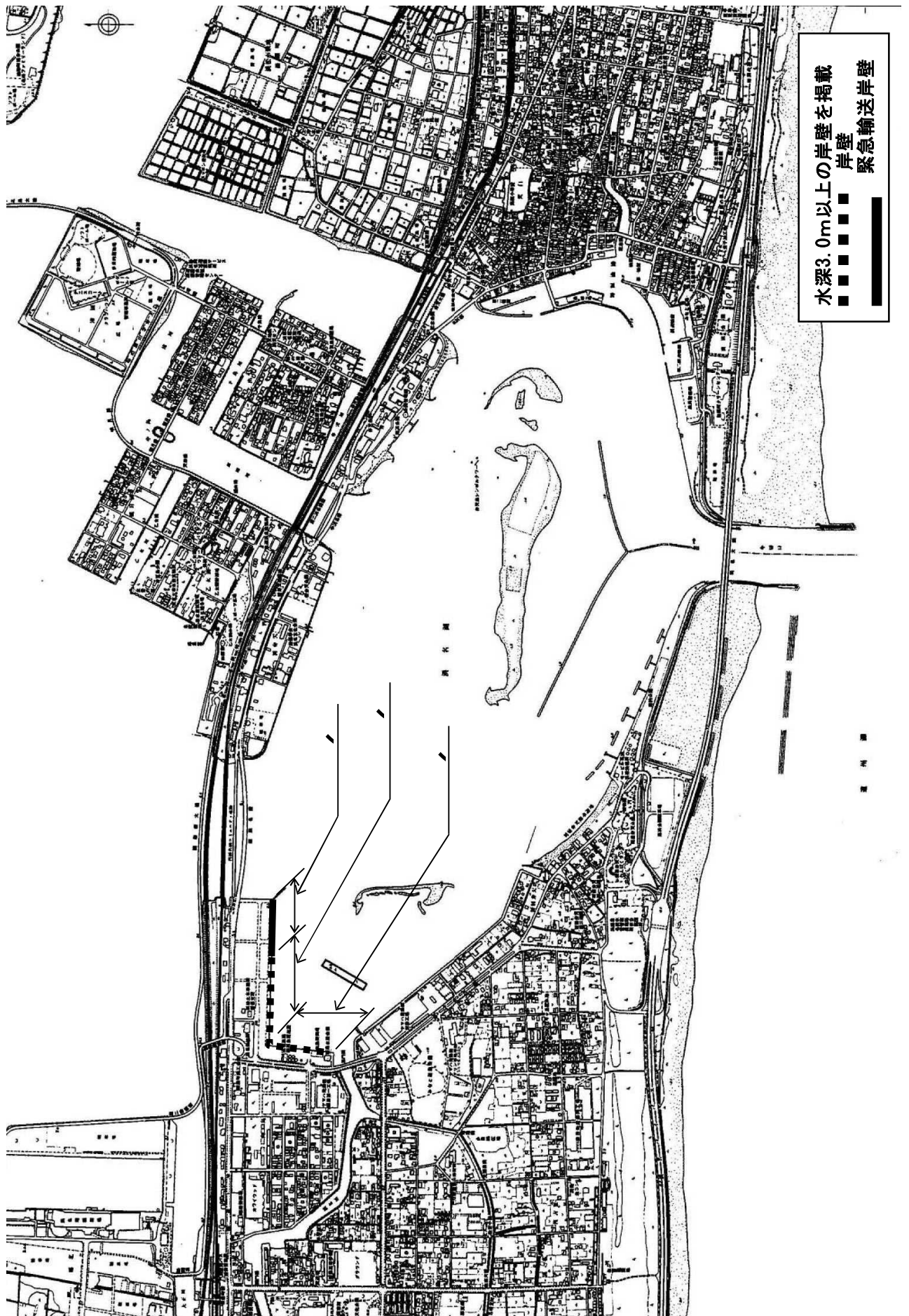




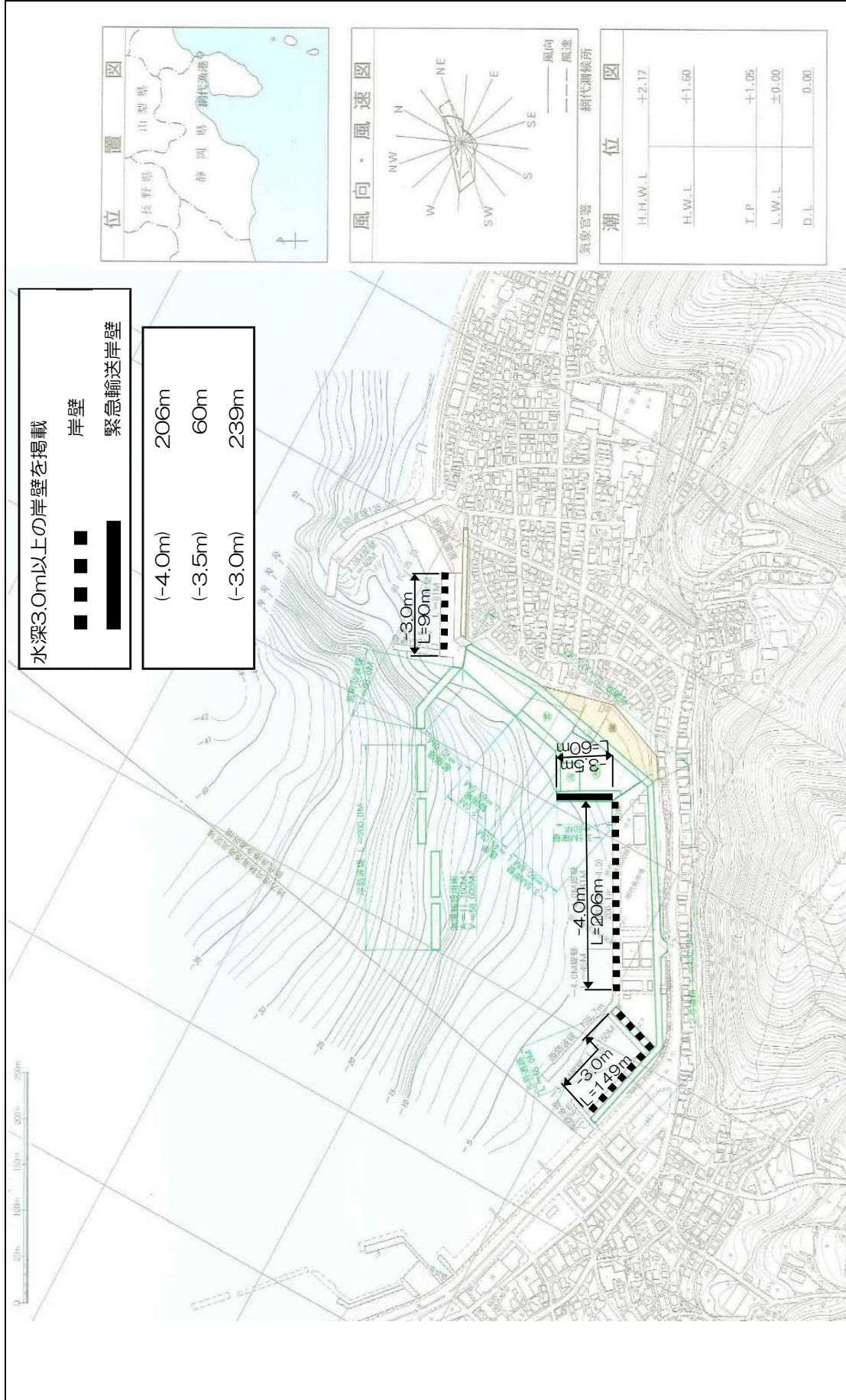
15. 御前崎港平面図



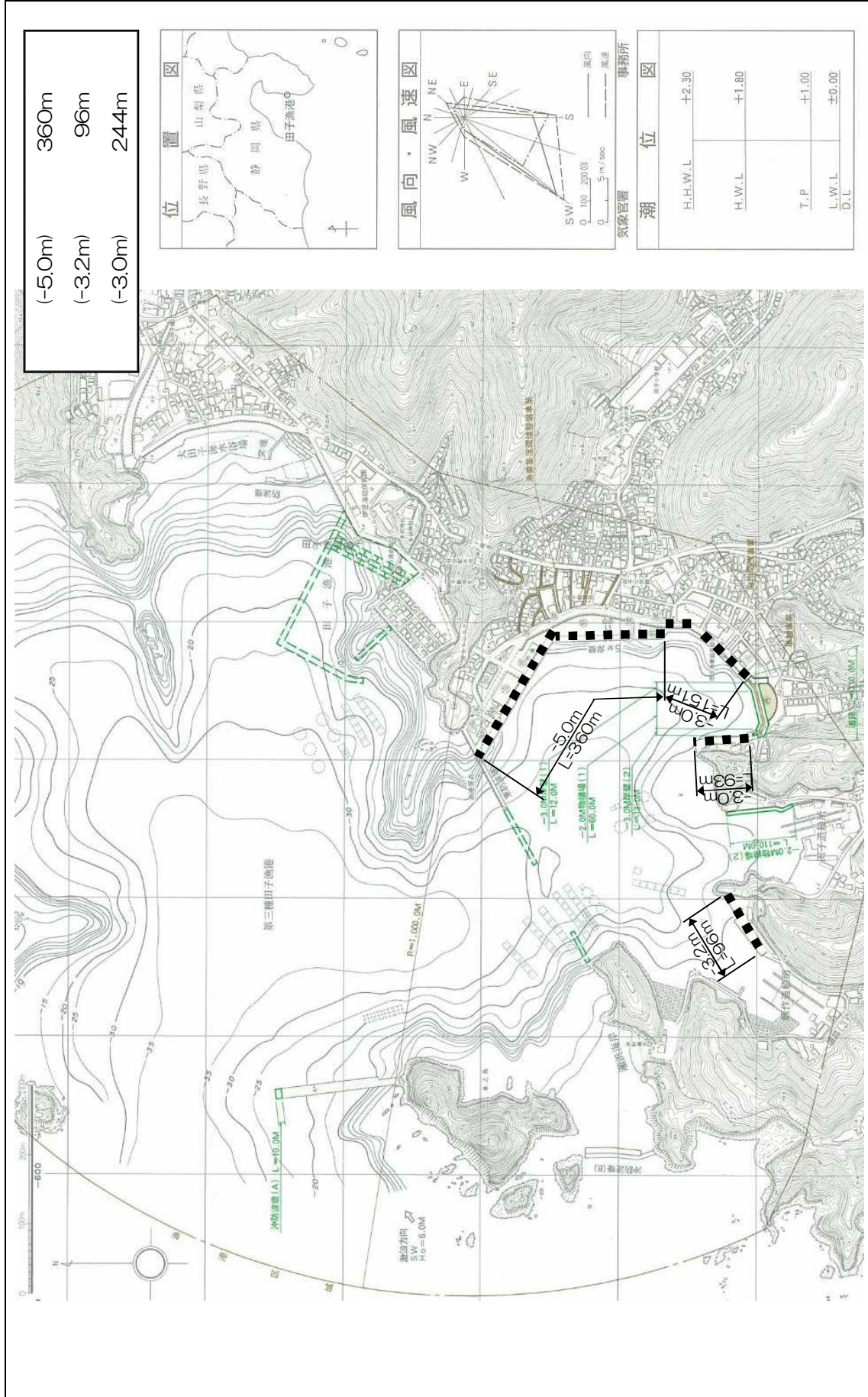
16. 浜名港平面図



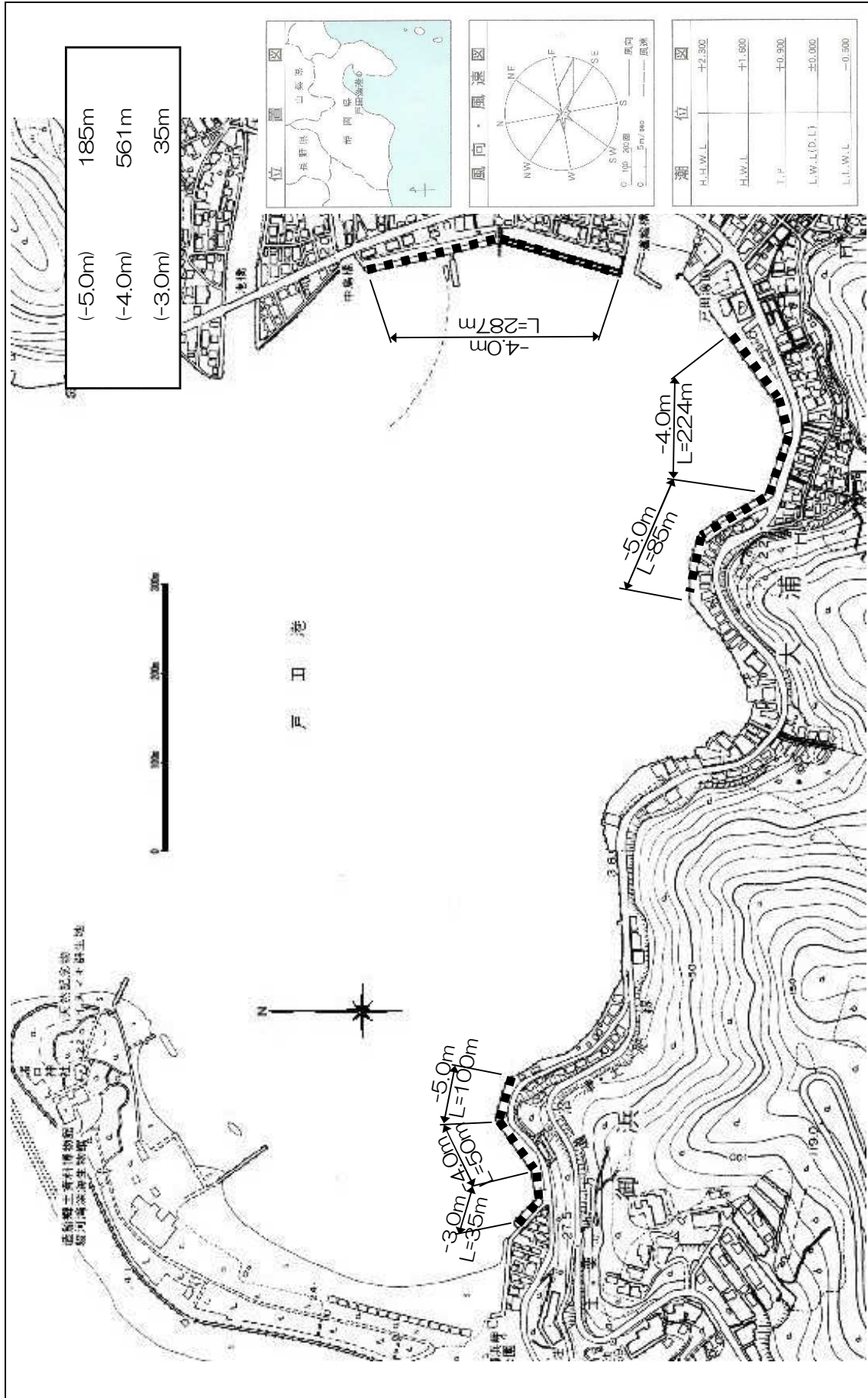
17 網代漁港平面図



19 田子漁港平面図



20 戸田漁港平面図



10-6-5 県内主要定期航路・係留施設の諸元

1 県内主要定期航路

航路	船舶名	会社名	総トン数 (トン)	定員 (人)	速力 (ノット)	便数 (便/日)	運航 期間	距離 (km)	時間 (分)	備考
1 熱海-初島	イロハス3世号 イロハスフレミア セアンアイト友 セアンアイト愛	株富士急マリナー ト 東海汽船株	292 271 164 279.56	868 605 255 255	16 43	9~11 1	通年 "	10.3 46	30 45	新型コロナウイルスの影響により減便中 ジェットオイル 新型コロナウイルスの影響により減便中
2 熱海・伊東-大島	セアンアイト大端 セアンアイト結	東海汽船株	165 176	255 241	43	1	"			
3 熱海-大島-式根島	セアンアイト友 セアンアイト愛 セアンアイト大端 セアンアイト結	"	164 279.56 165 176	255 255 255 241	43	1	コールド ンウイ ク・夏季	87 105	105	ジェットオイル
4 熱海-大島-神津島	セアンアイト友 セアンアイト愛 セアンアイト大端 セアンアイト結	"	164 279.56 165 176	255 255 255 241	43	1	"	104	105	ジェットオイル
5 下田-神津島-式根島-新島-利島-下田	フェリー-あぜり あ	神新汽船株	485	240	152	1	通年	133	420	水曜運休
6 三津-大瀬	ちどり 第一伊豆丸 第二伊豆丸 ちどり3	千島観光汽船株	122 13 13 19	200 97 80 150	13 18 18 8	2	夏季	10	40	車両送能力 大型バス13台 または 乗用車54台
7 清水-土肥富士	肥富士	(一社)ふじさん 駿河湾フェリー	1,554	450	18.5	4	通年	31.5	65	

(注)1ノット=1.852Km/h

2 係留施設の諸元

① 大型船バースの標準寸法

大型船バースの水深及び長さ、対象船舶の船長又は満載吃水が明らかでない場合は、表の値を参考として定めることができる。
なお、単独バースまたは連続バースにおいては船舶の係留方法に応じて適切な余地がバース端に確保されるよう配慮するものとする。

表 大型船バースの標準寸法

種類	バースの長さ(m)	バースの水深(m)	対象船舶の種類	バースの長さ(m)	バースの水深(m)	対象船舶の種類	バースの長さ(m)	バースの水深(m)	対象船舶の種類
旅客船	100	4.5	総トン 2,000	170	9.0	重量トン 10,000	100	4.5	70
	120	5.0	3,000	190	10.0	15,000	80	5.0	80
	150	6.0	5,000	210	11.0	20,000	100	5.5	100
	170	6.5	8,000	240	12.0	30,000	110	6.5	110
	190	7.0	10,000	260	13.0	40,000	130	7.5	130
	220	7.5	15,000	280	14.0	50,000	160	9.0	160
	240	9.0	20,000	300	15.0	60,000	170	10.0	170
	280	10.0	30,000	320	16.0	70,000	190	11.0	190
	300	10.0	30,000	320	16.0	70,000	240	12.0	240
	280	10.0	30,000	320	17.0	80,000	260	13.0	260
貨物	70	4.5	重量トン 700	100	5.0	1,000	70	4.5	70
	80	5.0	1,000	110	5.5	2,000	80	5.0	80
	100	5.5	2,000	130	6.5	3,000	100	5.5	100
	110	6.5	3,000	150	7.0	5,000	110	6.5	110
	130	7.5	5,000	170	7.5	8,000	130	7.5	130
	160	9.0	8,000	180	8.0	10,000	160	9.0	160
	170	10.0	10,000	210	9.0	15,000	170	10.0	170
	190	11.0	15,000	240	10.0	20,000	190	11.0	190
	240	12.0	30,000	260	11.0	40,000	240	12.0	240
	260	13.0	40,000	280	14.0	50,000	260	13.0	260
物	300	15.0	70,000	300	15.0	70,000	300	15.0	300
	320	16.0	90,000	320	16.0	90,000	320	16.0	320
	330	18.0	100,000	330	18.0	100,000	330	18.0	330
	370	20.0	150,000	370	20.0	150,000	370	20.0	370
	80	4.5	重量トン 1,000	90	5.5	1,000	80	4.5	80
	100	5.5	2,000	110	6.5	2,000	100	5.5	100
	110	6.5	3,000	130	7.5	3,000	110	6.5	110
	130	7.5	5,000	150	8.5	5,000	130	7.5	130
	160	9.0	8,000	180	10.0	10,000	160	9.0	160
	190	11.0	15,000	210	12.0	20,000	190	11.0	190
船	80	4.5	重量トン 1,000	90	5.5	1,000	80	4.5	80
	100	5.5	2,000	110	6.5	2,000	100	5.5	100
	110	6.5	3,000	130	7.5	3,000	110	6.5	110
	130	7.5	5,000	150	8.5	5,000	130	7.5	130
	160	9.0	8,000	180	10.0	10,000	160	9.0	160
	190	11.0	15,000	210	12.0	20,000	190	11.0	190
	240	12.0	30,000	260	13.0	40,000	240	12.0	240
	260	13.0	40,000	280	14.0	50,000	260	13.0	260
	300	15.0	70,000	300	15.0	70,000	300	15.0	300
	320	16.0	90,000	320	16.0	90,000	320	16.0	320
タ	80	4.5	重量トン 1,000	90	5.5	1,000	80	4.5	80
	100	5.5	2,000	110	6.5	2,000	100	5.5	100
	110	6.5	3,000	130	7.5	3,000	110	6.5	110
	130	7.5	5,000	150	8.5	5,000	130	7.5	130
	160	9.0	8,000	180	10.0	10,000	160	9.0	160
	190	11.0	15,000	210	12.0	20,000	190	11.0	190
	240	12.0	30,000	260	13.0	40,000	240	12.0	240
	260	13.0	40,000	280	14.0	50,000	260	13.0	260
	300	15.0	70,000	300	15.0	70,000	300	15.0	300
	320	16.0	90,000	320	16.0	90,000	320	16.0	320

表において、バースの長さは、船の全長に係船索の長さの他を考慮して15~30mを、また、水深は、満載吃水に余裕水深として船型に応じてほぼ0.5~1.5mを加算して定めたものである。
なお、ここにバース水深の基準面は、工用基準面とする。

10-6-6 県有船舶一覧表

(県研究開発課、水産資源課) R3.4.1

船名	t	数	機	関	根拠地	積載人員	荷物積載量	備	考
富士	1,554	5,148kw	静岡市 (清水港)	乗用車54台 又はバス13台	462	速力18.5ノット			
駿河丸	134.00	ディーゼル 1200ps	焼津市 (小川港)	20	5	11			
天龍	51.00	1,940ps×2	浜松市 (舞阪港)	12	—	33			
あまぎ	32.00	1,109kw×2	伊東市 (伊東港)	13	—	34			

10-6-7 海上保安部保有船舶一覧表

(海上保安部) R3.4.1

所	船名	t	数	積載可能人員	荷物積載可能量	
					限定沿海で3時間以内	1.5時間未満の平水
清水海上保安部	おきつ	358t	47人	50人	30t	
	ふじかぜ	24	26	28	14	
	みほかぜ	24	26	28	14	
清水海上保安部 御前崎海上保安署	ふじ	358	47	50	30	
	れいら	5.6	12	12	—	
	かのの	358	47	50	30	
下田海上保安部	いずなみ	104	36	41	20	
	しきね	1,300	141	165	240	
	ぼりりす	5.6	12	12		

(注) 1. 積載可能人員及び荷物積載可能量は、いずれか一つの場合の目安を示す。
 2. 乗船可能人員については、船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合を想定した目安とする。ただし、乗組員は除く。
 3. 搭載可能物資については、海上平穩な場合の目安とし、気象状況、物資の形状等によってはこの目安以下となる。

② 漁船の諸元
 入港漁船の型式、寸法等が不明でその吃水を明確に定めたい場合は表を参考としてよい。

表 漁船の諸元

船型 (G, T)	船の長さ (L)	船の幅 (L)	吃水	
			最大 (dmax)	最小 (dmin)
1	7.0m	1.8m	1.0m	—m
2	8.0	2.2	1.2	—
3	9.0	2.4	1.4	—
4	10.0	2.6	1.6	—
5	11.0	2.8	1.8	—
10	13.0	3.5	2.0	1.9
20	17.0	4.3	2.2	2.1
30	20.0	4.7	2.5	2.3
40	22.0	5.2	2.7	2.5
50	24.0	5.5	2.9	2.6
100	30.0	6.5	3.7	3.2
150	35.0	7.2	4.2	3.5
200	40.0	7.6	4.6	3.8
300	46.0	8.4	5.2	4.2
400	52.0	8.9	5.6	4.5
500	55.0	9.4	5.9	4.8

(注1) 表は全漁業種類の漁船の平均値を示している。利用に当たっては注意を必要とする。
 (注2) 省エネルギー船は、同じトン数でも吃水が大きいので注意が必要がある。

10-6-8 旅客船、小型船一覽表

(1) 旅客船

定 け い 港	会 社	船 名	船 名	船 名	積 載 可 能 人 員	備 考
戸 田 港	辻 野	悦 孝	第一	ち どり	限定沿海 40	
"	野 田	和 茂	第二	か 丸	沿海 12 平水 50	
"	山 田	満 雄	第三	ふ じ 丸	沿海 12 平水 35	
"	山 本	満 雄	第四	太 陽 丸	限定沿海 40	
重 寺 港	株 淡 島 マリン パーク	ア ワ シ マ	1 3	ア ワ シ マ 1 3	平水 35	
"	"	"	1 5	ア ワ シ マ 1 5	平水 50	
"	"	"	1 6	ア ワ シ マ 1 6	沿海 85	
三 津 港	千 島 観 光 汽 船 株	ち どり	り	ち どり	平水 200	
"	"	"	第一	伊 豆 丸	平水 97	
"	"	"	第二	伊 豆 丸	平水 80	
"	"	"	ち どり	ち どり	平水 150	
清 水 港	一 般 社 団 法 人 ふ じ さ ん 駿 河 湾 フ ェ リ ー	富 士	士	富 士	平水 15H 522 限定沿海 3H 450	車両輸送能力 バス13台又は 乗用車 54 台
"	富 士 山 清 水 港 ク ル ー ズ 株	オ ー シ ャ ン プ リ ン セ ス	オ ー シ ャ ン プ リ ン セ ス	オ ー シ ャ ン プ リ ン セ ス	限定沿海 141	
"	"	"	"	ハ イ ー ロ ム ナ ー ト	平水(港内のみ)343	
"	"	"	"	ケ ー ・ エ ス	平水 81	
"	"	"	"	フ ェ ル ケ ル	平水 89	
"	"	"	"	ド ー ナ ー レ ッ ダ ー	沿海 48	
"	"	"	"	か し わ 丸	平水 40	
"	"	"	"	ド リ ー ム ス タ ー	限定沿海 86	
"	清 水 ホ ー ト サ ー ビ ス 株	第 2	か し わ 丸	第 2 か し わ 丸	限定沿海 20	
御 前 崎 港	大 澤 克 博	博 栄	丸	か し わ 丸	平水 39	
"	"	"	丸	博 栄 丸	限定沿海 22	
浜 名 湖	浜 名 湖 遊 覧 船 株	奥 浜 名 丸	丸	奥 浜 名 丸	平水(浜名湖のみ)250	
"	"	Hibiscus(ハイビスカス)	丸	Hibiscus(ハイビスカス)	平水(浜名湖のみ)190	
"	"	な お と	丸	な お と	平水(浜名湖のみ)50	
"	影 山 清 音	第 三 双 蓮 丸	丸	第 三 双 蓮 丸	平水(浜名湖のみ)31	
"	株	レ ッ ド バ ル	丸	レ ッ ド バ ル	平水(湖川ののみ)18	
"	"	そ れ い ゆ 号	号	そ れ い ゆ 号	限定沿海 36	
"	"	ヒ マ ワ リ 号	号	ヒ マ ワ リ 号	平水(湖川ののみ)18	5ト未満
"	"	ふ じ の 花 号	号	ふ じ の 花 号	平水(湖川ののみ)18	5ト未満
"	"	ガ ー ベ ラ 号	号	ガ ー ベ ラ 号	平水(湖川ののみ)18	5ト未満
"	ヤ マ ハ マ リ ー ナ (株)	カ メ リ ー	丸	カ メ リ ー	平水(湖川ののみ)50	
"	高 山 成 頭	海 運	丸	海 運 丸	限定沿海 36	

熱 海 港	株 士 急 マ リ ン リ ン ー ト	イ ル ト ・ ハ カ ン ス ・ プ レ ミ ア	29200	限定沿海 1.5H 868
"	"	イ ル ト ・ ハ カ ン ス ・ プ レ ミ ア	27100	限定沿海 1.5H 805
初 島 港	(株) ス パ マ リ ー ナ 熱 海 リ ン ー ト	S A N R E M O	1900	限定沿海 50
伊 東 港	は る ひ ら 丸	N O A H	1000	限定沿海 24
"	"	1 号 は る ひ ら 丸	1900	限定沿海 63
"	日 本 海 洋 観 光 株	ゆ ー み ん フ ッ ク	910	限定沿海 38
下 田 港	株 伊 豆 ク ル ー ズ	サ ス ケ ハ ナ	1900	限定沿海 77
"	"	豆 州	12700	限定沿海 1.5H 150 平水 240
"	株 伊 豆 下 田 フ ァ ン ジ ン グ	第 1 1 み こ も と 丸	1700	限定沿海 90
"	"	第 2 7 み こ も と 丸	1605	限定沿海 57
"	"	七 島	1400	限定沿海 60
手 石 港	株 海 遊 社	福	1258	限定沿海 27
"	三 軒 屋 海 運 (有)	プ ラ ッ ク エ ン ゼ ル い そ じ	1900	限定沿海 60
"	株 伊 豆 ク ル ー ズ	マ リ ン パ ー ド	1400	限定沿海 38
仁 科 港	堂 ケ 島 マ リ ン (株)	シ ー ク リ ス タ ル	1000	限定沿海 85
"	"	シ ー ロ マ ン	1000	限定沿海 46
"	"	せ ば ま 3	910	限定沿海 46
"	"	シ ー ハ ー モ ニ ー	1000	限定沿海 50
"	"	ど う が し ま 1 0	1000	限定沿海 46
"	"	ど う が し ま 1 1	1000	限定沿海 46
"	"	グ レ イ ス II	1400	限定沿海 43
中 木 港	渡 邊 重 光	ふ し や 丸	260	限定沿海 29
"	高 野 克 宏	殿 羽 根 丸	260	限定沿海 29
"	山 本 松 二	第 六 浜 の 家 丸	490	限定沿海 29
"	山 本 英 宏	第 三 中 木 丸	490	限定沿海 29
"	萩 原 宗 一	令 洋 丸	260	限定沿海 29
"	山 口 柳 二	良 丸	480	限定沿海 28
"	萩 原 俊 治	K A I O H	380	限定沿海 29
松 崎 新 港	鈴 木 貞 義	ク リ ス タ ル リ ハ ー ジ ュ	1800	限定沿海 48

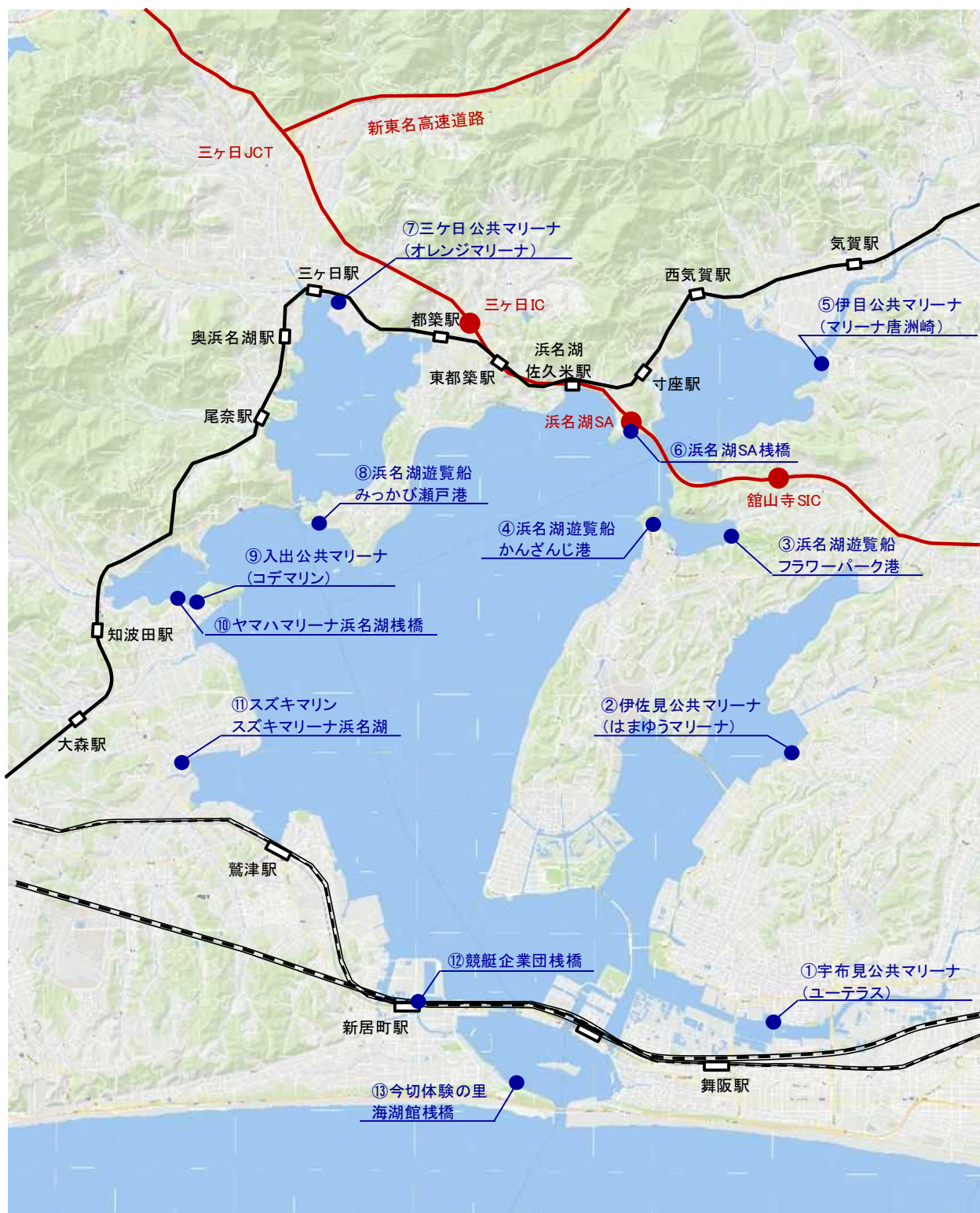
注) このほか、県内に寄港する航路の主船は、以下のとおり。
 ・セブニア일랜드結(176ト、241人)、セブニア일랜드愛(279.56ト、255人)、セブニア일랜드友(164ト、255人)、セブニア일랜드大漁(165ト、255人)が東海汽船株(本社 東京)所有により熱海港に寄港。
 ・カーフェリーあぜりあ(485ト、240人)は神新汽船株(本社 東京)により下田港に寄港。

(2) 内航貨物船について
 静岡県内に主たる事務所を置く内航海運事業者数は19社。
 所有船舶数は39隻、71,874.4G/Tである。

10-6-9 浜名湖内海上等輸送連絡所一覧表

(浜松土木事務所) R3.4.30

地域	番号	防災栈橋設置場所	住 所	栈橋諸元				
				形式	延長	幅	水深	その他
浜松	①	宇布見公共マリーナ (ユーテラス)	浜松市西区雄踏町宇布見地先	浮栈橋	10.0m	2.5m	2.3m	2基設置
	②	伊佐見公共マリーナ (はまゆうマリーナ)	浜松市西区古人見地先	浮栈橋	10.0m	2.5m	1.8m	
	③	浜名湖遊覧船 フラワーパーク港	浜松市西区舘山寺町 3315	固定栈橋	25.0m	2.5m		
	④	浜名湖遊覧船 かんざんじ港	浜松市西区舘山寺町 2226-1	浮栈橋	14.0m	3.5m		
	⑤	伊目公共マリーナ (マリーナ唐洲崎)	浜松市北区細江町気賀地先	浮栈橋	10.0m	2.5m	1.8m	
	⑥	浜名湖サービスエリア	浜松市北区三ヶ日町佐久目	浮栈橋	8.0m	4.0m	1.0m	
	⑦	三ヶ日公共マリーナ (オレンジマリーナ)	浜松市北区三ヶ日町宇志地先	浮栈橋	10.0m	2.5m	1.0m	
	⑧	浜名湖遊覧船 みっかび瀬戸港	浜松市北区三ヶ日町大崎 1899-5	浮栈橋	15.4m	4.3m		
湖西	⑨	入出公共マリーナ (コデマリン)	湖西市入出地先	浮栈橋	10.0m	2.5m	2.3m	
	⑩	ヤマハマリーナ浜名湖	湖西市入出字長者 1380	浮栈橋	110.0m	3.0m	3.0m	
	⑪	スズキマリン スズキマリーナ浜名湖	湖西市新所 4494-90	浮栈橋	50.0m 30.0m	2.6m 2.6m	1.5m 1.5m	2基設置
	⑫	浜名湖競艇企業団栈橋	湖西市新居町中野郷地先	固定栈橋	22.5m	7.5m	0.5m	
	⑬	今切体験の里 海湖館	湖西市新居町新居 3288-101	浮栈橋	14.5m	3.0m	0.5m	



10-7-1 ヘリベース

(県危機対策課)R3.4.1

Table with 11 columns: No., 地域, 市町名, ヘリポート名称, 所在地, 緯度・経度, 離着陸実績, 管理者, ヘリサイズ, 着陸帯面積 (m x m), 着陸帯表面, 離着陸時散水要否. Contains 7 rows of data and a total row.

10-7-2 拠点ヘリポート

各市町で拠点となるヘリポート等

(県危機対策課)R3.4.1

Large table with 12 columns: No., 地域, 市町名, ヘリポート名称, 所在地, 緯度・経度 (10進法), 緯度・経度 (40進法), ヘルピックス, 施設管理者電話番号, 管轄消防本部電話番号(最寄消防のための要請先), 最寄の避難所, 最寄の救護所, 最寄の救護病院. Contains 27 rows of detailed data.

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	国土 庁 認可	緯度・経度 (10進法)	高度 (00進法)	ヘリ サイズ	施設管理 電話番号	管轄消防本部 電話番号(患者搬送のための要請先)	最寄りの避難所	最寄りの救護所	最寄りの救護病院
28	中部	静岡市	県営草薙総合運動公園陸上競技場	静岡市駿河区聖一色	○	34.988889 138.4325	北緯34度59分20秒 東経138度25分57秒	中	静岡県草薙総合運動場 054-261-9265	静岡市消防局警防部指令課 054-280-0120	東源台小学校 0.85km	東源台小学校 2.8km	済生会病院 2.8km
29	中部	静岡市	富士川河川敷スポーツ広場	静岡市清水区蒲原地先(国道1号 バイパス南側)(富士川右岸国道 1号「VIA」交点)	○	35.130035 138.828364	北緯35度07分52秒 東経138度37分41秒	大	静岡市役所 054-221-1071	静岡市消防局警防部指令課 054-280-0120	蒲原小学校 1.0km	蒲原小学校 1.6km	蒲原病院 2.1km
30	中部	島田市	島田大井川緑地公園	島田市横井二丁目地先	○	34.824722 138.192222	北緯34度40分29秒 東経138度25分09秒	大	島田市役所 054-367-7320	静岡市消防局警防部指令課 054-280-0120	第二小学校 0.2km	保健センター 3.7km	島田市民病院 4.4km
31	中部	焼津市	焼津市総合グラウンド	焼津市保福島950-1	○	34.984167 138.278056	北緯34度51分54秒 東経138度14分06秒	中	焼津市役所スポーツ課 054-628-5740	志太消防本部情報指令課 054-623-1119	鹿野小学校 1.26km	豊田小学校 1.28km	コミュニティ・ホスピタル甲賀病院 3.1km
32	中部	藤枝市	藤枝総合運動公園陸上競技場	藤枝市原100	○	34.800556 138.235278	北緯34度52分30秒 東経138度14分06秒	中	藤枝市役所スポーツ振興課 054-643-3126	志太消防本部消防指令課 054-623-1119	大谷川公園 1.1km	藤枝市生涯学習センター 2.6km	藤枝市立総合病院 4.4km
33	中部	牧之原市	牧之原市相良総合グラウンド	牧之原市菅ヶ谷1014-2	○	34.691558 138.185724	北緯34度41分29秒 東経138度11分08秒	中	牧之原市 054-282-0001	静岡市消防局警防部指令課 054-280-0120	曹山小学校 2.063km	併設	藤枝総合病院 11.82km
34	中部	牧之原市	藤原総合運動公園 ぐりんぱる	牧之原市仁村739-3	○	34.759444 138.221944	北緯34度45分34秒 東経138度13分19秒	中	牧之原市 054-282-0001	静岡市消防局警防部指令課 054-280-0120	1.049km	併設	藤原総合病院 4.89km
35	中部	吉田市	大井川清流緑地(高島グラウンド)	藤原郡吉田町大郷・川尻地先	○	34.788056 138.281944	北緯34度47分13.7秒 東経138度15分46.7秒	大	教育委員会事務局 社会教育 0548-23-2192	静岡市消防局警防部指令課 054-280-0120	吉田町立すみれ保育園 2.856km	吉田町立吉田中学校 3.293km	救護病院無し (藤原総合病院、仮設病棟へ搬送)
36	中部	川根本市	高島河川敷多目的広場	藤原郡川根本市上長尾地先	○	35.041435 138.083532	北緯35度02分30秒 東経138度05分01秒	大	川根本市 0547-59-2227	静岡市消防局警防部指令課 054-280-0120	中央小学校 0.5km	上長尾田内科病院 1.1km	救護病院無し (災害拠点病院等へ搬送)
37	中部	川根本市	本川根中学校グラウンド	藤原郡川根本市町代530	○	35.101389 138.126389	北緯35度06分04秒 東経138度07分53秒	中	川根本市 0547-268-2555	静岡市消防局警防部指令課 054-280-0120	本川根中学校 0.1km	本川根診療所 1.8km	救護病院無し (災害拠点病院等へ搬送)
38	西部	浜松市	和地山公園グラウンド	浜松市中区和地山三丁目10-1	○	34.7283577 137.7179141	北緯34度43分24秒 東経137度45分04秒	小	浜松市役所 053-457-2026	浜松市消防局(警防課) 053-475-7531 (浜松市消防局053-475-7551)	北部中学校 0.31km	遠分小学校 0.92km	聖隷浜松病院 1.08km
39	西部	浜松市	三ヶ日運動場	浜松市北区三ヶ日町宇志1320-5	○	34.800169 137.5562096	北緯34度48分22秒 東経137度43分22秒	大	浜松市三ヶ日運動センター 053-524-1111	浜松市消防局(警防課) 053-475-7531 (浜松市消防局053-527-0119)	三ヶ日協働センター 0.87km	三ヶ日協働センター 0.87km	浜松市立総合病院 15.19km
40	西部	浜松市	天竜川運動公園	浜松市浜北区永島河川敷	○	34.8106058 137.8200960	北緯34度48分22秒 東経137度49分12秒	大	浜松市浜北区役所 053-585-1220	浜松市消防局(警防課) 053-475-7531 (浜松市消防局053-588-0119)	北浜東部中学校 2.17km	北浜東部中学校 2.17km	浜松赤十字病院 3.42km
41	西部	浜松市	柏明ダム運動公園	浜松市天竜区柏明2649	○	34.8900056 137.8144312	北緯34度53分24秒 東経137度48分51秒	大	浜松市天竜区役所 053-922-0072	浜松市消防局(警防課) 053-475-7531 (浜松市天竜消防署053-922-0119)	光明小学校 2.4km	光明小学校 2.85km	天竜病院 6.35km
42	西部	浜松市	春野気田スポーツ広場	浜松市天竜区春野町気田850-1	○	35.004590 137.9107781	北緯35度00分16秒 東経137度49分38秒	中	浜松市春野気田センター 053-983-0001	浜松市消防局(警防課) 053-475-7531 (浜松市天竜消防署053-922-0119)	光明小学校 0.88km	(旧)春野北小学校 1.1km	救護病院無し (災害拠点病院等へ搬送)
43	西部	浜松市	春野ふれあい公園	浜松市天竜区春野町領家145-1	○	34.957017 137.893458	北緯34度57分29秒 東経137度51分44秒	中	浜松市公園管理事務所 053-473-1829	浜松市消防局(警防課) 053-475-7531 (浜松市天竜消防署053-922-0119)	天竜高校野暮野校舎 0.28km	天竜小学校 1.1km	天竜病院 6.55km
44	西部	浜松市	(旧)蒲川中学校グラウンド	浜松市天竜区佐久間町蒲川 2794-1	○	35.052214 137.7623983	北緯35度03分59秒 東経137度45分44秒	中	浜松市佐久間協働センター 053-967-2020	浜松市消防局(警防課) 053-475-7531 (浜松市天竜消防署053-922-0119)	蒲川ふれあいセンター 0.1km	城野ふれあいセンター 2.0598km	佐久間病院 6.95km
45	西部	浜松市	佐久間ふれあい運動公園	浜松市天竜区佐久間町蒲川13544	○	35.055180 137.771430	北緯35度03分59秒 東経137度46分17秒	大	浜松市公園管理事務所 053-473-1829	浜松市消防局(警防課) 053-475-7531 (浜松市天竜消防署053-922-0119)	蒲川小学校 2.1km	佐久間病院付蒲川診療所 1.8km	佐久間病院 6.2km
46	西部	浜松市	水窪グラウンド	浜松市天竜区水窪町美領家3682	○	35.170258 137.870489	北緯35度10分12秒 東経137度52分13秒	中	浜松市水窪協働センター 053-982-0001	浜松市消防局(警防課) 053-475-7531 (浜松市天竜消防署053-922-0119)	水窪文化会館 0.53km	水窪総合体育館 1.98km	佐久間病院 16.68km
47	西部	浜松市	天竜川緑地(北)	浜松市東区中野町天竜川河川敷	○	34.735367 137.803086	北緯34度44分09秒 東経137度49分11秒	大	浜松市公園管理事務所 053-473-1829	浜松市消防局(警防課) 053-475-7531 (浜松市消防局053-460-0119)	中ノ町小学校 1.21km	中ノ町小学校 1.21km	浜松労災病院 5.14km
48	西部	浜松市	天竜川緑地(南)	浜松市南区鶴見町天竜川河川敷	○	34.714382 137.794444	北緯34度42分51秒 東経137度49分40秒	大	浜松市公園管理事務所 053-473-1829	浜松市消防局(警防課) 053-475-7531 (浜松市消防局053-462-0119)	和東小学校 1.1km	中ノ町小学校 2.16km	浜松労災病院 4.31km
49	西部	磐田市	かふと塚公園(陸上競技場)	磐田市見付4075-1	○	34.726389 137.848333	北緯34度43分35秒 東経137度50分54秒	大	磐田市長 0538-37-2111	磐田市消防本部(警防課) 0538-59-1716	市総合体育館 (同一敷地内)	磐田第一中学校 1.3km	磐田市立総合病院 6.2km
50	西部	掛川市	いっぴの広場	掛川市稲谷1886	○	34.79 137.86475	北緯34度47分24秒 東経137度50分03秒	中	掛川市役所文化・スポーツ振興課 0537-21-1159	掛川市消防本部(消防総務課) 0537-21-8102	稲が丘中学校 1.1km	稲が丘中学校 1.1km	中東連合医療センター 4.8km
51	西部	袋井市	広岡河川公園	袋井市広岡1793-1	○	34.749444 137.9425	北緯34度44分54秒 東経137度53分33秒	大	袋井市役所維持管理課 0538-44-3165	袋井市消防本部(警防課) 0538-44-5112	市立袋井南中学校 0.9km	市立袋井東中学校 0.9km	中東連合医療センター 5.1km
52	西部	湖西市	湖西運動公園	湖西市吉美830-1	○	34.718889 137.514167	北緯34度43分08秒 東経137度50分51秒	中	湖西市役所スポーツ・生涯学習課 053-576-4795(運動公園直達)	湖西市消防本部 053-574-0219	湖西市アメニティプラザ 約1.5km	浜名病院前救護所 約3km	約3km
53	西部	御前崎市	御前崎市浜総合運動場	御前崎市池新田444	○	34.654167 138.125556	北緯34度39分15秒 東経138度07分32秒	中	御前崎市消防本部(消防総務課) 0537-85-1119	御前崎市消防本部(消防総務課) 0537-85-2855	市立第一小学校 0.3km	市立御前崎総合病院 1.2km	市立御前崎総合病院 1.2km
54	西部	御前崎市	御前崎運動場(野球場)	御前崎市白羽174	○	34.608464 138.188142	北緯34度36分30秒 東経138度11分17秒	中	御前崎市役所社会教育課 0537-85-1119	御前崎市消防本部(消防総務課) 0537-85-2855	白羽小学校 0.3km	白羽公民館 1.6km	御前崎総合病院 1.6km
55	西部	菊川市	菊川運動公園(多目的広場)	菊川市西万988	○	34.756111 138.070833	北緯34度49分25秒 東経138度07分53秒	大	菊川市役所 0537-35-2111	菊川市消防本部(警防課) 0537-35-0199	菊川市立堀之内小学校 1.7km	菊川市総合保健福祉センター 3.0km	菊川市立総合病院 4.8km
56	西部	菊川市	消防防災ヘリポート	菊川市東横地385	○	34.71875 138.066528	北緯34度49分25秒 東経138度07分53秒	中	菊川市役所 0537-35-2111	菊川市消防本部(警防課) 0537-35-0199	菊川市立内田小学校 2.0km	家庭医療センター 2.7km	菊川市立総合病院 6.7km
57	西部	森町	太田川親水公園	高野郡森町西1105-2地先	○	34.828333 137.925556	北緯34度49分42秒 東経137度54分32秒	大	森町町建設課 0538-85-6325	森町消防本部(警防課) 0538-85-6312 (袋井消防本部隣分署0538-85-0119)	森町文化会館 0.5km	森町家庭医療センター 0.5km	森町病院 0.5km

10-7-3 高速道路ヘリポート

東名高速道路及び新東名高速道路のSA・PA上のヘリポート

(県危機対策課)R3.4.1

No.	高速道路名称	ヘリポート名称	緯度・経度	着陸面積 (m ²)	(日時・内容)	ヘリサイズ	着陸帯面積 (m × m)	着陸帯表面	離着陸時 放水設備 要否	進入不可方向 (①北②東③東④南東 ⑤南⑥南西⑦西⑧北西)
1	東名高速道路	足柄SA(下)	北緯35度18分41秒 東経138度57分52秒	○	令和3年2月23日 ドクターヘリ(道路区域外の事案による緊急搬送)	大	21 × 18	アスファルト	不要	①②④⑤⑦⑧
2	東名高速道路	浜名湖SA(上下一体)	北緯34度47分44秒 東経137度36分33秒	○	平成25年12月15日 道路区域外の事案患者の緊急搬送(要請:浜松消防)	中	40 × 40	アスファルト	不要	①②④⑤⑥⑧
3	新東名高速道路	駿河湾沼津SA(上)	北緯35度9分19秒 東経138度48分31秒	○	令和2年3月7日 ドクターヘリ(道路区域外の事案による緊急搬送)	中	20 × 20	アスファルト	不要	①②③⑦⑧
4	新東名高速道路	駿河湾沼津SA(下)	北緯35度9分6秒 東経138度48分46秒	○	令和2年11月14日 ドクターヘリ(道路区域外の事案による緊急搬送)	中	20 × 20	アスファルト	不要	①②⑥⑦⑧ 建物・送電線
5	新東名高速道路	清水PA(上下一体)	北緯35度7分58秒 東経138度30分52秒	○	令和2年11月30日 ドクターヘリ(道路区域外の事案による緊急搬送)	中	20 × 17	アスファルト	不要	①②④⑤⑥⑧
6	新東名高速道路	静岡SA(上)	北緯34度59分02秒 東経138度17分35秒	○	平成24年3月13日 静岡県航空受援訓練	大	20 × 20	アスファルト	不要	①②④⑤⑥⑧
7	新東名高速道路	静岡SA(下)	北緯34度57分57秒 東経138度17分24秒	○	平成25年2月5日 静岡県航空受援訓練	中	33 × 33	アスファルト	不要	①②④⑤⑥⑧
8	新東名高速道路	藤枝PA(上)	北緯34度54分3秒 東経138度14分38秒	○	平成29年8月3日 新東名交通事故患者の緊急搬送(要請:静岡消防)	大	20 × 20	アスファルト	不要	①②④⑤⑥⑧
9	新東名高速道路	藤枝PA(下)	北緯34度53分29秒 東経138度13分54秒	○	令和元年6月22日 ドクターヘリ(道路区域外の事案による緊急搬送)	中	20 × 20	アスファルト	不要	①②④⑤⑥⑧
10	新東名高速道路	掛川PA(上)	北緯34度49分35秒 東経138度2分25秒	○	平成28年5月16日 新東名交通事故患者の緊急搬送(要請:中東連消防)	中	33 × 33	アスファルト	不要	①②③⑤⑦⑧
11	新東名高速道路	掛川PA(下)	北緯34度50分22秒 東経138度2分09秒	○	平成30年5月10日 ドクターヘリ(道路区域外の事案による緊急搬送)	中	33 × 33	アスファルト	不要	①②④⑤⑥⑦
12	新東名高速道路	遠州森町PA(上)	北緯34度49分34秒 東経137度54分16秒	○	令和元年8月29日 ドクターヘリ(道路区域外の事案による緊急搬送)	大	20 × 20	アスファルト	不要	①②④⑤⑥⑧
13	新東名高速道路	遠州森町PA(下)	北緯34度49分30秒 東経137度54分16秒	○	平成25年2月5日 静岡県航空受援訓練	中	20 × 20	アスファルト	不要	①③④⑤⑥⑧
14	新東名高速道路	浜松SA(上)	北緯34度50分32秒 東経137度44分37秒	○	令和元年9月14日 ドクターヘリ(道路区域外の事案による緊急搬送)	大	20 × 20	アスファルト	不要	②③④⑤⑥⑧
計		14箇所								

10-7-4 現地ヘリポート

「ヘリベース」、「拠点ヘリポート」、「高速道路ヘリポート」以外のヘリポート等

(県危機対策課)R3.4.1

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積 (m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 (①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西)
1	賀茂	下田市	吉佐美運動公園	下田市吉佐美1901	北緯34度39分11秒 東経138度55分33秒	浸水可能性あり	×	○	中	50×50	砂地	必要	①②⑧
2	賀茂	下田市	下田市グリーン エリアヘリポート	下田市須崎1235-1	北緯34度39分50秒 東経138度58分55秒	浸水可能性なし	×	○	中	30×40	舗装	不要	①②③⑦⑧
3	賀茂	下田市	まどが浜遊歩公園	下田市穂崎字間戸浜7-8、7-9	北緯34度40分30秒 東経138度57分16秒	浸水可能性あり	×	○	中	45×45	芝生	不要	①②⑧
4	賀茂	下田市	福浦ヘリポート	下田市須崎1801	北緯34度40分6秒 東経138度57分38秒	浸水可能性あり	×	○	中	30×30	舗装	不要	②③④
5	賀茂	下田市	原田区駐車場	下田市白浜2733-5	北緯34度41分24秒 東経138度58分15秒	浸水可能性あり	×	○	中	30×50	採石・芝	不要	⑤⑥⑦
6	賀茂	下田市	白浜小学校	下田市白浜1324-1	北緯34度42分12秒 東経138度58分16秒	浸水可能性なし	×	○	中	70×70	砂質	必要	①②③⑥⑦⑧
7	賀茂	下田市	下田セントラルホテル	下田市相玉133-1	北緯34度43分90秒 東経138度54分54秒	浸水可能性なし	×	○	中	75×85	砂質	必要	なし
8	賀茂	下田市	下大沢ヘリポート	下田市大沢字松ノ窪1254	北緯34度42分09秒 東経138度54分23秒	浸水可能性なし	○	○	中	25×25	砂質	必要	なし
9	賀茂	東伊豆町	熱川中学校グラウンド	東伊豆町奈良本1296-3	北緯34度48分55秒 東経139度3分15秒	-	×	○	中	80×80	土	必要	⑥⑦
10	賀茂	東伊豆町	大川地区ヘリポート	東伊豆町大川1039-11	北緯34度50分28秒 東経139度3分58秒	-	○	○	中	30×30	舗装	不要	③④⑤⑥
11	賀茂	東伊豆町	稲取中学校グラウンド	東伊豆町稲取1873、1888-1	北緯34度46分10秒 東経139度2分9秒	-	×	○	中	40×75	土	必要	⑦⑧
12	賀茂	東伊豆町	稲取漁港東野橋場	東伊豆町稲取897-4	北緯34度46分17秒 東経139度2分47秒	浸水可能性あり	×	○	中	20×100	舗装	不要	①②③
13	賀茂	東伊豆町	北川望洋公園	東伊豆町奈良本1227-1	北緯34度49分30秒 東経139度4分39秒	-	○	×	中	20×30	草地	不要	①④⑤
14	賀茂	東伊豆町	熱川温泉しおかざ広場	東伊豆町奈良本1271-119他	北緯34度48分52秒 東経139度4分12秒	-	×	×	中	60×20(半円形)	芝生	不要	①②⑤⑥⑦⑧
15	賀茂	河津町	テニスコート跡地	河津町小鍋18地先東側	北緯34度46分35秒 東経138度56分55秒	-	○	×	小	30×34	草地	不要	⑥
16	賀茂	河津町	西小学校グラウンド	河津町湯ヶ野90-1	北緯34度46分34秒 東経138度57分7秒	-	×	×	中	40×90	砂質	必要	①②③④⑤⑧
17	賀茂	河津町	公文学園運動場	河津町製本1168地先北東側	北緯34度46分12秒 東経138度54分52秒	-	○	○	小	43×68	土・芝生	不要	①②③⑤⑥⑧
18	賀茂	河津町	南小学校 グラウンド	河津町菅原305	北緯34度44分51秒 東経138度59分35秒	浸水可能性あり	×	×	中	50×85	砂質	必要	①③④⑥⑧
19	賀茂	南伊豆町	南伊豆中学校 グラウンド	南伊豆町上賀茂750	北緯34度39分26秒 東経138度51分43秒	-	×	×	中	30×80	土	必要	①②⑧
20	賀茂	南伊豆町	町富差田グラウンド	南伊豆町入間16	北緯34度38分46秒 東経138度49分13秒	-	×	○	大	80×90	土	必要	③④⑥
21	賀茂	南伊豆町	伊豆下田カンター クラブ駐車場	南伊豆町入間2383-1	北緯34度38分20秒 東経138度48分19秒	-	×	×	中	20×50	舗装	不要	②③⑦
22	賀茂	南伊豆町	大瀬漁港先端部	南伊豆町大瀬490-1番地付近	北緯34度36分46秒 東経138度51分34秒	浸水可能性あり	○	×	小	30×98	コンクリート	不要	⑥⑦⑧
23	賀茂	南伊豆町	石廊崎遊覧船乗場 北側駐車場	南伊豆町石廊崎55	北緯34度36分31秒 東経138度50分33秒	浸水可能性あり	○	×	小	33×36	アスファルト	不要	①②③⑥⑦⑧

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積 (m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 (①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西)
24	賀茂	南伊豆町	三坂(入間)漁港駐車場	南伊豆町入間872地先南側	北緯34度37分42秒 東経138度48分31秒	浸水可能性あり	○	×	小	30×30	砂質	不要	なし
25	賀茂	南伊豆町	三坂(中木)漁港駐車場	南伊豆町中木40地先南側	北緯34度36分56秒 東経138度49分27秒	浸水可能性あり	○	×	小	33×60	コンクリート	不要	なし
26	賀茂	南伊豆町	旧三浜小学校 グラウンド	南伊豆町子浦1472	北緯34度40分17秒 東経138度47分04秒	-	○	×	小	34×50	砂質	必要	②③
27	賀茂	南伊豆町	妻良海釣り公園 (妻良港海側駐車場、空地)	南伊豆町妻良572-4	北緯34度39分36秒 東経138度47分19秒	浸水可能性あり	○	×	小	36×54	砕石・草地	不要	④⑤⑥⑦
28	賀茂	南伊豆町	子浦駐車場	南伊豆町子浦7-2	北緯34度40分11秒 東経138度47分21秒	浸水可能性あり	○	×	小	30×36	アスファルト	不要	②③⑧
29	賀茂	南伊豆町	旧一町田グラウンド	南伊豆町伊浜1593-1	北緯34度41分11秒 東経138度47分6秒	-	○	○	中	18×18	アスファルト	不要	なし
30	賀茂	南伊豆町	ふるさと公園	南伊豆町下賀茂11-1付近	北緯34度38分54秒 東経138度52分40秒	浸水可能性あり	○	○	大	150×80	芝生	不要	なし
31	賀茂	松崎町	池代農村公園	松崎町池代 452	北緯34度45分16秒 東経138度51分35秒	-	○	○	中	50×44	土	不要	②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧
32	賀茂	松崎町	松崎町総合運動場	松崎町道部 517-1	北緯34度44分36秒 東経138度46分14秒	浸水可能性あり	×	○	中	90×90	芝・土	必要	⑤、⑥、⑦、⑧
33	賀茂	松崎町	仲崎倉庫駐車場	松崎町雲見 335-1	北緯34度43分28秒 東経138度44分39秒	浸水可能性あり	○	×	小	42×49	アスファルト	不要	③、⑦
34	賀茂	松崎町	道の駅花の三型苑	松崎町大澤 20-1	北緯34度45分26秒 東経138度49分30秒	-	×	○	小	31×32	アスファルト	不要	①、④、⑤、⑥、⑦
35	賀茂	松崎町	旧中川小学校 グラウンド	松崎町峰輪 450	北緯34度45分28秒 東経138度49分18秒	-	×	○	小	44×58	砂質	必要	③、⑥、⑧
36	賀茂	松崎町	旧三浦小学校 グラウンド	松崎町石部 276-1	北緯34度43分23秒 東経138度45分39秒	-	○	○	中	50×39	砂質	必要	②、③、④
37	賀茂	松崎町	松崎新港	松崎町江奈997-7	北緯34度45分40秒 東経138度46分31秒	浸水可能性あり	×	○	中	50×70	土	不要	①、②、③、④、⑧
38	賀茂	松崎町	向山コミュニティ広場	松崎町岩地 688-5	北緯34度44分20秒 東経138度45分48秒	-	○	○	中	50×40	アスファルト	不要	⑤
39	賀茂	松崎町	雲見区コミュニティ広場	松崎町雲見971-3	北緯34度43分27秒 東経138度44分38秒	-	○	○	中	70×49	芝	不要	④、⑤、⑥、⑦、⑧
40	賀茂	西伊豆町	旧田子中学校 グラウンド	西伊豆町田子965-1	北緯34度48分36秒 東経138度46分1秒	浸水可能性あり	×	○	小	45×55	砂質	必要	①②④⑤⑥
41	賀茂	西伊豆町	西伊豆中学校 グラウンド	西伊豆町中753-1	北緯34度46分27秒 東経138度46分53秒	浸水可能性あり	×	○	中	40×85	砂質	必要	①③④⑤⑦⑧
42	賀茂	西伊豆町	田子小学校 グラウンド	西伊豆町田子1320	北緯34度48分11秒 東経138度46分30秒	-	×	×	小	25×70	芝生	不要	①②③④⑤⑥⑧
43	賀茂	西伊豆町	カラフト埋立地	西伊豆町田子1155-15	北緯34度48分15秒 東経138度45分46秒	浸水可能性あり	×	×	小	30×50	砂質	必要	②③④
44	賀茂	西伊豆町	仁科港埋立地	西伊豆町仁科980-9	北緯34度46分29秒 東経138度46分14秒	浸水可能性あり	×	×	小	30×35	砂質	必要	②③④
45	賀茂	西伊豆町	大浜運動場	西伊豆町仁科大浜	北緯34度46分6秒 東経138度46分30秒	浸水可能性あり	×	×	小	20×60	砂質	必要	①②③④
46	賀茂	西伊豆町	賀茂小学校 グラウンド	西伊豆町宇久須882-1	北緯34度50分51秒 東経138度47分6秒	-	×	○	大	45×100	砂質	必要	②④⑤⑥
47	賀茂	西伊豆町	宇久須港物揚場	西伊豆町宇久須202-112	北緯34度50分48秒 東経138度46分17秒	浸水可能性あり	×	×	小	30×100	舗装	不要	③④⑤⑥
48	賀茂	西伊豆町	黄金崎クリスタルパーク駐車場	西伊豆町宇久須2204-3	北緯34度50分40秒 東経138度46分7秒	浸水可能性あり	×	○	大	70×100	舗装	不要	③④⑤⑥⑦⑧
49	賀茂	西伊豆町	大城入口空地	西伊豆町大沢里格直畑1051-2	北緯34度49分37秒 東経138度50分31秒	-	○	○	中	35×40	砂質	必要	⑤⑥

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積(m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 (①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西)
50	賀茂	西伊豆町	ふれあいの浦駐車場	西伊豆町一色344	北緯34度47分34秒 東経138度48分17秒	浸水可能性あり	×	×	小	28×30	砂質	必要	②③④⑤⑥
51	賀茂	西伊豆町	安城峠ふれあい公園	西伊豆町仁科842-1	北緯34度46分15秒 東経138度46分14秒	浸水可能性あり	×	○	中	90×60	芝生	不要	①②⑥⑦
52	賀茂	西伊豆町	宮ヶ原ヘリポート	西伊豆町大沢里祇堂畑621地先	北緯34度49分44秒 東経138度51分10秒	-	○	○	中	23×26	舗装	不要	③④⑤
53	東部	沼津市	(旧)内浦小学校グラウンド	沼津市内浦三津410-1	北緯35度1分29秒 東経138度54分4秒	-	○	×	小	65×76	砂地	必要	③
54	東部	沼津市	沼津市宮野球場	沼津市泉町2-1	北緯35度6分44秒 東経138度51分45秒	-	×	○	大	126×138	砂地	必要	⑦
55	東部	沼津市	大岡小学校グラウンド	沼津市大岡2358	北緯35度6分46秒 東経138度52分47秒	-	×	×	小	80×130	砂地	必要	①・⑦
56	東部	沼津市	大岡南小学校グラウンド	沼津市大岡宇原田1312	北緯35度6分10秒 東経138度52分38秒	-	×	○	大	119×71	砂地	必要	⑤
57	東部	沼津市	門池中学校グラウンド	沼津市岡一色宇山崎657-1	北緯35度7分59秒 東経138度52分51秒	-	×	×	小	80×100	砂地	必要	⑤
58	東部	沼津市	大岡中学校グラウンド	沼津市大岡2110	北緯35度6分55秒 東経138度52分31秒	-	×	×	大	100×120	砂地	必要	①⑦
59	東部	沼津市	大平小学校グラウンド	沼津市大平2200	北緯35度4分36秒 東経138度54分37秒	-	×	×	小	35×60	砂地	必要	⑤
60	東部	沼津市	香真小学校グラウンド	沼津市下香真字猪沼986	北緯35度4分58秒 東経138度53分3秒	-	×	×	大	78×122	砂地	必要	⑤
61	東部	沼津市	大平中学校グラウンド	沼津市大平1144	北緯35度4分18秒 東経138度54分10秒	-	×	×	大	147×92	砂地	必要	⑤
62	東部	沼津市	第四中学校グラウンド	沼津市本郷町24-1	北緯35度5分36秒 東経138度52分19秒	-	×	×	小	75×78	砂地	必要	③⑤
63	東部	沼津市	第四小学校グラウンド	沼津市御幸町4-1	北緯35度5分51秒 東経138度51分54秒	-	×	×	小	51×94	砂地	必要	①③
64	東部	沼津市	(旧)静浦東小学校グラウンド	沼津市口野30-23	北緯35度2分51秒 東経138度54分23秒	浸水可能性あり	○	×	小	57×75	砂地	必要	②
65	東部	沼津市	關北小学校グラウンド	沼津市高沢町17-1	北緯35度6分29秒 東経138度51分16秒	-	×	×	小	100×110	砂地	必要	⑤
66	東部	沼津市	第三中学校グラウンド	沼津市下香真木ノ宮888	北緯35度5分1秒 東経138度52分51秒	-	×	×	大	110×150	砂地	必要	②
67	東部	沼津市	第五小学校グラウンド	沼津市米山町9-1	北緯35度6分30秒 東経138度51分50秒	-	×	×	小	80×100	砂地	必要	⑤
68	東部	沼津市	第一中学校グラウンド	沼津市本字丸子町692-1	北緯35度6分15秒 東経138度50分57秒	-	×	×	小	90×100	砂地	必要	⑥
69	東部	沼津市	第一小学校グラウンド	沼津市八幡町65-1	北緯35度5分56秒 東経138度51分13秒	-	×	×	小	62×97	砂地	必要	⑦
70	東部	沼津市	第二中学校グラウンド	沼津市本字干本1910-19	北緯35度5分50秒 東経138度50分48秒	-	×	×	小	80×105	砂地	必要	⑧
71	東部	沼津市	片浜小学校グラウンド	沼津市大源訪41	北緯35度6分38秒 東経138度49分41秒	-	×	×	小	53×93	砂地	必要	①
72	東部	沼津市	片浜中学校グラウンド	沼津市小源訪180	北緯35度6分24秒 東経138度50分25秒	-	×	×	中	75×106	砂地	必要	⑤⑦
73	東部	沼津市	干本小学校グラウンド	沼津市本字干本1910-19	北緯35度5分49秒 東経138度50分50秒	-	×	×	小	60×80	砂地	必要	③⑤⑦
74	東部	沼津市	(旧)静浦中学校グラウンド	沼津市獅子浜400	北緯35度3分16秒 東経138度53分19秒	-	×	×	小	40×50	砂地	必要	①⑦
75	東部	沼津市	第二小学校グラウンド	沼津市干本常盤町2-32	北緯35度5分21秒 東経138度51分17秒	浸水可能性あり	×	×	中	82×62	砂地	必要	①

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積(m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 (①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西)
76	東部	沼津市	第三小学校グラウンド	沼津市下香真 下降子3157-2	北緯35度4分50秒 東経138度52分10秒	浸水可能性あり	×	×	小	67×130	砂地	必要	⑤・⑦
77	東部	沼津市	(旧)静浦西小学校グラウンド	沼津市志下530	北緯35度3分48秒 東経138度53分2秒	-	×	○	小	59×60	砂地	必要	①
78	東部	沼津市	市立沼津高校グラウンド	沼津市三枚橋字鐘突免673	北緯35度6分45秒 東経138度52分5秒	-	×	×	大	140×160	砂地	必要	⑤・⑦
79	東部	沼津市	県立沼津東高校グラウンド	沼津市岡宮812	北緯35度7分51秒 東経138度51分57秒	-	×	○	大	112×186	砂地	必要	⑤
80	東部	沼津市	今沢中学校グラウンド	沼津市東原字下方通289-1	北緯35度7分34秒 東経138度49分0秒	-	×	×	大	92×120	砂地	必要	⑥
81	東部	沼津市	県立沼津城北高校グラウンド	沼津市岡一色875	北緯35度7分29秒 東経138度52分41秒	-	×	×	大	124×124	砂地	必要	⑤・⑧
82	東部	沼津市	愛鷹小学校グラウンド	沼津市西稚路673-1	北緯35度7分54秒 東経138度49分48秒	-	×	×	中	68×90	砂地	必要	⑤
83	東部	沼津市	第五中学校北運動場	沼津市五月町15-1	北緯35度6分51秒 東経138度51分53秒	-	×	×	小	70×90	砂地	必要	⑤
84	東部	沼津市	第五中学校南運動場	沼津市五月町15-1	北緯35度6分47秒 東経138度51分51秒	-	×	×	小	92×107	砂地	必要	①③
85	東部	沼津市	原小学校グラウンド	沼津市原1200	北緯35度7分42秒 東経138度47分36秒	-	×	×	小	70×83	砂地	必要	⑥⑧
86	東部	沼津市	原東小学校グラウンド	沼津市大塚字雁作814-1	北緯35度7分38秒 東経138度48分36秒	-	×	×	中	127×54	砂地	必要	⑤
87	東部	沼津市	今沢小学校グラウンド	沼津市東原字榎田通76-1	北緯35度7分31秒 東経138度49分7秒	-	×	○	大	86×125	砂地	必要	⑥
88	東部	沼津市	愛鷹中学校グラウンド	沼津市西稚路733	北緯35度7分59秒 東経138度49分42秒	-	×	×	大	85×80	砂地	必要	①
89	東部	沼津市	浮島中学校グラウンド	沼津市平沼849	北緯35度8分55秒 東経138度47分4秒	-	×	×	大	63×93	砂地	必要	②
90	東部	沼津市	原中学校グラウンド	沼津市原576	北緯35度7分34秒 東経138度47分11秒	-	×	×	大	120×160	砂地	必要	⑤
91	東部	沼津市	金岡小学校グラウンド	沼津市江原町3-1	北緯35度7分9秒 東経138度51分43秒	-	×	×	小	74×83	砂地	必要	⑦
92	東部	沼津市	金岡中学校グラウンド	沼津市神田町4-1	北緯35度7分0秒 東経138度51分59秒	-	×	×	大	60×100	砂地	必要	⑤
93	東部	沼津市	沢田小学校グラウンド	沼津市中沢田字円丸715	北緯35度7分46秒 東経138度51分8秒	-	×	×	中	81×93	砂地	必要	⑥
94	東部	沼津市	門池小学校グラウンド	沼津市岡一色88-2	北緯35度7分29秒 東経138度52分56秒	-	×	×	大	59×100	砂地	必要	①
95	東部	沼津市	長井崎小中一貫学校グラウンド	沼津市内浦重須字洞畑453	北緯35度1分19秒 東経138度53分0秒	-	○	○	中	70×130	砂地	必要	③
96	東部	沼津市	(旧)西浦小学校グラウンド	沼津市西浦255-2	北緯35度1分10秒 東経138度51分24秒	-	○	×	小	50×85	砂地	必要	④⑥
97	東部	沼津市	黄瀬川河川敷	沼津市大岡241-1地先	北緯35度6分7秒 東経138度53分16秒	-	×	×	大	20×20	砂地	必要	なし
98	東部	沼津市	沼津市立病院	沼津市東稚路春の木550	北緯35度7分9秒 東経138度50分4秒	-	×	○	小	17×15	アルミ合金	必要	なし
99	東部	沼津市	ゆめとびら舟山ふれあい広場	沼津市戸田2558-1	北緯34度56分52秒 東経138度46分37秒	-	○	×	中	60×100	芝生	必要	なし
100	東部	沼津市	響の里公園	沼津市戸田3274-1	北緯34度57分46秒 東経138度48分40秒	-	○	×	中	41×38	芝生	必要	なし
101	東部	熱海市	姫の浜公園スポーツ広場(サッカーグラウンド)	熱海市熱海 宇 笹尻 1804-5	北緯35度06分54秒 東経139度02分50秒	-	○	×	中	83×110	人工芝	不要	なし

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積(m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 ①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西
102	東部	熱海市	熱海高校クワット	熱海市下多賀 1484-22	北緯35度03分10秒 東経139度03分57秒	-	○	×	大	86×134	砂質	必要	なし
103	東部	熱海市	市民グラウンド(野球場)	熱海市上多賀 1066-129	北緯35度04分39秒 東経139度03分13秒	-	○	○	中	100×105	砂質	必要	なし
104	東部	熱海市	小山臨海公園(多目的広場)	熱海市下多賀小山 541-9	北緯35度02分48秒 東経139度04分31秒	浸水可能性あり	○	○	小	45×49	砂質	必要	④⑤⑥
105	東部	熱海市	泉公園	熱海市泉分字塩坪70-2	北緯35度04分34秒 東経139度4分42秒	-	×	×	小	20×40	土	不要	①②③⑤⑥⑦
106	東部	熱海市	初島クラブ	熱海市初島字家越73-1	北緯35度2分18秒 東経139度10分12秒	-	×	○	小	30×60	舗装	不要	なし
107	東部	三島市	日本大学三島高等学校グラウンド	三島市文教町2-31-145	北緯35度02分29秒 東経138度54分52秒	-	×	×	中	96×127	砂質	必要	③⑤⑦ 建物
108	東部	三島市	日本大学御園グラウンド	三島市御園569-3	北緯35度4分45秒 東経138度55分31.2秒	-	×	×	中	102×106	砂質	必要	なし
109	東部	三島市	静岡県総合健康センター広場	三島市谷田2276	北緯35度7分19秒 東経138度57分12秒	-	×	○	小	40×42	芝生	不要	⑦ 建物
110	東部	三島市	長伏グラウンド(北側駐車場)	三島市長伏274-3	北緯35度5分7秒 東経138度54分44秒	-	×	×	大	100×60	舗装	不要	⑤電線
111	東部	三島市	順天堂大学三島キャンパス芝生グラウンド	三島市大宮町3丁目7番33号	北緯35度7分32秒 東経138度55分7秒	-	×	×	中	120×70	芝生	不要	③ 建物
112	東部	富士宮市	静岡理工科大学星陵高校グラウンドB	富士宮市星山1068	北緯35度11分58秒 東経138度36分56秒	-	×	○	大	97×135	砂質	必要	なし
113	東部	富士宮市	富士根南中学校グラウンド	富士宮市小泉1996	北緯35度13分28秒 東経138度38分20秒	-	×	○	小	75×170	砂質	必要	①②樹木③④⑤ネット
114	東部	富士宮市	第二中学校グラウンド	富士宮市豊町17-1	北緯35度13分52秒 東経138度36分49秒	-	×	○	小	70×145	砂質	必要	②③④⑤ネット
115	東部	富士宮市	県立富士宮北高校陸上競技場	富士宮市宮北町230	北緯35度14分10秒 東経138度36分40秒	-	×	○	中	100×150	砂質	必要	④⑥樹木
116	東部	富士宮市	朝霧自然公園	富士宮市麓487-5	北緯35度2分01秒 東経138度35分02秒	-	×	○	大	200×330	芝生	不要	なし
117	東部	富士宮市	山宮ふじざくら球場	富士宮市山宮2024	北緯35度15分59秒 東経138度37分20秒	-	×	○	中	75×157	砂質	必要	なし
118	東部	富士宮市	新藤防災備蓄基地	富士宮市根原492-10	北緯35度24分50秒 東経138度35分34秒	-	×	○	大	42×75	舗装	不要	なし
119	東部	富士宮市	芝宮小学校グラウンド	富士宮市長貫1323	北緯35度12分21秒 東経138度33分59秒	-	×	×	小	30×50	砂質	必要	③⑥⑦⑧樹木
120	東部	富士宮市	芝宮中学校グラウンド	富士宮市長貫1267	北緯35度12分12秒 東経138度33分57秒	-	×	○	小	40×55	砂質	必要	①②校舎④⑤⑥樹木
121	東部	富士宮市	稲子小学校クワット	富士宮市上稲子830	北緯35度15分15秒 東経138度31分56秒	-	○	○	小	35×58	砂質	必要	②③電線⑥⑦⑧樹木
122	東部	富士宮市	城山公園	富士宮市元城町1689	北緯35度13分46分 東経138度36分51秒	-	×	○	中	60×60	砂質	必要	①北⑤南
123	東部	富士宮市	西消防署北分署	富士宮市上井出2256	北緯35度18分40分 東経138度36分03秒	-	×	○	小	40×40	舗装	不要	③東⑦西
124	東部	伊東市	伊東耐震バース	伊東市港町618-59	北緯34度58分09秒 東経139度06分19秒	○	×	○	中	30×25	舗装	不要	なし
125	東部	伊東市	栗の臨海着陸場	伊東市富戸1096-8	北緯34度54分47秒 東経139度07分21秒	×	×	○	中	19×19	舗装	不要	①②③⑦⑧、山
126	東部	伊東市	宇佐美留田浜辺公園	伊東市宇佐美147-6	北緯35度00分19秒 東経139度05分35秒	○	○	○	中	11×20	舗装	不要	なし
127	東部	富士市	富士市東球場	富士市中里2626-1	北緯35度06分56秒 東経138度44分16秒	-	×	×	中	95×95	芝生	不要	①②

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積(m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 ①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西
128	東部	富士市	富士川緑地公園野球場	富士市五貫島 富士川河川敷	北緯35度7分33秒 東経138度38分43秒	-	×	○	大	90×200	芝生	不要	なし
129	東部	富士市	かりがね緑地公園グラウンド	富士市松岡林町地先	北緯35度9分51秒 東経138度37分47秒	-	×	○	中	50×120	芝生	不要	③
130	東部	富士市	富士市立高校第2グラウンド	富士市比奈2770	北緯35度10分18秒 東経138度43分23秒	-	×	×	中	95×95	砂	必要	①③⑤⑥
131	東部	富士市	米の宮公園(多目的広場)	富士市米之宮町303	北緯35度9分39秒 東経138度39分29秒	-	×	○	中	90×78	砂	必要	なし
132	東部	富士市	中央公園(芝生広場)	富士市永田町2-112	北緯35度9分41秒 東経138度40分11秒	-	×	○	中	87×75	芝生	不要	⑥⑦⑧
133	東部	富士市	富士市産業交流展示場「ふじさんめっせ」レクリエーションスペース	富士市柳島189-8	北緯35度8分40秒 東経138度39分55秒	-	×	×	中	50×60	舗装	不要	⑥⑦
134	東部	富士市	俵石スポーツ広場	富士市南松野地先	北緯35度11分14秒 東経138度36分15秒	-	×	○	中	55×110	砂・芝生	必要	なし
135	東部	御殿場市	御殿場市東運動場Aコート	御殿場市深沢259-1	北緯35度19分13秒 東経138度57分25秒	-	×	×	中	93×104	砂質	必要	なし
136	東部	御殿場市	御殿場市東運動場Bコート	御殿場市深沢259-1	北緯35度19分11秒 東経138度57分29秒	-	×	×	中	40×109	砂質	必要	③⑦
137	東部	御殿場市	パレット御殿場	御殿場市東田中354-4	北緯35度16分34秒 東経138度56分57秒	-	×	○	中	68×105	舗装	不要	③⑦
138	東部	御殿場市	御殿場中学校グラウンド	御殿場市萩原364	北緯35度16分40秒 東経138度56分8秒	-	×	×	中	70×100	砂質	必要	①③⑦
139	東部	御殿場市	御殿場市南運動場	御殿場市杉名沢664-1	北緯35度17分0秒 東経138度55分17秒	-	×	×	中	79×121	砂質	必要	③⑦
140	東部	御殿場市	富士岡公園	御殿場市大坂10-2-2	北緯35度14分56秒 東経138度55分21秒	-	×	×	大	100×150	砂質	必要	なし
141	東部	御殿場市	友愛パーク・原里	御殿場市永塚376	北緯35度18分11秒 東経138度54分8秒	-	×	×	中	80×130	砂質	必要	③⑦
142	東部	御殿場市	玉穂地区東広場	御殿場市葉美沢819	北緯35度16分38秒 東経138度54分55秒	-	×	×	中	70×130	砂質	必要	③⑦
143	東部	御殿場市	丸尾パーク	御殿場市印野1383-6	北緯35度17分58秒 東経138度52分19秒	-	×	×	中	64×100	砂質	必要	①③⑦
144	東部	御殿場市	高根ふれあい広場	御殿場市山の尻628	北緯35度19分37秒 東経138度56分22秒	-	×	○	大	100×170	砂質	必要	③⑦
145	東部	御殿場市	道RUNパーク玉穂	御殿場市中畑2112	北緯35度19分42秒 東経138度53分7秒	-	×	×	中	40×60	舗装	不要	なし
146	東部	御殿場市	富士山エコパーク焼却センター多目的広場	御殿場市板栗862-15	北緯35度16分37秒 東経138度52分42秒	-	×	×	中	40×70	芝生	不要	③④(建物)
147	東部	裾野市	裾野高校グラウンド	裾野市佐野902	北緯35度10分41秒 東経138度54分31秒	-	×	×	中	85×118	砂質	必要	なし
148	東部	裾野市	市営グラウンド	裾野市御膳880	北緯35度12分35秒 東経138度54分37秒	-	×	×	中	88×125	砂質	必要	なし
149	東部	裾野市	須山小学校グラウンド	裾野市須山163	北緯35度15分00秒 東経138度50分49秒	-	×	×	小	50×100	砂質	必要	なし
150	東部	裾野市	裾野市消防庁舎屋上ヘリポート	裾野市石籠515	北緯35度11分42秒 東経138度54分38秒	-	×	○	小	28×25	舗装	不要	なし
151	東部	裾野市	不二聖心女子学院	裾野市桃園198	北緯35度10分58秒 東経138度53分31秒	-	×	○	中	70×120	芝生	不要	なし
152	東部	伊豆市	修善寺中学校グラウンド	伊豆市柏久保395	北緯34度58分31.4秒 東経138度57分05.6秒	-	×	×	中	70×120	砂質	必要	①②⑥⑦⑧
153	東部	伊豆市	修善寺グラウンド	伊豆市柏久保996	北緯34度58分30.4秒 東経138度57分34秒	-	×	○	中	90×100	砂質	必要	①②⑦⑧

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積(m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 (①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西)
154	東部	伊豆市	修善寺小学校グラウンド	伊豆市修善寺3244	北緯34度58分11.7秒 東経138度55分02.9秒	—	×	○	中	50×90	砂質	必要	④⑤⑥
155	東部	伊豆市	狩野川記念公園グラウンド	伊豆市煎坂512-2	北緯34度59分37.7秒 東経138度55分58.2秒	—	×	×	中	70×80	砂質	必要	①③④⑦⑧
156	東部	伊豆市	修善寺東小学校グラウンド	伊豆市本立野419	北緯34度58分10.2秒 東経138度56分33.6秒	—	×	○	中	60×90	砂質	必要	①⑧
157	東部	伊豆市	松原公園芝生広場	伊豆市土肥2656-1	北緯34度54分37.7秒 東経138度47分27.4秒	浸水可能性あり	×	○	小	80×80	芝生	不要	⑥⑦⑧
158	東部	伊豆市	土肥防災ヘリポート	伊豆市土肥3498-21	北緯34度54分35.9秒 東経138度46分23.1秒	—	×	○	中	50×75	舗装	不要	①②
159	東部	伊豆市	旧湯ヶ島小学校グラウンド	伊豆市湯ヶ島136	北緯34度53分33.6秒 東経138度55分52.5秒	—	×	○	中	70×100	砂質	必要	③④⑤
160	東部	伊豆市	天城中学校グラウンド	伊豆市月ヶ瀬853	北緯34度55分15.8秒 東経138度55分21.3秒	—	×	○	中	75×100	砂質	必要	⑥⑦⑧
161	東部	伊豆市	天城ふるさと広場グラウンド	伊豆市上船原1120-1	北緯34度54分48.8秒 東経138度53分40.5秒	—	×	○	大	100×150	砂質	必要	②③
162	東部	伊豆市	狩野グラウンド	伊豆市青羽根89	北緯34度56分11.2秒 東経138度56分3.8秒	—	×	○	中	90×80	砂質	必要	②③⑥
163	東部	伊豆市	中伊豆小学校グラウンド	伊豆市八幡158の2	北緯34度57分32.7秒 東経138度59分53.2秒	—	×	○	中	85×110	砂質	必要	④⑤
164	東部	伊豆市	中伊豆温泉病院駐車場	伊豆市上白岩1000	北緯34度57分39.4秒 東経138度59分05.6秒	—	×	○	中	60×50	砂質	必要	①④⑤⑥
165	東部	伊豆市	中伊豆ハビテーションセンター駐車場	伊豆市冷川1523-108	北緯34度55分20.6秒 東経139度01分15.6秒	—	×	×	中	60×50	砂質	必要	①②③④⑧
166	東部	伊豆市	世界真光文明教団芝生広場	伊豆市冷川1523-438	北緯34度55分19.9秒 東経139度00分59.4秒	—	×	○	中	130×130	舗装	不要	なし
167	東部	伊豆市	中伊豆グラウンド	伊豆市八幡860	北緯34度57分34.1秒 東経139度00分26.2秒	—	×	○	中	150×90	砂質	必要	①②⑧
168	東部	伊豆市	波多野方水田	伊豆市修善寺湯舟	北緯34度57分45.5秒 東経138度53分44.6秒	—	○	×	小	40×40	水田	不要	①②④⑤⑥⑧
169	東部	伊豆市	茅野多目的グラウンド	伊豆市湯ヶ島877 付近	北緯34度52分01.2秒 東経138度55分19.9秒	—	○	○	小	41×45	芝生	不要	②③④
170	東部	伊豆の国市	長岡中学校グラウンド	伊豆の国市長岡1407-5	北緯35度2分33秒 東経138度55分23秒	—	×	×	大	123×172	砂質	必要	①②⑧
171	東部	伊豆の国市	狩野川リバーサイドパーク自由広場	伊豆の国市天野444-1	北緯35度1分30秒 東経138度58分28秒	—	×	○	中	55×69	芝生	不要	①⑦⑧
172	東部	伊豆の国市	大仁中学校グラウンド	伊豆の国市三橋1276-20	北緯35度0分00秒 東経138度56分52秒	—	×	×	中	80×90	砂質	必要	②
173	東部	伊豆の国市	さつきヶ丘公園陸上競技場	伊豆の国市浮橋1597-1	北緯35度0分55秒 東経138度59分55秒	—	○	○	中	100×90	砂質	必要	①⑧
174	東部	伊豆の国市	大熱海国際GC駐車場	伊豆の国市長者原1241	北緯35度1分16秒 東経139度2分7秒	—	○	×	中	60×30	舗装	不要	②③
175	東部	伊豆の国市	スコリア採石跡地	伊豆の国市田中山890	北緯35度0分54秒 東経138度58分45秒	—	○	○	中	80×150	砕石	不要	①②⑧
176	東部	伊豆の国市	蘆山運動公園	伊豆の国市蘆山多田860	北緯35度3分57秒 東経138度57分50秒	—	×	×	中	150×85	砂質、芝生	必要	①⑤
177	東部	伊豆の国市	伊豆蘆山カントリークラブ練習場	伊豆の国市中1614-1	北緯35度02分53秒 東経139度00分09秒	—	○	×	小	33×50	芝生	不要	③④⑤⑥⑦
178	東部	伊豆の国市	旧大仁小学校田中山分校(廃校)グラウンド	伊豆の国市田中山 550	北緯35度01分24秒 東経138度59分18秒	—	○	×	小	36×36	砂質	必要	①②③④⑤
179	東部	伊豆の国市	(有)小澤重機車庫置場横林耕地	伊豆の国市田中山1258付近	北緯35度00分42秒 東経138度58分24秒	—	○	×	小	36×55	草地	不要	①③⑥⑦⑧

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積(m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 (①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西)
180	東部	伊豆の国市	臼井国際産業株式会社側駐車場	伊豆の国市田中山1369	北緯35度00分36秒 東経138度58分52秒	—	○	×	小	40×68	舗装	不要	①②⑦⑧
181	東部	伊豆の国市	さつきヶ丘公園野球場	伊豆の国市浮橋1597-3	北緯35度0分50秒 東経138度59分41秒	—	○	×	中	58×103	砂質、芝生	必要	①③④⑦⑧
182	東部	伊豆の国市	長者原公民館東側広場(テニスコート)	伊豆の国市長者原1445-379 付近	北緯35度00分30秒 東経139度01分36秒	—	○	×	小	30×46	砂質	必要	③④
183	東部	伊豆の国市	長者原休耕田	伊豆の国市長者原 1238 付近	北緯35度00分24秒 東経139度01分28秒	—	○	×	中	50×67	草地	不要	⑦⑧
184	東部	伊豆の国市	蘆山中学校グラウンド	伊豆の国市蘆山393	北緯35度3分8秒 東経138度57分18秒	—	×	×	中	120×90	砂質	必要	①②③④⑤⑥
185	東部	函南町	函南中学校グラウンド	函南町仁田56	北緯35度05分15秒 東経138度56分38秒	—	×	○	中	88×77	砂質	必要	④⑤⑥
186	東部	函南町	函南小学校第2グラウンド	函南町大土肥117-1	北緯35度05分03秒 東経138度56分45秒	—	×	×	中	75×110	砂質	必要	④⑤⑥
187	東部	函南町	東中学校グラウンド	函南町柏谷540	北緯35度04分44秒 東経138度57分11秒	—	×	×	中	100×55	砂質	必要	④⑤⑥
188	東部	函南町	東小学校グラウンド	函南町平井972	北緯35度05分18秒 東経138度57分38秒	—	×	×	中	100×55	砂質	必要	①②③⑦⑧
189	東部	函南町	西小学校グラウンド	函南町間宮475	北緯35度04分54秒 東経138度56分12秒	—	×	○	中	83×80	砂質	必要	②③④⑤⑥⑦⑧
190	東部	函南町	丹那小学校グラウンド	函南町丹那443	北緯35度06分21秒 東経139度01分12秒	—	○	○	中	65×55	砂質	必要	①②③④⑤⑧
191	東部	函南町	桑村小学校グラウンド	函南町桑原933	北緯35度06分52秒 東経138度58分23秒	—	○	×	中	75×70	砂質	必要	②③④⑤⑥
192	東部	函南町	函南町文化センター駐車場	函南町上沢81	北緯35度05分28秒 東経138度56分51秒	—	×	×	小	40×35	舗装	不要	②③⑤⑥⑦
193	東部	函南町	谷戸山グラウンド	函南町畑毛652-6	北緯35度05分09秒 東経138度58分38秒	—	×	×	中	70×60	砂質	必要	①②③④⑤
194	東部	函南町	函南町役場駐車場	函南町平井717-13	北緯35度05分23秒 東経138度57分16秒	—	×	○	中	68×50	舗装	不要	②③④⑥⑦⑧
195	東部	函南町	川の駅駐車場	函南町塚本926-17	北緯35度07分60秒 東経138度52分41秒	—	×	○	中	50×50	舗装	不要	①②③④⑤
196	東部	清水町	清水町総合運動公園	清水町伏見52-17	北緯35度6分40.9秒 東経138度54分5.6秒	—	×	○	中	110×100	舗装	不要	なし
197	東部	清水町	清水南小学校グラウンド	清水町湯川182-1	北緯35度5分25.2秒 東経138度54分23.7秒	—	×	×	中	100×80	砂質	必要	なし
198	東部	清水町	清水西小学校グラウンド	清水町長沢220	北緯35度6分17秒 東経138度53分48.5秒	—	×	○	中	140×100	砂質	必要	⑤⑥⑦
199	東部	清水町	清水小学校グラウンド	清水町堂庭87-1	北緯35度6分8.1秒 東経138度54分13.7秒	—	×	×	小	100×50	砂質	必要	①
200	東部	清水町	南中学校グラウンド	清水町徳倉2222-4	北緯35度5分34.4秒 東経138度53分11.5秒	—	×	×	中	110×100	砂質	必要	⑤
201	東部	清水町	沼津商業高校グラウンド	清水町徳倉1205	北緯35度5分6.1秒 東経138度53分32.5秒	—	×	×	大	190×100	砂質	必要	なし
202	東部	清水町	狩野川ふれあい広場	清水町徳倉地内	北緯35度5分28秒 東経138度54分8秒	—	×	○	大	200×800	草地	不要	なし
203	東部	長泉町	クラブオンザヒルグラウンド	長泉町東野八分平289-2	北緯35度10分00秒 東経138度54分34秒	—	×	○	大	100×160	砂	必要	なし
204	東部	長泉町	長泉町竹原グラウンド	長泉町竹原288-4	北緯35度06分54秒 東経138度54分03秒	—	×	○	中	100×80	人工芝	不要	なし
205	東部	長泉町	桃沢グラウンド	駿東郡 長泉町 元長 895-52	北緯35度10分34秒 東経138度51分00秒	—	○	○	中	82×82	砂質	必要	①②③⑤⑥⑦

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積 (m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 ①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西
206	東部	小山町	明倫小学校グラウンド	小山町菅沼627	北緯35度21分8秒 東経138度58分41秒	—	×	×	小	110×54	砂	必要	①②③⑧
207	東部	小山町	須走小学校グラウンド	小山町須走 70-18	北緯35度21分50秒 東経138度52分10秒	—	×	×	中	66×114	砂	必要	①②④⑤⑥⑧
208	東部	小山町	北郷小学校グラウンド	小山町用沢 604-1	北緯35度20分41秒 東経138度56分36秒	—	×	×	中	112×83	砂	必要	①⑤⑦
209	東部	小山町	小山中学校グラウンド	小山町藤曲142	北緯35度21分43秒 東経138度59分16秒	—	○	×	中	88×81	砂	必要	②⑤⑦⑧
210	東部	小山町	足柄小学校グラウンド	小山町竹之下 2411-1	北緯35度19分59秒 東経138度59分22秒	—	×	×	中	49×89	砂	必要	⑥⑦
211	東部	小山町	須走総合グラウンド	小山町須走	北緯35度21分32秒 東経138度51分53秒	—	×	○	大	146×113	砂	必要	⑦
212	東部	小山町	北郷中学校グラウンド	小山町用沢355	北緯35度20分52秒 東経138度56分49秒	—	×	×	大	133×85	砂	必要	⑦⑧
213	東部	小山町	成美小学校グラウンド	小山町藤曲150	北緯35度21分48秒 東経138度59分9秒	—	○	×	中	64×105	砂	必要	④⑤⑥
214	東部	小山町	県立小山高校グラウンド	小山町竹之下369	北緯35度19分42秒 東経138度58分33秒	—	×	×	中	95×208	砂	必要	①②⑤⑧
215	東部	小山町	足柄ふれあい公園	小山町竹之下2481-2	北緯35度20分11秒 東経138度58分43秒	—	×	×	中	60×100	草地	不要	③④⑥⑦⑧
216	中部	静岡市	静岡ヘリポート	静岡市葵区藤訪8-10	北緯35度01分23秒 東経138度24分29秒	—	×	○	中	150×50	舗装	不要	④⑤
217	中部	静岡市	田町緑地スポーツ広場	静岡市葵区田町地先 安倍川河川敷	北緯34度58分21秒 東経138度21分42秒	—	×	○	大	520×103	砂質	必要	②③④
218	中部	静岡市	駿府城公園(紅葉山庭園前広場)	静岡市葵区駿府城公園1-1	北緯34度58分47秒 東経138度23分02秒	—	×	○	中	50×50	砂質	必要	⑤⑥⑦⑧
219	中部	静岡市	東新田スポーツ広場	静岡市駿河区東新田 地先安倍川河川敷	北緯34度56分50秒 東経138度22分34秒	—	×	○	中	321×63	砂質	必要	⑤⑥⑦⑧
220	中部	静岡市	辰起町スポーツ広場	静岡市葵区辰起町 地先安倍川河川敷	北緯34度59分07秒 東経138度21分39秒	—	×	×	大	146×114	砂質	必要	②③④
221	中部	静岡市	向敷地スポーツ広場	静岡市駿河区向敷地 地先安倍川河川敷	北緯34度57分53秒 東経138度21分29秒	—	×	×	中	85×66	砂質	必要	⑤⑥⑦
222	中部	静岡市	山崎スポーツ広場	静岡市葵区山崎地先 安倍川河川敷	北緯34度58分27秒 東経138度21分22秒	—	×	×	中	65×100	砂質	必要	⑦⑧
223	中部	静岡市	中野新田スポーツ広場	静岡市駿河区中野新田 地先安倍川河川敷	北緯34度56分54秒 東経138度23分01秒	—	×	×	中	55×120	草地	不要	①②③④
224	中部	静岡市	堤町緑地スポーツ広場	静岡市葵区堤町 地先安倍川河川敷	北緯35度00分02秒 東経138度21分36秒	—	×	×	中	203×88	草地	不要	②③④
225	中部	静岡市	相瀬スポーツ広場	静岡市葵区藤野地先 安倍川河川敷	北緯35度07分28秒 東経138度21分38秒	—	○	○	中	65×100	砂質	必要	②③④⑤⑦⑧
226	中部	静岡市	横山スポーツ広場	静岡市葵区横山地先 安倍川河川敷	北緯35度07分54秒 東経138度22分06秒	—	○	○	中	80×50	砂質	必要	①②③④⑤⑦
227	中部	静岡市	渡大川組資材置場	静岡市葵区渡字朴木久保1190-4	北緯35度11分39秒 東経138度21分42秒	—	○	○	中	46×46	砂質、草地	不要	①②③④⑤⑦
228	中部	静岡市	梅ヶ島多目的広場	静岡市葵区草木地先 安倍川河川敷	北緯35度16分25秒 東経138度19分45秒	—	○	○	中	84×67	砂質	必要	①②③④⑤⑥⑦
229	中部	静岡市	井川小中学校グラウンド	静岡市葵区井川 1561-3	北緯35度13分07秒 東経138度14分07秒	—	○	×	中	100×60	砂質	必要	⑦
230	中部	静岡市	大川小中学校グラウンド	静岡市葵区日向876	北緯35度05分32秒 東経138度14分27秒	—	○	○	中	25×40	芝生	不要	①②③④⑤⑧
231	中部	静岡市	玉川小中学校グラウンド	静岡市葵区茶合 103-3	北緯35度06分36秒 東経138度20分04秒	—	○	○	中	42×100	砂質	必要	①②③⑤⑥⑧

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積 (m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 ①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西
232	中部	静岡市	清沢小学校グラウンド	静岡市葵区相俣99-1	北緯35度02分01秒 東経138度14分45秒	—	○	○	中	30×45	砂質	必要	①②③④⑤⑦⑧
233	中部	静岡市	静岡競輪場駐車場	静岡市駿河区小鹿2-9	北緯34度58分10秒 東経138度25分18秒	—	×	×	中	89×70	舗装	不要	②③④⑤
234	中部	静岡市	梅ヶ島小中学校グラウンド	静岡市葵区梅ヶ島 1309-1	北緯35度14分32秒 東経138度20分28秒	—	○	○	中	60×60	砂質	必要	①③⑤⑥⑦⑧
235	中部	静岡市	市営梅ヶ島キャンプ場	静岡市葵区梅ヶ島 孫佐島地先	北緯35度15分40秒 東経138度19分32秒	—	○	○	中	50×48	砂質	必要	①③⑤⑥⑦⑧
236	中部	静岡市	県立清水南高校グラウンド	静岡市清水区折戸 3丁目2-1	北緯34度59分01秒 東経138度30分41秒	浸水可能性あり	×	×	中	117×100	砂質	必要	⑧
237	中部	静岡市	清水桜が丘公園	静岡市清水区桜が丘町7	北緯35度00分38秒 東経138度28分34秒	—	×	×	中	82×81	砂質	必要	なし
238	中部	静岡市	清水飯田中学校グラウンド	静岡市清水区山原 112-1	北緯35度02分29秒 東経138度28分09秒	—	×	○	中	119×97	砂質	必要	④⑤⑥
239	中部	静岡市	清水和田島小学校グラウンド	静岡市清水区和田島611	北緯35度06分29秒 東経138度28分52秒	—	○	×	中	46×82	砂質	必要	②③④⑤⑥⑧
240	中部	静岡市	清水中河内小学校グラウンド	静岡市清水区中河内 2583-1	北緯35度08分15秒 東経138度28分14秒	—	○	○	中	35×58	砂質	必要	①②③④⑤
241	中部	静岡市	井川ヘリポート	静岡市葵区井川	北緯35度13分10秒 東経138度14分50秒	—	○	○	中	30×30	舗装	不要	②
242	中部	静岡市	(社)静岡県航空協会 富士川清空場	静岡市清水区蒲原地先	北緯35度07分07秒 東経138度36分02秒	—	×	○	中	30×850 ※舗装場所のみ	舗装	不要	なし
243	中部	静岡市	蒲原中学校グラウンド	静岡市清水区蒲原49	北緯35度07分28秒 東経138度37分09秒	—	×	×	中	131×85	砂質	必要	⑤
244	中部	静岡市	由比中学校グラウンド	静岡市清水区由比456	北緯35度06分34秒 東経138度33分46秒	—	×	×	中	102×85	砂質	必要	②③④⑥⑦⑧
245	中部	静岡市	依峰ヘリポート	静岡市葵区依峰山腹	北緯35度07分02秒 東経138度22分54秒	—	○	○	中	18×20	コンクリート	不要	①②④⑤⑥⑧
246	中部	静岡市	陸機北小学校	静岡市葵区依沢234番地の1	北緯35度06分30秒 東経138度22分00秒	—	○	○	中	42×71	砂質	必要	①②③⑤⑥⑧
247	中部	静岡市	奥長島スポーツ広場	静岡市葵区奥長島地先 久保川河川敷	北緯35度04分24秒 東経138度18分23秒	—	○	○	中	50×52	砂質、芝生	必要	①②⑧
248	中部	静岡市	松野小学校	静岡市葵区松野598番地の2	北緯35度04分36秒 東経138度22分02秒	—	○	×	中	51×70	砂質	必要	①⑥⑦
249	中部	静岡市	大河内小学校グラウンド	静岡市葵区平野1850-3	北緯35度08分56秒 東経138度21分48秒	—	○	○	中	50×80	砂質	必要	①③⑤⑥⑦⑧
250	中部	静岡市	金山温泉	静岡市葵区梅ヶ島5008-1	北緯35度16分49秒 東経138度20分28秒	—	○	×	中	70×110	芝生	不要	②③④⑤⑦⑧
251	中部	静岡市	静岡女子高校 梅ヶ島研修所	静岡市葵区梅ヶ島荷場	北緯35度17分02秒 東経138度19分10秒	—	○	○	中	60×70	草地	不要	①②④⑤⑥⑧
252	中部	静岡市	旧井川小学校 クラブ	静岡市葵区井川708-1	北緯35度13分23秒 東経138度14分20秒	—	○	○	中	40×70	砂質	必要	⑦
253	中部	静岡市	井川割田原スポーツ広場	静岡市葵区田代地先	北緯35度15分12秒 東経138度14分28秒	—	○	○	中	50×80	芝生、草地	不要	⑥⑦⑧
254	中部	静岡市	口坂温泉駐車場	静岡市葵区口坂本652	北緯35度10分55秒 東経138度16分28秒	—	○	○	中	36×74	アスファルト	不要	①②③④⑥⑦⑧
255	中部	静岡市	リハウズ井川駐車場	静岡市葵区井川 2629-190	北緯35度12分59秒 東経138度16分44秒	—	○	×	中	30×60	アスファルト、コンクリート	不要	なし
256	中部	静岡市	穴原スポーツ広場	静岡市清水区穴原宇里沢195	北緯35度09分35秒 東経138度31分07秒	—	○	○	中	110×130	砂質	必要	なし
257	中部	静岡市	穴原小学校グラウンド	静岡市清水区穴原 919	北緯35度09分35秒 東経138度31分07秒	—	○	×	中	39×46	砂質	必要	①

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積 (m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 (①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西)
258	中部	静岡市	小河内小学校 グラウンド	静岡市清水区小河内 2723	北緯35度07分15秒 東経138度30分41秒	—	○	×	中	45×46	砂質	必要	③④⑤⑥⑦
259	中部	静岡市	小島中学校 グラウンド	静岡市清水区佃沼町 271	北緯35度06分04秒 東経138度30分37秒	—	○	×	中	45×85	砂質	必要	①②④⑤⑦⑧
260	中部	静岡市	岡河内中学校 グラウンド	静岡市清水区和田島 303	北緯35度06分27秒 東経138度29分46秒	—	○	○	中	63×68	砂質	必要	①②⑦⑧
261	中部	静岡市	清水西河内小学校 グラウンド	静岡市清水区西里143	北緯35度07分18秒 東経138度26分38秒	—	○	○	中	58×85	砂質	必要	③④⑤⑥⑦
262	中部	静岡市	由比北小学校 グラウンド	静岡市清水区由比入山 2158	北緯35度07分44秒 東経138度33分25秒	—	○	×	中	45×46	砂質	必要	①③⑦⑧
263	中部	静岡市	清水総合運動場	静岡市清水区清瀬2丁目1番1号	北緯34度59分48秒 東経138度29分34秒	浸水可能性あり	×	×	中	60×160	芝生	不要	①②③④
264	中部	静岡市	与一 静岡市消防ヘリポート	静岡市葵区与一丁目地先	北緯35度00分56秒 東経138度22分08秒	—	×	○	大	80×40※舗装場所 280×100※グラウンド全 場	コンクリート ※グラウンド砂 地	不要	①②③⑧
265	中部	静岡市	秋山町スポーツ広場	静岡市葵区秋山町地先 安倍川河川敷	北緯35度00分15秒 東経138度21分40秒	—	×	○	中	120×60	砂地・草地	必要	②③④
266	中部	静岡市	富厚里スポーツ広場	静岡市葵区富厚里地先 栗科川右岸	北緯35度0分21秒 東経138度16分37秒	—	×	○	中	85×46	砂質	必要	①②③⑦⑧
267	中部	静岡市	中高科小学校 グラウンド	静岡市葵区大原942-1	北緯35度0分34秒 東経138度16分38秒	—	×	×	中	60×55	砂質	必要	①⑤⑦
268	中部	静岡市	高科中学校グラウンド	静岡市葵区大原1398-1	北緯35度0分31秒 東経138度16分57秒	—	×	○	中	77×68	芝生	不要	③
269	中部	静岡市	水見色小学校 グラウンド	静岡市葵区水見色1040-3	北緯35度02分17秒 東経138度17分40秒	—	×	×	中	53×27	砂質	必要	④⑤
270	中部	静岡市	坂本	静岡市葵区坂本	北緯35度03分25秒 東経138度15分36秒	—	○	×	中	17×15	砕石	不要	③④⑤⑥⑦
271	中部	静岡市	坂ノ上	静岡市葵区坂ノ上地先	北緯35度04分05秒 東経138度14分50秒	—	○	×	中	41×39	草地	不要	②③④⑤⑥⑧
272	中部	静岡市	杉尾びんか	静岡市葵区杉尾地内	北緯35度04分22秒 東経138度12分27秒	—	○	○	中	23×17	砕石	不要	②③④⑤⑥⑦⑧
273	中部	静岡市	湯ノ島温泉	静岡市葵区湯ノ島	北緯35度06分30秒 東経138度13分41秒	—	○	×	小	30×19	砂質	不要	①②③④⑦⑧
274	中部	静岡市	足久保小学校	静岡市葵区足久保奥組741-1	北緯35度03分40秒 東経138度20分19秒	—	○	×	中	71×41	砂質	必要	⑦
275	中部	静岡市	桂山河川敷	静岡市葵区桂山地内 玉川右岸河川敷	北緯35度06分33秒 東経138度20分48秒	—	○	○	中	150×85	草地	不要	①④⑥⑦
276	中部	静岡市	奥仙俣	静岡市葵区奥仙俣	北緯35度12分38秒 東経138度18分33秒	—	○	×	小	12×10	草地	不要	①②⑤⑦⑧
277	中部	静岡市	横沢高台 (笠張峠付近)	静岡市葵区横沢地内	北緯35度09分22秒 東経138度15分53秒	—	○	○	中	86×47	砕石	不要	③
278	中部	静岡市	平野ヘリポート (第一テレビ専用ヘリポート)	静岡市葵区平野	北緯35度08分35秒 東経138度21分54秒	—	○	○	中	20×20	舗装	不要	②③④⑤⑦⑧
279	中部	静岡市	中平河川敷	静岡市葵区中平地内	北緯35度09分41秒 東経138度21分46秒	—	○	×	中	38×23	草地	不要	②③④⑥⑦⑧
280	中部	静岡市	黄金の湯 駐車場	静岡市葵区梅ヶ島3542-3	北緯35度17分03秒 東経138度20分24秒	—	○	○	中	40×27	舗装	不要	②③④⑥⑦⑧
281	中部	静岡市	湯の森 河川敷	静岡市葵区入島	北緯35度14分25秒 東経138度20分35秒	—	○	×	中	100×33	砂質	必要	②③④⑤⑥⑦⑧
282	中部	静岡市	燧燧登山者駐車場	静岡市葵区田代	北緯35度16分47秒 東経138度11分15秒	—	○	○	中	120×80	草地	不要	⑤⑥⑦⑧
283	中部	静岡市	西里 興津川漁協	静岡市清水区西里703-4	北緯35度07分13秒 東経138度26分32秒	—	○	○	中	40×30	砂質	不要	②④⑤⑥⑦⑧

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積 (m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 (①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西)
284	中部	静岡市	興津川キャンプ場	静岡市清水区土20	北緯35度07分08秒 東経138度27分05秒	—	○	×	中	45×28	砂質	不要	⑦
285	中部	静岡市	由比小学校	静岡市清水区由比町屋原329	北緯35度06分26秒 東経138度33分28秒	—	×	×	中	80×50	砂質	必要	①③⑤⑥⑦⑧
286	中部	静岡市	由比中学校 グラウンド	静岡市清水区由比456	北緯35度06分34秒 東経138度33分46秒	—	×	×	中	102×85	砂質	必要	②③④⑦⑧
287	中部	静岡市	障害支援施設 穴原荘	静岡市清水区穴原362	北緯35度09分40秒 東経138度31分17秒	—	○	×	中	60×50	芝生	不要	⑤
288	中部	静岡市	入山船場ヘリポート	静岡市清水区由比入山船場地先	北緯35度08分32秒 東経138度33分50秒	—	○	×	中	41×40	草地	不要	①②⑤⑧
289	中部	静岡市	城山中学校	静岡市駿河区小坂2-33	北緯34度55分48秒 東経138度21分24秒	—	×	○	中	100×100	砂質	必要	③
290	中部	静岡市	静岡大学グラウンド(野球場)	静岡市駿河区大谷836	北緯34度57分43秒 東経138度26分12秒	—	×	○	中	130×110	芝生	不要	①②③⑤⑦⑧
291	中部	静岡市	日本平運動公園多目的広場	静岡市清水区村松3880-1	北緯34度59分5秒 東経138度28分39秒	—	×	○	中	180×95	砂質	必要	③⑥
292	中部	静岡市	静岡県消防学校	静岡市清水区谷津町1丁目577-1	北緯35度4分12秒 東経138度31分8秒	—	×	○	中	130×100	砂質	必要	①③④⑤⑦⑧
293	中部	静岡市	和田島少年自然の家	静岡市清水区和田島271-3	北緯35度6分32秒 東経138度28分38秒	—	×	×	中	150×19	芝生・砂質	必要	①②④⑤⑥⑧
294	中部	島田市	中央公園ふれあい広場	島田市野田1689	北緯34度51分01秒 東経138度10分27秒	—	×	×	小	52×80	芝生	必要	①⑤⑦⑧
295	中部	島田市	伊久美スポーツ広場	島田市伊久美1809-3	北緯34度56分29秒 東経138度08分49秒	—	○	×	小	45×50	砂質	必要	①②④⑤⑦⑧
296	中部	島田市	伊久美小学校運動場	島田市伊久美3690-1	北緯34度55分44秒 東経138度08分31秒	—	○	×	中	50×90	砂質	必要	②③④⑤
297	中部	島田市	島田野外活動 センター山の家	島田市身成103	北緯34度54分05秒 東経138度06分37秒	—	×	×	中	70×80	芝生	必要	①②③⑥⑦⑧
298	中部	島田市	神座小学校 グラウンド	島田市神座1444	北緯34度52分28秒 東経138度06分32秒	—	×	×	小	50×60	砂質	必要	②⑥⑦
299	中部	島田市	第二中学校 グラウンド	島田市中溝町2372	北緯34度50分12秒 東経138度10分13秒	—	×	×	中	60×90	砂質	必要	②③④
300	中部	島田市	六合小学校 グラウンド	島田市道悦5丁目 13-1	北緯34度50分08秒 東経138度12分37秒	—	×	×	中	60×90	砂質	必要	①②③④⑤⑥
301	中部	島田市	初倉小学校 グラウンド	島田市阪本 1331 (色尾東)	北緯34度48分22秒 東経138度13分27秒	—	×	×	中	50×90	砂質	必要	②④⑤⑥
302	中部	島田市	六合中学校 グラウンド	島田市道悦2丁目 25-1	北緯34度50分07秒 東経138度12分08秒	—	×	×	中	70×90	砂質	必要	④
303	中部	島田市	初倉中学校 グラウンド	島田市大瀬南132	北緯34度48分16秒 東経138度13分43秒	—	×	×	中	60×100	砂質	必要	①⑧
304	中部	島田市	金谷中学校 グラウンド	島田市金谷栄町 211-1	北緯34度49分59秒 東経138度07分27秒	—	×	×	大	100×160	砂質	必要	①②④⑤⑥⑧
305	中部	島田市	金谷小学校 グラウンド	島田市金谷根岸町 190-3	北緯34度49分31秒 東経138度07分45秒	—	×	×	中	65×160	砂質	必要	②③④⑥⑦
306	中部	島田市	北五和スポーツ広場	島田市福用地先	北緯34度54分01秒 東経138度05分25秒	—	○	×	中	60×100	砂質	必要	①②③④⑤⑥
307	中部	島田市	かなや大井川緑地	島田市金谷東二丁目地先	北緯34度49分34秒 東経138度08分37秒	—	×	×	大	100×160	砂質	必要	なし
308	中部	島田市	五和小学校 グラウンド	島田市牛尾435	北緯34度50分46秒 東経138度07分20秒	—	×	×	中	60×105	砂質	必要	①②④⑤⑥⑧
309	中部	島田市	川場小学校 グラウンド	島田市川根町家山420	北緯34度56分23秒 東経138度04分32秒	—	×	×	中	60×100	砂質	必要	①③④⑤⑥

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積 (m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 (①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西)
310	中部	島田市	川根中学校グラウンド	島田市川根町身成3290	北緯34度56分38秒 東経138度05分09秒	—	×	×	大	100×140	砂質	必要	⑥⑧
311	中部	島田市	久奈平ヘリポート	島田市川根町身成2248	北緯34度55分22秒 東経138度05分34秒	—	○	○	小	16×16	舗装	不要	①②④⑤⑥⑧
312	中部	島田市	栗原ヘリポート	島田市川根町菅間上 芋栗原1829-1	北緯35度01分44秒 東経138度09分25秒	—	○	○	小	16×16	舗装	不要	①②③⑤⑥⑦⑧
313	中部	島田市	倉平ヘリポート	島田市川根町葛籠856	北緯34度58分16秒 東経138度03分39秒	—	○	×	小	16×16	舗装	不要	⑤⑥⑦⑧
314	中部	島田市	前山ヘリポート	島田市川根町家山2004-1	北緯34度55分33秒 東経138度03分37秒	—	○	×	小	16×16	舗装	不要	①②③⑤⑥⑦⑧
315	中部	島田市	家山河川敷広場	島田市川根町家山地先	北緯34度56分16秒 東経138度04分40秒	—	×	○	中	60×100	芝生	不要	⑦⑧
316	中部	島田市	やまめ平第二駐車場	島田市笹間下1707	北緯34度59分02秒 東経138度09分44秒	—	○	○	小	70×20	砂質	必要	①③④⑤⑥⑦⑧
317	中部	島田市	農産物加工体験施設「やまゆり」西側広場	島田市伊久美5202	北緯34度55分09秒 東経138度07分33秒	—	○	○	中	60×50	砂質	必要	①②③⑤⑥⑦⑧
318	中部	島田市	旧金谷中学校グラウンド	島田市金谷富士見町3383	北緯34度48分49秒 東経138度08分29秒	—	×	×	中	60×105	砂質	必要	なし
319	中部	島田市	山村都市交流センターささま	島田市川根町菅間上394	北緯35度00分24秒 東経138度08分44秒	—	○	×	中	60×90	砂質	必要	①②④⑥⑧
320	中部	島田市	塩本区集会所空地	島田市川根町家山	北緯34度57分35秒 東経138度02分53秒	—	○	×	小	31×40	砂質	必要	①②③④⑤⑥
321	中部	島田市	中部電力用地	島田市笹間下県道横	北緯34度58分57秒 東経138度06分56秒	—	○	×	小	40×40	砂質	必要	①②⑤⑦
322	中部	島田市	二俣多目的広場	島田市川根町菅間上1903-1	北緯35度01分34秒 東経138度09分22秒	—	○	×	小	—	砂質	必要	不明
323	中部	島田市	犬間	島田市伊久美	北緯34度55分21秒 東経138度07分26秒	—	○	×	小	40×30	芝生	不要	②③④⑤
324	中部	焼津市	東益津小学校グラウンド	焼津市石臨上65	北緯34度53分13秒 東経138度19分13秒	—	×	○	中	130×80	砂質	必要	なし
325	中部	焼津市	大村中学校グラウンド	焼津市大村3-25-1	北緯34度52分18秒 東経138度18分18秒	—	×	×	中	130×70	砂質	必要	なし
326	中部	焼津市	焼津中学校グラウンド	焼津市焼津2-10-28	北緯34度51分54秒 東経138度18分45秒	—	×	×	中	130×70	砂質	必要	なし
327	中部	焼津市	小川中学校グラウンド	焼津市東小川4-21-1	北緯34度51分11秒 東経138度18分50秒	—	×	×	中	110×70	砂質	必要	なし
328	中部	焼津市	黒石小学校グラウンド	焼津市大柱1246	北緯34度51分4秒 東経138度16分22秒	—	×	×	中	150×60	砂質	必要	なし
329	中部	焼津市	大高中学校グラウンド	焼津市中根1-1	北緯34度50分23秒 東経138度17分57秒	—	×	×	中	100×60	砂質	必要	なし
330	中部	焼津市	大井川中学校グラウンド	焼津市下江留191	北緯34度48分03秒 東経138度16分55秒	—	×	×	中	90×120	砂質	必要	なし
331	中部	焼津市	大井川河川敷スポーツ広場	焼津市相川・西島地先	北緯34度48分03秒 東経138度15分29秒	—	×	×	大	120×240	砂質、芝生	必要	なし
332	中部	焼津市	大井川文化会館駐車場	焼津市宗高988	北緯34度48分14秒 東経138度16分58秒	—	×	×	中	80×100	舗装	不要	なし
333	中部	焼津市	大井川河川敷運動公園陸上競技場	焼津市中島・西島地先	北緯34度47分41.3秒 東経138度15分57.6秒	—	×	○	中	120×120	芝生	必要	なし
334	中部	藤枝市	藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台4-1-11	北緯34度51分40秒 東経138度13分49秒	—	×	○	中	24×24	舗装	不要	なし
335	中部	藤枝市	大井川河川敷グラウンド	藤枝市源助地先	北緯34度49分22秒 東経138度13分59秒	—	×	○	大	150×80	砂質	必要	なし

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積 (m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 (①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西)
336	中部	藤枝市	瀬戸谷小学校グラウンド	藤枝市本郷872	北緯34度54分47秒 東経138度12分5秒	—	×	×	中	70×140	砂質	必要	①④⑤⑥⑧
337	中部	藤枝市	藤枝中学校グラウンド	藤枝市音羽町1-1-51	北緯34度52分13秒 東経138度14分30秒	—	×	×	大	70×100	砂質	必要	②③④⑥⑦
338	中部	藤枝市	広瀬中学校グラウンド	藤枝市上当間602	北緯34度53分9秒 東経138度17分13秒	—	×	×	大	80×180	砂質	必要	①⑤⑥⑦⑧
339	中部	藤枝市	高洲中学校グラウンド	藤枝市与左衛門33-1	北緯34度50分17秒 東経138度16分22秒	—	×	×	大	70×100	砂質	必要	①⑤⑧
340	中部	藤枝市	青島東小学校グラウンド	藤枝市志太5-1-1	北緯34度51分35秒 東経138度15分18秒	—	×	×	中	80×140	砂質	必要	①⑤⑥⑦⑧
341	中部	藤枝市	静岡県藤枝総合庁舎	藤枝市瀬戸新屋362-1	北緯34度50分42秒 東経138度13分46秒	—	×	×	小	30×50	舗装	不要	①③④⑤⑧
342	中部	藤枝市	藤枝市民グラウンド(サッカー)	藤枝市駿河台1-6-1	北緯34度51分58秒 東経138度14分2秒	—	×	○	大	70×100	芝生	不要	③
343	中部	藤枝市	大久保ふれあい広場	藤枝市瀬戸/谷11044-3	北緯34度57分45秒 東経138度10分45秒	—	○	○	小	56×56	砂質	必要	①②③④⑤⑥⑦
344	中部	藤枝市	藤枝市青少年の家蔵田運動広場	藤枝市瀬戸/谷10098-2	北緯34度58分21秒 東経138度11分40秒	—	○	×	小	61×61	砂質	必要	①③④⑤⑥⑧
345	中部	藤枝市	藤の瀬会館芝生広場	藤枝市本郷876	北緯34度54分50秒 東経138度12分3秒	—	×	○	小	117×64	芝生	不要	①
346	中部	藤枝市	西北ふれあい広場	藤枝市北方558-8	北緯34度55分14秒 東経138度14分32秒	—	×	×	小	50×50	砂質	必要	なし
347	中部	藤枝市	玉取ふれあい広場	藤枝市岡部町玉取121-1	北緯34度58分33秒 東経138度14分42秒	—	×	×	小	40×40	砂質	必要	⑤⑥⑦
348	中部	藤枝市	朝比奈グラウンド	藤枝市岡部町宮島513	北緯34度57分36秒 東経138度15分12秒	—	×	○	中	80×90	砂質	必要	①②⑧
349	中部	藤枝市	岡部小学校グラウンド	藤枝市岡部町内谷601-3	北緯34度54分33秒 東経138度16分57秒	—	×	×	中	95×60	砂質	必要	①②③④⑤⑥⑦
350	中部	藤枝市	岡部中学校グラウンド	藤枝市岡部町子持坂102	北緯34度54分43秒 東経138度16分4秒	—	×	○	大	110×170	砂質	必要	①⑧
351	中部	藤枝市	朝比奈第一小学校グラウンド	藤枝市岡部町新舟1021	北緯34度57分7秒 東経138度15分7秒	—	×	×	中	70×80	砂質	必要	①②③
352	中部	牧之原市	相良小学校グラウンド	牧之原市津波1642	北緯34度41分12秒 東経138度11分48秒	浸水可能性あり	×	○ F-Fターへの離着陸あり	中	70×120	砂質	必要	なし
353	中部	牧之原市	地頭方小学校グラウンド	牧之原市地頭方981	北緯34度38分15秒 東経138度11分35秒	浸水可能性あり	×	○ F-Fターへの離着陸あり	中	70×120	砂質	必要	なし
354	中部	牧之原市	萩間小学校グラウンド	牧之原市黒子75	北緯34度43分1秒 東経138度10分55秒	—	×	○ F-Fターへの離着陸あり	中	70×120	砂質	必要	なし
355	中部	牧之原市	静波グラウンド	牧之原市静波1018-1	北緯34度44分21秒 東経138度13分32秒	浸水可能性あり	×	○ F-Fターへの離着陸あり	中	85×135	砂質	必要	なし
356	中部	牧之原市	榛原中学校グラウンド	牧之原市仁田100-1	北緯34度45分5秒 東経138度13分4秒	—	×	×	中	110×180	砂質	必要	なし
357	中部	牧之原市	細江小学校グラウンド	牧之原市細江1260	北緯34度45分0秒 東経138度14分12秒	浸水可能性あり	×	○ F-Fターへの離着陸あり	中	75×100	砂質	必要	なし
358	中部	牧之原市	勝間田小学校グラウンド	牧之原市勝間田588-3	北緯34度45分58秒 東経138度11分14秒	—	×	○ F-Fターへの離着陸あり	中	70×100	砂質	必要	なし
359	中部	牧之原市	坂部小学校グラウンド	牧之原市坂部468-1	北緯34度46分43秒 東経138度12分33秒	—	×	○ F-Fターへの離着陸あり	中	75×110	砂質	必要	なし
360	中部	吉田町	中央小学校グラウンド	吉田町片岡850-1	北緯34度46分18秒 東経138度15分36秒	—	×	×	中	80×125	砂質	必要	⑦
361	中部	吉田町	吉田特別支援学校グラウンド	吉田町片岡2130	北緯34度46分35.5秒 東経138度15分10秒	—	×	×	中	85×175	砂質	必要	①

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積(m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 ①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西
362	中部	吉田町	吉田中学校グラウンド	吉田町住吉230	北緯34度46分8秒 東経138度15分11秒	—	×	○	大	100×170	砂質	必要	①
363	中部	吉田町	吉田中学校サブグラウンド	吉田町住吉230	北緯34度46分5秒 東経138度15分12秒	—	×	×	中	60×120	砂質	必要	①
364	中部	吉田町	自理小学校グラウンド	吉田町神戸1748-2	北緯34度47分9秒 東経138度14分25秒	—	×	○	中	70×110	砂質	必要	⑤
365	中部	吉田町	住吉小学校グラウンド	吉田町住吉2223	北緯34度45分35秒 東経138度15分15秒	浸水可能性あり	×	×	中	80×140	砂質	必要	⑤
366	中部	川根本町	川根高校グラウンド	川根本町徳山1638	北緯35度04分27秒 東経138度06分49秒	—	×	○	中	110×120	砂質	必要	①②④⑦⑧
367	中部	川根本町	第一小学校グラウンド	川根本町徳山1100	北緯35度04分29秒 東経138度06分32秒	—	×	○	中	65×140	砂質	必要	①③④⑤⑥
368	中部	川根本町	中央小学校グラウンド	川根本町上長尾1000	北緯35度02分38秒 東経138度04分53秒	—	×	○	中	70×140	砂質	必要	②⑤
369	中部	川根本町	南部小学校グラウンド	川根本町下長尾281	北緯35度01分30秒 東経138度05分06秒	—	×	○	中	50×120	砂質	必要	①⑧
370	中部	川根本町	地名グラウンド	川根本町地名124-1	北緯34度58分56秒 東経138度05分04秒	—	×	○	中	70×80	砂質	必要	②③
371	中部	川根本町	川根本町町営グラウンド	川根本町下泉235	北緯35度01分18秒 東経138度05分21秒	—	×	○	中	95×95	砂質	必要	②
372	中部	川根本町	尾呂久保テニスコート	川根本町水川866-5	北緯35度04分05秒 東経138度04分40秒	—	○	○	小	50×75	砂質	必要	②③
373	中部	川根本町	中川根中学校	川根本町町上長尾744	北緯35度02分43秒 東経138度04分52秒	—	×	○	中	50×80	砂質	必要	②④⑤⑥
374	中部	川根本町	本川根小学校グラウンド	川根本町千頭1236-6	北緯35度06分15秒 東経138度08分07秒	—	×	○	中	60×115	砂質	必要	①②③④⑤⑧
375	中部	川根本町	寸又峽ヘリポート	川根本町千頭246-1	北緯35度10分36秒 東経138度07分31秒	—	○	○	中	30×30	舗装	不要	①②③⑥
376	中部	川根本町	中部電力ヘリポート	川根本町千頭814-1	北緯35度06分47秒 東経138度06分23秒	—	×	○	小	16×16	舗装	不要	①⑧
377	中部	川根本町	犬間芝生広場	川根本町犬間224-1	北緯35度10分32秒 東経138度11分17秒	—	○	○	大	芝生広場 190×50 グラウンドコート 60×90	芝生	不要	④⑤⑥⑦⑧
378	中部	川根本町	生涯スポーツ広場	川根本町小長井地先	北緯35度06分05秒 東経138度08分13秒	—	×	○	中	60×60	芝生	不要	②③⑤⑥⑦
379	中部	川根本町	毛町河内場外離着陸場	川根本町吉町河内1124-3地先	北緯35度02分30秒 東経138度07分13秒	—	○	○	中	30×30	草地	不要	②③④⑤
380	中部	川根本町	久保尾場外離着陸場	川根本町下長尾1399	北緯35度01分40秒 東経138度02分40秒	—	○	○	中	40×40	芝生	不要	①②⑥⑦⑧
381	中部	川根本町	平田場外離着陸場	川根本町犬間540地先	北緯35度09分51秒 東経138度10分03秒	—	○	○	中	60×50	砂質	必要	①②③④⑧
382	中部	川根本町	池の谷場外離着陸場	川根本町千頭528-8	北緯35度08分22秒 東経138度07分48秒	—	○	○	中	100×60	舗装	不要	②③④
383	中部	川根本町	町営サッカー場	川根本町徳山1630	北緯35度04分27秒 東経138度06分57秒	—	×	○	中	120×120	砂質	必要	⑥
384	中部	川根本町	森林組合貯木場	川根本町桑野山424-6	北緯35度07分24秒 東経138度08分31秒	—	○	○	小	36×50	7.5ﾌﾌﾙﾄ	不要	②③④⑤⑦
385	西部	浜松市	四ツ池公園陸上競技場	浜松市中区上島六丁目19-1	北緯34度44分41秒 東経137度44分04秒	—	×	×	中	96×60	芝生	不要	②③④⑥⑦⑧
386	西部	浜松市	浜松医療センター屋上ヘリポート	浜松市中区富塚町328	北緯34度42分57秒 東経137度42分02秒	—	×	○	小	15×15	舗装	不要	なし
387	西部	浜松市	浜松医科大学グラウンド	浜松市東区半田山一丁目20-1	北緯34度46分00秒 東経137度44分40秒	—	×	○	小	190×60	芝生	不要	①②⑥⑦⑧

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積(m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 ①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西
388	西部	浜松市	浜松市フラワーパーク駐車場	浜松市西区鐘山寺町195	北緯34度45分39秒 東経137度37分59秒	—	×	○	小	110×45	舗装	不要	④⑤⑥⑦
389	西部	浜松市	村柳海水浴場駐車場	浜松市西区村柳町4807-1ほか	北緯34度42分42秒 東経137度35分01秒	—	×	○	小	110×50	舗装	不要	①
390	西部	浜松市	舞阪乙女園公園スポーツ広場	浜松市西区舞阪町舞阪3481-25	北緯34度41分38秒 東経137度35分42秒	浸水可能性あり	×	○	小	70×80	芝生	不要	②
391	西部	浜松市	クリーンセンター東グラウンド	浜松市西区舞阪町舞阪2668-1	北緯34度40分45秒 東経137度36分20秒	浸水可能性あり	×	×	中	80×80	砂質	不要	④⑤⑥
392	西部	浜松市	清園野球場	浜松市西区舞阪町弁天島5005-1	北緯34度41分57秒 東経137度36分28秒	—	×	○	大	100×100	草地	不要	①⑧
393	西部	浜松市	雄踏中学校グラウンド	浜松市西区雄踏町宇布見9595	北緯34度41分36秒 東経137度37分59秒	—	×	○	中	140×215	砂質	不要	①②⑧
394	西部	浜松市	雄踏グラウンド	浜松市西区雄踏町宇布見9611-2	北緯34度41分36秒 東経137度37分50秒	—	×	○	中	95×135	砂質	不要	③④⑤⑥⑦
395	西部	浜松市	雄踏総合公園	浜松市西区雄踏町宇布見9984	北緯34度42分09秒 東経137度36分56秒	—	×	○	大	90×170	芝生	不要	なし
396	西部	浜松市	可美公園野球場	浜松市南区増楽町920-2	北緯34度41分08秒 東経137度41分38秒	浸水可能性あり	×	○	小	165×87	草地	不要	①⑤
397	西部	浜松市	三方原墓園広場	浜松市北区根洗町821	北緯34度47分36秒 東経137度42分00秒	—	×	×	小	80×80	砂質	不要	③④⑦⑧
398	西部	浜松市	浜松市フルーツパーク駐車場	浜松市北区郡田町4263-1	北緯34度50分20秒 東経137度44分01秒	—	×	○	小	180×110	舗装	不要	⑤⑥
399	西部	浜松市	気賀小学校グラウンド	浜松市北区細江町気賀11529-1	北緯34度48分38秒 東経137度39分18秒	—	×	×	小	54×89	砂質	不要	④⑤⑥⑦
400	西部	浜松市	中川小学校グラウンド	浜松市北区細江町中川2553	北緯34度48分34秒 東経137度40分42秒	—	×	×	大	57×100	砂質	不要	⑤⑥⑦⑧
401	西部	浜松市	細江中学校グラウンド	浜松市北区細江町気賀7300	北緯34度48分27秒 東経137度38分51秒	—	×	×	中	100×100	砂質	不要	①②⑧
402	西部	浜松市	県立湖北高校野球場	浜松市北区引佐町金指1428	北緯34度46分58秒 東経137度40分37秒	—	×	×	中	100×100	砂質	不要	①⑦⑧
403	西部	浜松市	引佐南中学校グラウンド	浜松市北区引佐町横尾426	北緯34度50分06秒 東経137度39分49秒	—	×	○	中	80×90	砂質	不要	⑥⑦⑧
404	西部	浜松市	三ヶ日西小学校グラウンド	浜松市北区三ヶ日町三ヶ日417-2	北緯34度48分30秒 東経137度33分17秒	—	×	×	中	110×87	砂質	不要	⑤
405	西部	浜松市	県立浜名高校グラウンド	浜松市浜北区西美園2939-1	北緯34度48分18秒 東経137度47分45秒	—	×	×	中	80×60	砂質	不要	⑦⑧
406	西部	浜松市	県立浜北西高校グラウンド	浜松市浜北区新原4175-1	北緯34度46分33秒 東経137度45分55秒	—	×	×	大	110×120	砂質	不要	①⑦⑧
407	西部	浜松市	明神池運動公園野球場	浜松市浜北区宮口391-5	北緯34度49分57秒 東経137度45分51秒	—	×	×	中	90×90	砂質	不要	①
408	西部	浜松市	(旧)錦山小学校グラウンド	浜松市天竜区只来97-3	北緯34度53分37秒 東経137度51分29秒	—	×	○	小	40×80	砂質	不要	①④⑤⑧
409	西部	浜松市	竜川運動場	浜松市天竜区横山町390	北緯34度56分27秒 東経137度49分05秒	—	×	○	中	70×84	芝生	不要	②③⑥⑦
410	西部	浜松市	熊小学校グラウンド	浜松市天竜区熊2153	北緯34度57分36秒 東経137度43分59秒	—	×	○	小	64×84	砂質	不要	③⑦
411	西部	浜松市	上阿多古小学校グラウンド	浜松市天竜区西藤平1318	北緯34度54分43秒 東経137度45分45秒	—	×	○	小	70×76	砂質	不要	②③⑥⑦
412	西部	浜松市	下阿多古運動場	浜松市天竜区上野948	北緯34度53分22秒 東経137度46分50秒	—	×	○	小	40×40	芝生	不要	②③⑥⑦
413	西部	浜松市	清竜中学校グラウンド	浜松市天竜区二俣町鹿島525	北緯34度50分58秒 東経137度48分36秒	—	×	×	小	84×114	砂質	不要	⑥⑦⑧

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積(m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 (①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西)
414	西部	浜松市	春野中学校グラウンド	浜松市天竜区春野町気田380-2	北緯35度00分05秒 東経137度54分21秒	—	×	○	中	80×120	砂質	不要	①②③⑦⑧
415	西部	浜松市	春野原切スポーツ広場	浜松市天竜区春野町石打松下223-1	北緯34度59分58秒 東経137度56分23秒	—	×	○	中	90×60	芝生	不要	①⑥⑦⑧
416	西部	浜松市	春野大尾スポーツ広場	浜松市天竜区春野町堀之内997	北緯34度57分36秒 東経137度53分46秒	—	×	○	中	60×90	芝生	不要	④⑤
417	西部	浜松市	(旧)春野北小学校グラウンド	浜松市天竜区春野町杉242-2	北緯35度01分52秒 東経137度58分51秒	—	×	○	中	70×90	砂質	不要	①②④⑤⑥⑧
418	西部	浜松市	浦川小学校グラウンド	浜松市天竜区佐久間町浦川12819	北緯35度03分17秒 東経137度45分53秒	—	×	○	中	50×60	砂質	不要	①②③⑦⑧
419	西部	浜松市	佐久間中学校-湖北高校佐久間分校グラウンド	浜松市天竜区佐久間町中部683-1	北緯35度04分48秒 東経137度47分40秒	—	×	×	中	100×187	砂質	不要	①②③⑥⑦⑧
420	西部	浜松市	(旧)城西小学校グラウンド	浜松市天竜区佐久間町相月2874	北緯35度08分21秒 東経137度51分40秒	—	×	×	小	35×65	砂質	不要	⑥⑦⑧
421	西部	浜松市	佐久間町ヘリポート	浜松市天竜区佐久間町浦川3248-4	北緯35度03分59秒 東経137度45分38秒	—	×	○	小	31×36	舗装	不要	①②③⑧
422	西部	浜松市	水窪総合体育館緊急ヘリポート	浜松市天竜区水窪町地頭方241-3	北緯35度09分16秒 東経137度52分08秒	—	×	○	小	30×30	舗装	不要	⑥
423	西部	浜松市	龍山総合運動場	浜松市天竜区龍山町戸倉239-3	北緯34度57分56秒 東経137度50分07秒	—	×	○	中	80×115	芝生	不要	①②
424	西部	浜松市	気田川河川敷	浜松市天竜区小川	北緯34度56分27秒 東経137度50分45秒	—	○	×	小	30×46	砂質・石	不要	②③⑥⑦⑧
425	西部	浜松市	県営遠州灘海浜公園多目的広場	浜松市南区江之島町1706	北緯34度40分10秒 東経137度44分49秒	浸水可能性あり	×	×	小	126×111	転圧土	不要	①⑦⑧
426	西部	浜松市	県営遠州灘海浜公園球技場	浜松市南区江之島町1706	北緯34度40分06秒 東経137度44分43秒	浸水可能性あり	×	×	中	88×154	芝生	不要	③⑦
427	西部	浜松市	遠州灘海浜公園自由広場	浜松市南区中田島町1674	北緯34度39分53秒 東経137度44分42秒	浸水可能性あり	×	○	小	88×104	芝生	不要	①⑤
428	西部	浜松市	浜松市消防ヘリポート(新東名隣接)	浜松市浜北区西大地10-2	北緯34度50分32秒 東経137度44分36秒	—	×	○	中	23×23	2/3コンクリート	不要	無
429	西部	磐田市	磐田城山球場	磐田市見付190	北緯34度43分21秒 東経137度51分54秒	—	×	×	小	83×80	砂質・芝生	必要	⑤①③
430	西部	磐田市	福田公園多目的グラウンド	磐田市福田中島3756-43	北緯34度39分57秒 東経137度52分37秒	浸水可能性あり	×	×	中	116×65	砂質	必要	③⑦
431	西部	磐田市	県立磐田北高等学校	磐田市見付2031-2	北緯34度43分59秒 東経137度51分23秒	—	×	×	中	66×96	砂質	必要	①⑤
432	西部	磐田市	県立磐田南高等学校	磐田市見付3084	北緯34度43分17秒 東経137度51分07秒	—	×	×	大	80×120	砂質	必要	①⑤
433	西部	磐田市	県立磐田農業高等学校	磐田市中泉168	北緯34度43分0秒 東経137度51分14秒	—	×	×	中	80×95	砂質	必要	①⑤
434	西部	磐田市	県立磐田西高等学校	磐田市中泉2680-1	北緯34度43分07秒 東経137度50分29秒	—	×	×	中	80×65	砂質	必要	①②③④⑤
435	西部	磐田市	磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	磐田市大久保892-36	北緯34度45分26秒 東経137度51分28秒	—	×	×	大	107×65	芝生	必要	③・⑦
436	西部	磐田市	豊田天竜川グラウンド	磐田市池田地先	北緯34度43分51秒 東経137度48分38秒	—	×	○	中	120×80	砂質・草地	必要	⑦⑧
437	西部	磐田市	静岡産業大学	磐田市大原1572-1	北緯34度41分49秒 東経137度51分36秒	—	×	×	大	105×160	砂質・芝生	必要	①⑤
438	西部	磐田市	竜洋海洋公園	磐田市駒場6866-27	北緯34度39分02秒 東経137度48分10秒	浸水可能性あり	×	×	中	85×85	砂質・芝生	必要	①③
439	西部	磐田市	磐田市豊岡野球場	磐田市宅貫地 64-1	北緯34度49分11秒 東経137度50分2秒	—	×	○	大	80×75	砂質・芝生	必要	①③

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積(m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 (①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西)
440	西部	磐田市	豊岡天竜川グラウンド	磐田市松之木島地先	北緯34度48分18秒 東経137度49分43秒	—	×	×	大	140×85	砂質・草地	必要	③
441	西部	磐田市	万瀬地区緊急避難地	磐田市万瀬254	北緯34度52分35秒 東経137度52分16秒	—	○	○	中	20×30	砂質・草地	必要	⑤⑦
442	西部	掛川市	つま恋リゾート彩の郷	掛川市満水2000	北緯34度45分55秒 東経138度2分18秒	—	×	×	大	140×150	芝生	不要	なし
443	西部	掛川市	第一小学校グラウンド	掛川市掛川1108-1	北緯34度46分37秒 東経138度1分4秒	—	×	×	中	85×85	砂質	必要	①⑤⑥⑧
444	西部	掛川市	県立掛川西高校グラウンド	掛川市城西1-1-6	北緯34度46分35秒 東経138度0分46秒	—	×	×	中	100×125	砂質	必要	②⑤
445	西部	掛川市	大坂小学校グラウンド	掛川市大坂5667	北緯34度40分28秒 東経138度2分49秒	—	×	×	中	100×110	砂質	必要	①
446	西部	掛川市	城東中学校グラウンド	掛川市下土方680	北緯34度42分35秒 東経138度2分45秒	—	×	×	中	75×125	砂質	必要	①⑦
447	西部	掛川市	大須賀運動場	掛川市西大淵6220-1	北緯34度41分15秒 東経137度59分29秒	—	×	×	中	85×85	砂質	必要	①②③④⑥⑦⑧
448	西部	掛川市	大淵小学校グラウンド	掛川市大淵5602	北緯34度40分17秒 東経138度0分47秒	—	×	×	中	85×110	砂質	必要	①②③④⑥⑦⑧
449	西部	掛川市	さくら咲く学校グラウンド	掛川市萩間423	北緯34度51分56秒 東経138度01分10秒	—	○	○	小	45×45	砂質	必要	③④⑤
450	西部	掛川市	ならこの里	掛川市居尻119	北緯34度52分35秒 東経138度01分04秒	—	○	×	中	50×50	砂質・草地	必要	①②③④⑤⑦⑧
451	西部	掛川市	大東総合運動場	掛川市国安3300-1	北緯34度39分00秒 東経138度03分30秒	浸水可能性あり	×	×	中	85×145	砂質	必要	②③④
452	西部	掛川市	スギノマン掛川事業所	掛川市長谷1300	北緯34度45分35秒 東経137度59分47秒	—	×	×	中	100×95	砂質・草地	必要	なし
453	西部	袋井市	袋井南中学校グラウンド	袋井市愛野3110	北緯34度44分30秒 東経137度56分34秒	—	×	×	中	90×175	砂質	必要	①
454	西部	袋井市	県立袋井高校グラウンド	袋井市愛野2446-1	北緯34度44分32秒 東経137度56分40秒	—	×	×	中	80×270	砂質	必要	②③④⑤
455	西部	袋井市	浅羽中学校グラウンド	袋井市浅名822	北緯34度42分9秒 東経137度56分2秒	—	×	×	中	70×100	砂質	必要	③⑤
456	西部	袋井市	めだか公園	袋井市上山梨1669-1	北緯34度47分25秒 東経137度53分57秒	—	×	○	中	45×85	芝生	不要	⑦
457	西部	袋井市	原野谷川親水公園東側運動広場	袋井市愛野3164-1	北緯34度44分52秒 東経137度56分38秒	—	×	○	大	155×240	芝生	不要	⑦
458	西部	袋井市	月見の里公園	袋井市上山梨4-3-3	北緯34度47分16秒 東経137度54分12秒	—	×	○	小	55×75	芝生	不要	①②③
459	西部	袋井市	豊沢の丘防災広場	袋井市豊沢1056-1	北緯34度43分46秒 東経137度56分39秒	—	×	×	中	55×65	砂質・芝生	必要	④⑤⑥
460	西部	袋井市	二瀬多目的運動広場	袋井市中1000	北緯34度42分15秒 東経137度54分14秒	—	×	○	大	120×95	芝生	不要	①
461	西部	袋井市	浅羽球技場	袋井市東岡1611-1	北緯34度40分11秒 東経137度56分17秒	浸水可能性あり	×	○	中	100×100	砂質・コンクリート	必要	なし
462	西部	袋井市	袋井消防庁舎・袋井市防災センター 屋上ヘリポート	袋井市国本2907	北緯34度45分8秒 東経137度55分35秒	—	×	○	中	23×23	鉄筋コンクリート	不要	④⑤⑥⑦⑧
463	西部	湖西市	みなと運動公園	湖西市新居町新居3146	北緯34度41分17秒 東経137度34分44秒	浸水可能性あり	×	○	中	80×100	砂質	必要	⑤
464	西部	湖西市	浜名湖競艇場	湖西市新居町新居3726-10	北緯34度41分52秒 東経137度34分11秒	—	×	○	大	190×240	舗装	不要	⑧
465	西部	御前崎市	航空自衛隊御前崎分屯基地	御前崎市御前崎2825-1	北緯34度36分7秒 東経138度12分56秒	—	×	○	中	80×50	芝生	不要	①②⑤⑧

No.	地域	市町名	ヘリポート名称	所在地	緯度・経度	津波浸水可能性	孤立予想地域	離着陸実績	ヘリサイズ	着陸帯面積(m×m)	着陸帯表面	離着陸時散水要否	進入不可方向 (①北②北東③東④南東⑤南⑥南西⑦西⑧北西)
466	西部	御前崎市	御前崎運動場(野球場)	御前崎市白羽7174	北緯34度36分30秒 東経138度11分18秒	—	×	○	中	80×80	芝生・土	必要	①②③
467	西部	御前崎市	市立御前崎総合病院	御前崎市池新田2060	北緯34度38分41秒 東経138度7分9秒	—	×	○	小	22×50	AS舗装	不要	①②⑥⑧
468	西部	菊川市	岳洋中学校 グラウンド	菊川市下平川5430	北緯34度41分51秒 東経138度5分40秒	—	×	○	大	80×140	砂質	必要	①②③⑤⑧
469	西部	菊川市	小笠北小学校 グラウンド	菊川市磯田59	北緯34度41分56秒 東経138度4分54秒	—	×	○	中	80×120	砂質	必要	①②③④⑤⑧
470	西部	菊川市	小笠南小学校 グラウンド	菊川市高橋3503	北緯34度40分46秒 東経138度6分1秒	—	×	○	中	60×110	砂質	必要	①②③④⑤⑧
471	西部	菊川市	小笠東小学校 グラウンド	菊川市川上1348-2	北緯34度42分4秒 東経138度6分50秒	—	×	○	中	75×110	砂質	必要	①②③④⑤⑧
472	西部	菊川市	おがせセントラル パーク	菊川市下平川1676-1	北緯34度42分5秒 東経138度5分26秒	—	×	○	中	55×75	芝生	不要	①②③④⑥⑦⑧
473	西部	菊川市	小笠グラウンド ゴルフ場	菊川市下平川531-11	北緯34度42分10秒 東経138度4分44秒	—	×	○	中	77×75	芝生	不要	なし
474	西部	菊川市	菊川運動公園ヘリポート1 (ローンゲーム場)	菊川市西方898	北緯34度45分31秒 東経138度4分8秒	—	×	○	小	50×50	芝生	不要	①②④⑤⑥⑦⑧
475	西部	菊川市	菊川下内田地区 河川防災ステーション	菊川市下内田地先	北緯35度43分32秒 東経138度04分44秒	—	×	○ 中部地盤防災ヘリ	中	20×20	土	必要	なし
476	西部	森町	森町ローラー スケート場	森町向天方地先	北緯34度50分5秒 東経137度55分57秒	—	×	×	小	2445	舗装	不要	⑥⑦
477	西部	森町	森町立三倉小学校 グラウンド	森町三倉740	北緯34度54分6秒 東経137度56分49秒	—	○	○	小	52×108	土	必要	①②③④⑤
478	西部	森町	県立遠江総合高校 グラウンド	森町森2085	北緯34度50分6秒 東経137度55分28秒	—	×	×	中	100×120	土	必要	なし
479	西部	森町	大河内ヘリポート	森町三倉2203-1-1-2	北緯34度56分22秒 東経137度58分8秒	—	○	○	中	40×40	舗装	不要	⑤⑥⑦
480	西部	森町	旧大久保小学校 グラウンド	森町三倉4444-2	北緯34度55分25秒 東経137度55分39秒	—	○	○	小	30×50	土	必要	①⑧
計		35市町	477箇所										

10-7-5 ヘリポートの具備すべき条件

(県危機対策課)

1 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積

項目	区分	昼間使用	夜間使用
発着	OH-6J 小型 m (全長 9.30 全巾 8.05)		
	UH-1H 中型 m (全長 17.40 全巾 14.64)		
基準	CH-47J 大型 m (全長 30.18 全巾 16.26)		

(注)民間航空機を除く。
 発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点。
 無障害地帯 離着陸に障害とならない地域。
 民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯、進入区域の長さ500m、進入表面の1(7°)を最低
 確保する必要がある。
 ただし、捜査または救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

(2)地表面

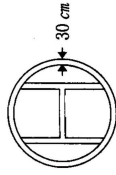
ア 舗装された場所が最も望ましい。

イ グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う)。

ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

2 着陸点

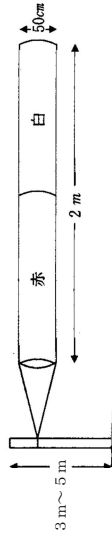
着陸点(直径30m)のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を画き、中央にHと記す。



3 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所)に吹き流し、または旗を立てる。

(1)布製

(2)風速 25m/秒速度に耐えられる強度



4 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

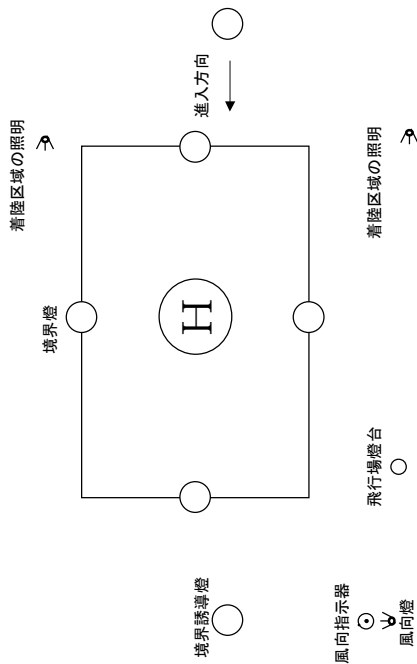
5 電話等、通信手段の利用が可能であること。

6 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。

特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

10-7-6 灯火の設置要領

(県危機対策課)



10-7-7 陸上自衛隊の災害派遣ヘリコプター

観測ヘリコプター

- OH-6D
- 諸元、性能
- 小型
- 乗員 1(P)+3人
- 機体
- 最大全備重量 4,000 kg
- 全幅 8.05m(スキット幅 2.07m)
- 全長 9.54m(胴 7.10m)
- 全高 2.73m
- ローター直径 8.05m(5枚)

多用途ヘリコプター

- UH-1J
- 諸元、性能
- 中型
- 乗員 2(P)+11人
- 機体
- 最大全備重量 4,763 kg
- 全幅 14.69m(シンクロナイズドエレベーター幅 2.86m)
- 全長 17.44m(胴 12.87m)
- 全高 3.97m
- ローター直径 14.69m

輸送ヘリコプター

- CH-47J
- 諸元、性能
- 大型
- 乗員 3(P×2、機上整備員×1)+55人
- 機体
- 最大全備重量 22,680 kg
- 全幅 18.29m(胴 3.78m)
- 全長 30.18m(胴 15.54m)
- 全高 5.69m
- ローター直径 18.29m(3枚×2)

灯火の名称	航空法施行規則第 117 条に定める基準
1 ヘリポート燈台	① 飛行場の位置を示すもの ② 白と緑の閃光又は白の閃光(30~60/分) ③ 光度……白(3,800cd) 緑(570cd)
2 風向燈	① 風向を示すためのもの
3 境界燈	② 300m 上空から視認可能なもの ① 離着陸地帯を示すためのもの ② 15m 以下の等間隔に 8 個以上 (ただし、エプロン照明等で表示される部分は省略可能である)
4 境界誘導燈	③ 白の不動光(10cd) ① 進入、離脱方向を示すためのもの ② 緑の不動光(5cd)
5 着陸区域照明燈	① 着陸区域を照明するためのもの ② 白の不動光 ③ 10 ルクス

10-7-8 公共建物標示一覧表

1. 建物等の標示方法

(1) 対象等

次項に示す公共建物番号等標示(ヘリサイン)一覧表に対応する施設

(例)市役所、町役場、県総合庁舎、公立・組合立の小学校、災害拠点病院等)

ただし、標示は、各市町及び建物の管理者に対して、義務付けや強制するものではない。また、太陽光パネルなどの設置により標示が困難な場合は、標示しないこともできる。

(2) 標示内容

① 番号の場合は、次項に示す公共建物番号等標示(ヘリサイン)一覧表の標示番号とし、建物の新設、改修、修繕、維持補修に伴う新たな標示については、文字により標示する。

② 文字の場合は、次項に示す公共建物番号等標示(ヘリサイン)一覧表に対応した【施設名】を標示し、可能な限りにおいて略することができる。

略称を付す場合の参考：地元で広く使用されているもの。無理に略称化する必要はない。

(3) 番号による標示

① 左側に市町番号を書く。(1桁又は2桁)

② ハイフオンを入れる。

③ 市役所、町役場(含支所)を0番とする。.....例：岡部町役場 38-0
以降小学校番号とする。.....例：伊東市南小学校 10-9

④ 県総合庁舎は左側を0とし、センター番号とする。.....例：総合庁舎 0-9
.....例：静岡赤十字病院 十-7

(4) 文字による標示

① 文字の天の向きは、原則として北向きとする。

② 文字は、原則として横書きとする。

※ 物理的に標示することが不可能な場合は、これによらないこともできる。

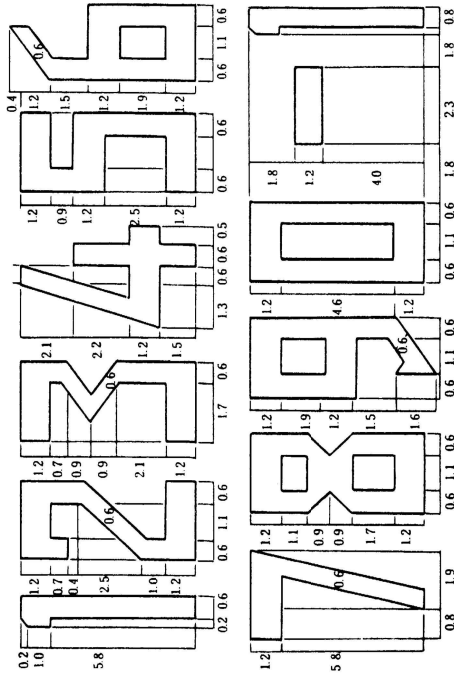
(5) 字体と規格

① 白色又は黄色又はオレンジ色の塗料で標示する。

② 字体は、ゴシック体とし、数字、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字のいずれかが横書きとする。なお、背景色は原則として緑色とする。

③ 数字の大きさは、以下を基準とする。

単位m



④ 文字の大きさは、縦横各4メートル程度、文字の間隔は1メートル、線の太さは30センチメートルを基準とする。ただし、屋上スペースが狭い場合等については、好天時、上空のヘリコプターから読み取れる範囲においてこの限りではない。(必要な場合は、航空部隊からの意見照会)
文字による表示例は、以下のとおり。(職別が容易となる工夫(文字数、文字の画数など)について、積極的に実施する。)



2. 公共建物番号等標示(ヘリサイン)一覧表

(1) 標示番号によるもの

10-7-8.2
公共建物番号標示一覧表 R2.4 一部変更版(エクセル)による。

※ 各市町は、標示番号、公共建物名及び所在地に変更等(施設名称への変更、廃止)ある場合は、危機対策課まで通知されたい。

(2) 施設名称によるもの

施設名称 (標示名称)	公共建物名	所在地	緯度/経度

※ 各市町は、施設名称(表示名称)を設定した場合、上表に記入の上、危機対策課まで通知されたい。(危機対策課で逐次更新する予定)

(1) 標示番号によるもの

標示番号	公共建物名	所在地	標示番号	公共建物名	所在地
1-0	下田市役所	下田市本郷1-5-18	9-5	伊豆山小学校	駿海市伊豆山711
1-1	稲梓小学校	“ 椎原224	9-6	“ 桃山	“ 桃山町6-5
1-2	稻生沢	“ 立野6-1	9-7	“ 旧幡代	“ 網代195
1-3	白浜	“ 白浜1324-1	9-8	“ 泉	“ 泉280
1-4	浜崎	“ 須崎1785-1	10-0	伊東市役所	伊東市大原2-1-1
1-5	下田	“ 五丁目3-1	10-1	伊東東小学校	“ 大原2-2-6
1-6	大賀茂	“ 大賀茂1429	10-2	伊東西	“ 幸町1-5
1-7	朝日	“ 吉佐美544	10-3	旧川奈	“ 川奈1083-1
2-0	東伊豆町役場	東伊豆町稲取3354	10-4	大池	“ 吉田824-4
2-1	稲取小学校	“ 稲取614-1	10-5	宇佐美	“ 宇佐美1627-1
2-2	熱川	“ 奈良本771-1	10-6	八幡野	“ 八幡野976-1
2-3	大川	“ 大川312	10-7	富戸	“ 富戸1203-1
3-0	河津町役場	河津町中212-2	10-8	池	“ 池477-2
3-1	河津東小学校	“ 見高1033	10-9	伊東南	“ 玖須美元和田716-87
3-2	河津西	“ 湯ヶ野60-1	10-10	旭	“ 岡1270-1
3-3	河津南	“ 荻原305	11-0	沼津市役所	沼津市御幸町16-1
5-0	南伊豆町役場	南伊豆町下賀茂315-1	11-1	沼津第一小学校	“ 八幡町65-1
5-1	南伊豆東小学校	“ 浅243	11-2	沼津第二	“ 常盤町2-32
5-2	南崎認定こども園	“ 大瀬7	11-3	沼津第三	“ 下番真下隣子3157-2
5-3	南中小学校	“ 上賀茂80	11-4	沼津第四	“ 御幸町4-1
5-5	南上	“ 下小野640	11-5	沼津第五	“ 米山町9-1
5-6	(旧)三浜	“ 子浦1472	11-6	關北	“ 高沢町17-1
5-7	南伊豆東中学校	“ 湊1721	11-7	千本	“ 千本1910-19
5-8	三坂地区防災センター	“ 入間69-2	11-8	片浜	“ 大淵防41
6-0	松崎町役場	松崎町宮内301-1	11-9	金岡	“ 江原町3-1
6-1	松崎小学校	“ 宮内332	11-10	大岡	“ 大岡2358
6-2	(旧)中川	“ 峰輪450	11-11	静浦小中一貫学校	“ 獅子浜宮郷17
6-3	(旧)岩科	“ 岩科北側442	11-12	(旧)静浦東小学校	“ 口野字塚久津30-23
6-4	(旧)三浦	“ 石部279	11-13	(旧)静浦西	“ 志下530
7-0	西伊豆町役場	西伊豆町仁科401-1	11-14	愛鷹	“ 西権路673-1
7-1	仁科小学校	“ 仁科184	11-15	大平	“ 大平2200
7-2	田子	“ 田子1320	11-16	(旧)内浦	“ 内浦三津410-1
8-0-2	西伊豆町住居防災センター	“ 宇久須270-1	11-17	(旧)西浦	“ 西浦平沢285-2
8-1	賀茂小学校	“ 宇久須836-2	11-18	香貫	“ 下番真猪沼986
9-0	熱海市役所	熱海市中央町1-1	11-19	門地	“ 岡一色88-2
9-1	熱海第一小学校	“ 西山町41-1	11-20	今沢	“ 東原字榎田通76-1
9-2	初島	“ 初島219	11-21	沢田	“ 中沢田宇田丸715
9-3	熱海第二	“ 桜町3-20	11-22	原	“ 原1200
9-4	多賀	“ 下多賀920-1	11-23	浮島	“ 平沼811

標示番号	公共建物名	所在地	標示番号	公共建物名	所在地
11-24	原東小学校	沼津市大塚字雁作814-1	16-3	修善寺東小学校	伊豆市本立野419
11-25	大岡南	“ 大岡字原田1312	16-4	修善寺南小学校	“ 相久保449
17-1	戸田小学校	“ 戸田883	18-0	伊豆市役所土肥支所	“ 土肥670-2
			18-1	旧土肥小学校	“ 土肥638
12-0	三島市総合防災センター	三島市大社町1-10	22-0	旧伊豆市役所	“ 市山550
12-1	東小学校	“ 東町10-1		天城湯ヶ島支所	
12-3	南	“ 富田町6-1	22-1	天城小学校	“ 青羽根47
12-6	徳倉	“ 徳倉4-1-45	22-2	旧湯ヶ島	“ 湯ヶ島136
12-7	坂	“ 市山新田163-2	23-0	伊豆市役所中伊豆支所	“ 八幡500-1
12-9	中郷	“ 梅名453	23-1	中伊豆小学校	“ 八幡198-2
12-11	向山	“ 谷田1946	23-2	旧大東	“ 徳永900
			23-3	旧八岳	“ 原保384
13-0	御殿場市役所	御殿場市萩原483	15-0	伊豆の国市役所	伊豆の国市長岡340-1
13-1	御殿場小学校	“ 萩原361-1	15-1	長岡南小学校	“ 長岡1294-1
13-2	御殿場南	“ 川島田580	15-2	長岡北	“ 南江間1200
13-3	富士岡	“ 中山1161	20-1	葦山小学校	“ 四日町350
13-4	神山	“ 神山478-2	20-2	葦山南	“ 中817-1
13-5	原里	“ 川島田1902	21-0	田京289-6	“ 三福325
13-6	玉穂	“ 中畑441	21-1	大仁小学校	“ 守木312
13-7	印野	“ 印野1710	21-4	大仁北	
13-8	高根	“ 塚原38-5	19-8	函南町役場	函南町平井717-13
13-9	朝日	“ 川島田84-1	19-1	函南小学校	“ 仁田148
13-10	東	“ 西田中310	19-2	丹那	“ 丹那443
			19-3	桑村	“ 桑原933
			19-4	東	“ 平井972
			19-5	西	“ 関宮475
			19-6	函南中学校	“ 仁田56
			19-7	東	“ 粕谷540
14-0	裾野市役所	裾野市佐野1059	24-0	清水町役場	清水町堂庭210-1
14-1	裾野東小学校	“ 茶畑399	24-1	清水小学校	“ 堂庭87
14-2	裾野西	“ 佐野1143	24-2	南	“ 湯川182-1
14-3	深良	“ 深良655	24-3	西	“ 長沢220
14-4	富岡第一	“ 御宿600	25-0	長泉町役場	長泉町中土狩828
14-5	富岡第二	“ 下和田890	25-1	長泉北小学校	“ 下長窪1060
14-6	須山	“ 須山165	25-2	長泉小学校	“ 中土狩872-2
14-7	向田	“ 茶畑133	25-3	長泉南	“ 竹原100
			26-0	小山町役場	小山町藤曲57-2
			26-1	成美小学校	“ 藤曲150
16-0	伊豆市役所	伊豆市小立野38-2			
16-1	修善寺小学校	“ 修善寺3244			
16-2	熊坂	“ 熊坂708-3			

標示番号	公共建物名	所在地	標示番号	公共建物名	所在地
26-2	明倫小学校	小山町菅沼827	28-15	田子浦小学校	富士市中丸98
26-3	足柄 "	" 竹之下2411-1	28-16	岩松 "	" 松岡850
26-4	北郷 "	" 用沢604-1	28-17	鷹岡 "	" 久沢2-3-1
26-5	須走 "	" 須走70-18	28-18	広見 "	" 久見本町1-1
27-0	富士宮市役所	富士宮市弓沢町150	28-19	丘 "	" 厚原2075
27-1	富士宮東小学校	" 矢立町227	28-20	富士見台 "	" 富士見台1-12
27-2	黒田 "	" 星山1030-2	28-21	富士南 "	" 宮下551
27-3	大宮 "	" 元城町2-1	28-22	天間 "	" 天間50
27-4	真船 "	" 真船町3-3	28-23	神戸 "	" 神戸633
27-5	富丘 "	" 淀新489-4	28-24	富士中央 "	" 米之宮町285
27-6	西 "	" 安居山380	28-25	青葉台 "	" 一色295
27-7	大富士 "	" 万野原新田3982	32-1	富士川第一 "	" 岩淵107
27-8	富士根南 "	" 小泉1675	32-2	富士川第二 "	" 北松野1959
27-9	富士根北 "	" 村山1499	30-0	静岡市役所静岡庁舎	静岡市葵区追手町5-1
27-10	北山 "	" 北山1582	30-2	新通小学校	" 駒形通2-4-47
27-11	山宮 "	" 山宮1580-1	30-3	伝島町 "	" 伝島町14-2
27-12	上井出 "	" 上井出1400	30-5	安西 "	" 安西1-96-3
27-13	人穴 "	" 人穴362	30-6	番町 "	" 新雷町1-23-1
27-14	井之頭 "	" 猪之頭168	30-7	葵 "	" 城内町7-9
27-15	白糸 "	" 原1155	30-8	樺内 "	" 緑町1-1
27-16	上野 "	" 下条408	30-9	田町 "	" 田町5-70
27-17	富士見 "	" 富士見ヶ丘1794	30-10	森下 "	" 駿河区森下町2-1
29-1	芝富小学校	" 長貴1323	30-11	北沼上 "	" 葵区北沼上1020
29-2	内房 "	" 内房3909	30-12	駒形 "	" 南安倍5-1-1
29-3	袖野 "	" 上袖野88	30-13	井宮 "	" 平和町1-7-1
29-4	稲子 "	" 上稲子830	30-14	中田 "	" 駿河区中田2-14-1
28-0	富士市役所	富士市永田町1-100	30-15	中島 "	" 中島2992-1
28-1	吉原小学校	" 高嶺町6-1	30-16	東豊田 "	" 池田491-2
28-2	今泉 "	" 今泉3-17-1	30-17	西豊田 "	" 曲金2-8-80
28-3	伝法 "	" 伝法2743	30-18	安東 "	" 葵区安東3-10-1
28-4	岩松北 "	" 岩本123-1	30-19	大里東 "	" 駿河区高松2310
28-5	元吉原 "	" 今井3-4-2	30-20	大里西 "	" 中原400
28-6	真 "	" 西船津220	30-21	駿機南 "	" 葵区松蓋3-1-46
28-7	須津 "	" 中里1019	30-22	駿機中 "	" 牛妻2095-2
28-8	吉永第一 "	" 比奈1431	30-23	駿機北 "	" 儀沢234-1
28-9	吉永第二 "	" 鞆無ヶ淵149-1	30-24	千代田 "	" 沓谷5-47-1
28-10	原田 "	" 原田480	30-25	麻機 "	" 有永421-1
28-11	大淵第一 "	" 大淵3012	30-26	大谷 "	" 駿河区大谷3683-2
28-12	大淵第二 "	" 大淵8673-1	30-27	久能 "	" 古宿213-2
28-13	富士第一 "	" 本市場280-2	30-28	長田西 "	" 丸子6-15-65
28-14	富士第二 "	" 横割1-8-1	30-29	長田南 "	" 広野6-7-1

標示番号	公共建物名	所在地	標示番号	公共建物名	所在地
30-30	西奈小学校	静岡市葵区瀬名3-23-1	31-10	清水三保第二小学校	静岡市清水区折戸1101
30-31	富士見 "	" 駿河区登呂1-1-1	31-11	清水三保第一 "	" 三保1069-1
30-33	松野小学校	" 松野598-2	31-12	清水飯田 "	" 下野中2-40
30-34	安倍口 "	" 安倍口新田50	31-13	清水飯田東 "	" 八坂北1-23-40
30-35	足久保 "	" 足久保奥組741-1	31-14	清水高部 "	" 押切1115-2
30-36	服織 "	" 羽鳥6-9-1	31-15	清水高部東 "	" 押切107
30-37	服織西 "	" 新聞759-1-1	31-16	清水有度第一 "	" 有度本町3-1
30-38	中蘆科 "	" 大原942-1	31-17	清水有度第二 "	" 草薙杉通3-19-1
30-39	小布杉分校	" 小布杉1756-1	31-18	清水袖師 "	" 袖師町420
30-40	水見色小学校	" 水見色1040-3	31-19	清水龍原 "	" 龍原町1723
30-41	南蘆科 "	" 吉津400	31-20	清水興津 "	" 興津中町350-1
30-43	竜南 "	" 竜南1-23-1	31-21	清水小島 "	" 小島町619
30-44	旧大河内 "	" 平野1850-3	31-22	清水小河内 "	" 小河内2723
30-45	梅ヶ島中学校	" 梅ヶ島1309-1	31-23	清水穴原 "	" 穴原919
30-46	玉川 "	" 落合103-3	31-24	清水和田島 "	" 和田島611
30-47	旧井川 "	" 井川708-1	31-25	清水中河内 "	" 中河内2583-1
30-48	清沢 "	" 相俣99-1	31-26	清水西河内 "	" 西里143
30-50	旧峰山 "	" 黒俣2741-16	33-1	蒲原西小学校	" 蒲原新田2-25-1
30-51	旧大川 "	" 日向853	33-2	蒲原東 "	" 蒲原666
30-54	長田東 "	" 東新田3-10-1	34-1	由比小学校	" 由比町屋原329
30-55	井宮北 "	" 葵区上伝島2-1	34-2	由比北 "	" 由比入山2158
30-56	千代田東 "	" 川合3-4-1			
30-57	長田北 "	" 駿河区向敷地890	35-0	総合施設7号おたる少	島田市中央町5-1
30-58	西奈南 "	" 葵区南瀬名町1-20	35-1	島田第一小学校	" 稲荷二丁目19-1
30-59	美和 "	" 遺藤新田69-1	35-2	島田第二 "	" 中溝町2372
30-60	川原 "	" 駿河区下川原4-14-1	35-3	島田第三 "	" 南一丁目10-1
30-61	城北 "	" 葵区北安真4-27-3	35-5	島田第五 "	" 旭二丁目25-1
30-62	宮竹 "	" 駿河区宮竹2-12-1	35-6	六合 "	" 道悦五丁目13-1
30-63	東源台 "	" 国吉田6-7-45	35-7	大津 "	" 落合160-1
31-0	静岡市役所清水庁舎	清水区旭町6-8	35-8	伊太 "	" 伊太1314
31-1	清水壮小学校	" 辻4-3-40	35-9	相賀 "	" 相賀875
31-2	清水江尻 "	" 江尻町14-63	35-10	神座 "	" 神座1444
31-3	清水入江 "	" 追分2-3-1	35-11	伊久美 "	" 伊久美6690-1
31-4	清水浜田 "	" 浜田町11-1	35-12	初倉 "	" 阪本1331
31-5	清水岡 "	" 神田町4-3	35-14	湯日 "	" 湯日564
31-6	清水船越 "	" 船越3-15-1	35-15	六合東 "	" 東町1200
31-7	清水 "	" 松井町15-1	45-0	島田市役所金合庁舎	金谷代官町3400
31-8	清水不二見 "	" 新緑町2-21	45-1	金谷小学校	金谷根岸町33
31-9	清水駒越 "	" 駒越東町2-20	45-2	五和 "	" 牛尾435

標示番号	公共建物名	所在地	標示番号	公共建物名	所在地	標示番号	公共建物名	所在地
64-2	旧豊田北部小学校	磐田加茂1026	64-2	旧豊田北部小学校	磐田加茂1026	64-2	旧豊田北部小学校	磐田加茂1026
64-3	青城	中田55	64-3	青城	中田55	64-3	青城	中田55
64-4	豊田東	高尾丘57	64-4	豊田東	高尾丘57	64-4	豊田東	高尾丘57
65-0	磐田市豊岡支所	下野部48	65-0	磐田市豊岡支所	下野部48	65-0	磐田市豊岡支所	下野部48
65-1	豊岡南小学校	上神増1410-1	65-1	豊岡南小学校	上神増1410-1	65-1	豊岡南小学校	上神増1410-1
65-2	(旧)豊岡東	敷地891	65-2	(旧)豊岡東	敷地891	65-2	(旧)豊岡東	敷地891
65-3	豊岡北	下野部158-1	65-3	豊岡北	下野部158-1	65-3	豊岡北	下野部158-1
51-0	掛川市役所	掛川市長谷1-1-1	51-0	掛川市役所	掛川市長谷1-1-1	51-0	掛川市役所	掛川市長谷1-1-1
51-1	日坂小学校	大野3-1	51-1	日坂小学校	大野3-1	51-1	日坂小学校	大野3-1
51-2	東山口	逆川1012-1	51-2	東山口	逆川1012-1	51-2	東山口	逆川1012-1
51-3	西山口	成滝145	51-3	西山口	成滝145	51-3	西山口	成滝145
51-4	上内田	上内田3325	51-4	上内田	上内田3325	51-4	上内田	上内田3325
51-5	掛川第一	掛川1108-1	51-5	掛川第一	掛川1108-1	51-5	掛川第一	掛川1108-1
51-6	掛川第二	大池438-1	51-6	掛川第二	大池438-1	51-6	掛川第二	大池438-1
51-7	中央	下俣633	51-7	中央	下俣633	51-7	中央	下俣633
51-8	曾我	領家384	51-8	曾我	領家384	51-8	曾我	領家384
51-9	桜木	下垂木1472-1	51-9	桜木	下垂木1472-1	51-9	桜木	下垂木1472-1
51-10	和田岡	吉岡639-2	51-10	和田岡	吉岡639-2	51-10	和田岡	吉岡639-2
51-11	原谷	本郷561-1	51-11	原谷	本郷561-1	51-11	原谷	本郷561-1
51-12	原田	原里1623-1	51-12	原田	原里1623-1	51-12	原田	原里1623-1
51-13	さくら咲く学校	萩間423	51-13	さくら咲く学校	萩間423	51-13	さくら咲く学校	萩間423
51-14	西郷小学校	上西郷2606-2	51-14	西郷小学校	上西郷2606-2	51-14	西郷小学校	上西郷2606-2
51-15	倉真	倉真3774	51-15	倉真	倉真3774	51-15	倉真	倉真3774
51-16	城北	水垂178	51-16	城北	水垂178	51-16	城北	水垂178
54-0	掛川市役所大東支所	三俣620	54-0	掛川市役所大東支所	三俣620	54-0	掛川市役所大東支所	三俣620
54-1	千浜小学校	千浜5849	54-1	千浜小学校	千浜5849	54-1	千浜小学校	千浜5849
54-2	大坂	大坂5667	54-2	大坂	大坂5667	54-2	大坂	大坂5667
54-3	土方	上土方286-1	54-3	土方	上土方286-1	54-3	土方	上土方286-1
54-4	佐束	小貫1474	54-4	佐束	小貫1474	54-4	佐束	小貫1474
54-5	中	中3080	54-5	中	中3080	54-5	中	中3080
55-0	掛川市役所大須賀支所	西大淵100	55-0	掛川市役所大須賀支所	西大淵100	55-0	掛川市役所大須賀支所	西大淵100
55-1	横須賀小学校	横須賀1110	55-1	横須賀小学校	横須賀1110	55-1	横須賀小学校	横須賀1110
55-2	大淵	大淵5602	55-2	大淵	大淵5602	55-2	大淵	大淵5602
52-0	袋井市役所	袋井市新屋1-1-1	52-0	袋井市役所	袋井市新屋1-1-1	52-0	袋井市役所	袋井市新屋1-1-1
52-1	袋井東小学校	広岡2317-1	52-1	袋井東小学校	広岡2317-1	52-1	袋井東小学校	広岡2317-1
52-2	袋井西	川井442	52-2	袋井西	川井442	52-2	袋井西	川井442
52-3	袋井南	高尾740	52-3	袋井南	高尾740	52-3	袋井南	高尾740
52-4	袋井北	久能1580	52-4	袋井北	久能1580	52-4	袋井北	久能1580
52-5	今井	太田692	52-5	今井	太田692	52-5	今井	太田692
52-6	三川	友永38	52-6	三川	友永38	52-6	三川	友永38
52-7	笠原	山崎4822	52-7	笠原	山崎4822	52-7	笠原	山崎4822

標示番号	公共建物名	所在地	標示番号	公共建物名	所在地	標示番号	公共建物名	所在地
45-3	金谷中学校	嶋田市金谷栄町211-1	41-3	菅山小学校	牧之原市西山寺6-1	41-3	菅山小学校	牧之原市西山寺6-1
46-1	川根	川根町家山420	41-4	萩間	黒子75	41-4	萩間	黒子75
46-2	山付都市交流センター	菅間上391	41-5	地頭方	地頭方981	41-5	地頭方	地頭方981
36-0	焼津市消防広域センター	焼津市石津728-2	41-6	牧之原	真萩間2082-13	41-6	牧之原	真萩間2082-13
36-1	焼津東小学校	栄町5-14-1	43-0	榛原行舎	静波447-1	43-0	榛原行舎	静波447-1
36-2	焼津西	焼津117-1	43-1	川崎小学校	静波1001-1	43-1	川崎小学校	静波1001-1
36-3	焼津南	焼津5-5-1	43-2	細江	細江1260	43-2	細江	細江1260
36-4	豊田	五ヶ堀之内2	43-3	勝間田	勝間588-3	43-3	勝間田	勝間588-3
36-5	小川	小川2525	43-4	坂部	坂部468-1	43-4	坂部	坂部468-1
36-6	東益津	石脇上65	44-0	吉田町役場	吉田町住吉87	44-0	吉田町役場	吉田町住吉87
36-7	大富	中根新田637	44-1	住吉小学校	住吉2223	44-1	住吉小学校	住吉2223
36-8	和田	田尻541	44-2	中央	片岡850-1	44-2	中央	片岡850-1
36-9	港	石津港町40-2	44-3	白蓮	神戸1748-2	44-3	白蓮	神戸1748-2
39-0	黒石	大住1246	47-0	川根本町役場	川根本町上長尾827	47-0	川根本町役場	川根本町上長尾827
39-1	大井川行舎	宗高900	47-1	中川根第一小学校	徳山100	47-1	中川根第一小学校	徳山100
39-2	大井川西	宗高428	47-2	中央	上長尾1000	47-2	中央	上長尾1000
39-3	大井川南	上泉1688-1	47-3	中川根南	下長尾281	47-3	中川根南	下長尾281
37-0	藤枝市役所	吉永490	48-0	総合支所	千頭1183-1	48-0	総合支所	千頭1183-1
37-1	藤枝小学校	天王町1-1-1	48-1	本川根小学校	千頭1236-6	48-1	本川根小学校	千頭1236-6
37-2	西益津	原1133	50-0	磐田市役所	磐田市国府台3-1	50-0	磐田市役所	磐田市国府台3-1
37-3	青島	田中1-7-20	50-1	磐田北小学校	真付2352	50-1	磐田北小学校	真付2352
37-4	青島東	下青島10	50-2	磐田中部	中泉1203-2	50-2	磐田中部	中泉1203-2
37-5	栗梨	志太5-1-1	50-3	磐田西	中泉2522-2	50-3	磐田西	中泉2522-2
37-6	栗梨西北	下之郷111-1	50-4	磐田南	千手堂1356-1	50-4	磐田南	千手堂1356-1
37-7	高州	西方1080	50-5	東部	東貝塚206	50-5	東部	東貝塚206
37-8	大洲	高柳1315	50-6	大藤	大久保282-1	50-6	大藤	大久保282-1
37-9	稲葉	大洲5-20	50-7	向笠	向笠竹之内391-6	50-7	向笠	向笠竹之内391-6
37-10	広幡	堀之内2337	50-8	長野	小島736	50-8	長野	小島736
37-11	瀬戸谷	鬼島424	50-9	岩田	句坂中987	50-9	岩田	句坂中987
37-12	藤岡	本郷872	50-10	田原	三ヶ野1030-1	50-10	田原	三ヶ野1030-1
37-13	高州南	藤岡3-14-1	50-11	富士見	富士見町4-9-5	50-11	富士見	富士見町4-9-5
37-14	青島北	高州37-1	62-0	磐田市稲田支所	稲田400	62-0	磐田市稲田支所	稲田400
38-0	岡部支所	南駿河台2-11-1	62-1	稲田小学校	下太380	62-1	稲田小学校	下太380
38-1	岡部小学校	岡部町岡部0-1	62-2	豊浜	豊浜9	62-2	豊浜	豊浜9
38-2	朝比奈第一	内谷997-2	63-0	竜洋中学校(竜洋支所)	豊岡4473-8	63-0	竜洋中学校(竜洋支所)	豊岡4473-8
41-0	相良行舎	相良市相良275	63-1	竜洋西小学校	川袋1900	63-1	竜洋西小学校	川袋1900
41-1	相良小学校	波津1642	63-2	竜洋東	中平松23	63-2	竜洋東	中平松23
41-2	旧片浜	片浜1210	63-3	竜洋北	堀之内356	63-3	竜洋北	堀之内356
			64-0	磐田市防災備蓄センター	森岡150	64-0	磐田市防災備蓄センター	森岡150
			64-1	豊田南小学校	森下300	64-1	豊田南小学校	森下300

標 示 番 号	公 共 建 物 名	所 在 地	標 示 番 号	公 共 建 物 名	所 在 地
60-3	(旧)春野北小学校	浜松市天竜区春野町杉242-2	69-28	豊西	東区豊西町1551
60-4	氐田	天竜区春野町氐田603-1	69-29	笠井	東区笠井町1050
66-0	龍山協働センター	天竜区龍山町大瀬570-1	69-30	中ノ町	東区中野町427-1
66-1	(旧)龍山第一小学校	天竜区龍山町大瀬565-5	69-31	芳川	南区芳川町206-1
66-2	(旧)龍山北	天竜区龍山町流原926-37	69-32	飯田	南区飯田町978
67-0	佐久間協働センター	天竜区佐久間町中節19-11	69-33	花川	中区花川町781
67-1	浦川小学校	天竜区佐久間町浦川12819	69-34	三方原	北区三方原町682
67-2	佐久間	天竜区佐久間町半場50-1	69-35	豊岡	北区豊岡町22
67-4	(旧)城西	天竜区佐久間町相月2874	69-36	都田	北区都田町5609-2
68-0	水窪協働センター	天竜区水窪町高柳家2980-1	69-37	(旧)滝沢	北区滝沢町1520
68-1	水窪小学校	天竜区水窪町高柳家2897-1	69-38	神久呂	西区神ノ谷町3490
68-2	(旧)西浦	天竜区水窪町高柳家2986-18	69-39	入野	西区入野町8757
69-0	浜松市役所・中区役所	中区元城町103-2	69-40	積志	東区積志町1497-1
69-2	双葉	中区海老塚2-5-1	69-41	伊佐見	西区伊佐見町5644
69-3	西	中区龍江町70-1	69-42	和地	西区湖東町2005
69-4	東	中区中央2-2-1	69-43	都田南	北区都田町8756
69-5	泉居	中区東伊場2-5-1	69-44	篠原	西区篠原町10300
69-6	相生	中区向宿3-8-1	69-45	妻が丘	中区高丘東3-51-1
69-7	(旧)北	中区山下町192	69-46	(旧)北庄内	西区白洲町295-1
69-8	竜禪寺	中区龍禪寺町844	69-47	(旧)南庄内	西区庄和町108-3
69-9	追分	中区布橋1-9-1	69-48	村櫛	西区村櫛町2551
69-10	佐藤	中区佐藤2-32-1	69-49	泉	中区泉1-16-1
69-11	(旧)高砂	中区寺島町450	69-50	大瀬	東区大瀬町2218
69-12	広沢	中区広沢2-51-1	69-52	砂丘小学校	南区白羽町2512
69-13	身馬	中区身馬1-1-35	69-53	中郡	東区中郡町915
69-14	萩丘	中区幸5-12-1	69-54	与進北	東区市野町2715
69-15	富塚	中区富塚町1803	69-55	佐鳴台	中区佐鳴台3-31-1
69-16	白鰐	南区寺脇町431	69-56	瑞穂	中区高丘北3-15-8
69-17	蒲	東区神立町5	69-57	富塚西	中区富塚町3541
69-18	浅間	中区西浅田2-12-1	69-58	芳川北	南区頭陀寺町1046-1
69-19	上島	中岛上島1-21-1	69-59	有玉	東区有玉南町614
69-20	鶴江	中区西伊場町4-1	69-60	初生	北区初生町1001-2
69-22	新津	南区新橋町777	69-61	西都台	西区西鶴江町1106
69-23	河輪	南区東町333	69-62	和田真	東区安間町437-2
69-24	船越	中区船越町29-1	69-63	葵西	中区葵西2-25-1
69-25	城北	中区住吉1-23-1	69-64	可美	南区若林町1748
69-26	和田	東区葉師町273-2	69-65	大平台	西区大平台3-6-1
69-27	与進小学校	浜松市東区大玉町1351	69-66	南区役所	南区江之島町600-1
			69-67	東区役所	東区赤通元町20-3
			69-68	南の星小学校	南区西島町1148-1

標 示 番 号	公 共 建 物 名	所 在 地	標 示 番 号	公 共 建 物 名	所 在 地
70-0	浜北区役所	浜松市浜北区貴布祢3000	71-0	湖西市役所	湖西市吉美3288
70-1	浜名小学校	浜北区小松1450	71-1	鷺津小学校	鷺津670
70-2	北浜	浜北区津須賀800	71-2	白須賀	湖西市白須賀5030
70-3	北浜東	浜北区善地1546	71-3	東	新所680
70-4	中瀬	浜北区中瀬3648-1	71-4	岡崎	岡崎634-2
70-5	赤佐	浜北区於呂2790	71-5	知波田	大知波1144
70-6	壺玉	浜北区宮口262	74-1	新居小学校	新居町新居1770
70-7	新原	浜北区新原2331			
70-8	(旧)大平	浜北区大平686			
70-9	北浜北	浜北区西美蘭1588			
70-10	内野	浜北区内野1702			
70-11	北浜南	浜北区寺島3010			
70-12	伎倍	浜北区貴布祢2646			
73-0	舞阪協働センター	西区舞阪町舞阪2701-9			
73-1	舞阪小学校	西区舞阪町舞阪76			
75-0	(旧)雄踏総合事務所	西区雄踏町宇布野9811-1			
75-1	雄踏小学校	西区雄踏町宇布野997-1			
75-2	西区役所	西区雄踏町1-31-1			
76-0	北区役所	北区細江町気賀305			
76-1	気賀小学校	北区細江町気賀11529			
76-2	西気賀	北区細江町気賀9994-1			
76-3	伊目	北区細江町気賀3241			
76-4	中川	北区細江町中川12553			
77-0	引佐協働センター	北区引佐町井伊谷616-5			
77-1	井伊谷小学校	北区引佐町井伊谷680			
77-2	金指	北区引佐町金指1369			
77-3	奥山	北区引佐町奥山1101-1			
77-4	(旧)伊平	北区引佐町伊平580-2			
77-5	(旧)川名	北区引佐町川名470-1			
77-6	引佐北部中学校	北区引佐町四方溝134-6			
77-7	(旧)渋川	北区引佐町渋川13484			
77-8	(旧)久留女木	北区引佐町西久留女木63-4			
78-0	三ヶ日協働センター	北区三ヶ日町三ヶ日500-1			
78-1	三ヶ日東小学校	北区三ヶ日町都筑2286-2			
78-3	三ヶ日西	北区三ヶ日町301-1			
78-5	平山	北区三ヶ日町平山200			
78-6	尾奈	北区三ヶ日町下尾奈1431			

※ 各市町は、標示番号、公共建物名及び所在地に数字等（施設名称への変更、廃止）ある場合は、危機対策課まで通知すること。

10-7-9 夜間照明装置配備場所・連絡先一覧表

令和3年4月1日現在

設置場所		所在地	設置数	管理者	連絡先
伊豆	賀茂地域局	下田市敷根765-15	1	賀茂地域局危機管理課	0558-24-2004
	西伊豆消防署	西伊豆町中246番地	1	下田消防本部	0558-52-0119
熱海	熱海総合庁舎防災倉庫	熱海市水口町13-15	1	東部地域局危機管理課	055-920-2180
	駿東伊豆消防本部伊東消防署	伊東市桜木町1-1-3	1	駿東伊豆消防本部警防課	055-920-9102
沼津	東部地域局	沼津市高島本町1-3	1	東部地域局危機管理課	055-920-2180
	愛鷹広域公園	沼津市足高202	1	東部地域局危機管理課	055-920-2180
	企業局東部事務所柿田川支所	三島市中島143	1	企業局東部事務所柿田川支所	055-977-2724
	御殿場健康福祉センター	御殿場竈1113	1	御殿場健康福祉センター	0550-82-6687
	沼津土木事務所修善寺支所	伊豆市加殿36-1	1	沼津土木事務所修善寺支所	0558-72-2058
	伊豆市役所土肥支所	伊豆市土肥670-2	1	伊豆市役所土肥支所	0558-98-1111
	静岡医療センター	駿東郡清水町長沢762-1	1	医療センター 管理課職員係	055-975-2000
沼津市立病院	沼津市東椎路春ノ木550	1	病院 病院施設課	055-924-5100	
富士	富士総合庁舎2階旧支部室	富士市本市場441の1	1	東部地域局危機管理課	055-920-2180
	富士市立中央病院	富士市高島町50	1	病院 病院総務課総務担当	0545-52-1131
	富士宮市立病院	富士宮市錦町3-1	1	病院 病院管理課	0544-27-3151
中部	静岡市北部コミュニティ防災センター	静岡市葵区松富4-14-1	1	静岡市危機管理総室	054-221-1243
	静岡市立清水病院	静岡市清水区宮加三1231	1	病院 病院総務課	054-336-1111
	静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東4-27-1	1	病院 管財課施設管理係	054-247-6111
	静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町10-98	1	病院 総務企画課	054-254-4311
	静岡済生会総合病院	静岡市駿河区小鹿1-1-1	1	病院 施設管理課	054-285-6171
志太 榛原	中部地域局	藤枝市瀬戸新屋362の1	2	中部地域局危機管理課	054-644-9104
	牧之原市役所榛原庁舎	牧之原市静波447-1	1	牧之原市危機管理課	0548-23-0056
	島田消防署川根南出張所	島田市川根町身成3481-1	1	静岡市消防局	0547-58-0119
	焼津市立総合病院	焼津市道原1000	1	病院 企画経理課	054-623-3111
市立島田市民病院	島田市野田1200-5	1	病院 病院総務課	0547-35-2111	
中遠	西部地域局	磐田市見付3599の4	2	西部地域局危機管理課	0538-37-2204
	掛川市中央消防署西分署	掛川市富部175番地の3	1	掛川市消防本部	0537-23-0119
	中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池1-1	1	病院 管理課	0537-21-5555
	磐田市立総合病院	磐田市大久保512-3	1	病院 病院総務課施設物品G	0538-38-5000
北遠	北遠総合庁舎	浜松市天竜区二俣町鹿島559	1	西部地域局危機管理課	0538-37-2204
	天竜消防署春野出張所	浜松市天竜区春野町宮川1467-2	1	天竜消防署春野出張所	053-983-0119
	天竜消防署佐久間出張所	浜松市天竜区佐久間町中部12番地の11地先	1	天竜消防署佐久間出張所	053-965-0119
西部	浜松市消防局	浜松市中区下池川町19-1	1	浜松市消防局	053-475-7531
	浜北消防署	浜松市浜北区西美園58	1	浜北消防署	053-586-0119
	北消防署	浜松市北区細江町三和2173-7	1	北消防署	053-527-0119
	湖西市消防本部	湖西市古見1076	1	湖西市消防本部	053-574-0211
	浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山1-20-1	1	病院 総務課総務係	053-435-2113
	浜松医療センター	浜松市中区富塚町328	1	病院 総務課	053-453-7111
県庁	危機管理部危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	1	県危機対策課	054-221-3729
へ 基 り 地	県警静浜基地	焼津市宗高282	1	県警航空隊	054-622-6251
	静岡ヘリポート	静岡市葵区諏訪810	1	県消防防災航空隊	054-261-4483
合 計			43		

11-1-1 県救助作業隊応援員計画表

(県人事課)

地区名	人員
賀茂	25人
熱海	15
沼津	40
富士	25
静岡	40
藤枝	30
田原	40
浜松	35
本庁	50
計	300

11-1-2 救助作業隊隊務要綱

(県人事課)

- (目的)
第 2 この要綱は、静岡県地域防災計画に基づき、災害現地に派遣する救助作業隊に関し、必要な事項を定めることとする。
- (隊の編成)
第 2 災害対策本部長は、災害の状況により必要と認めるときは、県及び県の出先機関に勤務する職員(主として 30 才未満の独身男性で身体強健な者)をもって救助作業隊を編成し、現地に派遣する。
- 2 編成の規模は、その都度災害対策本部長が定める。
- 3 編成に当たっては隊長 1 名を指名するものとし、隊長は必要に応じ班を設け班長を指名することができるものとする。
- (指揮命令系統)
第 3 隊長は災害対策本部長の命を受けて隊を指揮監督する。
- (作業内容)
第 4 作業内容は、荷役作業、防疫作業、死体の捜索、その他被災地における役務に従事するものとする。
- (携帯品及び身廻り品)
第 5 隊長の携帯品及び身廻り品についてはその都度本部長が指名する。
- (作業報告)
第 6 隊長は作業日誌を作成し、翌日その作業概要を本部長に報告すると共に必要な指示を受けなければならない。
- (隊員の心がまえ)
第 7 隊員は隊長の指揮に従い、全力をあげて職務を遂行すると共に自ら言行動いによって被災地の住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き又は現地の活動に反感を抱かせることのないように厳に慎まなければならない。
- (勤務時間等)
第 8 隊員の勤務時間等については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の定めるところによるものとする。

11-1-3 県技術職員応援員計画表

(県人事課) 令和3年4月1日現在

区分	A	B	計
建設機械操作職	—	—	0
作業船操作職	11	4	15
作業船機関職	7	3	10
医師	172	0	172
歯科医師	6	0	6
獣医師	102	66	168
薬剤師	116	120	236
X線技師	34	20	54
看護師	191	529	720
保健師	66	64	130
助産師	(4)	(4)	(8)
准看護師	0	0	0
衛生検査技師等	27	15	42
小計	714	814	1,528
建築職	76	58	134
土木	499	213	712
一般土木	144	64	208
農業土木	160	88	248
林業土木	803	365	1,168
小計	72	32	104
電気技術職	1	1	2
無線通信職	41	18	59
機械職	23	7	30
栄養士	40	27	67
化学職	—	—	—
小計	177	85	262
小計	1,788	1,329	3,117

(注1)
A…設計、監督、操作、運転等当該業務を独立して遂行する能力を有する職員(副班長級以上)
B…補助的業務に従事するもので、A以外の職員とする

(注2)
災害対策基本法第33条に基づく派遣職員に関する資料

(注3)
助産師のカッコ書きは、看護師のうち、助産師の資格を有する者の数

11-2 県内消防団員数一覽表

(県消防保安課)R2.4.1										
支部名	消防団名	団員総数	条 例 定 数	水防団員兼務員	支部名	消防団名				
賀茂	下田市	346人	365人	346人	田方	熱海市	379人	450人	0人	
	東伊豆町	255	280	255		三島市	389	491	389	
	河津町	283	285	283		伊東市	502	506	0	
	南伊豆町	296	310	296		伊豆市	410	520	410	
	松崎町	226	254	226		伊豆の国市	336	395	0	
西伊豆町	258	282	258	函南町	154	191	154			
	小計	1,664	1,776	1,664		小計	2,170	2,553	953	
駿東	沼津市	828人	999人	828人	富士	富士宮市	667人	810人	0人	
	御殿場市	370	396	0		富士市	806	1,030	0	
	裾野市	203	240	203			小計	1,473	1,840	0
	清水町	108	115	108			静岡市	2,385人	2,950人	0人
	長泉町	123	160	123			小計	2,385	2,950	0
小山町	173	188	0		島田市	775人	860人	775人		
	小計	1,805	2,098	1,262		焼津市	494	528	0	
	富士宮市	667人	810人	0人		藤枝市	574	605	574	
	富士市	806	1,030	0		小計	1,843	1,993	1,349	
	静岡市	2,385人	2,950人	0人						
	小計	1,473	1,840	0						
	島田市	775人	860人	775人						
	焼津市	494	528	0						
	藤枝市	574	605	574						
	小計	1,843	1,993	1,349						

(県消防保安課)R2.4.1									
支部名	消防団名	団員総数	条 例 定 数	水防団員兼務員	支部名	消防団名			
榛原	牧之原市	478人	560人	0人	小笠	掛川市	803人	803人	803人
	吉田町	140	210	0		御前崎市	291	333	291
	川根本町	290	310	0		菊川市	305	364	0
	小計	908	1,080	0		小計	1,500	1,094	1,094
磐田	磐田市	1,051人	1,367人	0人	西遠	浜松市	2,483人	2,864人	0人
	袋井市	546	660	536		湖西市	372	387	0
	森町	387	393	387			小計	2,855	3,251
	小計	1,984	2,420	923		合計	18,486人	21,461人	7,245人

11-3 県内建設業者応援員計画表

(県建設業課) R3.5.1

建設工事入札参加資格取得業者数	工事種類				計
	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	舗装工事	
下田	55	24	12	18	109
熱海	49	23	9	14	95
沼津	247	112	61	123	543
富士	164	69	32	101	366
静岡	357	132	146	170	805
島田	199	61	51	88	399
袋井	196	100	31	120	447
浜松	316	152	95	229	792
計	1,583	673	437	863	3,556

11-4-1 県内青年団員数一覧表

(県教育委員会社会教育課) R3.4.1現在

東部地区		男(人)	女(人)	計(人)	西部地区		男(人)	女(人)	計(人)
沼津市	牧之原市				沼津市	沼津市			
熱海市	吉田町				熱海市	吉田町			
三島市	川根本町				三島市	川根本町			
富士宮市	計				富士宮市	計	32	6	38
伊東市	西部地区				伊東市	浜松市			
富士市	浜松市				富士市	(浜松市)			
御殿場市	(浜松市)				御殿場市	(天竜市)			
下田市	(天竜市)				下田市	(浜北市)			
裾野市	(春野町)				裾野市	(龍山村)			
伊豆市	(龍山村)				伊豆市	(佐久間町)			
伊豆の国市	(佐久間町)				伊豆の国市	(水窪町)			
南伊豆町	(水窪町)				南伊豆町	(舞阪町)			
松崎町	(舞阪町)				松崎町	(雄踏町)			
西伊豆町	(雄踏町)				西伊豆町	(細江町)			
清水町	(細江町)				清水町	(引佐町)			
長泉町	(引佐町)				長泉町	(三ヶ日町)			
小山町	(三ヶ日町)				小山町	磐田市			
東伊豆町	磐田市				東伊豆町	掛川市			
河津町	掛川市				河津町	袋井市			
函南町	袋井市				函南町	湖西市			
計	計	0	0	0	計	御前崎市			
中部地区	御前崎市				中部地区	菊川市			
静岡市	菊川市				静岡市	森町			
島田市	森町	5	2	7	島田市	計	6	3	9
焼津市	計	25	2	27	焼津市	合計	38	9	47
藤枝市	合計	2	2	4	藤枝市				

※上記の数字には賛助会員も含まれています。

11-4-2 県内女性団体数一覧表

県内男女共同参画推進R3.4.1							
市町団体名	加盟単位 団体数	会員数	加盟 団体数	市町団体名	加盟単位 団体数	会員数	加盟 団体数
下田市女性の会	9	130	1	ネットワーク花	1	500	1
松崎町女性の会	1	100	1	NPO法人あみかりあネット	1	100	1
鹿伊豆町女性の会	2	100	1	子どもの健康と福祉を考える会	1	100	1
伊東市女性草葉	8	824	1	経済エコグループ	1	100	1
伊豆市女性草葉	9	1372	1	伊豆市女性会	1	400	1
裾野市女性草葉	5	460	1	伊豆市女性会	1	400	1
増穂町女性草葉	3	884	4	引体町婦女性団体連絡会	4	235	4
小山市女性草葉	1	100	1	NPO法人ま5つ9ネットワークWILL	1	250	1
みくら町女性草葉	5	320	1	NPO法人コロナリハ潤	1	100	1
静岡市女性団体連絡会	1	600		合計	55	7860	
はなみずき草葉		215					

11-4-3 県内大学、高等学校等の所在地及び連絡先一覧

1 県内大学、高等学校等の所在地及び連絡先

◎ 国立大学の部 (県大学課) R3.4.1

学校名	学部名	所在地	電話番号
総合研究 大学院大学	大学院 (生命科学研究科)	三島市谷田1111	(055) 981-6720
静岡大学	人文社会科学部	静岡市駿河区大谷836	(代)054) 237-1111
	教育学部	"	"
	理学部	"	"
	農学部	"	"
	地域創造学環	"	"
	情報学部	浜松市中区城北3-5-1	(代)053) 478-1004
浜松医科 大学院	工学部	"	"
	大学院(静岡キャンパス)	静岡市駿河区大谷836	(代)054) 237-1111
	大学院(浜松キャンパス)	浜松市中区城北3-5-1	(代)053) 478-1004
	医学部	浜松市東区半田山1-20-1	(053) 435-2111

◎ 公立大学の部

学校名	学部名	所在地	電話番号
静岡県立大学	薬学部	静岡市駿河区谷田52-1	(054) 264-5102
	食品栄養科学部	"	"
	国際関係学部	"	"
	経営情報学部	"	"
	看護学部	"	"
	大学院	静岡市駿河区小藤2-2-1	(054) 202-2600
静岡文化芸術大学	文化政策学部	浜松市中区中央2-1-1	(053) 457-6111
	デザイン学部	"	"
	大学院	"	"
静岡県立農林環境専門職大学	生産環境経営学部	静岡県静岡市富丘678-1	(0538) 24-8771
	短科大学部	"	"

◎ 私立大学の部

学校名	学部名	所在地	電話番号
日本大学	国際関係学部	三島市文教町2-31-145	(055) 986-5500
	短期大学部	"	"
	大学院	"	"
順天堂大学	保健看護学部	三島市大宮町3-7-33	(055) 991-3111
	沼津ヒューマンケア学部	沼津市日の出町1-1	(055)922-6688
東都大学	海洋学部	静岡市清水区折戸3-20-1	(054)334-0411
	大学院	静岡市清水区折戸3-20-1	(054) 334-0411
東海大学	教育学部	静岡市駿河区弥生町6-1	(054)536-6100
	外国語学部	"	"
	経営学部	"	"
	社会環境学部	"	"
	保育学部	"	"
	短期大学部	"	"
	大学院	"	"
	造形学部	静岡市葵区瀬名2-1-1	(054)263-1125
	短期大学部	"	"
	法学部	静岡市葵区水落町1-30	(054)297-3200
	健康科学部	"	"
	健康プロデュース学部	浜松市北区都田町1230	(053)428-3511
	保健医療学部	"	"
	経営学部	"	"
大学院	"	"	
静岡理工科大学	理工学部	袋井市豊沢2200-2	(0538) 45-0111
	情報学部	"	"
大学院	看護学部	浜松市北区三方原町3453	(053) 439-1400
	社会福祉学部	"	"
聖隷クリスティー大学	リハビリテーション学部	"	"
	助産学専攻科	"	"
	大学院	"	"
静岡産業大学	経営学部	磐田市大原1572-1	(0538) 37-0191
	スポーツ科学部	"	"
経営学部	藤枝市駿河台4-1-1	(054) 645-0191	
静岡英和学院大学	人間社会学部	静岡市駿河区池田1769	(054) 261-9201
	社会福祉学部	"	"
静岡福祉大学	社会福祉学部	焼津市本中根549-1	(054) 623-7000
	現代コミュニケーション学部	浜松市中区布橋3-2-3	(053) 450-7000
浜松学院大学	短期大学部	浜松市中区住吉2-3-1	(053) 473-6100
	大学院(光産業創成研究科)	浜松市西区泉松町1955-1	(053) 484-2501

◎ 高等専門学校等の部

学校名	所在地	電話番号
沼津工業高等専門学校	沼津市大岡3600	(055)921-2700

(県教育委員会高技教育課) R2.12.10

学校名	所在地	電話番号	学生数	
			男	女
下田	下田市蓮合寺152	(0558) 22-3164	311	284
" (定)	"	(0558) 22-3164	11	15
南伊豆(分)	賀茂郡南伊豆町石井58	(0558) 62-0103	40	31
松崎	賀茂郡松崎町桜田188	(0558) 42-0131	124	104
箱取	" 東伊豆町箱取3012-2	(0557) 95-0175	109	120
伊東	伊東市岡入の道1229-3	(0557) 37-8811	192	193
" (定)	"	(0557) 37-8811	25	10
城ヶ崎(分)	" 八幡野1120	(0557) 54-1914	19	72
伊東南	" 吉田748-1	(0557) 45-0350	187	164
熱海	熱海市下多賀1484-22	(0557) 68-3291	127	96
伊豆総合	伊豆市牧之郷892	(0558) 72-3322	334	156
土肥分校	伊豆市土肥870-1	(0558) 98-0211	21	10
韭山	伊豆の国市韭山韭山229	(055) 949-1009	458	395
伊豆中央	" 寺家970-1	(055) 949-4771	281	309
田方農	" 函南町塚本961	(055) 978-2265	175	418
三島南	三島市大場608	(055) 977-8333	251	433
三島北	" 文教町1-3-18	(055) 986-0107	335	534
三島長陵(定) (単位制)	" 文教町1-3-93	(055) 986-2000	236	274
御殿場	御殿場市御殿場192-1	(0550) 82-0111	306	252
御殿場南	" 新橋1450	(0550) 82-1272	293	263
小山	駿東郡小山町竹之下369	(0550) 76-1188	150	215
" (定)	"	"	24	6
裾野	裾野市佐野900-1	(055) 992-1125	224	328
沼津東	沼津市岡宮812	(055) 921-0341	474	380
沼津西	沼津市本字千本1910-9	(055) 962-0345	263	423
沼津城北	" 岡一色875	(055) 921-0344	212	216
沼津工	" 下香貫八重129-1	(055) 931-0343	573	28
" (定)	"	"	55	2
沼津南	駿東郡清水町徳倉1205	(055) 931-7080	222	352
吉原	富士市今泉2160	(0545) 52-1440	269	330
吉原工	" 比奈2300	(0545) 34-1045	472	74
富士	" 松本17	(0545) 61-0100	489	446
" (定)	"	"	54	31
富士東	" 今泉2921	(0545) 21-4371	351	316

学校名	所在地	電話番号	学生数	
			男	女
富士宮東	富士宮市小泉1234	(0544) 26-4177	187	394
" (定)	"	"	47	18
富士宮北	" 西北町230	(0544) 27-2533	359	331
富士宮西	" 淀跡1550	(0544) 23-1124	286	318
富士宮	" 弓沢町732	(0544) 27-3205	339	385
清水東	静岡市清水区秋吉町5-10	(054) 366-7030	464	384
" (定)	"	"	49	22
清水西	" 清水区青葉町5-1	(054) 352-2225	274	382
清水南	" 清水区折戸3-2-1	(054) 334-0431	114	275
静岡	" 葵区長谷町66	(054) 245-0567	510	463
" (定)	"	"	19	14
静岡城北	" 葵区北安東2-3-1	(054) 245-5466	365	467
静岡東	" 葵区川台757	(054) 261-6636	447	426
静岡西	" 葵区牧ヶ谷680-1	(054) 278-2721	285	255
駿河総合	" 駿河区有馬3-4-17	(054) 288-5550	324	492
静岡農	" 葵区古庄3-1-1	(054) 261-0111	251	466
科学技術	" 葵区長沼500-1	(054) 267-1100	916	170
" (定)	"	"	73	1
静岡商	" 葵区田町7-90	(054) 255-6241	343	497
静岡中央(定)(単位制)	" 葵区城北2-29-1	(054) 209-2431	416	351
静岡中央(通)(単位制)	"	"	589	739
焼津中央	焼津市小土157-1	(054) 628-6000	471	383
焼津水産	" 焼津5-5-2	(054) 628-6148	367	176
" (専攻)	"	"	31	0
清流館	焼津市上新田292-1	(054) 622-3411	270	454
藤枝東	藤枝市天王町1-7-1	(054) 641-1680	483	360
" (定)	"	(054) 644-3591	37	17
藤枝西	" 城南2-4-6	(054) 641-0207	241	313
藤枝北	" 郡970	(054) 641-2400	286	287
島田	島田市稲荷1-7-1	(0547) 37-2188	274	279
島田工	" 阿知ヶ谷201	(0547) 37-4194	577	60
島田商	" 祇園町8707	(0547) 37-4167	202	363
" (定)	"	"	23	8
金谷	島田市金谷河原35	(0547) 45-4155	51	97
川根	榛原郡川根本町徳山1644-1	(0547) 57-2221	96	36
榛原	牧之原市静波650	(0548) 22-0380	375	285
" (定)	"	"	34	18
相良	" 波津1700-3	(0548) 52-1133	192	197

学校名	所在地	電話番号	学生数	
			男	女
掛川東	掛川市南西郷1357	(0537) 22-3155	283	401
掛川西	" 城西1-1-6	(0537) 22-7165	519	464
掛川工	" 葵町15-1	(0537) 22-7255	477	61
椋塚東	" 椋塚東1491-1	(0537) 48-3421	266	164
池新田	御前崎市池新田2907-1	(0537) 86-2460	212	137
小笠	菊川市草摺地1222-3	(0537) 35-3181	255	365
速江総合	周智郡森町森2085	(0538) 85-6000	367	312
袋井	袋井市室野2446-1	(0538) 42-0191	456	432
袋井商	" 久能2350	(0538) 42-2285	221	253
磐田南	磐田市尾付3084	(0538) 32-7286	499	475
" (定)	"	"	93	48
磐田北	" " 2091-1	(0538) 32-2181	315	518
磐田農	磐田市中央168	(0538) 32-2161	228	363
磐田西	" " 2680-1	(0538) 34-5217	317	415
天竜	浜松市天竜区二俣町二俣601	(0539) 26-1221	351	182
" 野野校舎	" 天竜区春野町堀之内284	(0539) 85-0306	33	34
浜松北	" 中区広沢1-30-1	(053) 454-5548	659	548
" (定)	"	"	53	34
浜松西	" 中区伊勢町3-1	(053) 454-4471	387	347
浜松南	" 南区米津町961	(053) 441-1486	602	459
浜松湖東	" 西区大人地町3600	(053) 485-0215	467	429
浜松湖南	" 西区馬郡町3791-1	(053) 592-1625	472	536
浜松江之島	" 南区江之島町630-1	(053) 425-6020	289	354
浜松東	" 東区笠井新田町1442	(053) 434-4401	409	551
浜松大平台	" 西区大平台4-25-1	(053) 482-1011	147	328
" (定)(単位制)	"	(053) 482-1013	296	240
浜松工	" 北区初生町1150	(053) 436-1101	827	301
" (定)	"	"	67	11
浜松城北工	" 中区住吉5-16-1	(053) 471-8341	847	36
浜松商	" 中区丘町4-11	(053) 471-3351	398	610
浜名	" 浜北区西美濃2839-1	(053) 586-3155	484	617
" (定)	"	"	58	41
浜北西	" 浜北区新原4175-1	(053) 587-1135	394	531
浜松湖北	" 北区引佐町釜指1428	"	509	458
" 佐久間(分)	" 天竜区佐久間町中部663-1	(0539) 65-0065	25	25
新居	湖西市新居町内山2036	(053) 594-1515	383	194
" (定)	"	"	28	22
湖西	" 鷺津1510-2	(053) 575-0511	320	244

◎ 市立高等学校

学校名	所在地	電話番号	学生数	
			男	女 計
沼津	沼津市三枚橋字鐘突免673	(055) 921-0805	241	358 599
富士市立	富士市比奈1654	(0545) 34-1024	293	419 712
静岡市立清水桜ヶ丘(旧静岡市立清水高)	静岡市清水区桜ヶ丘町7-15	(054) 353-5388	397	452 849
静岡市立	〃 葵区千代田3-1-1	(054) 245-0417	446	526 972
〃 (定)	〃	(054) 246-3749	8	6 14
浜松市立	浜松市中区広沢1-21-1	(054) 453-1105	439	797 1,236

◎ 私立高等学校 (県学振興課) R3.4.1

学校名	所在地	電話番号
知徳	駿東郡長泉町竹原354	(055) 975-0080
日本大学三島	三島市文教町2-31-145	(055) 888-3500
御殿場西	御殿場市ぐみ沢644-1	(0550) 89-2466
不二聖心女子学院	裾野市桃園198	(055) 992-0213
沼津中央	沼津市杉崎町11-20	(055) 921-0346
飛龍	〃 東龍堂491	(055) 921-0348
桐陽	〃 高島本町8-52	(055) 921-0350
加藤学園	〃 大岡自由ヶ丘1979	(055) 921-0347
加藤学園暁秀	〃 岡宮字中見代1361-1	(055) 924-1900
誠恵	〃 沼北町2-9-12	(055) 921-5088
星陵	富士宮市星山1068	(0544) 24-4811
静岡県富士見	富士市平垣町1-1	(0545) 61-0250
清水国際	静岡市清水区天神1-4-1	(054) 366-4155
静岡サレジオ	〃 清水区中之郷3-2-1	(054) 345-2296
東海大学付属静岡翔洋	〃 清水区折戸3-20-1	(054) 334-0726
静岡大成	〃 葵区鷹匠2-4-18	(054) 254-7334
静岡英和女学院	〃 葵区西草深町8-1	(054) 254-7401
城南静岡	〃 駿河区南八幡町1-1	(054) 285-6156
静岡女子	〃 駿河区八幡3-6-1	(054) 285-2274

県内学校数集計

学校名	所在地	電話番号
静岡雙葉	〃 葵区追手町10-71	(054) 255-0305
常葉大学附属常葉	〃 葵区水窪町1-30	(054) 245-5401
常葉大学附属橘	〃 葵区瀬名2-1-1	(054) 261-2256
静岡北	〃 葵区瀬名5-14-1	(054) 261-5801
静岡学園	〃 葵区東鷹匠町25	(054) 200-0191
静岡聖光学院	〃 駿河区小庭1440	(054) 285-9136
焼津	焼津市中港1-1-8	(054) 628-7235
静岡	藤枝市潮87	(054) 641-6683
藤枝順心	〃 前島2-3-1	(054) 635-1311
藤枝明誠	〃 大洲2-2-1	(054) 635-8155
島田樟誠	島田市伊太2075-1	(0547) 377-3116
菊川南陵	菊川市河東6442-5	(0537) 73-5141
常葉大学附属菊川	菊川市半済1550	(0537) 35-3171
磐田東	磐田市見付180-5	(0538) 32-6118
浜松学院	浜松市中区高林1-17-2	(053) 471-4136
浜松開誠館	〃 中区松城町207-2	(053) 456-7111
浜松学芸	〃 中区下池川町34-3	(053) 471-5336
静岡県西遠女子学園	〃 中区佐藤3-20-1	(053) 461-0374
浜松修学舎	〃 中区向宿2-20-1	(053) 461-7356
浜松聖星	〃 中区錦塚3-14-1	(053) 454-5376
浜松日体	〃 東区半田山3-30-1	(053) 434-0632
聖隷クリスミア	〃 北区三方原町3453	(053) 436-5313
オイスカ	〃 西区和地町5835	(053) 486-3011
浜松啓陽	〃 北区三幸町421	(053) 420-0431
キラリ(通)	榛原郡吉田町神戸726-4	(0548) 33-4976

	大学 学院	大 学	短 期 (部 大 学	国立工業高等専門学校	学校数		計
					本校	分校	
高 等 学 校	国立	公立	私立	計	3	3	3
	公立	公立	私立	計	3	3	3
	私立	私立	私立	計	6	6	6
高 等 学 校	国立	公立	私立	計	12	0	12
	公立	公立	私立	計	2	2	2
	私立	公立	私立	計	4	4	4
高 等 学 校	国立	公立	私立	計	12	12	12
	公立	公立	私立	計	18	0	18
	私立	公立	私立	計	2	2	2
高 等 学 校	国立	公立	私立	計	4	4	4
	公立	公立	私立	計	6	0	6
	私立	公立	私立	計	1	1	1
高 等 学 校	国立	公立	私立	計	85	5	90
	公立	公立	私立	計	5	5	5
	私立	公立	私立	計	43	43	43
高 等 学 校	国立	公立	私立	計	133	5	138
	公立	公立	私立	計	20	20	20
	私立	公立	私立	計	1	1	1
高 等 学 校	国立	公立	私立	計	-	-	-
	公立	公立	私立	計	21	0	21
	私立	公立	私立	計	1	1	1
高 等 学 校	国立	公立	私立	計	1	1	1
	公立	公立	私立	計	1	1	1
	私立	公立	私立	計	1	1	1
高 等 学 校	国立	公立	私立	計	1	1	1
	公立	公立	私立	計	0	0	0
	私立	公立	私立	計	0	0	0

2 県立各種講習所等学生・生徒現在員数

(県職業能力開発課、県農業ビジネス課、県水産振興課) R3. 4. 1

学校名	学生・生徒数		所在地	電話	備考
	男	女			
漁業高等学園	23	0	23 横浜市小川汐入3747-2	(054) 627-0219	
農林大学校	1	0	1 鎌田市富丘678-1	(0538) 36-0211	
沼津技術専門学校	31	3	34 沼津市大岡4044-24	(055) 925-1071	機械技術 電子技術 情報技術
清水技術専門学校	19	0	19 静岡市清水区楠160	(054) 345-2032	機械技術 電気技術 設備技術
浜松技術専門学校	25	1	26 浜松市東区小池町2444-1	(053) 462-5600	機械技術 建築 設備技術
工科短期大学校(静岡キャンパス)	53	4	57 静岡市清水区楠160	(054) 345-2032	機械・制御技術 電気技術 建築設備
工科短期大学校(沼津キャンパス)	57	6	63 沼津市大岡4044-24	(055) 925-1071	機械・生産技術 電子情報技術 情報技術
あしたか職業訓練校	31	7	38 沼津市宮本5-2	(055) 924-4380	コンピュータ 生産・サービス

(3) 緊急物資調達計画の総括表

物資名	原単位	調達人口又は 調達世帯	単位	推定必要量	流通在庫量 (県協定)	市町 備蓄量
米	1人1日 600g 4日分	557,640 人	kg	1,827,027	124,126,800 1,711,000 80,303	557,640 80,303
かんぱん	" 345g 1日分	557,640	kg	262,631	781,830	781,830
漬物・梅干	" 60g 4日分	557,640	kg	182,703	7,989,784	7,989,784
佃煮・缶詰	" 90g 4日分	557,640	kg	274,054	7,985	7,985
味噌	" 30g 4日分	557,640	kg	91,352	84,281	84,281
醤油	" 30cc 4日分	557,640	リットル	91,352	903,246	903,246
塩	" 20g 4日分	557,640	kg	60,901	22,305	22,305
粉ミルク	" 140g 7日分		kg			
毛布	1人2枚	557,602	枚	1,115,204	38,350	215,376
シャツ	1人1枚	557,602	枚	557,602	1,076,450	600
下着類	1人1組	557,602	組	557,602	5,202,700	6,000
タオル	1人1本	557,602	本	557,602	210,080	6,030
運動靴	1人1足	557,602	足	557,602	295,650	—
石鹸	1人1個	557,602	個	557,602	193,255	6,250
洗剤	1世帯・箱	180,984 世帯	箱	557,602	383,267	13,700
ハンカス・フン	1人1せん(本)	557,602	本	557,602	16,006	16,006
皿	1人2枚	557,602	枚	1,115,204	247,350	8,639
茶碗	1人1個	557,602	個	557,602	127,000	620
作業衣	1人1着	557,602	着	557,602	406,940	3,592
軍手	1人1双	557,602	双	557,602	65,160	1,557
雨具	1人1着	557,602	着	557,602	1,602,560	2,038
生理用品	1人1袋	278,801	袋	278,801	512,700	616
おむつ(紙)	1人 8枚/日×7日	16,298	紙	912,688	5,260	—
おむつカバー	1人1枚	16,298	枚	16,298	2,310	125
哺乳瓶	1人1本	5,405	本	5,405	30,298,450	8,560
ちり紙	1世帯 0.3/1日×7日	180,984 世帯	R	380,067	928	928
なべ・ハンゴ	1世帯2個	180,984 世帯	個	361,968	29,240	118
やかん	1世帯1個	180,984 世帯	個	181,021	25,880	3,597
バケツ	1世帯1個	180,984 世帯	個	181,021	700,340	142
マッチ・ライター	1世帯1個	180,984 世帯	個	181,021	3,436	3,436
懐中電灯	1世帯1本	180,984 世帯	本	181,021	6,596,520	5,248
乾電池	1世帯4本	180,984 世帯	本	723,936	23,600	840
LPガス(20kg)	可能量	398,963 世帯	本	398,963	8,730	74
LPガス器具	可能量	398,963 世帯	個	398,963		

12-1 緊急物資調達計画
(県危機政策課)

(1) 調達人口、調達世帯の算出根拠
第4次地震被害想定(平成13年5月)における生活支障の想定に基づき、発災1ヶ月後の避難者数及び世帯数を用いた。

地域危機管理局	世帯	人口	調達世帯	調達人口
東	31,058	86,428	3,291	9,131
中	381,201	1,146,587	51,781	155,185
西	396,630	1,238,358	78,526	240,960
計	393,644	1,265,987	47,386	152,326
	1,202,533	3,737,360	180,984	557,602

世帯、人口は平成7年4月1日現在

(2) 市町における食料の備蓄
発災後の食料の確保については、各家庭等における県民自らの備蓄を前提とするが、住居の被災等により家庭内食料が使用不可能となった場合を想定し、市町による備蓄を行う。

備蓄の目標は3日分とし、4日目から7日目の4日分については協定等による調達を行う。

12-2-1 応急食料調達予定先一覧表

1 米 穀		(県農去振興課)R34.1	
地域危機管理局	在庫場所	会社名等	電 話
賀 茂	下 田 市 中	賀 茂 米 穀 卸 株	0558-22-0540
東 部	富 士 市 御 幸 町	富 士 米 穀 卸 株	0545-52-3045
	函 南 町 塚 本	東 海 食 糧 株	0559-79-7111
	(沼 津 市 添 地 町)	(沼 津 米 穀 卸 株)	055-988-7771
中 部	(静 岡 市 駿 河 区 曲 金)	(県 経 済 連 食 糧 課)	054-284-9737
西 部	浜 松 市 中 区 高 林	浜 松 米 穀 卸 株 高 林 精 米 工 場	053-478-2294
	磐 田 市 国 分 台	株 遠 州 米 穀	0538-38-5321

(注)上表中、()の場所は、本社機能のみで在庫がない。

2 粉ミルク類		(県畜産振興課) R34.1	
地域危機管理局	在庫場所	会社名	電 話
中 部	静 岡 市 駿 河 区 南 八 幡 町	森 永 乳 業 株 静 岡 支 店	054-280-2200

3 牛 乳		(県畜産振興課) R3. 4. 1	
地域危機管理局	在庫場所	会社名	電 話
東 部	田 方 郡 函 南 町	函 南 東 部 農 業 協 同 組 合	055-974-0014
中 部	静 岡 市 葵 区 牧 ヶ 谷	静 岡 牛 乳 協 同 組 合	054-276-0400

4 副食類(みそ、しょう油)		(県マーケティング課) R2. 9. 1	
地域危機管理局	在庫場所	会社名	電 話
東 部	沼 津 市 大 諏 訪	株 コ ー ゲ ヅ	055-922-3703
	三 島 市 平 成 台	株 伊 豆 フ ェ ル メ ン テ	055-975-0543
	富 士 宮 市 宝 町	富 士 高 砂 酒 造 株	0544-27-2008
中 部	焼 津 市 小 屋 敷	ヤ マ キ ン 株	054-628-2351
	焼 津 市 吉 永	カ ネ ジ ュ ウ 食 品 株	054-622-5515
	焼 津 市 高 新 田	静 岡 県 産 醬 油 株	054-622-2241
西 部	牧 之 原 市 須 々 木	株 ハ チ マ ル	0548-52-0080
	吉 田 町 神 戸	中 村 醬 油 株	0548-32-0058
西 部	浜 松 市 東 区 材 木 町	株 鈴 木 醸 造	053-421-9751

5 漬 物		(県マーケティング課) R2. 9. 1	
地域危機管理局	在庫場所	会社名	電 話
東 部	沼 津 市 大 諏 訪	株 コ ー ゲ ヅ	055-922-3703
中 部	静 岡 市 葵 区 千 代 一 丁 目	マ ル ハ チ 食 品 株	054-248-5685
西 部	浜 松 市 西 区 大 久 保 町	丸 文 漬 物 株 共 栄 商 会	053-415-8311
	磐 田 市 寺 谷		0538-38-3886

6 佃 煮		(県マーケティング課・県水産振興課) R3. 4. 1	
地域危機管理局	在庫場所	会社名	電 話
中 部	焼 津 市 大 住 105-3	株 一 イ 大 畑 食 品	054-625-8803
	" 坂 本 347-3	南 カ ク ニ ン ベ ン ト ン さ き 屋 食 品	054-628-3465
	" 焼 津 6 丁 目 4-16	株 寺 岡 發 吉 商 店	054-628-3869
西 部	" 大 米 町 1-5-18	中 源 商 店	054-628-4520
	" 惣 右 衛 門 1195-8	株 マ ル シ メ 2 1	054-624-8125
	" 東 小 川 2 丁 目 4-14	株 山 政	054-626-8003
	静 岡 市 葵 区 千 代 1 丁 目 10-15	マ ル ハ チ 食 品 株	054-278-1008
	浜 松 市 西 区 入 野 町 9043-16	佃 入 妻 中 村 義 雄 商 店	053-447-1022
	磐 田 市 寺 谷 453-1	株 共 栄 商 会	0538-38-3886

7 罐 詰 類		(県マーケティング課) R2. 9. 1	
地域危機管理局	在庫場所	会社名	電 話
東 部	沼 津 市 大 諏 訪	株 コ ー ゲ ヅ	055-922-3703
	千 葉 県 市 川 市 ・ 三 重 県 鈴 鈴 市	清 水 食 品 株	054-221-8520
	静 岡 市 清 水 区 央 原	は ご ろ も フ ー ズ 株	054-288-5205
中 部	" " 幸 町	伊 藤 食 品 株	054-334-2281
	" " 駒 越 東 町	駒 越 食 品 株	054-334-2277
	" " 興 津 中 町	山 梨 梨 罐 詰 株	054-369-1101
	静 岡 市 清 水 区 堀 込	い な ば 食 品 株	054-375-3111
	静 岡 市 清 水 区 袖 師	株 由 比 罐 詰 所	054-375-2121
	静 岡 市 清 水 区 央 原	株 ホ テ イ フ ー ズ コ ー ポ レ シ ョ ン	054-385-3131
	吉 田 町 大 幡	三 洋 食 品 株	054-628-7211
	焼 津 市 惣 右 衛 門	三 共 食 品 株	054-623-2277
	" 中 里	株 サ ス	054-627-5255

【資料編Ⅱ】

8 家畜飼料 (県畜産振興課) R3. 4. 1

在庫場所	会社名	電話	即日調達 可能数量	備考
静岡市清水区清開	JA東日本くみあい飼料株清水工場	054-334-9166	2,000 t	
榛原郡吉田町住吉	JA東日本吉田中継基地	0548-32-2160	100	
浜松市北区細江町三和	JA東日本金指中継基地	053-522-1160	70	
静岡市清水区幸町	清水港飼料株清水工場	054-334-5060	1,000	
静岡市清水区新港町	(株)Jオイルミルズ静岡工場	054-351-2757	350	
三島市梅名	豊橋飼料株三島ストックポイント	0559-77-7598	120	

9 塩 (県マーケティング課) R2. 9. 1

地域危機管理局	在庫場所	会社名	電話	備考
東部	沼津市本白銀町	沼津塩業(株)	055-962-1277	
中部	静岡市清水区富加三・徳津市一色	静岡塩業(株)	054-246-1231	
西部	浜松市南区富屋町	浜松塩業(株)	053-426-1175	
	浜松市中央区北寺島町	(株)丸岩松本商店	053-452-5704	

10 砂糖

砂糖の入手方法は原則として商工会議所、商工会等から調達するものとし、調達あせん先は<第8節 衣料生活必需品その他
物資供給計画>の<商工会議所等一覧表>に基づき措置するものとする。

12 応急食料調達予定先一覧

(県経済産業部総務課) R2.4.1

事業者名	所在地	連絡先	調達可能品目																		
			おにぎり	弁当	ハン	缶詰	飲料	牛乳	粉ミルク	カップ類	カップ味噌汁	レトルト	果実	米穀	野菜	食肉	魚類	漬物	佃煮	味噌醤油	塩
株式会社レブリン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	03-6238-3672	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋3-1-1	03-3989-7658	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社イートヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	03-6238-2104	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合同会社 西友	東京都北区赤羽2-1-1	03-3598-7760	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ユニー株式会社	静岡県駿河区森下町4-30	054-203-3712	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社マキヤ	富士市大淵2373	0545-36-1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社子重	焼津市東小川2-16-14	054-627-3133	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社スーパースターマーケット	掛川市中央2-12-1	0537-24-3418	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社遠鉄ストア	浜松市中区佐鳴台4-16-10	053-445-1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県総合農業協同組合連合会	静岡市駿河区曲金3-8-1	050-3101-3154	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社桃中軒	沼津市千本港町24	055-963-8211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生活協同組合ユニーコープ	静岡市葵区黒金町59-6	054-272-6811	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県総合食品協同組合連合会	静岡市駿河区北丸子1-19-20静岡総合食(協)内	054-259-1341	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社神明	兵庫県神戸市中央区茶町通6-1-21	078-371-2131	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社静岡伊勢丹	静岡市葵区呉服町1-7	054-273-4690	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イオンリテール株式会社東海・東野カンパニー	愛知県名古屋市中区名駅5-25-1	052-569-0033	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社天神屋	埼玉県越後島470(株)天神屋静岡工場内	054-626-2428	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1-11-2	03-5435-1594	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社カインズ	埼玉県本庄市東富田88-2	0495-88-7100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サンリールフーズ株式会社	愛知県名古屋市中区栄1-3-7-7F	052-203-0333	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社ケイヨー	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1	043-255-1111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社遠鉄ストア	静岡市葵区末広町95番	054-205-7010	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社伊藤園	静岡市葵区神明町85-2	054-272-8139	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日清食品ホールディングス株式会社	東京都新宿区新宿6丁目28番1号	03-5287-7176	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

12-2-2 応急食糧の保管状況

(県農芸振興課)R2.9.1

1 米穀流通在庫量

地域危機管理局	卸 保 有				政 府 保 管				計	
	精米	玄米	計	供給可能 人 数 (千人)	精米	玄米	計	供給可能 人 数 (千人)	精米換算	供給可能 人 数 (千人)
賀 茂	35	66	101	168	0	0	0	0	101	168
東 部	88	917	1,005	1,675	0	0	0	0	1,005	1,675
中 部	0	0	0	0	公表不可				0	0
西 部	133	1,869	2,002	3,337	0	0	0	0	2,002	3,337
計	256	2,852	3,108	5,180	0	0	0	0	3,108	5,180

注1)1日あたりの消費量(消費者人口は平成27年10月1日現在)、2,204トン=3,673千人×600グラム/人・日

注2)玄米は、精米換算後の数量を記載(精米換算率90%)

2 粉ミルク

地域危機管理局	業者数	数 量 (kg)	供給可能 人 数	必要 人員	供給可能 日 数
賀 茂	0	0	0	—	—
東 部	0	0	0	—	—
中 部	1	24	174	—	—
西 部	0	0	0	—	—
計	1	24	174	27,284	0.0

注1)県内0歳児の人口、27,284人(平成27年国勢調査)

注2)1日あたりの消費量、3.8トン=27千人×140グラム/人・日

12-3-1 商工会議所等一覽表

(1) 主要商工会一覽

(果經濟産業部) R3.4.1			
団体名	所在地	電話	備考
(公財)静岡県産業振興財団	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館内	054-273-4430	工 商 振 興 課
(一社)静岡県環境資源協会	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館内	054-252-9023	新 集 積 課
(公社)静岡県国際経済振興協会	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館内	054-254-5161	
(公財)静岡県コンテナ輸送振興協会	浜松市東区流通元町5-1	053-421-2301	
清水港利用促進協会	静岡市清水区相生町6-17 静岡商工会議所清水事務所内	054-353-3401	企業立地 推 進 課
日本貿易振興機構	静岡市清水区日の出町9-25 清水マリンビル5F	054-352-8643	
静岡貿易振興機構	浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館5F	053-450-1021	
浜松貿易振興機構	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル	054-252-2120	工 商 融 課
静岡県信用保証協会	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館内	054-254-1511	
静岡県中小企業団体中央会	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所会館内	054-252-8161	營 業 支 援 課
(社)静岡県商工会議所連合会	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館内	054-255-8080	
静岡県商工会連合会	静岡市葵区北番町81 茶業会館内	054-254-2518	茶 業 課
静岡県茶商工業協同組合	静岡市葵区駒形通6-8-21	054-254-7201	
静岡県家具工業組合	浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館9F	053-456-7222	城 地 産 業 課
(一社)静岡県繊維維協会	富士市大淵2590-1 富士工業技術支援センター内	0545-35-5061	
(一社)静岡県紙業協会	静岡市駿河区曲金3-1-10	054-281-2989	
静岡県特産工業協会	静岡市葵区追手町9-6 県庁西館内	054-252-3168	業 振 興 課
静岡県木材協同組合連合会	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所会館内	054-252-8161	業 域 地 産 業 課
静岡県商店会連盟連合会	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所会館内	054-252-8161	
静岡県商店街振興組合連合会	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所会館内	054-252-8161	

(興スポート・文化観光部) R3.4.1

(興スポート・文化観光部) R3.4.1	
団体名	電話
(社)静岡県観光協会	054-202-5595
(社)静岡県旅行業協会	054-251-3089

(経営支援課) R3.4.1

会 議 所 名	〒	所 在 地	電 話
(社)静岡県商工会議所連合会	420-0851	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所会館内	054-252-8161
下田商工会議所	415-8603	下田市2-12-17	0558-22-1181
伊東商工会議所	414-0028	伊東市銀座元町6-11	0557-37-2500
熱海商工会議所	413-0014	熱海市清町8-2	0557-81-9251
三島商工会議所	411-8644	三島市一番町2-29	055-975-4441
沼津商工会議所	410-0046	沼津市米山町6-5	055-921-1000
富士商工会議所	418-0068	富士宮市豊町18-5	0544-26-3101
富士商工会議所	417-8632	富士市瓜島町82	0545-52-0985
静岡商工会議所	420-0851	静岡市葵区黒金町20-8	054-253-5111
焼津商工会議所	425-0026	焼津市焼津4-15-24	054-628-6251
藤枝商工会議所	426-0025	藤枝市藤枝4-7-16	054-641-2000
島田商工会議所	427-0029	島田市日之出町4-1	0547-37-7155
掛川商工会議所	436-0079	掛川市掛川551-2	0537-22-5151
袋井商工会議所	437-8691	袋井市高尾1129-1	0538-42-6151
磐田商工会議所	438-0078	磐田市中泉281-1	0538-32-2261
浜松商工会議所	432-8501	浜松市中区東伊場2-7-1	053-452-1111

(3)商工会

商 工 会 名	〒	所 在 地	電 話
静岡県商工会連合会	420-0853	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館内	054-255-8080
河津商工会	413-0513	賀茂郡河津町浜159-1	0558-34-0821
東伊豆商工会	413-0411	東伊豆町福取383-5	0557-95-2167
南伊豆商工会	415-0303	南伊豆町下賀茂323-1	0558-62-0675
松崎商工会	410-3624	松崎町江奈231-2	0558-42-0470
西伊豆商工会	410-3514	西伊豆町仁科423-1	0558-52-0270
伊豆商工会	410-2416	伊豆市修善寺838-1	0558-72-8511
伊豆の国商工会	410-2123	伊豆の国市四日町280	055-949-3090
函南商工会	419-0114	田方郡函南町仁田68-2	055-978-3995
小山商工会	410-1311	駿東郡小山町小山96-2	0550-76-1100
御殿場商工会	412-0042	御殿場市萩原515	0550-83-8822
裾野商工会	410-1102	裾野市深良451	055-992-0057
長泉商工会	411-0943	駿東郡長泉町下土狩973-38	055-986-0685

商工名	〒	所在地	電話
清水町商工会	411-0912	駿東郡清水町御田地 132	055-975-6987
沼津市	410-0312	沼津市原 1200-1	055-966-1331
芝川	419-0315	富士宮市長貫 1131-6	0544-65-0273
富士市	419-0203	富士市鷹岡本町 6-3	0545-71-2358
静岡市清水	424-0204	清水区興津中町 1904	054-369-0431
岡部町	421-1121	藤枝市岡部町岡部 6-1	054-667-0244
大井川町	421-0205	焼津市宗高 900	054-622-0393
吉田町	421-0303	榛原郡吉田町片岡 1669-1	0548-32-3366
牧之原市	421-0523	牧之原市波津 691-2	0548-52-0640
島田市	428-0026	島田市金谷本町 2014-2	0547-45-4611
川根本町	428-0313	榛原郡川根本町上長尾 773-1	0547-56-0231
菊川市	439-0031	菊川市加茂 2156	0537-36-2241
御前崎市	437-1612	御前崎市池新田 5484-1	0537-86-2146
掛川みなみ町	437-1421	掛川市大坂 2882 掛川市産業交流プラザ	0537-72-2701
森町	437-0215	周智郡森町森 20-9	0538-85-3126
浅羽町	437-1102	袋井市浅名 979-1	0538-23-2440
磐田市	438-0833	磐田市弥藤太島 515-1	0538-36-9600
天竜	431-3314	浜松市天竜区二俣町二俣 425-5	053-925-5151
浜北	434-0038	北北區貴布祢 289-10	053-586-2171
奥浜名湖	431-1305	北區細江町筑賀 595-1	053-527-2600
浜名	431-0102	西區雄踏町宇布尻 4659-15	053-592-3111
新居町	431-0302	湖西市新居町新居 3380-8	053-594-0634
湖西市	431-0431	湖西市鷺津 332-8	053-576-0637

12-3-2 生活必需品等調達協定業者一覧

(県経済産業部総務課・県地域産業課) R2.4.1

企業名	所在地	電話	毛布	器具一式	テント	シンヤット	下着類	作業着	タオル	軍手	サウシ	雨具	紙おむつ	おむつカバー	生活用品	生理用品	石鹸洗剤	トイレットペーパー	鍋ハンカチ	ヤカン	バケツ	皿	茶碗	箸	スポンジ	哺乳瓶	マイク	電灯	中乾電池	電動機	LPガス	フルシート	ボリタク	
1 共栄産業(株)	沼津市大岡	055-921-7503																																
2 (協)沼津卸商社カ-	清水市卸団地	055-971-6500	○	○																														
3 シンコー北山	富士宮市北山	0544-58-5022																																
4 (株)コーチャヨー	富士市厚原	0545-71-2610																																
5 フジゲン(株)	富士市柳島	0545-61-8833																																
6 鈴木産業(株)	富士宮市小泉	0544-23-2456																																
7 エル・パ・テカ(株)富士工場	富士市厚原	0545-71-1101																																
8 (株)エンチヨー	富士市中央町	0545-57-0808																																
9 (株)三菱電機カワトラウチ中部本	富士市東区	052-725-5230																																
10 中央物産(株)静岡D'STアパレル	静岡市駿河区丸子新田	054-259-1383																																
11 (株)望月商店	静岡市清水区江原東	054-366-1017																																
12 静岡県わたぬま商工組合	静岡市駿河区八幡	054-285-8355	○																															
13 (協)静岡流通セカ-	静岡市駿河区流通セカ-	054-263-2003																																
14 トーメイ商事(株)	静岡市清水区高橋	054-365-3003																																
15 静岡県災害対策委員会協議会	静岡市葵区与一	054-276-0306	○	○																														
16 ヒップト株式会社	静岡市葵区与一	0547-38-5192																																
17 (株)カイオンズ	島田市中河	0495-88-7100	○	○																														
18 FDK(株)	埼玉県本庄市	0495-88-7100	○	○																														
19 浜松織物卸商(協)	湖西市鷺津	053-576-2151																																
20 (株)丸八	浜松市中区野口町	053-460-1996																																
21 (協)浜松卸商社カ-	浜松市中区神田町	053-441-5124																																
22 (有)ロッジ浜松	浜松市南区卸本町	053-441-0851																																
23 (株)濃織	浜松市中区常盤町	053-453-0319	○	○																														
24 (株)濃織百貨店	浜松市南区三島町	053-441-1677																																
25 内山機服(株)	浜松市中区砂山町	053-457-5211	○																															
26 (株)カマー	浜松市中区城北	053-474-6611																																
27 鈴木清見(株)	愛知県刈谷市	0566-25-2511																																
28 明花電業(株)	兵庫県西宮市	078-903-0531																																
29 日本毛布工業組合	兵庫県神戸市中央区	078-231-5371																																
30 NP0コメリ災害対策センター	大阪府泉大津市	0725-33-4185	○																															
31 (株)アパレルセンター	新潟県新潟市南区	025-371-4185	○	○																														
32 (株)777リマート	東京都千代田区	03-6238-3672																																
33 株式会社ヨカガ	東京都豊島区	03-3989-7658																																
34 (合同会社)西友	東京都千代田区	03-6238-2104	○	○																														
35 エー(株)山静営業部	東京都北区	03-3598-7760	○	○																														
36 (株)マキヤ	静岡県駿河区森下町	054-203-3712	○	○																														
37 (株)田子重	富士市大淵	0545-36-0111																																
38 掛川スーパーマーケット	焼津市東小川	054-627-3133																																
39 (株)桃中軒	掛川市中央	0537-24-3418	○																															
40 生活協同組合ユーコープ	沼津市千本港町	055-963-8211																																
41 (材)カネ(株)東海・豊田カネ	静岡市葵区黒金町	054-272-6811																																
42 (株)静岡伊勢丹	愛知県名古屋市中区	052-589-0734	○	○																														
43 鶴ローソン	静岡市葵区呉服町	054-273-4690	○	○																														
44 株式会社ケーヨー	東京都品川区	03-5435-1594	○	○																														
	千葉県千葉市	043-244-1111	○	○																														

12-4 水道施設一覧表

(県水利用課)R2.3.31

市町名	上水道	簡易水道		小計	専用水道	合計
		公営	その他			
下田市	1			1	3	4
東伊豆町	1	1	5	7	10	17
河津町	1		2	3	1	4
南伊豆町	1	9		10	1	11
松崎町	1	3		4		4
西伊豆町	1	5		6		6
沼津市	1	1		2	32	34
熱海市	1	1		2	8	10
三島市	1	2	1	4	12	16
富士宮市	1		4	5	23	28
伊東市	4 (1)		7 (1)	11 (2)	19	30 (2)
富士市	2		11	13	22	35
御殿場市	3 (2)	1		4 (2)	40	44 (2)
裾野市	1	1	2	4	18	22
伊豆市	1	8	2	11	14	25
伊豆の国市	2 (1)	5	4	11 (1)	9	20 (1)
函南町	2 (1)	3	1	6 (1)	3	9 (1)
清水町	1 (1)			1 (1)	1	2 (1)
長泉町	1		1	2	9	11
小山町	1			1	19	20
静岡市	1	3	10	14	43	57
島田市	3 (2)	13	2	18 (2)	4	22 (2)
焼津市	1			1	6	7
藤枝市	1	5	1	7	6	13
牧之原市	5 (4)			5 (4)		5 (4)
吉田町	1			1	1	2
川根本町		11		11		11
浜松市	1			1	70	71
磐田市	1		9	10	7	17
掛川市	2 (1)	5		7 (1)	2	9 (1)
袋井市	1			1	6	7
湖西市	1			1	4	5
御前崎市	1			1	1	2
菊川市	4 (3)			4 (3)		4 (3)
森町	1	3	1	5	1	6
計	52 (16)	80	63 (1)	195 (17)	395	590 (17)
		143	(1)			

上水道及び簡易水道事業の箇所数にある()書きについては、当該市町内に給水区域を持つ他市町内の水道事業数を記載。

例えば、1当該市町営水道、隣接市営水道の行政区域外給水1箇所により給水しているある市の上水道の箇所数は2(1)となる。したがって、合計箇所数は、()内の数字を含む

12-5 建築資材調達予定先一覧表

1 木材協同組合 (県林業振興課)R3.4.1				
組 合 名	郵便番号	所 在 地	電 話	
天竜木材産地協同組合	431-3312	浜松市天竜区二俣町南鹿島 69-2	053-925-2009	
気田川木材協同組合	437-0605	浜松市天竜区春野町気田 814-2 天竜商工会春野支所会館内	053-989-0298	
浜北木材協同組合	434-0004	浜松市浜北区宮口 2461	053-582-3703	
浜松木材商同業協同組合	430-0011	浜松市東区国吉町 130-1	053-421-0034	
天龍木材協同組合	435-0011	〃 東区国吉町 130-1	053-421-0034	
太田川木材協同組合	437-0215	周智郡森町森 20-9 森町商工会内	0538-85-3126	
掛川木材協同組合	436-0079	掛川市掛川 551-2 掛川商工会議所内	0537-22-5151	
島田木材協同組合	427-0028	島田市栄町 4-19	0547-37-2175	
志太木材協同組合	426-0027	藤枝市緑町1丁目 8-16	054-641-0204	
静岡木材業協同組合	420-0011	静岡市葵区安西 2丁目 21	054-271-7288	
清水港木材協同組合	424-0941	静岡市清水区富士見町 4-8 共栄火災ビル 2階	054-353-3231	
富士宮木材協同組合	418-0003	富士宮市ひばりが丘 453	0544-28-3563	
沼津木材協同組合	410-0871	沼津市西間門 1-2	055-921-4680	
裾野木材協同組合	410-1121	裾野市茶畑 884-1 中駿木材内	055-994-1600	
御殿場木材協同組合	412-0021	御殿場市二枚橋 173-20	0550-81-6380	
駿豆木材協同組合	411-0817	三島市八反畑 89	055-975-0284	
田方地区木材協同組合連合会	410-2407	伊豆市柏久保 1399-1	0558-72-0754	
伊豆木材協同組合	410-2407	伊豆市柏久保 1399-1	0558-72-0754	
賀茂木材協同組合	410-3501	賀茂郡河津町湯ヶ野 214-1 東真木材工業株内	0558-35-7252	
静岡県内外広葉樹協同組合	422-8037	静岡市駿河区下島 90-1 株丸大材木店内	054-237-3238	
御前崎港外材協同組合	420-0913	静岡市葵区瀬名川 1-9-8	054-264-2888	
清水港木材産業協同組合	424-0941	静岡市清水区富士見町 4-8 共栄火災ビル 2階	054-353-3231	

2 建築資材取扱業者 (県地域産業課)H24.4.1

企 業 名	郵便番号	所 在 地	電 話
田村商事(株)	410-0031	沼津市三枚橋町 17-3	0559-62-1759
北条(株)	420-0922	静岡市葵区流通センター 2-1	054-263-2235
㈱エーアンドエーマテリアル	422-8035	静岡市駿河区宮竹 2-14-3	054-238-0325
静岡営業所	435-0041	浜松市東区北島町 760	053-423-0007
益隆商店	432-8052	浜松市南区東若林町 67-1	053-441-4471
小山物産(株)	420-0061	静岡市葵区新富町 4-8	054-221-5160
静岡県量産適格組合連合会	410-0058	沼津市沼北町 2-10-1	055-921-1025
静岡県ガラス&アルミ建材連合会	421-1221	静岡市葵区牧ヶ谷 2448	054-277-6635
日本坂硝子ビルディング フロダックツ(株)名古屋支店 静岡 駐在	450-0002	名古屋市中川区富田町大字千音寺土坪 3773	052-431-7543
セントラル硝子中部(株)	110-0015	東京都台東区東上野 4-24-11 NBF 上野ビル 5F	03-5806-6380
A.G.C. グラスプロダクツ(株)			

3 災害応急仮設住宅取扱い業者

「17-2 応急仮設住宅建設可能戸数及び建設業者」の項を参照

12-6 災害復旧用材供給の特別措置

(関東森林管理局)

販売の相手方	特別措置		代金延納			減額(時価の五割以内)	随意契約
	用途	区分	期間	担保	利息	可否	可否
用材	災害救助法に基づく災害救助用	応急復旧住宅等	1年以内	免除	免除	可	可
	都道府県の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設(公営住宅を含む)	1年以内	免除	徴収	否	可
	個人用施設の復旧用	住宅店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
市町	災害救助法が発動された災害で市町の管理に属する公共施設の応急復旧用	事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋、堤防	1年以内	免除	免除	可	可
	市町の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設(公営住宅を含む)	1年以内	免除	徴収	否	可
	個人用施設の復旧用	住宅店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
個人	災害復旧用	住宅店舗等	6カ月以内	提供	徴収	否	可

(注1) 減額譲渡は、国有林野の所在する地方の市町の区域内に著しい災害が発生し、災害救助法が発動された場合に可能であり、この場合の要請は、発災から20日以内に県又は市町村が関東森林管理局に被災状況、供給を受けようとする素材の種類、品名、使用計画等を記載した申請書を提供して行う。

(緊急を要求する場合には、事後に申請書を提供することを条件として口頭で申請する事ができる。)

(注2) 延納期間や担保の有無、延納利率などの条件については毎年度財務省との協議の上、決定。

13-1-1 大規模地震対策「避難計画策定指針」

(県危機情報課)

昭和 63 年 8 月 10 日

総務部地震対策課

改訂 平成 18 年 8 月 30 日

改訂 平成 21 年 3 月 24 日

改訂 平成 25 年 9 月 11 日

危機管理部

1 総則

(1) 趣旨

本指針は、東海地震を含む駿河トラフ・南海トラフ沿いの地震や相模トラフ沿いの地震などの大規模地震により発生することが想定される津波、山・がけ崩れ、延焼火災、建物倒壊などの事象（山火災害、原子力災害は含まない）に対処するため、市町村避難計画を策定する際の指針として、緊急時の避難の基本的な考え方を示すものである。

また、災害によって自宅が被災し、若しくは被災するおそれのある者が居住場所を確保できない者が一時的に生活する避難所についても付加して示すものである。

なお、避難の方法は、災害危険の態様や状況により一律でないことから、災害危険の状況変化や地域の特性に即じた柔軟かつ的確な計画を策定するものとする。

(2) 定義

本指針で記述する主な用語の定義は次のとおりとする。

ア 避難

大規模地震の発生に起因する津波、山・がけ崩れ、延焼火災、建物倒壊、その他ガス漏れや有毒化学物質の流出などの災害危険から、自分や家族の命を守るために、安全な場所まで緊急に避難し、その事象が終息するまで一時的な滞在をすることをいう。

避難には、

- ・警戒宣言発令時（避難行動要支援者・介護者の場合は東海地震注意情報発令時の場合あり）における避難

- ・地震発生直後又は地震発生後しばらく時間が経過した後には災害危険が発生した場合、若しくは発生する可能性が認められた場合の緊急避難

があり、災害危険の態様や発生状況によって避難開始時や避難方法が異なる。

イ 要避難者

緊急時において避難を要するすべての者をいう。市町の住民のみならず、滞在者、通過者、観光客などを含む。

ウ 緊急時

警戒宣言発令時（東海地震注意情報発令時を含む）及び突然地震が発生したとき、又は地震発生後しばらく時間が経過した後には災害危険が発生した場合、若しくは発生する可能性が認められた場合で、その事象が終息するまでの間をいう。

エ 地震災害危険予想地域

津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険が及ぶと予想される地域をいう。災害危険の事象別に「津波危険予想地域」「山・がけ崩れ危険予想地域」「延焼火災危険予想地域」がある。

オ 計画対象区域（要避難地区、避難対象地区、その他の区域）

この指針の趣旨に基づき市町村が策定する避難計画の対象となる範囲をいう。津波、山・がけ崩れ、延焼火災に対して避難すべき範囲を「要避難地区」とし、このうち、警戒宣言が発令された場合に市町長が避難の勧告・指示を行う範囲を「避難対象地区」という。また、計画対象区域で要避難地区を囲った区域を「その他の区域」という。

カ 避難地

緊急時において、要避難地区（避難対象地区を含む）の要避難者が避難する場所として、市町村が地震災害危険予想地域の外側、若しくは災害危険が及ばない地域に指定したグラウンド、公園、緑地などの屋外の場所をいう。また、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する避難者の保護を行う上でやむを得ない場合は、耐震性を有し、耐火性の高い公共的又は建築物の屋内施設を含む。

なお、延焼火災時の避難地には、一次避難地と広域避難地がある。

キ 津波避難施設

突然地震が発生した場合で、津波到達予想時刻までに避難地に避難できない避難者のために、市町村が津波危険予想地域域内に指定、確保、整備する避難施設のこと。津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウンド）をいう。

ク 避難所

災害危険により現に自宅が被災し、若しくは被災するおそれのある者で、居住場所を確保できない者が一時的に受け入れて生活を支援し、かつ、災害後に地域的救護・復旧活動の拠点となる施設で、市町村が定したものをいう。

原則として耐震性を有し、耐火性の高い公共的又は建築物の屋内施設を対象とするが、状況により、屋外に設置された仮設テントなどを指定する場合もある。

ケ 福祉避難所

要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所をいう。施設がバリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適している。生活種類職員等の確保が比較的容易である施設を指定することが望ましいとされる。

コ 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。妊婦、外国人なども含まれる。

カ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害危険が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

シ 避難路

要避難者が避難先まで避難する際に利用する道路や緑地、緑道、公園、公共施設等の敷地をいう。避難路のうち、市町村が指定する道路等を幹線避難路という。その他の避難路については、自主防災組織等があらかじめ確認しておくものとする。

(3) 対象とする災害危険の事象

県第4次地震被害想定に位置づけられた「レベル1」及び「レベル2」の地震や、各市町において、過去最大の被害をもたらしたと記録・伝承されている地震を参考に、それらの地震発生に起因する津波、山・がけ崩れ、延焼火災、建物倒壊、その他ガス漏れや有毒化学物質の流出などの災害危険を対象とする。

(4) 避難に関する基本的な考え方

ア 避難計画は、警戒宣言発令後に地震が発生した場合及び突然地震が発生した場合の両方を想定した対策とし、国、県、自主防災組織、避難地や指定の施設管理者などの関係機関と調整を図って、住民をほ

じめとする要避難者の避難についての対策全般を示すものとする。

イ 警戒宣言発令時の避難先は、原則として市町村が指定した屋外の避難地とする。ただし、安全な地域に居住する知人等等に避難することができる者は、当該知人等等を避難先とすることができる。

ウ 警戒宣言発令時の避難先については、市町村が定める場合は、耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物を屋内避難ができる避難地として指定することができる。

※ 「耐震性を有する建築物」とは、東海地震に対する耐震性能のランク区分 Ia、Ib の建築物をいう。
 ※ 「耐火性の高い建築物」とは、建築基準法という準耐火建築物以上のものが望ましいが、地域の実情により、周辺に延焼の危険がない、又は出火防止措置の対策を実施している建築物を含む。

※ 「公共的な建築物」とは、公共建築物のほか、市町村があらかじめ協定等を結んだ私立学校、保育施設、体育施設、体育館及びコロシアム施設などの民間の建築物を含む。

エ イ及びウの規定については、東海地震注意情報発表時に準備行動として必要に応じて避難を実施することができ、避難行動要支援者とその「保護者（以下「要支援者等」という。）の避難先これを用いる。

オ 避難計画は、津波、山・カブチ崩れ・火災を防止するために、防潮堤や山・カブチ崩れ防止施設等が整備されている場合であっても、あらゆる可能性を考慮し、最悪の事態を想定して要避難者ができる限りの避難を行うこととする。

カ 避難は具体的な場面で実施可能となることから求められるため、避難計画はできるだけ現実的な方法をとる必要がある。このため、市町村は計画の適用に当たっては、実情に合うよう柔軟に考え、調整するものとする。しかし、このことは、県第4次地震被害想定等を軽く見て、安易な避難計画を策定することを勧めるものではない。

なお、避難計画で定められた方法が取れない場合には、緊急的方法（例えば、津波からの避難が遅れ、現に津波が迫っている場合には、自宅の2階以上や最寄りの建物・工作物等のより高いところへ上るなど）を取ることもやむを得ないことについて、計画の策定とは別に、住民に日頃から啓発しておく。

キ 市町村は、緊急時に備え、人命の安全を第一とし、避難地、津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウント））及び幹線避難路、縦断帯などを設定する。

ク 緊急時における避難地及び津波避難施設までの避難方法は、原則としてすべて徒歩によるものとする。

ケ 避難路については、市町村は幹線避難路をあらかじめ指定しておく。その他の避難路については、自主防災組織が確認しておくものであるが、実際の被災状況によっては、あらかじめ確認しておいた避難路が利用できないことも想定されることから、市町村は自主防災組織等に対し、私有地の利用を含む複数の避難路を確認しておくよう日頃から啓発しておく。

ク 避難については、市町村等計画策定者のみならず、住民も同一用語を用いることが必要である。このため、市町村は従来用いていた用語の一部を整理し、紛らわしい用語、難しい用語をできるだけ避けることとする。

(5) 計画対象区域の設定

計画対象区域は行政区全域とする。

ア 要避難地区

計画対象区域のうち、地質、地盤、地形、木造家屋密集度、人口密度、危険物の分布などからみて、災害の発生が予想され、かつ、その災害が広範囲にわたる人命に対する危険があり、住民の避難を要する地

域を「要避難地区」とする。

具体的には、津波、山・カブチ崩れ及び延焼火災の発生が予想される地域が、要避難地区となるが、原則として、これらの地震災害危険予測地域の境界線上（外側）に位置する町丁目・字単位で地区範囲とすることが望ましい。

イ 避難対象地区

要避難地区のうち、警戒宣言が発令された場合に、災害の発生から未然に地域住民の生命の安全確保を図るため、市町村長が避難の勧告・指示を行う地域を、警戒宣言時の「避難対象地区」とする。具体的には、津波及び山・カブチ崩れの発生が予想される地域が、避難対象地区となる。

ウ その他の区域

計画対象区域のうち、要避難地区（避難対象地区を含む）以外の区域であり、避難の必要性が少ないが、災害回避の状況により避難する可能性がある区域を「その他の区域」とする。

ロ 避難が必要な場面

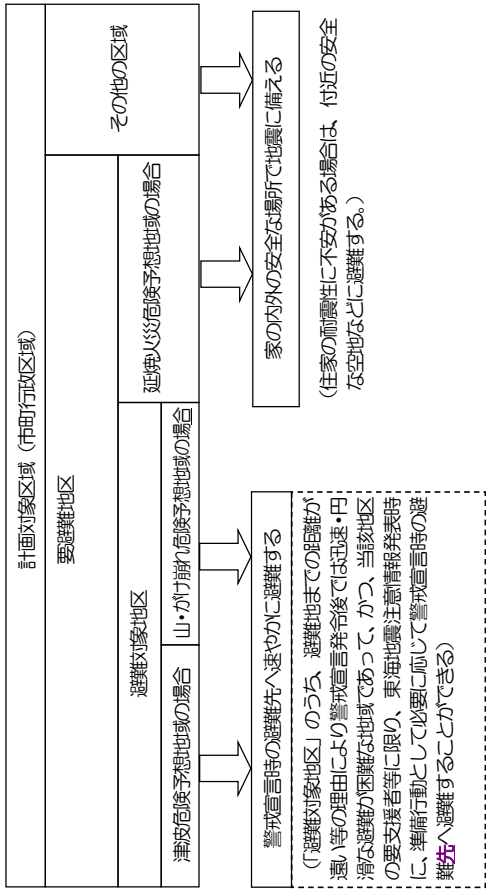
場面	警戒宣言発令時等 東海地震 注意情報 発表時	警戒宣言 発令時	地震発生時 (発生直後)	地震発生時・地震発生後 特定の危険が 切迫 危険が去るま での間	余震の危険が ある10日間 程度
避難が必要な地区・区域					
津波に対する要避難地区、避難対象地区	△	○	○	○	○
山・カブチ崩れに対する要避難地区、避難対象地区	△	○	○	○	○
延焼火災に対する要避難地区 (住家の耐震性有り)			○	○	
延焼火災に対する要避難地区 (住家の耐震性無し)		○	○	○	○
その他の区域 (住家の耐震性有り)			○	○	
その他の区域 (住家の耐震性無し)		○	○	○	○

(注) △印は、(5)イに定める「避難対象地区」のうち、避難地までの距離が遠いなどの理由により、迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ、当該地区の要支援者等に限り、準備行動として必要に応じて避難することが望ましい旨を示す。

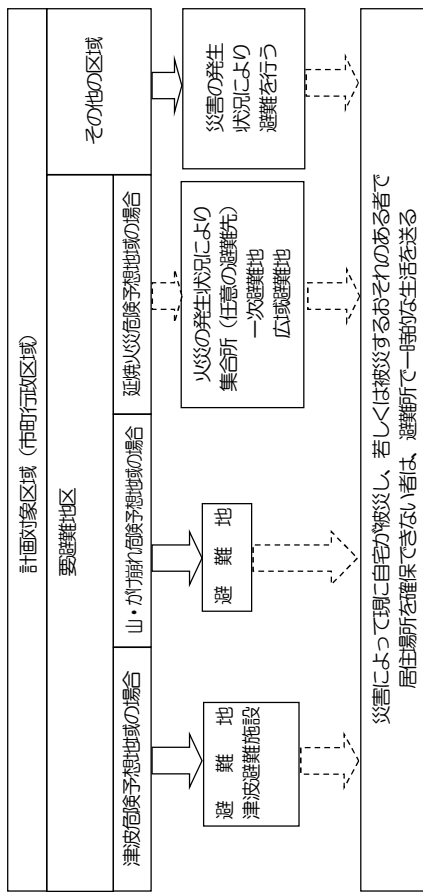
(6) 地域による避難形態

地震発生の際には、地震が予測され、警戒宣言が発令された後に地震が発生する場合は、地震が予測されずに突然地震が発生する場合は2つのパターンがある。

ア 警戒宣言発令時の避難（地震発生後の対応は(6)イに準じる）



イ 突然地震が発生した場合の避難



(7) 関係法令・計画等との調整

市町は、計画決定の際には必要に応じて、防災対策に関する各種の法律やそれに基づく計画をはじめ、国や県が策定する計画や特定の民間事業者による計画などの調整を図ることとする。

ア 津波が災地域づくりに関する法律との調整

津波が災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条に規定する「推定計画」の作

成、第53条に規定する「津波災害警戒区域」及び第72条に規定する「津波災害特別警戒区域」の指定（県知事指定）、その他同法の規定を運用する際には、当該計画に基づく計画と十分調整を図ることとする。

イ 災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法との調整

大規模地震対策特別措置法第26条及び災害対策基本法第63条に基づく「警戒区域」（警戒宣言が発令された場合に、又は災害発生後、退去若しくは立ち入り制限・禁止の措置が取られる区域）を設定し、区域からの退去などを行う場合は、当該計画に基づく計画と調整を図ることとする。

ウ 特定の施設管理者が定める計画との調整

一時滞在者や通学者、観光客など不特定多数の者の避難（避難誘導の役割分担や範囲、市町長が指定する避難先の利用方法など）について、港湾・漁港や学校、交通機関、大型ショッピングセンター、大規模シヤッター施設など、民間を含む特定の施設管理者と連携し、その施設管理者が定める避難誘導計画等と必要な調整を図ることとする。

以上のほか、関連する法令や国・県が定める個別の計画、指針、基準などを参考とする場合は、必要に応じて調整を図ることとする。

2 津波に対する避難計画

(1) 基本的な考え方

大規模な地震が海域で発生すると、沿岸には津波が襲来し津波災害を引き起こす。特に東海地震を含む駿河トラフ・南海トラフ沿いの地震や相模トラフ沿いの地震では、早いところでは地震の発生から数分で津波が襲来し、沿岸での津波高は、東第4次地震被害想定によると、レベル1の場合は数m～10m程度、レベル2の場合は5m～数10m程度になることが予想される。このため以下のことを基本とする。

ア 市町は、住民に対し日頃から、早期避難（1分以上の強い揺れがあったら警報や避難指示を待たずに自らすぐ避難すること）とともに、要避難者同士呼びかけながら各自が率先して避難することを周知啓発する。また、避難先についても住民一人ひとりに周知しておく。

イ 市町は、津波の浸水のおそれのない世帯に、あらかじめ避難地を確保する。

ウ 突然地震が発生した場合の緊急的な避難に供するため、市町は、津波危険予想地域内に津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウント）等の津波避難施設を確保する。

エ 避難は徒歩を原則とし、やむを得ない場合で、かつ、地域の合意があり、市町の責任において認める場合を除き、要避難者は車両を利用しない。

(2) 津波危険予想地域及び要避難地区の設け基準

ア 津波危険予想地域は、東第4次地震被害想定（平成25年6月）に基づく「レベル1」及び「レベル2」の想定浸水域や、安政東海地震など過去の津波浸水の記録等を参考に設定を行う。なお、同想定では、駿河トラフ・南海トラフ沿いの地震と相模トラフ沿いの地震の両方の地震の想定が存在するが、各市町にとって想定浸水域が最も広いとされるものを参考とする。

イ 津波に対する要避難地区は、原則として、津波危険予想地域の境界線上（外側）に位置する町丁目・字単位で地区の範囲とすることとする。

(3) 緊急時の避難地の設定

緊急時の避難地は、津波から要避難者が避難する場所であり、避難者の一時的な滞在に必要な施設及びその規模・構造を有するもので、このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

- ア 避難地は、津波による浸水や、山・がけ崩れのおそれがないところとし、また、危険物貯蔵所が近くになく、高圧線が上空を通っていないこと。
- イ 避難地は、要避難者数に見合った有効避難面積を有すること。このとき避難者1人あたりの必要面積は、概ね2㎡とする。
- ウ 有効避難面積とは、要避難者が一時的に滞在することが可能な面積であり、屋外の場合は敷地の面積、屋内の場合は中廊が設けられたり、耐火性の高い土垣が建築物内の使用可能面積とする。

したがって、避難地としては、学校のグラウンド、公園、緑地を中心とするものを基本とするが、要配慮者等の保護を行う上でやむを得ない場合には、耐火性を有し、耐火性の高いコミュニティ防災センター等の建築物内のスペースも考えられるので、市町は適宜判断する。

なお、建築物内を避難地として使用する場合には、市町は、天井、照明器具やガラスなどの非構造体及び設備機器等の耐火性及び室内落下物の安全性にも十分に配慮する。

(4) 津波避難困難地区の設定

津波が沿岸地域に襲来するまでに、早いところでは地震の発生から数分の可能性があることを考慮すると、突然地震が発生した場合には、避難地まで避難することの困難な要避難者が発生することが予想される。このように、突然地震が発生した場合の津波に対し、避難が困難となる地区を津波避難困難地区とし、設定基準は以下のとおりとする。

なお、シミュレーション等に考慮する津波到達予想時間は、県第4次地震被害想定におけるレベル1の浸水域内においては、レベル1・レベル2いづれか早い方の津波到達予想時間を用いる。

ア シミュレーションによる方法

津波の上・浸水と、要避難者の避難行動について数値シミュレーションを行い、津波到達予想時間と要避難者の避難速度を考慮することにより津波避難困難地区を算定する。

イ 簡易な計算による方法

津波に対する要避難地区のうち、津波到達予想時間と要避難者の避難速度を考慮し、津波危険予想地或の境界（外縁）から計算して、避難可能距離を超える内側（海側）の地区については、津波避難困難地区とする。

（例）避難可能距離及び津波避難困難地区の算出

激しい揺れが3～4分間程度続き、避難開始時間を地震発生から5分後とした場合

- 津波危険予想地或の境界（外縁） X 1
- 住居地から津波危険予想地或の境界（外側）までの距離 Lx1 (m)
- 住居地から津波危険予想地或の境界（外側）まで避難に要する時間 Te1 (秒)
- 津波危険予想地或の境界（外縁）までの津波到達予想時間 Tx1 (秒)

※ 津波到達予想時間は、1cmの津波の到達時間とする

- 避難開始時間 地震発生後300秒
- 避難速度 1.0 m/秒（要支援者の場合は、0.5 m/秒）

∴ 避難可能距離 $L = (\text{※} 1.0 \text{ m/秒}) \times (Tx1 - 300 \text{ 秒})$

※ 要支援者を基準とする場合は、0.5 m/秒で計算

∴ 避難所要時間 $Te1 = 300 \text{ 秒} + \text{※} Lx1 \text{ (m)} / 1.0 \text{ (m/秒)}$

※ 要支援者を基準とする場合は、Lx1 (m) / 0.5 (m/秒) で計算

$Tx1 < Te1$ の場合は、津波避難困難地区となる。

(5) 津波避難速度の設定

市町は、突然地震が発生した場合の津波に対し、津波到達予想時間までに避難地に避難できない避難者のための緊急の津波避難施設として、津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウント）等を津波危険予想地或内に設定することとし、その設定基準は以下のとおりとする。

なお、海岸方向に迅速に避難できる安全な避難地が明らかに存在する場合は、海岸線に向かって避難することのないように設定する。

【設定基準】

ア 津波避難ビルについては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上3階以上の建築物であって、新耐震設計基準に適合（静岡県構造指針・同解説2009版に適合）し、又は耐震診断により耐火性を有しているもの（静岡県耐震診断判定基準（平成14年度版）を補正したもの）を原則とするが、地盤の状況及び想定浸水深の状況によっては、2階建も可とする。

なお、より耐火安全性を確保するためには、静岡県構造指針・同解説2002版の用途係数をしくは静岡県耐震診断判定基準（平成14年度版）の重要度係数が1.25であることが望ましい。

また、津波に対する安全性を確認する方法は、自行施設の津波防災診断指針（国土交通省（H25.4）又は国土交通省告示第1318号）に基づき、診断するものとする。

イ 津波避難タワーや人工高台（津波避難マウント）は、安全性（耐火性・耐震性）を十分確保する。特に、津波避難タワーについては、鉄骨造または鉄筋コンクリート造とし、耐火性に配慮するとともに、設置場所の地形状や地質等を考慮した安全な基礎及び構造とする。

避難レベル面への階段の幅は120cm以上とし、手摺りを設置すること。また、あわせてスロープを設置することが望ましい。階段及びスロープの配置、避難レベル面での落下防止柵の設置、非常用品の備蓄、夜間照明や避難計の設置などについては、個別に検討すること。

ウ 津波避難ビルの避難者1人あたりの必要面積は、概ね1㎡とし、建物内部の有効避難面積を算定する。エ 避難者1人あたりの必要面積「概ね1㎡」は、津波避難タワーや人工高台（津波避難マウント）にも適用する。

オ 津波避難施設の避難レベル面の高さは、地域の状況及び想定浸水深を十分考慮した高さ（想定浸水深＋3m以上）を確保する。

津波避難困難地区内に津波避難施設を確保、設置、整備する場合は避難時間の算出は次のとおり。

- 津波避難施設の場所 X 2
- 住居地から津波避難施設までの距離 Lx2 (m)
- 住居地から津波避難施設まで避難に要する時間 Te2 (秒)
- 津波避難施設までの津波到達予想時間 Tx2 (秒)
- 津波避難施設からの入口から避難レベル面までの高低差 h (X 2地点の想定浸水深＋3m以上)
- 垂直（上方向）移動速度の設定 0.2 m/秒（要支援者の場合は、0.1 m/秒）

∴ 避難所要時間 $Te2 = 300 \text{ 秒} + \text{※} Lx2 \text{ (m)} / 1.0 \text{ (m/秒)} + h \text{ (m)} / \text{※} 0.2 \text{ (m/秒)}$

※ 要支援者を基準とする場合は $Lx2 \text{ (m)} / 0.5 \text{ (m/秒)}$ で計算

※ 要支援者を基準とする場合は $h \text{ (m)} / 0.1 \text{ (m/秒)}$ で計算

$Tx2 \geq Te2$ とすればよい。

津波避難施設設の場所においても、 $T_{x2} < T_{e2}$ となる場合は、避難する前に津波が到達してしまふことになる。

(例) 津波避難施設の適切な場所の算出)

$L_{x1} = 500m$, $T_{x1} = 12分 = 720秒$ の場合とする。
 $T_{e1} = 300秒 + 500m / 1.0m/秒 = 800秒 = 13分20秒$
 $T_{x1} : 12分 \leq T_{e1} : 13分20秒$ なので、津波避難困難地区と認められる。
 仮に、津波避難困難地区内いすけの場所に、津波避難タワー (10m) を建てるとした場合、
 $720秒 \geq 300秒 + L_{x2} (m) / 1.0 (m/秒) + 10m / 0.2 (m/秒)$
 $370m \geq L_{x2}$

よって、津波避難施設は、少なくとも住居地から370m以内に確保する必要がある。

※ L_{x2} は概念上の直線距離であるため、実際の避難距離を考慮すること

なお、 L_{x2} が判明したら、 X_2 地点の想定浸水深と津波到達予想時間 (T_{x2}) を確認すること。万一、想定浸水深が避難レベル面の高さを超える場合は、安全な高さ (h) を確保し、再計算する。
 また、津波避難施設については、施設ごとの予定避難者数に依り避難レベル面の必要面積の確保 (ウを参照) を図るとともに、入口 (間口) や階段の広さ・幅にも注意する。避難者数に対して入口や階段が狭いと、避難者の渋滞が発生する可能性があり、試算例よりも長い避難時間を要することになる。

市町は、以上のことを考慮して、津波避難施設の設定及び指定を行うが、すべての要避難者の避難が可能となる有効避難面積を確保し、かつ、地震発生後、津波到達予想時間以内に津波避難施設まで避難できよう適切な配置を図る。また、できる限り、あらかじめ住民一人ひとりの避難先を定めておくことが望ましい。津波避難施設が民間所有の場合には、所有者と使用に関する協定を交すなど、適切な措置を講ずる。

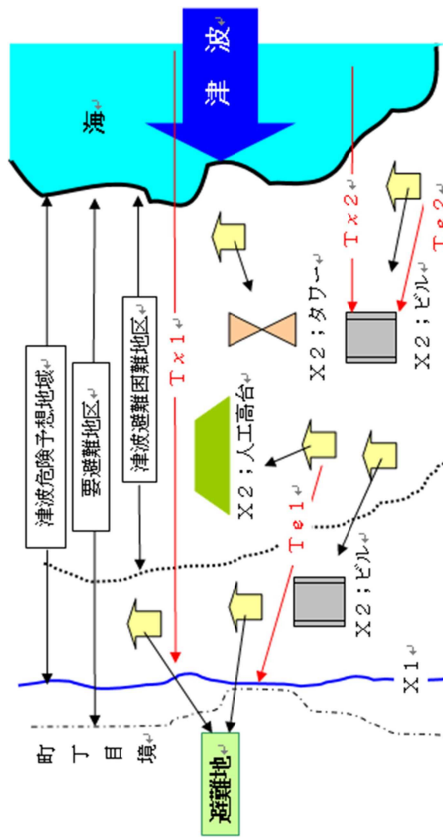


図1 要避難地区 (避難対象地区、津波避難困難地区及び避難地、津波避難施設のイメージ図)

(6) 避難路の設定

市町は幹線避難路を指定する。その他の避難路については、自主防災組織等が、避難路に落下又は倒壊するおそれのある物を点検した上であらかじめ確認しておく。
 夜間停電時の的確な避難誘導を行うため、市町は自主防災組織等と連携し、自家発電装置や太陽光電池等

による誘導表示や誘導灯の整備を図る。

(7) 津波避難案内板の設置

市町は、避難者の迅速な避難を図るため、津波危険予想地域、海抜、避難地、津波避難施設、避難路、避難方向、避難先までの距離、海岸からの距離などを表示した分かりやすい案内板を設置する。
 また、前項(6)と同様、夜間停電時における自家発電装置や太陽光電池等による案内表示や誘導灯を整備する。

なお、ユニバーサルデザインの観点から、総務省消防庁が定めた「津波に関する統一標識」及び県が例示する図記号 (平成23年8月24日通知) を、新たに設置する案内板やこれまで設置している案内板に使用するよう努める。



3 山・がけ崩れに対する避難計画

(1) 基本的な考え方

大規模な地震が発生すると、山間部や急傾斜地において、山・がけ崩れによる多大な被害が予想される。山間部においては人口もそれほど程ではないため、以下のことを基本とする。

ア 市町は、山・がけ崩れによる危険のない地域に、あらかじめ避難地を確保する。
 イ 避難は徒歩を原則とするが、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な場合に限り、市町の責任において、別に定める要項に基づき要避難者が車両を活用して避難の実効性を確保することができるとする。

(2) 山・がけ崩れ危険予想地域及び要避難地区の設定基準

ア 山・がけ崩れ危険予想地域は、以下のいずれかの地区・区域とする。
 (ア) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域
 (イ) 土砂災害警戒区域のほか、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓谷及び山腹崩壊危険地区を参考に地区の設定を行う。
 各斜面、箇所、区域の分布については、「静岡県第4次地震被害想定 山・がけ崩れの危険度ランク (平成25年作成)」、「静岡県防災地図 (平成9年作成)」、「土砂災害危険箇所図」などを参考に把握する。

イ 山・がけ崩れに対する要避難地区は、原則として、山・がけ崩れ危険予想地域の境界線上 (外側) に位置する町目・字単位で地区の範囲とすることが望ましい。

(3) 緊急時の避難地の設定

緊急時の避難地は、山・がけ崩れから要避難者が避難する場所であり、避難者の一時的な滞在に必要な施設及びその規模、構造を有するもので、このための設定基準は以下のとおりとする。

- 以上3条件のうち2条件に該当する地区
- ウ 人口集中地区（DID地区）

（3）一次避難地の設定

一次避難地は、避難者が広域避難地に到達するまでの間、避難に伴う不安や混乱を防止、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うための中継点となる場所である。また、火災による早期囲まれ型死亡、避難時脱失型死亡、火災流巻込み型死亡の防止機能を果たすものである。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

- ア 一次避難地は、中継点付近の機能を保持しつつから、公共施設の中から選定する。
- イ 一次避難地は、町丁目単位で検討し、到達距離1km以内に設置する。
- ウ 一次避難地は、中継点付近の機能を果たすことから有効避難面積の考えは必要としないが、避難者1人当たりの面積は、概ね2㎡以上とする。

（4）広域避難地の設定

広域避難地は、延焼火災から避難者を保護し、かつ、消防用水利、消防資機材置場、食料備蓄などの防災上必要な施設を設けることで、地域の救護・復旧活動の拠点となるものであり、そのために必要な施設及びその規模、構造を有する。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

- ア 広域避難地は、津波等による浸水や、山・がけ崩れのおそれがないところとし、また、危険物貯蔵所が近くになく、高圧線が上空を通っていないこと。
- イ 広域避難地内にある非耐火建築物の建築面積の割合が、2%程度以下であること。
- ウ 要避難者数に見合った有効避難面積を有すること。このとき避難者1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。
- エ 有効避難面積とは、周辺の市街地大火による輻射熱から避難者の生命を守り得る空地の部分で、広域避難地の縁辺部が高さ30m以上の耐火建築物である場合には、当該耐火建築物から50m、これに該当する耐火建築物がない場合には300mまでの範囲を除いた面積を有効避難面積とする。
- オ なお、周辺市街地及び耐火建築物の状況がこれと異なる場合には、「簡便法を用いた避難地の安全性検討の手順（平成16年6月29日付国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市防災専門通知）」を参考に、適宜定める。
- カ したがって、広域避難地としては、大規模な公園、緑地を中心とするものもあれば、建築物を耐震・耐火化した地区も考えられる。

（5）幹線避難路の設定

幹線避難路とは、広域避難地に通じる道路又は緑地若しくは緑道であり、要避難者を迅速かつ安全に避難させるものである。このため、市町は、避難に必要な道路について幅員及び沿道の状況を考慮しなければならぬ。このための設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

- ア 避難地は、山・がけ崩れや、津波等による浸水のおそれがないところとし、また、危険物貯蔵所が近くになく、高圧線が上空を通過していないこと。
- イ 要避難者数に見合った有効避難面積を有すること。このとき避難者1人あたりの必要面積は、概ね2㎡とする。
- ウ 有効避難面積とは、避難者が一時的に滞在することが可能な面積であり、屋外の場合は敷地の面積、屋内の場合は、市町が認められる耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物内の使用可能面積とする。
- エ したがって、避難地としては、学校のグラウンド、公園、緑地を中心とするものを基本とするが、要配慮者等の保護を行う上でやむを得ない場合には、耐震性を有し、耐火性の高いコミュニティ防災センター等の建築物内のスペースも考えられるので適宜判断する。
- オ なお、建築物内を避難施設として使用する場合には、天井、照明器具やガラスなどの非構造材及び設備機器等の耐震性及び室内落下物の安全性にも十分配慮する。

4 延焼火災に対する避難計画

（1）基本的な考え方

大規模な地震の発生により延焼火災（市街地大火）が予想される地域については、過去の火災事例などを参考として、一次避難地、広域避難地、幹線避難路を確保する。また、延焼の拡大を阻止するため、緩衝帯の確保を図るなど以下のことを基本とする。

- ア 要避難者は、風向や風速などを考慮し、避難に適切な避難先を判断する。
- イ 要避難者は、延焼の状況に応じて、最寄りの集合所、一次避難地、広域避難地へと段階的に避難する。ただし、延焼の進行が速い場合や飛び火が確認される場合は、直接、広域避難地へ避難すべき場合もあり得ることから、市町は住民に日頃から啓発しておく。
- カ なお、集合所は特定の場所や施設を指すものではなく、要避難者にとって付近の広場、空地、庭などの任意の避難先をいう。
- ウ 要避難者は徒歩で避難し、車両を利用しない。
（注）車両の燃料タンクはカガリンが入っており、火災に巻き込まれた場合は引火・爆発し、延焼媒体となる可能性があるため注意が必要。

（2）延焼火災危険予想地及び要避難地区の設定基準

- ア 延焼火災危険予想地とは、以下のいずれかにより設定する。
 - （ア）被害想定により延焼火災の発生危険性が大きい地区
 - （イ）簡便法
 - ・人口密度150人/ha以上
 - ・非耐火建築物の建ぺい率が20%以上
 - ・沖積層の上に市街地が形成されていること。

【設定基準】

ア 避難は、図3のパターンをとると思われるので、幹線避難路は、一次避難地と広域避難地を結ぶこと。

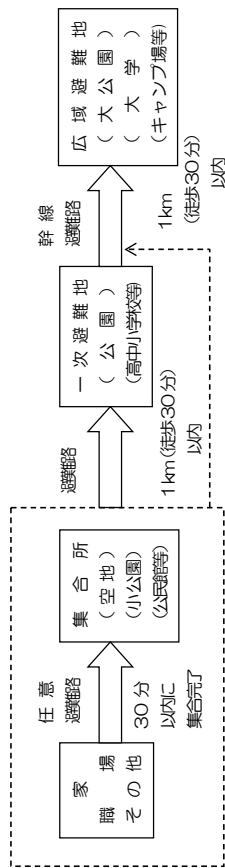
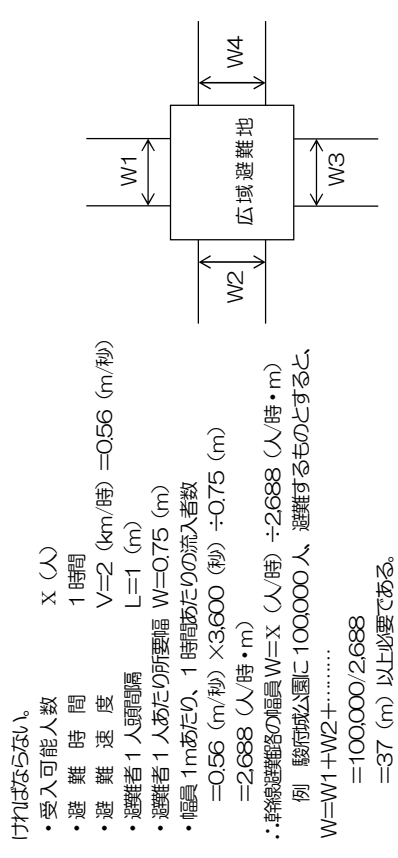


図2 避難パターン

- イ 集合所及び集合所までの避難路は、要避難者の任意の判断による。
- ウ 一次避難地までの避難路は、市町との連携により自主防災組織等において確認する。
- エ 幹線避難路は、原則として相互に交差しないものとする。
- オ 幹線避難路は、一部通行不能なる場合を想定して、代替となる道路もあらかじめ選定しておく。
- カ 幹線避難路は、原則として幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の林道とする。
- キ 幹線避難路は、避難時の安全性及び迅速性を考慮し、原則として交通量の少ない道路を選定する。
- ク 幹線避難路は、耐震・耐火建築物で囲まれて、アーケード、歩道橋、橋梁等の落下、建築物の外壁、窓ガラス等の落下、ブロック塀等の倒壊、自動販売機の転倒、危険物の爆発、山・がけ崩れ等の災害危険が少ない道路を選定する。
- ケ 広域避難地に通じる幹線避難路の幅員合計 ($W=W1+W2+\dots$) は、次の計算を上回るものではない。
 - ・受入可能人数 X (人)
 - ・避難時間 1時間
 - ・避難速度 $V=2$ (km/時) $\Rightarrow 0.56$ (m/秒)
 - ・避難者1人頭間隔 $L=1$ (m)
 - ・避難者1人あたりの所要幅 $W=0.75$ (m)
 - ・幅員1mあたり、1時間あたりの流入者数 $=0.56$ (m/秒) $\times 3,600$ (秒) $\div 0.75$ (m) $=2,688$ (人/時 \cdot m)
 - ・幹線避難路の幅員 $W=X$ (人/時) $\div 2,688$ (人/時 \cdot m)



(6) 緩衝帯の設定

緩衝帯は、災害を拡大させる可能性の高い危険施設の集中している地区と、一般市街地を分離することにより、一般市街地の安全化を図るため、両者の間に設けるものである。緩衝帯の設置に当たっては、以下の点に留意する。

- ア 緩衝帯は、公園、緑地等の空地のほか、耐震・耐火性能を持ち、危険物を保有しない工場及び倉庫からなる地区を指定する。
- イ 緩衝帯は、原則として、当該危険地域内において、十分な安全距離を確保する。

ウ やむを得ない場合には、市町は当該危険地域外に緩衝帯を設ける。

(7) 避難地及び幹線避難路の安全性の向上について

一次避難地、広域避難地及び幹線避難路については、次のような措置を検討する。

- ア 広域避難地に接する道路及び幹線避難路は、駐車禁止とする。また、一方通行規制や車両通行規制を定めることについても検討し、必要に応じて市町は所轄の警察署と調整する。
- イ 市町は、一次避難地及び広域避難地、幹線避難路沿いに案内標識を設置する。また、夜間停電時の的確な避難誘導を行うため、自家発電装置や太陽光電池等による誘導表示や誘導員の整備を図る。
- ウ 市町は、一次避難地及び広域避難地、幹線避難路沿いの耐震・耐火化を図るようほか、アーケード、歩道橋、橋梁、建築物の外壁、窓ガラス等、ブロック塀、自動販売機等の安全性を向上させる。
- エ 市町は、一次避難地及び広域避難地、幹線避難路の必要な箇所には消火栓等の消防水利施設を設置する。
- オ 市町は、幹線避難路の占用物件の許可に当たっては、延焼火災の危険性を考慮する。

5 その他の区域の避難計画

その他の区域における住民の避難については、場面や災害危険の状況、要避難者の属性などによって避難方法が異なるため、市町は以下の点に留意し、段階的に対応できるようにする。
 避難先については、住民の任意によるものほか、要避難地区のために市町が指定する避難地等を活用する。ただし、要避難地区のための避難地をその他の区域の避難先と共用する場合は、その避難地の最大利用人数を十分に把握し、避難地として適正に機能できるようにする。
 なお、その他の区域で想定される災害危険は次のとおり。
 耐震性のない建物の倒壊、ガス漏れ、有毒化学物質の流出、火災警報の爆発、危険物の脱走 など

(1) 警戒宣言発令時

- ア 地震動や地盤の液状化による建物の倒壊が懸念される場合、その居住者は安全な場所に任意で避難する。付近に適当な避難先が確保できない場合は、要避難地区のために市町が指定するいずれかの避難地に避難する。
 また、市町はこのことについて、警戒宣言発令時には的確な避難誘導を図る。
- イ 建物倒壊以外に予想される災害危険に対する避難を行う要避難者は、要避難地区のために市町が指定するいずれかの避難地、又は安全な場所にある避難先へ避難する。
 また、市町はこのことについて、特定の災害危険が発生する恐れがある地区の住民に対し日頃から啓発しておくとともに、警戒宣言発令時には的確な避難誘導を図る。

(2) 地震発生後

自宅や周辺の災害危険の状況から判断し、避難が必要となった要避難者は、要避難地区のために市町が指定するいずれかの避難地、又は安全な場所にある避難先へ避難する。
 市町は特定の災害危険が発生した場合、若しくは発生する可能性が認められた場合は、その地区の要避難者に対する的確な避難誘導を図る。

6 災害危険終息後の避難所設定計画

(1) 基本的な考え方

災害危険から人々の命を守るため緊急時の避難先となる避難地や津波避難施設とは異なり、災害によって現に自宅が被災し、若しくは被災するおそれのある者が居住場所を確保できない者のために、一時的な生活支援を目的とする施設を避難所とし、県第4次地震被害想定建築物被害率を参考に地域の状況に応じて設定を行う。

場 面	警戒宣言発令時 (東海地震予知情報)	地震発生時・地震発生後
	避難地 任意避難先 (オープンスペース又は 耐震耐火構造の建築物)	地震発生直後 避難地 津波避難施設 (オープンスペース又は 耐震耐火構造の建築物)
避難 する 場所		復旧期 (避難生活) 避難所 (耐震耐火構造の建築物)

図3 避難が必要な場面と避難する場所

(2) 避難所の設定

避難所は地震災害により、居住場所を確保できなくなった者を受け入れる施設であり、かつ、地域の救援・復旧活動の拠点となる場所をいう。避難所の設定基準は以下のとおりとする。

【設定基準】

- ア 避難所は、原則として地震災害危険予想地或を選定する。
 イ 避難所として使用する建築物は、原則として耐震性を有し、耐火性の高い公共的建築物を選定する。また、建築物が地震等により使用不可能となる可能性も考慮し、隣接して空地が有ることが望ましい。
 ウ 屋外に避難所を設ける場合には、あらかじめテント等の備蓄、調達を検討する。
 エ 避難所での生活が数週間以上にも及びことも考えられるため、避難所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊などの利便性を考慮して選定する。
 オ 想定される被害の程度や被災者数を勘案し、かつ、居住地への近接性を考慮して適切な配置を確保する。
 カ 市町村が指定した避難所での生活が困難な要配慮者のために、社会福祉施設、宿泊施設等を福祉避難所として事前に選定する。

キ 避難所の必要面積は、県第4次地震被害想定建築物被害率から推計して求める。

計算式は下記を標準とするが、地域の実情により、増減を考慮する。

(避難所必要面積の算定式)

$$\begin{aligned}
 & \bullet \text{ 平均世帯人数} \quad 3.6 \text{ 人/世帯} \\
 & \bullet \text{ 避難所利用率} \quad 50 \% \\
 & \bullet \text{ 1人あたりの必要面積} \quad 6 \text{ m}^2/\text{人 (有効) } 3 \text{ m}^2/\text{人} \\
 & \therefore \text{ 避難所必要面積 (m}^2\text{)} = \{ (\text{全壊世帯数}) + 1/2 (\text{半壊世帯数}) + (\text{延焼世帯数}) \} \times \\
 & \quad (\text{平均世帯人数}) \times (\text{避難所利用率}) \times (1 \text{ 人あたりの必要面積}) \\
 & = \{ (\text{全壊世帯数}) + 1/2 (\text{半壊世帯数}) + (\text{延焼世帯数}) \} \times 108
 \end{aligned}$$

(3) 避難所の開設

ア 市町村避難所を開設する場合は、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定を行うなど、安全を十分に確認し、また、必要な安全措置を実施した上で、開設する。

※ 県と県内全市町では、公共施設の耐震性能ランク (Ia, Ib, II, III) を公表しており、また県及び一部の市町では、建築物玄関などの見やすい位置に耐震性能ランクを表示している。

耐震性能ランクがもっとも高いIaの建築物は、地震後も継続して使用できるような耐震強度を高いているため、外観目視により安全が確認できれば、被災建築物応急危険度判定士の判定を受けなくても使用できる。ただし、Iaの建築物であっても、場合により基礎等に亀裂が入ったり、天井、照明器具やガラスなどの落下物の危険が残るため、目視による安全確認を行い、必要な場合は被災建築物応急危険度判定士の判定を受けること。

また、Ib以下 (Ib, II, III) の建築物は、被災建築物応急危険度判定士の判定を受けて安全が確認されるまでは、使用は原則できない。

イ 市町は、自主防災組織及び避難所の施設管理者と連携して、円滑な避難所の開設及び運営の初動を確保する。

ウ 避難所の運営は、利用者が構成する運営組織が中心となり、市町や自主防災組織、ボランティアの協力を得て行うものとする。

エ 避難所運営に当たる者は、要配慮者の立場、男女のニーズの違いによる男女双方の視点、プライバシーの確保などに配慮する。

オ 被災建築物応急危険度判定士等の判定により、自宅が「居住可」となった利用者に対し、市町は帰宅を呼び掛け、適正な避難所運営を図る。

危 情 第 92 号
平成 23 年 8 月 24 日

沿岸各市町防災関係課（室）長 様

静岡県危機管理部危機情報課長
静岡県企画広報部多文化共生課長
静岡県文化・観光部観光政策課長

津波避難サイン例について

日ごろ、本県の危機管理行政に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

静岡県では、4月15日に静岡県津波対策検討会議を設置し、ソフト対策、ハード対策の両面から津波対策について検討を行っているところです。

5月の緊急津波避難訓練実施後に行ったアンケート調査や意見交換会により抽出された課題の1つとして、避難場所への誘導標識の不足が指摘され、津波危険予想地域において、地域住民のみならず観光客等にもわかりやすい海拔表示、津波注意、津波避難場所、津波避難ビルの標識整備を促進することが必要とされています。

については、別添のとおり多言語表記によるサイン例を作成しましたので、今後各市町において標識整備を促進するに当たり、参考としていただきますよう、よろしく申し上げます。

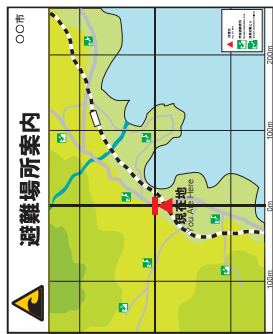
2011.8.22

標識への展開（レイアウト例）

〈看板タイプ〉



〈地図標識タイプ〉



報道資料

国土交通省
MIC Ministry of Infrastructure

平成21年9月23日
消防庁

消防庁提案の「津波に関する統一標識」図記号のJIS化決定

消防庁が提案した「津波に関する統一標識」図記号は、昨年7月、国際標準化機構（ISO）により国際規格化されたところですが、日本国内での普及を促すという観点から、経済産業省の協力を得て、日本工業規格（JIS）化に向けて提案を行ってきたところ、3月20日付でJIS規格として公示されましたのでお知らせします。

今回JIS化された津波図記号は、消防庁が平成18年度に設置した「防災のための図記号に関する調査検討委員会」の検討結果を受けて「津波に関する統一標識」として決定されたもので、料に地域固有である我が国においては、地理状況などから、必ずしも標準化が困難な点もあつたものの、今回のJIS化が社会標準の確立の契機に役立つことを期待しています。

【津波避難ビル】
【津波避難場所】
【津波注意】

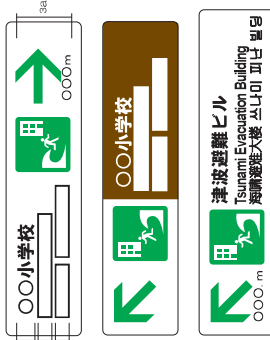
統一標識の意味

【津波避難ビル】津波に対しての安全な避難場所（津波避難ビル）の情報を表示。
【津波避難場所】津波に対しての安全な避難場所（集合）の情報を表示。
【津波注意】津波が起きた場合、津波が襲撃する危険のある地域を表示。

連絡先
総務省消防庁 国際防災課 防災課 担当：芳永、北畑
TEL：03-5263-7525
FAX：03-5263-7535

清水

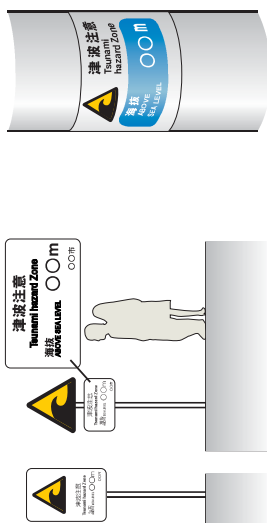
〈避難先への誘導（避難経路に設置）〉



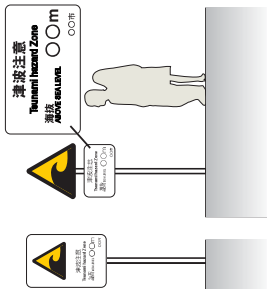
※留意事項

- (1) 外国語表記は表-1を参照することとし、設置場所に適した表記を選択すること。
(一般的には2~4ヶ国語表記)
- (2) ピクトのサイズ及び文字高は表-2を参考とすること。
- (3) 使用する文字フォントは以下のものが望ましい。
・日本語・中国語・韓国語 → 角ゴシック丸ゴシック
ヒラノギ
→ ピアログ

〈海拔標識タイプ（電柱）〉



〈路側標識タイプ〉



※波の向きを変える（設置環境に対応）

このピクトグラムは、標識の設置位置と津波がやってくる方向に合わせて、波の向きを変えるで使用することができます。



表-1

津波関連 案内看板多言語表記について

日本語	英語	中国語	韓国語	ポルトガル語
津波避難場所	Tsunami Evacuation Area	海啸避难所	쓰나미 피난 장소	Local de Refúgio de Tsunami
津波避難ビル	Tsunami Evacuation Building	海啸避难大楼	쓰나미 피난 빌딩	Edificio de Refúgio de Tsunami
津波注意	BE ALERT: TSUNAMI AREA.	提防海啸	쓰나미 주의	Cuidado com Tsunami
海拔~m	~METERS ABOVE SEA LEVEL	海拔 米	해발~m	Acima do nível mar

表-2

図記号の文字の大きさ設定のめやす

視距離	図記号の基準寸法 (3a)	和文字高 (a)	英文文字高 (3/4a)	英文文字高 (2段の場合) (1/2a)
40mの場合	480mm角以上	160mm以上	120mm以上	80mm以上
30mの場合	360mm角以上	120mm以上	90mm以上	60mm以上
20mの場合	240mm角以上	80mm以上	60mm以上	40mm以上
10mの場合	120mm角以上	40mm以上	30mm以上	20mm以上
5mの場合	60mm角以上	20mm以上	15mm以上	10mm以上
1mの場合	35mm角以上	9mm以上	7mm以上	4.5mm以上

2011.8.22

レイアウト例①

- 2ヶ国語表記一縦配置



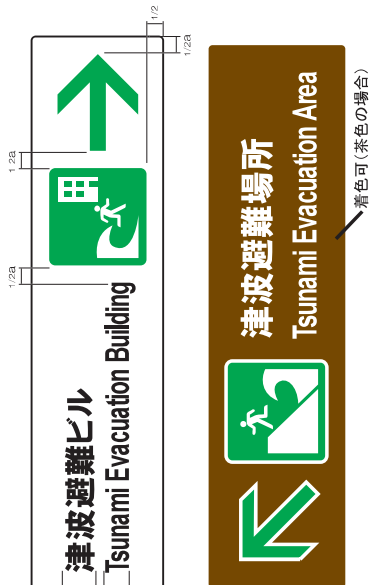
レイアウト例②

- 4ヶ国語表記一縦配置



レイアウト例③

- 2ヶ国語表記一横配置



レイアウト例④

- 4ヶ国語表記一横配置



表-1 津波関連 案内看板多言語表記について

日本語	英語	中国語	韓国語	ポルトガル語
津波避難場所	Tsunami Evacuation Area	海啸避难所	쓰나미 피난 장소	Local de Refugio de Tsunami
津波避難ビル	Tsunami Evacuation Building	海啸避难大楼	쓰나미 피난 빌딩	Edificio de Refugio de Tsunami
津波注意	BE ALERT, TSUNAMI AREA, ~METERS ABOVE SEA LEVEL	谨防海啸	쓰나미 주의	Cuidado com Tsunami
海拔~m		海拔 米	해발~m	Acima do nível mar

表-2

図記号の文字の大きさ設定のめやす

視距離	図記号の基準枠寸法 (3a)	和文字高 (a)	英文字高 (3/4a)	ポルトガル語 英文字高 (2段の場合) (1/2a)
40mの場合	480mm角以上	160mm以上	120mm以上	80mm以上
30mの場合	360mm角以上	120mm以上	90mm以上	60mm以上
20mの場合	240mm角以上	80mm以上	60mm以上	40mm以上
10mの場合	120mm角以上	40mm以上	30mm以上	20mm以上
5mの場合	60mm角以上	20mm以上	15mm以上	10mm以上
1mの場合	35mm角以上	9mm以上	7mm以上	4.5mm以上

※波の向きを変える（設置環境に対応）

このピクトグラムは、標識の設置位置と津波がやってくる方向に合わせて、波の向きを変えて使用することができます。



※留意事項

- (1) 外国語表記は表-1を参照すること
とし、設置場所に適した表記を選択すること。
(一般的には2~4ヶ国語表記)
- (2) ピクトのサイズ及び文字高は表-2を参考とすること。
- (3) 使用する文字フォントは下記のもの
が望ましい。
・日本語・中国語・韓国語
角ゴシック・丸ゴシック・ヒラノギ
英語・ポルトガル語
ピアログ
- (4) これらの記号の色彩は、JIS Z 9101
(安全色及び安全標識)で規定する次の
のマンセル値を参照してください。
・安全色 緑:10G4/10
黄・2.5Y 8/14
・対比色 黒:N1、白:N9.5

表-1
津波関連 案内看板多言語表記について

	日本語	英語	中国語	韓国語	ポルトガル語
1	津波避難場所	Tsunami Evacuation Area	海啸避难所	쓰나미 피난 장소	Local de Refúgio de Tsunami
2	津波避難ビル	Tsunami Evacuation Building	海啸避难大楼	쓰나미 피난 빌딩	Edifício de Refúgio de Tsunami
3	津波注意	BE ALERT. TSUNAMI AREA.	提防海啸	쓰나미 주의	Cuidado com Tsunami
4	海拔～m	～METERS ABOVE SEA LEVEL	海拔 米	해발～m	Acima do nível do mar

表-2
図記号の文字の大きさ設定のめやす

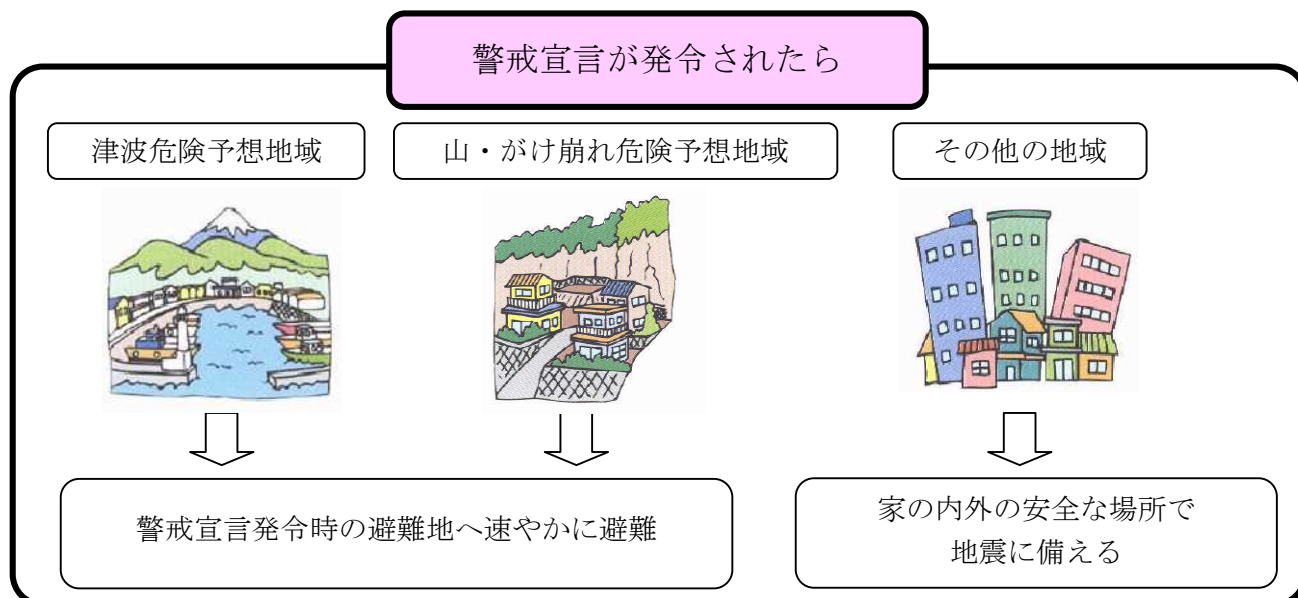
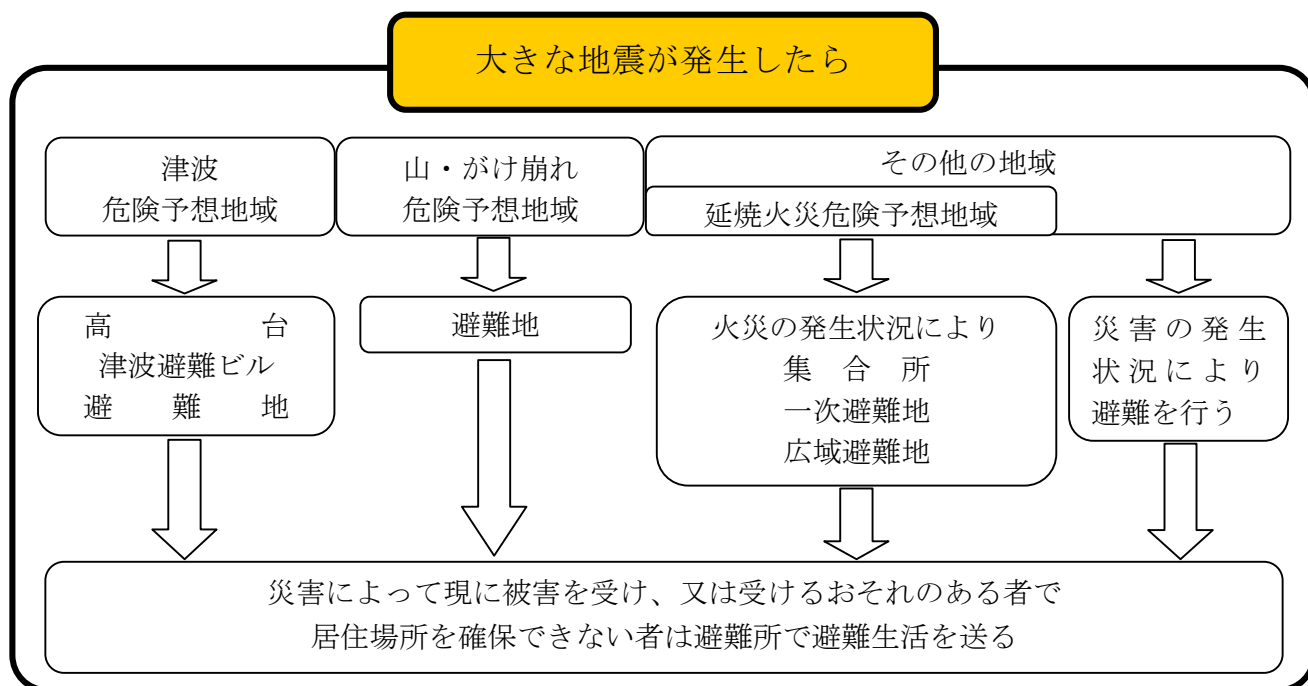
視距離	図記号の基準寸法 (3a)	和文字高 (a)	英文字高 (3/4a)	英文字高 (2段の場合) (1/2a)
40mの場合	480mm角以上	160mm以上	120mm以上	80mm以上
30mの場合	360mm角以上	120mm以上	90mm以上	60mm以上
20mの場合	240mm角以上	80mm以上	60mm以上	40mm以上
10mの場合	120mm角以上	40mm以上	30mm以上	20mm以上
5mの場合	60mm角以上	20mm以上	15mm以上	10mm以上
1mの場合	35mm角以上	9mm以上	7mm以上	4.5mm以上

13-1-2 避難生活計画書の作成手続き

(県危機情報課)

自主防災組織のための「避難生活計画書」作成手続き(平成19年3月)より抜粋

▶ 地域の危険度を知りましょう



※避難地・・・津波や山・がけ崩れの危険予想地域の住民等の避難のために市町が指定した避難場所

集合所・・・火災時の一時的避難や一次避難地へ移動するときの集合場所

一次避難地・・・火災時に広域避難地に到達するまでの中継拠点

広域避難地・・・火災拡大時の最終避難場所

▶ 避難生活計画書を作成してみましょう

1 避難生活計画書とは

警戒宣言発令時や大地震発生時には多くの避難者が発生することが予想されます。

混乱を避け避難生活を秩序よく運営するためには、あらかじめ必要な事項（組織の状況、避難地や避難所の状況など）をまとめておく必要があります。この必要な事項をまとめた計画書が避難生活計画書です。

市町、避難地や避難所となる施設の管理者と自主防災組織でよく話し合い、協力して避難生活計画書を作成しておきましょう。



2 避難生活計画書の種類

避難生活計画書は、津波や山・がけ崩れの危険予想地域とその他の地域でまとめておく事項が異なります。

避難生活計画書（津波や山・がけ崩れの危険予想地域）

- 津波や山・がけ崩れの危険が予想される地域の自主防災組織が作成します。
- 警戒宣言発令から発災までの避難地での生活に必要な事項と地震発生時の避難所での生活に必要な事項をまとめたものです。
- 様式1から様式12までを使用します。

避難生活計画書（その他の地域）

- 津波や山・がけ崩れの危険が予想される地域以外の自主防災組織が作成します。
- 地震発生時の避難所での生活に必要な事項をまとめたものです。
- 様式1から様式4までと様式8から様式12までを使用します。

※ 「避難生活計画書（津波や山・がけ崩れの危険予想地域）」は、地震発生前の避難生活に必要な事項と地震発生時の避難生活に必要な事項の両方を作成します。

「避難生活計画書（その他の地域）」は、地震発生時の避難生活に必要な事項を作成します。

地震発生前の避難生活に必要な事項は、あらかじめ綿密に計画を作成することが可能です。

これに対し、地震発生時の避難生活に必要な事項は、被災者数や避難所となる施設の使用可能状況など不確定な要素があるため、あらかじめ綿密な計画を作成しておくのが困難な部分があります。

したがって、地震発生前の避難生活に必要な事項はあらかじめ作成し、地震発生時の避難生活に必要な事項は作成できる範囲までにとどめ、避難所の運営に至った時点で必要事項を作成することとします。

3 あらかじめ作成しておくもの

避難生活計画書の作成にあたって、あらかじめ組織内の世帯の状況や災害時要援護者の把握が必要です。このため、避難生活計画書を作成する前に、「世帯台帳」、「災害時要援護者台帳」の整備を進めましょう。

これらの台帳をすでに作成している自主防災組織は、必ずしもこの様式にする必要はありません。これらの台帳の更新に合わせ、避難生活計画書も見直してください。

■世帯台帳（モデル）

〔アマビノの保護に配慮して自主防災組織会長が責任をもって保管する。〕
自主防災組織名

世帯主	電話番号	避難先	津波や山・崩れ 崩れ危険予想 地域	警戒宣言発令時	避難所〔 複数・知人宅に避難の場合、避難所の住所・氏名・電話番号 〕	
住所				突発地震時※	津波避難ビル・高台・避難所、その他〔 〕	
住居 形態	※ ※		延焼火災危険予想地域			一歩避難地〔 〕 広域避難地〔 〕
地域 特性	※ ※		津波危険予想地域、山・崩れ崩れ危険予想地域、延焼火災危険予想地域、液状化危険予想地域、その他	その他の地区	危険発生後、 自宅に生かなくなった場合	避難所〔 複数・知人宅に避難の場合、避難所の住所・氏名・電話番号 〕

No	(ふりがな) 氏名	続柄	男・女・留・卒 年月日	血液型		昼間の居場所(平日)	緊急時の自主防災組織への協力			防災上の参考事項 役に立つ資格・技能 災害時要援護者の状況等
				A B O	R h		平日	休日	夜間	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

(記入上の注意)

- ※一該当する項目を○で囲む。
- 緊急時の自主防災組織への協力…小学生以下は除く。
- 防災上役立つ資格・技術等…(例) 保健・助産・看護師、元警察官・元消防官・元消防団員・元自衛官、整備師、作業士、調理師、アマチュア無線有資格者などを記入する。
- 災害時要援護者の状況…援護を要する場合、寝たきり、歩行障害、視力障害などの状況を記入する。

■災害時要援護者台帳（モデル）

〔アマビノの保護に配慮して自主防災組織会長が責任をもって保管する。〕
自主防災組織名

状態	災害時要援護者氏名 住所、電話番号	特記事項	連絡先(支援者、民生委員など)			
			平日の昼間		夜間及び休日	
			氏名	連絡先	氏名	連絡先
	電話		①		①	
			②		②	
			③		③	
			④		④	
	電話		①		①	
			②		②	
			③		③	
			④		④	
	電話		①		①	
			②		②	
			③		③	
			④		④	

- (注)
- 特記事項には、移動に要する器具など、支援に際して留意すべき事項を具体的に記入する。
 - 昼夜とも家族だけで対応できる場合も含める。
 - 作成にあたり必要に応じ民生委員、地域防災指導員などの協力を得る。

4 避難生活計画書の作成

避難生活計画書は、避難地や避難所においてその運営をする際に必要となるものです。各様式は基本的なモデルとして示したものであり、各自主防災組織は、この様式を参照のうえ、必要に応じ各地域の実情に即した様式としてください。

すでに避難生活計画書を作成している自主防災組織は、必ずしもこの様式にする必要はありません。

また、これ以外に地域の状況により必要となる情報については、各組織が検討し様式の追加などを検討してください。

(1) 組織の状況

役員の氏名、連絡先や世帯数、人口など組織内の状況をまとめておきましょう。

また、組織の状況については、避難地や避難所を共用する他の自主防災組織と情報共有をしましょう。

役職	氏名	住所	電話	備考
会長	〇〇 〇〇	〇〇町〇〇	×××-××××	携帯番号、勤務先など
副会長				
防災委員				
組長				1組

組織の概要	1組		2組		3組		4組		5組		6組		合計
	危険予想地域 (該当地域に○)	津波	津波	津波	津波	津波	津波	津波	津波	津波	津波	津波	
		山・がけ	山・がけ	山・がけ	山・がけ	山・がけ	山・がけ	山・がけ	山・がけ	山・がけ	山・がけ	山・がけ	
		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
	車両の活用の有無												
	世帯数(世帯)	44	40	30	40	50	46	250					
	人口(人)	178	150	100	145	202	175	950					
避難に支援が必要な者(人)	7	6	3	6	8	6	36						
外国人(人)	0	0	3	0	7	0	10						

危険予想地域	津波	山・がけ崩れ	なし	合計
対象地区	〇〇町〇〇		〇〇町〇〇	
世帯数(世帯)	204		46	250
人口(人)	775		175	950
避難に支援が必要な者(人)	30		6	36
外国人(人)	10		0	10

(2) 防災倉庫の備蓄状況

組織内の防災倉庫で備蓄している防災資機材などの状況をまとめておきましょう。

また、備蓄状況については、避難地や避難所を共用する他の自主防災組織や施設管理者と情報共有をしましょう。

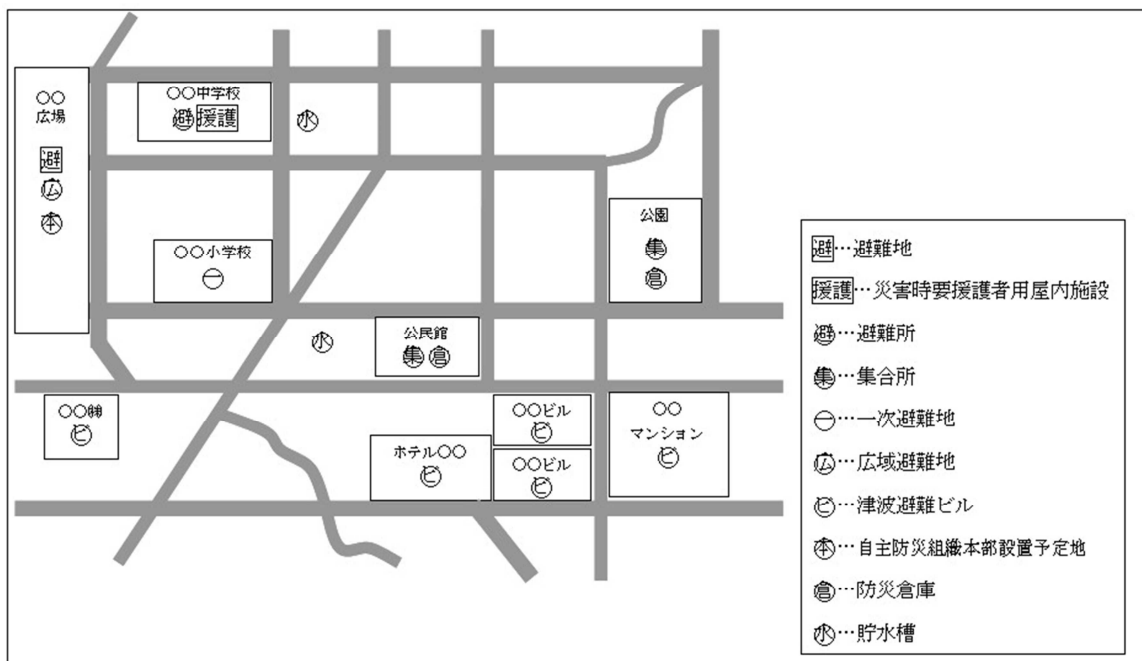
番号	防災倉庫の所在地	鍵の管理者名	住所	電話
1	〇〇公園内	〇〇 〇〇	〇〇町〇〇	×××-××××
2	〇〇公民館敷地内	〇〇 〇〇	〇〇町〇〇	×××-××××

種別	品目	防災倉庫番号		合計
		1	2	
救急救助	エンジンカッター	1	0	1
	ジャッキ	1	1	2
避難生活(食)	食料	〇食	〇食	〇食
	水	〇リットル	〇リットル	〇リットル



(3) 防災地図の作成

避難地、避難所、火災時に避難する一次避難地や広域避難地などの位置、防災倉庫の位置、自主防災組織本部設置予定場所など地区周辺の状況などがわかるように地図を作成しましょう。



(4) 避難地や避難所の状況

避難地、避難所、火災時に避難する一次避難地や広域避難地などについて情報をとりまとめておきましょう。

なお、単独の自主防災組織では作成が困難であったり、自主防災組織間だけでは収集・整理しきれない部分があります。

この場合は、市町や施設管理者との情報交換や共同作業の場が必要となります。

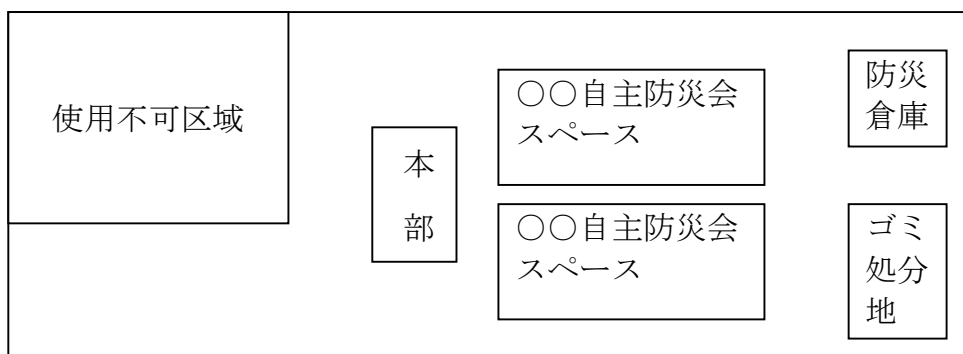
名称	避難地		避難所	
	○ ○ 広場	○ ○ 中学校 (要避難者用屋内避難施設)	○ ○ 中学校	
建物の耐震性		A校舎	(有)・無	A校舎 (有)・無
			有・無	B校舎 (有)・無
			有・無	体育館 (有)・無
			有・無	有・無
施設管理者	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
連絡先	× × × - × × × ×	× × × - × × × ×	× × × - × × × ×	
共用する自主防災組織	○ ○ 自主防災会	○ ○ 自主防災会	○ ○ 自主防災会	

名称	津波避難ビル		
	○ ○ ビル	○ ○ 株式会社	ホテル ○ ○
外階段の有無	×	×	○



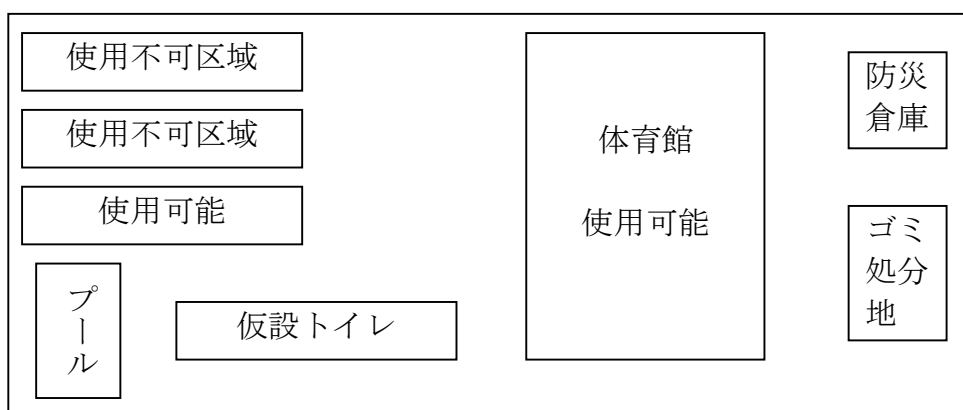
避難地平面図

(避難地名：〇〇広場)



避難所平面図

(避難所名：〇〇中学校)



(5) 避難地や避難所の運営組織

避難地の運営組織については、あらかじめ誰が何を担当するかについて、避難地を共用する自主防災組織と協力して運営組織を決めておきましょう。

避難所の運営組織については、どのような組織が必要となるか、事前に避難所を共用する自主防災組織で検討をしておき、発災時に運営組織を書き込めるようにしておきましょう。

運営本部			所属	役職	氏名
	本部長		〇〇自主防災会	会長	〇〇 〇〇
	副本部長		〇〇自主防災会	会長	〇〇 〇〇
	総務班	班長	〇〇自主防災会	役員	〇〇 〇〇
副班長		〇〇自主防災会	役員	〇〇 〇〇	

(6) 避難所周辺の状況

発災時は、けがをしている者や避難所での生活により体調を崩す者がでてきます。また、避難所での生活が困難な災害時要援護者の対応も必要となってきます。

事前に避難所周辺の医療機関や福祉避難所の情報をまとめておきましょう。

	名称	電話	所在地
救護所	〇〇中学校	×××-××××	〇〇町〇〇
救護病院	〇〇病院	×××-××××	〇〇町〇〇
福祉避難所	〇〇老人保健施設	×××-××××	〇〇町〇〇



(7) 避難後に必要になるもの

避難者リストと避難状況表

警戒宣言発令時や災害発生時に、避難地や避難所に誰がいるのかを把握することは最も重要です。

避難地や避難所にいない住民は、無事なのか、知人宅等にいるのか、自宅にいるのかなど安否確認を速やかに行うためにも、事前に避難者リストの様式や避難状況表の様式を作成しておきましょう。

No.	氏名	性別	住所	備考
1	〇〇 〇〇	男	〇〇町〇〇	
2	〇〇 〇〇	女	〇〇町〇〇	

区・組		1組	2組	3組	4組	5組	6組	合計
組織の概要	世帯数	44	40	30	40	50	46	250
	人口	178	150	100	145	202	175	950
避難地・避難所にいる者	世帯数							
	人口							
うち災害時要援護者	人口							
知人宅等にいる者	世帯数							
	人口							

5 避難生活計画書作成の流れ

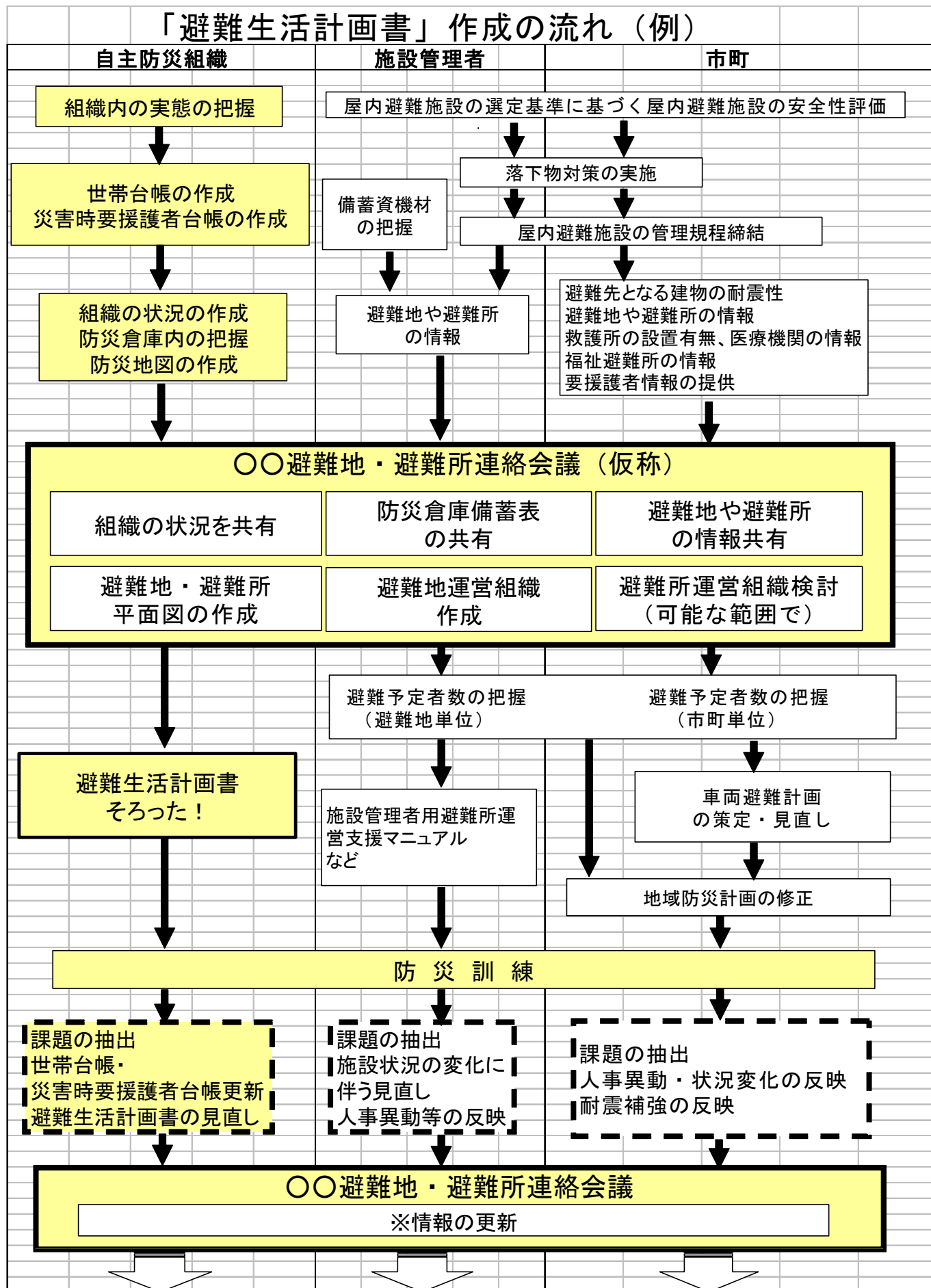
避難生活計画書を作成するためには、必要に応じ避難地や避難所を単位とする連絡会議等を開催し情報交換するとともに、組織の状況や防災資機材などの備蓄状況について自主防災組織相互で共有します。

避難生活計画書の作成においては、避難地や避難所の運営組織に関わる部分や、避難地や避難所の使用可能場所における各自主防災組織の区割りなど、単独の自主防災組織では作成が困難であったり、自主防災組織間だけでは収集・整理しきれない部分があります。

これらについては、市町や施設管理者との情報交換や共同作業の場が必要となります。

(次ページの流れ図参照)

「避難生活計画書」作成の流れ（例）



避難生活計画書作成指導要領

(県危機政策課)

平成19年3月

静岡県防災局

1 目的

この要領は、市町が自主防災組織に対して避難生活計画書の作成を指導する際の基本的な事項を示す。

市町が指定する「警戒宣言時の避難地(以下「避難地」という。)」又は「避難所」の設置運営は、一義的には市町の責務であるが、実際の運營業務は避難者の自主運営に多くを委ねざるをえない。

特に、迅速な避難誘導や災害時要援護者への支援などについては、地域で支えあうことが必要となる。

このため、避難地又は避難所の運営をするために必要となる基本的な事項をあらかじめ避難生活計画書として作成しておくことが必要であり、市町は、自主防災組織が避難生活計画書を作成するにあたり、必要な支援をすることとする。

2 指導の基本方針

- (1) 市町は、「自主防災組織のための避難生活計画書作成の手引き(静岡県)(以下「手引き」という。)」を参考に各地域の実情を考慮の上、必要に応じ様式の修正、追加等を行い作成指導する。
- (2) 避難生活計画書を作成済み又は作成中の自主防災組織については、「手引き」に基づき改めて作成する必要はない。ただし、避難生活を運営するために必要な事項がまとめられているか確認する。
- (3) 避難生活計画書は、各自主防災組織が作成することとなるが、避難地又は避難所を共用する自主防災組織、施設管理者及び市町が相互に協力して作成しなければならない事項は、市町が中心となり関係者の連絡会議等(注1)を開催し作成する。
- (4) 避難生活計画書は、「避難生活計画書(津波や山・がけ崩れの危険予想地域)」及び「避難生活計画書(その他の地域)」の2種類の計画書とする。
- (5) 「避難生活計画書(津波や山・がけ崩れの危険予想地域)」は、市町が避難対象地区として選定した地区の一部又は全部を区域に持つ自主防災組織が作成する。
- (6) 「避難生活計画書(その他の地域)」は、(5)に規定する自主防災組織以外の自主防災組織が作成する。
- (7) 避難生活計画書のうち、あらかじめ作成が困難な部分は、避難所開設後に直ちに必要な事項を記載する。
- (8) 市町は、自主防災組織が円滑に作業を進められるよう、自主防災組織に対し必要な情報を提供するとともに、取りまとめを支援し、かつ、施設管理者との連携を深め情報の共有を進める。

(注1)

避難地又は避難所を共用する自主防災組織が集まり、市町及び施設管理者と情報の交換や対策方針の共有化を図るための会議。開催の働きかけにあたっては、地域防災指導員の協力を得る等の方法を検討する。また、学校などの施設管理者に対しても、連絡会議の共催及び情報の提供を働きかける。

3 世帯台帳及び要援護者台帳の整備

- (1) 避難生活計画書作成にあたり必要となる基礎情報である「世帯台帳」及び「要援護者台帳」の整備を指導する。
- (2) 「世帯台帳」及び「要援護者台帳」が未整備の自主防災組織に対しては、「自主防災組織活動マニュアル(静岡県)」6の「世帯台帳(モデル)」及び「要援護者台帳(モデル)」を参考に各台帳の整備を指導する。
- (3) 「世帯台帳」及び「要援護者台帳」が整備済み又は整備中の自主防災組織については、県のモデル様式を使用する必要はない。ただし、避難生活計画書の作成にあたり必要となる情報が収集整理できるものとなっているか確認する。
- (4) 「世帯台帳」及び「要援護者台帳」は基本的に住民自身の合意に基づく自己申告であることから本人又は家族が記入するよう指導する。

ただし、本人又は家族が直接記入できない場合は、当該世帯の同意を得た上で自主防災組織が記入するよう指導する。
- (5) 要援護者台帳の整備は、市町、民生委員・児童委員等からの情報提供が重要であることから、市町は、関係機関共有方式、同意方式及び手上げ方式により収集した災害時要援護者情報について、自主防災組織と情報共有できる体制づくりに努める。

4 避難生活計画書(津波や山・がけ崩れの危険予想地域)

- (1) 「手引き」の作成例1「避難生活計画書(津波や山・がけ崩れの危険予想地域)」を参考に作成を指導する。
- (2) 「自主防災組織活動マニュアル(静岡県)」6の「自主防災組織台帳(モデル)」を参考に組織台帳を整備済み又は整備中の自主防災組織については、様式1及び様式2を改めて作成せず、当該組織台帳を添付するよう指導する。
- (3) 様式1及び様式2については、避難地及び避難所を共用する自主防災組織に写しを提供するよう指導する。
- (4) 様式4から様式10までについては、避難地又は避難所を共用する自主防災組織、施設管理者及び市町が相互に協力して作成する必要があることから、市町が中心となり作成が円滑に進むよう支援する。
- (5) 様式8及び様式9については、あらかじめ作成が困難な部分があることから、避難所開設後に必要となる事項を検討し、可能な範囲で作成を進める。
- (6) 様式12については、災害発生後に記載するものであるが、「組織の概要」欄は、あらかじめ記載するよう指導する。

5 避難生活計画書(その他の地域)

- (1) 「手引き」の作成例2「避難生活計画書(その他の地域)」を参考に作成を指導する。
- (2) 「自主防災組織活動マニュアル(静岡県)」6の「自主防災組織台帳(モデル)」を参考に組織台帳を整備済み又は整備中の自主防災組織については、様式1及び様式2を改めて作成せず、当該組織台帳を添付するよう指導する。
- (3) 様式1及び様式2については、避難所を共用する自主防災組織に写しを提供するよう指導する。
- (4) 様式4及び様式8から様式10までについては、避難所を共用する自主防災組織、施設管理者及び市町が相互に協力して作成する必要があることから、市町が中心となり作成が円滑に進むよう支援する。
- (5) 様式8及び様式9については、あらかじめ作成が困難な部分があることから、避難所開設後に必要となる事項を検討し、可能な範囲で作成を進める。
- (6) 様式12については、災害発生後に記載するものであるが、「組織の概要」欄は、あらかじめ記載するよう指導する。

6 自主防災組織に提供する情報

- (1) 津波及び山・がけ崩れの危険予想地域に関する情報
- (2) 避難地又は避難所に配置する市町職員に関する情報
- (3) 避難地、一次避難地、広域避難地、避難所及び津波避難ビルに関する情報
- (4) ヘリポート設置予定場所、物資集積所の予定場所等、避難地又は避難所でスペースの確保が必要となるものの情報
- (5) 災害時要援護者用屋内避難施設及び避難所の耐震性に関する情報
- (6) 救護所、救護病院、災害拠点病院及び福祉避難所に関する情報
- (7) 延焼火災危険予想地域、管内の想定震度、被害想定等に関する情報

7 作成指導上の留意点

- (1) 災害時要援護者用屋内避難施設については、東海地震に対する耐震性能のランクがI aの建築物又はそれと同等の耐震性が確保されている建築物であり、かつ、非構造部材等の落下等に対する安全対策が講じられている必要があるため、別紙「屋内避難施設の選定基準」を参考に市町が指定した屋内避難施設の情報を提供する。
- (2) 避難所については、東海地震に対する耐震性能のランクがI a及びI bの建築物又はそれらと同等の耐震性が確保されている建築物を耐震性有とし、それ以外の建築物については、耐震性無として、避難所の使用可能建築物の情報を提供する。
- (3) 避難地については、次に掲げる事項に留意して使用可能場所を検討するよう指導する。
 - (ア) 避難生活は、自主防災組織、市町及び各家庭で用意しているテント、ビニールシート、寝袋等による屋外での避難生活となることを考慮し、市町及び施設管理者と協議して避難地の使用部分図を作成する。
 なお、屋内での生活が必要な災害時要援護者については、主として公立の学校、体育館、公民館、その他の公的施設や福祉避難所を屋内避難施設とし、市町及び施設管理者と協議して棟別に使用建築物、使用部分図を作成する。
 - (イ) テントを使用する場合、テントの周囲約1m程度をロープ、通路等のロススペースとして考慮し、避難地におけるテント展開可能数を算定する。例えば、自主防災組織等で整備しているテントが2間(3.6m)×3間(5.4m)÷20㎡の場合、テント1張に必要な面積は約30㎡とする。
 - (ウ) テント内は1人約3㎡を目安としてテント内の受入可能人数を算定する。

- (エ) ビニールシート及び寝袋を使用する場合、1人約2㎡を目安とし、自主防災組織ごとにスペースを区割りする。
- (オ) 屋内避難施設は1人約6㎡を目安として使用可能部分の延面積における受入可能人数を算定するよう指導する。
ただし、1人当たりの割り当ては約3㎡とし、残りは通路等共用スペースとする。
- (カ) 屋内避難施設には、災害時要援護者用窓口を必ず確保する。
- (4) 避難所は、次に掲げる事項に留意して使用可能場所を検討するよう指導する。
 - (ア) 市町が提供する建築物の耐震性の有無に基づき、市町及び施設管理者と協議して棟別に使用建築物、使用部分図を作成する。
 - (イ) 受入可能人数の算定は(3)の(オ)を準用する。
 - (ウ) 避難所には、災害時要援護者用窓口を必ず確保する。
 - (エ) 災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮した仕切りや別室を確保する。

8 避難地又は避難所の運営

実際の運営にあたっては、「避難所運営マニュアル(静岡県)」を参考とするよう指導する。

(参考:東海地震に対する耐震性能のランク区分)

ランク	東海地震に対する耐震性能		建築物の構造	本県独自の判定基準		
		備考欄		旧基準の建築物 (CI=1.0)	新基準の建築物 (用途係数(I))	
I	I a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設	RC,S SRC,CB	$I_s/ET \geq 1.25$	I=1.25
				W	総合評点 ≥ 1.5	
I	I b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判定による。	RC,S SRC,CB	$I_s/ET \geq 1.0$	I=1.0
				W	$1.0 \leq \text{総合評点} < 1.5$	
II		耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。		RC,S SRC,CB	$I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$	
III		耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。		RC,S SRC, CB	$I_s/ET < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$	
				W	総合評点 < 0.7	

(注)耐震診断に用いる耐震判定指標値ETは、以下に示した値を用いることとする。

■鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震判定指標値ET

$$ET = ES \times CG \times CI$$

$$ES(\text{下表}) = CTG \times \alpha TG$$

CTG: 応答倍率指標(階数及び地盤種別により異なる。)

αTG : 地動震度(0.36)

CG: 地形指標

CI: 重要度係数

基本耐震指標値ES値

別 期 階数	地盤種 卓越周	第1種	第2種	第3種	第4種
			0.3秒	0.4秒	0.5秒
1		1.10 (1.10)	1.10 (1.10)	1.00 (1.00)	0.85 (0.85)
2		1.10 (0.95)	1.10 (0.95)	1.00 (0.95)	0.85 (0.85)
3		1.00 (0.90)	1.00 (0.90)	1.00 (0.90)	0.85 (0.85)
4		0.95 (0.85)	0.95 (0.85)	0.95 (0.85)	0.85 (0.85)
5		0.90 (0.85)	0.90 (0.85)	0.90 (0.85)	0.85 (0.85)
6		0.90 (0.80)	0.90 (0.80)	0.90 (0.80)	0.85 (0.80)

上段:せん断破壊形

(下段):曲げ破壊形

■鉄骨造の耐震判定指標値ET

$$ET=ES(1.2) \times CG \times CI$$

$$ES=CTG \times \alpha TG(\text{下表})=1.2$$

CTG:応答倍率指標

 αTG :地動震度(0.36)

CTG=減衰補正係数(1.25)×加速度応答倍率(2.5)×周期補正值(1.0)

基本耐震指標値ES値(従来A地域)

減衰補正係数	加速度応答倍率指 標	周期補正值 R _{so}	地動震度 αTG	耐震判定指標値ES
1.25	2.5	1.0	0.36	1.2

別紙

屋内避難施設の選定基準

市町長が屋内避難施設を指定する際の基準及び安全確保のための基本的な事項は次のとおりとする。

1 立地条件

市町長は、周囲に空地が確保され、倒壊、火災等の危険性の高い建築物等が近接していないことや、液状化対策等が行われていることを確認する。

2 構造強度

市町長は、屋内避難施設となる建築物が次に掲げる構造強度を満たすことを確認した上で、屋内避難施設を選定する。

なお、確認にあたっては、設計図書に加え、当該建築物の現状を調査する。

ア 昭和56年6月1日以降に建築された建築物

昭和56年6月1日改正以降の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)で定める基準を満たし、かつ、静岡県構

造設計指針・同解説2002年版(静岡県地震地域係数 $Z_s=1.2$ 、用途係数 $I=1.25$ 、その他の構造規定)により設計された建築物とする。

ただし、ピロティを有する建築物等構造的に整形ではない建築物又は経年劣化が進行している建築物については、イに掲げる構造強度を満たすことを確認する。

イ 昭和56年6月1日以前に建築された建築物

耐震診断の結果(耐震補強を行った場合は、耐震補強後の耐震診断の結果)、東海地震に対する耐震性能ランクがⅠaの建築物とする。

3 非構造部材等の落下等に対する安全対策

市町長は、屋内避難施設の屋根、外壁、天井、内壁(間仕切を含む。)、開口部等の非構造部材並びに照明その他の設備機器の損壊、移動、転倒、落下等により人命の安全を損なうおそれのないことを確認する。

特に出入口には庇等の落下物対策が講じられていることを確認する。

なお、当該施設内の一部の区域で、非構造部材等の落下等による危険性がある場合には、当該区域(落下等の危険区域という)の立入禁止等を行う。

また、損壊、移動、転倒、落下等の可能性の高い非構造部材及び設備機器を別表に示す。

4 警戒宣言発令時の屋内避難施設管理規程の整備

市町長は、屋内避難施設を指定する場合は、施設の利用方法、安全確保対策等についてあらかじめ施設管理者と協議し、「警戒宣言発令時の屋内避難施設管理規程」を施設ごとに整備する。

また、施設管理者は、施設の選定、維持、運営等について市町長に協力する。

5 住民等への説明

市町は避難対象地区の住民に対して、屋内避難施設の趣旨、対象者、施設の耐震性その他の対策等について普及、啓発を行う。

別表

損壊、移動、転倒、落下等の可能性の高い非構造部材及び設備機器

部位等	非構造部材及び設備機器の損壊、移動、転倒、落下等の例
屋根、屋上	水槽等の屋上設置機器の損壊、移動、転倒
外壁	モルタル(タイル)仕上げ(RC下地)の落下 ラスシートモルタル(S下地)の落下
天井	ボード張り吊り天井(S下地)の落下
内壁、間仕切り	モルタル仕上げ(RC下地)の剥離 石膏ボード仕上げ間仕切りの移動、転倒
開口部	はめころしパテ止めガラスの破損
照明	吊下型照明(パイプ・チェーン・コード吊り)、天井付照明等の落下
情報関連機器 (スピーカー、 テレビ)	壁付型、棚置き型、吊り下げ型の落下
その他	目視により危険性があると思われるもの

警戒宣言発令時の屋内避難施設管理規程

屋内避難施設名	管理者
所在地	電話

(趣旨)

第1条 この規程は、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針(平成12年5月30日中央防災会議)」に基づき、市町長が屋内避難を実施するために使用する施設(以下「屋内避難施設」という。)の安全確保に必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 屋内避難施設を利用することのできる対象者は、避難対象地区内の住民のうち、原則として災害時要援護者及びこれらの者の介護等のために必要な付添者等とする。

(屋内避難施設)

第3条 屋内避難施設は、東海地震が発生した場合に想定されている地震動に対して、現在の工学的知見等に基づく耐震診断などの適正な技術的判断により、一定の安全性が確保されることを基本とする。具体的に、施設の構造体が倒壊又は崩壊することがなく、かつ、非構造部材、設備機器等の損壊、移動、転倒、落下等により人命の安全を損なうことがない水準とする。

なお、市町長、施設管理者及び施設を使用する自主防災組織は、屋内避難を実施する際、別表により施設の構造強度等について安全性の水準を確認する。

(屋内避難生活)

第4条 屋内避難生活のために施設を使用するにあたっては、使用禁止区域や器物の取扱いについて、施設管理者の指示を遵守する。

また、市町長、施設管理者及び自主防災組織は、年に1回、避難生活計画書の内容について確認する。

(地震後の対応)

第5条 市町長は、地震直後に屋内避難施設及び周辺地域の安全を確認した上で、避難所として利用する。

(疑義の解決)

第6条 この規程に定めのない事項及びこの規程に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

市町長 _____
施設管理者 _____

(別表)

施設名 _____
 建築物の名称 _____

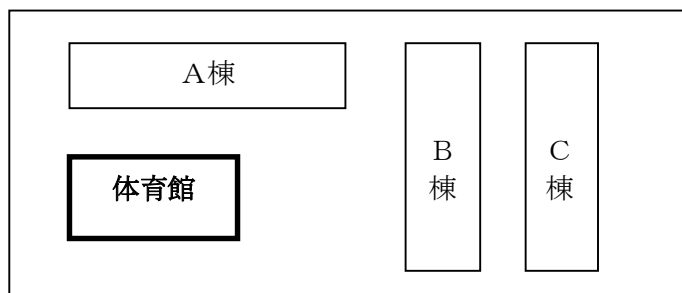
○ 構造強度

構造・規模	造 階 延べ面積 m ²
建設年	昭和・平成 年
建築確認番号・年月日	第 号 昭和・平成 年 月 日
検査済証番号・年月日	第 号 昭和・平成 年 月 日
構造強度	昭和56年6月1日以降に建築された建築物 設計に使用した地域係数 $Z_s =$ 設計に使用した用途係数 $I =$
	昭和56年6月1日以前に建築された建築物 耐震補強工事の実施年度 昭和・平成 年度・実施なし 構造耐震指標 $I_s =$ 耐震判定指標値 $ET =$ (基本耐震指標値 $E_s =$) (重要度係数 $C_I =$) (地形指標 $CG =$) 判定結果 $I_s/ET =$ (東海地震に対する耐震性能ランク I a・I b・II・III)
備考	設計に使用した地域係数 $Z_s =$ 設計に使用した用途係数 $I =$

○ 非構造部材と設備機器の落下、転倒対策

部材等の種類	対策方法	実施年度	備考
(例) ガラス	飛散防止フィルムを施工	平成5年度	
(例) 天井材(木毛板)	天井にネットを施工	平成5年度	

(配置図)



13-1-3 市町長以外の指示権者、根拠規定

(県危機政策課)

指 示 権 者	根 拠 法
警 察 官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害対策基本法第 61 条
都道府県知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条
都道府県知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第 21 条、第 29 条、 第 30 条
災害派遣時等の部隊等の自衛官	自衛隊法第 94 条

13-2-1 指定緊急避難場所集計表

(県危機情報課) R3.4.1

局	市町	箇所数	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模火事	内水氾濫			火山現象
県合計		2,767	1,449	1,358	202	2,031	1,077	836	678	309	1,086	2,722,216
賀茂	下田市	52	48	24	48	44	44	48	50	48	18	70,590
	東伊豆町	33	33	31	33	30	33	33	33	33	10	29,344
	河津町	39	30	23	39	27	32	39	39	39	39	23,546
	南伊豆町	13	12	13	12	13	10	13	13	13	13	19,188
	松崎町	13	6	2	13	8	8	13	8	0	6	20,702
	西伊豆町	47	0	0	0	47	44	0	0	0	4	11,503
	小計	197	129	93	145	169	171	146	143	133	90	174,873
東部	沼津市	98	57	59	0	54	38	61	0	40	44	586,132
	熱海市	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	13,799
	三島市	77	49	51	0	25	0	25	13	0	24	14,520
	富士宮市	68	14	28	0	61	0	8	0	22	44	200,406
	伊東市	36	36	27	36	36	32	36	36	16	16	116,107
	富士市	134	69	26	6	57	57	5	0	19	52	207,542
	御殿場市	30	30	30	0	30	0	30	30	30	27	89,107
	裾野市	11	11	11	0	11	0	0	11	9	11	7,028
	伊豆市	40	19	11	5	19	22	20	0	20	20	24,644
	伊豆の国市	86	52	66	0	86	0	86	52	0	72	40,847
	函南町	10	8	10	0	10	0	0	8	0	10	14,402
	清水町	7	7	7	0	7	0	7	7	7	6	4,620
	長泉町	6	6	2	0	6	0	6	6	6	6	6,513
小山町	12	12	12	0	12	0	12	0	7	12	21,235	
計	621	370	340	47	414	155	296	163	176	344	1,346,902	
中部	静岡市	387	74	52	0	299	91	29	74	0	198	141,057
	葵区	154	36	30	0	148	0	5	36	0	91	44,409
	駿河区	100	18	10	0	83	24	4	18	0	46	20,267
	清水区	133	20	12	0	68	67	20	20	0	61	76,381
	島田市	49	48	49	0	49	0	1	48	0	36	321,550
	焼津市	31	0	5	0	26	26	0	0	0	5	21,803
	藤枝市	11	9	9	0	0	0	0	0	0	0	2,002
	牧之原市	308	275	274	0	307	288	0	0	0	13	45,951
	吉田町	41	21	6	10	20	19	6	21	0	21	32,885
	川根本町	52	38	41	0	52	0	0	0	0	11	36,710
計	879	465	436	10	753	424	36	143	0	284	601,958	
西部	浜松市	280	196	196	0	255	0	266	196	0	184	174,980
	中区	56	39	39	0	51	0	56	39	0	39	40,227
	東区	23	18	18	0	20	0	23	18	0	18	19,366
	西区	50	34	34	0	43	0	45	34	0	27	27,253
	南区	21	14	14	0	21	0	21	14	0	14	18,116
	北区	57	29	29	0	56	0	57	29	0	31	30,315
	浜北区	19	18	18	0	19	0	19	18	0	17	18,573
	天竜区	54	44	44	0	45	0	45	44	0	38	21,130
	磐田市	202	40	54	0	0	127	0	0	0	41	158,292
	掛川市	405	165	140	0	326	54	0	0	0	30	310
	袋井市	91	51	63	0	63	90	64	0	0	64	39,295
	湖西市	40	0	2	0	0	40	0	0	0	3	4,094
	御前崎市	16	0	0	0	16	16	0	0	0	11	92,737
	菊川市	21	20	20	0	20	0	20	20	0	20	122,419
	森町	15	13	14	0	15	0	8	13	0	15	6,356
計	1,070	485	489	0	695	327	358	229	0	368	598,483	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難場所の位置	指定避難人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災	大規模火災		
	下田中学校(グラウンド)	静岡県下田市数領765-1	1	1	1	1	1	1	10,460人	
	下田幼稚園(グラウンド)	静岡県下田市丁目17-2	1	1	1	1	1	1	2,140人	
	下田小学校(グラウンド)	静岡県下田市丁目3-1	1	1	1	1	1	1	3,660人	
	稲生沢中学校(グラウンド)	静岡県下田市河内101-1	1	1	1	1	1	1	4,700人	
	稲生沢小学校(グラウンド)	静岡県下田市立野6-1	1	1	1	1	1	1	4,040人	
	本郷公民館	静岡県下田市西本郷2-13-21	1	1	1	1	1	1	130人	
	稲生沢公民館	静岡県下田市立野191	1	1	1	1	1	1	120人	
	県立下田高校(スクールコート)	静岡県下田市運台寺152	1	1	1	1	1	1	1,600人	
	上大沢集会所	静岡県下田市大沢127-1	1	1	1	1	1	1	30人	
	下大沢共同集会所	静岡県下田市大沢625	1	1	1	1	1	1	20人	
	稲穂小学校(グラウンド)	静岡県下田市権原224	1	1	1	1	1	1	3,520人	
	稲穂中学校(グラウンド)	静岡県下田市寅作350	1	1	1	1	1	1	7,400人	
	基幹落センター	静岡県下田市権原280-1	1	1	1	1	1	1	150人	
	落合集会所	静岡県下田市落合276	1	1	1	1	1	1	20人	
	須原区集会所	静岡県下田市須原1325-4	1	1	1	1	1	1	30人	
	あずさ山の家	静岡県下田市須原1322	1	1	1	1	1	1	260人	
	八木山集会所	静岡県下田市須原629	1	1	1	1	1	1	20人	
	相玉公民館	静岡県下田市相玉282-3	1	1	1	1	1	1	20人	
	北瀬ヶ野区集会所	静岡県下田市北瀬ヶ野332	1	1	1	1	1	1	30人	
	朝日小学校(グラウンド)	静岡県下田市吉佐美544	1	1	1	1	1	1	4,860人	
	青少年海の家	静岡県下田市年217	1	1	1	1	1	1	150人	
	大賀茂小学校(グラウンド)	静岡県下田市大賀茂429	1	1	1	1	1	1	1,660人	
	朝日公民館	静岡県下田市吉佐美883-1	1	1	1	1	1	1	120人	
	浜崎小学校(グラウンド)	静岡県下田市須崎785-1	1	1	1	1	1	1	2,180人	
	下田真中学校(グラウンド)	静岡県下田市相崎1106	1	1	1	1	1	1	4,990人	
	荒川区下田幼稚園	静岡県下田市相崎17-27	1	1	1	1	1	1	200人	
	元須崎保育所	静岡県下田市須崎680-1	1	1	1	1	1	1	110人	
	白米小学校(グラウンド)	静岡県下田市白米1324-1	1	1	1	1	1	1	3,270人	
	格戸区集会所	静岡県下田市白米532-1	1	1	1	1	1	1	30人	
	下田市民文化会館	静岡県下田市丁目1-2	1	1	1	1	1	1	1,160人	
	敷根公園	静岡県下田市数領757	1	1	1	1	1	1	710人	
	下田公園	静岡県下田市丁目19-1	1	1	1	1	1	1	2,400人	
	長楽寺	静岡県下田市丁目13-19	1	1	1	1	1	1	640人	
	天理教下田分教会	静岡県下田市丁目6-16	1	1	1	1	1	1	60人	
	中村中央公園	静岡県下田市西中20	1	1	1	1	1	1	3,490人	
	立正佼成会	静岡県下田市東中9-8	1	1	1	1	1	1	800人	
	中村東公園	静岡県下田市東中14	1	1	1	1	1	1	1,580人	
	竹森神社	静岡県下田市高馬10-13	1	1	1	1	1	1	100人	
	諏訪神社(河内)	静岡県下田市河内850	1	1	1	1	1	1	80人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難場所の位置	指定避難人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災	大規模火災		
	重福院	静岡県下田市河内749	1	1	1	1	1	1	160人	
	向陽院	静岡県下田市河内289	1	1	1	1	1	1	200人	
	下田自動車学校	静岡県下田市河内741-2	1	1	1	1	1	1	800人	
	諏訪神社(横川)	静岡県下田市横川1323	1	1	1	1	1	1	150人	
	宝徳院	静岡県下田市吉佐美1667	1	1	1	1	1	1	400人	
	観音寺	静岡県下田市須崎615	1	1	1	1	1	1	240人	
	地河院	静岡県下田市須崎816	1	1	1	1	1	1	200人	
	禅福寺	静岡県下田市白浜351	1	1	1	1	1	1	120人	
	稲荷大明神(小山田)	静岡県下田市西本郷3丁目283他	1	1	1	1	1	1	100人	
	下田合同庁舎	静岡県下田市西本郷2丁目5-33	1	1	1	1	1	1	320人	
	下田幼稚園(遊戯地)	静岡県下田市丁目17-2	1	1	1	1	1	1	600人	
	春日山遊戯地	静岡県下田市丁目1017	1	1	1	1	1	1	340人	
	緑の里	静岡県下田市加増野181-1	1	1	1	1	1	1	20人	
	大川小学校校舎	静岡県賀茂郡東伊豆町大川1312	1	1	1	1	1	1	559人	
	大川小学校グラウンド	静岡県賀茂郡東伊豆町大川1312	1	1	1	1	1	1	547人	
	大川公民館	静岡県賀茂郡東伊豆町大川245-1	1	1	1	1	1	1	173人	
	北川地区防災センター	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1011	1	1	1	1	1	1	81人	
	北川地区防災センター前広場	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1011	1	1	1	1	1	1	130人	
	奈良本公民館	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本252-1	1	1	1	1	1	1	119人	
	熱川中学校校舎	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1296-3	1	1	1	1	1	1	5,264人	
	熱川中学校体育館	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1296-3	1	1	1	1	1	1	594人	
	熱川小学校グラウンド	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本771-1	1	1	1	1	1	1	3,693人	
	熱川小学校体育館	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本771-1	1	1	1	1	1	1	610人	
	熱川温泉おかげ広場	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1271-119	1	1	1	1	1	1	610人	
	片瀬地区防災センター	静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬384-1	1	1	1	1	1	1	225人	
	中ノ瀬公園	静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬384-1	1	1	1	1	1	1	364人	
	片管神社境内	静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬704-1	1	1	1	1	1	1	133人	
	奥之田周辺	静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬822-7	1	1	1	1	1	1	16人	
	JA伊豆太田支店	静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬351-5	1	1	1	1	1	1	364人	
	港ヶ岡公民館	静岡県賀茂郡東伊豆町白田939-4	1	1	1	1	1	1	55人	
	白田矢崎遊戯地(旧双葉幼稚園跡地)	静岡県賀茂郡東伊豆町白田373-1	1	1	1	1	1	1	327人	
	白田中央公園	静岡県賀茂郡東伊豆町白田326	1	1	1	1	1	1	699人	
	入谷公民館	静岡県賀茂郡東伊豆町福取2453-3	1	1	1	1	1	1	42人	
	水下山公民館	静岡県賀茂郡東伊豆町福取2050	1	1	1	1	1	1	43人	
	福取中学校体育館	静岡県賀茂郡東伊豆町福取1873	1	1	1	1	1	1	621人	
	福取中学校グラウンド	静岡県賀茂郡東伊豆町福取1873	1	1	1	1	1	1	2,982人	
	福取高校体育館	静岡県賀茂郡東伊豆町福取3012-2	1	1	1	1	1	1	711人	
	福取高校グラウンド	静岡県賀茂郡東伊豆町福取3012-2	1	1	1	1	1	1	6,165人	
	福取小学校体育館	静岡県賀茂郡東伊豆町福取614-1	1	1	1	1	1	1	702人	

東伊豆町

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 所 の 数	指定 避難 所 の 人数
			洪水	土砂災害 （崖崩れ）	地震	津波	大規模 火災	山火 （延焼）		
河津町	稲取小学校グラウンド	静岡県賀茂郡河津町稲取614-1	1	1	1	1	1	1	2,756人	
	いさいセンター	静岡県賀茂郡河津町稲取9410-1	1	1	1	1	1	1	146人	
	伊豆警察駐車場	静岡県賀茂郡河津町稲取3000-1	1	1	1	1	1	1	193人	
	清広寺駐車場	静岡県賀茂郡河津町稲取563-1	1	1	1	1	1	1	71人	
	さくく公園駐車場	静岡県賀茂郡河津町稲取152-1	1	1	1	1	1	1	111人	
	つちや眼科 下駐車場	静岡県賀茂郡河津町稲取468-1	1	1	1	1	1	1	170人	
	静岡銀行(屋上)	静岡県賀茂郡河津町稲取743-1	1	1	1	1	1	1	68人	
	河津中学校校舎	静岡県賀茂郡河津町中72-1	1	1	1	1	1	1	3,661人	
	河津中学校特別教室	静岡県賀茂郡河津町中72-1	1	1	1	1	1	1	438人	
	河津中学校格技場	静岡県賀茂郡河津町中72-1	1	1	1	1	1	1	350人	
	河津中学校体育館	静岡県賀茂郡河津町中72-1	1	1	1	1	1	1	1,278人	
	南小学校校舎	静岡県賀茂郡河津町菅原328-1	1	1	1	1	1	1	3,317人	
	南小学校校舎	静岡県賀茂郡河津町菅原328-1	1	1	1	1	1	1	919人	
	西小学校校舎	静岡県賀茂郡河津町湯ヶ野80-1	1	1	1	1	1	1	1,789人	
	西小学校校舎	静岡県賀茂郡河津町湯ヶ野80-1	1	1	1	1	1	1	766人	
	東小学校校舎	静岡県賀茂郡河津町真高1032	1	1	1	1	1	1	1,791人	
	東小学校校舎	静岡県賀茂郡河津町真高1032	1	1	1	1	1	1	630人	
	浜公民館	静岡県賀茂郡河津町浜32-2	1	1	1	1	1	1	538人	
	菅原コミュニティ防災センター	静岡県賀茂郡河津町菅原83-3	1	1	1	1	1	1	370人	
	田中多目的集会所	静岡県賀茂郡河津町田中187-7	1	1	1	1	1	1	400人	
	沢田公民館	静岡県賀茂郡河津町沢田278	1	1	1	1	1	1	296人	
	湖川公民館	静岡県賀茂郡河津町湖川231	1	1	1	1	1	1	140人	
	上峰公民館	静岡県賀茂郡河津町峰285	1	1	1	1	1	1	151人	
	下峰公民館	静岡県賀茂郡河津町峰548-3	1	1	1	1	1	1	225人	
	谷津公民館	静岡県賀茂郡河津町谷津375	1	1	1	1	1	1	214人	
	谷津コミュニティ防災センター	静岡県賀茂郡河津町谷津301-23	1	1	1	1	1	1	376人	
	細地公民館	静岡県賀茂郡河津町真高1042	1	1	1	1	1	1	452人	
真高浜公民館	静岡県賀茂郡河津町真高217	1	1	1	1	1	1	480人		
真高入谷集会所	静岡県賀茂郡河津町真高1667	1	1	1	1	1	1	431人		
長野公民館	静岡県賀茂郡河津町真高2285	1	1	1	1	1	1	112人		
梨本公民館	静岡県賀茂郡河津町梨本1244-1	1	1	1	1	1	1	257人		
泉原公民館	静岡県賀茂郡河津町梨本799-1	1	1	1	1	1	1	118人		
川根婦人若者等活動促進施設	静岡県賀茂郡河津町梨本190	1	1	1	1	1	1	182人		
大瀬公民館	静岡県賀茂郡河津町大瀬246-2	1	1	1	1	1	1	131人		
小瀬公民館	静岡県賀茂郡河津町小瀬108-1	1	1	1	1	1	1	80人		
湯ヶ野公民館	静岡県賀茂郡河津町湯ヶ野43-1	1	1	1	1	1	1	157人		
下佐ヶ野コミュニティ防災センター	静岡県賀茂郡河津町下佐ヶ野61-22	1	1	1	1	1	1	294人		
上佐ヶ野公民館	静岡県賀茂郡河津町川津校場686-2-1	1	1	1	1	1	1	135人		
天川公民館	静岡県賀茂郡河津町川津校場69-1	1	1	1	1	1	1	90人		

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 所 の 数	指定 避難 所 の 人数
			洪水	土砂災害 （崖崩れ）	地震	津波	大規模 火災	山火 （延焼）		
南伊豆町	役場かっせい会館	静岡県賀茂郡河津町川津校場839-1	1	1	1	1	1	1	242人	
	役場コミュニティ消防センター	静岡県賀茂郡河津町川津校場839-1	1	1	1	1	1	1	97人	
	大瀬コミュニティセンター	静岡県賀茂郡河津町川津校場1157	1	1	1	1	1	1	95人	
	梨本コミュニティ消防センター	静岡県賀茂郡河津町梨本162-4	1	1	1	1	1	1	94人	
	峰コミュニティ消防センター	静岡県賀茂郡河津町峰357-4	1	1	1	1	1	1	107人	
	沢田コミュニティ消防センター	静岡県賀茂郡河津町中265-2	1	1	1	1	1	1	102人	
	役場保健福祉センター	静岡県賀茂郡河津町中212-2	1	1	1	1	1	1	2,251人	
	南崎認定こども園体育館	静岡県賀茂郡南伊豆町大瀬7	1	1	1	1	1	1	420人	
	南伊豆東中学校体育館	静岡県賀茂郡南伊豆町湊1721	1	1	1	1	1	1	632人	
	南伊豆東小学校体育館	静岡県賀茂郡南伊豆町湊243	1	1	1	1	1	1	437人	
	南中小学校体育館	静岡県賀茂郡南伊豆町上賀茂80	1	1	1	1	1	1	601人	
	南上小学校体育館	静岡県賀茂郡南伊豆町下小野640	1	1	1	1	1	1	501人	
	旧三浜小学校体育館	静岡県賀茂郡南伊豆町子浦1472	1	1	1	1	1	1	331人	
	南崎認定こども園グラウンド	静岡県賀茂郡南伊豆町大瀬7	1	1	1	1	1	1	1,742人	
	南伊豆東中学校グラウンド	静岡県賀茂郡南伊豆町湊1721	1	1	1	1	1	1	3,685人	
	南伊豆東小学校グラウンド	静岡県賀茂郡南伊豆町湊243	1	1	1	1	1	1	3,291人	
	南中小学校グラウンド	静岡県賀茂郡南伊豆町上賀茂80	1	1	1	1	1	1	3,537人	
	南上小学校グラウンド	静岡県賀茂郡南伊豆町下小野640	1	1	1	1	1	1	1,738人	
	旧三浜小学校グラウンド	静岡県賀茂郡南伊豆町子浦1472	1	1	1	1	1	1	2,088人	
	三坂地区防災センター	静岡県賀茂郡南伊豆町人間69-2	1	1	1	1	1	1	185人	
	松崎高校グラウンド	静岡県賀茂郡松崎町松崎田188	1	1	1	1	1	1	9,738人	
	松崎町総合運動場	静岡県賀茂郡松崎町運部517-1	1	1	1	1	1	1	5,000人	
	旧中川小学校グラウンド	静岡県賀茂郡松崎町峰輪450	1	1	1	1	1	1	1,000人	
	旧岩利小学校グラウンド	静岡県賀茂郡松崎町岩利北側442	1	1	1	1	1	1	1,500人	
	旧三浦小学校グラウンド	静岡県賀茂郡松崎町石部279	1	1	1	1	1	1	1,000人	
	旧三浦小学校(屋内運動場)	静岡県賀茂郡松崎町石部279	1	1	1	1	1	1	235人	
	旧岩利小学校(屋内運動場)	静岡県賀茂郡松崎町岩利北側442	1	1	1	1	1	1	202人	
旧岩利小学校(管理教室棟)	静岡県賀茂郡松崎町岩利北側442	1	1	1	1	1	1	495人		
勤労者体育センター	静岡県賀茂郡松崎町運部565-3	1	1	1	1	1	1	390人		
旧中川小学校(管理教室棟)	静岡県賀茂郡松崎町峰輪450	1	1	1	1	1	1	239人		
松崎高校(多目的体育館)	静岡県賀茂郡松崎町松崎田188	1	1	1	1	1	1	291人		
松崎高校(多目的体育館附属棟)	静岡県賀茂郡松崎町松崎田188	1	1	1	1	1	1	172人		
松崎高校(第1体育館)	静岡県賀茂郡松崎町松崎田188	1	1	1	1	1	1	440人		
西伊豆消防署前	静岡県賀茂郡西伊豆町中246	1	1	1	1	1	1			
先川避難地	静岡県賀茂郡西伊豆町中	1	1	1	1	1	1			
栗原避難地	静岡県賀茂郡西伊豆町中	1	1	1	1	1	1			
西伊豆中学校墓山	静岡県賀茂郡西伊豆町中	1	1	1	1	1	1			
長松寺境内	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科670	1	1	1	1	1	1			
中菜地墓山	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科	1	1	1	1	1	1			

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災(大規模火災)	風水被害		
西伊豆町	築地A	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
西伊豆町	築地B	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
西伊豆町	築地C	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
西伊豆町	伊豆町役場3階・屋上	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401-1			1				660人	
正印①	正印配水池	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
正印②	正印①	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
正印③	正印②	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
小野サウナス裏	小野サウナス裏	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1082			1	1				
片峰避難地	片峰避難地	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
大浜コミュニティ防災センター屋上	大浜コミュニティ防災センター屋上	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科814-5			1	1	1		175人	
沢田河津避難地	沢田河津避難地	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
佐波神社裏	佐波神社裏	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1870-1			1	1				
清水沢避難地	清水沢避難地	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
田さんの里駐車場	田さんの里駐車場	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
大鷹荘前空地	大鷹荘前空地	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科2186-1			1	1				
月の浦上防災倉庫前	月の浦上防災倉庫前	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
東峰浦避難地	東峰浦避難地	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
地頭田避難地①	地頭田避難地①	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
地頭田避難地②	地頭田避難地②	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
田子公民館	田子公民館	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科2640-1			1	1	1		814人	
田子小学校グラウンド	田子小学校グラウンド	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1320			1	1	1		3,045人	
不動明王	不動明王	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
田子熊太急傾斜地	田子熊太急傾斜地	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
忠魂塔広場	忠魂塔広場	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1100-1			1	1				
南山避難地	南山避難地	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
美濃田避難地	美濃田避難地	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
田子歯科診療所上	田子歯科診療所上	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1010-16			1	1				
ゲートボール場	ゲートボール場	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
向山避難地	向山避難地	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
浦上避難地	浦上避難地	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
丹澤船電駅前	丹澤船電駅前	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
どん坂	どん坂	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
中田避難地	中田避難地	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
中央公民館小階	中央公民館小階	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1			74人	
黄金崎公園入口	黄金崎公園入口	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
消防団第1分団詰所前	消防団第1分団詰所前	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科357-1			1	1				
弁天山	弁天山	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科			1	1				
住民防災センター屋上	住民防災センター屋上	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科270-1			1	1			255人	
グループホーム賀茂草空地	グループホーム賀茂草空地	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科534-1			1	1				

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災(大規模火災)	風水被害		
ヤマモ自動車前	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科584-2				1	1				
賀茂小学校グラウンド	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科636-2				1	1			6,490人	
明電舎(株)	静岡県沼津市東門門515				1	1			16,353人	
高校学校(市立高、加藤学園)	静岡県沼津市三枚橋字鐘突免 673				1	1			40,628人	
香貫山公園	静岡県沼津市上香貫字物見山 2427				1	1			201,804人	
香陵運動場及び第四小学校	静岡県沼津市御幸町 4-1				1	1			10,306人	
香貫小周遊(香貫小、三中、沼工)	静岡県沼津市下香貫字沼 986他				1	1			17,519人	
大岡南小学校及び大岡公園	静岡県沼津市大岡字原田 1312他				1	1			22,935人	
我入道公園	静岡県沼津市我入道林町地内				1	1			4,257人	
第一小学校	静岡県沼津市八幡町 65-1				1	1	1	1	3,953人	
中央公園	静岡県沼津市大手町4丁目185-4				1	1	1	1	365人	
第一中学校	静岡県沼津市丸子町 692-1				1	1	1	1	2,793人	
瀬間神社	静岡県沼津市浅間町 225				1	1	1	1	1,152人	
県立沼津西高校	静岡県沼津市本字平 1910-9				1	1	1	1	6,234人	
第二中学校	静岡県沼津市本字平 1910-19				1	1	1	1	2,453人	
第三中学校	静岡県沼津市下香貫木/宮 688				1	1	1	1	9,450人	
県立沼津工業高校	静岡県沼津市下香貫八重129-1				1	1	1	1	2,844人	
香貫小学校	静岡県沼津市下香貫緒沼 986				1	1	1	1	5,225人	
我入道コミュニティ防災センター	静岡県沼津市我入道町 175-1				1	1	1	1	1,444人	
我入道公園	静岡県沼津市我入道林町地内				1	1	1	1	2,813人	
香陵運動場	静岡県沼津市御幸町 15-1				1	1	1	1	5,683人	
第四小学校	静岡県沼津市御幸町 4-1				1	1	1	1	4,623人	
山王公園	静岡県沼津市平町 7-24				1	1	1	1	3,048人	
市立高校、中等部	静岡県沼津市三枚橋字鐘突免 673				1	1	1	1	2,245人	
加藤学園高校	静岡県沼津市大岡自由ヶ丘 1979				1	1	1	1	1,093人	
第五中学校	静岡県沼津市五月町 15-1				1	1	1	1	1,992人	
第五小学校	静岡県沼津市米山町 9-1				1	1	1	1	3,871人	
附北小学校	静岡県沼津市高沢町 17-1				1	1	1	1	6,593人	
駿河グラウンド	静岡県沼津市沼北町2丁目1231-4				1	1	1	1	6,309人	
門池小学校	静岡県沼津市岡一色 88-2				1	1	1	1	4,362人	
門池中学校	静岡県沼津市岡一色 657-1				1	1	1	1	1,476人	
沼津工業高等学校	静岡県沼津市大岡 3600				1	1	1	1	4,374人	
門池公園	静岡県沼津市岡一色 786-9				1	1	1	1	14,582人	
県立沼津東高校	静岡県沼津市岡高 812				1	1	1	1	5,712人	
金岡中学校	静岡県沼津市神田町 4-1				1	1	1	1	2,684人	
飛龍高校	静岡県沼津市東原 491				1	1	1	1	587人	
金岡小学校	静岡県沼津市工原町 3-1				1	1	1	1	6,591人	
沢田小学校	静岡県沼津市沢田字円丸 715				1	1	1	1	5,344人	
駿河台公園	静岡県沼津市駿河台 15				1	1	1	1	2,342人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.41

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	津波	地震	火災	大規模火災	山崩		
沼津市	豊町公園	静岡県沼津市豊町 7							2,397人	
	大岡小学校	静岡県沼津市大岡 2388							5,002人	
	大岡南小学校	静岡県沼津市大岡字原田 1312							12,305人	
	大岡中学校	静岡県沼津市大岡 2110							2,580人	
	愛産地区センター	静岡県沼津市東原字金山下 358-1							6,566人	
	西部市民運動場	静岡県沼津市東原字中尾1749-1							6,206人	
	片浜小学校	静岡県沼津市大塚町 41							4,740人	
	片浜中学校	静岡県沼津市小塚町 180							5,382人	
	今沢小学校	静岡県沼津市東原字権田通 76-1							6,549人	
	大平小学校	静岡県沼津市大平字 2200							1,983人	
	大平中学校	静岡県沼津市大平 1144							1,833人	
	沼津西小学校	静岡県沼津市志下 530							3,583人	
	商部浄化センター	静岡県沼津市江浦7-3							2,814人	
	内浦小学校	静岡県沼津市内浦三津 410-1							1,350人	
	長井崎中学校	静岡県沼津市内浦重須 453							1,280人	
	西浦小学校	静岡県沼津市西浦平沢 265-2							1,298人	
	鹿小学校	静岡県沼津市原 1200							1,288人	
	鹿中学校	静岡県沼津市原 576							8,298人	
	原東小学校	静岡県沼津市大塚字雁作 814-1							5,050人	
	浮島小学校	静岡県沼津市平沼 811							7,068人	
	井田コミュニティ広場	静岡県沼津市井田字鴉戸 8-1							4,319人	
	市道上野・平戸線	静岡県沼津市戸田 1259-1,1325-2							77人	
	戸田B&G海洋センター	静岡県沼津市戸田2053							2,016人	
舟山ふれあい広場	静岡県沼津市戸田 2558-1							723人		
第四中学校	静岡県沼津市本郷町24-1							60人		
市立図書館	静岡県沼津市三枚橋町9-1							3,830人		
静浦小中一貫学校	静岡県沼津市静浦字浜17							5,720人		
第二小学校	静岡県沼津市常盤町2丁目32							11,469人		
中部浄化プラント(管理棟)	静岡県沼津市本字字本 1905-4							2,687人		
モン・ミュゼ沼津 沼津市庄司美術館	静岡県沼津市本字字本 1910-1							550人		
第三小学校	静岡県沼津市本字字本 3157-2							30人		
沼津市夜所	静岡県沼津市御幸町10-1							1,629人		
沼津市民文化センター	静岡県沼津市御幸町15-1							3,888人		
第四地区センター	静岡県沼津市吉田町20-1							7,752人		
南部浄化センター(管理棟)	静岡県沼津市江浦7-3							1,680人		
津波避難マウント(多比)	静岡県沼津市多比1-1他							879人		
津波避難タワー(内浦重須)	静岡県沼津市内浦重須 304-81地先							153人		
津波避難タワー(西浦木負)	静岡県沼津市西浦木負216-128地先							600人		
								40人		

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.41

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	津波	地震	火災	大規模火災	山崩		
熱海市	戸田小学校	静岡県沼津市戸田883							2,078人	
	戸田中学校	静岡県沼津市戸田875							1,800人	
	保健センター戸田分館	静岡県沼津市戸田916-2							1,086人	
	津波避難タワー(戸田)	静岡県沼津市戸田235							114人	
	第一地区センター	静岡県沼津市八幡町65-1							165人	
	第二地区センター	静岡県沼津市本字字本 1910-219							186人	
	第三地区センター	静岡県沼津市下番 750-4							240人	
	第五地区センター	静岡県沼津市五月町15-1							241人	
	門池地区センター	静岡県沼津市岡一色 788-7							227人	
	金岡地区センター	静岡県沼津市江原町3-1							201人	
	片浜地区センター	静岡県沼津市大塚町46-1							227人	
	今沢地区センター	静岡県沼津市今沢527-21							318人	
	大平地区センター	静岡県沼津市大平2197-1							155人	
	静浦地区センター	静岡県沼津市静浦字浜34							189人	
	内浦地区センター	静岡県沼津市内浦三津249-3							166人	
	戸田地区センター	静岡県沼津市戸田1294-3							196人	
	愛産小学校	静岡県沼津市西権路673-1							1,926人	
	愛産中学校	静岡県沼津市西権路733							1,476人	
	浮島中学校	静岡県沼津市平沼849							1,008人	
	今沢中学校	静岡県沼津市東原289-1							1,641人	
	井田集会所	静岡県沼津市井田171							52人	
	ゆめとび5舟山	静岡県沼津市戸田2558-1							45人	
	上宿町市有地	静岡県熱海市上宿町785							3,103人	
熱海市児童発達支援センター IPPO	静岡県熱海市上多賀730-2							254人		
多賀小学校(グラウンド)	静岡県熱海市下多賀920-1							7,515人		
白駒跡地	静岡県熱海市下多賀184-1							1,203人		
瀬代公民館(屋上)	静岡県熱海市瀬代181							424人		
初島公園	静岡県熱海市初島572							1,300人		
東小学校	静岡県三島市東町10-1							200人		
西小学校	静岡県三島市緑町7-7							190人		
南小学校	静岡県三島市富田町6-1							200人		
北小学校	静岡県三島市文教町1-4-8							230人		
額田小学校	静岡県三島市谷田966							250人		
向山小学校	静岡県三島市谷田1946							190人		
山田小学校	静岡県三島市川原ヶ谷812							190人		
坂小学校	静岡県三島市山新田163-2							190人		
徳倉小学校	静岡県三島市徳倉4-1-45							190人		
沢地小学校	静岡県三島市沢地127-1							190人		
北上小学校	静岡県三島市徳倉844-1							190人		

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	大規模火災	風水害		
	佐野小学校	静岡県三島市佐野238	1	1	1	1	1	1	190人	
	中郷小学校	静岡県三島市梅名463	1	1	1	1	1	1	200人	
	長伏小学校	静岡県三島市長伏226-5	1	1	1	1	1	1	190人	
	錦田中学校	静岡県三島市富田1605	1	1	1	1	1	1	360人	
	南中学校	静岡県三島市富田町6-16	1	1	1	1	1	1	410人	
	北中学校	静岡県三島市文教町2-32-60	1	1	1	1	1	1	330人	
	北上中学校	静岡県三島市徳倉767-2	1	1	1	1	1	1	340人	
	中郷中学校	静岡県三島市大場260-1	1	1	1	1	1	1	330人	
	中郷西中学校	静岡県三島市梅名864-1	1	1	1	1	1	1	330人	
	山田中学校	静岡県三島市川原ヶ谷842-4	1	1	1	1	1	1	340人	
	三島北高等学校	静岡県三島市文教町1-3-18	1	1	1	1	1	1	430人	
	三島南高等学校	静岡県三島市大場608	1	1	1	1	1	1	550人	
	三島長崎高等学校	静岡県三島市文教町1-3-93	1	1	1	1	1	1	280人	
	養秀園	静岡県三島市一番町9-3	1	1	1	1	1	1	5,000人	
	旭ヶ丘集会所	静岡県三島市旭ヶ丘404-25	1	1	1	1	1	1	60人	
	加茂川町1区集会所	静岡県三島市加茂川町3941-1	1	1	1	1	1	1	23人	
	加茂川町2区集会所	静岡県三島市加茂川町18-4	1	1	1	1	1	1	25人	
	大宮町2丁目集会所	静岡県三島市大宮町2-11-10	1	1	1	1	1	1	41人	
	大宮町3丁目集会所	静岡県三島市大宮町3-3561-4	1	1	1	1	1	1	19人	
	香町田公民館	静岡県三島市香町田101-1	1	1	1	1	1	1	81人	
	加茂集会所	静岡県三島市加茂6-2	1	1	1	1	1	1	17人	
	東宮北上団地	静岡県三島市徳倉1016-3	1	1	1	1	1	1	17人	
	光ヶ丘公民館	静岡県三島市光ヶ丘2-19-5	1	1	1	1	1	1	58人	
	沢地公民館	静岡県三島市沢地280-5	1	1	1	1	1	1	55人	
	桜公民館	静岡県三島市桜160-2	1	1	1	1	1	1	113人	
	富士ビレッジ集会所	静岡県三島市富士ビレッジ27-9	1	1	1	1	1	1	54人	
	うぐいす会館	静岡県三島市初音台24-1	1	1	1	1	1	1	66人	
	押切公民館	静岡県三島市谷田太台1338-10	1	1	1	1	1	1	58人	
	夏梅木公民館	静岡県三島市谷田549-5	1	1	1	1	1	1	77人	
	静岡県総合健康センター	静岡県三島市谷田2276	1	1	1	1	1	1	230人	
	坂公民館	静岡県三島市三ツ谷新田125	1	1	1	1	1	1	90人	
	桜ヶ丘公民館	静岡県三島市谷田(五反田)1398-1	1	1	1	1	1	1	56人	
	菅原出布場	静岡県三島市菅原新田275	1	1	1	1	1	1	33人	
	菅原会館	静岡県三島市菅原新田191	1	1	1	1	1	1	43人	
	山中公民館	静岡県三島市山中新田95-2	1	1	1	1	1	1	52人	
	山田公民館	静岡県三島市川原ヶ谷764-1	1	1	1	1	1	1	41人	
	小山中島公民館	静岡県三島市谷田1240-1	1	1	1	1	1	1	34人	
	川原ヶ谷公民館	静岡県三島市川原ヶ谷85-4	1	1	1	1	1	1	69人	
	塚の台集会所	静岡県三島市谷田陣場1637-16	1	1	1	1	1	1	19人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	大規模火災	風水害		
	塚原公民館	静岡県三島市塚原新田14-1	1	1	1	1	1	1	52人	
	東富士見公民館	静岡県三島市谷田238-9	1	1	1	1	1	1	13人	
	柳郷地集会所	静岡県三島市柳郷地135	1	1	1	1	1	1	44人	
	赤王集会所	静岡県三島市大場633-13	1	1	1	1	1	1	48人	
	多呂公民館	静岡県三島市多呂274	1	1	1	1	1	1	07人	
	北沢公民館	静岡県三島市北沢27-1	1	1	1	1	1	1	47人	
	長伏公民館	静岡県三島市長伏619	1	1	1	1	1	1	111人	
	松本公民館	静岡県三島市松本295-6	1	1	1	1	1	1	67人	
	安久公民館	静岡県三島市安久285-2	1	1	1	1	1	1	74人	
	大場公会堂	静岡県三島市大場20	1	1	1	1	1	1	164人	
	中島公民館	静岡県三島市中島310-2	1	1	1	1	1	1	139人	
	梅名自治会館	静岡県三島市梅名230-1	1	1	1	1	1	1	165人	
	富士見自治会館	静岡県三島市富士見台39-2	1	1	1	1	1	1	35人	
	元山中公民館	静岡県三島市川原ヶ谷(元山中)1211-1	1	1	1	1	1	1	38人	
	芦ノ湖オートクラブ・クラブハウス	静岡県三島市宇南原普4708	1	1	1	1	1	1	67人	
	徳倉公民館	静岡県三島市徳倉650-1	1	1	1	1	1	1	67人	
	徳倉2丁目集会所	静岡県三島市徳倉2丁目72-1	1	1	1	1	1	1	36人	
	小山公民館	静岡県三島市谷田(小山)107-2	1	1	1	1	1	1	33人	
	東町公民館	静岡県三島市東町10-23	1	1	1	1	1	1	34人	
	南二日町集会所	静岡県三島市南二日町21-12	1	1	1	1	1	1	28人	
	御門公民館	静岡県三島市谷田497-1	1	1	1	1	1	1	62人	
	中公民館	静岡県三島市中84-6	1	1	1	1	1	1	55人	
	八反畑公民館	静岡県三島市八反畑35-2	1	1	1	1	1	1	66人	
	田町集会所	静岡県三島市中田町12-6	1	1	1	1	1	1	64人	
	南田町集会所	静岡県三島市南田町5-7	1	1	1	1	1	1	28人	
	富田町自治会集会所	静岡県三島市富田町279-3	1	1	1	1	1	1	26人	
	青木公民館	静岡県三島市青木74-1	1	1	1	1	1	1	69人	
	東小学校	静岡県富士宮市立町227	1	1	1	1	1	1	2,333人	
	第一中学校	静岡県富士宮市立町814	1	1	1	1	1	1	3,911人	
	第二中学校	静岡県富士宮市立町17-1	1	1	1	1	1	1	4,370人	
	城山公園	静岡県富士宮市元祿町1689	1	1	1	1	1	1	2,000人	
	大宮小学校	静岡県富士宮市元祿町2-1	1	1	1	1	1	1	2,350人	
	市民文化会館	静岡県富士宮市宮町14-2	1	1	1	1	1	1	3,937人	
	神田川ふれあい広場	静岡県富士宮市宮町1-1	1	1	1	1	1	1	1,333人	
	富知神社境内	静岡県富士宮市南日町12-4	1	1	1	1	1	1	833人	
	真船小学校	静岡県富士宮市真船町3-3	1	1	1	1	1	1	2,369人	
	第三中学校	静岡県富士宮市野中658	1	1	1	1	1	1	3,084人	
	白尾山公園	静岡県富士宮市野中1103	1	1	1	1	1	1	2,667人	
	神田川北公園	静岡県富士宮市神田川町24	1	1	1	1	1	1	183人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	大規模火災		
	神田川南公園	静岡県富士宮市神田川町18			1			67人	
	西小学校	静岡県富士宮市安原山380			1			3,195人	
	フィルムパークグラウンド	静岡県富士宮市大中里1135-1			1			600人	
	富士宮北高等学校	静岡県富士宮市北町230			1			8,333人	
	大富士小学校	静岡県富士宮市万野原新田3982			1			3,623人	
	大富士中学校	静岡県富士宮市万野原新田4115-1			1			6,985人	
	富士見小学校	静岡県富士宮市富士見ヶ丘1794			1			4,907人	
	市営舞々木墓地	静岡県富士宮市舞々木町1075			1			10,455人	
	黒田小学校	静岡県富士宮市黒田1030-2			1			2,514人	
	星陵高等学校	静岡県富士宮市星山1068			1			15,000人	
	山本地区避難地	静岡県富士宮市山本137-5、8、139-10			1			1,333人	
	富士館高等学校	静岡県富士宮市弓沢町732			1			3,833人	
	富士宮東高等学校	静岡県富士宮市小泉1234			1			3,833人	
	富士根南小学校	静岡県富士宮市小泉1675			1			2,800人	
	富士根南中学校	静岡県富士宮市小泉1996			1			5,080人	
	粟倉分校	静岡県富士宮市粟倉1828			1			1,743人	
	富士根北小学校	静岡県富士宮市村山1489			1			2,325人	
	舟久保団地市有地	静岡県富士宮市舟久保町17-4			1			333人	
	富士根北中学校	静岡県富士宮市村山935-1			1			5,006人	
	第四中学校	静岡県富士宮市穂波町13-1			1			4,661人	
	淀川北公園	静岡県富士宮市淀川町27-1			1			467人	
	淀川中公園	静岡県富士宮市淀川町23-1			1			333人	
	西鉄公園	静岡県富士宮市中里東町290			1			667人	
	大中里こども園	静岡県富士宮市中里東町837			1			933人	
	富丘小学校	静岡県富士宮市淀橋489-4			1			2,020人	
	富士宮西高等学校	静岡県富士宮市淀橋1550			1			5,333人	
	外神東公園	静岡県富士宮市外神東町113			1			6,667人	
	北山小学校	静岡県富士宮市北山1582			1			2,925人	
	北山中学校	静岡県富士宮市北山1092			1			5,430人	
	山宮小学校	静岡県富士宮市山宮1560-1			1			2,181人	
	上野小学校	静岡県富士宮市下条408			1			2,532人	
	上野中学校	静岡県富士宮市穂波川1410			1			4,476人	
	白永小学校	静岡県富士宮市原1115			1			2,680人	
	人六小学校	静岡県富士宮市人六362			1			7,078人	
	西富士中学校	静岡県富士宮市上井出918-1			1			4,827人	
	上井出小学校	静岡県富士宮市上井出1400			1			6,478人	
	相原分校	静岡県富士宮市根原155			1			340人	
	井之頭小学校	静岡県富士宮市猪之頭168			1			1,635人	
	井之頭中学校	静岡県富士宮市猪之頭989			1			2,533人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	大規模火災		
	柚野小学校	静岡県富士宮市上柚野88			1			1,427人	
	柚野中学校	静岡県富士宮市下柚野371			1			2,376人	
	芝宮小学校	静岡県富士宮市長貫1323			1			2,461人	
	芝川中学校	静岡県富士宮市長貫1267			1			4,373人	
	種子小学校	静岡県富士宮市上種子830-1			1			1,594人	
	内房小学校	静岡県富士宮市内房3909			1			1,963人	
	芝川B&G海洋センター	静岡県富士宮市西山858			1			3,377人	
	杉田区民センター	静岡県富士宮市杉田957-10			1			405人	
	下郷区公民館	静岡県富士宮市下郷子1036-3			1			146人	
	駅前交流センターきらら	静岡県富士宮市中央町5-7			1			238人	
	市民体育館	静岡県富士宮市外神115			1			2,985人	
	中央図書館	静岡県富士宮市富町13-1			1			422人	
	北山会館	静岡県富士宮市北山1584-1			1			356人	
	上野会館	静岡県富士宮市下条141			1			1,045人	
	芝川公民館	静岡県富士宮市長貫1270-1			1			1,200人	
	宝町公園	静岡県富士宮市宝町760			1			731人	
	上井出区民館	静岡県富士宮市上井出631			1			196人	
	北中学校(体育館)	静岡県伊東市湯川380-1			1			37人	
	北中学校(グラウンド)	静岡県伊東市湯川380-1			1			5,500人	
	伊東公園	静岡県伊東市湯川322			1			2,000人	
	西小学校(体育館)	静岡県伊東市堤町1-5			1			400人	
	西小学校(グラウンド)	静岡県伊東市堤町1-5			1			4,000人	
	東小学校(体育館)	静岡県伊東市大原二丁目2-6			1			500人	
	東小学校(グラウンド)	静岡県伊東市大原二丁目2-6			1			4,500人	
	南小学校(体育館)	静岡県伊東市政須美元和田716-87			1			330人	
	南小学校(グラウンド)	静岡県伊東市政須美元和田716-87			1			6,000人	
	市民運動場	静岡県伊東市政須美元和田716-115			1			10,000人	
	南中学校(体育館)	静岡県伊東市政須美元和田729-1			1			790人	
	南中学校(グラウンド)	静岡県伊東市政須美元和田729-1			1			12,500人	
	宇佐美小学校(体育館)	静岡県伊東市宇佐美1627-1			1			410人	
	宇佐美小学校(グラウンド)	静岡県伊東市宇佐美1627-1			1			4,300人	
	宇佐美中学校(体育館)	静岡県伊東市宇佐美1537-1			1			470人	
	宇佐美中学校(グラウンド)	静岡県伊東市宇佐美1537-1			1			3,000人	
	川奈小学校(体育館)	静岡県伊東市川奈1083-1			1			190人	
	川奈小学校(グラウンド)	静岡県伊東市川奈1083-1			1			3,000人	
	伊東商業高校(体育館)	静岡県伊東市吉田748-1			1			700人	
	伊東商業高校(グラウンド)	静岡県伊東市吉田748-1			1			14,500人	
	大池小学校(体育館)	静岡県伊東市吉田824-4			1			210人	
	大池小学校(グラウンド)	静岡県伊東市吉田824-4			1			3,500人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 人数
			洪水	土砂 崩壊	津波	地震	火災	山 崩壊	
	門野中学校(体育館)	静岡県伊東市鎌田1281-63	1	1	1	1	1	1	400人
	門野中学校(グラウンド)	静岡県伊東市鎌田1281-63	1	1	1	1	1	1	8,500人
	十足広場	静岡県伊東市十足536-1	1	1	1	1	1	1	2,500人
	富戸小学校(体育館)	静岡県伊東市富戸1203-1	1	1	1	1	1	1	200人
	富戸小学校(グラウンド)	静岡県伊東市富戸1203-1	1	1	1	1	1	1	8,500人
	富戸公園	静岡県伊東市富戸688-3	1	1	1	1	1	1	2,500人
	八幡野小学校(体育館)	静岡県伊東市八幡野976-1	1	1	1	1	1	1	340人
	八幡野小学校(グラウンド)	静岡県伊東市八幡野976-1	1	1	1	1	1	1	2,000人
	知島中学校(体育館)	静岡県伊東市八幡野128-3	1	1	1	1	1	1	380人
	知島中学校(グラウンド)	静岡県伊東市八幡野128-3	1	1	1	1	1	1	3,700人
	伊東高校城ヶ崎分校(体育館)	静岡県伊東市八幡野1120	1	1	1	1	1	1	840人
	伊東高校城ヶ崎分校(グラウンド)	静岡県伊東市八幡野1120	1	1	1	1	1	1	7,200人
	池小学校(体育館)	静岡県伊東市池477-2	1	1	1	1	1	1	210人
	池小学校(グラウンド)	静岡県伊東市池477-2	1	1	1	1	1	1	2,000人
	富士市立吉原小学校	静岡県富士市高嶺町6-1	1	1	1	1	1	1	1,471人
	富士市立伝法小学校	静岡県富士市伝法2743	1	1	1	1	1	1	1,557人
	富士市立吉原第一中学校	静岡県富士市永田北町7-1	1	1	1	1	1	1	1,870人
	富士市立今泉小学校	静岡県富士市今泉3-17-1	1	1	1	1	1	1	1,741人
	静岡県立吉原第二中学校	静岡県富士市今泉1955	1	1	1	1	1	1	1,757人
	静岡県立吉原高等学校	静岡県富士市今泉2160	1	1	1	1	1	1	1,717人
	静岡県立富士真高等学校	静岡県富士市今泉2921	1	1	1	1	1	1	1,866人
	富士市立神戸小学校	静岡県富士市神戸633	1	1	1	1	1	1	1,037人
	富士市立丘小学校	静岡県富士市丘島本町1-1	1	1	1	1	1	1	1,474人
	富士市立青葉台小学校	静岡県富士市一色295	1	1	1	1	1	1	1,304人
	富士市立吉原北中学校	静岡県富士市原田2259番地	1	1	1	1	1	1	1,278人
	富士市立五原原小学校	静岡県富士市今井3-4-2	1	1	1	1	1	1	1,416人
	富士市立五原原中学校	静岡県富士市今井中町28-1	1	1	1	1	1	1	1,123人
	富士市立須津小学校	静岡県富士市中里1019	1	1	1	1	1	1	1,361人
	富士市立須津中学校	静岡県富士市中里1156	1	1	1	1	1	1	1,274人
	富士市立東小学校	静岡県富士市西船津220	1	1	1	1	1	1	1,671人
	富士市立吉原第一小学校	静岡県富士市比奈1431	1	1	1	1	1	1	590人
	富士市立吉原東中学校	静岡県富士市比奈75	1	1	1	1	1	1	1,205人
	富士市立高等学校	静岡県富士市比奈1654	1	1	1	1	1	1	814人
	富士市立吉原第二小学校	静岡県富士市船無ヶ淵149-1	1	1	1	1	1	1	3,078人
	駒子社林業施設展示場	静岡県富士市桑崎1025-30	1	1	1	1	1	1	889人
	富士市立原田小学校	静岡県富士市原田480	1	1	1	1	1	1	22人
	富士市立吉原第三中学校	静岡県富士市比奈2126	1	1	1	1	1	1	1,146人
	富士市立大淵第一小学校	静岡県富士市大淵3012	1	1	1	1	1	1	1,459人
			1	1	1	1	1	1	1,362人

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 人数
			洪水	土砂 崩壊	津波	地震	火災	山 崩壊	
	富士市立大淵第二小学校	静岡県富士市大淵8673-1	1	1	1	1	1	1	434人
	富士市立大淵中学校	静岡県富士市大淵2920	1	1	1	1	1	1	1,685人
	富士市立富士第一小学校	静岡県富士市本市場280-2	1	1	1	1	1	1	1,675人
	静岡県富士男子中学校・高等学校	静岡県富士市平理町1-1	1	1	1	1	1	1	1,153人
	富士市立富士中学校	静岡県富士市中島320	1	1	1	1	1	1	2,035人
	静岡県立富士高等学校	静岡県富士市松本17	1	1	1	1	1	1	2,344人
	富士市立富士中央小学校	静岡県富士市米之宮町295	1	1	1	1	1	1	1,276人
	富士市立富士第二小学校	静岡県富士市横割1-8-1	1	1	1	1	1	1	1,380人
	静岡県立富士南中学校	静岡県富士市桑島550	1	1	1	1	1	1	1,988人
	富士市立富士南小学校	静岡県富士市宮下551	1	1	1	1	1	1	1,536人
	富士市立田子浦小学校	静岡県富士市中丸98	1	1	1	1	1	1	1,376人
	富士市立田子浦中学校	静岡県富士市中丸411	1	1	1	1	1	1	1,701人
	富士市立岩佐北小学校	静岡県富士市松岡850	1	1	1	1	1	1	1,352人
	富士市立岩佐北中学校	静岡県富士市岩本123-1	1	1	1	1	1	1	1,342人
	静岡県立岩佐中学校	静岡県富士市松岡2353-1	1	1	1	1	1	1	1,610人
	富士市立岩本保育園	静岡県富士市岩本581-33	1	1	1	1	1	1	68人
	静岡県立藤岡小学校	静岡県富士市久沢2-3-1	1	1	1	1	1	1	1,242人
	静岡県立藤岡中学校	静岡県富士市久沢713	1	1	1	1	1	1	1,875人
	静岡県立文圃小学校	静岡県富士市文圃50	1	1	1	1	1	1	1,102人
	静岡県立文圃幼稚園	静岡県富士市文圃1047-1	1	1	1	1	1	1	159人
	富士市立丘小学校	静岡県富士市厚原2075	1	1	1	1	1	1	1,427人
	富士市立岩瀬中学校	静岡県富士市伝法630	1	1	1	1	1	1	1,683人
	富士市立川体体育館	静岡県富士市木崎89-1	1	1	1	1	1	1	1,067人
	富士市立富士川第一小学校	静岡県富士市岩淵107	1	1	1	1	1	1	1,115人
	富士市立富士川第一中学校	静岡県富士市岩淵855-3	1	1	1	1	1	1	1,293人
	富士市立富士川第二小学校	静岡県富士市北松野1959	1	1	1	1	1	1	861人
	富士市立富士川第二中学校	静岡県富士市北松野1963-6	1	1	1	1	1	1	851人
	吉原まちづくりセンター	静岡県富士市高嶺町6-3	1	1	1	1	1	1	160人
	伝法まちづくりセンター	静岡県富士市伝法2743-2	1	1	1	1	1	1	183人
	今泉まちづくりセンター	静岡県富士市今泉7-12-37	1	1	1	1	1	1	222人
	青葉台まちづくりセンター	静岡県富士市一色288-4	1	1	1	1	1	1	122人
	元吉原まちづくりセンター	静岡県富士市比奈1417-1	1	1	1	1	1	1	180人
	元吉原まちづくりセンター	静岡県富士市大野新田744-2	1	1	1	1	1	1	139人
	須津まちづくりセンター	静岡県富士市中里1143-1	1	1	1	1	1	1	96人
	浮島まちづくりセンター	静岡県富士市西船津215-2	1	1	1	1	1	1	73人
	原田まちづくりセンター	静岡県富士市原田485	1	1	1	1	1	1	151人
	富士見台まちづくりセンター	静岡県富士市富士見台6-1-1	1	1	1	1	1	1	115人
	神戸まちづくりセンター	静岡県富士市さんどまき142	1	1	1	1	1	1	97人
	吉永北まちづくりセンター	静岡県富士市船無ヶ淵162-1	1	1	1	1	1	1	87人

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂崩壊	津波	地震	火災		
大淵	大淵まちづくりセンター	静岡県富士市大淵2885-4	1	1				181人	
富士市	富士駅北まちづくりセンター	静岡県富士市平塚本町6-13	1	1				196人	
	富士北まちづくりセンター	静岡県富士市米之宮町288	1	1				163人	
	富士駅前まちづくりセンター	静岡県富士市横領1-4-15	1	1				167人	
	田子浦まちづくりセンター	静岡県富士市中丸282	1	1				175人	
	富士南まちづくりセンター	静岡県富士市森下52-1	1	1				200人	
	岩松まちづくりセンター	静岡県富士市松園837-7	1	1				87人	
	岩松北まちづくりセンター	静岡県富士市岩本38-1	1	1				119人	
	富士川まちづくりセンター	静岡県富士市岩瀬121	1	1				153人	
	松野まちづくりセンター	静岡県富士市南松野1782-2	1	1				221人	
	鷹岡まちづくりセンター	静岡県富士市久沢836-1	1	1				200人	
	広見まちづくりセンター	静岡県富士市石坂470-5	1	1				102人	
	天間まちづくりセンター	静岡県富士市天間1106-1	1	1				117人	
	丘まちづくりセンター	静岡県富士市厚原2099-14	1	1				152人	
	中央公園	静岡県富士市永田町2-112			1	1		23,000人	
	原田公園	静岡県富士市原田704			1	1		11,000人	
	広泉公園	静岡県富士市伝法46-1			1	1		55,500人	
	雁公園	静岡県富士市松園1880-1			1	1		12,000人	
	富士西公園	静岡県富士市入山瀬772-1			1	1		13,000人	
	富士総合運動公園駐車場A	静岡県富士市中野671							
	富士信用金庫研修センター-東側駐車場	静岡県富士市中野212-11							
	鈴川港公園津波避難タワー	静岡県富士市鈴川町61-9				1		64人	
	富士市立柏原保育園津波避難タワー	静岡県富士市沼田新田148-1				1		64人	
	富士市立立花保育園津波避難タワー	静岡県富士市敷島592-8				1		64人	
	田富士市立立花保育園津波避難タワー	静岡県富士市中丸384-3				1		64人	
	市営今井団地	静岡県富士市今井3-6-14						128人	
	市営田子浦団地	静岡県富士市川成島550-3						38人	
	市営四軒屋団地	静岡県富士市五重島466						520人	
	市営早川団地	静岡県富士市宮島735-1						199人	
	富士市西部浄化センター	静岡県富士市宮島1260						247人	
	富士市教育プラザ	静岡県富士市八代町1-1						250人	
	静岡県富士市八代町消防倉庫	静岡県富士市八代町11-1						780人	
	静岡県富士市川成島782-9	静岡県富士市川成島782-9						126人	
	静岡県富士市川成島432-1	静岡県富士市川成島432-1						244人	
	静岡県富士市川成島644-3	静岡県富士市川成島644-3						190人	
	新富士ビル	静岡県富士市柳島153-1						84人	
	マンションコーポベルライズ	静岡県富士市柳島153-1						300人	
	旭化成株式会社志業	静岡県富士市中丸140-1						520人	
								40人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂崩壊	津波	地震	火災		
旭化成株式会社	旭化成株式会社サントピア富士寮	静岡県富士市中丸140-1				1			88人
地辺クニック	地辺クニック	静岡県富士市川成島新町250				1			1,400人
株式会社マルハン吉原店	株式会社マルハン吉原店立体駐車場	静岡県富士市八代町12-12				1			2,870人
株式会社メンテック技研	株式会社メンテック技研	静岡県富士市依田橋町9-2				1			360人
株式会社山清第1倉庫	株式会社山清第1倉庫	静岡県富士市今泉187-1				1			1,792人
船田工業薬品株式会社	船田工業薬品株式会社	静岡県富士市依田橋町71-1				1			20人
船厚ビル	船厚ビル	静岡県富士市依田橋町13-24				1			180人
ダイオーバーハーブプロダクツ株式会社	ダイオーバーハーブプロダクツ株式会社	静岡県富士市依田橋町7-34				1			187人
株式会社タスキ	株式会社タスキ静岡工場アスカム	静岡県富士市今泉429-3				1			20人
株式会社山清第7倉庫	株式会社山清第7倉庫	静岡県富士市今泉643-2				1			1,631人
ジェイコ株式会社	ジェイコ株式会社	静岡県富士市今泉700-1				1			900人
株式会社中村組	株式会社中村組	静岡県富士市田中新田275-12				1			190人
介護老人保健施設かくや富士	介護老人保健施設かくや富士	静岡県富士市中里2546-7				1			118人
株式会社ニトリ富士店	株式会社ニトリ富士店	静岡県富士市田中新田213-2				1			88人
株式会社サウスエクスプレス	株式会社サウスエクスプレス	静岡県富士市高島841-1				1			1,370人
有限会社アサマ工業	有限会社アサマ工業	静岡県富士市五重島918-1				1			208人
FK産業株式会社	FK産業株式会社	静岡県富士市五重島918-1				1			100人
東海シーレックス株式会社	東海シーレックス株式会社	静岡県富士市五重島814				1			200人
株式会社大石工業	株式会社大石工業	静岡県富士市五重島770-8				1			400人
株式会社青瀬洋行	株式会社青瀬洋行	静岡県富士市五重島990-1				1			50人
サンクレイドル新富士ウインフォート	サンクレイドル新富士ウインフォート	静岡県富士市五重島971				1			100人
ホリアスチックス株式会社富士工場	ホリアスチックス株式会社富士工場	静岡県富士市宮島468-1				1			200人
アイマンジョン	アイマンジョン	静岡県富士市宮島973				1			1,000人
ガントクケネ	ガントクケネ	静岡県富士市荒田島町9-7				1			29人
介護老人保健施設きよりの郷	介護老人保健施設きよりの郷	静岡県富士市荒田島町5-3				1			60人
株式会社マルハン吉原寮	株式会社マルハン吉原寮	静岡県富士市五重島175				1			300人
株式会社ラウンドワン富士店	株式会社ラウンドワン富士店	静岡県富士市八代町8-14				1			94人
ギフトプラザダイー本店	ギフトプラザダイー本店	静岡県富士市八代町4-15				1			810人
富士化工株式会社	富士化工株式会社	静岡県富士市鈴川本町3-6				1			75人
マルスン豊河企業アパート	マルスン豊河企業アパート	静岡県富士市柳田90				1			300人
御殿場高等学校	御殿場高等学校	静岡県富士市依田橋町9-34				1			140人
御殿場小学校	御殿場小学校	静岡県御殿場市御殿場192-1				1			4,854人
南中学校	南中学校	静岡県御殿場市萩原361-1				1			3,604人
御殿場南小学校	御殿場南小学校	静岡県御殿場市萩原1327				1			1,999人
御殿場南高等学校	御殿場南高等学校	静岡県御殿場市川島田580				1			4,118人
弘沢公民館	弘沢公民館	静岡県御殿場市萩原1450				1			2,286人
青少年会館跡地	青少年会館跡地	静岡県御殿場市萩原351				1			1,451人
馬車道公園	馬車道公園	静岡県御殿場市東山11082				1			778人
		静岡県御殿場市二枚橋38-1				1			1,150人

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(土石流)	津波	地震	火災	大規模火災		
裾野市	東小学校	静岡県裾野市西田中310	1	1	1	1	1	1	5,028人	
	東田中富士公園	静岡県裾野市東田中1-19-23	1	1	1	1	1	1	1,502人	
	二の岡地区コミュニティ併用施設	静岡県裾野市二の岡1-3-15	1	1	1	1	1	1	3,979人	
	中央公園	静岡県裾野市萩原754-5	1	1	1	1	1	1	5,389人	
	蓮幼保育園	静岡県裾野市仁杉255-2	1	1	1	1	1	1	1,685人	
	富士岡小学校	静岡県裾野市蓮154-1	1	1	1	1	1	1	3,180人	
	富士岡中学校	静岡県裾野市中山161	1	1	1	1	1	1	3,670人	
	神山小学校	静岡県裾野市中山825-1	1	1	1	1	1	1	3,827人	
	駒門地区児童厚生会体育施設	静岡県裾野市神山1478-2	1	1	1	1	1	1	6,534人	
	原里小学校	静岡県裾野市駒門471	1	1	1	1	1	1	757人	
	原里中学校	静岡県裾野市川島田1902	1	1	1	1	1	1	5,541人	
	森之藤幼稚園	静岡県裾野市川島田1363-1	1	1	1	1	1	1	4,080人	
	朝日小学校	静岡県裾野市坂妻101-6	1	1	1	1	1	1	1,872人	
	御殿場豊協本店	静岡県裾野市川島田84-1	1	1	1	1	1	1	2,321人	
	玉穂第一保育園	静岡県裾野市くみ沢5	1	1	1	1	1	1	2,897人	
	玉穂小学校	静岡県裾野市くみ沢1322-1	1	1	1	1	1	1	876人	
	中畑西部地区コミュニティ併用施設	静岡県裾野市中畑441	1	1	1	1	1	1	649人	
	印野小学校	静岡県裾野市中畑1777	1	1	1	1	1	1	1,629人	
	高根小学校	静岡県裾野市印野710	1	1	1	1	1	1	2,084人	
	高根第二保育園	静岡県裾野市塚原38-5	1	1	1	1	1	1	3,876人	
西小学校	静岡県裾野市上小林431-1	1	1	1	1	1	1	994人		
南小学校	静岡県裾野市佐野1143	1	1	1	1	1	1	902人		
裾野高校	静岡県裾野市伊豆島田806-5	1	1	1	1	1	1	467人		
東小学校	静岡県裾野市佐野900-1	1	1	1	1	1	1	1,069人		
向田小学校	静岡県裾野市茶畑389	1	1	1	1	1	1	903人		
深良小学校	静岡県裾野市深良1133	1	1	1	1	1	1	766人		
生涯学習センター	静岡県裾野市深良655	1	1	1	1	1	1	633人		
富岡第1小学校	静岡県裾野市深良435	1	1	1	1	1	1	220人		
富岡第2小学校	静岡県裾野市御宿600	1	1	1	1	1	1	921人		
千福が丘小学校	静岡県裾野市下和田890	1	1	1	1	1	1	288人		
須山小学校	静岡県裾野市千福が丘4-12-1	1	1	1	1	1	1	390人		
修善寺南小学校	静岡県裾野市須山165	1	1	1	1	1	1	469人		
修善寺中学校	静岡県伊豆市相久保449	1	1	1	1	1	1	594人		
熊坂小学校	静岡県伊豆市相久保395	1	1	1	1	1	1	1,175人		
修善寺総合会館	静岡県伊豆市熊坂708-3	1	1	1	1	1	1	467人		
修善寺小学校	静岡県伊豆市修善寺838-1	1	1	1	1	1	1	524人		
修善寺東小学校	静岡県伊豆市修善寺3244	1	1	1	1	1	1	545人		
修善寺東小学校	静岡県伊豆市木立野419	1	1	1	1	1	1	533人		

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(土石流)	津波	地震	火災	大規模火災		
伊豆市	小土肥生活改善センター	静岡県伊豆市小土肥542	1	1	1	1	1	1	96人	
	土肥小学校	静岡県伊豆市土肥638	1	1	1	1	1	1	513人	
	丸山スポーツ公園	静岡県伊豆市土肥2701-1	1	1	1	1	1	1	527人	
	小下田ふもとセンター	静岡県伊豆市八木沢1361-1	1	1	1	1	1	1	107人	
	神野ドーム	静岡県伊豆市小下田1343	1	1	1	1	1	1	171人	
	旧月ヶ瀬小学校	静岡県伊豆市青羽根89	1	1	1	1	1	1	1,364人	
	田湯ヶ島小学校	静岡県伊豆市月ヶ瀬444	1	1	1	1	1	1	245人	
	八岳集会所	静岡県伊豆市湯ヶ島136	1	1	1	1	1	1	400人	
	土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市原保384	1	1	1	1	1	1	309人	
	土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市原保313-1	1	1	1	1	1	1	228人	
	土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市小土肥542	1	1	1	1	1	1	100人	
	土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市八木沢770-1	1	1	1	1	1	1	150人	
	土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥665-26	1	1	1	1	1	1	150人	
	土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥478-1	1	1	1	1	1	1	2,279人	
	土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥289-2	1	1	1	1	1	1	1,508人	
	土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥324	1	1	1	1	1	1	140人	
	土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥284	1	1	1	1	1	1	515人	
	土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥415-4	1	1	1	1	1	1	937人	
	土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥336-1	1	1	1	1	1	1	1,436人	
	土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥2791-4	1	1	1	1	1	1	2,438人	
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥2849-5	1	1	1	1	1	1	1,777人		
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥2849-3	1	1	1	1	1	1	2,314人		
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥2656-1	1	1	1	1	1	1	75人		
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥2914-6	1	1	1	1	1	1	75人		
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥241	1	1	1	1	1	1	75人		
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥734-1	1	1	1	1	1	1	15人		
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥349-2	1	1	1	1	1	1	495人		
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥859-1	1	1	1	1	1	1	130人		
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市土肥1053-1	1	1	1	1	1	1	80人		
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆市八木沢1365-1	1	1	1	1	1	1	100人		
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆の国市古奈255	1	1	1	1	1	1	1,480人		
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆の国市長岡1407-5	1	1	1	1	1	1	1,930人		
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆の国市長岡1294-1	1	1	1	1	1	1	1,460人		
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆の国市南江間1200	1	1	1	1	1	1	810人		
土肥ふじやホテル	静岡県伊豆の国市南江間1212-1	1	1	1	1	1	1	45人		

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂崩れ	津波	地震	火災	火山噴火		
	長岡中央公民館(あやめ会館)	静岡県伊豆の国市長岡346-1	1	1	1	1	1	1	700人	
	富士美幼稚園	静岡県伊豆の国市原木1343	1	1	1	1	1	1	270人	
	葦山小学校	静岡県伊豆の国市四日町350-1	1	1	1	1	1	1	1,680人	
	県立伊豆中央高等学校	静岡県伊豆の国市寺家970-1	1	1	1	1	1	1	730人	
	県立東部特別支援学校	静岡県伊豆の国市寺家235-1	1	1	1	1	1	1	180人	
	葦山南小学校	静岡県伊豆の国市中817-1	1	1	1	1	1	1	980人	
	共和幼稚園	静岡県伊豆の国市773-1	1	1	1	1	1	1	233人	
	県立葦山高等学校	静岡県伊豆の国市葦山1229	1	1	1	1	1	1	880人	
	葦山中学校	静岡県伊豆の国市葦山1893	1	1	1	1	1	1	1,050人	
	葦山体育館	静岡県伊豆の国市葦山1892-1	1	1	1	1	1	1	980人	
	葦山生涯学習センター	静岡県伊豆の国市赤谷1251-1	1	1	1	1	1	1	300人	
	中島防災センター	静岡県伊豆の国市中島257-3	1	1	1	1	1	1	70人	
	大仁中学校	静岡県伊豆の国市三福1276-20	1	1	1	1	1	1	1,880人	
	大仁小学校	静岡県伊豆の国市三福325-1	1	1	1	1	1	1	1,640人	
	ひまわり保育園	静岡県伊豆の国市三福934-1	1	1	1	1	1	1	130人	
	御門防災センター	静岡県伊豆の国市御門132-1	1	1	1	1	1	1	58人	
	大仁北小学校	静岡県伊豆の国市守木312-1	1	1	1	1	1	1	880人	
	野外活動センター(旧大仁東小学校)	静岡県伊豆の国市下畑1930	1	1	1	1	1	1	240人	
	市民交流センター(作法堂(旧大仁高校))	静岡県伊豆の国市大仁334	1	1	1	1	1	1	25人	
	堀之上公民館	静岡県伊豆の国市堀之上227-7	1	1	1	1	1	1	38人	
	古奈公民館	静岡県伊豆の国市古奈270	1	1	1	1	1	1	84人	
	天野公民館	静岡県伊豆の国市天野7-1	1	1	1	1	1	1	38人	
	長岡区民館	静岡県伊豆の国市長岡159-9	1	1	1	1	1	1	69人	
	小坂公民館	静岡県伊豆の国市小坂378	1	1	1	1	1	1	36人	
	富士区公民館	静岡県伊豆の国市富士741-3	1	1	1	1	1	1	34人	
	長瀬公民館	静岡県伊豆の国市長瀬280-1	1	1	1	1	1	1	18人	
	戸沢公民館	静岡県伊豆の国市戸沢43-1	1	1	1	1	1	1	26人	
	花塚公民館	静岡県伊豆の国市花塚113-1	1	1	1	1	1	1	17人	
	南江間公民館	静岡県伊豆の国市南江間435-1	1	1	1	1	1	1	22人	
	谷戸コミュニティセンター	静岡県伊豆の国市南江間857-4	1	1	1	1	1	1	33人	
	仲之台公民館	静岡県伊豆の国市南江間830-2	1	1	1	1	1	1	15人	
	鳥打公民館	静岡県伊豆の国市南江間906-1	1	1	1	1	1	1	15人	
	珍野公民館	静岡県伊豆の国市南江間1602-1	1	1	1	1	1	1	41人	
	町屋公民館	静岡県伊豆の国市北江間131-1	1	1	1	1	1	1	30人	
	大北公民館	静岡県伊豆の国市北江間477	1	1	1	1	1	1	63人	
	千代田公民館	静岡県伊豆の国市北江間1724-1	1	1	1	1	1	1	49人	
	長塚公民館	静岡県伊豆の国市北江間1805-12	1	1	1	1	1	1	31人	
	金谷研修センター	静岡県伊豆の国市葦山金谷268-1	1	1	1	1	1	1	24人	
	山木産業会館	静岡県伊豆の国市葦山山木605	1	1	1	1	1	1	74人	

伊豆の国

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂崩れ	津波	地震	火災	火山噴火		
	多田区公民館	静岡県伊豆の国市葦山多田572-1	1	1	1	1	1	1	55人	
	長崎会館	静岡県伊豆の国市長崎202	1	1	1	1	1	1	28人	
	原木公民館	静岡県伊豆の国市原木804-1	1	1	1	1	1	1	53人	
	四日町公民館	静岡県伊豆の国市四日町1652-2	1	1	1	1	1	1	74人	
	寺家区公民館	静岡県伊豆の国市寺家112	1	1	1	1	1	1	83人	
	中條区公民館	静岡県伊豆の国市中條285	1	1	1	1	1	1	45人	
	南條区民ホール	静岡県伊豆の国市南條1605	1	1	1	1	1	1	103人	
	立花台区公民館	静岡県伊豆の国市中1015-2-1	1	1	1	1	1	1	47人	
	中公民館	静岡県伊豆の国市中772-3	1	1	1	1	1	1	67人	
	高原公民館	静岡県伊豆の国市中1613-87	1	1	1	1	1	1	15人	
	内中公民館	静岡県伊豆の国市内中142	1	1	1	1	1	1	18人	
	松並公民館	静岡県伊豆の国市四日町184-1	1	1	1	1	1	1	64人	
	みどり区自治会館	静岡県伊豆の国市赤谷2216-1	1	1	1	1	1	1	09人	
	大仁公民館	静岡県伊豆の国市大仁268-2	1	1	1	1	1	1	114人	
	吉田公民館	静岡県伊豆の国市吉田580	1	1	1	1	1	1	67人	
	神島集合センター	静岡県伊豆の国市神島112-1地先	1	1	1	1	1	1	55人	
	三福公民館	静岡県伊豆の国市三福675	1	1	1	1	1	1	107人	
	田京公民館	静岡県伊豆の国市田京380-2	1	1	1	1	1	1	61人	
	白山堂公民館	静岡県伊豆の国市白山堂407-1	1	1	1	1	1	1	37人	
	守木公民館	静岡県伊豆の国市守木76-2	1	1	1	1	1	1	71人	
	赤光寺公民館	静岡県伊豆の国市赤光寺72-1	1	1	1	1	1	1	48人	
	立花公民館	静岡県伊豆の国市立花三丁目1	1	1	1	1	1	1	62人	
	壘和公民館	静岡県伊豆の国市赤光寺650-9	1	1	1	1	1	1	22人	
	田中山公民館	静岡県伊豆の国市田中山1136	1	1	1	1	1	1	55人	
	下畑公民館	静岡県伊豆の国市下畑164	1	1	1	1	1	1	52人	
	浮橋公民館	静岡県伊豆の国市浮橋900-5	1	1	1	1	1	1	72人	
	田原野公民館	静岡県伊豆の国市田原野95-1	1	1	1	1	1	1	61人	
	長者原公民館	静岡県伊豆の国市長者原1455-381	1	1	1	1	1	1	38人	
	狩野川ハルバーンセンター	静岡県伊豆の国市天野444-1	1	1	1	1	1	1	2,033人	
	江間いご祭りセンター	静岡県伊豆の国市北江間563-7	1	1	1	1	1	1	733人	
	伊豆の国/ハラマバーク駐車場	静岡県伊豆の国市長岡260-1	1	1	1	1	1	1	378人	
	浦らっくす公園	静岡県伊豆の国市長岡613-1	1	1	1	1	1	1	777人	
	古奈湯元公園	静岡県伊豆の国市古奈1189-3	1	1	1	1	1	1	866人	
	江間公園	静岡県伊豆の国市南江間828-4	1	1	1	1	1	1	2,500人	
	山木グリーン公園	静岡県伊豆の国市葦山山木183	1	1	1	1	1	1	1,200人	
	反射炉自來公園	静岡県伊豆の国市中282-1	1	1	1	1	1	1	1,178人	
	葦山反射炉アイスタンスセンター 駐車場	静岡県伊豆の国市中280-1	1	1	1	1	1	1	1,600人	
	大仁湖端公園	静岡県伊豆の国市大仁114	1	1	1	1	1	1	794人	
	狩野川堤防(大仁橋下流)	静岡県伊豆の国市大仁字水門戸	1	1	1	1	1	1	771人	

13-2-2 市別別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.41

市 町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 人数
			洪水	土砂 災害 (崖崩れ)	高潮	地震	津波	大規模 火災	
長 泉 町	IZU VILLAGE 駐車場	静岡県伊豆の国市田原195-2	1	1	1	1	1	1	2,366人
	広瀬公園	静岡県伊豆の国市田原7-5	1	1	1	1	1	1	3,290人
	古奈もみじ公園	静岡県伊豆の国市古奈56-1	1	1	1	1	1	1	1,460人
	函南中学校	静岡県田方郡函南町仁田56	1	1	1	1	1	1	2,429人
	東中学校	静岡県田方郡函南町谷540	1	1	1	1	1	1	3,536人
	函南小学校	静岡県田方郡函南町仁田148	1	1	1	1	1	1	1,778人
	東小学校	静岡県田方郡函南町平井972	1	1	1	1	1	1	1,955人
	西小学校	静岡県田方郡函南町間宮475	1	1	1	1	1	1	1,503人
	森村小学校	静岡県田方郡函南町桑原933	1	1	1	1	1	1	1,213人
	丹那小学校	静岡県田方郡函南町丹那443	1	1	1	1	1	1	1,033人
	西部コミュニティセンター	静岡県田方郡函南町塚本667-1	1	1	1	1	1	1	110人
	農村環境改善センター	静岡県田方郡函南町丹那333-1	1	1	1	1	1	1	110人
	田方農業高校	静岡県田方郡函南町塚本961	1	1	1	1	1	1	735人
	清水小学校	静岡県清水市町堂庭87	1	1	1	1	1	1	705人
	西小学校	静岡県清水市町長沢220	1	1	1	1	1	1	657人
	清水中学校	静岡県清水市町堂庭87	1	1	1	1	1	1	846人
	南小学校	静岡県清水市町湯川182-1	1	1	1	1	1	1	970人
	県立沼津商業高校	静岡県清水市町徳倉1205	1	1	1	1	1	1	760人
	南中学校	静岡県清水市町徳倉222-4	1	1	1	1	1	1	682人
町体育館	静岡県堂座287-1	1	1	1	1	1	1	694人	
北小学校	静岡県駿東郡長泉町下長瀬1060	1	1	1	1	1	1	937人	
長泉小学校	静岡県駿東郡長泉町土狩872	1	1	1	1	1	1	863人	
南小学校	静岡県駿東郡長泉町竹原100	1	1	1	1	1	1	1,882人	
北中学校	静岡県駿東郡長泉町鈴木里333-3	1	1	1	1	1	1	1,772人	
長泉中学校	静岡県駿東郡長泉町土狩777	1	1	1	1	1	1	365人	
知徳高等学校	静岡県駿東郡長泉町竹原354	1	1	1	1	1	1	780人	
生涯学習センター	静岡県駿東郡小山町阿多野130	1	1	1	1	1	1	1,120人	
健康福祉会館	静岡県駿東郡小山町小山75-7	1	1	1	1	1	1	2,200人	
小山中学校	静岡県駿東郡小山町藤曲142	1	1	1	1	1	1	1,740人	
成美小学校	静岡県駿東郡小山町藤曲150	1	1	1	1	1	1	840人	
明徳小学校	静岡県駿東郡小山町善法627	1	1	1	1	1	1	590人	
足柄小学校	静岡県駿東郡小山町竹之下2411-1	1	1	1	1	1	1	1,670人	
北郷中学校	静岡県駿東郡小山町用沢355	1	1	1	1	1	1	1,470人	
北郷小学校	静岡県駿東郡小山町用沢604-16	1	1	1	1	1	1	1,020人	
須走中学校	静岡県駿東郡小山町須走99-7	1	1	1	1	1	1	1,220人	
須走小学校	静岡県駿東郡小山町須走70-18	1	1	1	1	1	1	840人	
県立小山高校	静岡県駿東郡小山町竹之下369	1	1	1	1	1	1	7,745人	
須走総合グラウンド	静岡県駿東郡小山町須走347	1	1	1	1	1	1		
縣府城公園	静岡県静岡市葵区縣府城公園1-1	1	1	1	1	1	1		

13-2-2 市別別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.41

市 町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 人数
			洪水	土砂 災害 (崖崩れ)	高潮	地震	津波	大規模 火災	
長 泉 町	底辺町スホ-ツ広場	静岡県静岡市葵区底辺町	1	1	1	1	1	1	596人
	安倍川(左岸)	静岡県静岡市葵区田町	1	1	1	1	1	1	876人
	田町緑地スホ-ツ広場	静岡県静岡市葵区田町	1	1	1	1	1	1	510人
	安部川(左岸)	静岡県静岡市葵区弥敷安倍川河川敷	1	1	1	1	1	1	280人
	安部川(左岸)	静岡県静岡市葵区弥敷宮7崎町102-1	1	1	1	1	1	1	150人
	浅間神社	静岡県静岡市葵区藤府町1-107	1	1	1	1	1	1	641人
	城内中学校	静岡県静岡市葵区駒形通2-4-47	1	1	1	1	1	1	33人
	新通小学校	静岡県静岡市葵区駒形通2-6-9	1	1	1	1	1	1	710人
	新通公園	静岡県静岡市葵区常盤町3-3-1	1	1	1	1	1	1	870人
	常盤公園	静岡県静岡市葵区南安倍2-1-1	1	1	1	1	1	1	63人
	駒形小学校	静岡県静岡市葵区弥敷2-11-1	1	1	1	1	1	1	705人
	安倍川中学校	静岡県静岡市葵区駒形通4-12-1	1	1	1	1	1	1	643人
	駒形第二公園	静岡県静岡市駿河区南安倍3-556	1	1	1	1	1	1	308人
	南安倍公園	静岡県静岡市駿河区南安倍3-556	1	1	1	1	1	1	573人
	特別支援教育センター	静岡県静岡市葵区一番町160	1	1	1	1	1	1	166人
	住吉公園	静岡県静岡市葵区生吉町2-53、一番町105	1	1	1	1	1	1	230人
	番町小学校	静岡県静岡市葵区新富町1-23-1	1	1	1	1	1	1	637人
	新富町二丁目	静岡県静岡市葵区新富町3-21-2	1	1	1	1	1	1	270人
	田町小学校	静岡県静岡市葵区田町5-70	1	1	1	1	1	1	713人
	県立静岡商業高等学校	静岡県静岡市葵区田町7-90	1	1	1	1	1	1	529人
	田町こども園	静岡県静岡市葵区田町1-79	1	1	1	1	1	1	870人
	安西小学校	静岡県静岡市葵区安西1-96-3	1	1	1	1	1	1	63人
	末広中学校	静岡県静岡市葵区末広町41	1	1	1	1	1	1	705人
妻小中学校	静岡県静岡市葵区窪内町7-9	1	1	1	1	1	1	643人	
西草深公園	静岡県静岡市葵区西草深町27-9	1	1	1	1	1	1	308人	
静岡大学附属小・中学校	静岡県静岡市葵区藤府町1-94	1	1	1	1	1	1	573人	
静岡大成中学・高等学校	静岡県静岡市葵区藤府2-4-18	1	1	1	1	1	1	166人	
静岡英和女子学院中学・高等学校	静岡県静岡市葵区西草深町8-1	1	1	1	1	1	1	230人	
清水山公園	静岡県静岡市葵区伝馬町14-2	1	1	1	1	1	1	637人	
伝馬公園	静岡県静岡市葵区善法町1-2五等町114他	1	1	1	1	1	1		
静岡学園中学・高等学校	静岡県静岡市葵区伝馬町14-1	1	1	1	1	1	1	270人	
榎内小学校	静岡県静岡市葵区東藤匠町25	1	1	1	1	1	1	713人	
東中学校	静岡県静岡市葵区善法1-6-1	1	1	1	1	1	1	529人	
青木の社公園	静岡県静岡市葵区東町64	1	1	1	1	1	1	870人	
城東公園	静岡県静岡市葵区城東町11	1	1	1	1	1	1		
城東健康福祉センター	静岡県静岡市葵区城東町24-1	1	1	1	1	1	1		
安東小学校	静岡県静岡市葵区安東3-16-1	1	1	1	1	1	1	592人	
安東公園	静岡県静岡市葵区安東1-300外	1	1	1	1	1	1		
県立静岡高等学校	静岡県静岡市葵区長谷町66	1	1	1	1	1	1	781人	
安東中学校	静岡県静岡市葵区安東3-13-1	1	1	1	1	1	1	802人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	地震	津波	大規模火災		
	県立静岡城北高等学校	静岡県静岡市東区北安東2-3-1			1			689人	
	安東こども園	静岡県静岡市東区安東3-1-17				1		200人	
	城北小学校	静岡県静岡市東区北安東4-27-3					1	788人	
	鶴山中学校	静岡県静岡市東区鶴山8-2					1	2,908人	
	県立静岡中央高等学校	静岡県静岡市東区城北2-29-1					1	570人	
	竜南小学校	静岡県静岡市東区竜南1-23-1					1	812人	
	市立高等学校	静岡県静岡市東区千代田3-1-1					1	1,150人	
	竜南西公園	静岡県静岡市東区竜南3-162					1		
	千代田小学校	静岡県静岡市東区竜谷5-47-1					1	484人	
	旧陸軍墓地	静岡県静岡市東区竜谷					1		
	県立静岡農業高等学校	静岡県静岡市東区古庄3-1-1					1	603人	
	谷谷東公園	静岡県静岡市東区竜谷6-23					1		
	県立科学技術高等学校	静岡県静岡市東区長沼500-1					1	1,042人	
	長沼こども園	静岡県静岡市東区長沼2-18-31					1	33人	
	上土こども園	静岡県静岡市東区古庄4-2-11					1	48人	
	千代田東小学校	静岡県静岡市東区川合3-4-1					1	615人	
	県立静岡東高等学校	静岡県静岡市東区川合3-24-1					1	1,164人	
	川合本田公園	静岡県静岡市東区上土1-287-1					1		
	西奈小学校	静岡県静岡市東区浦名3-23-1					1	365人	
	静岡北高等学校	静岡県静岡市東区浦名5-14-1					1	821人	
	常葉学園静岡中学・高等学校	静岡県静岡市東区浦名2-1-1					1	606人	
	竜爪中学校	静岡県静岡市東区浦名7-31-40					1	567人	
	瀬名水梨久保一ツ広場	静岡県静岡市東区浦名					1		
	新宮公園	静岡県静岡市東区瀬名6-4086 (竜爪中学校東側)					1		
	常葉大学	静岡県静岡市東区浦名1-22-1					1		
	西奈南小学校	静岡県静岡市東区南瀬名街1-20					1	342人	
	西奈中学校	静岡県静岡市東区東瀬名街14-1					1	412人	
	瀬名川にぞも園	静岡県静岡市東区瀬名川1-21-40					1	55人	
	北沼上小学校	静岡県静岡市東区北沼上1020					1	239人	
	北沼上こども園	静岡県静岡市東区北沼上758-1					1	133人	
	麻績小学校	静岡県静岡市東区有木42-1-1					1	902人	
	北大門公園	静岡県静岡市東区北521-10					1		
	北才光寺公園	静岡県静岡市東区北1698-1					1		
	今宮公園	静岡県静岡市東区北2130地					1		
	県営住宅麻績羽高団地敷地	静岡県静岡市東区北					1		
	北瀬開神社	静岡県静岡市東区北3-5					1	1,001人	
	井宮小学校	静岡県静岡市東区平和1-7-1					1	1,009人	
	箱上中学校	静岡県静岡市東区平和2-2-1					1		
	井宮北小学校	静岡県静岡市東区上佐馬2-1					1	453人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	地震	津波	大規模火災		
	堤町緑地久保一ツ広場	静岡県静岡市東区堤町					1		
	陵徳南小学校	静岡県静岡市東区松富3-1-46					1		752人
	陵徳中学校	静岡県静岡市東区下1333-1					1		695人
	下スボ一ツ広場	静岡県静岡市東区下					1		
	陵徳中小学校	静岡県静岡市東区牛妻2095-2					1		273人
	門屋スボ一ツ広場	静岡県静岡市東区門屋					1		
	陵徳北小学校	静岡県静岡市東区俵沢234-1					1		211人
	細島スボ一ツ広場	静岡県静岡市東区細島					1		
	安倍口小学校	静岡県静岡市東区安倍口新田50					1		1,216人
	西ヶ谷総合運動場	静岡県静岡市東区西ヶ谷8-1					1		
	安倍口中こども園	静岡県静岡市東区安倍口団地3-1					1		95人
	美和小学校	静岡県静岡市東区通藤新田69-1					1		905人
	足久保小学校	静岡県静岡市東区足久保奥組741-1					1		964人
	美和中学校	静岡県静岡市東区足久保口組276-2					1		1,772人
	足久保スボ一ツ広場	静岡県静岡市東区足久保					1		
	松野小学校	静岡県静岡市東区松野598-2					1		423人
	大河内小学校跡地	静岡県静岡市東区平野1850-3					1		
	大河内小中学校	静岡県静岡市東区平野1850-66					1		207人
	大河内生涯学習交流館	静岡県静岡市東区平野1097-38					1		85人
	榎山スボ一ツ広場	静岡県静岡市東区榎山					1		
	有東分校跡地	静岡県静岡市東区有東木					1		
	大河内北小学校跡地	静岡県静岡市東区平野					1		
	梅ヶ島小学校跡地	静岡県静岡市東区梅ヶ島1309-1					1		248人
	梅ヶ島小中学校	静岡県静岡市東区梅ヶ島1309-1					1		360人
	梅ヶ島生涯学習交流館	静岡県静岡市東区梅ヶ島1309					1		80人
	新田集会所	静岡県静岡市東区大原					1		
	玉川小学校	静岡県静岡市東区栗合103-3					1		244人
	玉川西公民館(小学校跡地)	静岡県静岡市東区栗合1417-12					1		
	玉川生涯学習交流館	静岡県静岡市東区栗合126-1					1		73人
	口仙峡分校跡地	静岡県静岡市東区口仙峡356-1					1		
	井川小学校跡地	静岡県静岡市東区井川708-1					1		238人
	井川小中学校	静岡県静岡市東区井川1561-3					1		560人
	井川北小学校跡地	静岡県静岡市東区田代358					1		
	口坂本遊園所	静岡県静岡市東区口坂本544					1		16人
	井川こども園	静岡県静岡市東区井川1548-1					1		66人
	井川生涯学習交流館	静岡県静岡市東区井川1656-2					1		84人
	服織小学校	静岡県静岡市東区羽鳥6-9-1					1		275人
	山崎新田スボ一ツ広場	静岡県静岡市東区山崎3					1		
	静岡斎場	静岡県静岡市東区慈徳尾472-1					1		

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 人数
			洪水	土砂災害 （浸水・崩落）	地震	津波	大規模 火災	山 火	
	服織中学校	静岡県静岡市葵区羽鳥1-8-1			1			311人	
	千代スポーツ広場	静岡県静岡市葵区千代							
	建穂みどり公園	静岡県静岡市葵区建穂746-1、羽鳥1483-3							
	服織こども園	静岡県静岡市葵区山崎1-17-1						41人	
	服織中央こども園	静岡県静岡市葵区羽鳥本町25-33						44人	
	服織西小学校	静岡県静岡市葵区新聞759-1-1						506人	
	新聞宮前スポーツ広場	静岡県静岡市葵区新聞						391人	
	商業科小学校	静岡県静岡市葵区吉津400						391人	
	県立静岡西高等学校	静岡県静岡市葵区牧ヶ谷800-1						690人	
	牧ヶ谷北公園	静岡県静岡市葵区牧ヶ谷2175							
	中葉科小学校	静岡県静岡市葵区大原942-1						343人	
	薬科中学校	静岡県静岡市葵区大原1398-1						210人	
	水見色小学校	静岡県静岡市葵区水見色1040-3						112人	
	小布杉分校	静岡県静岡市葵区小布杉1756-1							
	中葉科こども園	静岡県静岡市葵区大原1237						57人	
	清沢小学校	静岡県静岡市葵区相模99-1						149人	
	清沢生涯学習交流館	静岡県静岡市葵区相模99-1						48人	
	清沢避難所(東小学校跡地)	静岡県静岡市葵区御六723-1						41人	
	黒塚中村公民館	静岡県静岡市葵区黒塚							
	峰山小学校	静岡県静岡市葵区黒塚2741-16						166人	
	大川小学校跡地	静岡県静岡市葵区日向853							
	大川小学校	静岡県静岡市葵区日向876						238人	
	大川生涯学習交流館	静岡県静岡市葵区日向10						84人	
	静岡市クワイエーターストレージ (旧道場青少年の家)	静岡県静岡市葵区柳屋329						266人	
	静安福祉センター広場 (安宿川(芝野))	静岡県静岡市駿河区静安部3							
	静安福祉センター広場 (安宿川(芝野))	静岡県静岡市駿河区緑が丘町							
	県草履総合運動場	静岡県静岡市駿河区栗原19-1							
	森下小学校	静岡県静岡市駿河区森下町2-1						527人	
	森下公園	静岡県静岡市駿河区八幡2-16							
	八幡こども園	静岡県静岡市駿河区八幡2-15-20						33人	
	中田小学校	静岡県静岡市駿河区中田2-14-1						1,219人	
	中田こども園	静岡県静岡市駿河区鳥浜4-2-29						38人	
	南部小学校	静岡県静岡市駿河区南八幡町11-1						430人	
	城南静岡中学・高等学校	静岡県静岡市駿河区南八幡町1-1						285人	
	登呂公園	静岡県静岡市駿河区登呂5-457-1他							
	登呂こども園	静岡県静岡市駿河区登呂3-19-1						33人	
	大里西小学校	静岡県静岡市駿河区中原400						468人	
	大里中学校	静岡県静岡市駿河区中野新田57-5						684人	
	新川公園	静岡県静岡市駿河区新川112-13							

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 人数
			洪水	土砂災害 （浸水・崩落）	地震	津波	大規模 火災	山 火	
	中原格闘公園	静岡県静岡市駿河区中原495-1							
	中村町こども園	静岡県静岡市駿河区中村町94							30人
	中島小学校	静岡県静岡市駿河区中島2992-1							276人
	中島中学校	静岡県静岡市駿河区中島3003							
	中野新田スポーツ広場	静岡県静岡市駿河区中島							
	中島児童館	静岡県静岡市駿河区中島2992							
	大里東小学校	静岡県静岡市駿河区嵩松2310							401人
	嵩松公園	静岡県静岡市駿河区宮竹1-6							
	宮竹小学校	静岡県静岡市駿河区宮竹2-12-1							324人
	嵩松神明所公園	静岡県静岡市駿河区嵩松2-315							
	嵩松こども園	静岡県静岡市駿河区敷地2-7-14							30人
	嵩松若宮公園	静岡県静岡市駿河区嵩松1-217							
	嵩松咲花公園	静岡県静岡市駿河区敷地1-284							
	嵩松汐公園	静岡県静岡市駿河区敷地2-173							
	下島北公園	静岡県静岡市駿河区下島字上舟原172外							
	富士見小学校	静岡県静岡市駿河区登呂1-1-1							836人
	嵩松小学校	静岡県静岡市駿河区登呂4-6-1							988人
	県立駿河総合高等学校	静岡県静岡市駿河区有真3-4-17							603人
	富士見こども園	静岡県静岡市駿河区富士見台2-11-44							22人
	西豊田小学校	静岡県静岡市駿河区曲金2-8-80							246人
	豊田中学校	静岡県静岡市駿河区豊田1-3-1							1,106人
	静岡視覚特別支援学校	静岡県静岡市駿河区曲金6-1-5							210人
	駿輪場駐車場	静岡県静岡市駿河区小原2-9-1							
	静岡県立大学短期大学部	静岡県静岡市駿河区小原2-2-1							
	小黒こども園	静岡県静岡市駿河区小黒1-7-6							22人
	東豊田小学校	静岡県静岡市駿河区池田491-2							1,717人
	池田島崎公園	静岡県静岡市駿河区池田1562-2							
	小原公園	静岡県静岡市駿河区小原300-4							
	静岡聖光学院中学・高等学校	静岡県静岡市駿河区小原1440							286人
	東源台小学校	静岡県静岡市駿河区吉田6-7-45							717人
	東豊田中学校	静岡県静岡市駿河区吉田5-23-1							702人
	東豊田中央こども園	静岡県静岡市駿河区吉田6-7-29							34人
	静岡表和学院大学	静岡県静岡市駿河区池田1769							387人
	中吉田公園	静岡県静岡市駿河区中吉田9							
	常葉大学静岡草履キャンパス	静岡県静岡市駿河区弥生町6-1							
	大谷小学校	静岡県静岡市駿河区大谷3683-2							780人
	静岡大学	静岡県静岡市駿河区大谷836							985人
	片山公園	静岡県静岡市駿河区大谷839							
	ふじのくに地球環境史ミュージアム	静岡県静岡市駿河区大谷5762							

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 人数
			洪水	土砂災害 （浸水・崩落）	地震	津波	大規模 火災	山 火	
	中原格闘公園	静岡県静岡市駿河区中原495-1							
	中村町こども園	静岡県静岡市駿河区中村町94							30人
	中島小学校	静岡県静岡市駿河区中島2992-1							276人
	中島中学校	静岡県静岡市駿河区中島3003							
	中野新田スポーツ広場	静岡県静岡市駿河区中島							
	中島児童館	静岡県静岡市駿河区中島2992							
	大里東小学校	静岡県静岡市駿河区嵩松2310							401人
	嵩松公園	静岡県静岡市駿河区宮竹1-6							
	宮竹小学校	静岡県静岡市駿河区宮竹2-12-1							324人
	嵩松神明所公園	静岡県静岡市駿河区嵩松2-315							
	嵩松こども園	静岡県静岡市駿河区敷地2-7-14							30人
	嵩松若宮公園	静岡県静岡市駿河区嵩松1-217							
	嵩松咲花公園	静岡県静岡市駿河区敷地1-284							
	嵩松汐公園	静岡県静岡市駿河区敷地2-173							
	下島北公園	静岡県静岡市駿河区下島字上舟原172外							
	富士見小学校	静岡県静岡市駿河区登呂1-1-1							836人
	嵩松小学校	静岡県静岡市駿河区登呂4-6-1							988人
	県立駿河総合高等学校	静岡県静岡市駿河区有真3-4-17							603人
	富士見こども園	静岡県静岡市駿河区富士見台2-11-44							22人
	西豊田小学校	静岡県静岡市駿河区曲金2-8-80							246人
	豊田中学校	静岡県静岡市駿河区豊田1-3-1							1,106人
	静岡視覚特別支援学校	静岡県静岡市駿河区曲金6-1-5							210人
	駿輪場駐車場	静岡県静岡市駿河区小原2-9-1							
	静岡県立大学短期大学部	静岡県静岡市駿河区小原2-2-1							
	小黒こども園	静岡県静岡市駿河区小黒1-7-6							22人
	東豊田小学校	静岡県静岡市駿河区池田491-2							1,717人
	池田島崎公園	静岡県静岡市駿河区池田1562-2							
	小原公園	静岡県静岡市駿河区小原300-4							
	静岡聖光学院中学・高等学校	静岡県静岡市駿河区小原1440							286人
	東源台小学校	静岡県静岡市駿河区吉田6-7-45							717人
	東豊田中学校	静岡県静岡市駿河区吉田5-23-1							702人
	東豊田中央こども園	静岡県静岡市駿河区吉田6-7-29							34人
	静岡表和学院大学	静岡県静岡市駿河区池田1769							387人
	中吉田公園	静岡県静岡市駿河区中吉田9							
	常葉大学静岡草履キャンパス	静岡県静岡市駿河区弥生町6-1							
	大谷小学校	静岡県静岡市駿河区大谷3683-2							780人
	静岡大学	静岡県静岡市駿河区大谷836							985人
	片山公園	静岡県静岡市駿河区大谷839							
	ふじのくに地球環境史ミュージアム	静岡県静岡市駿河区大谷5762							

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所人数
			洪水	津波	地震	火災	大規模火災	山崩		
	久能小学校	静岡県静岡市駿河区古宿2-13-2	1	1	1	1	1	1	273人	
	久能こども園	静岡県静岡市駿河区青沢2-40								
	長田北小学校	静岡県静岡市駿河区向敷地890	1	1	1	1	1	1	276人	
	向敷地スポーツ広場	静岡県静岡市駿河区向敷地								
	向ヶ丘広場	静岡県静岡市駿河区向敷地								
	長田東小学校	静岡県静岡市駿河区東新田3-10-1	1	1	1	1	1	1	579人	
	東新田スポーツ広場	静岡県静岡市駿河区東新田								
	みずほおかし公園	静岡県静岡市駿河区みずほ1-9-1								
	丸子新田スポーツ広場	静岡県静岡市駿河区東新田								
	東新田公園	静岡県静岡市駿河区東新田4-824, 東新田1979-1								
	東新田こども園	静岡県静岡市駿河区東新田4-1-40							60人	
	長田西小学校	静岡県静岡市駿河区丸子6-15-65	1	1	1	1	1	1	186人	
	戸斗前公園	静岡県静岡市駿河区北丸子2-1402-5								
	丸子川スポーツ広場	静岡県静岡市駿河区丸子7								
	丸子児童公園	静岡県静岡市駿河区丸子3-582-4								
	丸子こども園	静岡県静岡市駿河区丸子2-18-32							33人	
	道の駅「宇津/谷津」	静岡県静岡市駿河区宇津/谷津								
	川原小学校	静岡県静岡市駿河区下川原4-14-1	1	1	1	1	1	1	773人	
	下川原公園	静岡県静岡市駿河区下川原6-24-6								
	下川原東公園	静岡県静岡市駿河区下川原4-115								
	下川原こども園	静岡県静岡市駿河区下川原6-8-26							37人	
	長田南小学校	静岡県静岡市駿河区下川原4-7-1	1	1	1	1	1	1	570人	
	城山小学校	静岡県静岡市駿河区小坂2-33							2,546人	
	広野公園	静岡県静岡市駿河区広野2-81								
	国立清水海上技術短期大学校	静岡県静岡市清水区折戸3-18-1								
	県果樹研究所センター跡地	静岡県静岡市清水区駒越西2-12-10								
	清水第四中学校	静岡県静岡市清水区村松883-1							685人	
	清水船越小学校	静岡県静岡市清水区船越3-15-1							733人	
	船越生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区船越3-12-74	1	1	1	1	1	1		
	清水船越堤公園	静岡県静岡市清水区船越497								
	静岡国立大学学生公園	静岡県静岡市駿河区谷田50-19							1,217人	
	県立清水東高等学校	静岡県静岡市清水区秋吉町5-10							487人	
	清水興津中学校	静岡県静岡市清水区興津中町1478-10								
	カンキョウ研究興津湖周園	静岡県静岡市清水区興津中町485-6							778人	
	蒲原西小学校	静岡県静岡市清水区蒲原新田2-25-1							833人	
	蒲原東小学校	静岡県静岡市清水区蒲原666							687人	
	蒲原中学校	静岡県静岡市清水区蒲原49							760人	
	由比小学校	静岡県静岡市清水区由比町屋原329							636人	
	由比北小学校	静岡県静岡市清水区由比山2158								

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所人数
			洪水	津波	地震	火災	大規模火災	山崩		
	由比中学校	静岡県静岡市清水区由比456								731人
	由比生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区由比北467-1	1	1	1	1	1	1		
	清水壮小中学校	静岡県静岡市清水区辻4-3-40								879人
	辻生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区宮代町5-75	1	1	1	1	1	1		230人
	清水第一中学校	静岡県静岡市清水区宮代町5-55								738人
	清水国際高等学校	静岡県静岡市清水区天神1-4-1								
	清水江尻小学校	静岡県静岡市清水区江尻町14-63								1,605人
	江尻生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区小芝町3-35	1	1	1	1	1	1		
	清水入江小学校	静岡県静岡市清水区追分2-3-1								1,233人
	入江生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区入江3-9-12	1	1	1	1	1	1		
	清水第八中学校	静岡県静岡市清水区追分4-2429								1,034人
	入江こども園	静岡県静岡市清水区入江1-13-15								36人
	清水浜田小学校	静岡県静岡市清水区浜田町11-1								755人
	浜田生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区浜田町4-4	1	1	1	1	1	1		128人
	静岡市清水区役所	静岡県静岡市清水区旭町6-8								
	月見公園	静岡県静岡市清水区月見町155								
	桜が丘公園	静岡県静岡市清水区桜が丘町7								
	清水國小中学校	静岡県静岡市清水区神田町4-3								913人
	岡生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区桜が丘町7-1	1	1	1	1	1	1		128人
	清水第二中学校	静岡県静岡市清水区神田町4-57								1,623人
	県立清水西高等学校	静岡県静岡市清水区青葉町5-1								1,018人
	川原こども園	静岡県静岡市清水区川原町24-8								55人
	清水小学校	静岡県静岡市清水区公井町15-1								729人
	清水生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区公井町7-22	1	1	1	1	1	1		1,507人
	清水第三中学校	静岡県静岡市清水区三光町3-57								1,119人
	清水不二草小学校	静岡県静岡市清水区新緑町2-21								
	不二草生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区村松344-2	1	1	1	1	1	1		
	清水船越小学校	静岡県静岡市清水区駒越東町2-20								751人
	駒越生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区迎山町1-7	1	1	1	1	1	1		
	忠霊塔公園	静岡県静岡市清水区迎山町6-1								29人
	駒越こども園	静岡県静岡市清水区迎山町4-15								
	蛇塚スポーツラウンド	静岡県静岡市清水区蛇塚30-5								
	折戸生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区折戸4-8-60	1	1	1	1	1	1		
	清水三保第二小学校	静岡県静岡市清水区折戸5-8-2								734人
	県立清水南高等学校 同中等部	静岡県静岡市清水区折戸3-2-1								
	東海大学三保研修館	静岡県静岡市清水区三保2438								
	三保生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区三保1074-8	1	1	1	1	1	1		
	清水飯田小学校	静岡県静岡市清水区下野中2-40								1,352人
	清水飯田中学校	静岡県静岡市清水区山原112-1								1,350人

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	大規模火災	風水被害		
	飯田生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区下野西3-19					1			
	清水特別支援学校	静岡県静岡市清水区八坂東1-16-1					1		181人	
	高部コロシアム	静岡県静岡市清水区大内433-2					1			
	清水第六中学校	静岡県静岡市清水区天玉西10-40					1		1,092人	
	清水高部小学校	静岡県静岡市清水区神切1115-2					1		899人	
	高部生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区神切1086-2					1			
	清水高部東小学校	静岡県静岡市清水区神切1907					1		1,198人	
	高部中央こども園	静岡県静岡市清水区梅ヶ谷459-1					1		43人	
	長崎新田スポーツ広場	静岡県静岡市清水区長崎新田					1			
	清水有度第一小学校	静岡県静岡市清水区有度本町9-1					1		917人	
	清水有度第二小学校	静岡県静岡市清水区草薙杉道9-19-1					1		1,092人	
	有度生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区草薙一里山3-1					1			
	清水第七中学校	静岡県静岡市清水区草薙3-9-20					1		1,000人	
	静岡サレン小学高等学校	静岡県静岡市清水区中之郷3-2-1					1			
	有度西こども園	静岡県静岡市清水区中之郷1-10-27					1		26人	
	有度北こども園	静岡県静岡市清水区長崎740-1					1		40人	
	清水袖師小学校	静岡県静岡市清水区袖師町420					1		1,124人	
	清水袖師中学校	静岡県静岡市清水区西久保125-1					1		657人	
	袖師生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区袖師町1092-1					1			
	西久保こども園	静岡県静岡市清水区西久保438-1					1		33人	
	清水龍原小学校	静岡県静岡市清水区龍原町1723					1		1,916人	
	龍原生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区龍原町68-1					1			
	清水龍原中学校	静岡県静岡市清水区龍原町245					1		498人	
	龍原こども園	静岡県静岡市清水区龍原町1938					1		32人	
	静岡県東海研究所センター	静岡県静岡市清水区笠原					1			
	清水興津小学校	静岡県静岡市清水区興津中町350-1					1		382人	
	興津生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区興津本町629					1			
	興津北こども園	静岡県静岡市清水区八木間町478					1		32人	
	清水小島小学校	静岡県静岡市清水区小島町619					1		671人	
	清水小島中学校	静岡県静岡市清水区住法町271					1		576人	
	小島生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区住法町303					1			
	清水小内内小学校	静岡県静岡市清水区小内内2723					1		425人	
	清水大原小学校	静岡県静岡市清水区大原919					1		280人	
	清水中河内小学校	静岡県静岡市清水区中河内2583-1					1		446人	
	清水和田島小学校	静岡県静岡市清水区和田島611					1		448人	
	清水西河内小学校	静岡県静岡市清水区西里143					1		453人	
	大平青少年の家	静岡県静岡市清水区大平469					1			
	蒲原市民センター(蒲原生涯学習交流館)	静岡県静岡市清水区蒲原新田1-21-1					1		1	
	蒲原駅前広場	静岡県静岡市清水区蒲原環状					1			

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	大規模火災	風水被害		
	蒲原新田公園	静岡県静岡市清水区蒲原新田2-16					1			
	日本電気グループ技術センター	静岡県静岡市清水区蒲原1-34-1					1			
	古庄中央公園	静岡県静岡市清水区古庄3-506-2					1			820人
	登呂二丁目公園	静岡県静岡市清水区登呂2-83-22外					1			515人
	由比城山公園	静岡県静岡市清水区由比776-19外					1			926人
	日本平公園	静岡県静岡市清水区宮加3-927-2外					1			32,008人
	清水羽毛公園	静岡県静岡市清水区三保4030外					1			2,850人
	新草薙公園	静岡県静岡市清水区草薙2-33-44外					1			542人
	蒲原六番河公園	静岡県静岡市清水区蒲原5967					1			191人
	城北公園	静岡県静岡市清水区大岩本町29					1			
	清水第五中学校	静岡県静岡市清水区三保1720					1			1
	清水三保第一小学校	静岡県静岡市清水区三保1089-1					1			1
	清水日本平運動公園	静岡県静岡市清水区村松3880-1					1			1
	秋葉山公園	静岡県静岡市清水区八坂東1-364-2地内外					1			1
	いさ崎神社園辺	静岡県静岡市清水区袖師					1			1
	田町公園	静岡県静岡市清水区田町三丁目46-5					1			
	龍原公園	静岡県静岡市清水区龍原三丁目15					1			
	東海大学海城大幹部	静岡県静岡市清水区宮前町101					1			1
	登呂第一公園	静岡県静岡市清水区登呂6-4					1			
	龍園神社	静岡県静岡市清水区袖水366					1			
	瀬名川西公園	静岡県静岡市清水区瀬名川1-8					1			
	伝馬町新田スポーツ広場	静岡県静岡市清水区美川町					1			
	桜町スポーツ広場	静岡県静岡市清水区桜町					1			
	与一スポーツ広場	静岡県静岡市清水区与一4					1			
	安倍ロススポーツ広場	静岡県静岡市清水区安倍口					1			
	玉川キャンピングセンター	静岡県静岡市清水区長妻田755					1			1
	八幡山公園	静岡県静岡市清水区八幡5 外					1			1
	静岡龍巻特別支援学校	静岡県静岡市清水区中村町251					1			1
	南中学校	静岡県静岡市清水区宮竹2-11-1					1			1
	池田公園	静岡県静岡市清水区池田805					1			1
	裏田西中学校	静岡県静岡市清水区丸子1-1-1					1			
	みずほ公園	静岡県静岡市清水区みずほ5-12					1			
	裏田南中学校	静岡県静岡市清水区みずほ3-9-1					1			1
	清水飯田東小学校	静岡県静岡市清水区八坂1-23-40					1			1
	津波避難タワー(西島)	静岡県静岡市清水区西島1380					1			
	津波避難タワー(中島)	静岡県静岡市清水区中島2676-1					1			
	津波避難タワー(下島)	静岡県静岡市清水区下島615-56					1			
	大谷不動山公園	静岡県静岡市清水区大谷2-8					1			
	久能天羽衣公園	静岡県静岡市清水区中平松173-1					1			

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所としての位置	指定避難所人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	大規模火災		
	大谷洋光台公園	静岡県静岡市駿河区大谷3-183-12				1			
	下川原天満宮公園	静岡県静岡市駿河区下川原2-31				1			
	津波避難タワー(汐入公園)	静岡県静岡市駿河区用宗1-17				1			
	津波避難タワー(長田南③)	静岡県静岡市駿河区用宗2-189				1			
	津波避難タワー(石部)	静岡県静岡市駿河区石部1-63-1				1			
	津波避難タワー(長田南⑥)	静岡県静岡市駿河区佐野4-1061-2				1			
	津波避難タワー(長田南⑤)	静岡県静岡市駿河区用宗1-309-1				1			
	駒越堤公園	静岡県静岡市清水区迎山町18-18				1			
	迎山公園	静岡県静岡市清水区迎山町10-10				1			
	殿沢公園	静岡県静岡市清水区殿沢1-2242-35				1			
	津波避難タワー(三保北)	静岡県静岡市清水区三保3503-24				1			
	津波避難タワー(三保南)	静岡県静岡市清水区三保884-3				1			
	津波避難タワー(三保③)	静岡県静岡市清水区三保705-14				1			
	津波避難タワー(三保④)	静岡県静岡市清水区三保3001-1				1			
	津波避難タワー(三保⑤)	静岡県静岡市清水区三保2113				1			
	津波避難タワー(三保⑥)	静岡県静岡市清水区三保760				1			
	津波避難タワー(三保①)	静岡県静岡市清水区三保967-1				1			
	津波避難タワー(三保②)	静岡県静岡市清水区三保2055-4				1			
	天王山公園	静岡県静岡市清水区宮加3-716-1				1			
	緑が丘公園	静岡県静岡市清水区緑が丘町518-7				1			
	中央部公園	静岡県静岡市清水区中央部町238				1			
	沼田公園	静岡県静岡市清水区沼田町1727				1			
	津波避難タワー(宮加三)	静岡県静岡市清水区宮加三27-1				1			
	清水駅東口ペDEST/アンデッキ	静岡県静岡市清水区袖師町				1			
	渋川西公園	静岡県静岡市清水区渋川3-77				1			
	桜橋公園	静岡県静岡市清水区淡島町11				1			
	渋川中公園	静岡県静岡市清水区渋川112-69				1			
	北殿新田公園	静岡県静岡市清水区北殿新田370-2				1			
	精砂北公園	静岡県静岡市清水区精砂1857-1				1			
	清水東山田高砂公園	静岡県静岡市清水区精砂1683-2				1			
	神明公園	静岡県静岡市清水区袖師町22-10				1			
	清泉湯公園	静岡県静岡市清水区精砂219-9外				1			
	清水清見湯公園	静岡県静岡市清水区奥津中町1288				1			
	静岡市清水産業情報プラザ	静岡県静岡市清水区相生町6-17				1			
	勤労者福祉センター清水テルサ	静岡県静岡市清水区島崎町223				1			
	大井川緑地	静岡県静岡市緑井2 地先外				1		105,000人	
	大井川公園	静岡県静岡市福留町4045-1外				1		4,000人	
	島田高等学校	静岡県静岡市福留1-7-1				1		9,000人	
	島田第一小学校	静岡県静岡市福留2-19-1				1		4,000人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所としての位置	指定避難所人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	大規模火災		
	島田第一中学校	静岡県島田市福留3-18-1				1			6,500人
	島田樟誠高等学校	静岡県島田市伊太2075-1				1			5,500人
	島田第二小学校	静岡県島田市中瀬町2372				1			3,000人
	中瀬公園	静岡県島田市中瀬4-15-1				1			1,000人
	駅前緑地	静岡県島田市日之出町5-1				1			400人
	陣町公園	静岡県島田市陣町7-1				1			900人
	桃井運動公園	静岡県島田市桃井4 地先				1			20,500人
	島田第三小学校	静岡県島田市南1-10-1				1			3,000人
	中央小公園	静岡県島田市中央町19-1				1			4,500人
	島田商業高等学校	静岡県島田市福留町8707				1			8,000人
	静岡大学附属島田中学校	静岡県島田市中河町2510				1			6,000人
	島田第二中学校	静岡県島田市旗指77-1				1			7,000人
	元島田公園	静岡県島田市元島田9030-1外				1			2,000人
	島田第四小学校	静岡県島田市中河町201				1			5,000人
	島田第五小学校	静岡県島田市地2-25-1				1			5,500人
	六合中学校	静岡県島田市遠徳2-25-1				1			8,000人
	六合小学校	静岡県島田市遠徳5-13-1				1			3,000人
	島田工業高等学校	静岡県島田市阿知ヶ谷201				1			10,500人
	岸スーパーズ広場	静岡県島田市岸町701-1				1			4,000人
	六合東小学校	静岡県島田市東町1200				1			3,500人
	大津小学校	静岡県島田市落合160-1				1			3,500人
	伊太小学校	静岡県島田市伊太1314				1			3,000人
	北中学校	静岡県島田市相賀2510				1			500人
	相賀小学校	静岡県島田市相賀875				1			2,500人
	神座小学校	静岡県島田市神座1444				1			2,500人
	伊久美小学校	静岡県島田市伊久美3690-1				1			2,500人
	野外活動センター山の家	静岡県島田市身取46-3				1			13,000人
	渚日小学校	静岡県島田市渚日564				1			3,500人
	初倉小学校	静岡県島田市坂本1331				1			4,000人
	初倉中学校	静岡県島田市大瀬南132				1			7,500人
	初倉南小学校	静岡県島田市南原10				1			4,500人
	菊神公園	静岡県島田市神谷城1457-2外				1			3,000人
	旧金中グラウンド	静岡県島田市金谷富士町3383-1				1			16,000人
	金谷小学校	静岡県島田市金谷相岸町83				1			5,500人
	金谷中学校	静岡県島田市金谷栄町211-1				1			8,000人
	金谷高等学校	静岡県島田市金谷相岸町35				1			4,500人
	駿遠学園	静岡県島田市福留112				1			500人
	五和小学校	静岡県島田市牛尾435				1			3,000人
	夢つく公園	静岡県島田市島519-3外				1			1,500人

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 人数
			洪水	津波 及び 高潮	地震	火災 及び 大規模 火災	山 崩れ	火山 噴火	
	大代公民館	静岡県島田市大代880-2	1	1	1	1	1	200人	
	川根小学校	静岡県島田市川根町蒙山420	1	1	1	1	1	800人	
	川根文化センターチャム21	静岡県島田市川根町蒙山1173-1	1	1	1	1	1	150人	
	めぐり交流センター	静岡県島田市川根町栲里546	1	1	1	1	1	100人	
	川根中学校	静岡県島田市川根町身成3340	1	1	1	1	1	1,100人	
	山科都市交流センターささま	静岡県島田市川根町菅間上394	1	1	1	1	1	400人	
	中港タワー	静岡県焼津市中港5-463	1	1	1	1	1	750人	
	いせぎタワー	静岡県焼津市小川町2-1628-1	1	1	1	1	1	1,140人	
	エグタワー	静岡県焼津市金下ノ島石津土地区画整理区域内	1	1	1	1	1	708人	
	石津浜公園タワー	静岡県焼津市石津2259-358	1	1	1	1	1	750人	
	ノア飯浦タワー	静岡県焼津市飯浦551	1	1	1	1	1	468人	
	六軒屋海辺タワー	静岡県焼津市利右衛門2432-1	1	1	1	1	1	756人	
	原浜タワー	静岡県焼津市田尻2775-1	1	1	1	1	1	408人	
	平公園タワー	静岡県焼津市高野田2326-1	1	1	1	1	1	384人	
	須賀タワー	静岡県焼津市焼津5-636-1	1	1	1	1	1	642人	
	八反田公園タワー	静岡県焼津市東小川3-1238-2	1	1	1	1	1	1,590人	
	石津タワー	静岡県焼津市石津向町2-1	1	1	1	1	1	1,020人	
	本町タワー	静岡県焼津市本町3-747-1	1	1	1	1	1	786人	
	あさひタワー	静岡県焼津市駅北3-17-1	1	1	1	1	1	1,716人	
	吉永ふれあい広場タワー	静岡県焼津市吉永1770-2	1	1	1	1	1	636人	
	藤守南浜タワー	静岡県焼津市藤守2115-1	1	1	1	1	1	188人	
	こすぎタワー	静岡県焼津市下小杉480-1	1	1	1	1	1	270人	
	本川橋タワー	静岡県焼津市利右衛門376-1	1	1	1	1	1	840人	
	浜当目地区安全タワー	静岡県焼津市浜当目2-1805-2	1	1	1	1	1	570人	
	下小田タワー	静岡県焼津市下小田416-1	1	1	1	1	1	1,080人	
	磐石衛門防災タワー	静岡県焼津市磐石衛門985-1	1	1	1	1	1	630人	
	ポートサイド飯浦タワー	静岡県焼津市飯浦1995	1	1	1	1	1	158人	
	こすぎ山	静岡県焼津市藤守1884-2	1	1	1	1	1	250人	
	高野田中央防災広場	静岡県焼津市高野田954-1	1	1	1	1	1	500人	
	港が見える丘防災広場	静岡県焼津市利右衛門2657-3	1	1	1	1	1	350人	
	一色浜防災広場	静岡県焼津市一色1545-186	1	1	1	1	1	140人	
	浜当目コミュニティ防災センター	静岡県焼津市浜当目3-1-45	1	1	1	1	1	403人	
	坂本コミュニティ防災センター	静岡県焼津市坂本971-5	1	1	1	1	1	700人	
	東益津小学校	静岡県焼津市石臨上65	1	1	1	1	1	1,100人	
	東益津中学校	静岡県焼津市中里416	1	1	1	1	1	1,322人	
	東益津公民館	静岡県焼津市石臨上65	1	1	1	1	1	1,417人	
	大井川港防災広場	静岡県焼津市飯浦2096-1	1	1	1	1	1	120人	
	藤枝地区交流センター	静岡県焼津市五十瀬3-12-1	1	1	1	1	1	190人	
	瀬戸谷地区交流センター	静岡県焼津市本郷876	1	1	1	1	1	229人	

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難所 の 数	指定 避難 人数
			洪水	津波 及び 高潮	地震	火災 及び 大規模 火災	山 崩れ	火山 噴火		
	稲葉地区交流センター	静岡県藤枝市寺島851	1	1	1	1	1	1	114人	
	栗梨地区交流センター	静岡県藤枝市下之郷107-1	1	1	1	1	1	1	131人	
	広清地区交流センター	静岡県藤枝市鬼島387	1	1	1	1	1	1	143人	
	西益津地区交流センター	静岡県藤枝市立花2-6-8	1	1	1	1	1	1	136人	
	青島南地区交流センター	静岡県藤枝市青島町3-7-30	1	1	1	1	1	1	170人	
	青島北地区交流センター	静岡県藤枝市南新屋14-1	1	1	1	1	1	1	212人	
	高洲地区交流センター	静岡県藤枝市高洲4-9-13	1	1	1	1	1	1	256人	
	大洲地区交流センター	静岡県藤枝市大洲3-17-2	1	1	1	1	1	1	115人	
	岡部支所	静岡県藤枝市岡部町岡部6-1	1	1	1	1	1	1	306人	
	静波1丁目公民館	静岡県牧之原市静波140-4	1	1	1	1	1	1	300人	
	藤原高等学校弓道場	静岡県牧之原市静波116-1	1	1	1	1	1	1	544人	
	藤原高等学校	静岡県牧之原市静波447-2	1	1	1	1	1	1	300人	
	市役所藤原庁舎	静岡県牧之原市静波447-1	1	1	1	1	1	1	401人	
	JAハイナン 駐車場	静岡県牧之原市静波221-1	1	1	1	1	1	1	126人	
	藤原文化センター 3階及び屋上	静岡県牧之原市静波447-1	1	1	1	1	1	1	828人	
	静波3丁目ポケットパーク	静岡県牧之原市静波617-1	1	1	1	1	1	1	120人	
	戸塚坂中庭	静岡県牧之原市静波1195-1	1	1	1	1	1	1	80人	
	静波4丁目公民館	静岡県牧之原市静波2837-1	1	1	1	1	1	1	80人	
	旧静波西条青洲津波避難タワー (Bブロック)	静岡県牧之原市静波2872-1	1	1	1	1	1	1	852人	
	川崎小学校	静岡県牧之原市静波1001-1	1	1	1	1	1	1	1,225人	
	秋葉かりんぼの里	静岡県牧之原市静波1971	1	1	1	1	1	1	90人	
	静波コミュニティ防災センター	静岡県牧之原市静波2130-5	1	1	1	1	1	1	443人	
	市宮住宅東海団地津波避難タワー (Fブロック)	静岡県牧之原市静波1688-79	1	1	1	1	1	1	390人	
	藤原交番前津波避難タワー (Gブロック)	静岡県牧之原市静波1974-1	1	1	1	1	1	1	200人	
	静波キップクワガタ 北前津波避難タワー (Eブロック)	静岡県牧之原市静波2219-3	1	1	1	1	1	1	245人	
	静波6丁目公民館	静岡県牧之原市静波2535-1	1	1	1	1	1	1	70人	
	東光寺の裏の下	静岡県牧之原市静波2599-1	1	1	1	1	1	1	50人	
	秋葉山(山頂)	静岡県牧之原市静波2356-2	1	1	1	1	1	1	50人	
	仲町中央公民館	静岡県牧之原市静波2910-1	1	1	1	1	1	1	108人	
	仲町西公民館	静岡県牧之原市静波3067-18	1	1	1	1	1	1	74人	
	静波10丁目公民館前広場	静岡県牧之原市静波2962-1	1	1	1	1	1	1	30人	
	新学院境内	静岡県牧之原市静波2925-1	1	1	1	1	1	1	50人	
	静波10丁目公民館東側津波避難タワー (Aブロック)	静岡県牧之原市静波2960-3	1	1	1	1	1	1	310人	
	株式会社 加藤組	静岡県牧之原市静波1637-3	1	1	1	1	1	1	60人	
	静波11丁目公民館北前津波避難タワー (Hブロック)	静岡県牧之原市静波1251-1	1	1	1	1	1	1	244人	
	静波12丁目内金成広場	静岡県牧之原市静波1533-2	1	1	1	1	1	1	80人	
	東慶林公園津波避難タワー (Iブロック)	静岡県牧之原市静波1390-1	1	1	1	1	1	1	405人	
	青池公民館	静岡県牧之原市静波1810-1	1	1	1	1	1	1	70人	
	細江小学校屋上	静岡県牧之原市静波1260-1	1	1	1	1	1	1	2,432人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所としての位置	指定避難所 の人数
			洪水	土砂災害 (崩壊)	地震	津波	大規模火災		
	中増公園	静岡県牧之原市細江1989-9	1	1	1	1	1	207人	
	東堂住宅4階	静岡県牧之原市細江700-1	1	1	1	1	1	50人	
	穂原総合病院西側駐車場	静岡県牧之原市細江4021	1	1	1	1	1	848人	
	香子公民館	静岡県牧之原市細江1616-1	1	1	1	1	1	320人	
	時ヶ谷10班藪山	静岡県牧之原市細江4955	1	1	1	1	1	570人	
	西福田公民館	静岡県牧之原市細江1867-1	1	1	1	1	1	40人	
	カインズホーム屋上	静岡県藤原郡吉田町住吉1230	1	1	1	1	1	245人	
	東福田公民館屋上	静岡県牧之原市細江2131-1	1	1	1	1	1	100人	
	根松公民館	静岡県牧之原市細江2120-4	1	1	1	1	1	70人	
	飯室乃神社	静岡県牧之原市細江3537	1	1	1	1	1	110人	
	ふくだ原	静岡県牧之原市細江5055-154	1	1	1	1	1	180人	
	まやま公園	静岡県牧之原市細江6031-2	1	1	1	1	1	701人	
	時ヶ谷公民館	静岡県牧之原市細江3564-4	1	1	1	1	1	180人	
	道上公民館	静岡県牧之原市細江1118	1	1	1	1	1	20人	
	穂原総合病院北側駐車場(穂原郡丹波町)	静岡県牧之原市細江3709-1	1	1	1	1	1	450人	
	後原公民館	静岡県牧之原市細江1013-4	1	1	1	1	1	105人	
	スズキ工業駐車場	静岡県牧之原市細江4821-75	1	1	1	1	1	180人	
	大石工業駐車場	静岡県牧之原市細江4388-2	1	1	1	1	1	200人	
	ニノ谷防災倉庫敷地	静岡県牧之原市細江4821-4	1	1	1	1	1	60人	
	田成寺駐車場裏側	静岡県牧之原市細江4822-88	1	1	1	1	1	796人	
	谷の口公民館	静岡県牧之原市細江1972-2	1	1	1	1	1	50人	
	第1選建地(日機製作所研修センター敷地)	静岡県牧之原市勝島2382-94	1	1	1	1	1	190人	
	第2選建地	静岡県牧之原市勝島2460-1	1	1	1	1	1	190人	
	第3選建地	静岡県牧之原市勝島1866-29	1	1	1	1	1	180人	
	川崎区グラウンドゴルフ場	勝島2579-00外4番	1	1	1	1	1	300人	
	藤沢公民館	静岡県牧之原市勝島1184-1	1	1	1	1	1	61人	
	池ヶ谷宅空地	静岡県牧之原市勝島1596	1	1	1	1	1	129人	
	津島神社	静岡県牧之原市勝島3071-2	1	1	1	1	1	87人	
	相友自動車	静岡県牧之原市勝島1624-1	1	1	1	1	1	69人	
	農道(松浦宅前)	静岡県牧之原市勝島1135付近	1	1	1	1	1	85人	
	西山神社	静岡県牧之原市勝島2826-2	1	1	1	1	1	30人	
	大谷地区高台	静岡県牧之原市勝島3007	1	1	1	1	1	110人	
	橋原研修センター	静岡県牧之原市勝島1388-1	1	1	1	1	1	50人	
	大石元宅西側道路	静岡県牧之原市勝島3279-1	1	1	1	1	1	88人	
	農道(山本利晴宅南側)	静岡県牧之原市勝島3577	1	1	1	1	1	70人	
	手嶋利彰宅南側道路	静岡県牧之原市勝島3518	1	1	1	1	1	46人	
	畑総451支線(米津馬宅西側)	静岡県牧之原市勝島1250-1	1	1	1	1	1	45人	
	庄内公民館	静岡県牧之原市勝島300	1	1	1	1	1	130人	
	川崎コミュニティ(防災センター)	静岡県牧之原市勝島1212	1	1	1	1	1	30人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所としての位置	指定避難所 の人数
			洪水	土砂災害 (崩壊)	地震	津波	大規模火災		
	鹿島公民館	静岡県牧之原市勝島2022-1	1	1	1	1	1	20人	
	仁田公民館広場	静岡県牧之原市仁田105-3	1	1	1	1	1	80人	
	くろひねる駐車場	静岡県牧之原市仁田739-3	1	1	1	1	1	150人	
	道場公民館裏手道	静岡県牧之原市道場51-9	1	1	1	1	1	121人	
	村山緑地車庫前公道	静岡県牧之原市道場181	1	1	1	1	1	320人	
	平松緑地車庫前公道	静岡県牧之原市道場207-2付近	1	1	1	1	1	140人	
	松浦緑地車庫前公道	静岡県牧之原市道場191-5	1	1	1	1	1	44人	
	朝水公園遊歩道	静岡県牧之原市道場199-8	1	1	1	1	1	200人	
	道通公民館	静岡県牧之原市勝島2788-1	1	1	1	1	1	50人	
	杉山仁道宅前	静岡県牧之原市中57	1	1	1	1	1	30人	
	中東方一丁目東	静岡県牧之原市中189-1横	1	1	1	1	1	30人	
	大井源太宅前	静岡県牧之原市中554-6	1	1	1	1	1	30人	
	飯田和芳宅前	静岡県牧之原市中580	1	1	1	1	1	30人	
	畑総43工区ツブ前(薬師堂付近)	静岡県牧之原市中799-9	1	1	1	1	1	30人	
	長興寺	静岡県牧之原市中1614	1	1	1	1	1	30人	
	枝村良香宅二丁目ハウス	静岡県牧之原市中1019-1	1	1	1	1	1	20人	
	中野後宅車庫前	静岡県牧之原市中979	1	1	1	1	1	20人	
	勝間下公民館	静岡県牧之原市勝間2010	1	1	1	1	1	115人	
	白山神社	静岡県牧之原市勝間689-2	1	1	1	1	1	240人	
	法土橋	静岡県牧之原市勝間889-1	1	1	1	1	1	85人	
	勝間上防災倉庫前	静岡県牧之原市勝間270-1	1	1	1	1	1	30人	
	3班集会所	静岡県牧之原市勝間373-3	1	1	1	1	1	60人	
	橋尾真一宅前の道路	静岡県牧之原市切山100地先	1	1	1	1	1	60人	
	老人憩いの家	静岡県牧之原市切山872-6	1	1	1	1	1	30人	
	切山下公民館	静岡県牧之原市切山435-2	1	1	1	1	1	35人	
	切山公民館駐車場	静岡県牧之原市切山1318-5	1	1	1	1	1	100人	
	勝間上公民館	静岡県牧之原市勝間1381-1	1	1	1	1	1	200人	
	小山段集会所	静岡県牧之原市勝間2238-2	1	1	1	1	1	100人	
	伏方観音堂前	静岡県牧之原市勝間166	1	1	1	1	1	60人	
	2組防火用水槽	静岡県牧之原市勝間5559-3	1	1	1	1	1	40人	
	3組防火用水槽	静岡県牧之原市勝間5539-1	1	1	1	1	1	70人	
	4組防火用水槽	静岡県牧之原市勝間772-3	1	1	1	1	1	25人	
	勝間神社	静岡県牧之原市勝間842-2	1	1	1	1	1	25人	
	阿弥陀堂	静岡県牧之原市勝間405-3	1	1	1	1	1	25人	
	大石美恵宅前	静岡県牧之原市勝間61	1	1	1	1	1	60人	
	三栗農芸研修会館	静岡県牧之原市勝間801-1	1	1	1	1	1	190人	
	三栗八幡神社境内	静岡県牧之原市勝間998-1	1	1	1	1	1	10人	
	丸三茶屋跡境内	静岡県牧之原市勝間855-1	1	1	1	1	1	30人	
	市営三栗田舎境内	静岡県牧之原市勝間762-1	1	1	1	1	1	20人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定 避難所 の 人数
			洪水	土砂災害 （崖崩れ）	地震	津波	大規模 火災	
	当引橋西	静岡県牧之原市静谷175-2	1	1	1	1	30人	
	加藤祥司宅側	静岡県牧之原市静谷140-5	1	1	1	1	35人	
	山下運輸駐車場	静岡県牧之原市静谷1424-1	1	1	1	1	40人	
	朝生公民館西	静岡県牧之原市静谷929-2	1	1	1	1	50人	
	辻津宅前	静岡県牧之原市静谷940-1	1	1	1	1	40人	
	権九堂	静岡県牧之原市静谷1024-4	1	1	1	1	80人	
	牧之原北公民館	静岡県牧之原市勝田2310-8	1	1	1	1	60人	
	六本松集会所	静岡県菊川市倉沢1693-3西側	1	1	1	1	79人	
	県立茶業研修センター空地	静岡県菊川市倉沢1706-11北側	1	1	1	1	173人	
	牧之原コミュニティセンター北側駐車場	静岡県牧之原市市原引原256-1	1	1	1	1	211人	
	布引原集会所近隣の空地	静岡県牧之原市市原引原243	1	1	1	1	190人	
	中央町内会集会所前広場	静岡県牧之原市市原引原718-1	1	1	1	1	180人	
	牧之原コミュニティセンター広場	静岡県牧之原市市原引原678-1外	1	1	1	1	200人	
	牧南公民館	静岡県牧之原市静谷2550-57	1	1	1	1	73人	
	角首文雄宅庭	静岡県牧之原市静谷2606-12	1	1	1	1	37人	
	四組集会所	静岡県牧之原市勝田1797-1	1	1	1	1	26人	
	大久保公民館	静岡県牧之原市静谷2607-10	1	1	1	1	120人	
	菟茨神社	静岡県牧之原市坂部5028	1	1	1	1	29人	
	坂一公民館	静岡県牧之原市坂部4689-1	1	1	1	1	27人	
	坂部第1-5集会所	静岡県牧之原市坂部4359-16	1	1	1	1	31人	
	栗田宅付近	静岡県牧之原市坂部2534	1	1	1	1	51人	
	岩昌寺上付近（本間宅前）	静岡県牧之原市坂部2362-3	1	1	1	1	72人	
	坂部第2集会所（弘誓寺付近）	静岡県牧之原市坂部2277-3	1	1	1	1	28人	
	坂三農業センター	静岡県牧之原市坂部3238-2	1	1	1	1	30人	
	四班集会所	静岡県牧之原市坂部1665-3	1	1	1	1	42人	
	坂4 1班集会所	静岡県牧之原市坂部661-1	1	1	1	1	27人	
	ハイム川前駐車場	静岡県牧之原市坂部284-1	1	1	1	1	66人	
	坂四公民館	静岡県牧之原市坂部576-1	1	1	1	1	180人	
	東15番組集会所	静岡県牧之原市坂部1115-5	1	1	1	1	52人	
	西15番組集会所	静岡県牧之原市坂部1495-1	1	1	1	1	86人	
	16番組集会所	静岡県牧之原市坂部667-1	1	1	1	1	94人	
	17番組集会所	静岡県牧之原市坂部401-7	1	1	1	1	90人	
	18番組集会所	静岡県牧之原市坂部2184-6	1	1	1	1	93人	
	旧1班集会所前	静岡県牧之原市坂部2179-3	1	1	1	1	50人	
	第6公民館前	静岡県牧之原市坂部1317-6	1	1	1	1	45人	
	3班下集会所前	静岡県牧之原市坂部1474-1	1	1	1	1	45人	
	相良コミュニティ防災センター	静岡県牧之原市相良58-1	1	1	1	1	293人	
	市役所相良庁舎	静岡県牧之原市相良275	1	1	1	1	638人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定 避難所 の 人数
			洪水	土砂災害 （崖崩れ）	地震	津波	大規模 火災	
	金刀比羅山の防災公園	静岡県牧之原市福岡60-9	1	1	1	1	581人	
	牧之原市防災研修センター	静岡県牧之原市波津891-2	1	1	1	1	510人	
	福岡公民館北側津波避難タワー（Kプロック）	静岡県牧之原市福岡61-1	1	1	1	1	455人	
	福岡公民館（本部）	静岡県牧之原市相良229-1	1	1	1	1	34人	
	津島神社	静岡県牧之原市相良202-2	1	1	1	1	63人	
	福元川南側津波避難タワー（Lプロック）	静岡県牧之原市須々木370-1	1	1	1	1	234人	
	波津1号避難地（晴海台）	静岡県牧之原市須々木370-1	1	1	1	1	280人	
	沙見台西側の山	静岡県牧之原市波津1515-1	1	1	1	1	50人	
	小見山公園	静岡県牧之原市波津1490-1外	1	1	1	1	162人	
	相良高等学校	静岡県牧之原市波津1700-3	1	1	1	1	86人	
	波津公園	静岡県牧之原市波津1-160	1	1	1	1	651人	
	B&G海洋センター北側	静岡県牧之原市波津555-1	1	1	1	1	132人	
	相良小学校	静岡県牧之原市波津1642	1	1	1	1	50人	
	牧之原消防署	静岡県牧之原市波津191-1	1	1	1	1	100人	
	波津第2号避難地（秋葉神社）	静岡県牧之原市波津1491-1	1	1	1	1	912人	
	スーパーラック駐車場	静岡県牧之原市波津3-51	1	1	1	1	100人	
	晴海台（浜井工業）	静岡県牧之原市須々木287-38付近	1	1	1	1	103人	
	須々木1号避難地（善明院）	静岡県牧之原市須々木341	1	1	1	1	180人	
	須々木区長館・須々木グラウンド	静岡県牧之原市須々木225-1	1	1	1	1	226人	
	すすき町権園体育館屋上	静岡県牧之原市須々木464-3	1	1	1	1	161人	
	須々木2号避難地（マイトウ製茶工場前）	静岡県牧之原市須々木719-1	1	1	1	1	167人	
	畑田岩男宅前	静岡県牧之原市須々木678-9付近	1	1	1	1	27人	
	河村俊夫宅裏山	静岡県牧之原市須々木740-1地先	1	1	1	1	59人	
	河村正秋宅裏山	静岡県牧之原市須々木736	1	1	1	1	87人	
	畑田美昭様裏山	静岡県牧之原市須々木305-1地先	1	1	1	1	53人	
	畑田美昭宅裏山	静岡県牧之原市須々木2236	1	1	1	1	49人	
	商の谷	静岡県牧之原市須々木1021-1地先	1	1	1	1	60人	
	須ヶ谷谷の中間（県道相良・浜岡線中腹）	静岡県牧之原市須々木2388-1	1	1	1	1	102人	
	畑田正孝宅裏山	静岡県牧之原市須々木1223	1	1	1	1	132人	
	畑田一男宅裏山	静岡県牧之原市須々木1280-2-1-1	1	1	1	1	60人	
	釜山忠夫宅裏山	静岡県牧之原市須々木1313-1	1	1	1	1	09人	
	須々木原公民館	静岡県牧之原市大沢1388付近	1	1	1	1	108人	
	鬼女新田公民館	静岡県牧之原市鬼女新田457-1	1	1	1	1	101人	
	鬼女遊園地	静岡県牧之原市鬼女新田180付近	1	1	1	1	109人	
	古川一馬宅跡地	静岡県牧之原市大沢334-1	1	1	1	1	42人	
	相美園	静岡県牧之原市善ヶ谷1042	1	1	1	1	66人	
	ウイング（北側）	静岡県牧之原市大沢392-21	1	1	1	1	143人	
	文珠山	静岡県牧之原市大沢491-2	1	1	1	1	171人	
	般若寺	静岡県牧之原市大沢695-1	1	1	1	1	259人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災	火山噴火		
	国道473号BYP横スペース	静岡県牧之原市波津19-1付近	1	1	1	1	1	1	132人	
	大沢公園	静岡県牧之原市大沢1-24	1	1	1	1	1	1	69人	
	大江コミュニティ防災センター	静岡県牧之原市大江102-1	1	1	1	1	1	1	120人	
	お不動山	静岡県牧之原市大江1697-4	1	1	1	1	1	1	188人	
	たぎり壁	静岡県牧之原市大江424	1	1	1	1	1	1	140人	
	最上尊	静岡県牧之原市大江1695	1	1	1	1	1	1	190人	
	川田ハイッ前	静岡県牧之原市大江1385-13	1	1	1	1	1	1	190人	
	林光庵	静岡県牧之原市大江1075付近	1	1	1	1	1	1	100人	
	八幡宮	静岡県牧之原市大江1006	1	1	1	1	1	1	250人	
	大江2号遊歩地(谷の道)	静岡県牧之原市大江1659-33	1	1	1	1	1	1	173人	
	大江1号遊歩地(お不動山)	静岡県牧之原市大江1678-2	1	1	1	1	1	1	243人	
	大江地区民会館	静岡県牧之原市大江1530-2	1	1	1	1	1	1	62人	
	大江地区防災公園	静岡県牧之原市大江180-1	1	1	1	1	1	1	411人	
	上の原	静岡県牧之原市片浜3379-32	1	1	1	1	1	1	20人	
	片浜1号遊歩地(仁蔵)	静岡県牧之原市片浜3355	1	1	1	1	1	1	97人	
	片浜2号遊歩地(潮乃宮)	静岡県牧之原市片浜3052	1	1	1	1	1	1	114人	
	車坂	静岡県牧之原市片浜2952山側	1	1	1	1	1	1	27人	
	片浜3号遊歩地(せと裏山)	静岡県牧之原市片浜2919	1	1	1	1	1	1	150人	
	御堂 釣徳寺	静岡県牧之原市片浜2434-1	1	1	1	1	1	1	68人	
	片浜4号遊歩地(坂上)	静岡県牧之原市片浜2371-3	1	1	1	1	1	1	88人	
	法京-橋上	静岡県牧之原市片浜1290-2付近	1	1	1	1	1	1	87人	
	片浜5号遊歩地(お観音様)	静岡県牧之原市片浜1229-2	1	1	1	1	1	1	190人	
	旧片浜小学校	静岡県牧之原市片浜1210	1	1	1	1	1	1	61人	
	大瀬原	静岡県牧之原市片浜1539	1	1	1	1	1	1	39人	
	片浜6号遊歩地(木乃宮神社)	静岡県牧之原市片浜1017	1	1	1	1	1	1	157人	
	海山荘	静岡県牧之原市片浜1013-1	1	1	1	1	1	1	19人	
	久保栞西	静岡県牧之原市片浜2006-1	1	1	1	1	1	1	67人	
	久保栞坂	静岡県牧之原市片浜719-3	1	1	1	1	1	1	109人	
	西遊難所	静岡県牧之原市片浜3006-1	1	1	1	1	1	1	107人	
	八幡神社	静岡県牧之原市片浜317	1	1	1	1	1	1	120人	
	マゴメ	静岡県牧之原市片浜326-1	1	1	1	1	1	1	375人	
	普山小学校	静岡県牧之原市西山寺6-1	1	1	1	1	1	1	80人	
	総合グラウンド	静岡県牧之原市菅ヶ谷1014-2	1	1	1	1	1	1	150人	
	国道473号BYP	静岡県牧之原市菅ヶ谷581-1	1	1	1	1	1	1	100人	
	桃沢神社	静岡県牧之原市菅ヶ谷412-2	1	1	1	1	1	1	100人	
	松本公民館	静岡県牧之原市松本177	1	1	1	1	1	1	100人	
	谷川公民館	静岡県牧之原市菅ヶ谷824-3	1	1	1	1	1	1	50人	
	沢木公民館	静岡県牧之原市西山寺430-8	1	1	1	1	1	1	50人	
	時ヶ谷公民館	静岡県牧之原市菅ヶ谷3479-1	1	1	1	1	1	1	57人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災	火山噴火		
	高和公民館	静岡県牧之原市菅ヶ谷1215-5	1	1	1	1	1	1	90人	
	榎林建設株式会社	静岡県牧之原市菅ヶ谷1533-1	1	1	1	1	1	1	90人	
	御前崎市比奈原運動場	静岡県牧之原市須々木1766-1	1	1	1	1	1	1	60人	
	新田公民館	静岡県牧之原市菅ヶ谷2688-9	1	1	1	1	1	1	50人	
	菅山大和公民館	静岡県牧之原市菅ヶ谷2518-9	1	1	1	1	1	1	20人	
	油田の里公園	静岡県牧之原市菅ヶ谷2525-1	1	1	1	1	1	1	20人	
	菅山原公民館	静岡県牧之原市菅ヶ谷2243-1	1	1	1	1	1	1	60人	
	農事組合法人茶夢茶夢ランド	静岡県牧之原市菅ヶ谷2861-4	1	1	1	1	1	1	300人	
	萩間小学校	静岡県牧之原市黒子75	1	1	1	1	1	1	843人	
	農協萩間支店駐車場	静岡県牧之原市黒子188-1	1	1	1	1	1	1	25人	
	市営住宅駐車場	静岡県牧之原市黒子62	1	1	1	1	1	1	10人	
	蛭ヶ谷公民館駐車場	静岡県牧之原市蛭ヶ谷744-1	1	1	1	1	1	1	170人	
	中西集会所駐車場	静岡県牧之原市中西371-1	1	1	1	1	1	1	130人	
	和田公民館駐車場	静岡県牧之原市和田161	1	1	1	1	1	1	80人	
	白井区公民館	静岡県牧之原市白井244-1	1	1	1	1	1	1	81人	
	石原田集会所	静岡県牧之原市白井909-1	1	1	1	1	1	1	101人	
	宮本白井神社	静岡県牧之原市白井700-1	1	1	1	1	1	1	99人	
	戸塚グランドゴルフ場	静岡県牧之原市白井1738-2	1	1	1	1	1	1	69人	
	瀬沢集会所	静岡県牧之原市白井96	1	1	1	1	1	1	169人	
	男神公民館	静岡県牧之原市男神642	1	1	1	1	1	1	141人	
	百所公民館	静岡県牧之原市男神431	1	1	1	1	1	1	98人	
	大帯上コミュニティセンター	静岡県牧之原市大帯1010-4	1	1	1	1	1	1	90人	
	有限会社三和化学駐車場	静岡県牧之原市大帯476-2	1	1	1	1	1	1	80人	
	大帯下部庫舎機具置場	静岡県牧之原市大帯306-3付近	1	1	1	1	1	1	100人	
	女神公民館	静岡県牧之原市女神236-2	1	1	1	1	1	1	40人	
	ゲートボール場広場	静岡県牧之原市女神179付近	1	1	1	1	1	1	60人	
	野賢カテシ屋北側空地	静岡県牧之原市女神37-1付近	1	1	1	1	1	1	100人	
	旭光寺	静岡県牧之原市大帯955	1	1	1	1	1	1	90人	
	西萩間公民館	静岡県牧之原市西萩間439-5	1	1	1	1	1	1	24人	
	ヘアサロンカラム西側	静岡県牧之原市西萩間587-8	1	1	1	1	1	1	33人	
	福一万神社西側	静岡県牧之原市西萩間828	1	1	1	1	1	1	45人	
	中谷橋東側	静岡県牧之原市西萩間280	1	1	1	1	1	1	47人	
	大興寺不入止停広場	静岡県牧之原市西萩間271-7付近	1	1	1	1	1	1	16人	
	向平組花道前	静岡県牧之原市西萩間165-2	1	1	1	1	1	1	30人	
	東萩間公民館	静岡県牧之原市西萩間1205-4	1	1	1	1	1	1	68人	
	津島神社	静岡県牧之原市西萩間87	1	1	1	1	1	1	53人	
	東萩間下公民館広場	静岡県牧之原市西萩間200-1	1	1	1	1	1	1	39人	
	長泉庵広場	静岡県牧之原市西萩間383-1	1	1	1	1	1	1	57人	
	八王子子白山神社広場	静岡県牧之原市西萩間1266	1	1	1	1	1	1	64人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定 避難 人数
			洪水	土砂 崩壊	津波	地震	大規模 火災	
	荒川集会所広場	静岡県牧之原市東萩間1795	1	1	1	1	36人	
	牧之原区民センター	静岡県牧之原市東萩間2785	1	1	1	1	131人	
	水香公民館	静岡県牧之原市東萩間703-2	1	1	1	1	15人	
	一本松公民館	静岡県牧之原市東萩間2308-40	1	1	1	1	19人	
	八十原公民館	静岡県牧之原市東萩間2104-6	1	1	1	1	26人	
	仁王辻公民館	静岡県牧之原市東萩間1987-96	1	1	1	1	45人	
	第5集会所	静岡県牧之原市東萩間1941-107	1	1	1	1	46人	
	第6町内会公民館	静岡県牧之原市西萩間1168-39	1	1	1	1	36人	
	地頭方4号避難地(うおとも墓)	静岡県牧之原市地頭方1602-2	1	1	1	1	77人	
	田ミヅ二茶北裏山	静岡県牧之原市地頭方1323付近	1	1	1	1	70人	
	地頭方3号避難地(北山・通州工機庫)	静岡県牧之原市地頭方1289-6	1	1	1	1	181人	
	駒邊・弘雲寺	静岡県牧之原市地頭方1097-1	1	1	1	1	123人	
	地頭方2号避難地(幸坂)	静岡県牧之原市地頭方1006-2	1	1	1	1	233人	
	みかん畑	静岡県牧之原市地頭方999	1	1	1	1	30人	
	地頭方1号避難地(マシヨウ橋)	静岡県牧之原市地頭方1036-1	1	1	1	1	325人	
	釣月院	静岡県牧之原市地頭方1-81	1	1	1	1	228人	
	鎌雲神社	静岡県牧之原市地頭方69-2	1	1	1	1	150人	
	JOY西菜	静岡県牧之原市地頭方212付近	1	1	1	1	48人	
	山下太宅敷地内	静岡県牧之原市地頭方272付近	1	1	1	1	33人	
	増田重文宅敷地内	静岡県牧之原市地頭方206付近	1	1	1	1	18人	
	平ノ谷池	静岡県牧之原市地頭方823-7付近	1	1	1	1	33人	
	ハイツ住宅(川端宅付近)	静岡県牧之原市地頭方471-15付近	1	1	1	1	162人	
	NOK株式会社グラウンド	静岡県牧之原市地頭方650-3	1	1	1	1	107人	
	15号幹線上下前	静岡県牧之原市落居648-1	1	1	1	1	58人	
	落居1号避難地	静岡県牧之原市落居359-1	1	1	1	1	119人	
	落居2号避難地(稲園春日神社前)	静岡県牧之原市落居206-1	1	1	1	1	126人	
	落居3号避難地(カタセ)	静岡県牧之原市落居160-1	1	1	1	1	254人	
	豊岡公民館	静岡県牧之原市総野新田531	1	1	1	1	400人	
	八幡宮駐車場	静岡県牧之原市総野新田518	1	1	1	1	50人	
	林光寺(笠名)	静岡県牧之原市笠名1038	1	1	1	1	200人	
	笠名公民館付近立地	静岡県牧之原市笠名423-2	1	1	1	1	50人	
	太陽光発電施設内	静岡県牧之原市地頭方644-5周辺	1	1	1	1	100人	
	トネル公園	静岡県牧之原市新庄1437-2	1	1	1	1	161人	
	名幸グリーンテニス駐車場	静岡県牧之原市新庄1414-1	1	1	1	1	101人	
	稲ノ山 山頂	静岡県牧之原市新庄1005-1	1	1	1	1	140人	
	新庄区公民館	静岡県牧之原市新庄192-4	1	1	1	1	115人	
	新庄池グラウンド	静岡県牧之原市新庄889-1	1	1	1	1	70人	
	御前崎中学校西側	静岡県牧之原市新庄800-1 西側	1	1	1	1	311人	
	北ノ前避難道上	静岡県牧之原市新庄85-3	1	1	1	1	196人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定 避難 人数
			洪水	土砂 崩壊	津波	地震	大規模 火災	
	遠渡区公民館	静岡県牧之原市新庄2294-1	1	1	1	1	406人	
	サブグラウンド(御前崎中学校源2グラウンド)	静岡県牧之原市新庄1609-4	1	1	1	1	80人	
	養源寺	静岡県牧之原市新庄1683-1	1	1	1	1	108人	
	お茶葉荷場	静岡県牧之原市新庄2098-4	1	1	1	1	157人	
	遠渡1号避難地(メグネトンネル)	静岡県牧之原市新庄2614-3	1	1	1	1	196人	
	吉田町立吉小中学校	静岡県榛原郡吉田町住吉2223	1	1	1	1	2,620人	
	吉田町総合体育館	静岡県榛原郡吉田町住吉180-1	1	1	1	1	1,870人	
	吉田町立吉田中学校	静岡県榛原郡吉田町住吉230	1	1	1	1	1,687人	
	吉田町学習ホール	静岡県榛原郡吉田町住吉1567	1	1	1	1	471人	
	吉田町体育センター	静岡県榛原郡吉田町住吉3367-6	1	1	1	1	415人	
	住吉会館	静岡県榛原郡吉田町住吉1567	1	1	1	1	204人	
	吉田町立くさ保育園	静岡県榛原郡吉田町住吉1621-1	1	1	1	1	402人	
	吉田町立中央小学校	静岡県榛原郡吉田町片岡850-1	1	1	1	1	2,338人	
	川尻会館	静岡県榛原郡吉田町川尻1623	1	1	1	1	392人	
	吉田町立みれ保育園	静岡県榛原郡吉田町川尻791	1	1	1	1	963人	
	静岡県立吉田特別支援学校	静岡県榛原郡吉田町片岡2130	1	1	1	1	852人	
	吉田町健康福祉センター(はあとふる)	静岡県榛原郡吉田町片岡795-1	1	1	1	1	1,074人	
	片岡会館	静岡県榛原郡吉田町片岡2488-1	1	1	1	1	420人	
	吉田町立ふゆり保育園	静岡県榛原郡吉田町片岡805-1	1	1	1	1	466人	
	吉田町総合体育者自立支援施設(あつりーナ)	静岡県榛原郡吉田町片岡1996-1	1	1	1	1	347人	
	吉田町立図書館	静岡県榛原郡吉田町片岡404	1	1	1	1	985人	
	吉田町中央児童館	静岡県榛原郡吉田町片岡805-5	1	1	1	1	193人	
	吉田町立自習小学校	静岡県榛原郡吉田町神戸1748-2	1	1	1	1	1,809人	
	自習館	静岡県榛原郡吉田町神戸2167-2	1	1	1	1	374人	
	神戸集落センター	静岡県榛原郡吉田町神戸2693-1	1	1	1	1	164人	
	神戸西会館	静岡県榛原郡吉田町神戸3934-1	1	1	1	1	110人	
	大幡会館	静岡県榛原郡吉田町大幡1142	1	1	1	1	61人	
	吉田町立わかば保育園	静岡県榛原郡吉田町神戸2032-1	1	1	1	1	465人	
	北オアシス(グリーンオアシス館)	静岡県榛原郡吉田町神戸673-1	1	1	1	1	173人	
	津波避難タワーA	静岡県榛原郡吉田町住吉4403-6地先	1	1	1	1	500人	
	津波避難タワーB	静岡県榛原郡吉田町住吉3254-6地先	1	1	1	1	500人	
	津波避難タワーC	静岡県榛原郡吉田町住吉4805-2地先	1	1	1	1	1,100人	
	津波避難タワーD	静岡県榛原郡吉田町住吉3484-1	1	1	1	1	900人	
	津波避難タワーE	静岡県榛原郡吉田町住吉5228-1	1	1	1	1	900人	
	津波避難タワーF	静岡県榛原郡吉田町住吉3719-1地先	1	1	1	1	500人	
	津波避難タワーG	静岡県榛原郡吉田町川尻2557-11	1	1	1	1	700人	
	津波避難タワーH	静岡県榛原郡吉田町川尻2918	1	1	1	1	800人	
	レック練吉田防災倉庫	静岡県榛原郡吉田町川尻3308	1	1	1	1	1,000人	
	津波避難タワーJ	静岡県榛原郡吉田町住吉3385-1	1	1	1	1	800人	

(危機管理課) 103.4.1

13-2-2 市別別指定緊急避難場所

市 町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定 避難所 の 人数	
			洪水	津波	地震	火災	大規模 火災		山 火
	津波避難タワーK	静岡県静岡市清水区吉田町住吉2888-3地先	1	1	1	1	1,200人		
	津波避難タワーL	静岡県静岡市清水区吉田町住吉5525-1地先	1	1	1	1	800人		
	津波避難タワーM	静岡県静岡市清水区吉田町片岡1697-1	1	1	1	1	1,000人		
	津波避難タワーO	静岡県静岡市清水区吉田町川原2743-1	1	1	1	1	500人		
	津波避難タワーP	静岡県静岡市清水区吉田町住吉2649-2	1	1	1	1	1,300人		
	津波避難タワーR	静岡県静岡市清水区吉田町住吉2143-1	1	1	1	1	800人		
	ホテルプレイスト(yoshida)	静岡県静岡市清水区吉田町住吉580	1	1	1	1	730人		
	梅地公民館	静岡県静岡市清水区川根本町梅地187-2	1	1	1	1	80人		
	平田集会所	静岡県静岡市清水区川根本町犬間429-3	1	1	1	1	20人		
	寸又峡公民館	静岡県静岡市清水区川根本町千頭286	1	1	1	1	40人		
	豊島地区集会所	静岡県静岡市清水区川根本町豊島540	1	1	1	1	70人		
	八木公会堂	静岡県静岡市清水区川根本町豊島687-1	1	1	1	1	30人		
	大谷地区集会所	静岡県静岡市清水区川根本町東藤川1274-1	1	1	1	1	20人		
	沢間公会堂	静岡県静岡市清水区川根本町千頭636-2	1	1	1	1	20人		
	池の谷地区集会所	静岡県静岡市清水区川根本町千頭515	1	1	1	1	10人		
	桑野山会館	静岡県静岡市清水区川根本町桑野山1254	1	1	1	1	40人		
	平栗区多目的集会所	静岡県静岡市清水区川根本町東藤川11519-3	1	1	1	1	20人		
	寺尾区会館	静岡県静岡市清水区川根本町千頭805-6	1	1	1	1	40人		
	千頭西区会館	静岡県静岡市清水区川根本町千頭950-2	1	1	1	1	30人		
	千頭中区会館	静岡県静岡市清水区川根本町千頭1185-1	1	1	1	1	70人		
	奥大井自然体験村管理センター(3階)	静岡県静岡市清水区川根本町千頭1216-5	1	1	1	1	30人		
	千頭駅前広場	静岡県静岡市清水区川根本町千頭1216-5	1	1	1	1	270人		
	本川根小学校	静岡県静岡市清水区川根本町千頭1236-6	1	1	1	1	4,080人		
	小畠井公民館	静岡県静岡市清水区川根本町東藤川1019-2	1	1	1	1	90人		
	文化会館	静岡県静岡市清水区川根本町東藤川1090-1	1	1	1	1	800人		
	日&G海洋センター	静岡県静岡市清水区川根本町東藤川1220	1	1	1	1	340人		
	上岸地区集会所	静岡県静岡市清水区川根本町上岸280-2	1	1	1	1	30人		
	前山区会館	静岡県静岡市清水区川根本町東藤川12500-2	1	1	1	1	10人		
	田代区会館	静岡県静岡市清水区川根本町田代154	1	1	1	1	70人		
	本川根中学校	静岡県静岡市清水区川根本町田代530	1	1	1	1	8,980人		
	柳3集会所	静岡県静岡市清水区川根本町東藤川12216-16	1	1	1	1	20人		
	崎平地区集会所	静岡県静岡市清水区川根本町崎平32-1	1	1	1	1	70人		
	青部地区集会所	静岡県静岡市清水区川根本町青部674-2	1	1	1	1	40人		
	坂京地区集会所	静岡県静岡市清水区川根本町東藤川13161	1	1	1	1	40人		
	藤川地域連携センター	静岡県静岡市清水区川根本町元藤川1729-1	1	1	1	1	120人		
	水川地域連携センター	静岡県静岡市清水区川根本町水川1641-3	1	1	1	1	60人		
	尾呂久保地域連携センター	静岡県静岡市清水区川根本町水川1806-1	1	1	1	1	10人		
	上長尾集落センター	静岡県静岡市清水区川根本町上長尾292-2	1	1	1	1	50人		
	高郷地域連携センター	静岡県静岡市清水区川根本町上長尾933-2	1	1	1	1	110人		

13-2-2 市別別指定緊急避難場所

市 町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定 避難所 の 人数
			洪水	津波	地震	火災	山 火	
	中川根中学校グラウンド	静岡県静岡市清水区中川根本町上長尾744	1	1	1	1	4,840人	
	中川根中央小学校グラウンド	静岡県静岡市清水区中川根本町上長尾1000	1	1	1	1	2,260人	
	八中地域連携センター	静岡県静岡市清水区中川根本町上長尾1272	1	1	1	1	30人	
	梅高地域連携センター	静岡県静岡市清水区中川根本町下長尾622-3	1	1	1	1	60人	
	下長尾地域連携センター	静岡県静岡市清水区中川根本町下長尾169	1	1	1	1	60人	
	中川根南小学校グラウンド	静岡県静岡市清水区中川根本町下長尾281	1	1	1	1	1,840人	
	瀬平集落センター	静岡県静岡市清水区中川根本町下長尾2133	1	1	1	1	60人	
	久保尾地域連携センター	静岡県静岡市清水区中川根本町下長尾1399	1	1	1	1	70人	
	久野部コミュニティ防災センター	静岡県静岡市清水区中川根本町久野部237	1	1	1	1	70人	
	三ツ間集落センター	静岡県静岡市清水区中川根本町久野部813-2	1	1	1	1	60人	
	地名集会所	静岡県静岡市清水区中川根本町地名165-2	1	1	1	1	130人	
	農林業センター交流施設	静岡県静岡市清水区中川根本町地名1493-2	1	1	1	1	90人	
	高齢者コミュニティセンター	静岡県静岡市清水区中川根本町下長尾200-1	1	1	1	1	80人	
	香町河内地域連携センター	静岡県静岡市清水区中川根本町香町河内1078	1	1	1	1	20人	
	田野口地域連携センター	静岡県静岡市清水区中川根本町田野口831	1	1	1	1	60人	
	徳山コミュニティ防災センター	静岡県静岡市清水区中川根本町徳山1369	1	1	1	1	120人	
	中川根第一小学校グラウンド	静岡県静岡市清水区中川根本町徳山100	1	1	1	1	4,400人	
	県立川根高校	静岡県静岡市清水区中川根本町徳山1644-1	1	1	1	1	6,060人	
	首越の郷	静岡県静岡市清水区中川根本町千頭1217-2	1	1	1	1	500人	
	フォーレなかかわね茶室	静岡県静岡市清水区中川根本町水川71-1	1	1	1	1	210人	
	浜中郡学園(小、中学校)	静岡県浜松市中区松城町108-1	1	1	1	1	1,297人	
	浜松城公園	静岡県浜松市中区元城町100-2	1	1	1	1		
	浜松市役所	静岡県浜松市中区元城町103-2	1	1	1	1		
	東小中学校	静岡県浜松市中区中央2-2-1	1	1	1	1	1,051人	
	八幡中学校	静岡県浜松市中区野口町1533	1	1	1	1	1,266人	
	船越小学校	静岡県浜松市中区船越町29-1	1	1	1	1	653人	
	船越公園	静岡県浜松市中区船越町49-3	1	1	1	1		
	西小中学校	静岡県浜松市中区船越町70-1	1	1	1	1	799人	
	西部中学校	静岡県浜松市中区船越町2-17-1	1	1	1	1	1,303人	
	船江小学校	静岡県浜松市中区西伊場町4-1	1	1	1	1	822人	
	浜松西高校	静岡県浜松市中区西伊場町3-1	1	1	1	1		
	県立小中学校	静岡県浜松市中区東伊場2-5-1	1	1	1	1	761人	
	連分小学校	静岡県浜松市中区布織1-9-1	1	1	1	1	747人	
	広沢小学校	静岡県浜松市中区広沢2-51-1	1	1	1	1	1,129人	
	北部中学校	静岡県浜松市中区文丘町28-1	1	1	1	1	1,312人	
	御塚中学校	静岡県浜松市中区御塚2-15-1	1	1	1	1	1,279人	
	浜松北高校	静岡県浜松市中区広沢1-30-1	1	1	1	1		
	浜松市立高校	静岡県浜松市中区広沢1-21-1	1	1	1	1		
	和地山公園	静岡県浜松市中区和地山13-10-1	1	1	1	1		

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	高潮	地震	津波	大規模火災		
	静岡大学浜松キャンパス	静岡県浜松市中区城北3-5-1								
	(旧)高砂小学校	静岡県浜松市中区寺島町450							656人	
	竜禰寺小学校	静岡県浜松市中区竜禰寺町844							792人	
	南部中学校	静岡県浜松市中区竜禰寺町706							1,600人	
	双葉小学校	静岡県浜松市中区海老塚5-1							1,441人	
	浅間小学校	静岡県浜松市中区西浅田2-12-1							979人	
	江西中学校	静岡県浜松市中区神田町123							1,133人	
	(旧)北小学校	静岡県浜松市中区山下町192							770人	
	相生小学校	静岡県浜松市中区向宿3-8-1							1,055人	
	佐藤小学校	静岡県浜松市中区佐藤2-32-1							808人	
	東部協働センター	静岡県浜松市中区相生町23-1							142人	
	城北小学校	静岡県浜松市中区住吉1-23-1							919人	
	高台中学校	静岡県浜松市中区住吉5-19-1							1,279人	
	泉小学校	静岡県浜松市中区泉1-16-1							901人	
	萩丘小学校	静岡県浜松市中区巻5-12-1							1,026人	
	葵が丘小学校	静岡県浜松市中区高丘東3-51-1							925人	
	瑞穂小学校	静岡県浜松市中区高丘北3-15-8							1,091人	
	明成中学校	静岡県浜松市中区高丘北-15-20							1,235人	
	葵西小学校	静岡県浜松市中区葵西2-25-1							926人	
	花川小学校	静岡県浜松市中区花川町781							662人	
	浜松城北工業高校	静岡県浜松市中区住吉5-16-1								
	高丘公園・高丘緑地	静岡県浜松市中区高丘東1-4-1								
	浜松市上下水道部住吉庁舎	静岡県浜松市中区住吉5-13-1								
	曳馬小学校	静岡県浜松市中区曳馬1-1-35							1,079人	
	上島小学校	静岡県浜松市中区上島1-21-1							1,507人	
	曳馬中学校	静岡県浜松市中区曳馬4-2-15							1,462人	
	四ツ池公園	静岡県浜松市中区上島6-19-1								
	雷塚小学校	静岡県浜松市中区高塚町1803							806人	
	雷塚西小学校	静岡県浜松市中区高塚町3541							778人	
	雷塚中学校	静岡県浜松市中区高塚町460-1							1,479人	
	佐鳴台小学校	静岡県浜松市中区佐鳴台3-31-1							1,034人	
	佐鳴台中学校	静岡県浜松市中区佐鳴台3-32-1							1,263人	
	花川運動公園	静岡県浜松市中区西丘町724								
	高塚公園	静岡県浜松市中区高塚町1221-1								
	野口公園	静岡県浜松市中区中央2-3-3								
	葵が丘公園	静岡県浜松市中区高丘東5-101-5								
	東部やすらぎ公園(名塚公園)	静岡県浜松市中区名塚町364								
	空井小学校	静岡県浜松市東区空井町1050							840人	
	豊西小学校	静岡県浜松市東区豊西町551							774人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	高潮	地震	津波	大規模火災		
	笠井中学校	静岡県浜松市東区笠井町1085							1,156人	
	与進小学校	静岡県浜松市東区天王町1351							1,261人	
	与進中学校	静岡県浜松市東区市野町1405-1							1,536人	
	与進北小学校	静岡県浜松市東区市野町2715							879人	
	和田小学校	静岡県浜松市東区薬師町275-2							1,071人	
	天竜中学校	静岡県浜松市東区能光町43							1,413人	
	和田東小学校	静岡県浜松市東区安間町437-2							762人	
	安間川公園	静岡県浜松市東区安新町181-2								
	中ノ町小学校	静岡県浜松市東区中野町427-1							719人	
	精志小学校	静岡県浜松市東区精志町1497-1							1,129人	
	精志中学校	静岡県浜松市東区有玉北町1200							1,474人	
	中郡小学校	静岡県浜松市東区中郡町915							991人	
	大瀬小学校	静岡県浜松市東区大瀬町2218							707人	
	有玉小学校	静岡県浜松市東区有玉南町614							898人	
	中郡中学校	静岡県浜松市東区中郡町897							1,186人	
	蒲小学校	静岡県浜松市東区神立町5							1,248人	
	丸塚中学校	静岡県浜松市東区丸塚町1050							1,322人	
	中田公園	静岡県浜松市東区中田町78								
	大浦公園	静岡県浜松市東区大浦町144								
	半田公園	静岡県浜松市東区半田山5-18-1							989人	
	神久呂小学校	静岡県浜松市西区神ヶ谷町3490							845人	
	神久呂中学校	静岡県浜松市西区大久保町6633								
	神久呂協働センター	静岡県浜松市西区神原町922								
	入野小学校	静岡県浜松市西区入野町8757							1,156人	
	入野中学校	静岡県浜松市西区入野町17059							1,272人	
	西都台7小学校	静岡県浜松市西区西都台7町1106							728人	
	大平台小学校	静岡県浜松市西区大平台3-6-1							1,246人	
	入野協働センター	静岡県浜松市西区入野町9888							946人	
	伊佐見小学校	静岡県浜松市西区伊佐見町5644							1,571人	
	湖東中学校	静岡県浜松市西区佐浜町4540							69人	
	佐浜会館	静岡県浜松市西区佐浜町1933-1							400人	
	はまゆり図書館	静岡県浜松市西区大久保町7150-394							1,268人	
	伊佐見協働センター	静岡県浜松市西区伊佐見町45								
	和地小学校	静岡県浜松市西区湖東町2005							1,189人	
	和地協働センター	静岡県浜松市西区和地町6578							1,278人	
	権原小学校	静岡県浜松市西区権原町10300								
	権原中学校	静岡県浜松市西区権原町20200-1								
	権原協働センター	静岡県浜松市西区権原町20399-1								
	庄内学園(小・中学校)	静岡県浜松市西区庄内町100							2,306人	

13-2-2 市別指定緊急避難場所

市 町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 人数
			洪水	土砂 崩落	津波	地震	火災	火山 噴火	
	(旧)北区内小学校	静岡県浜松市西区白洲町295-1							
	(旧)南区内小学校	静岡県浜松市西区庄和町108-3							
	村郷小学校	静岡県浜松市西区村郷町2561						677人	
	白洲小公民館	静岡県浜松市西区白洲町3850-1						104人	
	庄内協働センター	静岡県浜松市西区庄内町14-5							
	舞阪小学校	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪76						1,378人	
	舞阪第1保育園	静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3885						175人	
	舞阪第2保育園	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2659-3						218人	
	舞阪幼稚園	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2668-33						983人	
	舞阪中学校	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪4601						1,766人	
	舞阪総合体育館	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2623-32						1,327人	
	舞阪協働センター	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2701-9							
	酒園	静岡県浜松市西区舞阪町弁天島5005-1						123人	
	乙女園グラウンド	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪3481-25							
	舞阪西野島海公園	静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2658-103							
	舞阪吹上浄水場	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2600-1							
	舞阪岐佐神社	静岡県浜松市東区安新町181-2							
	稲荷山公園	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪5167							
	JR東海弁天島駅	静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3285-18							
	舞阪養泉寺	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪1907-1							
	舞阪表浜車公園	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2668-25							
	舞阪順愛保育園	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪5372							
	舞阪真池遊園地	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪5375							
	千鳥園ゲートボール場	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪弁天島3212-10							
	稲月園児童遊園地	静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3257-1							
	雄踏小学校	静岡県浜松市西区雄踏町字布島7997-1						1,382人	
	雄踏中学校	静岡県浜松市西区雄踏町字布島9595						2,518人	
	雄踏文化センター	静岡県浜松市西区雄踏町字布島5427						608人	
	雄踏総合体育館	静岡県浜松市西区雄踏町字布島9881-1						721人	
	雄踏山崎公民館	静岡県浜松市西区雄踏町山崎3549-1							
	西岸中央公民館	静岡県浜松市西区太平台3-37							
	雄踏総合公園	静岡県浜松市西区雄踏町字布島9884-1							
	白飯小学校	静岡県浜松市南区寺島町431						1,022人	
	砂丘小学校	静岡県浜松市南区白羽町2512						722人	
	三島楊子公園	静岡県浜松市南区楊子町549-1						1,132人	
	新津小学校	静岡県浜松市南区新橋町777						1,185人	
	新津中学校	静岡県浜松市南区新橋町748							
	新橋体育センター	静岡県浜松市南区新橋町1-2							
	南の星小学校	静岡県浜松市南区西島町1148-1						3,240人	

市 町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 人数
			洪水	土砂 崩落	津波	地震	火災	火山 噴火	
	(旧)五島小学校グラウンド	静岡県浜松市南区西島町510							
	(旧)遠州浜小学校	静岡県浜松市南区遠州浜2-9-1							
	河輪小学校	静岡県浜松市南区葉町333						712人	
	東陽中学校	静岡県浜松市南区西町700						1,194人	
	芳川小学校	静岡県浜松市南区芳川町206-1						1,018人	
	南陽中学校	静岡県浜松市南区芳川町80						1,605人	
	芳川北小学校	静岡県浜松市南区御陀寺町1046-1						1,026人	
	芳川公園	静岡県浜松市南区芳川町3093-1							
	飯田小学校	静岡県浜松市南区飯田町978						985人	
	東部中学校	静岡県浜松市南区飯田町1038						1,606人	
	飯田公園・大塚グラウンド	静岡県浜松市南区大塚町地内安間川河川敷							
	可美小学校	静岡県浜松市南区若林町1748						1,261人	
	可美中学校	静岡県浜松市南区備前町700						1,438人	
	可美公園	静岡県浜松市南区備前町920-2							
	三方原小学校	静岡県浜松市北区三方原町682						941人	
	豊岡小学校	静岡県浜松市北区豊岡町22						1,005人	
	北星中学校	静岡県浜松市北区初生町1305-1						1,428人	
	初生小学校	静岡県浜松市北区初生町1001-2						915人	
	三方原中学校	静岡県浜松市北区豊岡町196						1,270人	
	都田小学校	静岡県浜松市北区都田町5609-2						589人	
	都田中学校	静岡県浜松市北区都田町5824-18						1,031人	
	都田南小学校	静岡県浜松市北区都田町6756						1,119人	
	(旧)滝沢小学校	静岡県浜松市北区滝沢町1520						440人	
	西気小学校	静岡県浜松市北区緒江町西気11529-1						1,254人	
	西気中学校	静岡県浜松市北区緒江町西気9994-1						547人	
	伊目小学校	静岡県浜松市北区緒江町西気3241						544人	
	高台幼稚園	静岡県浜松市北区緒江町中川17172-701						174人	
	中川小学校	静岡県浜松市北区緒江町中川12553						1,019人	
	緒江中学校	静岡県浜松市北区緒江町西気7300-1						2,144人	
	上町地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区緒江町西気1007-2							
	清水公民館	静岡県浜松市北区緒江町西気31-2							
	小野地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区緒江町小野4-8							
	油田地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区緒江町西気1374-2							
	下村地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区緒江町西気9800-1							
	西気コミュニティセンター	静岡県浜松市北区緒江町西気10413-6							
	寸座地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区緒江町西気11100-1							
	伊目農業構造改善センター	静岡県浜松市北区緒江町西気3831-1							
	老ヶ谷農業構造改善センター	静岡県浜松市北区緒江町西気3831-4							
	湖東公民館	静岡県浜松市北区緒江町中川17171-88							

13-2-2 市別指定緊急避難場所

市 町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 人数
			洪水	土砂 崩落	津波	地震	火災	火山 噴火	
	(旧)五島小学校グラウンド	静岡県浜松市南区西島町510							
	(旧)遠州浜小学校	静岡県浜松市南区遠州浜2-9-1							
	河輪小学校	静岡県浜松市南区葉町333						712人	
	東陽中学校	静岡県浜松市南区西町700						1,194人	
	芳川小学校	静岡県浜松市南区芳川町206-1						1,018人	
	南陽中学校	静岡県浜松市南区芳川町80						1,605人	
	芳川北小学校	静岡県浜松市南区御陀寺町1046-1						1,026人	
	芳川公園	静岡県浜松市南区芳川町3093-1							
	飯田小学校	静岡県浜松市南区飯田町978						985人	
	東部中学校	静岡県浜松市南区飯田町1038						1,606人	
	飯田公園・大塚グラウンド	静岡県浜松市南区大塚町地内安間川河川敷							
	可美小学校	静岡県浜松市南区若林町1748						1,261人	
	可美中学校	静岡県浜松市南区備前町700						1,438人	
	可美公園	静岡県浜松市南区備前町920-2							
	三方原小学校	静岡県浜松市北区三方原町682						941人	
	豊岡小学校	静岡県浜松市北区豊岡町22						1,005人	
	北星中学校	静岡県浜松市北区初生町1305-1						1,428人	
	初生小学校	静岡県浜松市北区初生町1001-2						915人	
	三方原中学校	静岡県浜松市北区豊岡町196						1,270人	
	都田小学校	静岡県浜松市北区都田町5609-2						589人	
	都田中学校	静岡県浜松市北区都田町5824-18						1,031人	
	都田南小学校	静岡県浜松市北区都田町6756						1,119人	
	(旧)滝沢小学校	静岡県浜松市北区滝沢町1520						440人	
	西気小学校	静岡県浜松市北区緒江町西気11529-1						1,254人	
	西気中学校	静岡県浜松市北区緒江町西気9994-1						547人	
	伊目小学校	静岡県浜松市北区緒江町西気3241						544人	
	高台幼稚園	静岡県浜松市北区緒江町中川17172-701						174人	
	中川小学校	静岡県浜松市北区緒江町中川12553						1,019人	
	緒江中学校	静岡県浜松市北区緒江町西気7300-1						2,144人	
	上町地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区緒江町西気1007-2							
	清水公民館	静岡県浜松市北区緒江町西気31-2							
	小野地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区緒江町小野4-8							
	油田地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区緒江町西気1374-2							
	下村地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区緒江町西気9800-1							
	西気コミュニティセンター	静岡県浜松市北区緒江町西気10413-6							
	寸座地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区緒江町西気11100-1							
	伊目農業構造改善センター	静岡県浜松市北区緒江町西気3831-1							
	老ヶ谷農業構造改善センター	静岡県浜松市北区緒江町西気3831-4							
	湖東公民館	静岡県浜松市北区緒江町中川17171-88							

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災	大規模火災		
	細江1区地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区細江町中川899-4	1	1	1	1	1	1	784人	
	石岡地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区細江町三和523-2	1	1	1	1	1	1	1,503人	
	祝田地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区細江町中川8915	1	1	1	1	1	1	537人	
	刑部地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区細江町中川16700-1	1	1	1	1	1	1	5,614人	
	細江8区地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区細江町中川4946-3	1	1	1	1	1	1	671人	
	細江9区地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区細江町中川15540	1	1	1	1	1	1	482人	
	広岡地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区細江町広岡88-1	1	1	1	1	1	1	445人	
	呉石地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区細江町気賀7694-1	1	1	1	1	1	1	433人	
	源川地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区細江町気賀9935	1	1	1	1	1	1	446人	
	7区地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区細江町三和125-1	1	1	1	1	1	1	37人	
	井伊谷小学校	静岡県浜松市北区引佐町井伊谷680	1	1	1	1	1	1	315人	
	引佐南中学校	静岡県浜松市北区引佐町横尾426	1	1	1	1	1	1		
	金指小学校	静岡県浜松市北区引佐町金指1369	1	1	1	1	1	1		
	浜松湖北高校	静岡県浜松市北区引佐町金指1428	1	1	1	1	1	1		
	奥山小学校	静岡県浜松市北区引佐町奥山1101-1	1	1	1	1	1	1		
	奥山体育セブン	静岡県浜松市北区引佐町奥山1550-1	1	1	1	1	1	1		
	(旧)伊平小学校	静岡県浜松市北区引佐町伊平580-2	1	1	1	1	1	1		
	(旧)川名小学校	静岡県浜松市北区引佐町川名470-1	1	1	1	1	1	1		
	引佐北部小学校	静岡県浜松市北区引佐町四方浄134-6	1	1	1	1	1	1		
	(旧)浜川小学校	静岡県浜松市北区引佐町浜川3484	1	1	1	1	1	1		
	(旧)久留女小学校	静岡県浜松市北区引佐町西久留女603-4	1	1	1	1	1	1		
	引佐5区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区引佐町井伊谷2276-2	1	1	1	1	1	1		
	引佐6区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区引佐町井伊谷1727-1	1	1	1	1	1	1		
	西四村コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区引佐町新渡622-6	1	1	1	1	1	1		
	金指コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区引佐町金指1324-2	1	1	1	1	1	1		
	三ヶ日東小学校	静岡県浜松市北区三ヶ日町新渡2266-2	1	1	1	1	1	1		
	三ヶ日西小学校	静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日301-1	1	1	1	1	1	1		
	尾菜小学校	静岡県浜松市北区三ヶ日町下尾菜1431	1	1	1	1	1	1		
	平山小学校	静岡県浜松市北区三ヶ日町平山2000	1	1	1	1	1	1		
	三ヶ日協働センター	静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日500-1	1	1	1	1	1	1		
	数津地区コミュニティ防災センター	静岡県浜松市北区三ヶ日町福基1372-9	1	1	1	1	1	1		
	都田総合公園	静岡県浜松市北区新都田1-103-4	1	1	1	1	1	1		
	浜名中学校	静岡県浜松市浜北区小松467	1	1	1	1	1	1		
	浜名小学校	静岡県浜松市浜北区小松1450	1	1	1	1	1	1		
	浜名協働センター	静岡県浜松市浜北区小松2789	1	1	1	1	1	1		
	内野小学校	静岡県浜松市浜北区内野1702	1	1	1	1	1	1		
	北浜中学校	静岡県浜松市浜北区西美園279-2	1	1	1	1	1	1		
	北浜東部中学校	静岡県浜松市浜北区上善地317	1	1	1	1	1	1		
	北浜小学校	静岡県浜松市浜北区積須800	1	1	1	1	1	1		

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災	大規模火災		
	北浜北小学校	静岡県浜松市浜北区西美園1588	1	1	1	1	1	1	1,078人	
	北浜南小学校	静岡県浜松市浜北区寺島3010	1	1	1	1	1	1	839人	
	伎倍小学校	静岡県浜松市浜北区貴布祢2646	1	1	1	1	1	1	879人	
	北浜東小学校	静岡県浜松市浜北区善地1546	1	1	1	1	1	1	729人	
	美園中央公園	静岡県浜松市浜北区西美園733	1	1	1	1	1	1		
	中瀬小学校	静岡県浜松市浜北区中瀬3648-1	1	1	1	1	1	1	1,210人	
	浜北北部中学校	静岡県浜松市浜北区於呂2061	1	1	1	1	1	1	1,923人	
	赤佐小学校	静岡県浜松市浜北区於呂2790	1	1	1	1	1	1	1,159人	
	熊玉中学校	静岡県浜松市浜北区宮口4847	1	1	1	1	1	1	1,164人	
	熊玉小学校	静岡県浜松市浜北区宮口262	1	1	1	1	1	1	821人	
	新原小学校	静岡県浜松市浜北区新原2331	1	1	1	1	1	1	802人	
	(旧)大平小学校	静岡県浜松市浜北区大平686	1	1	1	1	1	1	364人	
	熊ふれあいセンター	静岡県浜松市天竜区熊1977-2	1	1	1	1	1	1		
	熊小学校	静岡県浜松市天竜区熊2153	1	1	1	1	1	1	450人	
	上阿多ふれあいセンター	静岡県浜松市天竜区西藤平1655	1	1	1	1	1	1	327人	
	上阿多古小学校	静岡県浜松市天竜区西藤平1318	1	1	1	1	1	1	434人	
	下阿多ふれあいセンター	静岡県浜松市天竜区上野172-3	1	1	1	1	1	1		
	下阿多古小学校	静岡県浜松市天竜区高島762	1	1	1	1	1	1	476人	
	(旧)下阿多古中学校	静岡県浜松市天竜区上野948	1	1	1	1	1	1	902人	
	下阿多古運動場	静岡県浜松市天竜区上野948	1	1	1	1	1	1		
	天竜特別支援学校	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島201-1	1	1	1	1	1	1	166人	
	二俣協働センター	静岡県浜松市天竜区二俣町二俣184-32	1	1	1	1	1	1		
	二俣小学校	静岡県浜松市天竜区二俣町二俣867-1	1	1	1	1	1	1	964人	
	清竜中学校	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島525	1	1	1	1	1	1	1,259人	
	天竜高校	静岡県浜松市天竜区二俣町二俣601	1	1	1	1	1	1	952人	
	天竜二俣町東西広場	静岡県浜松市天竜区二俣町阿藤114-2	1	1	1	1	1	1		
	天竜王生ホール	静岡県浜松市天竜区二俣町二俣20-2	1	1	1	1	1	1	1,457人	
	光明ふれあいセンター	静岡県浜松市天竜区山重2309-8	1	1	1	1	1	1		
	光明小学校	静岡県浜松市天竜区山重2550	1	1	1	1	1	1	756人	
	(旧)鏡山小学校	静岡県浜松市天竜区只来97-3	1	1	1	1	1	1	374人	
	光が丘中学校	静岡県浜松市天竜区山重2701	1	1	1	1	1	1	1,343人	
	松明夕日運動公園	静岡県浜松市天竜区松明2660	1	1	1	1	1	1		
	竜川ふれあいセンター	静岡県浜松市天竜区横山町772-1	1	1	1	1	1	1		
	横山小学校	静岡県浜松市天竜区横山町547	1	1	1	1	1	1	476人	
	竜川運動場	静岡県浜松市天竜区横山町380	1	1	1	1	1	1		
	大厩小学校	静岡県浜松市天竜区善野町堀之内983-1	1	1	1	1	1	1	664人	
	(旧)熊切小学校	静岡県浜松市天竜区善野町石打松下211-1	1	1	1	1	1	1	257人	
	(旧)善野北小学校	静岡県浜松市天竜区善野町杉242-2	1	1	1	1	1	1	452人	
	気田小学校	静岡県浜松市天竜区善野町気田603-1	1	1	1	1	1	1	755人	

13-2-2 市別指定緊急避難場所

(危機作業者) 103.41

市 町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難所 の 人数
			洪水	土砂 崩壊	津波	地震	火災	火山 噴火	
	春日中学校	静岡県浜松市天竜区春日町気田380-2						30人	
	天竜高校体育会	静岡県浜松市天竜区春日町堀之内284						30人	
	春日防災センター	静岡県浜松市天竜区春日町宮川1467-2						30人	
	春日犬居スポーツ広場	静岡県浜松市天竜区堀之内997						30人	
	春日熊切スポーツ広場	静岡県浜松市天竜区春日町石松下223-1						30人	
	春日気田スポーツ広場	静岡県浜松市天竜区春日町気田850-1						30人	
	浦川小学校	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川2819						30人	
	浦川ふれあいセンター	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川2794-1						30人	
	(旧)佐久間中学校	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間2410						30人	
	佐久間小学校	静岡県浜松市天竜区佐久間町半場50-1						30人	
	歴史と民謡の郷会館	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間429-1						30人	
	山香ふれあいセンター	静岡県浜松市天竜区佐久間町大井2415-1						30人	
	(旧)城西小学校	静岡県浜松市天竜区佐久間町相月2874						30人	
	城西ふれあいセンター	静岡県浜松市天竜区佐久間町奥領家1528-4						30人	
	佐久間中学校・湖北高校佐久間分校	静岡県浜松市天竜区佐久間町中部683-1						30人	
	水窪小学校	静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家2697-1						30人	
	(旧)西浦小学校	静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家3296-18						30人	
	水窪中学校	静岡県浜松市天竜区水窪町地頭方366						30人	
	水窪文化会館	静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家3274-1						30人	
	水窪総合体育館	静岡県浜松市天竜区水窪町地頭方241-3						30人	
	(旧)龍山第一小学校	静岡県浜松市天竜区龍山町大嶺565-5						30人	
	龍山高齢者コミュニティセンター	静岡県浜松市天竜区龍山町大嶺1279-3						30人	
	龍山健康増進センター	静岡県浜松市天竜区龍山町戸倉217-1						30人	
	龍山保健センター	静岡県浜松市天竜区龍山町戸倉711-2						30人	
	龍山老人福祉センター	静岡県浜松市天竜区龍山町下平山248-2						30人	
	龍山森林文化会館	静岡県浜松市天竜区龍山町瀬原382-2						30人	
	(旧)龍山北小学校	静岡県浜松市天竜区龍山町瀬原326-37						30人	
	東坂町公会堂	静岡県浜松市見付574-1						30人	
	二番町公会堂	静岡県浜松市見付1917-5						30人	
	美登里町集会所	静岡県浜松市見付4752-57						30人	
	元宮町公会堂	静岡県浜松市見付1612-22						30人	
	ふれあい交流センター	静岡県浜松市国府台493-1						30人	
	西新町公会堂	静岡県浜松市中東2940-3						30人	
	第六区公会堂	静岡県浜松市大久保623-5						30人	
	空梅公会堂	静岡県浜松市向笠竹之内7-30						121人	
	徳原公会堂	静岡県浜松市藤原413-2						149人	
	寺谷新田公会堂	静岡県浜松市寺谷新田78-3						250人	
	寺谷下公会堂	静岡県浜松市寺谷54-1						140人	
	包坂上公会堂	静岡県浜松市包坂上180						140人	

13-2-2 市別指定緊急避難場所

(危機作業者) 103.41

市 町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難所 の 人数
			洪水	土砂 崩壊	津波	地震	火災	火山 噴火	
	包坂上上公会堂	静岡県静岡市包坂中571						30人	
	包坂中下公会堂	静岡県静岡市包坂中813						30人	
	包坂新公会堂	静岡県静岡市包坂新115-1						30人	
	新貝公会堂	静岡県静岡市新貝1975-4						30人	
	二ツ野自公会館	静岡県静岡市三ツ野台6-11						30人	
	東部上公会堂	静岡県静岡市明ヶ島1121-43						30人	
	上毛集会所	静岡県静岡市富里613						30人	
	包坂下公会堂	静岡県静岡市東名537						30人	
	加茂東公会堂	静岡県静岡市加茂153						30人	
	富丘下原公会堂	静岡県静岡市富丘464-3						30人	
	富丘広野公会堂	静岡県静岡市富丘74						30人	
	一言北原公会堂	静岡県静岡市一言3157						30人	
	神田公会堂	静岡県静岡市上野部339-4						30人	
	粟下公会堂	静岡県静岡市上野部563-12						30人	
	本村公会堂	静岡県静岡市上野部1034-5						30人	
	田川公会堂	静岡県静岡市上野部730-5						30人	
	亀井戸公会堂	静岡県静岡市下野部827-5						30人	
	合代島上公会堂	静岡県静岡市合代島156-3						30人	
	合代島下公会堂	静岡県静岡市合代島695-3						30人	
	上神増公会堂	静岡県静岡市上神増979-1						30人	
	神増公会堂	静岡県静岡市神増478-3						30人	
	惣兵衛公会堂	静岡県静岡市惣兵衛31-20						30人	
	掛下公会堂	静岡県静岡市掛下280-2						30人	
	大平集落センター	静岡県静岡市大平337-2						30人	
	岩井公会堂	静岡県静岡市岩井413						30人	
	大鷹第2区公会堂	静岡県静岡市大久保88-5						30人	
	大鷹第4区公会堂	静岡県静岡市大久保538-6						30人	
	大鷹13区公会堂	静岡県静岡市藤上厩791						30人	
	東大久保公会堂	静岡県静岡市岩井1907-2290						30人	
	富士見町会館	静岡県静岡市見付664-1						30人	
	住吉町公会堂	静岡県静岡市見付1487-8						30人	
	権現町公会堂	静岡県静岡市見付590-1						30人	
	幸町会館	静岡県静岡市見付3581-4						30人	
	富丘原新田公会堂	静岡県静岡市富丘887-4						30人	
	メルローズⅠ(階段踊り場廊下)	静岡県静岡市二之宮1137-1						121人	
	メルローズⅡ(階段踊り場廊下)	静岡県静岡市二之宮1137-1						149人	
	クラメール(階段踊り場廊下)	静岡県静岡市二之宮1153-1						250人	
	アダージ(階段踊り場廊下)	静岡県静岡市二之宮1161						140人	
	ヴィヴェーチェ(階段踊り場廊下)	静岡県静岡市二之宮1161						140人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.41

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所としての位置	指定避難所人数
			洪水	土砂崩れ	津波	地震	火災		
	介護老人保健施設(さくら) (2階以上フロア・外廊下)	静岡県静岡市市之宮1162	1					10,174人	
	エステート・ミュージック(階段降り場)	静岡県静岡市市之宮1170-2	1					233人	
	エステート・ミュージック2(階段降り場)	静岡県静岡市市之宮1170-1	1					256人	
	グリーンアール(階段降り場)	静岡県静岡市市之宮943-1	1					407人	
	インテラー・ガム(階段降り場)	静岡県静岡市市之宮948-1	1					610人	
	大日精化工業(株)東海東(屋上等)	静岡県静岡市市豊島86-7	1					2,160人	
	エムズビルⅣ(階段降り場)	静岡県静岡市市豊島1117-1	1					442人	
	マンションウェストⅠ(階段降り場)	静岡県静岡市市豊島1451-3	1					549人	
	ファーマー・ローズ(階段降り場)	静岡県静岡市市千手堂919	1					228人	
	ファンブル・ローズ(階段降り場)	静岡県静岡市市千手堂906-3	1					107人	
	ジャルマン(階段降り場)	静岡県静岡市市千手堂1065-1	1					226人	
	ランドスケープ(階段降り場)	静岡県静岡市市上太之郷103-2	1					233人	
	ピュアマンション(階段下)	静岡県静岡市市上太之郷278	1					108人	
	シルキーマンション(階段下)	静岡県静岡市市上太之郷322-5	1					115人	
	マイシティ上太之郷(階段下)	静岡県静岡市市上太之郷629	1					171人	
	セントラル・イン オカカ(階段降り場)	静岡県静岡市市下岡田243	1					220人	
	MO(階段降り場)	静岡県静岡市市上岡田918-1	1					259人	
	上岡田ガーデンプラザ(階段下)	静岡県静岡市市上岡田989	1					358人	
	上岡田ガーデンプラザB(階段下)	静岡県静岡市市上岡田991-1	1					126人	
	プラザ上岡田(2階以上)	静岡県静岡市市上岡田1039-1	1					2,056人	
	森田グレイス第3マンション(階段降り場)	静岡県静岡市市上岡田1078-1	1					441人	
	森田グレイス第5マンション(階段降り場)	静岡県静岡市市上岡田1078-2	1					328人	
	森田グレイス第1マンション(階段降り場)	静岡県静岡市市上岡田1112-7	1					248人	
	特別養護老人ホーム西之郷の里(未着フロア・屋上)	静岡県静岡市市西之郷26-1	1					15,840人	
	メッセミサキⅠ(階段降り場)	静岡県静岡市市上岡田917-1	1					221人	
	メッセミサキⅡ(階段降り場)	静岡県静岡市市上岡田915-1	1					221人	
	静岡県職員住宅静岡田公園(階段降り場)	静岡県静岡市市東新町11-5-7	1					594人	
	サンライズM(階段降り場)	静岡県静岡市市東島256-1	1					271人	
	特別養護老人ホーム第二遠州の園(屋上)	静岡県静岡市市東島804-1	1					2,000人	
	雇用促進住宅上丁宿舎(階段降り場)	静岡県静岡市市小島016-1	1					1,573人	
	雇用促進住宅白宿舎(階段降り場)	静岡県静岡市市小島1087-1	1					688人	
	Marotte(階段降り場)	静岡県静岡市市草崎783-2	1					184人	
	すすかほヘルスケアホスピタル(階段降り場)	静岡県静岡市市大原2042-4	1					1,284人	
	コーポラザ(階段降り場)	静岡県静岡市市大之郷22-3	1					94人	
	浜部津波避難タワー	静岡県静岡市市浜部332-1	1					300人	
	静岡市福祉支所(2階以上フロア)	静岡県静岡市市福田400	1					9,546人	
	タンデス(階段降り場)	静岡県静岡市市福田522-3	1					240人	
	アルンクワ(階段降り場)	静岡県静岡市市福田1204-1	1					156人	
	マンションあきら(階段降り場)	静岡県静岡市市福田1478-1	1					396人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.41

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所としての位置	指定避難所人数
			洪水	土砂崩れ	津波	地震	火災		
	ホートタウン(階段降り場)	静岡県静岡市市福田3138	1					140人	
	福田北津波避難タワー	静岡県静岡市市福田3195	1					450人	
	グランドストーク福田(階段降り場)	静岡県静岡市市福田3830-3	1					96人	
	中川排水ポンプ(屋上)	静岡県静岡市市福田4774-5	1					482人	
	福田津波避難タワー	静岡県静岡市市福田4898-1	1					450人	
	福田コミュニティセンター(防災センター)	静岡県静岡市市福田5489-2	1					1,471人	
	南都第一排水ポンプ場(屋内機械室)	静岡県静岡市市福田5484-47	1					594人	
	フロントヒルズⅡ(階段降り場)	静岡県静岡市市福田5495-109	1					279人	
	フロントヒルズⅢ(階段降り場)	静岡県静岡市市福田5495-111	1					315人	
	ヒロキ工業津波避難タワー	静岡県静岡市市福田5498-5	1					100人	
	ドルチェエカロー(階段降り場)	静岡県静岡市市福田6085-15	1					228人	
	カウベルⅡ(階段降り場)	静岡県静岡市市福田708-1	1					321人	
	ヒリープU(階段降り場)	静岡県静岡市市福田709-1	1					250人	
	ラ・メールⅠ(階段降り場)	静岡県静岡市市福田中島847-1	1					159人	
	ラ・メールⅡ(階段降り場)	静岡県静岡市市福田中島874-1	1					129人	
	エバーグリーン(階段降り場)	静岡県静岡市市福田中島1199-3	1					298人	
	市営はまぼう団地(階段降り場)	静岡県静岡市市福田中島3396-4	1					340人	
	サンコー・ボス福田(階段降り場)	静岡県静岡市市福田中島3589-1	1					331人	
	(株)ケイ・アイ研究所(屋上)	静岡県静岡市市福田中島3589-1	1					2,691人	
	アイシー・ケイ津波避難タワー	静岡県静岡市市福田492-1	1					120人	
	(株)アイテック(屋上)	静岡県静岡市市南田伊兵衛新田35-1	1					120人	
	(株)理研グリーン(屋上)	静岡県静岡市市南田伊兵衛新田885-12	1					120人	
	東池配水池(屋上)	静岡県静岡市市大原3979-3	1					839人	
	遠州中央産業協同組合福田支店(屋上)	静岡県静岡市市南島529	1					220人	
	静岡ガバステーション(屋上)	静岡県静岡市市東小島100-2	1					400人	
	豊浜配水池(屋上)	静岡県静岡市市豊浜533	1					990人	
	マルイ水産津波避難タワー(屋上)	静岡県静岡市市豊浜1075	1					300人	
	豊浜交流センター(屋上)	静岡県静岡市市豊浜2921-1	1					690人	
	丸源旅館(屋上・廊下)	静岡県静岡市市豊浜43811	1					492人	
	大田川東入ルプスーション(屋上)	静岡県静岡市市豊浜3614-1	1					150人	
	渚の交流津波避難タワー	静岡県静岡市市豊浜地先豊浜海岸	1					300人	
	掛塚津波避難タワー	静岡県静岡市市掛塚777	1					450人	
	メソングリスタル(階段降り場)	静岡県静岡市市掛塚3002-3	1					183人	
	特別養護老人ホーム白瀬園(廊下・屋上)	静岡県静岡市市掛塚3172	1					11,628人	
	(株)三光(屋上)	静岡県静岡市市掛塚3413-2	1					235人	
	フェニックス電洋(階段降り場)	静岡県静岡市市川袋1440-3	1					252人	
	市営電堂団地(階段降り場)	静岡県静岡市市豊岡2804-2	1					1,701人	
	メソントアール(階段降り場)	静岡県静岡市市豊岡5115-1	1					357人	
	メソントアール(階段降り場)	静岡県静岡市市豊岡5539	1					79人	

13-2-2 市別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.41

市 町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定 避難 人数
			洪水	土砂 崩れ	津波	地震	火災	
	メソングランビル(階段降り場廊下)	静岡県静岡市豊岡5961-2			1		188人	
	雇用促進住宅竜洋宿舎(階段降り場)	静岡県静岡市豊岡6667-3			1		634人	
	竜洋なぎの木会館(バラнда等)	静岡県静岡市豊岡6605-3			1		6,549人	
	アルパール(階段降り場)	静岡県静岡市豊岡6874-1			1		84人	
	メソントK(階段降り場廊下)	静岡県静岡市駒場08-1			1		182人	
	駒場北津波避難タワー	静岡県静岡市駒場025-1			1		300人	
	駒場南津波避難タワー	静岡県静岡市駒場1644-14			1		450人	
	天竜農場津波避難タワー	静岡県静岡市駒場6866-4			1		520人	
	竜洋富士	静岡県静岡市駒場6866-5			1		9,000人	
	静岡市竜洋支所(2階以上フロア)	静岡県静岡市岡729-1			1		4,988人	
	エーハウス(階段降り場廊下)	静岡県静岡市飛平松24-2			1		129人	
	アクト津波避難タワー	静岡県静岡市飛平松237-1			1		180人	
	(株)河合楽器製作所厚生会館(屋上)	静岡県静岡市飛平松252			1		500人	
	東亜化成(株)(屋上)	静岡県静岡市東平松401-1			1		150人	
	(株)アコー製工場(屋上)	静岡県静岡市東平松500-1			1		210人	
	静岡富士精工(株)第一工場(屋上)	静岡県静岡市海老島1461			1		300人	
	(株)新村鉄工所(屋上)	静岡県静岡市海老島1546			1		15人	
	(株)アコー倉庫棟(3階スペース)(屋上)	静岡県静岡市大中873-1			1		100人	
	小中津波避難タワー	静岡県静岡市小中855-2			1		300人	
	(株)河合楽器製作所西第2工場(屋上)	静岡県静岡市南平松3-1			1		50人	
	(株)河合楽器製作所西第1工場(屋上)	静岡県静岡市南平松4			1		90人	
	(株)スズンガ(屋上)	静岡県静岡市南平松9-12			1		634人	
	西通ゴム工業(株)竜工場(屋上)	静岡県静岡市南平松10-3			1		60人	
	富士精工(株)静岡事業所(屋上)	静岡県静岡市南平松11-1			1		150人	
	(株)古山鋼材(屋上)	静岡県静岡市南平松11-3			1		16人	
	マンションBEE VIEW(階段降り場廊下)	静岡県静岡市福田中島3407-7			1		201人	
	マンションBEE VIEW(階段降り場廊下)	静岡県静岡市福田中島3408-2			1		153人	
	川研ファイナンスカミカ(株)研究棟(屋上)	静岡県静岡市進田582-7			1		300人	
	グループホーム竜洋の家(廊下・屋上)	静岡県静岡市掛塚1778-2			1		309人	
	第二青園(廊下・屋上)	静岡県静岡市掛塚3160-1			1		3,477人	
	介護老人保健施設五洋の里(廊下・屋上)	静岡県静岡市掛塚3190-1			1		6,024人	
	城山中学校	静岡県静岡市見付283-3			1		1,506人	
	静岡北小学校	静岡県静岡市見付2352			1		1,503人	
	富士見小学校	静岡県静岡市富士見町4-9-5			1		810人	
	ワークヒア静岡	静岡県静岡市見付2989-3			1		391人	
	静岡市総合体育館	静岡県静岡市見付4075-1			1		1,010人	
	静岡第一中学校	静岡県静岡市国府台39-1			1		1,248人	
	静岡中部小学校	静岡県静岡市中泉1203-2			1		1,464人	
	静岡西小学校	静岡県静岡市中泉2522-2			1		833人	

13-2-2 市別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.41

市 町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定 避難 人数
			洪水	土砂 崩れ	津波	地震	火災	
	静岡南小学校	静岡県静岡市千手堂1395-1			1		972人	
	長野小学校	静岡県静岡市小島736			1		901人	
	西貝交流センター	静岡県静岡市西貝塚1377-5			1		179人	
	南御所交流センター	静岡県静岡市東新谷613			1		163人	
	東部小学校	静岡県静岡市東長塚206			1		1,137人	
	神明中学校	静岡県静岡市藤田2282-74			1		1,156人	
	田原小学校	静岡県静岡市三ヶ野1030-1			1		748人	
	向笠小学校	静岡県静岡市向笠竹之内391-6			1		690人	
	向藤中学校	静岡県静岡市向笠竹之内1162-2			1		1,060人	
	大藤小学校	静岡県静岡市久保282-1			1		634人	
	岩田小学校	静岡県静岡市久坂中987			1		413人	
	南部小学校	静岡県静岡市野橋32			1		1,117人	
	静岡産業大学	静岡県静岡市大原1572-1			1		624人	
	福田中学校	静岡県静岡市福田中島3753-1			1		1,509人	
	福田小学校	静岡県静岡市下太390			1		1,370人	
	福田中央交流センター	静岡県静岡市福田1587-1			1		439人	
	豊浜小学校	静岡県静岡市豊浜9			1		689人	
	福田屋内スポーツセンター	静岡県静岡市南島393-1			1		668人	
	竜洋中学校	静岡県静岡市豊岡4473-8			1		1,598人	
	竜洋西小学校	静岡県静岡市川根1900			1		900人	
	竜洋東小学校	静岡県静岡市中平松23			1		491人	
	竜洋北小学校	静岡県静岡市堀之内356			1		604人	
	豊田北郡小学校	静岡県静岡市加茂1026			1		988人	
	豊田南小学校	静岡県静岡市高尾丘57			1		814人	
	豊田中学校	静岡県静岡市加茂243			1		1,364人	
	豊田南小学校	静岡県静岡市森下300			1		1,372人	
	豊田南中学校	静岡県静岡市立野200			1		2,014人	
	青城小学校	静岡県静岡市中田55			1		966人	
	豊岡中学校	静岡県静岡市合土島943			1		1,184人	
	豊岡北小学校	静岡県静岡市下野部158-1			1		599人	
	豊岡南小学校	静岡県静岡市上神増1410			1		767人	
	豊岡南部落館	静岡県静岡市掛下1410			1		85人	
	豊岡東交流センター	静岡県静岡市敷地1187-3			1		191人	
	見付交流センター	静岡県静岡市見付2385-10			1		327人	
	仁藤町公会堂	静岡県掛川市仁藤町9-1			1			
	駅前公園	静岡県掛川市駅前13-1			1			
	埴町公会堂	静岡県掛川市埴町8-9			1			
	埴町公会堂2階	静岡県掛川市埴町8-9			1			
	豊町区公会堂	静岡県掛川市豊町3-6			1			

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 人数
			洪水	土砂 崩壊	津波	地震	火災	山 火	
	新町区公会堂	静岡県掛川市掛川31							
	東伝寺	静岡県掛川市掛川42							
	道神町公会堂	静岡県掛川市葛川167-12							
	加藤医院東部空地	静岡県掛川市葛川186							
	神明町公会堂	静岡県掛川市掛川910-1							
	旭町公会堂	静岡県掛川市旭町42-5							
	旭ヶ丘公会堂	静岡県掛川市旭ヶ丘2-3-1							
	旭ヶ丘北公園	静岡県掛川市旭ヶ丘2-10-9							
	旭ヶ丘西公園	静岡県掛川市旭ヶ丘1-3-4							
	旭ヶ丘南公園	静岡県掛川市旭ヶ丘1-18-1							
	細屋町公会堂	静岡県掛川市細屋町6-10							
	中町公会堂	静岡県掛川市掛川612-2							
	掛川商工会議所	静岡県掛川市掛川551-2							
	細町公会堂	静岡県掛川市掛川1136-62							
	蓮福寺	静岡県掛川市香町6							
	大手門駐車場	静岡県掛川市城下8-1							
	松尾区公民館	静岡県掛川市掛川1068-6							
	研屋町公会堂	静岡県掛川市掛川382-2							
	新知川公園	静岡県掛川市中央1-20							
	瓦町公園(仮)	静岡県掛川市掛川486							
	日本キリスト教団掛川協会	静岡県掛川市掛川502							
	下飯公会堂	静岡県掛川市下飯1090-4							
	下飯児童公園	静岡県掛川市中央2-17-1							
	十九首公民館	静岡県掛川市下飯1041-3							
	十九首公民館2階	静岡県掛川市下飯1041-3							
	十九首水源池公園	静岡県掛川市大池1445-1							
	清崎公園	静岡県掛川市清崎77							
	市営住宅十九首団地2階	静岡県掛川市大池1445-1							
	西中学校	静岡県掛川市下飯1007-1						1	
	おだか公園	静岡県掛川市小瀬町34							
	中央一丁目児童会館	静岡県掛川市中央1-25-6							
	中央二丁目公民会所	静岡県掛川市南西郷003-3							
	中央三丁目公会堂	静岡県掛川市中央3-124							
	中央三丁目公園	静岡県掛川市中央3-136							
	山鹿公園	静岡県掛川市中央高町48							
	城西けやき公園	静岡県掛川市城西2-1629-14							
	城西公園	静岡県掛川市城西1-1289-1							
	西保園跡地	静岡県掛川市城西2-3-62							
	こっこ掛川店駐車場	静岡県掛川市城西2-6-10							

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定 避難 人数
			洪水	土砂 崩壊	津波	地震	火災	山 火	
	ファンションセンターしまむら駐車場	静岡県掛川市城西1-1234-1							
	二瀬川公会堂	静岡県掛川市二瀬川16-13							
	七日町公園	静岡県掛川市七日町180							
	さんりーな	静岡県掛川市大池2260							
	殊勝寺	静岡県掛川市大池2437-1							
	連山食堂	静岡県掛川市大池2752-1							
	秋葉通り区公会堂	静岡県掛川市大池594							
	鳥居町公会堂	静岡県掛川市大池371							
	つくし会館	静岡県掛川市長谷433							
	つし会館2階	静岡県掛川市長谷433							
	立花公園	静岡県掛川市長谷247-2							
	末広公会堂	静岡県掛川市大池778-5							
	秋葉路秋公園	静岡県掛川市秋葉路24-5							
	秋葉路自然公園	静岡県掛川市秋葉路25-25							
	秋葉路西公園	静岡県掛川市秋葉路26-12							
	秋葉路西公園	静岡県掛川市秋葉路33-1							
	秋葉路春公園	静岡県掛川市秋葉路13-33							
	秋葉路冬公園	静岡県掛川市秋葉路7-12							
	長谷公会堂	静岡県掛川市長谷2-12-2							
	杉谷公会堂	静岡県掛川市杉谷1-12-39							
	杉谷南公会堂	静岡県掛川市杉谷2-11-5							
	上瀬区公会堂	静岡県掛川市上瀬1524							
	新道区公会堂	静岡県掛川市上瀬509-10							
	しらさぎ公園	静岡県掛川市緑ヶ丘1-7							
	掛川工業高校	静岡県掛川市委町15-1						1	
	緑ヶ丘公会堂	静岡県掛川市緑ヶ丘2-1-22							
	狛八公園	静岡県掛川市緑ヶ丘2-13							
	矢崎公会堂	静岡県掛川市女崎町6-1							
	家町公会堂	静岡県掛川市委町19-3							
	あおとい公園	静岡県掛川市委町184							
	下飯区公会堂	静岡県掛川市下飯町1-9-6							
	掛川東高校	静岡県掛川市南西郷1357						1	
	久保公会堂	静岡県掛川市久保2-22-5							
	久保公園	静岡県掛川市久保2-65							
	竜の甲公会堂	静岡県掛川市竜の甲1-13-7							
	神代地公民館	静岡県掛川市龍2-8-7							
	駅南公園	静岡県掛川市龍2-58							
	結縁寺公会堂	静岡県掛川市結縁寺54							
	桶田公民館	静岡県掛川市内田284-1							

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課)

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災	大規模火災		
	五百済公会堂	静岡県掛川市上内田2085-5	1		1					
	段金谷公民館	静岡県掛川市上内田1106	1		1					
	上内田小学校	静岡県掛川市上内田3325	1		1				1	
	上内田福祉事務所	静岡県掛川市上内田773-1	1		1					
	下坂沢公会堂	静岡県掛川市坂沢317-51	1		1					
	上坂沢公会堂	静岡県掛川市坂沢945-2	1		1					
	和田公会堂	静岡県掛川市和田448-4	1		1					
	子隼公民館	静岡県掛川市子隼122	1		1					
	子隼公園	静岡県掛川市子隼283-18	1		1					
	岩井寺公会堂	静岡県掛川市岩井寺267	1		1					
	大谷公会堂	静岡県掛川市上内田885-1	1		1					
	湯水公会堂	静岡県掛川市湯水945-1	1		1					
	壺ヶ谷公民館	静岡県掛川市壺ヶ谷147	1		1					
	宮脇公民館	静岡県掛川市宮脇787-1	1		1					
	東中学校	静岡県掛川市葛川1039	1		1				1	
	すこや広場	静岡県掛川市宮脇788-8	1		1					
	安養寺公園	静岡県掛川市淡路116	1		1					
	市営住宅宮脇第2団地北広場	静岡県掛川市宮脇1-4-1	1		1					
	成瀬区公会堂	静岡県掛川市印内36	1		1					
	葛川区公会堂	静岡県掛川市葛川1225-1	1		1					
	葛川変電所北空き地	静岡県掛川市葛川209-4	1		1					
	葛川区コミュニティ広場	静岡県掛川市葛川999-2	1		1					
	八幡神社	静岡県掛川市葛川35	1		1					
	青葉台公会堂	静岡県掛川市青葉台1-18	1		1					
	金城公会堂	静岡県掛川市金城12	1		1					
	金城公園	静岡県掛川市金城54	1		1					
	西山口小学校	静岡県掛川市成瀬45	1		1				1	
	宮村公民館	静岡県掛川市八坂162-2	1		1					
	海老公会堂	静岡県掛川市八坂1398-1	1		1					
	連の駅前川	静岡県掛川市八坂382-1	1		1					
	影著公会堂	静岡県掛川市八坂1200-8	1		1					
	日吉神社	静岡県掛川市八坂1144	1		1					
	帝釈帝	静岡県掛川市八坂1116-7	1		1					
	塩井川原公会堂	静岡県掛川市八坂414-2	1		1					
	塩井川原公会堂2階	静岡県掛川市八坂414-2	1		1					
	寺ヶ谷公会堂	静岡県掛川市本所1320-2	1		1					
	伊達方公会堂	静岡県掛川市伊達方462	1		1					
	本所公会堂	静岡県掛川市本所255-1	1		1					
	原子公会堂	静岡県掛川市伊達方1420	1		1					

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課)

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災	大規模火災		
	木割公会堂	静岡県掛川市千羽1761	1		1					
	千羽公会堂	静岡県掛川市千羽674-2	1		1					
	山鼻公会堂	静岡県掛川市千羽464	1		1					
	地下公会堂	静岡県掛川市逆川1335-20	1		1					
	竹嶋善光前広場	静岡県掛川市逆川1337-1	1		1					
	雇用促進住宅逆川宿舎	静岡県掛川市逆川1286-1	1		1					
	牛頭公会堂	静岡県掛川市逆川840-32	1		1					
	法蓮寺	静岡県掛川市白坂933	1		1					
	本町地区公民館	静岡県掛川市白坂138-2	1		1					
	川向公会堂	静岡県掛川市白坂112	1		1					
	日坂小学校	静岡県掛川市白坂606	1		1				1	
	大野中上公会堂	静岡県掛川市大野3-1	1		1					
	大野下上公会堂	静岡県掛川市大野578-4	1		1					
	東山第1公会堂	静岡県掛川市大野150-2	1		1					
	富士東製茶農協	静岡県掛川市東山2227-1	1		1					
	東山茶業組合	静岡県掛川市東山720	1		1					
	山東茶業工場	静岡県掛川市東山1821-12	1		1					
	水垂公民館	静岡県掛川市水垂1983-1	1		1					
	よいとこ広場	静岡県掛川市水垂838-1	1		1					
	大多郎軍公園	静岡県掛川市水垂479-1	1		1				1	
	ききよう広場	静岡県掛川市水垂178	1		1					
	掛川市生涯学習センター広場	静岡県掛川市柳原166	1		1					
	釜下の谷公民館	静岡県掛川市初鷹980	1		1					
	柳沢ヶ谷公民館	静岡県掛川市初鷹3711-2	1		1					
	西山山公会堂(初鷹)	静岡県掛川市初鷹361-2	1		1					
	石上公民館	静岡県掛川市初鷹4487	1		1					
	初鷹5区公会堂	静岡県掛川市初鷹3434-1	1		1					
	初鷹9区公会堂	静岡県掛川市初鷹1545-1	1		1					
	初鷹余部	静岡県掛川市初鷹2866-4	1		1					
	粟本地域生涯学習センター	静岡県掛川市初鷹2045-2	1		1					
	なかし公園	静岡県掛川市初鷹857-1	1		1					
	初鷹団地公会堂	静岡県掛川市初鷹2517-52	1		1					
	壺ヶ丘会館	静岡県掛川市壺ヶ丘2-8-2	1		1					
	北門公民館	静岡県掛川市北門189-5	1		1					
	北門公園	静岡県掛川市北門142	1		1					
	城北町公会堂	静岡県掛川市城北2-13-15	1		1					

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災	火山噴出		
	城北公園	静岡県掛川市城北2-719-3			1					
	弥生公園	静岡県掛川市弥生町100			1					
	農協やよい支所	静岡県掛川市弥生町234	1							
	谷の口公民館	静岡県掛川市天王町89	1	1	1					
	谷の口公園	静岡県掛川市谷の口町77			1					
	天王公園	静岡県掛川市天王町56			1				1	
	下西郷記念公園	静岡県掛川市柳町83			1					
	中宿公園	静岡県掛川市中宿131			1					
	城北地区ふれあいセンター	静岡県掛川市城北2-12-2			1					
	不動ヶ谷公園	静岡県掛川市和光3-4-2			1					
	中宿公民館	静岡県掛川市中宿21			1					
	永江院	静岡県掛川市和光3-12-2	1							
	小和町前公民館	静岡県掛川市倉真1092-3		1						
	倉真報徳社	静岡県掛川市倉真837		1	1					
	2区公民館	静岡県掛川市倉真1725	1	1						
	3区公民館	静岡県掛川市倉真3489-2			1					
	倉真地域生涯学習センター	静岡県掛川市倉真3808-1			1					
	4区公民館	静岡県掛川市倉真6422-1			1					
	倉真小学校	静岡県掛川市倉真3774		1	1				1	
	新東名高速道路SA	静岡県掛川市倉真7507-23		1	1					
	6区公民館	静岡県掛川市倉真8018			1					
	7区公民館	静岡県掛川市倉真2705-43			1					
	小市公民館	静岡県掛川市上西郷431-4		1	1					
	方の橋公民館	静岡県掛川市上西郷1299-2		1	1					
	下五明公民館	静岡県掛川市五明66-1		1	1					
	北中学校	静岡県掛川市上西郷220-2		1	1				1	
	柳江公民館	静岡県掛川市上西郷2449-1		1	1					
	柳江運動地	静岡県掛川市上西郷2388		1	1					
	石垣公民館	静岡県掛川市上西郷2764-1		1	1					
	石ヶ谷区公民館	静岡県掛川市上西郷3036-5		1	1				1	
	西郷小学校	静岡県掛川市上西郷2606-2		1	1					
	西郷小学校2階	静岡県掛川市上西郷2606-2		1	1				1	
	美人ヶ谷公民館	静岡県掛川市上西郷4029		1	1					
	三笠幼稚園	静岡県掛川市上西郷4116		1	1					
	池の谷公民館	静岡県掛川市上西郷4593-2		1	1					
	長間区公民館	静岡県掛川市上西郷6033-1		1	1					
	特別養護老人ホーム福祉の郷	静岡県掛川市上西郷7921-1		1	1					
	大塚公民館	静岡県掛川市五明516-1		1	1					
	大宮公民館	静岡県掛川市五明621-1		1	1					

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災	火山噴出		
	中五明集会所	静岡県掛川市五明289-2	1	1	1					
	大和田公民館	静岡県掛川市大和田349-8		1	1					
	孕乃公民館	静岡県掛川市孕乃15-1		1	1					
	農協原支所広場	静岡県掛川市孕石60-2		1	1					
	秋間区公民館	静岡県掛川市秋間428-6		1	1					
	さくら咲く学校	静岡県掛川市秋間423			1				1	
	居尻公民館	静岡県掛川市居尻588		1	1					
	ならこの湯	静岡県掛川市居尻179		1	1					
	元茶工場	静岡県掛川市黒保525-2		1	1					
	寺島公民館	静岡県掛川市寺島842		1	1					
	桑地公民館	静岡県掛川市原里78		1	1					
	原田高梁下公園	静岡県掛川市寺島1330		1	1					
	原田小学校	静岡県掛川市原里1623-1		1	1				1	
	正道集会所	静岡県掛川市原里2289		1	1					
	正道公民館	静岡県掛川市原里2197		1	1					
	高山区公民館	静岡県掛川市原里1275-1		1	1					
	平島公民館	静岡県掛川市平島851-1		1	1					
	久居島公民館	静岡県掛川市久居島422		1	1					
	中西之谷老人憩の家	静岡県掛川市中西之谷625		1	1					
	西之谷公民館	静岡県掛川市西之谷80-1		1	1					
	本郷西区公民館	静岡県掛川市本郷1447-1		1	1					
	本郷東公民館	静岡県掛川市本郷212-1		1	1					
	原谷小学校	静岡県掛川市5561-1		1	1				1	
	原谷小学校2階	静岡県掛川市5561-1		1	1				1	
	本郷南区公民館	静岡県掛川市本郷672-1		1	1					
	細谷公民館	静岡県掛川市細谷924		1	1					
	峰鎌公民館	静岡県掛川市峰鎌306-1		1	1					
	西山公民館(西山)	静岡県掛川市西山336-2		1	1					
	家代南公民館	静岡県掛川市家代122-2		1	1					
	大瀬建設2階	静岡県掛川市家代665-1		1	1					
	小林工業2階	静岡県掛川市家代2195-1		1	1					
	平野建設	静岡県掛川市遊家336-15		1	1					
	堀式商店遊家工場	静岡県掛川市遊家780		1	1					
	宇河公民館	静岡県掛川市家代1436-1		1	1					
	宮中公民館	静岡県掛川市下重木1-1		1	1					
	小山平公民館	静岡県掛川市下重木2890-3		1	1					
	下重木南区公民館	静岡県掛川市下重木1097-2		1	1					
	桜木地域生涯学習センター桜木ホール	静岡県掛川市下重木1270-2		1	1					
	下重木北公園	静岡県掛川市下重木800-36		1	1					

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての留意	指定避難所としての留意
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	大規模火災	風水害		
	桜木小学校	静岡県掛川市下重木1472-1	1	1	1	1	1	1	1	
	御原公会堂	静岡県掛川市下重木478-3	1							
	御原ケートホール	静岡県掛川市下重木606-2名棟菜宅北側								
	飛鳥公会堂	静岡県掛川市下重木3822-1	1							
	飛鳥公園	静岡県掛川市下重木3505-39	1							
	新田公会堂	静岡県掛川市下重木2952-2	1							
	十二所神社広場	静岡県掛川市下重木2907	1							
	下重木二区公会堂	静岡県掛川市下重木1821-31	1							
	下重木三区公会堂	静岡県掛川市下重木2192	1							
	富部区公会堂	静岡県掛川市富部981-3	1	1	1	1	1	1	1	
	森平公会堂	静岡県掛川市富部795-8	1	1	1	1	1	1	1	
	吉岡公民館	静岡県掛川市吉岡947-1	1							
	大淵寺跡地	静岡県掛川市吉岡982	1							
	大塚古墳公園	静岡県掛川市高田1298-1	1							
	農協和田岡支所広場	静岡県掛川市吉岡696-3	1							
	高田公会堂	静岡県掛川市高田68-4	1							
	瀬戸山組公会堂	静岡県掛川市吉岡1639-6	1							
	各和公民館	静岡県掛川市各和213-1	1							
	つし野区公会堂	静岡県掛川市細谷736-39	1							
	つし野公園	静岡県掛川市細谷736-38	1							
	市営住宅吉岡団地集会所	静岡県掛川市吉岡215-1								
	細田公会堂	静岡県掛川市細田18								
	勤労者福祉会館2階	静岡県掛川市大池2798-11	1							
	岡津公会堂	静岡県掛川市岡津448-1	1							
	原川公会堂	静岡県掛川市原川71-7	1							
	徳泉六所神社社務所	静岡県掛川市徳泉9	1							
	新家真祖集会所	静岡県掛川市領家字黒田1367-2	1							
	細川公会堂	静岡県掛川市領家340-2	1							
	領家二区公会堂	静岡県掛川市領家370-1	1							
	領家三区公会堂	静岡県掛川市領家342-6	1	1	1	1	1	1	1	
	曹我小学校2階	静岡県掛川市領家384	1						1	
	曹我小学校	静岡県掛川市領家384	1						1	
	高御所公会堂	静岡県掛川市高御所251	1	1	1	1	1	1	1	
	徳壽公会堂	静岡県掛川市徳壽529	1	1	1	1	1	1	1	
	平野区公会堂	静岡県掛川市平野231	1							
	梅橋公会堂	静岡県掛川市梅橋143	1							
	千浜東コミュニティ防災センター2階	静岡県掛川市千浜6385-1	1							
	鳴海屋旅館3階	静岡県掛川市千浜6276	1							
	若杉組事務所5階	静岡県掛川市千浜6141	1							

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての留意	指定避難所としての留意
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	大規模火災	風水害		
	いのち山	静岡県掛川市千浜6021					1	1		
	キャトラー坂重駐車場	静岡県掛川市坂重526-2							1	
	千浜西コミュニティ防災センター	静岡県掛川市千浜4831-3	1						1	
	千浜西公民館	静岡県掛川市千浜4831-1	1						1	
	津波避難タワー(国交・千浜西)	静岡県掛川市国交1342							1	
	千浜小学校	静岡県掛川市千浜5849							1	1
	市営住宅千浜西団地日棟	静岡県掛川市千浜4915							1	
	成行八幡宮裏山	静岡県掛川市千浜4831							1	
	お地蔵様(高瀬神社)	静岡県掛川市千浜5029-1							1	
	国保コミュニティ防災センター	静岡県掛川市国交741	1						1	
	津波避難タワー(菊浜)	静岡県掛川市菊浜434-1							1	
	大東支所	静岡県掛川市三俣620	1						1	
	矢崎部品(株)大浜工場厚生棟屋上	静岡県掛川市国交1380							1	
	徳浜コミュニティ防災センター	静岡県掛川市浜川新田420-5							1	
	大浜中学校	静岡県掛川市大浜1147	1						1	
	浦敷繊維加工(株)静岡工場 津波避難施設	静岡県掛川市浜川新田2052							1	
	三笠製薬(株)掛川工場 第五工場棟	静岡県掛川市国交2679							1	
	大坂小学校	静岡県掛川市大坂5867	1						1	
	浜野コミュニティ防災センター	静岡県掛川市浜野871							1	
	惣兵衛山遊樂地	静岡県掛川市大坂708							1	
	太田坂遊樂地	静岡県掛川市大坂3050							1	
	かぐら山(いのち山)	静岡県掛川市浜野3947							1	
	好(ノオ)駐車場	静岡県掛川市大坂2170-3							1	
	かとうベトナムショップ前	静岡県掛川市大坂2056-4							1	
	大坂コミュニティ防災センター	静岡県掛川市大坂1426-6							1	
	老人福祉センター山五荘広場	静岡県掛川市大坂2443							1	
	三井コミュニティ防災センター	静岡県掛川市大坂5103-1	1	1	1	1	1	1	1	1
	太田集会所	静岡県掛川市大坂2966	1	1	1	1	1	1	1	1
	寺部公会堂	静岡県掛川市大坂3782-2	1	1	1	1	1	1	1	1
	東大坂研修センター	静岡県掛川市大坂6737-1	1						1	
	下中公会堂	静岡県掛川市下土方1352							1	
	畑ヶ谷集会所	静岡県掛川市下土方3584-1	1	1	1	1	1	1	1	1
	介護付有料老人ホームアグリ大東結	静岡県掛川市川久保1136-1	1	1	1	1	1	1	1	1
	瀬向公会堂	静岡県掛川市上土方瀬向488-1	1	1	1	1	1	1	1	1
	下北公会堂	静岡県掛川市下土方152-1	1						1	
	大坪台集会所	静岡県掛川市大坪台82	1	1	1	1	1	1	1	1
	上土方コミュニティセンター	静岡県掛川市入山瀬325	1	1	1	1	1	1	1	1
	上土方南公会堂	静岡県掛川市上土方315-1	1	1	1	1	1	1	1	1

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課)

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(土石流)	地震	津波	大規模火災	火山噴出		
	今滝公会堂	静岡県掛川市今滝264-1	1	1	1	1				
	小貫公会堂	静岡県掛川市小貫384-1	1	1	1	1				
	佐菜公民館	静岡県掛川市中方573-1	1	1	1	1				
	高瀬農業構造改善センター	静岡県掛川市高瀬1601-2	1	1	1	1				
	高瀬が丘一ツビル集会所	静岡県掛川市高瀬2130	1	1	1	1				
	岩滑公会堂	静岡県掛川市岩滑1367	1	1	1	1				
	佐菜小学校	静岡県掛川市小貫1474	1	1	1	1			1	
	中方農業構造改善センター	静岡県掛川市中方384-1	1	1	1	1				
	西之谷集会所	静岡県掛川市西之谷725	1	1	1	1				
	毛鷲集会所	静岡県掛川市中4576-1	1	1	1	1				
	藤3会館	静岡県掛川市中5989-1	1	1	1	1				
	中地区ミニ21併設センター	静岡県掛川市中3891-1	1	1	1	1				
	公文公会堂	静岡県掛川市中2980	1	1	1	1				
	下方公会堂	静岡県掛川市中3526-1	1	1	1	1				
	高塚農事集会所	静岡県掛川市中281	1	1	1	1				
	瀧崎寺駐車場	静岡県掛川市中3529	1	1	1	1				
	毛鷲山	静岡県掛川市4793	1	1	1	1				
	川原町公会堂	静岡県掛川市西大淵5701	1	1	1	1				
	清泉寺	静岡県掛川市西大淵5734	1	1	1	1				
	松室神社	静岡県掛川市西大淵5749	1	1	1	1				
	汐見ヶ丘公民館	静岡県掛川市西大淵5925-2	1	1	1	1				
	大須運動場	静岡県掛川市西大淵6220-1	1	1	1	1				
	十六軒町公会堂	静岡県掛川市横須賀1078-2	1	1	1	1				
	大須賀中学校	静岡県掛川市横須賀1007	1	1	1	1			1	
	横須賀高校	静岡県掛川市横須賀1491-1	1	1	1	1			1	
	西大谷公会堂	静岡県掛川市西大淵6393-5	1	1	1	1				
	東本町公民館	静岡県掛川市横須賀586	1	1	1	1				
	中本町公民館	静岡県掛川市横須賀1454	1	1	1	1				
	いろは公園	静岡県掛川市横須賀1450-1	1	1	1	1				
	西本町公会堂	静岡県掛川市西大淵5313	1	1	1	1				
	薬口寺	静岡県掛川市西大淵5520	1	1	1	1				
	赤上町公民館	静岡県掛川市西大淵5525-8	1	1	1	1				
	めしろ台公園	静岡県掛川市横須賀721	1	1	1	1				
	三五教	静岡県掛川市横須賀725-8	1	1	1	1			1	
	水神宮御拝殿前	静岡県掛川市横須賀425	1	1	1	1				
	横須賀城跡地	静岡県掛川市西大淵5391	1	1	1	1				
	元富士電気芝生地	静岡県掛川市西大淵5400	1	1	1	1				
	石津八幡神社	静岡県掛川市山崎513	1	1	1	1				
	横砂公会堂	静岡県掛川市山崎5841-8	1	1	1	1				

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課)

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての位置	指定避難所としての人数
			洪水	土砂災害(土石流)	地震	津波	大規模火災	火山噴出		
	小谷田公会堂	静岡県掛川市山崎1386-1	1	1	1	1				
	港ヶ谷公会堂	静岡県掛川市山崎2893	1	1	1	1				
	厩台小屋北側空地	静岡県掛川市山崎2945-1	1	1	1	1				
	本谷公民館	静岡県掛川市山崎6011-3	1	1	1	1				
	西田町公民館	静岡県掛川市西大淵4226	1	1	1	1				
	大工町ゲートボール場	静岡県掛川市西大淵5288-3	1	1	1	1				
	横須賀小学校	静岡県掛川市横須賀1110	1	1	1	1			1	
	雇用促進住宅大須賀宿舎集会所	静岡県掛川市西大淵4340-3	1	1	1	1				
	雇用促進住宅大須賀宿舎3階以上	静岡県掛川市西大淵4340-3	1	1	1	1				
	津波避難タワー「今沢」	静岡県掛川市西大淵1563-1	1	1	1	1				
	今沢公民館	静岡県掛川市西大淵1661-1	1	1	1	1				
	川原崎公会堂	静岡県掛川市西大淵4306-10	1	1	1	1				
	津望台1号公園	静岡県掛川市津望台3-3	1	1	1	1				
	野賀区公民館	静岡県掛川市大淵15663-2	1	1	1	1				
	野賀区ゲートボール場	静岡県掛川市大淵15680	1	1	1	1				
	熊野神社	静岡県掛川市大淵14290	1	1	1	1			1	
	大淵小学校	静岡県掛川市大淵5602	1	1	1	1				
	介護老人保健施設おおはけアガーデン	静岡県掛川市大淵4345	1	1	1	1				
	岡原公民館	静岡県掛川市大淵12076-2	1	1	1	1				
	コミュニティセンター「はまかぜ」	静岡県掛川市大淵168-1	1	1	1	1				
	新明園	静岡県掛川市大淵12677	1	1	1	1				
	クロネコマト掛川大車センター北	静岡県掛川市大淵13214-1	1	1	1	1				
	東大谷公民館	静岡県掛川市大淵11420-1	1	1	1	1				
	野中公民館	静岡県掛川市大淵10810-2	1	1	1	1				
	岩瀬運動前	静岡県掛川市大淵10619-2	1	1	1	1				
	大淵農村環境改善センター(アイク)	静岡県掛川市大淵6881-2	1	1	1	1			1	
	藤塚公民館	静岡県掛川市大淵7333-1	1	1	1	1				
	藤塚公園	静岡県掛川市大淵7333	1	1	1	1				
	高室神社	静岡県掛川市大淵7365	1	1	1	1				
	岡原区高台	静岡県掛川市大淵15060	1	1	1	1				
	南垂公民館	静岡県掛川市大淵8343-1	1	1	1	1				
	花屋敷区公園	静岡県掛川市上西郷1843-42	1	1	1	1				
	ダイヤケックス(株)静岡工場 本館	静岡県掛川市流野3110	1	1	1	1				
	藤森工業(株)掛川事業所 FB工場棟	静岡県掛川市菊浜630	1	1	1	1				
	メルクハフォー マンズマテリアルズ合同会社	静岡県掛川市千浜3330-1	1	1	1	1				
	介護老人福祉施設くはやす苑	静岡県掛川市国富安1717-1	1	1	1	1				
	焼津水産化学工業(株)大東第一工場第2プラント	静岡県掛川市国富安3000-1	1	1	1	1				
	(株)エス・テック 工場棟	静岡県掛川市国富安24-21	1	1	1	1				
	(株)キャタラー 東部高台	静岡県掛川市千浜6090-26	1	1	1	1				

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての留意事項	指定避難所人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災	火山噴火		
	皇田化学工業(株) 大須賀工場 避難工務棟	静岡県掛川市山崎2464			1					
	SPONⅢ(7/ハート)	静岡県掛川市西大淵4288-1				1				
	大須賀中央公民館	静岡県掛川市西大淵100						1		
	神代地自主市民会避難所	静岡県掛川市南二丁目35								
	掛川市美惑ホール	静岡県亀の甲一丁目19-7								
	掛川市文化会館サウナ	静岡県掛川市大坂7373								
	家代の里学館プラザ	家代の里二丁目4-1								
	三浦製材所	日坂12								
	永源寺	掛川市各和1925							200人	
	上屋敷公会堂	掛川市大池2300-12							80人	
	大工町公民館	掛川市橋須賀189							30人	
	袋井南コミュニティセンター(南風館)	静岡県袋井市高尾754-1							359人	
	袋井南小学校	静岡県袋井市高尾740							1,073人	
	袋井南幼稚園	静岡県袋井市愛野3082-2							145人	
	袋井南保育所	静岡県袋井市高尾676-2							98人	
	天理教山名大教会	静岡県袋井市三丁目7-1							145人	
	高南小学校	静岡県袋井市上田町306-2							872人	
	高南コミュニティセンター(きぼう館)	静岡県袋井市上田町267-8							194人	
	袋井体育センター	静岡県袋井市上田町267-19							218人	
	サンライズ袋井	静岡県袋井市上田町267-5							124人	
	高南幼稚園	静岡県袋井市小川町19-1							120人	
	県立袋井特別支援学校	静岡県袋井市高尾2753-1							1,009人	
	袋井南中学校	静岡県袋井市3110							1,187人	
	県立袋井高校	静岡県袋井市愛野2446-1							734人	
	静岡理工科大学	静岡県袋井市愛野2200-2							486人	
	小笠山総合運動公園	静岡県袋井市愛野2300-1							4,227人	
	豊沢コミュニティセンター(豊沢ふれあい会館)	静岡県袋井市豊沢210-1							94人	
	袋井中学校	静岡県袋井市川井701							1,351人	
	袋井西コミュニティセンター	静岡県袋井市川井582							173人	
	袋井西小学校	静岡県袋井市川井442							796人	
	袋井西幼稚園	静岡県袋井市川井568-1							136人	
	田原幼稚園	静岡県袋井市新池190-1							78人	
	田原農村総合管理センター	静岡県袋井市新池3078							55人	
	袋井北小学校	静岡県袋井市久能1580							1,431人	
	若草こども園	静岡県袋井市堀越766-1							200人	
	袋井北コミュニティセンター	静岡県袋井市久能1330-2							185人	
	若葉幼稚園	静岡県袋井市久能1310							174人	
	県立袋井商業高校	静岡県袋井市久能2350							606人	
	袋井市総合体育館	静岡県袋井市久能1912番地の1							1,579人	

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

(危機管理課) 103.4.1

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類						指定避難所としての留意事項	指定避難所人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災	火山噴火		
	袋井東小学校	静岡県袋井市広岡2317-1								708人
	袋井東幼稚園	静岡県袋井市国本2288								135人
	袋井東コミュニティセンター	静岡県袋井市広岡2506-1								133人
	今井小学校	静岡県袋井市太田692								628人
	今井コミュニティセンター	静岡県袋井市太田697								159人
	今井幼稚園	静岡県袋井市太田723-1								103人
	静岡県産業協会組合 クラウンパルク東所	静岡県袋井市小山219								307人
	三川小学校	静岡県袋井市友永38								493人
	三川コミュニティセンター(さくら会館)	静岡県袋井市友永113-1								93人
	三川幼稚園	静岡県袋井市友永147								118人
	笠原小学校	静岡県袋井市山崎4822								564人
	笠原こども園	静岡県袋井市山崎5093-13								19人
	笠原コミュニティセンター	静岡県袋井市山崎5093-5								118人
	笠原コミュニティセンターホール	静岡県袋井市山崎5093-5								219人
	旧笠原保育所	静岡県袋井市岡崎697-1								73人
	岡崎会館	静岡県袋井市岡崎2525								84人
	中速クリンセンター(サンサーラいこおか)	静岡県袋井市岡崎6635-192								92人
	風の丘	静岡県袋井市岡崎6635-8								83人
	山名コミュニティセンター	静岡県袋井市上山梨4-3-1								243人
	月見の里学館	静岡県袋井市上山梨4-3-7								1,120人
	周南中学校	静岡県袋井市下山梨1-1-1								1,360人
	山名小学校	静岡県袋井市春岡694								1,176人
	山梨幼稚園	静岡県袋井市春岡1-8-7								418人
	李のいせいセンター	静岡県袋井市宇刈1121-1								83人
	袋井北コミュニティセンター	静岡県袋井市袋井2857								134人
	袋井東小学校	静岡県袋井市袋井2800								913人
	袋井東こども園	静岡県袋井市袋井2817-1								231人
	袋井北幼稚園	静岡県袋井市袋井1322								927人
	袋井南小学校	静岡県袋井市袋井41								190人
	袋井南幼稚園	静岡県袋井市袋井822								1,393人
	メローブラザ	静岡県袋井市袋井1027								627人
	袋井西コミュニティセンター	静岡県袋井市中410-1								137人
	袋井西幼稚園	静岡県袋井市基津873-1								107人
	袋井東コミュニティセンター	静岡県袋井市梅山663-1								117人
	袋井南小学校	静岡県袋井市西岡笠148								953人
	袋井南幼稚園	静岡県袋井市松原1793								165人
	袋井支所	静岡県袋井市袋井1028								540人
	和興ワイルドクラブ(株式会社)	静岡県袋井市袋井一色51-1								290人
	コナツル外山ビル(事務所)	静岡県袋井市大野6909-9								86人

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所としての位置	指定避難所 収容 人数
			洪水	土砂災害 （崖崩れ）	地震	津波	大規模火災		
	日本ペーパー工業	静岡県袋井市梅山2020			1			400人	
	柳コ-ワ/ル	静岡県袋井市中新田1245			1			200人	
	柳コ-ワ	静岡県袋井市松原2601			1			918人	
	遠州中央農産物産支店	静岡県袋井市梅山38			1			500人	
	グループホーム松葉の家	静岡県袋井市大野2730-4			1			160人	
	東海精機機(第二工場)	静岡県袋井市西同室899-1			1			150人	
	ア7/ホ	静岡県袋井市大野2754			1			600人	
	どんどこあさば	静岡県袋井市浅岡447			1			122人	
	静岡県温産産協同組合	静岡県袋井市西同室104-1			1			111人	
	和-スタイル(共同住宅)	静岡県袋井市浅72			1			20人	
	ユ-ビ7松原(共同住宅)	静岡県袋井市松原1553-1			1			55人	
	クレ-ムハ-ル(共同住宅)	静岡県袋井市長澤471-1			1			19人	
	サ7/イ/ン(共同住宅)	静岡県袋井市浅岡153			1			19人	
	ア7/ン/ビ浅岡(共同住宅)	静岡県袋井市浅岡780-1			1			67人	
	NewSunnyMansion(共同住宅)	静岡県袋井市浅岡1242-2			1			24人	
	SunnyMansion I(共同住宅)	静岡県袋井市浅岡1247-2			1			45人	
	SunnyMansion II(共同住宅)	静岡県袋井市浅岡1247-1			1			57人	
	ス7/ア/イ/ク	静岡県袋井市浅岡257-1			1			62人	
	鈴木工務店	静岡県袋井市浅岡272-1			1			177人	
	きらりんタワー	静岡県袋井市松原1801-3			1			162人	
	浅東地区命山(浅命山)	静岡県袋井市浅577-1			1			1,300人	
	中新田地区命山(まぼろしの丘)	静岡県袋井市中新田315			1			400人	
	浅西地区命山(江戸川の丘)	静岡県袋井市浅西219-1			1			300人	
	東同室・犬野地区命山(寄木の丘)	静岡県袋井市東同室58			1			300人	
	中之郷浄水場前(道路)	静岡県袋井市新居町中之郷016-3			1				
	湖西市立新居中学校	静岡県袋井市新居町中之郷1181			1				
	新福寺	静岡県袋井市新居町新居1341			1				
	泉町公民館	静岡県袋井市新居町新居1314			1				
	中町遊園地	静岡県袋井市新居町新居1382			1				
	浜名湖コーストホテル跡地	静岡県袋井市新居町内山223-2			1				
	鷺穂院	静岡県袋井市新居町新居1739			1				
	湖西市立新居小学校	静岡県袋井市新居町新居1770			1				
	瀬太ノ山	静岡県袋井市新居町新居1787-1			1				
	若宮八幡宮	静岡県袋井市新居町内山417			1				
	愛宕山	静岡県袋井市新居町浜名101-3			1				
	北山法面	静岡県袋井市新居町内山1035-1			1				
	天神社	静岡県袋井市新居町浜名1301			1				
	内山公民館	静岡県袋井市新居町内山414-2			1				
	静岡県立浜名特別支援学校	静岡県袋井市新居町浜名1855-71			1				

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所 収容 人数
			洪水	土砂災害 （崖崩れ）	地震	津波	大規模火災	
	東新寺	静岡県湖西市新居町浜名2660			1			
	恵比寿神社北(道路)	静岡県湖西市新居町浜名2642			1			
	有限会社丸柳製作所西(道路)	静岡県湖西市白須賀5885-12			1			
	浜名湖カントリークラブ取付道路	静岡県湖西市白須賀5739			1			
	清正公大神社	静岡県湖西市白須賀5661			1			
	元町東公民館西(道路)	静岡県湖西市白須賀408-2			1			
	神明社社内宮	静岡県湖西市白須賀5451			1			
	分教場跡地	静岡県湖西市白須賀5432-9			1			
	蔵法寺	静岡県湖西市白須賀5350-1			1			
	田東海道	静岡県湖西市白須賀801-3			1			
	道の駅	静岡県湖西市白須賀1898-2			1			
	白須賀第5北側南面	静岡県湖西市白須賀2156-1			1			
	静岡県立新居高等学校	静岡県湖西市新居町内山2038			1			
	イオ インタストレー株式会社	静岡県湖西市新居町新居3380-500			1			
	COSTA浜名湖	静岡県湖西市新居町新居3383-11			1			
	特別養護老人ホーム松光	静岡県湖西市新居町新居1800-1			1			1,500人
	ビュ-テック株式会社新居工場	静岡県湖西市新居町新居3380-65			1			330人
	新居雇用促進住宅	静岡県湖西市新居町新居2680-2			1			
	市営松山住宅A~C	静岡県湖西市新居町浜名1675			1			
	新居地域センター	静岡県湖西市新居町浜名519-1			1			
	新居跡線	静岡県湖西市新居町新居2373-5			1			
	新居弁天わんぱくランド津波避難デッキ	静岡県湖西市新居町新居3288-201			1			900人
	紀和産業工機事務室屋上	静岡県湖西市新居町新居2025-1			1			60人
	住吉地区命山	静岡県湖西市新居町新居2105-1			1			1,071人
	日ヶ崎地区津波避難タワー	静岡県湖西市新居町浜名2547			1			233人
	高松グラウンド	静岡県御前崎市門屋2080-2			1			
	佐倉公民館 駐車場	静岡県御前崎市佐倉3612-1			1			
	比木グラウンド	静岡県御前崎市比木2852			1			
	朝比奈中央広場	静岡県御前崎市朝比奈2681-1			1			
	新野松木広場	静岡県御前崎市新野1877-7			1			
	御前崎第一小学校運動場	静岡県御前崎市池新田1520			1			12,891人
	浜岡東小学校 運動場	静岡県御前崎市佐倉1403-1			1			6,021人
	浜岡北小学校 運動場	静岡県御前崎市朝比奈753			1			9,023人
	御前崎小学校 運動場	静岡県御前崎市御前崎3356			1			3,201人
	白羽小学校 運動場	静岡県御前崎市白羽3321-3			1			5,338人
	浜岡中学校 運動場	静岡県御前崎市池新田3923-1			1			9,397人
	御前崎中学校 運動所	静岡県牧之原市新住800-1			1			13,321人
	地新田高校 運動場	静岡県御前崎市池新田2907-1			1			12,717人
	八千代公園	静岡県御前崎市池新田			1			6,633人

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類					指定避難所 収容 人数
			洪水	土砂災害 （崖崩れ）	地震	津波	大規模火災	
	東新寺	静岡県湖西市新居町浜名2660			1			
	恵比寿神社北(道路)	静岡県湖西市新居町浜名2642			1			
	有限会社丸柳製作所西(道路)	静岡県湖西市白須賀5885-12			1			
	浜名湖カントリークラブ取付道路	静岡県湖西市白須賀5739			1			
	清正公大神社	静岡県湖西市白須賀5661			1			
	元町東公民館西(道路)	静岡県湖西市白須賀408-2			1			
	神明社社内宮	静岡県湖西市白須賀5451			1			
	分教場跡地	静岡県湖西市白須賀5432-9			1			
	蔵法寺	静岡県湖西市白須賀5350-1			1			
	田東海道	静岡県湖西市白須賀801-3			1			
	道の駅	静岡県湖西市白須賀1898-2			1			
	白須賀第5北側南面	静岡県湖西市白須賀2156-1			1			
	静岡県立新居高等学校	静岡県湖西市新居町内山2038			1			
	イオ インタストレー株式会社	静岡県湖西市新居町新居3380-500			1			
	COSTA浜名湖	静岡県湖西市新居町新居3383-11			1			
	特別養護老人ホーム松光	静岡県湖西市新居町新居1800-1			1			1,500人
	ビュ-テック株式会社新居工場	静岡県湖西市新居町新居3380-65			1			330人
	新居雇用促進住宅	静岡県湖西市新居町新居2680-2			1			
	市営松山住宅A~C	静岡県湖西市新居町浜名1675			1			
	新居地域センター	静岡県湖西市新居町浜名519-1			1			
	新居跡線	静岡県湖西市新居町新居2373-5			1			
	新居弁天わんぱくランド津波避難デッキ	静岡県湖西市新居町新居3288-201			1			900人
	紀和産業工機事務室屋上	静岡県湖西市新居町新居2025-1			1			60人
	住吉地区命山	静岡県湖西市新居町新居2105-1			1			1,071人
	日ヶ崎地区津波避難タワー	静岡県湖西市新居町浜名2547			1			233人
	高松グラウンド	静岡県御前崎市門屋2080-2			1			
	佐倉公民館 駐車場	静岡県御前崎市佐倉3612-1			1			
	比木グラウンド	静岡県御前崎市比木2852			1			
	朝比奈中央広場	静岡県御前崎市朝比奈2681-1			1			
	新野松木広場	静岡県御前崎市新野1877-7			1			
	御前崎第一小学校運動場	静岡県御前崎市池新田1520			1			12,891人
	浜岡東小学校 運動場	静岡県御前崎市佐倉1403-1			1			6,021人
	浜岡北小学校 運動場	静岡県御前崎市朝比奈753			1			9,023人
	御前崎小学校 運動場	静岡県御前崎市御前崎3356			1			3,201人
	白羽小学校 運動場	静岡県御前崎市白羽3321-3			1			5,338人
	浜岡中学校 運動場	静岡県御前崎市池新田3923-1			1			9,397人
	御前崎中学校 運動所	静岡県牧之原市新住800-1			1			13,321人
	地新田高校 運動場	静岡県御前崎市池新田2907-1			1			12,717人
	八千代公園	静岡県御前崎市池新田			1			6,633人

13-2-2 市町別指定緊急避難場所

市町	施設・場所名	住所	対象とする災害の種類							指定避難場所の総数	指定避難人数
			洪水	土砂災害(崖崩れ)	津波	地震	火災	大規模水害	山岳災害		
静岡県	御前崎公園広場	静岡県御前崎市御前崎2905			1	1				900人	
	浜岡福祉会館 駐車場	静岡県御前崎市池野田1359-2			1	1				13,295人	
	郷之内小学校グラウンド	静岡県菊川市西方2140		1	1	1	1	1	1	3,034人	
	加茂小学校グラウンド	静岡県菊川市加茂5114		1	1	1	1	1	1	4,745人	
	内田小学校グラウンド	静岡県菊川市下内田1637		1	1	1	1	1	1	6,192人	
	榎地小学校グラウンド	静岡県菊川市東榎地1686		1	1	1	1	1	1	6,206人	
	大畑小学校グラウンド	静岡県菊川市本所2200		1	1	1	1	1	1	4,777人	
	河城小学校グラウンド	静岡県菊川市吉沢556-2		1	1	1	1	1	1	3,991人	
	菊川西中学校グラウンド	静岡県菊川市加茂38		1	1	1	1	1	1	9,231人	
	菊川東中学校グラウンド	静岡県菊川市本所670		1	1	1	1	1	1	9,866人	
	青葉台ミニコミュニティセンター駐車場	静岡県菊川市青葉台1-12-2		1	1	1	1	1	1	110人	
	牧之原農村婦人の家駐車場	静岡県菊川市牧之原227-5		1	1	1	1	1	1	115人	
	岳洋中学校グラウンド	静岡県菊川市下平川15430		1	1	1	1	1	1	13,933人	
	小笠北小学校グラウンド	静岡県菊川市磯田59		1	1	1	1	1	1	6,478人	
	小笠南小学校グラウンド	静岡県菊川市高橋3503		1	1	1	1	1	1	4,915人	
	小笠東小学校グラウンド	静岡県菊川市川上1349-2		1	1	1	1	1	1	5,066人	
	市民総合体育館駐車場	静岡県菊川市赤土1070-1								2,500人	
	保養センターグラウンド	静岡県菊川市大石88		1	1	1	1	1	1	5,000人	
	丹野運動場(グラウンド)	静岡県菊川市丹野932-1		1	1	1	1	1	1	4,900人	
	中央公民館駐車場	静岡県菊川市下平川11647		1	1	1	1	1	1	2,346人	
県立小笠高校駐車場	静岡県菊川市東橋地122-3		1	1	1	1	1	1	10,229人		
常葉学園南川・高校運動場(校内)	静岡県菊川市半沢1950		1	1	1	1	1	1	7,059人		
菊川南陵高校運動場(校内)	静岡県菊川市河東5442-5		1	1	1	1	1	1	9,726人		
三倉小学校	静岡県麻智郡森町三倉740		1	1	1	1	1	1	266人		
三倉総合センター	静岡県麻智郡森町三倉827-1		1	1	1	1	1	1	83人		
泉陽中学校	静岡県麻智郡森町前詰259		1	1	1	1	1	1	424人		
天方小学校	静岡県麻智郡森町大倉220-2		1	1	1	1	1	1	316人		
森中学校	静岡県麻智郡森町文吾888-1		1	1	1	1	1	1	751人		
森小学校	静岡県麻智郡森町森125		1	1	1	1	1	1	864人		
森町総合体育館	静岡県麻智郡森町森32-8		1	1	1	1	1	1	656人		
遠江総合高等学校	静岡県麻智郡森町森2085		1	1	1	1	1	1	280人		
森町文化会館	静岡県麻智郡森町森1485		1	1	1	1	1	1	177人		
一宮総合センター	静岡県麻智郡森町一宮1845-10		1	1	1	1	1	1	80人		
旭が丘中学校	静岡県麻智郡森町合中556		1	1	1	1	1	1	699人		
宮園小学校	静岡県麻智郡森町合中650		1	1	1	1	1	1	806人		
園田総合センター	静岡県麻智郡森町合中513-1		1	1	1	1	1	1	79人		
飯田小学校	静岡県麻智郡森町飯田3310-1		1	1	1	1	1	1	811人		
飯田総合センター	静岡県麻智郡森町飯田4040-28		1	1	1	1	1	1	64人		

(危機管理課) 13.4.1

13-2-3 指定避難所集計表

(県危機情報課) R3.4.1

地域	市町	箇所数	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすものであるか	想定収容人数
	県合計	1,691	1,090	277	1,086,446
賀茂	下田市	38	17	8	5,820
	東伊豆町	19	10	9	4,318
	河津町	39	39	0	7,016
	南伊豆町	7	7	0	10,857
	松崎町	9	9	0	2,938
	西伊豆町	21	5	2	4,188
	計	133	87	19	35,137
東部	沼津市	49	43	0	59,645
	熱海市	12	1	0	13,260
	三島市	52	24	28	6,683
	富士宮市	44	44	0	25,109
	伊東市	82	16	7	13,358
	富士市	67	52	15	71,417
	御殿場市	27	26	0	7,841
	裾野市	43	11	15	12,881
	伊豆市	21	21	0	7,582
	伊豆の国市	72	72	0	20,901
	函南町	14	10	4	2,803
	清水町	14	6	7	6,385
	長泉町	8	6	2	6,814
	小山町	11	11	1	13,490
計	516	343	79	268,169	
中部	静岡市	318	202	79	107,596
	島田市	78	36	0	21,095
	焼津市	55	5	0	38,931
	藤枝市	40	0	0	254,351
	牧之原市	40	15	0	11,370
	吉田町	24	22	5	18,408
	川根本町	11	11	0	4,040
計	566	291	84	455,791	
西部	浜松市	184	184	1	167,890
	磐田市	96	47	52	40,300
	掛川市	44	27	2	41,584
	袋井市	63	63	0	32,026
	湖西市	15	3	0	11,245
	御前崎市	19	10	0	4,450
	菊川市	40	20	40	23,498
	森町	15	15	0	6,356
計	476	369	95	327,349	

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
	下田中学校(体育館)	静岡県下田市敷根765-1	0	0	280人
	下田幼稚園	静岡県下田市1-17-2	0	0	160人
	下田小学校(体育館)	静岡県下田市5-3-1	0	0	270人
	福生沢中学校(体育館)	静岡県下田市河内101-1	0	0	300人
	福生沢小学校(体育館)	静岡県下田市立野9-1	0	0	170人
	本郷公民館	静岡県下田市西本郷2-19-21	1	0	130人
	福生沢公民館	静岡県下田市立野191	1	0	120人
	県立下田高校(体育館)	静岡県下田市蓮合寺152	0	0	420人
	上大沢集会所	静岡県下田市大沢127-1	1	0	30人
	下大沢集会所	静岡県下田市大沢825	1	0	20人
	稲穂小学校(体育館)	静岡県下田市相原224	0	0	130人
	稲穂中学校(体育館)	静岡県下田市真作350	0	0	240人
	基幹集落センター	静岡県下田市相原290-1	1	0	150人
	総合集会所	静岡県下田市蓮合276	1	0	20人
	須原区集会所	静岡県下田市須原1325-4	1	0	30人
	あすさ山の家	静岡県下田市須原1322	1	0	260人
	八木山集会所	静岡県下田市須原829	1	0	20人
	相玉公民館	静岡県下田市相玉282-3	1	0	20人
	北瀬ヶ野区集会所	静岡県下田市北瀬ヶ野332	1	0	30人
	朝日小学校(体育館)	静岡県下田市吉佐美544	0	0	140人
	青少年海の家	静岡県下田市田牛217	1	0	150人
	大貫茂小学校(体育館)	静岡県下田市大貫茂1429	0	0	110人
	朝日公民館	静岡県下田市吉佐美832-1	1	0	120人
	浜崎小学校(体育館)	静岡県下田市須崎1785-1	0	0	140人
	下田東中学校(体育館)	静岡県下田市柳崎1106	0	0	310人
	荒川区下田臨海学園	静岡県下田市柳崎17-27	1	0	200人
	元須崎保育園	静岡県下田市須崎680-1	1	0	110人
	白浜小学校(体育館)	静岡県下田市白浜1324-1	0	0	150人
	桜平区集会所	静岡県下田市白浜532-1	1	0	30人
	下田市民文化会館	静岡県下田市4-1-2	1	0	1,160人
	福生沢保育園	静岡県下田市立野34	0	1	100人
	ひかり保育園	静岡県下田市西中9-4	0	1	60人
	下田認定こども園	静岡県下田市敷根765-19	0	1	170人
	株の里	静岡県下田市加増野181-1	0	1	15人
	つくしの里	静岡県下田市吉佐美1086	0	1	20人
	つくし学園	静岡県下田市加増野75-1	0	1	15人
	たんぽぽ	静岡県下田市宇土金94-1	0	1	10人
	ワークあおぞら	静岡県下田市宇土金209-1	0	1	10人
	旧大川小学校校舎	静岡県浜野郡東伊豆町大川1312	1	0	559人
	北川地区防災センター	静岡県浜野郡東伊豆町奈良本1011	1	0	81人
	奈良本公民館	静岡県浜野郡東伊豆町奈良本252-1	1	0	119人
	熱川中学校体育館	静岡県浜野郡東伊豆町奈良本1296-3	1	0	594人
	熱川小学校体育館	静岡県浜野郡東伊豆町奈良本771-1	1	0	610人
	片瀬地区防災センター	静岡県浜野郡東伊豆町片瀬594-1	1	0	225人

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
	湯ヶ岡公民館	静岡県浜野郡東伊豆町白田939-4	1	0	55人
	種取中学校体育館	静岡県浜野郡東伊豆町種取1873	1	0	621人
	種取高校体育館	静岡県浜野郡東伊豆町種取3012-2	1	0	711人
	種取小学校体育館	静岡県浜野郡東伊豆町種取164-1	1	0	702人
	こころ介護福祉者科老人ホーム	静岡県浜野郡東伊豆町種取524-1	0	1	1人
	さくらんぼ子イサービス(さくら介護)	静岡県浜野郡東伊豆町種取152-1	0	1	1人
	ほのぼの庄(さくら介護)	静岡県浜野郡東伊豆町白田323-14	0	1	1人
	ライフケアガーデン熱川チャイニーズセンター	静岡県浜野郡東伊豆町白田459	0	1	5人
	特別養護老人ホーム湯ヶ岡の郷	静岡県浜野郡東伊豆町白田1200	0	1	10人
	暖流荘チャイニーズおきた	静岡県浜野郡東伊豆町奈良本677	0	1	10人
	グループホームあたがわ	静岡県浜野郡東伊豆町奈良本1423-107	0	1	1人
	チャイニーズなかにま	静岡県浜野郡東伊豆町奈良本1434-156	0	1	10人
	小規模多機能ホームあたがわ	静岡県浜野郡東伊豆町奈良本1423-42	0	1	2人
	河津中学校校舎	静岡県浜野郡河津町田中72-1	1	0	1,009人
	河津中学校特別教室	静岡県浜野郡河津町田中72-1	1	0	132人
	河津中学校校庭	静岡県浜野郡河津町田中72-1	1	0	106人
	河津中学校体育館	静岡県浜野郡河津町田中72-1	1	0	387人
	南小学校校舎	静岡県浜野郡河津町菅原328-1	1	0	1,005人
	南小学校体育館	静岡県浜野郡河津町菅原328-1	1	0	278人
	西小学校校舎	静岡県浜野郡河津町湯ヶ野60-1	1	0	542人
	西小学校体育館	静岡県浜野郡河津町湯ヶ野60-1	1	0	232人
	東小学校校舎	静岡県浜野郡河津町馬高1032	1	0	542人
	東小学校体育館	静岡県浜野郡河津町馬高1032	1	0	190人
	浜公民館	静岡県浜野郡河津町浜32-2	1	0	163人
	菅原コミュニティ防災センター	静岡県浜野郡河津町菅原83-3	1	0	112人
	田中多目的集会所	静岡県浜野郡河津町田中187-7	1	0	89人
	深田公民館	静岡県浜野郡河津町深田278	1	0	42人
	逆川公民館	静岡県浜野郡河津町逆川231	1	0	45人
	上峰公民館	静岡県浜野郡河津町崎285	1	0	68人
	下峰公民館	静岡県浜野郡河津町高546-3	1	0	64人
	谷津公民館	静岡県浜野郡河津町谷津375	1	0	113人
	谷津コミュニティ防災センター	静岡県浜野郡河津町谷津301-423	1	0	136人
	織地公民館	静岡県浜野郡河津町織地424	1	0	139人
	見高公民館	静岡県浜野郡河津町見高217	1	0	130人
	見高入谷集村会館	静岡県浜野郡河津町見高1667	1	0	39人
	長野公民館	静岡県浜野郡河津町見高2285	1	0	77人
	梨本公民館	静岡県浜野郡河津町梨本1244-1	1	0	35人
	泉原公民館	静岡県浜野郡河津町梨本799-1	1	0	58人
	川津橋入若者等活動促進施設	静岡県浜野郡河津町大崎246-2	1	0	39人
	大崎公民館	静岡県浜野郡河津町大崎108-1	1	0	24人
	小郷公民館	静岡県浜野郡河津町湯ヶ野43-1	1	0	47人
	湯ヶ野公民館	静岡県浜野郡河津町下佐ヶ野61-42	1	0	89人
	下佐ヶ野コミュニティ防災センター	静岡県浜野郡河津町川津牧場696-2-1	1	0	40人

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
伊豆市	天川公民館	静岡県伊豆市河津町川津球場69-1	1	0	27人
	夜集かっせい会館	静岡県伊豆市河津町川津球場839-1	1	0	73人
	夜集コミュニティ消防センター	静岡県伊豆市河津町川津球場839-1	1	0	29人
	大堰コミュニティセンター	静岡県伊豆市河津町川津球場1157	1	0	28人
	紫本コミュニティ消防センター	静岡県伊豆市河津町紫本182-4	1	0	28人
	峰コミュニティ消防センター	静岡県伊豆市河津町峰37-4	1	0	32人
	浜田中コミュニティ消防センター	静岡県伊豆市河津町浜田中265-2	1	0	30人
	役場保健福祉センター	静岡県伊豆市河津町浜田中212-2	1	0	682人
	南陽認定こども園	静岡県伊豆市南伊豆町大瀬7	1	0	1,370人
	南伊豆東中学校	静岡県伊豆市南伊豆町湊1721	1	0	2,978人
	南伊豆小学校	静岡県伊豆市南伊豆町湊243	1	0	1,917人
	南小学校	静岡県伊豆市南伊豆町上賀茂80	1	0	2,330人
	南小学校	静岡県伊豆市南伊豆町下小野640	1	0	1,442人
	田三浜小学校	静岡県伊豆市南伊豆町子浦1472	1	0	1,235人
	三坂地区防災センター	静岡県伊豆市南伊豆町入間89-2	1	0	185人
	田三浦小学校(体育館)	静岡県伊豆市南伊豆町石部279	1	0	235人
	旧岩科小学校(体育館)	静岡県伊豆市南伊豆町岩科北側442	1	0	202人
	旧岩科小学校(管理教室棟)	静岡県伊豆市南伊豆町岩科北側442	1	0	495人
	勤労者体育センター	静岡県伊豆市南伊豆町岩科南側565-3	1	0	380人
田中川小学校(管理教室棟)	静岡県伊豆市南伊豆町峰崎460	1	0	239人	
松崎高校(第1体育館)	静岡県伊豆市南伊豆町松崎188	1	0	440人	
松崎高校(ゼミナールハウス)	静岡県伊豆市南伊豆町松崎188	1	0	285人	
環境改善センター	静岡県伊豆市南伊豆町宮内303-6	1	0	189人	
松崎高校(講堂)	静岡県伊豆市南伊豆町松崎188	1	0	463人	
やまびこ荘	静岡県伊豆市西伊豆町大流150	0	0	98人	
一色公民館	静岡県伊豆市西伊豆町一色298-18	0	0	32人	
寺川集会所	静岡県伊豆市西伊豆町中7-3	0	0	12人	
海名野公民館	静岡県伊豆市西伊豆町中573	0	0	14人	
大浜コミュニティ防災センター	静岡県伊豆市西伊豆町仁科814-5	1	0	32人	
壺ヶ島ニュー銀火	静岡県伊豆市西伊豆町仁科2977-1	0	0	682人	
壺ヶ島ホテル天遊	静岡県伊豆市西伊豆町仁科2982	0	0	132人	
壺ヶ島温泉ホテル	静岡県伊豆市西伊豆町仁科2980	0	0	475人	
海辺のかくれ湯清流	静岡県伊豆市西伊豆町仁科2941	0	0	220人	
壺ヶ島アークユニ三四郎	静岡県伊豆市西伊豆町仁科1245	0	0	260人	
田子公民館	静岡県伊豆市西伊豆町田子2640-1	1	0	192人	
田子小学校	静岡県伊豆市西伊豆町田子1320	1	0	366人	
田子小学校体育館	静岡県伊豆市西伊豆町田子1320	1	0	192人	
第2分館詰所	静岡県伊豆市西伊豆町安良里330-1	0	0	48人	
賀茂小学校	静岡県伊豆市西伊豆町久須836-2	1	0	218人	
賀茂中学校	静岡県伊豆市西伊豆町久須862-6	0	0	337人	
賀茂中学校体育館	静岡県伊豆市西伊豆町久須862-6	0	0	308人	
相田コミュニティ防災センター	静岡県伊豆市西伊豆町久須1668-1	0	0	30人	
西伊豆クリスタルビューホテル	静岡県伊豆市西伊豆町久須2102-1	0	0	535人	
大瀬の里	静岡県伊豆市西伊豆町仁科1134	0	1	5人	

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
津市	ヒューマンヴィア伊豆	静岡県伊豆市西伊豆町宇久須2030-1	0	1	10人
	第一小学校	静岡県沼津市八幡町65-1	1	0	1,161人
	第一中学校	静岡県沼津市丸石町692-1	1	0	916人
	第二中学校	静岡県沼津市本字千本1910-19	1	0	1,008人
	県立沼津南高校	静岡県沼津市本字千本1910-9	1	0	432人
	我入道コミュニティ防災センター	静岡県沼津市我入道字東町175-1	1	0	94人
	香貫小学校	静岡県沼津市下香貫第3986	1	0	1,237人
	第三中学校	静岡県沼津市下香貫木ノ宮688	1	0	1,725人
	県立沼津工業高校	静岡県沼津市下香貫八重129-1	1	0	559人
	第四小学校	静岡県沼津市御幸町4-1	1	0	1,306人
	沼津市民文化センター	静岡県沼津市御幸町15-1	1	0	2,267人
	沼津中央高校	静岡県沼津市杉崎町11-20	0	0	355人
	第五小学校	静岡県沼津市米山町9-1	1	0	1,422人
	第五中学校	静岡県沼津市五月町15-1	1	0	1,385人
	市立高校・中部部	静岡県沼津市三枚橋字鐘突免673	1	0	3,289人
	県立沼津北高等学校	静岡県沼津市米山町6-20	0	0	364人
	県立沼津臨海特別支援学校	静岡県沼津市東町4-1	0	0	973人
	加藤学園高校	静岡県沼津市大岡1979	1	0	2,981人
	城北小学校	静岡県沼津市高沢町17-1	1	0	1,181人
	相模高校	静岡県沼津市高島本町6-52	0	0	1,450人
	誠恵高校	静岡県沼津市沼北町2-9-12	0	0	2,349人
	門池小学校	静岡県沼津市岡一色88-2	1	0	1,267人
	門池中学校	静岡県沼津市岡一色88-2	1	0	1,465人
	沼津工業高等専門学校	静岡県沼津市大岡3600	1	0	318人
	金岡小学校	静岡県沼津市江原町3-1	1	0	1,553人
	沢田小学校	静岡県沼津市神田町715	1	0	1,201人
	金岡中学校	静岡県沼津市神田町715	1	0	1,359人
	県立沼津東高校	静岡県沼津市岡宮812	1	0	530人
	飛龍高校	静岡県沼津市東照堂491	1	0	3,134人
	大岡小学校	静岡県沼津市大岡2338	1	0	1,206人
	大岡中学校	静岡県沼津市大岡2110	1	0	1,442人
	大岡南小学校	静岡県沼津市大岡1312	1	0	1,286人
壺籠小学校	静岡県沼津市西権路673-1	1	0	1,514人	
壺籠地区センター	静岡県沼津市東原358-1	1	0	173人	
片浜小学校	静岡県沼津市大隈町41	1	0	3,322人	
片浜中学校	静岡県沼津市小隈町180	1	0	808人	
今沢小学校	静岡県沼津市東原76-1	1	0	1,253人	
大平小学校	静岡県沼津市大平2200	1	0	832人	
大平中学校	静岡県沼津市大平1144	1	0	1,001人	
静浦小中一貫学校	静岡県沼津市静浦子浜17	1	0	1,509人	
旧静浦西小学校	静岡県沼津市志下530	1	0	750人	
内浦小学校	静岡県沼津市内浦三津410-1	1	0	651人	
最井崎中学校	静岡県沼津市内浦重須453	1	0	741人	
西浦小学校	静岡県沼津市西浦平次255-2	1	0	654人	

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
	原小学校	静岡県沼津市原1200	1	0	1,408人
	原中学校	静岡県沼津市大塚81-4-1	1	0	1,248人
	原小学校	静岡県沼津市原576	1	0	1,834人
	沼島小学校	静岡県沼津市平沼811	1	0	886人
	戸田B&C海洋センター	静岡県沼津市戸田2053	1	0	451人
	戸田地区センター	静岡県沼津市戸田1294-3	0	0	155人
	泉小・中学校	静岡県熱海市泉280	0	0	700人
	伊豆山小学校	静岡県熱海市伊豆山711	0	0	900人
	熱海中学校	静岡県熱海市徳山町7-7	0	0	1,700人
	徳山小学校	静岡県熱海市徳山町6-5	0	0	800人
	第一小学校	静岡県熱海市西山町41-1	0	0	1,600人
	第二小学校	静岡県熱海市桜町3-20	0	0	1,200人
	西館コミュニティセンター併設センター	静岡県熱海市桜町16-43	0	0	50人
	熱海高等学校	静岡県熱海市下多賀1484-22	0	0	1,700人
	多賀小学校	静岡県熱海市下多賀920-1	1	0	1,700人
	多賀中学校	静岡県熱海市下多賀1549-1	0	0	1,700人
	網代小学校	静岡県熱海市網代195	0	0	980人
	初島小・中学校	静岡県熱海市初島219	0	0	280人
	東小学校	静岡県三島市東町10-1	1	0	200人
	西小学校	静岡県三島市西町7-7	1	0	180人
	南小学校	静岡県三島市南町1-1	1	0	200人
	北小学校	静岡県三島市文教町1-4-8	1	0	230人
	錦田小学校	静岡県三島市谷田866	1	0	250人
	向山小学校	静岡県三島市谷田1946	1	0	180人
	山田小学校	静岡県三島市川原ヶ谷812	1	0	180人
	坂小学校	静岡県三島市山新田163-2	1	0	180人
	徳倉小学校	静岡県三島市徳倉4-1-45	1	0	190人
	沓地小学校	静岡県三島市沓地127-1	1	0	180人
	北上小学校	静岡県三島市徳倉844-1	1	0	180人
	佐野小学校	静岡県三島市佐野238	1	0	150人
	中郷小学校	静岡県三島市徳倉453	1	0	200人
	長伏小学校	静岡県三島市長伏228-5	1	0	190人
	錦田中学校	静岡県三島市谷田1505	1	0	380人
	南中学校	静岡県三島市富田町6-18	1	0	410人
	北中学校	静岡県三島市文教町7-32-80	1	0	330人
	中郷小学校	静岡県三島市徳倉767-2	1	0	340人
	中郷中学校	静岡県三島市大塚250-1	1	0	330人
	中郷西中学校	静岡県三島市徳倉854-1	1	0	330人
	山田中学校	静岡県三島市川原ヶ谷842-4	1	0	340人
	三島北高等学校	静岡県三島市文教町1-3-18	1	0	430人
	三島南高等学校	静岡県三島市大塚608	1	0	550人
	三島長崎高等学校	静岡県三島市文教町1-3-83	1	0	280人
	障がい者支援センター 佐野あゆみの里	静岡県三島市新谷175-1	0	1	20人
	特別養護老人ホーム 玉沼園	静岡県三島市玉沢80	0	1	5人

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
市	特別養護老人ホーム 御承園	静岡県三島市御園980	0	1	8人
	特別養護老人ホーム あかなすの里	静岡県三島市玉川425-1	0	1	5人
	特別養護老人ホーム 北上の郷	静岡県三島市徳倉1148-2	0	1	5人
	特別養護老人ホーム ふるさとのかみ	静岡県三島市徳倉208-1	0	1	5人
	特別養護老人ホーム いづつラス	静岡県三島市松本292-1	0	1	8人
	特別養護老人ホーム 南二日町	静岡県三島市南二日町5-41	0	1	8人
	経實老人ホーム 玉沢昭葉園	静岡県三島市玉沢90	0	1	5人
	経實老人ホーム ケアハウスマト街	静岡県三島市玉川451	0	1	2人
	障害者支援施設 みはらの丘	静岡県三島市宇エビ/木4745	0	1	7人
	障害者支援施設 みはらの里	静岡県三島市宇エビ/木4745	0	1	10人
	介護老人保健施設 ラ・サンクスふよう	静岡県三島市佐野1205-3	0	1	10人
	介護老人保健施設 梅名の里	静岡県三島市梅名578	0	1	10人
	白道保育園	静岡県三島市加藤町2-21	0	1	10人
	梅の美保育園	静岡県三島市梅名47-1	0	1	10人
	中郷南保育園	静岡県三島市安久309-6	0	1	10人
	三島ようちん保育園	静岡県三島市梅名553-1	0	1	10人
	美善台保育園	静岡県三島市美善台2-3-17	0	1	10人
	中郷西保育園	静岡県三島市長伏121-1	0	1	10人
	加茂保育園	静岡県三島市加茂24-7	0	1	10人
	北上保育園	静岡県三島市徳倉4-10-3	0	1	10人
	恵明保育園	静岡県三島市谷田2143	0	1	5人
	恵明コスモス保育園	静岡県三島市文教町1629-38	0	1	10人
	恵明キッズクラブレジ	静岡県三島市文教町2-28-6	0	1	10人
	静岡恵明学園	静岡県三島市谷田2143	0	1	5人
	静岡恵明学園児童部	静岡県三島市菅原新田81-1	0	1	5人
	若りあ保育園	静岡県三島市松本390-1	0	1	10人
	東小学校	静岡県富士宮市矢立町227	1	0	710人
	第一中学校	静岡県富士宮市矢立町814	1	0	617人
	第二中学校	静岡県富士宮市豊町17-1	1	0	941人
	大宮小学校	静岡県富士宮市元城町2-1	1	0	886人
	市民文化会館	静岡県富士宮市宮町14-2	1	0	580人
	豊船小学校	静岡県富士宮市豊船町3-3	1	0	894人
	第三中学校	静岡県富士宮市野中688	1	0	727人
	西小学校	静岡県富士宮市安良山380	1	0	630人
	富士宮北高等学校	静岡県富士宮市野中230	1	0	1,273人
	大富士小学校	静岡県富士宮市万野原新田992	1	0	610人
	大富士中学校	静岡県富士宮市万野原新田4115-1	1	0	560人
	富士見小学校	静岡県富士宮市富士見ヶ丘1784	1	0	357人
	黒田小学校	静岡県富士宮市星山1030-2	1	0	626人
	星陵高等学校	静岡県富士宮市星山1068	1	0	1,051人
	富士宮東高等学校	静岡県富士宮市弓沢町732	1	0	1,048人
	富士宮東小学校	静岡県富士宮市小泉1234	1	0	631人
	富士見南小学校	静岡県富士宮市小泉1675	1	0	1,123人
	富士見南中学校	静岡県富士宮市小泉1996	1	0	642人

13-2-4市町別指定避難所

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定収容人数
富士	富士根北小学校児童分校	静岡県富士市東倉1828	1	0	97人
富士	富士根北小学校	静岡県富士市村山1499	1	0	508人
富士	富士根北中学校	静岡県富士市村山935-1	1	0	585人
富士	第四中学校	静岡県富士市穂波町19-1	1	0	786人
宮	富丘小学校	静岡県富士市淀原489-4	1	0	595人
宮	富士宮西高等学校	静岡県富士市淀原1550	1	0	1,069人
北山	北山小学校	静岡県富士市北山1582	1	0	609人
北山	北山中学校	静岡県富士市北山1092	1	0	384人
山宮	山宮小学校	静岡県富士市山宮1500-1	1	0	370人
上野	上野小学校	静岡県富士市宮下条408	1	0	505人
上野	上野中学校	静岡県富士市精進川410	1	0	553人
白糸	白糸小学校	静岡県富士市原1115	1	0	473人
人六	人六小学校	静岡県富士市市六382	1	0	322人
西富士	西富士中学校	静岡県富士市上井出918-1	1	0	666人
上井出	上井出小学校	静岡県富士市上井出1400	1	0	406人
井之頭	井之頭小学校原分校	静岡県富士市堤原155	1	0	48人
井之頭	井之頭小学校	静岡県富士市堤原168	1	0	180人
井之頭	井之頭中学校	静岡県富士市猪之頭989	1	0	250人
榑野	榑野小学校	静岡県富士市上榑野58	1	0	345人
榑野	榑野中学校	静岡県富士市下榑野971	1	0	270人
芝富	芝富小学校	静岡県富士市長貫1323	1	0	377人
芝川	芝川中学校	静岡県富士市感貫1267	1	0	842人
稲子	稲子小学校	静岡県富士市上稲子830-1	1	0	183人
内原	内原小学校	静岡県富士市内原3909	1	0	208人
B&G	B&G海洋センター	静岡県富士市西山856	1	0	572人
下稲子	下稲子区公民館	静岡県富士市下稲子1038-3	1	0	40人
北	北中学校(体育館)	静岡県伊東市湖川360-1	1	0	370人
西	西小学校(体育館)	静岡県伊東市幸町1-5	1	0	400人
東	東小学校(体育館)	静岡県伊東市大原2-2-6	1	0	500人
南	南小学校(体育館)	静岡県伊東市玖須美元和田716-87	1	0	400人
南	南中学校(体育館)	静岡県伊東市玖須美元和田729-1	1	0	900人
宇佐美	宇佐美小学校(体育館)	静岡県伊東市宇佐美1627-1	1	0	410人
宇佐美	宇佐美中学校(体育館)	静岡県伊東市宇佐美1537-1	1	0	470人
川奈	川奈小学校(体育館)	静岡県伊東市川奈1083-1	1	0	190人
伊東商業高校	伊東商業高校(体育館)	静岡県伊東市吉田748-1	1	0	680人
大池	大池中学校(体育館)	静岡県伊東市吉田824-4	1	0	210人
門野	門野中学校(体育館)	静岡県伊東市鎌田1281-63	1	0	460人
富戸	富戸小学校(体育館)	静岡県伊東市富戸1203-1	1	0	200人
八幡野	八幡野小学校(体育館)	静岡県伊東市八幡野916-1	1	0	340人
対島	対島中学校(体育館)	静岡県伊東市八幡野1128-3	1	0	380人
伊東高校	伊東高校城ヶ崎分校(体育館)	静岡県伊東市八幡野1120	1	0	840人
池	池小学校(体育館)	静岡県伊東市池477-2	1	0	210人
宇佐美	宇佐美小学校	静岡県伊東市宇佐美1602-2	0	0	80人
宇佐美	宇佐美幼稚園西川分園	静岡県伊東市宇佐美2789	0	0	90人

13-2-4市町別指定避難所

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定収容人数
伊東	宇佐美保育園	静岡県伊東市宇佐美610-20	0	0	160人
伊東	宇佐美コミュニティセンター	静岡県伊東市宇佐美1645-6	0	0	180人
伊東	伊東幼稚園湖川分園	静岡県伊東市湖川2-11-23	0	0	70人
伊東	湖川区民会館	静岡県伊東市湖川2-2-2	0	0	130人
伊東	伊東市役所 身体障害者福祉センター(はげたき)	静岡県伊東市松原622-12	0	0	70人
伊東	松原温泉会館	静岡県伊東市松原本町13-3	0	0	150人
伊東	松原消防会館	静岡県伊東市松原本町11-10	0	0	100人
伊東	伊東ふれあいセンター	静岡県伊東市松川町5-10	0	0	100人
伊東	伊東市民体育センター	静岡県伊東市玖須美元和田716-115	0	0	500人
伊東	観光会館	静岡県伊東市和田1-16-1	0	0	160人
伊東	観光会館別館	静岡県伊東市清町6-16	0	0	110人
伊東	市役所	静岡県伊東市大原2-1-1	0	0	70人
伊東	玖須美児童館	静岡県伊東市和田1-4-10	0	0	50人
伊東	竹の台公民館	静岡県伊東市竹の台3-11	0	0	80人
伊東	商幼稚園土見分園	静岡県伊東市玖須美元和田729-1	0	0	130人
伊東	玖須美保育園	静岡県伊東市和田2-1-28	0	0	170人
伊東	富士皇保育園	静岡県伊東市玖須美元和田716-509	0	0	140人
伊東	さくら保育園	静岡県伊東市玖須美元和田716-509	0	0	40人
伊東	和田湯会館	静岡県伊東市竹の内2-7-24	0	0	110人
伊東	玖須美消防会館	静岡県伊東市和田2-1-1	0	0	40人
伊東	大原武道場	静岡県伊東市大原2-2-6	0	0	160人
伊東	玖須美温泉会館	静岡県伊東市芝町2-3	0	0	100人
伊東	竹の台幼稚園新井分園(併用中)	静岡県伊東市新井1-131-3	0	0	130人
伊東	新井区民体育館	静岡県伊東市新井1-9-10	0	0	60人
伊東	生涯学習センター中央会館	静岡県伊東市音無町5-14	0	0	400人
伊東	旭小学校	静岡県伊東市岡1270-1	0	0	150人
伊東	伊東幼稚園	静岡県伊東市桜木町1-1-17	0	0	100人
伊東	広野保育園	静岡県伊東市広野2-3-28	0	0	90人
伊東	回漕泉会館	静岡県伊東市桜木町2-2-16	0	0	50人
伊東	本郷会館	静岡県伊東市湯田町1-1	0	0	50人
伊東	伊東競輪場	静岡県伊東市岡1280	0	0	150人
伊東	保健福祉センター	静岡県伊東市大原1-7-12	0	0	80人
伊東	生涯学習センターくらし会館	静岡県伊東市桜木町1-1-17	0	0	140人
伊東	鎌田幼稚園	静岡県伊東市岡66-1	0	0	90人
伊東	鎌田会館	静岡県伊東市宮川町1-2-16	0	0	60人
伊東	鎌田消防会館	静岡県伊東市鎌田752-2	0	0	10人
伊東	川奈幼稚園	静岡県伊東市川奈9378-1	0	0	60人
伊東	南幼稚園	静岡県伊東市川奈1190-3	0	0	100人
伊東	小室コミュニティセンター	静岡県伊東市川奈1322-2	0	0	120人
伊東	川奈消防会館	静岡県伊東市川奈939-1	0	0	30人
伊東	養護老人ホーム	静岡県伊東市吉田825-1	0	0	120人
伊東	吉田幼稚園	静岡県伊東市吉田452	0	0	70人
伊東	吉田区民会館	静岡県伊東市吉田571-1	0	0	150人
伊東	千歳会館	静岡県伊東市吉田231-1	0	0	20人

13-2-4市町別指定避難所

(県危機管理課)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の4第5号の基準を満たすもの	指定収容人数
	移幼稚園	静岡県伊東市荻18-1	0	0	120人
	校長会館	静岡県伊東市荻597-6	0	0	130人
	生涯学習センター救急部	静岡県伊東市荻226-1	0	0	50人
	十足公民館	静岡県伊東市十足595-1	0	0	30人
	十足延命館	静岡県伊東市十足536-1	0	0	10人
	富戸幼稚園	静岡県伊東市富戸594	0	0	70人
	富戸コミュニティセンター	静岡県伊東市富戸594	0	0	160人
	老人憩いの愛敬苑	静岡県伊東市富戸911-115	0	0	80人
	八幡野幼稚園	静岡県伊東市八幡野1189-55	0	0	90人
	八幡野コミュニティセンター	静岡県伊東市八幡野1189-172	0	0	180人
	生涯学習センター池余館	静岡県伊東市池475-2	0	0	70人
	池幼稚園	静岡県伊東市池469-4	0	0	30人
	生涯学習センター赤沢会館	静岡県伊東市赤沢60-1	0	0	70人
	特別養護老人ホーム、伊豆高原ゆづりの里	静岡県伊東市八幡野1027	0	1	10人
	障害者支援施設 聖の園	静岡県伊東市荻578-3	0	1	10人
	増玉県社会福祉協議会施設 伊豆湖風館	静岡県伊東市富戸1317-89	0	1	60人
	特別養護老人ホーム、城ヶ崎いこいの園	静岡県伊東市富戸1219-5	0	1	5人
	特別養護老人ホーム、奥野苑	静岡県伊東市荻772-1	0	1	5人
	特別養護老人ホーム、伊豆高原十字の園	静岡県伊東市八幡野1023-2	0	1	9人
	特別養護老人ホーム、うさみの園	静岡県伊東市佐美403-1	0	1	9人
	吉原小学校	静岡県富士市高瀬町1-1	1	0	1,471人
	佐法小学校	静岡県富士市佐法2743	1	0	1,357人
	吉原第一中学校	静岡県富士市水田北町7-1	1	0	1,670人
	今泉小学校	静岡県富士市今泉3-17-1	1	0	1,741人
	吉原第二中学校	静岡県富士市今泉1935	1	0	1,432人
	吉原高等学校	静岡県富士市今泉2160	1	0	1,717人
	富士東高等学校	静岡県富士市今泉2921	1	0	1,866人
	神戸小学校	静岡県富士市神戸633	1	0	1,037人
	広草小学校	静岡県富士市広草本町1-1	1	0	1,474人
	青葉台小学校	静岡県富士市一色295	1	0	1,304人
	富士見台小学校	静岡県富士市富士見台1-12	1	0	1,278人
	吉原北中学校	静岡県富士市原田2259	1	0	1,412人
	元吉原小学校	静岡県富士市今井3-4-2	1	0	1,123人
	元吉原中学校	静岡県富士市錦川中町28-1	1	0	1,361人
	須津小学校	静岡県富士市里1019	1	0	1,274人
	須津中学校	静岡県富士市里1156	1	0	1,671人
	東小学校	静岡県富士市西船津200	1	0	550人
	吉永第一小学校	静岡県富士市比奈1431	1	0	1,205人
	吉原中学校	静岡県富士市比奈75	1	0	602人
	富士市立高等学校	静岡県富士市比奈1654	1	0	3,078人
	吉永第二小学校	静岡県富士市撫ヶ瀬149-1	1	0	889人
	獅子辻林業施設展示場	静岡県富士市桑崎勢子辻1025-30	1	0	22人
	原田小学校	静岡県富士市原田480	1	0	1,051人
	吉原第三中学校	静岡県富士市比奈2126	1	0	1,459人

東部

13-2-4市町別指定避難所

(県危機管理課)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の4第5号の基準を満たすもの	指定収容人数
	大淵第一小学校	静岡県富士市大淵3012	1	0	1,362人
	大淵第二小学校	静岡県富士市大淵6973-1	1	0	434人
	大淵中学校	静岡県富士市大淵2920	1	0	1,685人
	富士第一小学校	静岡県富士市本市場280-2	1	0	1,675人
	富士中学校 高等学校	静岡県富士市平塚町1-1	1	0	3,160人
	富士中学校	静岡県富士市中島320	1	0	2,035人
	富士高等学校	静岡県富士市松本17	1	0	2,344人
	富士中央小学校	静岡県富士市米之宮町295	1	0	1,276人
	富士第二小学校	静岡県富士市横割1-9-1	1	0	1,380人
	富士南中学校	静岡県富士市森島550	1	0	1,988人
	富士南小学校	静岡県富士市宮下551	1	0	1,536人
	田子浦小学校	静岡県富士市中丸98	1	0	1,383人
	田子浦中学校	静岡県富士市中丸411	1	0	1,701人
	岩松小学校	静岡県富士市松岡850	1	0	1,259人
	岩松中学校	静岡県富士市岩本123-1	1	0	1,342人
	岩松小学校	静岡県富士市松岡2353-1	1	0	1,610人
	岩本保育園	静岡県富士市岩本381-33	1	0	68人
	藤岡小学校	静岡県富士市久沢3-3-1	1	0	1,242人
	藤岡中学校	静岡県富士市久沢713	1	0	1,875人
	天間小学校	静岡県富士市天間50	1	0	1,102人
	天間幼稚園	静岡県富士市天間1047-1	1	0	159人
	丘小学校	静岡県富士市厚原2075	1	0	1,432人
	岳陽中学校	静岡県富士市佐法630	1	0	1,683人
	富士川体育館	静岡県富士市木島89-1	1	0	1,115人
	富士川第一小学校	静岡県富士市岩淵107	1	0	1,283人
	富士川第二小学校	静岡県富士市岩淵855-3	1	0	1,067人
	富士川第二中学校	静岡県富士市北松野1959	1	0	861人
	社会福祉センター東部市民プラザ	静岡県富士市北松野1963-6	1	0	851人
	社会福祉センター藤岡市民プラザ	静岡県富士市西園237-2	0	1	調整中
	静岡県立富士特別支援学校	静岡県富士市久沢797-1	0	1	調整中
	社会福祉センター広見荘	静岡県富士市大淵3773-1	0	1	調整中
	社会福祉センター田子浦荘	静岡県富士市佐法59	0	1	調整中
	富士市立看護専門学校	静岡県富士市川成新町421	0	1	調整中
	富士市立看護専門学校	静岡県富士市本市場新田1111-1	0	1	調整中
	特別養護老人ホームみずの社	静岡県富士市本市場新田76番地	0	1	75
	特別養護老人ホーム巖石園	静岡県富士市掛川5150-1	0	1	調整中
	特別養護老人ホーム月のあかり	静岡県富士市原田1350-16	0	1	調整中
	特別養護老人ホーム天間荘	静岡県富士市大淵847-4	0	1	調整中
	特別養護老人ホームみぎわ園	静岡県富士市天間1602	0	1	調整中
	地域密着型特別養護老人ホームあおば	静岡県富士市今泉2210	0	1	調整中
	特別養護老人ホーム加島の郷	静岡県富士市五味島285-1	0	1	調整中
	特別養護老人ホームシャローム富士川	静岡県水戸島本町7-6	0	1	調整中
	御殿場高等学校	静岡県富士市北松野1071	0	1	調整中
	御殿場高等学校	静岡県御殿場市御殿場192-1	1	0	679人

13-2-4市町別指定避難所

(県危機管理課)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定収容人数
	御殿場小学校	静岡県御殿場市萩原361-1	1	0	372人
	南中学校	静岡県御殿場市萩原1327	1	0	421人
	御殿場南小学校	静岡県御殿場市川島田80	1	0	312人
	御殿場南高等学校	静岡県御殿場市新橋1450	1	0	789人
	船尻公民館	静岡県御殿場市新橋351	1	0	117人
	YMCA東山荘	静岡県御殿場市東山1052	0	0	234人
	東小学校	静岡県御殿場市西田中310	1	0	331人
	二の岡地区コミュニティ供用施設	静岡県御殿場市二の岡1-3-15	1	0	52人
	御殿場愛護福祉会館	静岡県御殿場市仁杉255-2	1	0	314人
	運動公園	静岡県御殿場市龍154-1	1	0	22人
	富士岡小学校	静岡県御殿場市中山161	1	0	320人
	富士岡中学校	静岡県御殿場市中山825-1	1	0	522人
	神山小学校	静岡県御殿場市神山478-2	1	0	275人
	駒門地区児童厚生会体育施設	静岡県御殿場市駒門471	1	0	58人
	原里小学校	静岡県御殿場市川島田1902	1	0	340人
	森之原幼稚園	静岡県御殿場市川島田1903-1	1	0	598人
	原里西幼稚園	静岡県御殿場市川島田451-3	1	0	28人
	朝日小学校	静岡県御殿場市坂妻101-6	1	0	41人
	御殿場農産本店	静岡県御殿場市川島田84-1	1	0	282人
	玉廻第一保育園	静岡県御殿場市ぐみ沢5	1	0	110人
	玉廻小学校	静岡県御殿場市ぐみ沢1322-1	1	0	32人
	中畑地区コミュニティ供用施設	静岡県御殿場市中畑441	1	0	544人
	印野小学校	静岡県御殿場市中畑1777	1	0	154人
	高橋第二保育園	静岡県御殿場市印野1710	1	0	571人
	西小学校	静岡県御殿場市塚原38-5	1	0	331人
	高橋第一保育園	静岡県御殿場市小針431-1	1	0	32人
	西小学校	静岡県御殿場市佐野1143	1	0	902人
	福野高校	静岡県御殿場市伊豆島田806-5	1	0	467人
	西中学校	静岡県御殿場市佐野900-1	1	0	1,069人
	西幼稚園	静岡県御殿場市佐野450	0	0	732人
	南児童館	静岡県御殿場市佐野1470	0	0	143人
	向田小学校	静岡県御殿場市伊豆島田806-14	0	0	40人
	向田中学校	静岡県御殿場市茶畑399	1	0	930人
	東中学校	静岡県御殿場市茶畑1133	1	0	766人
	いみず幼稚園	静岡県御殿場市公文685-1	0	0	913人
	市民体育館	静岡県御殿場市福荷125-1	0	0	156人
	東西公民館	静岡県御殿場市福荷24	0	0	723人
	深良小学校	静岡県御殿場市平松495	0	0	112人
	生涯学習センター	静岡県御殿場市深良655	1	0	633人
	深良中学校	静岡県御殿場市深良435	1	0	220人
	深良小学校	静岡県御殿場市深良657	0	0	66人
	深良幼稚園	静岡県御殿場市深良3806	0	0	594人
	富岡第一小学校	静岡県御殿場市深良696	0	0	106人
	富岡第一小学校	静岡県御殿場市御覆600	1	0	921人

13-2-4市町別指定避難所

(県危機管理課)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定収容人数
	富岡第二小学校	静岡県裾野市下和田890	1	0	288人
	千福が丘小学校	静岡県裾野市千福が丘4-12-1	1	0	390人
	富岡コミュニティセンター	静岡県裾野市御覆880-1	0	0	11人
	富岡中学校	静岡県裾野市御覆579	0	0	746人
	富岡第一幼稚園	静岡県裾野市御覆682-14	0	0	137人
	御覆台保育園	静岡県裾野市御覆1619-1	0	0	214人
	須山小学校	静岡県裾野市須山165	1	0	469人
	須山コミュニティセンター	静岡県裾野市須山1593-12	0	0	54人
	須山地区研修センター	静岡県裾野市須山587-4	0	0	154人
	須山中学校	静岡県裾野市須山1502-1	0	0	402人
	富岳一ノ瀬荘	静岡県裾野市茶畑1707-3	0	1	30人
	茶畑ヒルズ	静岡県裾野市茶畑1428-1	0	1	30人
	あいの郷	静岡県裾野市深良2929	0	1	30人
	みゆけアゼセンターわか葉	静岡県裾野市御覆1475	0	1	20人
	富岳ダイヤモンドライフその	静岡県裾野市須山2949	0	1	30人
	さくらんぼ	静岡県裾野市深良2373-1	0	1	10人
	みどり作業所	静岡県裾野市石蔵208-1	0	1	15人
	西保育園	静岡県裾野市佐野1154	0	1	82人
	東保育園	静岡県裾野市茶畑504-1	0	1	36人
	深良保育園	静岡県裾野市深良1918	0	1	35人
	富岡第二幼稚園	静岡県裾野市下和田890	0	1	43人
	富岡保育園	静岡県裾野市上ヶ田174-3	0	1	37人
	御覆台子育て支援センター	静岡県裾野市御覆1619-1	0	1	25人
	北児童館	静岡県裾野市御覆1619-1	0	1	52人
	須山幼稚園	静岡県裾野市須山159-1	0	1	46人
	修善寺南小学校(体育館)	静岡県伊豆市祐久保449	1	0	360人
	修善寺中学校(体育館)	静岡県伊豆市祐久保395	1	0	712人
	熊坂小学校(体育館)	静岡県伊豆市熊坂708-3	1	0	283人
	修善寺総合全館	静岡県伊豆市修善寺638-1	1	0	1,734人
	修善寺小学校(体育館)	静岡県伊豆市修善寺3244	1	0	330人
	修善寺東小学校(体育館)	静岡県伊豆市本立野419	1	0	323人
	小土肥生活改善センター	静岡県伊豆市小土肥542	1	0	55人
	旧土肥小学校(体育館)	静岡県伊豆市土肥638	1	0	311人
	土肥小中一貫校(体育館)	静岡県伊豆市土肥2701-1	1	0	319人
	丸スボーツ公園(管理棟)	静岡県伊豆市八次1361-1	1	0	65人
	小下ふるさとセンター	静岡県伊豆市小下田1343	1	0	103人
	狩野ドーム	静岡県伊豆市青羽899	1	0	826人
	月ヶ瀬体育館	静岡県伊豆市月ヶ瀬444	1	0	148人
	ふらっと月ヶ瀬	静岡県伊豆市静岡県伊豆市月ヶ瀬408-1	1	0	198人
	旧湯ヶ島小学校(体育館)	静岡県伊豆市湯ヶ島136	1	0	242人
	八岳体育館	静岡県伊豆市原保384	1	0	187人
	貴僧坊の里	静岡県伊豆市貴僧坊190-9	1	0	85人
	中伊豆中学校(体育館)	静岡県伊豆市八幡407	1	0	390人
	大東体育館	静岡県伊豆市徳永900	1	0	267人

13-2-4市町別指定避難所

市町	施設名	住所	指定避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の4第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
	中伊豆社会体育館	静岡県伊豆市上白岩420-1	1	0	505人
	八岳集会所	静岡県伊豆市原保313-1	1	0	139人
	長岡総合会館(アグリスかつらぎ)	静岡県伊豆市静岡伊豆の国市古袋235	1	0	1,480人
	長岡小学校	静岡県伊豆の国市長岡1407-5	1	0	1,930人
	長岡北小学校	静岡県伊豆の国市長岡1294-1	1	0	1,460人
	長岡南小学校	静岡県伊豆の国市南長岡1200	1	0	810人
	江間防災センター	静岡県伊豆の国市南江間1212-1	1	0	45人
	長岡中央公民館(あやめ会館)	静岡県伊豆の国市長岡346-1	1	0	700人
	富士美幼稚園	静岡県伊豆の国市原本1343	1	0	270人
	重山小学校	静岡県伊豆の国市四日町380-1	1	0	1,680人
	県立伊豆中央高等学校	静岡県伊豆の国市寺家370-1	1	0	730人
	県立東部特別支援学校	静岡県伊豆の国市寺家246-1	1	0	180人
	重山南小学校	静岡県伊豆の国市中817-1	1	0	950人
	県立中央高等学校	静岡県伊豆の国市重山1229	1	0	850人
	重山中学校	静岡県伊豆の国市重山1393	1	0	1,050人
	重山体育館	静岡県伊豆の国市重山1392-1	1	0	960人
	重山生涯学習センター	静岡県伊豆の国市赤谷1251-1	1	0	300人
	中島防災センター	静岡県伊豆の国市中島257-3	1	0	70人
	大仁中学校	静岡県伊豆の国市三権1276-3	1	0	1,980人
	大仁小学校	静岡県伊豆の国市三権325	1	0	1,640人
	ひまわり保育園	静岡県伊豆の国市三権834-1	1	0	130人
	御門防災センター	静岡県伊豆の国市御門92-1	1	0	58人
	大仁北小学校	静岡県伊豆の国市守本312-1	1	0	880人
	野外活動センター(旧大仁東小学校)	静岡県伊豆の国市下畑1926-2	1	0	240人
	増之上公民館	静岡県伊豆の国市増之上227-7	1	0	38人
	古袋公民館	静岡県伊豆の国市古袋270	1	0	84人
	天野公民館	静岡県伊豆の国市天野7-1	1	0	38人
	長岡区民館	静岡県伊豆の国市長岡159-9	1	0	69人
	小坂公民館	静岡県伊豆の国市小坂378	1	0	36人
	富士見区公民館	静岡県伊豆の国市富士見741-3	1	0	34人
	長瀬公民館	静岡県伊豆の国市長瀬280-1	1	0	18人
	戸尻公民館	静岡県伊豆の国市戸尻40-1	1	0	26人
	花坂公民館	静岡県伊豆の国市花坂113-1	1	0	17人
	南江間公民館	静岡県伊豆の国市南江間435-1	1	0	22人
	谷戸コミュニティセンター	静岡県伊豆の国市南江間65-4	1	0	33人
	体之公民館	静岡県伊豆の国市南江間800-2	1	0	15人
	島打公民館	静岡県伊豆の国市南江間900-1	1	0	15人
	珍野公民館	静岡県伊豆の国市南江間1602-1	1	0	41人
	町屋公民館	静岡県伊豆の国市北江間131-1	1	0	30人
	大北公民館	静岡県伊豆の国市北江間477	1	0	63人
	千代田公民館	静岡県伊豆の国市北江間1724-1	1	0	49人
	長瀬公民館	静岡県伊豆の国市北江間1805-12	1	0	31人
	金谷研修センター	静岡県伊豆の国市金山谷288-1	1	0	24人
	山本産業会館	静岡県伊豆の国市重山1305	1	0	74人

13-2-4市町別指定避難所

市町	施設名	住所	指定避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の4第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
	多田区公民館	静岡県伊豆の国市重山多田572-1	1	0	55人
	共和幼稚園	静岡県伊豆の国市773-1	1	0	233人
	長崎会館	静岡県伊豆の国市長崎202	1	0	28人
	原本公民館	静岡県伊豆の国市原本804-1	1	0	59人
	四日町公民館	静岡県伊豆の国市四日町652-2	1	0	74人
	寺家区公民館	静岡県伊豆の国市寺家112	1	0	83人
	中條区公民館	静岡県伊豆の国市中條265	1	0	45人
	南條区民ホール	静岡県伊豆の国市南條105	1	0	103人
	立花台区公民館	静岡県伊豆の国市1015-2-1	1	0	47人
	中公民館	静岡県伊豆の国市772-3	1	0	67人
	高原公民館	静岡県伊豆の国市1613-87	1	0	15人
	内中公民館	静岡県伊豆の国市内142	1	0	18人
	松並公民館	静岡県伊豆の国市四日町184-1	1	0	64人
	みどり区自治会館	静岡県伊豆の国市赤谷2216-1	1	0	9人
	大仁公民館	静岡県伊豆の国市大仁268-2	1	0	114人
	吉田公民館	静岡県伊豆の国市吉田580	1	0	67人
	神島集会所	静岡県伊豆の国市神島112-1地先	1	0	55人
	三権公民館	静岡県伊豆の国市三権675	1	0	107人
	田京公民館	静岡県伊豆の国市田京300-2	1	0	61人
	白山堂公民館	静岡県伊豆の国市白山堂407-1	1	0	37人
	守本公民館	静岡県伊豆の国市守本76-2	1	0	71人
	宗光寺公民館	静岡県伊豆の国市宗光寺72-1	1	0	48人
	立花公民館	静岡県伊豆の国市立花3-1	1	0	62人
	重和公民館	静岡県伊豆の国市宗光寺650-9	1	0	22人
	中山公民館	静岡県伊豆の国市中山1136	1	0	55人
	下郷公民館	静岡県伊豆の国市下郷164	1	0	52人
	浮橋公民館	静岡県伊豆の国市浮橋900-5	1	0	72人
	田原野公民館	静岡県伊豆の国市田原野95-1	1	0	61人
	長者原公民館	静岡県伊豆の国市長者原1465-381	1	0	38人
	市民交流センター(旧大仁高校作楽室)	静岡県伊豆の国市大仁334	1	0	25人
	函南中学校	静岡県田方郡函南町仁田56	1	0	627人
	東中学校	静岡県田方郡函南町村谷540	1	0	568人
	函南小学校	静岡県田方郡函南町仁田148	1	0	286人
	東小学校	静岡県田方郡函南町平井972	1	0	281人
	西小学校	静岡県田方郡函南町町宮475	1	0	274人
	桑村小学校	静岡県田方郡函南町桑原333	1	0	142人
	丹那小学校	静岡県田方郡函南町丹那443	1	0	160人
	西部コミュニティセンター	静岡県田方郡函南町肥田667-1	1	0	110人
	農村環境改善センター	静岡県田方郡函南町片瀬333-1	1	0	110人
	田方農業学校	静岡県田方郡函南町塚本961	1	0	235人
	伊豆白青園	静岡県田方郡函南町平井750	0	1	協議による(定員70人)
	伊豆ライフケアホーム	静岡県田方郡函南町平井717-2	0	1	協議による(定員50人)
	みどりが丘ホーム	静岡県田方郡函南町六竹20-15	0	1	協議による(定員30人)
	函南ふなの荘	静岡県田方郡函南町仁田284-5	0	1	協議による(定員92人)

(県立施設数)R3.4.1

13-2-4市町別指定避難所

(県危機管理課課長)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
清水	清水小学校	静岡県東郡清水町堂屋87	1	0	705人
	西小学校	静岡県東郡清水町長沢220	1	0	657人
	清水中学校	静岡県東郡清水町堂屋267	1	0	846人
	南小学校	静岡県東郡清水町徳川102-1	1	0	970人
	県立沼津商業高校	静岡県東郡清水町徳川1005	1	0	780人
	南中学校	静岡県東郡清水町徳川2222-4	1	0	682人
	町体育館	静岡県東郡清水町堂屋287-1	0	0	606人
	防災センター	静岡県東郡清水町徳倉1003-40	0	1	100人
	地域交流センター	静岡県東郡清水町堂屋6-1	0	1	475人
	福祉センター	静岡県東郡清水町堂屋221-1	0	1	399人
	清水町温水プール	静岡県東郡清水町柿田106-1	0	1	40人
	柿田ホール	静岡県東郡清水町戸田54-11	0	1	45人
	夢の木の郷	静岡県東郡清水町玉川103-1	0	1	60人
	かわせみ	静岡県東郡清水町の場108-6	0	1	40人
長泉町	長泉町立北小学校	静岡県東郡長泉町下長瀬1060	1	0	604人
	長泉町立長小小学校	静岡県東郡長泉町上土狩872-2	1	0	937人
	長泉町立南小学校	静岡県東郡長泉町竹原100	1	0	863人
	長泉町立北中学校	静岡県東郡長泉町柿米里333-3	1	0	1,882人
	長泉町立長泉中学校	静岡県東郡長泉町下土狩777	1	0	1,722人
	知徳高等学校	静岡県東郡長泉町竹原364	1	0	385人
	南部地区センター	静岡県東郡長泉町竹原211-30	0	1	259人
	長泉町在宅福祉総合センター いずみのみ郷	静岡県東郡長泉町下土狩971	0	1	92人
	生涯学習センター	静岡県東郡長泉町阿多野130	1	0	780人
	健康福祉会館	静岡県東郡長泉町小山78-7	1	1	1,120人
小山	小山中学校	静岡県東郡小山町藤曲142	1	0	2,200人
	成美小学校	静岡県東郡小山町藤曲150	1	0	1,740人
	明徳小学校	静岡県東郡小山町菅沼627	1	0	840人
	足柄小学校	静岡県東郡小山町竹之下2411-1	1	0	580人
	北郷中学校	静岡県東郡小山町用沢355	1	0	1,670人
	北郷小学校	静岡県東郡小山町用沢604-1	1	0	1,470人
	須走中学校	静岡県東郡小山町須走98-7	1	0	1,020人
	須走小学校	静岡県東郡小山町須走70-18	1	0	1,220人
	県立小山高校	静岡県東郡小山町竹之下389	1	0	840人
	家小学校	静岡県静岡市東区城内町7-9	1	0	349人
小山市	城内中学校	静岡県静岡市東区駿府町1-107	1	0	595人
	静岡大学附属静岡中学校	静岡県静岡市東区駿府町1-86	1	0	239人
	静岡大学附属静岡小学校	静岡県静岡市東区駿府町1-94	1	0	233人
	静岡英和女子学院中学・高等学校	静岡県静岡市東区西草深町8-1	1	0	230人
	養生学習センター	静岡県静岡市東区東草深町3-18	0	0	359人
	新通小学校	静岡県静岡市東区駒形通2-4-47	1	0	455人
	県男女共同参画センター(あざれあ)	静岡県静岡市東区馬場1-17-1	0	0	201人
	駒形小学校	静岡県静岡市東区南安宿2-1-1	1	0	391人
	安倍川中学校	静岡県静岡市東区安倍2-11-1	1	0	220人
	稲町小学校	静岡県静岡市東区新富町1-23-1	1	0	638人

13-2-4市町別指定避難所

(県危機管理課課長)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
静岡市	特別支援教育センター	静岡県静岡市東区一幡町50	1	0	251人
	新富町こども園	静岡県静岡市東区新富町3-21-2	1	0	33人
	田町こども園	静岡県静岡市東区田町1-79	1	0	63人
	田町小学校	静岡県静岡市東区田町5-70	1	0	644人
	西部生涯学習センター	静岡県静岡市東区田町3-46-5	0	0	236人
	県立静岡商業高等学校	静岡県静岡市東区田町7-90	1	0	1,275人
	安西小学校	静岡県静岡市東区安西1-96-3	1	0	365人
	未広中学校	静岡県静岡市東区未広町41	1	0	912人
	伝馬町小学校	静岡県静岡市東区伝馬町14-2	1	0	389人
	静岡大成中学・高等学校	静岡県静岡市東区鷹匠2-4-18	1	0	485人
	東海大学短期大学部	静岡県静岡市東区菅原町101	1	0	276人
	井宮小学校	静岡県静岡市東区平和1-7-1	1	0	291人
	龍上中学校	静岡県静岡市東区平和町2-2-1	1	0	801人
	北宮北小学校	静岡県静岡市東区上伝馬2-1	1	0	453人
	北宮生涯学習センター	静岡県静岡市東区昭和町2-14-1	0	0	206人
	駿橋南小学校	静岡県静岡市東区松高3-1-46	1	0	921人
	駿橋中学校	静岡県静岡市東区下1353-1	1	0	536人
	北部体育館	静岡県静岡市東区松高4-14-1	0	0	1,052人
	駿橋小学校	静岡県静岡市東区牛妻2095-2	1	0	214人
	駿橋北小学校	静岡県静岡市東区伏沢234-1	1	0	201人
	安倍川こども園	静岡県静岡市東区安倍川口新田50	1	0	441人
	安倍川小学校	静岡県静岡市東区安倍川口団地3-1	1	0	95人
	美和小学校	静岡県静岡市東区遠藤新田69-1	1	0	905人
	足久保小学校	静岡県静岡市東区足久保奥組741-1	1	0	964人
美和中学校	静岡県静岡市東区足久保口組3276-2	1	0	497人	
松野小学校	静岡県静岡市東区松野598-2	1	0	423人	
旧井川小学校	静岡県静岡市東区井川1708-1	1	0	245人	
井川小中学校	静岡県静岡市東区井川11561-3	1	0	236人	
井川こども園	静岡県静岡市東区井川1548-1	1	0	43人	
井川生涯学習交流館	静岡県静岡市東区井川1656-2	1	0	84人	
口坂本健福所	静岡県静岡市東区口坂本544	1	0	15人	
畑ヶ島小学校	静岡県静岡市東区畑ヶ島1309-1	1	0	122人	
畑ヶ島中学校	静岡県静岡市東区畑ヶ島1309-1	1	0	330人	
畑ヶ島生涯学習交流館	静岡県静岡市東区畑ヶ島1309	1	0	79人	
大河内生涯学習交流館	静岡県静岡市東区平野1097-38	1	0	84人	
大内小学校	静岡県静岡市東区平野1850-66	1	0	178人	
玉川小学校	静岡県静岡市東区落合103-3	1	0	256人	
玉川生涯学習交流館	静岡県静岡市東区落合126-1	1	0	73人	
玉川キャンパスセンター	静岡県静岡市東区表裏田755	1	0	139人	
楨内小学校	静岡県静岡市東区楨町1-1	1	0	455人	
東中学校	静岡県静岡市東区番谷1-6-1	1	0	795人	
静岡学園中学・高等学校	静岡県静岡市東区東藤原町25	1	0	270人	
安東小学校	静岡県静岡市東区安東3-16-1	1	0	731人	
安東中学校	静岡県静岡市東区安東3-13-1	1	0	760人	

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
			1	0	200人
			1	0	689人
			1	0	781人
			1	0	420人
			1	0	845人
			1	0	570人
			1	0	812人
			1	0	880人
			1	0	377人
			1	0	39人
			1	0	603人
			1	0	33人
			0	0	257人
			0	0	183人
			1	0	1,042人
			1	0	1,164人
			1	0	497人
			0	0	559人
			1	0	495人
			1	0	513人
			1	0	544人
			1	0	297人
			1	0	821人
			0	0	191人
			1	0	399人
			1	0	582人
			1	0	55人
			1	0	196人
			1	0	133人
			1	0	480人
			1	0	275人
			1	0	692人
			0	0	160人
			1	0	43人
			1	0	41人
			1	0	551人
			1	0	360人
			1	0	690人
			1	0	431人
			1	0	301人
			1	0	187人
			1	0	208人
			1	0	56人
			0	0	140人

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
			1	0	149人
			1	0	139人
			1	0	48人
			1	0	22人
			1	0	295人
			1	0	44人
			1	0	247人
			1	0	33人
			0	0	892人
			1	0	843人
			1	0	38人
			1	0	413人
			0	0	28人
			0	0	165人
			1	0	321人
			1	0	33人
			1	0	332人
			1	0	684人
			0	0	262人
			1	0	32人
			1	1	205人
			1	0	294人
			1	0	547人
			0	0	674人
			1	0	86人
			1	0	186人
			1	0	981人
			1	0	30人
			1	0	621人
			1	0	988人
			1	0	22人
			1	0	599人
			1	0	246人
			1	0	1,041人
			1	0	22人
			0	0	647人
			0	0	348人
			1	1	330人
			0	0	73人
			1	0	433人
			1	0	539人
			1	0	34人
			0	0	681人
			1	0	387人

13-2-4市町別指定避難所

(県危機管理課課長R3.4.1)

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
	常葉大学静岡キャンパス車庫校舎	静岡県静岡市駿河区朝生町6-1	1	0	417人
	東豊田小学校	静岡県静岡市駿河区池田491-2	1	0	453人
	静岡聖光学院中学校・高等学校	静岡県静岡市駿河区小島1440	1	0	286人
	大谷小学校	静岡県静岡市駿河区大谷3683-2	1	0	243人
	静岡大学	静岡県静岡市駿河区大谷836	1	0	984人
	ふじのくに地球環境史ミュージアム	静岡県静岡市駿河区大谷5762	1	0	127人
	久能小学校	静岡県静岡市駿河区古庵213-2	1	0	205人
	長田北小学校	静岡県静岡市駿河区向敷地890	1	0	276人
	長田東小学校	静岡県静岡市駿河区東新田3-10-1	1	0	621人
	長田南中学校	静岡県静岡市駿河区みず13-9-1	1	0	680人
	東新田こども園	静岡県静岡市駿河区東新田4-1-40	1	0	48人
	長田体育館	静岡県静岡市駿河区藤田574-1	0	0	637人
	オーク長田(長田支所)	静岡県静岡市駿河区上川原13-1	0	0	72人
	長田西小学校	静岡県静岡市駿河区丸子6-15-65	1	0	362人
	長田中学校	静岡県静岡市駿河区丸子1-1-1	1	0	1,195人
	丸子こども園	静岡県静岡市駿河区丸子2-18-32	1	0	95人
	長田生涯学習センター	静岡県静岡市駿河区寺田131-1	0	0	197人
	川原小学校	静岡県静岡市駿河区下川原4-14-1	1	0	435人
	下川原こども園	静岡県静岡市駿河区下川原6-8-26	1	0	37人
	長田南小学校	静岡県静岡市駿河区長野4-7-1	1	0	515人
	城山中学校	静岡県静岡市駿河区小坂2-33	1	0	548人
	県立清水車庫高等学校	静岡県静岡市駿河区秋吉町5-10	1	0	1,229人
	清水辻小学校	静岡県静岡市清水区辻4-3-40	1	0	465人
	清水第一中学校	静岡県静岡市清水区宮代町5-55	1	0	581人
	清水小学校	静岡県静岡市清水区江原町14-63	1	0	1,045人
	江原生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区小芝町3-35	1	0	228人
	清水江小学校	静岡県静岡市清水区水分2-3-1	1	0	1,028人
	清水第八中学校	静岡県静岡市清水区水分4-2429	1	0	557人
	入江こども園	静岡県静岡市清水区入江1-13-15	0	0	43人
	浜田生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区浜田町4-4	1	0	125人
	清水浜田小学校	静岡県静岡市清水区浜田町11-1	1	0	721人
	清水中央図書館	静岡県静岡市清水区入江町15-23	0	0	114人
	清水テルサ(東静岡労働者福祉センター)	静岡県静岡市清水区島崎町223	1	0	499人
	県立清水西高等学校	静岡県静岡市清水区普葉町5-1	1	0	1,094人
	清水町小学校	静岡県静岡市清水区神田町4-3	1	0	913人
	清水第二中学校	静岡県静岡市清水区相田町4-57	1	0	1,596人
	岡生涯学習交流館	静岡県静岡市清水区坂が丘町7-1	1	0	150人
	清水坂が丘高等学校	静岡県静岡市清水区坂が丘町7-15	0	0	1,977人
	川原こども園	静岡県静岡市清水区川原町24-8	1	0	31人
	清水船越小学校	静岡県静岡市清水区船越3-15-1	1	0	623人
	清水船越老人福祉センター	静岡県静岡市清水区船越町2-9-26	0	0	127人
	清水第三中学校	静岡県静岡市清水区三光町3-57	1	0	925人
	清水総合運動場体育館	静岡県静岡市清水区清洲2-1-1	0	0	831人
	清水老人憩の家清洲まっく荘	静岡県静岡市清水区清洲2-1-1	0	0	60人

13-2-4市町別指定避難所

(県危機管理課課長R3.4.1)

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
	清水小学校	静岡県静岡市清水区松井町15-1	1	0	871人
	清水こども園	静岡県静岡市清水区本町11-32	0	0	26人
	清水不二小学校	静岡県静岡市清水区新緑町2-21	1	0	1,090人
	清水第四中学校	静岡県静岡市清水区村松683-1	1	0	516人
	清水船越小学校	静岡県静岡市清水区船越東町2-20	1	0	295人
	駒越こども園	静岡県静岡市清水区迎山町4-15	1	0	50人
	清水南部交流センター	静岡県静岡市清水区駒越南町9-50	0	0	63人
	清水南高等学校	静岡県静岡市清水区折戸3-2-1	0	0	640人
	折戸老人福祉センター羽衣荘	静岡県静岡市清水区折戸4-8-53	0	0	35人
	清水三保第二小学校	静岡県静岡市清水区折戸5-8-2	1	0	472人
	清水三保第一小学校	静岡県静岡市清水区三保1069-1	1	0	480人
	清水第五中学校	静岡県静岡市清水区三保1720	1	0	858人
	三保こども園	静岡県静岡市清水区三保1601	0	0	32人
	清水飯田小学校	静岡県静岡市清水区下野中2-40	1	0	1,332人
	清水飯田南小学校	静岡県静岡市清水区八坂北1-23-40	1	0	449人
	清水飯田中学校	静岡県静岡市清水区山原112-1	1	0	594人
	清水北部交流センター	静岡県静岡市清水区八坂町2110-2	0	0	156人
	清水特別支援学校	静岡県静岡市清水区八坂東1-16-1	1	1	236人
	清水高部東小学校	静岡県静岡市清水区神切1907	1	0	1,198人
	清水高部小学校	静岡県静岡市清水区神切1115-2	1	0	400人
	清水第六中学校	静岡県静岡市清水区水玉西10-40	1	0	686人
	高部中央こども園	静岡県静岡市清水区梅ヶ谷459-1	1	0	44人
	清水有度第一小学校	静岡県静岡市清水区有度本町3-1	1	0	917人
	清水第七中学校	静岡県静岡市清水区草薙3-9-20	1	0	929人
	清水有度第二小学校	静岡県静岡市清水区草薙杉道3-19-1	1	0	920人
	有度西こども園	静岡県静岡市清水区中之郷1-10-27	1	0	26人
	有度北こども園	静岡県静岡市清水区長崎740-1	1	0	43人
	清水産原小学校	静岡県静岡市清水区産原町1723	1	0	465人
	清水産原中学校	静岡県静岡市清水区原245	1	0	498人
	産原こども園	静岡県静岡市清水区産原町1938	1	0	32人
	清水袖師小学校	静岡県静岡市清水区袖師町420	1	0	451人
	清水袖師中学校	静岡県静岡市清水区西久保125-1	1	0	498人
	清水港労働者福祉センター	静岡県静岡市清水区船砂408-13	0	0	133人
	清水清良湖公園スポーツセンター	静岡県静岡市清水区船砂408-38	0	0	326人
	船砂こども園	静岡県静岡市清水区船砂東町17-5	0	0	42人
	西久保こども園	静岡県静岡市清水区西久保438-1	1	0	72人
	清水興津小学校	静岡県静岡市清水区興津中町350-1	1	0	525人
	清水東部老人憩の家	静岡県静岡市清水区興津中町1288	0	0	45人
	清水興津中学校	静岡県静岡市清水区興津中町1478-10	1	0	748人
	興津北こども園	静岡県静岡市清水区八木間町478	1	0	27人
	清水小河小学校	静岡県静岡市清水区小河町2723	1	0	411人
	清水小島小学校	静岡県静岡市清水区小島町619	1	0	437人
	清水兵原小学校	静岡県静岡市清水区兵原919	1	0	320人
	清水小島中学校	静岡県静岡市清水区船活町271	1	0	394人

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定避難場所との位置関係	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数	
		清水中河内小学校	静岡県静岡市清水区中河内2583-1	1	0	453人
		清水西河内小学校	静岡県静岡市清水区西里143	1	0	492人
		清水東河内小学校	静岡県静岡市清水区和田島303	0	0	320人
		清水和田島小学校	静岡県静岡市清水区和田島611	1	0	448人
		蒲原市民センター(蒲原生涯学習交流館)	静岡県静岡市清水区蒲原新田1-21-1	1	0	406人
		蒲原中学校	静岡県静岡市清水区蒲原49	1	0	496人
		蒲原西小学校	静岡県静岡市清水区蒲原新田2-25-1	1	0	725人
		蒲原東小学校	静岡県静岡市清水区蒲原666	1	0	385人
		由比中学校	静岡県静岡市清水区由比456	1	0	574人
		由比小学校	静岡県静岡市清水区由比即原原329	1	0	585人
		由比北小学校	静岡県静岡市清水区由比入山2158	1	0	335人
		緑ヶ池老人福祉センター	静岡県静岡市清水区下951-1	0	1	未定
		長瀬川老人福祉センター	静岡県静岡市清水区長尾117	0	1	未定
		小鷹老人福祉センター(栄てこ)	静岡県静岡市清水区小鷹2-25-45	0	1	未定
		用宗老人福祉センター	静岡県静岡市清水区用宗5-21-10	0	1	未定
		静岡市わらしな学園	静岡県静岡市清水区飯町2263	0	1	11人
		静岡市桜の園	静岡県静岡市清水区内衣1560-6	0	1	13人
		静岡老人ホーム	静岡県静岡市清水区吉津1905	0	1	20人
		吉津園	静岡県静岡市清水区吉津199	0	1	47人
		泉の園	静岡県静岡市清水区雷沢1542-39	0	1	83人
		りんどう	静岡県静岡市清水区水見色360	0	1	70人
		寒養の園	静岡県静岡市清水区与左衛門新田74-6	0	1	32人
		厚生苑清流の郷	静岡県静岡市清水区柳町185-5	0	1	6人
		森園	静岡県静岡市清水区東27-1	0	1	20人
		竜爪園	静岡県静岡市清水区長尾89-1	0	1	4人
		カリタス21	静岡県静岡市清水区桂山723-6	0	1	13人
		厚生苑新緑の郷	静岡県静岡市清水区北番町66-2	0	1	4人
		きずなの街	静岡県静岡市清水区辰起町9-11	0	1	30人
		さつきフレンドハウスゆめ	静岡県静岡市清水区羽鳥本町20-98	0	1	8人
		さつきフレンドハウスひかり	静岡県静岡市清水区羽鳥7-14-72	0	1	4人
		羽鳥の森	静岡県静岡市清水区羽鳥7-6-38	0	1	40人
		菓師の園	静岡県静岡市清水区菓師1-1	0	1	25人
		聖ヨゼフの園	静岡県静岡市清水区八幡4-6-9	0	1	46人
		小鷹苑	静岡県静岡市清水区中鷹1-1-24	0	1	5人
		なごみ	静岡県静岡市清水区中鷹2580-1	0	1	17人
		久蔵の里	静岡県静岡市清水区根古屋289-1	0	1	30人
		丸子の里	静岡県静岡市清水区丸子3000-1	0	1	20人
		小坂の郷	静岡県静岡市清水区小坂1106-1	0	1	30人
		登呂の家	静岡県静岡市清水区登呂3-4-1	0	1	5人
		丸子の里わがば	静岡県静岡市清水区丸子6-1-29-3	0	1	5人
		小鷹までしこ苑	静岡県静岡市清水区小鷹402-1	0	1	18人
		まごころタウン*静岡	静岡県静岡市清水区弥生町4-26	0	1	38人
		白眉園	静岡県静岡市清水区赤立寺町1341	0	1	8人
		巴の園	静岡県静岡市清水区万世町1-1-30	0	1	10人

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定避難場所との位置関係	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数	
		柏尾の里	静岡県静岡市清水区柏尾387-2	0	1	25人
		あすなろの家	静岡県静岡市清水区山原871-2	0	1	10人
		羽衣の園	静岡県清水区折戸5-18-36	0	1	2人
		有度の里	静岡県静岡市清水区長崎新田311	0	1	15人
		レジデンス花	静岡県静岡市清水区中河内2717	0	1	10人
		こもれび	静岡県静岡市清水区吉原1731	0	1	10人
		好日の園	静岡県静岡市清水区蒲原神沢1389-1	0	1	2人
		浜石の郷	静岡県静岡市清水区由比阿曾189-1	0	1	72人
		いはらの里	静岡県静岡市清水区竜原町578-1	0	1	900人
		ベイコート清水	静岡県静岡市清水区折戸487-5	0	1	未定
		清水松風荘	静岡県静岡市清水区折戸3-19-40	0	1	30人
		えん	静岡県静岡市清水区三俣16-1	0	1	5人
		緑ヶ谷園	静岡県静岡市清水区緑ヶ谷460-7	0	1	30人
		高部曙光園	静岡県静岡市清水区中河内997-1	0	1	102人
		ルーチェ印刷	静岡県静岡市清水区巻屋180	0	1	104人
		静岡医療福祉センター成人部	静岡県静岡市清水区函谷5-3-30	0	1	5人
		穴原荘	静岡県静岡市清水区穴原362	0	1	139人
		百花園	静岡県静岡市清水区中河内2780	0	1	127人
		宮前ロッジ	静岡県静岡市清水区権150-1	0	1	6人
		望未園	静岡県静岡市清水区南沼上1815-1	0	1	21人
		つばき静岡	静岡県静岡市清水区城北117	0	1	40人
		ケアセンター瀬名	静岡県静岡市清水区長尾39-5	0	1	237人
		こみに	静岡県静岡市清水区赤松8-16	0	1	46人
		染寿	静岡県静岡市清水区与左衛門新田98-11	0	1	18人
		あみ	静岡県静岡市清水区福田ヶ谷73-2	0	1	124人
		エスコートタウン静岡	静岡県静岡市清水区柳田ヶ谷90-1	0	1	未定
		聖のしずく	静岡県静岡市清水区城北487	0	1	103人
		サンライズ大浜	静岡県静岡市清水区函谷528	0	1	77人
		秋の里	静岡県静岡市清水区函谷大台12-5	0	1	143人
		葵の里	静岡県静岡市清水区小坂376-1	0	1	132人
		ケアセンター池田の街	静岡県静岡市清水区池田185-1	0	1	120人
		かりん	静岡県静岡市清水区宇津ノ谷1-1	0	1	80人
		あかつきの園	静岡県静岡市清水区駒越2883-1	0	1	10人
		ケア・センターひまわり	静岡県静岡市清水区村松原1-2-34	0	1	11人
		アリス草薙	静岡県静岡市清水区草薙424-7	0	1	220人
		きよみの里	静岡県静岡市清水区東津原町1829	0	1	5人
		鶴舞乃城	静岡県静岡市清水区竜原町3158	0	1	27人
		もくれん	静岡県静岡市清水区草ヶ谷624-22	0	1	41人
		静岡瀬名病院	静岡県静岡市清水区瀬名4625-1	0	1	237人
		静岡広野病院	静岡県静岡市清水区広野1494-8	0	1	12人
		県立静岡城北特別支援学校	静岡県静岡市清水区漆山796	0	1	520人
		県立中央特別支援学校	静岡県静岡市清水区漆山777	0	1	10人
		静岡大学教育学部附属特別支援学校	静岡県静岡市清水区赤立寺町1-15	0	1	150人
		島田高等学校(第一次)	静岡県島田市宿禰1-7-1	1	0	971人

13-2-4市町別指定避難所

(県危機管理課)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の4第5号の基準を満たすもの	指定収容人数
	島田第一小学校(第一次)	静岡県島田市福野2-19-1	1	0	586人
	島田第一中学校(第一次)	静岡県島田市福野3-18-1	1	0	1,018人
	島田樟誠高等学校(第一次)	静岡県島田市伊太2075-1	1	0	1,290人
	島田第二小学校(第一次)	静岡県島田市中溝町2372	1	0	586人
	島田第三小学校(第一次)	静岡県島田市南1-10-1	1	0	580人
	島田商業高等学校(第一次)	静岡県島田市福野町9707	1	0	1,110人
	島田第二中学校(第一次)	静岡県島田市旗指77-1	1	0	1,078人
	島田第四小学校(第一次)	静岡県島田市中河町201	1	0	747人
	島田第五小学校(第一次)	静岡県島田市旭2-25-1	1	0	374人
	六会中学校(第一次)	静岡県島田市道悦2-25-1	1	0	525人
	六会小学校(第一次)	静岡県島田市道悦5-13-1	1	0	708人
	島田工業高等学校(第一次)	静岡県島田市阿知ヶ谷201	1	0	1,835人
	六会小学校(第一次)	静岡県島田市東町1200	1	0	417人
	大津小学校(第一次)	静岡県島田市岩合160-1	1	0	385人
	伊太小学校(第一次)	静岡県島田市伊太1314	1	0	330人
	相賀小学校(第一次)	静岡県島田市相賀875	1	0	225人
	神遊小学校(第一次)	静岡県島田市神遊1444	1	0	285人
	伊久美小学校(第一次)	静岡県島田市伊久美3690-1	1	0	234人
	野外活動センター山の家(第一次)	静岡県島田市身成48-3	1	0	284人
	湯田小学校(第一次)	静岡県島田市湯田564	1	0	289人
	初倉小学校(第一次)	静岡県島田市坂本1331	1	0	512人
	初倉中学校(第一次)	静岡県島田市大柳南132	1	0	663人
	初倉南小学校(第一次)	静岡県島田市南原10	1	0	454人
	菊川の里会館(第一次)	静岡県島田市菊川644-2	0	0	80人
	神谷城西公民館(第一次)	静岡県島田市神谷城1489	0	0	25人
	ふじのくに茶の葉ミュージアム(第一次)	静岡県島田市金谷富士町2053-2	0	0	280人
	金谷小学校(第一次)	静岡県島田市金谷巖瀬町33	1	0	841人
	金谷中学校(第一次)	静岡県島田市金谷栄町211-1	1	0	865人
	金谷高等学校(第一次)	静岡県島田市金谷巖瀬町35	1	0	900人
	北五和会館(第一次)	静岡県島田市福野175-1	0	0	59人
	五和小学校(第一次)	静岡県島田市牛尾435	1	0	584人
	孝つぐ会館(第一次)	静岡県島田市島550-5外	0	0	688人
	大代公民館(第一次)	静岡県島田市大代880-2	1	0	25人
	川橋小学校(第一次)	静岡県島田市川橋町家山420	1	0	503人
	川橋文化センターチャリム21(第一次)	静岡県島田市川橋町家山173-1	1	0	571人
	坂の交流センター(第一次)	静岡県島田市川橋町坂尾546	1	0	73人
	川橋中学校(第一次)	静岡県島田市川橋町身成3340	1	0	389人
	山打都市交流センターささま(第一次)	静岡県島田市川橋町笹間上394	1	0	166人
	北中学校(第二次)	静岡県島田市相賀2510	1	0	未定
	静岡大学附属島田中学校(第二次)	静岡県島田市中河町169	1	0	未定
	島田球場(第二次)	静岡県島田市掛井4-19-1	0	0	未定
	伊久身農村環境改善センターやまびこ(第二次)	静岡県島田市伊久美3300	0	0	未定
	大津農村環境改善センター山王(第二次)	静岡県島田市東川11	0	0	未定
	初倉公民館くら(第二次)	静岡県島田市坂本1336-1	0	0	未定

13-2-4市町別指定避難所

(県危機管理課)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の4第5号の基準を満たすもの	指定収容人数
	六会公民館ロケティ(第二次)	静岡県島田市道悦5-13-3	0	0	未定
	善生寺会館(第二次)	静岡県島田市善生寺301-1	0	0	未定
	第一保野園(第二次)	静岡県島田市向谷4-1084-1	0	0	未定
	こども発達支援センターふわり(第二次)	静岡県島田市岩合64-8	0	0	未定
	第三保育園(第二次)	静岡県島田市南1-14-24	0	0	未定
	島田市統計センター(第二次)	静岡県島田市相賀2511-1	0	0	未定
	六会コミュニティ防災センター(第二次)	静岡県島田市阿知ヶ谷328-1	0	0	未定
	西部コミュニティ防災センター(第二次)	静岡県島田市福野2-16-38	0	0	未定
	北部ふれあいセンターたちばな(第二次)	静岡県島田市神遊397-1	0	0	未定
	初倉西ふれあいセンターしろやま(第二次)	静岡県島田市湯田13779	0	0	未定
	福祉館 あげほの(第二次)	静岡県島田市松葉町8642-2	0	0	未定
	島田市地域交流センター一歩歩館(第二次)	静岡県島田市本通9-6-1	0	0	未定
	島田市伊久身産業振興加工体験施設やまゆり(第二次)	静岡県島田市伊久美1202	0	0	未定
	金谷公民館 みんなの(第二次)	静岡県島田市金谷代官町3400	0	0	未定
	金谷会館(第二次)	静岡県島田市金谷東2-1328-1	0	0	未定
	かなや会館(第二次)	静岡県島田市金谷新町14-2	0	0	未定
	郷土公民館	静岡県島田市川橋町笹間上2062-2	0	0	未定
	川橋老人憩いの家 おもと荘(第二次)	静岡県島田市川橋町家山1104-1	0	0	未定
	原八坂集会所	静岡県島田市川橋町身成3080-1	0	0	未定
	大井川農協田支店(第三次)	静岡県島田市中河町374-1	0	0	未定
	大井川農協中溝支店(第三次)	静岡県島田市中溝4-11-9	0	0	未定
	大井川農協北支店(第三次)	静岡県島田市神遊2575-1	0	0	未定
	大井川農協大津支店(第三次)	静岡県島田市岩合25-4	0	0	未定
	大井川農協大支店(第三次)	静岡県島田市津野903	0	0	未定
	大井川農協東支店(第三次)	静岡県島田市東町37	0	0	未定
	大井川農協初倉支店(第三次)	静岡県島田市坂本1368	0	0	未定
	大井川農協湯田支店(第三次)	静岡県島田市湯田13952	0	0	未定
	大井川農協岩合支店(第三次)	静岡県島田市金谷本町2014-1	0	0	未定
	大井川農協牧之原支店(第三次)	静岡県島田市金谷岩合上居3227-6	0	0	未定
	大井川農協五和支店(第三次)	静岡県島田市島892-1	0	0	未定
	大井川農協川橋支店(第三次)	静岡県島田市川橋町家山741-1	0	0	未定
	大井川農協川橋南支店(第三次)	静岡県島田市川橋町身成3527-1	0	0	未定
	島田市総合センターロースター(第四次)	静岡県島田市野田1689	0	0	未定
	二区コミュニティ防災センター	静岡県焼津市本町5-9-1	0	0	79人
	三区コミュニティ防災センター	静岡県焼津市本町2-13-18	0	0	88人
	四区コミュニティ防災センター	静岡県焼津市焼津5-10-17	0	0	89人
	第五区コミュニティ防災センター	静岡県焼津市野坂5-1-24	0	0	89人
	小川新地区コミュニティ防災センター	静岡県焼津市小川新町11-2	0	0	89人
	浜当コミュニティ防災センター	静岡県焼津市浜当目3-1-46	1	0	106人
	新屋コミュニティ防災センター	静岡県焼津市本町1-3-28	0	0	88人
	石津コミュニティ防災センター	静岡県焼津市石津1233-1	0	0	124人
	坂本コミュニティ防災センター	静岡県焼津市坂本971-5	1	0	67人
	小川第13区コミュニティ防災センター	静岡県焼津市小川13118	0	0	89人
	利右衛門地区コミュニティ防災センター	静岡県焼津市利右衛門2459-2	0	0	60人

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
焼津市	吉永地区コミュニティ防災センター	静岡県焼津市吉永1933-1	0	0	63人
	高野田地区コミュニティ防災センター	静岡県焼津市高野田1853-1	0	0	63人
	高野田東地区コミュニティ防災センター	静岡県焼津市高野田2172-1	0	0	63人
	藤原地区コミュニティ防災センター	静岡県焼津市藤原2025	0	0	64人
	下小杉地区コミュニティ防災センター	静岡県焼津市下小杉537	0	0	63人
	大井川港コミュニティ防災センター	静岡県焼津市藤淵2160	0	0	211人
	港小学校	静岡県焼津市石津港町40-2	0	0	1,331人
	焼津小学校	静岡県焼津市栄5-14-1	0	0	1,287人
	焼津西小学校	静岡県焼津市塩津117-1	0	0	1,465人
	焼津南小学校	静岡県焼津市焼津5-5-1	0	0	1,214人
	小川小学校	静岡県焼津市小川2525	0	0	1,439人
	豊田小学校	静岡県焼津市五ヶ郷之内2	0	0	1,819人
	東森津小学校	静岡県焼津市石蔵上65	1	0	1,380人
	大森小学校	静岡県焼津市中根新田637	0	0	1,507人
	和田小学校	静岡県焼津市田原541	0	0	1,401人
	黒石小学校	静岡県焼津市大住1246	0	0	1,253人
	大井川西小学校	静岡県焼津市上原1688-1	0	0	1,239人
	大井川東小学校	静岡県焼津市赤高428	0	0	1,110人
	大井川南小学校	静岡県焼津市吉永490	0	0	1,506人
	焼津中学校	静岡県焼津市焼津2-10-28	0	0	1,612人
	大村中学校	静岡県焼津市大村3-25-1	0	0	1,229人
	小川中学校	静岡県焼津市東小川4-21-1	0	0	1,137人
	港中学校	静岡県焼津市田原北384	0	0	1,372人
	豊田中学校	静岡県焼津市小土301-2	0	0	1,295人
	東森津中学校	静岡県焼津市中里416	1	0	1,277人
	大森中学校	静岡県焼津市中根1-1	0	0	1,533人
	和田中学校	静岡県焼津市田原1984	0	0	1,168人
	大井川中学校	静岡県焼津市下江留191	0	0	1,890人
	焼津水産高等学校	静岡県焼津市焼津5-5-2	0	0	554人
	清流館高等学校	静岡県焼津市上新田292-1	0	0	860人
	焼津中央高等学校	静岡県焼津市小土157-1	0	0	870人
	大井川民館	静岡県焼津市大宮寺9-5-5	0	0	216人
	和田民館	静岡県焼津市田原1992-2	0	0	408人
焼津民館	静岡県焼津市本町5-6-1	0	0	218人	
小川民館	静岡県焼津市小川21724-1	0	0	249人	
港民館	静岡県焼津市石津港町40-1	0	0	150人	
東森津民館	静岡県焼津市石蔵上65	1	0	236人	
豊田民館	静岡県焼津市小原敷298-1	0	0	152人	
大森民館	静岡県焼津市中根新田93-1	0	0	248人	
大井川民館	静岡県焼津市赤高900	0	0	193人	
焼津文化会館	静岡県焼津市三ツ名1550	0	0	1,467人	
大井川体育館	静岡県焼津市中島1183	0	0	480人	
大島体育館	静岡県焼津市大島738	0	0	206人	
ディスプレイセンター	静岡県焼津市田原2988-1	0	0	471人	

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
焼津市	瀬戸谷小学校	静岡県焼津市本郷872	0	0	4,506人
	瀬戸谷中学校	静岡県焼津市本郷4653	0	0	4,279人
	稲葉小学校	静岡県焼津市堀之内2337	0	0	3,103人
	葉梨西北小学校	静岡県焼津市西方1080	0	0	3,439人
	葉梨小学校	静岡県焼津市下之郷111-1	0	0	4,891人
	葉梨中学校	静岡県焼津市中ノ谷336	0	0	6,913人
	広橋小学校	静岡県焼津市見島424	0	0	6,178人
	広橋中学校	静岡県焼津市上岡602	0	0	6,676人
	神清高校	静岡県焼津市港7	0	0	12,955人
	西益津小学校	静岡県焼津市田中1-7-20	0	0	8,874人
	西益津中学校	静岡県焼津市田中1-7-1	0	0	9,521人
	藤枝北高校	静岡県焼津市郡970	0	0	7,187人
	藤枝西高校	静岡県焼津市城岡2-4-6	0	0	8,551人
	藤枝小学校	静岡県焼津市藤岡3-14-1	0	0	5,578人
	藤枝中学校	静岡県焼津市天王町1-1-1	0	0	8,538人
	大谷川公園	静岡県焼津市青羽町6-15	0	0	2,400人
	藤枝中学校	静岡県焼津市青羽町1-1-51	0	0	7,973人
	藤枝東高校	静岡県焼津市天王町1-7-1	0	0	8,736人
	生涯学習センター・同グラウンド	静岡県焼津市藤枝3-14	0	0	2,277人
	市民会館駐車場	静岡県焼津市岡出山1-1-1	0	0	769人
	青島東小学校	静岡県焼津市志太5-1-1	0	0	7,767人
	青島北小学校	静岡県焼津市南駿河台2-11-1	0	0	6,131人
	青島小学校	静岡県焼津市下青島10	0	0	8,144人
	青島北中学校	静岡県焼津市南駿河台1-11-1	0	0	6,379人
	青島中学校	静岡県焼津市青葉町1-7-1	0	0	10,986人
	藤枝順心高校	静岡県焼津市青島2-3-1	0	0	6,664人
	市民グラウンド	静岡県焼津市駿河台1-6-1	0	0	18,467人
	市民体育館駐車場・市武道館	静岡県焼津市駅前2-1-1	0	0	2,096人
	サンライフ藤枝	静岡県焼津市小石川町4-1-11	0	0	1,079人
	静岡県武道館	静岡県焼津市青島2-10-1	0	0	1,188人
	高洲小学校	静岡県焼津市高柳1315	0	0	5,633人
	高洲南小学校	静岡県焼津市高洲97-1	0	0	4,864人
	高洲中学校	静岡県焼津市与左衛門33-1	0	0	9,412人
大洲小学校	静岡県焼津市大洲5-20	0	0	3,983人	
大洲中学校	静岡県焼津市弥生衛門500	0	0	5,079人	
藤枝明誠高校	静岡県焼津市大洲2-2-1	0	0	14,973人	
岡部中学校	静岡県焼津市岡部町内谷997-2	0	0	4,609人	
岡部小学校	静岡県焼津市岡部町子持坂102	0	0	10,279人	
朝比奈第一小学校	静岡県焼津市岡部町新舟1021	0	0	4,310人	
いきいき交流センター	静岡県焼津市岡部町高島513-1	0	0	2,214人	
地頭方公民館	静岡県焼津市原市新庄291-5	0	0	92人	
大江区民会館	静岡県焼津市原市大江530-1	1	0	45人	
豊岡公民館	静岡県焼津市原市堤野新田531	1	0	50人	
相良こども園(遊戯室)	静岡県焼津市原市相良249-2	1	0	25人	

13-2-4市町別指定避難所

市町	施設名	住所	指定避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
鳥取県	相良小学校	神回県牧之原市波津 1642	1	0	646人
	相良中学校	神回県牧之原市相良 283	0	0	1,121人
	相良高等学校	神回県牧之原市波津 1700-3	1	0	988人
	田尻小学校	神回県牧之原市片浜 1210	1	0	480人
	菅山小学校	神回県牧之原市西山寺0-1	1	0	464人
	地頭方幼稚園(遊戯室)	神回県牧之原市地頭方281	0	0	18人
	地頭方保育園(遊戯室)	神回県牧之原市地頭方1-33	0	0	13人
	地頭方小学校	神回県牧之原市地頭方981	0	0	150人
	萩岡保育園(遊戯室)	神回県牧之原市西萩岡089	0	0	11人
	萩岡小学校	神回県牧之原市黒子75	1	0	237人
	牧之原保育園(遊戯室)	神回県牧之原市東萩岡1987-50	0	0	22人
	牧之原小学校	神回県牧之原市東萩岡2082-13	0	0	430人
	牧之原中学校	神回県牧之原市東萩岡2079-9	0	0	389人
	相良コミュニティ防災センター	神回県牧之原市相良 58-1	1	0	70人
	大江コミュニティ防災センター	神回県牧之原市大江 102-1	1	0	65人
	片浜コミュニティ防災センター	神回県牧之原市片浜 1111-3	0	0	70人
	川崎小学校	神回県牧之原市静波 1001-1	1	0	637人
	静波コミュニティ防災センター	神回県牧之原市静波 2130-5	1	0	199人
	榛原高等学校	神回県牧之原市静波 580	1	0	985人
	綿江小学校	神回県牧之原市綿江 1280	1	0	713人
	榛原中学校	神回県牧之原市仁田 100-1	0	0	910人
	川崎コミュニティ防災センター	神回県牧之原市静波 1212	1	0	85人
	綿田小学校	神回県牧之原市綿田 588-3	0	0	526人
牧之原コミュニティセンター	神回県牧之原市引原 256-4	0	0	93人	
坂部小学校	神回県牧之原市坂部 468-1	0	0	327人	
綿江コミュニティセンター	神回県牧之原市綿江 1108-1	0	0	190人	
綿田会館	神回県牧之原市綿田 246-1	0	0	83人	
あおぞら保育園(遊戯室)	神回県牧之原市須々木 123-3	0	0	26人	
菅山保育園(遊戯室)	神回県牧之原市菅ヶ谷 3021-1	0	0	6人	
静波保育園(遊戯室)	神回県牧之原市静波 991-5	0	0	28人	
綿江保育園(遊戯室)	神回県牧之原市綿江 3364-2	0	0	38人	
綿田保育園(遊戯室)	神回県牧之原市綿田 967-3	0	0	19人	
坂部保育園(遊戯室)	神回県牧之原市坂部 468-1	0	0	49人	
菅山農業改良センター	神回県牧之原市菅ヶ谷 3021-7	0	0	66人	
豊通株式会社	神回県牧之原市落居 1152-1	0	0	50人	
徳島通中学校	神回県牧之原市新庄 800-1	0	0	894人	
吉田町立立吉小学校	神回県榛原郡吉田町住吉 2223	1	0	2,620人	
吉田町総合体育館	神回県榛原郡吉田町住吉 180-1	1	0	1,670人	
吉田町立吉田中学校	神回県榛原郡吉田町住吉 230	1	0	1,687人	
住吉会館	神回県榛原郡吉田町住吉 1567	1	0	204人	
吉田町保健センター	神回県榛原郡吉田町住吉 1567	1	0	202人	
吉田町学習ホール	神回県榛原郡吉田町住吉 1567	1	0	471人	
吉田町立まくら保育園	神回県榛原郡吉田町住吉 1621-1	1	0	402人	
吉田町立中央小学校	神回県榛原郡吉田町片岡 850-1	1	0	2,338人	

市町	施設名	住所	指定避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
鳥取県	吉田町立まくら保育園	神回県榛原郡吉田町片岡 791	1	0	963人
	川原会館	神回県榛原郡吉田町川原 1623	1	0	392人
	神回県立吉田特別支援学校	神回県榛原郡吉田町片岡 2130	1	0	852人
	吉田町中央児童館	神回県榛原郡吉田町片岡 8005-5	1	0	193人
	吉田町立まくら保育園	神回県榛原郡吉田町片岡 8005-1	1	0	466人
	吉田町立図書館	神回県榛原郡吉田町片岡 404	1	0	965人
	片岡会館	神回県榛原郡吉田町片岡 2488-1	1	0	420人
	吉田町立吉田小学校	神回県榛原郡吉田町片岡 1748-2	1	0	1,809人
	神戸集落センター	神回県榛原郡吉田町神戸 2083-1	1	0	164人
	神戸西会館	神回県榛原郡吉田町神戸 3934-1	1	0	110人
	吉田町立わかば保育園	神回県榛原郡吉田町神戸 2082-1	1	0	465人
	自運館	神回県榛原郡吉田町神戸 2167-2	1	0	374人
	吉田町健康福祉センター(はあとふる)	神回県榛原郡吉田町片岡 795-1	1	1	1,074人
	総合読書自立支援施設	神回県榛原郡吉田町片岡 1986-1	1	1	347人
	特別養護老人ホーム片岡形の学園	神回県榛原郡吉田町片岡 2895	0	0	未定
	特別養護老人ホーム住吉の学園	神回県榛原郡吉田町住吉 3239	0	0	未定
	本川郷小学校	神回県川郷本町字頭 1236-6	1	0	380人
	本川郷中学校	神回県川郷本町田 530	1	0	360人
	B&G海洋センター	神回県川郷本町東藤 111220	1	0	340人
	中川郷中学校	神回県川郷本町上長尾 744	1	0	380人
	中央小学校	神回県川郷本町上長尾 1000	1	0	180人
	中川郷南小学校	神回県川郷本町下長尾 281	1	0	290人
	中川郷第一小学校	神回県川郷本町徳山 100	1	0	360人
徳山コミュニティ防災センター	神回県川郷本町徳山 1369	1	0	120人	
久野協コミュニティ防災センター	神回県川郷本町徳山 1644-1	1	0	1,470人	
農林業センター交流施設	神回県川郷本町地名 1493-2	1	0	70人	
浜松中郡学園(小・中学校)	神回県浜松市中区松城町 108-1	1	0	1,136人	
東小学校	神回県浜松市中区中央 2-2-1	1	0	1,051人	
八幡小学校	神回県浜松市中区野口町 1533	1	0	1,266人	
船越小学校	神回県浜松市中区船越町 29-1	1	0	653人	
西小学校	神回県浜松市中区西江町 70-1	1	0	799人	
西部中学校	神回県浜松市中区西江 2-17-1	1	0	1,303人	
鶴江小学校	神回県浜松市中区西守町 4-1	1	0	822人	
泉屋小学校	神回県浜松市中区東守町 2-5-1	1	0	761人	
追分小学校	神回県浜松市中区布瀬 1-9-1	1	0	747人	
広沢小学校	神回県浜松市中区広沢 2-51-1	1	0	1,129人	
北部中学校	神回県浜松市中区文丘町 28-1	1	0	1,312人	
蝶塚中学校	神回県浜松市中区蝶塚 2-15-1	1	0	1,279人	
(旧)蒲砂小学校	神回県浜松市中区高島町 450	1	0	656人	
竜神寺小学校	神回県浜松市中区龍神寺町 644	1	0	792人	
南部中学校	神回県浜松市中区龍神寺町 706	1	0	1,680人	
双葉小学校	神回県浜松市中区海老塚 2-5-1	1	0	1,441人	
浅間小学校	神回県浜松市中区西浅間 2-12-1	1	0	979人	

13-2-4市町別指定避難所

(県危機管理課)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
	江西中学校	静岡県浜松市中区神田町123	1	0	1,133人
	(旧)北小学校	静岡県浜松市中区山下町192	1	0	322人
	相生小学校	静岡県浜松市中区佐藤3-8-1	1	0	1,095人
	佐浜小学校	静岡県浜松市中区佐藤2-32-1	1	0	808人
	東部徳化センター	静岡県浜松市中区相生町23-1	1	0	142人
	城北小学校	静岡県浜松市中区住吉1-23-1	1	0	919人
	高台中学校	静岡県浜松市中区住吉5-19-1	1	0	1,279人
	泉小学校	静岡県浜松市中区泉1-16-1	1	0	901人
	萩丘小学校	静岡県浜松市中区幸5-12-1	1	0	1,026人
	菱が丘小学校	静岡県浜松市中区高丘東3-51-1	1	0	925人
	瑞穂小学校	静岡県浜松市中区高丘北3-15-8	1	0	1,091人
	開成中学校	静岡県浜松市中区高丘北1-15-20	1	0	1,235人
	葵西小学校	静岡県浜松市中区葵西2-25-1	1	0	926人
	曳馬小学校	静岡県浜松市中区曳馬1-1-35	1	0	1,079人
	上郷小学校	静岡県浜松市中区上郷1-21-1	1	0	1,507人
	曳馬中学校	静岡県浜松市中区曳馬4-2-15	1	0	1,482人
	富塚小学校	静岡県浜松市中区富塚町1803	1	0	806人
	富塚西小学校	静岡県浜松市中区富塚町3541	1	0	778人
	高塚中学校	静岡県浜松市中区富塚町400-1	1	0	1,479人
	花川小学校	静岡県浜松市中区花川町781	1	0	682人
	佐鳴台小学校	静岡県浜松市中区佐鳴台3-31-1	1	0	1,034人
	佐鳴台中学校	静岡県浜松市中区佐鳴台3-32-1	1	0	1,263人
	笠井小学校	静岡県浜松市東区笠井町1050	1	0	840人
	笠井中学校	静岡県浜松市東区笠井町1351	1	0	774人
	笠井小学校	静岡県浜松市東区笠井町1055	1	0	1,156人
	与瀬小学校	静岡県浜松市東区天王町1351	1	0	1,261人
	与瀬中学校	静岡県浜松市東区市野町1405-1	1	0	1,536人
	与瀬北小学校	静岡県浜松市東区市野町2715	1	0	879人
	和田小学校	静岡県浜松市東区東郷町273-2	1	0	1,071人
	天竜中学校	静岡県浜松市東区龍光町43	1	0	1,413人
	和田東小学校	静岡県浜松市東区安田町437-2	1	0	782人
	中ノ町小学校	静岡県浜松市東区中野町427-1	1	0	719人
	精志小学校	静岡県浜松市東区精志町1497-1	1	0	1,129人
	精志中学校	静岡県浜松市東区玉北町1200	1	0	1,474人
	中野小学校	静岡県浜松市東区中野町915	1	0	991人
	大瀬小学校	静岡県浜松市東区大瀬町2218	1	0	707人
	有玉小学校	静岡県浜松市東区有玉町614	1	0	898人
	中野中学校	静岡県浜松市東区中野町897	1	0	1,186人
	湖小学校	静岡県浜松市東区神立町5	1	0	1,248人
	丸塚中学校	静岡県浜松市東区丸塚町1050	1	0	1,322人
	神久呂小学校	静岡県浜松市東区神久呂町3490	1	0	989人
	神久呂中学校	静岡県浜松市東区大久保町6833	1	0	845人
	入野小学校	静岡県浜松市西区入野町8757	1	0	1,156人
	入野中学校	静岡県浜松市西区入野町17059	1	0	1,272人

13-2-4市町別指定避難所

(県危機管理課)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
	西都台小学校	静岡県浜松市西区西郷江町1106	1	0	728人
	伊佐見小学校	静岡県浜松市西区伊佐見町5644	1	0	946人
	湖東中学校	静岡県浜松市西区佐浜町4540	1	0	1,571人
	佐浜会館	静岡県浜松市西区佐浜町1933-1	1	0	69人人
	和池小学校	静岡県浜松市西区湖東町2005	1	0	1,088人
	篠原小学校	静岡県浜松市西区篠原町10300	1	0	1,189人
	篠原中学校	静岡県浜松市西区篠原町20200-1	1	0	1,278人
	庄内学園(庄内小中学校)	静岡県浜松市西区庄内町100	1	0	2,306人
	村柳小学校	静岡県浜松市西区村柳町2551	1	0	677人
	白洲公民館	静岡県浜松市西区白洲町3850-1	1	0	104人
	大平台小学校	静岡県浜松市西区大平台3-6-1	1	0	1,246人
	はまゆり図書館	静岡県浜松市西区大入町1750-394	1	0	400人
	舞阪第1保育園	静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3885	1	0	175人
	舞阪小学校	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪76	1	0	1,378人
	舞阪第2保育園	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2659-3	1	0	218人
	舞阪幼稚園	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2668-33	1	0	993人
	舞阪中学校	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪4601	1	0	1,766人
	津園	静岡県浜松市西区舞阪町弁天島5005-1	1	0	123人
	舞阪総合体育館	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2623-32	1	0	1,327人
	雄踏小学校	静岡県浜松市西区雄踏町宇布豊7897-1	1	0	1,382人
	雄踏中学校	静岡県浜松市西区雄踏町宇布豊9695	1	0	2,518人
	雄踏文化センター	静岡県浜松市西区雄踏町宇布豊5427	1	0	608人
	雄踏総合体育館	静岡県浜松市西区雄踏町宇布豊9891-1	1	0	721人
	白鷺小学校	静岡県浜松市南区寺原町431	1	0	1,022人
	砂丘小学校	静岡県浜松市南区白羽町2512	1	0	722人
	新津小学校	静岡県浜松市南区新橋町777	1	0	1,132人
	新津中学校	静岡県浜松市南区新橋町748	1	0	1,185人
	河崎小学校	静岡県浜松市南区東町333	1	0	712人
	東陽中学校	静岡県浜松市南区西町700	1	0	1,194人
	芳川小学校	静岡県浜松市南区芳川町206-1	1	0	1,018人
	高陽中学校	静岡県浜松市南区芳川町80	1	0	1,605人
	芳川北小学校	静岡県浜松市南区頭陀寺町1046-1	1	0	1,026人
	飯田小学校	静岡県浜松市南区飯田町978	1	0	955人
	東部中学校	静岡県浜松市南区飯田町1038	1	0	1,606人
	可美小学校	静岡県浜松市南区若林町1748	1	0	1,261人
	可美中学校	静岡県浜松市南区権桑町700	1	0	1,438人
	南の星小学校	静岡県浜松市南区西島町1148-1	1	0	3,240人
	三方原小学校	静岡県浜松市北区三方原町682	1	0	941人
	豊岡小学校	静岡県浜松市北区豊岡町22	1	0	1,005人
	北里中学校	静岡県浜松市北区初生町1305	1	0	1,428人
	初生小学校	静岡県浜松市北区初生1001-2	1	0	915人
	三方原中学校	静岡県浜松市北区豊岡町196	1	0	1,270人
	都田小学校	静岡県浜松市北区都田町5609-2	1	0	589人
	都田中学校	静岡県浜松市北区都田町5824-18	1	0	1,031人

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

Table with 5 columns: 市町 (City/Town), 施設名 (Facility Name), 住所 (Address), 指定緊急避難場所との重複 (Overlap with Designated Emergency Evacuation Sites), 災害対策基本法施行令第20条の6第5号の基準を満たすもの (Meets criteria of Article 20, Paragraph 6, Item 5 of the Disaster Countermeasures Act), 指定避難人数 (Designated Evacuee Count). Lists various evacuation sites across different municipalities in Mie Prefecture.

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

Table with 5 columns: 市町 (City/Town), 施設名 (Facility Name), 住所 (Address), 指定緊急避難場所との重複 (Overlap with Designated Emergency Evacuation Sites), 災害対策基本法施行令第20条の6第5号の基準を満たすもの (Meets criteria of Article 20, Paragraph 6, Item 5 of the Disaster Countermeasures Act), 指定避難人数 (Designated Evacuee Count). Lists various evacuation sites across different municipalities in Mie Prefecture.

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
長野小学校	神岡県豊田市中島736		1	0	901人
西貝交流センター	神岡県豊田市西貝1377-5		1	0	179人
南御野交流センター	神岡県豊田市東新屋313		1	0	183人
東部小学校	神岡県豊田市東貝塚206		1	0	1,137人
神明中学校	神岡県豊田市錦田2282-74		1	0	1,156人
田原小学校	神岡県豊田市三ヶ野1030-1		1	0	535人
向笠小学校	神岡県豊田市向笠竹之内391-6		1	0	680人
向藤中学校	神岡県豊田市向笠竹之内1162-2		1	0	1,060人
大瀬小学校	神岡県豊田市大久保282-1		1	0	604人
湯田小学校	神岡県豊田市句坂中887		1	0	413人
南郡中学校	神岡県豊田市野福32		1	0	1,117人
於保農村婦人の家	神岡県豊田市大原1654-1		1	0	624人
福田小学校	神岡県豊田市福田中島3753-1		1	0	1,509人
福田小学校	神岡県豊田市下太380		1	0	1,353人
福田中央交流センター	神岡県豊田市福田1557-1		1	0	439人
豊浜小学校	神岡県豊田市豊浜9		1	0	689人
福田屋内スポーツセンター	神岡県豊田市南島393-1		1	0	796人
福田健康福祉会館	神岡県豊田市宇兵衛新田186-1		1	0	467人
豊浜中学校	神岡県豊田市豊岡4473-8		1	0	1,398人
豊浜西小学校	神岡県豊田市川袋1900		1	0	900人
豊浜東小学校	神岡県豊田市平松23		1	0	491人
豊浜北小学校	神岡県豊田市郷之内356		1	0	604人
豊田北部小学校	神岡県豊田市加茂1026		1	0	988人
豊田東小学校	神岡県豊田市高見丘57		1	0	814人
豊田中学校	神岡県豊田市加茂243		1	0	1,364人
アミューズ豊田	神岡県豊田市上新屋304		1	0	1,372人
豊田南小学校	神岡県豊田市藁下300		1	0	1,372人
豊田南中学校	神岡県豊田市立野200		1	0	2,014人
青城小学校	神岡県豊田市中田55		1	0	966人
豊岡中学校	神岡県豊田市舎代高943		1	0	1,184人
豊岡北小学校	神岡県豊田市下野部159-1		1	0	599人
豊岡総合センター(豊岡体育館)	神岡県豊田市香巻地64-1		1	0	494人
豊岡南小学校	神岡県豊田市上神増1410		1	0	767人
豊岡南部会館	神岡県豊田市掛下1469		1	0	85人
豊岡東交流センター	神岡県豊田市敷地1187-3		1	0	194人
陸奥支庁建設緑ヶ丘学園	神岡県豊田市豊付4763-1		0	1	47人
特別養護老人ホーム福寿荘	神岡県豊田市宇兵衛新田187		0	1	7人
あおばのさと	神岡県豊田市大久保字八区720-2		0	1	11人
はまほろ	神岡県豊田市福田4396-1		0	1	37人
松ぼっくり	神岡県豊田市福田4771-1		0	1	34人
そとぼつと	神岡県豊田市西之島5-1		0	1	18人
湯の香	神岡県豊田市宇兵衛新田186-1		0	1	13人
神岡県立豊田学園	神岡県豊田市西貝3577-1		0	1	6人
県立新築支援センター(こゑあ)つう	神岡県豊田市宇兵衛新田186-1		0	1	20人

13-2-4市町別指定避難所

(県立施設数)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難人数
西部	県立新築支援センター(こゑあ)	神岡県豊田市新貝2009-1-5	0	1	10人
	学童一期	神岡県豊田市赤池665	0	1	8人
	特別養護老人ホーム中泉の里	神岡県豊田市中泉2414-1	0	1	35人
	特別養護老人ホーム第二遠州の園	神岡県豊田市敷島1804-1	1	1	19人
	特別養護老人ホーム遠州の園	神岡県豊田市大久保522-1	0	1	18人
	養田市老人ホーム兼寿荘	神岡県豊田市安久路1-19-2	0	1	17人
	特別養護老人ホーム西貝の郷	神岡県豊田市西貝塚2111-1	0	1	4人
	特別養護老人ホーム西之島の郷	神岡県豊田市西之島26-1	1	1	16人
	特別養護老人ホーム白茅園	神岡県豊田市掛塚3172	1	1	77人
	特別養護老人ホーム豊田一空園	神岡県豊田市東原207-1	0	1	68人
	特別養護老人ホーム梅香の里	神岡県豊田市下野部363-1	0	1	69人
	ケアハウスゆやの里	神岡県豊田市加茂395	0	1	44人
	特別養護老人ホーム豊田ゆやの里	神岡県豊田市下野部700	0	1	65人
	デイサービスセンター福田ふれあい荘	神岡県豊田市南島529	0	1	1人
	グループホームサンシティとだ	神岡県豊田市豊田35	0	1	17人
	介護老人保健施設なかよし	神岡県豊田市小立野135-1	0	1	1人
	豊田ふれあい病院指定通所リハビリテーション事業所	神岡県豊田市小立野102	0	1	24人
	白梅聖園ケアホーム	神岡県豊田市下神増183-1	0	1	5人
	於保老健センター	神岡県豊田市一色26	0	1	9人
	グループホームつどい	神岡県豊田市一色25-1	0	1	4人
	おおふじ五幸ホーム介護老人保健施設	神岡県豊田市大久保508-3	0	1	5人
	介護老人保健施設五洋の里	神岡県豊田市掛塚3190-1	0	1	6人
	グループホーム和らぎの家	神岡県豊田市大久保508-24	0	1	5人
	ケアハウス花みずき	神岡県豊田市大久保508-1	0	1	33人
	グループホーム若葉舎	神岡県豊田市句坂上234-1	0	1	1人
	グループホーム英田	神岡県豊田市富高134	0	1	5人
	グループホームこもれび	神岡県豊田市二之宮東21-4	0	1	62人
	ラクラス豊田フォートステイ	神岡県豊田市豊付235-10	0	1	7人
	ラクラス福田チャイビス	神岡県豊田市福田2204-3	0	1	1人
	おおふじ学園	神岡県豊田市大久保204-1	0	1	15人
	養護老人ホームとよおか	神岡県豊田市一貫地168-6	0	1	1人
	養護老人ホーム介護支援事業所	神岡県豊田市高木180-5	0	1	1人
	サンサンいわた(あゆみ)	神岡県豊田市東原639-4	0	1	1人
	サンサンいわた(くすの木)	神岡県豊田市川袋700-2	0	1	1人
	グループホーム豊田長藤の家	神岡県豊田市上新屋463-1	0	1	3人
	グループホーム福田はまほろの家	神岡県豊田市福田中島726	0	1	3人
	グループホーム豊田かつらぎの家	神岡県豊田市岩井2070-9	0	1	3人
	グループホーム兼洋の家	神岡県豊田市掛塚1778-1	0	1	3人
	グループホーム福田の家	神岡県豊田市東小島260	0	1	3人
	養田在宅介護クリニック	神岡県豊田市豊付1752-5	0	1	6人
	あにまめと	神岡県豊田市大原2879-2	0	1	25人
	生活支援事業所さんぽ	神岡県豊田市今之浦2-9-3	0	1	6人
	第一小学校	神岡県掛川市掛川1108-1	0	0	987人

13-2-4市町別指定避難所

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号の基準を満たすもの	指定収容人数
掛川市	掛川市総合福祉センター	静岡県掛川市掛川910-1	0	0	325人
	掛川西高校	静岡県掛川市城西1-1-6	0	0	1,266人
	中央小学校	静岡県掛川市下俣633	0	0	2,182人
	西中学校	静岡県掛川市下俣1007-1	1	0	867人
	掛川東高校	静岡県掛川市西郷1357	1	0	920人
	掛川工業高校	静岡県掛川市菱町15-1	1	0	1,175人
	第二小学校	静岡県掛川市大池438-1	0	0	868人
	東中学校	静岡県掛川市葛川1039	1	0	947人
	城北小学校	静岡県掛川市水垂178	1	0	4,630人
	北中学校	静岡県掛川市上西郷220-2	1	0	1,656人
	上内田小学校	静岡県掛川市上内田3325	1	0	668人
	西山口小学校	静岡県掛川市成瀬145	1	0	896人
	栄川中学校	静岡県掛川市本所538	0	0	834人
	日坂小学校	静岡県掛川市大野3-1	1	0	596人
	東山地域生涯学習センター	静岡県掛川市東山1256-1	0	0	84人
	倉真小学校	静岡県掛川市倉真3774	1	0	538人
	西郷小学校	静岡県掛川市上西郷2606-2	1	0	1,005人
	さくさく学校	静岡県掛川市萩間423	1	0	419人
	原田小学校	静岡県掛川市原田1623-1	1	0	470人
	原野谷中学校	静岡県掛川市幸島15	0	0	887人
	原谷小学校	静岡県掛川市本郷561-1	1	0	807人
	椋が丘中学校	静岡県掛川市富部716	0	0	911人
	椋木小学校	静岡県掛川市下重木1472-1	1	0	1,281人
	相田小学校	静岡県掛川市吉岡639-2	0	0	663人
	曾我小学校	静岡県掛川市御家384	1	0	526人
	千浜小学校	静岡県掛川市千浜5849	1	0	798人
	大坂小学校	静岡県掛川市大坂5667	1	0	931人
	大浜中学校	静岡県掛川市大坂1147	1	0	1,564人
	大東北公民館	静岡県掛川市下土方267-1	0	0	263人
	土方小学校	静岡県掛川市上土方286-1	0	0	728人
	城東中学校	静岡県掛川市下土方680	0	0	2,170人
	佐妻小学校	静岡県掛川市小貫1474	1	0	976人
	中小学校	静岡県掛川市中3060	0	0	606人
横須賀高校	静岡県掛川市横須賀1491-1	1	0	1,587人	
大須賀中学校	静岡県掛川市横須賀1007	1	0	832人	
横須賀小学校	静岡県掛川市横須賀1110	1	0	1,024人	
大淵小学校	静岡県掛川市大淵5602	1	0	726人	
大淵農村建設改善センター(アイク)	静岡県掛川市大淵6881-2	1	0	363人	
大須賀中央公民館	静岡県掛川市西大淵100	1	0	1,021人	
三五教	静岡県掛川市横須賀725-8	1	0	163人	
南体育館	静岡県掛川市大淵14234-1	0	0	714人	
22世紀の丘公園「たまりな」	静岡県掛川市清水1632	0	1	230人	
静岡県総合教育センター「あすなろ」	静岡県掛川市富部456	0	1	480人	
三川コミュニティセンター(さんざん会館)	静岡県掛川市永永147	1	0	118人	

13-2-4市町別指定避難所

市町	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号の基準を満たすもの	指定収容人数
袋井市	三川小学校	静岡県袋井市永永38	1	0	483人
	三川幼稚園	静岡県袋井市永永113-1	1	0	93人
	字刈いきセンター	静岡県袋井市刈刈1121-1	1	0	83人
	山梨幼稚園	静岡県袋井市香岡1-8-7	1	0	418人
	山名小学校	静岡県袋井市香岡684	1	0	1,176人
	山名コミュニティセンター	静岡県袋井市上山梨4-3-1	1	0	243人
	月見の里学習館	静岡県袋井市上山梨4-3-7	1	0	1,120人
	酒南中学校	静岡県袋井市下山梨11-1-1	1	0	1,360人
	今井コミュニティセンター	静岡県袋井市太田687	1	0	158人
	今井小学校	静岡県袋井市太田692	1	0	628人
	今井幼稚園	静岡県袋井市太田723-1	1	0	103人
	静岡県温室農業協同組合クラウン・交流館	静岡県袋井市小山219	1	0	307人
	県立袋井商業高校	静岡県袋井市久能2350	1	0	606人
	若草幼稚園	静岡県袋井市堀越766-1	1	0	200人
	袋井北小学校	静岡県袋井市久能1560	1	0	1,431人
	袋井北コミュニティセンター	静岡県袋井市久能1330-2	1	0	185人
	若葉幼稚園	静岡県袋井市久能1310	1	0	174人
	袋井西小学校	静岡県袋井市川井442	1	0	796人
	袋井西幼稚園	静岡県袋井市川井566-1	1	0	136人
	袋井西コミュニティセンター	静岡県袋井市川井579-1	1	0	133人
	袋井中学校	静岡県袋井市川井701	1	0	1,351人
	袋井東幼稚園	静岡県袋井市国本2288	1	0	135人
	袋井東小学校	静岡県袋井市瓜岡2317-1	1	0	708人
	袋井東コミュニティセンター	静岡県袋井市瓜岡2506-1	1	0	133人
	天理教山名大教会	静岡県袋井市三門町7-1	1	0	145人
	袋井南コミュニティセンター(南風館)	静岡県袋井市高尾754-1	1	0	359人
	袋井南小学校	静岡県袋井市高尾740	1	0	1,073人
	袋井南原習所	静岡県袋井市高尾676-2	1	0	98人
	袋井南中学校	静岡県袋井市愛野3110	1	0	1,187人
	県立袋井高校	静岡県袋井市愛野2446-1	1	0	734人
	小笠山総合運動公園	静岡県袋井市愛野2300-1	1	0	4,227人
	静岡理工科大学	静岡県袋井市豊沢2200-2	1	0	486人
	豊沢コミュニティセンター(豊沢ふれあい会館)	静岡県袋井市豊沢210-1	1	0	94人
高南幼稚園	静岡県袋井市小川町19-1	1	0	120人	
県立袋井特別支援学校	静岡県袋井市高尾2753-1	1	0	1,009人	
高南コミュニティセンター(きぼう館)	静岡県袋井市上田町267-8	1	0	134人	
袋井体育センター	静岡県袋井市上田町267-19	1	0	218人	
サンライフ袋井	静岡県袋井市上田町267-5	1	0	124人	
高南小学校	静岡県袋井市上田町306-2	1	0	872人	
田原幼稚園	静岡県袋井市新池190-1	1	0	78人	
田原農村総合管理センター	静岡県袋井市新池3078	1	0	55人	
浅羽東小学校	静岡県袋井市浅羽2800	1	0	913人	
浅羽東幼稚園	静岡県袋井市浅羽2617-1	1	0	231人	
浅羽北コミュニティセンター	静岡県袋井市浅羽2857	1	0	134人	

(県立施設数)R3.4.1

13-2-4市町別指定避難所

市町	施設名	住所	指定避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難所数
静岡県	浅羽西幼稚園	静岡県袋井市長濱873-1	1	0	107人
	浅羽西コミュニティセンター	静岡県袋井市41	1	0	137人
	浅羽北小学校	静岡県袋井市浅羽1322	1	0	927人
	浅羽北幼稚園	静岡県袋井市浅名41	1	0	180人
	メロ・プラザ	静岡県袋井市浅名1027	1	0	627人
	浅羽中学校	静岡県袋井市浅名822	1	0	1,383人
	中央グリーンセンター(サンサーライにおか)	静岡県袋井市岡崎6635-192	1	0	92人
	風車の丘	静岡県袋井市岡崎6635-8	1	0	83人
	岡崎会館	静岡県袋井市岡崎2525	1	0	84人
	田原原保育所	静岡県袋井市岡崎567-1	1	0	73人
	笠原こども園	静岡県袋井市山崎5093-13	1	0	19人
	笠原コミュニティセンター	静岡県袋井市山崎5093-5	1	0	118人
	笠原コミュニティセンタープラザホール	静岡県袋井市山崎5093-5	1	0	219人
	笠原小学校	静岡県袋井市山崎4822	1	0	584人
	浅羽東コミュニティセンター	静岡県袋井市桐山683-1	1	0	117人
	浅羽南幼稚園	静岡県袋井市松原1793	1	0	165人
	袋井市総合体育館	静岡県袋井市久能1912-1	1	0	1,579人
	浅羽南小学校	静岡県袋井市西向448	1	0	953人
	県立湖西高等学校	静岡県湖西市藍津1510-2	0	0	検証中
	藍津小学校	静岡県湖西市藍津670	0	0	1,361人
	藍津中学校	静岡県湖西市藍津629	0	0	1,503人
	白須賀小学校	静岡県湖西市白須賀9030	0	0	532人
	白須賀中学校	静岡県湖西市白須賀986	0	0	551人
真小学校	静岡県湖西市新所680	0	0	683人	
岡崎小学校	静岡県湖西市岡崎634-2	0	0	1,114人	
岡崎中学校	静岡県湖西市岡崎587-2	0	0	630人	
湖西中学校	静岡県湖西市太田135	0	0	1,218人	
知波田小学校	静岡県湖西市大知波1144	0	0	381人	
アメニティプラザ	静岡県湖西市吉美3294-48	0	0	検証中	
新居幼稚園	静岡県湖西市新居町新居1780	0	0	204人	
新居小学校	静岡県湖西市新居町新居1770	1	0	1,085人	
新居中学校	静岡県湖西市新居町中之郷1181	1	0	1,983人	
浜名特別支援学校	静岡県湖西市新居町浜名1855-71	1	0	検証中	
池新田公民館	静岡県御前崎市池新田3262	0	0	249人	
高松公民館 体育館	静岡県御前崎市門屋2080-2	1	0	113人	
佐倉公民館	静岡県御前崎市佐倉3617-1	1	0	244人	
比土公民館 体育館	静岡県御前崎市比土2938-5	1	0	189人	
朝比奈公民館 体育館	静岡県御前崎市上朝比奈2681-1	0	0	182人	
新野公民館 体育館	静岡県御前崎市新野789-1	0	0	132人	
御前崎第一小学校 体育館	静岡県御前崎市池新田1520	1	0	175人	
浜東小学校 体育館	静岡県御前崎市佐倉1403-1	1	0	142人	
浜湖北小学校 体育館	静岡県御前崎市下朝比奈763	1	0	146人	
御前崎小学校 体育館	静岡県御前崎市御前崎3556	1	0	189人	
白羽小学校 体育館	静岡県御前崎市白羽3921-3	1	0	203人	

13-2-4市町別指定避難所

市町	施設名	住所	指定避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の5第5号の基準を満たすもの	指定避難所数
静岡県	浜岡中学校 体育館	静岡県御前崎市池新田3923-1	1	0	584人
	池新田高校 体育館	静岡県御前崎市池新田2907-1	1	0	279人
	池新田幼稚園	静岡県御前崎市池新田5814	0	0	314人
	高松幼稚園	静岡県御前崎市門屋2070-103	0	0	179人
	さくさくこども園	静岡県御前崎市佐倉988-1	0	0	552人
	北こども園	静岡県御前崎市上朝比奈2682-12	0	0	176人
	御前崎こども園 幼児棟	静岡県御前崎市御前崎76-27	0	0	176人
	白羽幼稚園	静岡県御前崎市白羽3920-46	0	0	226人
	堀之内小学校	静岡県東川市西方2140	1	1	1,342人
	加茂小学校	静岡県東川市加茂5114	1	1	1,270人
	内田小学校	静岡県東川市下内田1637	1	1	1,073人
	横地小学校	静岡県東川市東横地1886	1	1	965人
	大瀬小学校	静岡県東川市本所2200	1	1	1,861人
	河城小学校	静岡県東川市吉沢556	1	1	1,213人
	菊川中学校	静岡県東川市加茂38	1	1	2,118人
	菊川中学校	静岡県東川市本所070	1	1	2,016人
	牧之原農村婦人の家	静岡県伊豆市静岡 県東川市牧之原227-5	1	1	115人
	青葉台コミュニティセンター	静岡県伊豆市静岡 県東川市青葉台1-12-2	1	1	151人
	和松(松本松岡地蔵堂交流部分(※福祉避難所))	静岡県伊豆市静岡 県東川市高殿2774-1	0	1	10~30
	白翁(奈久の園)つらら部分(※福祉避難所)	静岡県伊豆市静岡 県東川市仲島2-4-16	0	1	10~30
	白翁(金光湯)(※福祉避難所)	静岡県伊豆市静岡 県東川市湖海寺692-1	0	1	10~20
	草苗の奈(小千谷)(※福祉避難所)	静岡県伊豆市静岡 県東川市上平川7-1	0	1	10~20
	草苗の奈(小千谷)(※福祉避難所)	静岡県伊豆市静岡 県東川市上平川7-1	0	1	10~20
草苗の奈(小千谷)(※福祉避難所)	静岡県伊豆市静岡 県東川市上平川7-1	0	1	10~20	
和松(赤松園)(※福祉避難所)	静岡県伊豆市静岡 県東川市東横地133	0	1	10~20	
和松(赤松園)(※福祉避難所)	静岡県伊豆市静岡 県東川市柳軍1284	0	1	10~20	
登洋中学校	静岡県東川市下平川5430	1	1	1,954人	
小笠北小学校	静岡県東川市蒲田59	1	1	1,803人	
小笠南小学校	静岡県東川市高橋3503	1	1	1,197人	
小笠東小学校	静岡県東川市川上1348-2	1	1	1,322人	
市民総合体育館(※原子力災害時のみ)	静岡県東川市赤土1070-1	1	1	1,117人	
保養センター「小菊荘」	静岡県伊豆市静岡 県東川市大石88	1	1	547人	
中央公民館	静岡県伊豆市静岡 県東川市下平川6225	1	1	44人	
県立小笠南中学校 体育館	静岡県伊豆市静岡 県東川市東横地1222-3	1	1	808人	
密雲学園菊川中・高校 体育館	静岡県伊豆市静岡 県東川市半沢1500	1	1	671人	
菊川南陸協 体育館	静岡県伊豆市静岡 県東川市西万945-5	1	1	380人	
東進学園(※福祉避難所)	静岡県伊豆市静岡 県東川市西万945-2	0	1	10~30	
Mネット東温(地産センター)言毛(※福祉避難所)	静岡県伊豆市静岡 県東川市赤土1660-1	0	1	10~30	
西部地区センター(※一般風水害のみ)	静岡県東川市西方2300-1	0	1	139人	
新居地区センター(※福祉避難所)(※一般風水害のみ)	静岡県東川市堀之内1500	0	1	10~30	
加茂地区センター(※一般風水害のみ)	静岡県東川市加茂5112	0	1	125人	
内田地区センター(※一般風水害のみ)	静岡県東川市下内田1730	0	1	194人	
横地地区センター(※一般風水害のみ)	静岡県東川市土橋28	0	1	129人	
大瀬地区センター(※一般風水害のみ)	静岡県東川市本所2406	0	1	158人	
河城地区センター(※一般風水害のみ)	静岡県東川市吉沢451-1	0	1	193人	

(県立施設数)R3.4.1

13-2-4市町別指定避難所

(県危機管理課)R3.4.1

市町	施設名	住所	指定避難所 指定場所との重複	災害対策基本法施行令 第20条の6第5号の指 定を満たすもの	指定避難所 指定人員数
島 市	野川三ツ木地区分庁「ひらかや会館」(※)	静岡県菊川市下平川1835	0	1	144人
	坂田地区三ツ木地区分庁「おねだ会館」(※)	静岡県菊川市南田1273	0	1	143人
	小笠原地区三ツ木地区分庁「みなみやま会館」(※)	静岡県菊川市高橋3609-1	0	1	144人
	小笠原地区三ツ木地区分庁「三ツ木」(※)	静岡県菊川市川上1371-2	0	1	172人
	三倉小学校	静岡県周智郡森町三倉740	1	0	266人
	泉陽中学校	静岡県周智郡森町三倉827-1	1	0	83人
	北方小学校	静岡県周智郡森町間蔵259	1	0	424人
	森中学校	静岡県周智郡森町大馬居220-2	1	0	316人
	森小学校	静岡県周智郡森町天宮688-1	1	0	751人
	森町総合体育館	静岡県周智郡森町森125	1	0	884人
	遠江総合高校	静岡県周智郡森町森92-8	1	0	656人
	森町文化会館	静岡県周智郡森町森2085	1	0	280人
	一宮総合せう-	静岡県周智郡森町森1485	1	0	177人
	姫が丘中学校	静岡県周智郡森町一宮3150	1	0	80人
	富岡小学校	静岡県周智郡森町谷中656	1	0	689人
	園田総合せう-	静岡県周智郡森町谷中650	1	0	806人
	飯田小学校	静岡県周智郡森町谷中513-1	1	0	79人
	飯田総合せう-	静岡県周智郡森町飯田3310-1	1	0	811人
	飯田総合せう-	静岡県周智郡森町飯田4040-28	1	0	64人

13-2-5 市町別津波避難施設 (市町別)

(県危機情報観測)R3.4.1現在

市町	施設名	所在地	建物階数	避難利用可能階数	避難可能人数	避難可能面積 (㎡)	備考 (避難可能場所)
01下田市	下地地方合同庁舎	原本郷二丁目5-33	3	備考	1,309	400	屋上
01下田市	伊豆新館社ビル	原本郷二丁目9-15	3	備考	439	100	屋上
01下田市	プレール東本郷	原本郷二丁目9-9	2	備考	669	204	備考
02東伊豆町	横断銀行 東郷支店	東郷743-1	2	備考	510	66	2階以上
04藤伊豆町	休養村南伊豆	桑169番地の1	6	備考	9,619	8,016	2階以上
04藤伊豆町	桑169番地	桑169番地	4	備考	2,697	2,023	2階以上
05松崎町	松崎伊豆運河ホテル	上野211-5	11	備考	6,703	3,001	0階
05松崎町	松崎伊豆運河	上野301-1	4	備考	2,308	259	0階
05松崎町	生産学習センター	上野301-1	4	備考	1,891	130	4階
05松崎町	環境改善センター	上野303-5	3	備考	2,753	258	屋上
05松崎町	松崎小学校	上野332-1	3	備考	3,396	759	屋上
05松崎町	伊豆まつぎ生活	上野210-1	6	備考	4,449	300	0階
05松崎町	松崎温泉	上野307	3	備考	3,963	1,696	0階
05松崎町	松崎温泉 (松崎校舎)	上野307	4	備考	2,318	1,990	4階
05松崎町	松崎温泉 (松崎校舎)	上野307	3	備考	1,443	417	3階以上
05松崎町	松崎温泉 (松崎校舎)	上野307	3	備考	1,554	231	屋上
05松崎町	松崎温泉 (松崎校舎)	上野307	3	備考	360	3	3階以上
07沼津市	聖隷沼津総合診療センター	下丁田895-1	4	備考	13	3	3階以上
07沼津市	アサヒビル	沼田28-5	4	備考	11	3	3階以上
07沼津市	エクセルビル	沼田31-1	5	備考	81	3	3階以上
07沼津市	エクセルビル	沼田31-1	5	備考	204	3	3階以上
07沼津市	短町センタープラザ	短町26-1	3	備考	17	3	3階
07沼津市	短町センター	短町462	4	備考	78	3	3階以上
07沼津市	東栄ビル	本字宮前428-1	3	備考	369	3	3階以上
07沼津市	東栄ビル	下丁田889-51	11	備考	120	外階段、屋上	
07沼津市	東栄ビル	下丁田889-1	3	備考	30	3階	
07沼津市	東栄ビル	下丁田900-1	3	備考	200	外階段、屋上	
07沼津市	東栄ビル	松下七反田902-6	6	備考	3	3階	
07沼津市	東栄ビル	本字千本1910-1	3	備考	105	屋上	
07沼津市	東栄ビル	下河原472	3	備考	5	3階	
07沼津市	東栄ビル	下河原482-5	3	備考	269	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原468	3	備考	5	3階	
07沼津市	東栄ビル	下河原79	5	備考	2	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原1172-2	5	備考	47	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原35-11	4	備考	12	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原35-6	5	備考	82	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原35-9	4	備考	21	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原63	3	備考	30	3階	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	23	3階	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	4	備考	38	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	4	備考	18	3階	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	8	3階	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	26	3階	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	3	3階	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	125	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	2,897	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	560	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	172	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	306	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	1,357	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	15	3階	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	15	3階	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	275	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	4	備考	74	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	6	備考	146	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	5	備考	321	5階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	1,684	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	710	非常階段、廊下室、車庫	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	15	備考	676	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	63	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	4	備考	1,055	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	29	3階	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	45	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	2,698	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	4	備考	1,628	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	2,101	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	4	備考	46	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	3	備考	40	3階以上	
07沼津市	東栄ビル	下河原64	4	備考	200	3階以上	

(1)津波避難ビルリスト (市町別)

(県危機情報観測)R3.4.1現在

市町	施設名	所在地	建物階数	避難利用可能階数	避難可能人数	避難可能面積 (㎡)	備考 (避難可能場所)
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	288	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	5	備考	231	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	38	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	5	備考	164	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	4	備考	14	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	100	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	5	備考	274	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	30	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	97	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	4	備考	143	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	7	備考	424	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	10	備考	948	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	5	備考	4,392	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	7	備考	274	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	4	備考	47	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	5	備考	28	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	8	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	23	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	71	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	3	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	84	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	23	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	4	備考	3	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	2	備考	20	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	4	備考	415	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	4	備考	3,888	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	4	備考	98	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	4	備考	21	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	30	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	29	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	14	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	35	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	66	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	68	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	16	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	4	備考	56	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	23	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	50	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	29	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	29	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	21	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	17	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	23	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	23	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	31	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	8	備考	748	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	1,659	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	1,939	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	2	備考	65	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	4	備考	245	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	5	備考	63	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	5	備考	56	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	5	備考	1,300	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	4	備考	1,491	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	4	備考	879	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	4	備考	31	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	4	備考	33	3階以上	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	42	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	3	備考	281	3階	
07沼津市	プラエツエ	本字千本1910-24	6	備考	280	3階以上	

(1)津波避難ビルリスト(市別別)

Table with columns: 市町, 施設名, 所在地, 建物階数, 避難利用可能階数, 建物延床面積(m²), 避難利用可能延床面積(m²), 備考(選定可能場所). Lists disaster evacuation buildings in various municipalities.

Table with columns: 市町, 施設名, 所在地, 建物階数, 避難利用可能階数, 建物延床面積(m²), 避難利用可能延床面積(m²), 備考(選定可能場所). Lists disaster evacuation buildings in various municipalities.

(1)津波避難ビルリスト(市別別)

Table with columns: 市町, 施設名, 所在地, 建築物階数, 避難利用可能階数, 避難区域面積(m²), 備考(選別可能場所), 避難利用可能階数, 備考(選別可能場所). Rows list various buildings and their details across different municipalities.

Table with columns: 市町, 施設名, 所在地, 建築物階数, 避難利用可能階数, 避難区域面積(m²), 備考(選別可能場所), 避難利用可能階数, 備考(選別可能場所). Rows list various buildings and their details across different municipalities.

(1)津波避難ビルリスト(市別別)

Table with columns: 市町, 施設名, 所在地, 建築物階数, 避難利用可能階数, 避難区域面積(m²), 備考(選別可能場所), 避難利用可能階数, 備考(選別可能場所). Rows list various buildings and their details across different municipalities.

(1)津波避難ビルリスト(市別別)

Table with columns: 市町 (City/Town), 施設名 (Facility Name), 所在地 (Location), 建物階数 (Building Floors), 避難利用可能階数 (Evacuation Possible Floors), 避難利用可能面積 (㎡) (Evacuation Possible Area (sq.m)), 避難利用可能面積 (㎡) (Evacuation Possible Area (sq.m)), 備考(選取可能場所) (Remarks (Selectable Locations)).

(1)津波避難ビルリスト(市別別)

Table with columns: 市町 (City/Town), 施設名 (Facility Name), 所在地 (Location), 建物階数 (Building Floors), 避難利用可能階数 (Evacuation Possible Floors), 避難利用可能面積 (㎡) (Evacuation Possible Area (sq.m)), 避難利用可能面積 (㎡) (Evacuation Possible Area (sq.m)), 備考(選取可能場所) (Remarks (Selectable Locations)).

(1)津波避難ビルリスト(市町別)

(県危機情報誌)R3.4.1現在

市町	施設名	所在地	建物 階数	避難 利用 可能 階数	建物延床 面積(m ²)	避難利用 可能延床 面積(m ²)	備考(避難可能場所)
20湖西市	ヒレツジハウス新居1	新居町新居2665-2	5	3			階段3階以上の階が場・通路
20湖西市	ヒレツジハウス新居2	新居町新居2665-2	5	3			階段3階以上の階が場・通路
20湖西市	OSのぞみ空海	新居町新居3385-11	10				
20湖西市	ハイツ新居Ⅱ	新居町新居5-11	4				
20湖西市	ハイツ新居Ⅲ	新居町新居5-11	4				
20湖西市	ロイヤルサンハイツ	新居町新居552-2	4				
20湖西市	新居高校	新居町新居112036	4				
20湖西市	MYUⅢ(英同住宅)	新居町新居3365-8	5				通路、階段
20湖西市	新居駅東自転車駐留場	新居町新居3423-18	2				延焼場
20湖西市	イオンデパート一棟	新居町新居3380-465	3	1	986		3階
20湖西市	特別養老老人ホーム燦光	新居町新居3388-10	2				屋上、階段
20湖西市	丸中マンション新居(英同住宅)	新居町新居1800-1	2				屋上
20湖西市	市富松山住宅A	新居町浜名1675	4		1,092		通路、階段
20湖西市	市富松山住宅B	新居町浜名1674	4		1,060		階段、踊場
20湖西市	市富松山住宅C	新居町浜名1674	4		1,153		階段、踊場
20湖西市	新居町商工会館	湖西市新居町新居3380-8	2	屋上	895	310	屋上
20湖西市	プライトタウン新居	湖西市新居町新居248	10				屋上
20湖西市	紀和産業工場事務室屋上	佐倉2785番地の2	3	屋上			屋上
21津市町	サンシャイン保育園	佐倉2785番地の2	3	1	126	126	2階、3階廊下
21津市町	ビジネスホテル	池新田41072番地の1	5	3	2,072	260	3階、4階廊下、屋上
21津市町	御前崎クラフトホテル	池新田14112番地の1	7	5	6,429	1,880	5階、6階、7階廊下、屋上
21津市町	くわたくし御前崎	池新田7644番地	10	4	2,460	245	4階～9階廊下
21津市町	株式会社 高田建設 御前崎風原新田1349番地の1		3	屋上	810	121	屋上

(2)津波避難タワーリスト(市町別)

Table with 10 columns: 市町, 施設名, 所在地, 設置場所の海拔(m), タワー高さ(m), 避難スペースの海拔(m), 避難スペース面積(m²). Lists disaster evacuation towers across various municipalities in Iwate Prefecture.

(2)津波避難タワーリスト(市町別)

Table with 10 columns: 市町, 施設名, 所在地, 設置場所の海拔(m), タワー高さ(m), 避難スペースの海拔(m), 避難スペース面積(m²). Lists disaster evacuation towers across various municipalities in Iwate Prefecture.

(3)津波避難マウント等リスト(市町別)

市町	名称	所在地	設置場所の 海拔 (m)	マウント高 の高さ (m)	避難スペース の面積 (㎡)	避難スペース の面積 (㎡)	備考
01 下田市	下田幼稚園前避難路	下田市一丁目17-2	15.0	16.9	31.9	750	高台
01 下田市	小山田避難路	下田市駒橋894地先	54.6	15.4	70.0	-	高台
01 下田市	養白山遊歩道避難路	下田市五丁目1017	32.0	24.6	418	-	高台
01 下田市	敷根避難路	下田市敷根地内	30.0	-	-	-	高台
01 下田市	敷根避難路その2	下田市敷根地内	30.0	-	-	-	高台
02 東伊豆町	敷根温泉おかせ広場	東伊豆町奈良本1271-119	30.0	30.0	1,831	1,831	高台
03 河津町	避難路整備	河津町峰1155地先	14.6	68.8	832	11,000	高台
03 河津町	避難路整備	河津町合津4455-1	4.9	10.6	19.9	10	高台
03 河津町	避難路整備	河津町浜382地先	4.9	23.8	28.7	1,600	高台
03 河津町	避難路整備	河津町公津392地	3.8	17.0	35.0	300	高台
03 河津町	避難路整備	河津町高624-1地先	12.4	26.9	26.9	-	高台
03 河津町	避難路整備	河津町見高531地先	12.0	25.0	-	-	高台
05 松崎町	江奈2区津波避難場所	松崎町江奈564-1	6.1	5.9	12.0	200	高台
07 沼津市	築山	本字千本1906-4	5.5	8.5	16.3	133	高台
07 沼津市	津波避難マウント(多比地区)	沼津市多比舟越1番地の1	3.9	8.1	12.0	600	高台
08 熱海市	空き地	熱海市下多賀	11.0	23.0	23.0	-	高台
08 熱海市	道路	熱海市網代	8.9	34.0	34.0	-	高台
11 伊豆市	八木沢トンネル	伊豆市八木沢字小池浜258-3	3.9	16.6	22.5	100	高台
12 神岡市	三保命山	清水区三保	2.3	7.0	9.3	275	高台
13 榛津市	こすき山	藤守1884地	2.3	5.0	7.3	250	高台
13 榛津市	携がふるる丘防災広場	利右衛門2657	2.6	6.5	9.1	350	高台
13 榛津市	高野田中央防災広場	高野田951-1	2.8	4.0	6.8	500	高台
13 榛津市	一色浜防災広場	一色1545-186	4.8	4.0	8.8	140	高台
13 榛津市	大井川港防災広場	飯淵2996-1	2.9	6.2	9.1	120	高台
14 牧之原市	大井川港防災公園	牧之原市大沢180-1	3.6	8.1	11.7	247	高台
14 牧之原市	相良地区防災公園	牧之原市相良2665番15	7.7	6.5	14.2	341	高台
16 浜松市	遠州海浜公園津波避難マウンド	南区中田島町1313	2.7	10.5	13.2	1,000	高台
16 浜松市	五島地区津波避難マウンド	南区西島町510	2.2	7.0	9.2	1,000	高台
16 浜松市	弁天島公園津波避難マウンド	西区舞阪町弁天島3064-1	2.0	7.0	9.0	800	高台
17 藤田市	電津富士	駒橋5866-5	2.2	16.0	20.0	3,000	高台
18 掛川市	(株)キヤタラー東柳高台	掛川市千浜	-	17.0	17.0	-	高台
18 掛川市	かぐら山	掛川市浜野	-	22.0	22.0	-	高台
19 袋井市	浅東地区命山(浅命山)	浅557-1他7番	2.8	7.2	10.0	1,300	高台
19 袋井市	中新田地区命山(きぼの丘)	中新田315 他8番	2.5	7.5	10.0	400	高台
19 袋井市	東海地区命山(江川の丘)	浅291-1他6番	1.9	8.1	10.0	300	高台
19 袋井市	東向き・大野地区命山(赤木の丘)	東向き58 他6番	2.5	7.5	10.0	300	高台
20 湖西市	住吉地区命山(おたすけ山)	新居町新居	9.3	6.8	16.1	536	高台
20 湖西市	清正公大神社前	湖西市白須賀	-	30.8	-	-	高台
20 湖西市	元町東公民館西(道路)	湖西市白須賀	-	22.5	-	-	高台
20 湖西市	分教場跡地	湖西市白須賀	-	11.7	-	-	高台
20 湖西市	新福寺	湖西市新居町新居	-	18.5	-	-	高台
20 湖西市	源木ノ山	湖西市新居町浜名	-	24.2	-	-	高台
20 湖西市	愛宕山周辺	湖西市新居町浜名	-	35.6	-	-	高台
20 湖西市	北山法面	湖西市新居町浜名	-	12.0	-	-	高台
20 湖西市	天神社	湖西市新居町内山	-	21.4	-	-	高台
20 湖西市	中之郷浄水場前(道路)	湖西市新居町中之郷	-	17.0	-	-	高台
20 湖西市	市立新居中学校(校庭)	湖西市新居町中之郷1181	-	31.4	-	-	高台
20 湖西市	泉町公民館	湖西市新居町新居1314	-	4.9	-	-	高台
20 湖西市	中町遊園地	湖西市新居町新居	-	5.1	-	-	高台
20 湖西市	浜名湖ユースホステル跡地	湖西市新居町新居	-	30.0	-	-	高台
20 湖西市	篤相院	湖西市新居町新居1739	-	10.7	-	-	高台
20 湖西市	市立新居小学校(校庭)	湖西市新居町新居1770	-	6.4	-	-	高台
20 湖西市	若宮八幡宮	湖西市新居町新居1668	-	11.2	-	-	高台
20 湖西市	内山公民館	湖西市新居町内山414-2	-	12.9	-	-	高台
20 湖西市	県立浜名特別支援学校	湖西市新居町浜名1855-71	-	31.5	-	-	高台
20 湖西市	真新寺	湖西市新居町浜名2860	-	11.7	-	-	高台
20 湖西市	惠比壽神社北(道路)	湖西市新居町浜名5895-12付近	-	27.8	-	-	高台
20 湖西市	(有)丸伸製作所西(道路)	湖西市白須賀	-	28.4	-	-	高台
20 湖西市	浜名湖CC取付道路	湖西市白須賀	-	17.5	-	-	高台
20 湖西市	神明神社内宮	湖西市白須賀5451	-	12.8	-	-	高台
20 湖西市	旧東海通	湖西市白須賀	-	21.4	-	-	高台
20 湖西市	龍法寺	湖西市白須賀5390-1	-	18.9	-	-	高台
20 湖西市	道の駅(西側)	湖西市白須賀	-	20.6	-	-	高台
20 湖西市	道の駅(東側)	湖西市白須賀	-	22.1	-	-	高台
20 湖西市	白須賀第5北側斜面	湖西市白須賀	-	33.0	-	-	高台

(県危機情報報知)R3.4.1現在

13-2-6 福祉避難所指定施設一覧（令和2年4月1日現在）（県健康福祉部企画政策課）

市町	指定・協定の別	施設名称	所在地
下田市	指定	下田認定こども園	下田市敷根765-19
	指定	松崎幼稚園岩科園	松崎町岩科北側364-1
松崎町	指定	松崎幼稚園中川園	松崎町峰輪450
	指定	障害者支援施設 碧の園	伊東市荻578-3
伊東市	指定	埼玉県伊豆潮風館	伊東市富戸1317-89
	指定	特別養護老人ホーム 城ヶ崎いこいの園	伊東市富戸1219-5
	指定	特別養護老人ホーム 奥野苑	伊東市荻772-1
	指定	特別養護老人ホーム 伊豆高原十字の園	伊東市八幡野1023-2
	指定	特別養護老人ホーム うさみの園	伊東市宇佐美2403-1
	指定	介護付有料老人ホーム 伊豆高原ゆうゆうの里	伊東市八幡野1027
三島市	指定	佐野あゆみの里	三島市新谷175
	指定	裾野市立西保育園	裾野市佐野1154
裾野市	指定	裾野市立東保育園	裾野市茶畑504-1
	指定	裾野市立深良保育園	裾野市深良1918
	指定	裾野市立富岡第二幼稚園	裾野市下和田890
	指定	裾野市立富岡保育園	裾野市上ヶ田174-3
	指定	御宿台子育て支援センター	裾野市御宿1619-1
	指定	北見童館	裾野市御宿1619-1
清水町	指定	裾野市立須山幼稚園	裾野市須山158-1
	指定	清水町防災センター	清水町徳倉1603-40
	指定	清水町地域交流センター	清水町堂庭6-1
	指定	清水町温水プール わくわく	清水町柿田166-1
	指定	清水町福祉センター	清水町堂庭221-1
	指定	南部地区センター	長泉町竹原211-30
長泉町	指定	在宅福祉総合センターいずみみの郷	長泉町下土狩971
	指定	社会福祉センター 東部市民プラザ	富士市富士岡南257-2
富士市	指定	社会福祉センター 鷹岡市民プラザ	富士市久沢797-1
	指定	社会福祉センター 広見荘	富士市伝法59
	指定	社会福祉センター 田子浦荘	富士市川成新町421
	指定	県立富士特別支援学校	富士市大淵373-1
	指定	特別養護老人ホーム 天間荘	富士市天間1602
	指定	特別養護老人ホーム 鑑石園	富士市原田1350-16
	指定	特別養護老人ホーム すどの杜	富士市増川510-1
	指定	特別養護老人ホーム 加島の郷	富士市水戸島本町7-8
	指定	特別養護老人ホーム みぎわ園	富士市北泉2210
	指定	特別養護老人ホーム シヤローム富士川	富士市北松野1071
	指定	富士市立看護専門学校	富士市本市場新田111-1
	指定	地域密着型特別養護老人ホーム あおば	富士市五味島285-1
指定	特別養護老人ホーム 月のあかり	富士市六淵847-4	

市町	指定・協定の別	施設名称	所在地
静岡市	指定	鯨ヶ池老人福祉センター	静岡市葵区下951-1
	指定	長尾川老人福祉センター	静岡市葵区長尾117
	指定	小鹿老人福祉センター	静岡市駿河区小鹿二丁目25-45
	指定	用宗老人福祉センター	静岡市駿河区用宗5-21-10
	指定	静岡市桜の園	静岡市葵区区内中河内2780番地
	指定	障害者支援施設 百花園宮前ロッヂ	静岡市清水区飯間2263
	指定	静岡市わらしな学園	静岡市葵区飯間2263
	指定	焼津市総合福祉会館 ウェルシンプやいづ	焼津市大覚寺3-2-2
	指定	焼津市立養護老人ホーム 慈恵園	焼津市大覚寺3-2-3
	指定	焼津市大井川福祉センターほほえみ	焼津市宗高572-1
藤枝市	指定	静岡県立藤枝特別支援学校	藤枝市前島2281-1
	指定	福祉センターきすみれ	藤枝市岡部町内谷1400-1
吉田町	指定	吉田町総合障害者自立支援施設 あつまりーナ	吉田町片岡1996-1
	指定	吉田町健康福祉センター はあとふる	吉田町片岡795-1
浜松市	指定	静岡県立吉田特別支援学校	吉田町片岡2130
	指定	老人福祉センターいたや	浜松市中区板屋町596
	指定	中央保健福祉センター	浜松市中区板屋町596
	指定	静岡県立浜松視覚特別支援学校	浜松市中区葵西五丁目9-1
	指定	静岡県立浜松聴覚特別支援学校	浜松市中区幸三丁目25-1
	指定	老人福祉センター竜西荘	浜松市東区中郡町684-1
	指定	老人福祉センター湖東荘	浜松市西区和地町1833-1
	指定	老人福祉センター湖南荘	浜松市西区馬郡町3805-1
	指定	雄踏老人福祉会館つづじ荘	浜松市西区雄踏町宇布見4720
	指定	老人福祉センター江之島荘	浜松市南区江之島町606
浜松市	指定	老人福祉センター可美荘	浜松市南区増楽町1645-1
	指定	老人福祉センター青龍荘	浜松市南区青龍町300
	指定	東部保健福祉センター	浜松市南区青龍町300
	指定	静岡県立浜松特別支援学校	浜松市南区江之島町1266-2
	指定	老人福祉センター萩原荘	浜松市北区初生町1
	指定	静岡県立西部特別支援学校	浜松市北区根洗町130
	指定	静岡県立浜北特別支援学校	浜松市浜北区中瀬1621
	指定	浜松市発達医療総合福祉センター	浜松市浜北区高園775-1
	指定	天竜保健福祉センター	浜松市天竜区二俣町二俣530-18
	指定	龍山保健センター	浜松市天竜区龍山町戸倉711-2
御前崎市	指定	静岡県立天竜特別支援学校	浜松市天竜区渡ヶ島201-2
	指定	御前崎ふれあい福祉センター	御前崎市白羽5402-10
掛川市	指定	町部地区センター	御前崎市瑞之内70-1
	指定	たまりーな（コミュニケーションセンター）	掛川市瑞水1652
湖西市	指定	浜名学園組合	湖西市新居町浜名1855-3

13-3 自主防災組織結成状況

(県危機情報課) H29.4.1

地域危機管理局	市町	育成計画 組織数 (A)	結成済 組織数 (B)	今後結成 計画数 (A)-(B)	結成率 (B/A) %	世帯数 (C)	組織加入 世帯数 (D)	加入率 (D/C) %
賀	下田市	47	47	0	100.0%	11,027	7,287	66.1%
	東伊豆町	11	11	0	100.0%	6,237	4,247	68.1%
	河津町	24	24	0	100.0%	4,308	4,297	99.7%
	南伊豆町	34	34	0	100.0%	3,919	3,919	100.0%
	松崎町	35	35	0	100.0%	2,998	2,823	94.2%
	西伊豆町	38	38	0	100.0%	3,848	3,848	100.0%
	計	189	189	0	100.0%	32,337	26,421	81.7%
	沼津市	297	297	0	100.0%	74,980	74,920	99.9%
	熱海市	83	83	0	100.0%	21,519	17,258	80.2%
	三島市	141	141	0	100.0%	48,675	40,072	82.3%
東	富士宮市	127	127	0	100.0%	55,214	39,836	72.1%
	伊東市	169	169	0	100.0%	35,134	25,258	71.9%
	富士市	392	389	3	99.2%	103,569	85,695	82.7%
	御殿場市	59	59	0	100.0%	36,084	33,831	93.8%
	裾野市	86	86	0	100.0%	21,564	20,324	94.2%
	伊豆市	119	119	0	100.0%	13,361	10,809	80.9%
	伊豆の国市	52	52	0	100.0%	21,025	21,025	100.0%
	函南町	35	35	0	100.0%	16,094	9,433	58.6%
	清水町	22	22	0	100.0%	13,702	13,702	100.0%
	長泉町	40	40	0	100.0%	17,915	17,690	98.7%
小	山町	40	40	0	100.0%	7,588	6,882	90.7%
	計	1,662	1,659	3	99.8%	486,424	416,735	85.7%

地域危機管理局	市町	育成計画 組織数 (A)	結成済 組織数 (B)	今後結成 計画数 (A)-(B)	結成率 (B/A) %	世帯数 (C)	組織加入 世帯数 (D)	加入率 (D/C) %
中	静岡市	980	980	0	100.0%	244,667	244,667	100.0%
	島田市	133	133	0	100.0%	37,336	37,336	100.0%
	焼津市	58	58	0	100.0%	56,089	56,089	100.0%
	藤枝市	204	204	0	100.0%	58,371	58,371	100.0%
	牧之原市	81	81	0	100.0%	15,664	15,664	100.0%
	吉田町	19	19	0	100.0%	10,414	10,414	100.0%
	川根本町	34	34	0	100.0%	2,901	2,901	100.0%
	計	1,509	1,509	0	100.0%	425,442	425,442	100.0%
	浜松市	795	795	0	100.0%	304,730	290,910	95.5%
	磐田市	315	315	0	100.0%	66,463	54,117	81.4%
西	掛川市	238	238	0	100.0%	43,667	43,667	100.0%
	袋井市	152	152	0	100.0%	33,394	33,394	100.0%
	湖西市	60	60	0	100.0%	23,514	23,514	100.0%
	御前崎市	33	33	0	100.0%	11,852	11,852	100.0%
	菊川市	122	122	0	100.0%	17,052	17,052	100.0%
	森町	68	68	0	100.0%	6,041	6,041	100.0%
	計	1,783	1,783	0	100.0%	506,713	480,547	94.8%
	県合計	5,143	5,140	3	99.9%	1,450,916	1,349,145	93.0%

14-1 静岡県医療救護計画(抜粋) (県地域医療課)

第1 静岡県医療救護計画の位置付け

- この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県の地域に係る防災対策の大綱を定めた「静岡県地域防災計画」のうち、医療救護活動に係る事項の個別計画である。
- この計画は、「医療法」第30条の4第1項の規定により、静岡県における保健医療施策の基本指針を定めた「静岡県保健医療計画」との整合性を図るものとする。
- この計画は、中央防災会議が策定した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく国の活動に関し、本県が応援を受け入れる体制を確保するために定めた「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」等との整合性を図るものとする。

第2 医療救護計画策定の目的

- 予想される南海トラフ巨大地震〔規模7-7〕等の大規模災害から、地域住民の生命、健康を守るため、県及び市町の医療救護体制を確立する。
- 重大な交通事故、列車事故及び航空機事故等の大規模事故や、台風、局地的な豪雨等の風水害をはじめとする局地災害にも対応する。
- 県外大規模災害発生時の医療救護活動に係る本県からの応援派遣体制を整備する。

第3 医療救護計画の基本的な考え方

1 関係者の役割

県、市町、関係団体、医療救護施設、地域住民等が、災害時の各自の役割をあらかじめ把握し、発災時には相互に連携のうえ、迅速かつ円滑に医療救護活動を実施する。

(1) 地域住民の役割

地域住民は、自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守るを基本として、家庭防護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。

(2) 市町の役割

市町は、直接地域住民の生命、健康を守るため、市町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。

(3) 県の役割

県は、国及び他の都道府県と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター及び災害事業コーディネーター等の協力の下、市町で対応できない広域的な医療救護活動を実施する。

(4) 関係団体との連携

県及び市町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係団体と密接に連携し、医療救護活動を実施する。

2 医療救護の対象者及び区分

(1) 医療救護の対象者

- 災害による負傷者を主な対象者とする。
- 医療機関自らの被災等により、転院を必要とする入院患者等を対象者とする。
- 人工透析患者、人工呼吸器装着者等の難病患者及び妊産婦、新生児、また、直接

災害に起因しない救急患者等を対象者とする。

- 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定や精神疾患等の症状が認められる者を対象者とする。

オウ、エについての具体的な対応については、「災害時における難病患者支援マニュアル」、「災害時の心のケア対策の手引」等で別に定めるものとする。

(2) 対象者の区分

医療救護の対象者を次のとおり区分する。

重症患者	生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
中等症患者	多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を要する者
軽症患者	上記以外の者で医師の治療を必要とする者

3 医療救護施設の区分

医療救護施設を次のとおり区分する。

区分	指定	主な機能
災害拠点病院	県	・重症患者の受入れ・DMAT〔 <i>Disaster Medical Assistance Team</i> 〕派遣 ・広域医療搬送への対応・DMAT等医療チーム受入れ ・地域の医療機関への応急用資器材の貸出し
災害拠点精神科病院	県	・被災精神科病院の患者の受入れ ・医療救護施設等で対応困難な精神疾患等患者の受入れ
救護病院	市町	・中等症、重症患者の受入れ
救護所	市町	・重症患者の災害拠点病院への搬送及び広域医療搬送への対応 ・軽症患者の受入れ

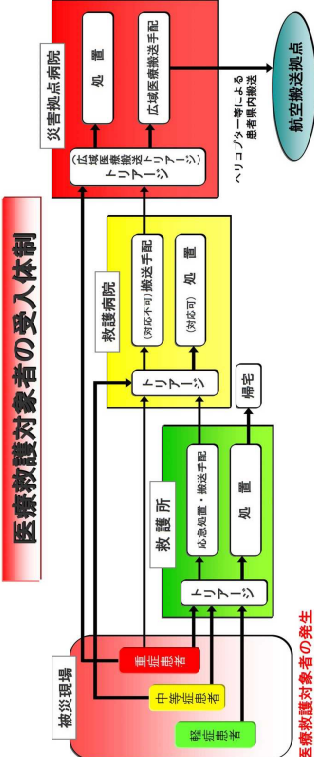
4 医療救護期間の区分

医療救護期間を次のとおり区分する。

区分は目安であり、各区分の期間は災害の規模等により変動する。

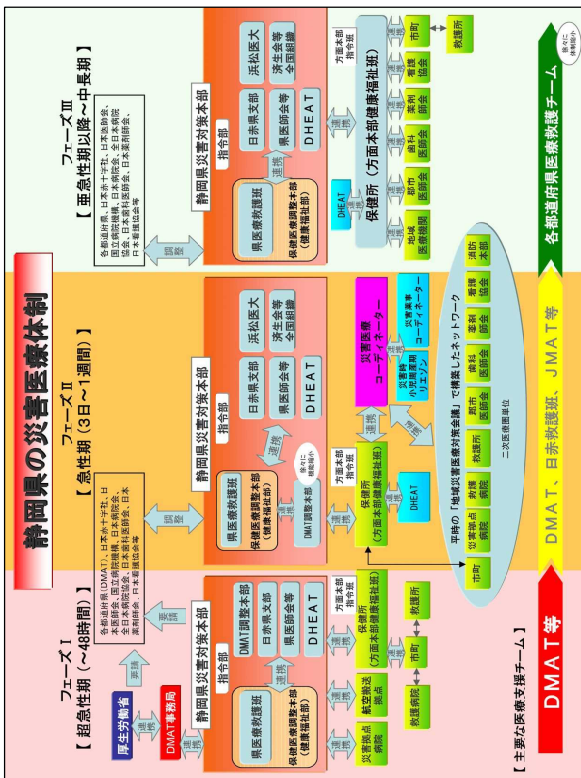
フェーズ	区分	期間
I	超急性期	災害発生～概ね48時間
II	急性期	3日目～1週間
III	亜急性期～中長期	1週間～1か月

○医療救護対象者の受入体制



5 静岡県の災害医療体制

(1) 全体図



(2) 地域災害医療対策会議 [用紙集-3]

県は、大規模災害時に医療救護施設等の医療ニーズを把握・分析した上で医療チームを配置調整するなどのコーディネート体制を確立するため、平時から、原則として二次医療圏単位で地域災害医療対策会議を設置し、地域の災害医療関係者のネットワークを構築する。

(3) 災害医療コーディネーター [用紙集-4]

県が委嘱する災害医療コーディネーターは、地域災害医療対策会議で構築したネットワークを活用し、大規模災害時の医療資源需給調整に関する保健所長業務を補充する。

(4) 災害薬事コーディネーター [用紙集-5]

県が委嘱する災害薬事コーディネーターは、災害時の医療救護活動に必要な医薬品、医療材料(以下「医薬品等」という。)の確保・供給及び薬剤師の確保・派遣に関する県又は市町の業務を補充、実施する。

6 災害時の情報把握

(1) 通信手段

災害時に迅速、適切な医療救護活動を実施するためには、情報を得るための通信手段確保が必要不可欠である。

県、市町、医療救護施設及び関係団体は、次に例示する通信手段を複数確保するよう努めることとする。

通信手段	特徴	等
衛星電話	<ul style="list-style-type: none"> 衛星回線インターネット利用可能(一部機種を除く) 不感地帯なし(多くの機種でアンテナを南天方向に固定する必要あり) 災害拠点病院は設置義務あり 	
防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> 県防災行政無線、市町防災行政無線に区分 固定通信系(同報系)、移動通信系、衛星通信系等により構成 山間地等における不感地帯あり 	
MCA無線	<ul style="list-style-type: none"> 企業、団体、自治体等で利用可能な業務用無線 防災行政無線としても利用可能 山間地等における不感地帯あり 	
アマチュア無線	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線等を補完する情報収集手段として有効 全ての使用者に無線免許が必要 	

(2) 情報システム

医療救護活動において、県、市町及び医療救護施設が主に使用する情報システムは、広域災害救急医療情報システム(EMIS)と、ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)である。

どちらもインターネット上のシステムであるため、県、市町、医療救護施設は、衛星インターネット回線の確保に努めるとともに、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行うこととする。

名称	入力者	主な機能
広域災害救急医療情報システム(EMIS) [用紙集-6]	医療救護施設 県 市町	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護施設の災害医療情報集約及び全国での情報共有 ※本県は「医療ネットしずおか」経由で入力 DMAT活動状況把握(DMAT管理) 広域医療搬送患者情報把握(MATTS)
ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN) [用紙集-7]	県 市町	<ul style="list-style-type: none"> 救護所開設状況把握 医療救護支援要請 ※医療救護以外にも、道路、避難所等、多数の情報を共有

7 研修・訓練の実施

県、市町、医療救護施設及び医療関係団体は、本計画に基づく医療救護体制の実効性を確保するため、災害医療に関する研修や、医療救護に関する実働訓練、図上訓練等を、関係機関と連携のうえ、継続的に実施することとする。

第4 市町計画策定指針

1 市町医療救護計画の策定

- (1) 市町は、本計画で定める市町の役割を踏まえ、市町医療救護計画を策定する。
- (2) 市町は、市町医療救護計画に基づく医療救護体制の実効性を確保するため、災害医療に関する研修や、医療救護に関する実働訓練、図上訓練等を、関係機関と連携のうえ、継続的に実施する。

2 医療救護施設の設置及び指定

- (1) 市町は、救護所を設置する。
- (2) 市町は、救護病院を指定する。
- (3) 市町は、医療救護施設の機能が充分発揮できるよう、施設、設備、運営体制の整備に努める。

3 救護所設置運営指針

(1) 救護所の役割

- ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- イ 軽症患者の受入れ及び処置
- ウ 必要に応じた中等症患者及び重症患者の応急処置
- エ 中等症患者及び重症患者の救護病院及び災害拠点病院等への搬送手配
- オ 死亡確認及び遺体搬送の手配

なお、救護所においては傷病者の収容（全身管理を伴う入院治療を行うこと。）は基本的にに行われないが、傷病者への初期評価と可能な範囲での処置等を実施することに留意する。

(2) 救護所設置場所及び留意事項

- ア 市町は、避難所として指定した学校、公共施設又は医療機関等のうちから、地域性や想定される傷病者数及び避難者数、津波による浸水被害等を考慮し、必要数、医療救護活動に必要な広さ、傷病者や資器材搬送の利便性などを総合的に判断して、災害時に必要な箇所数の救護所を設置できるよう、設置場所を事前に指定する。

また、市町は、救護所の迅速な設置運営が図られるように、指定された施設の管理者や医療機関等の関係機関と施設の使用方法等について事前に協議しておく。

なお、災害時における救護所の開設については、被害の状況等に応じて柔軟に対応するものとする。

- イ 救護所は、原則として、気象条件の影響を受けにくい屋内施設（耐震性が確保されていることが望ましい。）に設置する。（「耐震性が確保されている施設」とは、新耐震基準（昭和56年）【建築-8】で建設された建物及び昭和56年以前の建物であって耐震補強工事済みの建物（1s値0.6以上）をいう。）

なお、やむを得ない場合はテント等を設置し、救護所とすることも検討する。
 ウ 市町は、救護所を設置する施設の被災や、救護病院、災害拠点病院に軽症患者が多数来院することなども懸念されることから、必要に応じて近隣の広場等を確保し、救護所として使用することも検討する。

- エ 市町は、救護所設置場所について、定期的な救護所設置運営訓練の実施等による住民への事前周知及び災害時における救護所開設情報の速やかな周知に努める。

なお、円滑な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療機関前に設置する救護所等について、事前周知を控えることも検討する。

オ その他、救護所の設置にあたっては、下表の項目について留意する。

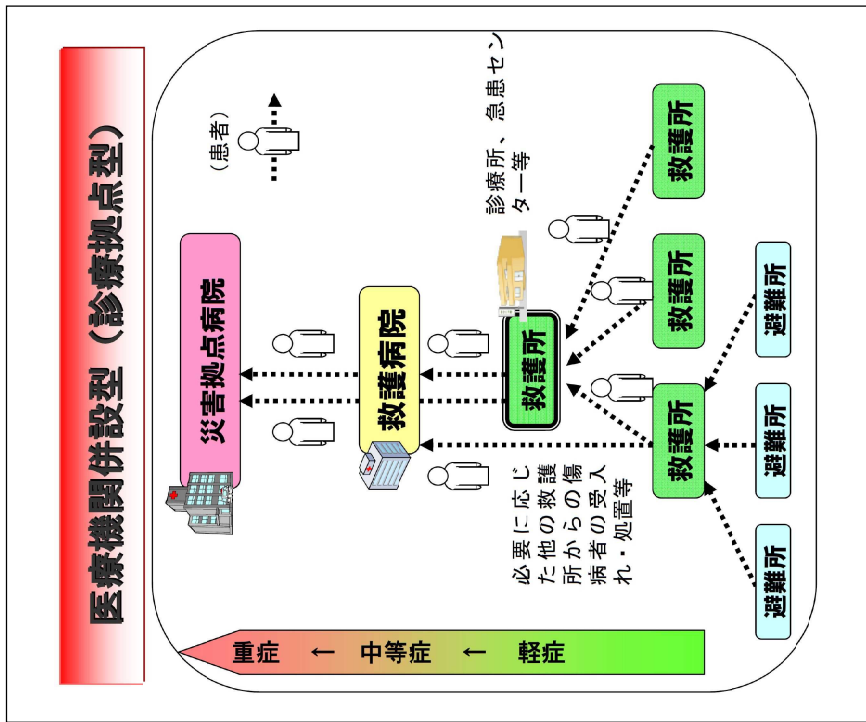
救護所設置留意事項	
1	建物周辺の安全確保
2	建物が使用できない場合のテント設置場所の確保
3	給水の確保
4	排水路の確保
5	非常電源及び燃料の確保
6	照明の確保
7	空調、換気の確保
8	駐車場の確保
9	患者搬入出動線の確保
10	トリアージエリア、患者収容スペースの確保
11	応急的な遺体安置スペースの確保
12	資器材収納倉庫の確保
13	衛生面の確保

(3) 救護所の主な機能等

考えられる救護所の主な機能等を例示すると、下表のとおりである。

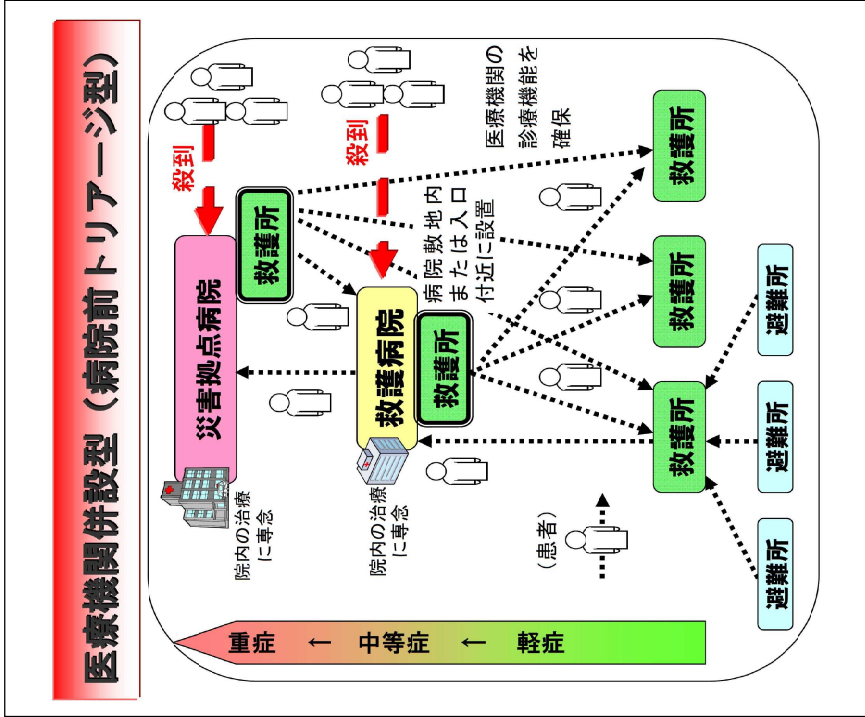
イ 医療機関併設型（診療拠点型）

医療機関（診療所、急患センター）前などに設置し、一定の診療機能を担う。必要に応じて、他の救護所からの傷病者の受入れ・処置等も行い、地域の核となる機能を担う。



ウ 医療機関併設型（病院前トリアージ型）

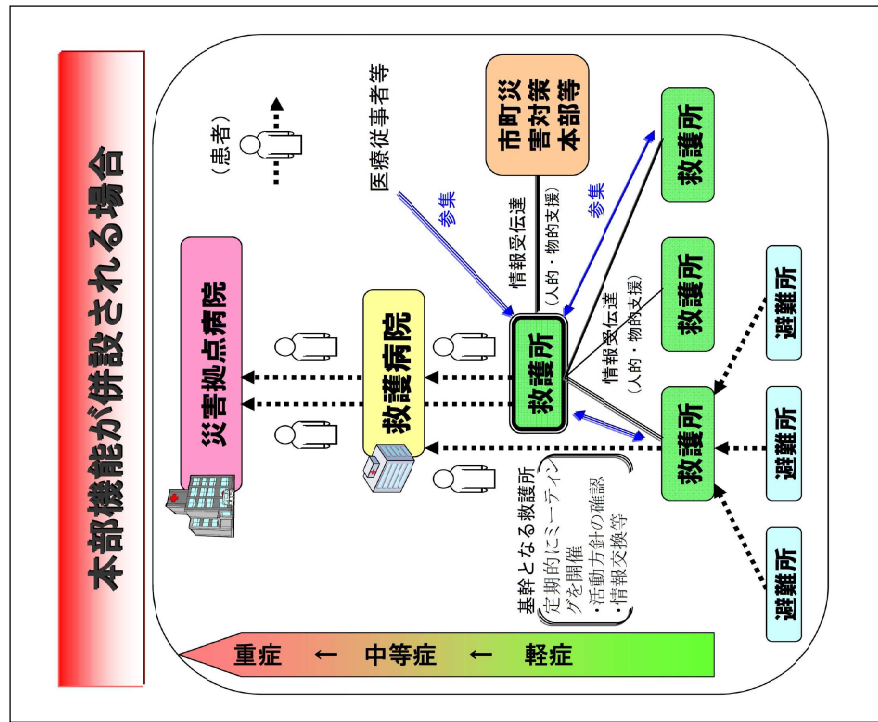
主にフェーズI（超急性期）において、軽症患者が多数来院することなども懸念されることから、医療機関（災害拠点病院・救護病院等）前に設置し、応急処置等のほか、必要に応じて最寄の救護所への案内等を行い、医療機関の負荷を軽減（診療機能を確保）する役割を担う。



エ 本部機能が併設される場合

なお、上記ア～ウの例示において、集約化等により本部機能がそれぞれ併設される場合があることに留意する。

具体的には、医療救護活動に係る関係者が参集し、定期的にミーティングを開催するなど活動方針の確認や情報交換のほか、必要に応じて、市町災害対策本部等と情報受伝達を行い、他の救護所に係る人的・物的支援などの調整等を統括する役割を担う機能をいう。



(5) 救護所の設備及び資器材

救護所の設備及び資器材は、下表を参考に整備するものとする。

なお、定期的な動作確認等が必要な医療機器については、関係機関とも協議し、救護所設置場所に近い医療機関への保管についても検討する。

救護所設備及び資器材例	
1	テント、エアテント
2	発電機
3	可搬ポンプ
4	医療機器セット (創傷、熱傷、骨折、蘇生、輸液)
5	医薬品等 [核心・資料編2 / 14] ※
6	ビニールシート
7	毛布、担架、簡易ベッド
8	トリアージタッグ
9	非常食、飲料水
10	救護所を示す標識 (特に避難所併設型の場合)

※ 薬剤師のための災害対策マニュアル (平成23年度厚生労働科学研究 薬局及び薬剤師に関する災害対策マニュアルの策定に関する研究 研究報告書) 等を参考とする。

(6) 救護所運営指針

ア 医療従事者の確保

(7) 市町は、救護所で医療救護活動を行う医療従事者を確保するため、災害時における救護所への医療従事者派遣について、郡市医師会、郡市歯科医師会、地域薬剤師会等関係団体とあらかじめ協定を締結する。

薬剤師に関しては、地域薬剤師会に加え、災害薬事コーディネーターとも連携した確保・派遣体制の整備に努める。

(4) 市町は、救護所で医療救護活動を行う看護師の確保に努める。また、県医師会等関係団体を通じ、県内のJMA T [用紙兼-0] 登録看護師等に対して働きかけを行い、救護所で医療救護活動を行う看護師の確保に努める。

イ 救護所運営管理者

救護所運営のうち、施設運営については、施設管理者の協力を得て市町が管理する。なお、医療機関前に設置する救護所等については、必要に応じて施設管理者が管理する場合もある。

また、診療運営については医師が管理する。なお、歯科医療に関する部分については歯科医師が管理する。診療運営管理者は、市町災害対策本部長の指示により、医療救護活動 (巡回診療を含む。) を行う。

ウ 医療救護活動体制

(7) 救護所の医療救護活動は、原則として、医師1名、薬剤師1名、看護師2名、業務調整員 (事務職員等) 1名の5名を1チームとする医療チーム単位で行う。

なお、市町は、チーム編成にあたっては、実情に応じた配置計画により柔軟に対応するものとする。また、医療救護活動は24時間体制とし、交替制で活動できるよ

う配慮する。

- (イ) 市町は、災害時に、必要に応じて災害医療コーディネーター等と連携し、人的・物的支援など各救護所の運営に不均衡が生じないように、医療救護活動が継続的かつ計画的に行われているか確認するとともに、救護所の設置数や医療救護活動の状況から、集約化を含めた救護所の閉鎖時期の決定などについて検討を行うことに留意する。

- (ロ) 救護所における医療救護活動と避難所における保健活動は密接に関係するため、市町は救護所における医療従事者と避難所における保健師等との情報共有に努める。

エ 医薬品等の確保

- (7) 市町は、救護所において必要な医薬品等については、地域薬剤師会（薬局）及び医薬品卸業者等と連携し、確保に努める。例えば、救護所関係者と連携し、備蓄する医薬品等の種類、数量、備蓄医薬品の定期的な更新、参集する医療従事者による医薬品等の特参、医薬品等の管理、使用方法等について、あらかじめ検討する。

- (8) 市町は、あらかじめ備蓄していた医薬品等が不足した際は、医薬品卸業者等や県方面本部に供給要請を行う。なお、平時から供給要請の支援を行う災害事業コーディネーターを活用した体制整備を図る。

オ 災害発生時等の初動体制

市町職員及び医療従事者は、次の救護所参集基準例等に基づき、救護所設置場所又は各市町の定めた集合同所に迅速に参集し、救護所を設置する。

なお、各市町において、独自の参集基準等がある場合は、その基準に従う。また、市町は救護所へ参集する医療従事者への連絡方法について、あらかじめ検討する。

救護所参集基準例	
1	市町があらかじめ定めた震度以上の地震が発生した場合 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）※」が発生された場合
2	※南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合
3	震度情報が得られない地震の場合でも、付近の被害が甚大で、医療救護対象者の多数発生が予想される場合
4	台風、大雨等により災害救助法の適用が見込まれる自然災害で、市町長が指示した場合
5	多数の死傷者が発生し、通常の体制では対応困難と思われる大規模事故が発生した場合、又はその他の状況により、知事が救護所の開設を要請した場合

カ 救護所開設状況の報告

市町は、災害時に開設した救護所の状況を把握し、医療従事者参集状況や患者受入可否等をふじのくに防災情報共有システム（F U J I S A N）に入力し、県に報告する。

なお、F U J I S A N が使用できない場合は、防災行政無線等、他の通信手段で要請する。（「様式・資料編 I 7」大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領様式 332-1 を使用）

キ 医療救護活動に必要な措置の要請

市町は、医療チームの派遣等、救護所における医療救護活動に必要な措置について県に要請する。

また、災害時に市町が事前に指定した設置場所に救護所を設置できない状況を生じ、あらかじめ、図上訓練等で対応を検討する。

ク 定期的な訓練の実施

市町は、災害時に迅速かつ円滑に救護所を設置運営できるよう、平時から郡市医師会、郡市歯科医師会、地域薬剤師会等関係機関と連携のうえ、定期的に救護所設置運営訓練を実施する。

4 救護病院指定運営指針

(1) 救護病院の役割

- ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
 イ 中等症患者及び重症患者の受入れ及び処置
 ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点等への搬送手配
 エ 死亡確認及び遺体搬送の手配

(2) 救護病院指定指針

ア 市町は、管内の一般病床を有する病院で、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な病院のうちから、当該病院管理者とあらかじめ協議のうえ、救護病院を指定する。

ただし、想定津波浸水域に開設・移転する病院を除くものとし、既に想定津波浸水域に立地している救護病院が、やむを得ず、想定津波浸水域内で移転等する場合は、県と協議のうえ、救護病院として指定することができる。

なお、管内で一般病床を有する病院を救護病院に指定できない場合は、療養病床を有する病院を救護病院として指定することができる。

また、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準じる医療救護施設として指定することができる。

イ 市町は、管内で救護病院を指定できない場合や、指定した救護病院の病床に不足がある場合、隣接市町に所在する病院を、所在市町及び当該病院管理者と協議のうえ、救護病院として指定することができる。

(3) 救護病院の施設及び設備等

ア 救護病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有すること。（「耐震構造を有する」とは、新耐震基準（昭和 56 年）[附録一 8] で建設された建物及び昭和 56 年以前の建物であって耐震補強工事済みの建物（ I_s 値 0.6 以上）のこと。）

なお、市町は、既に指定している救護病院であって、診療機能を有する施設が耐震構造を有しない病院について、当該病院の耐震化促進に努める。

イ 救護病院は、災害時通信手段を有すること。また、衛星回線インターネットが利用できる環境を有することが望ましい。

ウ 救護病院の管理者は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておく。

エ 救護病院の管理者は、適切な容量の自家発電機及び3日分程度の燃料の保有に努める。

オ 救護病院の管理者は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。

カ 救護病院の管理者は、食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度の備蓄に努める。また、市町は、救護病院への優先的な物資供給に配慮する。

キ 救護病院に準じる医療救護施設の施設及び設備等は、救護病院に準じること。

(4) 救護病院運営指針

ア 救護病院医療救護計画の作成

救護病院の管理者は、災害時の医療救護活動について、あらかじめ、医療従事者の参集手順や災害対策本部設置手順、役割分担及びローテーション、トリアージエリアや患者収容スペース等施設設備の利用方法、入院患者への対応等に関する計画を作成する。

なお、救護病院医療救護計画の作成にあたっては、市町医療救護計画との整合性を図るものとする。

イ 災害発生時等の初動体制（CSCAの確立）〔用語集-10〕

救護病院の管理者は、災害発生時等（「災害発生時等」の定義は、救護所参集基準に準じる）に直ちに災害対策本部を設置し、院内指揮系統を確立するとともに、患者及び職員的安全を確保の上、院内被害状況等を調査、把握し、患者受入れの可否等を広域災害救急医療情報システム（EMIS）に入力し、市町に報告する。

なお、EMISが使用できない場合は、衛星電話や防災行政無線等、他の通信手段で報告する。（様式・資料編2P、4P 大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領様式332-2・332-3を使用）

初動体制の構築にあたっては、次に示すCSCAの概念に留意し、その確立を最優先とする。

C S C A 概 念	
C	Command&Control 指揮統制
S	Safety 安全確保
C	Communication 情報収集・伝達
A	Assessment 状況評価

ウ 医療救護活動に必要な措置の要請

災害時において、救護病院の管理者は、医療チームの派遣や、医薬品等の物資供給等、医療救護活動に必要な措置について市町に要請する。

市町は、要請への対応が困難な場合、ふじのくに防災情報共有システム（FUISAN）に入力し、県に要請する。

なお、FUISANが使用できない場合は、防災行政無線等、他の通信手段で要請する。（様式・資料編6P） 大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領様式103を使用

エ 医療救護活動体制

救護病院の医療救護活動は24時間体制とする。

オ 医療チーム受入れ体制の整備

救護病院の管理者は、他の医療機関の医療チームの支援を円滑に受け入れることができるよう、あらかじめ医療チームの待機場所や対応の担当者を定めておく等、体制を整えておく。

カ 定期的な訓練の実施等

救護病院の管理者は、災害発生時は直ちに医療救護活動を円滑に開始できよう、定期的な訓練を実施するとともに、周辺地域の救護所や、医療圏内の災害拠点病院との役割分担を明確にし、大規模災害時にその役割を十分に果たすため、定期的な図上訓練、患者搬送実働訓練等の実施に努める。

また、病院職員の広域医療搬送トリアージ基準〔様式・資料編24P〕 習熟に努め、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送体制を補完できるよう努める。

5 患者搬送体制の整備

(1) 市町は、被災現場から救護所、救護病院及び災害拠点病院までの患者搬送体制をあらかじめ整備する。

(2) 市町は、災害時においては消防機関の救急車等、平時の患者搬送手段が大幅に不足する事態に備え、患者搬送車両、搬送要員、資器材及びヘリポート等の確保に努めるとともに、災害時の患者搬送体制について、自主防災組織や消防機関、旅客運送事業者団体等の関係機関と事前に協議しておく。

(3) 市町は、ヘリコプターによる患者搬送体制を万全なものとするため、定期的な関係機関との協議及び患者搬送訓練を実施する。

6 地域災害医療対策会議への参画〔用語集-3〕

(1) 市町は、平時から、県が原則として二次医療圏単位で設置する地域災害医療対策会

医療圏	病院名	医療圏	病院名
賀茂	指定なし		病院名
熱海伊東	伊東市立病院	志太棟原	焼津市立総合病院
	国際医療福祉大学熱海病院		藤枝市立総合病院
駿東田方	順天堂大学医学部附属静岡病院	中東遠	市立島田市立病院
	国立病院機構静岡医療センター		中東遠総合医療センター
	三島総合病院		磐田市立総合病院
富士	沼津市立病院	西部	浜松医科大学附属病院
	富士市立中央病院		浜松医療センター
	富士宮市立病院		聖隷三方病院
	静岡市立清水病院		浜松赤十字病院
静岡	静岡県立総合病院 (静岡災害拠点病院)		聖隷浜松病院
	静岡赤十字病院		
	静岡済生会総合病院		
	静岡市立静岡病院		

3 災害拠点病院指定運営指針

(1) 災害拠点病院の役割

- ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置
- ウ 重症患者の航空搬送拠点等への搬送手配
- エ DMA T等医療チームの受入れ及び派遣
- オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

(2) 災害拠点病院指定方針

- ア 県は、平成 24 年 3 月 21 日付け厚生労働省医政局長通知「災害時における医療体制の充実強化について」〔様式・資料編 25 P〕及び平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局長通知「災害拠点病院指定要件の一部改正について」〔様式・資料編 33 P〕（以下「国通知」という）で定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次医療圏に 1 か所指定する。
- イ 県は、必要に応じ、人口 20 万人あたり 1 か所を目安とし、二次医療圏に複数の地域災害拠点病院を指定することができる。
- ウ 県は、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として 1 か所指定する。
- エ 災害拠点病院の指定にあたっては、当該病院の指定要望に基づき、県は、当該病院の所在する市町及び所在する二次医療圏の地域医療協議会を経て、静岡県緊急・災害医療対策協議会、静岡県医師会、静岡県医師会協議会の同意、承認を得る。
- オ 県は、指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として 4 月 1 日時点）確認し、国通知で認める場合を除き、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行う。
- カ 県は、災害拠点病院が被災する可能性があることを想定し、近隣の広場を確保し、仮設の救護所等として使用する場合があります。これについて、地域住民の理解を得るよう努める。

(3) 災害拠点病院運営指針

ア 災害拠点病院医療救護計画の作成

災害拠点病院の管理者は、災害時の医療救護活動について、あらかじめ、医療従事者の参集手順や災害対策本部設置手順、役割分担及びローテーション、トリアージエリアや患者収容スペース等施設設備の利用方法、入院患者への対応等に関する計画を作成する。

イ 災害発生時等の初動体制（CSCAの確立）〔用語集-10〕

災害拠点病院の管理者は、災害発生時等（「災害発生時等」は、救護所参集基準に準じる）に直ちに災害対策本部を設置し、院内指揮系統を確立するとともに、患者及び職員の安全を確保の上、院内被害状況等を調査、把握し、患者受入れの可否等を広域災害救急医療情報システム（EMIS）に入力することで県に報告する。

なお、EMISが使用できない場合は、衛星電話等、他の通信手段で報告する。初動体制の構築にあたっては、次に示すCSCAの概念に留意し、その確立を最優先とする。

C S C A 概 念	
C Command&Control	指揮統制 災害対策本部設置、院内指揮系統確立
S Safety	安全確保 患者及び職員の安全確保
C Communication	情報収集・伝達 院内被害状況調査・把握、EMIS入力
A Assessment	状況評価 状況評価に基づく活動方針の決定

ウ 医療救護活動に必要な措置の要請

災害時において、災害拠点病院の管理者は、医療チームの派遣等、医療救護活動に必要な措置について、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への入力や、衛星電話等により、県に要請する。

エ 広域医療搬送への対応

災害拠点病院は重症患者の広域医療搬送について中心的役割を果たす必要があるため、災害拠点病院の管理者は、病院職員の広域医療搬送トリアージ基準「様式・資料編 24 P」習熟に努めるとともに、病院敷地内、あるいは病院近接地のヘリコプター離着陸場への患者搬送手順について、定期的な訓練を実施する。

また、大規模災害時は、県及び県が指定する航空搬送拠点と連携し、重症患者の航空搬送拠点への搬送手配を行う。

オ DMA T 活動拠点本部が設置された場合の対応

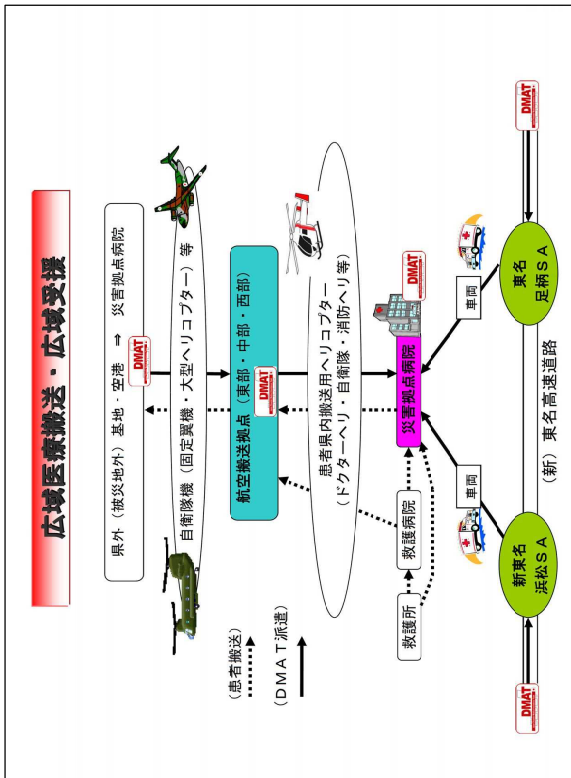
静岡県DMA T調整本部によりDMA T活動拠点本部が設置された場合、災害拠点病院の管理者は、DMA T活動拠点本部の設置運営に協力するものとする。

カ 定期的な訓練の実施等

災害拠点病院の管理者は、災害発生時は直ちに医療救護活動を円滑に開始できるように、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）に基づく定期的な訓練を実施する。

地域災害拠点病院は地域の災害医療の中心的役割を果たす医療救護施設であることから、地域災害拠点病院の管理者は、周辺地域の救護病院、市町、消防、県、医師会等関係団体とともに、定期的な訓練を実施する。

○ 広域医療搬送・広域受援概念図



4 災害拠点精神科病院指定運営指針

(1) 災害拠点精神科病院の役割

- ア 災害時における、医療保護入院、措置入院等の精神科医療の提供
- イ 医療救護施設等での対応困難な精神疾患等患者の受入れ
- ウ 被災精神科病院からの患者の受入れ

(2) 災害拠点精神科病院指定運営方針

- ア 県は、平成29年3月31日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制構築に係る指針」中「災害時における医療体制の構築に係る指針」に基づき制定した、「静岡県災害拠点精神科病院指定要綱」で定める指定要件を満たす「地域災害拠点精神科病院」を、原則として二次医療圏（精神科病院がない熱海・伊東圏域を除く。）に1か所指定する。
- イ 県は、災害拠点精神科病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点精神科病院」について、原則として1か所指定する。

ウ 災害拠点精神科病院の指定にあたっては、当該病院の指定要望に基づき、県は、当該病院の所在する市町及び所在する二次医療圏（精神科病院がない熱海・伊東圏域を除く。）の地域医療協議会を経て、静岡県救急・災害医療対策協議会、静岡県医療審議会の同意、承認を得る。ただし、基幹災害拠点精神科病院については、地域医療審議会の同意、承認を得る。

エ 県は、指定した災害拠点精神科病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として4月1日時点）確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行う。

オ 災害拠点精神科病院の運営については災害拠点病院運営指針に準じる。

5 重症患者の広域医療搬送

(1) 広域医療搬送の考え方

広域医療搬送とは、大規模災害時の重症患者のうち、県内での治療が困難であって、発災直後から被災地外の医療施設において緊急に手術や処置などを行うことにより、生命・機能予後の改善が十分期待され、かつ搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を、被災地外の医療施設まで航空機で迅速に搬送し、根治的な治療を行うことである。広域医療搬送の対象となる重症患者の症状例は、次のとおり。

広域医療搬送対象患者
頭、胸、腹部等に中等度の外傷がある患者
身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者（クラッシュ症候群）
全身に中等度以上の熱傷がある患者

(2) 広域医療搬送における県の役割

- ア 航空搬送拠点の確保
- イ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：Staging Care Unit）の設置、運営
- ウ 災害拠点病院等から航空搬送拠点までの患者搬送手段の確保、調整

(3) 航空搬送拠点の確保

本県における航空搬送拠点は次のとおりとする。

地域	管内	航空搬送拠点	運営要員
東部	賀茂・東部方面本部	愛鷹広域公園（沼津市）	東部方面本部健康福祉班航空搬送拠点係
中部	中部方面本部	静岡空港（牧之原市・島田市）	中部方面本部健康福祉班航空搬送拠点係
西部	西部方面本部	航空自衛隊浜松基地（浜松市）	西部方面本部健康福祉班航空搬送拠点係

なお、被災状況等により静岡空港等が使用できない場合は、航空自衛隊静岡浜松基地を航空搬送拠点とする。

(4) SCUの設置、運営

県は、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、航空搬送

拠点をSCUを設置、運営する。
SCUでは、静岡県DMAT調整本部の指揮の下、県外DMATを中心に広域医療搬送対象患者の容態安定化措置及び再トリアージを実施する。

- (5) **航空搬送拠点までの患者県内搬送手段の確保、調整**
県は、災害拠点病院等から航空搬送拠点まで重症患者を搬送（患者県内搬送）するため、ヘリコプター等の搬送手段を確保し、運航調整を行う。
患者県内搬送においては、ドクターヘリに加え、県と（財）日本救急医療財団が締結する「災害時の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」に基づき、指定航空会社にもヘリコプター等の派遣を要請する。また、迅速な搬送が可能である場合は、市町の定める計画の下で、救急車等の車両による陸上搬送についても検討する。

- (6) **広域医療搬送の活動手順**
ア 県は、大規模災害発生後速やかに、航空搬送拠点施設の使用可否を確認し、使用可能な場合は、施設管理者に対し航空搬送拠点施設の使用を申請する。

- イ 県は、国に対し、広域医療搬送の実施を要請する。
ウ 県は、SCU開設運営に必要な人員を航空搬送拠点に派遣し、開設準備を行う。
エ 県は、ヘリコプター等の患者県内搬送手段について、関係機関に要請する。
オ 国は、広域医療搬送の実施を決定するとともに、被災地外都道府県等に対し、航空搬送拠点へのDMAT派遣を要請する。

- カ 国は、広域医療搬送計画を決定のうえ、広域医療搬送患者情報管理システム（MATS）への掲載等により周知し、県は、関係機関に伝達する。

- キ 県は、確保したヘリコプター等を航空搬送拠点に配置する。
ク 災害拠点病院等は、広域医療搬送が必要な場合、患者搬送に使用可能なヘリポートを確保し、県に対し、ヘリコプターの派遣を要請する。

- ケ 国は広域医療搬送用自衛隊機を手配し、県外DMATを各航空搬送拠点に派遣する。

- コ 県は、災害拠点病院等からの要請を踏まえ、災害拠点病院等にヘリコプターを配置する。
サ 県は、次の事項を確認のうえ、患者県内搬送開始を決定する。

なお、患者県内搬送の開始は、大規模災害発生後8時間を想定する。

患者県内搬送開始に当たった際の確認事項
広域医療搬送用自衛隊機及びDMATの航空搬送拠点への到着
患者県内搬送用ヘリコプターの災害拠点病院等への配置
SCUの開設

- 患者県内搬送は原則として、災害拠点病院から航空搬送拠点への重症患者搬送であるが、必要に応じ、救護病院等からの搬送も行う。

- シ 災害拠点病院等は、広域医療搬送トリアージ基準〔様式・資料編24P〕に該当する広域医療搬送対象患者を選定し、患者県内搬送用ヘリコプターにて搬送する。

- ス SCUでは、県とDMATが連携し、患者県内搬送用ヘリコプター等で搬送された広域医療搬送対象患者の容態安定化措置及び再トリアージを実施する。

- セ 県は、静岡県DMAT調整本部が設置するドクターヘリ調整部及びドクターヘリ基地病院（順天堂大学医学部附属静岡病院、聖隷三方原病院）等と連携し、患者県内搬送用ヘリコプターの運航調整を行う。

- ソ SCUで再トリアージされ、広域医療搬送対象となった患者は、広域医療搬送用自衛隊機により県外航空搬送拠点に搬送され、受入れ先の災害拠点病院等の医療機関まで搬送される。なお、患者搬送情報は、広域医療搬送患者情報管理システム（MATS）により追跡可能である。

- タ 広域医療搬送活動は、原則として大規模災害発生後72時間までとする。

(7) **広域医療搬送にかかわる留意事項**

- ア **患者県内搬送等におけるドクターヘリ等運航管理体制の整備**

東日本大震災を踏まえると、患者県内搬送では全国から参集したドクターヘリが中心的な役割を担うことが想定され、また、患者県内搬送は航空搬送拠点への患者搬送の他にも次に例示する搬送が想定される。

これらの搬送を柔軟に実施するためには、航空搬送拠点や県災害対策本部への専門人材の配置等が必要であるため、県は、航空関係機関等と連携のうえ、患者県内搬送用ドクターヘリ等の運航管理体制を整備する。

なお、ドクターヘリ等の運用に関しては、平成28年12月5日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「大規模災害時のドクターヘリ運用体制構築に係る指針」〔様式・資料編37P〕及び「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」によるものとする。

想定されるその他の患者県内搬送
被災現場から航空搬送拠点への直接搬送
航空搬送拠点から県内医療救護施設への患者県内搬送
県内医療救護施設間の直接搬送
大型自衛隊機によらない、ドクターヘリ等による個別の広域（県外）医療搬送

イ **陸上搬送等の体制整備**

患者県内搬送において、迅速な搬送が可能な場合は、市町の定める計画の下で、救急車等の車両による陸上搬送についても想定し、県は、消防と連携し、災害拠点病院等から航空搬送拠点への陸上搬送による体制整備に取り組み。

また、新東名高速道路等により、県は、県外への広域陸上搬送について、搬送手段及び患者県外受入れ先を確保するための体制整備に取り組み。

その他、海上搬送についても、自衛隊、海上保安庁等と連携し、広域医療搬送を補完する手段として検討する。

ウ **急性期以降の広域医療搬送**

広域医療搬送は、原則として、大規模災害発生直後の重症患者を対象とするが、

人工透析患者等の難病患者や、医療機関自らの被災等により転院を必要とする入院患者等について、被災地外での治療が望ましい場合も考えられるため、県は、急性期以降の広域医療搬送体制整備についても検討する。

6 広域受援体制

大規模災害時は、非常に多数の負傷者の発生や、医療救護施設及び医療従事者の被災による医療機能の低下により、医療の需要と供給のバランスが大きく崩れ、県内の医療救護施設だけでは必要な対応ができない事態が想定される。

このため、県は、医療の需給バランスを可及的速やかに回復させるため、保健医療調整本部〔*別添集-11*〕を設置し、医療救護期間区分に応じた広域受援体制を整備する。また、医療救護施設等の保健医療ニーズを把握・分析した上で、被災地外から保健医療活動チーム〔*別添集-12*〕を受入れ、県内地域への配置調整を行う。

なお、被災者の診療録など保健医療活動の記録及び報告のための統一的な様式として、平成29年7月5日付け厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」〔*様式・資料編471*〕に掲げる様式等〔*様式・資料編7-201*〕を参考とし、情報連携を図るものとする。

(1) フェーズⅠ【災害超急性期（発災～48時間）】

災害超急性期は、DMAT（県外）等による支援を中心に行き受け入れられる。ただし、発災後24時間程度は、被災地外医療チームによる地域への直接的な支援は困難であることを想定している。

ア DMATの受入れ

(1) 県は、国に対する広域医療搬送要請及び被災地外都道府県に対するDMAT派遣要請により、本県へのDMAT派遣を要請する。

(2) DMATは、被災地域での活動（病院支援、地域医療搬送、現場活動等）及び広域医療搬送活動（SCU活動、航空機内の医療活動等）に従事する。

(3) 被災地域で活動するDMATは、原則として車両等で陸路参集し、広域医療搬送活動に従事するDMATは、広域医療搬送用自衛隊機やドクターヘリ等で航空搬送地点に空路参集する。

(4) DMATの具体的な活動内容は、「日本DMAT活動要領」等によるものとする。

イ 静岡県DMAT調整本部の設置

(1) 県は、県内で活動するすべてのDMATを指揮する静岡県DMAT調整本部を設置する。

(2) 静岡県DMAT調整本部は県の指揮下に置く。

(3) 静岡県DMAT調整本部の具体的な活動内容は、「静岡県DMAT運用計画」で規定する。

ウ 緊急輸送ルートの確保

県は、陸路参集DMAT等が東名高速道路及び新東名高速道路のIC（インターチェンジ）から災害拠点病院及び航空搬送拠点等へ円滑に進出するための「緊急輸

送ルート」を、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に定める。

エ 陸路参集DMATの受入れ手順

(1) 県は、陸路参集DMATの集結場所として、「進出拠点」を設ける。

(2) 進出拠点は、静岡県以東のDMATに対しては東名高速道路足柄SA、静岡県以西のDMATに対しては新東名高速道路浜松SAを基本とする。

(3) 静岡県DMAT調整本部は、陸路参集DMATに進出拠点を周知する。また、進出拠点が変更された場合は速やかに周知する。

(4) 県は、静岡県DMAT調整本部と連携し、陸路参集DMATの参集状況を把握した上で、被害状況や、災害拠点病院等からの要請を踏まえ、各DMATの派遣先を決定する。

(5) 静岡県DMAT調整本部は、派遣先を各DMATに伝達し、県は、派遣先災害拠点病院等に伝達する。

(6) 県は、進出拠点に県方面本部交通誘導係を派遣し、参集したDMATに対し、災害拠点病院及び航空搬送拠点等への緊急輸送ルート等について情報提供を行う。

(7) 災害拠点病院の管理者は、派遣されたDMATを受け入れ、その活動を指揮するものとする。

オ DMAT活動拠点本部の設置

静岡県DMAT調整本部は、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部を設置し、DMAT活動拠点本部は、静岡県DMAT調整本部の指揮下で、参集したDMATの指揮及び調整等を行う。

カ 被災地域で活動する空路参集DMATの移動手段確保

県は、航空搬送地点に空路参集したDMATのうち、被災地域で活動するDMATの災害拠点病院等までの移動手段を確保し、輸送する。

キ DPAT先遣隊の受入れ

(1) 県は、国に対する被災地外都道府県に対するDPAT〔*別添集-13*〕派遣要請により、本県へのDPAT派遣を要請する。

(2) DPAT先遣隊は、本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等の役割を担う。

(3) 被災地域で活動するDPATは、原則として車両等で陸路参集する。

(4) DPATの具体的な活動内容は、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」等によるものとする。

(5) 県は、県内で活動するすべてのDPATを指揮する静岡県DPAT調整本部を設置する。静岡県DPAT調整本部は県の指揮下に置く。

(6) 静岡県DPAT調整本部の具体的な活動内容は、「静岡県DPAT活動マニュアル」で規定する。

(7) 静岡県DPAT調整本部は、必要に応じてDPAT活動拠点本部を設置し、DPAT活動拠点本部は、静岡県DPAT調整本部の指揮下で、参集したDPATの指揮及び調整等を行う。

(2) フェーズⅡ【災害急性期（3日～1週間）】

災害急性期は、保健医療活動チームによる地域への支援が活発化するが、東日本大震災等において、行政機能の低下等により、参集した保健医療活動チームが支援を必要とする場に適切に配置されない状況が各地で生じたことを踏まえ、各医療圏において、参集した保健医療活動チームを円滑に受入れ、適切に配置調整するコーディネート体制を整備する。

災害急性期は、日本赤十字社の救護班や、日本医師会災害医療チーム（JMAIT）【用語集-9】、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）【用語集-14】等による支援を中心に受け入れる。

独立行政法人国立病院機構の病院や、独立行政法人国立大学病院等による支援も受け入れる。

DMAITの活動は段階的に縮小する一方、被災地外都道府県が編成した医療チームによる支援が始まる。

DPATの活動は、DPAT先遣隊からその後に関動するチームに引き継がれる。

ア 平時における地域災害医療対策会議の設置【用語集-3】

(7) 県は、主に災害急性期以降の医療資源需給調整体制を確立するため、平時において、原則として二次医療圏単位で地域災害医療対策会議を設置し、地域の災害医療関係者のネットワークを構築する。

(4) 地域災害医療対策会議は、市町、災害拠点病院、救護病院、郡市医師会、郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会（地区支部）、保健所、地域危機管理局、消防本部等に所属する、地域の災害医療関係者で構成する。

(7) 地域災害医療対策会議は、次に掲げる事項について情報・意見交換を行い、災害時の円滑な医療資源需給調整体制構築を推進する。

- ① 県が委嘱し、大規模災害時の医療資源需給調整に関する保健所長業務を補完する、災害医療コーディネーター候補者の選出
- ② 県が委嘱し、地域災害医療対策会議及び災害医療コーディネーターを統括する、統括災害医療コーディネーター候補者の選出
- ③ 大規模災害時の災害医療コーディネーター活動体制（参集場所等）
- ④ 大規模災害時の想定傷病者数に対する、医療資源、搬送体制
- ⑤ 大規模災害時に医療救護施設等の医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析するための連絡通信体制
- ⑥ 大規模災害時に円滑に医療チームを配置調整するための、配置先医療救護施設の基本的な優先順位付け
- ⑦ 大規模災害時の医療救護活動に必要な道路被害状況の把握や、医薬品、食料、飲料水等の供給確保体制
- ⑧ その他、各地域での災害医療関係者の連絡体制構築に必要な事項

イ 災害医療コーディネーター【用語集-4】

(7) 災害医療コーディネーターの委嘱等

県は原則として市町經由で地域の災害医療関係者と連携するが、大規模災害時に通常の災害医療体制では十分な対応ができない状況を想定し、二次医療圏単位等で円滑に医療資源の需給調整等を行うコーディネーター体制を整備するため、各医療圏に複数名の災害医療コーディネーターを委嘱する。

また、災害医療コーディネーターのうちから、地域災害医療対策会議及び災害医療コーディネーターを統括する、統括災害医療コーディネーターを選定する。災害医療コーディネーターは、災害拠点病院の医師を中心に、郡市医師会の医師等を含めるものとする。

県は、災害医療コーディネーターを委嘱し、災害医療コーディネーターがチーム体制で継続的に活動できるよう、多職種の災害医療関係者を対象とした研修・訓練体制等の充実を図る。

(4) 災害医療コーディネーターの役割

災害医療コーディネーターは、地域災害医療対策会議で平時に構築した災害医療関係者のネットワークを活用し、大規模災害時の医療資源需給調整に関する保健所長業務を補完する。

災害医療コーディネーターは保健所長に提言・要請し、その実施指示により活動する。なお、その活動に係る実施責任は保健所長が負う。

(7) 災害時の活動

① 活動場所への参集

・発災後48時間以内を目安に、保健所等活動場所に参集（業務調整員の同行を推奨）

② 状況把握（サーベイランス）

・保健所、市町が入手済みの医療救護施設活動情報や道路被害状況等を把握
・県外医療チーム配置情報を県から入手

③ 状況分析（アセスメント）

・未入手情報の整理及び必要に応じた行政以外からの情報入手

・支援の必要な地域、優先順位の分析

④ 医療資源需給調整（コーディネーター）

・地域内の医療機関の状況を把握、分析し、医療チームの配置調整、集約化や支援を実施
・必要に応じ、県に対し医療チームの派遣を要請（災害拠点病院は原則として県が直接派遣調整）

・参集した医療チームへの活動指示、情報共有

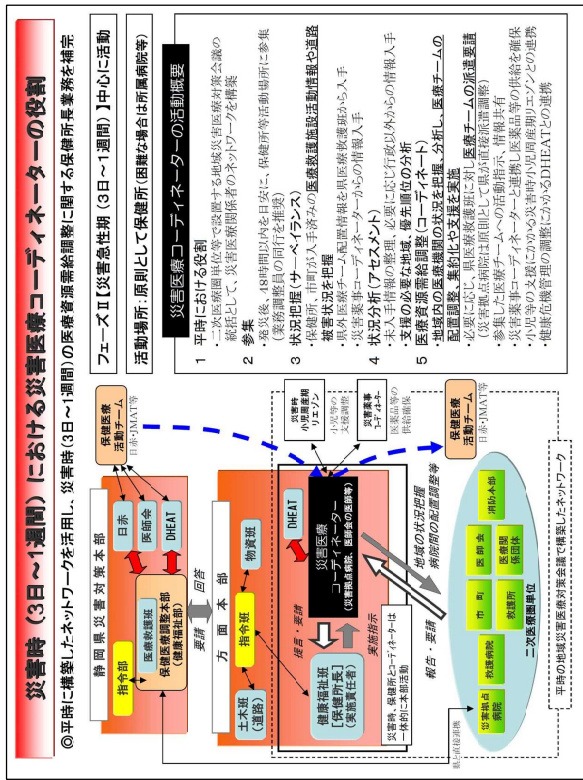
・災害薬事コーディネーターと連携し、医薬品等の供給を確保

・小児や妊産婦の支援にかかる災害時小児周産期リエゾン【用語集-15】との連携

・健康危機管理の調整にかかるDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）

【用語集-14】との連携

○災害時（3日～1週間）における災害医療コーディネーターの役割



ウ 日本赤十字社救護班の受入れ

(7) 日本赤十字社救護班は、原則として救護所を開設して医療救護を行うが、状況に応じて被災現場において医療救護を行うほか、避難所等を巡回して診療を行う。フェーズⅠにおける活動も想定され、フェーズⅠから切れ目なくフェーズⅡへ活動を継続することが可能である。

なお、日赤DMATは、原則としてDMATの指揮系統下で活動する。
 (4) 日本赤十字社救護班は、「日本赤十字社東海地震対応計画」等に基づき、被災状況の判明を待たずに医療救護活動を開始するが、県は、日本赤十字社静岡県支部と連携し、救護班の運用について必要な要請及び調整を行う。

(7) 日本赤十字社は、通常の救護班のほか、被災地における緊急仮設診療所、巡回診療所等の活動拠点、後方搬送における傷病者の一時収容場所、被災医療施設のための支援機能を持つ国内型緊急対応ユニット（d E R U）で活動する、d E R U救護班を派遣する。

エ 日本医師会災害医療チーム（JMAT）〔用語集-9〕の受入れ

(7) JMATは、災害発生時、被災地の都道府県医師会の要請に基づく日本医師会からの依頼により、全国の都道府県医師会が都市区医師会や医療機関などを単位として編成する災害医療チームである。

(4) JMATの活動内容は、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援等であり、直接的な医療救護活動以外の健康支援活動等も想定されている。

(7) 本県の災害時におけるJMATの派遣は、静岡県医師会から日本医師会の要請に基づくため、県は、静岡県医師会に対し、JMATの派遣及び受入れについて必要な要請及び調整を行う。

(4) 被災地に派遣されたJMATは、原則として都市医師会のコーディネーター下で活動するため、市町及び県は、都市医師会と連携し、JMATの活動調整を行う。

(3) フェーズⅢ【災害急性期～中長期（1週間～1ヶ月）】

災害急性期以降は、被災地外都道府県が編成した医療チームによる支援が中心になると想定しており、県は、災害対策基本法第74条の規定に基づき、被災地外都道府県に医師等医療救護活動の応援を求めらる。

また、特定非営利活動法人日本災害医療支援機構（JVMAT）や特定非営利活動法人アムダ（AMDA）等のNPO団体等による支援も受け入れる。

二次医療圏単位の医療資源需給調整は保健所が行い、直接的な医療救護活動から、保健師等を中心とした健康支援活動において求められる医療の提供へ徐々に移行する。DPATは保健所等と連携し、被災地域での精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

なお、地域の医療機能を早期に回復するため、できるだけ速やかに平時の保険診療へ移行することが望ましい。

7 県災害対策本部健康福祉部医療救護班の業務

県は、県災害対策本部健康福祉部医療救護班を編成し、本計画に基づく県内の災害時医療救護活動を所管する。
 医療救護班は次の各チームで構成される。

チーム名	所管課	主な業務
医療救護	地域医療課	医療救護施設開設被害状況把握、広域医療搬送、広域受援等
医薬品等の確保	薬事課	医薬品等及び輸血用血液の確保・供給、薬剤師の確保
人工透析患者等支援	疾病対策課	人工透析患者・難病患者・結核患者の支援
精神科病院	障害福祉課	精神科病院の被害状況把握、患者搬送調整
国民健康保険	国民健康保険課	災害時の保険診療の取扱い

8 県災害対策本部健康福祉部の業務

各健康福祉センターは、県災害対策本部健康福祉部を編成し、本計画に基づく所管市町の災害時医療救護活動を所管する。
 また、東部、中部、西部の各健康福祉センターは、県災害対策本部健康福祉部班航空搬送拠点係を編成し、広域医療搬送活動に関する業務を所管する。

第6 医薬品等及び輸血用血液の確保・供給計画

- 9 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合の準備体制
- (1) 県は、災害拠点病院に対し、医療救護活動の準備を要請する。
- (2) 県は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会、看護協会等の医療関係団体及び国等に対し、医療救護の応援準備を要請する。
- (3) 県は、航空搬送拠点施設との連絡調整や、SCUの設備及び資器材を点検・配置する等、広域医療搬送の準備を行う。

1 事前の備え

対象	内容
医療救護施設 (救護所を除く)	・医薬品等の備蓄（3日分）
県	・医薬品卸業者等（静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産薬・医療ガス協会、公益社団法人静岡県薬剤師会及び静岡県赤十字血液センターとの連携強化） ・医薬品等の確保・供給や薬剤師の確保・派遣を円滑に行うための体制の強化（災害薬事コーディネーター【医療職-5】の養成等）
市町	・救護所で使う医薬品等や薬剤師の備蓄 ・地域薬剤師会（薬局）や医薬品卸業者等との連携確認
医薬品卸業者等	・供給体制の確認（緊急車両の指定、市町等との連携確認、県内外の支店等との間の輸送手段の確保）
静岡県赤十字血液センター	・供給体制の確認（日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター（愛知県）からの輸送手段の確保）
(公社) 静岡県薬剤師会	・日本薬剤師会及び地域薬剤師会との連携確認

2 準備体制

南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された段階で、次の準備体制に入る。
なお発災後においては、次の各項目に加え、被害状況等について確認、報告する。

(1) 医薬品等

ア 市町

管内の医薬品卸業者等及び地域薬剤師会に対する連絡体制を確認する。

イ 保健所

- (ア) 管内の医薬品卸業者等に対する連絡体制を確認する。
(イ) 医薬品等備蓄センターからの供給体制を整える。
(ロ) 地域薬剤師会に対し、支援体制の準備を要請する。

ウ 健康福祉部薬事課

- (ア) 医薬品卸業者等に供給体制の準備を要請する。
(イ) 県薬剤師会に対し、支援体制の準備を要請する。

エ 医薬品卸業者等

- (ア) 医薬品等の在庫状況を確認し、供給体制を整える。
(イ) 指定されている緊急車両を確保・待機させる。
(ロ) 健康福祉部薬事課に在庫状況及び供給体制の準備状況を報告する。
(ハ) 在庫の乏しい医薬品等の確保を図る。

オ 地域薬剤師会

市町及び保健所の要請に応じ、体制を整える。

カ 県薬剤師会

健康福祉部薬事課の要請に応じ、直ちに支援体制を整える。

- (2) 輸血用血液
- ア 健康福祉部薬事課
- 静岡県赤十字血液センターに供給体制の強化を要請する。
- イ 静岡県赤十字血液センター
- (7) 健康福祉部薬事課からの要請に応じ、在庫状況及び供給可能な輸血用血液（製剤を含む。）等把握する。
- (4) 日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターに対し、供給体制の強化を図るよう要請する。
- (7) 健康福祉部薬事課に在庫状況及び供給体制の状況を報告する。
- 3 供給の要請
- (1) 医療救護施設
- ア 医薬品等
- (7) 医薬品等が不足した場合は、医療救護施設（救護所を除く。）の管理者は、平時と同様に医薬品卸業者等に供給を要請する。これにより確保できない場合は、市町災害対策本部（医療救護本部等）を含む。以下、第6において同じ。）に調達・あっせんを要請する。
- (4) 救護所の管理者は、市町災害対策本部に調達・あっせんに要請する。
- イ 輸血用血液
- (7) 輸血用血液が不足した場合は、医療救護施設（救護所を除く。）の管理者は、管轄の血液センターに供給を要請する。これにより確保できない場合は、市町災害対策本部に調達・あっせんに要請する。
- (4) 救護所の管理者は、市町災害対策本部に調達・あっせんに要請する。
- (2) 市町災害対策本部
- 医療救護施設の管理者及び救護所から要請を受けたときは、災害薬事コーディネーターを活用し、次により対応する。
- ア 医薬品等
- (7) 市町において備蓄している医薬品等から調達・あっせんにを図る。
- (4) 災害薬事コーディネーターを活用し、管内の医薬品卸業者等に対し、医薬品等の供給を要請する。
- (7) 市町において確保できない場合は、県方面本部に調達・あっせんに要請する。
- イ 輸血用血液
- 県方面本部に調達・あっせんに要請する。
- 4 調達・あっせん
- (1) 県方面本部（保健所）
- 市町災害対策本部から要請を受けたときは、次により対応する。
- ア 医薬品等
- (7) 管内の医薬品卸業者等に対し、医薬品等の供給を要請する。
- (4) 県方面本部内の医薬品等備蓄センターから調達・あっせんにを図る。
- (7) 県方面本部内で確保できない場合は、県災害対策本部へ調達・あっせんに要請する。
- イ 輸血用血液
- 直ちに、県災害対策本部に調達・あっせんに要請する。

- (2) 県災害対策本部
- ア 医薬品等
- (7) 県内において医薬品等の不足が予想される場合は、直ちに国に医薬品等の支援を要請する。
- (4) 県方面本部から調達・あっせんに要請を受けたときは、次により対応する。
- ① 県内の医薬品卸業者等に供給を要請する。
- ② 当該県方面本部以外の県方面本部に対し、医薬品等備蓄センターから調達・あっせん及び移送を指示する。
- ③ 県内で調達・あっせんができない場合は、国及び災害援助協定締結の都県に対し、緊急輸送を要請する。
- (7) 医薬品卸業者等から医薬品等の在庫が不足した旨の報告があり、県内で調達・あっせんが困難な場合には、(4)③と同様に要請する。
- (4) 随時、県方面本部と医薬品等の在庫を共有する。
- イ 輸血用血液
- 県方面本部から調達・あっせんに要請を受けたときは、静岡県赤十字血液センターに供給を要請する。
- (3) 医薬品卸業者等
- ア 市町災害対策本部又は医療救護施設（救護所を除く。）の管理者から医薬品等の供給を要請があった場合は、次により対応する。
- (7) 速やかにその要請に応じるものとする。
- (4) 要請を受けた支店等に在庫がない場合は、自社の他の支店等に供給を要請する。
- (7) (4)によっても、不足する場合は、その旨を市町災害対策本部又は医療救護施設（救護所を除く。）の管理者に報告する。
- イ 県から医薬品等の供給を要請があった場合は、速やかにその要請に応じる。
- ウ 県災害対策本部に在庫状況・供給状況を随時報告する。
- (4) 静岡県赤十字血液センター
- ア 医療救護施設の管理者及び県災害対策本部から輸血用血液の供給を要請があった場合は、速やかにその要請に応じる。
- イ 医療救護施設の管理者及び県災害対策本部の供給を要請に応じることが不可能な場合は、日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターに要請する。
- ウ 日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターから供給できない場合は、日本赤十字血液事業本部に要請する。
- 5 輸送手段
- (1) 医薬品等
- ア 市町災害対策本部
- 市町において輸送手段が確保できない場合は、県方面本部に輸送手段の確保を要請する。
- イ 県方面本部（保健所）
- 県方面本部内において輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部に輸送手段の確保を要請する。
- ウ 県災害対策本部
- (7) 医薬品卸業者等又は県方面本部から輸送手段の確保を要請があったときは、指令部を通じて緊急輸送等の手段を確保する。

- (4) 県外から緊急輸送を行う場合は、国又は関係都県に輸送手段の確保を要請する。
- エ 医薬品卸業者等**
- (7) 医療救護施設への輸送手段が確保できない場合は、要請元に輸送手段の確保を要請する。
- (4) 県内外の支店等との間の輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部に輸送手段の確保を要請する。
- (2) **輸血用血液**
- ア 静岡県赤十字血液センター**
- (7) 医療救護施設（救護所を除く。）への輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部に輸送手段の確保を要請する。
- (4) 日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターからの輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部に輸送手段の確保を要請する。
- イ 県災害対策本部**
- 静岡県赤十字血液センターから輸送手段の確保要請があったときは、指令部を通じて緊急輸送等の手段を確保する。
- 6 薬剤師等の派遣**
- (1) **市町災害対策本部**
救護所等において医薬品等の管理・服薬指導等を行う薬剤師等が必要となり、当該市町において薬剤師等が確保できない場合は、地域薬剤師会に薬剤師等の確保を要請し、県方面本部にその旨を情報共有する。
- (2) **県方面本部（保健所）**
地域薬剤師会から静岡県薬剤師会に薬剤師等の派遣要請を行った旨の連絡を受けた場合は、県災害対策本部にその旨を情報共有する。
- (3) **県災害対策本部**
県方面本部及び静岡県薬剤師会と適宜情報共有し、必要に応じて厚生労働省を通じて日本薬剤師会に薬剤師等の派遣を要請する。
- (4) **地域薬剤師会**
市町災害対策本部から薬剤師等の派遣要請を受けた場合は、地域薬剤師会内で調整し、薬剤師を派遣する。確保できない場合は、静岡県薬剤師会に薬剤師等の派遣を要請し、県方面本部にその旨を情報共有する。
- (5) **静岡県薬剤師会**
地域薬剤師会から薬剤師等の派遣要請を受けた場合は、静岡県薬剤師会内で調整し、薬剤師を派遣する。確保できない場合は、日本薬剤師会に薬剤師等の派遣を要請し、県災害対策本部にその旨を情報共有する。
- 7 災害薬事コーディネーター** 〔用語集-5〕
- (1) **災害薬事コーディネーターの委嘱等**
県は、大規模災害時に通常の災害医療体制では十分な対応ができない状況を想定し、県又は市町が行う医薬品等の確保・供給及び薬剤師の確保・派遣に関する業務を補完するため、静岡県薬剤師会から推薦を受けた者を災害薬事コーディネーターとして委嘱する。
また、県は委嘱した災害薬事コーディネーターに対する研修・訓練を実施するものとする。

- (2) **配置（活動）場所と役割**
災害薬事コーディネーターは、役割に応じて、各所へ参集し活動する。
- ア 本部災害薬事コーディネーター**
- (7) **県災害対策本部**
薬剤師及び医薬品の確保等に関する総括や医薬品等確保チームへの専門的な助言を行う。
- (4) **静岡県薬剤師会**
地域薬剤師会及び日本薬剤師会（応援都道府県薬剤師会）との薬剤師の受入調整及び応援薬剤師の受入、派遣調整を行う。
- イ 地域災害薬事コーディネーター**
- (7) **方面本部（保健所）**
地域の医薬品等のニーズに関する医薬品卸業者等への供給要請や薬剤師派遣要請への対応、調整等、方面本部健康福祉班に専門的な助言を行う。
- (4) **市町災害対策本部**
地域の医薬品等のニーズに関する医薬品卸業者等への供給要請や薬剤師派遣要請への対応、調整等、市町災害対策本部に専門的な助言を行う。
- (7) **地域薬剤師会、市町**
応援薬剤師を受け入れ、必要な場所へ分配するなど、救護所等における応援薬剤師の運用を行うほか、現場の医薬品等のニーズや薬局の稼働状況等の把握を行う。
- (3) **指揮命令系統**
災害薬事コーディネーターは配置先の管理者の指揮命令に従う。なお、災害医療コーディネーターが配置されている場合には、十分な連携を図る。
- (4) **参集**
災害薬事コーディネーターは、県災害対策本部、県薬剤師会災害対策本部、県方面本部、市町災害対策本部・救護所が設置された場合には、速やかに参集するよう努める。
- (5) **平時における対応**
災害薬事コーディネーターは、県又は県薬剤師会等が行う研修・訓練への参加に努める。また、災害薬事コーディネーターは、地域災害医療対策会議における災害医療関係者のネットワークの構築に協力する。

第7 応援派遣体制

1 応援派遣の考え方

県は、県内における大規模事故や風水害等の局地災害や、県外における大規模災害の発生により、広域的な医療救護活動が必要な場合の応援派遣体制を整備する。

2 静岡DMA Tの設置

県は、「静岡DMA T設置運営要綱」に基づき、静岡DMA Tを設置し、静岡DMA T指定病院を指定する。

(1) 静岡DMA Tの活動内容

静岡DMA Tは、災害発生直後（概ね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームである。

静岡DMA Tは、被災地域での活動（病院支援、地域医療搬送、現場活動等）及び広域医療搬送活動（SCU活動、航空機内の医療活動等）に従事する。

被災地域で活動する静岡DMA Tは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMA T活動拠点本部に参集し、その調整下で活動する。

広域医療搬送に携わる静岡DMA Tは、指定された航空搬送拠点に参集し、DMA T・SCU指揮所の調整下で活動する。

(2) 静岡DMA Tの出動基準

静岡DMA Tの出動基準は次のとおりとする。

ただし、県内大規模災害時は、原則として静岡DMA Tが所属する病院内における医療救護活動に従事する。

ア 県内において、災害等により20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合

イ 国あるいは他都道府県から静岡DMA Tの出動要請があった場合

ウ その他、緊急性があり、静岡DMA Tが出動し対応することが必要な場合

(3) 静岡DMA T出動要請

県は、出動基準を踏まえ、必要に応じ、静岡DMA T指定病院の長に対し、静岡DMA Tの出動を要請する。

また、消防機関から県に対し、災害現場等への静岡DMA T出動要請の依頼があった場合も、必要に応じ、静岡DMA Tの出動を要請する。

(4) 静岡DMA T連絡協議会の設置

県は、静岡DMA T連絡協議会を設置し、静岡DMA Tの運用に関する事項を協議するとともに、静岡DMA Tと消防、医師会等関係機関の連携強化に努める。

3 静岡DPA Tの設置

県は、「静岡DPA T設置運営要綱」に基づき、静岡DPA Tを設置し、静岡DPA T指定病院を指定する。

(1) 静岡DPA Tの活動内容

静岡DPA Tは、災害発生時に活動する、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームである。（概ね48時間以内、被災した都道府県等において活動できる

班を先遣隊と定義する。）

静岡DPA Tは、被災地域での精神科医療及び精神保健活動等に従事する。被災地域で活動する静岡DPA Tは、原則として、被災地域内に設置されるDPA T活動拠点本部に参集し、その調整下で活動する。

(2) 静岡DPA Tの出動基準

静岡DPA Tの出動基準は次のとおりとする。

ア 県内において、精神保健医療機能の低下や精神保健活動の需要が見込まれ、静岡DPA Tの支援が必要な場合

イ 国又は他都道府県から静岡DPA Tの出動要請があった場合

ウ その他、静岡DPA Tが出動し対応することが必要である場合

(3) 静岡DPA T出動要請

県は、出動基準を踏まえ、必要に応じ、静岡DPA T指定機関の長に対し、静岡DPA Tの出動を要請する。

(4) 静岡DPA T連絡協議会の設置

県は、静岡DPA T連絡協議会を設置し、静岡DPA Tの運用に関する事項を協議する。

4 応援班の設置

県は、県内外における広域的な医療救護活動が必要と判断した場合に、広域的な医療チームの応援派遣を行うことを目的として、県内の病院のうち、災害時に医療チームの応援派遣が可能な病院の管理者に対し、応援班の設置をあらかじめ依頼する。

(1) 応援班の編成

応援班の編成は原則として次のとおりとする。

職種	人数
医師	1名
薬剤師	1名
看護師	2名
事務職員	1名
計	5名

○編成上の留意点

①必要に応じ、運転手を加え編成する。

②医師は、原則として外科系医師とする。なお、フェーズや医療ニーズ等を踏まえ、必要に応じて、内科系医師の編成についても留意する。

(2) 応援班設置基準

応援班は、原則として次の基準に基づき設置する。

常勤医師数	設置数
10～19人の病院	1班
20～29人の病院	2班
30人以上の病院	3班

- (3) **応援班の出動基準**
 応援班の出動基準は次のとおりとする。
 なお、県内大規模災害時は、原則として応援班設置病院内における医療救護活動に従事する。
- ア 県内で局地災害が発生した場合に、市町から県に対し、医療チーム派遣要請があった場合
- イ 県外で大規模災害が発生した場合に、国あるいは他都道府県から本県に対し、医師等医療救護活動の応援を求められた場合
- ウ その他、応援班が出動し対応することが必要な場合
- (4) **応援班出動要請**
 県は、出動基準を踏まえ、必要に応じ、応援班設置病院の管理者に対し、応援班の出動を要請する。
- (5) **応援班の移動手段**
 県は、必要に応じ、応援班の活動場所への移動手段を確保する。
- (6) **応援班の活動**
 応援班は、原則として、出動先の医療救護施設の管理者の指示に基づき医療救護活動を行う。
- (7) **応援班設置要綱の作成**
 応援班設置病院の管理者は、応援班の編成や、出動方法及び役割分担等について、応援班設置要綱であらかじめ定める。
- 5 **医療救護活動に関する協定に基づく医療従事者の派遣**
 県は、県内外における広域的な医療救護活動が必要と判断した場合に、静岡県医師会、静岡県看護協会、静岡県歯科医師会、静岡県病院協会、静岡県薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、各団体に対し、医療従事者の派遣を要請する。
- 6 **県外大規模災害時における静岡県医療救護チームの編成**
- (1) 県は、県外における大規模災害時に、国あるいは他都道府県から本県に対し、医師等医療救護活動の応援を求められた場合、静岡県医療救護チームを編成する。
- (2) 静岡県医療救護チームの派遣は災害急性期以降を想定するが、県は、可能な限り迅速な編成及び派遣に努める。
- (3) 静岡県医療救護チームは、応援班を中心に編成する。
- (4) 静岡県医療救護チームの移動手段及び活動は、応援班の活動に準じる。
- (5) 県は、静岡県医療救護チームの活動に当たり、「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき派遣した各団体の医療従事者と、移動手段、活動場所、活動内容等について円滑に連携できるよう、平時において、関係団体と定期的に協議する。

14-2-1 災害拠点病院(静岡DMAT指定病院)一覽表

(県地域医療課)R3.4.1

地域	病院数	病院名	所在地	電話番号
東部	8	伊東市民病院	〒414-0035 伊東市岡196-1	0557-37-2626
		国際医療福祉大学熱海病院	〒413-0012 熱海市東海岸町13-1	0557-81-9171
		独立行政法人国立病院機構 静岡医療センター	〒411-8611 駿東郡清水町長沢762-1	055-975-2000
		沼津市立病院	〒410-0302 沼津市黄椎路香ノ木550	055-924-5100
		独立行政法人地域医療機能推進機構 三島総合病院	〒411-0801 三島市谷田字藤久保2276	055-975-3031
		順天堂大学医学部附属静岡病院	〒410-2295 伊豆の国市長岡1129	055-948-3111
		富士宮市立病院	〒418-0076 富士宮市錦町3-1	0544-27-3151
		富士市立中央病院	〒417-8567 富士市高島町50	0545-52-1131
中部	8	地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院	〒420-8527 静岡市葵区北安東4丁目27-1	054-247-6111
		静岡市立静岡病院	〒420-0853 静岡市葵区追手町10-93	054-253-3125
		静岡市立清水病院	〒424-8636 静岡市清水区加三231	0543-36-1111
		静岡赤十字病院	〒420-0853 静岡市葵区追手町8-2	054-254-4311
		静岡済生会総合病院	〒422-8021 静岡市駿河区小籠1丁目1-1	054-285-6171
		市立島田市立病院	〒427-8502 島田市野田1200-5	0547-35-2111
		焼津市立総合病院	〒425-0035 焼津市道原1000	054-623-3111
		藤枝市立総合病院	〒426-8677 藤枝市駿河台4-1-11	054-646-1111
		磐田市立総合病院	〒438-8550 磐田市大久保512-3	0538-38-5000
		掛川市・駿井市病院企業団立 中東総合医療センター	〒436-0040 掛川市菅蒲ヶ池1-1	0537-21-5555
西部	7	浜松医科大学医学部附属病院	〒431-3192 浜松市東区半山1丁目20番1号	053-435-2111
		浜松医療センター	〒432-8580 浜松市中区富塚町328	053-453-7111
		浜松赤十字病院	〒434-8533 浜松市浜北区小林088-1	053-401-1111
		社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院聖隷三方原病院	〒433-8558 浜松市北区三方原町3453	053-436-1251
		社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病 院聖隷浜松病院	〒430-8558 浜松市中区住吉2-12-12	053-474-2222
		静岡赤十字血液センター	〒430-8558 浜松市中区住吉2-12-12	053-474-2222
		静岡赤十字血液センター	〒430-8558 浜松市中区住吉2-12-12	053-474-2222

14-2-2 血液センター一覽表

(日本赤十字社静岡県支部、県業務課)R3.4.1

名称	所在地	電話
静岡赤十字血液センター	静岡市葵区竜南1-26-19	054-247-7141
静岡赤十字血液センター 沼津事業所	沼津市東権路香ノ木567	055-924-6611
静岡赤十字血液センター 伊豆供給出張所	伊豆市小立野100	0558-73-2700
静岡赤十字血液センター 浜松事業所	浜松市東区中里町1013	053-422-1113

14-2-3 応援班設置病院一覽

(県地域医療課)R3.4.1

地域	指定数	設置総数	選定病院名	設置数	電話番号
1 普通班	12	29	伊東市民病院	3	0557-37-2626
			国際医療福祉大学附属熱海病院	3	0557-81-9171
			国立病院機構静岡医療センター	3	055-975-2000
			県立静岡がんセンター	3	055-989-5222
			沼津市立病院	3	055-924-5100
			裾野赤十字病院	1	055-992-0008
			リハビリテーション中伊豆温泉病院	1	0559-83-3333
			三島総合病院	2	055-975-3031
			順天堂大学医学部附属静岡病院	3	055-948-3111
			NIT東日本伊豆病院	1	055-978-2320
			富士市立中央病院	3	0545-52-1131
			富士宮市立病院	3	0544-27-3151
			共立蒲原総合病院	2	0545-81-2211
			静岡市立清水病院	3	0543-36-1111
			清水厚生病院	3	0543-86-3333
			桜ヶ丘病院	1	0543-53-5311
			県立総合病院	3	054-247-6111
			県立こども病院	3	054-247-6251
			静岡市立静岡病院	3	054-253-3125
			静岡赤十字病院	3	054-254-4311
			静岡済生会総合病院	3	054-285-6171
			静岡厚生病院	2	054-271-7177
			焼津市立総合病院	3	054-623-3111
			藤枝市立総合病院	3	054-646-1111
			市立島田市立病院	3	0547-35-2111
			榛原総合病院	2	0548-22-1131
			磐田市立総合病院	3	0538-38-5000
			菊川市立総合病院	2	0537-35-2135
			市立御前崎総合病院	1	0537-86-8511
公立森町病院	1	0538-85-2181			
浜松労災病院	3	053-462-1211			
浜松医科大学医学部付属病院	3	053-435-2111			
浜松医療センター	3	053-453-7111			
浜松赤十字病院	3	053-401-1111			
遠州病院	3	053-453-1111			
聖隷浜松病院	3	053-474-2222			
聖隷三方原病院	3	053-436-1251			
市立湖西病院	1	053-576-1231			
計	38	95			

14-2-4 市町指定医療救護施設

(県地域医療課) H31.4.1

管轄保健所	市町名	救護所	救護病院	計	管轄保健所	市町名	救護所	救護病院	計
伊豆	下田市	6	1	7	富士宮市	富士宮市	9	2	11
	東伊豆町	2	2	4		富士市	16	9	25
	河津町	2	1	3	小計	25	11	36	
	南伊豆町	1	0	1	静岡市	静岡市	61	10	71
	松崎町	1	0	1		島田市	6	1	7
西伊豆町	4	1	5	焼津市		7	3	10	
熱海	小計	16	5	21	藤枝市	4	2	6	
	熱海市	9	3	12	牧之原市	11	1	12	
	伊東市	6	1	7	吉田町	1	0	1	
	小計	15	4	19	川根本町	3	0	3	
	沼津市	18	6	24	小計	32	7	39	
東部	三島市	19	3	22	磐田市	11	2	13	
	裾野市	4	1	5	掛川市	11	0	11	
	伊豆市	4	2	6	袋井市	7	0	7	
	伊豆の国市	3	2	5	御前崎市	2	1	3	
	函南町	3	1	4	菊川市	2	1	3	
	清水町	2	2	4	湖西市	3	2	5	
	長泉町	3	2	5	森町	3	1	4	
	小計	56	19	75	小計	39	7	46	
	御殿場市	5	4	9	浜松市	73	15	88	
	小山町	3	2	5	小計	325	84	409	
小計	8	6	14	合計					

※ 救護病院については、延べ数である。

14-2-5 航空搬送拠点

(県危機政策課、県地域医療課) R2.4.1

地域	設置場所	所在地	電話番号
賀茂東部	愛鷹広域公園	沼津市足高202	衛星電話 090-5853-2860 090-5853-2861
中部	富士山静岡空港	牧之原市坂口	衛星電話 090-1568-4105
	※航空自衛隊静浜基地	焼津市上小杉1602	衛星電話 090-4797-9338
西部	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町無番地	衛星電話 090-1413-6840 090-7029-2823

※航空自衛隊静浜基地は、静岡空港等が使用できない場合の代替施設として活用

14-2-6 静岡DPAT指定機関一覧表

(県障害福祉課) R3.4.1

地域	病院数	病院名	所在地	電話番号
東部	4	NTT東日本伊豆病院	〒419-0193 田方郡函南町平井750	053-978-2320
		順天堂大学医学部附属静岡病院	〒410-2295 伊豆の国市長岡1129	055-948-3111
		沼津中央病院	〒410-8575 沼津市中瀬町24-1	055-831-4100
		静岡病院	〒419-0205 富士市天明1585	0545-71-3370
中部	5	清水駿府病院	〒424-0929 静岡市清水区白立町17-8	054-334-2424
		清口病院	〒420-0813 静岡市葵区基沼647	054-261-3476
		静岡県立こころの医療センター	〒420-0849 静岡市葵区与一4-1-1	054-271-1135
		静岡県立こども病院	〒420-8660 静岡市葵区森山860	054-247-6251
		静岡赤十字病院	〒420-0853 静岡市葵区星手町8-2	054-254-4311
		菊川市立総合病院	〒439-0022 菊川市東横地1632	0537-35-2135
西部	8	小笠病院	〒436-0033 掛川市篠場708	0537-22-2288
		浜松医科大学医学部附属病院	〒431-3192 浜松市東区半田山一丁目20-1	053-432-2111
		神経科浜松病院	〒432-8013 浜松市中区広沢二丁目56-1	053-454-5361
		三方原病院	〒432-8063 浜松市南区小沢渡町2195-2	053-445-0622
		聖隷三方原病院	〒433-8558 浜松市北区三方原町3453	053-430-1251
		朝山病院	〒433-8104 浜松市北区東三方町476-1	053-420-1830
		川口会病院	〒436-0043 掛川市大池680番地	0537-22-4178

14-3-1 医薬品、医療材料等の調達先予定一覧表

(医薬事業課)R3.4.1

1 静岡県医薬品卸業協会(医薬品)

東 部

社 名	住 所	電 話
(下田市)		
1. 中北薬品㈱下田支店	下田市西本郷2-19-3	0558-22-0631
(伊東市)		
1. アルフレック㈱伊東支店	伊東市岡1280-31	0657-38-8880
2. 東邦薬品㈱伊東営業所	伊東市宮川町1-6-2	0657-37-7274
(沼津市)		
1. 東邦薬品㈱沼津営業所	沼津市米山町12-33	055-921-2072
(清水町)		
1. アルフレック㈱沼津支店	駿東郡清水町八幡字瀬戸川104-1	055-981-6655
2. ㈱メディセオ沼津支店	駿東郡清水町八幡221-2	055-973-6800
3. ㈱スズケン東部事業所(沼津支店)	駿東郡清水町御団地316	055-972-0171
(長泉町)		
1. 中北薬品㈱三島支店	駿東郡長泉町下土狩202-8	055-988-1515
(富士市)		
1. アルフレック㈱富士支店	富士市伝法980-1	0545-72-0311
2. ㈱スズケン富士支店	富士市伝法字久保田947-1	0545-71-1681
3. 中北薬品㈱富士支店	富士市伝法字中原572-3	0545-21-0081

中 部

社 名	住 所	電 話
(静岡市)		
1. アルフレック㈱静岡支店(第1.第2)	静岡市駿河区豊田3-8-6	054-654-2111
2. ㈱メディセオ静岡支店	静岡市駿河区敷地1-6-27	054-236-1511
3. ㈱スズケン静岡支店	静岡市駿河区栗原18-75	054-263-6911
4. 東邦薬品㈱静岡営業所	静岡市駿河区有東2-2-25	054-288-2681
5. 中北薬品㈱静岡支店	静岡市駿河区池田65-6	054-203-7700
(藤枝市)		
1. アルフレック㈱藤枝支店	藤枝市前島2-21-1	054-635-1112
2. ㈱メディセオ藤枝支店	藤枝市前島1-13-17	054-637-0811
3. ㈱スズケン藤枝支店	藤枝市小石川町4-3-18	054-641-5678
(焼津市)		
1. 中北薬品㈱焼津支店	焼津市越後島347	054-629-2811

西 部

社 名	住 所	電 話
(掛川市)		
1. アルフレック掛川支店	掛川市長谷1451	0537-61-0281
2. ㈱スズケン掛川支店	掛川市宮脇1-18-7	0537-24-1121
3. 中北薬品㈱掛川支店	掛川市上張860-6	0537-24-3161
(浜松市)		
1. アルフレック㈱浜松第12支店	浜松市中区高林3-7-34	053-471-4111,4114
2. ㈱メディセオ浜松支店(南・北)	浜松市中区西浅田2-10-30	053-442-8821
3. ㈱スズケン浜松支店	浜松市東区西塚町319-2	053-464-1151
4. 東邦薬品㈱浜松営業所	浜松市東区丸塚町136-1	053-469-0611
5. 中北薬品㈱浜松支店	浜松市東区曾監町23-1	053-463-1311

2 静岡県医療機器販売業協会

社 名	住 所	電 話
(沼津市)		
1. 協和医科器械㈱沼津支店	沼津市大岡2391-7	055-926-1100
(静岡市)		
1. 協和医科器械㈱(本社)	静岡市駿河区池田156-2	054-655-6600
(焼津市)		
1. 協和医科器械㈱焼津支店	焼津市大島817-1	054-623-2222
(掛川市)		
1. 協和医科器械㈱掛川支店	掛川市杉谷2-2-21	0537-22-2101
(浜松市)		
1. 協和医科器械㈱浜松支店	浜松市東区篠ヶ瀬町400	053-423-2110

3 一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部 静岡支部(医療ガス)

社 名	住 所	電 話
(下田市)		
1. 杉本工業㈱	下田市6-37-44	0558-22-3153
(清水町)		
1. 沼津酸素工業㈱	駿東郡清水町柿田954	055-975-4732
(静岡市)		
1. 静岡酸素㈱	静岡市駿河区曲金5-16-6	054-285-4157
(浜松市)		
1. ㈱丸協酸素商會	浜松市東区中田町825	053-461-6136

4 (一社)静岡県事業振興会(医薬品等備蓄センター)

医薬品備蓄センター名	所在地	管轄保健所、電話番号
南伊豆地区	賀茂郡松崎町崎輪450 旧松崎町立中川小学校	賀茂保健所 0558-24-2057
熱海・伊東地区	伊東市玖須美元和田字逆川702-29	熱海保健所 0557-82-9115
田方地区	伊豆市修善寺3244修善寺小学校体育館内	東部保健所 055-920-2107
沼津・三島・駿東地区	沼津市泉町2-1	東部保健所 055-920-2107
富士地区	富士市伝法寺杉ノ木2850-3	富士保健所 0545-65-2153
静岡清水・藤原地区	静岡市清水区清閑2-972-5	静岡市保健所 054-249-3158
静岡地区	静岡市駿河区宮竹1-238-2	静岡市保健所 054-249-3158
志太・島田・榛原地区	藤枝市水上字池端1-86	中部保健所 054-644-9289
真遠地区	掛川市板沢2051-1155	西部保健所 0538-37-2247
中・北遠地区	磐田市見付2125-1	西部保健所 0538-37-2247
西遠地区1	浜松市中区鶴江3-33-8	浜松市保健所 053-453-6135
西遠地区2	湖西市古見字茶屋松1077-1、1076-1	西部保健所 0538-37-2247

1. 平時は、(一社)静岡県事業振興会(静岡市駿河区馬淵2-16-32 TEL054-203-2023)が備蓄品の管理運営を行う。

2. 警戒宣言発令以降は設置地区保健所が備蓄品等の管理を行う。

医薬品等備蓄センター備蓄状況表(1センターあたり)

令和3年4月1日現在

類別	No	品名	規格	備蓄数量	単位
衛生材料	1	脱脂綿	500g	60	個
	2	ワゾンヨトドライ55g	4cm×4cm×160枚×15袋	4	個
	3	清滑綿	8cm×8cm×100包	30	個
	4	カッター綿	100g	150※	個
	5	TMカップ入綿球S20-5-20個	Sカップ 5球×20個	12	個
	6	救急絆創膏	100枚入	50	個
	7	シロバンNO12	12mm×5m	50	個
	8	大学ガーゼB	30cm×30cm×150枚入	20	個
	9	ソフトガーゼ	30cm×15cm×200枚入	30	個
	10	ガーゼ	3m(10包×10)	3	個
	11	ホータイプ5裂	5.6cm×9m×20本入	5	個
	12	ホータイプP反巻3裂	9.3cm×9m×10本入	10	個
	13	ホータイプP反巻3裂	3裂×9m×10本入	10	個
	14	ホータイプP反巻4裂	4裂×9m×10本入	10	個
	15	伸縮ホータイプ	5cm×9m×10本入	15	個
	16	伸縮ホータイプ	7.5cm×9m×10本入	15	個
	17	非伸縮ホータイプ	7.5cm×4.5m×200本入	1	個
	18	アミホータイプ2号	25m手・手首・足首	10	個
	19	アミホータイプ3号	25m肘・腕・足	10	個
	20	救急ホータイプ小	1.8m	20	個
	21	三角巾	105×105×250枚入	1	個
	22	三角巾	105×105×250枚入	1	個
	23	三角巾 特大	250入	1	個
	24	副木	5本組	7	個
	25	サーージカルマスク	50枚	48	個
	26	サルバLLD	フラットタイプ10枚入	20	個
	27	サルバ安心WフィットM	テーブタイプ10枚入	8	個
	28	サルバ安心フィットM	12枚入	8	個
	29	サルバ安心WフィットL	テーブタイプ9枚入	8	個
	30	グリーン初めての肌着(オムツ)Sサイズ	84枚入	8	個
	31	グリーン初めての肌着(オムツ)Mサイズ	66枚入	8	個
	32	グリーン初めての肌着(オムツ)Lサイズ	84枚入	8	個
	33	グリーンすっきりスキップパンツ(ピクニックサイズ)	36枚入	6	個
34	サルバHDパンツしゅかりガードM-L	パンツタイプ9枚入	6	個	
35	エスマルヒ駆血帯	10cm×4m	2	個	
36	マーキュロクロム液	500mL	40	本	
37	希ヨドチンキ液	500mL	20	本	
38	消毒用エタノール	500mL	40	本	
39	5%ヒビタン液	500mL	20	本	
40	シヨードックス-ハー	100枚	30	個	
41	精製水	500mL	120	本	
42	サリユーム(化学ローソク)	25本入	40	個	
43	アルミクッション(緊急シート)	20枚入	50	個	
43②	メテライツアップブランケット	モテルMW-1002	35	枚	
44	ニトリルグローブPFプロハンズブルー	パウダーフリー-S200枚入り	10	個	
45	ニトリルグローブPFプロハンズブルー	パウダーフリー-M200枚入り	10	個	
46	ニトリルグローブPFプロハンズブルー	パウダーフリー-L200枚入り	10	個	
47	ドライシヤンブー	200g	72	個	
48	防災用懐中電灯	1個	1	個	
48②	LED折りたたみランタン	1個	1	個	
49	コンテナ	54L	10	個	
50	消火器	華匠式ABC粉末消火器 10型	1	本	
51	除湿器	1台	1	台	
52	スチール机・椅子	1台	1	個	
53	防水シート(ブルーシート)	3.6m×5.4m	4	枚	

※静岡地区及び清水地区において1200個



静岡県災害廃棄物処理計画

平成27年3月（策定）
令和2年7月（改正）

静岡県

【目次】

1. 共通事項	1
1.1 はじめに	1
1.2 計画の位置付け	3
1.3 計画の目的	4
1.4 対象とする災害	4
1.5 計画の基本的な考え方	4
1.6 対象とする災害廃棄物	4
1.7 災害廃棄物の想定量	6
1.8 各主体の役割	9
1.9 発災後の処理の流れ	17
1.10 計画の見直し	20
2. 平時の備え	22
2.1 内部組織体制の整備	22
2.2 外部協力・支援体制の整備	24
2.3 職員への教育訓練等	25
2.4 事業継続計画（BCP）の策定	26
2.5 仮置場候補地の選定	27
2.6 災害用トイレとし尿処理	30
3. 応急対応（初動期を含む。）	31
3.1 状況把握	31
3.2 被災時の連絡体制【県内市町が被災した場合】	33
3.3 支援要請への対応【県外の被災自治体を支援する場合】	35
3.4 災害廃棄物発生量の推計	36
3.5 事務委託による廃棄物処理	38
3.6 災害廃棄物処理対策協議会の設置	42
4. 災害廃棄物処理実行計画の策定と実行	43
4.1 災害廃棄物処理実行計画の位置付け	43
4.2 処理方針の決定	43
4.3 種類別発生量・処理必要量の見直し	43
4.4 処理スケジュール	44
4.5 処理フロー	44
4.6 収集・運搬	46
4.7 仮置場	47

4.8 環境対策	48
4.9 災害廃棄物を処理する場合の委託契約	50
4.10 環境影響評価の手続	53
4.11 進捗評価	55
4.12 処理フローのシミュレーション	58
4.13 災害廃棄物処理データベース	73

1. 共通事項

1.1 はじめに

平成 23 年 (2011 年) の東日本大震災、平成 27 年 (2015 年) の関東・東北豪雨、平成 28 年 (2016 年) の熊本地震などの災害の教訓から、災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じておくことが重要である。

地方公共団体の発災前の準備に関する国の指針として、厚生労働省から「震災廃棄物対策指針 (厚生省生活衛生局水道環境部、平成 10 年 (1998 年) 10 月)」が示されていたが、東日本大震災を契機として、「災害廃棄物対策指針 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成 26 年 (2014 年) 3 月)」が示され、さらに近年発生した災害を踏まえ、指針が平成 30 年 (2018 年) 3 月に改定された。

この指針において、「県は、国が定める廃棄物処理施設整備計画、本指針及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」等を十分に踏まえつつ、災害対策基本法に基づき策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りながら、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、自区域内の市町の災害廃棄物処理計画策定への支援を行う。また、県は、非常災害時には、被害状況を踏まえ、関係機関・関係団体との連絡調整を積極的に図りながら災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、関係機関・関係団体と連携して域内の処理全体の進捗管理に努める。」ことが求められている。

また、平成 27 年 8 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。) が改正され、廃棄物処理法第 2 条の 3 の規定により非常災害により生じた廃棄物の処理の原則が明確化されることにも、廃棄物処理法第 5 条の 5 の規定により県が定める廃棄物処理計画において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策を実施するために必要な事項を定めることとされた。

「静岡県災害廃棄物処理計画」(以下「本計画」という。) は、国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、県内の市町が被災市町になることを想定し、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等に必要となる事項とともに、支援側となった場合に想定される事項も合わせ、計画としてとりまとめたものである。

なお、本計画は、県の地域防災計画や被害想定が見直された場合、防災訓練等を通じて内容の変更が必要と認められる場合など、状況の変化に合わせて、毎年、点検を行い、追加・修正を行っていくこととする。

1.2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画と整合を計りながら、災害時における廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に必要な事項を取りまとめたものである。その位置付けを図示すると、図1.2のとおりである。

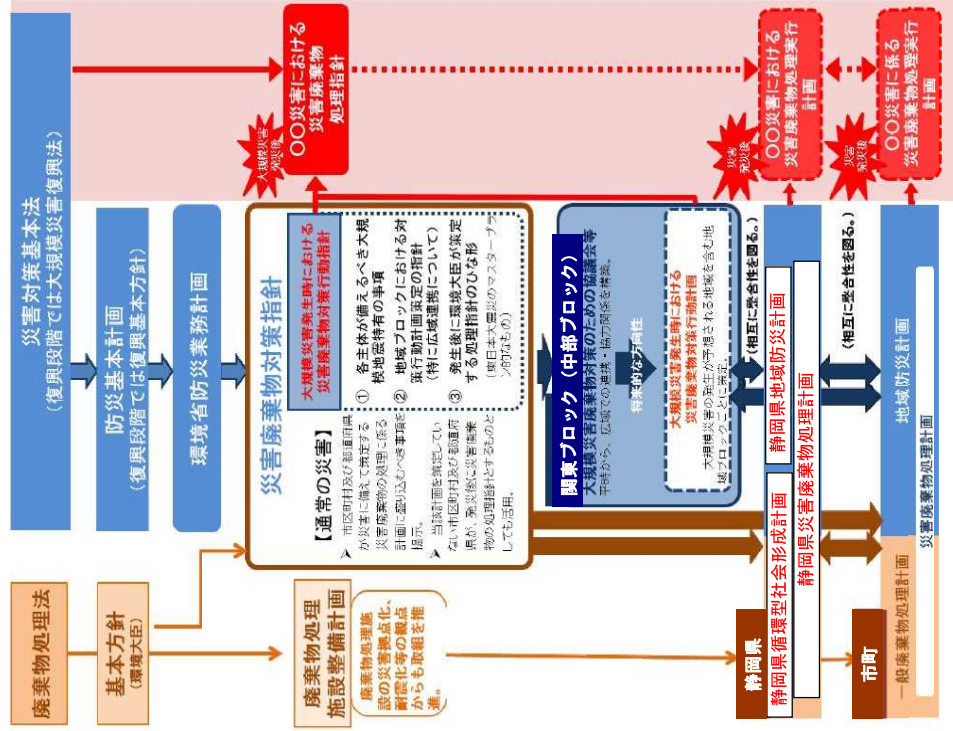


図 1.2 計画の位置付け

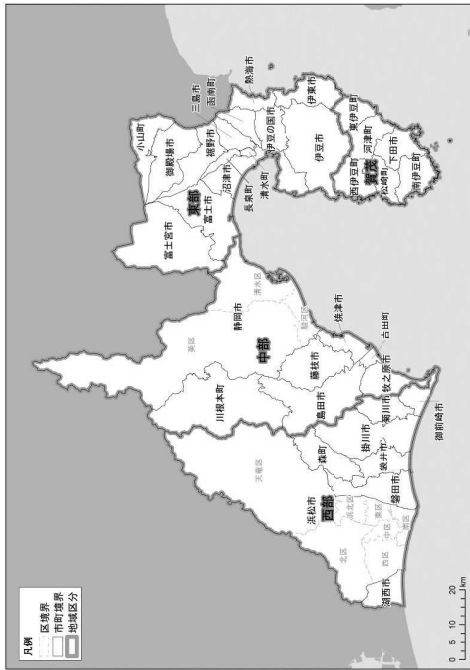


図 1.1 静岡県市町図

1.3 計画の目的

本計画の目的は、以下のとおりである。

- 南海トラフ地震をはじめとする自然災害に伴い発生した廃棄物の処理体制を確保し、適正かつ迅速に処理することにより、県民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資する。
- 災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にする。

1.4 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、静岡県地域防災計画で想定する南海トラフ地震等の地震災害及び水害その他の自然災害であり、地震災害については、地震動により直接に生じる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。

また、水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、冠水、土石流や崖崩れなどの被害を対象とする。

なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は、本計画の対象としな

い。

1.5 計画の基本的な考え方

本計画の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- 県の災害廃棄物処理実行計画策定のための考え方と、主に県が実施すべき事項等について整理する。
- 本計画は国の災害廃棄物対策指針及び静岡県第4次地震被害想定を踏まえた内容とする。
- 実効性を確保するため、本計画は毎年見直しを行う。

1.6 対象とする災害廃棄物

本計画の対象とする災害廃棄物は、1.4に規定する災害により生じる廃棄物(廃棄物処理法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)であって、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町がその処理を実施するものとし、本計画では津波堆積物も含むものとする。

想定する災害廃棄物を例示すると、表1.1及び、表1.2のとおりである。

表 1.1 災害廃棄物

災害廃棄物には、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等に伴い排出される廃棄物がある。

種類	備考
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かいコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等)などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
	※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したもののや陸上に存在している農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
小型家電/その他家電	※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。 被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等の保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。)、漁網、石こうボード、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)など

※思い出の品(写真、賞状、位牌、貴重品等)は、遺失物法等の関連法令での手続や対応を確認のうえ、市町で事前に取扱いルールを定め、回収、保管等を行う。

表 1.2 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

種類	備考
生活ごみ	
避難所ごみ	<p>避難所から排出される生活ごみ</p> <p>家庭から排出される生活ごみ</p> <p>等</p> <p>避難所から排出されるごみ、使用済み携帯・簡易トイレ（便袋）</p> <p>容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。</p>
し尿	<p>仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水</p>

※災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く。）は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

※道路や鉄道等の廃棄物については、管理者が処理を行うのが基本である。

1.7 災害廃棄物の想定

災害廃棄物の想定量は、「静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）報告書（平成25年11月）」に基づき、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらすレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海地震・南海地震、大正型関東地震）及び発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震、元禄型関東地震）によって発生する量とする。

なお、「相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定（平成27年1月）」についても、地域状況に応じて考慮するものとする。

市町別災害廃棄物の想定量の一例を、表 1.3.1、表 1.3.2、図 1.3 に示す。

表 1.3.1 災害廃棄物発生想定量
(レベル1 東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海地震・南海地震)

市町名	災害廃棄物発生量(千トン)		災害廃棄物発生量(千m ³)	
	災害廃棄物	津波堆積物	災害廃棄物	津波堆積物
県計	29,995	791	1,680	30,786
下田市	23	38	61	104
東伊豆町	3	4	7	11
河津町	8	3	5	10
伊豆市	10	23	49	33
南伊豆町	35	23	49	58
西伊豆町	52	33	71	85
(小計)	131	124	263	285
沼津市	217	74	156	291
熱海市	7	4	8	11
三島市	32	-	-	32
富士宮市	148	-	-	148
伊東市	21	5	10	25
富士市	245	8	16	252
御殿場市	44	-	-	44
藤枝市	23	-	-	23
伊豆の国市	44	21	45	65
伊豆町	8	-	-	8
清水町	11	-	-	11
東東町	12	-	-	12
小山町	5	-	-	5
(小計)	839	111	235	950
静岡市葵区	3,298	-	-	3,298
静岡市駿河区	2,663	14	30	2,677
静岡市清水区	2,861	66	140	2,927
島田市	1,004	-	-	1,004
藤津市	1,861	41	86	1,901
藤枝市	2,260	-	-	2,260
牧之原市	541	58	123	589
吉田町	269	6	13	275
川根本町	111	-	-	111
(小計)	14,769	165	392	14,953
浜松市中央区	3,003	0	0	3,003
浜松市東区	1,069	-	-	1,069
浜松市西区	1,171	75	159	1,245
浜松市南区	1,347	53	113	1,400
浜松市北区	255	48	101	303
浜松市東区	295	-	-	295
浜松市本通区	39	-	-	39
浜松市	2,132	36	78	2,188
豊川市	1,703	9	22	1,713
浜北町	1,703	8	20	1,713
浜北町	505	60	120	604
御油町	268	76	161	333
豊田町	443	-	-	443
森町	250	-	-	250
(小計)	14,266	372	790	14,628
合計	44,261	1,163	1,476	45,697
災害廃棄物発生量(千トン)	29,995	791	1,680	30,786
津波堆積物発生量(千トン)	26,904	719	1,151	27,623
災害廃棄物発生量(千m ³)	23	38	61	104
津波堆積物発生量(千m ³)	3	4	7	11
災害廃棄物発生量(千m ³)	10	23	49	33
津波堆積物発生量(千m ³)	35	23	49	58
災害廃棄物発生量(千m ³)	52	33	71	85
津波堆積物発生量(千m ³)	131	124	263	285
災害廃棄物発生量(千m ³)	217	74	156	291
津波堆積物発生量(千m ³)	7	4	8	11
災害廃棄物発生量(千m ³)	32	-	-	32
津波堆積物発生量(千m ³)	148	-	-	148
災害廃棄物発生量(千m ³)	21	5	10	25
津波堆積物発生量(千m ³)	245	8	16	252
災害廃棄物発生量(千m ³)	44	-	-	44
津波堆積物発生量(千m ³)	23	-	-	23
災害廃棄物発生量(千m ³)	44	21	45	65
津波堆積物発生量(千m ³)	8	-	-	8
災害廃棄物発生量(千m ³)	11	-	-	11
津波堆積物発生量(千m ³)	12	-	-	12
災害廃棄物発生量(千m ³)	5	-	-	5
津波堆積物発生量(千m ³)	839	111	235	950
災害廃棄物発生量(千m ³)	3,298	-	-	3,298
津波堆積物発生量(千m ³)	2,663	14	30	2,677
災害廃棄物発生量(千m ³)	2,861	66	140	2,927
津波堆積物発生量(千m ³)	1,004	-	-	1,004
災害廃棄物発生量(千m ³)	1,861	41	86	1,901
津波堆積物発生量(千m ³)	2,260	-	-	2,260
災害廃棄物発生量(千m ³)	541	58	123	589
津波堆積物発生量(千m ³)	269	6	13	275
災害廃棄物発生量(千m ³)	111	-	-	111
津波堆積物発生量(千m ³)	14,769	165	392	14,953
災害廃棄物発生量(千m ³)	3,003	0	0	3,003
津波堆積物発生量(千m ³)	1,069	-	-	1,069
災害廃棄物発生量(千m ³)	1,171	75	159	1,245
津波堆積物発生量(千m ³)	1,347	53	113	1,400
災害廃棄物発生量(千m ³)	255	48	101	303
津波堆積物発生量(千m ³)	295	-	-	295
災害廃棄物発生量(千m ³)	39	-	-	39
津波堆積物発生量(千m ³)	2,132	36	78	2,188
災害廃棄物発生量(千m ³)	1,703	9	22	1,713
津波堆積物発生量(千m ³)	1,703	8	20	1,713
災害廃棄物発生量(千m ³)	505	60	120	604
津波堆積物発生量(千m ³)	268	76	161	333
災害廃棄物発生量(千m ³)	443	-	-	443
津波堆積物発生量(千m ³)	250	-	-	250
災害廃棄物発生量(千m ³)	14,266	372	790	14,628
津波堆積物発生量(千m ³)	26,904	719	1,151	27,623
災害廃棄物発生量(千m ³)	23	38	61	104
津波堆積物発生量(千m ³)	3	4	7	11
災害廃棄物発生量(千m ³)	10	23	49	33
津波堆積物発生量(千m ³)	35	23	49	58
災害廃棄物発生量(千m ³)	52	33	71	85
津波堆積物発生量(千m ³)	131	124	263	285
災害廃棄物発生量(千m ³)	217	74	156	291
津波堆積物発生量(千m ³)	7	4	8	11
災害廃棄物発生量(千m ³)	32	-	-	32
津波堆積物発生量(千m ³)	148	-	-	148
災害廃棄物発生量(千m ³)	21	5	10	25
津波堆積物発生量(千m ³)	245	8	16	252
災害廃棄物発生量(千m ³)	44	-	-	44
津波堆積物発生量(千m ³)	23	-	-	23
災害廃棄物発生量(千m ³)	44	21	45	65
津波堆積物発生量(千m ³)	8	-	-	8
災害廃棄物発生量(千m ³)	11	-	-	11
津波堆積物発生量(千m ³)	12	-	-	12
災害廃棄物発生量(千m ³)	5	-	-	5
津波堆積物発生量(千m ³)	839	111	235	950
災害廃棄物発生量(千m ³)	3,298	-	-	3,298
津波堆積物発生量(千m ³)	2,663	14	30	2,677
災害廃棄物発生量(千m ³)	2,861	66	140	2,927
津波堆積物発生量(千m ³)	1,004	-	-	1,004
災害廃棄物発生量(千m ³)	1,861	41	86	1,901
津波堆積物発生量(千m ³)	2,260	-	-	2,260
災害廃棄物発生量(千m ³)	541	58	123	589
津波堆積物発生量(千m ³)	269	6	13	275
災害廃棄物発生量(千m ³)	111	-	-	111
津波堆積物発生量(千m ³)	14,769	165	392	14,953
災害廃棄物発生量(千m ³)	3,003	0	0	3,003
津波堆積物発生量(千m ³)	1,069	-	-	1,069
災害廃棄物発生量(千m ³)	1,171	75	159	1,245
津波堆積物発生量(千m ³)	1,347	53	113	1,400
災害廃棄物発生量(千m ³)	255	48	101	303
津波堆積物発生量(千m ³)	295	-	-	295
災害廃棄物発生量(千m ³)	39	-	-	39
津波堆積物発生量(千m ³)	2,132	36	78	2,188
災害廃棄物発生量(千m ³)	1,703	9	22	1,713
津波堆積物発生量(千m ³)	1,703	8	20	1,713
災害廃棄物発生量(千m ³)	505	60	120	604
津波堆積物発生量(千m ³)	268	76	161	333
災害廃棄物発生量(千m ³)	443	-	-	443
津波堆積物発生量(千m ³)	250	-	-	250
災害廃棄物発生量(千m ³)	14,266	372	790	14,628
津波堆積物発生量(千m ³)	26,904	719	1,151	27,623
災害廃棄物発生量(千m ³)	23	38	61	104
津波堆積物発生量(千m ³)	3	4	7	11
災害廃棄物発生量(千m ³)	10	23	49	33
津波堆積物発生量(千m ³)	35	23	49	58
災害廃棄物発生量(千m ³)	52	33	71	85
津波堆積物発生量(千m ³)	131	124	263	285
災害廃棄物発生量(千m ³)	217	74	156	291
津波堆積物発生量(千m ³)	7	4	8	11
災害廃棄物発生量(千m ³)	32	-	-	32
津波堆積物発生量(千m ³)	148	-	-	148
災害廃棄物発生量(千m ³)	21	5	10	25
津波堆積物発生量(千m ³)	245	8	16	252
災害廃棄物発生量(千m ³)	44	-	-	44
津波堆積物発生量(千m ³)	23	-	-	23
災害廃棄物発生量(千m ³)	44	21	45	65
津波堆積物発生量(千m ³)	8	-	-	8
災害廃棄物発生量(千m ³)	11	-	-	11
津波堆積物発生量(千m ³)	12	-	-	12
災害廃棄物発生量(千m ³)	5	-	-	5
津波堆積物発生量(千m ³)	839	111	235	950
災害廃棄物発生量(千m ³)	3,298	-	-	3,298
津波堆積物発生量(千m ³)	2,663	14	30	2,677
災害廃棄物発生量(千m ³)	2,861	66	140	2,927
津波堆積物発生量(千m ³)	1,004	-	-	1,004
災害廃棄物発生量(千m ³)	1,861	41	86	1,901
津波堆積物発生量(千m ³)	2,260	-	-	2,260
災害廃棄物発生量(千m ³)	541	58	123	589
津波堆積物発生量(千m ³)	269	6	13	275
災害廃棄物発生量(千m ³)	111	-	-	111
津波堆積物発生量(千m ³)	14,769	165	392	14,953
災害廃棄物発生量(千m ³)	3,003	0	0	3,003
津波堆積物発生量(千m ³)	1,069	-	-	1,069
災害廃棄物発生量(千m ³)	1,171	75	159	1,245
津波堆積物発生量(千m ³)	1,347	53	113	1,400
災害廃棄物発生量(千m ³)	255	48	101	303
津波堆積物発生量(千m ³)	295	-	-	295
災害廃棄物発生量(千m ³)	39	-	-	39
津波堆積物発生量(千m ³)	2,132	36	78	2,188
災害廃棄物発生量(千m ³)	1,703	9	22	1,713
津波堆積物発生量(千m ³)	1,703	8	20	1,713
災害廃棄物発生量(千m ³)	505	60	120	604
津波堆積物発生量(千m ³)	268	76	161	333
災害廃棄物発生量(千m ³)	443	-	-	443
津波堆積物発生量(千m ³)	250	-	-	250
災害廃棄物発生量(千m ³)	14,266	372	790	14,628
津波堆積物発生量(千m ³)	26,904	719	1,151	27,623
災害廃棄物発生量(千m ³)	23	38	61	104
津波堆積物発生量(千m				

表 1.3.2 災害廃棄物発生想定量

(レベル2) 南海トラフ巨大地震 地震動：基本ケース※1、津波：ケース①※2)

市町名	災害廃棄物発生量(千トン)		災害廃棄物発生量(千m ³)	
	災害廃棄物	津波堆積物	災害廃棄物	津波堆積物
東計	32,536	4,347	9,231	36,833
下田市	367	133	282	500
河津町	53	19	40	72
西伊豆町	30	19	40	69
熱海市	133	89	180	222
三島市	160	50	107	267
伊豆市	103	38	84	203
御殿場市	1,028	378	844	1,332
富士宮市	498	204	433	702
沼津市	11	13	27	23
三島市	32	-	32	31
富士宮市	148	-	148	135
伊豆市	39	20	43	59
富士市	246	58	122	304
御殿場市	44	-	44	37
静岡市	122	33	70	155
伊豆の国市	21	-	21	20
清水町	8	-	8	7
長泉町	11	-	11	10
小川町	12	-	12	10
川根町	3	-	3	5
静岡市	1,225	327	695	1,548
静岡市清水区	3,208	1,077	2,227	3,288
静岡市駿河区	2,677	107	227	2,784
静岡市清水区	3,076	363	770	3,439
島田市	1,004	-	1,004	903
焼津市	1,917	377	801	2,294
藤枝市	2,280	-	2,280	2,260
牧之原市	373	298	633	1,170
吉田町	868	178	379	548
川根町	11	-	11	10
(小計)	15,484	1,322	2,808	16,807
浜松市	3,004	50	106	3,054
浜松市東区	1,069	0	0	1,069
浜松市西区	1,327	410	872	1,738
浜松市南区	1,423	642	1,303	2,070
浜松市中央区	205	33	112	306
浜松市北区	39	-	39	37
浜松市東区	2,162	442	938	2,604
豊田市	1,751	152	322	1,883
豊川市	1,703	67	141	1,769
豊田市	749	233	496	983
御前崎市	346	269	571	614
菊川市	443	2	4	445
森町	250	-	250	227
(小計)	14,802	2,319	4,924	17,121
東計	47,338	6,666	14,155	53,954

※1 静岡市人の関係で合計が合わない場合があります。
※2 「-」：数字なし

出典：静岡県第4次地震被害想定(第二次報告)(静岡県、平成25年11月)
※1 「南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)」(内閣府)では、地震時の強震動生成域の位置により復旧率に区分けを検討されている。基本ケースは、中央防災会議(平成15年)における南海地震、東南海・南海地震の検討結果を参考に配置されたケースである。

※2 「南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)」(内閣府)では、地震時の津波断層のすべり量により復旧率に区分けを検討されている。ケース①は、「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり」域が発生したケースである。

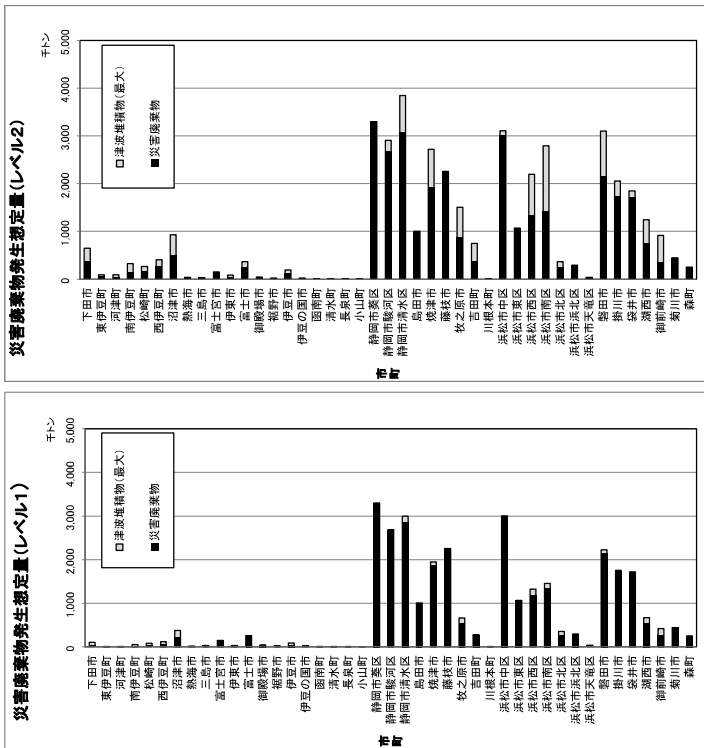


図 1.3 災害廃棄物発生想定量分布図

1.8 各主体の役割

平時、災害後の応急対応(初動期の対応含む)、復旧・復興の各段階における本県や市町、国の役割は、以下のとおりであり具体的には、表 1.4.1 及び 1.4.2 のとおりである。

1.8.1 県の役割

- 県は、被災市町が行う災害廃棄物の処理に対する助言などの技術的援助及び支援地方公共団体、協力・支援協定締結団体、環境省との連絡・調整を行う。
- 発災時には、市町の被災状況を把握し、市町による処理が非常に困難な場合には、市町から事務委託を受けて、災害廃棄物処理を実施する場合がある。

表 1.4.1 県の役割

① 平時	役割	内容
	組織体制等の整備	・災害時の組織体制、指揮命令系統、情報収集体制、連絡体制、他道府県及び関係団体との協力・支援体制を整備する。
	情報の整理	・一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況等の現況を把握し、整理する。 ・想定される災害において発生する災害廃棄物の量や必要となる仮置場の面積などを推計する。 ・災害時に災害廃棄物の仮置場として利用可能な県有地を選定する。
	市町等が行う一般廃棄物処理施設整備に対する技術的援助	・循環型社会形成推進交付金を活用した市町等の一般廃棄物処理施設整備に対する、助言等を行い、施設の耐震化、不燃堅年化、浸水対策を促す。
	職員に対する教育・訓練	・災害時に適切かつ円滑・迅速に対応できるよう、定期的に職員を対象とした研修会、図上訓練等を行う。
	市町災害廃棄物処理計画の見直し支援	・市町職員等を対象とした研修会・訓練を実施する。 ・実際の災害対応や研修、訓練により明らかとなった課題を踏まえて市町災害廃棄物処理計画策定マニュアルを随時修正し、市町による計画の修正を支援する。
	県民への啓発	・市町と連携して、災害廃棄物の適正処理について啓発を行う。 ・市町と連携して、災害用トイレの備蓄、災害時のトイレの使用の注意点を呼び掛ける。
	関係事業者団体との情報共有	・災害時に円滑な対応が行えるよう、情報共有を行う。
	他道府県への協力・支援	・被災都道府県から支援ニーズを情報収集する。 ・被災都道府県からの協力・支援の要請に基づく、関係機関との調整を行う。 ・必要に応じて職員を派遣する。
	② 直前に発生が予見できる災害への対応（風水害等）	内容
	組織体制等の確認	・組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確認する。
	市町への助言、情報提供	・仮置場候補地の状況確認、地元関係者への事前連絡について助言する。 ・仮置場の設置・運営、住民への広報等、災害廃棄物処理の初動対応についての留意点や、県の災害廃棄物処理計画、マニュアル類及び協定等の情報提供（再周知）を行う。

- また、市町が独自に処理する場合も含め、県全体の調整については県が関与していく。
- 平時においては、市町の災害廃棄物処理計画の見直し支援や、市町が行う一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅年化、浸水対策等に対する技術的援助、災害廃棄物の処理に必要なとなる廃棄物処理施設の設置状況等の情報の整理、協力・支援・受援体制の整備などを行う。

1.8.2 市町の役割

- 市町は、一般廃棄物の処理責任を有しており、災害廃棄物の処理主体として、災害廃棄物を処理する。
- 平時においては、災害発生に備えて一般廃棄物処理施設の耐震化等や、市町災害廃棄物処理計画の見直し、仮置場候補地の選定、住民への啓発などを行う。

1.8.3 国の役割

- 環境省は、被災都道府県からの被害情報・支援ニーズに応じ、緊急時の組織体制を確立する。また、情報収集、連絡・調整等を確実に実施するため、地域ブロック協議会を通して、関係地方公共団体並びに関係団体と緊密に連携し、被災地の実態を正確・迅速に把握し、プッシュ型で支援を行う。
- 環境省は、被災地方公共団体からの要請に応じ、D.Waste-Net の現地派遣、公益社団法人全国都市清掃会議と連携した広域的な協力体制の確保、国際機関との調整、財政支援を行う。
- 大規模災害発生時に、環境省は災害対策基本法に基づき速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定める。
- 地方公共団体の協力・連携のみでは適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を行うことが困難な場合であり、災害対策基本法に規定する要件に該当する場合には、国による代行処理を検討する。
- 地方環境事務所が地域の要となり、情報収集、連絡調整することにより被災地方公共団体の支援を行う。
- 平時においては、全国又は地域ブロック単位で、国、都道府県、市町村、関係団体等の連携体制を整備するとともに、地域ブロック単位での大規模災害発生時における災害廃棄物行動計画の策定を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設等に係る職員の安全確保や施設・車両等の浸水対策等を助言する。 ・予見される災害について情報提供するとともに、職員の安全確保や施設・車両等の浸水対策等について注意喚起を行う。 ・協定等に基づく要請に備え、必要な準備を依頼する。
仮置場候補地の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、仮置場候補地の状況確認、地元関係者、関係部署との調整を行う。

③発災後

※災害規模や内容により異なるが、東日本大震災クラスの場合、初期期は発災から数日間、応急対応は3か月程度まで、復旧・復興は3年程度までを目安としている。

ア 応急対応（初期期の対応含む。）

役割	内容
組織体制等の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確立する。 ・災害規模に応じて他部署からの応援や災害廃棄物処理の知見を有する民間業者への委託を含めた組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制の強化を行う。
情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・建物被害状況、避難所情報等を収集する。 ・廃棄物処理施設の被害状況を収集する。 ・被災市町の仮置場の開設状況を収集する。 ・建物被害等の被害情報から災害廃棄物の発生量を推計する。推計は随時見直す。 ・必要に応じて被災市町に職員を派遣し、情報収集を行う。
処理方針等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時には、必要に応じ、処理方針を策定する。
関係機関との協力・支援の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町による災害廃棄物の処理が適正かつ迅速に行われるよう、広域的な処理も含めて、被災していない市町、他都道府県、環境省、関係事業者団体等との連絡・調整を行う。 ・被災市町が行う生活ごみやし尿等の処理が滞りなく行われるよう、災害廃棄物の処理と同様に連絡・調整を行う。 ・必要に応じて国へ支援を要請する。
市町が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町の仮置場の設置及び運営など、災害廃棄物の処理に対して、支援・助言を行う。 ・被災市町における一般廃棄物処理施設の能力が不足する場合などには、災害廃棄物の処理委託の候補先となり得る産業廃棄物処理施設に関する情報提供を行う。 ・災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復

	<p>旧事業費補助金（以下「災害等補助金」という。）の申請を念頭に置いた対応について助言する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、被災市町に職員を派遣し現地で助言を行う。 ・被災市町の災害廃棄物処理実行計画の策定を支援する。 ・必要に応じて県、市町、国（環境省）、関係団体等による会議を開催し、情報の提供、集約及び調整等を行う。 ・被災市町が行う公費解体・土砂混じりがれきの撤去について、必要に応じて標準となる施行単価等を情報提供する。 ・大規模災害時には、必要に応じて他都道府県や環境省（大規模災害時ブロック協議会（関東/中部）、D.Waste-Net）に支援を要請する。 ・受援に当たっては、危機管理部と調整を行う。
支援要請及び受援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集した被害状況や災害廃棄物処理に係る情報を県民に提供する。 ・本計画の見直し等のため、災害廃棄物処理対応を記録する。 ・災害廃棄物処理関係業務の民間委託や、被災市町からの事務を受託する場合等に、必要な予算の確保に努める。
県民への広報	
災害廃棄物処理対応の記録	
予算の確保	

イ 復旧・復興（本格的な災害廃棄物の処理）

組織体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて、組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制の見直しを行う。
関係機関との協力・支援の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町による災害廃棄物の処理が適正かつ迅速に行われるよう、広域的な処理も含めて、被災していない市町、県外自治体、環境省、関係事業者団体等との連絡・調整を行う。
市町が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町が行う災害廃棄物仮置場や仮設焼却炉の設置及びその運営などの災害廃棄物の処理に対して支援・助言を行う。 ・被災市町が行う災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金申請事務について、支援・助言を行う。 ・必要に応じて県、市町、国（環境省）、関係団体等による会議を開催し、情報の提供、集約及び調整等を行う。 ・公費解体を含め、処理スケジュールに沿って処理が進行しているか市町から情報収集し、必要に応じて支援・助言を行う。
災害廃棄物処理の進捗状況の把握	
災害廃棄物処理対応記録の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画の見直しのため、災害廃棄物処理に係る記録を整理し、検証を行う。
組織体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて、組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制の見直しを行う。

関係機関との協力・支援の調整	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町による災害廃棄物の処理が適正かつ迅速に行われるよう、広域的な処理も含めて、被災していない市町、県外自治体、環境省、関係事業者団体等との連絡・調整を行う。
----------------	--

表 1.4.2 市町の役割

①平時	役割	内容
市町災害廃棄物処理計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 実際の災害対応や研修、訓練により明らかとなった課題を踏まえて、適宜見直しを行う。 	
組織体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の組織体制、指揮命令系統、情報収集体制、連絡体制、他市町及び関係団体との協力体制を整備する。 災害廃棄物処理対応に多くの人員が必要となるため、市内の他部署からの応援の確保など、人員の確保方法を具体的に検討する。 	
一般廃棄物処理施設の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震化、不燃堅年化、浸水対策等を実施し、災害時に施設が機能不全に陥らないようにする。(新設の処理施設は耐震性、浸水対策等に配慮した施設づくりを行う。) 施設の事業継続計画(BCP)を作成し、定期的に訓練を行う。 施設が被災した場合に備え、補修等に必要資機材の備蓄を行う。 	
仮置場候補地の選定、仮置場の管理・運営体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 想定される災害規模に応じた仮置場候補地を選定する。 仮置場候補地の規模に応じた管理・運営のための人員及び資機材の確保方法を検討する。 仮置場の設置に必要な資機材の備蓄を行う。 	
廃棄物処理法の特例活用の検討	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法の特例(第9条の3の2「市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例」及び第9条の3の3「非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例」)の活用を検討する。 	
災害用トイレの備蓄・し尿処理体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 避難所などで使用するための災害用トイレ(携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレなど)、衛生的な利用・運用に必要な物品の必要数を備蓄する。 仮設トイレ確保のため、リース業者、建設事業者との協力体制を整備する。 携帯トイレ、簡易トイレから出される便袋の収集・運搬及び処理体制について検討する。 簡易トイレからのくみ取りし尿の収集・運搬及び処理体制について検討する。 	

住民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市町災害廃棄物処理計画で定めた災害廃棄物の排出・分別方法など災害廃棄物の適正処理や、不用品の廃棄・リサイクル等について啓発を行う。 携帯トイレの備蓄や災害時のトイレの使用について、住民に啓発を行う。
住民・災害ボランティアへの広報の準備	<ul style="list-style-type: none"> 発災時に使用する広報案を作成する。 社会福祉協議会や広報部局と連携し、発災時の広報手段を検討する。 災害ボランティアセンター運営機関と住民の片付けを支援する災害ボランティアへの周知内容について協議しておく。
関係事業者団体等への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に円滑な対応が行えるよう、情報共有を行う。
職員等に対する教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に適正かつ迅速に対応できるよう、定期的に職員を対象とした研修会、図上訓練等の実施や、研修会、図上訓練への職員の派遣を行う。 災害廃棄物処理の実務経験職員等をリストアップし、定期的に更新する。

②直前に発生が予想できる災害への対応(風水害等)

役割	内容
組織体制等の確認	<ul style="list-style-type: none"> 平時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確認する。
仮置場の事前準備	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場候補地の状況確認、地元関係者、関係部署との調整を行う。
住民への広報の準備	<ul style="list-style-type: none"> 平時に作成した広報案をもとに、災害廃棄物の排出・分別方法、仮置場等の広報を準備・確認を行う。 平時に検討した住民への広報手段を確認する。
一般廃棄物処理施設での対策	<ul style="list-style-type: none"> 処理施設のBCPを確認し、実施体制を確保する。 施設の人的・施設被害等が最小限となるよう、職員の安全確保、施設・車両等の浸水対策等を行う。 できるだけ処理を進め、施設が停止した際にピットや貯留槽に溜め置きするための容量を確保する。 停電時の施設のピットや貯留槽の扉開閉方法の確認、非常用電源の動作確認を行う。 冷却水を確保する。(予備タンクへの満水注入)
関係事業者団体への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 予見される災害について情報提供するとともに、職員の安全確保や、重機、施設、車両等の浸水対策等について注意喚起を行う。 協定等に基づき要請に備え、必要な準備を依頼する。

③発災後

※災害規模や内容により異なるが、東日本大震災クラスの場合、初期期は発災から数日間、応急対応は3か月程度まで、復旧・復興は3年程度までを目安としている。

ア 応急対応（初期期の対応含む。）

役割	内容
組織体制等の確立	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確立する。 災害廃棄物の発生量や被害状況により体制の強化・見直しを行う。
情報の収集・報告	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況、一般廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生状況等の情報を収集する。(建物の被害棟数に係数を掛けると概ねの発生量が推計できる。) 県（県を經由して国）へ被害及び災害廃棄物の発生状況の報告を行う。
関係機関への協力・支援の要請	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設、車両等の状況、処理能力を確認し、災害廃棄物の処理に必要な人員、施設が不足するときは、県、他市町村等に協力・支援の要請を行う。
災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場を早期に開設し、管理・運営を行う。 仮置場内では、十分な人員配置を行い、分別指導を行う。 仮置場に持ち込まれた災害廃棄物について、可能な限り再資源化等を図りながら処理を行う。 自ら処理できない災害廃棄物については、処理を委託する。 通行の妨げとなる道路上や集積所等の災害廃棄物について、道路管理者、自衛隊、警察等と連携して撤去する。 公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の処理体制を整備する。
実行計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況から災害廃棄物の発生状況及び発生量を的確に把握し、処理スケジュール、処理フロー等を記載した実行計画を策定する。
住民への広報、啓発ボランティアへの公報	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の排出・分別方法、仮置場の設置場所、災害に便乗した廃棄物の持込禁止等について、適切な手段で広報を行う。 災害ボランティアセンター運営機関に対し、災害廃棄物の排出・分別方法、仮置場設置場所等について、災害ボランティアへの周知を依頼する。 公費解体を実施する場合は、住民に周知する。
災害廃棄物処理対応の記録	<ul style="list-style-type: none"> 市町災害廃棄物処理計画の見直し等のため、災害廃棄物処理対応を記録する。

補助金の申請	<ul style="list-style-type: none"> 災害等補助金の申請を念頭に置いた発注、記録（写真、日報類）を行う。 災害廃棄物処理にかかる費用及び廃棄物処理施設の災害復旧にかかる費用について、災害等補助金の申請を行う。(災害報告書の作成、査定、補助金交付申請等)
他市町村への協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> 県、被災市町村からの要請に備え、保有する一般廃棄物処理施設、車両、人員の稼働状況（余力）等を確認・整理する。

イ 復旧・復興

役割	内容
関係機関との協力・支援の要請	<ul style="list-style-type: none"> 広域処理の必要性について検討を行い、県、他市町等に広域的な協力・支援の要請を行う。
災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて仮設処理施設等の設置、運営を行うなど、処理を行う。 災害廃棄物の受入れや資機材の提供を行う。 必要に応じて職員を派遣する。
他市町村への協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町災害廃棄物処理計画の見直し等のため、災害廃棄物処理に係る記録を整理し、検証を行う。

1.9 発災後の処理の流れ

発災後における災害廃棄物対応業務は図 1.4.1～1.4.3 のとおりである。

表 1.5 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害応急対応	初期期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
	応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
	応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3カ月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる。(東日本大震災クラスの場合を想定)。

出典：災害廃棄物処理指針（環境省、平成 30 年 3 月改定）

図 1.4.3 発災後の対応業務（生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理）

区分	災害応急対応	応急対応 (復旧)	復旧・復興
生活ごみ 避難所ごみ等	<p>初期期</p> <p>ごみ焼却施設等の処理状況の把握、安全性の確認 → 稼働可能な地域の運搬、災害廃棄物緊急搬入</p> <p>→ 運搬体制の整備、必要資機材の確保 → 情報・再稼働の実態</p> <p>→ 作業方法の確立、周知・広報 → 収集状況の確認、支援要請</p>	<p>応急対応</p> <p>生活ごみ、避難所ごみの保管場所の確保 → 仮設運搬・巡回体制の確保 → 仮設運搬の稼働状況に合わせた分別区分の決定 → 仮設運搬・巡回・最終処分</p>	
生活ごみ			
避難所ごみ			
仮設トイレ等			
し尿			

出典：災害廃棄物処理指針（環境省、平成 30 年 3 月改定）

1.10 計画の見直し

1.10.1 計画の点検・更新

本計画は、県の地域防災計画や被害想定が見直された場合、防災訓練等を通じて内容の変更が必要となった場合など、状況の変化に応じて、毎年点検し、追加・修正を行っていく。

(1) 計画の定期的な見直し

毎年 1 回、訓練結果や収集した情報を評価し、計画の修正作業を行う。見直しの履歴については、計画に明記していく。

(2) 訓練の実施

本計画に基づき訓練を毎年 1 回実施し、本計画の問題点等を検証する。その方法としては、重点的に実施する項目を定め、数年で全ての項目を検証する方法も考えられる。

(3) 他の事例の情報収集

他の地域で災害廃棄物処理を行っている場合には、対応状況等の情報収集に努める。

(4) リストの更新

協定締結事業者団体の会員リスト、市町等連絡先一覧、行政機関の廃棄物部局経験者リストやその他の関係者の連絡先については、毎年、内容を更新する。

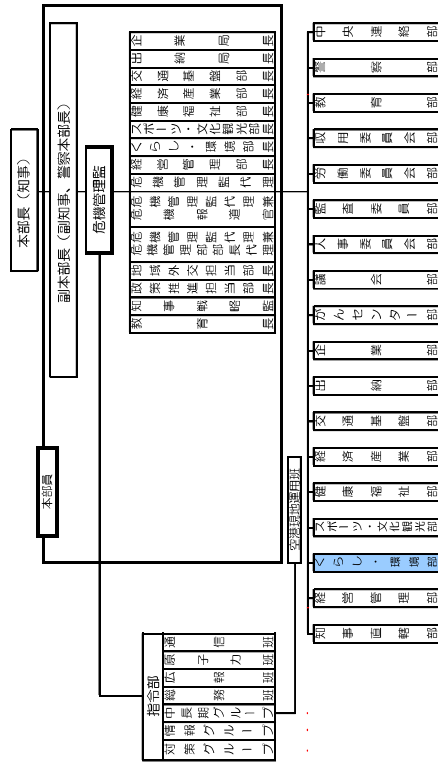
(5) 被災後の記録の整理

災害を受け、災害廃棄物処理が終了した後、処理に係る記録を整理するとともに、評価を行い、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行う。なお、記録の整理は、時期区分（初動、応急対応、復旧・復興等）毎に振り返りを行い、発生量、発生単単位、処理経費等のデータ整理を行い、記録誌として取りまとめることが望ましい。

2. 平時の備え

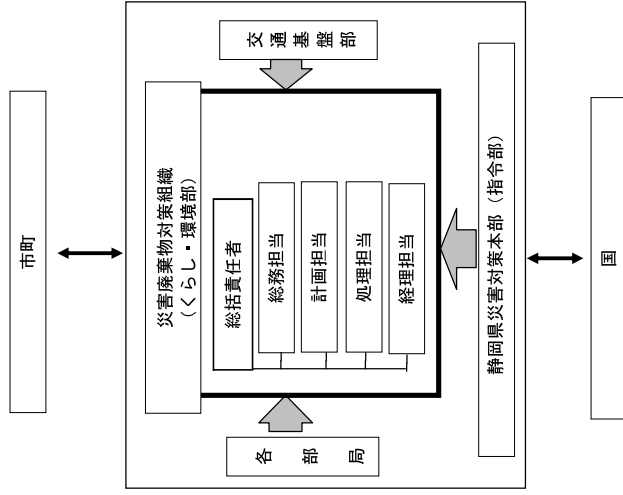
2.1 内部組織体制の整備

県は、被災時の内部組織体制として、「静岡県地域防災計画」に基づき、「静岡県災害対策本部」を構築する(図2.1)。静岡県災害対策本部において災害廃棄物対策は「くらし・環境部」が所管する。災害廃棄物対策における内部組織体制は、図2.2を基本とする。



出典：静岡県地域防災計画（資料）災害対策本部運営要領中の図を加工

図 2.1 静岡県災害対策本部



出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成24年5月）を参考に作成

図 2.2 災害廃棄物対策における内部組織体制

内部組織体制構築に当たり考慮すべき点は、表2.1のとおりである。

表 2.1 内部組織体制構築に当たり考慮すべき点

ポイント	内容
総括責任者が意思決定する体制	正確な情報収集と指揮を速やかに行うため、総括責任者を定めて意思決定体制を一元化し、権限の範囲を明確にする。 災害廃棄物処理は短期間に膨大な業務が発生し、また処理が長期にわたることも想定されることから、責任者においても交代要員を確保しておく。
土木・建築職経験者の確保	家屋解体や散乱物の回収は、土木・建築工事が中心であり、その事業費を精算し設計書等を作成するため、土木・建築職の経験者を確保する。

災害対策経験者の受入れ	円滑な災害対応を進めるため、他の自治体に災害対策経験のある職員の出遣を要請し、アドバイザーとして各部署に配置する。また、組織内部の災害支援経験者をリストアップし確保する。
-------------	---

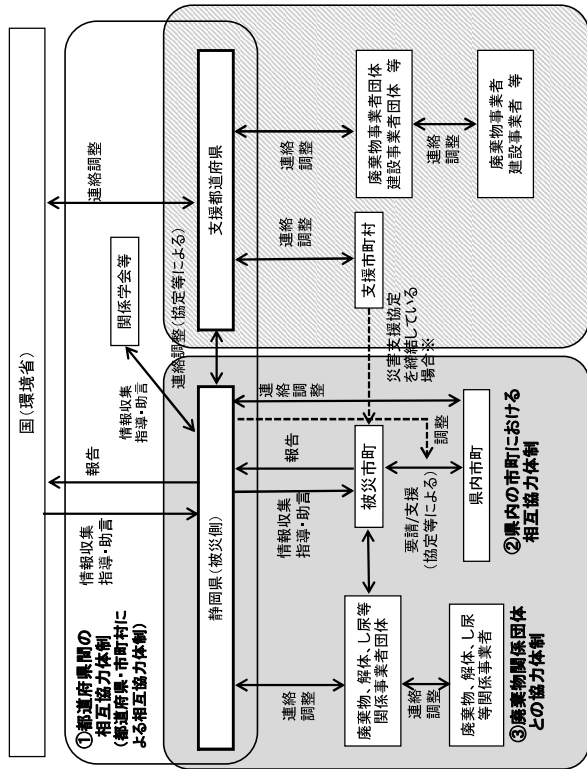
2.2 外部協力・支援体制の整備

本県が被災した場合、県内及び県外との協力・支援体制は、広域的な相互協力体制とする(図2.3)。

県内市町間の協力体制は、「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定」に基づき、市町が個別に調整することを原則とし、県が広域的な調整を行う。

県域を越えた広域体制については、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに中部圏、関東圏の個別協定が締結されている。また、関東圏及び中部圏の自治体等で構成する大規模災害時廃棄物対策関東ブロック及び中部圏ブロック協議会においては、県域を越えた連携手順を定めた「大規模災害時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画」及び「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」が策定されている。それらの協定等に基づき、県が具体的な協力要請を行う。特に、想定被害が重ならない地域との広域的な協力体制の整備を推進する。(災害時に活用できる協定は参考資料No8を参照)

さらに、「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「災害時における応急対策業務に関する協定」により、し尿等収集運搬事業者団体や廃棄物事業者団体、建設事業者団体等との協力体制が円滑に機能するように、訓練等を通じた連絡体制の確認を継続して行う。



※政令指定都市間や姉妹都市間関係にある市町村間では、直接協力・支援が行われる場合がある。
出典：災害廃棄物処理指針(環境省、平成26年3月)

図 2.3 県内及び県外との協力・支援体制

一方、被災直後の道路啓開や家屋撤去等は、機材を有し実行力のある民間事業者の協力が無ければ進められないため、協定の有無に関わらず関係事業者団体等との情報共有と協力体制の構築は重要である。

また、災害廃棄物の性状や組成は産業廃棄物に近いものもあり、これらの処理処分においては、産業廃棄物のノウハウと機材を有し、大量の廃棄物処理に対応できる民間事業者を活用することで、迅速な処理が可能となる。

2.3 職員への教育訓練等

県及び市町は、それぞれの災害廃棄物処理計画の記載内容について、平時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行っていく。また、災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経

2.5 仮置場候補地の選定

仮置場とは、災害廃棄物を集積、保管、処理するために一時的に設置される場所である。

なお、仮置場に自力搬入できない住民のために市町が被災地区内等に集積所を設けることがあるが、通常のごみステーションや住宅地内の小規模公園等を収集所として用いることは、道路通行の支障や生活環境の悪化を招く恐れが高いことから避けることが望ましい。

集積所を設置する場合には、適正に管理するための人員を確保した上で、廃棄物を早期に搬出し、仮置場に搬入するための収集・運搬体制を構築しておくことが求められる。

表 2.2 仮置場の種類と特徴

名称	特徴
集積所・住民用仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 被災した住民が片付けごみ（壊れた家具や家電等）を集積する場所 発災後すぐに被災地区に近い公有地等に設置する場合があります、設置期間も数週間程度までと短期間とする場合が多い
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物を、被災市町村内において一時的に集積する場所であり、市町村が設置する 処理前に、災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所（簡易な破碎を行う場合もある）
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合に、再分別・保管しておく場所であり、被災市町村や被災都道府県が設置する 仮設の破碎・焼却設備等の設置及び処理作業を行うための場所 大規模で設置数は少なく、長期間運営される場合が多い

出典： 仮置場に関する検討結果（災害廃棄物対策東北ブロック協議会平成31年3月）

各仮置場の関係は図 2.4 のとおりである。

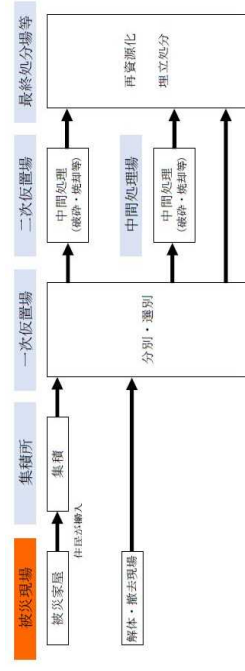


図 2.4 災害廃棄物処理における仮置場

験を有する専門家等を交えた情報共有や講習会を開催する。

このような教育訓練や研修会等を継続的に行って人材の育成を図り、また、その成果を県及び市町災害廃棄物処理計画の見直しや、協定の締結等の平時の災害廃棄物対策につなげる。

県及び市町は、教育訓練の成果として知識・経験を習得した者及び、実務経験者をリストアップする。実務経験者は災害廃棄物のみでなく廃棄物処理に関する経験者を含む。

2.4 事業継続計画（BCP）の策定

事業継続計画（BCP）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急事業及び継続性の高い通常事業（以下「非常時優先事業」という。）を特定するとともに、非常時優先事業の事業継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時にあっても、適切な事業執行を行うことを目的とした計画である。

内閣府（防災担当）では、地方公共団体における地震発災時を想定した事業継続体制に係る検討を支援することを目的として、事業継続の検討に必要な事項及び手法等ととりまとめた「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引き」とその解説（平成22年4月）を策定している。

また、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、施設の耐震化、浸水対策等を推進し廃棄物処理システムの強靱化を確保することが求められており、国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）に基づく国土強靱化アクションプラン2018では、大規模自然災害発生後においても、再建・回復できる条件を整備することとされている。

市町の廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となるべき施設であり、これらの観点からも、県は、市町の廃棄物処理施設の事業継続計画について策定を求めていく。

市町は、最大ケースの災害廃棄物発生想定量を考慮して、仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を事前に選定する。必要面積に満たなくとも、可能な限り多くの候補地を検討、選定に当たっては、仮置場、破碎作業用地・焼却施設用地、保管用地等の利用方法も同時に検討する。また、土地の管理者や所有者と仮置場の貸与・返却時のルールを事前に定めておく。

県は、市町の仮置場候補地の確保状況について、定期的に情報収集を行う。また、市町から事務委託を受けた際の二次仮置場等の候補地について、事前に検討を行う。

■ 仮置場の必要面積の推計方法

【推計式の例】

必要面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1＋作業スペース割合)

集積量＝災害廃棄物の発生量－年間処理量

見かけ比重：可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)

積み上げ高さ：5m以下が望ましい。作業スペース割合：0.8～1

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル(東日本大震災を踏まえて(一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成24年5月))

【津波堆積物の見かけ比重の例】

見かけ比重：津波堆積物 1.46 (t/m³)

出典：津波堆積物処理指針(一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成23年7月)

※生活ごみと災害廃棄物が混じらないよう、普段のごみステーションを片付けごみの集積所として用いることは避けることが望ましい。

(参考)

■ 仮置場の選定

【仮置場の選定方法】

第1段階として、法律・条例等の諸条件によるスクリーニングの後、第2段階として、公有地の利用を基本とし、面積、地形等の物理的条件による絞り込みを行う。第3段階として総合評価によって仮置場候補地の順位付けを行い選定する。

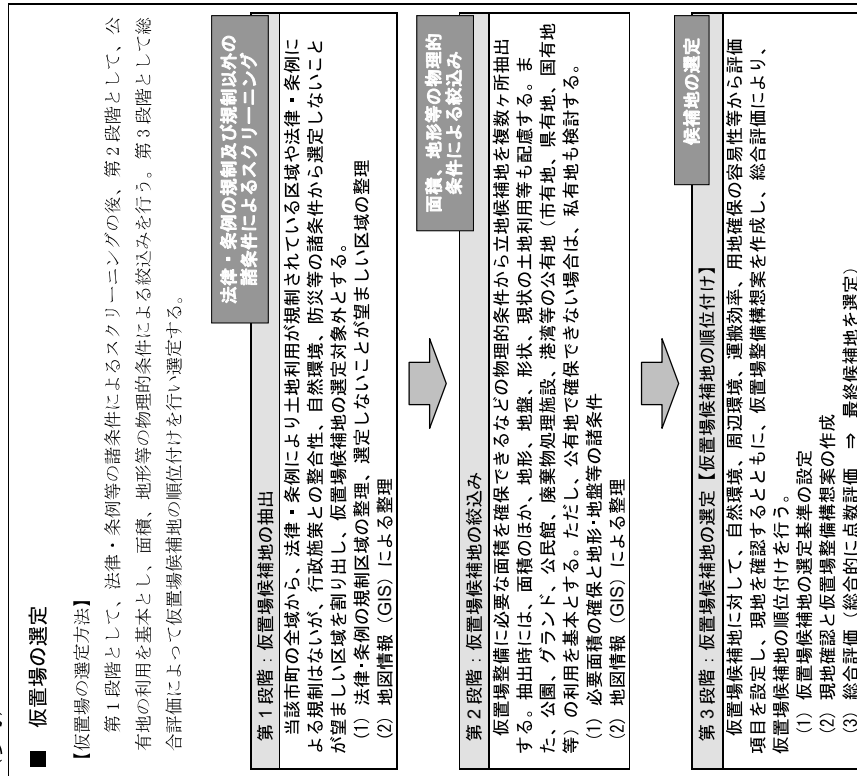


図 2.5 仮置場の設置可能場所の選定方法

2.6 災害用トイレとし尿処理

被災の初期段階では、上下水道機能の被災、浄化槽の被災等により水洗トイレの使用が難しくなることも避難者の集中によりトイレが不足することから、多くの災害用トイレ（携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ等）が必要となる。市町においては、災害用トイレ及びびトイレの衛生管理に必要な用品の備蓄を行うとともに、住民に携帯トイレの備蓄を呼び掛ける。

災害直後には携帯トイレや簡易トイレを使用し、その後仮設トイレに切り替えていくことが想定されるため、市町においては、携帯・簡易トイレの便袋の収集、運搬方法、処理方法、及び、仮設トイレの設置に伴い新たに必要となるし尿の収集・運搬、処理方法の検討を行い、民間事業者との協定などにより、処理体制を確保しておく。

災害時のトイレについては、内閣府による「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を参考に「トイレの確保・管理計画」を作成することも求められている。

県においては、平時においては県民に携帯トイレの備蓄を、市町に携帯・簡易トイレの備蓄や処理体制の整備を促すとともに、協定等による支援要請先の確保や、庁内の関係各課と情報の共有を行う。発災後は、被災市町からの支援要請等に応じ、表 2.3 の支援を実施する。

表 2.3 仮設トイレ等し尿処理に関する支援

分類	内容
仮設トイレ	被災市町からの要望に応じて、次の団体にに対し仮設トイレの支援要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレを有する市町、一部事務組合 建設事業者団体やレンタル事業者団体 国、他都道府県
し尿処理	被災市町からの要望に応じて、次の団体にに対しし尿処理の支援要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> し尿の収集・運搬を行う事業者団体、市町、一部事務組合 し尿処理施設を有する市町、一部事務組合、事業者 国、他都道府県

3. 応急対応（初動期を含む。）

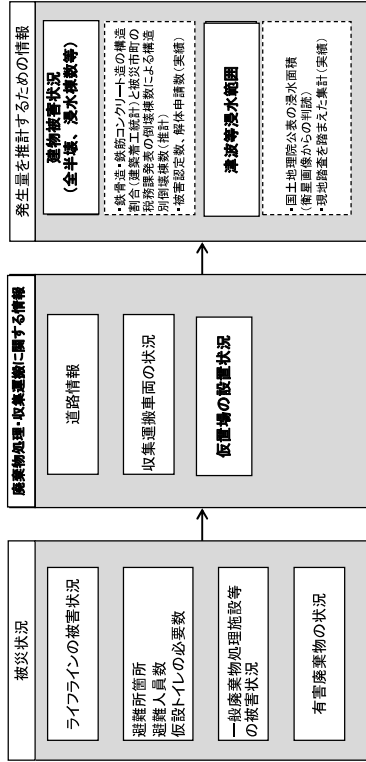
3.1 状況把握

県は、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、災害が発生した直後から廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物の発生量等についての情報を収集する。

3.1.1 把握する情報

県が把握すべき被災市町の情報は、被災状況（ライフラインの被害状況、一般廃棄物処理施設等の被害状況等）、収集運搬体制に関する情報（道路情報、収集運搬車両の状況、車両燃料）、災害廃棄物発生量を推計するための情報（全半壊の建物数、津波浸水範囲）等である（図 3.1 参照）。

また、災害廃棄物発生量推計に必要な情報の入手方法・頻度は、表 3.1 のとおりである。



出典：災害廃棄物処理指針（環境省、平成 26 年 3 月）から編集

図 3.1 把握する情報

表 3.1 災害廃棄物発生量推計に必要な情報の入手方法・頻度

分類	入手方法	入手頻度
建物被害状況 （全半壊、浸水棟数等）	被災市町からの報告 （市町職員による現地踏査、解体申請数）	定期 （初動期 1 日 2 回 応急対応 1 日 1 回～ 週 1 回）
津波等浸水範囲	国土地理院の公表（浸水面積データ） 被災市町による現地踏査結果	公表時 不定期（適宜実施）

3.1.2 状況把握の方法

県は、被災市町等の状況把握のため、「静岡県地域防災計画」に基づき、防災行政無線や衛星携帯電話、インターネットツール等を積極的に活用する。職員を被災市町等に派遣して情報を収集するとともに、国等からの情報収集にも努める(表3.2)。

県は、被災市町等との連絡を相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。

表 3.2 状況把握の方法

区分	内容
防災行政無線	主として県と市町間の情報伝達に用いる。
中央防災無線 (緊急連絡用回線)	内閣総理大臣官邸及び緊急災害対策本部(又は非常災害対策本部)等と直接通信連絡を行う必要がある場合に用いる。
その他無線及び有線電話等	孤立防止用衛星電話、災害応急復旧用無線、同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話及び有線電話等あらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。 東海地方非常通信協議会加盟無線局(静岡県分)、加盟機関は資料編Ⅱ(8-6-1)のとおりである。 ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会(東海総合通信局無線通信部陸上課)に要請する。
報道機関への協力 要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。
自主防災組織を通じた 連絡	主として市町が地域内の情報伝達する場合に活用する。
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。
広報車等の活動	

出典：静岡県地域防災計画(静岡県、令和2年7月)

3.2 被災時の連絡体制【県内市町が被災した場合】

3.2.1 県が支援要請を受ける場合

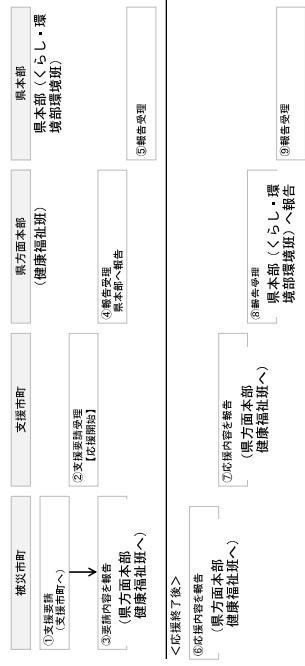
県が県内の被災市町から支援要請を受ける場合、その要請内容と主な要請先は表3.3のとおりである。また、支援要請の手順を図3.2に示す。

表 3.3 支援要請の要請先と要請項目

支援要請	要請項目	県の主な要請先(協定先)
仮設トイレ等の調達	<ul style="list-style-type: none"> 要請理由 場所及び期間 必要とする設備 廃棄物の種類及び必要処理量 物資・資機材等の品名及び数量 	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省 環境省(大規模災害時関東/中部ブロック) 関東地方知事会(1都9県)
し尿の収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> 必要とする人員 業務の内容 業務責任者 連絡責任者 その他特記事項 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県環境整備事業協同組合 日本環境保全協会静岡県支部 環境省(大規模災害時関東/中部ブロック) 関東地方知事会(1都9県)
災害廃棄物の運搬・処理		<ul style="list-style-type: none"> (公社)静岡県産業廃棄物協会 環境省(大規模災害時関東/中部ブロック) 関東地方知事会(1都9県)

3.2.2 市町間での支援要請

県を介さず市町間で、支援要請を行った場合は、図 3.3 の手順に従って要請内容を県に報告する。



3.3 支援要請への対応【県外の被災自治体を支援する場合】

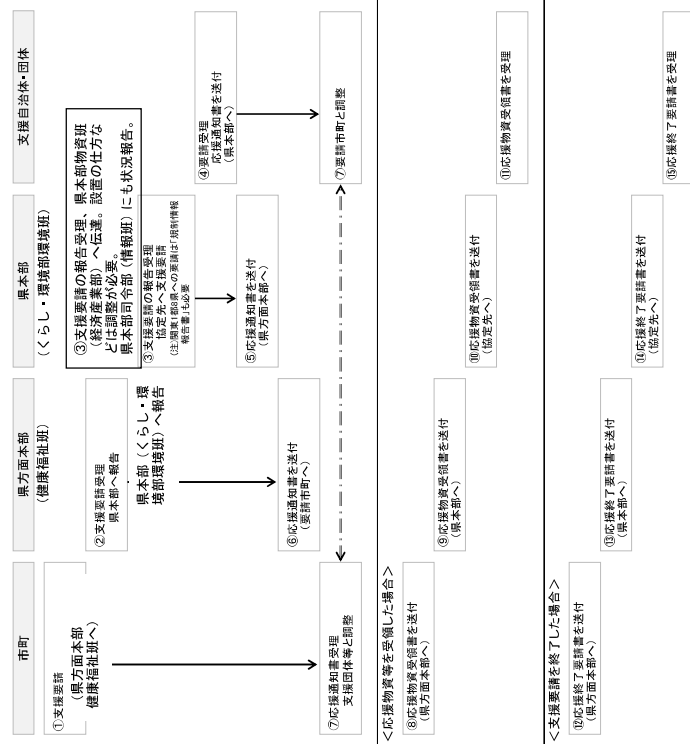
静岡県が県外の被災自治体を支援する場合、利用可能な連絡手段を確保し、被害情報・支援ニーズを把握した上で、協力・支援体制を整備する。

3.3.1 支援要請への対応

県外自治体から支援要請があった場合、県は、被災市町の被害状況、支援ニーズ等を踏まえながら、他自治体等と協力し支援を実施する。支援する内容は、表 3.4 のとおりである。

表 3.4 支援する内容

分類	メニュー	内容
平時 (事前準備)	災害廃棄物処理の実務経験者のリストアップ	廃棄物処理の実務経験者などの氏名、所属、支援可能分野などを整理する。
	廃棄物処理施設の災害時の受入可能量の把握	県内の廃棄物処理施設の能力及び現状の処理量を把握し、受入れ可能な種類別の災害廃棄物量を集計。
	支援協定の締結とルール(手続、様式等)の準備	廃棄物処理等の支援を実施するための協定締結に向けて手続を検討、様式作成等の準備を実施。
応急対応	支援に必要な情報収集	被災自治体における災害廃棄物発生量や道路等の被害状況、支援ニーズ等を把握。
	協力・支援体制の整備	被害状況や支援ニーズ等に基づき、適切な人材配置、処理施設稼働調整等のための協力・支援体制を整備。
	支援の実施(職員派遣を含む)	整備した協力・支援体制により、必要な人材の派遣、処理施設や車両・重機の幹旋等の支援を実施。



3.4 災害廃棄物発生量の推計

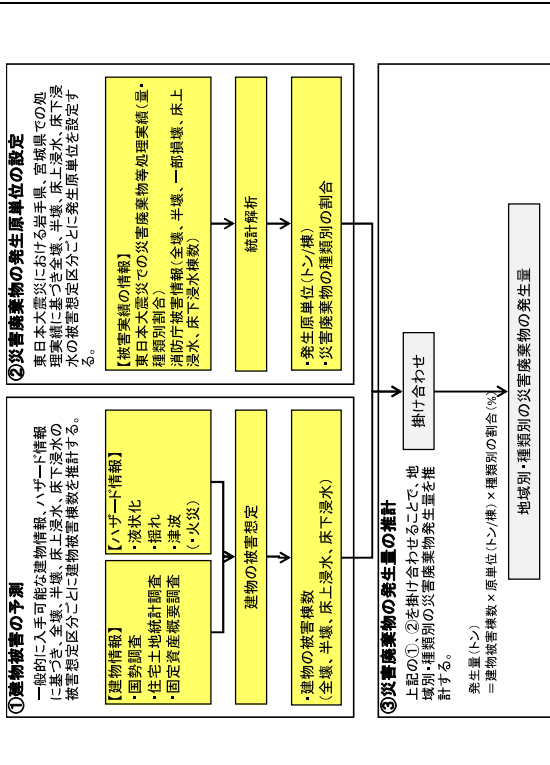
県及び被災市町では、災害廃棄物処理実行計画を策定し、処理体制を整備するた
め、はじめに、被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量を推計する。災害廃棄物
発生量は、建物の被害棟数や水害又は津波の浸水範囲を把握することにより推計
する。災害廃棄物発生量の推計方法は、以下のとおりである。

【災害廃棄物発生量の推計方法（災害廃棄物対策指針より）】

- ・東日本大震災の実績等を参考に、原単位を設定した上で、地域ごとの災害廃棄物の発生量を推計する。
- ・発災後は、当面「東日本大震災」の発生原単位を使用する。

災害廃棄物	全壊：117トン/棟、半壊：23トン/棟 床上浸水：4.62トン/世帯、床下浸水：0.62トン/世帯
津波堆積物	0.024トン/m ²
- ・一般的に人手可能な情報（被害棟数、津波浸水面積等）を用いて、種類別の発生量を推計できる方法とする（図3.4、図3.5参照）。
- ・発生後は、最新の被害情報等に基づき、適宜精度を高めるための更新を行う。

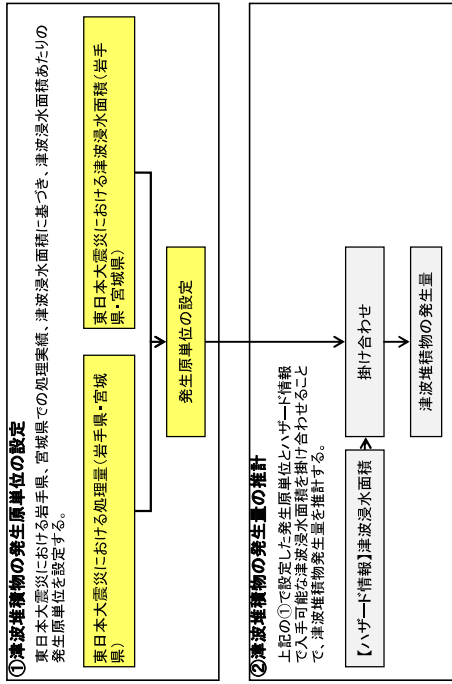
■災害廃棄物発生量推計の検討フロー



出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-1 災害廃棄物の発生量の推計方法（環境省、平成26年3月）

図 3.4 災害廃棄物発生量の推計方法

■津波堆積物発生量推計の検討フロー



出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-1 災害廃棄物の発生量の推計方法（環境省、平成26年3月）

図 3.5 津波堆積物発生量の推計方法

【災害廃棄物発生量の試算（例）】

- ・被害の大きさを3ケースに分けた場合の災害廃棄物発生量を試算する。想定した被害ケースは、表3.5のとおり。

表 3.5 想定した被害ケース

種類	区分	ケース1	ケース2	ケース3
災害廃棄物	全壊(棟)	1,200	12,000	120,000
	半壊(棟)	1,200	12,000	120,000
津波堆積物	浸水面積(m ²)	3,000,000	30,000,000	300,000,000

- ・各被害ケースにおける災害廃棄物発生量試算結果は、表3.6のとおり。

表 3.6 災害廃棄物発生量試算結果

種類	区分	ケース1	ケース2	ケース3
災害廃棄物	全壊(トン)	140,400	1,404,000	14,040,000
	半壊(トン)	27,600	276,000	2,760,000
津波堆積物	浸水面積(トン)	72,000	720,000	7,200,000
	合計(トン)	240,000	2,400,000	24,000,000

<参考> 東日本大震災の場合
 全壊・半壊戸数 宮城県 約24万棟 岩手県 約2.4万棟
 浸水面積 宮城県 327 km² 岩手県 58km²

3.5 事務委託による廃棄物処理

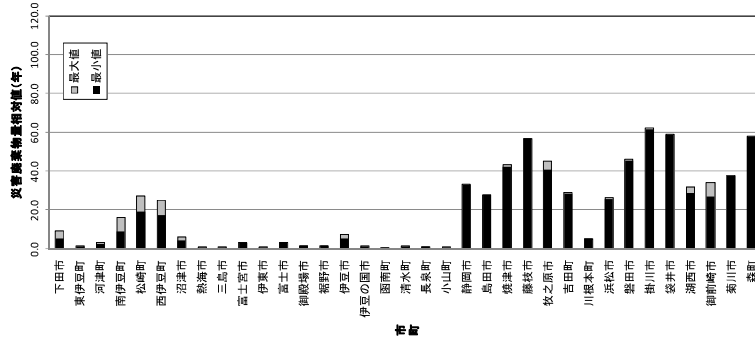
災害廃棄物は一般廃棄物となることから、市町に処理責任があるが、被災の状況によっては処理が困難となる場合もある。この場合、市町は地方自治法に基づき県に事務委託を要請することが可能である。事務委託による県の災害廃棄物処理における基本的な考え方と処理の作業手順を示す。

3.5.1 県の災害廃棄物処理における基本的な考え方

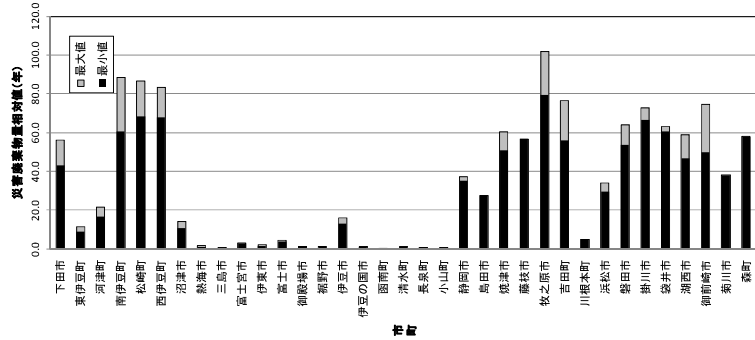
- 災害廃棄物の処理主体は市町である。
- 但し、市町の被災状況や災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の能力、職員数の被災状況等を考慮して、市町による処理が非常に困難な場合には、市町からの要請を受けて、事務委託により県が処理を代行する。
- 被害が甚大で、災害廃棄物の量に対し市町の処理能力が明らかに不足している場合等については、市町からの要請を待たずに、事務委託も含めた必要な支援を開始する。
- 上記判断の目安として、各市町の災害廃棄物量相対値(年)[※]を考慮する。

※ 災害廃棄物量相対値(年)＝災害廃棄物量(トン)÷ごみ総排出量(トン)

災害廃棄物量相対値(レベル1)



災害廃棄物量相対値(レベル2)



災害廃棄物量相対値：災害廃棄物量(トン)÷ごみ総排出量(トン)
ごみ総排出総量：計画収集量+直接搬入量+集団回収量

※ 図 3.6 災害廃棄物量相対値(年)は「一般廃棄物処理事業実態調査結果(愛知県 平成24年度)」を使用。

図 3.6 災害廃棄物量相対値(年)

災害廃棄物推定量と平時のごみ総排出量から算出した災害廃棄物量相対値が初動時における応援体制の構築に有効といわれていることから^{*}、これを1つの目安とした。

なお、当該相対値(年)は、各市町における処理年数を示すものではなく、大規模災害発生時の廃棄物処理に係る相対的な負荷を想定するための目安である。

※ 出典：水害時における行政の初動対応からみた災害廃棄物発生量の推定方法に関する研究(平山修久他、環境システム研究論文集、2005年10月)

3.5.2 事務委託による災害廃棄物処理の作業手順（フロー）

市町から県への事務委託により、県が災害廃棄物処理を実施する場合の作業手順は、図 3.7、図 3.8 のとおりである。

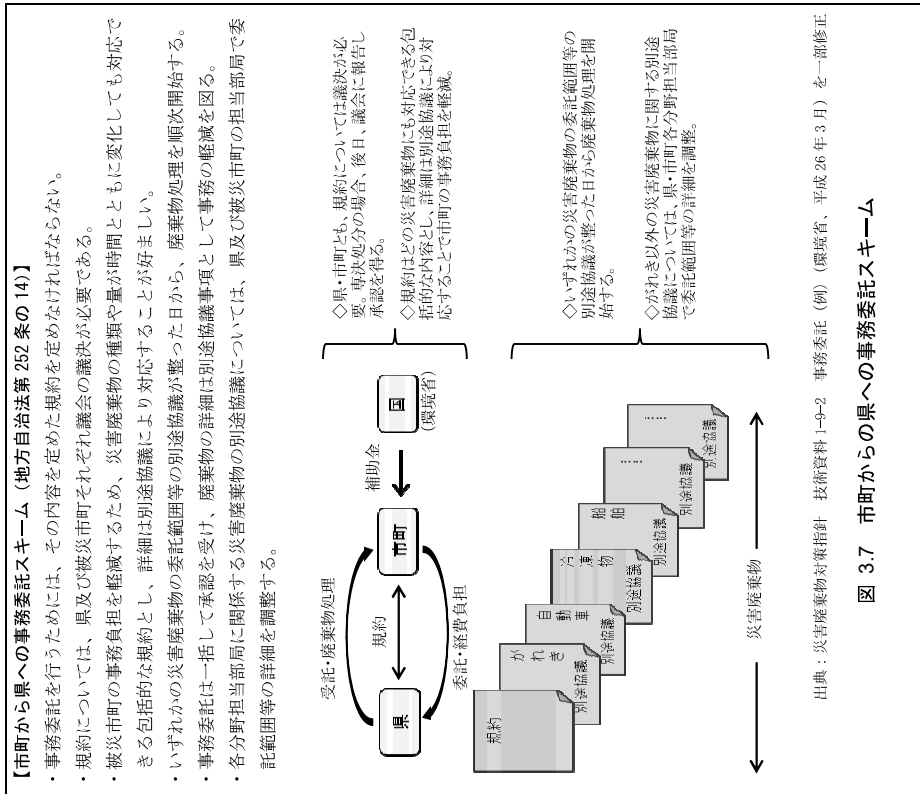


図 3.7 市町からの県への事務委託スキーム

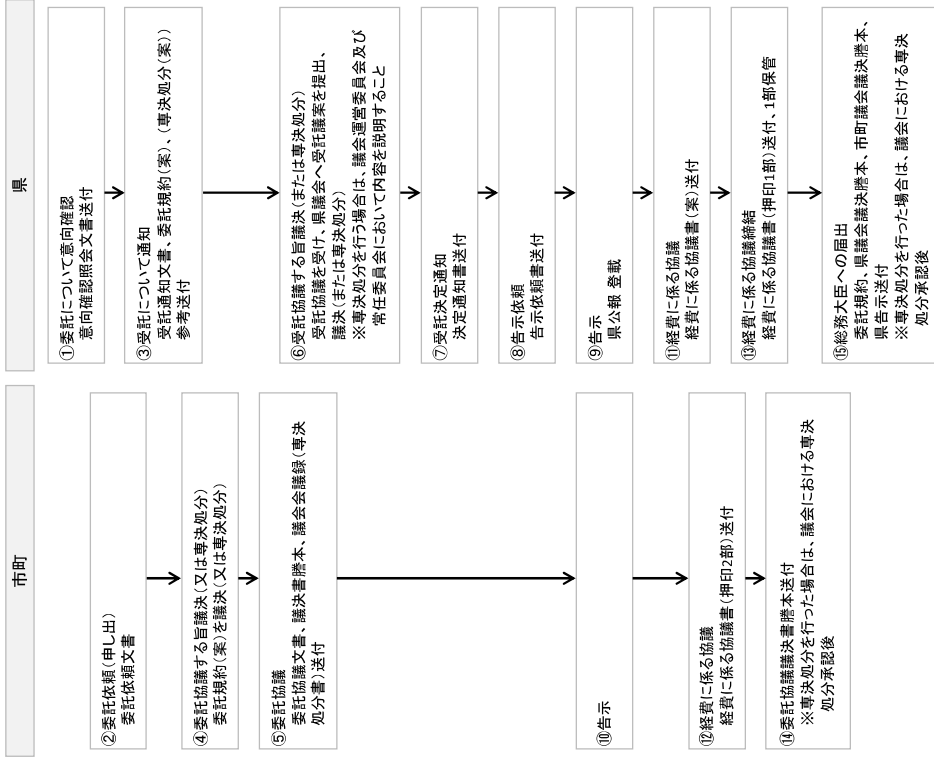


図 3.8 事務委託の流れ

3.6 災害廃棄物処理対策協議会の設置

災害廃棄物の適切かつ円滑な処理を推進するため、国及び関係市町、関係団体等による連絡調整組織として、「災害廃棄物処理対策協議会」を設置することがある。

災害廃棄物処理対策協議会では、主に処理の基本方針の検討、処理に係る詳細計画の検討、処理進捗状況の確認等を実施する。

【東日本大震災における災害廃棄物処理対策協議会の設置事例】

・岩手県

国（厚生労働省、国土交通省など9機関）、市町村（宮古市、釜石市など12市町村）、関係団体等（岩手県市町村清掃協議会、社団法人岩手県建設業協会など3団体）が参加し、平成23年3月から平成24年5月までの期間に計4回開催された。

（参考URL：<http://www.pref.iwate.jp/kankyousai/saihai/18651/index.htm>）

・宮城県

国（財務省、環境省など11機関）、市町村等（県内市町村及び一部事務組合など41団体）、関係団体等（社団法人宮城県建設業協会、宮城県土地家屋調査士会など8団体）が参加し、平成23年4月に開催された。

（参考URL：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsaihaitai/kyougikai.html>）

4. 災害廃棄物処理実行計画の策定と実行

4.1 災害廃棄物処理実行計画の位置付け

本計画は、災害廃棄物処理に係る組織体制、連絡手段等の管理体制、災害廃棄物の処理手順等について、県が、発災に備え平時に定めておくものである。

一方、災害廃棄物処理実行計画は、発災後、国の策定する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を踏まえ、被災状況に応じた処理の基本方針を含む災害廃棄物の具体的な処理作業を、被災市町及び事務委託を受けた県が具体的に定めるものである。

以下、県が事務委託を受けて、災害廃棄物処理実行計画を策定するに当たり、県が検討する事項と市町に具体的検討を求める事項について記載する。

4.2 処理方針の決定

災害廃棄物の処理を行うに当たっては、最初に、処理期間、処理費用、処理方法等を処理方針として明確にすることが必要である。

○ 災害廃棄物の処理方針は、処理主体である市町が、想定される量及び種類を前提として平時に設定する。発災後は、災害廃棄物の発生状況を把握し、速やかに処理方針を決定する。

県は、市町が処理方針を決めるために必要な情報提供及び支援を行う。

○ 災害廃棄物の処理に当たっては、3R（削減：Reduce、再利用：Reuse、再利用率：Recycle）の観点から、一次仮置場、二次仮置場においてリサイクルを進め、焼却処理量、最終処分量をできるだけ少なくすることを基本とする。

○ 処理方針に沿って、仮置場の面積や運営方法、分別精度、仮設廃棄物処理施設、地元雇用、処理フロー等が決定されていくが、実際の作業としては、最終的にどうするかという観点から逆算して全体スケジュールとフローを構築しなければならない。

4.3 種類別発生量・処理必要量の見直し

県及び市町は、3.4において推計した災害廃棄物発生量について、発災後、適宜見直す。

種類別発生量・処理必要量は、トラックスケール（車体ごと計量できる計量装置）での重量管理を行うとともに、計量していない仮置場内の災害廃棄物につい

ては、測量を行い体積に比重を掛け合わせて重量換算し、これに今後の建物解体・撤去等によって発生する量を加えることで推計する。

4.4 処理スケジュール

県及び市町では、次の事項をもとに災害廃棄物の処理スケジュールを検討する。

- ① 職員の被災状況、廃棄物の処分に関係する民間事業者の被災状況
- ② 片付けごみの排出状況
- ③ 撤去（必要に応じて解体）が必要な損壊家屋等の棟数
- ④ 災害廃棄物の性状毎の発生量
- ⑤ 処理施設の被災状況等を考慮した処理可能量など

処理は緊急性の高いものを優先する。緊急性の高いものとして次が考えられる。処理に当たっては、関係部局と調整を行う。

- ① 道路障害物の撤去
- ② 仮設トイレ等のし尿処理
- ③ 有害廃棄物・危険物の回収（回収後、早期に処理が必要）
- ④ 倒壊の危険性のある損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）
- ⑤ 腐敗性廃棄物の処理

処理の進捗に応じて、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込量、動員可能な人員数、資機材の確保状況等を考慮し、処理スケジュールの見直しを行う。

4.5 処理フロー

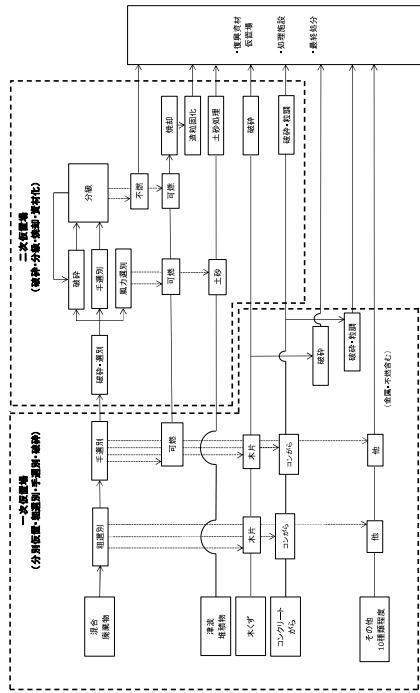
災害廃棄物の処理方針、発生量・処理必要量を踏まえ、災害廃棄物の種類別に、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法を一連の流れで示したものが処理フローである。本計画では、次の2種類の処理方針を想定し、その処理フローとして概略工程を示す（図4.1、図4.2参照）。

- 一次仮置場での徹底分別を優先する
一次仮置場では、搬入時に分別し、重機による粗選別と徹底した手選別を行った後、破砕機を用いて木くずやコンクリートがら等の一部を破砕し、直接リサイクル先、処理先に搬出する。二次仮置場では、一次仮置場で実施できない破砕・選別・焼却等の処理を行う。
（特徴：一次仮置場での分別仮置きと破砕・選別処理、比較的小規模処理）

- 二次仮置場での分別処理を優先する

一次仮置場では、混合集積し、重機選別による粗選別を主体として行う。二次仮置場において粗選別、破砕・選別・焼却等の処理を集中的に行う。
（特徴：一次仮置場への混合集積、二次仮置場での比較的大規模処理）

市町では、平時に、想定される災害廃棄物の量及び種類について、処理方針に基づき処理フローを設定するとともに、具体的作業工程について、情報収集を行う。発災後は、災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化等に応じ、処理フローを随時見直す。



時期区分	対応対応	復旧	復興
期間の目安	発災～3ヶ月	3ヶ月～1年	1年～3年
一次仮置場			
二次仮置場			
後継処理仮置場			
処理施設			
最終処分			

図 4.1 基本処理フロー（一次仮置場での徹底分別優先）

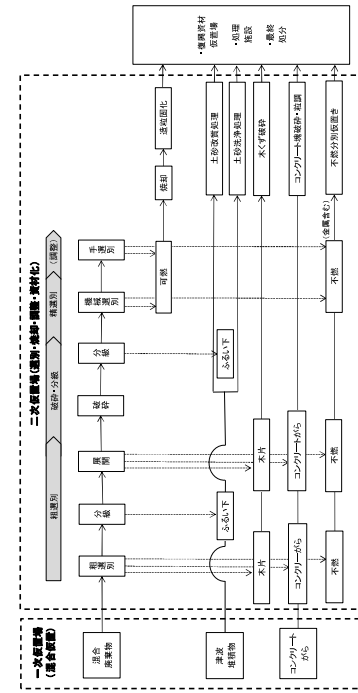


図 4.2 基本処理フロー（二次仮置場での分別処理優先）

4.6 収集・運搬

市町は、災害時に優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集・運搬の方法やルート、必要機材、連絡体制・方法について、平常時に具体的な検討を行う。発災後は、平時に検討した内容を参考とし、道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ収集・運搬の見直しを行う。収集・運搬に関する道路情報（国道、県道、市町村道の各道路の被災情報）は、県災害対策本部方面本部（各危機管理局）で把握できるので、各方面本部の情報を確認、把握する。なお、災害廃棄物の収集運搬は、対応時期によって異なるため、発災直後、初期、仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時に分けて考える必要がある。そこで、時期ごとの収集運搬車両の確保とルート計画を検討するに当たっての留意事項は、表 4.1 のとおりである。

表 4.1 収集運搬車両の確保とルート計画を検討するに当たっての留意事項

時期	収集運搬車両の確保とルート計画を検討するに当たっての留意事項
平時	・地元の建設業協会や産業廃棄物協会等と事前に協力体制及び連絡体制を確保しておくとともに、関係団体の所有する収集運搬車両のリストを事前に作成しておく。

災害廃棄物全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により処理施設の被災状況等を事前に想定し、廃棄物の発生場所と発生量から収集運搬車両の必要量を推計する。 ・災害初動時以降は、対策の進行により搬入が可能が仮置場が移るなどの変化があるため、GPSと複数の衛星データ等（空中写真）を用い、変化に応じて収集運搬車両の確保と収集・運搬ルートを変更修正できる計画とする。 ・災害初動時は廃棄物の運搬車両だけでなく、緊急物資の輸送車両等が限られたルートを利用する場合も想定し、交通渋滞等を考慮した効率的なルート計画を作成する。 ・利用できる道路の幅が狭い場合が多く、小型の車両しか使えない場合が想定される。この際の運搬には2トンダンプトラック等の小型車両で荷台が深い車両が必要となる場合もある。 ・直接、廃却施設へ搬入できる場合でも、破砕機が動いていないことも想定され、その場合、畚や家具等を缶箱・破砕しながら積み込めるプレス・ハンカカー車（圧縮板式車）が活躍した例もある。 ・発災直後は片付けごみが多く出され、通常より廃棄物の収集運搬量が多くなるため、通常時を超える収集車両や人員の確保が必要となる。 ・避難所及び被害のなかった地域からの生活ごみを集めるための車両（パッカー車）の確保が必要となる。そのためには、発災直後の混乱の中で収集車両及び収集ルート等の被災状況を把握しなければならない。
応急対応（初動期を含む）	
仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の運搬には10トンダンプトラックが使用されることが多い。収集運搬が必要が災害廃棄物量（推計値）から必要な車両台数を計画する。 ・仮置場への搬入は収集運搬車両が集中する場が多く、交通渋滞に配慮したルート計画が要求される。 ・ルート計画の作成に当たっては、できるだけ一方通行で完結できる計画とし、収集運搬車両が交錯しないように配慮する。 ・災害廃棄物の搬入・搬出量の把握のためには、仮置場にトラックスケールを設置したり、中間処理施設において計量したりすることが考えられる。ただし、これらの設備が稼働するまでの間や補正のため、収集運搬車両の積載可能量と積載割合、積載物の種類を記録して、推定できるようにしておくことも重要である。 ・災害廃棄物の運搬には、交通渋滞の緩和等のため、船舶を利用することも考えられる。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料1-13-3 収集運搬車両の確保とルート計画にあたっての留意事項（環境省、平成26年3月）を一部修正

4.7 仮置場

県は、事務委託を受けた被災市町の災害廃棄物について、市町及び県が事前に検討した仮置場候補地を基に、仮置場を確保・設置する。空地等は自衛隊の野営地、仮設住宅、被災自動車の保管場所などへの利用も想定されるため、関係部局との十分な調整が必要になる。なお、仮置場については3,000㎡以上の土地の改変の場合、土壌汚染対策法に基づき届出が必要になる。また、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるため、仮置前に土壌をサンプリングし、必要に応じて分析を行う。調査地点や調査方法については、表 4.3 を参照のこと。

4.8 環境対策

廃棄物処理の現場管理者となる県及び市町は、労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において、発災後、環境モニタリングを実施する。

4.8.1 環境モニタリングの項目・手法

環境モニタリングを行う項目は、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の仕様・保管場所等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

建物の解体現場及び災害廃棄物処理において考慮すべき環境影響と環境保全対策の概要は、表 4.2 に示すとおりである。

表 4.2 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策

影響項目	環境影響	環境保全対策
大気	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 仮置場の積上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体や廃棄物処理作業等に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 PCB 等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水・雨水の処理、水たまりの解消

出典：災害廃棄物対策指針資料編【技 18-5】環境対策、モニタリング、火災防止対策（環境省、平成 30 年 4 月）を一部修正

環境モニタリング地点の選定の考え方は、表 4.3 に示すとおりである。

なお、環境モニタリング地点を事前に検討している場合は、実際の被害状況や災害廃棄物処理施設の位置、処理・処分方法を踏まえ、環境モニタリング地点の再検討を行う。

環境モニタリングは、法令等により測定が義務付けられている項目のほか、実施場所での作業内容や周辺環境等を考慮して、適切な項目、適切な頻度を設定した上で実施する。

表 4.3 環境モニタリング地点の選定の考え方

項目	環境モニタリング地点の選定の考え方
大気、臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理施設（選別機や破砕機など）の位置、腐敗性廃棄物（水産廃棄物や食品廃棄物等）の位置等を確認し、環境影響が大きいと想定される場所を確認する。 災害廃棄物処理現場における主風向を確認し、その風下における住居や病院等の環境保全対象の位置を確認する。 環境モニタリング地点は、災害廃棄物処理現場の風下で周辺に環境保全対象が存在する位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 騒音や振動が大きい作業を伴う場所、処理施設（破砕機など）を確認する。 作業場所から距離的に最も近い住居や病院などの保全対象の位置を確認する。 発生源と受音点の位置を考慮し、環境モニタリング地点は騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定すること も検討事項である。
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 土壌については、廃棄物を集積する前に、10 地点程度から土壌を採取しておくこと、仮置場や集積所の影響評価をする際に有用である。また仮置場を復旧する際に、仮置場の土壌が汚染されていないことを確認するため、事前調査地点や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査地点として選定する。東日本大震災の事例として、以下の資料が参考となる。 <p>【参考資料】</p> <p>仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項（環境省） 災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領（岩手県） 災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領運用手引書（岩手県）</p>
水質	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の排水出口近傍や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。

出典：災害廃棄物対策指針資料編【技 18-5】環境対策、モニタリング、火災防止対策（環境省、平成 30 年 3 月）を一部修正

4.8.2 被害状況、災害廃棄物の処理進捗状況に応じたモニタリングの直直し
 環境モニタリングを行う項目は、平常時の検討内容を参考にし、被害状況に応じて決定する。災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の追加等を行う。

4.9 災害廃棄物を処理する場合の委託契約
 4.9.1 委託方法

廃棄物処理法では、市町が一般廃棄物処理を委託した場合、受託者の再委託は禁止されている。東日本大震災においては、再委託について限定的に以下の特例措置が取られ、災害廃棄物の迅速な処理に役立った経緯等を踏まえ、平成27年に廃棄物処理法施行規則が改正され、非常災害時には、一定の要件を満たす者に再委託することが可能となった。

<p>■ 廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部改正（平成27年8月6日施行）の概要</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正</p> <p>ア、災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念及び、国、地方公共団体、事業者など関係者間の連携・協力の責務を明確化</p> <p>イ、国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項を拡充</p> <p>ウ、非常災害時の一般廃棄物処理施設の設置、既存の産業廃棄物処理施設に係る手続の簡素化</p> <p>(2) 災害対策基本法の一部改正</p> <p>現行の廃棄物処理に係る特例措置に加え、</p> <p>ア、特定の大規模災害が発生した場合における、当該災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な方向等について環境大臣による指針の策定を新たに規定</p> <p>イ、特定の大規模災害が発生した場合において、被災地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合には、環境大臣が災害廃棄物の処理を代行できる措置を新たに規定</p>	<p>■ 廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令（平成27年8月6日施行）の概要</p> <p>ア、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項等について、都道府県廃棄物処理計画に新たに定めることとされたことを受け、これに係る基準を追加</p> <p>イ、非常災害時に市町村から一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を受託した者が委託により当該収集、運搬、処分又は再生を行う場合における委託の基準（再委託基準）を設定</p> <p>ウ、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可を要しない者として、非常災害時における再委託先を追加</p> <p>エ、改正法により新たに追加された、非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設に関する都道府県知事への事前協議の方法等を設定</p> <p>オ、非常災害時に一般廃棄物の処理の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置する場合に係る届出、当該施設の維持管理に関する事項、当該施設に関する記録及びその閲覧、事前届出を要しない軽微な変更、届出を要する変更等について設定</p>
---	--

4.9.2 入札手続のフロー

災害廃棄物処理業務を委託する場合の入札方式としては、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の3方式があるが、随意契約が可能な条件は、著しく制限されている。手続の基本的な流れの一例は図4.3のとおりである。

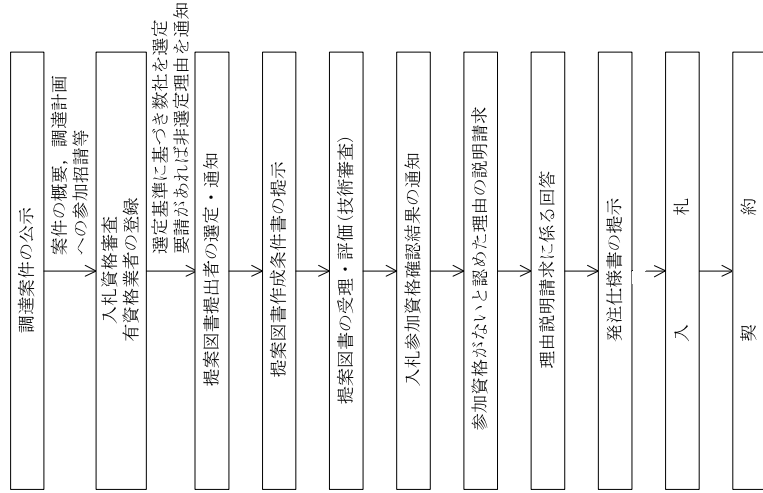
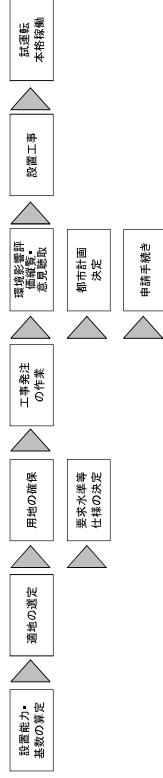


図 4.3 入札手続フロー一例

出典：廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010改訂版)(社団法人全国都市清掃会議、平成22年5月)

4.10 環境影響評価の手続

仮設焼却炉を設置する場合、設置場所を決定した後に、環境影響評価又は生活環境影響調査、工事発注作業、設置工事等を進める（図 4.4 参照）。仮設焼却炉の設置に当たっては、周辺住民への環境上の影響に配慮するとともに、工期の短縮化を図る。



出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成30年3月）

図 4.4 仮設焼却炉の設置フロー（例）

4.9.3 災害廃棄物処理業務の概要と業務の実施に当たって留意すべき事項
 災害廃棄物処理業務は、受託者が業務発注仕様書又は要求水準書に記載された災害廃棄物処理業務について技術提案書を作成し、その内容に沿って業務を実施する。災害廃棄物処理業務は、環境影響、適正処理、工事効率、リスク・労働環境等について配慮し、加えて被災した地元への十分な配慮をして工事を推進する必要がある。

(1) 技術提案書

災害廃棄物処理業務では、受託者決定に当たって、プロポーザル方式で公募し、総合評価方式で受託者を決定する方式が採用されている。応募者は、災害廃棄物処理を発注する処理主体が作成する業務発注仕様書又は要求水準書に沿って、技術提案書を作成して提出し、入札金額と合わせて総合評価を受けて、最高点を獲得した企業又は共同企業体を受託者として決定される。

技術提案書には、概ね、企業の実績、業務の実施方針、特定テーマに対する技術提案、入札金額を記載する。

(2) 総合評価項目

東日本大震災で実施されてきた総合評価方式による評価項目の配点やウェイトをみると、技術評価では運搬計画、処理計画、地元企業・事業者との連携地元雇用が高い評価点が与えられているケースが多い。

(3) 業務の実施に当たって留意すべき事項

業務の実施に当たって留意すべき事項は、以下のとおりである。

- ・業務実施体制が構築され、技術面、施工監理面に対応が可能なこと
- ・環境影響に配慮していること
- ・適正処理に配慮していること
- ・工事効率に配慮していること
- ・リスク・労働環境に配慮していること
- ・地元企業・雇用に配慮していること
- ・地元住民に配慮していること
- ・経費削減に配慮していること
- ・数量管理方針が確立されていること
- ・事業全体のマネジメント(管理)方針が明確となっていること

■ 仮設焼却炉の定義
 ここでいう仮設焼却炉は、自然災害により一時的に大量に発生した廃棄物の処理を目的として設置する焼却炉であり、災害廃棄物が無くなった時点で撤去されることを前提としている。

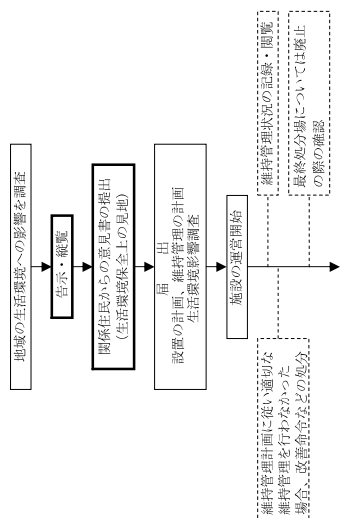
■ 静岡県等の環境影響評価条例（ごみ焼却施設の設置に係る規模要件）
 仮設焼却炉の設置に当たり、静岡県の環境影響評価条例のごみ焼却施設の設置に係る規模要件に該当する場合には、この条例に従って環境影響評価を行う必要がある。
 平成27年12月に静岡県環境影響評価条例を改正し、災害復旧又は再度災害の防止のための事業であって、緊急に実施する必要があると認められる事業については適用除外の規定を設けた。
 環境影響評価条例の対象とならない場合又は適用除外となった場合は、廃棄物処理法第8条に基づく生活環境影響調査を実施する必要がある。
 福島県では、国、県又は市町村等が行う東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興に必要と認められる事業について、福島県環境影響評価条例の規定を適用しない事業を指定し、仮設焼却炉は適用除外とされた。

ごみ焼却施設の設置	第1種事業	第2種事業
静岡県	200 トン/日以上	150 トン/日以上 200 トン/日未満
岩手県	4 トン/時以上 (96 トン/日)	2 トン/時以上 4 トン/時未満
宮城県	ごみ焼却施設は該当しない	
仙台市	100 トン/日以上又は面積 5ha 以上	
福島県	4 トン/時以上 (96 トン/日) なし	

■ 災害廃棄物処理施設設置に係る手続と生活環境影響調査

災害廃棄物の撤去・処理に係る中間処理施設設置に関する手続は、他の一般廃棄物処理施設と同様に環境省令で定めるところにより行わなければならない。

市町又は一部事務組合が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、廃棄物処理法第8条第2項に規定する事項を記載した届出書に生活環境影響調査書を添えて提出しなければならない。市町又は一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設の設定手続フローは、図4.5のとおりである。



注：□ の手続は最終処分場及び焼却施設を対象とする。

出典：廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版（平成 22 年、社団法人全国都市清掃会議）

図 4.5 市町又は一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設設置手続フロー

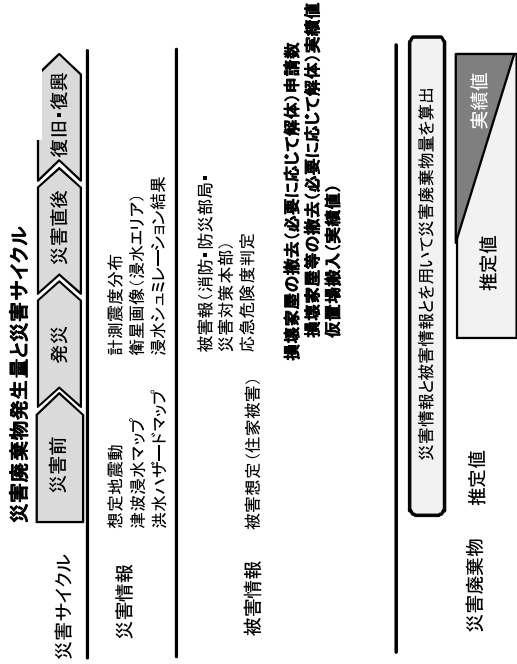
4.11 進捗評価

4.11.1 災害廃棄物処理実行計画に基づく進捗管理

当初の災害廃棄物処理実行計画は、発生直後に、その時点で把握できた被害の情報に基づきコミュニケーションによって発生量を推計し策定する。

その後、新たに把握できた被害の情報に基づき、精度を向上させた推計結果を踏まえて災害廃棄物処理実行計画の見直しを行っていく。

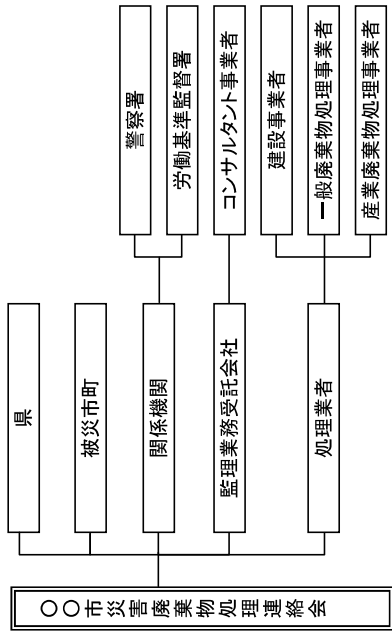
災害廃棄物処理実行計画に従って実施される事業の進捗管理方針（例）は、図4.6のとおりである。



出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成 30 年 3 月改訂）

図 4.6 進捗管理方針（例）

処理のスケジュールと進捗評価の方法を検討し、実行に移す。処理が長期間にわたる場合は、総合的、計画的に処理を進める観点から、必要に応じ関係機関による連絡会を設置し、全体の進捗管理を行う。連絡会の設置例は、図4.7のとおりである。



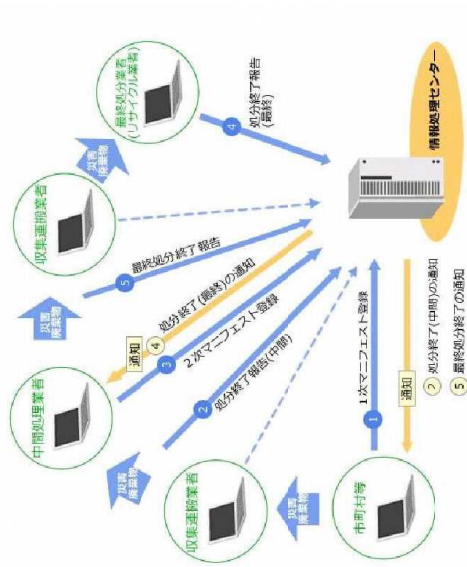
出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成30年3月改定）を一部修正

図 4.7 連絡会の設置（例）

全体の進捗管理を行うに当たり、東日本大震災において廃棄物の移動管理や処理の進捗管理の把握等に有益だったシステムの利用も考えられる。

例えば、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにおいては、産業廃棄物の排出から処分までの一連の状況を管理できる電子マニファエスタシステムをベースにして、統一フォーマットによる一元的な災害廃棄物の情報管理ができる「JW災害廃棄物処理支援システム」が開発され、平成23年8月から提供を開始し、岩手県内4市町村及び宮城県内1市3ブロックで利用された。

JW災害廃棄物処理支援システムは、市町村等、収集運搬業者、処分業者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターを介したネットワークで、災害廃棄物の情報管理を行い、災害廃棄物の運搬・処理の情報を市町村等、収集運搬業者、処理業者の三者で共有し、災害廃棄物の適正な収集運搬、処理終了を確認する仕組みである（図 4.8 参照）。



出典：東日本大震災の災害廃棄物処理への電子マニファエスタシステムの利用実態（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、第25回産業廃棄物資源循環学会研究発表会 講演原稿 2014）

図 4.8 JW 災害廃棄物処理支援システムの流れ

4.12 処理フローのシミュレーション

発生した災害廃棄物はそれぞれ一定の地区単位で処理されることから、災害廃棄物発生量及び必要処理量で複数ケースを設定し、それぞれにおいて仮置場の設置、処理フロー等をシミュレーションした（処理期間は3年間と仮定）。
市町の処理方針に応じ、必要事項をケースごとに整理しておくことにより、災害廃棄物処理が開始するまでの期間短縮を図る。

4.12.1 災害廃棄物の量と組成

1 地区当たりの災害廃棄物の量と組成は、表 4.5 の3種類とする。発生量①、発生量②及び発生量③については、比較的小規模、中規模、大規模の処理をそれぞれ行うことを想定しており、発生量①×地区数、発生量②×地区数、発生量③×地区数の和が、表 1.3.1 又は表 1.3.2 の発生想定量になると仮定している。

なお、災害廃棄物の組成は、「岩手県災害廃棄物処理詳細計画 第二次（平成25年度）改訂版」の推計量割合を参考に設定した。

表 4.5 災害廃棄物の量と組成の設定

分類	発生量① (万トン)	発生量② (万トン)	発生量③ (万トン)	割合 (%)	備考
可燃混合物	3.3	11	33	11	
不燃混合物	6.0	20	60	20	
木くず	0.6	2	6	2	
コンクリートがら	10.2	34	102	34	
金属くず	1.2	4	12	4	
津波堆積物	8.4	28	84	28	
その他	0.3	1	3	1	処理困難物、危険物等
計	30	100	300	100	

4.12.2 基本方針と基本処理フロー

各発生量における処理の基本方針は、4.5 で想定した次の2種類とし、その基本処理フローは、図 4.1 及び図 4.2 のとおりである。

- 一次仮置場での徹底分別優先
一次仮置場での分別仮置き、比較的小規模処理
- 二次仮置場での分別処理優先
一次仮置場への混合集積、二次仮置場での比較的大規模処理

4.12.3 最終処分量

東日本大震災においては、埋め立てる災害廃棄物量を大幅に減らすことができた例もあることから、本計画における最終処分量についても、資源を有効利用する3Rの観点から、発生量に対して数%まで削減できる処理フローの選択を目標とする。

4.12.4 再生資材

東日本大震災では復興資材や再生資材の受入先が決まらないため、これらの利用が進まない状況が多く見られた。

復興資材や再生資材の利用については、受入先の確保と要求品質への対応等が必要になることを考慮しなければならない。

県では発災後に迅速に復興資材活用計画が策定できるよう、令和2年1月に「復興資材活用方針（案）」を作成した。

4.12.5 処理スキーム

以上の前提をもとに、5種類のケースを想定した。各ケースのスキームを整理すると、図 4.9 のとおりである。

災害廃棄物 発生量	基本方針	
	一次仮置場での徹底分別優先 〔 一時仮置場での分別、 比較的小規模 〕	二次仮置場での分別処理優先 〔 一時仮置場への混合集積、 比較的大規模処理 〕
30万トン	ケース1	—
100万トン	ケース2	ケース4
300万トン	ケース3	ケース5

各ケースについて推計する事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場面積（一次、二次） ● 処理フロー（粗選別、破碎選別、焼却、焼却灰資源化(産粒固化など) ● コンクリート破碎 ● 土質改良・土壌洗浄 ● リサイクル量・最終処分量 ● メリット・デメリット

図 4.9 ケースごとのスキーム

4.126 ケーススタディ

以上のケーススタディを行った結果は、表 4.6 のとおりである。また、ケースごとの仮置場の必要面積の算出方法、施設規模算出方法及び処理フローの設定方法は、表 4.7～表 4.17、図 4.10～図 4.14 のとおりである。

一次仮置場については、必要面積が 9 万 m²～84 万 m² の範囲で、処理量が同じであるケース 2 とケース 4、ケース 3 とケース 5 はそれぞれ同規模である。二次仮置場については、6 万 m²～88 万 m² の範囲で、二次仮置場での処理が主体となるケース 4、ケース 5 の方が大規模になっている。

ケース 1～ケース 3 については、図 4.10～図 4.12、表 4.8～表 4.13 に示すとおり、一次仮置場において、金属くず、木くずチップ、再生砕石のリサイクルが可能であり、危険物等、不燃物、その他については処理又は最終処分（ケーススタディでは最終処分）される。

二次仮置場には、混合廃棄物、可燃物、コンクリートがら、津波堆積物が運搬される。二次仮置場において、破碎選別等の後、可燃物と木くずは仮設焼却炉で焼却され、主灰は最終処分量低減のため造粒固化され、ばいじんは最終処分される。

金属くず、コンクリートがら、津波堆積物、ふるい下土砂はリサイクル（復興資材を含む）される。危険物等、不燃物、その他については処理又は最終処分（ケーススタディでは最終処分）される。

ケース 4 及びケース 5 については、図 4.13、図 4.14、表 4.14～表 4.17 に示すとおり、一次仮置場において、混合廃棄物、コンクリートがら、津波堆積物が混在した状態で仮置きされており、全量がそのまま二次仮置場に運搬される。従って、処理は全て二次仮置場で行われることとなる。

二次仮置場において、破碎選別等の後、可燃物と木くずの半分は仮設焼却炉で焼却され主灰は最終処分量低減のため造粒固化され、ばいじんは最終処分される。金属くず、木くずの半分、コンクリートがら、津波堆積物、ふるい下土砂はリサイクル（復興資材を含む。）される。危険物等、不燃物、その他については処理又は最終処分（ケーススタディでは最終処分）される。

表 4.6 ケーススタディ

処理方針	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4	ケース 5
	二次仮置場での徹底分別優先				
処理量	30 万ト	100 万ト	300 万ト	100 万ト	300 万ト
一次仮置場	9 万 m ²	28 万 m ²	84 万 m ²	28 万 m ²	84 万 m ²
二次仮置場	6 万 m ²	22 万 m ²	67 万 m ²	29 万 m ²	88 万 m ²
破碎選別	220 ト/日	730 ト/日	2,180 ト/日		
破碎選別	180 ト/日	610 ト/日	1,830 ト/日	1,040 ト/日	3,110 ト/日
精選別					
ストーカ					
キルン	100 ト/日	350 ト/日	1,040 ト/日	370 ト/日	1,100 ト/日
造粒					
灰処理	40 ト/日	120 ト/日	360 ト/日	130 ト/日	390 ト/日
コンクリート					
破碎	120 ト/日	400 ト/日	1,210 ト/日	810 ト/日	2,430 ト/日
土質改良					
土質洗浄	300 ト/日	1,020 ト/日	3,050 ト/日	970 ト/日	2,920 ト/日
リサイクル量	27 万ト	90 万ト	271 万ト	90 万ト	268 万ト
最終処分量	0.6 万ト	2.0 万ト	5.9 万ト	2.3 万ト	6.7 万ト
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 処理コストが相対的に低い（分別集積の実施、仮設施設の設置敷抑削等による） リサイクル率向上による最終処分量低減が可能 手選別の実施により、住民の雇用確保が可能 資源化のための既存技術が活用可能 				
デメリット（課題）	<ul style="list-style-type: none"> 一次仮置場の短期間に確保することが必要 仮置場への搬入を制限するため、住民の十分な理解が必要 処理を担う地元事業者と、平常時からの緊密な連携や訓練が必要 二次仮置場において仮設焼却炉が必要 再生資材の受入施設が必要 地元業者に委託するための発注方法が複雑 短期間で受入体制の構築が必要 仮置場の管理体制が必要 市町の強いリーダーシップが必要 				

表 4.7 仮置場の必要面積の算出方法

ケース	仮置場	災害廃棄物発生量(万トン)		仮置場必要面積(万㎡)	
		可燃物	不燃物	可燃物	不燃物
ケース1	一次仮置場	4	18	8	30
	二次仮置場	5	5	13	23
ケース2	一次仮置場	13	59	28	100
	二次仮置場	15	18	44	77
ケース3	一次仮置場	39	177	84	300
	二次仮置場	45	53	132	230
ケース4	一次仮置場	13	59	28	100
	二次仮置場	17	41	42	100
ケース5	一次仮置場	39	177	84	300
	二次仮置場	62	122	126	300

仮置場の必要面積=仮置場見かけ比重×積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)

仮置場=災害廃棄物発生量÷年間処理量

年間処理量=災害廃棄物発生量/処理期間

見かけ比重：可燃物=0.4 t/m³、不燃物=1.1 t/m³、津波堆積物=1.46 t/m³

積み上げ高さ：5 m 処理期間：3年 作業スペース割合：1

仮置場廃棄物量=可燃物+不燃物+津波堆積物

一次仮置場

可燃物=可燃混合物+木くず

不燃物=不燃混合物+コンクリートがら+金属くず+その他

津波堆積物=津波堆積物

二次仮置場

可燃物=可燃物+木くず

不燃物=コンクリートがら+金属くず+その他

津波堆積物=津波堆積物+ふるい下土砂

【ケース1】

- ・処理方針 一次仮置場での徹底分別優先
- ・処理期間 3年
- ・処理量 30万トン
- ・リサイクル量 27万トン
- ・最終処分量 0.6万トン
- ・粗選別 220トン/日
- ・破砕選別 180トン/日
- ・焼却 100トン/日
- ・灰処理 40トン/日
- ・コンクリート破砕 120トン/日
- ・土壌 300トン/日

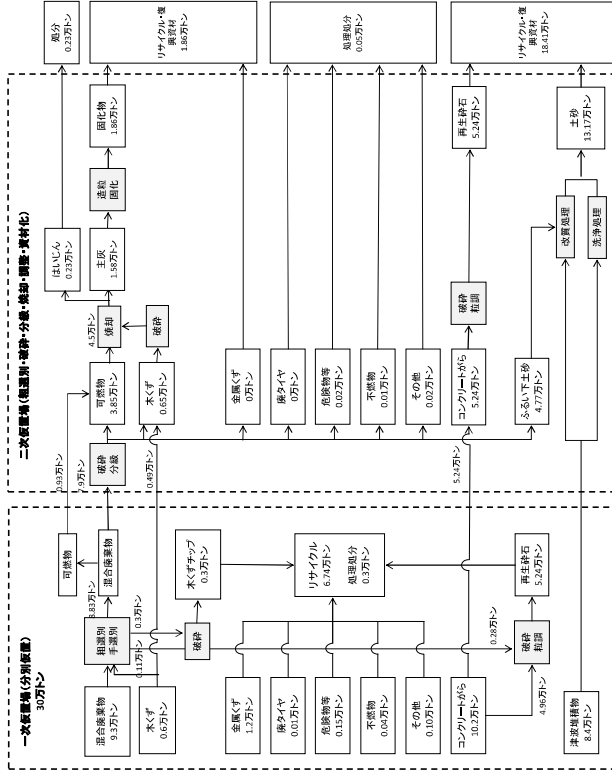


図 4.10 ケース1の物質フロー

表 4.8 ケース1の施設規模算出方法

項目	計画条件	数量	備考
処理期間	3年	18個月、1月25日稼働	
施設規模	処理量(万トン) × 0.0000 × 稼働率(18日) × (25日/月) × 調整稼働率(0.96)	1.41	1 層で固着量5%
一次仮置場	処理量(万トン) × 0.0000 × 稼働率(18日) × (25日/月) × 調整稼働率(0.96) × 仮置場の稼働率(0.96)	1.35	
二次仮置場	処理量(万トン) × 0.0000 × 稼働率(18日) × (25日/月) × 調整稼働率(0.96) × 仮置場の稼働率(0.96) × 二次仮置場の稼働率(0.96)	1.29	
三次仮置場	処理量(万トン) × 0.0000 × 稼働率(18日) × (25日/月) × 調整稼働率(0.96) × 仮置場の稼働率(0.96) × 二次仮置場の稼働率(0.96) × 三次仮置場の稼働率(0.96)	1.24	
最終処分場	処理量(万トン) × 0.0000 × 稼働率(18日) × (25日/月) × 調整稼働率(0.96) × 仮置場の稼働率(0.96) × 二次仮置場の稼働率(0.96) × 三次仮置場の稼働率(0.96) × 最終処分の稼働率(0.96)	1.18	

表 4.9 ケース1の処理フローの設定方法

分類	発生量(万トン)	一次仮置場分別処理	分類	一次仮置場分別処理後	二次仮置場分別処理後	備考
可燃混合体	3.30	可燃物	可燃物	0.03	可燃物	3.85
不燃混合体	6.00	混合廃棄物 ^{※2}	混合廃棄物 ^{※2}	7.90		
木くず	0.00	木くず	木くず	0.30		
コンクリート	10.20	再生砕石 ^{※3}	再生砕石 ^{※3}	5.24		
金属くず	1.20	金属くず	金属くず	1.20		
露タイヤ	0.01	露タイヤ	露タイヤ	0.01		
処理困難物、危険物 ^{※4}	0.15	処理困難物、危険物 ^{※4}	処理困難物、危険物 ^{※4}	0.15		
その他 ^{※1}	0.30	その他 ^{※1}	その他 ^{※1}	0.30		
津波堆積物	8.40	津波堆積物	津波堆積物	8.40		
計	30.00	計	計	30.00	計	22.96

※1 その他の内訳：露タイヤ3%、処理困難物、危険物50%、不燃物14%、その他38%と設定
 ※2 混合廃棄物の内訳：可燃物10%、混合廃棄物85%、木くず2%、コンクリートから3%と設定
 ※3 処理困難物、危険物：石膏、右類(スレート)
 ※4 不燃物：ガラス、陶磁器、瓦、プロセック等
 ※5 その他：鉄網、マットレス、ボンベ等
 ※6 混合廃棄物の内訳：可燃物37%、木くず2%、金属くず0.05%、露タイヤ0.05%、処理困難物、危険物0.3%、不燃物0.1%、その他0.3%、ふるい下土60%と設定
 ※7 木くずチップ：木くずのうち、一次仮置場でリサイクルされる量を50%と設定
 ※8 コンクリートがら：コンクリートがらのうち、一次仮置場でリサイクルされる量を50%と設定

【ケース2】

- ・ 処理方針 一次仮置場での徹底分別優先
- ・ 処理期間 3年
- ・ 処理量 100万トン
- ・ リサイクル量 90万トン
- ・ 最終処分量 2.0万トン
- ・ 粗選別 750ト/日
- ・ 破砕選別 610ト/日
- ・ 焼却 350ト/日
- ・ 灰処理 120ト/日
- ・ コンクリート破砕 400ト/日
- ・ 土壌 1,020ト/日

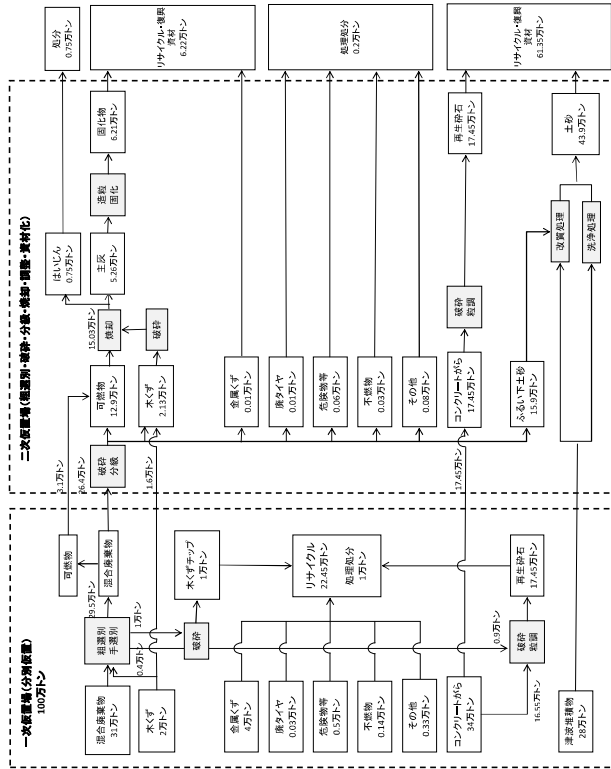


図 4.11 ケース2の物質フロー

表 4.14 ケース4 の施設規模算出方法

項目	計算条件	数量	備考
処理期間	18箇月、月25日稼働		
施設規模	処理量(万トン)×10,000稼働率(18月)÷調整稼働率*(0.96) ※: 設備の修理、やむを得ない一時休止等のために考慮、一般割合0.96を使用。		1新で開始5入
二次仮置場	処理量(万トン)÷養生量×コンクリート粗選別分・砕砕堆積物 =100÷27.4280 =44.80万トン	44.80万トン	
二次仮置場	処理量(万トン)÷(破砕可燃物+木くず)×50% =12.90÷2.13 =6.06万トン	15.80万トン	ストローや干草またはケルン戸 主収率削減率は35%
二次仮置場	主収養生量(万トン)÷(能理処理量×35%) =15.80×35% =5.53万トン	5.53万トン	連続固化
二次仮置場	施設規模-5.53×10,000÷18÷25÷0.96 =15.80×25% =15.80×25% =3.95万トン	130万トン	はいじル焼却残さ率は5%
二次仮置場	連続固化物=主収+主収×15%+主収×3% =5.53+5.53×15%+5.53×3% =6.53万トン	0.79万トン	セメント15%、不溶化率3%を仮 算
二次仮置場	コンクリート破砕 =27.20÷7.80 =3.49万トン	6.53万トン	
二次仮置場	施設規模-35.00×10,000÷18÷25÷0.96 =28.00+14.10 =42.10万トン	35.00万トン	
二次仮置場	施設規模-42.10×10,000÷18÷25÷0.96	810万トン	

表 4.15 ケース4 のシミュレーション設定

分類	発生量 (万トン)	シミュレーション設定	
		二次仮置場 分別設置	二次仮置場 選別後
可燃混合物	11.00	44.80	14.40
不燃混合物	20.00		1.40
木くず	2.00		1.40
コンクリート	34.00	27.20	35.00
金属くず	4.00		4.20
その他	1.00		0.10
			0.70
			0.20
			0.50
津波堆積物	28.00	津波堆積物	28.00
計	100.00	計	100.00

※1 コンクリートがら：養生量の80%を分別仮置と設定
 ※2 可燃物：可燃混合物の85%、不燃混合物の25%と設定
 ※3 木くず：木くずの100%、可燃混合物の5%、不燃混合物の1%と設定
 ※4 再生砕石：コンクリートがらの100%、不燃混合物の5%と設定
 ※5 金属くず：金属くずの100%、不燃混合物の1%と設定
 ※6 廃タイヤ：その他の3%、不燃混合物の0.11%と設定
 ※7 処理困難物、危険物：石膏、石綿(スレート)；不燃混合物の1%、その他の50%と設定
 ※8 不燃物：ガラス、陶磁器、瓦、プロベック、ALC等；その他の14%、不燃混合物の0.3%と設定
 ※9 その他：魚網、マットレス、ボンベ等；その他の33%、不燃混合物の0.7%と設定
 ※10 ふるい下土砂：不燃混合物の65%、可燃混合物の10%と設定

【ケース5】

- ・ 処理方針 二次仮置場での分別処理優先
- ・ 処理期間 3年
- ・ 処理量 300万トン
- ・ リサイクル量 268万トン
- ・ 最終処分量 6.7万トン
- ・ 粗選別 3,110ト/日
- ・ 破砕選別 3,110ト/日
- ・ 焼却 1,100ト/日
- ・ 灰処理 390ト/日
- ・ コンクリート破砕 2,420ト/日
- ・ 土壌 2,920ト/日

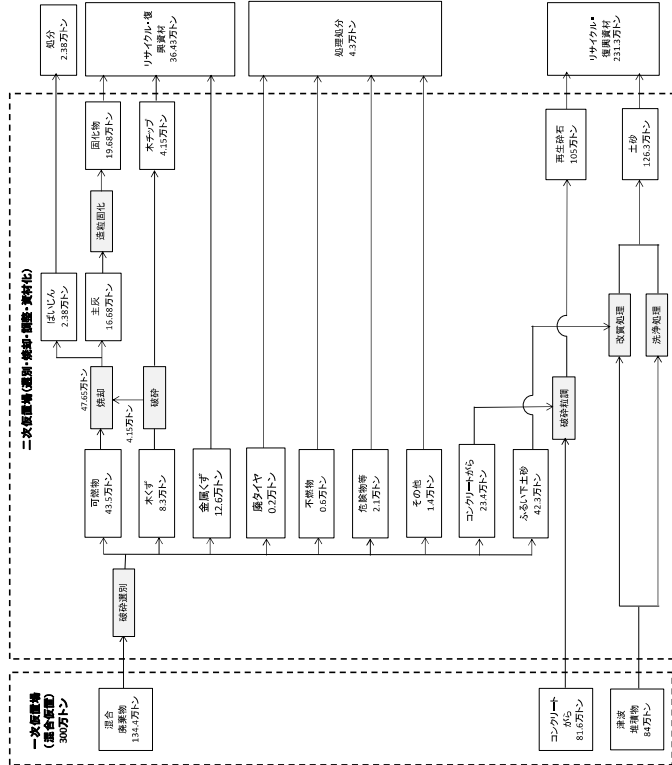


図 4.14 ケース5 の物質フロー

表 4.16 ケース5の施設規模算出方法

項目	計算式	数量	備考
処理期間	18日		
処理量 (万トン)	$10000 \times \text{稼働率} (18日) \times (95日/月) \times \text{稼働稼働率}^{\ast 1} (0.95)$		
施設規模	※: 施設の修理、やむを得ない一時休止等のために考慮 一般用の0.5倍を使用		1. 桁で四捨五入
二次処理場	処理量 (万トン) = 発生量 × コングリートを粗選別分 + 残渣堆積物 = 3.0 × 0.91 × 684.0 = 2062.02	134.40 万トン	
二次処理場	処理量 (万トン) = 残渣可燃物 + 木くず × 50% = 12.90 + 21.3 = 34.20	3.110 万トン	ストーラー処理またはヤルン処理 主成分処理率は35%
二次処理場	主成分量 (万トン) = 焼却処理量 × 95% = 47.25 × 95% = 44.89	16.88 万トン	遊離酸化 はいじん焼却率は5%
二次処理場	遊離酸化 = 47.25 × 10.000 = 472.50	300 万トン	セメント15%、不溶化材3%を混
二次処理場	遊離酸化物 = 主成分 × 15% + 主成分 × 8% = 16.88 × 15.088 + 16.88 × 8.088 = 40.88	2.38 万トン	
二次処理場	処理量 (万トン) = 二次処理場別コンクリートがら + 二次処理場別分 = 81.00 + 28.4 = 109.40	19.088 万トン	
二次処理場	土砂量 (万トン) = 津波堆積物 + ふるい下土砂 = 84.00 + 42.3 = 126.30	106.00 万トン	
二次処理場	施設規模 = 12.10 × 10.000 = 121.00	2.430 万トン	
二次処理場	施設規模 = 12.10 × 10.000 = 121.00	126.30 万トン	
二次処理場	施設規模 = 12.10 × 10.000 = 121.00	2.950 万トン	

表 4.17 ケース5のシミュレーション設定

分類	発生量 (万トン)	シミュレーション設定		二次処理場 選別後
		一次処理場 分別位置	分類	
可燃混合物	33.00	134.40	可燃物 ^{※2}	43.50
不燃混合物	60.00		木くず(焼却) ^{※3}	4.15
木くず	6.00		木くずチップ ^{※4}	4.15
コンクリートがら	102.00	81.60	再生砕石 ^{※4}	105.00
金属くず	12.00		金属くず ^{※5}	12.60
その他	3.00		廃タイヤ ^{※6}	0.20
			処理困難物、危険物 ^{※7}	2.10
			不燃物 ^{※8}	0.60
			その他 ^{※9}	1.40
津波堆積物	84.00	84.00	津波堆積物	84.00
計	300.00	300.00	ふるい下土砂 ^{※10}	42.30
計			計	300.00

※1 コンクリートがら：発生量の80%を分別位置と設定
 ※2 可燃物：可燃混合物の85.5%、不燃混合物の25%と設定
 ※3 木くず：木くずの100%、可燃混合物の5%、不燃混合物の1%と設定
 ※4 再生砕石：コンクリートがらの100%、不燃混合物の5%と設定
 ※5 金属くず：金属くずの100%、不燃混合物の1%と設定
 ※6 廃タイヤ：その他の3%、不燃混合物の0.11%と設定
 ※7 処理困難物、危険物：石膏、石綿(スレート)；不燃混合物の1%、その他の50%と設定
 ※8 不燃物：ガラス、陶磁器、瓦、ブロック、AIC等；その他の14%、不燃混合物の0.3%と設定
 ※9 その他：漁網、マットレス、ボンベ等；その他の33%、不燃混合物の0.7%と設定
 ※10 ふるい下土砂：不燃混合物の65%、可燃混合物の10%と設定

4.13 災害廃棄物処理データベース

災害廃棄物処理計画の作成に当たって、活用できる主な災害廃棄物処理データベースは、表 4.18のとおりである。

表 4.18 活用できる災害廃棄物処理データベース

データベース名	照会先	使用方法
環境省災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト	http://www.env.go.jp/recycle/waste/diaster/guideline/index.html	新潟県、及び市町村における災害廃棄物処理計画作成への活用を目的としている。「本編」と「資料編」の2つのパーツがあり、「資料編」は、災害廃棄物処理に関する具体的な手法や事例をまとめた「技術資料」と事務手続に必要な法令や様式集等をまとめた「参考資料」の2部構成になっており、キーワードや災害の種類ごとに検索できる。
(独)国立環境研究所 災害廃棄物情報プラットフォーム	http://dwasteinfo.nies.go.jp/index.html	全国の自治体の災害廃棄物処理マネジメント能力の向上とより実践的な計画・体制づくりへの活用を目的としている。過去の災害で実際に災害廃棄物の処理にあたった実務者の経験及び知見を共有する点とともに、将来の災害で発生するであろう災害廃棄物の円滑な処理に向けて積極的に取り組んでいる様々な関係主体の活動を紹介している。また、過去の災害の記録や災害廃棄物処理計画の策定に役立つ各種情報も掲載している。
廃棄物資源循環学会 「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」	http://eprc.kyotoru.ac.jp/saigai/index.html	東北地方太平洋沖地震での災害廃棄物に關して、直近でできる支援を行いつつ記録として残すこととともに、将来に向けて、詳細な調査研究の実施により、学術的・体系的な知見として取りまとめることを目的に、廃棄物資源循環学会内に「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」が発足した。その成果を「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル-東日本大震災を踏まえて」として出版するとともに、ホームページにおいて、内外の資料等を紹介している。

【お問合せ】静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6
電話: 054-221-2424 FAX: 054-221-3553
Eメール: hai@pref.shizuoka.lg.jp



(県廃棄物リサイクル課)

15-2-1 し尿及びごみ処理場一覽表

事業主体		施設名	R2.3.31 処理能力 (kℓ/日)
静岡県	静岡衛生センター		2600
静岡県	清水衛生センター		2000
静岡県	庵原衛生プラント		76.9
浜松市	浜松市東部衛生工場		2000
浜松市	浜松市西部衛生工場		4000
浜松市	浜松市天竜衛生センター		700
沼津市	沼津市衛生プラント(アクアブラザ)		1580
沼津市	沼津市戸田衛生センター		120
熱海市	熱海市大黒崎し尿管理センター		400
三島市	三島市衛生プラント		730
富士宮市	衛生プラント		1500
伊東市	伊東市クリーンセンター		960
島田市	クリーンセンター		1100
富士市	富士市クリーンセンター-ききょう		1860
磐田市	磐田市衛生プラント		980
掛川市	掛川市衛生センター		1500
湖西市	湖西市衛生プラント		840
伊豆市	伊豆市汚泥再生処理センター		280
伊豆の国市	長岡し尿処理場		150
伊豆の国市	韭山し尿処理場		200
函南町	函南町し尿処理場		200
東遠広域施設組合	東遠衛生センター		1950
御殿場市・小山町広域行政組合	衛生センター		1400
東河環境センター	し尿処理施設		360
南豆衛生プラント組合	汚泥処理クリーンセンター		430
西豆衛生プラント組合	西豆衛生プラント		440
裾野市長泉町衛生施設組合	いずみ苑		300
裾野市長泉町衛生施設組合	中島苑		600
袋井市長泉町衛生施設組合	袋井衛生センター		1500
志太広域事務組合	藤枝環境管理センター		1600
志太広域事務組合	大井川環境管理センター		900
吉田町牧之原市広域施設組合	衛生センター		820

(2)ごみ焼却施設

事業主体		施設名	R2.3.31 処理能力 (t/日)
静岡県	沼上清掃工場		6000
静岡県	沼上清掃工場灰溶融施設		1200
静岡県	西ヶ谷清掃工場		5000
浜松市	浜松市南部清掃工場		4500
浜松市	浜松市浜北清掃センター(90t)		900
浜松市	浜松市浜北清掃センター(40t)		400
浜松市	大竜ごみ処理工場		360
浜松市	はるのクリーンセンター		80
浜松市	水窪・佐久間クリーンセンター		160
浜松市	浜松市西部清掃工場		494.7
沼津市	沼津市清掃プラント		3000
熱海市	熱海市エコ・プラント姫の沢		204.0
熱海市	熱海市初島清掃工場廃棄物焼却炉		1.2
三島市	三島市ごみ処理施設		1800
富士宮市	富士宮市清掃センター		2400
伊東市	伊東市環境美化センター		1420
島田市	田代環境プラザ		1480
富士市	富士市環境クリーンセンター		3000
磐田市	磐田市クリーンセンター(3号炉・4号炉)		2240
下田市	下田市営じん芥処理場		560
裾野市	裾野市美化センター		930
湖西市	湖西市環境センター(ごみ焼却施設)		1200
伊豆市	伊豆市清掃センターごみ焼却施設		500
伊豆の国市	長岡清掃センター		320
伊豆の国市	韭山ごみ焼却場		400
伊豆の国市	大仁清掃センター		200
南伊豆町	南伊豆町清掃センター		150
松崎町	クリーンピア松崎		160
西伊豆町	西伊豆町クリーンセンター		450
函南町	函南町ごみ焼却場		1050
長泉町	長泉町蘆芥焼却場		1500
牧之原市御前崎市広域施設組合	環境施設組合環境保全センター		1410
東河環境センター	エコクリーンセンター-東河		600
伊豆市沼津市衛生施設組合	土肥戸田衛生センター		300
袋井市長泉町広域行政組合	中遠クリーンセンター		1320
志太広域事務組合	一色清掃工場		1200
志太広域事務組合	高柳清掃工場		2550
吉田町牧之原市広域施設組合	清掃センター		100.5
掛川市・菊川市衛生施設組合	環境資源ギャラリー		1400
御殿場市・小山町広域行政組合	富士山エコパーク 焼却センター		1430

15-2-2 清掃運搬器材一覧表(山原)

市町名	パキユーム車		その他の車両		運搬車		計	
	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)	台数	積載量(kl)
静岡市	81	308	0	0	0	0	81	308
浜松市	88	397	0	0	0	0	88	397
沼津市	26	81	0	0	3	9	29	90
熱海市	7	20	0	0	0	0	7	20
三島市	10	23	0	0	0	0	10	23
富士宮市	18	55	0	0	1	2	19	57
伊東市	8	28	0	0	1	2	9	30
島田市	39	136	0	0	0	0	39	136
富士市	40	144	0	0	0	0	40	144
磐田市	9	23	0	0	0	0	9	23
焼津市	45	193	0	0	3	32	48	225
掛川市	34	133	0	0	0	0	34	133
藤枝市	32	140	0	0	6	39	38	179
御殿場市	20	86	2	10	0	0	22	96
下田市	21	68	0	0	0	0	21	68
裾野市	8	25	0	0	0	0	8	25
湖西市	23	68	0	0	0	0	23	68
伊豆市	9	25	0	0	1	8	10	33
御前崎市	24	91	0	0	0	0	24	91
伊豆の国市	17	66	0	0	0	0	17	66
牧之原市	7	20	0	0	2	4	9	24
東伊豆町	24	85	0	0	0	0	24	85
河津町	8	22	0	0	0	0	8	22
南伊豆町	9	85	0	0	0	0	9	85
南伊豆町	12	35	0	0	0	0	12	35
松崎町	10	32	0	0	0	0	10	32
西伊豆町	11	34	4	1	0	0	15	35
函南町	0	0	0	0	4	10	4	10
清水町	5	13	0	0	0	0	5	13
長泉町	0	0	0	0	0	0	0	0
小山町	17	74	1	2	0	0	18	76
吉田町	0	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	6	19	0	0	0	0	6	19
森町	10	30	0	0	0	0	10	30
市町計	686	2,585	7	13	21	106	714	2,704
東遠広域施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
牧之原市御前崎市広域施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
御殿場市・小山町広域行政組合	0	0	0	0	0	0	0	0
東河環境センター	0	0	0	0	0	0	0	0
南豆衛生プラント組合	11	36	0	0	0	0	11	36
西豆衛生プラント組合	10	32	0	0	0	0	10	32
裾野市長泉町衛生施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆市沼津市衛生施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
磐井市森町広域行政組合	0	0	0	0	0	0	0	0
中遠広域事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0
志太広域事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0
吉田町牧之原市広域施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
掛川市・菊川市衛生施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
一部事務組合計	21	68	7	13	21	106	735	2,772
合計	707	2,653	7	13	21	106	735	2,772

15-2-3 清掃運搬器材一覧表(ごみ)

市町名	収集車		運搬車(収集)		運搬車(中間)		計	
	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)	台数	積載量(t)
静岡市	579	1,678	0	0	0	0	579	1,678
浜松市	601	1,576	12	29	13	73	626	1,678
沼津市	123	438	3	1	4	23	130	462
熱海市	80	197	0	0	6	19	86	216
三島市	124	313	2	5	0	0	126	318
富士宮市	275	982	0	0	2	14	277	996
伊東市	69	252	77	181	4	9	150	442
島田市	221	652	0	0	11	22	222	663
富士市	350	1,128	2	12	0	0	352	1,140
磐田市	111	284	0	0	0	0	111	284
焼津市	249	1,170	6	12	0	0	255	1,182
掛川市	161	460	0	0	0	0	161	460
藤枝市	230	687	0	0	0	0	230	687
御殿場市	125	340	115	303	0	0	240	643
袋井市	79	220	0	0	0	0	79	220
下田市	50	93	7	44	4	17	61	154
裾野市	1	2	2	2	2	6	5	12
湖西市	77	205	9	20	1	4	87	229
伊豆市	108	262	0	0	5	16	113	278
御前崎市	115	309	0	0	0	0	115	309
菊川市	72	223	0	0	0	0	72	223
伊豆の国市	146	371	5	10	2	4	153	385
牧之原市	155	435	0	0	0	0	155	435
東伊豆町	27	54	0	0	0	0	27	54
河津町	14	28	0	0	0	0	14	28
南伊豆町	15	33	18	35	0	0	33	68
松崎町	11	24	0	0	0	0	11	24
西伊豆町	13	31	15	17	0	0	28	48
函南町	68	140	0	0	4	10	72	150
清水町	47	114	0	0	0	0	47	114
長泉町	33	76	0	0	0	0	33	76
小山町	88	231	46	206	23	43	167	480
吉田町	0	0	154	401	0	0	154	401
川根本町	23	49	0	0	2	4	25	53
森町	75	204	0	0	0	0	75	204
市町計	4,525	13,261	473	1,280	73	253	5,071	14,794
東遠広域施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
牧之原市御前崎市広域組合	8	31	0	0	0	0	8	31
御殿場市・小山町広域行政組合	0	0	0	0	0	0	0	0
東河環境センター	0	0	0	0	0	0	0	0
南豆衛生プラント組合	0	0	0	0	0	0	0	0
西豆衛生プラント組合	0	0	0	0	0	0	0	0
裾野市長泉町衛生施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆市沼津市衛生施設組合	3	5	0	0	0	0	3	5
磐井市森町広域行政組合	0	0	0	0	0	0	0	0
中遠広域事務組合	0	0	0	0	1	4	1	4
志太広域事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0
吉田町牧之原市広域施設組合	9	26	3	9	0	0	12	35
掛川市・菊川市衛生施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0
一部事務組合計	20	62	4	13	5	22	29	97
合計	4,545	13,323	477	1,293	78	275	5,100	14,891

15-3-1 死亡獣畜取扱場一覧表(埋却場)

(県衛生課) R2.4.1	
保健所名	市町名 死亡獣畜 取扱場数
東部	伊豆市 2
富士	富士市 1
中部	牧之原市 2
計	5

15-3-2 被災動物救護センターに関する問い合わせ先

(県衛生課)			
名称	所在地	電話番号	電話番号
一般社団法人静岡県動物保護協会	静岡市葵区相生町14番26-3号	054-251-6036	054-251-6036
公益社団法人静岡県獣医師会	静岡市葵区相生町14番26-3号	054-251-6035	054-251-6035

15-4-1 市町災害用トイレ備蓄数

危機情報課

令和3年4月1日現在

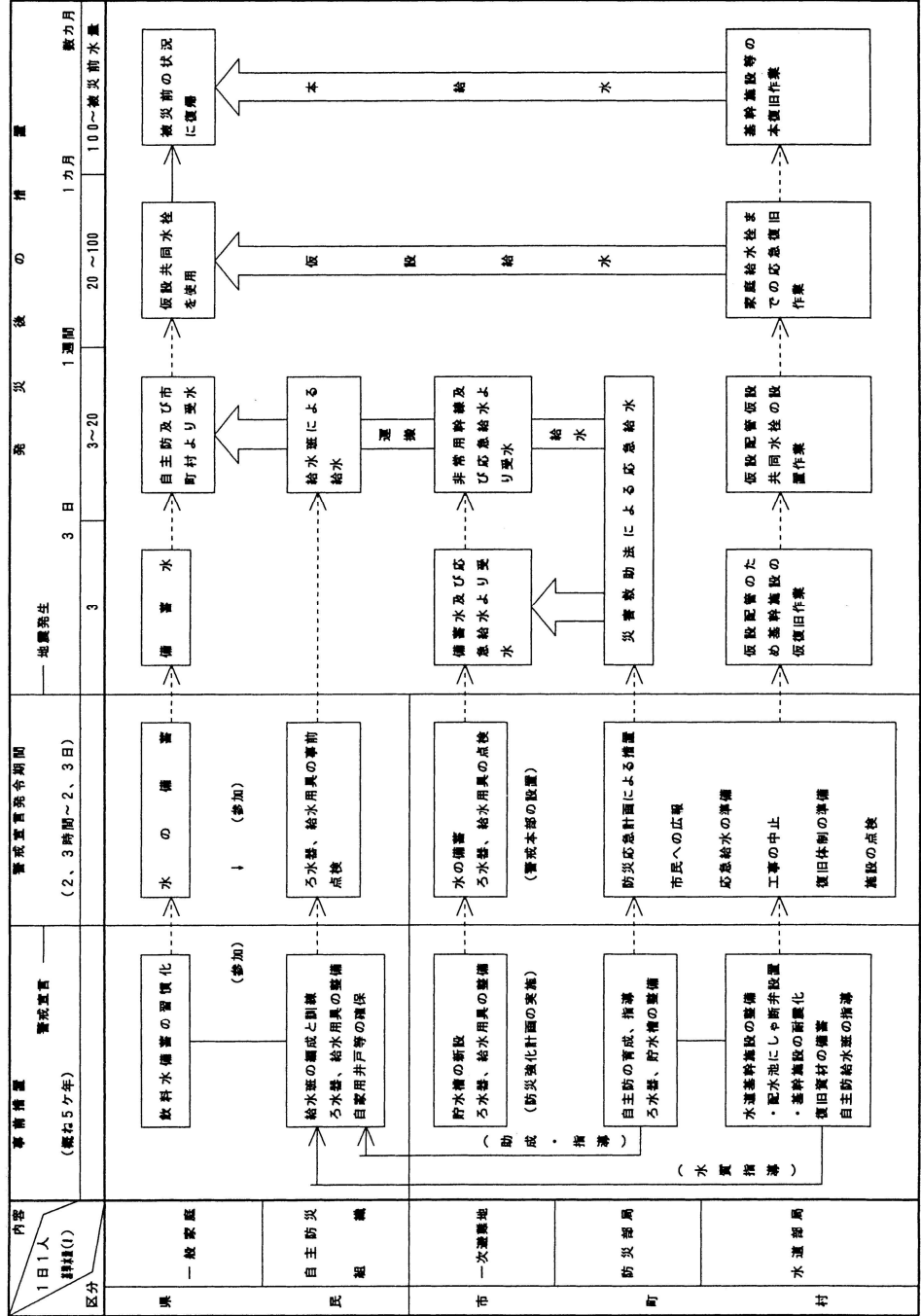
市町	トイレ	携帯トイレ (枚数)	簡易トイレ (基数)	仮設トイレ (基数)	マンホール トイレ (基数)
下田市		58,800	38	56	14
東伊豆町		0	536	51	0
河津町		5,560	37	12	0
南伊豆町		0	48	28	0
松崎町		0	141	29	0
西伊豆町		7,000	126	53	0
沼津市		936,300	195	368	0
熱海市		5,400	2,433	209	0
三島市		77,600	300	158	43
富士宮市		12,500	778	43	0
伊東市		10,710	106	207	0
富士市		191,400	474	196	26
御殿場市		128,730	815	73	10
裾野市		82,657	188	0	0
伊豆市		0	441	67	0
伊豆の国市		0	219	86	6
函南町		0	430	35	0
清水町		5,800	63	85	41
長泉町		37,700	171	70	25
小山町		19,800	160	2	0
静岡市		357,270	666	2,173	45
島田市		87,745	457	96	0
焼津市		72,500	1,247	163	76
藤枝市		0	1,191	145	109
牧之原市		3,500	1,120	41	0
吉田町		0	239	0	28
川根本町		29,100	123	0	0
浜松市		173,752	1,574	922	147
磐田市		0	415	446	95
掛川市		0	654	0	0
袋井市		17,076	425	153	3
湖西市		41,000	203	33	5
御前崎市		33,455	290	124	10
菊川市		80,000	431	58	0
森町		0	0	166	0
計		2,475,355	16,734	6,348	683

16-1-1 給水対策の措置一覧

(県水利用課)

1. 発災から3日間は自己貯水によって、生命維持のため最小限3・の必要量を確保する。
2. 4日目から7日目までは、自主防災組織による給水や市町村による応急給水を利用し、調理、洗面等最低生活に必要な20・を確保する。
3. 約8日目から約1ヶ月までは、市町村が設置する仮設共用栓を使用し最低の浴用、洗たくに必要な20~100・の水を確保する。
4. 約1ヶ月以降は通常給水とほぼ同量に漸次復旧する。

給水対策の措置一覧



16-1-2 東海地震対策応急給水用資機材の整備基準

(昭和59年3月27日付環第1335号通知)

人口 ①	応急給水 目標額 ②=①×3・/1000	資機材 給水タンク等 1m ³ /基、②÷5回/日
40(50)万人以上	1,500 m ³ /日	300基
30万人～40万人	1,200	240
20万人～30万人	900	180
10万人～20万人	600	120
5万人～10万人	300	60
3万人～5万人	150	30
2万人～3万人	90	18
1万人～2万人	60	12
1万人以下	30	6

(注1) 給水車、給水タンク、水槽等の資機材の内訳は限定しないが、目標量を満たす能力とする。

(注2) 給水タンク等資機材の使用回数は5回/日とした。

16-1-3 静岡県内市町「震災時給水対策要綱」作成指針(抜粋)

(県水利用課 平成21年3月)

第1章 前文

第1節 指針の性格

『静岡県内市町「震災時給水対策要綱」作成指針』(以下「本指針」という。)は、大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。)に基づく地震防災強化計画のうち、給水対策について、各市町の水道部局が、震災時の応急対策の諸活動が迅速かつ的確に実施できるよう、具体的な事項を取りまとめた実働的な「震災時給水対策要綱」(以下「要綱」という。)を、効率的に作成するために構成したものである。

各市町においては、水道担当部局課及び防災担当課等が密接な連絡を取って震災時の給水対策にあたるが、その具体策を計画する際の基本となるものである。(図1.1.1参照)

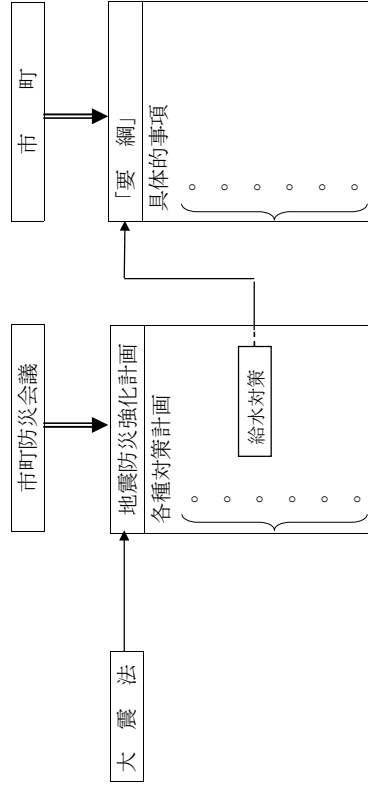


図 1.1.1 大震法と各市町の地震防災強化計画及び「要綱」との関係

第2節 地震防災強化計画との関係

各市町においては、地震防災強化計画(地域防災計画の東海地震対策編)を作成しており、平常時の対応を含む震災時の給水対策について記載しているが、この内容は、基本的な記述にとどまる場合が多く、具体的・実働的な事項を盛り込むことは、その作成手法の迅速性から難しいものである。

このため「本指針」は、水道事業者が震災時の応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制を作り、計画的な応急給水と早期復旧等を行う目的で作成した。これに基づき「要綱」を作成し、震災時の給水対策を万全とするものである。

第3節 「本指針」の概要

「本指針」第2章「本文」の構成は次のとおりである。

- 第1節 総論
- 第2節 平常時対策
- 第3節 地震防災施設整備計画
- 第4節 地震防災応急対策
- 第5節 災害応急対策

「第1節 総論」は、市町地域防災計画及び県地域防災計画と整合を図りながら、それぞれの水道事業者における、想定地震、被害想定等について検討し、災害対策の基本となる事項をまとめた部分である。

「第2節 平常時対策」は、それぞれの水道事業者が事前に準備しておかなければならない地震防災応急対策に当たる応急対応組織とその業務、応急対策資料、関係機関との連携、震災対策に関連した教育・訓練等で構成しており、事前準備を中心に記述する部分である。

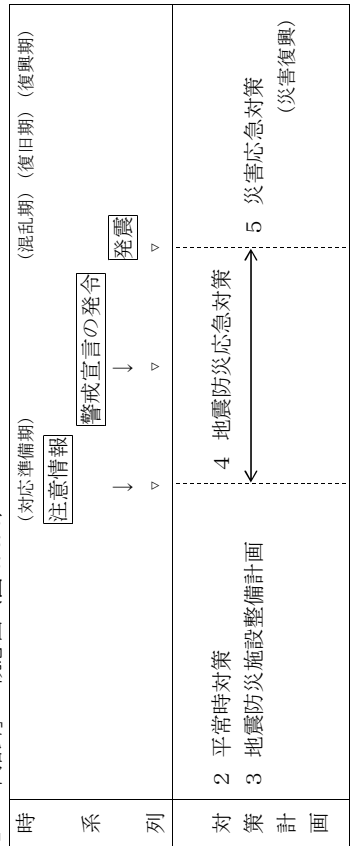
「第3節 地震防災施設整備計画」は、それぞれの水道事業者が計画的に整備を進める水道施設の耐震化について記述する部分である。

「第4節 地震防災応急対策」は、東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられたから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、それぞれの水道事業者が事前に準備しておかなければならない応急体制と業務、関係機関との連携で構成しており、事前準備を中心に記述する部分である。

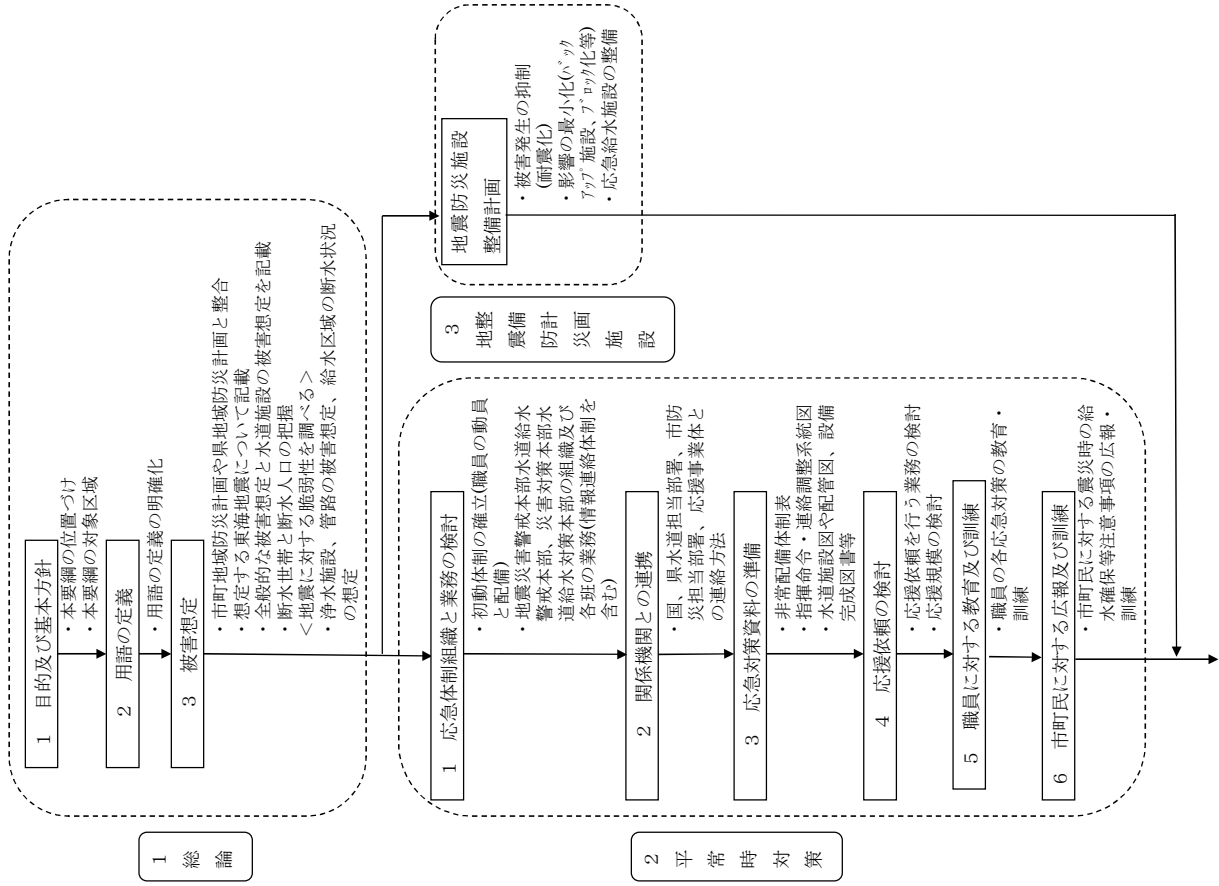
「第5節 災害応急対策」は、地震発生後、平常時対策で事前に作成した、応急体制や関係資料を用い、速やかに初動体制の確立、応急体制の確立及び応急給水・応急復旧を迅速・確実に進める部分である。

なお、「本指針」の概念図及び構成を次に示す。

1 「本指針」の概念図 (図 1.3.1)



2 「本指針」の構成 (図 1.3.2)



(3) また、このような状況下で、平成20年4月までに県内14地域において合併が行われ、過半数の新市町で新たな水道事業が誕生している。しかし、こうした市町の中には、未だ新たな行政区域を対象とした体制に改正されていない市町がある。

2 「旧指針」を改定する趣旨及び改定に当たっての方針

- (1) 第4節1の課題に対し、「旧指針」の改定を行い、各市町における「要綱」の改定を促すとともに、各水道事業者における耐震化施策の計画的な推進を支援する。
- (2) 「本指針」の策定対象市町は、すべての市町とする。

なお、フレーム構成は、市町独自で実働的な「要綱」に効率的に改定できるものとし、その内容は必要最低限のものとした。

- (3) 「本指針」の改定にあたっては、「旧指針」及び平成19年2月に厚生労働省から公表された「水道の危機管理対策指針」中の「地震対策マニュアル策定指針」を基本とした。

第5節 要綱の改定に当たっての留意事項

- 1 「本指針」に基づき改定された「要綱」は、社会環境の変化、新しい技術の開発等に応じてその都度、改定を行い、常に諸活動が実働的に実施できるものでなければならぬ。

従って、改定に当たっては、関係各方面、特に水道用水供給事業者などと十分に協議すること。

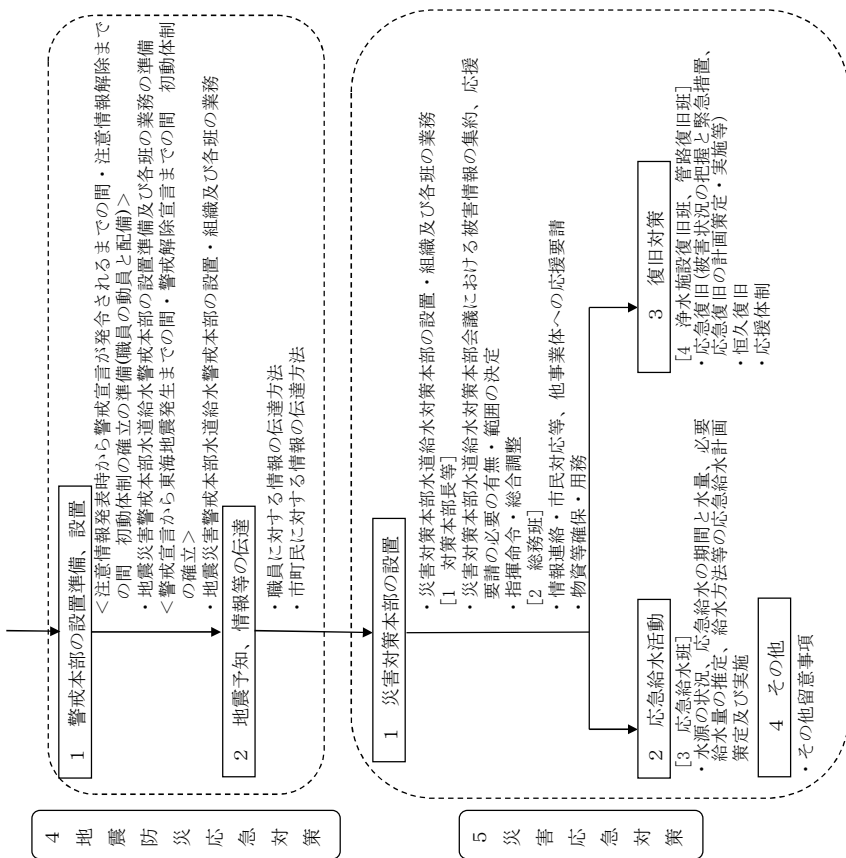
- 2 現在の市町の地域防災計画、地域水道ビジョンなどの上位計画と整合を図ること。
- 3 大規模地震対策特別措置法の強化地域に指定されていることから、想定地震規模は、「東海地震」の地震規模を想定し、施設・基幹管路等の重要施設については、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正」(平成20年3月28日公示、10月1日施行)に従い整備を行うこと。

- 4 水道施設・管路の被害は、地盤状態により大きく異なることが報告されていることから、設置場所の地盤状態を正確に把握し、施設更新・布設替え等を行い発災時の対応に備えること。

- 5 管路の状況については、発災時に迅速な対応が取れるよう把握しておくこと。なお、発災時の迅速な漏水箇所の探知及び復旧が可能となるようGPS情報を含んだGIS等のマッピングシステムを整備することが望ましい。

第6節 「要綱」の提出

各市町において「要綱」を作成した時は、その写し3部を所轄健康福祉センター・政令市保健所に送付すること。



第4節 指針の改定の趣旨等

- 1 現状と課題
 - (1) 県は昭和57年3月に「静岡県内市町村震災時給水対策要綱作成指針」(以下「旧指針」という。)を作成し、これに基づき、市町村に対し給水対策要綱の作成を指導してきた。

しかし、阪神・淡路大震災の教訓を元に、厚生省は平成9年1月に「水道の耐震化計画策定指針(案)」を示し、また、新潟県中越地震等の経験から、平成19年3月に「管路の耐震化に関する検討会報告書」を、平成19年9月に「水道施設の耐震化に関する検討会報告書」を示すなど、「旧指針」を作成した昭和57年3月当時と震災時対策の状況が大きく変化してきた。

(2) さらに、東海地震の応急対策には外部からの応援が必要不可欠な状況となっており、特に小規模水道では大部分を依存する状況が考えられる。このため、応援者や資機材集積場の確保等の受入れ体制の整備、特に、水道施設の配置図や管網等の施設情報の整備を早急に行う必要がある。

第2章 本文

要綱を作成する上での考え方と作成方法

第1節 総論

総論は、「1 目的及び基本方針」、「2 用語の定義」、「3 被害想定」により構成する。

1 目的及び基本方針

- (1) 本要綱の位置づけを明らかにする。
(解説) 地震防災強化計画の中の給水対策を具体化する旨を明記する。
- (2) 本要綱の対象区域を明示する。
(解説) 地震発災後の給水対策は、市町長の責務であることから、本要綱の対象とする区域は、原則として当該市町の行政区域全体となる。
但し、沼津市等においては、近隣の町に水道給水を行っており、給水対策を考える上でも有機的な展開を実施する必要があることから関係市町で充分協議して決定すること。

2 用語の定義

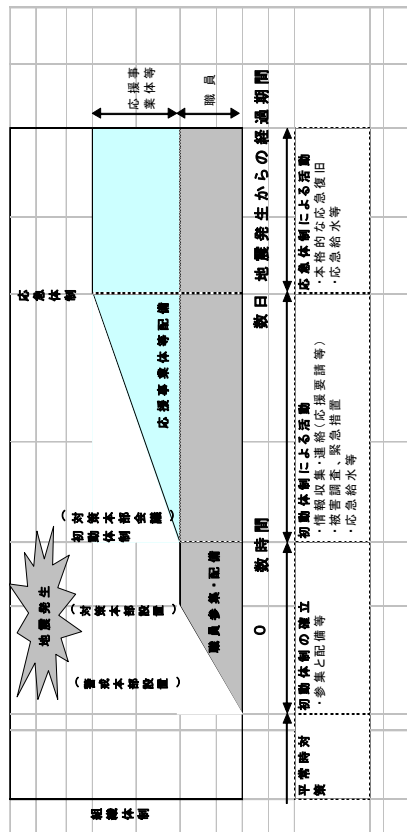
本要綱に使用される用語の定義を明確にして、職員を含め関係者全員の意思疎通を図りやすくする。
「本指針」で使用している用語の定義は表 2.1.2.1 のとおりであり、これらを参考にす

要綱を作成する上での考え方と作成方法

表 2.1.2.1 用語の定義

区分	用語	定義
対策本部	市町地震災害警戒本部	警戒宣言が発せられた場合、市町地域防災計画に基づいて設置される地震災害警戒のための対策本部。
	市町災害対策本部	災害が発生あるいは発生のおそれがある場合、市町地域防災計画に基づいて設置される災害対応のための対策本部。
	水道給水警戒本部	警戒宣言が発せられた場合、市町地震災害警戒本部の組織下で応急給水、水道施設の応急復旧を目的として水道課等に設置される対策本部。
	水道給水対策本部	災害が発生あるいは発生のおそれがある場合、市町災害対策本部の組織下で応急給水、水道施設の応急復旧を目的として水道課等に設置される対策本部。
水道事業体	被災事業体	地震により水道施設に被害を受けた水道事業体。
	応援事業体	被災事業体に対して応急給水や応急給水の応援を行う水道事業体。
地震対策	平常時対策	地震発生時の応急対策（ソフト対策）のための地震発生に備えた事前準備対策。
	地震防災施設整備計画	水道施設の耐震化（ハード対策）等の地震発生に備えた事前準備対策。
	地震防災応急対策	東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの間又は東海地震注意情報が発せられるまでの間、並びに警戒宣言が発せられるから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間の事前に準備しておかなければならない応急体制組織と業務、関係機関との連携等の事前準備対策。
	災害応急対策	地震発生後、応急体制を確立して行う応急給水や応急復旧等の対策。
	初動体制	地震発生後、動員・配備した職員等により、震災初期の活動（情報収集・連絡、被害調査、緊急措置、応急給水等）を行う組織体制。
応急給水	応急体制	応援事業体等を配備し、応急給水、応急復旧等を本格的に実施することができる組織体制。
	応急給水	震災により断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時の給水、断水状況を把握した上で、応急給水計画を策定し、給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する。
応急復旧	応急復旧	通水回復に向けて実施する被災水道施設の修繕（復旧）。被害状況の把握、緊急措置、応急復旧計画の策定を行い、上流側の施設と幹線管路、優先管路等から順次、実施する。応急復旧の後、仮配管等の仮設施設の本格的復旧、地下漏水の調査・修理等の恒久復旧を実施する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法



※勤務時間外に注意情報・警戒宣言発令、大規模の地震が発生した場合（勤務時間内に発生した場合は、職員参集はなし）

図 2.1.2.1 震災時の組織体制の推移

3 被害想定

(1) 全般的な被害想定

ア 当該市町において想定される地震の規模と、その際当該市町において予想される全般的な被害状況について地質や建物等の被害を概説する。特に行政区域内の河川、断層の有無、液状化しやすい区域の有無について記述する。

(解説) 地震防災強化計画の中に記載されているものを転用してよい。

(2) 水道施設の被害想定

水道施設の概要を述べるとともに、現在の市町の所有する施設を列記し、この施設に対して現状の耐震化の状況を記述する。この際、特に、平成 20 年 10 月 1 日から施行された「水道施設の技術的基準を定める省令」第一条第七号イにおいて規定される施設・基幹管路等の状況については必ず記載する。耐震診断が終了している施設については、その旨記載し、また、未了の施設については別添耐震診断チェックシート等（※最終ページ）を参考に耐震診断を行う。

水道施設の被害想定にあたっては、上記耐震化の状況を踏まえた上で各施設ごとに記述する。なお、配水管については管種延長を基本に想定するが、できるだけ配水系統毎に記述することが望ましい。この検討方法を参考資料（PI79～186 参照）※に示す。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

被害想定は、県が平成 13 年度に策定した第 3 次地震被害想定を参考とするが、その後の地震による水道施設被害の知見や当該被害想定が各市町の水道施設の非水系統等個別の詳細検討から求められたものでないことから、最新知見により各施設の耐震性を判断し被害想定を行う。

また、この際、出来るだけ被害状況は、実際の被災時に役立てるためにも大中小規模地震の被害を各々予測しておくことが望ましい。

(参考: 「水道施設の技術的基準を定める省令」第一条第七号イにおいて規定される施設・基幹管路等)

イ 次に掲げる施設については、レベル 1 地震動(当該施設の設定地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。)に対して、当該施設の健全な機能を損なわず、かつ、レベル 2 地震動(当該施設の設定地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。)に対して、生ずる損害が軽微であって、当該施設の機能に重大な影響を及ぼさないこと。

(7) 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設

(4) 配水施設のうち破損した場合に重大な二次被害を生ずる恐れが高いもの

(4) 配水施設のうち、(2)の施設以外の施設であって、次に掲げるもの

(i) 水本管(配水管のうち、給水管の分岐のないものをいう。以下同じ。)

(ii) 配水本管に接続するポンプ場

(iii) 配水本管に接続する配水池等(配水池及び配水のために容量を調節する設備をいう。以下同じ。)

(iv) 配水本管を有しない水道における最大容量を有する配水池等

(3) 断水世帯と断水人口

断水状況は、県が平成 13 年度に策定した第 3 次地震被害想定を参考とするか、上記施設・管路の被害想定から、世帯数と人口を推定する。

なお、配水管の管種延長ごとの被害率は、参考資料（IIIPI79～186 参照）※を参考に算出し、人口を乗じることにより求めることができる。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

第2節 平時時対策

地震発生時、東海地震注意情報発表時（以下、【注意情報発表時】という）及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に事前に検討しておくべき応急対策や防災思想の普及・防災訓練等について定める。

平時時対策は、「1 応急体制組織と業務の検討【注意情報発表時】、【警戒宣言発令時】、【発災時】」、「2 関係機関との連携」、「3 応急対策資料の準備」、「4 応援依頼の検討」、「5 職員に対する教育及び訓練」、「6 市町民に対する広報及び訓練」により構成する。

なお、応急体制組織、関係機関や応急対策資料等については、適宜更新していくものとする。

1 応急体制組織と業務の検討

平常時に事前に検討しておくべき、「地震防災応急対策」の際の【注意情報発表時】、【警戒宣言発令時】における地震災害警戒本部水道給水警戒本部（以下、「水道給水警戒本部」という）の組織・業務及び「災害応急対策」における災害対策本部水道給水対策本部（以下、「水道給水対策本部」という）の組織・業務について検討を行う。

①水道施設の復旧は管路面等の万全の準備がその後の早急な復旧に寄与することから事業体内の組織準備、施設の稼働状況の確認や図面等の準備を行うこと、また、

②事前準備を行ったとしても市民生活に対してはできるだけ影響を及ぼさないものであることとする。

なお、県地域防災計画の上で、【注意情報発表時】に、「必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備を行うこと」とされていることから水道給水警戒本部の設置準備についても記載する。

【注意情報発表時】

(1) 初動体制の確立（職員の動員と配備等）
注意情報発表時の職員の動員と配備については、地域防災計画との整合を図り、非常配備体制、参集方法、留意事項などを事前に検討しておく部分である。（P44～47 参照）☆

(2) 応急体制の確立、応急給水、応急復旧の準備

ア 水道給水警戒本部の設置準備

水道給水警戒本部の組織は、以下に示すように、水道給水警戒本部長、水道技術管理者による統括の下、応急給水の事前準備を実施する応急給水班、浄水施設等の応急復旧の事前準備を実施する浄水施設復旧班、管路の応急復旧の事前準備を実施する管路復旧班、これらの活動を支援する総務班により構成することを基本としている。

水道給水警戒本部長等：水道給水警戒本部長、水道技術管理者

総務班：統括（班長等）、調査・広報担当、動員・調達担当

応急給水班：統括（班長等）、計画・情報担当、応急給水チーム

浄水施設復旧班：統括（班長等）、計画・情報担当、浄水施設等復旧チーム

管路復旧班：統括（班長等）、計画・情報担当、資材調達担当、

管路復旧チーム、漏水チーム

（P20 参照）☆

要綱を作成する上での考え方と作成方法

なお、小規模事業者で職員数が少なく、単独では要綱例のような階層的な組織作りができない場合には、以下のようにして水道給水警戒本部の組織を構成する。

(7) 各担当等で可能なものについては兼務とする。

(イ) 水道給水警戒本部組織で担当者が不足する部分を市町長部局の職員に依頼する。
(ウ) 応援依頼業者の選定結果に基づき、応急給水、応急復旧の各担当の一部を応援事業者体に依頼する。

また、市町地震災害警戒本部及び水道給水警戒本部の組織体制で、管理職等の職員を両方に配備しないように注意する。

イ 水道給水警戒本部会議

水道給水警戒本部会議は、東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報その他必要な情報の収集及び伝達等を行う機関で、会議の構成委員及び決定すべき主要な事項等ととりまとめしておく部分である。

水道給水警戒本部会議の委員は、記載例では、水道給水警戒本部長、水道技術管理者、総務班長、応急給水班長、浄水施設復旧班長で構成しているが、それぞれの水道事業者の組織規模に応じて設定する。

ウ 水道給水警戒本部長等 (P52 参照) ☆

水道給水警戒本部の責任者である水道給水警戒本部長およびそれを技術面から補佐する水道技術管理者は、応急復旧・応急給水の事前準備目標や応援要請の範囲・規模等の重要事項を決定する。

エ 各応急対策班の担当業務

この部分は、注意情報発表時の応急対策の事前準備業務を実施担当毎に事前に検討し、整理し、とりまとめしておく部分である。

要綱例では、総務班の業務、応急給水班の事前準備業務、浄水施設復旧班の事前準備業務、及び管路復旧班の事前準備業務について、実施する業務項目を抽出して、それらの実施時期、業務内容、留意事項等を整理した「業務内容表」を作成しており、これを参考にする。

・総務班の業務：P53～60 参照☆

・応急給水班の事前準備業務：P61～67 参照☆

・浄水施設復旧班の事前準備業務：P68～75 参照☆

・管路復旧班の事前準備業務：P76～84 参照☆

オ 情報連絡体制

震災時は、被害状況等の情報が輻輳し混乱するおそれがあるので、情報連絡の流れ、通信手段等の情報連絡体制を、事前に定めておく必要がある。

水道給水警戒本部における情報連絡体制は、情報の内容に応じて、「5.3 情報連絡系統図」(P177～178 参照) ☆に示すように整備する。

情報連絡のための通信手段は、水道給水警戒本部事務所（水道課等）と現場チームとの間等を対象にあらかじめ定められておかなければならない（例：携帯電話、無線等）。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

【警戒宣言発令時】

(1) 初期体制の確立（職員と配備等）
注意情報発表時に十分でなかった職員の動員と配備について、地域防災計画との整合を図り、非常配備体制、参集方法、留意事項などを事前に検討しておく部分である。
(P85～88 参照) ☆

(2) 応急体制の確立、応急給水の準備、応急復旧の準備
ア 水道給水警戒本部の設置
水道給水警戒本部の組織は、以下に示すように、水道給水警戒本部長、水道技術管理者による統括の下、応急給水の事前準備を実施する応急給水班、浄水施設等の応急復旧の事前準備を実施する浄水施設復旧班、管路の応急復旧の事前準備を実施する管路復旧班、これらの活動を支援する総務班により構成することを基本としている。

水道給水警戒本部長等：水道給水警戒本部長、水道技術管理者
総務班：統括（班長等）、調査・広報担当、動員・調達担当
応急給水班：統括（班長等）、計画・情報担当、応急給水チーム
浄水施設復旧班：統括（班長等）、計画・情報担当、浄水施設等復旧チーム
管路復旧班：統括（班長等）、計画・情報担当、資材調達担当、
管路復旧チーム、漏水チーム
(P25 参照) ☆

なお、小規模事業者で職員数が少なく、単独では要綱例のような階層的な組織作りができない場合には、以下のようにして水道給水警戒本部の組織を構成する。

(7) 各担当等で可能なものについては兼務とする。
(イ) 水道給水警戒本部組織で担当者が不足する部分を市町長部局の職員に依頼する。
(ウ) 応援依頼業務の選定結果に基づき、応急給水、応急復旧の各担当等の一部を応援事業体に依頼する。

また市町地震災害警戒本部および水道給水警戒本部の組織体制で、管理職等の職員を両方に配備しないように注意する。

イ 水道給水警戒本部会議
水道給水警戒本部会議は、警戒宣言、東海地震予知情報その他必要な情報の収集及び伝達等を行う機関で、会議の構成委員及び決定すべき主要な事項等を取りまとめておく部分である。

水道給水警戒本部会議の委員は、記載例では、水道給水警戒本部長、水道技術管理者、総務班長、応急給水班長、浄水施設復旧班長で構成しているが、それぞれの水道事業体の組織規模に応じて設定する。

ウ 水道給水警戒本部長等 (P94 参照) ☆
水道給水警戒本部の責任者である水道給水警戒本部長およびそれを技術面から補佐する水道技術管理者は、応急復旧・応急給水の事前準備目標や応援要請の範囲・規模等の重要事項を決定する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

エ 各応急対策班の担当業務
この部分は、警戒宣言発令時の応急対策の事前準備業務を実施担当毎に事前に検討し、整理し、とりまとめておく部分である。

要綱例では、総務班の業務、応急給水班の事前準備業務、浄水施設復旧班の事前準備業務、及び管路復旧班の事前準備業務について、実施する業務項目を抽出して、それらの実施時期、業務内容、留意事項等を整理した「業務内容表」を作成しており、これを参考にする。

・総務班の業務：P95～102 参照 ☆
・応急給水班の事前準備業務：P103～109 参照 ☆
・浄水施設復旧班の事前準備業務：P110～117 参照 ☆
・管路復旧班の事前準備業務：P118～126 参照 ☆

オ 情報連絡体制

震災時は、被害状況等の情報が輻輳し混乱するおそれがあるので、情報連絡の流れ、通信手段等の情報連絡体制を、事前に定めおく必要がある。

水道給水警戒本部における情報連絡体制は、情報の内容に応じて、「5.3 情報連絡系統図」(P177～178 参照) ☆に示すように整備する。

情報連絡のための通信手段は、水道給水警戒本部事務所（水道課等）と現場チームとの間等を対象にあらかじめ定めおくなければならない（例：携帯電話、無線等）。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

【発災時】

(1) 初動体制の確立（職員と配備等）
 震災時の職員の動員と配備については、突発型地震の発生も考慮し、地域防災計画との整合を図り、非常配備体制、参集方法、留意事項などを事前に検討しておく部分である。なお、水道給水警戒本部から水道給水対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。（P127～130 参照）☆

(2) 応急体制の確立、応急給水、応急復旧
 ア 水道給水対策本部の設置
 震災時の応急対策は、水道給水対策本部により組織的に進める必要がある。
 水道給水対策本部の組織は、以下に示すように、水道給水対策本部長、水道技術管理者による統括の下、応急給水を実施する応急給水班、浄水施設等の応急復旧を行う浄水施設復旧班、管路の応急復旧を行う管路復旧班、これらの活動を支援する総務班により構成することを基本としている。

水道給水対策本部長等：水道給水対策本部長、水道技術管理者
 総務班：統括（班長等）、調査・広報担当、動員・調達担当
 応急給水班：統括（班長等）、計画・情報担当、応急給水チーム
 浄水施設復旧班：統括（班長等）、計画・情報担当、浄水施設等復旧チーム
 管路復旧班：統括（班長等）、計画・情報担当、資材調達担当、
 管路復旧チーム、漏水チーム
 （P29 参照）☆

なお、小規模事業者で職員数が少なく、単独では要綱例のような階層的な組織作りができない場合には、以下のようにして水道給水対策本部の組織を構成する。

- (7) 各担当等で可能なものについては兼務とする。
 (4) 水道給水対策本部組織で担当者が不足する部分を市町長部局の職員に依頼する。
 (7) 応援依頼業務の選定結果に基づき、応急給水、応急復旧の各担当等の一部を応援事業体に依頼する。

また市町災害対策本部および水道給水対策本部の組織体制で、管理職等の職員を両方に配備しないように注意する。

イ 水道給水対策本部会議
 水道給水対策本部会議は、震災時の応急復旧目標や応援要請等を決定する機関で、会議の構成委員及び決定すべき主要な事項等ととりまとめおく部分である。
 水道給水対策本部会議の委員は、記載例では、水道給水対策本部長、水道技術管理者、総務班長、応急給水班長、浄水施設復旧班長で構成しているが、それぞれの水道事業者の組織規模に応じて設定する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

ウ 水道給水対策本部長等（P135 参照）☆
 水道給水対策本部の責任者である水道給水対策本部長およびそれを技術面から補佐する水道技術管理者は、応急復旧・応急給水の目標や応援要請の範囲・規模等の重要事項を決定する。

エ 各応急対策班の担当業務
 この部分は、震災時の応急対策業務を実施担当毎に事前に検討し、整理し、とりまとめおく部分である。

要綱例では、総務班の業務、応急給水班の業務、浄水施設復旧班の業務、及び管路復旧班の業務について、実施する業務項目を抽出して、それらの実施時期、業務内容、留意事項等を整理した「業務内容表」を作成しており、これを参考にする。

- ・総務班の業務：P136～144 参照☆
- ・応急給水班の業務：P145～153 参照☆
- ・浄水施設復旧班の業務：P154～163 参照☆
- ・管路復旧班の業務：P164～176 参照☆

オ 情報連絡体制

震災時は、被害状況等の情報が輻輳し混乱するおそれがあるので、情報連絡の流れ、通信手段等の情報連絡体制を、事前に定めておく必要がある。

水道給水対策本部における情報連絡体制は、情報の内容に応じて、「5.3 情報連絡系統図」（P177～178 参照）☆に示すように整備する。

情報連絡のための通信手段は、水道給水対策本部事務所（水道課等）と現場チームとの間等を対象にあらかじめ定めておかなければならない（例：携帯電話、無線等）。

2 関係機関との連携

震災時には、以下に示す被害状況等を報告する国や都道府県の水道担当部署、および応援協定に基づき応急給水、応急復旧等の応援要請を行う水道事業者、地元業者等との連携が非常に重要であり、これらの関係機関等を事前に整理しておく。

- ・国・都道府県
 - ・市町関係機関等
 - ・応援水道事業者
 - ・応急給水応援団体
 - ・浄水施設等復旧応援団体
 - ・管路復旧応援団体
 - ・物資等確保機関
 - ・他のライフライン
 - ・重要施設（避難所、病院、福祉施設等）
- （表 2.2.2.1 記載例参照）☆

要綱を作成する上での考え方と作成方法	
	<p>また、他の水道事業者等に応援依頼を行った場合、宿舍の確保等を行うこととなるが、給水車等の駐車場や他の水道事業者等が打ち合わせを行う会議室等も併せて準備する必要がある。</p> <p>必要な受け入れ施設例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場＝浄水場・給水場の空き地、公園、河川敷、広場等 ・ 会議室（活動本部）＝コピー機、ファックス、電話の設備 ・ 宿泊先＝（応援協定では応援を受けるほうが用意することが普通となっており、県や市町の施設や民間の施設まで含めて候補に上げておくことが必要） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><応援依頼業務選定結果に基づくマニュアル作成></p> <p>○業務概要表（震災時に実施する業務項目を整理した一覧表） [表 2.2.1.3 (P28 参照) ☆] 『実施主体』欄について、「当事業体」、「共同」、「応援事業者」があるので、該当する部分に○を記入。</p> <p>○業務内容表（担当毎に実施する業務項目を抽出し、留意事項等を示したものの） [P138～179 参照] ☆ 『実施主体』欄について、「当事業体」、「共同」、「応援事業者」があるので、該当する部分に○を記入。</p> </div>

要綱を作成する上での考え方と作成方法	
	<p>3 応急対策資料の準備 震災時の初動体制、応急体制の確立、応急給水・応急復旧の活動を迅速・明確に行うために、必須事項として以下に示す応急対策資料を事前に準備しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常配備体制表（電話連絡網兼用） ・ 関係機関連絡先リスト ・ 指揮命令・連絡調整系統図 ・ 重要施設等位置図（給水拠点と給水対象施設） ・ 水道施設一般平面図 ・ 設備等点検等チェックリスト ・ 機器操作マニュアル ・ 機械・電気計装整備完成図書 ・ 配管図 ・ 管路復旧工事参考資料 (表 2.2.3.1 記載例参照) ☆ <p>これらの関係機関との連絡先については、定期的に確認しておくとともに、連絡内容に応じて当事業体の担当を事前に定めておくことが重要である。</p> <p>なお、宿舍の確保等、一部の業務を市町長部局で実施する場合、業務内容表の「実施主体」欄を空白とし、「留意事項等」欄に、その旨を記載する。</p>
	<p>4 応援依頼の検討</p> <p>(1) 応援依頼業務の選定</p> <p>他の水道事業者等に応援依頼を行う対象業務としては、応急給水計画の策定、応急給水の実施、応急復旧計画の策定、漏水調査の実施、応急復旧の実施があるが、表 2.2.4.1 に示す判断基準を用いて業務を選定する。</p> <p>復旧工事には多数の技術者等が必要である。このため、水道技術職員の適正な配置を行うとともに水道工事を専門に行っている業者に協力を要請することが必要である。</p> <p>応援業務依頼の選定結果に基づき、日本水道協会中部地方支部の応援要請・応援受け入れマニュアルを参考にマニュアルを以下の手順で作成する。</p> <p>なお、民間部門等に応援を依頼する場合、連絡体制や所有する資機材を明らかにしておく。その際、特に1業者に対して多数の市町が集中することのないよう隣接市町とあらかじめ連絡を図っておくこと。</p>

要綱を作成する上での考え方と作成方法

表 2.2.4.1 応援依頼業務の選定の判断基準

応援依頼業務	判断基準		判断結果 ↓ 実施主体
	全て確保できる	一部確保できる	
応急給水計画の策定等 (業務項目番号 02)	当事業体で以下の応急給水計画を策定できる要員を確保できるか？ 策定できる 策定できない 断水区域・断水人口の想定 応急給水量の算定 給水方法の選択 応急給水人員、車両の配備等	全て確保できる → 当事業体 一部確保できる → 共同 策定できない → 当事業体	
応急給水の実施 (業務項目番号 01)	当事業体と地元業者で、以下に示す応急体制を確保できるか？ 被害想定による必要量① 確保量② (①-②) 応急給水車両 応急給水作業人員 応急給水資機材等	全て確保 → 当事業体 一部確保 → 共同 確保できない → 応援事業体	
応急復旧計画の策定等 (業務項目番号 01)	当事業体で以下の応急復旧計画を策定できる要員を確保できるか？ 策定できる 策定できない 復旧期間の設定 応急復旧の順位と方法の選択 復旧工事班の配備 応急復旧資機材の確保等	全て確保できる → 当事業体 一部確保できる → 共同 策定できない → 応援事業体	
漏水調査の実施 (業務項目番号 01)	当事業体と地元業者等で、以下に示す漏水調査体制を確保できるか？ 被害想定による必要量① 確保量② (①-②) 漏水調査人員 漏水調査用機材等	全て確保 → 当事業体 一部確保 → 共同 確保できない → 応援事業体	
応急復旧工事の実施 (業務項目番号 02)	当事業体と地元業者等で、以下に示す応急復旧体制を確保できるか？ 被害想定による必要量① 確保量② (①-②) 応急復旧作業人員 工事車両・機材等	全て確保 → 当事業体 一部確保 → 共同 確保できない → 応援事業体	

要綱を作成する上での考え方と作成方法

なお、「第1節3(2)水道施設の被害想定」で行った想定の結果、大規模な被害が発生すると予測される場合には、広域的な応援体制に基づいて、支援を要請する必要がある。広域的な応援体制としては、(社)日本水道協会が阪神・淡路大震災を教訓としてとりまとめた「地震等緊急時対応に関する報告書」に、日本水道協会水道援助対策本部・地方支部長都市・県支部長都市の組織を活用する広域的応援体制が整備されているので参考にする。図 2.2.4.1 は、同報告書に掲載されている「大規模災害に対する広域的な応援体制」である。

応援要請を行った水道事業者では、応援事業者に対して、人件費、請負工事代金、車両・機材に係る費用、滞在費用等の費用負担を伴うが、これらの根本的な考え方についても同報告書に示されているので参考にする。

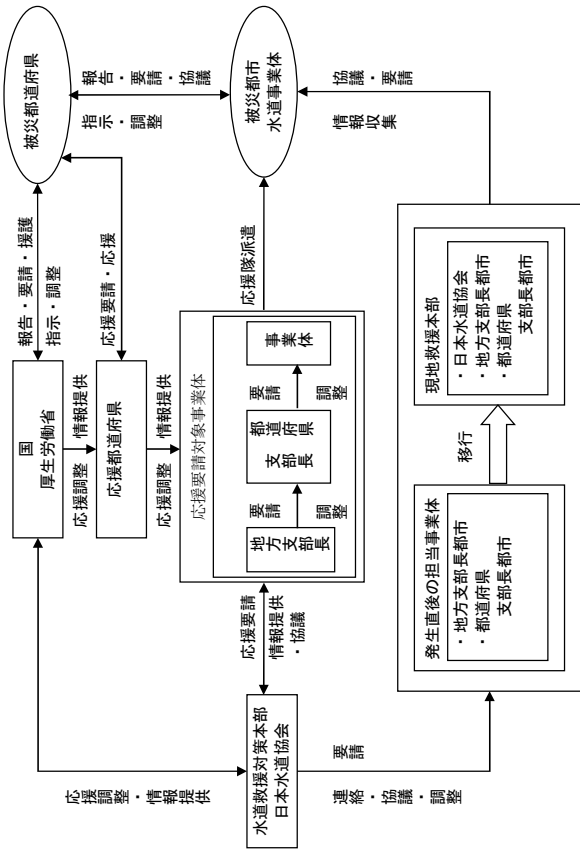


図 2.2.4.1 大規模災害に対する広域的な応援体制

出典：「地震等緊急時対応に関する報告書」（平成 8 年 2 月 15 日）
 社団法人 日本水道協会地震等緊急時対応に関する特別調査委員会 ※一部修正

要綱を作成する上での考え方と作成方法

5 職員に対する教育及び訓練

災害対策本部の応急復旧対策に配置される職員（水道担当部（局）課等）を対象として実施する教育・訓練の実施内容について記述する。

震災時に迅速・明確に行動するためには、震災時給水対策要綱に基づき、教育・訓練を行い、震災に対する職員の意識と対応能力の向上を図ることが重要である。

震災に対する訓練は、以下に示すように、応急給水や応急復旧の実施だけでなく、職員の動員・配備と水道給水対策本部の設営、情報連絡、水道施設の点検・緊急措置、応援要請・受入等の訓練も含める必要がある。

(1) 職員に対する教育

ア 地震に関する基礎知識

イ 東海地震等の発生に関する知識及び東海地震等による被害の試算の内容

ウ 地震が発生した場合及び予知された場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

エ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）

オ 東海地震に関する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置

(2) 職員に対する訓練

ア 動員訓練

(7) 職員の動員・配備と水道給水対策本部の設営

訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合等以下に示す動員訓練を「初動体制の確立」（P127～130 参照）※に基づいて行う。

- ・ 職員の参集
- ・ 参集時の被害状況把握
- ・ 庁舎の点検
- ・ 水道給水対策本部の設営

イ 情報連絡訓練

定められた方法（通信機器、資料・様式等を含む）により、以下に示す情報連絡訓練を行う。

(7) 指揮命令事項の伝達

以下に示す指揮命令事項について、具体的な内容を設定し、P177「2.5.3.1 指揮命令系統図」※に沿って情報連絡訓練を行う。

- ・ 応急給水の作業方針・範囲等
- ・ 応急復旧の作業方針・範囲等
- ・ 応援要請、広報等の方針

要綱を作成する上での考え方と作成方法

(4) 被害状況等の情報収集・整理と市町民・報道機関等への広報

以下に示す事項について具体的な内容を設定し、P178「2.5.3.2 情報収集・広報連絡系統図」※、「業務内容表（総務班：P56, P88, P139 業務項目No.25, 27、応急給水班：P65, P107, P149～150 同No.52, 61-1、浄水施設復旧班：P72, P114, P158, P159 同No.81, 92-1、管路復旧班：P80, P122, P168, P170 同No.81, 92-1）」※に従って情報連絡訓練を行う。

- ・ 浄水場・管路等の被害状況、断水状況および復旧状況
- ・ 応急給水状況
- ・ 浄水場・管路等の応急復旧計画
- ・ 応急給水計画

(4) 各会議の実施

水道施設の被害状況を設定して、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標、応援要請方針等の重要事項を決定する水道給水対策本部会議の訓練を行う。

また、班毎に活動方針の指示、活動状況の報告、確認を行う班会議の訓練を行う。

ウ 水道施設の被害確認・緊急措置訓練

施設・設備および管路の被害箇所を設定した上で、被害確認、緊急措置の訓練を行う。

なお、緊急措置は給水に影響を及ぼすおそれがある場合は、緊急措置を実施したこととして訓練を進める（実際は行わない）仮想訓練あるいは図上訓練により行う。

(7) 施設・設備等の被害確認、緊急措置

以下に示す事項について「業務内容表（浄水施設等復旧チーム：P74, P116, P161 業務項目No.72）」※に従い、「設備等点検チェックリスト」等々を用いて行う。

（被害確認）

- ・ 施設・場内管路の破損、漏水等の確認
- ・ 設備の損傷状況・稼働状況の確認
- ・ テレメータによる配水池の水位、流量、ポンプの稼働状況確認
- ・ 通信設備の作動の確認等（緊急措置）

- ・ 被害を想定した施設について、前後のバルブ閉止による切り離し
- ・ 自家発電設備等への切替え
- ・ 被害を想定したポンプ等について、停止措置および予備機の起動
- ・ 塩素漏洩に対する措置等

要綱を作成する上での考え方と作成方法	
<p>(イ) 管路の被害確認、緊急措置 以下に示す事項について「業務内容表（浄水施設等復旧チーム：P74, P116, P161 業務項目No.72）」※に従い、「配管図（管路機能、河川横断部の重要箇所を明記）」等を用いて行う。 （被害確認） ・河川・鉄道・主要道路の横断部等の重要箇所を中心とした被害確認（緊急措置） ・想定被害箇所に対する緊急措置（前後のバルブの閉止等） なお、水道施設は地震発生に備え、日常から点検・整備を行っておく。</p> <p>エ 応援要請、受入・配備訓練 (7) 応急給水・応急復旧の応援要請と受入・配備 以下に示す事項について具体的な内容を設定し「業務内容表（総務班：P59～60, P101～102, P143 業務項目No.31, 32、応急給水班：P65, P107, P152 同No.31、浄水施設復旧班：P72, P114, P158 同No.32、管路復旧班：P81, P123, P175 同No.32）」※に従って、関係機関を含めた応援要請、受入・配備訓練を行う。 ・応急給水の応援人員、給水車両、応急給水資材等 ・応急復旧の応援人員、工具、車両等</p> <p>オ 応急給水訓練 (7) 応急給水計画の策定 断水状況、道路被害状況等を設定して、「業務内容表（応急給水班：P65, P107, P152 業務項目No.52）」※に従って、復旧段階別に、応急給水量の算定、応急給水方法、必要な人員・車両等を含めた応急給水計画を策定する訓練を行う。</p> <p>(イ) 応急給水の実施 以下に示す応急給水方法（緊急貯水槽等による拠点給水、運搬給水、消防栓からの仮設給水）を設定して、市町長部局職員や住民も参加して応急給水の実施訓練を行う。 ・緊急貯水槽等による応急給水の準備と実施 ・運搬給水基地（非常用給水設備等を設置した配水池等）における給水車への給水 ・給水場所における給水車による応急給水の実施 ・消防栓における仮設給水栓の設置と応急給水の実施 ・応急給水の品質確認 なお給水車、応急給水資材等は地震発生に備え、日常から点検・整備を行っておく。</p>	<p>カ 応急復旧訓練 (7) 応急復旧計画の策定 浄水施設や管路の被害状況を設定して、「業務内容表（浄水施設復旧班：P74, P114, P158 業務項目No.81、管路復旧班：P80, P122, P168 業務項目No.81）」※に従って、目標復旧期間、応急復旧の方法、必要な人員・資機材、復旧工程等を含めた応急復旧計画を策定する訓練を行う。 (イ) 応急復旧工事の実施 以下に示す応急復旧工事の実施訓練を行う。なお、管路の応急復旧工事の訓練を会場において行う場合、仮設の管路を地上に設置¹⁾して実施することが多い。 また住民に対してはメーターボックス内の止水栓の操作方法等の訓練も行う。 ・管路被害箇所の復旧作業 ・両側のバルブ閉止、管切断、新管置換え、接続 ・漏水補修用金具の取付け（軽微な漏水の場合、通水を継続しながら実施） ・路上仮設配管の布設 ・給水管の修繕作業 ・応急復旧後の品質確認</p> <p>(注) ¹⁾ 復旧作業完了後に給水可能であることを示すため、給水栓を取り付けておいた方がよい。</p>
	<p>6 市町民に対する広報及び訓練 市町民を対象として、震災対応に理解と協力が得られるよう、平常時から震災時の飲料水の確保、応急給水拠点の場所、震災時の水質面の注意事項等の広報及び訓練の実施内容について記述する。</p>

要綱を作成する上での考え方と作成方法

第4節 地震防災応急対策

注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間においては、管路図面等のできるだけ万全の準備がその後の早急な復旧に寄与するもの、または、事前準備を行ったとしても市民生活に対しては影響を及ぼさないもののみを事前準備するものとする。また、観測情報が発表されたときは、必要な職員を参集させ、情報収集・伝達及び連絡体制を確保することとする。

地震防災応急対策は、図 2.4.1.1 に示すとおり注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間における【注意情報発表時】「1 警戒体制の準備」、「2 応急対策準備の内容・担当業務」、及び、警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間における【警戒宣言発表時】「3 防災体制の確保」、「4 主要施設に対する警戒宣言発令時の対応」、「5 応急対策準備の内容・担当業務」により構成し、応急対策の諸業務を迅速・的確に実施する事前準備の部分である。

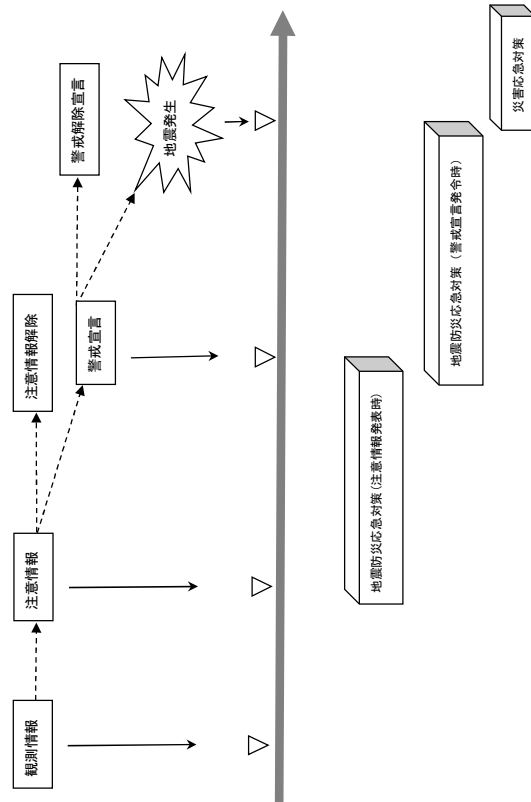


図 2.4.1.1 地震防災応急対策の時系列的推移

要綱を作成する上での考え方と作成方法

表 2.4.1.1 東海地震に関連する情報と防災対応

情報名	発表の基準	主な対応
東海地震観測情報 〔東海地震の可能性について直ちに評価できない〕	<ul style="list-style-type: none"> 東海地域における歪計1箇所ですら有意な地殻変動に関する変化が観測された場合等 顕著な地震活動が想定震源域内又はその近傍で発生した場合で東海地域との関連性を評価できない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 市町防災担当課、県、日本水道協会 静岡県支部等との相互連携による情報収集・連絡体制 水道施設の稼働状況確認
東海地震注意情報 〔東海地震の前兆現象が高まった〕	<ul style="list-style-type: none"> 東海地域における歪計2箇所以上で有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 水道給水警戒本部の設置準備 市町防災担当課、県、日本水道協会 静岡県支部等との相互連携による情報収集・連絡体制の強化 水道施設の緊急点検 給水車及び給水資機材等の確保・点検 防災用資機材等の確保の準備 管網図等の準備 市町民に対する広報活動
東海地震予知情報 〔東海地震の発生のおそれがある〕	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令後直ちに 東海地域における歪計3箇所以上で有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 水道給水警戒本部の設置 市町防災担当課、県、日本水道協会 静岡県支部等との相互連携による情報収集・連絡 災害発生時に備えた資機材の確保、職員の配置 市町民に対する広報活動

【注意情報発表時】

市町が注意情報発表時に実施する応急対策は、県が注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、水道給水警戒本部の地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、備蓄物資・資機材の確認・点検、物資調達、準備要請、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策準備、必要に応じて水道給水警戒本部の設置の準備をするものとする。

また、注意情報発表時において、正しい情報を迅速に提供し住民の不安感の軽減を図るとともに、市町民に対して貯水の励行を呼びかける。また、広報文案については、あらかじめ作成しておくものとする。

1 警戒態勢の準備

東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を募集して防災体制を確保し、災害応急対策の準備をするとともに、必要に応じて水道給水警戒本部を迅速に設置できるように準備を行う。

なお、東海地震観測情報が発表されたときは、必要な職員を募集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

(1) 水道給水警戒本部

応急給水・応急復旧の準備を計画的に進めるため、水道給水警戒本部を設置できるように準備する。

(2) 水道給水警戒本部長等 (P52 参照) ☆

水道給水警戒本部の統括を行うため、水道給水警戒本部長を設置する。水道技術管理者は、水道給水警戒本部活動の指揮・命令、水道給水警戒本部会議の開催等を実施できるように準備する。

(3) 各応急対策班の設置

ア 他班との総合調整、情報連絡、総務班を設置できるように準備する。

イ 応急給水の事前準備を行うため、応急給水班を設置できるように準備する。

ウ 浄水施設の応急復旧の事前準備を行うため、浄水施設復旧班を設置できるように準備する。

エ 管路の応急復旧の事前準備を行うため、管路復旧班を設置できるように準備する。

2 応急対策準備の内容・担当業務

初動体制の確立を行った後、予防対策で準備した、応急対策班の「業務内容表」、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、震災時の応急対策の諸業務の事前準備を迅速・的確に実施する。

(1) 水道給水警戒本部の設置の準備

水道給水警戒本部の設置の準備を行う。

(2) 水道給水警戒本部会議の開催の準備

水道給水警戒本部会議の開催の準備を行う。

ア あらかじめ作成した想定地震の被害による、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等が記載された応急給水計画・応急復旧計画の準備

イ 想定地震の被害における、他の水道事業者への応急給水、応急復旧の応援要請の方針

ウ その他震災時の応急対策に必要な事項

(3) 水道給水警戒本部長等 (P52 参照) ☆

水道給水警戒本部長は水道給水警戒本部の統括を行い、水道技術管理者は、水道給水警戒本部活動の指揮・命令、水道給水警戒本部会議の開催等を準備する。

(4) 各応急対策班の担当業務

ア 総務班の業務 (P53～60 参照) ☆

組織的な応急体制を確立するため、総務班の業務内容表に基づき、他班との総合調整、情報連絡、貯水の励行を呼びかける市民対応、他事業者への応援要請の事前準備、要綱の準備、物資確保・用務の事前準備等を迅速・的確に実施する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

イ 応急給水班の業務 (P61～67 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の被害による断水状況が記載された応急給水計画を準備し、応急給水体制、応援依頼の規模等を予測する。

応急給水の事前準備は、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況等を想定して、応急給水班の業務内容表に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方式を予測する。また、要綱・重要施設等位置図（給水拠点と給水対象施設）の準備、備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

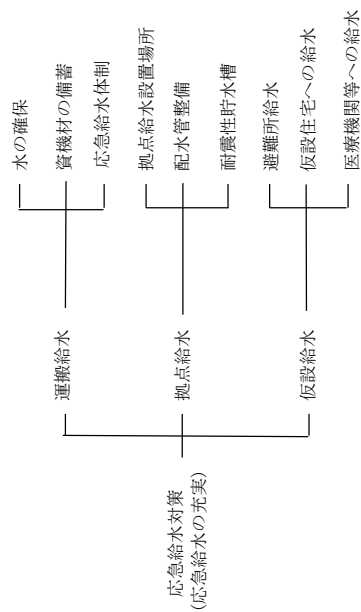


図 2.4.2.1 応急給水対策の分類

出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

ウ 浄水施設復旧班の業務 (P68～75 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の被害による浄水施設の被害状況の記載された応急復旧計画を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を予測する。

浄水施設等の応急復旧の事前準備は、浄水施設等の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法について、上流側の施設から再度検討する。また、要綱・水道施設一般平面図・設備等点検等チェックリスト・機器操作マニュアル・機械・電気計装整備完成図書の準備、水道施設の安全点検、浄水施設等の補修用備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。その際、水質管理を強化するとともに飲料水の供給は継続する。

なお、応急復旧の事前準備として、発災時の恒久復旧や災害査定申請に備え、様式 C2～C5 ☆を準備する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

エ 管路復旧班の業務 (P76～84 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の管路被害が記載された応急復旧計画を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を予測する。

管路・給水装置の被害想定および応急対策実施体制の検討方法を参考資料 (P179～186 参照) ☆に示す。

管路の応急復旧の事前準備は、管路の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法や復旧優先路線について、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次再度検討する。また、要綱・配管図・管路復旧工事参考資料の準備、補修用備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

なお、応急復旧の事前準備として、その後に行う恒久復旧や災害査定申請に備え、様式 C2～C5 ☆を準備する。

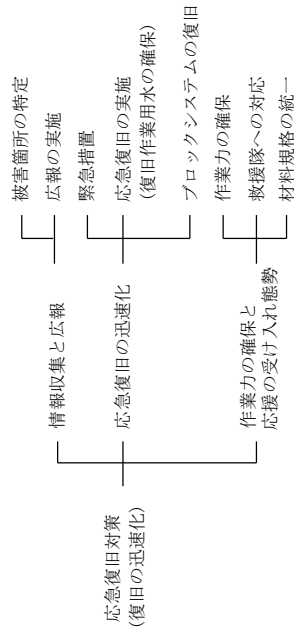


図 2.4.2.2 応急復旧対策の分類

出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

要綱を作成する上での考え方と作成方法

- (5) 応急復旧・応急給水目標
- ア 応急復旧目標
- 応急復旧期間は水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して設定する。「水道の耐震化計画策定指針(案)(厚生労働省健康局水道課)」では、耐震化の目標として応急復旧期間を可能な限り最長4週間以内としている。
- イ 応急給水目標
- 応急給水の目標は応急復旧期間において日数の経過に応じて、応急給水の目標水量および市民の水の運搬距離を設定する。
- なお、災害拠点病院、透析病院等の重要施設に応急給水を行う場合は別途加算する。

表 2.4.2.1 応急給水の目標設定(例)

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3L/人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車
4日～10日	20L/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100L/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量(約 250L/人・日)	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

出典：社団法人水道技術センター「水道の耐震化計画策定指針(案)の解説(平成9年5月)」

要綱を作成する上での考え方と作成方法

【警戒宣言発令時】

市町が警戒宣言発令時に実施する応急対策は、県が警戒宣言発令時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、水道給水警戒本部の地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、備蓄物資・資機材の確認・点検、物資調達の手配要請、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策準備、水道給水警戒本部の設置を要するものとする。

警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。また、広報文案については、あらかじめ作成しておくものとする。

3 防災体制の確保

警戒宣言が発令されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、災害応急対策の準備を要するものとする。また、水道給水警戒本部を迅速に設置する。

(1) 水道給水警戒本部

応急給水・応急復旧の準備を計画的に進めるため、水道給水警戒本部を設置する。

(2) 水道給水警戒本部長等 (P94 参照) ☆

水道給水警戒本部の統括を行うため、水道給水警戒本部長を設置する。水道技術管理者は、水道給水警戒本部活動の指揮・命令、水道給水警戒本部会議の開催等を実施する。

(3) 各応急対策班の設置

ア 他班との総合調整、情報連絡、市町民に対して貯水の励行を呼びかけるなどの市民対応を行うため、総務班を設置する。

イ 応急給水の事前準備を行うため、応急給水班を設置する。

ウ 浄水施設の応急復旧の事前準備を行うため、浄水施設復旧班を設置する。

エ 管路の応急復旧の事前準備を行うため、管路復旧班を設置する。

4 主要施設に対する警戒宣言発令時の対応

- (1) 緊急貯水に係る水道施設操作の要領を明示すること。
- (2) 緊急貯水に必要な原水の確保手段(事前協定に基づく他水利の一時的転用を含む)について明示すること。
- (3) 二次災害の防止等を図るため、警戒宣言発令後ただちに塩素注入設備、緊急遮断弁等水道施設の点検及び水道に係る工事の中止の措置をとる必要があるため、その措置に関する要領を定める等、具体的な実施内容について明示すること。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

5 応急対策準備の内容・担当業務

初動体制の確立を行った後、予防対策で準備した、応急対策班の「業務内容表」、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、震災時の応急対策の諸業務の事前準備を迅速・的確に実施する。

(1) 水道給水警戒本部
想定地震に対応できるよう、あらかじめ作成した応急給水計画・応急復旧計画に基づき準備を行う。

(2) 水道給水警戒本部会議

初動体制が確立された段階やあらかじめ作成した応急給水計画・応急復旧計画の準備等が確認できた段階において、定期的あるいは臨時の水道給水警戒本部会議を開催する。

ア あらかじめ作成した想定地震の被害による、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等が記載された応急給水計画・応急復旧計画による応急対策の準備

イ 想定地震の被害における、他の水道事業者への応急給水、応急復旧の応援要請の方針

ウ その他震災時の応急対策に必要な事項

(3) 水道給水警戒本部長等 (P94 参照) ☆

水道給水警戒本部長は水道給水警戒本部の統括を行い、水道技術管理者は、水道給水警戒本部活動の指揮・命令、水道給水警戒本部会議の開催等を実施する。

(4) 各応急対策班の担当業務

ア 総務班の業務 (P95～102 参照) ☆

組織的な応急体制を確立するため、総務班の業務内容表に基づき、他班との総合調整、情報連絡、貯水の励行を呼びかける市民対応、他事業者への応援要請の事前準備、要綱の準備、物資確保・用務の事前準備等を迅速・的確に実施する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

イ 応急給水班の業務 (P103～109 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の被害による断水状況が記載された応急給水計画を準備し、応急給水体制、応援依頼の規模等を予測する。

応急給水の事前準備は、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況等を想定して、応急給水班の業務内容表に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方式を予測する。また、要綱・重要施設等位置図（給水拠点と給水対象施設）の準備、備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

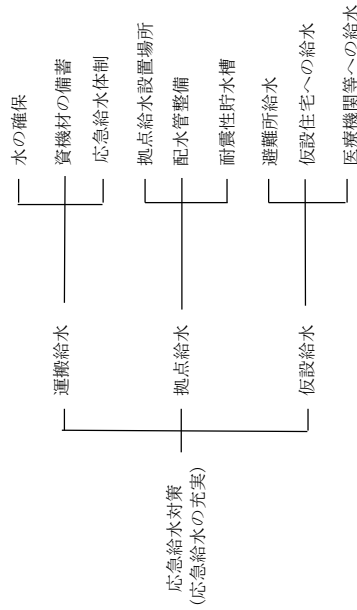


図 2.4.5.1 応急給水対策の分類

出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

ウ 浄水施設復旧班の業務 (P110～117 参照) ☆

あらかじめ検討した想定地震の被害による浄水施設の被害状況の記載された応急復旧計画を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を予測する。

浄水施設等の応急復旧の事前準備は、浄水施設等の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法について、上流側の施設から再度検討する。また、要綱・水道施設一般平面図・設備等点検等チェックリスト・機器操作マニュアル・機械・電気計装整備完成図書の準備、水道施設の安全点検、浄水施設等の補修用備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。その際、飲料水の供給は継続する。

なお、応急復旧の事前準備として、発災時の恒久復旧や災害査定申請に備え、様式 C.2～C.5 ☆を準備する。

要綱を作成する上での考え方と作成方法

エ 管路復旧班の業務(P118～126 参照) ☆
 あらかじめ検討した想定地震の想定管路被害を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を予測する。
 管路・給水装置の被害想定および応急対策実施体制の検討方法を参考資料(P179～186 参照) ☆に示す。
 管路の応急復旧の事前準備は、管路の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法や復旧優先路線について、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次再度検討する。また、要綱・配管図・管路復旧工事参考資料の準備、補修用備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。
 なお、応急復旧の事前準備として、その後に行う恒久復旧や災害査定申請に備え、様式C2～C5 ☆を準備する。

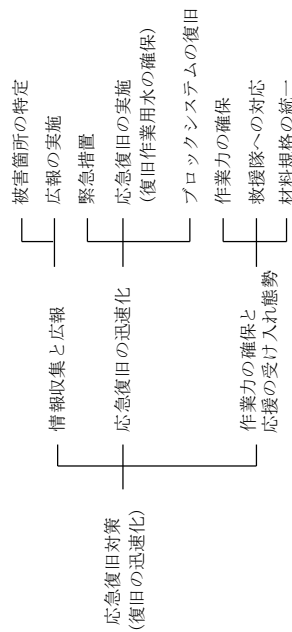


図 2.4.5.2 応急復旧対策の分類
 出典出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

要綱を作成する上での考え方と作成方法

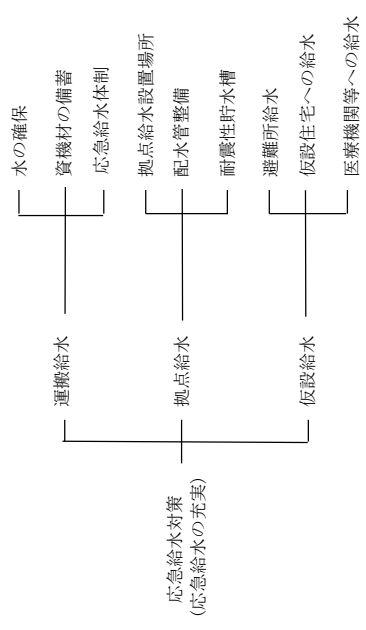
(5) 応急復旧・応急給水目標
 ア 応急復旧目標
 応急復旧期間は水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して設定する。「水道の耐震化計画策定指針(厚生労働省健康局水道課)」では、耐震化の目標として応急復旧期間を可能な限り最長4週間以内としている。
 イ 応急給水目標
 応急給水の目標は応急復旧期間において日数の経過に応じて、応急給水の目標水量および市町民の水の運搬距離を設定する。
 なお、災害拠点病院、透析病院等の重要施設に応急給水を行う場合は別途加算する。

表 2.4.5.1 応急給水の目標設定(例)

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3L/人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車
4日～10日	20L/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100L/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量 (約250L/人・日)	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水 共用栓

出典：社団法人水道技術センター「水道の耐震化計画策定指針(案)の解説(平成9年5月)」

要綱を作成する上での考え方と作成方法	
<p>第5節 災害応急対策</p> <p>災害応急対策は、「初動体制の確立」、「応急体制の確立、応急給水、応急復旧」により構成し、震災時の応急対策の諸業務を迅速・的確に実施し平常給水の早期回復を目指す部分である。</p> <p>なお、水道給水対策本部は非常配備基準に基づいて自動的に設置されることが多い。非常配備基準は事業者ごとに地域防災計画にあわせて定めておく。</p>	<p>要綱を作成する上での考え方と作成方法</p>
<p>1 初動体制の確立</p> <p>地震発生後、予防対策で定めた「職員の動員と配備」、「参集時の被害状況の把握」、「庁舎の点検と水道給水対策本部の設置」等を行う。</p>	<p>ア 総務班の業務(P136～144 参照) ☆</p> <p>組織的な応急体制を確立するため、総務班の業務内容表に基づき、他班との総合調整、情報連絡、市民対応、他事業者への応援要請、物資確保・用務等を迅速・的確に実施する。</p> <p>イ 応急給水班の業務(P145～153 参照) ☆</p> <p>発生地震による断水状況を調査して、応急給水体制、応援依頼の規模等を設定する。応急給水は、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況等を踏まえて、応急給水班の業務内容表に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方式を採用して実施する。</p>
<p>2 応急体制の確立、応急給水、応急復旧</p> <p>初動体制を確立した後、水道施設の被害状況や断水状況を調査し、応急給水・応急復旧に必要な体制を決定し、他の水道事業者等に応援要請を行い、それらを配備して応急体制を確立する。</p> <p>応急給水・応急復旧は被害状況・断水状況に応じて範囲・方法を定め、応援事業者等の協力を得ながら、計画的に実施する。</p> <p>(1) 水道給水対策本部</p> <p>予防対策で定めた水道給水対策本部の体制に基づき、業務を実施し、応急給水・応急復旧を計画的に進める。</p> <p>(2) 水道給水対策本部会議</p> <p>初動体制が確立された段階や被害状況・断水状況等が確認できた段階、および応急復旧・応急給水を進める段階において、定期的あるいは臨時に水道給水対策本部会議を開催し、次の事柄を決定する。</p> <p>ア 水道施設の被害状況を把握し、想定地震の被害とを比較して、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等</p> <p>イ 他の水道事業者への応急給水、応急復旧の応援要請の方針</p> <p>ウ その他震災時の応急対策に必要な事項</p> <p>(3) 水道給水対策本部長等 (P135 参照) ☆</p> <p>水道給水対策本部の総括を行う水道給水対策本部長、水道技術管理者は、水道給水対策本部活動の指揮・命令、水道給水対策本部会議の開催等を実施する。</p> <p>(4) 各応急対策班の担当業務</p> <p>初動体制の確立を行った後、水道給水対策本部の方針決定に基づき、予防対策で準備した、応急対策班の「業務内容表」、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、応急対策の諸業務を迅速・的確に実施する。</p>	<p>図 2.5.2.1 応急給水対策の分類</p> <p>出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」</p> <p>ウ 浄水施設復旧班の業務(P154～163 参照) ☆</p> <p>想定地震による想定被害と発生地震の被害状況を比較して、応急復旧体制、応援依頼の規模等を設定する。</p> <p>応急復旧は、浄水施設等の被害状況等を把握した上で、あらかじめ検討した応急復旧方法を参考に、応急復旧方法を設定し、上流側の施設から順次実施する。</p> <p>なお、応急復旧は、その後に行う恒久復旧や災害査定申請に備え、様式C2～C5 ☆を使用し、被害状況、復旧状況を正確に記録しておく。</p>



要綱を作成する上での考え方と作成方法

エ 管路復旧班の業務 (P164～176 参照) ☆
 管路及び給水装置は大部分が埋設されており、震災初期の段階で全体の被害を把握することは困難であるので、被害の実態が把握されるまでの間は、想定地震と発生地震の震度等と比較して、想定管路被害から発生地震による管路被害を推定し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を設定する。
 管路・給水装置の被害想定および応急対策実施体制の検討方法を参考資料(P179～186 参照) ☆
 に示す。
 応急復旧は、管路の被害状況等を把握した上で、応急復旧方法や復旧優先路線を設定し、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次実施する。
 なお、応急復旧は、その後に行う恒久復旧や災害査定申請に備え、様式C2～C5 ☆
 を使用して、被害状況、復旧状況を正確に記録しておく。

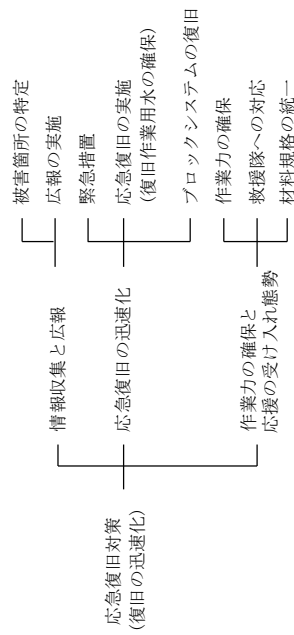


図 2.5.2.2 応急復旧対策の分類

出典出典：社団法人 日本水道協会「水道維持管理指針」

要綱を作成する上での考え方と作成方法

(6) 応急復旧・応急給水目標
 ア 応急復旧目標
 応急復旧期間は水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して設定する。「水道の耐震化計画策定指針(案)(厚生労働省健康局水道課)」では、耐震化の目標として応急復旧期間を可能な限り最長4週間以内としている。
 イ 応急給水目標
 応急給水の目標は応急復旧期間において日数の経過に応じて、応急給水の目標水量および市町民の水の運搬距離を設定する。
 なお、災害拠点病院、透析病院等の重要施設に応急給水を行う場合は別途加算する。

表 2.5.2.1 応急給水の目標設定(例)

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3L/人・日	概ね 1km 以内	耐震貯水槽、タンク車
4日～10日	20L/人・日	概ね 250m 以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100L/人・日	概ね 100m 以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量 (約250L/人・日)	概ね 10m 以内	仮配管からの各戸給水 共用栓

出典：社団法人水道技術センター「水道の耐震化計画策定指針(案)の解説(平成9年5月)」

(6) その他

発災後の被害状況、応急給水、応急復旧状況等についての現場写真の撮影等記録の確保体制を整えておく。

☆：本文記載は「要綱を作成する上での考え方と作成方法」部分のみ抜粋しており、記載例・参考資料等は省略してあるため、ページ表示等は本資料のものと異なる。詳細については平成21年3月27日付け環水第314号環境局長通知を参照のこと。

16-1-4 市町別濾水器保有状況

(県危機政策課) R3.4.1

方面本部	市町	濾水能力別(m/時間あたり)保有台数																		計														
		0.5未満		1.0未満		1.5未満		2.0未満		2.5未満		3.0未満		3.5未満		4.0未満		4.5未満			5.0未満		6.0未満		7.0未満		8.0未満		9.0未満		10.0未満		10.0以上	
		0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
賀	県合計	3	72	1,112	164	368	0	0	7	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,765		
	下田市			4	1	5																										10		
茂	東伊豆町			11																												11		
	河津町			9		11																										20		
	南伊豆町					11																										11		
	松崎町					8																										8		
	西伊豆町			8		7		3																								20		
東	小計	0	8	24	8	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80			
	沼津市			40	48																											88		
	熱海市					25																										25		
	三島市			11		36																										47		
	富士宮市			49																												49		
	伊東市			15		49																										65		
	富士市					50																										50		
	御殿場市					0																										0		
	裾野市					10																										11		
	伊豆市					15																											16	
部	伊豆の国市	3				5	3																									11		
	函南町			1		31																										32		
	清水町					6																										6		
	長泉町			15																													17	
	小山町			44																													44	
中	小計	3	40	183	71	159	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	461			
	静岡市			224		15																										240		
	島田市			104		6																										134		
	焼津市					18																										18		
	藤枝市			50		3																										53		
小計	牧之原市			2		2		5																								9		
	吉田町					27																										27		
	川根本町			24		25		4																								53		
小計	0	24	432	2	51	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	534				

方面本部	市町	濾水能力別(m/時間あたり)保有台数																		計														
		0.5未満		1.0未満		1.5未満		2.0未満		2.5未満		3.0未満		3.5未満		4.0未満		4.5未満			5.0未満		6.0未満		7.0未満		8.0未満		9.0未満		10.0未満		10.0以上	
		0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
西	浜松市	0	0	184	16	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	247			
	中区			53																												53		
	東区			18																												18		
	西区			18		1		3																								22		
	南区			19																												19		
	北区			37																												62		
	浜北区			7		11																										18		
	天竜区			32		4		19																								55		
	磐田市			90																												90		
	掛川市			121		64																										64		
部	湖西市																															196		
	御前崎市			41		3		4																								48		
	菊川市							2																								8		
	森町			37				0																								37		
	小計	0	0	473	83	120	0	0	6	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	690			

16-1-5 市町別給水車保有状況

(県危機政策課) R3.4.1

方面本部	市町	給水車保有数											計	
		1.0m ³ 未満	1.0以上 2.0未満	2.0以上 3.0未満	3.0以上 4.0未満	4.0以上 5.0未満	5.0以上 6.0未満	6.0以上 7.0未満	7.0以上 8.0未満	8.0以上 9.0未満	9.0以上 未滿	9.0m ³ 以上		
賀茂	県合計	0	8	27	14	2	0	0	0	0	0	0	1	52 (2)
	下田市			2										2
東部	東伊豆市				1									1
	南伊豆市													0
	松崎町													0
	西伊豆町													0
	小計	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	沼津市			2	2									4
	熱海市				1									1
	三島市		1											1
	富士宮市			1		1								2
	伊東市			3										3
中部	富士市				2									2
	御殿場市		1											2
	裾野市													0
	伊豆市													0
	伊豆の国市													0
	函南町		1											1
	清水町													0
	長泉町													0
	小山町													0
	小計	0	3	7	5	1	0	0	0	0	0	0	0	16
東部	静岡市			8	2									10
	島田市					1								1
	焼津市		2											2
	藤枝市			1	1									2
	牧之原市			1										1
	吉田町													0
川根本町													0	
小計	0	2	10	3	1	0	0	0	0	0	0	0	16	

注:()内は借り上げ数

方面本部	市町	給水車保有数											計	
		1.0m ³ 未満	1.0以上 2.0未満	2.0以上 3.0未満	3.0以上 4.0未満	4.0以上 5.0未満	5.0以上 6.0未満	6.0以上 7.0未満	7.0以上 8.0未満	8.0以上 9.0未満	9.0m ³ 以上			
西部	浜松市		2	4	2									8
	磐田市		1		1									3
	掛川市			2										2
	袋井市				1									1
	湖西市				1									1
	御前崎市													0
	菊川市				1									1
小計		0	3	8	5	0	0	0	0	0	0	0	1	17

16-1-6 市町別給水タンク保有状況

(県危機政策課) R3.4.1

方面本部	市町	給水タンク保有数												計	
		1.0m ³ 未満	1.0以上 2.0未満	2.0以上 3.0未満	3.0以上 4.0未満	4.0以上 5.0未満	5.0以上 6.0未満	6.0以上 7.0未満	7.0以上 8.0未満	8.0以上 9.0未満	9.0以上 未済	9.0m ³ 以上	計		
賀茂	県合計	684 (1)	487 (1)	255 (1)	0	0	5	0	0	0	1	0	0	1	1,432 (3)
	下田市	1	34	1											36
	東伊豆市		11	2											13
	河津市		10												10
	南伊豆市		3	4											7
	松崎町		5	6											11
	西伊豆町		35	2	1										38
	小計	44	67	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115
	沼津市		26												26
	熱海市		8	7	2										17
三島市		46	53			5								104	
富士宮市			14	40										54	
伊東市			15											15	
富士市			55											55	
御殿場市		15	15											30	
裾野市		20	2	10										32	
伊豆市		11	10											21	
伊豆の国市			22											22	
函南町			2	7										9	
清水町		10												10	
長泉町		3	4	8										15	
小山町			2											2	
小計	115	232	60	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	412	
静岡市		41	8											49	
島田市		3	18	50										71	
焼津市		95	20											115	
藤枝市		200	23											223	
牧之原市			7											7	
吉田町			3	5									1	9	
川根本町			3	5										8	
小計	(1)	(1)	(1)	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(3)	
合計	298	115	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	482	

注:()内は借上げ数

方面本部	市町	給水タンク保有数												計
		1.0m ³ 未満	1.0以上 2.0未満	2.0以上 3.0未満	3.0以上 4.0未満	4.0以上 5.0未満	5.0以上 6.0未満	6.0以上 7.0未満	7.0以上 8.0未満	8.0以上 9.0未満	9.0以上 未済	9.0m ³ 以上	計	
西部	浜松市	124	5	24										153
	磐田市		24	23										47
	掛川市		23	11										34
	袋井市	85		35										120
	湖西市	1	12	5										18
	御前崎市	17	7	2										26
	菊川市		2	8										10
	森町			15										15
	小計	227	73	123	0	0	0	0	0	0	0	0	0	423

16-1-7 市町別上水道管種別延長

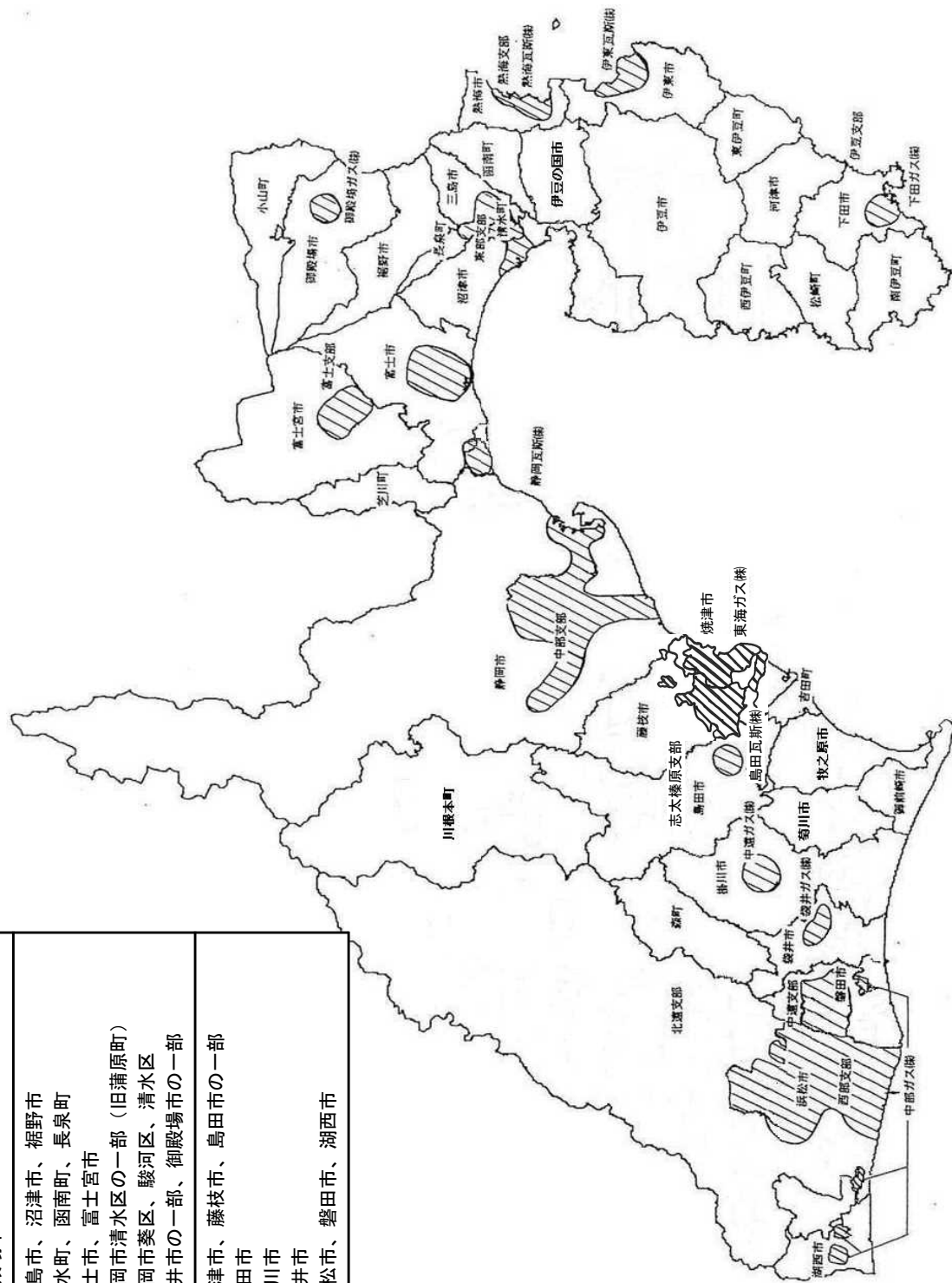
(県水利用課) R2.3.31

方面本部	市町 (事業体)	鑄鉄管 (m)	ダクタイト 鑄鉄管 (m)	鋼管 (m)	石綿管 (m)	硬質塩化 ビニル管 (m)	ポリエチレン管 (m)	その他 (ステンレス管等) (m)	全管路延長 (m)	
県合計		1,029,861	11,560,639	914,905	59,774	5,915,318	2,832,476	206,407	22,519,380	
賀茂	下田市	21,934	67,345	11,015	13,627	65,457	23,003	0	202,381	
	東伊豆町	4,770	82,690	11,271	0	15,119	5,160	320	119,330	
	河津町	0	27,088	3,795	2,071	27,262	11,354	0	71,570	
	南伊豆町	1,847	29,401	9,020	65	41,587	15,445	26	97,391	
	松崎町	6,193	25,750	3,091	100	14,047	3,411	242	52,834	
	西伊豆町	3,831	29,268	4,241	0	26,925	2,048	45	66,358	
	小計	38,575	261,542	42,433	15,863	190,397	60,421	633	609,864	
東部	沼津市	33,407	718,708	37,786	816	236,696	41,424	0	1,068,837	
	熱海市	37,602	173,871	12,819	0	2,547	165,820	1,762	394,421	
	三島市	28,007	176,037	42,038	0	65,958	83,192	549	395,781	
	富士宮市	39,577	450,566	35,106	6,527	110,201	104,650	5,257	751,884	
	伊東市	120,053	195,911	146,877	13,005	76,060	88,559	23,329	663,794	
	富士市	207,876	743,406	186,201	0	66,421	107,316	0	1,311,220	
	御殿場市	4,655	385,082	6,521	0	73,020	34,054	1,855	505,187	
	裾野市	3,879	211,418	34,504	272	48,254	76,338	39	374,704	
	伊豆市	16,033	88,285	20,096	8,036	142,207	30,811	8,720	314,188	
	伊豆の国市	1,188	92,344	8,985	805	141,274	19,601	57	264,254	
	函南町	329	60,597	25,787	358	92,060	20,182	7,238	206,551	
	清水町	(沼津市分に含む)								0
	長泉町	0	116,453	1,219	0	61,589	11,293	444	190,998	
	小山町	19,336	100,182	38,084	0	3,591	9,823	0	171,016	
小計	511,942	3,512,860	596,023	29,819	1,119,878	793,063	49,250	6,612,835		
中部	静岡市	320,924	2,006,775	89,147	1,003	121,711	136,497	7,480	2,683,537	
	島田市	19,983	296,514	9,159	93	216,185	34,980	329	577,243	
	焼津市	2,257	430,002	4,965	872	302,841	155,812	950	897,699	
	藤枝市	61	449,854	7,676	0	239,693	176,139	2,102	875,525	
	牧之原市	1,685	106,505	2,917	0	119,879	50,092	143	281,221	
	吉田町	50	55,988	3,325	0	188,314	51,328	395	299,400	
	川根本町								0	
小計	344,960	3,345,638	117,189	1,968	1,188,623	604,848	11,399	5,614,625		
西部	浜松市	105,624	2,637,179	116,858	10,733	1,472,295	733,381	117,360	5,193,430	
	磐田市	11,701	333,676	13,933	0	719,178	274,266	24,693	1,377,447	
	掛川市	6,332	583,181	10,913	0	328,132	122,212	0	1,050,770	
	袋井市	463	206,521	9,025	0	443,926	74,552	759	735,246	
	湖西市	0	143,079	1,840	0	133,284	106,463	293	384,959	
	御前崎市	1,871	305,770	2,590	0	128,177	7,177	893	446,478	
	菊川市	3,071	194,167	1,959	0	139,397	34,717	983	374,294	
	森町	5,322	37,026	2,142	1,391	52,031	21,376	144	119,432	
小計	134,384	4,440,599	159,260	12,124	3,416,420	1,374,144	145,125	9,682,056		

16-2-1 ガス供給状況

(県ガス協会) R3.4.1

会社名 静岡県ガス協会及び各会社 (平成29年4月1日)	供給区域
伊東瓦斯株式会社	伊東市
熱海瓦斯株式会社	熱海市
下田瓦斯株式会社	下田市
御殿場ガス株式会社	御殿場市
静岡ガス株式会社	三島市、沼津市、裾野市 清水町、函南町、長泉町 富士市、富士宮市 静岡市清水区の一部(旧蒲原町) 静岡市葵区、駿河区、清水区 袋井市の一部、御殿場市の一部
東海ガス株式会社	焼津市、藤枝市、島田市の一部
島田ガス株式会社	島田市
中遠ガス株式会社	掛川市
袋井ガス株式会社	袋井市
サーラエナジー株式会社	浜松市、磐田市、湖西市



16-2-1 ガス供給状況

静岡県ガス協会及び各会社(令和3年4月1日)

方面本部	市町村	都市ガス供給世帯数(戸)	方面本部	市町村	都市ガス供給世帯数(戸)
賀	県合計	556,772	西	掛川市	8,653
	下田市	2,698		袋井市	3,757
	東伊豆町	—		磐田市	15,417
	河津町	—		浜松市	116,581
	南伊豆町	—		湖西市	2,529
	松崎町	—		御前崎市	—
	西伊豆町	—		菊川市	—
		—		森町	—
	計	2,698			
	茂	熱海市		19,499	東
伊東市		9,263	伊東市	9,263	
御殿場市		3,700	御殿場市	3,700	
裾野市		2,637	裾野市	2,637	
沼津市		47,872	沼津市	47,872	
三島市		25,973	三島市	25,973	
富士市		32,347	富士市	32,347	
富士宮市		9,480	富士宮市	9,480	
伊豆市		—	伊豆市	—	
伊豆の国市		—	伊豆の国市	—	
部	函南町	897	函南町	897	
	清水町	6,650	清水町	6,650	
	長泉町	7,083	長泉町	7,083	
	小山町	—	小山町	—	
	芝川町	—	芝川町	—	
	計	165,401	計	165,401	
	静岡市	187,778	静岡市	187,778	
	焼津市	27,252	焼津市	27,252	
	藤枝市	26,681	藤枝市	26,681	
	島田市	25	島田市	25	
吉田町	—	吉田町	—		
牧之原市	—	牧之原市	—		
川根町	—	川根町	—		
川根本町	—	川根本町	—		
計	241,736	計	241,736		

16-2-2 ガス供給区域及びメーター取付け件数

(1) 一般ガス事業

(県消防保安課・静岡県ガス協会) R3.4.1

会社名	供給区域	メーター取付け件数	使用中戸数
下田ガス(株)	下田市	2,678	2,055
伊東瓦斯(株)	伊東市	10,272	8,133
熱海瓦斯(株)	熱海市	19,499	15,003
御殿場ガス(株)	御殿場市	4,125	3,693
静岡ガス(株)	静岡市、沼津市、三島市、富士市、富士宮市、裾野市、清水町、長泉町、函南町、袋井市の一部、御殿場市の一部	320,726	289,921
東海ガス(株)	焼津市、藤枝市、島田市の一部	54,551	48,422
島田瓦斯(株)	島田市	4,836	4,259
中通ガス(株)	掛川市	9,258	8,417
袋井ガス(株)	袋井市	3,821	3,337
サーエナジー(株) ※ (旧中部ガス(株))	浜松市、磐田市、湖西市	134,202	116,971
合計	—	563,968	500,211

※ 印は中部近畿産業保安監督部、他は関東東北産業保安監督部所管

(2) 簡易ガス事業 (県消防保安課・(一社)日本コミュニティーガス協会)

- ア ガス事業者数 38 社
- イ 供給地点群数 256 地点群(1 地点群数 ≧ 70 供給地点数のもの)
- ウ 供給地点数 51,406 地点(メーター数) ※許可地点数

R3.3.31

市町名	供給地点数	市町名	供給地点数
南伊豆町	3	函南町	6
沼津市	7	長泉町	3
熱海市	9	小山町	6
三島市	4	(東部計)	(105)
富士宮市	7	静岡市	23
伊東市	20	島田市	8
富士市	11	焼津市	5
御殿場市	8	藤枝市	5
裾野市	12	牧之原市	1
伊豆市	3	吉田町	2
伊豆の国市	6	(中部計)	(44)
		合計	256

市町名	供給地点数	市町名	供給地点数
浜松市	43	磐田市	10
掛川市	16	袋井市	14
湖西市	10	湖西市	10
御前崎市	1	御前崎市	1
菊川市	12	菊川市	12
森町	1	森町	1
(西部計)	(107)	(西部計)	(107)
合計	256	合計	256

市町名	供給地点数	市町名	供給地点数
南伊豆町	386	函南町	1,018
沼津市	933	長泉町	726
熱海市	1,036	小山町	808
三島市	3,543	(東部計)	(22,122)
富士宮市	682	静岡市	4,842
伊東市	3,307	島田市	1,561
富士市	1,910	焼津市	764
御殿場市	1,551	藤枝市	978
裾野市	4,309	牧之原市	81
伊豆市	276	吉田町	369
伊豆の国市	1,637	(中部計)	(8,595)

16-2-3 ガス施設の状況

(県ガス協会)R3.4.1

会社名	種別	施設名	基	能力	単位	備考
伊 東 瓦 斯 (株) "	発生設備	LNGサテライト	4	2,208,000	MJ	LNG
	貯蔵設備	原料タンク	2	300	KL	
熱 海 瓦 斯 (株) 下 田 ガ ス (株) " " " "	貯蔵設備	ガスホルダー	2	69,600	m ³	都市ガス
	発生設備	L. P. G気化装置	2	1,125,210	MJ	都市ガス プロパン "
	貯蔵設備	ガスホルダー	1	200	m ³	
	"	"	1	20	T	
	"	"	1	15	T	
	"	"	1	100	m ³	
東 海 ガ ス (株) 島 田 ガ ス (株)	貯蔵設備	ガスホルダー	2	100,000	m ³	都市ガス
	貯蔵設備	原料タンク	1	10	T	プロパン
サ ー ラ エ ナ ジ ー 株 式 会 社	浜松供給センター	貯蔵設備	2	133,500	m ³	都市ガス
	" (城北供給所)	"	1	43,800	m ³	"
	" (南部供給所)	"	2	98,400	m ³	"
	" (豊岡供給所)	"	1	64,000	m ³	"

17-3 市町別応急仮設住宅建設可能敷地

(県健康福祉部総務課) H23.1.31

方面本部	市町	敷地箇所	建設可能戸数	方面本部	市町	敷地箇所	建設可能戸数	
県合計		732	35,779	中部	静岡市	321	12,609	
賀茂	下田市	10	411		静岡市	18	999	
	東伊豆町	1	160		焼津市	41	1,472	
	河津町	1	23		藤枝市	24	944	
	南伊豆町	1	92		牧之原市	4	531	
	松崎町	1	94		吉田町	6	226	
	西伊豆町	5	139		川根本町	10	239	
小計		19	919		小計		424	17,020
東部	沼津市	27	1,428		西部	浜松市	68	5,529
	熱海市	4	104			磐田市	31	1,708
	三島市	29	1,238	掛川市		7	731	
	富士宮市	22	1,148	袋井市		19	913	
	伊東市	3	178	湖西市		5	426	
	富士市	20	1,082	御前崎市		7	447	
	御殿場市	9	444	菊川市		5	306	
	裾野市	9	730	森町		1	120	
	伊豆市	8	217	小計		143	10,180	
	伊豆の国市	4	155					
	函南町	2	352					
	清水町	4	312					
	長泉町	3	192					
	小山町	2	80					
小計		146	7,660					

17-4 応急工事資材(H型鋼、鋼矢板、コルゲートパイプ)の備蓄状況

静岡県交通基盤部地震対策備蓄資材調査票(数量)

(県道路保全課 令和3年4月1日現在)

事務所名	番号	備蓄場所 (地番まで記入)	備蓄資材数量			
			H鋼(本)	鋼矢板(本)	コルゲート(m)	防災シート(枚)
下田土木	※防災シートは水防倉庫に保管					470
	1	下田市 加増野 古道田平847-1	365	441	422	0
	2	南伊豆町 下賀茂 字正湯92-1	981	949	1,540	0
	3	松崎町 小杉原 字上沢523-5	86	155	0	0
	4	河津町 見高2312-77、2310-14(水路敷)	230	179	0	0
	5	河津町 梨本38-1-2	120	156	0	0
	6	松崎町 雲見1793-3、670-3	200	170	0	0
小 計			1,982	2,050	1,962	470
熱海土木	7	熱海市 熱海 字笹尻1804-1	233	331	200	140
	8	熱海市 下多賀 字池田905	50	0	0	0
	9	伊東市 湯川 字横磯546-16	149	207	195	80
	10	伊東市 玖須美元和田 字背板746-40	102	136	81	20
小 計			534	674	476	240
沼津土木	11	御殿場市 板妻660-4	486	626	390	38
	12	函南町 平井 字堂川1711	248	214	400	0
	13	函南町 平井 字皆畑後1717	263	294	410	0
	14	伊豆市 加殿269-3	0	100	0	0
	15	沼津市 戸田 字梅の木洞3288-5	133	282	25	0
	16	伊豆市 土肥3910-4	71	61	75	0
	17	伊豆市 上船原1234-48	445	430	200	85
	18	裾野市 須山 字大沢入ノ内堂尾五本地沢入2311-414	200	300	0	0
	19	沼津市 桃里71-70	50	50	0	150
	20	沼津市 植田8-8	50	50	0	150
小 計			1,946	2,407	1,500	423
富士土木	21	富士宮市 大中里378-1(河川敷)	100	74	100	0
	22	富士市 宮島(入道樋門)	130	130	160	0
	23	富士市 伝法435	60	160	80	0
	24	富士宮市 沼久保878-1	401	502	0	0
	25	富士市 中之郷2384-8	0	26	0	0
	26	富士市 中之郷小池下(企業局敷地)	50	0	60	0
	27	富士市 木島字植竹80-1	100	182	100	200
小 計			841	1,074	500	200
島田土木	※防災シートは水防倉庫に保管					400
	28	焼津市 大島(河川敷)	240	231	0	0
	29	藤枝市 瀬戸谷 字中山	18	108	0	0
	30	島田市 神座2633番地の16	319	394	0	0
	31	島田市 川根町家山1313-4	288	356	450	0
	32	島田市 金谷神尾76番地先	163	102	0	0
	33	川根本町 千頭591-13	30	50	150	0
	34	牧之原市 静谷 字三栗(河川敷)	50	148	100	0
	35	牧之原市 相良264-4	177	180	133	0
	小 計			1,285	1,569	833
袋井土木	※防災シートは水防倉庫に保管					400
	36	菊川市高橋2766-6	100	100	100	0
	37	掛川市 金城70	0	0	80	0
	38	掛川市 三俣 居廻850-1	240	200	460	0
	39	磐田市 明ヶ島前川込340-7(河川敷)	464	696	0	0
	40	袋井市 中新田 官有地	60	60	100	0
41	磐田市 福田中島 1000-1	280	291	140	0	
小 計			1,144	1,347	880	400
浜松土木	※防災シートは水防倉庫に保管					200
	42	湖西市 新居町 内山1450-1	90	100	90	0
小 計			90	100	90	200
合 計			7,822	9,221	6,241	2,333

18-1-1 自衛隊の配置と組織

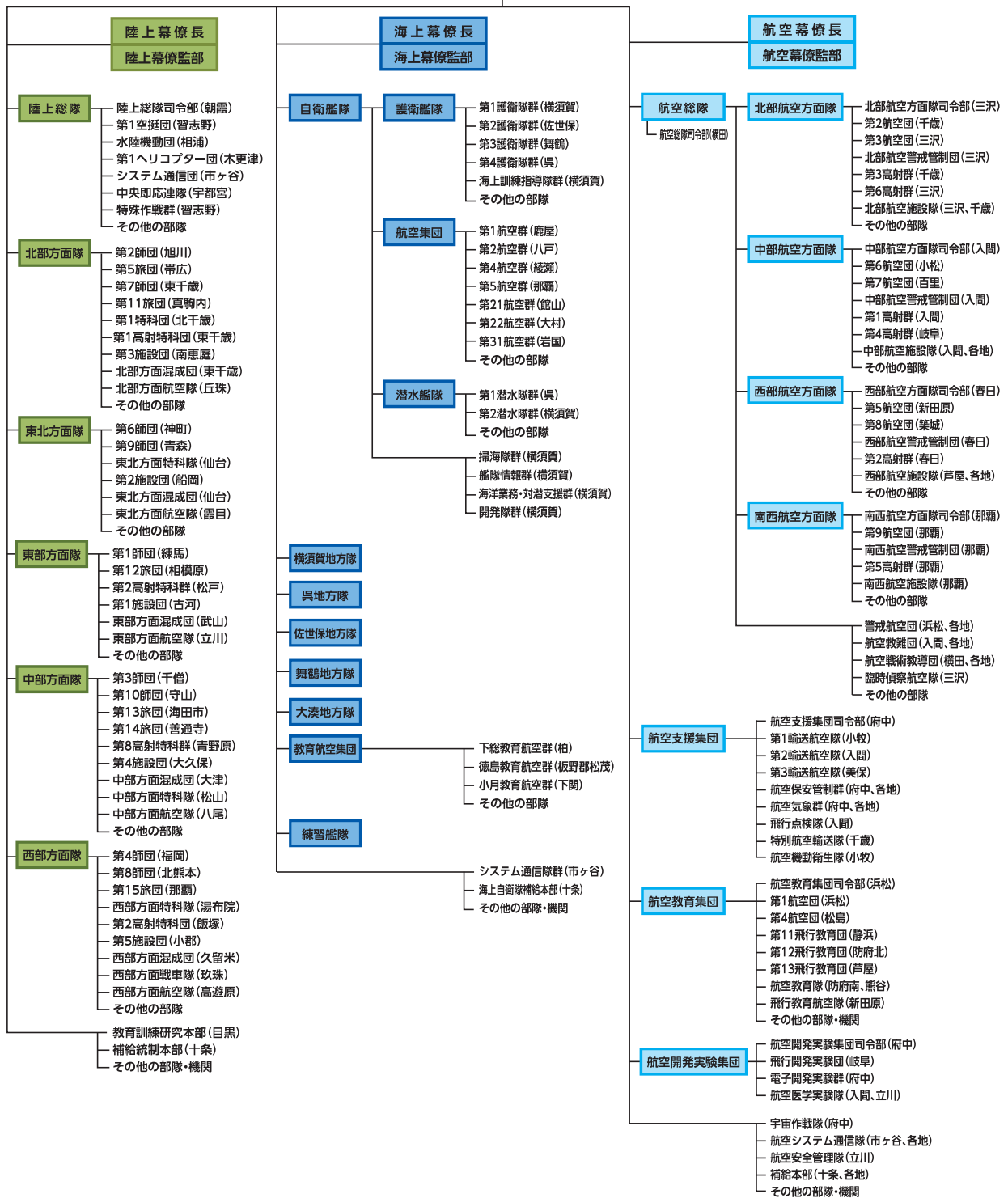
[資料編Ⅱ]



出典：令和3年度防衛白書

防衛大臣

統合幕僚長
統合幕僚監部



18-1-2 自衛隊地震防災派遣の概要

(自衛隊)

自衛隊別	地 震 防 災 派 遣		
	任 務	区 域	航 空 機
陸 上	1 情報収集及び提供 2 救急患者等の輸送 3 状況により人員・物資の緊急輸送	県 内 (西部地区 12旅団担当)	小型ヘリ 中型ヘリ 大型ヘリ (機数は、状況に応じる。)
海 上	1 県庁への連絡官、移動通信班の派遣 2 艦艇による進出待機(ヘリコプター搭載護衛艦を含む。) 3 人員、物資の海上輸送(要請による) 4 NHK要員の関東地区から強化地域への空輸(令による) 5 情報収集、港湾調査等	遠 州 灘 駿 河 湾 相 模 湾	回転翼機(状況に応じる機数) 固定翼機(状況に応じる機数) (母基地で1時間待機) 即時可動回転翼機×2～3 (進出中のヘリコプター搭載護衛艦)
航 空	1 情報収集、人員・物資の緊急輸送 2 偵察機による上空撮影及び解析 3 日本放送協会要員の中京地区から強化地域への空輸	西 部 地 域 (一部地域)	固定翼機 回転翼機 (機数は状況に応じる。)

18-1-3 災害派遣部隊担当任務

(自衛隊)

1. 陸上自衛隊

東部方面総監が、下記の部隊をもって次の活動を実施する。

- (1) 派遣部隊: 救援活動における派遣部隊
第1師団、第12旅団、富士教導団
- (2) 任 務
ア 情報収集及び即時救援活動の実施
イ 航空機による被害状況、部隊推進のための交通状況等の情報収集

2. 海上自衛隊

横須賀地方総監が、下記の部隊をもって、次の救援活動を実施する。

- (1) 派遣部隊: 横須賀地方隊・自衛艦隊の混合編成(在泊状況により、艦艇数は異なる。)
駿河湾救援部隊(護衛艦3～4隻、輸送艦1～2隻、補給艦1～2隻、その他3～5隻)
相模湾救援部隊(護衛艦3～4隻、輸送艦1～2隻、補給艦1～2隻、その他3～5隻)
注: 被害地域の数、被害の程度及び救援の優先度等により、各救援部隊は増減する。
- (2) 任 務
ア 艦艇による救援活動(海上輸送、生活支援、救護支援、海難救助等)
イ 航空機による救援活動(情報収集、航空輸送、海難救助等)
ウ 他自衛隊及び関係部外機関に対する協力支援(海上輸送、生活支援等)
エ その他必要とする救援活動(流出油防除、水路啓開等支援)

3. 航空自衛隊

航空総隊司令官が、下記の部隊をもって、次の活動を実施する。

- (1) 派遣部隊: 航空総隊、航空支援集団、航空教育集団等
- (2) 任 務
ア 航空機による救援活動(主として広域偵察、広域輸送及び静岡県西部における救援活動)
イ 基地(分屯基地含む)周辺における即時地上救援活動等
ウ 他自衛隊及び関係外機関に対する情報の提供、隊員・装備品等の空輸支援並びに災害派遣部隊に対する支援

18-1-4 警察、消防、自衛隊の救助活動拠点候補地 (賀茂地域局管内)

※消防は、「一次進出拠点(◎)」、「二次進出拠点(○)」

管理番号	市町名 (コード順)	拠点名称	所在地		管理者情報		施設面積 (単位:m ²)	救助活動拠点の使用区分(※)				使用を想定する部隊名 (自衛隊のみ)	所轄 警察署	管轄 消防本部	○拠点の状況 ○広域部隊の意見 ○危機管理地の意見 ○市町の意見
			住所	緯度・経度 (準拠座標系)	施設管理者	連絡先		警察	消防	自衛隊	ヘリポート				
賀茂1	下田町	県立下田高校グラウンド	下田市道台寺152	34.696780, 138.93498	静岡県教育委員会	下田高校 0558-22-3164	18,122			◎		富士教導団普通科教導隊(事後)第1旅団第11特科隊	下田警察署	下田消防本部	
賀茂2	下田町	須崎グリーンエリア	下田市須崎1243付近	34.664457, 138.981375	下田市	下田市産業振興課 0558-22-3914	5,308			◎	現地(中)	富士教導団普通科教導隊(事後)第1旅団第11特科隊	下田警察署	下田消防本部	津波浸水域(須崎)を經由して進入。津波被害があった場合使用不可となる可能性あり。
賀茂3	下田町	爪木崎公園駐車場	下田市須崎1237	34.661308, 138.983572	下田市	下田市産業振興課 0558-22-3914	5,122		◎	◎		富士教導団普通科教導隊(事後)第1旅団第11特科隊	下田警察署	下田消防本部	津波浸水域(須崎)を經由して進入。津波被害があった場合使用不可となる可能性あり。隣接する建物なし。
賀茂4	下田町	数椏公園健康広場駐車場	下田市数椏757	34.682881, 138.931601	下田市	下田市建設課 0558-22-2219	2,986		◎		拠点(大)		下田警察署	下田消防本部	
賀茂5	下田町	下田市消防団第5分団第1部駐所用地	下田市精崎19-22	34.676922, 138.96565	下田市	下田市総務課 0558-22-2211	1,200		◎				下田警察署	下田消防本部	平成29年度から随時供用開始
賀茂6	下田町	認定こども園駐車場	下田市数椏765-19	34.682342, 138.92897	下田市	下田市学校教育課 0558-22-3929	905		◎				下田警察署	下田消防本部	
賀茂8	東伊豆町	クロスカントリーコース	東伊豆町稲取3349-1	34.789440, 139.042241	東伊豆町	東伊豆町教育委員会 0557-95-1100(代表)	55,000			◎		富士教導団普通科教導隊(事後)第1旅団第11特科隊	下田警察署	駿東伊豆消防本部	主要道路R135から急な坂道(上り)を側道に入り1.5km地点に位置。それ以外特に支障なし
賀茂9	東伊豆町	東伊豆町総合グラウンド(野球場)	東伊豆町東伊豆町稲取3350	34.790678, 139.044882	東伊豆町	東伊豆町教育委員会 0557-95-1101(代表)	9,900			◎		富士教導団普通科教導隊(事後)第1旅団第11特科隊	下田警察署	駿東伊豆消防本部	同上
賀茂10	東伊豆町	町立体育センター	東伊豆町東伊豆町稲取3345-19	34.788887, 139.042635	東伊豆町	東伊豆町教育委員会 0557-95-1100(代表)	6,057			◎		富士教導団普通科教導隊(事後)第1旅団第11特科隊	下田警察署	駿東伊豆消防本部	同上
賀茂11	東伊豆町	採石場跡地	東伊豆町稲取3349-4	34.790363, 139.042141	東伊豆町	東伊豆町企画課 0557-95-1100(代表)	4,000			◎		富士教導団普通科教導隊(事後)第1旅団第11特科隊	下田警察署	駿東伊豆消防本部	同上
賀茂12	東伊豆町	東伊豆町総合グラウンド(サッカー場)	東伊豆町東伊豆町稲取3345-1	34.791644, 139.043947	東伊豆町	東伊豆町教育委員会 0557-95-1100(代表)	3,184			◎		富士教導団普通科教導隊(事後)第1旅団第11特科隊	下田警察署	駿東伊豆消防本部	同上
賀茂13	河津町	浜区島崎沢地先広場	河津町浜434-1	34.727452, 138.989654	河津町	河津町総務課 0558-34-1111(代表)	10,000			◎		富士教導団普通科教導隊(事後)第1旅団第11特科隊	下田警察署	下田消防本部	
賀茂14	河津町	B&G海洋センター	河津町浜432-1	34.729583, 138.991353	河津町	河津町総務課 0558-34-1111(代表)	5,468			◎		富士教導団普通科教導隊(事後)第1旅団第11特科隊	下田警察署	下田消防本部	
賀茂15	河津町	バカテル公園	東伊豆町河津町大沢1073	34.753509, 138.979825	河津町	河津町総務課 0558-34-1111(代表)	3,926		◎				下田警察署	下田消防本部	
賀茂16	南伊豆町	菜田グラウンド	南伊豆町南伊豆町入間16	34.646033, 138.819782	南伊豆町	南伊豆町総務課 0558-52-0211	44,000			◎	拠点(大)	富士教導団普通科教導隊(事後)第1旅団第11特科隊	下田警察署	下田消防本部	
賀茂17	南伊豆町	道の駅 下賀茂温泉湯の花	南伊豆町下賀茂157-1	34.649710, 138.86658	南伊豆町	南伊豆町農工商課 0558-52-0300	8,388		◎				下田警察署	下田消防本部	
賀茂18	南伊豆町	下田高校南伊豆町分校	南伊豆町下賀茂157-1	34.657583, 138.859028	静岡県教育委員会	下田高校南伊豆分校 0558-52-0103	5,757		◎				下田警察署	下田消防本部	

賀茂19	松崎町	県立松崎高校グラウンド	松崎町松崎168	34.743596, 138.770908	静岡県教育委員会	松崎高校 0558-42-0131	19,477			◎	拠点(大)	富士教導団普通科教導隊(事後)第1旅団第11特科隊	下田警察署	下田消防本部	
賀茂20	松崎町	松崎総合運動場助産婦センター(総合グラウンド)	松崎町道部565	34.743596, 138.770908	松崎町	松崎町総務課 0558-42-3963	10,000			◎	現地(中)	富士教導団普通科教導隊(事後)第1旅団第11特科隊	下田警察署	下田消防本部	
賀茂21	松崎町	道の駅 花の三聖苑	東伊豆町松崎町大沢20-1	34.757098, 138.825000	松崎町	松崎町総務課 0558-42-3963	2,500		◎		現地(小)		下田警察署	下田消防本部	
賀茂22	西伊豆町	黄金崎クリスタルパーク	東伊豆町西伊豆町手久須2204-3	34.843816, 138.769307	西伊豆町	西伊豆町総務課 0558-52-1111(代表)	5,500			◎		富士教導団普通科教導隊(事後)第1旅団第11特科隊	下田警察署	下田消防本部	
計								4	4	14	7				

(東部地域局管内)

※消防は、「一次進出拠点(◎)」、「二次進出拠点(○)」

管理番号	市町名 (ローカル)	拠点名称	所在地		管理者情報		施設面積 (単位:㎡)	救助活動拠点の使用区分(※)				使用を想定する部隊名 (自衛隊のみ)	所轄 警察署	管轄 消防本部	○拠点の状況 ○化援部隊の発動 ○危険度等の意見 ○町内の意見
			住所	緯度・経度 (座標座入品)	施設管理者	連絡先		合計	警察	消防	自衛隊				
東部-1	沼津市	富士通(株)沼津工場	沼津市富士140	35.153274, 138.829475	富士通神沼津工場	総務部 055-024-7200	20,000			◎		富士教導団特科教導隊 (事後)第11旅団第11戦車隊	沼津警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-2	沼津市	県立沼津城北高校グラウンド	沼津市一色675	35.124673, 138.876003	静岡県教育委員会	沼津城北高校 055-92-0344	15,647		●		現地(大)		沼津警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-3	沼津市	戸田日&G海洋センター	沼津市戸田2053	34.967947, 138.801318	沼津市	スポーツ振興課 055-922-7200	10,000			◎		富士教導団特科教導隊 (事後)第11旅団第11戦車隊	沼津警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-4	沼津市	静岡県警察本部運転免許センター	沼津市足高字尾上241-10	35.147561, 138.853392	静岡県警察本部	静岡県免許センター 055-92-2000	8,000	○					沼津警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-5	熱海市	緑の公園(熱海市立赤の沢自然の家)・駐車場	熱海市伊豆山字塚の沢1164-1	35.116455, 138.050494	熱海市	公園緑地課 055-90-9217	100,000	○	○	◎	現地(中)	富士教導団機甲教導隊 富士教導団普通科教導隊 (事後)第11旅団第11特科隊	熱海警察署	熱海市消防本部	
東部-6	三島市	南二日町広場	三島市南二日町22-10	35.112515, 138.925125	三島市	スポーツ推進課 055-98-7571	19,200			○		富士教導団特科教導隊 (事後)第11旅団第11戦車隊	三島警察署	富士山南東消防本部	
東部-7	三島市	三島市民文化会館	三島市一番町20-5	35.124066, 138.913663	三島市	文化振興課 055-983-2672	10,810	○					三島警察署	富士山南東消防本部	
東部-8	三島市	伊豆フルーツパーク	三島市塚原新田181-1	35.130729, 138.945086	静岡県オレンジャーパーク	055-971-1151	9,996			○			三島警察署	富士山南東消防本部	
東部-9	富士宮市	山宮スポーツ公園	富士宮市山宮3024	35.26471, 138.921449	富士宮市	スポーツ振興課 0544-22-1189	25,374			○		富士教導団特科教導隊 (事後)第11旅団第11戦車隊	富士宮警察署	富士宮市消防本部	
東部-10	富士宮市	外神スポーツ広場	富士宮市外神東町114	35.258726, 138.610275	富士宮市	スポーツ振興課 0544-22-1189	18,200			○	拠点(大)		富士宮警察署	富士宮市消防本部	
東部-11	富士宮市	富士宮市民体育館	富士宮市外神東町114	35.258726, 138.610275	富士宮市	スポーツ振興課 0544-22-1189	18,200			◎		富士教導団特科教導隊 (事後)第11旅団第11戦車隊	富士宮警察署	富士宮市消防本部	1階会議室は自衛隊指揮所として使用。他は物資拠点、建物の外は接収場所。
東部-12	富士宮市	富士宮市上井出グラウンド	静岡県富士宮市上井出2233-2	35.3083226, 138.60043645	富士宮市	スポーツ振興課 0544-22-1189	9,800			○			富士宮警察署	富士宮市消防本部	
東部-13	富士宮市	宗教学人大石寺南山A・B・C・D駐車場、塔之原グラウンド、塔之原駐車場	静岡県富士宮市上家7007-1	35.27894951, 138.5877324	宗教学人大石寺	宗教学人大石寺 0544-30-3016	34,700			○			富士宮警察署	富士宮市消防本部	
東部-14	富士宮市	富士宮市消防署北分署	静岡県富士宮市上井出2236	35.31137486, 138.60048071	富士宮市	消防総務課 0544-22-1198	5,441			○			富士宮警察署	富士宮市消防本部	
東部-15	富士宮市	麓の森の大きな家 ままろば	富士宮市麓161-2	35.401120, 138.558738	株式会社 麓ふもとばら	0544-52-1000	3,572	○					富士宮警察署	富士宮市消防本部	
東部-16	伊東市	大輪荘	伊東市岡1200-	34.954678, 139.091135	伊東市	健康事業課 0557-36-0120	115,514	○					伊東警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-17	伊東市	伊東高校	伊東市岡の里111	34.953081, 139.105688	静岡県教育委員会	伊東高校 0557-32-8811	22,518			◎		富士教導団機甲教導隊 富士教導団普通科教導隊 (事後)第11旅団第11特科隊	伊東警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-18	伊東市	伊東温泉競輪場駐車場	伊東市岡1200-094903	34.954664, 139.094903	伊東市三井興産株式会社	競輪事業課 0557-36-0120	20,600			○		富士教導団機甲教導隊 富士教導団普通科教導隊 (事後)第11旅団第11特科隊	伊東警察署	駿東伊豆消防本部	

東部-19	富士市	富士市総合運動公園	富士市中野571	35.196655, 138.687954	富士市	防災危機管理課 0545-55-2715 (所管: スポーツ振興課)	285,000			◎	拠点(大)	富士教導団特科教導隊 (事後)第11旅団第11戦車隊	富士警察署	富士市消防本部	
東部-20	富士市	(社)日本建設機械株式会社富士研究所	富士市大淵3154	35.203847, 138.679685	(社)日本建設機械株式会社富士研究所	総務部 0545-35-0212 (代表)	133,498			○			富士警察署	富士市消防本部	
東部-21	富士市	富士川河川敷富士川緑地	富士市五島島地先	35.130878, 138.642366	富士市	防災危機管理課 0545-55-2715 (所管: みどりの課)	19,158			○			富士警察署	富士市消防本部	
東部-22	富士市	富士市立少年自然の家・丸火体育館	富士市大淵10847-1	35.230998, 138.723956	富士市	防災危機管理課 0545-55-2715 (所管: 社会教育課)	6,568	○					富士警察署	富士市消防本部	
東部-23	富士市	富士市中央公園駐車場	富士市原町822	35.160366, 138.666809	富士市	防災危機管理課 0545-55-2715 (所管: みどりの課)	6,054			○	現地(中)		富士警察署	富士市消防本部	
東部-24	御殿場市	御殿場市・馬術スポーツセンター	御殿場市仁杉1415-1	35.320227, 138.880351	御殿場市	スポーツ交流課 0550-92-4135	106,000			○			御殿場警察署	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	
東部-25	御殿場市	御殿場プレミアム・アウトレット駐車場No.11, 12, 20, 24	御殿場市東田中1353	35.292224, 138.947862	三菱地所・サイモン株式会社	警備室(24時間常駐) 0550-81-3144	31,823			◎			御殿場警察署	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	
東部-26	御殿場市	御殿場市民会館	御殿場市萩原183-1	35.309495, 138.931519	御殿場市	社会教育課 0550-92-0339	17,478	○					御殿場警察署	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	
東部-27	裾野市	裾野市総合グラウンド	裾野市御座80	35.211285, 138.90969	裾野市	生涯学習課 055-992-3800	31,397			◎	現地(中)	富士教導団特科教導隊 (事後)第11旅団第11戦車隊	裾野警察署	富士山南東消防本部	
東部-28	裾野市	裾野市民文化センター	裾野市石坂586	35.200234, 138.913958	裾野市	生涯学習課 055-992-3800	26,388	○					裾野警察署	富士山南東消防本部	
東部-29	裾野市	裾野市運動公園	裾野市寺里1616-1	35.233774, 138.893162	裾野市	生涯学習課 055-992-3800	19,988			◎	拠点(中)	富士教導団特科教導隊 (事後)第11旅団第11戦車隊	裾野警察署	富士山南東消防本部	
東部-30	伊豆市	修善寺町の郷(駐車場)	伊豆市修善寺4279-3	34.974788, 138.91146	一般財団法人伊豆市観光公社	伊豆市観光公社 0558-72-7222	17,000			◎		富士教導団機甲教導隊 (事後)第11旅団第11特科隊	大仁警察署	駿東伊豆消防本部	寛政地域で活動する普通科教導隊の地方支援施設を本拠点に設置したい。(普通科教導隊)
東部-31	伊豆市	天城ふるさと広場	伊豆市上南原1120-1	34.914080, 138.894708	伊豆市	観光高士課 0558-72-9811	26,250			○	現地(大)	富士教導団機甲教導隊 (事後)第11旅団第11特科隊	大仁警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-32	伊豆市	土肥小中一貫校	伊豆市土肥2701-1	34.907984, 138.798074	伊豆市	土肥小中一貫校 0558-96-0246	2,570			◎	グラウンド(大)	富士教導団機甲教導隊 (事後)第11旅団第11特科隊	大仁警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-33	伊豆市	修善寺体育館	伊豆市相久保991	34.974697, 138.959942	伊豆市	社会教育課 0558-83-5477	9,473	○		○		富士教導団機甲教導隊 (事後)第11旅団第11特科隊	大仁警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-34	伊豆市	天城小学校	伊豆市青羽根47	34.936841, 138.931857	伊豆市	天城小学校 0558-97-0634	65,300			○			大仁警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-35	伊豆市	天城ドーム	伊豆市上南原1121-1	34.913796, 138.899999	伊豆市	観光高士課 0558-72-9811	6,140	○					大仁警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-36	伊豆市	中伊豆社会体育館	伊豆市上白岩470-1	34.964489, 138.984151	伊豆市	社会教育課 0558-83-5477	1,655	○					大仁警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-37	伊豆市	旧スポーツワールドゴルフ練習場跡地	伊豆市南江間1270-1	35.042085, 138.917303	伊豆の国市	連絡先: 危機管理課 055-948-1482 (所管: 警備管理課)	15,000			◎	拠点(大)	富士教導団機甲教導隊 (事後)第11旅団第11戦車隊	大仁警察署	駿東伊豆消防本部	アスファルト駐車場は民間へ売却。旧ゴルフ練習場を拠点として使用
東部-38	伊豆の国市	泰山運動公園	伊豆の国市泰山多田860	35.066078, 138.961924	伊豆の国市	連絡先: 危機管理課 055-948-1482 (所管: 社会教育課)	27,000			◎	現地(大)	富士教導団機甲教導隊 (事後)第11旅団第11特科隊	大仁警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-39	伊豆の国市	長岡体育館	伊豆の国市南江間2125-1	35.043732, 138.917429	伊豆の国市	連絡先: 危機管理課 055-948-1482 (所管: 社会教育課)	7,833	○					大仁警察署	駿東伊豆消防本部	

東部-40	伊豆の国市	大仁体育館	伊豆の国市三橋314	35,009804.138945414	伊豆の国市	運送先：危機管理課 055-948-1467 (所管：社会教育課)	2,640	○										大仁警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-41	浜南町	浜南運動公園(かなみスポーツ公園)	浜南町平井703	35,102898.138972782	浜南町	生涯学習課 055-979-1733	80,000			○								富士教導団特科教導隊 (事後)第11旅団第11戦車隊	三島警察署	駿東伊豆消防本部
東部-42	浜南町	狩野川東部浄化センター	田方郡浜南町問宮420-1	35,061388.138931275	静岡県下水道公社	狩野川東部浄化センター 055-978-7517	9,700			○								三島警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-43	清水町	柿田川公園	清水町伏見1-7	35,106548.138903956	清水町	都市計画課 055-991-9224	10,000			○								富士教導団特科教導隊 (事後)第11旅団第11戦車隊	沼津警察署	駿東伊豆消防本部
東部-44	清水町	沼津卸商社センター	駿東郡清水町田田地203	35,095153.138906904	沼津卸商社センター	沼津卸商社センター協同組合 055-971-5500	4,833			○								沼津警察署	駿東伊豆消防本部	
東部-45	長泉町	長泉町文化センター(ベルフォーレ)	駿東郡長泉町下土狩82-1	35,133620.138897259	長泉町	地域防災課 055-889-5505	30,910			○								裾野警察署	富士山南東消防本部	
東部-46	長泉町	長泉中央グラウンド	長泉町神米里550-1	35,141119.138895961	長泉町	地域防災課 055-889-5505	10,384			○			拠点(中)	富士教導団特科教導隊 (事後)第11旅団第11戦車隊				裾野警察署	富士山南東消防本部	
東部-47	長泉町	長泉町勤労者体育センター	駿東郡長泉町中上狩55-3	35,138109.138904919	長泉町	地域防災課 055-889-5505	5,515			○								裾野警察署	富士山南東消防本部	
東部-48	小山町	須走多目的広場	駿東郡小山町須走484-116	35,362843.138855214	小山町	都市整備課 0550-76-104	45,000			○								御殿場警察署	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	
東部-49	小山町	小山町総合文化会館	駿東郡小山町向多野130	35,349209.138956789	小山町	指定管理者：E's倶楽部・リンクよしもと運営グループ 0550-76-5700	27,213			○								富士教導団特科教導隊 (事後)第11旅団第11戦車隊	御殿場警察署	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部
東部-50	小山町	小山町生涯学習センター多目的広場	小山町向多野130	35,349262.138956283	小山町	指定管理者：E's倶楽部・リンクよしもと運営グループ 0550-76-5700	19,800			○			拠点(大)	富士教導団特科教導隊 (事後)第11旅団第11戦車隊				御殿場警察署	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	
東部-51	小山町	小山町総合体育館	駿東郡小山町向多野130	35,349821.138956283	小山町	指定管理者：E's倶楽部・リンクよしもと運営グループ 0550-76-5700	1,750			○								御殿場警察署	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	
								計	16	19	22	12								

(中部地域局管内)

※消防は、「一次進出拠点(◎)」、「二次進出拠点(○)」

管理番号	市町名(コード)	拠点名称	所在地		管理者情報		施設面積(単位：㎡)	救助活動拠点の使用区分(※)				使用を想定する部隊名(自衛隊のみ)	消防署	管轄消防本部	○拠点の状況 ◎応援部隊の意見 ○危機管理局の意見 ○市町の意見		
			住所	緯度・経度(国測準拠)	施設管理者	連絡先		合計	警察	消防	自衛隊					ヘリポート	
中部-1	静岡市東区	静岡県警察中部運転免許センター	与一丁丁目16-7	35,017011.138371811	静岡県警察本部	中部運転免許センター 054-773-2221	40,000	○						静岡中央警察署	静岡市消防局	駐車場は道路を狭み2か所、隣接地に現地HP	
中部-2	静岡市東区	与一地区安宿川左岸河川敷	与一丁丁目地先	35,018206.138371032	国土交通省	静岡河川事務所安宿川出張所 054-529-3102	32,500		●					静岡中央警察署	静岡市消防局	中型ヘリ3機が同時に起飛可能なヘリポートを設け、ヘリポート以外のグラウンド(約300㎡)は、任意として使用可能	
中部-3	静岡市東区	狩野川スポーツ広場(安倍川左岸)	与一丁丁目地先	35,007029.138362708	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	30,000				○			第34普通科連隊	静岡中央警察署	静岡市消防局	
中部-4	静岡市東区	田町安宿中スポーツ広場(安倍川左岸)	表区田町7丁目地先	34,964904.138365756	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	200				○			第34普通科連隊	静岡中央警察署	静岡市消防局	静岡市周辺を飛行する航空機に対する管制助言、懸架機空へリポートに対する航空機に対し進入助言を行う移動型航空管制レーダーを設置
中部-5	静岡市東区	静岡市西ヶ谷総合運動場	西ヶ谷8-1	35,013142.138353544	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	10,000				○			第34普通科連隊	静岡中央警察署	静岡市消防局	野球場、10ゴルフ場、6ゴルフ場、テニスコート、及び陸上競技場のうち芝生部分を指定地として使用。駐車場は第1、第2及び野球場前りに分散。東海老業単位の際に第32普通科連隊が突如に転用された場合の活動拠点
中部-6	静岡市東区	静岡市ふれあい健康増進館ゆらら	南沼上1379-1	35,026271.138411551	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	5,000				○			静岡中央警察署	静岡市消防局	南西方向350m(遊戯機)に現地HP	
中部-7	静岡市東区	駿府城公園	駿府公園1-1	34,981100.138384473	静岡市	公園整備課 054-221-1121	5,000				○			第34普通科連隊	静岡中央警察署	静岡市消防局	公園北東部は発掘調査中、公園の南東部を自衛隊宿舎、北東部を遊戯機ヘリポートとして使用。広域避難地のため、発災後しばらくは使用不可
中部-8	静岡市東河区	静岡県草薙総合運動場	東原19-1	34,991463.138431268	静岡県	静岡県草薙総合運動場 054-261-9285	26,400				○			第34普通科連隊	静岡南警察署	静岡市消防局	広域避難地活動拠点(代替拠点)のため、調整が必要となる このほか「アリーナ」、陸上競技場及び周辺の駐車場は「インテック静岡」(県広域物資輸送拠点)の代替拠点 補助競技場及び野球場等は広域避難地東海老業単位の際に第1空挺団が駿河区に転用された場合の活動拠点
中部-9	静岡市東河区	静岡県警察本部警備部強動隊	丸子6815-8	34,937830.138316629	静岡県警察本部	静岡県警察本部警備部強動隊 054-269-5288	22,000	○						静岡南警察署	静岡市消防局		
中部-10	静岡市東河区	静岡県競輪場	小籠2-9	34,963443.138420707	静岡市	公営競技事務所 054-263-2055	15,000				◎			静岡南警察署	静岡市消防局	あおい会館(宿舎)が指定場所市の計画では警察隊集結地で自衛隊集結地ではないため、自衛隊予備を削除した	
中部-11	静岡市東河区	静岡市消防局消防ひろば	南八幡町10-30	34,961028.138404784	静岡市	財産管理課 054-280-0134	4,596				○			静岡南警察署	静岡市消防局		
中部-12	静岡市東河区	静岡市立日本平動物園駐車場	池田1767-1	34,960517.138437389	静岡市	日本平動物園 054-262-3251	6,000				○			静岡南警察署	静岡市消防局	4か所に分散(計約1,000台)、第3駐車場が最大 市の計画では警察隊集結地で自衛隊集結地ではないため、自衛隊予備を削除した	
中部-13	静岡市清水区	富士川(河川敷)スポーツ広場(富士川右岸)	蒲原東地先	35,128391.138821178	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	36,000				○			第34普通科連隊	清水警察署	静岡市消防局	近隣の富士川緑地公園が拠点HP
新規中部-14	静岡市清水区	静岡市消防局清水消防署	東大曲町6-8	35,022283.138472997	静岡市	静岡市消防局財産管理課 054-280-0134	2,809				○			清水警察署	静岡市消防局	駐車場は民間施設を使用	
中部-15	静岡市清水区	東海大学付属静岡翔洋高等学校・中等部	折戸3-20-1	34,967113.138512355	東海大学	東海大学付属静岡翔洋高等学校・中等部 054-334-0726	22,000				○			第34普通科連隊	清水警察署	静岡市消防局	電気、非常用電源、ガス、水道及び電話については学校に劣るが、利用には問題が少なく、グラウンド照明あり、周辺は津波浸水域、近隣の東立清水高等学校グラウンドが現地HP

中部-16	静岡県 清水区	静岡県消防学校	谷津町一丁目 57-1	35,069859.138 518028	静岡県	静岡県消防学校 054-369-1190	14,273		◎				清水警察署	静岡市消防局	
中部-17	静岡県 清水区	日本平総合運動公園駐車場	村松3880-1	34,984329 138,480036	静岡市	都市計画事務所 054-354-2325	14,000		○			第34普通科連隊	清水警察署	静岡市消防局	
中部-18	静岡県 清水区	日本平パークセンター 駐車場	東郷597-8地 先	34,974460 138,464904	静岡県 民間	静岡県文化観光部観光 課課長室 054-354-2325 総務課総務課 課長室 054-334-2026 FAX1847			○			第1普通科連隊 第1普通科連隊 東北方面隊 第9普通科連隊	清水警察署	静岡市消防局	自衛隊の中核装備は日本平デジタルタワー敷 地内に出置、電線敷設については、放 送所幹事社に調査が必要(幹事社については、 危険対策に承認すること)。
中部-19	静岡県 清水区	清水滝原球場	滝原町3000	35,057328.138 469998	静岡市	静岡市振興公社 054-361-189	8,000		○			第34普通科連隊	清水警察署	静岡市消防局	多目的広場、野球場も使用可能。電気等は野 球場に付属 部屋2号線(中継機自衛隊)を利用して 通信する(幹事社に調査が必要)
中部-20	静岡県 清水区	穴原スポーツ広場	穴原185-1	35,150039.138 52306	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1011	6,000		○		現地 (大)		清水警察署	静岡市消防局	進入時に狭間箇所があり大型車は困難 多目的広場
中部-21	静岡県 清水区	静岡市海浜体育館	瀬原新田1-21- 1	35,150039.138 52306	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1011	810	○					清水警察署	静岡市消防局	
中部-22	島田市	大井川緑地公園(大井川緑 地)(大井川左岸)	横井地先	34,824879.138 168693	島田市	建設課 0547-367187	180,000		○	○	現地 (大)	第1空挺団	島田警察署	静岡市消防局	広域避難地。 消防 地上競技場 自衛隊 ソフトボール場-芝生広場 拠点HP: サッカーグラウンド
中部-23	島田市	大井川緑地公園(かなや大井 川緑地)(大井川右岸)	金谷東二丁目 地先	34,833409.138 137929	島田市	建設課 0547-367187	120,000		○	○	現地 (大)	第1空挺団	島田警察署	静岡市消防局	消防 拠点南側のグラウンド、 自衛隊 拠点HP及び消防活動拠点を除くかな や大井川緑地 拠点HP: 金谷人工芝サッカー場
中部-24	島田市	家山河川敷広場(家山河川左 岸)	川根町家山地 先	34,937289.138 073542	島田市	川根地域総合課 0547-53-580	25,000		○	○	現地 (大)	第1空挺団	島田警察署	静岡市消防局	進入時は大井川鉄線橋下(有効高2.8m)を 通過するが、並行して有効高3.6mの進入口 あり、一部を現地HPとして使用
中部-25	島田市	島田市中央公園	野田1689	34,851054.138 17461	島田市	建設課 0547-367187	15,864	○		○	現地 (小)	第1空挺団	島田警察署	静岡市消防局	警察 総合スポーツセンター、自衛隊: 日本 探問 駐車場は並み分け、総合スポーツセン ターは島田市物産集積所。多目的広場は現地 HP
中部-26	島田市	阿知ヶ谷グラウンド	阿知ヶ谷864	34,850914.138 196281	島田市	スポーツ振興課 0547-367219	10,000		○			第1空挺団	島田警察署	静岡市消防局	夏期講習に向けた駐車場は、駐車スペース であれば、グラウンドも利用したが、調整 地となっているので、大雨が降った場合、使 用不可である。
中部-27	島田市	野外活動センター山の家	山田市身成46- 5	34,904604.138 111724	島田市	社会教育課 山の家 0547-39-0736	7,400				現地 (中)	第1空挺団	島田警察署	静岡市消防局	センターハウスが避難所 管理研修棟の使用希望(空挺団)あり 空いていれば、使用可能である(施設管理 課)
中部-28	島田市	会館体育センター	金谷東前3431	34,838822.138 127085	島田市	スポーツ振興課 0547-367219	5,496	○					島田警察署	静岡市消防局	1Fは島田市の物産集積所、2F駐車場が警 察の活動拠点。道路を隔てた公園に駐車可能
中部-29	島田市	島田市応用金谷北地域交流セ ンター	竹下470-2	34,846912.138 127099	島田市	金谷北地域総合課 0547-40-5812					現地 (中)	第1空挺団	島田警察署	静岡市消防局	陸上競技場等の活動拠点として、人員50 名、車両21両(大型14、中型4、小型2) 各予定(第1空挺団)の活動拠点 第1空挺団の活動拠点としても使用予定
中部-30	焼津市	大井川河川敷運動公園(大井 川左岸)	相川地先	34,803356.138 295455	焼津市	スポーツ課 054-626-5740	30,000		○	○	現地 (大)	第32普通科連隊	焼津警察署	志太消防本部	大井川上流から、災害備蓄物資搬送場(積積) →警備隊→ヘリポート→自衛隊駐留地 河口より4.0km以上、中流より1.0km以上、 下流より1.0km以上、1.0km以上(L.P.)
中部-31	焼津市	焼津市総合グラウンド	根崎島950-1	34,884213.138 281625	焼津市	スポーツ課 054-626-5740	10,000		○	○	現地 (中)	第32普通科連隊	焼津警察署	志太消防本部	自衛隊: 野球場、拠点HP: 地上競技場、総合 体育館は市物産集積所、電気・無線等あり
中部-32	焼津市	焼津市消防防災センター	石津728-2	34,843074.138 309375	焼津市	防災計画課 054-626-0128	5,812		○				焼津警察署	志太消防本部	
中部-33	焼津市	ターントクルこども館とま とびあ	宗高1205-1	34,807495.138 286635	焼津市	子育て支援課 054-626-1137	646	○					焼津警察署	志太消防本部	大井川児童センターから各徒歩 駐留地2台、隣接して宗高とみとびあも利用 可能

中部-34	島田市	大井川河川敷スポーツ広場 (大井川左岸)	相川地先	34,824935 138,226764	島田市	スポーツ振興課 054-643-3126	75,000		○	○	現地 (大)	第32普通科連隊	島田警察署	志太消防本部	自衛隊: 地上競技場及び多目的広場。 現地HP: サッカー場、 消防の活動拠点; その他 大井川河口より6.0km、32.0m(T.P.)
中部-35	島田市	岡部中学校	岡部町字特坂 102	34,912061.138 267511	島田市	岡部中学校 054-667-0052	20,000		○		現地 (大)		島田警察署	志太消防本部	消防: グラウンド、グラウンドは現地HP。
中部-36	島田市	静岡県警察学校	下之郷1685-1	34,892432.138 248363	静岡県警察本 部	警察学校 054-638-0051	19,763	○					島田警察署	志太消防本部	
中部-37	島田市	藤枝総合運動公園 多目的広 場	原100	34,879594.138 230134	島田市	スポーツ振興課 054-643-3126	15,000		○			第32普通科連隊	島田警察署	志太消防本部	
中部-38	島田市	藤枝総合運動公園 陸上競技 場	原100	34,879594.138 230134	島田市	スポーツ振興課 054-643-3126	15,000		○		ヘリ ベース (中)	第32普通科連隊	島田警察署	志太消防本部	
中部-39	島田市	藤枝総合運動公園 陸上競技 場	原100	34,881341.138 23592	島田市	スポーツ振興課 054-643-3126	7,000	○			現地 (中)	第32普通科連隊	島田警察署	志太消防本部	
中部-40	島田市	藤枝総合運動公園 サッカ ー場ほか	原100	34,879348.138 230177	島田市	スポーツ振興課 054-643-3126	7,000		○				島田警察署	志太消防本部	
中部-41	島田市	れんげじスマイルホール	水町1丁目2-1	34,874173.138 259242	島田市	児童課 054-643-6611	13,403	○					島田警察署	志太消防本部	
中部-42	島田市	おかげ石の森公園	岡部町字特坂 143-1	34,910916.138 26759	島田市	花と緑の課 054-643-3467	10,000		○			第32普通科連隊	島田警察署	志太消防本部	多目的広場へ車両進入の際、段差があるので 注意 自中の活動拠点として使用し、常駐しなくて よい。
中部-43	島田市	市民ホールおかげ	岡部町内谷 601-3	34,823814.138 235224	島田市	事務室 054-667-3755	4,539	○					島田警察署	志太消防本部	藤枝市岡部公民館から徒歩変更
中部-44	島田市	藤枝勤労者体育館	若左衛門50	34,903948 138,29246	島田市	スポーツ振興課 054-643-3126	2,225	○					島田警察署	志太消防本部	警察: 管理棟(金庫室(100)1室、(30人) 2室、(40人)1室)、駐車場は市物産集積所 の空地。体育館は市物産集積所
中部-45	牧之原市	富士山静岡空港	坂口3336-4	34,794360.138 181235	富士山静岡空 港株式会社	富士山静岡空港株式会社 空港事務所 0548-79-2201	40,000	○	●	○	中継 (大)	第1空挺団	牧之原警察署	静岡市消防局	電子防犯センターの広域避難地(CSA (Forward Support Area): 県西部又は県中部 で活動する自衛隊に対する食料、飲料の供給 及び(燃料管理を要し)、燃料管理に備え の広域物資搬送拠点(代替)、消防車庫等に 臨時整備施設(SOU: Staging Care Unit)
中部-46	牧之原市	藤原総合運動公園ぐりんぼ ろ	仁田739-3	34,758979.138 222871	牧之原市	スポーツ推進室 0548-53-2643	44,000		○	○	現地 (中)	第1空挺団	牧之原警察署	静岡市消防局	管理棟及び駐車場は敷設所、グラウンドは自 衛隊、消防及び拠点HPで分割
中部-47	牧之原市	油川の里公園	豊ヶ谷2625-1	34,688203.138 18052	牧之原市	都市計画課 0548-53-2633	27,325		○	○		第1空挺団	牧之原警察署	静岡市消防局	自衛隊の管理棟として利用希望(第1空挺 団)、駐車場は別用地
中部-48	牧之原市	相良総合グラウンド	豊ヶ谷1014-2	34,718007.138 175511	牧之原市	スポーツ推進室 0548-53-2643	24,000		○		現地 (中)	第1空挺団	牧之原警察署	静岡市消防局	管理棟及びフェニックスは敷設所、グラウン ドは自衛隊及び拠点HPで分割
中部-49	牧之原市	藤間公民館	中西333	34,718007 138,175511	牧之原市	社会教育課 0548-53-2646	16,847	○					牧之原警察署	静岡市消防局	駐車場は50台、駐車可能である。
中部-50	牧之原市	仁田緑地	仁田143-2	34,752836.138 218084	牧之原市	スポーツ推進室 0548-53-2643	3,815	○					牧之原警察署	静岡市消防局	体育館南側のアーチェリー場を駐車場に使用
中部-51	吉田町	小山緑地駐車場及び多目的広 場	片岡2499-2	34,773551.138 248699	吉田町	産業課 0548-33-2122	11,500		○	○		第1空挺団	牧之原警察署	静岡市消防局	多目的広場(芝生広場)を自衛隊の活動場として 利用希望(第1空挺団)
中部-52	吉田町	吉田中学校第1グラウンド	住吉230	34,769085.138 252300	吉田町	吉田中学校 0548-32-0200	約17,000	○			現地 (大)	第1空挺団	牧之原警察署	静岡市消防局	隣接の吉田中学校と一体的に利用、中学校は 避難所、体育館は敷設所、第1グラウンドは 避難地、第2グラウンドは現地HP
中部-53	吉田町	吉田中学校第2グラウンド	住吉230	34,767917.138 254687	吉田町	吉田中学校 0548-32-0200	約17,000	○			現地 (中)	第1空挺団	牧之原警察署	静岡市消防局	隣接の吉田中学校と一体的に利用、中学校は 避難所、体育館は敷設所、第2グラウンドは 現地HP

中部-54	川根本町	本川根中学校	田代530	35.102067.138.128889	川根本町	本川根中学校 0547-59-2057	20,484	○	○	拠点 (大)	第1空挺団	島田警察署	群岡市消防局	体育館は川根本町の避難所。警察の救助活動拠点には格致。グラウンドは拠点中。校舎内の一角を指揮所として、空き地を自衛隊の宿舎地として使用希望(第1空挺団)
中部-55	川根本町	高瀬河川敷多目的広場(大井川右岸)	高瀬地先	35.041026.138.082914	川根本町	総務課 0547-56-2220	15,000		○	拠点 (大)	第1空挺団	島田警察署	群岡市消防局	自衛隊の救助活動拠点及び拠点HPとして使用
計							17	20	33	24				

(西部地域局管内)

※消防は、「一次進出拠点(◎)」、「二次進出拠点(○)」

管理番号 局	市町名 (市町コード)	拠点名称	所在地		管理者情報		施設面積 (単位:㎡)	救助活動拠点の使用区分				使用を想定する部隊名 (自衛隊のみ)	所轄 警察署	管轄 消防本部	○拠点の状況 ◎応援部隊の意見 ○広域警備局の意見 ○市町の意見
			住所	緯度・経度 (準拠座標)	施設管理者	連絡先		合計	警察	消防	自衛隊 (へ)				
西部-1	浜松市	浜松市小型自動車競走場(浜松オートレーシング)	浜松市中区古町908-19	34.739520.137.70505	浜松市	産業総務課公営競技室 053-471-0066	157,477		◎				浜松中央警察署	浜松市消防局	
西部-2	浜松市	花川運動公園	浜松市中区西五町724	34.773887.137.690043	浜松市	浜松市公園管理事務所 053-473-1829	52,105			○	第12旅団第2普通科連隊 (事後)第9師団	浜松中央警察署	浜松市消防局		
西部-3	浜松市	浜松市北部水泳場	浜松市西区高丘西4-1	34.761841.137.693101	浜松市	中区まちづくり推進課 053-457-2779	20,882			○	第12旅団第2普通科連隊 (事後)第9師団	浜松中央警察署	浜松市消防局	臨時駐車場出入口にネット用ワイヤー(高さ3m)がめがた必要	
西部-4	浜松市	浜松市青少年の家	浜松市西区住吉四丁目23-1	34.731883.137.731458	浜松市	生涯教育課 053-457-2418	10,844	○				浜松中央警察署	浜松市消防局		
西部-5	浜松市	浜松武運館	浜松市中区西浜田二丁目3-1	34.695920.137.725315	浜松市	中区まちづくり推進課 053-457-2779	5,903	○				浜松中央警察署	浜松市消防局		
西部-6	浜松市	天竜川緑地(北側)	浜松市東区白旗町194番地先	34.732933.137.60376	浜松市	浜松市公園管理事務所 053-473-1829	150,000			○	拠点 (大)	第12旅団第13普通科連隊 (事後)第9師団	浜松東警察署	浜松市消防局	
西部-7	浜松市	安開川公園自由広場	浜松市東区安新町18-2	34.730299.137.786672	浜松市	浜松市公園管理事務所 053-473-1829	50,135			○	第12旅団第13普通科連隊 (事後)第9師団	浜松東警察署	浜松市消防局	自由広場は野球場花欄にあり鉄柵で車庫の裏入れ不可、野球場の南側のみ車庫の裏入れ可能	
西部-8	浜松市	浜松工業高校敷地周辺グラウンド群	浜松市東区平山三丁目51地	34.773752.137.735853	浜松市	初生グラウンド:市公園管理事務所053-473-1829 野球場:東区産業課053-424-0118 半田山グラウンド:東区区民生課053-424-0150 浜松市立高校野球場:浜松市立高校053-453-1105	45,858			○	第12旅団第13普通科連隊 (事後)第9師団	浜松中央警察署	浜松市消防局	グラウンドへの出入口が狭いことや自衛隊・高校が使用していることから訓練での利用は困難	
西部-9	浜松市	浜松アリーナ	浜松市東区和田町808-1	34.71863.137.76721	浜松市	浜松市スポーツ振興課 053-547-2421	31,882	○	○			浜松東警察署	浜松市消防局		
西部-10	浜松市	雄踏総合公園(グラウンド)	浜松市東区雄踏新字布見399-1	34.704320.137.615425	浜松市	浜松市公園管理事務所 053-473-1829	169,000			○	拠点 (大)	第12旅団第30普通科連隊 (事後)第9師団	浜松西警察署	浜松市消防局	(一)雄山寺平天島線323号南側を利用、北側は上下水道部及びボランティアが利用
西部-11	浜松市	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町無蓋地	34.740215.137.686617	防衛省	航空自衛隊第1航空団 053-472-1111	161,426			◎	第12旅団第30普通科連隊 (事後)第9師団	浜松西警察署	浜松市消防局		
西部-12	浜松市	はままつフラワーパーク(駐車場)	浜松市西区鏡山寺町195	34.761110.137.6341	浜松市	緑政課 053-457-2586	25,419			○	拠点 (小)	浜松西警察署	浜松市消防局		
西部-13	浜松市	浜松市農村環境改善センター	浜松市西区伊佐地町1320-1	34.748744.137.674455	浜松市	農地整備課 053-457-2311	9,400	○				浜松西警察署	浜松市消防局		
西部-14	浜松市	天竜川緑地(南側)	浜松市東区鏡見町2942-1	34.710428.137.79567	浜松市	浜松市公園管理事務所 053-473-1829	160,000			○	拠点 (大)	第12旅団第13普通科連隊 (事後)第9師団	浜松東警察署	浜松市消防局	
西部-15	浜松市	可美公園総合センター(サッカー場)	浜松市東区増家町920-2	34.686080.137.69869	浜松市	浜松市公園管理事務所 053-473-1829	79,410			◎		浜松東警察署	浜松市消防局	広域避難場所・地盤による火災等緊急避難場所としても利用、野球場は現地バレーコート、体育館は遊技安置所	
西部-16	浜松市	大塚グラウンド(飯田公園)	浜松市南区大塚町地内安開川河川敷	34.697645.137.783717	浜松市	南区区民生活課 053-425-1382	64,600			○	第12旅団第13普通科連隊 (事後)第9師団	浜松東警察署	浜松市消防局	広域避難場所・地盤による火災等緊急避難場所としても利用	

西部-17	浜松市	緑江総合グラウンド	浜松市北區 江野中川12738	34,808470.1376 75164	浜松市	北區まちづくり推進課 053-523-2903	49,061		○		第12旅団第12特科隊 (事後)第9旅団	緑江警察署	浜松市消防局	
西部-18	浜松市	引佐総合公園	浜松市北區 引佐町井谷 3392-1	34,837890.1376 7864	浜松市	北區まちづくり推進課 053-523-2903	41,700		○			緑江警察署	浜松市消防局	
西部-19	浜松市	三ヶ日運動場	浜松市北區三 ヶ日町宇志 3205-5	34,800595.1375 91951	浜松市	北區まちづくり推進課 053-523-2903	28,235		○	拠点 (大)	第12旅団第12特科隊 (事後)第9旅団	緑江警察署	浜松市消防局	
西部-20	浜松市	引佐運動広場	浜松市北區引 佐町東原田 847-1	34,875448.1376 48036	浜松市	北區まちづくり推進課 053-523-1114	11,970		○		第12旅団第12特科隊 (事後)第9旅団	緑江警察署	浜松市消防局	
西部-21	浜松市	三ヶ日B&G高洋センター	浜松市北區三 ヶ日町新成3116- 23	34,784888.1375 73875	浜松市	北區まちづくり推進課 053-523-2903	10,377	○				緑江警察署	浜松市消防局	
西部-22	浜松市	浜松市教育センター	浜松市東區東 三方町143-4	34,746583.1377 25039	浜松市	浜松市教育センター 053-439-3120	8,088	○				緑江警察署	浜松市消防局	
西部-23	浜松市	みをつく文化センター	浜松市北區南 江町島倉359	34,809827.1376 50477	浜松市	北區まちづくり推進課 053-523-1114	7,533	○				緑江警察署	浜松市消防局	
西部-24	浜松市	天竜川運動公園	浜松市北區北 中瀬・水島地先	34,810446.1376 19992	浜松市	北區まちづくり推進課 053-585-1220	217,852		○	拠点 (大)	第12旅団第12高射特科中隊 (事後)第9旅団	浜北警察署	浜松市消防局	
西部-25-1	浜松市	浜北平口サッカー場	浜松市北區平 口3071-1	34,797013.1377 59916	浜松市	北區まちづくり推進課 053-585-1220	54,865		○		第12旅団第12高射特科中隊 (事後)第9旅団	浜北警察署	浜松市消防局	進入車両の車幅、車高に制限あり(北側グラウンド: 幅420cm・高さ400cm、南側グラウンド:幅390cm・ 高さ90cm)
西部-25-2	浜松市	浜北総合体育館 (サブアリーナ・温水プール)	浜松市北區平 口5042-133	34,797270.1377 5903	浜松市	北區まちづくり推進課 053-585-1220	46,716		○			浜北警察署	浜松市消防局	総合体育館(メインアリーナ)は、浜松市の地域内輸 送拠点
西部-26	浜松市	明神池運動公園浜北球場	浜松市北區北 宮口391-5	34,823949.1377 65963	浜松市	北區まちづくり推進課 053-585-1220	43,158		○		第12旅団第12高射特科中隊 (事後)第9旅団	浜北警察署	浜松市消防局	
西部-27	浜松市	静岡県警察西部運転免許セン ター	浜松市北區北 小坂3220	34,782333.1377 60292	静岡県警察本部	西部運転免許センター 053-937-2000	36,000	○				浜北警察署	浜松市消防局	
西部-28	浜松市	浜松市中華商會緑地会館	浜松市北區中 瀬4486-1	34,814535.1376 18465	浜松市	浜松市公園管理事務所 053-713-1829	13,590	○				浜北警察署	浜松市消防局	
西部-29	浜松市	浜松市旭明 (ふなごら)ダム 運動公園	浜松市天竜區 旭明2649	34,899620.1378 14279	浜松市	天竜区まちづくり推進課 053-922-0072	63,332		○	拠点 (大)	第12旅団第2普通科連隊 (事後)第9旅団	天竜警察署	浜松市消防局	
西部-30	浜松市	香野気田スポーツ広場	浜松市天竜區 香野町気田 550-1	35,004399.1379 10394	浜松市	天竜区まちづくり推進課 053-922-0072	11,190		○	拠点 (中)	第12旅団第2普通科連隊 (事後)第9旅団	天竜警察署	浜松市消防局	地震による火災等緊急避難場所としても利用
西部-31	浜松市	先久開ふれあい運動公園(グ ラウンド)	浜松市天竜區 先久開町浜川 3544	35,055296.1377 71592	浜松市	浜松市公園管理事務所 053-473-1829	9,912		○		第12旅団第2普通科連隊 (事後)第9旅団	天竜警察署	浜松市消防局	
西部-32	浜松市	水窪グラウンド	浜松市天竜區 水窪町水窪家 3382	35,169745.1378 70384	浜松市	天竜区まちづくり推進課 053-922-0072	6,043		○	拠点 (中)	第12旅団第2普通科連隊 (事後)第9旅団	天竜警察署	浜松市消防局	グラウンドへの入口は開口2.5mであり車両の直進乗 入れは困難
西部-33	浜松市	浜松市水窪協働センター	浜松市天竜區 長徳家2980-1	35,165977.1378 69567	浜松市	浜松市水窪協働センター 053-982-0001	2,948	○				天竜警察署	浜松市消防局	
西部-34	浜松市	浜松市天竜武道館	浜松市天竜區 二保町二保 357-1	34,872154.1378 1382	浜松市	天竜区まちづくり推進課 053-922-0072	2,279	○				天竜警察署	浜松市消防局	
西部-35	磐田市	かぶと塚公園	磐田市見付 4072-1	34,725142.1376 46464	磐田市	都市整備課公園緑地グ ループ 0538-37-4806	106,981		○	拠点 (大)	第12旅団第30普通科連隊	磐田警察署	磐田市消防本部	*ソフトボール場4,985㎡、テニスコート2,874㎡ *1843㎡、その他テニスコート12箇あり *陸上競技場はヘルボート
西部-36	磐田市	豊田天竜川グラウンド	磐田市河田川 北天竜川河川 敷	34,731734.1378 10999	磐田市	スポーツ振興課 0538-37-4822	46,600		○	現地 (中)	第12旅団第30普通科連隊	磐田警察署	磐田市消防本部	*サッカー場26,151㎡、野球場20,455㎡

西部-37	磐田市	東大久保運動公園グラウンド	磐田市東大久 保809-2	34,731342.1376 71919	磐田市	スポーツ振興課 0538-37-4832	34,218		○			磐田警察署	磐田市消防本部	駐車場面積2,682㎡、他はテニスコートとグラウンド
西部-38	磐田市	福出公園野球場	磐田市東田中 高3756-43	34,896597.1378 7816	磐田市	スポーツ振興課 0538-37-4832	26,031		○	現地 (大)	第12旅団第30普通科連隊	磐田警察署	磐田市消防本部	*多目的広場8,402㎡、駐車場5,766㎡、野球場 *1843㎡、その他テニスコート12箇あり *野球場はヘルボート
西部-39	磐田市	豊岡総合センター	磐田市豊岡地 4-1	34,818243.1378 34903	磐田市	スポーツ振興課 0538-37-4832	20,300		○	現地 (大)	第12旅団第30普通科連隊	磐田警察署	磐田市消防本部	*テニスコート、多目的運動広場を活動拠点として 利用 *総合体育館は指定避難所、豊岡中央交流センター は物資拠点として利用
西部-40	磐田市	磐田スポーツ交流の里ゆめりあ	磐田市東大久 保892-36	34,755453.13 7857915	一般財団法人 磐田市振興協 会	スポーツ振興課 0538-37-4832	18,434		○	現地 (大)		磐田警察署	磐田市消防本部	*ソフトボール場(4)あり *電線林(6)箇所あり *フットサル場、芝生広場は野営可能
西部-41	磐田市	豊田ラブラバー公園	磐田市泉島子 155-1	34,710353.13 7823933	磐田市	都市整備課公園緑地グ ループ 0538-37-4806	14,997		○		第12旅団第30普通科連隊	磐田警察署	磐田市消防本部	多目的広場10,394㎡、テニスコート4,583㎡
西部-42	磐田市	岩田交流センター	磐田市弓坂上 612-1	34,721571.13 7,282818	磐田市	地域づくり応援課 0538-37-4811	14,307	○				磐田警察署	磐田市消防本部	交流センター514㎡、体育館422㎡、多目的グランド 7,938㎡、ゲートボール場1,900㎡
西部-43	磐田市	天竜川ラブラバー公園	磐田市志保地 地先天竜川河 川敷	34,817551.13 7,831482	磐田市	都市整備課公園緑地グ ループ 0538-37-4806	5,750		○			磐田警察署	磐田市消防本部	*当公園南側の用地は駐車場として利用可能(約 1,300㎡) *芝生広場(北)2,630㎡、(南)2,400㎡
西部-44	磐田市	竜洋なぎの木会館	磐田市豊岡 6806-3	34,682506.13 7,815355	磐田市	文化振興課 0538-35-8861	3,627		○			磐田警察署	磐田市消防本部	*第1駐車場1,722㎡、第2駐車場1,895㎡ *緑地の設置等は使用不可 *2階会議室等は使用可
西部-45	磐田市	磐田市福田支所駐車場	磐田市福田400	34,680816.13 7,880549	磐田市	福田支所市民生活課 0538-38-2370	2,520		○			磐田警察署	磐田市消防本部	災害対策本部福田支部として使用
西部-46	磐田市	磐田市豊田支所駐車場	磐田市豊田150	34,727979.13 7,823109	磐田市	豊田支所市民生活課 0538-38-3150	1,778		○			磐田警察署	磐田市消防本部	災害対策本部豊田支部として使用
西部-47	掛川市	い・いの広場	掛川市細谷 1386	34,787770.13 7,96828	掛川市教育委 員会	社会教育課 0537-21-1159	95,900		○	拠点 (中)	第12旅団第13普通科連隊	掛川警察署	掛川市消防本部	プール跡地は災害ボランティア活動地
西部-48	掛川市	大東北運動場	掛川市土下土 方407	34,709310.13 8,04657	掛川市教育委 員会	社会教育課 0537-21-1159	37,412		○		第12旅団第13普通科連隊	掛川警察署	掛川市消防本部	
西部-49	掛川市	総合体育館さくらんぼ	掛川市大池 2250	34,785010.13 8,00187	掛川市教育委 員会	社会教育課 0537-21-1159	16,859	○				掛川警察署	掛川市消防本部	
西部-50	掛川市	大須運動場	掛川市西大須 3220-1	34,687460.13 7,98057	掛川市教育委 員会	社会教育課 0537-21-1159	6,943		○	現地 (大)	第12旅団第13普通科連隊	掛川警察署	掛川市消防本部	
西部-51	掛川市	掛川市生涯学習センター	掛川市御所原1 7-1	34,779600.13 8,01843	掛川市教育委 員会	社会教育課 0537-21-1159	5,200		○			掛川警察署	掛川市消防本部	市物産館、ボランティア活動拠点
西部-52	袋井市	小笠山総合運動公園	袋井市栗野 2300-1	34,751228.13 7,981522	静岡県	権サッカークラブグループ 0538-41-1800	2,890,000		○	中核	第12旅団第30普通科連隊	袋井警察署	袋井消防本部	避難所、物資集積所、集積拠点
西部-53	袋井市	二瀬多目的運動広場	袋井市中1000 新橋下流原 杉川川敷	34,704694.13 7,904403	袋井市	スポーツ推進課 0538-44-3129	39,783		○	現地 (中)		袋井警察署	袋井消防本部	河川区域内
西部-54	袋井市	原野谷川取水公園東側広場	袋井市栗野 3184-2(原野 川川敷)	34,746997.13 7,942791	袋井市	都市整備課 0538-44-3165	28,391		○	現地 (大)	第12旅団第30普通科連隊	袋井警察署	袋井消防本部	河川区域内
西部-55	袋井市	浅羽球場	袋井市栗野 1811-1	34,669305.13 7,938399	袋井市	スポーツ推進課 0538-44-3129	18,328		○	現地 (中)	第12旅団第30普通科連隊	袋井警察署	袋井消防本部	野球場 *テニスコート *災害対策本部(物資集積所) *災害対策本部(物資集積所)有 *災害対策本部(物資集積所)有
西部-56	袋井市	豊島の巨防広場	袋井市豊田 1006-1	34,729630. 13,7544546	袋井市	防災課 0538-44-3108	9,500		○	現地 (中)	第12旅団第30普通科連隊	袋井警察署	袋井消防本部	
西部-57	袋井市	田原緑地グラウンド	袋井市福池332	34,734364.13 7,905809	袋井市	都市整備課 0538-44-3165	8,979		○			袋井警察署	袋井消防本部	

西部-58	袋井市	原野谷川取水公園西側広場	袋井市笠野 3164-1(原野谷川 広葉大橋西側)	34,746236.13 7,940889	袋井市	都市整備課 0538-44-3165	8,915			○		第12旅団第30普通科連隊	袋井警察署	袋井消防本部	河川区域内
西部-59	袋井市	袋井公園西側エリア(Bゾーン)	袋井市豊原 1727(原野谷川 広葉大橋南西側)	34,743565.13 7,942846	袋井市	都市整備課 0538-44-3165	3,550			○		第12旅団第30普通科連隊	袋井警察署	袋井消防本部	
西部-60	袋井市	奥名袋井川出口南側(ゲート ポール場)	袋井市山科 3558-1	34,758576.13 7,905291	(株)ヨシコン (袋井市)	袋井市防災課 0538-44-3108	2,421			○			袋井警察署	袋井消防本部	民間所有地
西部-61	袋井市	袋井市総合センター	袋井市新庄1- 2-1	34,749746.13 7,925735	袋井市	財政課 0538-44-3102	2,067	○					袋井警察署	袋井消防本部	
西部-62	袋井市	浅羽体育センター	袋井市東向笠 1611-5	34,669305.13 7,936399	袋井市	スポーツ推進課 0538-44-3129	1,008	○		○		第12旅団第30普通科連隊	袋井警察署	袋井消防本部	袋井市独自の津波シミュレーション分析では、津波 浸水想定区域内
西部-63	湖西市	湖西運動公園	湖西市吉美 530-1	34,717344.13 7,515579	湖西市	スポーツ・文化課 053-376-1140	122,000		○	○	拠点 (中)	第12旅団第48普通科連隊 (事後)第9班団	湖西警察署	湖西市消防本部	*駐車場中、5501㎡は消防用 *合計面積は緑地帯を含む *防災避難合科にはヘリポート面積を含むが、用 地面積には含まない
西部-64	湖西市	湖西市環境センター、湖西アメ ニティプラザ	湖西市吉美 3294-47	34,715052.13 7,502461	湖西市	環境センター、ごみ減量課 053-377-1260 スポーツ・文化課 053-376-1140	3,171	○					湖西警察署	湖西市消防本部	湖西市環境センター・2階大会議室が警察活動 拠点 湖西アメニティプラザ、プールサイドが警察活動 拠点、メインアリーナが非指定避難所、サブア アリーナは市物産拠点
西部-65	御前崎市	御前崎市民プール「ふるる」	御前崎市宮内 1581-1	34,649355.13 8,141702	御前崎市	御前崎市振興公社 0537-83-0195	12,102			○			菊川警察署	御前崎市 消防本部	
西部-66	御前崎市	静岡カントリークラブ浜岡ゴルフ 場	御前崎市門屋 2070-2	34,854170.13 8,096331	静岡カントリー 浜岡コース	0537-86-3311	11,844			○		第12旅団第12特科隊	菊川警察署	御前崎市 消防本部	
西部-67	御前崎市	航空自衛隊御前崎分屯基地	御前崎市御前 崎2825-1	34,600652.13 8,215785	防衛省	航空自衛隊御前崎分屯基 地 0548-83-2160	10,221			○	拠点 (中)	第12旅団第12特科隊	菊川警察署	御前崎市 消防本部	
西部-68	御前崎市	浜岡総合運動場グラウンド	御前崎市池新 田44-1	34,855723.13 8,124312	御前崎市	御前崎市振興公社 0537-83-0195	8,013			○	拠点 (中)	第12旅団第12特科隊	菊川警察署	御前崎市 消防本部	拠点施設とヘリポートを共用
西部-69	菊川市	菊川運動公園	菊川市西方098	34,758827.13 8,071022	菊川市	公園、都市整備課0537- 35-0978 陸上競技場、社会教育課 0537-75-1114	127,300			○	拠点 (大)	第12旅団第12特科隊	菊川警察署	菊川市消防本部	
西部-70	菊川市	菊川文化会館アエル駐車場	菊川市本所 3488-2	34,743992.13 8,091634	菊川市	社会教育課 0537-75-1114	5,177			○			菊川警察署	菊川市消防本部	会館は市物産拠点として利用
西部-71	森町	森町親水公園	沼津郡森町新 1112-1地先太 田川森大橋北 側	34,830592.13 7,927073	森町	建設課 0538-85-8321	5,180			○	拠点 (大)	第12旅団第13普通科連隊	袋井警察署	袋井消防本部	
									計	16	20	40	26		

18-2-1 海上保安庁東海地震対応船隊・航空機隊配備基準

(海上保安庁)

1 船 艇

船 隊	船 名	船 型	基 地
清 水 船 隊	い	3500トン型巡視船	横 浜
	お	350トン型巡視船	清 水
	ふ	350トン型巡視船	横 前
	は	35メートル型巡視艇	横 前
	ふ	20メートル型巡視艇	清 水
	は	35メートル型巡視艇	〃
	れ	監視取締艇	御 前
	さ	ヘリコプター搭載型巡視船	二管区宮城
	つ	ヘリコプター搭載型巡視船	一管区函館
	え	ヘリコプター搭載型巡視船	九管区新潟
	な	350トン型巡視船	二管区福島
	く	350トン型巡視船	六管区徳山
	た	特130トン型巡視船	六管区宇和島
下 田 船 隊	あ	ヘリコプター2機搭載型巡視船	横 浜
	き	1000トン型巡視船	横 浜
	し	1000トン型巡視船	下 田
	か	350トン型巡視船	〃
	い	30メートル型巡視艇	〃
	は	35メートル型巡視艇	横 浜
	ぼ	監視取締艇	下 田
	り	ヘリコプター搭載型巡視船	十一管区那覇
	や	350トン型巡視船	七管区大分
	お	350トン型巡視船	一管区函館
航 空 機 隊	く	350トン型巡視船	一管区根室
	な		
	く		
	な		
	し		
	り		
	し		
	れ		
	と		
	こ		

2. 航空機隊

機 体	機 体 番 号	機 種	基 地
航 空 機 隊	LAJ500	ガルフV	羽 田
	LAJ501	ガルフV	〃
	MA722	ボンバル300	羽 田
	MA725	ボンバル300	羽 田
回 転 翼 機 隊	MA723	ボンバル300	一管区千歳
	MH692	スーパービューム	羽 田
	MH691	スーパービューム	羽 田
	MH910	シコルスキー76	一管区函館
	MH904	シコルスキー76	一管区釧路

18-2-2 海上保安庁南海トラフ地震対応船隊・航空機隊配備基準

(海上保安庁)

1 船 艇

船 隊	船 名	船 型	基 地
清 水 船 隊	い	3500トン型巡視船	横 浜
	お	350トン型巡視船	清 水
	ふ	350トン型巡視船	御 前
	は	35メートル型巡視艇	横 浜
	ふ	20メートル型巡視艇	清 水
	み	20メートル型巡視艇	〃
	れ	監視取締艇	御 前
	つ	ヘリコプター搭載型巡視船	一管区函館
	り	1000トン型巡視船	一管区稚内
	お	350トン型巡視船	一管区函館
	あ	ヘリコプター2機搭載型巡視船	横 浜
	ぶ	1000トン型巡視船	横 浜
	し	1000トン型巡視船	下 田
下 田 船 隊	か	350トン型巡視船	〃
	い	30メートル型巡視艇	〃
	は	35メートル型巡視艇	横 浜
	ぼ	監視取締艇	下 田
	し	監視取締艇	下 田
	れ	1000トン型巡視船	一管区小樽
	く	350トン型巡視船	一管区根室

2. 航空機隊

機 体	機 体 番 号	機 種	基 地
航 空 機 隊	LAJ500	ガルフV	羽 田
	LAJ501	ガルフV	羽 田
	MA722	ボンバル300	〃
	MA725	ボンバル300	〃
回 転 翼 機 隊	MA723	ボンバル300	一管区千歳
	MH691	スーパービューム	羽 田
	MH692	スーパービューム	〃
	MH904	シコルスキー76	一管区釧路
	MH910	シコルスキー76	一管区函館

18-2-3 海上保安庁 船艇・航空機の輸送力の基準

(海上保安庁)

1. 船艇

区分 船型		搭載可能人員(人)		搭載可能物資 (トン)
		限定沿海で3 時間以内とし た場合	15時間未満 の平水の場合	
巡 視 船	ヘリコプター2機搭載型	860	990	250
	ヘリコプター1機搭載型 (りゅうきゅう及びげんいせん)	442	566	230
	ヘリコプター1機搭載型 (りゅうきゅう及びげんいせんを除く)	420	480	230
	3500トン型	713	804	363
	3000トン型	1,150	1,312	328
	1000トン型(はてるま型)	141	165	240
	1000トン型(えりも型)	135	135	57
	1000トン型(くこきき型)	270	320	90
	500トン型	115	135	70
	350トン型	115	135	70
	特350トン型	115	135	70
	350トン型(あまみ型)	36	36	29
	350トン型(とから型)	47	50	30
	180トン型	28	28	46
	特130トン型	36	41	20
巡 視 艇	35メートル型	37	40	23
	30メートル型	36	41	20

区分 船型		搭載可能人員(人)		搭載可能物資 (トン)
		限定沿海で3 時間以内とし た場合	15時間未満 の平水の場合	
巡 視 艇	特23メートル型	48	56	14
	23メートル型	48	56	14
	20メートル型	26	28	14
	15メートル型	20	22	5
測 量 船	昭羊型	682	778	400
	拓羊型	475	550	320
	明羊型	200	220	65
	天羊型	200	200	65
	20メートル型	13	16	11
灯 台 見 回 り 船	23メートル型	13	16	11
	17メートル型	8	10	8
	15メートル型 ※搭載ゴムボートを降 ろした場合	5 ※15	5 ※18	3

- (注) 1 搭載可能人員及び搭載可能物資は、いずれか一つの場合の目安を示す。
 2 搭載可能人員については、船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合を想定した目安とする。ただし、乗組員は除く。
 3 搭載可能物資については、海上平穏な場合の基準とし、気象状況、物資の形状等によってはこの目安以下となる。

2. 航空機

区分		座席数 (席)	搭載可能物資 (キログラム)	搬出入口を通る最 大容積 (cm) (高さ×幅×奥行)
型式				
固 定 翼 機	ガルフストリーム・エアロスペース式G -V型	22	656	85×90×90
	ダッソー・ブレゲー式 ミステール・ファルコン900型	18	459	60×70×100
	ボンバルディア式 DHC-8-315型	32	1,080	150×125×150
	サーブ・スカニア式 SAAB340B型	27	900	150×80×110
	ビーチクラフト式 B300型	14	791	120×58×90

回 轉 航 空 機	ユーロコプター式 EC225LP型	21	1,355	129×119×168
	アエロバスリアル式 AS332L1 型	19	482	135×135×160
	アグスタ式 AW139型	15	156	112×118×182
	シコルスキー式 S-76C型	14	245	125×70×175
	シコルスキー式 S-76D型	14	245	125×70×175
	ベル式 412型	15	141	140×100×65
	ベル式 206B型	5	76	40×60×40

- (注) 1 搭載可能物資は、運航に必要な乗員及び物品等を搭載し、燃料を満載(回轉翼航空機は増槽タンクを除き満載)にした時のものである。
- 2 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等により表記が異なることがある。

18-3 「東海地震応急対策活動要領」に基づく関係都県からの幹部の 移動手段等について

(県危機政策課)

平成 19 年 1 月 15 日

東海地震に係る地震防災対策強化地域が存する8都県(申し合わせ)

- 「東海地震応急対策活動要領(平成 15 年 12 月中央防災会議決定。平成 18 年 4 月中央防災会議修正。)」第 1 章第 2 4(1)エ及び 4(2)エに定めるところにより、関係都県から現地警戒本部又は緊急災害現地対策本部への幹部の移動手段等について、以下のとおり申し合わせる。

1 幹部の移動手段等

(1) 静岡県を除く関係都県

- ア 原則としてヘリコプターにより、幹部等を現地警戒本部又は緊急災害現地対策本部へ派遣するものとする。
この際、静岡市駿府公園内臨時ヘリポート(別紙1)に降着するものとする。
- イ 使用するヘリコプターに関する飛行経路及び到着時刻等の情報については、あらかじめ静岡県に対し連絡するものとする。

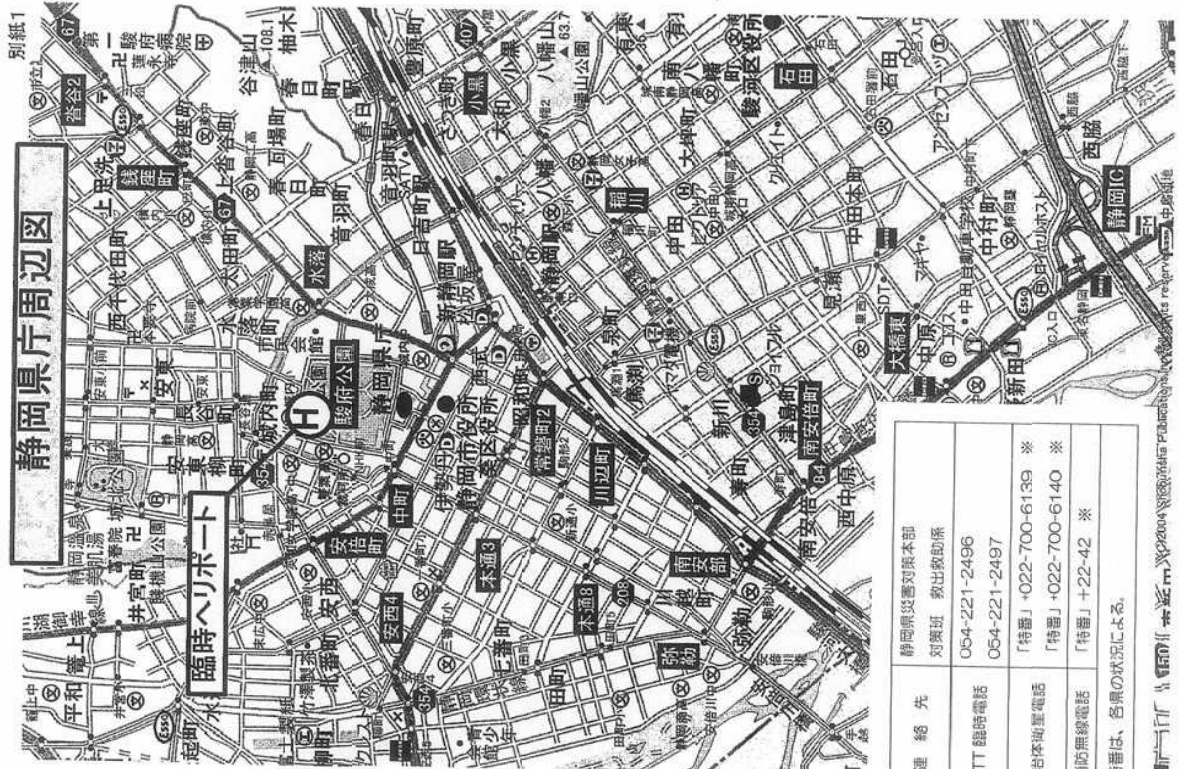
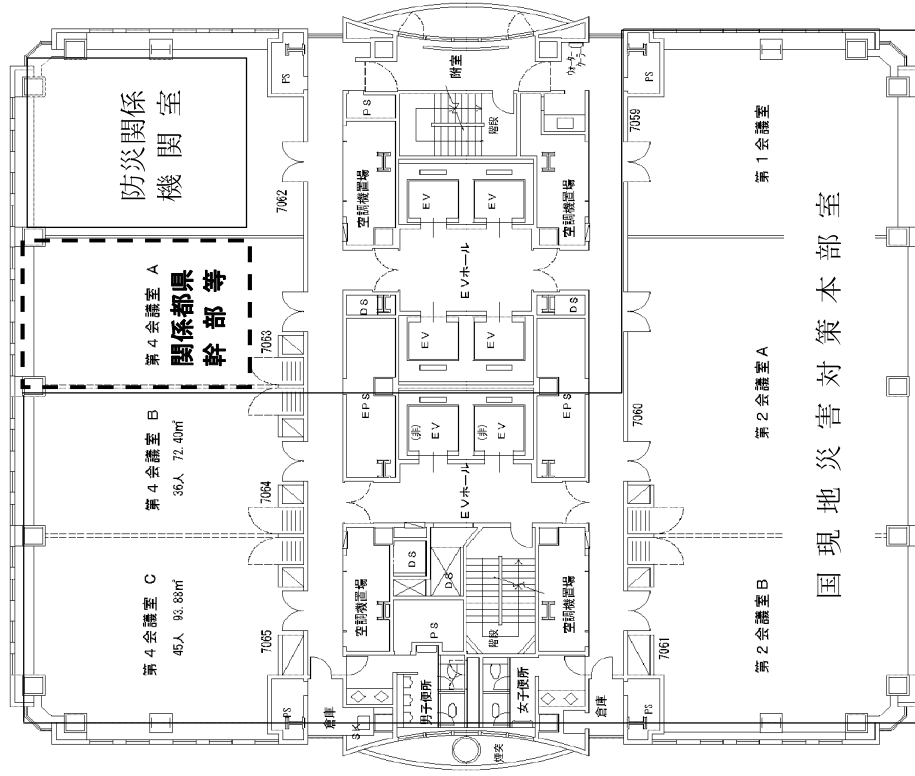
(2) 静岡県

- ア 静岡市駿府公園内臨時ヘリポートに静岡県職員を配置して降着の安全を確保するものとする。
- イ 自衛隊が設置する「航空交通情報提供所」によりヘリコプターの離発着の統制を行うよう、自衛隊に依頼するものとする。
- ウ 静岡県庁の中に、関係都県幹部等の執務場所(別紙2)を提供するとともに、必要に応じて、情報伝達手段等を提供するものとする。
- エ 派遣期間が長期化した場合、必要に応じて、生活物資等を提供するものとする。

2 今後の対応

- ア 関係都県が連携し、幹部等のヘリコプターによる現地警戒本部又は緊急災害現地対策本部への移動が困難な場合の移動手段について検討するものとする。
- イ この申し合わせは、今後、訓練等において検証するものとする。

県庁別館7階配置図



連絡先	静岡県災害対策本部 対策班 救出救助係
NTT 電話番号	054-221-2496 054-221-2497
自治体緊急電話	「特番」+022-700-6139 ※ 「特番」+022-700-6140 ※
消防無線電話	「特番」+22-42 ※
※特番は、各県の状況による。	

19-1-1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

(県危機政策課)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第58条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会(以下「ブロック」という。)で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県(以下「被災県」という。)の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が適用される事項に準用する。

(広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援、被災及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの転貸とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の要約を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カーパー(支援)県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県(以下「カーパー(支援)県」という。)を協議のうえ、定めるものとする。

2 カーパー(支援)県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等

との連携調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3 カーパー(支援)県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等(ブロックに幹事県等(ブロック)における支援本部等を含む。以下同じ。)を置く。

2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充て、ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自ら

が属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなつたブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代つて職務を行う都道府県(以下「幹事代理県」という。)を決定し、幹事代理県となつた都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。

6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況をとりよめ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災

害対策都道府県連絡本部(以下「連絡本部」という。)を設置する。

2 連絡本部は、被災県及び被災県のカーパー(支援)県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。

3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(緊急広域応援対策本部の設置)

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域応援対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。

3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所会長の代表世話人の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の手配を得るものとする。

4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(広域応援の要請)

第7条 被災県は、次の表の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通して広域応援を要請する。

北海道	東北	地方	知事会	ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道	北海道	地方	知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県	福島県 新潟県
関東	関東	地方	知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県	静岡県 長野県
中部	中部	地方	知事会	高山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県	静岡県 福井県 滋賀県
近畿	近畿	ブロック	知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県	鳥取県 徳島県
中国	中国	地方	知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	島根県 岡山県 広島県 山口県
四国	四国	地方	知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	愛媛県 高知県
九州	九州	地方	知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被災状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまがない場合は、電話又はファクシミリ(第1項)により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

(2) 施設、提供業務の種類又は軌跡の内容

(3) 職種及び人数

(4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路

(5) 応援期間(奥込みを含む。)

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被災状況及び広域応援の要請内容を全国知事会に連絡するものとする。

5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に對する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。

6 広域応援実施要領で被災県を応援することとした都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に對して広域応援の要請があつたものとみなす。

8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に對して広域応援の要請があつたものとみなす。(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協定した結果、合意が得られた場合には、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するに当たらない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に關しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（ブロック間応援）

第9条 幹事等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事等へなされることを基本とする。

3 前項の応援については、第3条第3項及び第8条の規定を準用する。

4 被災県の所属するブロックの幹事等又は被災県は、第11項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。

5 第11項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を随時実施するものとする。

（その他）

第12条 この協定の実施に關し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成24年5月18日

全 国 知 事 会 会 長	京 都 府 知 事
全 国 知 事 会	
東日本大震災復興協力本部本部長	
埼 玉 県 知 事	
北 海 道 東 北 地 方 知 事 会 会 長	
北 海 道 知 事	
關 東 地 方 知 事 会 会 長	
静 岡 県 知 事	
中 部 國 知 事 会 会 長	
愛 知 県 知 事	
近 畿 ブ ロ ッ ク 知 事 会 会 長	
奈 良 県 知 事	
中 国 地 方 知 事 会 会 長	
岡 山 県 知 事	
四 国 知 事 会 常 任 世 話 人	
徳 島 県 知 事	
九 州 地 方 知 事 会 会 長	
大 分 県 知 事	

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

(趣旨)

第1条 この実施細目は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(以下「協定」という。)のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定)

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事会等(ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。)の間で協議のうえ、決定する。

(別表1)

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

(情報収集委員の派遣)

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集委員を派遣する。

2 被災県は、情報収集委員との連絡調整に十分配慮する。

(都道府県東京事務所職員による応援)

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部(以下「対策本部」という。)に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への職員応援ブロック
北海道・北関東	中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)
中部圏・近畿	北海道・東北 (8) 関東 (8)
中国・四国・九州	中部圏 (7) 近畿 (7)

※()は都道府県数

2 協定第6条第3項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長(以下「世話人所長」という。)に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。

3 第1項、第2項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機関におけるものをいう。

(業務の代行)

第5条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事会等が、広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事会等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事会等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整委員の派遣)

第6条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整委員を派遣する。

2 被災県は、連絡調整委員との連絡調整に十分配慮する。

(情報収集委員等の携行品)

第7条 被災県に派遣される情報収集委員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(広域応援の内容)

第8条 協定第2条第3項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

(1)人的支援及び給食

ア 救助及び応急復旧等に必要の要員

イ 避難所の運営支援に必要の要員

ウ 支援物資の管理等に必要の要員

エ 行政機能の補完に必要の要員

オ 応急危険度判定士、クースワーカー、ボランティアの給食

(2)物的支援及び給食

ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資

イ 救出、医療、防犯、施設の応急復旧等に必要の資機材及び物資

ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3)施設又は業務の提供及び給食

ア ヘリコプターによる情報収集等

イ 傷病者の受け入れのための医療機関

ウ 被災者を一時収容するための施設

エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

オ 仮設住宅用地

カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4)前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援員が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援員の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援員が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援員が防備に要した経費を繰替え支弁した場合は、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 搬送物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
- 2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書(関係書類添付)により、被災県の知事に請求する。

(カーブ(支援)ブロック)

第11条 協定第9条に規定するブロック間の応援に係るカーブ(支援)ブロックは、別表3を基本とする。

(別表3)

被災ブロック	カーブ(支援)ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

- 2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

- 2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(国民保護関係)

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。))のうち国民の保護のための措置又は緊急対応保護措置(以下「国民保護措置等」という。))の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定)

第2条 協定第2条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事会の間で協議のうえ、決定する。

(別表1)

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
徳島県	四国知事会
山口県	中国地方知事会

(情報収集)

第3条 武力攻撃事態等又は緊急対応事態において、全国知事会又は都道府県国民保護対策本部又は都道府県緊急対応事態対策本部が設置されたときは当該都道府県及びその都道府県の所属するブロック知事会の情報収集担当都道府県に対して被災情報等の報告を求める。

- 2 全国知事会は、収集した情報を各ブロック知事会の幹事会を通じ、各都道府県に提供する。

(業務の代行)

第4条 武力攻撃事態等又は緊急対応事態において、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ国民保護措置等を実施するため応援を必要とする都道府県(以下「被災県等」という。))からの広域応援の要請が認定される場合には、関東地方知事会の幹事会等が、広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事会等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事会等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整委員の派遣)

第5条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。))は、必要があると認めるときは、被災県等の国民保護対策本部又は緊急対応事態対策本部に連絡調整委員を派遣し、広域応援実施時における受け入れ体制を整備する。

- 2 被災県等は、連絡調整委員との連絡調整に十分配慮する。

(広域応援の内容)

第6条 協定第5条に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 人的支援及び給食
 - ア 選抜、救援、救助及び応急復旧等に必要の要員
 - イ ヘルメットによる情報収集等
 - ウ ケースワーカー、ボランティアの給食
- (2) 物的支援及び給食
 - ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
 - イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要の資機材及び物資
 - ウ 選抜、救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

- (3)施設又は業務の提供及び輸送
 ア 傷病者の受け入れのための医療機関
 イ 被災者を一時収容するための施設
 ウ 火葬場、ゴミし尿処理業務
 エ 仮設住宅用地
 オ 輸送路の確保及び物資拠点施設
 (4)前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(広域応援計画の作成)

第7条 被災県等に対する広域応援計画を作成する場合には、国その他関係機関との連絡・調整のうえ、別表を基本として、全国知事会が決定する。

(別表2)

被災ブロック知事会	広域応援を実施するブロック知事会					
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位
北海道東北地方	関東地方	中部圏	近畿ブロック	中国地方	四国	九州地方
関東地方	北海道東北地方	中部圏	近畿ブロック	中国地方	四国	九州地方
中部圏	近畿ブロック	関東地方	北海道東北地方	中国地方	四国	九州地方
近畿ブロック	中部圏	中国地方	四国	関東地方	九州地方	北海道東北地方
中国地方	四国	九州地方	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方
四国	中国地方	九州地方	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方
九州地方	中国地方	四国	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方

(連絡調整委員等の携行品)

第8条 被災県等に派遣される連絡調整委員等は、武力攻撃事態等又は緊急対応事態の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、膳手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合には、当該応援業務に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の遂行中に生じたものについては、被災県等が、被災県等への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県等と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を立替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県等に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

第11条 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書(関係書類添付)により、被災県等の知事へ請求する。

(応援隊員の安全の確保)

第11条 被災県等は、国からの情報等に基づき、国民保護措置等に従事する応援隊員の安全の確保に十分配慮する。

附則 この実施細目は、平成 年 月 日から適用する。

(県危機政策課)

19-1-2 震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県(以下、「都県」という。))において、地震等による災害が発生し、被災した都県独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定並びに災害精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災した都県(以下、「被災都県」という。))の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

第3条 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 物資等の提供及びあつせん
- 食料、飲料水及びその他の生活必需物資
- 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要資機材及び物資
- 救助及び救助活動に必要な車両・舟艇等
- 応急対策に必要な職員の手配等
- 救助及び応急復旧等に必要の職員
- ヘルプセンターによる情報収集等
- 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあつせん
- 施設又は業務の提供若しくはあつせん
- 傷病者の受入れのための医療機関
- 被災者を一時収容するための施設
- 火葬場、ゴミし尿処理業務
- 仮設住宅用地
- 輸送路の確保及び物資拠点施設
- 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

第4条 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(応援都県・調整都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県(以下、「応援都県」という。)をあらかじめ定めることができる。

第5条 都県は、被災の都県が被災し、応援都県が複数なる場合には、協議により、連絡調整の中心となる都県(以下、「調整都県」という。)を定めることができる。

第6条 協定時において、第1項に規定する応援都県、第2項に規定する調整都県及び被災都県に対し必要に応じて応援する都県(以下、「協力都県」という。))を設置した場合に、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定第9条第1項に規定する関東地方知事会の終事都県(以下、「幹事都県」という。))は、この旨をただちに都県に連絡するものとする。

(応援要請の方法)

第5条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、とりあえず口頭で要請を行い、後に文書で要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所

- (5) 応援の期間
 (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
 (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
 (応援の自主行動)
- 第6条 災害が発生し、被災郡県と連絡が取れない場合、他の郡県は、速やかにその被害状況についてヘリコプター等による自主的状況情報収集を行い、その情報を被災郡県及び他の郡県に提供するものとする。

- 2 前項の情報等により応援が必要と認められたときは、応援郡県及び協力郡県は、調整の上、自主的に応援活動に行動できるものとする。
 3 応援郡県は、前項による自主行動を実施した際には、被災郡県に対して、出動の連絡を行うものとする。
 4 応援郡県及び協力郡県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資の搬行その他自律的行動に努めるものとする。

- (応援要援入れ体制)
 第7条 郡県は、災害時における他の郡県からの応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所をあらかじめ定めおくものとする。
 (応援に伴う車両等の誘導)
 第8条 被災郡県及び応援のために出動する車両等が通行する郡県は、応援車両等の誘導に可能な限り努めるものとする。
 なお、応援郡県は、通過時間、ルート等を関係郡県に通報するものとする。

- (応援費の負担)
 第9条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた郡県が負担するものとする。
 2 応援を受けた郡県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた郡県から要請があった場合には、応援した郡県は、当該費用の一部繰越支弁するものとする。

- 3 自主行動による被災地における情報収集活動等に要した経費は、応援した郡県が負担するものとする。
 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた郡県と応援した郡県の間で協議して定めるものとする。
 (訓練の実施)

- 第10条 郡県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。
 (資料の交換)
 第11条 郡県は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。
 (連絡会議の設置)
 第12条 郡県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。
 (その他)

- 第13条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、郡県が協議して別に定めるものとする。
 附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。
 2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。
 附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。
 2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。
 附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。
 2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。
 この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各郡県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年2月24日

東京都知事 石原 慎太郎 千葉県知事 堂本 曉 子
 茨城県知事 橋本 昌 神奈川県知事 松沢 成文
 栃木県知事 福田 夫 山梨県知事 山本 栄彦
 群馬県知事 小寺 弘之 静岡県知事 石川 嘉延
 埼玉県知事 上田 清司 長野県知事 田中 康夫

震災時等の相互応援に関する協定実施細目

- (趣旨)
 第1条 この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
 (用語の定義)
 第2条 この実施細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災郡県 協定第1条に規定する、被災した郡県をいう。
 (2) 応援郡県 協定第4条第1項に規定する、被災郡県に対し直接応援をする郡県をいう。
 (3) 調整郡県 協定第4条第2項に規定する、複数の郡県が被災し、応援郡県が複数となる場合に、連絡調整の中心となる郡県をいう。
 (4) 協力郡県 協定第4条第3項に規定する、必要に応じて応援を行う郡県をいう。
 (応援郡県)

第3条 応援郡県は、郡県が関東地方知事会の幹事県(以下、「幹事郡県」という。))に対して報告する様式1(災害対策本部設置の有無等の通知書)に基づき、幹事郡県が別表1により決定する。

2 協定第4条第3項に規定する通報は、様式(応援体制通知書)により行うものとする。

3 応援郡県は、主に、次のことを行う。

- (1) 被災郡県との連絡手段を確保する。
- (2) 被災郡県ごおける情報を収集する。なお、調整郡県が設置された場合には、収集した情報を整理しつうえて、調整郡県へ報告する。
- (3) 被災郡県に対し応援を実施する。
- (4) 応援郡県単独で対応が困難な場合には、協力郡県に応援を要請する。この場合、被災郡県及び協力郡県との間で、連絡調整を行う。ただし、調整郡県が設置された場合には、調整郡県に対し要請を行い、連絡調整は、調整郡県が行う。

(調整郡県)

第4条 調整郡県は、被災郡県及び前条で決定された応援郡県以外の郡県のうち、都庁あるいは県庁が震源地から最も近くに所在する郡県とし、幹事郡県が決定する。

2 協定第4条第3項に規定する通報は、様式2により行うものとする。

3 調整郡県は、主に、次の事項を行う。

- 各郡県間の連絡手段を確保する。
 (2) 情報の収集及び一元管理を行うとともに、応援郡県、協力郡県へ情報を提供する。
 (3) 応援郡県から要請のあった応援内容について、協力郡県もしくは他の応援郡県へ要請を行う。
 (4) 必要に応じ広報を担当する。
 (5) 自郡県も必要に応じ被災郡県を応援する。
 4 また、調整郡県は、応援郡県及び協力郡県と協議し、次の事項を決定する。

- (1) 応援郡県、協力郡県の役割及び分担
 - (2) 人的・物的支援基地の設置
 - (3) 物が応援の場合は、品目、数量、輸送手段、搬入場所
 - (4) 人的応援の場合には、活動内容、人数、派遣場所、派遣期間
 - (5) その他応援に際し必要な事項
- (連絡担当部署)

第5条 協定第2条に規定する連絡担当部署は、別表2のとおりとする。

2 郡県は、当該地域において、協定第2条に規定する激甚な災害が発生したときは、様式3(連絡確認書)に基づき様式3-1(相互連絡手段、担当者確認書)を作成し、各郡県の連絡担当者との専用の連絡手段を確保するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 協定第5条に規定する文書による応援要請は、様式4(応援要請書)により行うものとし、当該要請に際しては、様式5(規制状況報告書)により、規制状況の報告を併せて行うものとする。

2 前項に規定する応援要請、又は規制状況の報告は、応援郡県に対し行うものとする。

(5) 陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地及び緊急輸送路等の状況

(6) 都県の支援できる項目

(7) その他必要な資料

(連絡会議の開催)

第14条 協定第12条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年度当初及び必要に応じて随時開催するものとする。

2 連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。

(1) 応援体制

(2) 各都県の備蓄体制

(3) 各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受け入れ体制

(4) その他必要な資料

(活動マニュアルの見直し)

第15条 都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うことを目的として作成した活動マニュアルに、毎年検討を加え、必要があるとき認めるときはこれを修正するものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年9月1日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成10年5月1日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成12年2月3日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成14年3月31日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成16年2月24日から施行する。

(応援の実施)

第7条 応援都県は、応援要請を受けた事項に関する応援計画を作成するものとする。なお、必要に応じて、協力都県と調整を行うものとする。

2 応援計画を作成したとき、応援都県は、次の事項について電話等により、応援を要請した被災都県(以下、「要請都県」という。)に連絡調整したうえ、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式6(応援通知書)を送付するものとする。

(1) 物の応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時

(2) 人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員の出入予定日時及び派遣人員到着予定日時

(3) 施設及び業務の提供については、受け入れ施設の種別、所在地、受け入れ可能な人数又は数量及び受け入れ可能期間

(4) その他他の応援については、応援内容及び応援の期間

(5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 調整都県が設置されたときであって、応援都県が単独で対応できない場合には、第1項の規定にかかわらず、応援都県は、調整都県に対し、様式7(応援計画調整要請書)により、応援計画の調整を要請するものとする。

4 調整都県は、前項の要請に基づき応援計画を調整した場合には、様式8(応援計画調整通知書)により、応援都県に通知するものとする。

5 前項の場合における、応援都県から要請都県への応援通知は、第2項を準用する。

(応援物資の受領通知)

第8条 要請都県は、応援要請に基づき応援物資を受領した場合には、応援都県に対し様式9(応援物資受領書)を送付するとともに、物資受け渡し場所においては、物資搬送者に対し、様式10(応援物資受領書(現地))を交付するものとする。

2 応援都県は、前項の応援物資が協力都県からのものであった場合には、様式9(応援物資受領書)を、物資を提出した協力都県に送付するものとする。なお、調整都県が設置された場合は、調整都県を経由して実施するものとする。

(応援終了要請)

第9条 要請都県は、応援を受けると必要がないと判断した場合には、応援都県に対し様式

11(応援終了要請書)による応援終了の要請をすることができる。

2 協力都県による応援の場合には、要請都県は、応援都県を経由してその旨の要請をするものとする。ただし、調整都県が設置された場合には、調整都県から調整都県を経由して、協力都県にその旨の要請をするものとする。

(応援終了報告)

第10条 応援都県は、応援要請に基づき応援を終了した場合又は前条に定める応援を終了した場合は、要請都県に対し様式12(応援終了報告書)により、その旨を報告するものとする。

2 協力都県が応援を実施した場合には、協力都県は、応援都県を経由して報告するものとする。ただし、調整都県が設置された場合には、調整都県から応援都県を経由して報告するものとする。

(応援の自主出動)

第11条 協定第6条に規定する応援の自主出動をしたときは、後第7条第2項に定める応援通知書を送付するものとし、第8条から第10条を準用する。

(応援職員の出遣に要する経費負担等)

第12条 協定第9条に規定する費用のうち、応援職員の出遣に係るものについては、次のとおり定めるものとする。

(1) 要請都県が負担する費用の額は、調整都県が定める規定により算出した当該調整都県の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 調整職員が業務上より負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、調整都県の負担とする。

(3) 調整職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が調整業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては調整都県が賠償責任を負う。

(資料の交換)

第13条 協定第11条に規定する資料は、次のとおりとする。

(1) 地域防災計画

(2) 協定第2条に規定する連絡担当部署

(3) 協定第7条に規定する施設、場所

(4) 備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び訓練体制

19-1-3 災害時等の応援に関する協定書

(中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会)

(県危機政策課)

(趣旨)

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市長(以下「県市」という。)で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態(以下「災害時等」という。)において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある県市(以下「被災県市等」という。)では被災者等(避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害による被災者をいう。以下同じ。)の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害

(2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)以下「武力攻撃事態対処法」という。)第1条に定める武力攻撃事態等

(3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態

(応援県市)

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができ、

2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。

3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあわせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあわせん

イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要資機材及び物資の提供及びあわせん

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあわせん

エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員等の派遣

(2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置

(3) 被災者等の一時収容のための施設の提供

(4) 医療機関による傷病者の受入

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

2 各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時における自主的活動)

第5条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災県市等から前条の要請がない場合、他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災県市等が、被災県市等への往復の途中において生じたものについては、被災県市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県市等及び応援県市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各県市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年 7月26日

富山県知事	石川県知事
福井県知事	長野県知事
岐阜県知事	静岡県知事
愛知県知事	三重県知事
滋賀県知事	名古屋市長

災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）

（趣旨）

第1条 この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち協定第1条第1号に掲げる災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害に関する事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援県市）

第2条 協定第2条第1項に基づく応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとし、第3項に基づき決定される主たる応援県市の調整に基づき、行うものとする。

- (1) 被災県市の情報収集と状況把握
 - (2) 災害応急措置等に必要物資、人員、その他要請内容の把握
 - (3) 中部9県1市連絡事務所への連絡員派遣
 - (4) 震度7の地震が中部9県1市内で発生、又は災害発生時に被災県市と連絡がとれない場合、速やかに初動時に必要な物資を準備し、必要に応じ搬出
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 2 前項の応援県市の救援対策本部には、被災県市への一元的、一体的な応援のため、必要に応じて、応援県の市町村等の応援関係団体が参加することができるものとする。

3 協定第2条第2項に基づく主たる応援県市は、別表1のとおり、決定するものとする。

4 協定第2条第3項に基づく主たる応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災県市災害対策本部内での中部9県1市連絡事務所の設置及び連絡員派遣
 - (2) 被災県市の情報収集と状況把握
 - (3) 災害応急措置等に必要物資、人員、その他要請内容の把握
 - (4) 要請内容の協定県市への適切な仕分け（コーディネート）
 - (5) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - (6) 被災県市および災害応急活動実施機関との連絡調整
 - (7) 被災者の受入施設（病院・福祉施設・仮設住宅等）の確保および調整
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 5 前各項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

（応援の内容）

第3条 協定第3条第1項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医薬品の内容に変更があったときは、速やかに、各県市に連絡するものとする。

2 協定第3条第2項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と災害時における物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

（応援要請の手続）

第4条 応援を受けようとする県市は、無線又は電話等（以下「無線等」という。）により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 物資等の搬入、人員の派遣
- 7 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

（応援実施の手続）

第5条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、各応援県市と連絡調整し、要請事項および搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

（応援物資の受領の通知）

第6条 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

（応援終了報告）

第7条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

（災害時における自主的活動）

第8条 協定第5条に規定する別に定めるときとは、震度6弱以上の地震による災害をいう。

2 協定第5条に規定する自主的な情報収集活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) ヘリコプター等による被災状況の収集
- (2) 職員派遣による情報収集
- (3) その他効果的な情報収集
- 3 前項により知り得た情報は、被災県市および他の県市に速やかに伝達するものとする。
- 4 第2項の情報収集活動または他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市等と連絡ができない場合は、他の県市と連絡調整を行いながら自主的に応援活動を実施するものとする。
- 5 応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を搬行させるよう努めるものとする。
- 6 第2項から前項までの活動は、各県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市等から協定第4条の規定に基づく応援要請があったとみなし、その応援手続は、細則第4条から第7条までの規定を準用し、事後処理を行うものとする。

（経費の負担）

第9条 協定第5条の規定に基づく自主的な情報収集および前条第4項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。

2 応援県員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援県員の旅費および諸手当の額の範囲内とする。

（情報交換）

第10条 協定第7条の規定に基づく共通の情報とは次のとおりとし、変更の都度、各県市に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局および通信手段一覧表（別表2）
- (2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表
- (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

2 隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。

- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報

- (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院所可能数
- (3) 避難所の位置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

附 則 この実施細則は、平成24年8月6日から施行する。

平成24年8月6日

富山県知事事故対策局長 石川県危機管理監 福井県危機対策監
 長野県危機管理監兼危機管理部長 岐阜県危機管理統括監 静岡県危機管理監
 愛知県防災局長 三重県防災対策部長 滋賀県防災危機管理監 名古屋消防局長

(別表1)

被災県市と主たる応援県市の一覧表

被災県市	主たる応援県市		
富山県	1 石川県	2 長野県	3 岐阜県
石川県	1 富山県	2 福井県	3 岐阜県
福井県	1 石川県	2 岐阜県	3 滋賀県
長野県	1 富山県	2 石川県	3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県	2 三重県	3 富山県
静岡県	1 愛知県	2 長野県	3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県	2 三重県	3 静岡県
三重県	1 愛知県	2 岐阜県	3 滋賀県
滋賀県	1 三重県	2 福井県	3 岐阜県

※どの県が主たる応援県市として活動するか、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県（名古屋市の場合は愛知県）が確認し、中部9県1市内で共有する。

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が主たる応援県市を調整し、定める。

※中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

(別表2)

連絡担当部局及び通信手段一覧表

県市名	担当課室名	一般加入電話			消防防災電話 (FAX)	地域衛星電話 (FAX)	Eメール
		代表 (内線)	直通 (時間外)	FAX (時間外)			
富山	知事政策局 防災・危機管理課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号			16-3363 (16-2827)	0161113363 (0161112827)	abosakkikanri@pref.toyama.lg.jp
		076-431-4111 (内線 3363)	076-444-3187 (076-431-4111)	076-432-0657 (076-432-0657)			
石川	危機管理監室 危機対策課	〒920-8560 金沢市鞍月1丁目1番地			17-4290 (17-6897)	0171114290 (0171116743)	e170700@pref.ishikawa.lg.jp
		076-225-1111 (内線 4289)	076-225-1482 (076-225-1482)	076-225-1484 (076-225-1484)			
福井	安全環境部 危機対策・防災課	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1			18-111 (18-112)	018111612172 (018111612189)	kikitaizaku@pref.fukui.lg.jp
		0776-21-1111 (内線 2171)	0776-20-0308 (0776-21-1111)	0776-22-7617 (0776-22-7617)			
長野	危機管理部 危機管理防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2			20-213 (20-241)	0202315225 (0202318741)	bosai@pref.nagano.lg.jp
		026-235-0111 (内線 5208)	026-235-7184 (026-235-7184)	026-233-4332 (026-233-4332)			
岐阜	防災課	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号			21-671 (21-679)	02140022746 (021400725)	c11115@pref.grfu.lg.jp
		059-272-1111 (内線 2746)	059-272-1125 (059-272-1034)	059-271-4119			
静岡	危機管理部 危機対策課	〒420-8601 静岡市葵区迫手町9番6号			22-31 (22-26)	0227003731 (0227006250)	boukei@pref.shizuoka.lg.jp
		—	054-221-3731 (054-221-2072)	054-221-3252 (054-221-3252)			
愛知	防災局 災害対策課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2			23-1128 (23-1517)	0236002512 (0236001510)	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp
		052-961-2111 (内線 2512)	052-964-6193 (052-964-6844)	052-964-6912 (052-964-6995)			
三重	防災対策部 災害対策課	〒514-8570 津市広明町 13番地			24-11 (24-11 切替)	02410182189 (02410182199)	staisaku@pref.mie.lg.jp
		—	059-224-2189 (059-224-2189)	059-224-2199 (059-224-2199)			
滋賀	防災危機管理局	〒520-8577 大津市京町 4-1-1			25-823 (25-850)	025100823 (025100850)	ae00@pref.shiga.lg.jp
		077-528-3993 (内線 3432)	077-528-3432 (077-524-8516)	077-528-4994 (077-528-4994)			
名古屋	消防防災課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1			—	0237006111 (0237006070)	O0saigaitaisaku@fd.city.nagoya.lg.jp
		052-961-1111 (内線 3522)	052-972-3522 (052-972-3534)	052-962-4030 (052-963-0119)			

※ 行政電話、消防衛星電話については、はじめに識別番号を入力するか、又は、専用電話番号を使用するなど各県市内で使用方法が異なるため、それぞれの県市で適切な対応ができるよう示しておくこと。

災害時等の応援に関する協定 実施細則(国民保護)

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」(以下「協定」という。)のうち、協定第1条第2号に掲げる武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。)第1条に定める武力攻撃事態等及び協定第1条第3号に掲げる武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態における広域応援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援県市)

第2条 協定第2条第2項に基づく主たる応援県市は、被災県市等において応援を必要とする地域に最も交通至便な隣接県市とする。ただし、応援を必要とする地域が広範囲な場合は、別表の区分による隣接県市の間で速やかに協議し、決定するものとする。

2 協定第2条第3項に基づく主たる応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災県市等の情報収集と状況把握
- (2) 国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置(以下「国民保護措置等」という。)に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 要請内容の協定県市への適切な仕分け(コーディネート)
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 被災県市等及び他の国民保護措置等実施機関との連絡調整
- (6) 被災者等の一時収容のための施設の確保及び調整
- (7) 国からの情報収集及び国との調整
- (8) 他の広域圏及び全国知事会との調整
- (9) 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置等を円滑に実施するため必要な業務

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする県市は、電話等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 事態の概要、被害の状況
- (2) 応援を必要とする地域における国民保護措置等の実施状況
- (3) 物資等の搬入、人員の派遣

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、運送先、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

- (4) 安全の確保のため必要な情報

(応援実施の手続)

第4条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、別表の被災県市等の隣接県市と連絡調整し、要請事項及び運送・派遣に要する時間などの応援計画を電話等により被災県市等に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とは異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災県市等は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市等に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(災害時等における自主的情報収集活動)

第7条 協定第5条に規定する別に定めるときとは、政府が武力攻撃事態対処法第9条第1項に基づく対処基本方針又は第25条第1項に基づく緊急対処事態対処方針を定めるときとは、政府が武力攻撃事態対処法第9条第1項に基づく対処基本方針又は第25条第1項に基づく緊急対処事態対処方針を定めるときをいう。

2 被災県市等が応援を要請した場合、各県市は、自主的な情報収集活動によって収集した情報を、直ちに主たる応援県市に伝達する。

(経費の負担)

第8条 応援職員の出遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(応援職員の安全の確保)

第9条 被災県市等は、国等からの情報等に基づき、国民保護措置等に従事する応援職員の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(情報交換)

第10条 協定第7条の規定に基づき相互に交換する情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に通知するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段
 - (2) 備蓄物資、業者提供物資一覧表
 - (3) ヘリポート及びびりコプター離着陸可能箇所
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容
- 2 隣接県市は、前項に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連携を図るものとする。
- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報
 - (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院・入所可能数
 - (3) 生活関連等施設に関する情報
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

(他の応援協定等との関係)

第11条 水道等の個別事業担当部局が締結している既存の広域応援関連協定等がある場合で、その内容が協定と相違するときは、当該個別事業担当部局の協定等を優先する。

附 則

この実施細則は、平成20年3月1日から施行する。

平成20年3月1日

富山県知事政策室長 石川県危機管理監 福井県安全環境部長 長野県危機管理局長 岐阜県危機管理統括監
静岡県防災局長 愛知県防災局長 三重県防災危機管理部長 滋賀県防災危機管理監 名古屋消防防長

19-1-4 富士山火山防災対策に関する協定

(県危機政策課)

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県、静岡県及び神奈川県(以下、「三県」という。)において、富士山噴火災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携して応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第8条第2項第12号の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容に基づき、三県で連携して取り組む対策及び応援その他の事項について定めるものとする。

(情報共有体制の確立)

第2条 三県は、富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための情報共有体制を確立するとともに、富士山の噴火警戒レベルに応じて相互に情報連絡するものとする。

2 前項の体制を確保するため、三県は、あらかじめ連絡担当部署を定め、富士山噴火災害時の情報連絡手段を常に確保するよう努めるものとする。

(連携して取り組む対策)

第3条 三県が連携して取り組む対策は、次のとおりとする。

- (1) 交通対策
危険地域への進入防止や避難経路の確保等に関すること
- (2) 避難対策
避難施設の確保及び避難者の搬送等に関すること
- (3) 降灰対策
火山灰の除去・運搬等に関すること
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な対策

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあわせん
 - ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資
 - イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 避難、救助及び救助活動に必要な車両・船舶等
- (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員
 - イ ヘリコプター等による情報収集等
 - ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあわせん
- (3) 施設又は業務の提供若しくはあわせん
 - ア 避難者、被災者を一時収容するための施設
 - イ 傷病者の受入れのための医療機関
 - ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - エ 仮設住宅用地
 - オ 輸送路の確保及び物資拠点施設
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の方法)

第5条 応援を受けようとする県は、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項を記載し、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により口頭で要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主主動)

第6条 富士山噴火災害が発生した場合、各県は速やかに被害状況等について自主的な情報収集を行い、その情報を必要に応じ他の二県に提供するものとする。

- 2 前項の情報提供等を受けた県が、応援の必要を認めた場合は、自主的に応援活動に行動できるものとする。
- 3 前項により自主主動を実施した県は、他の二県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 4 自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自発的活動に努めるものとする。

(応援の受入れ体制)

第7条 三県は、富士山噴火災害の発生時における他県からの応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所等必要な事項をあらかじめ定めおくものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた県が負担するものとする。

- 2 応援を受けた県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該費用を一部繰替支弁するものとする。
- 3 自主主動による被災地における被害情報収集に要した経費は、応援した県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた県と応援した県の間で協議して定めるものとする。

(平常時の取組み)

第9条 三県は、この協定に基づく応援等が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる取組みを行うものとする。

- (1) 富士山噴火災害対策に関する調整
- (2) 合同防災訓練の実施
- (3) 関連情報の交換
- (4) その他必要な取組み

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、三県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成21年10月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各1通を保有する。

平成21年10月29日

山梨県知事

静岡県知事

神奈川県知事

富士山火山防災対策に関する協定に係る情報連絡について (案)

山梨県、静岡県、神奈川県、神奈川県は、富士山火山防災対策に関する協定第2条第1項に基づき、次のとおり富士山の噴火警戒レベルに応じた連絡を行う。

予報及び警報の名称 対象範囲を付した 警報の呼称	噴火予報	噴火警報				
		噴火警報 (火口周辺)	噴火警報 (居住地域)			
情報連絡する項目	噴火警戒レベル(キーワード)					
	レベル1 (平常)		レベル2 (火口周辺規制)	レベル3 (入山規制)	レベル4 (避難準備)	レベル5 (避難)
	配備体制の状況	-	○	○	○	○
	入山規制の状況	-	○	○	○	○
	交通規制の状況	-	-	○	○	○
避難準備情報の発表	-	-	-	○	○	
避難勧告・指示の状況	-	-	-	○	○	
避難所の開設状況	-	-	-	○	○	
広域応援の要請	-	-	-	○	○	
その他必要な項目	-	○	○	○	○	

19-1-5 大規模災害時等における被害情報の提供に関する基本協定

(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と株式会社ローソン(以下「乙」という。)とは、東海地震等大規模地震発生時(以下「発災時」という。)(における被害情報の収集に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、発災時に、乙が、乙の集約した店舗や店舗周辺の被害状況を甲に提供することにより、甲が実施する被害情報の収集を支援し、もって、災害応急対策の迅速化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 東海地震等大規模地震発生時とは、静岡県内で震度6弱以上の地震を観測した場合をいう。

(提供する情報)

第3条 乙が甲に提供する被害情報は、別紙様式を参考に次の内容とする。

- (1) 静岡県内の各店舗の水道、ガス、電気の被害状況で把握できたもの
 - (2) 静岡県内の各店舗周辺の被害で、火災、倒壊家屋、大規模な事故等で把握できたもの
- 2 乙は、前項に規定する情報を発災以降可能な限り速やかに甲に提供するものとする。

(連絡体制の確保)

第4条 甲及び乙は、相互の連絡を円滑に実施できるよう複数の通信手段を確保するものとし、すくなくとも年1回通信試験を行うものとする。

(通信費等)

第5条 甲及び乙が情報連絡等のために要した通信費等については、甲及び乙がそれぞれ負担する。

(防災訓練)

第6条 甲及び乙は、甲又は乙がこの協定の実効性を確保するため防災訓練等を実施する場合は、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、甲に提供した情報に誤りがあった場合、故意又は重大な過失がない限り、損害賠償責任を負わない。

(協定の変更)

第8条 この協定を変更する必要があるが生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年 3月31日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 石川 嘉延

乙 愛知県名古屋市中区錦2-4-11
株式会社ローソン
上級執行役員 中部ローソン支社

支社長 水野 隆喜

19-1-6 熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定書

(県危機政策課)

熊本県と静岡県とは、いずれかの県の県内において地震、津波、風水害、家畜の感染症(口蹄疫、鳥インフルエンザ等)等の災害が発生し、被災した県(以下「被災県」という。)が単独では十分な対応ができないときに、被災していない県(以下「相手県」という。)の応援を受けることにより迅速かつ効率的な災害応急対策や災害復旧を実施するとともに、平常時における防災及び危機管理体制の充実強化を図るため、相互応援及び平常時の協力等に関する次のとおり協定する。

(応援等に関する連絡窓口及び情報交換)

第1条 熊本県及び静岡県(以下「両県」という。)は、あらかじめ災害時の応援及び平常時の協力に関する連絡窓口を定めるものとする。

2 両県は、平常時においても、連絡体制の維持強化を目的として前項の連絡窓口を通じて情報交換を行うものとする。

(平常時の協力)

第2条 両県は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 庁内防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 両県の地理的条件、防災や応援活動に必要な情報の交換
- (3) 総合防災訓練等への職員派遣及び受入による研修の実施
- (4) 防災・危機管理に関する調査研究成果等の情報の共有
- (5) 災害時の応援の迅速かつ効率的な実施に係る協議
- (6) その他防災・危機管理に関する業務

(災害発生時の応援)

第3条 災害が発生した場合で単独では十分な災害応急対策ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害応急対策のために、次に掲げる措置を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害応急対策を行う職員の派遣
- (2) 避難所や災害対策本部等で必要となる物資、資機材の調達及び配送
- (3) その他被災県が要請した措置

(災害復旧時の応援)

第4条 単独では十分な災害復旧ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害復旧のために、職員の派遣等に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災県は、第3条第1項又は前条第1項の規定により応援を要請しようとするときは、電話、電子メール、フックスなどの情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、入手できていない事項がある場合には、当該事項を除くことができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

2 被災県は、前項の規定による応援要請を行った場合は、後日、速やかにその旨を相手県に文書にて提出するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 被災県から前条に規定する応援要請があったときは、応援に要した費用は、被災県の負担とする。ただし、これにより難い場合と両県が判断したときは、この限りでない。

2 被災県が前項前段の規定により費用を負担する場合で、被災県が当該費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災県から相手県に要請があったときは、相手県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(要請によらない応援)

第7条 大規模な災害が発生した場合で、被災県との連絡が取れないときは、相手県は、当該職員を被災県に派遣し、情報収集を行うことができる。

2 前項の規定による情報収集の結果、被災県を応援する必要があると判断したときは、相手県は、第3条第1項の規定による要請がない場合であっても、必要な応援を行うことができる。

3 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項について定めを必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両県協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両県知事署名のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年 7月25日

熊本県知事

静岡県知事

19-1-7 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定書

(県危機政策課)

鹿児島県と静岡県とは、いずれかの県の県内において地震、津波、火山噴火、風水害等の災害が発生し、被災した県(以下「被災県」という。)が単独では十分な対応ができないときに、被災していない県(以下「相手県」という。)の応援を受けることにより迅速かつ効果的な災害応急対策や災害復旧を実施するとともに、平常時における防災及び危機管理体制の充実強化を図るため、相互応援及び平常時の協力等に関し次のとおり協定する。

(応援等に関する連絡窓口及び情報交換)

第1条 鹿児島県及び静岡県(以下「両県」という。)は、あらかじめ災害時の応援及び平常時の協力に関する連絡窓口を定めるものとする。

2 両県は、平常時においても、連絡体制の維持強化を目的として前項の連絡窓口を通じて情報交換を行うものとする。

(平常時の協力)

第2条 両県は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 庁内防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 両県の地理的条件、防災や応援活動に必要な情報との交換
- (3) 総合防災訓練等への職員派遣及び受入による研修の実施
- (4) 防災・危機管理に関する調査研究成果等の情報の共有
- (5) 災害時の応援の迅速かつ効果的な実施に係る協議
- (6) その他防災・危機管理に関する業務

(災害発生時の応援)

第3条 災害が発生した場合で単独では十分な災害応急対策ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害応急対策のために、次に掲げる措置を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害応急対策を行う職員の派遣
- (2) 避難所や災害対策本部等で必要となる物資の調達及び配送
- (3) その他被災県が要請した措置

(災害復旧時の応援)

第4条 単独では十分な災害復旧ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害復旧のために、職員の派遣等に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災県は、第3条第1項又は前条第1項の規定により応援を要請しようとするときは、電話、電子メール、フックスなどの情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、入手できていない事項がある場合には、当該事項を除くことができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

2 被災県は、前項の規定による応援要請を行った場合は、後日、速やかにその旨を相手県に文書にて提出するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 被災県から前条に規定する応援要請があったときは、応援に要した費用は、被災県の負担とする。ただし、これにより難い両県が判断したときは、この限りでない。

2 被災県が前項前段の規定により費用を負担する場合で、被災県が当該費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災県から相手県に要請があったときは、相手県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(要請によらない応援)

第7条 大規模な災害が発生した場合で、被災県との連絡が取れないときは、相手県は、当該職員を被災県に派遣し、情報収集を行うことができる。

2 前項の規定による情報収集の結果、被災県を応援する必要があると判断したときは、相手県は、第3条第1項の規定による要請がない場合であっても、必要な応援を行うことができる。

3 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項について定めを必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両県協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両県知事署名のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年11月14日

鹿児島県知事

静岡県知事

19-2-1 地震災害時等における車両の調達に関する協定書

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県レンタカー協会(以下「乙」という。)(は、地震災害、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「地震災害時等」という。))の災害応急対策に必要な車両の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力の要請)

- 第1条 甲は、地震災害時等に、車両の調達が必要であると認めるときには乙に対し、その協会員が保有する車両の借用による調達に関し、協力要請を行うものとする。
- 第2条 協力要請を受けた乙は、要請内容について協会員への周知に努めるものとする。

(地震災害時等の協力体制)

- 第2条 甲及び乙は、地震災害時等の車両の調達に関し、連携を密にして対応に当たるものとする。
- 乙は、協会員の被害状況や車両提供の可否に関する情報を可能な限り収集し、甲に対する情報提供に努めるとともに、車両の調達に関し、調整、助言等の支援を行うものとする。

(借用の手続)

- 第3条 甲は、車両の提供が可能である乙の協会員を特定し、直様、当該協会員に対し、車両の借用要請を行うものとする。
- 甲は、借用要請を行った乙の協会員と車両の受渡しの場所や方法について調整を行い、可能な限り迅速な車両調達に努めるものとする。
- 甲は、借用要請を行った乙の協会員の指示する手続に従い、車両を借用するものとする。

(費用の支払い)

- 第4条 車両の借用に係る賃借料は、災害発生時の直前における適正な料金を参考として、甲と車両を提供する乙の協会員との協議により、決定するものとする。
- 甲は、前項で決定した賃借料を、車両を提供した乙の協会員からの請求に応じて支払うものとする。

(平常時における対応)

- 第5条 甲及び乙は、平常時から、地震災害時等の車両調達活動に支障をきたさないよう連絡手段や連絡体制の確保に努めるものとする。
- 甲は、平常時から、甲の近隣に所在する乙の協会員に対し、地震災害時等における歴史的な車両提供の協力を求め、当該協会員の協力を得て行う訓練等を通じて連携強化に努めるものとする。
- 乙は、平常時から、訓練等を通じて甲との連携を深めるとともに、協定内容及び地震災害時等における対応に関し、協会員に対する周知に努めるものとする。

(協会員の情報の提供等)

- 第6条 乙は甲に対し、毎年4月1日現在における協会員数等、協会員に関する情報を提供するとともに、協会員の車両保有台数を別紙「車両保有台数報告書」により報告するものとする。
- 乙は、前項で提供、報告した内容に変更があった場合は、随時、甲に報告するものとする。

(協 議)

- 第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効 力)

- 第8条 この協定は、協定締結の日から効力を生じる。

附 則

本協定発効と同時に、昭和56年4月1日付けで締結した地震災害救助に必要な車両の調達に関する協定は、その効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成24年10月1日

甲 静岡県葵区追手町9番6号
静岡県知事 川 勝 平 太

乙 静岡県駿河区吉田2丁目4番26号
静岡県レンタカー協会
会 長 小 田 島 利 隆

19-2-2 緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書

(県用度課)

静岡県(以下「甲」という。)と、静岡県石油業協同組合(以下「乙」という。)とは、地震警戒宣言発令時及び地震その他の災害発生後、緊急通行に必要な自動車用燃料の確保を図るため、静岡県所属車両(本庁車両、出先機関車両及び借り上げ車両とし、警察車両を除く。以下同じ。)に係る自動車用揮発油及び軽油(以下「揮発油等」という。)の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(給油の要請等)

- 第1条 甲は静岡県所属車両による緊急通行の必要が生じ、緊急に燃料を必要とする場合は、緊急通行車両確認証明書等を提示し、指定の給油伝票(様式第1)により乙に揮発油等の納入(以下「給油」という。)を要請するものとする。

- 乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、乙に所属する登録給油所において、給油が可能な状態であれば、甲に対し優先的に給油するものとする。

(給油単価)

- 第2条 揮発油等1リットル当たりの単価は、当該給油月に一般財団法人日本エネルギー経済研究所・石油情報センター公表の1リットル当たりの静岡県平均単価を基準にして、甲、乙誠意を持って協議し決定するものとする。

(代金の請求及び支払い)

- 第3条 乙に所属する登録給油所は、給油後に甲の車両に給油した給油伝票を請求書に添えて、代金を甲(本庁分は出納局用度課、各出先機関分はそれぞれの出先機関)に請求するものとし、甲は請求内容を確認後、乙に所属する登録給油所に対し速やかに支払うものとする。

(協 議)

- 第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効 力)

- 第5条 この協定は、協定締結の日から効力を生じる。

(附則)

本協定発効と同時に平成13年5月10日付けで締結した緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定はその効力を失う。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年4月1日

甲 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 静岡市駿河区緑が丘町1番3号
静岡県石油業協同組合
理事長 鈴木 裕司

「緊急通行に必要な自動車燃料の供給に関する協定書」の運用について
本協定については、下記のとおり行うものとする。

- 1 適用する県の機関
知事部局の本庁及び出先機関とする。
- 2 適用期間
静岡県災害対策本部又は静岡県地震災害警戒本部が設置されているとき。
- 3 給油要請時の証明書について
協定書第1条第1項の緊急通行車両確認証明書等とは、①緊急通行車両等確認証明書、②緊急通行車両等確認標章とする。
〔 各警察署に緊急通行車両等事前届出書を提出することにより、緊急通行車両等事前届出済証が封筒入りで交付される。この封筒は開封してはならないものとなっている。災害対策基本法による通行の禁止又は制限が行われている道路において、警察署や道路の検問所にこの封筒を渡すことにより、①と②が交付される。②を目に付く場所に提示する事により緊急通行車両となる。〕
- 4 既存の給油の単価契約との調整
本協定が適用可能な場合であっても、各機関が給油の単価契約を行っている業者から給油が可能な場合には、当該単価契約に基づき給油も可能とする。
- 5 その他
本協定適用時は、指定の給油伝票（様式第1）により揮発油等の納入を要請する。

19-2-3 航空燃料供給に関する協定書

(県消防保安課)

静岡県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、地震災害警戒宣言発令時及び地震災害発生後等のヘリコプターの災害応急対策活動等に必要燃料(以下「航空燃料」という。)の調達に関し、次のとおり協定する。

(燃料供給の要請)

第1条 甲は、甲の所有する防災ヘリコプター及び他県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため緊急に燃料を必要とする場合は、乙に航空燃料の供給(以下「供給」という。)を文書又は口頭で要請する。

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、乙が所有する航空燃料の供給が可能な状態であれば、甲に対し優先的に供給するものとする。

(供給の実行)

第2条 航空燃料の供給の場所及び供給方法は、甲が指定するものとし、乙は、指定された場所に速やかに航空燃料を運搬する。

2 甲は、乙から給油を受けようとするときは、別に定める給油すべき航空燃料の数量を記入した航空機用給油伝票(以下「給油伝票」という。)により給油を受けるものとする。

(不適格油の場合の措置)

第3条 乙が、不適格油品を給油したことにより甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(単価及び経費)

第4条 航空燃料1リットル当たりの単価及び供給に要する経費は、供給時における適正な価格を基準にして甲、乙協議して決定する。

(代金の請求)

第5条 乙は、甲から受領した給油伝票等を請求書に添えて、供給した航空燃料代金及び供給に要した経費を甲に請求するものとする。

(代金の支払い)

第6条 甲は、前条の規定により乙から適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。

(協定に定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項等については、その都度、甲、乙協議して処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成 年4月1日から平成 年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲又は乙いずれか一方からこの協定終了又は改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市追手町9番6号
静岡県知事 石川嘉延

(乙) アイカワ株式会社
アビエーショングランドサービス株式会社
鈴木商事株式会社

(順不同)

19-2-4 船舶による輸送等に関する協定書

(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県内航海運組合(以下「乙」という。)&は、東海地震等大規模地震発生時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するため、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、地震による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

(業務の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する組合員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙の組合員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙の組合員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第8条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の組合員が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第9条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の組合員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合において、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定を適用する。

(協力組合員名簿の提出)

第10条 乙は、所属する組合員のうち、船舶を所有する者の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して協議が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成12年1月20日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年1月20日

甲 静岡県知事 石川嘉延
乙 静岡県内航海運組合理事長 藤原節男

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

静岡県内航海運組合理事長 氏名

静岡県知事 氏名 様

静岡県知事 氏名

静岡県内航海運組合理事長 氏名

船舶による輸送等の業務への協力要請について

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

このことについて、船舶による輸送等に関する協定書第2条2項の規定により、下記のとおり要請します。
なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

このことについて、船舶による輸送等に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

記

- 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間 (自) 月 日 (至) 月 日	輸送区間	備考
			地先から 地先まで	
- 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間 (自) 月 日 (至) 月 日	輸送区間	備考
			地先から 地先まで	
- その他の応急対策業務

業務内容	業務期間 (自) 月 日 (至) 月 日	業務場所	備考
		地先から 地先まで	

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

静岡県知事 氏名 様

静岡県内航海運組合理事長 氏名

- 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	
- 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先か	回	人	隻	
- その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先	人	隻	

19-2-5 漁船による緊急輸送活動に関する協定書

(県水産資源課)

静岡県(以下「甲」という。)と 市町村(以下「乙」という。)と 漁業協同組合(以下「丙」という。)
とは、地震による災害が発生した場合における漁船による緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、静岡県地震対策推進条例(平成8年3月28日条例第1号)第29条第3項及び第35条の規定に基づき、甲又は乙が、丙に対し、緊急輸送活動への協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が最速と判断した場合であつて、漁船以外の船舶の確保が困難であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

2 乙は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が必要であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

(要請の方法)

第3条 前条の規定による要請は、様式第1号により緊急輸送活動の内容及び期間等を指定して、文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲から丙に対する要請は、乙を経由して行うものとする。

(緊急輸送活動)

第4条 甲又は乙が、丙に対して協力を要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 被災者(滞留者を含む。)の輸送活動
- (2) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

(緊急輸送活動の実施)

第5条 丙は、第2条の規定による要請を受けたときは、所属する組合員(准組合員を含む。)のうち漁船を所有する者の協力を得て、当該要請に基づく緊急輸送活動を実施するものとする。

(活動報告)

第6条 丙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲に対する前項の規定による報告は、乙を経由して行うものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条第1項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、甲又は甲に緊急輸送の確保を求めた市町村が負担するよう措置する。

2 第2条第2項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 丙は、緊急輸送活動の終了後、当該活動に要した前条第1項の費用については甲に、前条第2項の費用については乙に請求するものとする。

2 甲又は乙は、前項の請求があつたときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務のため損傷を被つた場合には、静岡県地震対策推進条例第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第10条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合において、そのもの責任に係る損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定を適用する。

(協力組合員名簿の提出)

第11条 丙は、所属する組合員(准組合員を含む。)のうち、漁船を所有する者であつて、この協定に基づく緊急輸送活動に協力できるものの名簿を、毎年1回乙に提出するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成 年 月 日から、その効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持續する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市追手町9番6号

静岡県知事

(乙) 市

市長

(丙) 市

漁業協同組合

代表理事組合長

様式第1号

平成 年 月 日
第 号

漁業協同組合長代表理事組合長 氏 名 様
静岡県知事 氏 名
(又は)
市町村長 氏 名

漁船による緊急輸送活動への従事の要請について

このことについて、漁船による緊急輸送活動に関する協定書 第2条第1項 により、下記のとおり要請
第2条第2項
します。

なお、輸送活動の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送活動

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動

輸送物資	輸送物資数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材の輸送活動

輸送者(物)	輸送数	輸送活動期間	輸送区間	備考
輸送者	人	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
輸送物		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

様式第2号

平成 年 月 日
第 号

静岡県知事 氏 名 様
(又は)
市町村長 氏 名 様

漁業協同組合長代表理事組合長 氏 名

漁船による緊急輸送活動の実施状況の報告について

このことについて、漁船による緊急輸送活動に関する協定書 第6条第1項の規定により、下記のとおり報告
します。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送活動

輸送活動期日	輸送人員数	輸送区間	往復回数	従事人員	従事船舶隻数	備考
月 日	人	地先から 地先まで	回	人	隻	
月 日						

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動

輸送活動期日	輸送物資	輸送物資数量	輸送区間	往復回数	従事人員	従事船舶隻数	備考
月 日			地先から 地先まで	回	人	隻	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材の輸送活動

輸送活動期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	往復回数	従事人員	従事船舶隻数	備考
月 日		人	地先から 地先まで	回	人	隻	
月 日							
月 日		人	地先から 地先まで	回	人	隻	
月 日							

漁船による緊急輸送活動に関する協定締結状況

整理番号	甲	乙	丙(漁協)	締結状況等
1	熱海市		初島	10. 2. 2 締結
2	静岡県		大熱海	10. 2. 2 締結
3	静岡県		いとう(旧 網代港)	10. 2. 2 締結
4	静岡県		いとう(旧 伊東市)	10. 1. 12 締結
5	静岡県		いとう(旧 八幡野)	10. 1. 12 締結
6	静岡県		伊豆(旧 稲取)	10. 8. 12 締結
7	静岡県		伊豆(旧 下田)	10. 12. 28 締結
8	静岡県		伊豆(旧 南伊豆町)	9. 7. 18 締結
9	静岡県		伊豆(旧 松崎)	10. 3. 17 締結
10	静岡県		伊豆(旧 仁科)	10. 3. 2 締結
11	静岡県		伊豆(旧 田子)	10. 3. 2 締結
12	静岡県		伊豆(旧 安良里)	9. 7. 10 締結
13	静岡県		伊豆(旧 土肥)	10. 5. 7 締結
14	静岡県		内浦	9. 4. 23 締結
15	静岡県		静浦	9. 4. 23 締結
16	静岡県		沼津我入道	9. 4. 23 締結
17	静岡県		戸田 (旧 戸田村)	9. 7. 10 締結
18	静岡県		田子の浦	10. 8. 20 締結
19	静岡県		由比港 (旧 由比町)	9. 12. 1 締結
20	静岡県		清水 (旧 清水市)	10. 7. 16 締結
21	静岡県		清水(旧 静岡)	10. 9. 1 締結
22	静岡県		焼津	9. 2. 21 締結
23	静岡県		小川	9. 2. 21 締結
24	静岡県		大井川港 (旧 大井川町)	9. 3. 27 締結
25	静岡県		南駿河湾(旧 吉田町)	10. 7. 2 締結
26	静岡県		南駿河湾(旧 坂井平田)	10. 7. 14 締結
27	静岡県		〃 (旧 相良町)	10. 7. 14 締結
28	静岡県		南駿河湾(旧 地頭方)	10. 7. 14 締結
29	静岡県		南駿河湾(旧 御前崎)	9. 8. 1 締結
30	静岡県		遠州(旧 福田町)	10. 7. 10 締結
	静岡県		浜松(旧 舞阪町、旧 雄踏町、旧 細江町、旧 三ヶ日町)	10. 4. 13 締結
	静岡県		湖西市(旧 新居町)	

19-2-6 旅客船による災害時の輸送に関する協定書

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県旅客船協会(以下「乙」という。)とは、東海地震等大規模地震発生時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるべき必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、地震による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙の協会員に対し協力を要請するものとし、乙の協会員は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して行う。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、第一項の規定により要請をしたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務
- (2) 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (4) その他船舶による支援業務

(業務報告)

第4条 乙の協会員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその業務内容を甲に報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、業務の完了を電話又は口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、前項の規定により業務報告を受けたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定により乙の協会員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙の協会員に支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の協会員が当該業務のために損害を被った場合の補償については、静岡県地震対策推進条例(平成8年条例第1号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第8条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の協会員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合の損害賠償について、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、条例第34条第2項の規定を適用する。

(協会員名簿の提出)

第9条 乙は、所属する協委員のうち、この協定に基づく業務に協力できるもの名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

この協定は、平成14年12月26日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年12月26日

(甲) 静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 静岡県旅客船協会長 早川 巖

第 号
年 月 日
平成

静岡県旅客船協会 氏 名 様

静岡県知事 氏 名

旅客船による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、旅客船による災害時の輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。
なお、業務終了後、実施した業務内容を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
(自) 月 日 (至) 月 日		地先から 地先まで	

2 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

3 その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

輸送内容	業務期間	輸送区間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

第 号
年 月 日
平成

静岡県知事 氏 名 様

静岡県旅客船協会 氏 名

旅客船による輸送等の業務の報告について

このことについて、旅客船による災害時の輸送等に関する協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。
記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務

業務実施月日	輸送人員数	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人	地先から 地先まで	延 回	人	隻	

2 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

業務実施月日	輸送物資	数量	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から 地先まで	延 回	人	隻	

3 その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

業務実施月日	業務内容	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先から 地先まで	延 回	人	隻	

19-2-7 災害時の輸送等の業務に関する協定書

(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇株式会社(以下「乙」という。))とは、東海地震等大規模地震発生時ににおける船舶による輸送等の業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、地震による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して行う。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務
- (2) 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (4) その他船舶による支援業務

(業務報告)

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその業務内容を甲に報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、業務の完了を電話又は口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の費とし、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙に支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙が当該業務のために損害を被った場合の補償については、静岡県地震対策推進条例(平成8年条例第1号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第8条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合の損害賠償について、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、条例第34条第2項の規定を適用する。

(船舶名簿の提出)

第9条 乙は、保有する船舶のうち、この協定に基づく業務に使用可能な船舶の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成15年3月10日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年3月10日

(甲) 静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

以下のとおり協定を締結している。

締結者(乙)	締結年月日
東海汽船株式会社 代表取締役 飯島宗和	平成15年3月10日
神新汽船株式会社 代表取締役 柴田隆至	〃

様式第1号

第 平成 年 月 日 号

東海汽船株式会社
代表取締役 氏 名 様
静岡県知事 氏 名 様

災害時の輸送等の業務への協力要請について

このことについて、災害時の輸送等の業務に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。
なお、業務終了後、実施した業務内容を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
(自) 月 日 (至) 月 日		地先から 地先まで	

2 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

3 その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

輸送内容	業務期間	輸送区間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

様式第2号

第 平成 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様
東海汽船株式会社
代表取締役 氏 名

災害時の輸送等の業務報告について

このことについて、災害時の輸送等の業務に関する協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務

業務実施月日	輸送人員数	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人	地先から 地先まで	延 回	人	隻	

2 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

業務実施月日	輸送物資	数量	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から 地先まで	延 回	人	隻	

3 その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

業務実施月日	業務内容	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先から 地先まで	延 回	人	隻	

19-2-9 山梨県と静岡県の消防防災ヘリコプターの運航不能期間等に関する相互応援協定の概要

おける相互応援協定

(県消防保安課)

(目的)

第1条 この協定は、山梨県(以下「甲」という。)及び静岡県(以下「乙」という。)において、消防防災ヘリコプター(以下「ヘリ」という。)を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲及び乙が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用途のため出動できない場合(「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付消防第61号消防庁次長通知)及び「緊急消防援助隊要綱」(平成12年12月25日付消防第315号消防庁長官通知)の対象となる場合を除く。)で、ヘリの出動事象が発生した場合に行うものとする。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた甲又は乙は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、甲及び乙の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員の派遣をした市町村、一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)と応援を受けた市町村等との間で、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第1項による応援活動があつたものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請にかかる手続きは、次の各号に掲げるところによる。

(1) 要請側の県消防防災担当課長(山梨県にあつては消防防災課長をいい、静岡県にあつては消防防災室長をいう。以下「要請者」という。)から応援側の県消防防災担当課長(山梨県にあつては消防防災課長をいい、静岡県にあつては消防防災室長をいう。以下「応援者」という。)に対し、応援要請を行うこととする。

(2) 応援要請は、電話にて連絡後、応援側の定めている緊急運動要請書によりファクシミリを用いて行うものとする。

(3) 応援者は、出動の可否を決定し、当該消防防災航空隊長等に指示するとともに、要請者に回答するものとする。

(4) 消防防災航空隊長等は、応援要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えるものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議のうえ、中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があつたときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があつたときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭載している指揮者は、活動に当たつて前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員(応援先において給油する場合を除く。)及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額又はそれと同等の金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲及び乙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、平成13年12月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年12月17日

甲 山梨県知事 天 野 建

乙 静岡県知事 石 川 嘉 延

19-2-10 長野県と静岡県消防防災ヘリコプターの運航不能期間等に関する協定の取組

おける相互応援協定

(県消防保安課)

(目的)

第1条 この協定は、長野県(以下「甲」という。)及び静岡県(以下「乙」という。))において、消防防災ヘリコプター(以下「ヘリ」という。))を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲及び乙が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用途のため出動できない事象が発生した場合に行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請」(昭和61年5月30日付消防第61号消防庁次長通知)及び「緊急消防援助隊要綱」(平成12年12月25日付消防第315号消防庁長官通知)の対象となる事象並びに海難救助のための事象を除く。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた甲又は乙は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、甲及び乙の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員の派遣をした市町村、一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。))と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第1項による応援活動があったものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請にかかる手続きは、次の各号に掲げるところによる。

(1) 要請側の県消防防災担当課長(長野県にあつては危機管理・消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「要請者」という。))から応援側の県消防防災担当課長(長野県にあつては危機管理・消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「応援者」という。))に対し、応援要請を行うこととする。

(2) 応援要請は、電話にて連絡後、応援側の定めている緊急運動要請書によりファクシミリを用いて行うものとする。

(3) 応援者は、出動の可否を決定し、当該消防防災航空隊長等に指示するとともに、要請者に回答するものとする。

(4) 消防防災航空隊長等は、応援要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えるものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議のうえ、中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭載している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員(応援先において給油する場合を除く。))及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額又はそれと同等の金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲及び乙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるように日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、平成15年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年3月1日

甲 長野県知事 田 中 康 夫

乙 静岡県知事 石 川 嘉 延

19-2-11 四県一市航空消防防災相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市（以下「四県一市」という。）において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に關する相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防防災実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- (1) 保有するヘリ（代替機を含む。以下同じ。）が点検又は整備のため出動することができない場合（次号から第4号までに該当する場合を除く。）
- (2) 保有するヘリのみでは、出動事案に对应できない場合
- (3) 保有するヘリの資機材又は装備品では、出動事案に对应できない場合
- (4) 保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- (5) その他ヘリによる応援活動が有効な場合

(応援要請手続)

第3条 前条に規定する応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援要請先)

第4条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防防災実施細目に定める「連絡・要請窓口」とする。

(応援の中断)

第5条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長はヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第6条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(事故等の連絡)

第7条 要請した四県一市は、応援航空隊に次の事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに応援した四県一市に対し必要な事項を報告しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故
 - (2) ヘリの重大な損傷を伴う事故
 - (3) 救難対策を必要とする事故
- (経費の負担)

第8条 応援に要する経費（応援先において給油した場合のヘリの燃料費を除く。）は、応援

側の負担とする。
ただし、第2条第1号の応援活動に係る次の経費は、応援側と要請側の協議により、その全部又は一部を要請側の負担とすることができる。

- (1) ヘリの燃料費
 - (2) 隊員の出場手当、旅費、日当、宿泊費
 - (3) 当該応援により特別に必要となったヘリの修繕料
 - (4) 当該応援により特別に必要となった消耗品費
- 2 第1項にかかわらず、応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。
3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(訓練の参加)

第9条 四県一市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡調整)

第10条 四県一市は、応援を円滑に行うことができるよう次に掲げる項目をあらかじめ連絡調整するものとする。

- (1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場
 - (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
 - (3) ヘリの諸元及び性能
 - (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
 - (5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
 - (6) その他必要な事項
- (その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

2 平成26年3月31日に締結した「四県一市航空消防防災相互応援協定」は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、四県一市記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月1日

岐阜県知事 古田肇

静岡県知事 川勝平太

愛知県知事 大村秀章

三重県知事 鈴木英敬

名古屋市長 河村たかし

19-2-12 静岡県内航空消防相互応援協定書

(消防保安課)

(目的)

第1条 この協定は、静岡市（静岡市に消防業務を委託する市町を含む。以下「甲」という。）、浜松市（以下「乙」という。）、及び静岡県（以下「丙」という。）、が、災害による被害を最小限に防止するため、甲の保有する静岡市消防ヘリコプター（以下「静岡市ヘリ」という。）、乙の保有する浜松市消防ヘリコプター（以下「浜松市ヘリ」という。）、及び丙の保有する静岡県消防ヘリコプター（以下「県ヘリ」という。）、を使用して行う航空消防に關する相互応援について必要な事項を定める。

(活動区域等)

第2条 この協定における静岡市ヘリ、浜松市ヘリ及び県ヘリの運航区域は、静岡県の区域とする。ただし、静岡県内で発生した災害に対する傷病者の搬送においては、この限りではない。

(航空消防の所管区域)

第3条 甲、乙及び丙は、原則として各々の所管区域（丙にあっては甲及び乙の区域を除く。）の航空消防を優先させることを確認の上で、次条各号に掲げる場合に、相互応援を行うものとする。

(相互応援)

第4条 この協定に基づく相互応援の範囲は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 各自のヘリコプター（以下「ヘリ」という。）では、災害を防除することが困難となるとき。
- (2) ヘリが、緊急消防援助隊を含む他の災害に出動しているとき。
- (3) ヘリの出動に相当の時間を要するとき。
- (4) ヘリが耐空検査等による点検、整備等のため出動できないとき。

(相互応援の要請)

第5条 前条に定める範囲で、甲は乙及び丙に対して、乙は甲及び丙に対して、丙は甲及び乙に対して、ヘリの出動を要請できるものとする。

(市町等への航空支援活動の位置付け)

第6条 甲又は乙が行う静岡県内の市町等（一部事務組合を含む。以下同じ。）に対するこの協定による航空支援活動については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項の規定に基づき丙が行う航空機を用いた消防の支援とみなす。

(運航の調整等)

第7条 甲、乙及び丙は、ヘリの耐空検査等について相互に連絡し、当該検査等に要する期間や運航スケジュール等を調整するものとする。

2 甲、乙及び丙は、各々の出動事案であっても相互に連絡し、情報を共有するものとする。

(応援要請の手続)

第8条 この協定に基づく応援要請を受けた甲、乙及び丙は、所管業務又は気象状況等により運航に支障がある場合を除き相互に応援するものとする。

2 応援要請に係る手続については、電話又はファクシミリ等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容

- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職、氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

3 丙は、静岡県防災ヘリコプター応援協定（平成29年4月1日発効）第4条の規定により市町等から応援要請を受けた場合であって、甲又は乙に対し前2項の規定により応援を要請し、その同意が得られたときは、当該市町等とその旨を連絡しなければならない。

(応援要請の連絡先)

第9条 応援要請の連絡先については、甲にあっては静岡市消防局航空課長、乙にあっては浜松市消防局警防課長、丙にあっては静岡県危機管理課消防保安課長とする。

(応援の中断)

第10条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長は、要請側と協議の上、ヘリの応援を中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第11条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けて当該ヘリの基地施設を出発したときから当該ヘリの基地施設に帰着したときまでとする。ただし、ヘリが当該ヘリの基地施設以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、その時点をもってこの協定に基づく応援を開始するものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、その時点をもってこの協定に基づく応援を終了するものとする。

(ヘリの活動)

第12条 第6条の規定により実施する航空支援活動は、発災市町等の消防機関と相互に密接な連携の下に行動する。

(事故等の連絡)

第13条 要請側は、応援に出動したヘリの航空隊に次の事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに応援側に対し必要な事項を報告しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(経費の負担)

第14条 応援に要する派遣職員の給与、航空機の燃料費及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次に掲げるものは要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する賠償費
- (2) ヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費
- 3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- 4 前3項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議決定されるものとする。

(連携訓練の実施)

第15条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、連携訓練の実施に努めるものとする。

(連絡調整)

第16条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき応援を円滑に行うことができるよう次に掲げる項目についてあらかじめ連絡調整するものとする。

- (1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場の把握
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
- (6) その他の必要な事項

(協定の有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了1箇月前までに甲、乙及び丙いずれからもそれぞれの相手方に対し異議の申出がないときは、この期間は、更に1年間延長するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

(その他)

第18条 静岡県防災ヘリコプター応援協定（平成29年4月1日発効）は、甲と丙並びに乙と丙との間において効力を有しないものとし、平成28年4月15日に甲、乙及び丙が締結した静岡県内航空消防相互応援協定は、平成29年3月31日をもって廃止する。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上、各1通を所持する。

平成29年3月31日

甲 静岡市長 田辺信宏

乙 浜松市長 鈴木康友

丙 静岡県知事 川勝平太

19-2-13 災害等の緊急時における人員派遣に関する協定書

(県消防保安課)

静岡県(以下「甲」という。))と静岡エアコミュニケーションズ株式会社(以下「乙」という。))とは、災害等の緊急時における人員派遣及び派遣要員の業務実施要領について必要な事項を定め、次のとおり協定(以下「本協定」という。))を締結する。

(要員の派遣)

第1条 甲は災害等の発生時において、「静岡県緊急消防援助隊受援計画」に基づく「静岡県ヘリコプター受援マニュアル」の運用に際し、「現地指揮班」に必要な要員の確保を行うため、必要により乙に要員派遣を要請し、乙は派遣可能な場合これを受けるものとする。

(派遣要員の業務)

第2条 甲が乙の派遣要員に依頼する業務内容及び業務の遂行場所は、次のとおりとする。

(1) 業務内容

ア 運輸関係要員

(ア) 国土交通省航空局との連絡調整に関すること。

(イ) ヘリコプターの飛行に関すること。

(ロ) 応操部隊との通信連絡に関すること。

(ハ) 航空機の管制及び気象情報に関すること。

(ニ) 駐機場所の安全確保に関すること。

イ 整備関係要員

(ア) ヘリコプターの整備に関すること。

(イ) ヘリコプターの装備品に関すること。

(ロ) 燃料補給に関すること。

(ハ) ヘリコプターの飛行時間の管理に関すること。

(2) 業務の遂行場所

ア 航空自衛隊 浜松基地 現地指揮班

イ 航空自衛隊 静浜基地 現地指揮班

(派遣要員の資格と人数)

第3条 乙が派遣する要員は、甲が依頼する第2条に規定する業務を行うことができる者とし、次のいずれかかの資格を有する者とする。またこの場合において、甲が必要とする要員数は、それぞれ各2名とする。

(1) 運輸関係要員

回転翼の操縦の資格を有し、運輸管理業務ができる者

(2) 整備関係要員

回転翼の航空整備士の資格を有し、整備管理業務の経験を有する者

(派遣に関する諸手続等)

第4条 甲は、本協定に基づき乙に要員の派遣を要請する場合は、別に定める派遣要請書を乙に提出する。

2 乙は、甲より派遣の要請を受けた後、前条の条件を満たす派遣可能な要員の氏名及び人数を甲に通知するものとする。

3 派遣要員の引渡場所及び業務完了後の受入場所は、静岡ヘリポートとする。

(派遣経費)

第5条 本協定に基づき乙が派遣する要員に係る経費は、次のとおりとする。

(1) 乙が甲に派遣する要員の拘束料は、乙の規定による1暦日を単位とする人件費相当額を基本とし、業務完了後に甲及び乙が協議して決定する。

(2) 甲は、乙に要員派遣に係る日当、宿泊費その他の諸経費を別途支払うものとする。

(支払い)

第6条 甲は、乙に要員派遣の業務完了後、要員派遣に係る経費を乙の請求に基づき支払うものとする。

(責任)

第7条 乙が本協定の履行に際し、甲の派遣要請に対し派遣可能な要員を確保できなかった場合は、甲は乙に対し損害賠償の責を要求しないものとする。

2 乙の派遣要員が本協定に基づき業務を履行する際、甲又は第三者に損害を与えた場合、その損害の処理は甲の責任をもつて行われるものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、乙の派遣要員が本協定に基づき業務の履行により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつた場合は、乙の求めに応じ、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の秘密事項を、本協定期間中は元より、協定期間終了後であっても、他の目的に使用し、あるいはいかなる第三者にも漏洩してはならない。

(報告)

第10条 乙は、本協定の遂行状況に関し甲の要求があるときは、速やかに報告しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲又は乙が本協定に違背し、あるいはその履行を怠つたときは、その相手方は、本協定の一部又は全部を解除することができる。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲及び乙いずれからも書面による別段の意思表示がないときは、更に1年継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義が生じた場合には、甲及び乙で協議を持って協議の上決定するものとする。

上記協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 静岡市追手町9番6号

静岡県知事 石川 嘉延

乙 静岡市栄町1番地の3

静岡エアコミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 渡井洋治郎

19-2-14 大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

静岡県(以下「甲」という。))と静岡県レッカー事業協同組合(以下「乙」という。))は、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第35条の規定に基づき、大規模地震災害時における災害応急対策として実施する緊急通行車両の通行の妨害となす車両その他の物件の排除業務(以下「車両等排除業務」という。))の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

(業務の要請)

第1条 甲は、必要と認めるときは、警察官が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の3第2項に基づく措置をとるに当たり、車両等排除業務の実施を乙に要請することができる。

(業務の実施)

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、出動業者(車両等排除業務に従事する者(以下「出動員」という。))の使用者たる出動業者をいう。以下同じ。))の名称及び出動員の氏名を甲に通知し、車両等排除業務を警察官の立会いのもとに実施する。

(業務の費用負担)

第3条 車両等排除業務の費用については、甲が実費相当額を負担するものとする。

(出動業者等が受けた損害の補償)

第4条 車両等排除業務の実施に当たり、交通事故その他やむを得ない事由により、出動業者又は出動員が損害を受けた場合は、出動業者、出動員又は乙が加入する公的な災害補償又は損害保険(以下「公的補償等」という。))の適用を原則とする。

ただし、公的補償等の適用がなく、かつ、他の補償が受けられずその損害がてん補されない場合であって、甲が必要であると認めるときは、その限度において、静岡県地震対策推進条例第34条第1項により甲が補償を行うものとする。

(出動員が加えた損害の賠償)

第5条 車両等排除業務の実施に当たり、出動員が他人に損害を加えた場合において、甲が必要であると認めるときは、その出動員が負うべき損害賠償の責任の限度において、静岡県地震対策推進条例第34条第2項により甲が賠償を行うものとする。

ただし、故意又は重大な過失による場合は、出動業者、出動員又は乙の責任において賠償する。

(排除対象車両等の破壊の補償)

第6条 車両等排除業務の実施に当たり、警察官の指示により、出動員が排除の対象とする車両その他の物件を、やむを得ない限度において破壊した場合は、前条の規定にかかわらず、災害対策基本法第82条により甲が損失を補償する。

(協定の実施)

第7条 この協定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(協定の適用)

第8条 この協定は、平成15年8月22日から、効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定の条項の解釈・適用又はこの協定に定めがない事項につき疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その郵便甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成15年8月22日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 静岡県レッカー事業協同組合
理事長 加藤正明

19-2-15 大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等排除業務に関する細目協定

(県警察本部)

静岡県警察(以下「甲」という。))と静岡県レッカー事業協同組合(以下「乙」という。))は、大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等排除業務に関する協定(以下「基本協定」という。))の細目について、次のとおり協定を締結する。

(業務の要請及び内容)

第1条 基本協定第1条に係る業務の要請は、静岡県に代わり甲が乙に行うものとし、乙が行う業務の内容は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)以下「災害法」という。))第76条第2項に規定する通行禁止区域等において、交通規制対象道路を通行する緊急通行車両の妨害となす車両その他の物件(以下「排除対象車両等」という。))を、災害法第76条の3第2項に基づく警察官の措置を実施するために、通行の妨害とならない場所へ移動する作業(以下「車両等排除業務1」という。))とする。

(業務の要請方法)

第2条 甲が乙に行う車両等排除業務の要請は、排除対象車両等が在る場所を管轄する警察署長が、車両等排除業務を円滑に行うために設置された乙の事務局(以下「事務局」という。))に口頭又はその他の方法で要請するものとする。事務局は、要請内容に応じた出動業者(車両等排除業務に従事する業者をいう。以下同じ。))に出動を指示するとともに、出動業者の名称、出動員(車両等排除業務に従事する者をいう。以下同じ)の氏名及び出動車両を甲に通知するものとする。

2 通信が途絶した場合等不測の事態が生じた場合、又は早急に排除対象車両等を移動する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、警察署長は、出動業者に直接要請することができるものとする。

3 前項の場合において、要請した警察署長は甲に対し、要請先及び要請内容を報告するものとする。

4 警察署長から直接要請を受けた出動業者は、要請を受けた警察署名、要請内容、出動員の氏名及び出動車両を書面又は口頭で速やかに事務局へ報告しなければならない。

(業務要請時の通知内容)

第3条 車両等排除業務の要請は、排除対象車両等が在る場所、排除対象車両等の形状、大きさ、重量及び通行妨害の態様等を通知するとともに、排除対象車両等を移動する場所を指示するものとする。

(業務実施時の立会い)

第4条 出動員が、車両等排除業務を実施しようとする場合には、排除対象車両等が在る現場において警察官の立会いにより、その指示の下に行うものとする。

(業務終了の報告)

第5条 車両等排除業務を終了した出動業者は、事務局に対し、車両等排除業務報告書を提出するとともに、第2条第2項に規定する要請を受けた警察署長に、口頭又はその他の方法で業務終了の通知をするものとする。

2 乙は、前項の報告をまとめ、業務の結果を一括して甲に対し報告するものとする。

3 甲は、乙から受けた報告について、静岡県に通知するものとする。

(要請された業務の優先)

第6条 乙は、甲の車両等排除業務要請が他の機関又は民間からの出動依頼と重複したときは、甲の要請をできる限り優先するものとする。ただし、甲の要請が他の機関又は民間の出動依頼の後でなされたときは、甲と乙が協議の上、優先順位を決定するものとする。

〔資料編Ⅱ〕

（業務費用及び請求方法）

第7条 基本協定第3条の実費相当額は燃料費及び食料費とし、乙は、甲から要請された業務の終了後に、静岡県に請求するものとする。

（破損に係る通知）

第8条 乙は、甲から要請のあった車両等排除業務を実施する場合において、警察官の指示により排除対象車両等の移動措置をするため、やむを得ない限度において排除対象車両等を破損したときは、甲に対して速やかにその状況を通知するものとし、甲は、当該事実の発生について静岡県に通知するものとする。

（事務所の設置）

第9条 乙は、事務局を設置し、その所在地、体制、規約、役員、会員及び連絡方法を記載した書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、会員ごとの出勤可能人員・車両を記載した一覧表及び緊急時の連絡体制表を作成し、事務局に備え付けるとともに、甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項及び第2項に定める書面の内容に変更が生じたときは、甲に対し、速やかに書面で通知するものとする。

（平時の措置）

第10条 乙は、第1条に定める車両等排除業務が円滑に実施されるよう、平時から、車両の維持管理及び加入保険の確認等を行うとともに、技能の向上に努めるものとする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

附 則

（施行期日）

第1条 この協定は、平成15年8月22日から効力を有するものとする。

平成15年8月22日

（甲） 静岡県警察本部長

水 田 竜 二

（乙） 静岡県レッカー事業協同組合 理 事 長 加 藤 正 明

19-2-19 災害時における緊急通行妨害車両等排除業務に関する細目覚書

(県警察本部)

静岡県警察(以下「甲」という。))と社団法人日本自動車連盟中部本部静岡支部(以下「乙」という。))は、災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定(以下「基本協定」という。))の細目について、次のとおり覚書を締結する。

(業務の要請及び内容)

第1条 基本協定第1条に係る業務の要請は、静岡県に代わり甲が乙が行うものとし、乙が行う業務の内容は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。))第76条第2項に規定する通行禁止区域等において、交通規制対象(道路)を通行する緊急通行車両の妨害となつている車両その他の物件(以下「排除対象車両等」という。))を、災対法第76条の3第2項に基づく警察官の措置を実施するために、通行の妨害とならない場所へ移動する作業(以下「車両等排除業務」という。))とする。

(業務の要請方法)

第2条 甲が乙に行う車両等排除業務の要請は、排除対象車両等が在る場所を管轄する警察署長が、車両等排除業務を円滑に行うために設置された中部本部指令室(以下「中部指令室」という。))に口頭又はその他の方法で要請するものとする。中部指令室は、要請内容に応じて基地に出動を指示するとともに、出動基地の名称、出動員(車両等排除業務に従事する者をいう。以下同じ。))の氏名及び出動車両を甲に通知するものとする。

2 通話が途絶した場合等不測の事態が生じた場合、又は早急に排除対象車両等を移動する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、警察署長は、このロードサービス隊又は基地に直接要請することができるものとする。

3 前項の場合において、要請した警察署長は甲に対し、要請先及び要請内容を報告するものとする。

4 警察署長から直接要請を受けたこのロードサービス隊又は基地は、要請を受けた警察署名、要請内容、出動員の氏名及び出動車両を書面又は口頭で速やかに中部指令室に報告するものとする。

(業務要請時の通知内容)

第3条 車両等排除業務の要請は、排除対象車両等が在る場所、排除対象車両等の形状・大きさ・重量及び通行妨害の態様等を通知するとともに、排除対象車両等を移動する場所を指示するものとする。

(業務実施時の立会い)

第4条 出動員が、車両等排除業務を実施しようとする場合には、排除対象車両等の在る現場において警察官の立会いにより、その指示の下に行うものとする。

(業務終了の報告)

第5条 車両等排除業務を終了した基地は、乙に対し車両等排除業務報告書を提出するとともに、第2条第1項又は第2項に規定する要請を行った警察署長に対し口頭又はその他の方法で業務終了の通知をするものとする。

2 乙は、前項の報告をまとめ、業務の結果を一括して甲に対し報告するものとする。

3 甲は、乙から受けた報告について、静岡県に通知するものとする。

(要請された業務の優先)

第6条 乙は、甲の車両等排除業務要請が他の機関又は民間からの出動依頼と重複したときは、甲の要請をできる限り優先するものとする。ただし、甲の要請が他の機関又は民間の出動依頼の後でなされたときは、甲と乙が協議の上、優先順位を決定するものとする。

(破壊に係る通知)

第7条 乙は、甲から要請のあった車両等排除業務を実施する場合において、警察官の指示により排除対象車両等の移動措置をするため、やむを得ない限度において排除対象車両等を破壊したときは、甲に対して速やかにその状況を通知するものとし、甲は、当該事実の発生について静岡県に通知するものとする。

19-2-18 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

(県危機政策課)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、静岡県内で災害が発生した場合において、静岡県(以下「甲」という。))が社団法人日本自動車連盟中部本部静岡支部(以下「乙」という。))に対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項に定める緊急通行車両の通行を妨害する車両その他の物件(以下「緊急通行妨害車両等」という。))の排除業務(以下「車両等排除業務」という。))の要請を行う場合の手続き等について定めるものとする。

(業務内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時における緊急通行妨害車両等の撤去、移動、その他甲が必要と認める業務とする。

(支援要請)

第3条 甲は、車両等排除業務の必要を認めた場合に、乙に撤去等の要請を行うことができる。

2 甲は、前項の規定により要請を行うとき次の事項を乙に連絡するものとする。

(1)被災の態様と要請を必要とする概要(場所、支障活動概要)

(2)招集場所

(3)担当者連絡方法、その他必要な事項

3 乙は、甲からの要請があった場合は、現場警察官の指示に従い、所有する車両、装備の範囲内で撤去等の作業を行うものとする。

(業務費用の負担)

第4条 この協定に基づく乙の費用は、乙の会員の有無を問わず乙の負担とする。

(災害補償)

第5条 この協定に基づく業務の実施により、出動した職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

(損害賠償)

第6条 本協定に基づく業務の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、当該職員の使用した乙の責において行うものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(運用)

第8条 この協定は、平成17年7月28日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年7月28日

甲 静岡県知事

乙 社団法人日本自動車連盟中部本部静岡支部
支部長

(体制等)

第8条 乙は、その所在地、体制、規約、役員及び連絡方法を記載した書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、基地ごとの所在地・出勤可能人員・車両を記載した一覽表及び緊急時の連絡体制表を作成し備え付けるとともに、甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項及び第2項に定める書面の内容に変更が生じたときは、甲に対し、速やかに書面で通知するものとする。

(平時の措置)

第9条 乙は、第1条に定める車両等排除業務が円滑に実施されるよう、平時から、車両の維持管理及び加入保険の確認等を行うとともに、技能の向上に努めるものとする。

(疑義の解決)

第10条 この覚書に定めがない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を所持する。

附 則

(施行期日)

第1条 この覚書は、平成17年10月14日から効力を有するものとする。

平成17年10月14日

甲 静岡県警察本部長

高石 和夫

乙 社団法人日本自動車連盟中部本部静岡支部本部長 杉山 智彦

19-2-20 大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

(県危機政策課)

静岡県(以下「甲」といふ。)と全日本ロータス同友会静岡県支部(以下「乙」といふ。)は、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第35条の規定に基づき、大規模地震災害時における災害応急対策として実施する緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物の排除業務(以下「車両等排除業務」といふ。)の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

(業務の要請)

第1条 甲は、必要と認めるときは、警察官が災害対策基本法(昭和38年法律第223号)第76条の3第2項に基づき措置をとるに当たり、車両等排除業務の実施を乙に要請することができる。

(業務の実施)

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、出勤業者(車両等排除業務に従事する者(以下「出勤員」といふ。))の使用若しは出勤業者をいう。以下同じ。)の名称及び出勤員の氏名を甲に通知し、車両等排除業務を警察官の立会いのもとに実施する。

(業務の費用負担)

第3条 車両等排除業務の費用については、甲が実費相当額を負担するものとする。

(出勤業者等が受けた損害の補償)

第4条 車両等排除業務の実施に当たり、交通事故その他やむを得ない事由により、出勤業者又は出勤員が損害を受けた場合は、出勤業者、出勤員又は乙が加入する公的な災害補償又は損害保険(以下「公的補償等」といふ。)の適用を原則とする。

ただし、公的補償等の適用がなく、かつ、他の補償が受けられずその損害がてん補されない場合であって、甲が必要あると認めるときは、その限額において、静岡県地震対策推進条例第34条第1項により甲が補償を行うものとする。

(出勤員が加えた損害の賠償)

第5条 車両等排除業務の実施に当たり、出勤員が他人に損害を加えた場合において、甲が必要あると認めるときは、その出勤員が負うべき損害賠償の責任の限度において、静岡県地震対策推進条例第34条第2項により甲が賠償を行うものとする。

ただし、故意又は重大な過失による場合は、出勤員又は乙の責任において賠償する。

(排除対象車両等の破損の補償)

第6条 車両等排除業務の実施に当たり、警察官の指示により、出勤員が排除の対象とする車両その他の物件を、やむを得ない限度において破損した場合は、前条の規定にかかわらず、災害対策基本法第82条により甲が損失を補償する。

(協定の実施)

第7条 この協定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(協定の適用)

第8条 この協定は、平成17年12月26日から、効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定の条項の解釈・適用又はこの協定に定めがない事項につき疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年12月26日

(甲) 静岡県知事

(乙) 全日本ロータス同友会静岡県支部 支部長

19-2-21 大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等排除業務に関する細目覚書

(県警察本部)

静岡県警察(以下「甲」という。))と全日本ロータス同友会静岡県支部(以下「乙」という。))は、大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定(以下「基本協定」という。))の細目について、次のとおり覚書を締結する。

(業務の要請及び内容)

第1条 基本協定第1条に定める業務の要請は、静岡県に代わり甲が乙に行うものとし、乙が行う業務の内容は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。))第76条 第2項に規定する通行禁止区域等において、交通規制対象道路を通行する緊急通行車両の妨害となつている車両その他の物件(以下「排除対象車両等」という。))を、災対法第76条の3 第2項に基づく警察官の措置を実施するために、通行の妨害とならない場所へ移動する作業(以下「車両等排除業務」という。))とする。

(業務の要請方法)

第2条 甲が乙に行う車両等排除業務の要請は、排除対象車両等が在る場所を管轄する警察署長が、車両等排除業務を円滑に行うために設置された乙の事務所(以下「事務所」という。))に口頭又はその他の方法で要請するものとする。事務所は、要請内容に応じて出動業者(車両等排除業務に従事する業者をいう。以下同じ。))に出動を指示するとともに、出動業者の名称、出動員(車両等排除業務に従事する者)をいう。以下同じ)の氏名及び出動車両を甲に通知するものとする。

2 通信が途絶した場合は、出動業者が、又は緊急に排除対象車両等を移動する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、警察署長は、出動業者に直接要請することができるものとする。

3 前項の場合において、要請した警察署長は甲に対し、要請内容及び要請内容を報告するものとする。

4 警察署長から直接要請を受けた出動業者は、要請を受けた警察署名、要請内容、出動員の氏名及び出動車両を書面又は口頭で速やかに事務所へ報告しなければならない。

(業務要請時の通知内容)

第3条 車両等排除業務の要請は、排除対象車両等が在る場所、排除対象車両等の形状・大きさ・重量及び通行妨害の態様等を通知するとともに、排除対象車両等を移動する場所を指示するものとする。

(業務実施時の立会い)

第4条 出動員が、車両等排除業務を実施しようとする場合には、排除対象車両等の在る現場において警察官の立会いにより、その指示の下に行うものとする。

(業務終了の報告)

第5条 車両等排除業務を終了した出動業者は、事務所に対し、車両等排除業務報告書を提出するとともに、第2条第2項に規定する要請を受けた警察署長に、口頭又はその他の方法で業務終了の通知をするものとする。

2 乙は、前項の報告をまとめ、業務の結果を一括して甲に対し報告するものとする。

3 甲は、乙から受けた報告について、静岡県に通知するものとする。

(要請された業務の優先)

第6条 乙は、甲の車両等排除業務要請が他の機関又は民間からの出動依頼と重複したときは、甲の要請をできる限り優先するものとする。ただし、甲の要請が他の機関又は民間の出動依頼の後でなされたときは、甲と乙が協議の上、優先順位を決定するものとする。

(業務費用及び請求方法)

第7条 基本協定第3条の実費相当額は燃料費及び食料費とし、乙は、甲から要請された業務の終了後に、静岡県に請求するものとする。

(破断に係る通知)

第8条 乙は、甲から要請のあった車両等排除業務を実施する場合において、警察官の指示により排除対象車両等の移動措置をするため、やむを得ない限度において排除対象車両等を破損したときは、甲に対して速やかにその状況を通知するものとし、甲は、当該事実の発生について静岡県に通知するものとする。

(事務所の設置)

第9条 乙は、事務所を設置し、その所在地、体制、規約、役員、会費及び連絡方法を記載した書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、会費ごとの出動可能人員・車両を記載した一覧表及び緊急時の連絡体制表を作成し、事務局に備え付けるとともに、甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項及び第2項に定める書面の内容に変更が生じたときは、甲に対し、速やかに書面で通知するものとする。

(平時の措置)

第10条 乙は、第1条に定める車両等排除業務が円滑に実施されるよう、平時から、車両の維持管理及び加入保険の確認等を行うとともに、技能の向上に努めるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この覚書に定めがない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

附則

(施行期日)

第1条 この覚書は、平成18年2月20日から効力を有するものとする。

平成18年2月20日

甲 静岡県警察本部長 五十嵐邦雄

乙 全日本ロータス同友会静岡県支部長 入江 満

19-2-22 災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定

(県危機政策課)

(趣旨)

第1条 この協定は、静岡県内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、静岡県（以下「甲」という。）が赤帽静岡県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）に対し、応急対策に必要な物資等（以下「物資」という。）の緊急輸送について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、物資の緊急輸送のための車両が不足するとき、又は必要があると認めるときは、乙に対し物資の輸送を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(要請手続)

第3条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 物資の出発地及び到着地
- (3) 物資の内容及び数量
- (4) 輸送日時
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第4条 乙は、前2条の規定により緊急輸送を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 輸送年月日
- (2) 輸送区間及び走行距離
- (3) 運送事業者名
- (4) 車両台数
- (5) 輸送品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(費用負担)

第5条 この協定に基づく緊急輸送に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した車両に係る運賃、料金、有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該災害の発生直前において乙の組合員が国土交通大臣に届け出ている運賃等を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(損害賠償責任)

第6条 乙は、物資の緊急輸送中に、乙の責に帰する理由により緊急輸送車両の使用（同乗者を含む。）又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づく業務に従事中の者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡し又は負傷したときは、甲は、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）に基づきその損害を補償するものとする。

ただし、他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、その補償額の限度において災害補償の責めを免

れる。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙は、緊急輸送中に覚知した災害による被害情報を積極的に甲に提供するよう努めるものとする。

(状況報告)

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送が円滑に行われるよう、乙に対し、組合員名簿、車両数、料金等について、報告を求めることができるものとする。

(市町との協力)

第10条 甲は、市町が乙と災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定等を締結する場合に必要な協力を行うものとする。

2 乙は、協定を締結していない市町から物資の緊急輸送の要請があった場合においても、当該市町に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義に生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成20年 1月25日

甲 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 石川 嘉延

乙 静岡市葵区古庄1丁目10-8

赤帽静岡県軽自動車運送協同組合

代表理事 稲井 弘

[資料編II]
19-2-23 高速度路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書
(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と中日本高速道路株式会社(以下「乙」という。))は、平成21年3月23日付
けで締結した「静岡県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」第2条の規定に基づく防災
分野での相互協力に関し、大規模災害発生時に乙が管理する高速度道路のサービスイリア・パーキング
エリア(以下「休憩施設」という。))を防災拠点として活用するため、次のとおり基本協定を締結する。

(目的)
第1条 この協定は、大規模災害発生時に、甲及び広域応援部隊等(以下「部隊等」という。))が、乙が管
理する休憩施設を防災拠点として活用するために必要な事項を定め、もって迅速かつ効果的な災害
応急対策活動の実施に資することを目的とする。

(定義)
第2条 この協定において「大規模災害発生時」とは、地震等により大規模な災害が発生し、甲が災害
対策本部を設置した場合、又は甲が災害対策本部を設置することが見込まれる規模の災害が発生、
若しくは発生するおそれが生じた場合をいう。

2 休憩施設とは、緊急開口部やヘリポートなどの利便設備、ライフライン設備、通信設備(以下「休憩施
設防災設備」という。))及び駐車場、歩道、営業施設建物を含むものとする。

(大規模災害発生時における相互協力)
第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、大規模災害発生時に、休憩施設を防災拠点として
機能させ、相互及び部隊等と協力するものとする。

(適用範囲)
第4条 この協定の適用範囲は、静岡県内の東名高速道路及び新東名高速道路の休憩施設とする。

(防災拠点機能)
第5条 大規模災害発生時における休憩施設の防災拠点機能(以下「拠点機能」という。))は、次の各号
に掲げるとおりとする。

- 一 高速度路利用者、休憩施設利用者等の一時避難場所
 - 二 部隊等の進出ヘリポート及び中継ヘリポート
 - 三 部隊等の進出拠点及び中継地点
 - 四 部隊等の待機場所及び休憩場所
 - 五 前四号に掲げるもののほか、甲乙協議のうえ定める事項
- 2 静岡県内における各休憩施設固有の拠点機能は、別表のとおりとする。ただし、別に定めるものにあ
ってはこの限りではない。

3 乙は、毎年4月に休憩施設防災設備の一覧表を作成し、甲と共有するものとする。なお、その内容に
変更が生じた場合には、その都度、甲と共有するものとする。

(平常時からの相互協力)
第6条 甲及び乙は、大規模災害発生時に休憩施設の拠点機能が効果的に発揮されるよう、次に掲げ
る事項について、平常時から相互に協力するものとする。
一 甲及び乙の定期的な調整会議の実施
ただし、甲及び乙は、市町及び部隊等に調整会議への参加を依頼することができる。
二 甲、乙及び部隊等が連携した防災訓練の実施
三 防災拠点の運用に係る連絡体制の整備
四 その他必要と認められる事項

[資料編II]

(費用負担)

第7条 第3条に基づく相互協力に要する費用負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償責任)

第8条 この協定に基づく休憩施設の使用により、甲が災害応急対策業務を遂行するにあたり乙に損害
を加えた場合においては、甲が賠償するものとする。

2 甲又は静岡県内市町の要請を受け災害応急対策業務に従事する部隊等が業務を遂行するにあたり
乙に損害を加えた場合においては、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定によるものとす
る。

(他の計画との整合)

第9条 甲及び乙は、第5条第1項各号に掲げる休憩施設の拠点機能について、静岡県地域防災計画、
静岡県広域受援計画その他の計画との整合を図るものとする。

(協定の変更)

第10条 この協定を変更する必要があるが生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(細目協定等)

第11条 この協定は、必要に応じて細目を別に定めることができるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし有効期間
が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないとい
きは期間満了日の翌日から更に3年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項、又は解釈について疑義を生じた事項については、その都度、甲
乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するもの
とする。

平成27年3月24日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事

乙 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
日本高速道路株式会社
東京支社長

高速度路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書に基づく 足柄サーブیسエリア(下り)の進出拠点としての使用に関する細目協定

静岡県(以下「甲」という。)、中日本高速度道路株式会社(以下「乙」という。))及び中日本エクスプレス株式会社(以下「丙」という。))は、甲と乙が平成27年3月24日付けで締結した「高速度路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書」(以下「基本協定」という。))第11条の規定に基づき、東名高速度道路足柄サーブیسエリア(下り)(以下「足柄SA」という。))を進出拠点として使用する場合の細目に関し、次のとおり細目協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害発生時に、甲及び広域応援部隊等(以下「部隊等」という。))が、乙及び丙が管理する足柄SAを進出拠点として使用するにあたり、足柄SAに派遣される甲の職員及び部隊等が使用できる施設の範囲、設備・備品の取り扱い等を定め、もって静岡県外から進出する部隊等の迅速かつ効果的な災害応急対策活動の実施を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、「進出拠点」とは、部隊等が応援を受ける都道府県に向かって移動する際、の目標となる拠点をいう。

(適用範囲)

第3条 この協定は、東名高速度道路 足柄サーブیسエリア(下り)に適用する。

(大規模災害発生時における相互協力)

第4条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、大規模災害発生時に足柄SAを進出拠点として機能させることについて、相互に協力するものとする。

(使用範囲)

第5条 足柄SAを進出拠点とする場合において、甲及び部隊等が使用できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 別紙-1に示す休憩施設防災設備(駐車場及び歩道部、緊急用開口部、ヘリポート並びに通信設備等)
- 二 別紙-2に示す営業施設建物内の範囲(机、椅子、コピー機等の備品類及び電源を含む)
- 三 甲は、前二号に規定する範囲が被災し、使用不能になった場合等には、他に使用可能な範囲等を乙又は丙の承諾のもとに使用できるものとする。

(備品・資機材等の保管)

第6条 乙は、前条に規定する使用範囲の他、甲が災害応急対策活動を遂行するうえで必要な備品・資機材等(以下「備品等」という。))の保管場所として足柄SAの敷地を使用することに協力するものとする。

第7条 前項に規定する保管場所は屋外とし、具体的場所については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、保管に必要な屋外倉庫、収納ラック等は甲の責において手配のうえ、設置するものとする。

第8条 甲は、前項の規定に基づき、屋外倉庫、収納ラック等を設置する場合は、必要に応じて、乙の指示に従い、道路占路許可申請手続きを行うものとする。

第9条 甲は、備品等を保管する場合は、別添(備品・資機材等保管リスト)を標準例として、保管場所位置図及び備品等の一覧表を作成し、乙及び丙と共有するものとする。一覧表に変更が生じた場合は、別添を変更のうえ、同様に共有するものとする。

(設備、備品等の使用)

第7条 第5条に規定する使用範囲の他、災害応急対策活動を行うにあたり、甲が足柄SAで使用を要望する設備、備品等については、現地において甲及び乙又は丙が取り扱い方法を協議し、決定するものとする。

第8条 乙及び丙は、前項の甲の要望に対し可能な範囲で協力するものとする。ただし、足柄SAの被災状況や現地状況を鑑み、やむを得ない事由により協力が困難な場合はこの限りではない。

第9条 甲、乙及び丙は、前二項の規定を踏まえ、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- 一 営業施設建物内の従業員用トイレ、休憩場所(女性職員への対応を含む)の使用
- 二 乙及び丙が備蓄している防災備蓄品(食料、飲料、備品等)の使用
- 三 その他甲が必要とする設備、備品等の使用及び借借

(連絡体制)

第10条 甲は、足柄SAを進出拠点として使用する場合には、別紙-3に示す連絡体制表に基づき連絡するものとする。

(防災訓練)

第11条 甲、乙及び丙は、足柄SAを進出拠点として機能させるために平常時より連携して防災訓練に取り組むものとする。この場合において、乙及び丙は業務に支障のない範囲で足柄SAの使用について協力するものとする。

(費用の負担)

第12条 次の各号に掲げる費用については、無償とする。

- 一 第5条各号に規定する使用範囲内における休憩施設防災設備、営業施設建物及び備品等の使用に係る費用
- 二 第7条に規定する設備、備品等の使用に係る費用
- 三 第9条に規定する防災訓練の実施における足柄SAの使用に係る費用

(損害賠償責任)

第13条 第5条各号に規定する使用範囲において、甲は、自らの責において災害時における使用範囲の安全性を確認するものとし、使用にあたり甲が被った損害について、乙及び丙はその損害を賠償する責を負わないものとする。

第14条 この協定に基づく足柄SAの使用により、甲が災害応急対策活動を遂行するにあたり乙、丙及び第三者に損害を加えた場合においては、甲が賠償するものとする。

第15条 甲又は静岡県内市町の要請を受け、災害応急対策活動に従事する部隊等が業務を遂行するにあたり乙、丙及び第三者に損害を加えた場合においては、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定によるものとする。

(協定の変更)

第16条 この協定を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれもが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは期間満了日の翌日から更に3年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第18条 この協定に定めのない事項は、基本協定の定めによるものとし、この協定について疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県 危機管理監 外岡 達明

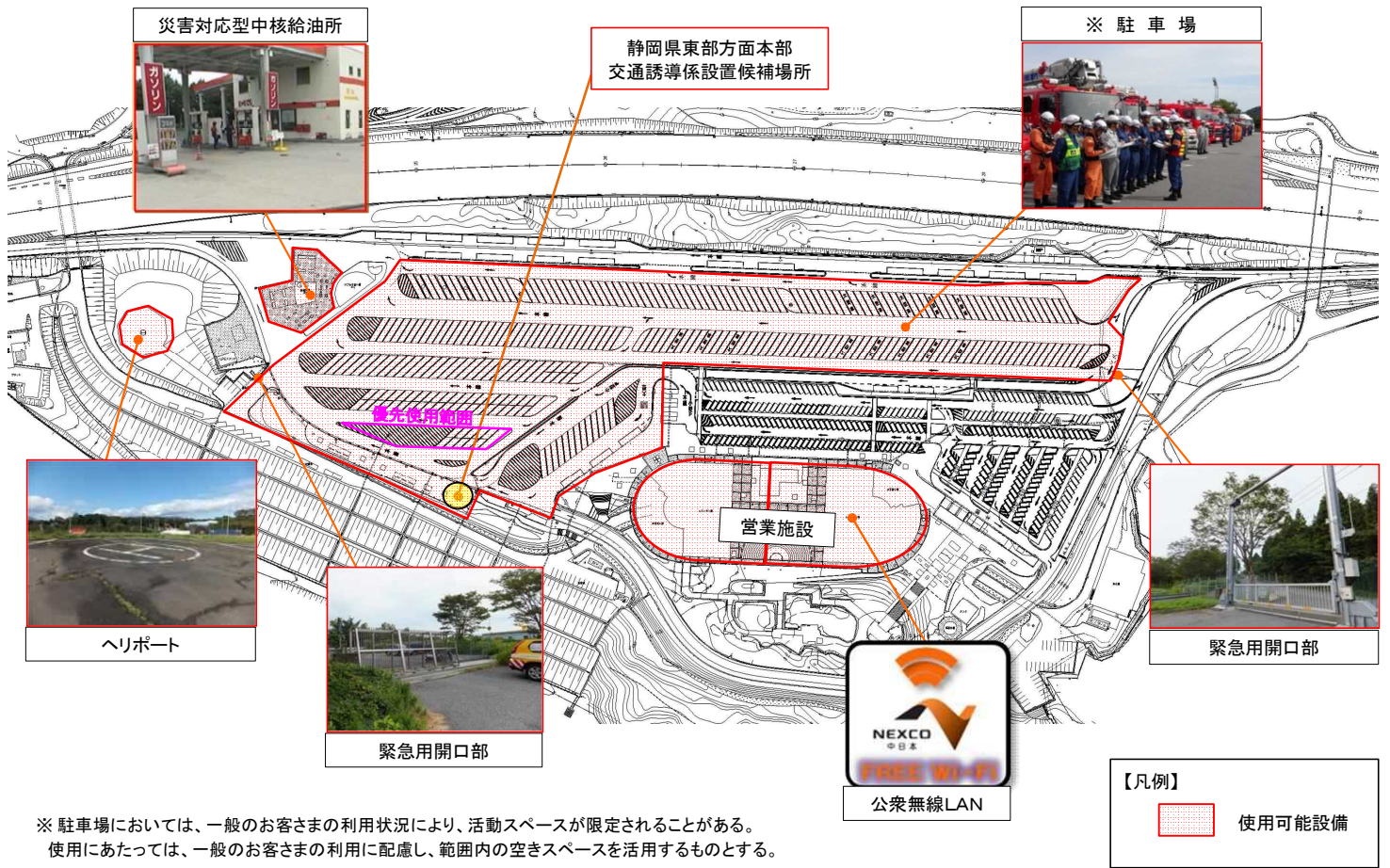
乙 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社
保全・サービス事業部長 牟田 広繁

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社
関連事業部長 中尾 信裕

丙 愛知県名古屋市中区栄2丁目3番1号
中日本エクスプレス株式会社
代表取締役社長 勝美 雄次

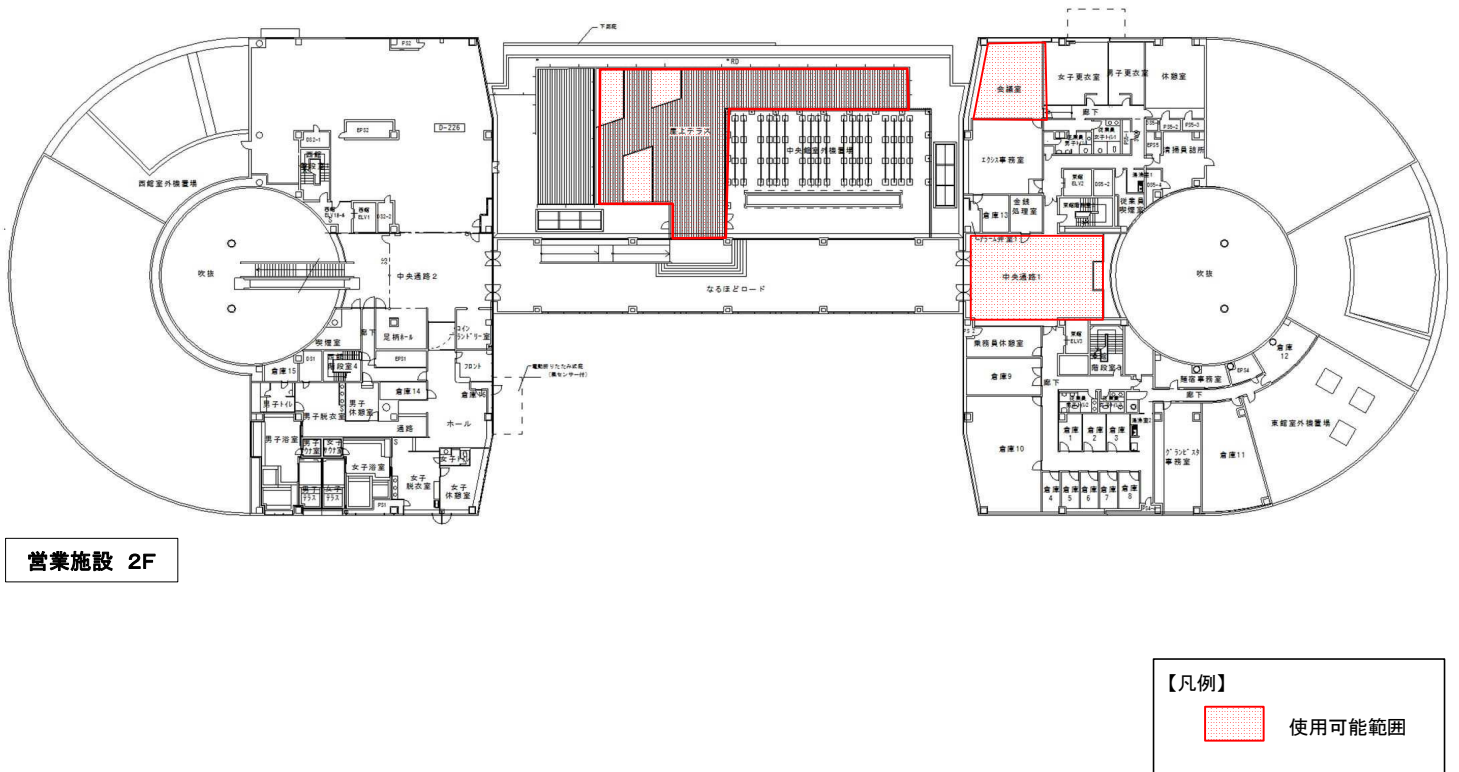
別紙-1

東名高速道路 足柄SA(下り) 休憩施設防災設備配置図



別紙-2

足柄SA(下り) 営業施設建物使用範囲



高速道路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書に基づく 浜松サービスエリア（上り）の進出拠点としての使用に関する細目協定

静岡県（以下「甲」という。）、中日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）及び中日本エクスプレス株式会社（以下「丙」という。）は、甲と乙が平成27年3月24日付けで締結した「高速道路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第11条の規定に基づき、新東名高速道路 浜松サービスエリア（上り）（以下「浜松SA」という。）を進出拠点として使用する場合の細目に関し、次のとおり細目協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時に、甲及び広域応援部隊等（以下「部隊等」という。）が、乙及び丙が管理する浜松SAを進出拠点として使用するにあたり、浜松SAに派遣される甲の職員及び部隊等が使用できる施設の範囲、設備・備品の取り扱い等を定め、もって静岡県外から進出する部隊等の迅速かつ効果的な災害応急対策活動の実施を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「進出拠点」とは、部隊等が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点をいう。

（適用範囲）

第3条 この協定は、新東名高速道路 浜松サービスエリア（上り）に適用する。

（大規模災害発生時における相互協力）

第4条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、大規模災害発生時に浜松SAを進出拠点として機能させることについて、相互に協力するものとする。

（使用範囲）

第5条 浜松SAを進出拠点とする場合において、甲及び部隊等が使用できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 別紙-1に示す休憩施設防災設備（駐車場及び歩道部、緊急用開口部、ヘリポート並びに通信設備等）
- 二 別紙-2に示す営業施設建物内の範囲（机、椅子、コピー機等の備品類及び電源を含む）
- 三 甲は、前二号に規定する範囲が被災し、使用不能になった場合等には、他に使用可能な範囲等を乙又は丙の承諾のもとに使用できるものとする。

（備品・資機材等の保管）

第6条 乙は、前条に規定する使用範囲の他、甲が災害応急対策活動を遂行するうえで必要な備品・資機材等（以下「備品等」という。）の保管場所として浜松SAの敷地を使用することに協力するものとする。

- 2 前項に規定する保管場所は屋外とし、具体の場所については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、保管に必要な屋外倉庫、収納ラック等は甲の責において手配のうえ、設置するものとする。
- 3 甲は、前項の規定に基づき、屋外倉庫、収納ラック等を設置する場合は、必要に応じて、乙の指示に従い、道路占用許可申請手続きを行うものとする。
- 4 甲は、備品等を保管する場合は、別添（備品・資機材等保管リスト）を標準例として、保管場所位置図及び備品等の一覧表を作成し、乙及び丙と共有するものとする。一覧表に変更が生じた場合は、別添を変更のうえ、同様に共有するものとする。

（設備、備品等の使用）

第7条 第5条に規定する使用範囲の他、災害応急対策活動を行うにあたり、甲が浜松SAで使

用を要望する設備、備品等については、現地において甲及び乙又は丙が取り扱い方法を協議し、決定するものとする。

- 2 乙及び丙は、前項の甲の要望に対し可能な範囲で協力するものとする。ただし、浜松SAの被災状況や現地状況を鑑み、やむを得ない事由により協力が困難な場合はこの限りではない。
- 3 甲、乙及び丙は、前二項の規定を踏まえ、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。
 - 一 営業施設建物内の従業員用トイレ、休憩場所（女性職員への対応を含む）の使用
 - 二 乙及び丙が備蓄している防災備蓄品（食料、飲料、備品等）の使用
 - 三 その他甲が必要とする設備、備品等の使用及び借用

（連絡体制）

第8条 甲は、浜松SAを進出拠点として使用する場合には、別紙-3に示す連絡体制表に基づき連絡するものとする。

（防災訓練）

第9条 甲、乙及び丙は、浜松SAを進出拠点として機能させるために平常時より連携して防災訓練に取り組むものとする。この場合において、乙及び丙は業務に支障のない範囲で浜松SAの使用について協力するものとする。

（費用の負担）

- 第10条 次の各号に掲げる費用については、無償とする。
- 一 第5条各号に規定する使用範囲内における休憩施設防災設備、営業施設建物及び備品等の使用に係る費用
 - 二 第7条に規定する設備、備品等の使用に係る費用
 - 三 第9条に規定する防災訓練の実施における浜松SAの使用に係る費用

（損害賠償責任）

- 第11条 第5条各号に規定する使用範囲において、甲は、自らの責において災害時における使用範囲の安全性を確認するものとし、使用にあたり甲が被った損害について、乙及び丙はその損害を賠償する責を負わないものとする。
- 2 この協定に基づく浜松SAの使用により、甲が災害応急対策活動を遂行するにあたり乙、丙及び第三者に損害を加えた場合においては、甲が賠償するものとする。
 - 3 甲又は静岡県内市町の要請を受け、災害応急対策活動に従事する部隊等が業務を遂行するにあたり乙、丙及び第三者に損害を加えた場合においては、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定によるものとする。

（協定の変更）

第12条 この協定を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれもが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは期間満了日の翌日から更に3年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第14条 この協定に定めのない事項は、基本協定の定めによるものとし、この協定について疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

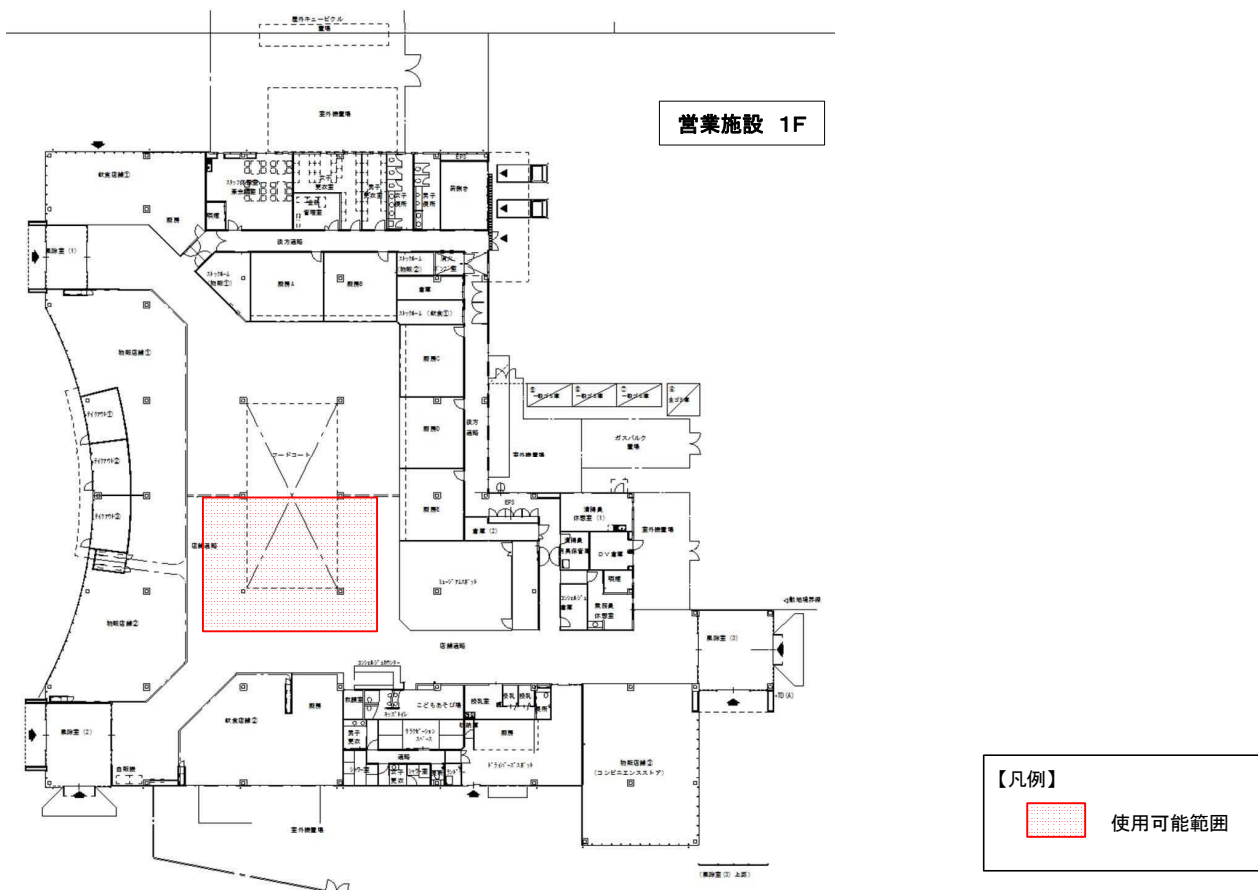
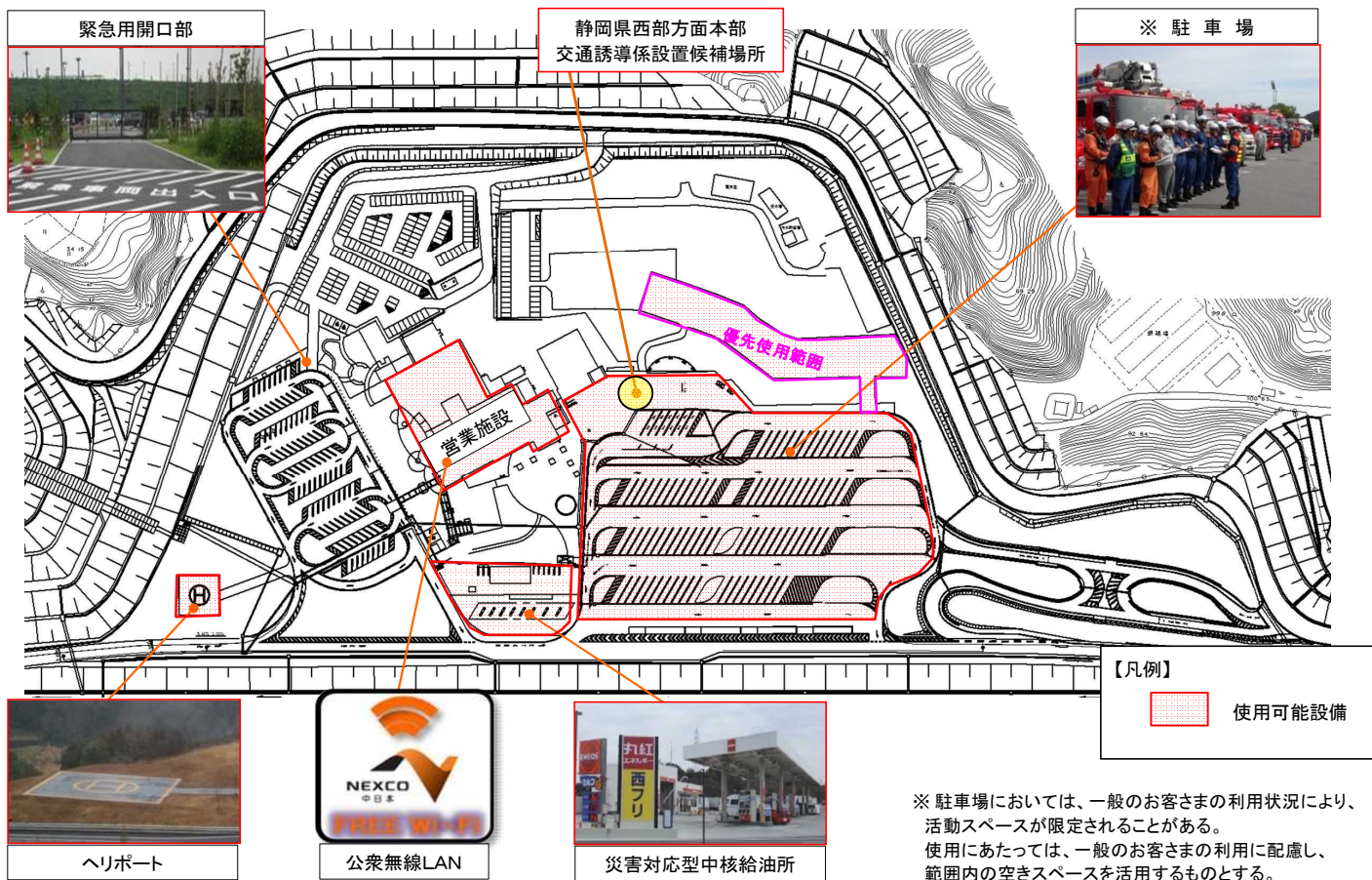
平成28年4月1日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県 危機管理監 外岡 達朗

乙 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社
保全・サービス事業部長 牟田 広繁

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社
関連事業部長 中尾 信裕

丙 愛知県名古屋市中区栄2丁目3番1号
中日本エクシス株式会社
代表取締役社長 勝美 雄次



19-2-24 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

(県土木防災課)

国土地理院と静岡県は、それぞれが所有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び静岡県が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び静岡県は、保有する地理空間情報及び物品について、相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び静岡県は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び静岡県は、地理空間情報等の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び静岡県は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この有効期限に関わらず、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び静岡県のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 4月19日

茨城県つくば市北郷一番
国土交通省国土地理院長

静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事

19-3-1 災害救助に必要な物資の調達に関する協定

1 昭和54年度作成様式

県経済産業部総務監
県マーケティング推進課
県茶業農産課
県水産振興課
県地域産業課
県危機政策課

静岡県知事 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。の間)、災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達に関し、次のとおり協定する。

(要 請)

第1 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 静岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 静岡県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。

(調達物資の範囲)

第2 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3 第1の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2. 前項但し書きの場合においては、乙は甲の意思を確認(食品関係にあっては農政課長、プロパンガスにあっては消防防災課長、その他の物資にあっては商工企画課長とする。)のうえ、第4の措置をとるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4 第1の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況若しくは第3の2.に掲げる者に連絡するものとする。

(価 格)

第5 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲、乙協議して定める。

(引 渡 し)

第6 物資の取引場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。

2. 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

(代金の支払い)

第7 甲が引取った物資の代金は、引取後、すみやかに支払うものとする。

(保有数量の報告)

第8 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資の保有数量を別紙「物資保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

(協 議)

第9 この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第10 この協定は、平成 年 月 日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。ただし、乙が別表に掲げる物資を取扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書を通を作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日
甲 静岡市追手町9-6
静岡県知事
乙 (住 所)
(氏 名)

別 表 (供給要請物資一覧表)

主 食	米、粉乳
副 食	漬物・梅干、つくじんに、缶詰
調味料	味噌、醤油、塩
衣 料	毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、サラン
日 用 品	雨具、おむつ(紙)、おむつかバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、ハンゴロー、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハジンスプーン、哺乳ビン、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴
燃 料 等	LPガス、LPガス器具

(別紙)

物資保有数量報告書

(平成 年 月 日現在)

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書第8により、当(社、店、組合)の物資保有数量を下記のとおり報告します。

平成 年 月 日

静岡県知事 様

所在地
名称
代表者
電話番号

記

品名	数量	参考事項

- (注) 1. 品名については、下表の物資のうち、取扱品目を記入する。
 2. 数量には、単位を付する。なお、単位は下表の()書きにすることを原則とする。
 3. 物資が、多数であるときは、概数でさしつかえない。
 4. 参考事項には、保有数量のうちのすべてを供給できない事情があるときは、供給可能量を表示するなど供給上参考となる事項を記入する。
 5. 物資保有場所ごとに作成する。

(表)

区分	品名及び単位
主食	米(t)、粉乳(kg)
副食	漬物・梅干(kg)、つくだに(kg)・缶詰(kg)
調味料	味噌(kg)、醤油(・)、塩(kg)
衣料	毛布(枚)、テント(張)、シャツ(枚)、下着類(組)、作業衣(着)、タオル(枚)、軍手(双)、サラン(反)
日用品等	雨具(こ)、おむつ(紙)(組)、おむつかバー(枚)、生理用品(袋)、石けん(こ)、洗剤(箱)、ちり紙(ロール)、又は綿)、なべ・ハンゴ(こ)、やかん(こ)、バケツ(こ)、皿(枚)、茶わん(こ)、ハンズフーン(膳・本)、哺乳ビン(本)、マツチライター(こ)、懐中電灯(本)、乾電池(こ)、運動靴(足)
燃料等	LPガス(kg)、LPガス器具(こ)

2 平成8年度作成様式

静岡県知事 石川薫延(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。
 (要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能なる物資の供給を要請することができる。

- (1) 静岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 静岡県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものうち、要請時点で乙が調達・製造が可能なる物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、食品関係にあっては農政企画課長、プロパンガスにあっては消防防災課長、その他の物資にあっては地域産業課長が別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意思を前項のものに確認の上、第4条の措置をとるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2により第3条に掲げる者に報告するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

(費用)

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、集積場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲、乙協議して定める。

(代金の支払い)

第7条 甲が引取った物資の代金は、乙からの請求後、すみやかに支払うものとする。

(調達・製造可能数量の報告)

第8条 乙は、この協定の成立の日及び毎年9月1日現在の物資の調達可能量及び県内搬入方法を別紙2「物資調達・製造可能数量報告書」により甲に報告するものとする。

(細目協定)

第9条 甲は、毎年4月1日現在の物資の調達に関する搬入経路、集積場所、県担当者、連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

(市町村長協定との調整)

第10条 乙が集積場所と市町村長との協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成 年 月 日から、その協力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持續する。ただし、乙が別表に掲げる全ての物資を扱わなくなるときは、この協定は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自の1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 静岡市追手町9-6
静岡県知事 石川 嘉延 印

乙 (住所)
(氏名)

別表

○確保が必要な物資

期間	発災直後	発災後3～4日まで	3～4日以降
想定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食料	(調理不要の食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料 牛乳 粉ミルク	(主食+副食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実 飲料 牛乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 野菜 果実 肉類 魚類 漬物 佃煮 味噌醤油 塩 飲料 牛乳 粉ミルク
	衣料: 毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラン 日用品等: 雨具、おむつ(紙)、おむつかバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、ハンゴ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ、スプーン、哺乳ビン、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴 燃料等: LPガス、LPガス器具		

別紙1 物資調達要請文書

号 第
年 月 日 平成

会社名
代表者 様

静岡県知事 石川 嘉延

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定書第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資	要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで				

注: 要請数量は、1日当たり数量である。

担当 室 〇〇
電話 054-221-

別紙2 物資調達・製造可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

静岡県知事 石川 嘉延 様

会社名
代表者

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(第4条・第8条)により、当社の(物資調達・製造可能数量・措置の状況)を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

発災直後		発災後3~4日まで		3~4日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
(調理不要の食品)		(自炊のための食材)			
おにぎり		おにぎり		穀	
弁当		弁当		野菜	
パン		パン		実	
缶詰		缶詰		肉	
飲料		カップラーメン		類	
牛乳		カップ味噌汁		物	
粉ミルク		レトルト食品		煮	
		果実		味噌	
		飲料		油	
		牛乳		塩	
		粉ミルク		飲料	
				牛乳	
				粉ミルク	
毛布	()	テント	()	シャツ	()
下着類	()	作業着	()	タオル	()
軍手	()	サラン	()	雨具	()
おむつ(紙)	()	おむつかバー	()	生理用品	()
石けん・洗剤	()	ちり紙	()	なべ、ハンゴ、やかん	()
バケツ	()	皿、茶わん	()	ハン・スプーン	()
哺乳ビン	()	マッチ・ライター	()	懐中電灯、乾電池	()
運動靴	()	LPガス	()	LPガス器具	()

注:協定書第8条による報告は、被災がないと想定した場合の1日当たりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2 県内への搬入場所、方法(いずれかに○をつける)

- ① 県集積所まで当社が搬入する(熱海、下田、沼津、富士、静岡、藤枝、磐田、天竜、浜松)
- ② 当社指定場所で県へ引き渡し(県 市・町)
- ③ その他()
- ④ 搬入方法(陸路、空路、海路)

3 発災時の当社の連絡先(不運の場合を考慮し、3ケースを記入する。)

順位	所在地	担当者	担当者名	電話番号	FAX番号
1					
2					
3					

4 その他、連絡事項等がありましたら記入願います。

19-3-2 災害時における応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定書

(県地域産業課)

静岡県知事 石川嘉延(以下「甲」という。)ÔÔ(以下「乙」という。)ÔÔとは、災害時における応急復旧に必要な資機材(以下「資機材」という。)の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、資機材を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

(1)静岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2)静岡県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、資機材の供給を要請されたとき、又は、救援の必要が認められるとき。

(供給資機材の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する資機材は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が供給可能な資機材とする。

(1)トタン、板、クギ、スレート、瓦、量、硝子、鋼材

(2)その他甲が指定する資機材

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、地域産業室長が別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意思を前項の者に確認の上、第4条の措置をとるものとする。

(資機材の運搬、引渡し)

第4条 資機材の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し資機材を確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

(費 用)

第5条 第2条の供給資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、集積場所への運搬終了後、災害発生直前時における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲、乙協議して定める。

(代金の支払い)

第6条 甲が引取った資機材は、乙からの請求後、すみやかに支払うものとする。

(報 告)

第7条 甲は、毎年4月1日現在の資機材の供給に関する搬入経路、集積場所、県担当者、連絡先等について、乙に報告するものとする。

2 乙は、この協定の成立の日及び毎年7月1日現在の供給可能資機材、連絡先、担当者及び搬入方法を別紙2「供給可能資機材等報告書」により甲に報告するものとする。

(市町村長協定の調整)

第8条 乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先 するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成 年 月 日から、その効力を有するものとし、甲は乙 が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。但し、乙が別表 に掲げる全ての資機材を扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。

(附則)

昭和54年に申合わせをした応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意は、これを廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 静岡県静岡市退手町9-6

静岡県知事 石川 嘉延

乙 (住所)

(氏名)

別紙1 資機材調達要請文書

第 号
平成 年 月 日

会社名 様
代表者 様
静岡県知事 石川 嘉延 様
(地域産業室長)

災害時における応急復旧に必要な資機材の供給の要請について

災害時における応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する資機材

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで			

別紙2 供給可能資機材等報告書

平成 年 月 日

静岡県知事 石川 嘉延 様
(地域産業室長)

会社名
代表者

災害時における応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定書(第7条)により、当社の供給可能資機材を下記のとおり報告します。

記

1 供給可能資機材(供給が可能な資機材を○で囲む。)

トタン 板 クギ スレート 瓦 量 硝子 鋼材

2 通常の連絡先

所在地	担当部署	担当者名	電話番号 FAX番号

3 県内への搬入場所、方法(いずれかに○をつける)

- ①県集積所まで当社が搬入する(熱海、下田、沼津、富士、静岡、藤枝、磐田、天竜、浜松)
- ②当社指定場所へ県へ引き渡し(県 市・町)
- ③その他()
- ④搬入方法(陸路、空路、海路)

担当 地域産業室 ○○
電話 054-221-

3 発災時の当組合の連絡先(不通の場合を考慮し、3ケースを記入する)

第1順位	所在地	担当部署	担当者名	電話 (FAX)番号
2				
3				

4 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

19-3-3 災害救助法発動時における学校給食用物資の調達に関する協定書

(県教育委員会学校教育課)

静岡県(以下「甲」という)と静岡県学校給食会(以下「乙」という)との間に、災害救助法が発動された際の学校給食用物資の調達に関し、次のとおり協定する。

(要 請)

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、学校給食用物資(以下「物資」という)を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙と提携関係にある団体(以下「乙等」という)に対し、その保有する学校給食用物資の供給を要請することができる。

(供給学校給食用物資の範囲)

第2 乙等は、甲から要請のあった物資について、その保有する範囲において供給に応ずるものとする。

(要請の方法)

第3 第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができない時は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの書きの場合にあっては、乙等は甲の意思を体育保健課長を通じて確認のうえ、第4の措置をとるものとする。

(要請に基づく乙等の措置)

第4 第1の要請を受けた時は、乙等はその要請事項を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。

(引き渡し)

第5 物資の引き渡し場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認のうえ引き取るものとする。

(価 格)

第6 物資の価格は、災害発生前の平常時において通常取り引きされている価格とする。

ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は負担に係る運搬等流通経費が著しく変動した場合は、甲、乙等が協議して定める。

(代金の支払い)

第7 甲は、引き取った物資の代金については、30日以内の延納とし、供給要請先に支払うものとする。

(協 議)

第8 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成8年2月15日

(甲) 静岡市追手町9-6
静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 静岡市駿府町1-12
静岡県学校給食会
理事長 石田 徳行

19-3-4 応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書

(県林業振興課)

静岡県内に災害が発生し、応急復旧に必要な資機材を県又は市町村から供給の要請及び斡旋をされたときは、当社の保有する資機材を優先的に安定供給することを同意します。

昭和〇年〇月〇日

住所
社名
代表者

静岡県知事 山本 敬三 様

以下のとおり同意を得ている。

同意者	同意年月日
静岡県木材協同組合連合会 理事長 川口清俊	昭和54年4月11日

19-3-5 大規模災害時における救援物資の提供に関する基本協定書

(県危機政策課)

静岡県(以下「甲」という。)(以下「乙」という。)(以下「乙」という。))は、大規模災害発生時における救援物資の提供について、次のとおり基本協定を締結する。

(救援物資提供の要請)

第1条 乙は、大規模災害時において、甲又は市町村から救援物資の提供の依頼を受けたときは、これに協力するよう努めるものとする。

(救援物資の範囲)

第2条 前条の規定により甲が乙に協力を要請することができる救援物資の範囲は、乙が設置した災害時対応型自動販売機(以下「災害救助ベンダー」という。))の機内飲料とする。

(費用)

第3条 前2条の規定により乙が提供した救援物資の費用は、無償とする。

(市町村との協定締結)

第4条 乙は、前条に規定する救援物資の提供に関して、市町と協議し、対象となる大規模災害の範囲、協力要請の方法等、細目を定めた協定を締結するものとする。

(平常時の努力義務)

第5条 乙は、平常時から大規模災害時に備えて地域における災害救助ベンダーの設置に努めるものとする。

2 甲及び市町は、乙が前項の規定により地域に災害救助ベンダーを設置するに当たり必要がある場合は、乙と地域との調整に協力するものとする。

(情報交換)

第6条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は同一内容をもって更に5年間継続するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前(この協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の30日前までに)解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項の処理)

第8条 この協定に定めのない事項で疑義を生じた場合は、甲・乙協議して処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県知事 川 勝 平 太

(乙)

アセカルビスビハレッジ株式会社中部支社
 キリンビハレッジ株式会社静岡支社
 サッポロ飲料株式会社
 セイウフーズ株式会社
 ナンヨナル・ペンディング株式会社静岡支店
 大塚製薬株式会社静岡支店
 株式会社ジャパビハレッジホールディングス京浜中部支社
 中央静岡ヤクルト販売株式会社
 西静岡ヤクルト販売株式会社
 中部カウラー・コマース株式会社静岡営業所
 日東パシフィックペンディング株式会社浜松営業所

エフ・ヴェントラル株式会社
 コカ・コーラセントラルジャパン株式会社富士地区営業本部VS営業部
 サントリーフーズ株式会社静岡支店
 ダイ・ドードリンコ株式会社中部第二営業部
 ユニバーサル商事株式会社
 株式会社アベックス東海支社
 株式会社ポカコーポレーション静岡営業所
 東静岡ヤクルト販売株式会社
 三樹商事株式会社浜松営業所
 中部ペプシコーラ販売株式会社
 米久ペンディング株式会社

(順不同)

19-4-1 災害時において宿泊施設が2次的避難者を収容することに関する協定

(県危機政策課)

(目的)

第1条 この協定は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、静岡県(以下「甲」という。)
が、○○○○○○(以下「乙」という。))に対し、高齢者等災害弱者の収容について協力を要請するに当たり、必要な事項を定
めるものとする。

(避難者の収容の依頼)

第2条 甲は、市町村の用意する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)|に
避難した者のうち、市町村長が避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断した者(以下「2次的避難者」という。)|の収
容について、乙に協力を要請することができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合には、事前に電話等を要請の上、次に掲げる事項を明らかにして書
面で行うことを原則とする。

- (1)要請者の所属、氏名及び連絡先
- (2)収容を依頼する2次的避難者の氏名及び連絡先
- (3)収容を依頼する理由及び期間
- (4)その他必要な事項

(要請の受諾)

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合には、当該施設の使用の目的の範囲内において、その要請を受諾するよう努めるもの
とする。

(収容期間)

第5条 甲が乙に対し依頼する2次的避難者の収容期間は、原則として7日以内とする。ただし、必要により甲乙協議の上7日
以内の範囲において、その期間を延長することができるものとし、さらに延長を必要とする場合も同様とする。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙に依頼した2次的避難者の収容に関し、適正な費用を負担するものとする。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡県知事
(乙) (宿泊施設等の管理者)

(H24年4月現在)

関係課	関係施設	施設名	所在地	収容可能人員
協定締結施設				
環境ふれあい課	ゴルフ場関係施設	愛鷹ジャックスハンドレッドクラブ 朝霧ジャンボリーゴルフクラブ 太平洋クラブ御殿場ウエスト 葛城ゴルフクラブ ラフォーレ修善寺&カントリークラブ 伊豆湯ヶ島倶楽部 静岡カントリー浜岡コース 伊豆下田カントリークラブ	沼津市 富士宮市 御殿場市 袋井市 伊豆市 伊豆市 御前崎市 南伊豆町	49 40 28 100 1,600 200 100 70
観光政策課	公営国民宿舎等	浜松市天竜保養センター「若杉荘」 国民宿舎かわづ 南伊豆国民休暇村 国民宿舎伊豆まつさき荘 菊川市宮保養センター「小菊荘」 国民宿舎奥浜名湖	浜松市天竜区 河津町 南伊豆町 松崎町 菊川市 浜松市北区細江町	19 130 250 155 40 120
長寿政策課	老人保養ホーム	寿荘	伊豆の国市	130
労働政策課	いこいの家	おおとり荘	伊豆の国市	130
小	計(A)	16施設		3,161
なお、県有施設であるので通知によっているが、次の青少年教育施設においても2次的避難者を収容する。				
関係課	関係施設	施設名	所在地	収容可能人員
県教育委員会教育総務課	青少年施設	朝霧野外活動センター 焼津青少年の家 観音山少年自然の家 三ヶ日青年の家	富士宮市 焼津市 浜松市北区引佐町 浜松市北区三ヶ日町	200 250 200 200
小	計(B)	4施設		850
合	計(A)+(B)	20施設		4,011

19-4-2災害時における高齢者福祉施設サービス継続のための連携等に関する協定書
(県福祉指導課)

静岡県老人福祉施設協議会(以下「甲」という。)と静岡県(以下「乙」という。)とは、高齢者福祉施設における災害対策の強化を円滑に推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生した時(以下「災害時」という。)の高齢者福祉施設のサービス継続のため、施設間や地域との連携を促進するとともに、被災施設等への支援体制を構築することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(甲の役割)

第2条 甲は、甲の会員(以下「会員」という。)に対し、次の事項について協力を要請するものとする。

(1) 会員は、静岡県内及び近隣県で介護環境を確保できる同種又は類似の施設(以下「同種施設」という。)間で、施設利用者の受入れや職員の派遣等経営資源の融通を内容とした連携協定(以下「連携協定」という。)の締結に努めること。

(2) 会員は、日頃から地域貢献活動等を通して自治会等と関係を深め、災害時は地域住民からの支援の受入れや避難所生活が困難になった高齢者等(以下「要援護者」という。)の受入れ等双方向の連携を行えるように努めること。

(3) 会員は、「災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書について」(平成8年3月27日付け高齢第941号静岡県民生部長通知)に基づく市町との協定について、再締結又は見直しに努めること。

(4) 会員は、災害時において、要援護者の受入れ、職員の派遣その他について、乙又は市町から要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。

(5) 会員は、災害時において、連携協定に基づく施設利用者の受入れや職員の派遣等を行った場合、甲を通じて乙に報告すること。

(乙の役割)

第3条 乙は、同種施設間での連携協定の締結に係る指導、助言又は調整を行う。

2 乙は、同種施設間での連携協定の締結状況及び災害時における会員の派遣可能な職員数の登録を行う。

3 乙は、災害時において、市町等から介護職員等の派遣要請等があった場合には、甲及び関係機関等との調整を図るものとする。

(相互連携)

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

2 乙は、会員が第2条の協力を効果的に実施できるよう、近隣県、県内各市町及び関係機関に対して当該協定の締結について周知するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙間において協議するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年3月7日

甲 静岡市葵区駿府町1番70号

静岡県老人福祉施設協議会

会長 石川 三義

乙 静岡市葵区迫手町9番6号

静岡県健康福祉部長

池谷 亨 士

災害時における老人保健施設サービス継続のための連携等に関する協定書

静岡県老人保健施設協会（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）とは、老人保健施設における災害対策の強化を円滑に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した時（以下「災害時」という。）の老人保健施設のサービス継続のため、施設間や地域との連携を促進するとともに、被災施設等への支援体制を構築することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（甲の役割）

第2条 甲は、甲の会員（以下「会員」という。）に対し、次の事項について協力を要請するものとする。

(1) 会員は、静岡県内及び近隣県で介護環境を確保できる同種又は類似の施設（以下「同種施設」という。）間で、施設利用者の受入れや職員の派遣等経営資源の融通を内容とした連携協定（以下「連携協定」という。）の締結に努めること。

(2) 会員は、日頃から地域貢献活動等を通して自治会等と関係を深め、災害時は地域住民からの支援の受入れや避難所生活が困難になった高齢者等（以下「要援護者」という。）の受入れ等双方向の連携を行えるように努めること。

(3) 会員は、市町との間で、災害時に要援護者の避難施設として施設を使用することに関する協定の締結に努めること。

(4) 会員は、災害時において、要援護者の受入れ、職員の派遣その他について、乙又は市町から要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。

(5) 会員は、災害時において、連携協定に基づき施設利用者の受入れや職員の派遣等を行った場合、甲を通じて乙に報告すること。

（乙の役割）

第3条 乙は、同種施設間での連携協定の締結に係る指導、助言又は調整を行う。

2 乙は、同種施設間での連携協定の締結状況及び災害時における会員の派遣可能な職員数の登録を行う。

3 乙は、災害時において、市町等から介護職員等の派遣要請等があった場合には、甲及び関係機関等との調整を図るものとする。

（相互連携）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

2 乙は、会員が第2条の協力を効果的に実施できるよう、近隣県、県内各市町及び関係機関に対して当協定の締結について周知するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙間において協議するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年3月17日

甲 富士市大淵3901-1

静岡県老人保健施設協会

会長

中島一彦

乙 静岡市葵区迫手町9番6号

静岡県健康福祉部長

宮城島好史

19-5-3 災害時における情報伝達要請に関する協定

(県障害福祉課)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、静岡県知事石川嘉延（以下「甲」という。）が、株式会社レスキューナウ・ドット・ネット代表取締役市川啓一（以下「乙」という。）に聴覚障害のある人向けの情報伝達を行うことを求める時の手続等を定めるものとする。

(情報伝達の要請)

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため公衆電気電信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要がある時は、乙に情報伝達を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 情報伝達要請の理由
- (2) 情報伝達事項
- (3) 希望する情報伝達日時及び配信系統
- (4) その他必要な事項

(情報伝達の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して主に聴覚障害のある人向けに伝達することとし、甲及び聴覚障害のある受信者からは伝達料を徴収しないものとする。

(情報の取扱い)

第5条 乙は、甲から伝達の要請を受けた情報について、本協定の適用する目的以外に用いてはならない。

(連絡責任者)

第6条 第3条に掲げる事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑化を図るため、静岡県総務部防災局長及び乙を連絡責任者とする。

(雑則)

第7条 この協定実施に関し、必要な事項は甲及び乙が協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成14年5月1日から適用する。

この協定の成立を証するため当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成14年5月1日

(甲) 静岡県追手町9番6号
静岡県知事 石川 嘉 延

(乙) 東京都品川区西五反田5-6-3
株式会社レスキューナウ・ドット・ネット
代表取締役 市川 啓 一

(注) 同様の協定を特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構及び静岡県聴覚障害者情報センターとも平成17年12月6日に締結している。

公共土木施設等における被害情報提供に関する地区覚書

静岡土木事務所長(以下「甲」という。))と静岡中央郵便局長(以下「乙1」という。)、静岡南郵便局長(以下「乙2」という。)、静岡西郵便局長(以下「乙3」という。))及び東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会静岡市連絡会長(以下「乙4」という。))とは、公共土木施設等における被害情報提供に関して、次のとおり地区覚書を締結する。

(目的)

第1条 この地区覚書は、静岡市内の公共土木施設等に関して、「甲」と「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」が相互に協力して公共土木施設等を常時良好な状態に維持し、県民生活の安全を確保し、もって地域社会の発展に資することを目的とする。

(通報範囲)

第2条 この地区覚書を適用する通報範囲は、静岡市内における公共土木施設等で、「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」に所属する郵便局職員等が業務中に知り得た範囲のものとする。

(通報内容)

第3条 通報内容は道路の陥没・亀裂・舗装状態・側溝破損・防護柵の異常・河川の水質汚濁・護岸の破損・堤防の漏水・土砂災害の前兆現象等の公共土木施設等の異常とする。

(通報方法)

第4条 「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」においては別々に定める連絡系統により、関係機関へ電話又はFAXで通報する。また、連絡票は別に定める。

(連絡系統における市町村の介在)

第4条の1 連絡系統には、第一報の通報を受ける介在機関(以下「介在市町村」という。))として、既に静岡市長と静岡中央郵便局長、静岡南郵便局長、静岡西郵便局長及び東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会静岡市連絡会長との間に「災害等支援協力に関する覚書」を締結している静岡市(担当:維持管理課)に置くものとする。

(介在市町村の役割)

第4条の2 「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」からの通報を受けた「介在市町村」は、「甲」の管轄する箇所に係る通報について通報の内容を「甲」に連絡するものとする。

(介在市町村の承諾)

第4条の3 「甲」は通報に介在する「介在市町村」と別途承諾書を取り交わすものとする。

(通報時の対応)

第5条 「甲」は通報を受けたときは、迅速に必要な処置を検討した上、適切に対処するものとする。

(事後の措置)

第6条 「甲」は通報に対する措置について、必要に応じ「乙1」「乙2」「乙3」「乙4」及び「介在市町村」に報告を行うものとする。

(実施時期)

第7条 この地区覚書は、平成14年11月27日から効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この地区覚書に定めのない事項及びこの覚書に関する疑義が生じたときは、その都度、「甲」と「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」が協議して定めるものとする。

この地区覚書を証するため本書5通を作成し、「甲」と「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成14年11月27日

「甲」 静岡県静岡土木事務所長

長江元義

「乙1」 静岡中央郵便局長

高橋政一

「乙2」 静岡南郵便局長

井口型浩

「乙3」 静岡西郵便局長

鈴木探

「乙4」 東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会静岡市連絡会会長

八木利実

19-5-5 防災への取り組みに関する協定書

(県危機政策課)

静岡県（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及ぶような大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するたため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第1条（災害対応サービス）

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、Googleが提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙1に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2. Googleは、甲の地域および住民に深刻な影響が及ぶような災害等が生じた場合、その数量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第2条（本件協力）

1. 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及ぶような災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

- (1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報（以下「本件情報」といいます）を提供すること。
- (2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。
- (3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。
- (4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2. 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を Google に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。

(20130115 協定書)

3. 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙2の条件に従います。

第3条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙3の条件に従うものとします。

第4条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第5条（期間等）

1. 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。

2. 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。

3. 本協定書が終了した後も、第3条、第4条、本項および第6条ならびに別紙2第3条および第4条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Google は、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第6条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

(20130115 協定書)

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

別紙 1

Google Ireland Limited

静岡県

(Authorized Signature)

(署名)

(Name)

川勝 平太

(氏名)

(Title)

静岡県知事

(肩書)

(Date)

2013年9月2日

(日付)

<災害対応サービスの例>

本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、以下に記載するものがあります。

- (1) Google パーソナルファインダー（被災地における安否情報発信・検索）
- (2) 避難所情報・避難ルートおよびハイザードマップの地図サービス
- (3) ガス・水道・道路など、各種ライフラインの状況についての地図サービス

別紙2

<本件情報提供の条件>

甲が、本協定書の規定に従い、甲が本件情報を乙に提供する場合は、以下によるものとします。

第1条 本件情報ならびに本件情報の提供および利用の目的

1. 甲が本協定書に基づいて乙に提供する本件情報は、甲が保有または管理する乙に提供できる情報のうち、以下のイ、またはロ、に該当する情報とします。なお、イ、に該当する情報がある場合でも、ロ、により他の情報を追加することができます。

イ、本別紙2末尾に記載する情報（該当する場合のみ）

ロ、甲が本協定書に基づき乙に提供することをその裁量により随時決定する災害対応サービスに関連する情報

2. 目的：Google による災害対応サービスの開発、実施および広報ならびにそれらに関連する事項

第2条 利用条件

Google は、第1条に記載する目的で、以下の条件で本件情報を利用できるものとします。

イ、地域的制限：全世界

ロ、対価：無償

ハ、利用範囲：

(1) Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること（なお、本件情報を利用または加工して製品やサービスを開発することを含まず）。

(2) Google のパートナーが、Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること。なお、Google のパートナーとは、Google との契約に基づいて、Google の製品やサービスを内部で利用したり、または、エンド・ユーザーに表示する第三者をいい、Google のAPIを使用するソフトウェアの開発者や、自らのウェブ・サイト上において Google の製品やサービスを提供するパートナー（例えば、ポータル・サイトやニュース・サイト、その他の一般的な情報サイトなど）を含みます。

(3) エンド・ユーザーがGoogle の製品またはサービスの利用に関連して本件情報を利用すること

(4) (1) から (3) に掲げる事項に付随または関連して本件情報を利用すること。

二、確認事項：Google は、本件情報を受領した場合でも、本件情報を利用した製品またはサービスを提供したり、特定の製品またはサービス上で本件情報を表示または提供する義務を負うものではありません。

第3条 終了時の取り扱い

1. 本協定書が終了した場合、次項の場合を除き、Google は、本件情報の Google の製品またはサービス上での表示を120日以内に終了するために商業上合理的な努力を払うものとします。

2. 本協定書の期間中に本件情報がGoogle の製品やサービスを表示する固定的な媒体に含まれた場合（例えば、Google の製品やサービスのスクリーンショットやデモを収録したビデオがテレビで放映されたり、印刷媒体に掲載されたり、CD、DVD などの固定的な媒体に記録されたとき）には、かかる利用は、本協定書の終了後も引き続き認められるものとします。

第4条 責任の制限

甲および乙は、本別紙2に定める条件に従って行う本件情報の提供および利用により相手方に損害が生じたとしても、相手方に対して何らの責任を負わないものとします。

以上

<末尾>

被害総括情報（消防庁4-2）
災害対策本部等設置情報
避難所開設情報
避難勧告等発令状況

<秘密保持義務の条件>

第1条 (秘密情報)

「秘密情報」とは、本協定書に基づき（又は関して）、一方当事者により（又は一方当事者を代理して）相手方当事者に対し開示された情報であって、秘密の表示がなされているか、当該状況においては開示当事者の秘密情報であると通常、考えられる情報を意味するが、いかなる場合においても、秘密情報には、受領者にとり既知である情報、受領者の落ち度によらず公知となった情報、受領者が独自に開発した情報、又は第三者により受領者に対し適法に提供された情報は含まれません。

第2条 (守秘義務)

秘密情報の受領者はかかる秘密情報を開示してはなりません。但し、当該秘密情報を知る必要がある関連会社、従業員、代理人及び専門的アドバイザーであって、書面により、当該秘密情報の機密性を保持することに同意した者（専門的アドバイザーの場合は、その他の態様により、当該秘密情報機密性を保持する義務を負う者）についてはこの限りではありません。受領者は、前記の個人又は団体が、当該秘密情報を本協定書に基づく権利の行使または義務の履行目的に限定して、かつ、当該秘密情報の保護のために合理的な注意をしつつ、これを使用するよう確実を期すものとし、かつ、当該秘密情報は、法により要請される場合、開示者への合理的な通知（かかる通知が法により許容される場合）を行った後に、秘密情報を開示することができます。

以 上

19-6-1 災害時の医療救護活動に関する協定書(労働福祉事業団)

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と労働福祉事業団(以下「乙」という。))とは、次のとおり協定を締結する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施の実施に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙協議して調整するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日から起算して1年間の協定は延長され、その後もまた同様とする。

- (医療救護班の派遣)
- 第2条 甲は、静岡県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で必要がある場合とは、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の避難所及び医療救護施設(救護所、救護病院、仮設救護病院及び仮設病棟をいう。)等に派遣するものとする。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認したこの医療救護班は甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

(医療救護活動計画に関する指針の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、医療救護活動に関する指針を策定し、これを甲に提出する。

(医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する医療救護班は、市町村が、災害現場等に設置する避難所及び医療救護施設において、医療救護を行なうことを原則とする。

- 1 医療救護班の業務は、次のとおりとする。
- (1)重症患者、中等傷患者の振り分け
- (2)傷病者に対する応急処置又は処置
- (3)傷病者の収容機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4)被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (5)その他必要な事項

(医療従事者に対する現場における指示等)

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町村長又は避難所及び医療救護施設の管理者が行うものとする。この場合、市町村長又は避難所及び医療救護施設の管理者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

(医療救護班の輸送等)

- 第6条 甲は、医療救護班の輸送、通信の確保その他医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等については、当該医療救護班が携行するものほか、市町村長又は避難所及び医療救護施設の管理者がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

(細目)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成9年2月27日

(甲) 静岡市追手町9-6

静岡県知事

石川嘉延

(乙) 東京都千代田区神田小川町2-5

労働福祉事業団 理事長

若林之矩

19-6-2 災害時の医療救護活動に関する協定書（(社)静岡県医師会）

（県地域医療課）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県（以下「甲」という。）と社団法人静岡県医師会（以下「乙」という。）との間において、次の間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び静岡県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に犠牲者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。

3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（県内における医療救護活動への協力）

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、医師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護棟及び避難所等（以下「医療救護施設」という。）に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

（医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣）

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認められたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるようを図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得る。

（医療救護活動計画）

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

（医療従事者の業務）

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 診察（トリアージを含む。)
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容
- (4) 死体の検案
- (5) その他必要な事項（医療従事者に対する派遣先における指示等）（指揮命令）

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

（医療従事者の輸送）

第7条 甲は、医療従事者の輸送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。（医薬品等の供給）

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

（報告）

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

（費用）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供出した医薬品等（医療従事者の携行品を含む。）を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したのもの

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。（損害補償）

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）又は静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。（実施細目）

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（疑義の解決）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

（協定の適用）

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月5日付で締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県医師会長 岡田幹夫

19-6-3 災害時の医療救護活動に関する協定書(社)静岡県看護協会

(県地域医療課)
 災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と社団法人静岡県看護協会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)及び静岡県地域域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含む。

3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

(県内における医療救護活動への協力)

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、看護師等(以下「医療従事者」という。)の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等(以下「医療救護施設」という。)に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づき医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づき医療従事者の派遣とみなす。

(医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣)

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認められたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができ、ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得るものとする。

(医療救護活動計画)

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

(医療従事者の業務)

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急看護及び看護
- (3) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容
- (4) その他必要な事項

(指揮命令)

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

(医薬品等の供給)

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行

するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等(医療従事者の携行品を含む。)を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したものと

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)又は静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙が向らからの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

(甲) 静岡県 知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県看護協会長 榎葉由枝

19-6-4 災害時の医療救護活動に関する協定書(社)静岡県歯科医師会

(県地域医療課)
 災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と社団法人静岡県歯科医師会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)及び静岡県地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含む。

3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

(県内における医療救護活動への協力)

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、歯科医師等(以下「医療従事者」という。)の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等(以下「医療救護施設」という。)に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づき医療従事者の派遣とみなす。

(医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣)

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認められたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるようを図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対し医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができ、ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得るものとする。

(医療救護活動計画)

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

(医療従事者の業務)

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 死体の検案
- (3) その他必要な事項

(指揮命令)

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

(医薬品等の供給)

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等(医療従事者の携行品を含む。)を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したものである。

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)又は静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議し定める。

(協定の適用)

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き継ぎ1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

(甲) 静岡県 知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県歯科医師会長 大久保満男

【資料編Ⅱ】
19-6-5 災害時の医療救護活動に関する協定書（(公社)静岡県病院協会）
(県地球医療課)

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県（以下「甲」という。）と公益社団法人静岡県病院協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び静岡県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。
3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。
(県内における医療救護活動への協力)

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認められる場合には、乙に対し、医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護棟及び運搬所等（以下「医療救護施設」という。）に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により、第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。
(医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣)

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認められたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑に行えるようを図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。
3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができ。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得る。
(医療救護活動計画)

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 診察（トリアージを含む。）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容
- (4) 死体の検案
- (5) その他必要な事項
(指揮命令)

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先自治体が指定する者が行う。

(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

(医薬品等の供給)

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

【資料編Ⅱ】

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。
(報告)

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等（医療従事者の携行品を含む。）を使用した場合の美費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したるもの

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。
(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）又は静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。
(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は廃棄する。

3 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 公益社団法人静岡県病院協会長 平賀聖悟

19-6-6 災害時の医療救護活動に関する協定書(社)静岡県薬剤師会

(県地域医療課)

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と社団法人静岡県薬剤師会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)及び静岡県地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含む。

3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

(県内における医療救護活動への協力)

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、薬剤師等(以下「医療従事者」という。)の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病所、仮設救護病棟及び避難所等(以下「医療救護施設」という。)又は医薬品備蓄センター、広域物資拠点及び緊急物資集積所等(以下「医薬品集積所」という。)に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等又は医薬品集積所へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

(医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣)

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認められたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得る。

(医療救護活動計画)

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

(医療従事者の業務)

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 医療救護施設等における医薬品等の管理
- (3) 医薬品集積所における医薬品等の管理
- (4) その他必要な事項(指揮命令)

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等若しくは医薬品集積所の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等若しくは医薬品集積所の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他の医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

(医薬品等の供給)

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等若しくは医薬品集積所の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

- (1) 医療従事者の派遣に要する費用
- (2) 乙が供給した医薬品等(医療従事者の携行品を含む。)を使用した場合の美費
- (3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したのも

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)又は静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は廃棄する。

3 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後また同様とする。

平成18年3月24日

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県薬剤師会長 齊藤文昭

〔資料編Ⅱ〕

19-6-7 災害時の医療救護活動に関する協定書(特定非営利活動法人日本災害医療支援機構)

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人日本災害医療支援機構(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画及び静岡県医療救護計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、集団的に被害が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含むものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、静岡県地域防災計画及び静岡県医療救護計画に基づき、医療救護活動を実施する上で必要があるときと認めるときは、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、重症患者を県外搬送するための広域搬送拠点及び災害拠点病院等に派遣するものとする。

(医療救護活動計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

(医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する医療救護班は、重症患者を県外搬送するための広域搬送拠点及び災害拠点病院等において、医療救護を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の収容機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他必要な事項

(医療救護班に対する現場における指示等)

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送等)

第6条 甲は、医療救護班の搬送、通信の確保及びその他の医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は甲が負担する。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の費用
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものと

〔資料編Ⅱ〕

(細目)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、甲又は乙から協定の有効期間満了の日の1か月前までに特段の意志表示のない場合は、引き続き1年間、協定の有効期間が延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解釈等)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成15年2月21日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年2月21日

(甲)静岡県知事 石川 嘉延

(乙)特定非営利活動法人日本災害医療支援機構
理事長 島崎 修次

19-6-8 災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力の協定

(県地域医療課)

静岡県を甲とし、財団法人日本救急医療財団を乙として、甲乙間において、次の条項において、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務(以下「本業務」という。)の協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画等に基づいて行う本業務を甲と乙とが協力して実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、被害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙が別途協定を締結した航空会社(以下「指定航空会社」という。)に対し、乙に代わり、本業務等の協力を要請することができる。

(指定航空会社の通知)

第3条 乙は、あらかじめ甲に対し指定航空会社名等を通知するものとする。

(業務の指示)

第4条 甲は、災害の状況に応じて静岡県地域防災計画等に基づいて本業務を実施するため、乙に代わり、指定航空会社に対し、日時、場所等を指定して航空機の運航を指示することができる。

2 乙は、指定航空会社に対し、甲から指示があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等の提供を行わせるものとする。

3 甲は、前2項に係る業務の実施について問題が生じたとき、乙に判断するときは、乙に対してその改善を申し入れることができる。

(業務内容)

第5条 乙は、指定航空会社に対し、甲の要請又は指示により提供した航空機等によって、甲の指示する次の業務を行わせるものとする。

- (1) 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送
- (2) その他甲乙協議して合意した人員、物資等の搬送

(航空保険)

第6条 乙は、指定航空会社に対して、航空保険(機体、第三者・乗客包括賠償責任保険)に加入させるものとする。

(費用負担)

第7条 甲又は乙の要請又は指示により、指定航空会社が実施した本業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 航空機運航に係る経費
- (2) その他本業務遂行に必要な経費

2 前項第1号の定めによる費用弁償等の額については、国土交通大臣に届け出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の賞切運賃に、本業務に要した時間を乗じて得た額とする。本業務に要した時間については、航空機が指定航空会社の定常基地を出発してから戻るまでの合計飛行時間を算定するものとする。

3 前項の本業務に要した時間については、1時間以下の場合には1時間とし、1時間を超えた場合は30分を単位として超えた時間を算定するものとする。

(損害賠償)

第8条 本業務の実施に伴い、乙が甲に損害を与えた場合の損害賠償額は、指定航空会社が加入する航空保険の保険金額を限度とする。

(災害補償)

第9条 甲は、指定航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間及び解除)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、甲又は乙から協定の終期1か月前までに特段の意思表示がない場合は、引き続き2年間、協定の有効期間が延長されたものとみなす。

2 甲又は乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

(疑義の解釈等)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成14年1月17日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年1月17日

(甲) 静岡県進手町9番6号

静岡県

代表者 静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 東京都文京区湯島三丁目37番4号

財団法人日本救急医療財団

理事長代理 副理事長 渡辺 泰次

19-6-9 静岡DMATの出動に関する協定(静岡DMAT指定病院)

(県地域医療課)
静岡県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、静岡DMAT設置運営要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項に基づき、次のとおり静岡DMATの出動に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等の急性期に、静岡DMATが被災現場等に出動し、迅速な医療看護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

(出動要請等)

第2条 甲は、次の各号に掲げる出動基準に基づき、乙に対し、静岡DMATの出動を要請するものとする。

(1)県内において、災害等により20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合

(2)国又は他都道府県から静岡DMATの出動要請があった場合

(3)前号に定める場合のほか、緊急性があり、静岡DMATが出動し対応することが必要であると認められる場合
2 乙は、甲からの要請を受け、静岡DMATの出動が可能と判断した場合には、速やかに甲にその旨を連絡するとともに、甲の指示に従い静岡DMATを出動させるものとする。

3 乙は、前項に定める場合のほか、災害現場に出動した消防機関等の長からの情報提供等や県と連絡がとれない等の緊急やむを得ない場合で、自ら被害状況を収集し、要綱第5条の出動基準に該当する災害が発生したと判断した場合は、甲の要請を待たずに静岡DMATを出動させることができる。

4 前項の場合において、乙は、出動後速やかに甲に報告し、その承認を得なければならぬ。

5 前項の規定により甲が承認した静岡DMATの出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

6 甲は、静岡DMATの出動要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、業務及び現場の状況等の情報を乙に伝えるものとする。

7 現場での活動が終了した後、乙は「静岡DMAT・医療救護班活動記録報告書」(要綱別記様式第3号)により当該終了の日から7日以内に甲に報告するものとする。

(指揮命令系統等)

第3条 静岡DMATは、現地災害対策本部の医療救護責任者又は災害拠点病院等の指揮下に入って活動するものとする。

2 静岡DMATの出動が要綱第5条第2号の出動要請に基づくものである場合は、当該出動要請をした国又は

他都道府県の静岡DMAT受入に係る体制の中で活動するものとする。

(身分)

第4条 静岡DMATの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

(活動)

第5条 静岡DMATの活動は、次の各号に掲げるものとする。

(1)病院支援活動(災害拠点病院等での患者の治療等)

(2)地域医療搬送活動(被災地内における患者搬送中の診療等)

(3)現場活動(消防機関等との連携による情報の収集及び伝達、トリアージ、救急医療等)

(4)広域医療搬送活動(重症患者を被災地外に航空機等を用い搬送する際のSCU及び県外搬送航空機内における診療等)

2 静岡DMATは、前項の活動にあたっては、移動、医薬品等の医療資器材、生活手段等を自ら確保(調達し

ながら当該活動を継続して行うことを基本とする。

(費用弁償等)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた静岡DMATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。ただし、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除く。

(1)静岡DMATの派遣に要する経費(日当、時間外勤務手当、旅費)

(2)静岡DMATが携行した医薬品等を使用した場合の薬費

(3)前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(災害救助法適用時の実費弁償)

第7条 甲の要請に基づき乙が出動させた静岡DMATが、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、前条の規定にかかわらず甲は、救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第8条 静岡DMATの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した静岡DMATの隊員が、第5条に規定する活動中の事故により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除き、甲が加入する傷害保険により補償する。

(医療従事者賠償責任への補償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した静岡DMATの隊員が、第5条に規定する活動中に行った医療行為により、患者への損害賠償責任が生じた場合は、その損害が当該業務に従事した静岡DMAT隊員の故意又は重大な過失による場合を除き、甲が賠償の責めに任ずる。

(体制の整備)

第11条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡・派遣体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成 年 月 日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 川 勝 平 太

乙 (住 所)△△△△△△△△

(機関名称等)××××××××

(氏 名)〇〇〇〇〇〇〇〇

19-6-10 静岡DPATの活動に関する協定書

(県障害福祉課)

静岡県(以下「甲」という。)^{○●●}病院(以下「乙」という。)^{○●●}とは、静岡DPAT設置運営要綱(以下「要綱」という。)^{○●●}第3条第2項に基づき、次のとおり静岡DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team: 災害派遣精神医療チーム)の活動に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の要請に基づき、乙が活動させる静岡DPATが被災現場等に出動して行う精神科医療の提供及び精神保健活動の支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(出動要請等)

第2条 甲は、次の各号に掲げる出動基準に基づき、乙に対し、静岡DPATの出動を要請するものとする。

- (1) 県内において、災害等により精神科医療の低下や精神保健活動の需要が見込まれる場合
 - (2) 国又は他都道府県等から静岡DPATの出動要請があった場合
 - (3) 前号に定める場合のほか、静岡DPATが出動し対応することが必要であると知事が認めた場合
- 2 乙は、要綱第9条第1項に基づく甲からの要請を受け、静岡DPATの出動が可能と判断した場合には、要綱第9条第2項に基づき、速やかに甲にその旨を報告し、甲の指示に従い静岡DPATを出動させるものとする。
- 3 甲は、静岡DPATの出動要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、業務及び現場の状況等の情報の収集に努め、乙に提供するものとする。
- 4 乙は、現場での活動の状況を適宜、甲に報告し情報の共有化に努めるほか、活動終了後7日以内に、要綱第10条第6項に定める「静岡DPAT活動記録報告書」を甲に提出するものとする

(指揮命令系統等)

第3条 静岡DPATは、被災都道府県のDPAT調整本部の指揮下に置かれ、関係機関と連携し、活動を行うものとする。

(身分)

第4条 静岡DPATの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

(活動)

第5条 静岡DPATの活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被災した地域精神科医療機関の機能の補完
- (2) 避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者への適切な精神科医療の継続的な提供
- (3) 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応
- (4) 支援者(地域の医療従事者、救急隊員、行政職員等)の支援
- (5) その他必要な業務

2 静岡DPATは、被災地域の精神保健医療ニーズの把握に努め、被災地域で活動する他の災害保健医療体制と連携して、支援活動を行う。

3 活動に当たっては、厚生労働省(DPAT事務局)が作成するDPAT活動要領や活動マニュアル、要綱等に準拠する。

4 静岡DPATは、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(費用弁償等)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた静岡DPATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。ただし、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除く。

(1) 静岡DPATの出動に要する経費(時間外勤務手当、旅費)

(2) 静岡DPATが携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(災害救助法適用時の実費弁償)

第7条 甲の要請に基づき乙が出動させた静岡DPATが、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)^{○●●}第7条の規定による救助に從事した場合には、前条の規定にかかわらず甲は、救助法第7条の定めるところによりその実費を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第8条 静岡DPATの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した静岡DPATの構成員が、第5条に規定する活動中の事故により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除き、甲が補償する。

(医療従事者賠償責任への補償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した静岡DPATの構成員が、第5条に規定する活動中に行った医療行為により、患者への損害賠償責任が生じた場合は、その損害が当該業務に從事した静岡DPAT構成員の故意又は重大な過失による場合を除き、甲が賠償の責めに任ずる。

(体制の整備)

第11条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年3月23日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 川勝平太

乙 静岡県静岡市○●●番地

○●●○●●病院

○●●

19-6-11

災害時における心のケアに関する協定

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県臨床心理士会（以下「乙」という。）とは、災害時における心のケアに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、避難所等における心のケア対策を実施するために、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行する必要があるときには、乙に対して協力を要請し、乙の会員は、可能な限りこの要請に応じる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行う。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付する。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対して協力を要請する業務は次の内容とする。

- (1) 救援業務を行う保健師等（以下「保健師等」という。）が被災者に対して行う心のケアに関する専門的な技術支援
- (2) 保健師等に対する心のケア支援
- (3) その他必要な業務

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により第3条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告する。

（防災訓練等）

第5条 甲及び乙は、甲又は乙がこの協定の实效性を確保するため防災訓練等を実施する場合は、業務に支障がない範囲で協力する。

（費用負担）

第6条 乙が第3条に規定する協力業務を行うために費用を要した場合は、乙がこれを負担する。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の会員が当該業務のために損害を被った場合、又は他人に損害を加えた場合は、静岡県地震対策推進条例第34条の規定に基づき、その損害を補償する。

（市町長協定との調整）

第8条 乙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先する。

（協定の変更）

第9条 この協定を変更する必要があるが生じた場合は、甲、乙協議して定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成22年10月13日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

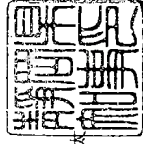
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 22 年 10 月 13 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 川勝 平太

(乙) 静岡県葵区駿府町1-12



静岡県臨床心理士会
会長 福水 博文

19-6-12 災害時における福祉人材の派遣協力等に関する協定

災害時に必要とされる福祉人材を確保するため、静岡県(以下「甲」という。)と静岡県災害福祉広域支援ネットワーク(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第9条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)が適用される程度の災害が発生し、かつ、広域的支援が必要とされる場合に、乙による被災地において不足する福祉人材の派遣を実施する際に必要な事項を定める。

(派遣協力の内容)

第2条 乙による派遣協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害発生時に被災自治体における避難所や福祉避難所等へ静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領に定める福祉人材を派遣し、要配慮者等への福祉ニーズへの対応を行う。
- (2) その他、被災自治体から福祉的支援の要請があった場合には、別に協議の上対応する。

(派遣協力等の要請)

第3条 甲は、災害が発生し、前条に掲げる支援の必要があると判断した場合、乙に対して協力を要請し、乙は可能な限りこの要請に応じる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行う。ただし、文書をもって要請する時間がない場合には口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付する。

(報告)

第4条 乙は、第2条に掲げる業務を行うために福祉人材を派遣した場合には、その業務内容を甲に報告する。

2 乙は派遣した福祉人材に対する現場における指揮命令及び業務に係る連絡調整は、被災自治体及び社会福祉施設等の派遣先の責任者が行う。

(派遣者の身分及び指揮命令)

第5条 乙が派遣する福祉人材の身分は、派遣元の法人等に帰属するものとする。

2 乙が派遣する福祉人材に対する現場における指揮命令及び業務に係る連絡調整は、被災自治体及び社会福祉施設等の派遣先の責任者が行う。

(派遣に要する費用)

第6条 乙が第2条に掲げる業務を行うために要した費用(以下、「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 救助法による救助費の支弁対象となる場合 救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲と被災自治体が協議の上決定する。

(損害補償)

第7条 乙が福祉人材として派遣した者について、その責に帰属することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、労働者災害補償保険法の適用がある場合を除き、甲が加入する保険により補償を受けるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成29年3月29日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年3月29日

(甲) 静岡県知事 川勝 平太

(乙) 静岡県災害福祉広域支援ネットワーク

代表 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 会長 神原 啓文

静岡県・山梨県土木部の災害相互応援に関する確認書

19-7-1

(趣旨)

- 1 この確認書は、静岡県・山梨県において、地震等によりどちらか一方の県、または両県にまたがって災害が発生したとき、両県土木部が相互に救援協力し被災した公共土木施設の応急対策等を迅速に実施することを目的として、関東地方知事会を組織する知事の協議により定めた「震災時等の相互応援に関する協定」及び「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」（以下「協定等」という。）の趣旨にのっとりた必要な応援その他の事項について確認する。

(連絡体制)

- 2 両県土木部は、あらかじめ相互応援に関する通信連絡体制を定めておき、災害が発生し、相互に連絡する必要があるときは、これにより緊急時の連絡、通信網を確保する。

(応援の種類)

- 3 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 資機材、車両、物資等の提供及び輸送
 - ア 施設の応急復旧工事等に必要な資機材等 (別表-1)
 - イ 応急復旧活動に必要な車両等 (別表-2)
 - ウ 応急復旧活動に必要な物資 (別表-3)

- (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 応急復旧等に必要な土木部職員
- (3) 施設及び施設に関する情報の提供

- ア 緊急輸送道路
- イ 港湾
- ウ 拠点となる施設
- エ その他の公共土木施設

- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援態勢の整備)

- 4 県土木部は、前項の応援が円滑に行われるよう、物資、資機材等の確保及び応援態勢の整備に努める。

(応援の実施)

- 5 応援に関する次の事項は協定等に準拠して実施する。

- ア 応援要請の方法
- イ 応援の自主出動
- ウ 応援経費の負担

(訓練の実施)

- 6 両県土木部は、この確認書に基づき応援が円滑に行われるよう相互応援に関する訓練を適時実施する。

(資料の交換)

- 7 両県土木部は、この確認書に基づき応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換し、定期的に更新する。

(連絡会議の実施)

- 8 両県土木部は、物資、資機材等の確保及び応援態勢の確立のために必要な各種事項の検討を「静岡県・山梨県土木部地震対策連絡会議」において行う。

(協議)

- 9 この確認書による応援の実施に関し、必要な事項または緊要が生じる事項等があれば、両県土木部が協議して確認する。

(その他)

- 10 本確認書は、協定等及びその他の広域応援に関する協議等が進められて見直し等の必要が生じたときは、その趣旨にのっとり適宜これを行う。

以上のことを確認するため、本確認書2通を作成し、各県記名押印のうえ各1通を保有する。

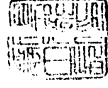
平成10年 2月 18日

静岡県土木部長

岡野 眞久

山梨県土木部長

沼田 敏樹



19-7-2 静岡県・神奈川県土木部の災害相互応援に関する確認書

表	内 容
別表-1	<p>交通規制等の安全確保資材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリケード ・ロープ ・案内板 等 <p>災害発生時の復旧用資材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H型鋼 ・鋼矢板 ・コルゲートパイプ ・防災シート ・土のう 等 <p>その他の資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明灯 ・測量機器 等
別表-2	<ul style="list-style-type: none"> ・土木事務所が管理している車両等
別表-3	<p>活動用物資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布 ・レインコート ・ヘルメット ・軍手 等

(趣旨)

1 この確認書は、静岡県、神奈川県、神奈川県において、地震等によりどちらから一方の県、または両県にまたがって災害が発生したとき、両県土木部が相互に救援協力し被災した公共土木施設の応急対策等を迅速に実施することを目的として、関東地方知事会を組織する知事の協議により定めた「震災時等の相互応援に関する協定」及び「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」(以下「協定等」という。)の趣旨にのっとり必要に応援その他の事項について確認する。

(連絡体制)

2 両県土木部は、あらかじめ相互応援に関する通信連絡体制を定めておき、災害が発生し、相互に連絡する必要があるときは、これにより緊急時の連絡、通信網を確保する。

(応援の種類)

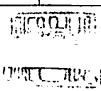
- 3 応援の種類は、次のとおりとする。
- (1) 資機材、車両、物資等の提供及びあわせん
 - ア 施設の応急復旧工事に必要な資機材等 (別表-1)
 - イ 応急復旧活動に必要な車両・舟艇等 (別表-2)
 - ウ 応急復旧活動に必要な物資 (別表-3)
 - (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 応急復旧等に必要な土木部職員
 - (3) 施設及び施設に関する情報の提供
 - ア 緊急輸送道路
 - イ 港湾
 - ウ 拠点となる施設
 - エ その他の公共土木施設
 - (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援態勢の整備)

4 県土木部は、前項の応援が円滑に行われるよう、物資、資機材等の確保及び応援態勢の整備に努める。

(応援の実施)

- 5 応援に関する次の事項は協定等に準拠して実施する。
- ア 応援要請の方法
 - イ 応援の自主出動
 - ウ 応援経費の負担



(訓練の実施)

6 両県土木部は、この確認書に基づき応援が円滑に行われるよう相互応援に関する訓練を適時実施する。

(資料の交換)

7 両県土木部は、この確認書に基づき応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換し、定期的に更新する。

(連絡会議の実施)

8 両県土木部は、物資、資機材等の確保及び応援態勢の確立のために必要な各種事項の検討を「静岡県・神奈川県土木部地震対策連絡会議」において行う。

(協議)

9 この確認書による応援の実施に関し、必要な事項または疑義が生じる事項等があれば、両県土木部が協議して確認する。

(その他)

10 本確認書は、協定等及びその他の広域応援に関する協議等が進められて見直し等の必要が生じたときは、その趣旨にのっとり適宜これを行う。

以上のことを確認するため、本確認書2通を作成し、各県記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年3月24日

静岡県土木部長



山田

神奈川県土木部長



住田陸

表	内 容
別表-1	交通規制時の安全確保資材 ・バリケード ・ロープ ・案内板 等 災害発生時の復旧用資材 ・H型鋼 ・鋼矢板 ・コルゲートトバイブ ・防災シート ・土のう 等 その他資機材 ・照明灯 ・測量機器 等
別表-2	・土木事務所等が管理している車両等
別表-3	活動用物資 ・毛布 ・レインコート ・ヘルメット ・軍手 等

中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ

平成22年 2月

国土交通省中部地方整備局	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	長野県	名古屋市	岐阜市	岡崎市	松山市
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----



中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ

国土交通省中部地方整備局企画部、岐阜県県土整備部、静岡県建設部、愛知県建設部、三重県県土整備部、長野県建設部及び名古屋市長政土木局、静岡市建設局並びに浜松市土木部（以下「構成機関」という）は災害が発生し、又はその恐れがある場合の相互協力に関し、地域防災計画に定める応援協力をより円滑に行うため、次のおり申し合わせを行う。ただし、各県間等で既に締結されている相互応援に関する協定等に基づき応援を行う場合は、この申し合わせは適用しない。

(目的)

第1条 本申し合わせは、各構成機関が所管する区域において、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係る災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の相互協力の内容等を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(相互協力の内容)

- 第2条 災害時の協力は、おおむね次の内容とする。
- (1) 迅速な被災情報等の情報（共有化）
 - (2) 車両、通信機器等の貸付（操作要員の協力を含む。）
 - (3) 被災状況の調査
 - (4) 被災箇所の緊急対応
 - (5) その他必要と認められる事項

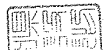
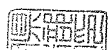
なお、他の機関の協力が必要となった場合、あるいはその恐れが生じた場合には、相互協力が円滑に進むように被災状況等を連絡するものとする。

(協力の要請)

第3条 構成機関は、災害対策に対する他の機関の協力が必要と判断した場合、電話又はFAXで協力を要請するものとする。

(要請によらない協力)

第4条 災害が発生し、被災による連絡不能等のため、被災した構成機関から協力を要請がない場合においては、第3条の規定にかかわらず、構成機関は独自の判断により協力をできるものとし、その協力内容について相手機関に連絡するものとする。



(費用負担)

第5条 要請に基づく協力に要する費用は、原則として要請を行った機関の負担とする。

2 国土交通省中部地方整備局が災害時の緊急対応として実施する要請によらない協力については同地方整備局の負担とする。

(相互協力の連絡等)

第6条 構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化するものとする。また、平常時については、緊急時の連絡体制、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の一覧並びにその他の防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この申し合わせは、構成機関が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たに相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(連絡会の設置)

第8条 構成機関は、この申し合わせの運用について、具体的事項を定めるための連絡会を設置するものとする。

(その他)

第9条 本申し合わせについて疑義を生じたとき、又は本申し合わせに定める事項については、その都度協議のうえ、これを定めるものとする。

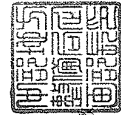
(適用)

第10条 この申し合わせは、平成22年2月1日から適用する。

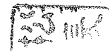
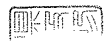
平成22年2月1日

国土交通省
中部地方整備局 企画部長

野田



岐阜県 県土整備部長 金森吉信



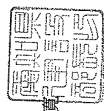
静岡県 岡 県 建設部長

衛 門 久



愛知県 川 西 建設部長

川 西



三重県 県土整備部長

北 川 貴



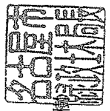
長野県 建設部長

入 江 靖



名古屋 市 緑政土木局長

村 上 芳



静岡県 岡 市 建設局長

富 野 哲



浜松 市 市長

鈴 木 康



19-7-4 東海四県水道災害相互応援に関する覚書

(県企業局水道企画課)

(趣旨)

第1条 この覚書は、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県(以下「四県」という。)の水道用水供給事業において、災害その他の非常の事態等(以下「災害等」という。)が発生し、被災県独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災県が他の県に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 四県が相互に実施する応援活動に関する事務処理については、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他法律等に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、四県が応援活動中において、災害救助法その他の法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(応援県)

第3条 大規模な災害等が発生した場合には、災害応急活動等を速やかに実施できる体制を執るものとする。

2 応援県は、相互に連絡をとり、主たる応援県(以下「応援主管県」という。)を決定する。

3 応援主管県は、速やかに他の県と協力して被災県に対する応援活動等を行うものとする。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業に必要な職員、給水車等の派遣
- (2) 応急復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供等
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする県は、別途定める内容を明らかにして、他の県に応援を要請するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療をする場合の治療費は、被災県の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災県が、又、被災県への往復の途中において生じたものについては応援県が賠償の責に任ずる。

4 被災県が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合には、応援県は当該費用を一時的支弁するものとする。

5 前4項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県と応援県が協議して定める。

6 前5項の定めによりがたいときは、関係県が協議して定めるものとする。

(情報交換)

第7条 四県は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この覚書の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この覚書に定めのない事項は、その都度、関係県が協議して定める。

附 則

この覚書は、平成7年12月1日から施行する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年12月1日

岐阜県開発企業局

開発企業局長 森本 安彦

静岡県公営企業管理者

企業局長 岩淵 昌弘

愛知県公営企業管理者

企業庁長 加藤 幸一

三重県公営企業管理者

企業庁長 藤原 康司

19-7-5 神奈川企業庁と静岡企業局との災害相互応援に関する覚書

(県企業局水道企画課)

(趣旨)

第1条 この覚書は、水道事業を営む神奈川企業庁及び水道用水供給事業を営む静岡企業局(以下「両県」という。)において、地震等の災害により、いちじるしく水道施設に損傷を受け、被災した県独自では十分に応急措置等が実施できない場合に相手県の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡部署)

第2条 両県は、あらかじめ応援体制表(様式1)により連絡課を定め、地震等の災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

なお、応援体制表は、毎年4月末に相互に交換するものとする。

(備蓄資材等の調査)

第3条 両県は、この覚書に基づく応援を円滑に行うため、保有する備蓄資材等を調査し、備蓄資材一覧表等を作成し、毎年4月末に相互に交換するものとする。

(応援の要請手続き)

第4条 応援を要請するときは、応援体制表に定める連絡課を通じて行うものとする。

2 応援の要請は、次の事項を明らかにして、文書によるものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリをもって行うことができる。この場合は、事後速やかに応援要請書(様式

2)を送付するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 必要資機材及び人員等の応援内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援内容)

第5条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業に必要な職員、給水車等の派遣
- (2) 応急復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供等
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(応援体制)

第6条 応援を要請した企業庁又は企業局(以下「応援要請県」という。)は、災害の状況に応じ、応援する企業庁又は企業局(以下「応援県」という。)職員の宿舎のあわせんその他必要な便宜を供与するものとする。ただし、状況によりこれを応援県に求めることができる。

2 応援県の職員は、胸章等の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(情報交換)

第7条 第5条各号に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として応援要請県が負担するものとする。

なお、応援職員の派遣に要する経費の額は応援県が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の範囲内とする。

(2) 応援県は、応援要請県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は一時立替支弁するものとする。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請県の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請県がその賠償の責に任ずる。

2 前項の定めによりかたいたときは、両県が協議して定めるものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この覚書は、平成9年1月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成8年12月26日

神奈川県公営企業管理者 企業庁長 志手 征吉	静岡県公営企業管理者 企業局長 藤木 紀男
---------------------------	--------------------------

19-7-6 東海四県及び名古屋市の工業用水道災害相互応援に関する協定

(県企業局水道企画課)

(趣旨)

第1条 この協定は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業を行う事業体において、地震等の災害が発生し、被災事業体独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災事業体が他の事業体に要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援事業体)

- 第2条 応援事業体は、大規模な災害が発生した場合において、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。
- 第3条 応援事業体は、相互に連絡をとり、主たる応援事業体(以下「応援主管事業体」という。)を決定する。
- 3 応援主管事業体は、速やかに他の応援事業体と協力して被災事業体に対する応援活動を行うものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急の復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供
- (2) その他被災事業体から要請のあった事項

(応援の要請)

第4条 被災事業体は、応援を受けようとする場合には、別に定める内容を明らかにして、他の事業体に応援を要請するものとする。ただし、通信の途絶等により連絡ができない場合には、この限りでない。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災事業体の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の遂行中に生じたものについては被災事業体が、また、被災事業体への往復の途中において生じたものについては応援事業体が賠償の責めに任ずる。

3 被災事業体が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災事業体から要請があった場合には、応援事業体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、応援職員の派遣に要する経費については、被災事業体と応援事業体が協議して定める。

(情報の交換)

第6条 各事業体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係事業体が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、平成9年3月11日から施行する。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年2月28日

岐阜県開発企業局

開発企業局長 森本 安彦

静岡県公営企業管理者

企業局長 藤木 紀男

愛知県公営企業管理者

企業庁長 原田 昌衛

三重県公営企業管理者

企業庁長 増田 保正

名古屋市工業用水道事業管理者

企業局長 中野 道孝

19-7-7 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

第1章 総 則

(目的)

第1条 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルールは、「震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会協定)」、「21大都市災害時相互応援に関する協定(大都市協定)」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール」(以下「全国ルール」という。)に定めのあるもののほか、ブロック内の運用に係る取り決め等(以下「ブロックルール」という。)を定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

(大都市との支援に係る調整)

第2条 大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)を調整しながら災害に対処するものとする。

なお、大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

第2章 平常時の対策

(災害時支援関東ブロック連絡会議)

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき関東ブロックにおいて災害時支援関東ブロック連絡会議(以下「ブロック連絡会議」という。)を設置する。

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 国土交通省関東地方整備局建設部都市整備課
- (2) 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課
- (3) ブロック内の都県(オプザーバの県を含む。)
- (4) ブロック内の大都市(東京都(区部)、千葉県、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市)
- (5) ブロック連絡会議で選出した市町村(川口市、八王子市、横須賀市)
- (6) (公社) 日本下水道協会
- (7) (公財) 日本下水道新技術機構研究第一部
- (8) (一社) 日本下水道施設業協会

- (9) (公社) 日本下水道管理業協会関東支部
- (10) (一社) 日本下水道施設管理業協会東部支部
- (11) 東京都管工事工業協同組合
- (12) 三多摩管工事協同組合
- (13) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会

* (公財) は公益財団法人の略、(一社) は一般社団法人の略、(公社) は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。

4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制、情報連絡体制及び災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置く。なお、副幹事は東京都及び次年度幹事とする。

2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、全国ルール第4条第2項の各号に定めのあるものについて、協議・調整等を行い、ブロック構成員に周知する。

3 ブロック連絡会議幹事は、情報連絡等の訓練について、企画、調整及び実施し、副幹事(次年度幹事)は当該年度の情報連絡訓練の実施要綱などを作成するものとする。

4 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「災害時支援全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(ブロック連絡会議議長)

第5条 ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。

【資料編Ⅱ】
(県生活排水課)

2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

(ブロック連絡会議事務局)

第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

(企画調整部会)

第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、ブロック連絡会議構成員の都県とする。

2 企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

第3章 下水道対策本部

(下水道対策本部の設置)

第8条 都県は、全国ルール第6条に規定された次の事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、その場合は、ブロック連絡会議幹事及び関東地方整備局を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡し、その後下水道対策本部長は、災害時緊急連絡網により連絡する。

- (1) 震度6弱以下の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他の災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

(下水道対策本部の組織)

第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 下水道対策本部長
- (2) 下水道対策本部長
原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長
- ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長
- イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。

【資料編Ⅱ】
(県生活排水課)

- ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長
- エ ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当副部長
- オ 第3条第2項第6号から第13号に定める団体が指名する者
- カ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別部員

国土交通省

- ア 国土交通省(広域活動の総合調整等)
- イ 地方整備局(情報の集約)

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は全国ルール第7条第2項に規定されている者について本部員に追加する。

3 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

(下水道対策本部の業務)

第10条 下水道対策本部の業務は、全国ルール第8条第1項各号に規定する事項とし、第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、全国ルール第8条第2項各号に規定する事項を行うものとする。

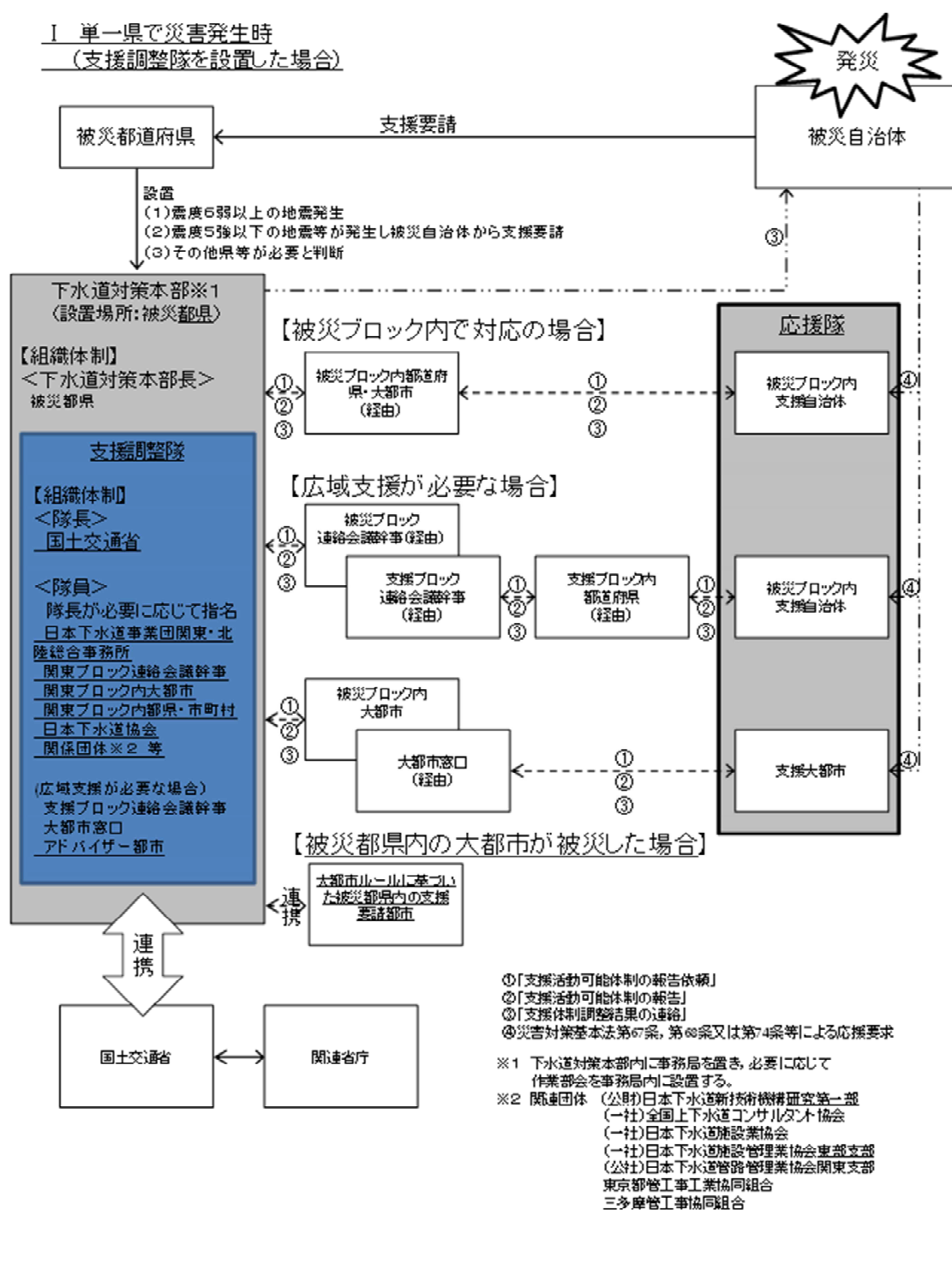
なお、(公社)日本下水道協会は主に(2)の「被災したブロック以外のブロックへの支援調整」に係る連絡調整や、(4)に係る被災直後の状況把握(現地調査)等を行うものとする。

3 下水道対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第11条に基づく総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。

(国土交通省の役割)

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。また、関東

I 単一県で災害発生時
 (支援調整隊を設置した場合)



- ①「支援活動可能体制の報告依頼」
- ②「支援活動可能体制の報告」
- ③「支援体制調整結果の連絡」
- ④災害対策基本法第67条、第68条又は第74条等による応援要求

※1 下水道対策本部内に事務局を置き、必要に応じて作業部会を事務局内に設置する。

※2 関連団体 (公財)日本下水道新技術機構研究第一部
 (一社)全国上下水道コンサルタント協会
 (一社)日本下水道施設業協会
 (一社)日本下水道施設管理業協会東支支部
 (公社)日本下水道管路管理業協会関東支部
 東京都管工事工業協同組合
 三多管工事協同組合

19-7-8 下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（県生活排水課）

1 はじめに

平成7年1月17日発生した阪神・淡路大地震を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方や、関係機関の役割、情報伝達等のルールが、「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール）」として、平成8年1月に日本下水道協会によりまとめられた。

これを受け、中部9県1市においても、平成9年2月5日に「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール（以下「中部ルール）」が定められ、平成12年7月25日には一部改正を行った。

その後、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震において、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われたが、このときに生じた課題や問題点を踏まえ、全国ルールが大幅に見直されることとなり、平成19年6月に改定された。

そのような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、大地震や大津波により、管路の破損、下水道処理場等の破損が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けた。

東日本大震災における支援要請や支援活動を教訓に、複数の都道府県にまたがる広域支援対応を念頭に「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成24年6月に行った。

その後、平成28年4月に生じた熊本地震（前震：4月14日、本震：4月16日）は、管路の破損や下水道処置場等に損傷が生じ、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われた。熊本地震における発生後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体、支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成28年12月に行った。

そのため、これらの地震での経験及び全国ルールの改正を反映し、中部10県4市における下水道事業の災害時の相互支援に関するルールを定める。

2 基本事項

(1) 本ルールは、大規模地震等により、被災した自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合に、中部ブロックの下水道事業における災害時の支援体制（以下、「下水道支援体制」という。）により、被災自治体の下水道施設の被害調査から復旧まで支援することを目的とする。

なお、本ルールにおける支援は、全国ルール解説8.の応援、派遣を含む広義の支援に関するものとする。

(2) 災害時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、平常時の体制として次の各号にあげる機関及び団体を構成員とする下水道事業災害時中部ブロック連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する（別紙1の通り）。

ア 中部ブロック内の県及び政令指定都市（以下「大都市」という。）並びにブロック連絡会議で選出した代表市

イ 国土交通省地方整備局（関東、北陸、中部、近畿地方整備局）

ウ 日本下水道事業団

エ（公社）*1 日本下水道協会

オ その他関係業界団体

※1（公社）は公益社団法人の略

(3) 下水道支援体制として、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部（以下「下水道対策本部」という。）を設置する。

(4) 各構成員は、本ルールを構成員以外の関係団体に周知するとともに、別途支援体制を整備し、下水道対策本部に協力するものとする。

(5) 大都市が被災を受けた場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」（以下「大都市ルール」という。）による支援を優先させる。

(6) 下水道支援体制は、平成19年7月26日に中部9県1市*2の自治体間で締結されている「災害時等の応援に関する協定」（以下「親協定」という。）の実施に關し必要な事項を定めた「災害時等の応援に関する協定実施細則」に記載されている災害応急活動実施機関（以下「災害応急活動実施機関」として位置付けるものとし、当該9県1市の構成員は、下水道事業における災害支援活動実施機関は下水道対策本部であることを各県市の防災担当部局等関係機関に周知する。ただし、本親協定を越える自治体への支援を拒むものではない）。

※2：中部9県1市とは富山県、石川県、福井県、岐阜県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市の各自治体である。

(7) 親協定にかかわらず、下水道事業における支援は下水道支援体制によるものとする。

3 連絡会

(1) 連絡会の構成員は別紙1のとおりとし、この中から幹事及び副幹事を定める。なお、連絡会運営の詳細については別に定める。

(2) 幹事及び副幹事は、次の各号の構成員が行うものとする。

- ① 幹事
ア オブザーバー以外の県
- ② 副幹事
ア 幹事及びオブザーバー以外の県
- イ 大都市
- ウ 日本下水道事業団
- エ 業界団体^{※3}

※3: 業界団体とは(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会のことという。

(3) 幹事は、体制の維持に必要な事項等について連絡調整等を行うため、構成員による連絡会議を年1回開催する。

(4) 連絡会議で問題提起された課題について検討する機関として作業部会を設置し、連絡会の下部組織として位置付けるものとする。幹事は、必要に応じて、作業部会を招集することができるものとする。

(5) 幹事は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿及び応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を作成し、構成員に配布する。

(6) 幹事は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

(7) 幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(8) 被災県が幹事の場合、副幹事(県)が幹事の業務を代行できるものとする。

4 下水道対策本部の設置と解散

(1) 中部ブロック各県は、次の各号に掲げる事態が管内に生じた場合に、下水道

対策本部を原則として当該県の本庁舎所在地に設置する。

なお、下水道対策本部の組織及び構成員は第5項(1)に示す。

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- ③ その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被害状況を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

(2) 幹事は、次の各号に掲げる事態が生じた場合に、必要に応じて当該被災ブロック対策本部長と連絡、調整を行い、下水道対策本部(広域)を幹事に設置する。

- ① 福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合
- ② 他ブロックからの広域支援要請があった場合

(3) 下水道対策本部を設置する被災県は、別紙2に従い、幹事(被災県が幹事の場合副幹事)、及び被災県所管の地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡するものとする。なお、幹事(または幹事の代理となる副幹事)は、別紙2に従い、その他構成員及び大都市連絡窓口と連絡するものとする。

(4) 本部長は、各ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとする。また、国土交通省と総合調整の上、必要と判断した本部員へ参集について連絡するものとする。

(5) 下水道対策本部は、次の場合に解散するものとする。

- ① 支援を要請した構成員または他ブロック幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合
- ② 本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合

(6) 下水道対策本部を解散する場合、本部長は、被災自治体における復旧に向けての対応状況等必要な事項とともに解散する旨を速やかに本部員に連絡するものとし、(公社)日本下水道協会に解散後の業務を引き継ぐものとする。

(7) 中部ブロック各県は、管内に震度5弱以上の地震が発生した場合は、下水道対策本部が設置されない場合でも被害の有無にかかわらず、被害状況を別紙2により連絡する。

5 下水道対策本部の組織

- (1) 下水道対策本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - ① 下水道対策本部長(以下「本部長」という。)
被災した区域を所管する県の下水道担当課長
なお、本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第5項(3)に規定する支援調整隊の隊長がサポートすることとする。
 - ② 下水道対策副本部長(以下「副本部長」という。)
ア 幹事、副幹事の下水道担当課長また、幹事は総括副本部長となり、副本部長との連絡調整を行うものとする。
イ 本部長が必要と認めた者
 - ③ 下水道対策本部長(以下「本部長」という。)
ア ①、②を除く別紙1の構成員
イ 本部長が必要と認めた者
 - ④ 下水道対策特別本部員
ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)
イ 地方整備局(情報の集約)
- (2) 中部ブロック内では対応が困難で、広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、国土交通省と総合調整の上、本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。
 - ① 大都市連絡窓口
 - ② 他ブロック幹事
 - ③ 災害時支援活動の経験を有する都市(以下「アドバイザー都市」という。)
- (3) 本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第6項(4)に基づき国土交通省と総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。
なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。
- (4) 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。
なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。
- (5) 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

6 下水道対策本部の業務

- (1) 本部長は、別紙2の連絡系統に従って構成員と連絡調整を図り、下水道対策本部の指揮をとるものとする。また、総括副本部長と協議し、本部業務の役割分担を速やかに決定し、その役割を本部構成員に連絡することとする。
- (2) 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、国土交通省と総合調整の上、災害の規模等に応じて必要な業務を遂行する。なお、本部長の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。
 - ① 下水道対策本部の設置、解散に関すること
 - ② 被災状況及び応急対応状況等の取りまとめに関すること。
 - ③ 関係方面への情報提供に関すること。
 - ④ ブロック内被災自治体への支援に関すること。
 - ア 被災自治体からの支援要請のとりまとめ
 - イ 支援可能体制の把握
 - ウ 支援計画の立案
 - エ 中部ブロック構成員への支援要請
 - オ 中部ブロック以外のブロック、大都市への支援要請
 - カ 前線基地の設置及び支援隊の指揮
 - キ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援
 - ク 調査資料及び災害査定関係調査等の作成に係る指導・協力
 - ⑤ 広域支援に関すること。(他ブロックへの支援)
 - ア 被災した他ブロック対策本部との連絡調整
 - イ 中部ブロック構成員の支援可能体制の把握
 - ウ 中部ブロック構成員への支援要請
 - エ 国土交通省と総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請
 - ⑥ 大都市ルールとの調整に関すること。
 - ⑦ その他支援の実施に必要な事項
- (3) 本部長は、下水道対策本部会議の招集等必要な措置をとる。
- (4) 特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

7 支援体制の確立

- (1) 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

(2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を、速やかに県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

(3) 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、国土交通省と総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請するものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(4) 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、国土交通省と総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

8 応援活動

(1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

(2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の最新の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

9 前線基地

(1) 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

(2) 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理施設等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

(3) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。

(4) 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援す

る自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

10 その他

(1) 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

(2) 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。

(3) 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づき職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。

(4) 災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。

また、このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、支援等を受けた自治体及び下水道対策本部構成員が協議して決めるものとする。

(5) 災害時の連絡体制は別紙2に従い行うが、副本部長(県)は副本部長(被災県)及び総括副本部長(幹事県)への連絡は不要とする。副本長及び総括副本部長は直接代表市へ連絡を行うこととする。

(6) 災害時及び平常時の連絡体制において、幹事県はその情報の性質を考慮して、全ての構成員へ一斉連絡(メール)を行うことができる。

(附則)

このルールは、平成20年7月15日から適用する。

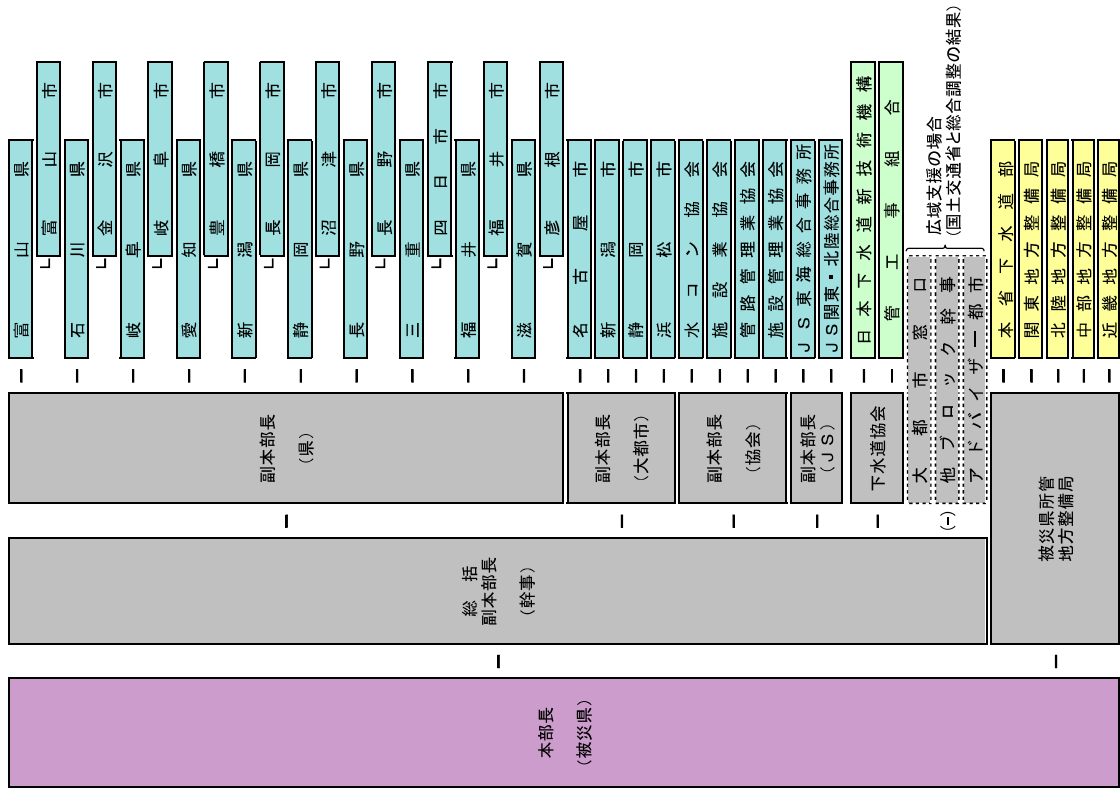
平成24年 8月24日 一部改正

平成29年 9月 6日 一部改正

平成30年11月 1日 一部改正

令和元年 9月 4日 一部改正

下水道事業災害時中部ブロック支援体制 災害時連絡体系



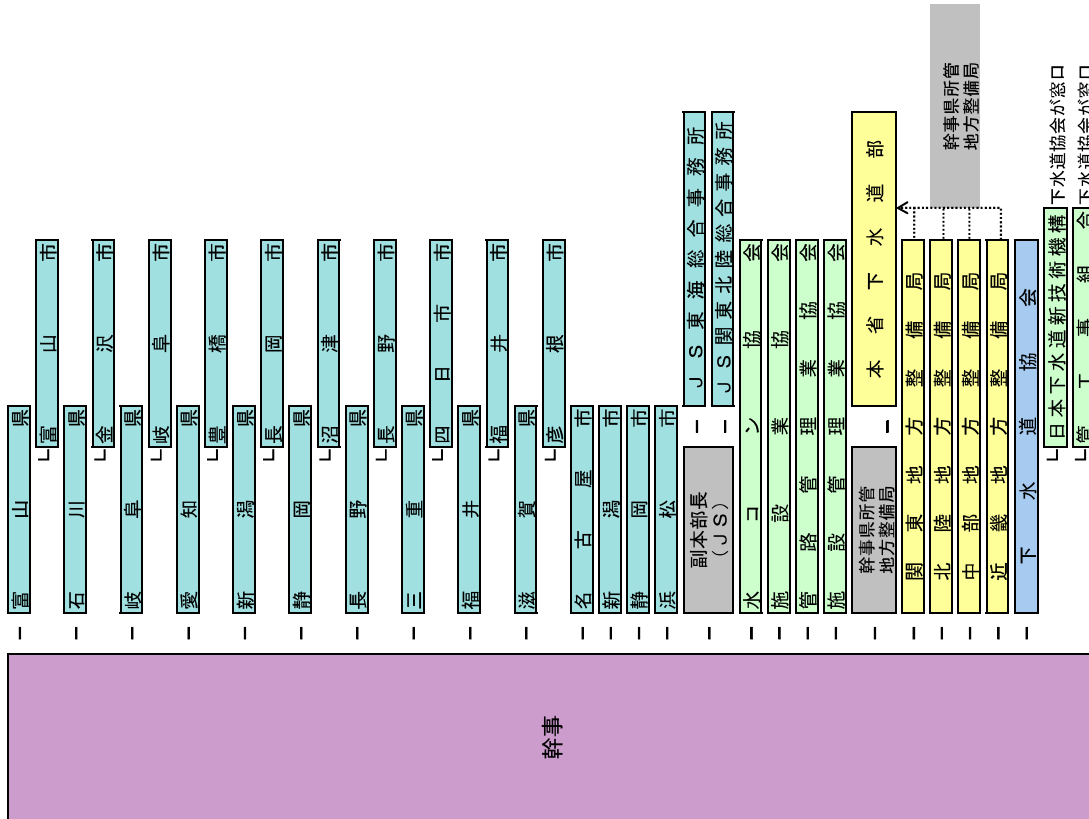
[H31.4.1]

別紙 1 (構成員)

下水道事業災害時中部ブロック連絡会構成員

団体区分	団体名	担当部局名	概要
県	新潟県	土木部都市局下水道課	幹事、副幹事を1年毎に持ち回り
	富山県	土木部都市計画課下水道班	
	石川県	土木部都市計画課	
	長野県	環境部生活課	
	岐阜県	都市建設部下水道課	
	静岡県	交通基盤部都市局生活排水課	
	愛知県	建設局下水道課	
	三重県	県土整備部下水道事業課	
	福井県	土木部河川課	
	滋賀県	琵琶湖環境部下水道課	
	名古屋市長官舎	上下水道局技術本部計画部下水道計画課	
	新潟市長官舎	下水道部下水道計画課	
	静岡市長官舎	上下水道局下水道部下水道総務課	
	浜松市長官舎	上下水道部下水道工事課	
大都市	長岡市長官舎	下水道課	副幹事を1年毎に持ち回り
	富山市長官舎	上下水道局経営企画課	
	金沢市長官舎	企業局建設部維持管理課	
	長野市長官舎	上下水道局	
	岐阜市長官舎	上下水道事業部上下水道事業政策課	
	沼津市長官舎	水道部下水道整備課	
	豊橋市長官舎	上下水道局	
	四日市市長官舎	上下水道局	
	彦根市長官舎	下水道部	
	福井市長官舎	上下水道部下水道施設課	
	彦根市長官舎	下水道部下水道事業課	
	水管理・国土保全局	下水道部下水道事業課	
	関東地方整備局	都市整備課	
	北陸地方整備局	都市整備課	
中部地方整備局	都市整備課		
近畿地方整備局	都市整備課		
東海総合事務所	施工管理課		
関東・北陸総合事務所	施工管理課		
日本下水道事業団 (公社)	技術研究部技術指針課		
	研究第一部		日本下水道協会が窓口となり、連絡調整をとる。
	研究第二部		日本下水道協会が窓口となり、連絡調整をとる。
全国管工事業協同組合連合会(管工事組合)	(一社)全国上下水道コンサルタント協会	中部支部(水コン)協会	副幹事を1年毎に持ち回り
	(一社)日本下水道施設業協会	中部地区(施設業協会)	
	(公社)日本下水道管理業協会	中部支部(管路管理業協会)	
	(一社)日本下水道施設管理業協会	中部支部(施設管理業協会)	

下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部 連絡体系



19-8-1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(県住まいづくり課)

(趣 旨)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、静岡県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建築協会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第 23 条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は当該市町村長。次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

第7条 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては静岡県都市住宅部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第9条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提出)

第10条 乙は、本協定にかかるとの業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員の異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、平成9年5月27日から適用する。

第13条 昭和54年11月19日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年5月27日

(甲) 静岡県追手町9番6号

静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 東京都千代田区霞が関3丁目2番6号

社団法人プレハブ建築協会

会 長 辻 昇 平

19-8-1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(県住まいづくり課)

(趣 旨)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、静岡県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建築協会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあつせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は当該市町村長。次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては静岡県都市住宅部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提出)

第9条 乙は、本協定にかかる乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、平成9年5月27日から適用する。

2 昭和54年11月19日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年5月27日

(甲)静岡県追手町9番6号

静岡県知事 石川 嘉延

(乙)東京都千代田区霞が関3丁目2番6号

社団法人プレハブ建築協会

会 長 辻 昇平

19-8-2 災害時における応急対策業務に関する協定書

(県土木防災課)

(協定例)

静岡県〇〇事務所長(以下「甲」という。)と社団法人〇〇建設業協会長(以下「乙」という。)とは、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾及び漁港等の施設(以下「公共土木施設」という。)に被害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による災害応急復旧工事(以下「応急復旧工事」という。)により、公共土木施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が公共土木施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者(以下「協力者」という。)を名簿にとりまこめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者毎の災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

(災害応急対策区域・被災情報収集区域)

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要と認める場合は、管内を災害応急対策区域とそれをさらに細分した被災情報収集区域に分割するものとする。

2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、甲は予め協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を選定するものとする。

3 被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者が公共土木施設の被害状況を調査する地域とし、甲は予め災害応急対策区域担当者の中から被災情報収集区域担当者を選定し、個々の公共土木施設或いは区域を特定し被災情報収集の責任を明確にしておくものとする。

(被災状況の報告)

第5条 被災情報収集区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

(工事施工者)

第6条 被災後、甲は応急復旧工事が必要な箇所について、災害応急対策区域毎に区域担当者の中から、災害応急復旧工事施工者(以下「施工者」という。)を選定する。ただし甲が必要と認める場合は、区域担当者以外から施工者を決定することができる。

(出動要請)

第7条 甲は施工者に対し出動要請書により出動を要請することができる。

2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとする。この場合も遅滞なく出動要請書を送付するものとする。出動要請書は甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

(工事の実施)

第8条 施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

2 前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。

3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続をとるものとする。
5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施工者からの前条第5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたときは甲が特に報告を求めたとき及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成9年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(協議の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して協議が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡県〇〇事務所長 ○○○○ 印

(乙) 社団法人〇〇建設業協会 会長 ○○○○ 印

19-8-3 災害時における応急対策業務に関する協定書

(県企業局水道企画課)

静岡県企業局〇〇事務所長(以下「甲」という。)と社団法人〇〇建設業協会長(以下「乙」という。))とは、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。))により甲の所管する工業用水道、水道等の施設(以下「企業局管理施設」という。))に被害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て企業局管理施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ行動要請による災害応急復旧工事(以下「応急復旧工事」という。))により、企業局管理施設の損傷の確保及び回復を図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が企業局管理施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者(以下「協力者」という。))を名簿(以下「名簿」という。))を前項の協定に甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者毎の災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

(災害応急対策区域、被災情報収集区域)

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要と認める場合は、管内を災害応急対策区域とそれぞれさらに細分した被災情報収集区域に分割するものとする。

2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、甲は、予め協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。

3 被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者が企業局管理施設の被害状況を調査する地域とし、甲は、予め災害応急対策区域担当者的の中から被災情報収集区域担当者を定め、個々の企業局管理施設又は区域を特定し、被災情報収集の責任を明確にしておくものとする。

(被災状況の報告)

第5条 被災情報収集区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

(工事施工者)

第6条 被災後、甲は、応急復旧工事が必要な箇所について、災害応急対策区域毎に区域担当の中から、災害応急復旧工事施工者(以下「施工者」という。))を決定する。ただし甲が必要と認める場合は、区域担当者以外から施工者を決定することができる。

(出動要請)

第7条 甲は施工者に対し出動要請により出動を要請することができる。

2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするがこの場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。出動要請書は甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

(工事の実施)

第8条 施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があつたときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

- 2 前項の応急復旧工事の限度は、企業局管理施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。
- 3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。
- 4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。
- 5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施工者からの前条第5項の資料をもとに速やかに隨意契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき又は甲が特別報告を求めたとき及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成 年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡県企業局〇〇事務所長 〇〇〇〇 印

(乙) 社団法人〇〇建設業協会長 〇〇〇〇 印

以下のとおり協定を締結している。

締結者(甲)	締結者(乙)	締結年月日
柿田川事務所	沼津建設業協会 三島建設業協会	平成9年3月14日 平成9年3月19日
富士川事務所	富士建設業協会 清水建設業協会 静岡建設業協会	平成9年3月17日 平成9年3月17日 平成9年3月17日
大井川事務所	島田建設業協会	平成9年3月31日
中遠事務所	袋井建設業協会 浜松建設業協会	平成9年2月28日 平成9年3月3日
西遠事務所	天竜建設業協会 浜松建設業協会	平成9年3月3日 平成9年3月3日

災害又は事故における設計等業務委託に関する協定書

静岡県公営企業管理者（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会会長（以下「乙」という。）は、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する水道及び工業用水道などの施設等（以下「企業局所管施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の設計等業務（以下「設計等業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策に必要な設計等業務を迅速に実施することにより、企業局所管施設等の機能の確保又は早期に回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第3条 乙の協力を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第8条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務実施要請）

第4条 甲が緊急に設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な設計等業務の実施を受託者に要請することができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

（業務の実施）

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な設計等業務に着手するものとする。

2 前項の設計等業務の範囲は、当該要請のあった企業局所管施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 受託者は、業務内容が判定できような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

（業務委託契約の締結）

第6条 甲は、受託者と速やかに随意契約を締結するものとする。

（実施細目）

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。（協定の効力）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

別 表

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

東部事務所長
西部事務所長

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年 11 月 15 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県公営企業管理者 松下 育藏

(乙) 静岡市葵区伝馬町9番地の7
一般社団法人静岡県建設コンサルタンツ協会
会 長 森崎 祐治

災害又は事故における測量設計等業務委託に関する協定書

静岡県公営企業管理者（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する水道及び工業用水道などの施設等（以下「企業局所管施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の測量、設計、用地測量及び用地調査業務（以下「測量設計等業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な自然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要測量設計等業務を迅速に実施することにより、企業局所管施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な自然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第3条 本協定に賛同できる協会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。
2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第8条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務実施要請）

第4条 甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要測量設計等業務の実施を受託者に要請する

ことができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

（業務の実施）

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要測量設計等業務に着手するものとする。

2 前項の測量設計等業務の範囲は、当該要請のあった企業局所管施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 受託者は、業務内容が判定できような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を甲あて書面にて適宜報告するものとする。

（業務委託契約の締結）

第6条 甲は、受託者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（実施細目）

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。（協定の効力）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 年 月 日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年11月15日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県公営企業管理者 松下 育蔵

(乙) 静岡市葵区伝馬町9番地の7
一般社団法人静岡県測量設計業協会
会 長 藤山 義修

別 表

東部事務所長
西部事務所長

災害又は事故における地質調査等業務委託に関する協定書

静岡県公営企業管理者（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する水道及び工業用水道などの施設等（以下「企業局所管施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の地質調査等業務の実施について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要な地質調査等業務を迅速に実施することにより、企業局所管施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

(応急業務協力者)

第3条 乙の協会を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる協会員を応急業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第8条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

(業務実施要請)

第4条 甲が緊急に地質調査等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な地質調査等業務の実施を受託者に要請することができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な地質調査等業務に着手するものとする。

2 前項の地質調査等業務の範囲は、当該要請のあった企業局所管施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 受託者は、業務内容が判定できそうな写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

第6条 甲は、受託者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。（協定の効力）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 年 月 日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年11月15日

別表

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県公営企業管理者 松下 育藏

東部事務所長

(乙) 静岡市葵区唐瀬1丁目17番34号

一般社団法人静岡県地質調査業協会

会 長 松浦 好樹

西部事務所長

災害時における災害復旧に係る支援業務委託に関する協定書

静岡県公営企業管理者（以下「甲」という。）と公益社団法人上下水道コンサルタン
ト協会中部支部長（以下「乙」という。）は、地震、津波及び風水害又は事故により甲
の所管する水道及び工業用水道などの施設等（以下「企業局所管」という。）に災害が
発生した場合（以下「災害時」という。）の災害復旧に係る支援業務に関して、次のと
おり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における乙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被
害の拡大防止と被災した水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、
崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象又は予期できない事故によるもので
甲が必要と認める場合の災害とする。

(支援協力の実施業務範囲)

第3条 乙の技術支援協力の内容は、甲が実施した被害状況の調査結果に基づき、企業
局所管の施設における災害発生箇所又は災害が発生する恐れのある箇所に対して、
甲が要請した範囲を基本とする。

(災害復旧業務に関する要請及び実施者の特定)

第4条 甲の乙に対する技術支援協力の要請は、協力内容を明らかにした書面により行
う。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 乙は、甲から要請があった場合は、速やかに乙を構成する会員の中から、技術支援
可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲に通知するものとする。

4 甲は、乙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業
務実施者」という。）に対し、書面により業務実施を要請するものとする。

5 なお、災害の状況等やむを得ない状況により前項により甲がたい場合は、口頭、電話、
その他の適切な手段で行うものとし、業務着手後、速やかに書面により通知するも
のとする。

6 第4項の業務実施要請書は2通作成し、甲と業務実施者が各自その1通を保管する
ものとする。

7 甲は、業務実施要請書により協力者に実施要請を行ったときは、その状況を乙に通
知するものとする。

8 災害の状況等やむを得ない状況により、会員が技術支援協力を実施できない場合に
おいては、この限りではないものとする。

(委託契約の締結及び費用負担)

第5条 甲は、業務実施者と業務内容及び範囲を協議し、速やかに業務委託契約を締結
する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲の負担とし、業務実施者と協議するも
のとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づき費用を甲に請求するもの
とする。甲は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更の必要な事項が生じた場合は、甲は業務
実施者と協議して業務委託契約を変更することができる。

(業務の実施)

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 大規模災害等において、業務実施者が人員等を調達するのに相当の時間を要すると
認められる場合、技術支援協力の実施は甲及び業務実施者にて協議の上で決定する
ものとする。

(業務の報告)

第7条 業務実施者は支援業務が終了したときは、速やかに甲に対して書面をもって報
告するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で
定める。

(労災及び損害補償など)

第9条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適
用するものとする。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲および業務実施者の責に帰さない理由により、第三
者に損害を及ぼした場合、または業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者
は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告しなければならな
い。その措置について、甲および業務実施者は協議して定めるものとする。

3 業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲は業務実施者に
修補等を請求することができる。

4 前項の請求は甲と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保
条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲および業務実施者が協
議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただ
し、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して
文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において
期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年5月18日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県公営企業管理者 松下 育蔵

(乙) 愛知県名古屋市中区錦1-8-6 (ONEST名古屋錦スクエア)

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部

中部支部長

上田 直和

別表

(協定書第4条第2項に基づく甲に含まれる要請者)

静岡県企業局 東部事務所長

静岡県企業局 西部事務所長

19-8-4 災害時における応急対策業務に関する協定書

(県生活排水課)

静岡県(以下「甲」という。)と社団法人日本下水道管理業協会中部支部静岡県支部会(以下「乙」という。))とは、大規模地震等で被災した下水道管路施設の応急対策業務に関する協定について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、「甲」と「乙」及び被災市町村(以下「丙」という。))との協力のもとに、大規模地震等の下水道管路施設の被災調査及び応急措置を迅速かつ的確に実施し、もって、下水道管路施設の早期機能回復など災害応急対策の充実、強化を図ることを目的とする。

(協力業務)

第2条 この協定の対象となる業務は、大規模地震等により被災した下水道管路施設の被災調査及び応急措置とし、甲又は丙が必要と認められた範囲とする。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙は、災害応急対策協力業者(以下「協力業者」という。)を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力業者毎の災害時出勤態勢として、建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材保有状況報告」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

(支援の要請)

第4条 甲は、自らの判断により必要と認めるとき、及び丙から協力業者の支援要請を受けたときは、災害の状況に応じて乙に対し支援要請書により支援を要請する。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく支援要請書を交わすものとする。支援要請書は甲乙各々が1通を保管するものとする。

3 乙は、警戒宣言が発令された時及び震度5強以上の地震が発生した場合は、甲から支援態勢準備の要請があったものとみなし、支援態勢を整えるものとする。

4 乙は、支援の要請に備え、使用資機材の確保に努める。

(被災調査及び応急措置の実施)

第5条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、協力業者の中から担当業者を決定する。

2 担当業者は、甲又は丙の指示に従い、被災管路施設の調査に着手するものとする。

3 担当業者は、被災調査に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。
4 担当業者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを取るものとする。

5 担当業者は、業務請負契約の根拠とするため、調査内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜調査の進捗状況及び完了を乙に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第6条 甲は、自らの判断により支援要請した場合は、担当業者からの前条5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとし、また、丙から支援要請を受けた場合には、丙に対し担当業者との随意契約を締結するよう指導するものとする。

2 乙は、前項の甲の契約について、また甲及び乙は、前項の丙の契約について協力するものとする。

(乙から甲への報告)
第7条 乙は、第3条の規定による協力業者の名簿及び「資機材保有状況報告書」について、その内容に変更が生じたとき、又は甲が特に報告を求めたとき、及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

2 乙は、この協定に基づいて支援活動を行った時は、第5条第5項の報告を取りまとめ甲に報告するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成15年 1月27日

(甲) 静岡県
都市住宅部長 佐藤 侃二

(乙) 社団法人日本下水道管理業協会
中部支部静岡県支部会
部長 岡本 彦一

19-8-5 災害時における応急対策業務に関する協定書

(県建築企画課)

静岡県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、大規模地震等で被災した建築物が余震等により倒壊するなど、二次災害の発生の恐れがある場合の応急対策業務に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、「甲」と「乙」及び被災市町村（以下「丙」という。）との協力のもとに、大規模地震等での被災建築物の緊急解体を迅速かつ的確に実施し、もって、住民の生命の安全及び緊急交通の確保など災害応急対策の充実、強化を図ることを目的とする。

(協力業務)

第2条 この協定の対象となる業務は、大規模地震等により被災した建築物の内、次の①又は②に該当する建築物で、甲又は丙が二次災害の発生の防止上、必要と認めた緊急解体工事とする。

- ① 避難地、避難路に面しているもので、住民の生命・身体に危害を生じる恐れがあるもの。
- ② 緊急輸送路等に面しているもので、救助・救援等の緊急交通に支障をきたす恐れがあるもの。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力業者（以下「協力業者」という。）を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力業者毎の災害時出動態勢として、建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材保有状況報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

(出動の要請)

第4条 甲は、自らの判断により必要と認めるとき及び丙より解体関係団体の派遣要請又は緊急解体の実施依頼を受けたときは、災害の実状に応じて乙に対し出動要請書により出動を要請する。

2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。出動要請書は甲乙各々が1通を保管するものとする。

3 乙は、警戒宣言が発令された時及び震度5強以上の地震が発生した場合は、甲から出動態勢準備の要請があったものとみなし、出動態勢を整えるものとする。

4 乙は、出動の要請に備え、解体用重機の確保に努める。

(解体工事の実施)

第5条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、協力業者の中から担当施工業者を決定する。

2 担当施工業者は、甲又は丙の指示に従い、被災建築物の緊急解体工事に着手するものとする。

3 担当施工業者は、緊急解体に当たっては、別に定める「被災建築物緊急解体マニュアル」に基づき、業務を実施するものとする。

4 担当施工業者は、緊急解体工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

る。

5 担当施工業者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを取るものとする。

6 担当施工業者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を準備するとともに、適宜緊急解体工事の進捗状況及び完成を乙に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第6条 甲は、自らの判断により出動要請した場合は、担当施工業者からの前条第6項の資料をもとに速やかに随時契約を締結するものとし、また、丙より派遣要請又は実施依頼を受けた場合には、丙に対し担当施工業者との随時契約を締結するよう指導するものとする。

2 乙は、前項の甲の契約について、また甲及び乙は、前項の丙の契約について協力をするものとする。

(乙から甲への報告)

第7条 乙は、第3条の規定による協力業者の名簿及び「資機材保有状況報告書」について、その内容に変更が生じたとき又は甲が特に報告を求めたとき及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

2 乙は、第5条第6項の報告を取りまとめ甲に報告するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、締結の日から令和〇〇年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県知事 ○ ○ ○ ○ 印

(乙) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 印

以下のとおり協定を締結している。

締結者(乙)	締結年月日
静岡県重機建設工業組合理事長 梅原 秀夫	平成14年5月28日
静岡県クレーン建設工業組合理事長 新村 政男	〃
(一社)静岡県解体工事業協会理事長 妻形 克和	平成21年10月1日

災害時における応急対策業務への協力に関する協定書

静岡県土木部長（以下「甲」という。）と社団法人静岡県建設業協会会長（以下「乙」という。）は、甲が所管する出先機関の長と乙の会員である各地区の建設業協会（以下「地区協会」という。）の長とが締結している「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「地区協定」という。）に基づき実施する応急対策業務を補完し、円滑かつ有効に機能させるため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲は、甲が管理する公共土木施設の災害応急対策業務を実施するにあたり、乙に必要な協力を要請することができるものとし、乙は、可能な限りその要請に応じるものとする。

(協力の内容)

第2条 前条の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地区協定に基づく災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）だけでは当該協定に基づく地区内の応急復旧工事が円滑に実施できないと甲が認める場合に、協力者の広域的なあわせんを行うこと
- (2) 地区協会の会員企業の被災状況等、甲が応急対策業務を推進するために必要な情報を収集し、提供すること

(資料の交換及び情報連絡)

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、次に掲げる資料を随時交換するものとする。

- (1) 各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料
 - (2) 地区協定の締結及び実施状況に関する資料
 - (3) その他、甲及び乙が必要と認める資料
- 2 甲及び乙は、予め連絡責任者を定め、必要な情報を速やかに連絡しあうものとする。

(費用の負担)

第4条 乙が第2条に規定する協力業務を行うために費用を要した場合は、乙がこれを負担する。

(協定の効力)

第5条 この協定の期間は、締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成13年8月31日

(甲) 静岡県土木部長 山口



(乙) 社団法人静岡県建設業協会
会長 二宮 陸



19-8-7 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

(県住まいづくり課)

静岡県(以下「甲」という。)及び独立行政法人住宅金融支援機構(以下「乙」という。)は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、静岡県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(情報の交換)

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

(住宅相談窓口開設)

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

(職員の派遣)

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

(住宅ローン返済中の県民への支援)

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

(周知)

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(政策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用等)

第9条 この協定は、平成28年4月1日から適用する。

2 静岡県知事と住宅金融公庫南関東支店長との間で締結した平成15年8月1日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は、本協定の適用をもって廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月30日

(甲)静岡県静岡市追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

(乙)東京都文京区後楽一丁目4番10号
独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 加藤 利男

19-8-8 災害時における測量設計等業務委託に関する協定書

(県土木防災課)
 静岡県〇〇事務所長(以下「甲」という。))と社団法人静岡県測量設計業協会会長(以下「乙」という。))とは、地震、津波や風水害等により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾及び漁港などの施設等(以下「公共土木施設」という。))に災害が発生した場合又はその恐れがある場合の測量、設計、用地測量及び用地調査業務(以下「測量設計等業務」という。))の実施について次のとおり協定を締結する。

(目的)
 第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事に必要な測量設計等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設の機能確保又は回復を早期に図ることを目的とする。

(対象となる災害)
 第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な天然現象によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

(災害応急業務協力者)
 第3条 乙の協会において、本協定に賛同できる協会員を災害応急業務協力者(以下「協力者」という。))とする。

第4条 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。
 第5条 乙は、協力者ごとの災害時の業務実施態勢として、氏名、資格等を記載した技術者名簿をとりまとめ、前項の連絡体系図及び名簿とともに甲に提出するものとする。

第6条 前項の規定による名簿等の提出時期は、毎年9月1日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、速やかに提出するものとする。

(待機要請)
 第7条 甲は、災害が発生した場合又はその恐れがある場合には、協力者に対して必要な技術者の待機を要請できるものとする。

第8条 甲が前項により甲の事務所又は支所における待機を要請する場合は、待機場所を確保しておくものとする。

(業務実施要請)
 第9条 甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合は、業務実施要請書により必要な測量設計等業務の実施を要請することができる。業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

第10条 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

(業務の実施)
 第11条 受託者は、前条の規定による甲の要請があつたときには、甲の指示に従い、速やかに必要な測量設計等業務に着手するものとする。

第12条 前項の測量設計等業務の範囲は、災害を受けた公共土木施設の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

第13条 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

第14条 受託者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

第15条 受託者は、業務委託契約の根拠とするため、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成を甲あて報告書にて提出するものとする。

(業務委託契約の締結)
 第16条 甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施規定)
 第17条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)
 第18条 この協定の期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するもの

とし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)
 第19条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年 月 日 (甲)〇〇市〇〇町〇番〇号

静岡県〇〇事務所長 〇〇〇 印
 (乙)静岡市常盤町2丁目13番4号

社団法人静岡県測量設計業協会長
 〇〇〇 印

19-8-9 一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書

(興産廃棄物)サイクル圏

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、災害等により自前努力の限度を超えて一般廃棄物の適正な処理に支障が生じ、又は生じることが予想される場合において、轄区域内の市町村等が相互に援助することにより、一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第201号)第22条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)並びに一般廃棄物の処理施設等の事故及び故障をいう。

2 この協定において「市町村等」とは、轄区域内の市町村及び一般廃棄物の処理を行う一部事務組合をいう。

3 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

4 この協定において「援助」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 施設又は業務の提供又はあっせん
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣等
- (3) 一般廃棄物の処理に必要な物資等の提供又はあっせん
- (4) 前号另定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し特に必要な事項

5 この協定において「要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるため、他の市町村等に援助の要請を行う市町村等をいう。

6 この協定において「受託市町村」とは、要請市町村からの援助の要請を要請し、援助を行う市町村等をいう。

7 この協定において「圏域」とは、別表の左欄に掲げる圏域名ごとに、同表の右欄に掲げる構成市町村等で構成される区域をいう。

(適用区域)

第3条 この協定の適用区域は、市町村等の区域とする。

第2章 援助の手続

(援助要請)

第4条 市町村等は、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるときで、自己の保有する一般廃棄物処理施設、収集・運搬車両、資機材等では一般廃棄物の適正な処理が困難であると判断した場合には、自らが所属する圏域の他の市町村等に対し援助を要請することができる。ただし、特に必要と判断したときは、他の圏域に属する市町村等にも援助を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行った市町村等は、その旨を轄内県(以下「県」という。)に報告するものとする。

3 前項の規定による要請及び報告の方法は、次に掲げる事項を電話等で連絡した後、文書を送付して行うものとする。

- (1) 援助を要する理由
- (2) 援助を要する場所及び期間
- (3) 必要とする施設又は業務内容
- (4) 一般廃棄物の種類及び処理量の見込み
- (5) 必要とする人員
- (6) 必要とする物資、車両、資機材等の品名及び数量
- (7) 連絡責任者
- (8) その他必要な事項

(県による援助要請に係る措置)

第5条 県は、災害等により市町村等の一般廃棄物の処理に支障が生じた場合において、当該市町村等がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認められるときは、前条第1項の規定による要請について適当な措置を講ずることができる。

(受託)

第6条 援助の要請を受けた市町村等は、当該市町村等の一般廃棄物の適正な処理に支障のない範囲において、これを受託するものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(実施)

第7条 受託市町村は、一般廃棄物の種類及び量、収集及び運搬の方法その他必要な事項について要請市町村と協議した上で、援助を実施するものとする。

2 援助の期間は、原則として要請市町村が一般廃棄物を適正に処理することができるまでの間とする。ただし、期間の決定に当たっては、

受託市町村と十分協議するものとする。

3 援助が終了したときは、要請市町村及び受託市町村は、実施した内容を県に報告するものとする。

4 要請市町村は、受託市町村が援助を開始した後、通常より自ら一般廃棄物の適正な処理のための体制の確保ができるよう、その体制の回復に努めなければならない。

(経費負担)

第8条 援助に要した経費は、原則として要請市町村が負担するものとし、支払方法、内容等については、双方協議の上、決定するものとする。

第3章 協力要請

(民間業者への協力要請)

第9条 市町村等は、この協定に基づき援助を迅速に実施するため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(住民への協力要請)

第10条 県及び市町村等は、災害等が発生した場合における一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図るために、この協定の趣旨及び内容について、広報誌等を通じて関係住民に周知を図り、その理解を得よう努めるものとする。

第4章 その他

(情報の交換等)

第11条 この協定の円滑な運用を府するため、市町村等は、必要の都度、一般廃棄物処理施設の稼働状況その他一般廃棄物の処理に關し必要な情報を相互に交換するものとする。

2 県は、この協定の円滑な運用に必要な調整、あっせん、情報の提供その他この協定の円滑な運用を支援する措置を講ずるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づき援助等を妨げるものではない。

(その他)

第13条 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずるものとする。

第14条 この協定の運用に關し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市町村等で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書100通を印刷し、協定者及び立会者が各自記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年3月30日

(協定者)

静岡県～湖東圏圏域協議会

(立会者)

静岡県

別表

圏域名	構成市町村等
南伊豆	下田市 東伊豆町 浜町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町
駿豆	賀茂村 南豆蔵生プラント組合 東河津球センター 西豆蔵生プラント組合 沼津市 御殿場市 裾野市 小山町 長泉町 清水町 御殿場市-小山町広域組合 裾野市長清南施設組合 三島市 函南町 熱海市 伊東市 韮山町 伊豆長岡町 大井町 中伊豆町 修善寺町 天城湯ヶ島町 土肥町 戸田村 田方南宮広域組合 土肥町戸田村衛生施設組合 富士市 富士宮市 芝川町 富士宮市芝川町厚生施設組合
中部	静岡市 清水市 富士川町 蒲原町 由比町 藤原郡牧瀬衛生組合
志太圏域	藤枝市 焼津市 岡部町 大井町 志太広域事務組合
	島田市 本川根町 中川根町 川根町 金谷町 橋原町 吉田町 島田市-北根原地区衛生消防組合 川根地区広域施設組合 島田・橋原地区広域市町村圏組合 吉田町・橋原町広域施設組合
中東	掛川市 菊川町 相良町 小笠町 浜岡町 御前崎町 東遠広域施設組合 相良町外2町広域施設組合 菊川町及び小笠町衛生施設組合 磐田市 袋井市 森町 浅羽町 福田町 豊田町 竜洋町
	豊岡村 中遠地区広域市町村圏事務組合 磐前行政組合 袋井市・浅羽町・浅羽町広域行政組合
西北	浜松市 天竜市 浜北市 水窪町 豊野町 佐久間町 龍山村 湖西市 新居町 舞岡町 雄略町 細工町 引佐町 三ヶ日町 北遠地区広域市町村圏事務組合 引佐郡広域施設組合 湖西市-新居町広域施設組合 湖東圏圏域衛生施設組合

19-8-10 静岡県震災復興相談センターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関する協定書

(県県民生活課)

静岡県(以下「甲」という。)&〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)&は、静岡県震災復興相談センター設置・運営要領(以下「要領」という。)&第11条の規定に基づき開設された震災復興相談センター(以下「センター」という。)&において、災害応急対策として実施する相談業務に従事する者(以下「相談業務従事者」という。)&の派遣及び取扱いに関し、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号。以下「条例」という。)&第35条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が開設するセンターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関し、必要な事項を定める。

(相談業務従事者登録名簿の提出)

第2条 乙は、協定締結後速やかに、相談業務従事者登録名簿(様式第1号)を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の名簿の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の名簿を甲に提出するものとする。

(相談業務従事者の派遣)

第3条 乙は、甲から相談業務従事者派遣の要請を受けた場合は、速やかに相談業務従事者派遣名簿(様式第2号)を甲に提出するとともに、相談業務従事者をセンターに派遣するものとする。

2 乙は、前項の名簿の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の相談業務従事者派遣名簿を甲に提出するものとする。

(派遣期間)

第4条 相談業務従事者の派遣期間は、相談需要等に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

(相談業務従事者の業務)

第5条 相談業務従事者は、要領第13条の規定に基づき、相談業務を実施するものとする。

2 相談業務従事者は、前項の相談業務の実施状況を、相談業務実施状況報告書(様式第3号)により、派遣先センターを開示している災害対策支部長へ定期的に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 第3条第1項の規定により派遣された相談業務従事者に係る旅費及び人件費は、乙の負担とする。

(補償)

第7条 甲は、第5条第1項の相談業務の実施に当たり、相談業務従事者が損害を受けた場合、又は他人に損害を加えた場合は、条例第34条の規定に基づき、その損害を補償する。

(相談内容の責任)

第8条 前条の規定にかかわらず、乙は、自らが派遣した相談業務従事者が実施した相談業務における相談の内容については、その責任を負う。

(協定の適用)

第9条 この協定は、平成〇年〇月〇日から、効力を有する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成〇年〇月〇日

(甲)静岡県知事

石川 嘉延

(乙)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇 〇 〇 〇

19-8-11 生活福祉資金の貸付けの特例措置に関する協定

(県地域福祉課)

(趣旨)

第1条 静岡県(以下「甲」という。)、株式会社静岡銀行、株式会社駿河銀行及び株式会社清水銀行(以下合わせて「乙」という。)、並びに社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「丙」という。))とは、大規模な災害が発生した場合における生活福祉資金貸付金(以下「貸付金」という。))の交付に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力依頼)

第2条 甲及び丙は、大規模な災害が発生し厚生労働大臣が生活福祉資金の貸付けの特例措置を講じた場合、丙が貸付けを決定した者に対する貸付金の交付を迅速かつ円滑に実施するため、乙に対し協力を依頼し、乙はこれに協力するものとする。

(手続)

第3条 乙は、前条の協力依頼があった場合、乙の各支店の資金交付状況のとりまとめ、貸付金の決済等を行うため、速やかに乙それぞれの取りまとめ店(以下「乙の取りまとめ店」という。))を設置するものとする。

第4条 丙は、貸付金の受付窓口を静岡県内の各市町村社会福祉協議会に設置し、同市町村社会福祉協議会を通じて、受付窓口付近な乙の支店の被害状況を確認するものとし、乙は、甲及び丙から協力依頼のあった事務を取扱う支店(以下「乙の取扱店」という。))を設置するものとする。

第5条 乙は、乙の取扱店の設置状況等をもとに貸付額を推計し、乙の取りまとめ店の口座に貸付金を預託するものとする。

(費用の負担)

第6条 貸付金は、国の実施通知等に基づき甲が借置するものとする。

第7条 貸付金の交付に伴う振込手数料及び貸付金引換証の交換手数料は、丙が負担するものとし、別に定めるものとする。(貸付金の交付方法)

第8条 貸付金の交付は、原則として、丙が貸付けを決定した者の指定する口座へ振込みの方法により行うものとする。ただし、丙が貸付けを決定した者が金融機関に口座を有していない等、振込みの方法による貸付金の交付が困難な場合は、丙は、貸付けを決定した者に別に定める様式による貸付金引換証を交付するものとする。

第9条 前項ただし書の場合においては、乙の取扱店は、貸付金引換証及び別に定める身分を証明するものにより、丙が貸付けを決定した者であることを確認の上、貸付金引換証と引換えに現金を交付するものとする。

(貸付金の決済)

第10条 乙の取扱店は、前条の方法により交付した貸付金の件数と金額を毎日取りまとめ、同日中に乙の取りまとめ店に請求するものとする。

第11条 乙の取りまとめ店は、乙の取扱店から請求のあった一日分の貸付金の件数と金額を集計し、丙に報告の上、丙が乙の取りまとめ店に貸付金を預託した口座から当日中に貸付金を決済するものとする。

第12条 乙は、貸付金交付期間終了後、貸付金交付件数及び金額を集計し、貸付金引換証を添付して丙に報告するものとする。

(免責)

第13条 乙は、丙と丙が貸付けを決定した者との債権債務関係及びその他の紛議については、一切の責任を負わないものとする。

第14条 乙が第5条第2項に基づき現金を交付した場合、交付を受けた者が、丙が貸付けを決定した者でなかった場合でも、乙の現金交付は有効とみなし、乙は、一切の責任を負わないものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合を除くものとする。

第15条 乙は、天災地変その他不可抗力により本協定を履行できなかつた場合、当該不履行に基づく一切の責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第16条 甲、乙及び丙は、本協定における業務上知り得た秘密については、他に漏らさぬよう万全の措置をとらなければならないものとする。

(連絡責任部署)

第17条 第2条の規定による協力依頼及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、甲の連絡責任部署は健康福祉部地域福祉室、乙の連絡責任部署は、株式会社静岡銀行にあっては法人部公渉渉外グループ、株式会社駿河銀行にあっては営業本部業務渉外、株式会社清水銀行にあっては支店営業部、丙の連絡責任部署は地域福祉部とする。

(雑則)

第18条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、実施要領に定めるものとする。

第19条 この協定及び前項の実施要領に定めのない事項並びに疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、甲、乙のいずれか又は丙から、他の契約当事者に対し、有効期間満了の日の1か月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、協定の有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書5通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成16年8月27日

(甲) 静岡市追手町9番6号

静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 静岡市呉服町1丁目10番地

株式会社静岡銀行

取締役頭取 松浦 康男

沼津市通領町23番地

株式会社駿河銀行

取締役社長 岡野 光喜

静岡市清水富士見町3番1号

株式会社清水銀行

取締役頭取 伊藤 高義

(丙) 静岡市駿府町1番70号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

会長 上島 清介

19-8-12

(県土木防災課)

静岡県防災エクスパートの活用に関する協定書

静岡県土木部長(以下「甲」という。)、及び静岡県都市住宅部長(以下「乙」という。)、とNPO法人静岡県地域づくり研究会理事長(以下「丙」という。))とは、丙が設置する静岡県防災エクスパート(以下「防災エクスパート」という。))の活用について、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 甲及び乙は、静岡県が管理する別表に掲げる公共土木施設等の損傷又は危険箇所の情報収集及び大規模災害時における被災箇所の情報収集を、円滑かつ効率的に実施するため、NPO法人静岡県地域づくり研究会に募集した防災エクスパートを活用し、事故の未然防止及び的確な災害対策の推進並びに被災地域の早期復旧を図る。

(活動の内容)

第2条 防災エクスパートは、自己の責任において、平常時及び大規模災害発生時に次に掲げる活動を行い、当該施設を管理する事務所の長(以下「事務所長」という。))に通報するものとする。この場合において、大規模災害発生時とは、静岡県内で気象庁が震度6弱以上を発生させた時及び地震、風水害等により大規模な災害が発生した時をいう。

- (平常時)
 - (1) 防災エクスパートの居住地又は勤務地周辺の公共土木施設等について、損傷状況の把握を行う。
 - (2) 事務所長の要請により、公共土木施設等に関する損傷状況の調査を行う。
 - (大規模災害発生時)
 - (1) 防災エクスパートの居住地又は勤務地周辺の公共土木施設等又は当該施設等の周辺の被災状況の把握を行う。
 - (2) 事務所長の要請により、公共土木施設等に関する被災状況の調査を行う。

(費用の負担)

第3条 前条に規定する活動に係る費用は、丙が負担するものとする。

(疑義の解決)

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年4月18日

甲 静岡県葵区追手町9番6号
静岡県
土木部長 古川 博

乙 静岡県葵区追手町9番6号
静岡県
都市住宅部長 村 松 靖

丙 静岡県葵区瀬名1丁目13-3
NPO法人静岡県地域づくり研究会
理事長 鈴木 長

別表 (第2条関係)

公共土木施設等

- (1) 道路
- (2) 河川
- (3) 海岸
- (4) 砂防
- (5) 急傾斜
- (6) 地すべり
- (7) 灌漑
- (8) 公園
- (9) 下水道
- (10)

(1) ~ (9) に掲げるもののほか、これらに類する施設

19-8-13 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

(県廃棄物リサイクル課)

静岡県(以下「甲」という。))と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。))とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥等(以下「災害し尿等」という。))の収集運搬に関して、甲が乙に支援協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の要請手続)

第2条 甲は、被災地域の市町村(以下「被災市町村」という。))から災害し尿等の収集運搬について協力を要請するときは、乙に支援協力を要請するものとする。

(被災市町村との協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じて相互に協議し、確認するものとする。

(経費負担)

第4条 支援協力は、原則として無償で行うものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては静岡県環境森林部環境総室廃棄物リサイクル室、乙においては〇〇〇〇〇事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成17年4月1日から適用する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年3月31日

(甲) 静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇

以下のとおり協定を締結している。

締結者(乙)
静岡県環境整備事業協同組合 理事長 山本 弥之
日本環境保全協会静岡県連合会 会長 服部和彦

19-8-14 静岡県震災復興相談センターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関する協定書

(県県民生活課)

静岡県(以下「甲」という。))と静岡県東海地震対策士業連絡会(以下「乙」という。))とは、静岡県震災復興相談センター設置・運営要領(以下「要領」という。))第11条の規定に基づき開設された震災復興相談センター及び震災復興相談室(以下「センター」という。))において、災害応急対策として実施する相談業務に従事する者(以下「相談業務従事者」という。))の派遣及び取扱いに関し、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号。以下「条例」という。))第35条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が開設するセンターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関し、必要な事項を定める。

(相談業務従事者の派遣)

第2条 乙は甲から相談業務従事者派遣の要請を受けた場合は、速やかに乙の中から相談業務従事者を選出し、センターに派遣するものとする。

(派遣期間)

第3条 相談業務従事者の派遣期間は、相談需要等に応じて、甲乙協議して定める。

(相談業務従事者の業務)

第4条 相談業務従事者は、要領第13条の規定に基づき、相談業務を実施するものとする。

2 相談業務従事者は、前項の相談業務の実施状況を、相談業務実施状況報告書(様式第1号)により、派遣先センターを開設している復興相談班長へ定期的に報告するものとする。

(補償)

第5条 甲は、第4条第1項の相談業務の実施に当たり、相談業務従事者が損害を受けた場合、又は他人に損害を加えた場合は、条例第34条の規定に基づき、その損害を補償する。

(協定の適用)

第6条 この協定は、平成17年8月24日から、効力を有する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間の協定を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年8月24日

(甲) 静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 静岡県東海地震対策士業連絡会 会長 静岡県弁護士会 会長 三井 義廣

19-8-15 災害時における家屋被害認定調査に関する基本協定書

(県危機政策課)

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県土地家屋調査士会(以下「乙」という。)は、災害時に市町が行う家屋被害認定調査(以下「認定調査」という。)の迅速かつ円滑な実施に向けて、次のとおり基本協定を締結する。

(認定調査への協力)

第1条 乙は、県内に災害が発生し、市町が実施する家屋の被害認定業務に関し、甲又は市町から応援要請があった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(市町との協定締結)

第2条 乙は、前条に規定する被害認定業務に関し、業務内容、費用負担等必要な事項について、市町と協議し「災害時における家屋被害認定調査」に関する協定を締結するものとする。
2 甲は、県内全市町における協定締結に向けて、各市町に対して協定締結の要望を確認し乙に情報提供するとともに、各地域防災局単位を基本とした市町連名による協定締結に向けた調整業務を行うものとする。

(研修会の開催)

第3条 甲は、家屋被害認定業務に関する知識、技術の習得を目的として、乙の会員及び市町の職員を対象とした研修会を年1回開催するものとする。

2 乙は、甲又は市町の開催する研修会に乙の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第4条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令(甲の条例、規則等を含む。)に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年 1月23日

静岡県葵区追手町9番6号

甲

静岡県知事

静岡県駿河区曲金六丁目16番10号

乙

静岡県土地家屋調査士会

会長

19-8-16 災害時における地質調査等業務委託に関する協定書

(県土木防災課)

静岡県〇〇事務所長(以下「甲」という。)&静岡県地質調査業協会会長(以下「乙」という。)&は、地震、津波や風水害等、により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾及び漁港などの施設等(以下「公共土木施設」という。))に災害が発生した場合又はその恐れがある場合の地質調査等業務の実施について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事に必要な地質調査等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設の機能確保又は回復を早期に図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な天然現象によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

(災害応急業務協力者)

第3条 乙の協会において、本協定に賛同できる協会員を災害応急業務協力者(以下「協力者」という。)&とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 乙は、協力者ごとの災害時の業務実施態勢として、氏名、資格等を記載した技術者名簿をとりまとめ、前項の連絡体系図及び名簿とともに甲に提出するものとする。

4 前項の規定による名簿等の提出時期は、毎年9月1日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、速やかに提出するものとする。

(待機要請)

第4条 甲は、災害が発生した場合又はその恐れがある場合には、協力者に対して必要な技術者の待機を要請できるものとする。

2 甲が前項により甲の事務所又は支所における待機を要請する場合は、待機場所を確保しておくものとする。

(業務実施要請)

第5条 甲が緊急に地質調査等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合は、地質調査等業務実施要請書(以下「要請書」という。))により必要な地質調査等業務の実施を要請することができる。要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第6条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な地質調査等業務に着手するものとする。

2 前項の地質調査等業務の範囲は、災害を受けた公共土木施設の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

4 受託者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 受託者は、業務委託契約の根拠とするため、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成を甲あて報告書にて提出するものとする。

(業務委託契約の締結)

第7条 甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施規定)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(協議の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して協議が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年 月 日

(甲)〇〇市〇〇町〇番〇号

静岡県〇〇事務所長 〇〇〇〇 印

(乙)静岡県葵区唐瀬1丁目17番34号

静岡県地質調査業協会会長

〇〇〇〇 印

19-8-17 災害時における電気設備の応急対策業務に関する協定書

(県土木防災課)

静岡県〇〇事務所長(以下「甲」という。)&社団法人静岡電業協会会長(以下「乙」という。)&とは、地震、津波や風水害等により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港などの公共土木施設及び庁舎などの電気設備、電気器具及び配線等(以下「電気設備」という。)&に災害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て電気設備の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による応急復旧工事により、電気設備の機能確保又は回復を早期に図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な自然現象によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙の協会において、本協定に賛同できる協会員を災害応急対策協力者(以下「協力者」という。)&とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 乙は、協力者ごとの災害時の応急工事業実施態勢として、氏名、資格等を記載した技術者名簿をとりまとめ、前項の連絡体系図及び名簿とともに甲に提出するものとする。

4 前項の規定による名簿等の提出時期は、毎年9月1日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、速やかに提出するものとする。

(被災情報収集区域)

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要と認める場合には、管内を複数の被災情報収集区域に分割する。

2 被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者(以下「区域担当者」という。)&が電気設備の被害状況を調査する区域とし、甲はあらかじめ協力者の中から区域担当者を含め、個々の電気設備あるいは区域を特定し、被害情報収集の責任を明確にしておくものとする。

(被害状況の報告)

第5条 区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する電気設備の被害状況を調査して、甲に報告するものとする。

2 甲は、あらかじめ協力者に対し書面にて被害状況の報告先を示しておくものとする。

(工事実施要請)

第6条 甲が緊急に応急復旧工事を必要とし、協力者の中から当該工事の施工者を決定した場合は、電気設備工事実施要請書(以下「要請書」という。)&により必要な応急復旧工事の施工を要請することができる。要請書は2通作成し、甲と施工者が各自その1通を保管するものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく要請書を交わすものとする。

(工事の実施)

第7条 施工者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な応急復旧工事に着手するものとする。

2 前項の応急復旧工事の範囲は、災害を受けた電気施設の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 施工者が当該工事を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該工事の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事の内容が判定できるよう写真等の資料を整備するとともに、適業務の進捗状況及び完成を甲へ報告書にて提出するものとする。

(工事請負契約の締結)

第8条 甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施規定)

第9条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年 月 日

(甲)〇〇市〇〇町〇番〇号

静岡県〇〇事務所長 〇〇〇 印

(乙)静岡県駿河区泉町3番3号マルエムビル3F

社団法人静岡電業協会 会長 〇〇〇〇 印

19-8-18 災害時における法面応急対策業務に関する協定書（雛形）

静岡県〇〇〇〇事務所長（以下「甲」という。）と社団法人全国特定法面保護協会中部地方支部長（以下「乙」という。）とは、地震、津波、風水害等により甲の所管する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第3条に規定する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）等に災害が発生した場合又はその恐れがある場合の法面応急対策業務の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）及び災害対策基本法第40条に定める静岡県域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設等の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ要請による法面応急対策工事により、甲の所管する公共土木施設等の機能確保及び回復を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法第23条第1項に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、津波、風水害その他の異常な天然現象によるもののうち甲が必要と認める場合の災害とする。

（協力者）

第3条 社団法人全国特定法面保護協会中部地方支部の会員のうち、静岡県内に営業所を有する者であつて、この協定に賛同できる者を協力者とする。

2 乙は、協力者の募集を行い、協力者の確保に努めるものとする。

3 乙は、協力者間の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を、甲に提出するものとする。

4 前項の規定による名簿等の提出時期は、甲から特別の指示がある場合を除き、9月1日とする。ただし、その内容に変更が生じたときは、その都度速やかに提出するものとする。

（要請及び応諾）

第4条 甲は、緊急の必要がある場合には、協力者の中のいずれかの者に対し、現場状況確認又は法面応急対策工事の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた者は、やむを得ない理由がない限り、応諾するものとする。

3 前2項による要請及び応諾は、別に定める要請書及び応諾書を2通作成することによるものとし、甲及び要請を応諾した者（以下「応諾者」という。）が各自その1通を保管するものとする。

4 前項の要請及び応諾は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく別に定める要請書及び応諾書を交わすものとする。

5 応諾者は、甲の指示に従い、速やかに現場状況確認又は必要な法面応急対策工事に着手するものとする。

（現場状況確認）

第5条 現場状況確認は、応諾者の無償協力により実施するものとする。

2 応諾者は、現場状況確認の実施結果について、別に定める様式により甲に報告するものとする。

（法面応急対策工事）

第6条 応諾者が実施する法面応急対策工事の範囲は、公共土木施設等の機能確保及び回復に係る必要最小限の工事とする。

2 応諾者は、当該工事の実施にあたり、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。この場合において、応諾者は、当該工事の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

3 応諾者は、当該工事業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

4 応諾者は、次に規定する工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜工事の進捗状況及び完成を、別に定める様式により甲に報告するものとする。

（請負契約の締結）

第7条 甲は、前条第4項の資料等を基にして、速やかに応諾者との間で、随意契約により当該法面応急対策工事の請負契約を締結するものとする。

（実施細目）

第8条 この協定において規定された書類の様式や実施に関する細目は、別に定める実施細目によるものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年 月 日

(甲) ○○市○○町○番○号

静岡県○○○○○事務所長 ○○○○ 印

(乙) 愛知県名古屋市中村区畑江通4丁目22番地

) 社団法人 全国特定法面保護協会

中部地方支部長

伊藤 務 印

19-8-19 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

(県衛生課)

静岡県(以下「甲」という。)と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(以下「乙」という。)とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、この甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の一時保存施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、前条に掲げる業務を実施するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

2 上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年3月25日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 東京都港区新橋1丁目18番16号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長 柴山 文夫

19-8-20 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

(県衛生課)

静岡県(以下「甲」という。)と全日本葬祭業協同組合連合会(以下「乙」という。)とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、この甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の一時保存施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、前条に掲げる業務を実施するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

2 上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年3月25日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 東京都千代田区九段北4丁目1番3号
全日本葬祭業協同組合連合会
代表理事 松井 昭憲

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書(以下「協定」という。)第10条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意味は、協定の例による。

(葬祭用品等の範囲)

第2条 協定に規定する甲が供給を要請する棺及び葬祭用品の範囲は次のとおりとする。

- (1) 棺(付属品を含む。)
- (2) ドライアイス等遺体の一時保存に必要な用品
- (3) 骨つぼ及び骨箱

(連絡責任者)

第3条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては静岡県厚生部生活衛生局長、乙にあっては全日本葬祭業協同組合連合会代表理事とする。

(要請手続)

第4条 甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙に通知する文書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第5条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第6条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙の構成員の名簿を報告するものとする。

(連携協力)

第7条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を定め、締結後、速やかに相手方に文書で通知するものとし、窓口に変更があった場合も同様とする。

2 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第8条 協定第4条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者名及び履行の場所
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 第1項の規定により乙が甲に報告する文書は、別記様式2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第9条 協定第6条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績の一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(その他)

第10条 協定は、原則として自然災害を想定するものとし、その他の災害の場合は、協議するものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

様式1（第4条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

静岡県知事

団体名

協力要請書(第 報)

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名	氏名	FAX 番号
口頭、電話等による要請の日時	連絡先電話番号	年 月 日	時 分
要請理由			
要請内容			
履行の場所			
履行の期日又は期間	期日：	年 月 日	年 月 日
備考	期間：	年 月 日	年 月 日

注：「要請内容」には、棺及び葬祭用品の必要数、提供を必要とする役務等の内容及び数量、搬送車両の用途別必要台数等を記載すること

様式2（第8条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

静岡県知事 様

業務実績報告書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請番号及び日時	年 月 日	付 第 号 (第 報)
報告担当者	職名	氏名
実施業務内容	連絡先電話番号	FAX 番号
従事者名	別添名簿のとおり	
履行の場所		
履行の期日又は期間	期日：	年 月 日
備考	期間：	年 月 日

注：「実施業務内容」には、棺及び葬祭用品の供給数、提供した役務等の内容及び数量、搬送車両の用途別提供台数等を記載すること

19-8-21 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

(県衛生課)

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県農協葬祭事業連絡協議会(以下「乙」という。)とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の一時保存施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、前条に掲げる業務を実施するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
- 2 上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自の1通を所持する。

平成24年5月18日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 川勝 平太

乙 静岡県静岡市駿河区曲金3丁目3番23号

静岡県農協葬祭事業連絡協議会

会長 小野 敏彦

19-8-22 災害時における遺体搬送の協力に関する協定書

(県衛生課)

静岡県(以下「甲」という。)と一般社団法人全国霊柩自動車協会(以下「乙」という。)とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における遺体搬送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、この甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 霊柩自動車等による遺体搬送
- (2) その他必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、前条に掲げる業務を実施するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

2 上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年9月6日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 東京都新宿区四谷四丁目14番
一般社団法人全国霊柩自動車協会
会長 一柳 鏝

19-8-23 災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力の関係に関する協定書 (県衛生課)

静岡県(以下「甲」という。)、ドライアイスメーカー会(以下「乙」という。))及び全日本ドライアイスメーカー会(以下「丙」という。))とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。))における遺体の一時保存用ドライアイス(以下「ドライアイス」という。))の供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙及び丙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時にドライアイスを市間に供給する必要がある場合は、乙及び丙に対し協力を要請するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙及び丙は、甲の要請を受けたときは、連携の上、前条に掲げる業務を実施するものとする。

(輸送体制の確保)

第4条 ドライアイスの搬送は、丙が行うものとし、甲は、丙によるドライアイスの搬送が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第5条 乙及び丙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、丙が代表して、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、乙及び丙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙及び丙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、丙が代表して、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき、丙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙丙が協議して決定するものとする。

(支障体制の整備)

第10条 乙及び丙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

2 上記協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 22 年 8 月 20 日

甲 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 東京都港区新橋4丁目23番4号
(エア・ウォーター株式会社内)
ドライアイスメーカー会
会 長 岩本 満

丙 東京都港区西新橋1丁目16番7号
(日本液炭株式会社内)
全日本ドライアイスメーカー会
会 長 鯛島 洋三

災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力の協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力の協定書(以下「協定」という。)第11条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意味は、協定の例による。

(連絡責任者)

第2条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては静岡県健康福祉部生活衛生局長、乙にあってはドライアイスメーカーカーカー一会事務局、丙にあっては全日本ドライアイスデナーラー一会事務局とする。

(要請手続)

第3条 甲から乙及び丙への協力の要請及び連絡は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙及び丙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙及び丙に通知する文書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第4条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙及び丙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙及び丙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第5条 乙及び丙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙及び丙の構成員の名簿を報告するものとする。

(連携協力)

第6条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を定め、締結後、速やかに相手方に文書で通知するものとし、窓口に変更があった場合も同様とする。

2 乙及び丙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第7条 協定第5条に規定する丙から甲へへの報告は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者名及び履行の場所
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 第1項の規定により丙が甲に報告する文書は、別記様式2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第8条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績の一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(その他)

第9条 協定は、原則として自然災害を想定するものとし、その他の災害の場合は、協議するものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

様式1(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡県知事

協力要請書(第報)

災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名	氏名	FAX番号
口頭、電話等による要請の日時	連絡先電話番号	年 月 日	
要請理由	時 分		
要請内容			
履行の場所			
履行の期日又は期間	期日:	年 月 日	年 月 日
備考	期間:	年 月 日 ~	年 月 日

注:「要請内容」には、ドライアイスの必要量を記載すること

様式2(第7条関係)

第 号
年 月 日

静岡県知事 様

団体名

業務実績報告書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定第5条の規定により、次のとおり報告します。

要請番号及び日時	年 月 日付	第 号(第報)
報告担当者	職名	氏名
実施業務内容	連絡先電話番号	FAX番号
従事者名	別添名簿のとおり	
履行の場所		
履行の期日又は期間	期日:	年 月 日
備考	期間:	年 月 日 ~ 年 月 日

注:「実施業務内容」には、ドライアイスの供給量等を記載すること

19-8-24 災害又は事故における応急対策業務に関する協定書

静岡県交通基盤部長(以下「甲」という。)(以下「乙」という。))とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港及び空港などの施設等(以下「公共土木施設等」という。))に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)
第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設等の災害応急復旧工事又は緊急的な応急対策(以下「応急対策業務」という。))を行い、公共土木施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

(対象となる災害)
第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法の規定に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので、甲が公共土木施設等の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

(応急対策業務協力者)

第3条 乙の支部を構成する委員のうち、静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者(以下「協力者」という。))とする。

2 乙は、連合会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿(以下「名簿等」という。))を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第9条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

(業務施行者)

第4条 甲は、応急対策業務が必要な箇所状況に応じて、協力者の中から応急対策業務施行者(以下「施行者」という。))を決定することができる。

2 甲は、施行者を決定する際に、使用可能資機材の状況及び派遣可能人員等に関する情報提供を必要に応じて乙に求めることができる。

(出動要請)

第5条 甲は、施行者に対し、出動要請書により出動を要請することができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。

4 出動要請書は甲及び施行者が各自その1通を保管するものとする。

(応急対策業務の実施)

第6条 施行者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、特別な理由がない限り甲の指示に従い、速やかに応急対策業務に着手するものとする。

2 前項の応急対策業務の内容は、公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限度の業務とする。

3 施行者は、応急対策業務の施行にあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 施行者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 施行者は、業務内容が判定できている写真等の資料を整備するとともに、応急対策業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(請負契約等の締結)

第7条 甲は、施行者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(競議の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年 月 日

(甲)静岡県静岡市葵区通手町9番6号

静岡県交通基盤部長 森山 諒二

(乙) 社団法人日本建設業連合会中部支部

社団法人日本海上起重技術協会中部支部

(順不同)

別 表

下田土木事務所長
熱海土木事務所長
沼津土木事務所長
富士土木事務所長
静岡土木事務所長
島田土木事務所長
袋井土木事務所長
浜松土木事務所長
田子の浦港管理事務所長
清水港管理局長
焼津漁港管理事務所長
御前崎港管理事務所長
静岡空港管理事務所長

19-8-25 災害又は事故における静岡県管理橋梁等の応急対策業務に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と
 静岡県土木防災課（以下「乙」という。）とは、
 地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する橋梁等（以下「橋梁」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て橋梁の被災状況調査及び災害応急復旧工事又は緊急的な応急対策（以下「応急対策業務」という。）を実施することにより、橋梁の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法の規定に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務の種類）

第3条 応急対策業務の種類は、橋梁の被災状況の調査及び健全性の判定、対策工の検討、被災した橋梁の応急復旧工事、応急復旧用仮設橋の確保その他橋梁の応急対策に特に必要な業務とする。

（応急対策業務協力者）

第4条 乙の協力を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。ただし、協力者のうち、対策工の検討、応急復旧工事を行う者は、静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けた者とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第10条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務施行者）

第5条 甲は、応急対策業務が必要な箇所状況に応じて、協力者の中から応急対策業務施行者（以下「施行者」という。）を決定することができる。

2 甲は、施行者を決定する際に、使用可能資機材の状況及び派遣可能人員等に関する情報提供を必要に応じて乙に求めることができる。

3 甲は、橋梁の被災状況の調査及び健全性の判定を広域的に行う必要がある場合には、乙にこれを施行させることができる。

（出動要請）

第6条 甲は、施行者に対し、出動要請書により出動を要請することができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができるとすることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交わすものとする。

4 出動要請書は甲及び施行者が各自その1通を保管するものとする。

（応急対策業務の実施）

第7条 施行者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急対策業務に着手するものとする。

2 前項の応急対策業務の内容は、橋梁の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とし、甲乙協議して定めるものとする。

3 施行者は、応急対策業務の施行にあたっては、二次災害に對し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 施行者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 施行者は、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、応急対策業務の進捗状況及び完成を書面にて甲に適宜報告するものとする。

（請負契約等の締結）

第8条 甲は、施行者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（実施規定）

第9条 この協定において規定されない書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

（協定の効力）

第10条 この協定の期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年 月 日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
 静岡県交通基盤部長 森山 誠二

(乙) 社団法人日本橋梁建設協会事務局
 社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会中部支部
 (順不同)

別表

下田土木事務所 所長
 熱海土木事務所 所長
 沼津土木事務所 所長
 富士土木事務所 所長
 静岡土木事務所 所長
 島田土木事務所 所長
 袋井土木事務所 所長
 浜松土木事務所 所長
 田子の浦港管理事務所 所長
 清水港管理局 局長
 焼津漁港管理事務所 所長
 御前崎港管理事務所 所長
 静岡空港管理事務所 所長

19-8-26 災害又は事故における設計等業務委託に関する協定書

(県土木防災課)

静岡県交通基盤部長(以下「甲」という。)&一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会会長(以下「乙」という。)&は、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港及び空港などの施設等(以下「公共土木施設等」という。)&に災害が発生した場合はそれぞれがある場合の設計等業務(以下「設計等業務」という。)&の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防ぎしめ済んだ県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策に必要な設計等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設等の機能の確保又は早期に回復を図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

(応急対策業務協力者)

第3条 乙の協力を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者(以下「協力者」という。)&とする。

第4条 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿(以下「名簿等」という。)&を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

第5条 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

第6条 第8条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

第7条 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

(業務実施要請)

第8条 甲が緊急に設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な設計等業務の実施を受託者に要請することができる。

第9条 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

第10条 第1項の要請は、緊急を要する場合、甲と受託者が各自の1通を保管するものとする。

第11条 第1項の要請は、緊急を要する場合、甲と受託者が各自の1通を電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を送付するものとする。

(業務の実施)

第12条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な設計等業務に着手するものとする。

第13条 前項の設計等業務の範囲は、当該要請のあった公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

第14条 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の開始者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

第15条 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

第16条 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を準備するとともに、業務の進捗状況及び完成を書面であらためて報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

第17条 甲は、受託者と速やかに任意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自の1通を所持する。

平成24年3月29日

(甲) 静岡県葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部長 森山 誠二

(乙) 静岡県駿河区南町5番3号
一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会会長 齋 秀

別表

下田土木事務所長
熱海土木事務所長
沼津土木事務所長
富士土木事務所長
静岡土木事務所長
島田土木事務所長
袋井土木事務所長
浜松土木事務所長
田子の浦港管理事務所長
清水港管理局長
焼津漁港管理事務所長
御前崎港管理事務所長
静岡空港管理事務所長

19-8-27 災害時における社団法人隊友会静岡県隊友会の協力に関する協定

(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)
社団法人隊友会静岡県隊友会(以下「乙」という。)
は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、静岡県内において、地震、津波、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、噴火その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基本法施行令で定める原因により生ずる被害の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、災害時等における協力(以下「協力」という。)に関し、必要な事項を定めるものである。

(自主的な災害情報収集協力)

第2条 乙は、自主的な協力として、次の情報を甲に提供するための活動を行う。

- (1) 災害に結びつく異常兆候情報
- (2) 大規模地震予知等の段階における県民の生活に関する情報
- (3) 災害発生時における被害情報、救援情報等
- (4) その他必要と認められる情報

2 前項に定める乙の活動は、会員の周辺において視認、聴取等により収集可能な情報とする。

(依頼による協力)

第3条 甲は災害時等において、必要があると認めるときは、次に定める協力を乙に依頼することができるものとする。

- (1) 災害対策基本法の規定に基づく災害応急対策に必要な援助
- (2) その他必要と認められる業務
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし文書をもって要請するいとまがない場合は、口頭等で要請し、事後において速やかに文書を送付するものとする。
- 3 乙は、甲の依頼に基づき、可能な範囲において協力に応ずるものとする。
- 4 甲は、第1項の規定により行った協力について、その必要がなくなった場合は、速やかに文書により乙に通知するものとする。

(安全の確保)

第4条 乙は、甲の依頼を受けて協力する乙の会員に対し、その活動に当たり、安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(経費の負担)

第5条 乙が協力をを行うために要した経費については、乙の負担とする。

(訓練等)

第6条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に可能な限り参加するものとする。

2 隊友会会員が訓練に参加するための経費は、乙の負担とする。

3 甲は、平素から協力実施に関する情報の提供その他乙に必要な支援を行うものとする。

(事故発生時の責任)

第7条 乙は、この協定を実施するにあたり、必要に応じ「ボランティア活動保険」等に参加し、乙の会員に事故及びトラブルが発生した場合は、乙の責任において対応するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年 4月 2日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事

乙 静岡県静岡市駿河区下川原5丁目35番9号
社団法人隊友会静岡県隊友会

会長

19-8-28 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と社団法人静岡県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、静岡県地域防災計画に基づき民間協力の一貫として、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、静岡県において災害が発生した場合において、甲が被災者の住宅として民間賃貸住宅の媒介の協力を乙に求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続き)

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し民間賃貸住宅の媒介の協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、甲の行う応急住宅としての民間賃貸住宅の借上げに対する情報提供や媒介について協力するものとする。

2 前項の他、会員業者は被災者に対する民間賃貸住宅の情報提供や媒介について、できる限りの配慮を行うものとする。

3 乙は、会員業者の事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

(資料の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づき業務が円滑に行われるよう、随時次の資料の交換をするものとする。

- (1) 静岡県地域防災計画
- (2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては静岡県住まいづくり室、乙においては、社団法人静岡県宅地建物取引業協会事務局とする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は平成19年3月30日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成19年3月30日

(甲) 静岡県知事

石川嘉矩

(乙) 社団法人静岡県宅地建物取引業協会

市川宜克



19-8-29 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と社団法人全日本不動産協会静岡県本部（以下「乙」という。）とは、静岡県地域防災計画に基づく民間協力の一貫として、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、静岡県において災害が発生した場合において、甲が被災者の住宅として民間賃貸住宅の媒介の協力を乙に求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続き)

第2条 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し民間賃貸住宅の媒介の協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

(協力業務)

第3条

乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、甲の行う応急住宅としての民間賃貸住宅の借上げに対する情報提供や媒介について協力するものとする。

2 前項の他、会員業者は被災者に対する民間賃貸住宅の情報提供や媒介について、できる限りの配慮を行うものとする。

3 乙は、会員業者の事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

(乙の責務)

第4条

乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

(資料の交換)

第5条

甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料の交換をするものとする。

- (1) 静岡県地域防災計画
- (2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条

この協定に関する連絡窓口は、甲においては静岡県住まいづくり室、乙においては、社団法人全日本不動産協会静岡県本部事務局とする。

(協議事項)

第7条

この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第8条

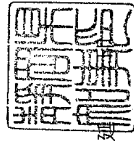
この協定は平成19年3月30日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成19年3月30日

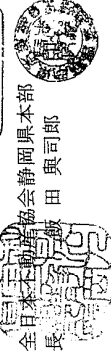
(甲) 静岡県知事

石川嘉矩



(乙) 社団法人全日本不動産協会静岡県本部

本部長 田 興司郎



(趣旨)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画に基づき、災害時における木造応急仮設住宅の建設に
関して、静岡県（以下「甲」という。）が静岡県木造応急仮設住宅建設協議会（以下「乙」と
いう。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項
第1号に規定する収容施設のうち、木造応急仮設住宅をいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と
認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は、電話等により乙に連絡することができる。
この場合において、甲は当該連絡の後、速やかに前項の文書を乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の構成団体の会員である住宅建設業者（以下「丙」
という。）の斡旋を行う等可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。
以下この条において同じ。）の指示に従い住宅の建設を行うものとする。この場合において、
丙は甲と協議の上、静岡県産材を優先的に使用するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲（甲が支払の業務を市町長に委任した場合は、
当該市町長。以下この条において同じ。）が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅の建設の終了後に検査を行い、当該住宅の建設の終了を確認したときは、丙
の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に定める事項に関する連絡窓口は、甲にあっては静岡県くらし・環境部建築住
宅局住まいづくり課、乙にあっては一般社団法人全国木造建設事業協会静岡県協会とする。
(報告)

第8条 乙は、住宅の建設について協力することができる生産能力及び建設能力等の範囲につい
て、毎年1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、
随時報告を求めることができる。
(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る業務を担当する者（以下「担当者」という。）の名称及び乙に加
盟する団体の会員（以下「会員」という。）の名称を毎年1回、甲に提供するものとし、担当
者及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものと
する。

(適用)

第11条 この協定は平成25年4月9日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各1通を保有する。

平成25年4月9日

甲 静岡県知事



乙 静岡県木造応急仮設住宅建設協議会

構成団体 静岡県木造応急仮設住宅建設協議会 会長
一般社団法人全国木造建設事業協会
静岡県協会 会長


静岡県木造建築工業組合
理事長

一般社団法人日本ツバーパイフォー建築協会
静岡県支部 支部長

一般社団法人日本木造住宅産業協会
静岡県支部 支部長


関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人東京共同住宅協会（以下「関係団体」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、関係団体に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（東京都にあっては、関係団体）に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

2 前項の他の都県からの要請を受けた東京都は、公益社団法人東京共同住宅協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

(協力)

第3条 関係団体は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

(都県の役割)

第4条 都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
 - 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
 - 三 応急借上げ住宅の入居許可及び退居に関すること
 - 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
 - 五 その他関係者との調整に関すること
- 2 都県は、前項に掲げる業務の一部を、関係団体に委託することができる。

(関係団体の役割)

第5条 関係団体は、第3条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 都県からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、関係団体と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び関係団体の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成29年 3月27日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 3月27日



茨城県知事 橋本



栃木県知事 福田 富

19-9-1 大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定

(県警察本部)
 静岡県知事(以下「甲」という。)と社団法人静岡県警備協会長(以下「乙」という。)
 静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第35条の規定に基づき、大規模地震発生時における災害応急対策として実施する警備業務要請等に関し次のとおり協定を締結する。

(業務の要請)

第1条 甲は、必要と認めるときは、静岡県警察本部長を通じ、次に掲げる業務を乙に要請するものとする。

- (1) 被災状況等の情報提供業務
- (2) 緊急交通路の確保等に関する警備業務
- (3) その他甲が必要と認める警備業務

(業務の実施)

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請に従って当該業務を実施するものとする。

(業務の費用の負担)

第3条 甲の要請により実施した業務の費用は、静岡県が負担する。

(出動警備員の補償)

第4条 出動警備員(甲の要請に依り出動し警備に従事する者を言う。以下同じ。)
 が、この協定に基づく業務の実施により損害を受けた場合の補償は、出動警備業者(出動警備員の使用者たる警備業者を言う。以下同じ。)の責任において行うものとする。

(損害の補償)

第5条 第2条の業務の実施により生じた損害の補償は、出動警備業者の責任において行うものとする。

(協定の実施)

第6条 この協定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(協定の適用)

第7条 この協定は、平成8年8月14日から、効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成8年8月14日

(甲) 静岡県知事 石川薫延
 (乙) 社団法人静岡県警備協会長 村松 隆

19-9-2 大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定の細目に関する協定

(県警察本部)

静岡県警察本部長(以下「甲」という。)と社団法人静岡県警備協会長(以下「乙」という。)
 は、大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定(以下「基本協定」という。)
 の実施の細目番に関し次のとおり協定を締結する。

(業務の要請の方法)

第1条 甲は、乙に対し基本協定第1条の要請に係る具体的な業務の内容、開始時間及び場所を文書、口頭その他の方法により示すものとする。

2 前項の業務の終了時間は、甲が乙に対し別途示すものとする。

(出動可能人員表の備付け等)

第2条 乙は、基本協定第1条の要請に迅速に対応するため、警備業者ごとの出動警備員の出動可能数を記載した表を備付けておくなければならない。

2 乙は、前項の表を毎年4月末までに甲に提出しなければならない。

(業務等の実施)

第3条 乙は、基本協定第2条の業務を次に掲げる方法により実施するものとする。

(1) 基本協定第1条第1号の業務の要請を受けたときは、被災状況に関する情報を収集し、警備業者の基地局(警備業法第11条の4に規定する「基地局」という。)を管轄する警察署長を介し甲に提供するものとする。

(2) 基本協定第1条第2号又は第3号の業務の要請を受けたときは、出動警備業者に
 出動を要請し、出動警備業者は、出動警備員を指揮して業務を実施するものとする。

(訓練の実施)

第4条 乙は、基本協定第2条の業務が円滑に推進されるように、甲の実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

(業務費用の請求方法)

第5条 乙は、要請された業務の終了後、甲と別途協議の上、当該業務に要した費用の支払いを基本協定第3条により静岡県に請求するものとする。

(疑義の解決)

第6条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成8年8月14日

(甲) 静岡県警察本部長 金重 凱之
 (乙) 社団法人静岡県警備協会長 村松 隆

19-9-3 大規模災害発生時の地域安全推進員による地域安全活動に関する協定
(県警察本部)

静岡県警察本部（以下「甲」という。）及び静岡県地域安全推進員連絡協議会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の災害応急対策として被災地域における社会の安全を確保するため、地域安全推進員による犯罪・事故等の被害を未然に防止する活動（以下「地域安全活動」という。）の要請等に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力の要請)

第1条 甲は、大規模災害が発生し、被災地における地域安全活動が必要であると認められるときは、乙に対して、地域安全推進員による地域安全活動の実施について協力を求めることができる。

2 乙は、前項の要請に基づき、当該被災地域の地域安全活動に協力するものとする。

(定義)

第2条 この協定に掲げる災害の意義は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第2条第1項第1号の定めるところによる。

(活動の内容)

第3条 この協定により、甲が乙に対して要請する地域安全活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域安全パトロール
- (2) 地域における社会の安全に関する情報の収集と通報及び地域住民等に対する伝達
- (3) 地域安全活動に関する要望等の関係者への連絡
- (4) その他、災害時において必要と認められた事項

(活動に伴う災害補償)

第4条 地域安全推進員が、この協定に基づく地域安全活動により被害を受けた場合には、防犯協会員団体総合補償保険制度を適用し補償するものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

(適用)

1 この協定は、令和元年9月1日から適用する。

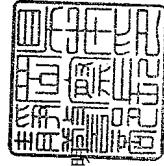
(協定の廃止)

2 大規模地震発生時の地域安全推進員による地域安全活動に関する協定（平成8年8月14日付け）は、廃止する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和元年8月8日

(甲) 静岡県警察本部 長 小嶋 典



(乙) 静岡県地域安全推進員連絡協議会 長 川 村 勇



19-9-4 地域安全活動強化に関する協定

(県警察本部)

静岡県警察本部長(以下「甲」という。)と社団法人静岡県猟友会会長(以下「乙」という。)は、地域安全活動の強化に関し、次のとおり協定を締結する。

記

(協力の要請)

第1条 甲は、必要と認めるときは、次に掲げる行動を乙に協力要請するものとする。

- (1) 野獣などの出没や逸走した猛獣等によって地域住民の生活に不安を生じさせるおそれのある事案に対する地域安全活動
- (2) 災害に伴う所在不明許可銃の調査活動
- (3) 密輸・密造等の不法銃器根絶のための地域安全活動
- (4) 地域安全情報の収集及び提供

(活動の実施)

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請に従って当該活動を実施するものとする。

(活動の内容)

第3条 この協定により、甲が乙に対して協力要請する地域安全活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 猪、熊等の人の居住地域への出没に対する地域住民の保護等危険防止のための活動
- (2) ペットとして飼育されている猛獣等が逸走した場合の地域住民の保護等危険防止のための活動
- (3) 地震、火災等の災害時における動物園からの逸走したライオン・熊・豹・虎等猛獣に対する地域住民の保護等危険防止のための活動。
- (4) 災害発生時における許可銃の所在確認のための活動。
- (5) 密輸・密造等の不法銃器根絶のための啓蒙・啓発活動
- (6) 地域安全情報の収集及び提供

(協議)

第4条 この覚書に定めるもののほか必要な事項については、甲と乙が協議するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成9年5月16日

(甲)静岡県警察本部長 吉原 丈 司

(乙)静岡県猟友会会長 渡辺 卓 司

19-10 警察活動に対する法歯学的協力援助に関する覚書

(県警察本部)

静岡県歯科医師会会長(以下「歯科医師会会長」という。)と静岡県警察本部刑事部長(以下「刑事部長」という。)は、警察活動に対する法歯学的協力援助に関して、次のとおり覚書を締結する。

記

(目的)

第1 本覚書は、警察の行う犯罪捜査及び身元確認業務に対する法歯学的協力援助を積極的に行い、社会秩序の安寧確保を図ることを目的とするものである。

(協力要請)

第2 刑事部長は、犯罪捜査や身元確認の必要が生じた場合及び東海地震等の大災害や航空機事故等により多数死体が発生した場合、死体の身元確認の必要があると認めるときは、歯科医師会会長に対して静岡県歯科医師会会員(以下「歯科医師会会員」という。)の協力を要請することができる。

(協力歯科医師の出動)

第3 歯科医師会会長は、刑事部長から第2による協力要請があった場合これに協力援助するため、歯科医師会会員に出動を求めるものとする。

(補償等)

第4 本覚書の業務遂行に関する補償等については、刑事部長が歯科医師会会長と協議し、誠意を持って処理するものとする。

本覚書は、歯科医師会会長及び刑事部長が各1通を所持するものとする。

平成8年1月11日

静岡県歯科医師会会長 庄 司 誠

静岡県警察本部刑事部長 市 川 功

19-11 アマチュア無線による災害情報の提供(連絡)に関する協定

(県警察本部)

社団法人日本アマチュア無線連盟(以下「JARL」という。)静岡県警察アマチュア無線局(以下「JPHC 静岡」という。)は、アマチュア無線により災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。))に基づき災害情報等の提供(連絡)に関し、静岡県警察本部(以下「警察本部」という。)と次のとおり協定する。

平成7年9月29日

JARL 静岡県支部 支部長 佐野 嘉一
 静岡県警察本部警備部 警備課長 森下 克弘
 JPHC 静岡 代表責任者 長尾 憲

(目的、性格)

第1条 この協定は、東海地震、その他の大規模な災害が静岡県内において発生し、又は発生するおそれがある場合、JARL 静岡県支部及び JPHC 静岡が非常通信等を使用して、災害に関する情報を警察本部に提供(連絡)するため必要な事項について定めることを目的とする。

2 警察本部に情報を提供(連絡)する際のアマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮した活動であること。

(災害)

第2条 この協定において「災害」とは、次に掲げるものとする。

- (1)地震
- (2)津波
- (3)台風
- (4)洪水
- (5)雷害
- (6)火災
- (7)(1)から(6)までに掲げるもののほか、事案の規模、損害の程度等から判断して、社会的影響が大きき、情報の提供(連絡)が必要と認められる事案

(構成員)

第3条 この協定において、非常通信を行う構成員は、別表1に掲げるものとする。

(要請)

第4条 警察本部は、次に掲げる場合において、火災情報の提供(連絡)を受けなければならないときは、JARL 静岡県支部及び JPHC 静岡に対し、その保有する情報の提供(連絡)を要請することができる。

- (1)静岡県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2)静岡県内に大規模な災害が発生するおそれがある異常な現象を認知したとき。

(連絡通報体制)

第5条 前条の規定に基づき警察本部及び JPHC 静岡構成局は、別表1に掲げる管轄地域内の JARL 静岡県支部加入の各構成局と連絡調整を図り、連絡通報体制を策定しておかなければならない。

(非常通信等の訓練)

第6条 警察本部、JPHC 静岡及び JARL 静岡県支部は、非常通信等を円滑かつ確実に行うため共同して訓練を行うものとする。

(組織の構成)

第7条 前条の規定による非常通信等の訓練は、警察本部、JPHC 静岡及び、JARL 静岡県支部の代表者が相互に協議して定められたところにより静岡県下各地区の構成員等により行うものとする。

(雑則)

第8条 この協定に規定している事項又は疑義を生じた事項については、警察本部、JPHC 静岡及び、JARL 静岡県支部の代表者が協議のうえ、決定する。

2 前条に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、警察本部、JPHC 静岡及び JARL 静岡県支部の代表者が協議して定める。

附 則

この協定は平成7年10月1日から実施する。

19-12 警察の検視活動に対する医学的協力援助に関する覚書

(県警察本部)

静岡県医師会会長(以下「医師会会長」という。)&静岡県警察本部刑事部長(以下「刑事部長」という。)&警察の検視活動に対する医学的協力援助に関して、次のとおり覚書を締結する。

記

(目的)

第1 本覚書は、多数の死者を伴う大規模事故、災害が発生した場合、警察の検視活動に対する医学的協力援助を積極的に行的、社会秩序の安寧確保を図ることを目的とするものである。

(協力要請)

第2 刑事部長は、東海地震等の大災害や航空機事故等により多数の死者が発生し、検視の必要が生じたときは、医師会会長に対して、静岡県医師会会員(以下「医師会会員」という。)&の協力を要請することができる。

(医師の出動)

第3 医師会会長は、刑事部長から第2による協力要請があった場合に協力援助するため、医師会会員に出動を求めるものとする。

(補償等)

第4 本覚書の業務遂行に関する補償等については、刑事部長が医師会会長と協議し、「静岡県地震対策推進条例」の例等により、誠意を持って処理するものとする。

本覚書は、医師会会長及び刑事部長が各1通を所持するものとする。

平成9年1月23日

静岡県医師会会長 勝呂 安

静岡県警察本部刑事部長 鈴木 良民

19-13-1 大規模災害発生時における支援協定

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本財団(以下「甲」という。)&静岡県(以下「乙」という。)&並びに社会福祉法人静岡県社会福祉協議会及び特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「丙」と総称する。)&は、静岡県内において災害が発生し、乙及び丙だけでは十分な災害救援活動が実施できないときに、協力して支援活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

(災害の適用範囲)

第2条 本協定において、災害とは次に掲げるものをいう。

- 1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、原則として災害救助法が適用される災害。
- 2 前項に規定する災害の他、住民生活に重大な支障が生じる災害。

(支援活動の手続き)

第3条 乙及び丙は、前条の災害が発生した場合において、第1条の趣旨に基づき、相互に連絡を取り合い、甲に支援を依頼するものとする。

第4条 前項の規定による依頼は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ、電子メール等で行うことができるものとし、事後において速やかに、別記様式第1号を提出するものとする。

- (1) 支援を希望する地域
 - (2) 希望する支援の内容
 - (3) 希望する支援の期間
 - (4) その他必要な事項
- 第5条 甲は、支援活動の決定にあたっては、必要に応じて、別途甲が定める所定の手続きを経るものとする。
- 第6条 本条における支援の依頼は、その先後を問わず、甲が、乙及び丙に対して、別途支援の申し入れをすることを妨げない。

(甲の役割)

第7条 甲は、前条に基づき、支援の依頼を受けた場合、又は支援の申し入れを行った場合、次に掲げる内容について、積極的に必要な支援活動を行うものとする。

- (1) 支援活動を判断する者(以下「派遣者」という。)&の派遣
 - (2) 甲が自ら設置する「災害復興支援特別基金」で想定する支援活動
 - (3) その他、支援のために必要な事項
- 第8条 前項第1号に規定する派遣者の行う活動は、次のとおりとする。
- (1) 支援活動を行うために必要な情報収集及び発信
 - (2) 支援活動を行うための甲、乙及び丙との連絡調整

この協定の成立を証するため、この協定書 4 通を作成し、甲乙丙記名の上各自その 1 通を所持する。

2015 年 6 月 26 日

- (3) 必要な支援活動の企画検討
(4) その他、支援活動に必要な事項
- 3 甲は、第 1 項に掲げる支援活動を申し入れる場合、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ、電子メール等で乙及び丙に通知することとし、事後において速やかに、別記様式第 2 号を提出するものとする。
- (1) 支援活動の候補となる地域
(2) 想定される支援活動の内容
(3) 派遣者の所属、氏名
(4) 派遣者の派遣期間
(5) その他必要な事項

(乙及び丙の役割)

第 5 条 乙及び丙は、前条により甲が実施しようとする支援活動に対して、特別の理由がない限り、積極的に協力するものとし、必要な措置を講じるものとする。

(経費負担)

第 6 条 支援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、特段の事情がある場合には、甲、乙及び丙の協議によるものとする。

(平常時の役割)

第 7 条 甲は、本協定に基づく支援活動が円滑に行われるように、乙及び丙が行う図上訓練への参加等を通じ、協力体制の構築に努めるものとする。

2 前項の規定による協力体制の維持、推進のため、甲、乙及び丙は年 1 回以上、連絡会等を開催して支援活動に必要な情報交換を行うものとする。

(連絡の窓口)

第 8 条 甲、乙及び丙は、あらかじめ本協定に関する連絡担当部署を定め、相互に必要な情報を共有するものとする。

(その他)

- 第 9 条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。
2 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに甲、乙及び丙いずれからも特段の意思表示がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(甲) 東京都港区赤坂 1 丁目 2 番 2 号

公益財団法人日本財団
会 長

(乙) 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県

知 事

(丙) 静岡県静岡市葵区駿府町 1 番 70 号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会 長

静岡県静岡市葵区駿府町 1 番 70 号

特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
理 事 長

別記

様式第1号 (第3条第2項関係)

平成 年 月 日

公益財団法人日本財団
会長 宛

静岡県

社会福祉法人

静岡県社会福祉協議会

特定非営利活動法人

静岡県ボランティア協会

理事長

印

印

印

大規模災害発生時における支援協定

支援依頼書

このことについて、大規模災害発生時における支援協定第3条に基づき、次のとおり、
貴財団の支援を依頼します。

支援を希望する地域	
希望する支援内容	
期間	～
その他必要事項	

別記

様式第2号 (第4条第3項関係)

平成 年 月 日

静岡県

様

社会福祉法人

静岡県社会福祉協議会

様

特定非営利活動法人

静岡県ボランティア協会

理事長

公益財団法人日本財団

会長

印

大規模災害発生時における支援協定

支援活動申込

このことについて、大規模災害発生時における支援協定第4条に基づき、次のとおり、
緊急支援活動を実施することを申し入れます。

支援活動候補地域	
支援活動内容	
派遣者	所属
	氏名
派遣期間	～
その他必要事項	

19-13-2

大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書

上記の合意の成立を証するため、この覚書 4 通を作成し、甲乙丙丁が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

(趣旨)

第 1 条 静岡県(以下「甲」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「乙」という。))及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「丙」という。))と株式会社静岡銀行(以下「丁」という。))は、東海地震を含む南海トラフを震源とする巨大地震(以下「東海地震等」という。))による災害発生時における、静岡県災害ボランティア本部・情報センターのボランティア活動等の活動拠点として、丁所有または賃借駐車場の無償による一部借用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(協力の要請)

第 2 条 甲、乙及び丙は、東海地震等による災害発生時に、丁の協力を得る必要があるときは、丁に対し別紙(店舗一覧表)の中から駐車場の一部の借用を要請できるものとし、丁は、特別の理由がない限り、協力するものとする。なお、別紙(店舗一覧表)の内容に変更が生じた場合には、甲乙丙丁で協議の上、その都度、変更するものとする。

2 前項の要請については、様式第 1 号により駐車場を借用する店舗及び借用開始日を指定して文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 丁は、前項により甲、乙及び丙から要請があった場合は、様式第 2 号により、協力の可否を文書をもって回答するものとする。

(借用期間)

第 3 条 甲、乙及び丙が借用した駐車場の借用期間は災害の状況により甲乙丙丁で取り決めるものとする。

(原状回復)

第 4 条 甲、乙及び丙が借用した駐車場は、甲、乙及び丙が活動を終了した段階で、速やかに原状回復した上で丁に返却する。

2 前項の原状回復に要する費用は、乙及び丙が負担するものとする。

(有効期間)

第 5 条 この覚書の有効期間は、締結の日から起算して 1 年間とする。但し、甲乙丙いずれからも、有効期間満了日の日の 1 ヶ月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き 1 年間、この覚書の有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第 6 条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙丙丁で協議して定めるものとする。

(甲) 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県知事

(乙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
理事長

(丙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長

(丁) 静岡市葵区呉服町 1 丁目 10 番
株式会社静岡銀行
取締役頭取

19-13-3

大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書

(趣旨)

第1条 静岡県（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「乙」という。）及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「丙」という。）と静岡県労働金庫（以下「丁」という。）は、東海地震を含む南海トラフを震源とする巨大地震（以下「東海地震等」という。）による災害発生時における、静岡県災害ボランティア本部・情報センターのボランティア活動等の活動拠点として、丁が所有または賃借している駐車場の無償による一部借用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(協力の要請)

第2条 甲、乙及び丙は、東海地震等による災害発生時に、丁の協力を得る必要があるときは、丁に対し別紙（店舗一覧表）の中から駐車場の一部の借用を要請できるものとし、丁は、特別の理由がない限り、協力するものとする。なお、別紙（店舗一覧表）の内容に変更が生じた場合には、甲乙丙丁で協議の上、その都度、変更するものとする。

2 前項の要請については、様式第1号により駐車場を借用する店舗及び借用開始日を指定して文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 丁は、前項により甲、乙及び丙から要請があった場合は、様式第2号により、協力の可否を文書をもって回答するものとする。

4 駐車場内の借用場所については、甲乙丙および丁で取り決めるものとする。

(借用期間)

第3条 甲、乙及び丙が借用した駐車場の借用期間は災害の状況により甲乙丙及び丁にて取り決めるものとする。また、甲、乙及び丙は駐車場の返却において、借用期間中であっても丁からの協議に応じるものとする。

(原状回復)

第4条 甲、乙及び丙が借用した駐車場は、甲、乙及び丙が活動を終了した段階で、速やかに原状回復した上で丁に返却する。

2 前項の原状回復に要する費用は、乙及び丙が負担するものとする。

(借用期間中の事故等)

第5条 甲、乙及び丙が活動拠点として借用している期間において、当該駐車場内でおきた事故等について丁は責任を負わない。

(有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。但し、甲乙丙いずれからも、有効期間満了の日の1ヶ月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、この覚書の有効期限が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙丙丁で協議して定めるものとする。別紙店舗一覧に掲載されていない店舗駐車場の借用については状況により甲乙丙丁で協議し決定する。

上記の合意の成立を証するため、この覚書4通を作成し、甲乙丙丁が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年9月16日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事

川勝 平太

(乙) 静岡市葵区駿府町1番70号

特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
理事長

神田 均

(丙) 静岡市葵区駿府町1番70号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長

神原 啓文

(丁) 静岡市葵区黒金町5-1

静岡県労働金庫
理事長

古川 正明

19-13-4

大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書

(趣旨)

第1条 静岡県（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「乙」という。）及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「丙」という。）と一般社団法人静岡県信用金庫協会（以下「丁」という。）は、東海地震を含む南海トラフを震源とする巨大地震（以下「東海地震等」という。）による災害発生時における、静岡県災害ボランティア本部・情報センターのボランティア活動等の活動拠点として、丁傘下信用金庫所有または貸借駐車場の無償による一部借用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(協力の要請)

第2条 甲、乙及び丙は、東海地震等による災害発生時に、丁の協力を得る必要があるときは、丁に対し別紙（店舗一覧表）の中から駐車場の一部の借用を要請できるものとし、丁は、特別の理由がない限り、協力するものとする。なお、別紙（店舗一覧表）の内容に変更が生じた場合には、甲乙丙丁で協議の上、その都度、変更するものとする。

2 前項の要請については、様式第1号により駐車場を借用する店舗及び借用開始日を指定して文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 丁は、前項により甲、乙及び丙から要請があった場合は、様式第2号により、協力の可否を文書をもって回答するものとする。

(借用期間)

第3条 甲、乙及び丙が借用した駐車場の借用期間は災害の状況により甲乙丙丁で取り決めるものとする。

(原状回復)

第4条 甲、乙及び丙が借用した駐車場は、甲、乙及び丙が活動を終了した段階で、速やかに原状回復した上で丁に返却する。

2 前項の原状回復に要する費用は、乙及び丙が負担するものとする。

(借用期間中の事故等)

第5条 甲、乙及び丙が活動拠点として借用している期間において、当該駐車場内でおきた事故等について丁は責任を負わない。

(有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。但し、甲乙丙丁いずれからも、有効期間満了の日の1ヶ月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、この覚書の有効期限が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙丙丁で協議して定めるものとする。別紙店舗一覧に掲載されていない店舗駐車場の借用については状況により甲乙丙丁で協議し決定する。

上記の合意の成立を証するため、この覚書4通を作成し、甲乙丙丁が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年9月25日

(甲) 静岡県葵区追手町9番6号
静岡県知事

川勝 平太

(乙) 静岡県葵区駿府町1番70号
特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
理事長

神田 均

(丙) 静岡県葵区駿府町1番70号
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長

神原 啓文

(丁) 静岡県葵区追手町2番20号
一般社団法人静岡県信用金庫協会
会長

御室 健一郎

20-1-1 災害救助法の適用基準

(県健康福祉部企画政策課)
平成27年国勢調査(H27.10.1)による

市区名	人口(人)	適用基準 世帯数
静岡市	704,989	150
葵区	253,593	100
駿河区	212,419	100
清水区	238,977	100
浜松市	797,980	150
中区	237,443	100
東区	128,555	100
西区	111,353	100
南区	100,870	100
北区	93,567	80
浜北区	95,900	80
天竜区	30,292	60
沼津市	195,633	100
熱海市	37,544	60
三島市	110,046	100
富士宮市	130,770	100
伊東市	68,345	80
島田市	98,112	80
富士市	248,399	100
磐田市	167,210	100
焼津市	139,462	100
掛川市	114,602	100
藤枝市	143,605	100
御殿場市	88,078	80
袋井市	85,789	80
下田市	22,916	50
裾野市	52,737	80
湖西市	59,789	80
伊豆市	31,317	60
御前崎市	32,578	60
菊川市	46,763	60
伊豆の国市	48,152	60
牧之原市	45,547	60

町名	人口(人)	適用基準 世帯数	
賀茂郡	東伊豆町	12,624	40
	河津町	7,303	40
	南伊豆町	8,524	40
	松崎町	6,837	40
	西伊豆町	8,234	40
田方郡	函南町	37,661	60
駿東郡	清水町	32,118	60
	長泉町	42,331	60
	小山町	19,497	50
榛原郡	吉田町	29,093	50
	川根本町	7,192	40
周智郡	森町	18,528	50

災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準

市町村人口	住家減失世帯数
5,000人未満	30
5,000～14,999人	40
15,000～29,999人	50
30,000～49,999人	60
50,000～99,999人	80
100,000～299,999人	100
300,000人以上	150

20-1-2 令和元年度災害救助基準(県健康福祉政策課)

令和元年10月23日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により親に被害を受け、又は受けなおす者のある者に供する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 380円以内 高齢者等の要保護者等を収容する場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、食料、燃料、消耗器材費、雑物等の使用料金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たった際の輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への食料等の配給等により、ホテル・旅館など宿泊施設を併せて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	作家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の事情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了後に供与解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内 被災者等 被災者等の要保護者等を収容する者	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び解体撤去費等の一切の経費として、5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集合等を利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要保護者等を収容し上取する「建設型仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
放出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための経費を延給日数で除した金額の限度額以内であればよい。 (1食は1食)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は他の生活必需品の提供	1 夏季(4月～9月)・冬季(10月～3月)の季節は災害発生から10日以内 2 下記金額の範囲内 その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)・冬季(10月～3月)の季節は災害発生から10日以内 2 下記金額の範囲内	1 災害発生の日から10日以内 2 現物給付に限ること	1 備蓄物資の価格は災害当初の坪価額 2 輸送費、人件費は別途計上

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
焼失	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
床上浸水	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	1 医師の診察を受けた者(応急的処置)	1 救急班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具等損害等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施療者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	1 災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(助産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救急班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産所による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 理由不明な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搬送」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（壊）若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの能力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならないことが困難である程度に住家が半壊（壊）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は当該に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	
学習用品の給与	住家の全壊（壊）流失半壊（壊）又は床上浸水により学習用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材費 2 文房具及び学習用品は、1人当たり次の金額以内 小学生別室 4,500円 中学生別室 4,800円 高等学校生徒 5,200円	1 災害発生の日から10日以内 2 教科書は、1カ月以内（文房具及び学習用品）15日以内	1 備蓄物資は詳細額 2 入退学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の犠牲になった者を発見し、死因を調査し、埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡している者と推定される者	当該地域における通常の費用	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の犠牲になった者について、死体に附する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建築物上：通常の実費 ○既存建築物以外：1体当たり5,400円以内	災害発生の日から10日以内	1 検案原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス の購入等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
建築物の除去	居室、炊事場、玄関等に隣接物が運びこまれているため生活に支障をきたしている状態で自力では除去することができない者	検案、搬送費以外は慣行料金 市町村内において建築物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の運搬に係る支費 2 医師及び助産師 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搬送 6 死体の処理 7 救急用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
集費寄附	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定に従事する業務に規定する業務に規定する都道府県等（以下「国庫負担期間」という。）の活動の都道府県等（以下「活動の都道府県」という。）の活動の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	災害救助法第7条第1項の規定に従事する業務に規定する業務に規定する都道府県等（以下「国庫負担期間」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所屬区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出し、合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じ得た額の合計額以内とする。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の積算する事務を行う期間以内
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 資金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所屬区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出し、合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じ得た額の合計額以内とする。	救助の実施が認められる期間	災害救助費の積算事務を行うのに要した歳費も含む。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超え6億円以下の部分の金額については100分の4

※ この基準によっては救助の通知が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣府知事等に協議し、その同意を得た上で、救助の限度、方法及び期間を定めることができる。

20-2-1 静岡県大規模地震災害対策基金条例

静岡県大規模地震災害対策基金条例をここに公布する。

昭和59年3月23日

静岡県知事 山本 敬三郎

静岡県条例第25号

静岡県大規模地震災害対策基金条例

(設置)

第1条 大規模な地震による災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため、静岡県大規模地震災害対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額の総額は、700億円とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2. 基金に属する現金は、必要に応じて、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡県一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委任)

第5条 この条例に規定するもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。

(静岡県庁舎建設基金条例の一部改正)

2. 静岡県庁舎建設基金条例(昭和42年静岡県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(大規模地震による災害発生時の措置)

第5条 知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

(静岡県土地開発基金条例の一部改正)

3. 静岡県土地開発基金条例(昭和44年静岡県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4. 第1項及び前項の規定にかかわらず、第6条の規定により、この基金の処分が行われたときは、基金の額は処分相当額減少するものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(大規模地震による災害発生時の措置)

第6条 知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

(静岡県財政調整基金条例の一部改正)

5. 静岡県財政調整基金条例(昭和45年静岡県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(大規模地震による災害発生時の措置)

第5条 知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

(静岡県債管理基金条例の一部改正)

6. 静岡県債管理基金条例(昭和54年静岡県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(大規模地震による災害発生時の措置)

第5条 知事は、大規模な地震による災害が発生した場合において、災害の応急対策、災害の復旧その他の災害対策に要する経費に充てる必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で、この基金を処分し、静岡県大規模地震災害対策基金に繰り入れるものとする。

20-2-2 地震・津波対策等減災交付金交付要綱（県危機政策課）

第1 趣旨

知事は、静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の減災目標「2022年度までに想定犠牲者8割減少」の達成に向け、地震・津波対策等を実施する市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「地震・津波対策等減災交付金」とは、市町等が策定し、知事が受理した平成31年（令和元年）度から令和4年度までの地震・津波対策等の取組に関する計画（以下「地震・津波対策等減災四箇年計画」という。）に位置付けられた事業の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところにより、知事が交付する交付金をいう。
- (2) この要綱において「交付対象事業」とは、別表に掲げる事業のうち、地震・津波対策等減災四箇年計画に記載されたものをいう。

第3 交付の対象事業、交付率（額）等

- (1) 別表に定めるところとする。ただし、(2)の規定による認定を受けた市町は、別表の「津波対策がんばる市町認定」欄に○印が記された事業について、当該事業欄に対応する対象限度額、交付率、交付上限額が適用されるものとする。交付に当たり、各事業毎に算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (2) 知事は、次の要件の全てに適合する市町を「津波対策がんばる市町」として認定するものとする。
 - ア 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき津波災害警戒区域又は同法第72条第1項の規定に基づき津波災害特別警戒区域の指定を受けた区域を有する市町
 - イ 今後も津波対策の推進が見込まれる市町
- (3) (2)の規定による認定を受けようとする市町は、次に掲げる書類を、県に提出するものとする。
 - ア 津波対策がんばる市町認定申請書（様式第1号）
 - イ 実施予定事業の概要等の補足説明資料
- (4) 知事は、(3)の規定による申請を受理した場合は、内容を確認・調整のうえ、認定するものとする。

第4 地震・津波対策等減災四箇年計画の提出等

- (1) 別表に定める事業を実施しようとする市町等は、次に掲げる書類を、県あて提出するものとする。
 - ア 地震・津波対策等減災四箇年計画書（様式第2号）
 - イ 四箇年計画事業総括書（様式第3号）
- (2) 知事は、市町等から(1)の提出を受けた場合には、内容を確認・調整のうえ、受理するものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定は、地震・津波対策等減災四箇年計画を変更する場合に準用する。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第4号）
 - イ 事業計画総括書（様式第5号）
 - ウ 事業計画個別書（様式第6号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第6 交付の条件

- 交付の決定をする際の条件は、以下のとおりとする。
- (1) 市町等の地震・津波対策等を一層推進するため、交付決定後に、この交付金の目的の範囲内で、事業間の相互の流用をすることは認める。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 交付決定通知書に記載された交付決定の金額を増額しようとする場合
 - イ 交付決定を受けた全ての事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 交付決定を受けた事業が期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、直ちに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (3) 当該事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の承認を受けずに、交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (5) 当該事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (6) 当該事業に関する帳簿、領収書等の関係書類を整理し、これらの書類を

交付金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならぬ。

(7) 市町が地震・津波対策等減災交付金を財源の全部又は一部として、当該市町の補助金等を交付する場合は、(2)から(6)までに掲げる事項を条件として付さなければならぬ。この場合において、(2)から(4)までの事項中「知事」とあるのは「市町長」と、(4)の事項中「県」とあるのは、「市町」と読み替えるものとする。

(8) (7)に定める条件のうち(2)の指示、又は(3)の承認をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(9) (7)に定める条件のうち、(4)については、市町に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

第7 変更の承認申請

第6の(1)のただし書きにより、知事の承認を受けようとする場合は、次の書類を提出する。

提出書類 各1部

- (1) 変更承認申請書 (様式第7号)
- (2) 変更事業計画総括書 (様式第5号)
- (3) 変更事業計画個別書 (様式第6号)

第8 繰越の報告

第6の(2)により、交付決定を受けた事業が期間内に完了しないことを報告し、事業を翌年度に繰り越す場合、次の書類を提出する。

提出書類 各1部

- (1) 繰越理由書
- (2) 繰越事業計画書

第9 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書 (様式第8号)

イ 事業実績総括書 (様式第5号)

ウ 事業実績個別書 (様式第6号)

(2) 提出期限

交付決定を受けた全ての交付対象事業が完了(中止、廃止を含む)した日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第10 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書 (様式第9号)

(2) 提出期限

交付金確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第11 概算私の請求手続等

提出書類 各1部

(1) 概算私請求書 (様式第9号)

(2) 資金状況調べ (様式第10号)

第12 書類の提出

この要綱に基づき提出すべき書類は、市町にあっては所在地を管轄する地域局に、一部事務組合にあっては危機管理部消防保安課に提出するものとする。

第13 読替規定

第12の「市町の所在地を管轄する地域局」とあるのは、地域総合防災推進事業審査会が認めた事業にあっては「危機管理部危機政策課」と読み替えるものとする。

第14 交付金の運用等

この交付金の運用に關し必要な事項は、この要綱に定めるほか、別に定める地震・津波対策等減災交付金事務処理要領によるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年(令和元年)度分の交付金から適用する。

附 則

この改正は、令和2年度分の交付金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の交付金から適用する。

別表		事業名	津波対策 が、55市町認定	対象額/年度	交付率	交付上限額
1	建築物等の耐震化事業	1(1) 施設内家具固定等耐震事業	60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度	
		1(2) 耐震シェルター等耐震事業	300千円/台	1/2	150千円/台	
		1(3) 耐震シェルター等耐震事業	250千円/台	1/2	125千円/台	
		1(4) 躯体耐震補強等耐震事業	60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度	
		1(5) 公共施設耐震診断事業	60,000千円/棟	1/3	20,000千円/棟	
		1(6) 公共施設耐震診断事業	60,000千円/棟	1/3	20,000千円/棟	
		1(7) 公共施設耐震診断事業	60,000千円/棟	1/3	20,000千円/棟	
		1(8) 公共施設耐震診断事業	60,000千円/棟	1/3	20,000千円/棟	
		1(9) 公共施設耐震診断事業	60,000千円/棟	1/3	20,000千円/棟	
		1(10) 公立26小中学校耐震診断事業(国庫補助事業)	120,000千円/棟	1/6	20,000千円/棟	
		1(11) 公立26小中学校耐震診断事業(国庫補助事業)	80,000千円/棟	1/4	20,000千円/棟	
		1(12) 公立26小中学校耐震診断事業(国庫補助事業)	60,000千円/棟	1/3	20,000千円/棟	
		1(13) 設備耐震事業	要額1棟1.1万円	1/6	-	
		1(14) 耐水地盤耐震診断事業	60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度	
		1(15) 耐水地盤耐震診断事業	60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度	
		1(16) 耐水地盤耐震診断事業	60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度	
2	津波対策を推進する等の施設整備事業	2(1) Aゾーン等対策事業(津波浸水域外)	国庫補助保障額	1/6	-	
		2(2) Aゾーン等対策事業(津波浸水域)	-	1/3	-	
		2(3) Aゾーン等対策事業(津波浸水域)	国庫補助保障額	1/6	-	
		2(4) Aゾーン等対策事業(津波浸水域)	国庫補助保障額	1/4	-	
		2(5) Aゾーン等対策事業(津波浸水域)	国庫補助保障額	1/2	-	
		2(6) Aゾーン等対策事業(津波浸水域)	国庫補助保障額	2/3	-	
		2(7) Aゾーン等対策事業(津波浸水域)	国庫補助保障額	1/8	-	
		2(8) Aゾーン等対策事業(津波浸水域)	国庫補助保障額	1/12	-	
		2(9) Aゾーン等対策事業(津波浸水域)	国庫補助保障額	1/8	-	
		2(10) Aゾーン等対策事業(津波浸水域)	国庫補助保障額	1/2	-	
		2(11) Aゾーン等対策事業(津波浸水域)	国庫補助保障額	1/2	-	
		2(12) Aゾーン等対策事業(津波浸水域)	国庫補助保障額	1/2	-	
		2(13) Aゾーン等対策事業(津波浸水域)	国庫補助保障額	1/2	-	
		2(14) Aゾーン等対策事業(津波浸水域)	国庫補助保障額	1/2	-	

事業名	津波対策 が、55市町認定	対象額/年度	交付率	交付上限額
3 救出・救助等災害応急活動体制の強化事業	津波対策 が、55市町認定	60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
3(1) 中野町子シフト移動支援事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
3(2) 消防用無線整備事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
3(3) 消防無線整備事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
3(4) 消防無線整備事業		60,000千円/年度	1/6	-
3(5) 消防無線整備事業		60,000千円/年度	1/6	-
3(6) 消防無線整備事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
3(7) 消防無線整備事業		60,000千円/年度	1/6	10,000千円/年度
3(8) 消防無線整備事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
3(9) 消防無線整備事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
3(10) 消防無線整備事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
4 医療救護体制の強化事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
4 医療救護体制の強化事業		60,000千円/年度	1/2	30,000千円/年度
5 災害時情報伝達体制の強化事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
5(1) 同時通訳用無線設備整備事業(津波浸水域外)		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
5(2) 同時通訳用無線設備整備事業(津波浸水域)		60,000千円/年度	1/2	30,000千円/年度
6 複合災害・津波災害対策強化事業		60,000千円/年度	2/3	-
6 複合災害・津波災害対策強化事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
7 地域防災力の強化事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
7(1) 自主防災組織等育成事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
7(2) 通達強化事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
7(3) 住民防災教育事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
7(4) 防災訓練事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
7(5) 防災訓練事業(自主防災組織等総合防災訓練)		40,000千円/年度	1/2	20,000千円/年度
8 避難生活支援体制の強化事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
8(1) 屋内避難設備改善下物対策事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
8(2) 防火防犯対策事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
8(3) 防火防犯対策事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
8(4) 避難場所防犯対策事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
8(5) 防火防犯対策事業		60,000千円/年度	1/2	-
8(6) 非常用防犯設備整備事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
8(7) 非常用防犯設備整備事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
8(8) 非常用防犯設備整備事業		60,000千円/年度	1/2	30,000千円/年度
8(9) 非常用防犯設備整備事業		60,000千円/年度	1/6	-
8(10) 非常用防犯設備整備事業		60,000千円/年度	1/6	10,000千円/年度
8(11) 非常用防犯設備整備事業		2,000千円/年度	1/3	666千円/年度
8(12) 非常用防犯設備整備事業		60,000千円/年度	1/2	30,000千円/年度
8(13) 非常用防犯設備整備事業		60,000千円/年度	1/2	30,000千円/年度
8(14) 非常用防犯設備整備事業		60,000千円/年度	1/2	30,000千円/年度
8(15) 非常用防犯設備整備事業		60,000千円/年度	1/2	30,000千円/年度
9 緊急物資等の確保事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
9(1) 備蓄用食料整備事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
9(2) 備蓄用食料整備事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
10 被災者生活再建支援事業		60,000千円/年度	1/2	30,000千円/年度
10(1) 被災者生活再建支援事業		60,000千円/年度	1/2	30,000千円/年度
10(2) 被災者生活再建支援事業		60,000千円/年度	1/3	20,000千円/年度
11 地域総合防災推進事業		60,000千円/年度	1/3~1/2	10,000千円/市町

20-2-4 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（県建築安全推進課）

平成18年4月3日制定

令和3年4月1日最終改正

第1 趣旨

知事は、地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による災害及び土砂災害等による被害を防止するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を実施する市町及び同事業を実施する者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業」とは、別表第1に掲げる事業をいう。
- (2) この要綱において「既存建築物」とは、昭和56年5月31日以前に建築された建築物（住宅を除く。以下同じ。）及び同日において工事中であった建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家等対策特別措置法」という。）第2条第1項の規定に基づく空家等を除く。
- (3) この要綱において「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅及び同日において工事中であった住宅で、居住のために継続して利用するものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (4) この要綱において「既存マンション」とは、昭和56年5月31日以前に建築されたマンション及び同日において工事中であったマンションをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの及び空家等対策特別措置法第2条第1項の規定に基づく空家等を除く。
- (5) この要綱において「既存建築物等」とは、昭和56年5月31日以前に建築された及び同日において工事中であった建築物、住宅及びマンションをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (6) この要綱において「静岡県耐震診断補強相談士」とは、静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づき知事が認定した者をいう。
- (7) この要綱において「危険なブロック塀等」とは、地震発生時に倒壊し、道路通行人等の第三者に被害を与える可能性のある塀をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (8) この要綱において「ブロック塀等の安全確保事業（避難路沿道等）」における「建替え」とは、ブロック塀等を除却し、フェンス等の安全な塀（組積造の塀を除く）に造り替えるものをいう。
- (9) この要綱において「既存天井」とは、平成26年3月31日以前に施工された天井及び同日において工事中であった天井をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (10) この要綱において「既存エレベーター」とは、平成26年3月31日以前に施工されたエレベ

ーター及び同日において工事中であったエレベーターをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(11) この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号の2の規定に基づく同法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項に定める旅館業を営む者をいう。

(12) この要綱において「住宅相談員」とは、耐震改修、建替え又は耐震性を有する住宅等への住み替えに誘導するため、市町が既存住宅に派遣し、住宅の耐震化に係る相談等に対応する者をいう。

(13) この要綱において「専門家」とは、耐震改修、建替え又は耐震性を有する住宅等への住み替えに誘導するため、市町が既存住宅に派遣し、住宅の耐震化に係る相談等に高度な専門知識と豊かな経験に基づき対応する者（静岡県耐震診断補強相談士等）をいう。

第3 補助の対象及び補助率

別表第2に掲げるとおりとする。

ただし、事業ごとに県の補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記書類を追加して提出する。
- エ 交付申請額の算出方法及び事業経費の配分書（様式第4号）
- オ がけ地近接危険住宅移転事業費内訳（様式第5号及び様式第6号）
- カ 危険住宅位置図（様式第7号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（交付決定金額の300万円以内の減額変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（交付決定を受けた事業間の補助金の流用で、流用先の補助金の額の3割（当該流用先の補助金の額の3割に相当する額が300万円以下であるときは300万円）以内の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(4) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

(5) がけ地近接危険住宅移転事業で危険住宅除却等の跡地については適正な管理を行うこと。

第6 変更の承認申請

(1) 提出書類 各1部

ア 変更承認申請書 (様式第8号)

イ 変更事業計画書 (様式第2号)

ウ 変更収支予算書 (様式第3号)

第7 状況報告

本事業を行う市町は、毎月別に知事が定める方法により事業の実施状況報告書を提出するものとする。

なお、がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記のとおり書類を提出する。

(1) 提出書類 1部

状況報告書 (様式第9号)

(2) 提出期限

当該会計年度の各四半期(第4・四半期を除く。)ごとに当該期間経過後10日まで

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書 (様式第10号)

イ 事業実績書 (様式第2号)

ウ 収支決算書 (様式第3号)

エ プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業一覧表 (別紙1～26号)

住宅の耐震化の計画的実施の誘導に係る事業(住宅相談支援、専門系派遣)、わが家の専門家診断事業を行う場合は次の書類を追加して提出する。

オ 委託契約書等の写し

がけ地近接危険住宅移転事業を行う場合は下記書類を追加して提出する。

カ 県費補助金受入調書 (様式第11号)

キ 図面及び写真(写真は原則として施行前のもので及び施行後のものとする。)

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書 (様式第12号)

(2) 提出期限

別に定める日まで

第10 概算払の請求手続

(1) 提出書類 1部

ア 概算払承認申請書 (様式第13号)

イ 概算払補助金請求内訳書 (様式第14号)

ウ 工事費等支出状況明細表 (様式第15号)

エ 資金状況調 (様式第16号)

オ 請求書 (様式第12号)

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表第1 (第2関係)

事業の区分	補助事業 細目	補助事 業者	事業 主体	事業内容	国の要綱
1	住宅の耐震化の計画的実施の誘導に係る事業	—	市町	国の交付金要綱に基づき、既存住宅の耐震化への誘導に関する事業で、耐震化未実施の既存住宅に対して意向調査の実施及び住宅相談員を派遣し、耐震改修、建替え又は耐震性を有する住宅等への住み替えを導くための事業	(12)①③、 第一号二
2	わが家の専門家診断事業	—	民間 組織	国の交付金要綱に基づき、既存住宅の耐震化への誘導に関する事業で、既存住宅の耐震化を推進している民間組織を支援するための事業	(12)①③、 第一号イ
3	非木造住宅の耐震診断事業	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、非木造の既存住宅又は既存マンションを耐震診断する事業	(12)①③、 第一号イ
4	非木造住宅の補強計画(補強計画一型)策定事業	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、非木造の既存住宅又は既存マンションの補強計画を策定する事業	(12)①③、 第一号ハ
5	木造住宅の耐震改修事業(補強計画一型)	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、木造の既存住宅の補強計画を策定し、耐震改修する事業	(12)①③、 第三号イ
6	木造住宅の建替え・除却事業	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、木造の既存住宅を建替え又は除却する事業	(12)①③、 第三号ロ
7	木造住宅の移転事業	市町	所有者 又は 居住者	県内の木造の既存住宅から耐震性のある住宅等へ住み替える事業(高齢者のみが居住する住宅等に限る。)	—

8	非木造住宅の耐震化事業	—	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、非木造の既存住宅又は既存マンションを耐震改修、建替え又は除却する事業	(12)①③、 第三号ロ
9	建築物の耐震診断事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存建築物を耐震診断する事業	(12)①③、 第二号イ
10	建築物の補強計画策定事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存建築物の補強計画を策定する事業	(12)①③、 第二号ハ
11	建築物の耐震化事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存建築物を耐震改修、建替え又は除却する事業	(12)①③、 第四号
12	避難所等の耐震化事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、避難所等を耐震改修又は建替える事業	(12)①③、 第五号
13	特定天井の耐震改修事業	—	市町	所有者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存天井を耐震改修する事業	(12)①③、 第六号
14	既存エレベーターの防災対策改修事業	—	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、既存エレベーターを防災対策改修する事業	(12)①③、 第七号
15	耐震改修 ブロック塀等の安全確保事業(避難路治道等)	耐震改修	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を耐震改修する事業	(12)①③、 第十二号
		建替え	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を建替える事業	
16	危険なブロック塀等の除却事業	除却	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の交付金要綱に基づき、ブロック塀等を除却する事業	—
		移転	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	危険なブロック塀等を除却する事業	
17	がけ地近接危険住宅移転事業	移転	市町	所有者 又は 居住者	国の交付金要綱に基づき、がけ地の崩壊等(土石流及び地すべりを含む。)により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅を移転する事業	(12)③⑦、
		事業推進	—	市町	国の交付金要綱に基づき、がけ地の崩壊等(土石流及び地すべりを含む。)により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を促進する事業	

18	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化事業	補強計画	市町	所有者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、要緊急安全確認大規模建築物の補強計画を策定する事業	第3 第1項 第1号イ
					国の補助金要綱に基づき、要緊急安全確認大規模建築物を耐震改修、建替え又は除却する事業	第3 第1項 第1号ロ
19	要安全確認計画記載建築物の耐震化事業	補強計画	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、要安全確認計画記載建築物の補強計画を策定する事業	第3 第1項 第2号ロ
					国の補助金要綱に基づき、要安全確認計画記載建築物を耐震改修、建替え又は除却する事業	第3 第1項 第2号ハ
20	建築物等の耐震化事業（緊急輸送道路沿道）	耐震診断	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、緊急輸送道路沿道の既存建築物等を耐震診断する事業	第3 第1項 第6号イ
					国の補助金要綱に基づき、緊急輸送道路沿道の既存建築物等の補強計画を策定する事業	第3 第1項 第6号ロ
21	建築物等の耐震化事業（避難路沿道等）	耐震診断	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、緊急輸送道路沿道の既存建築物等を耐震改修、建替え又は除却する事業	第3 第1項 第6号ハ
					国の補助金要綱に基づき、避難路沿道等の既存建築物等を耐震診断する事業	第3 第1項 第7号イ
22	避難所等の耐震化事業（避難場所）	補強計画	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難路沿道等の既存建築物等を耐震改修、建替え又は除却する事業	第3 第1項 第7号ハ
					国の補助金要綱に基づき、避難場所となる避難所等の補強計画を策定する事業	第3 第1項 第3号イ
		耐震改修	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる避難所等を耐震改修又は建替える事業	第3 第1項 第3号ロ
					国の補助金要綱に基づき、避難場所となる避難所等を耐震改修又は建替える事業	第3 第1項 第3号ハ

23	マンションの耐震化事業（避難場所）	補強計画	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存マンションの補強計画を策定する事業	第3 第1項 第4号ロ
					国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存マンションを耐震改修又は建替える事業	第3 第1項 第4号ハ
24	建築物の耐震化事業（避難場所）	耐震診断	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存建築物を耐震診断する事業	第3 第1項 第5号イ
					国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存建築物の補強計画を策定する事業	第3 第1項 第5号ロ
25	特定天井の耐震改修事業（避難場所）	-	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存建築物を耐震改修又は建替える事業	第3 第1項 第5号ハ
					国の補助金要綱に基づき、避難場所の既存天井を耐震改修する事業	第3 第1項 第8号
26	既存エレベーター対策改修事業（避難場所）	-	市町	所有者、 居住者 又は 管理者	国の補助金要綱に基づき、避難場所の既存エレベーターを防災対策改修する事業	第3 第1項 第9号
					国の補助金要綱に基づき、避難場所となる既存エレベーターを防災対策改修する事業	第3 第1項 第9号

(注1) 国の交付金要綱：社会資本整備総合交付金要綱附属第Ⅱ編イ-16- (12) 又はロ-16- (12)

(注2) 国の補助金要綱：地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱

(注3) 2わが家の専門家診断事業、5木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）（耐震改修）

及び17がけ地近接危険住宅移転事業を除き、地方自治法第252条の19で規定する指定都市は補助の対象外とする。

別表第2 (第3関係)

事業の区分	補助事業 細目	補助率 (額)
住宅の耐震化の計画的実施の誘導に係る事業	住宅相談支援 専門家派遣 地域耐震化推進	国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町の要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町の要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 1組織ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とし、1組織につき75,000円を限度とする。 1戸ごとに、当該事業に要する経費の8分の3以内とし、1戸につき17,690円を限度とする。
わが家の専門家診断事業	—	1戸ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
非木造住宅の耐震診断事業	—	1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
非木造住宅の補強計画(補強計画一型)	補強計画及び耐震改修	(1) 1戸ごとに、市町が補助するのに要する経費の2分の1と30万円とを比較して、いずれか少ない額とする。 ただし、高齢者のみが居住する住宅等については、市町が補助額を割り増す場合に限り、市町が割り増す額から当該増額に係る国庫補助額を差し引いた額の2分の1と10万円とを比較していずれか少ない額を加えた額とする。 (2) 別表第4に定める在宅避難促進増額増す場合に限り、市町が割り増す額と15万円とを比較して、いずれか少ない額を(1)の額に加えた額とする。 補強計画の策定のみ実施するものについては、1戸ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額と同額の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
木造住宅の耐震改修事業(補強計画一型)	建替え・除却又は除却	1戸ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
木造住宅の移転事業	—	1戸ごとに、市町が補助するのに要する経費と10万円とを比較して、いずれか少ない額とする。
非木造住宅の耐震化事業	—	1戸ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
建築物の耐震診断事業	—	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
建築物の補強計画(策定)	—	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。

11	建築物の耐震化事業	—	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
12	避難所等の耐震化事業	—	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
13	特定天井の耐震改修事業	—	1件ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
14	既存エレベーターの防災対策改修事業	—	1台ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
15	プロック塀等の安全確保事業(避難路沿道等)	耐震改修	1件ごとに当該事業に要する経費の6分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とし、プロック塀等の長さ1メートルにつき6,400円以内で、かつ1敷地につき8万3,330円を限度とする。
		建替え	1件ごとに当該事業に要する経費の6分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とし、プロック塀等の長さ1メートルにつき9,730円以内で、かつ1敷地につき14万9,990円を限度とする。
		除却	1件ごとに当該事業に要する経費の6分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の4分の1以内とし、プロック塀等の長さ1メートルにつき3,330円以内で、かつ1敷地につき6万6,660円を限度とする。
16	危険なプロック塀等の除却事業	—	1件ごとに、当該事業に要する経費の4分の1以内かつ市町が補助するのに要する経費の2分の1以内とし、危険なプロック塀等の長さ1メートルにつき2,300円以内で、かつ1敷地につき10万円を限度とする。
17	がけ地近接危険住宅移転事業	移転	国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ、市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		事業推進	国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ、市町が要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
18	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化事業	補強計画	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。 ただし、ホテル・旅館の用途については、中小企業者が事業主体に限り、1棟ごとに、市町が補助するのに要する経費の当該事業に要する経費に対する比率(以下、「市町補助率」という。)が56.3%以下の場合、当該事業に要する経費に11.5%を乗じた金額とし、市町補助率は56.3%を超える場合は、当該事業に要する経費に対する国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から当該事業に要する経費に対する国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。

19	要安全確認 計画記載 建築物の 耐震化事業	補強計画	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		耐震改修	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に要する経費から当該事業に要する経費に要する経費を差し引いた額の2分の1以内とする。
20	建築物等の 耐震化事業 (緊急輸送道 路沿道)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画 耐震改修	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に要する経費から当該事業に要する経費に要する経費を差し引いた額の2分の1以内とする。
21	建築物等の 耐震化事業 (避難路沿道 等)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画 耐震改修	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に要する経費から当該事業に要する経費に要する経費を差し引いた額の2分の1以内とする。
22	避難所等の 耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画 耐震改修	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に要する経費から当該事業に要する経費に要する経費を差し引いた額の2分の1以内とする。
23	マンションの 耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画 耐震改修	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に要する経費から当該事業に要する経費に要する経費を差し引いた額の2分の1以内とする。
24	建築物の 耐震化事業 (避難場所)	耐震診断	1棟ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
		補強計画 耐震改修	ただし、計画策定については、当該事業に要する経費と別表第3に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額に要する経費から当該事業に要する経費に要する経費を差し引いた額の2分の1以内とする。

25	特定天井の 耐震改修事業 (避難場所)	-	1件ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。
26	既存エレベーターの防災 対策改修事業 (避難場所)	-	1台ごとに、国庫補助額の2分の1の範囲内で、かつ市町が補助するのに要する経費から国庫補助額を差し引いた額の2分の1以内とする。

備考 ※共同住宅(マンションを含む)、長屋等は1棟を1戸とみなす。

別表第3 (別表第2関係)

種別	床面積	基準額
一戸建住宅	木造	144,000円(図面がある場合)
	木造以外	259,000円(図面がない場合)
一戸建住宅以外		1,800,000円
		3,000,000円
		4,800,000円
		6,000,000円
		7,200,000円
	9,000,000円	
	10,000㎡～	10,800,000円

別表第4 (別表第2関係)

在宅避難促進措置の条件 以下の1から4までの条件を満たすこと
1 耐震診断の結果、倒壊の危険性の高い住宅であること
2 耐震改修により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅であること
3 家具の固定を行う住宅であること
4 耐震改修のPRを行う住宅であること

20-2-5 コミュニティ助成事業実施要綱

第1 趣旨

一般財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、あくじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

第2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。
 - (1) 一般コミュニティ助成事業
住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。
 - (2) コミュニティセンター助成事業
住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。
 - (3) 地域防災組織育成助成事業
 - ア. 自主防災組織育成助成事業
一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。
 - イ. 消防団育成助成事業
地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。
 - ウ. 女性防火クラブ育成助成事業
女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業。
 - エ. 幼年消防クラブ育成助成事業
幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材等の整備に関する事業。
 - オ. 女性消防隊育成助成事業
女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となる0-1線経可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材の整備に関する事業。
 - カ. 少年消防クラブ育成助成事業
将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資器材の整備に関する事業。

第3 助成対象団体

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。
 - (1) 一般コミュニティ助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (2) コミュニティセンター助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (3) 地域防災組織育成助成事業
第2の1（3）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 市（区）町村又は市（区）町村が認める自主防災組織
 - イ. 消防団を有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - ウ. 市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - エ. 市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - オ. 女性消防隊を有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - カ. 少年消防クラブを有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - (4) 青少年健全育成助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (5) 地域づくり助成事業
第2の1（5）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 市（区）町村
 - イ. 市（区）町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等。
 - ロ. 地域の芸術環境づくり助成事業
市（区）町村、広域連合、一部事務組合、特定公益法人及び実行委員会
 - ハ. 地域国際化推進助成事業
市（区）町村が認めるコミュニティ国際交流組織

第4 助成金

1. 助成金は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。
 1. 一般コミュニティ助成事業
100万円から250万円まで
 2. コミュニティセンター助成事業
対象となる事業費の5分の3以内に対当する額。ただし、1,500万円まで。
 3. 地域防災組織育成助成事業
第2の1（3）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 30万円から200万円まで
 - イ. 50万円から100万円まで
 - ウ. 100万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで。
 - エ. 40万円まで
 - オ. 100万円まで
 - カ. 100万円まで
 4. 青少年健全育成助成事業
30万円から100万円まで
 5. 地域づくり助成事業
第2の1（5）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 1,000万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500万円まで。
 - イ. 200万円まで。

第3 助成対象団体
助成の対象となる団体は、市（区）町村（政令指定都市は除く。以下同じ。）、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。

第4 助成事業の実施主体

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。
 - (1) 一般コミュニティ助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (2) コミュニティセンター助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (3) 地域防災組織育成助成事業
第2の1（3）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 市（区）町村又は市（区）町村が認める自主防災組織
 - イ. 消防団を有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - ウ. 市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - エ. 市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - オ. 女性消防隊を有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - カ. 少年消防クラブを有する市（区）町村、広域連合及び一部事務組合
 - (4) 青少年健全育成助成事業
市（区）町村又は市（区）町村が認めるコミュニティ組織
 - (5) 地域づくり助成事業
第2の1（5）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 市（区）町村
 - イ. 市（区）町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等。
 - ロ. 地域の芸術環境づくり助成事業
市（区）町村、広域連合、一部事務組合、特定公益法人及び実行委員会
 - ハ. 地域国際化推進助成事業
市（区）町村が認めるコミュニティ国際交流組織
2. 事業実施主体（団体）あたり、申請は1件に限るものとする。ただし、事業実施主体が市（区）町村となる場合は、各事業（第2の1（3）、（5）は各事業区分）につき1件に限るものとする。

第5 助成金

1. 助成金は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。
 1. 一般コミュニティ助成事業
100万円から250万円まで
 2. コミュニティセンター助成事業
対象となる事業費の5分の3以内に対当する額。ただし、1,500万円まで。
 3. 地域防災組織育成助成事業
第2の1（3）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 30万円から200万円まで
 - イ. 50万円から100万円まで
 - ウ. 100万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで。
 - エ. 40万円まで
 - オ. 100万円まで
 - カ. 100万円まで
 4. 青少年健全育成助成事業
30万円から100万円まで
 5. 地域づくり助成事業
第2の1（5）の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 1,000万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500万円まで。
 - イ. 200万円まで。

6. 地域の芸術環境づくり助成事業
500万円まで
7. 地域国際化推進助成事業
200万円まで

第6 助成対象経費

1. 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。
2. 次のものは助成対象外の経費とする。
 - (1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。
 - (2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

第7 宝くじの社会貢献広報

1. 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフトウェアのポスターやチラシ及び看板等に、宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。
2. 広報誌等を通じ、「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

第8 助成の申請手続

助成対象団体の長は助成申請書（別記様式第1号）を、都道府県知事を経由して、自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。また、都道府県知事は、助成申請書と併せて副申請書（別記様式第2号）を、理事長に提出するものとする。

第9 助成の決定

1. 理事長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
2. 理事長は、第2の助成事業のうち特に必要と認める場合には、当該事業に知見を有する者の協力を得て、助成申請書の内容を審査し、助成額を決定することができる。
3. 1により助成を決定した場合、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。
4. 1により決定した助成金は、必ず助成対象団体の予算に計上して処理するものとする。

第10 事業内容の変更

1. 助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、都道府県知事を経由して、理事長に変更申請書（別記様式第4号）を提出し、事業実施前その承認を受けるものとする。
2. 1により変更を承認した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。

第11 助成金の交付

1. 助成対象団体の長は助成金の交付を受けようとする場合は、事業完了後の所定の期間内に実績報告書（別記様式第3号）を作成し、必要書類を完備のうえ、都道府県知事を経由して理事長に提出するものとする。
2. 理事長は、実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を都道府県知事に通知するとともに、助成金を助成対象団体の長に交付するものとする。

第12 その他

この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。



20-3-1

学校の

危機管理マニュアル作成の手引き

(県教育委員会健康体育課)

(災害安全)

静岡県教育委員会

(令和2年3月)

(令和3年3月改定)

目次

1章 体制整備と事前の備えについて	
1 学校の状況	1
2 教職員名簿	2
3 教職員の参集基準	3
4 教育活動の実施基準	5
5 職員の配備体制	7
6 情報の収集方法	9
7 緊急時の連絡体制	10
8 備品・備蓄品	12
9 避難計画・防災訓練計画・防災教育計画	14
10 施設設備安全点検	18
11 避難所対応	20
12 特別支援学校における留意事項	22
2章 災害対策について	
(1) 地震対策	
1 地震対策の基礎知識	24
2 地震災害における教育活動の実施基準	25
3 地震発生時の対応	26
4 南海トラフ地震臨時情報	29
5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	32
(2) 津波対策	
1 津波対策の基礎知識	35
2 津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準	37
3 津波避難における留意事項	38
(3) 風水害対策	
1 気象情報の基礎知識	40
2 気象警報・注意報発表時における教育活動実施基準	45
3 気象警報等が発表された場合	49
4 積乱雲の発生とともに「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応	50
(4) 原子力災害対策	
1 原子力災害の基礎知識	51
2 浜岡地域原子力災害広域避難計画	55
3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応	58

(5) 火山災害対策		
1	火山災害の基礎知識	61
2	警報発令時及び噴火発生時の対応	62
3	富士山火山災害対策が必要な学校	65
4	伊豆東部火山群災害対策が必要な学校	70
(6) 国民保護対策		
1	国民保護対策の基礎知識	73
2	ミサイル発射後に出されるJアラート警報時の対応	74
(7) その他		
1	大規模停電発生時における学校の対応	78
2	児童生徒の引き渡し及び待機	79
3章 学校再開について		
1	教育活動の再開に向けた流れ	81
2	心のケア	84

1章 体制整備と事前の備えについて

1 学校の状況(例)

学校所在地の特徴	住所	住所	
	海拔	海岸からの距離	
学校の被害想定	周辺の河川	周辺の地形	学校の状況として把握すべきこと <input type="checkbox"/> 学校の所在地の特徴 <input type="checkbox"/> 南海トラフ地震等の自然災害の被害想定 <input type="checkbox"/> 児童・生徒人数 <input type="checkbox"/> 通学範囲 <input type="checkbox"/> 通学方法 <input type="checkbox"/> 支援を要する児童・生徒 <input type="checkbox"/> その他、学校として把握すべきこと
	最大震度		
	津波浸水		
	液状化		
	土砂災害警戒区域等の指定		
	原子力発電所との位置関係		
	火山避難対象エリア		
	その他の被害		
	学年	1年 人 2年 人 3年 人	
	通学範囲	東端 西端 南端(沿岸) 北端	
通学方法	徒歩	人	
	自転車	人	
	公共交通機関	人	
	送迎	人	
	スクールバス	人	
	その他		
生徒の状況	支援を要する児童・生徒等		

<input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認
<input type="checkbox"/> 施設の安全点検
<input type="checkbox"/> 学校周辺交通状況の確認
<input type="checkbox"/> 電気、水道等のライフラインの確認
<input type="checkbox"/> 授業等実施の判断 → 児童生徒・保護者・教職員への連絡
<input type="checkbox"/> 避難者対応の支援 (学校が避難所となった場合)

(3) 津波浸水域に位置する学校の津波浸水域外の学校への参集

- 教職員の参集を実施する場合は、浸水域に位置する学校への参集を避け、近隣の浸水域外への学校(災害時協力校)に参集し災害対策本部等を設置。
 - 事前に近隣校へ参集する場合の基準を定めておく。
 - 近隣校での災害時連携を定めておく。
- ※津波以外の災害においても、参集する学校が災害により参集が不可となる場合があります。このことを想定し、積極的に近隣の学校と連携し、参集先を変更しても良い。

災害時協力校 (例)

参集先	住所	電話番号
〇〇〇〇〇学校応接室	〇〇市●●町〇〇番地	054-●●●-〇〇〇〇
参集基準	①学校所在地で震度5弱以上の地震が発生し、沿岸地域に津波注意報・警報が発生されたとき。 ②本県以外で南海トラフ地震による津波が発生した場合。 (伊豆地区では、相模トラフ地震による津波発生も含む) ③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合。	
実施業務	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の開設 <input type="checkbox"/> 地震や被害に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 施設の安全点検 <input type="checkbox"/> 学校周辺交通状況の確認	
協力校との災害時連携	<input type="checkbox"/> 〇〇〇〇学校会議室を災害対策本部として利用 <input type="checkbox"/> 災害対策本部に、電話1回線、インターネット使用環境のPC1台提供 <input type="checkbox"/> 災害対策本部に、ホワイトボード、マーカー、マグネット、筆記用具、A3用紙提供 <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇学校校務室の所定場所に、本校職員連絡先一覧と本校危機管理マニュアル、本校正門及び玄関鍵キーを常備 <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇学校管理職と協力して県教育委員会、〇〇市危機管理課への対応を行う <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇学校職員と協力して周辺避難所への生徒避難状況確認を行う	

4 教育活動の実施基準

※各学校、児童生徒の事情及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

(1) 地震関連 (例) ※詳細は2章(1)地震対策の24ページを参照

状況	基準	
地震	調査中	<input type="checkbox"/> 原則通常授業
	南海トラフ地震臨時情報 巨大地震警戒	<input type="checkbox"/> 【事前避難地域対象校】 <input type="checkbox"/> 直ちに教育活動中止 (1週間程度の休校) <input type="checkbox"/> 【上記以外の学校】 <input type="checkbox"/> 原則通常授業
	巨大地震注意	<input type="checkbox"/> 原則通常授業
	調査終了	<input type="checkbox"/> 原則通常授業
	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止
	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	<input type="checkbox"/> 通常授業、ただし状況に応じて授業中止

(2) 津波警報・注意報 (例) ※詳細は2章(2)津波対策の36ページを参照

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<在校時> <input type="checkbox"/> 平常授業 <input type="checkbox"/> 沿岸部の活動は中止
津波警報	<在校時> <input type="checkbox"/> 教育活動を中止 <学校管理下外>
大津波警報	<input type="checkbox"/> 避難または自宅待機 <input type="checkbox"/> 津波警報が解除され、登下校の安全が確保された時点で登校

(3) 気象注意報・警報 (例) ※詳細は2章 (3) 風水害対策の43ページを参照

情報	授業	対応
注意報	強風	□安全に登校できることを確認した上で登校 (確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機)
	大雨 洪水	
警報	授業中止	□午前○時の時点で△△市または居住市町に警報が発表されている場合は午前●時まで自宅待機 □午前●時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 □午前●時の時点で警報が解除されている場合は安全に登校できることを確認した上で午後の授業に間に合うように登校 (確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機)
	大雨 洪水	□安全に登下校できることを確認した上で登校 □市町から出される避難情報 (次ページ) に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校
	その他 気象警報	□安全に登下校できることを確認した上で登校 (確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機) □市町から出される避難情報 (次ページ) に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校

(4) 原子力災害 (例) ※詳細は2章 (4) 原子力災害対策の55ページを参照

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
PAZ内学校	他たちに教育活動中止	他たちに教育活動中止	他たちに教育活動中止
UPZ内学校	他たちに教育活動中止	他たちに教育活動中止	他たちに教育活動中止
UPZ外学校	平常授業	平常授業	平常授業

(5) 噴火警報レベル (例) ※詳細は2章 (5) 火山災害対策の60ページを参照

レベル	教育活動の実施基準	下校・引渡しのルール
噴火警報 レベル5	□ 教育活動を中止	□ 下校又は引渡し
レベル4	□ 避難準備を整えた上で教育活動を継続	□ 必要に応じて下校又は引渡しの準備 (※)
レベル3	□ 校外、屋外での活動は中止	□ 通常どおり
レベル2	□ 平常授業	□ 通常どおり
レベル1	□ 平常授業	□ 通常どおり

5 職員の配属体制

POINT	
1	全教職員が役割を理解すること。
2	管理職不在時を想定しておくこと。
3	保護者や地域、関係機関等との連携を図ること。

※各学校、児童生徒の実情及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

(1) 災害対策本部と各班の業務【例】

班名	業務内容	実施時期 (目安)			準備物
		事前	発生時	1日以内 3日以内	
災害対策本部	<input type="checkbox"/> 情報収集 (気象・災害・交通情報等) <input type="checkbox"/> 校内放送等による指示や連絡 <input type="checkbox"/> 非常時持出品、重要書類、鍵等の確認及び搬出 <input type="checkbox"/> 災害対策本部の立ち上げ <input type="checkbox"/> 心急対応の決定 <input type="checkbox"/> 教育委員会・市町災害対策本部・PTAとの連絡調整 <input type="checkbox"/> 報道機関との対応 <input type="checkbox"/> 住民対応> <input type="checkbox"/> 避難者受け入れ場所の確保 <input type="checkbox"/> 避難者の誘導 <input type="checkbox"/> 市町・自主防災組織と連携した避難所の運営支援	○	○	○	<input type="checkbox"/> 拡声器・メガホン <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 点呼表 <input type="checkbox"/> 生徒名簿 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> バリケード <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> テープ <input type="checkbox"/> 校内配置図
児童生徒班	<input type="checkbox"/> 負傷者等の把握と本部への報告 <input type="checkbox"/> 安全な避難経路を確認しての誘導 <input type="checkbox"/> 安全不明児童生徒等の把握と本部への報告 <input type="checkbox"/> 児童生徒等及び教職員の救出・救命	○	○	○	<input type="checkbox"/> クラス出席簿 <input type="checkbox"/> 引き渡しカード <input type="checkbox"/> クラス配置図 <input type="checkbox"/> トランシーバー
保護者対応班	<input type="checkbox"/> 引渡し場所の指定 <input type="checkbox"/> 保護者の身元確認 <input type="checkbox"/> 保護者への引渡し <input type="checkbox"/> 引渡し後の状況把握 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の安否情報の提供	○	○	○	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> ○

6 情報の収集方法	
情報	サイト名・提供先等
早期注意情報 (おすすすめ)	気象庁 https://www.jma.go.jp/jma/keiho/keika/
洪水・土砂災害	川の防災情報・国土交通省 http://www.river.go.jp/portal/#85
洪水・土砂災害	洪水警報の危険度分布・気象庁 https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html
地震	強震モニタ・防災科学技術研究所 http://www.kamoi.bosai.go.jp/
地震・水害・火山	静岡県 防災ポータル https://shizuoka.secure.force.com/portal/sns_vf_Portal

【参考】静岡県防災アプリの活用

静岡県総合防災アプリ

静岡県防災

静岡県では令和元年6月1日から、スマートフォン向け総合防災アプリ「静岡県防災」の運用を開始しました。
各県民の皆様への通知から、ハザードマップの閲覧、
平時の防災学習や避難トレーニングまで、緊急時に幅広く役立つ機能を備えています。

緊急時の行動をサポート

- ☑ 緊急警報が即時に届く!
- ☑ どこに安全か?
- ☑ 今、一番近い避難場所はどこ?

※緊急警報情報についても閲覧//
※現在地の危険度がわかる//
※現在地の防災情報//
※地域の危険性や避難先を把握//

平常時のトレーニングをサポート

- ☑ どれくらい強い雨か?
- ☑ 避難ルートはどこを通るのか?
- ☑ 「避難指示」と「避難指示」の違いを知ろう

※洪水状況もリアルタイムで閲覧//
※防災訓練にもオススメ//
※避難訓練にもオススメ//
※防災知識を学んでテスト//

AR 危険度 危険度 危険度
体感 体感 体感

AR トレーニング トレーニング トレーニング
避難 避難 避難

学習 コンテンツ 学習 コンテンツ 学習 コンテンツ

静岡県総合防災アプリ
静岡県防災

もしものために今!
iPhoneから始めよう!
App Store

もしものために今!
Androidから始めよう!
Google Play

搬入・搬出	<input type="checkbox"/> 非常持出品の搬出 <input type="checkbox"/> 重要書類の搬出 <input type="checkbox"/> 鍵の搬出 <input type="checkbox"/> 応急復旧に必要な機材調達	○ ○ ○ ○	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> 被害調査票 <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 標識 <input type="checkbox"/> バリケード <input type="checkbox"/> 校内配置図 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> カメラ
施設管理	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 被害の状況確認 <input type="checkbox"/> 近隣の危険箇所の巡視 <input type="checkbox"/> 二次被害の防止 <input type="checkbox"/> 救助活動の支援 <input type="checkbox"/> 校内施設設備の安全点検	○ ○ ○ ○ ○ ○	<input type="checkbox"/> 危険箇所の立入り禁止措置 <input type="checkbox"/> 危険箇所の表示 <input type="checkbox"/> 転倒物品の復旧 <input type="checkbox"/> プール水の利用 <input type="checkbox"/> ゴミの処理 <input type="checkbox"/> 危険箇所の処理 <input type="checkbox"/> 非開放区域の設定 <input type="checkbox"/> ライフラインの確認 <input type="checkbox"/> トイレの汚物処理と清掃
救護班	<input type="checkbox"/> 負傷者や危険箇所等の確認及び通報 <input type="checkbox"/> 応急手当準備の確認 <input type="checkbox"/> 負傷者の保護・応急手当・搬送 <input type="checkbox"/> 関係医療機関との連携	○ ○ ○ ○	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 簡易アメント <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 健康チェックリスト
心のケア	<input type="checkbox"/> 強いストレス反応が出ている児童生徒等への対応	○	

(2) 校長及び管理職不在時の対応

- 可能な限り校長と連絡をとり、判断を仰ぐ (緊急時は権限委譲者の判断)
- 校長との連絡不通を想定し、権限移譲の優先順位を定める。

7 緊急時の連絡体制

POINT	緊急連絡先として把握すべき関係機関を整理しておくこと。 <input type="checkbox"/> 管理職等（教職員間で共有） <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 市町災害対策本部 <input type="checkbox"/> 警察・消防 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警備会社 <input type="checkbox"/> ライフライン関係（電気・水道・ガス等）
-------	--

(3) 保護者等への非常時の通信手段の確保

- 休校等の連絡を確実に速やかに行うため、停電や回線の混雑等も予想し、予め複数の連絡手段を確保する。
- 児童生徒や保護者に連絡方法について周知しておく。

通信手段	説明・留意事項
	<input type="checkbox"/> 災害時を想定した、複数の連絡手段

(1) 職員連絡網

(2) 関係機関連絡先（例）

関係機関	電話	F A X	備考（メールアドレス等）
教育施設課	054-221-0000	054-221-0000	
高校教育課	054-221-0000	054-221-0000	kyoui_koukou@pref.shizuoka.lg.jp
特別支援教育課	054-221-0000	054-221-0000	kyoui_tokushu@pref.shizuoka.lg.jp
健康体育課	054-221-0000	054-221-0000	kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp
〇〇高校	000-000-0000	000-000-0000	
〇〇特別支援学校	000-000-0000	000-000-0000	
近隣校	000-000-0000	000-000-0000	
〇〇市	000-000-0000	000-000-0000	
〇〇市	000-000-0000	000-000-0000	
警察・消防	000-000-0000	000-000-0000	
医療機関	000-000-0000	000-000-0000	内科/土日休診
PTA会長	000-000-0000	000-000-0000	
自治会長	000-000-0000	000-000-0000	
関係者	000-000-0000	000-000-0000	

【参考例】

関係者に直接連絡する方法	通信手段	説明・留意事項
関係者に直接連絡する方法	電子メール	学校のサーバーやインターネット回線を介して配信する。学校サーバーを介している場合、学校停電時に使用できない。送信先アドレスの登録が必要。
	連絡網サービス	民間企業等が提供するクラウドを介して配信する。個人の携帯電話やスマートフォンからログインして連絡することもできるため、停電時の連絡手段として有効。保護者等の個人による事前登録が必要。
	学習支援サービス	電話連絡網等を使って口頭で連絡する。個別の連絡になるため、連絡に時間がかかる。
	電話	学校のホームページに情報を掲載する。学校サーバーを介している場合、学校停電時は情報の更新ができない。受信者側の閲覧行動に依存している。
幅広く周知する方法	ホームページ	facebook等に情報を掲載する。個人のスマートフォンから情報を掲載することもできるため、停電時の連絡手段として有効。受信者側の閲覧行動に依存している。
	SNS	定期的に発信する必要がある。
	ラジオ	コミュニケーション等で情報を放送する。聞き逃す場合があるので、定期的に発信する必要がある。
	171 (Web171)	災害用伝言ダイヤル(災害用伝言板)に情報を登録する。開設はNTTによる判断となるので、使えないこともある。

9. 避難計画・防災訓練計画・防災教育計画

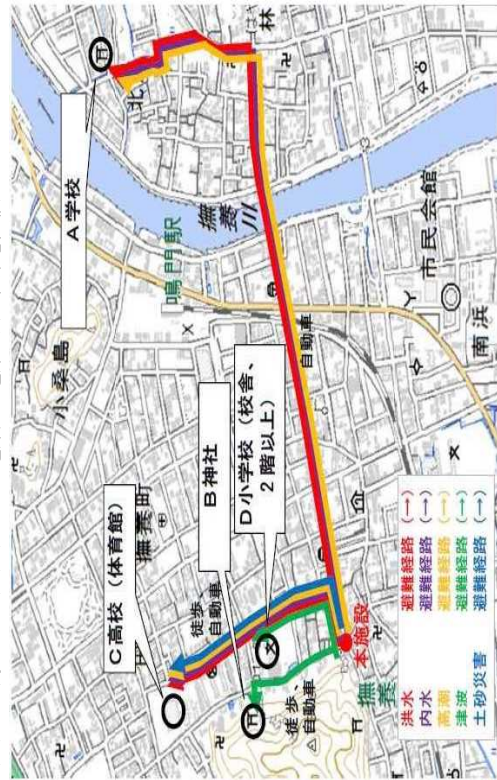
POINT	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県第4次地震被害想定において、30cm以上の津波浸水が想定される学校は、南海トラフ地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法により津波避難に関する訓練及び、防災教育を実施することが義務付けられています。 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び、洪水想定浸水区域内において、市町より要配慮者施設としての指定を受けている学校は、水防法または、土砂災害防止法により、土砂災害、洪水災害時の活動方針を定めるとともに、避難訓練及び防災教育を実施することが義務付けられています。 令和3年度から訓練結果の報告を市町に行う事が義務付けられます。
-------	--

(1) 訓練計画 (例)

日時	訓練名	訓練内容
1回 ○月○日	引渡し訓練	避難訓練後、保護者への児童引渡し訓練を実施
2回 ○月○日	津波避難訓練	緊急地震速報を活用し、屋上への津波避難訓練を実施
3回 ○月○日	火災避難訓練	火災時の避難経路による避難訓練を実施
4回 ○月○日	土砂災害避難訓練	緊急的な2階以上の避難及び、引渡し訓練

(2) 避難経路図 (各種災害を想定した学校敷地内の避難経路図を掲載)

(3) 学校周辺地図 (例) (学校外の避難先や避難方法・経路を記載)



(4) 避難誘導方法 (例) (避難場所までの順路、避難方法を記載)

- ・洪水発生時は、○を通りにてC高校体育館へ避難。または、○橋を通過してA高校へ避難する。
- ・土砂災害発生時は、○を通りにてC高校体育館へ避難する。
- ・津波災害発生時は、○を通りにてB神社へ避難。または、○通りにて、D小学校2階へ避難する。
- ・避難の際は、徒歩にて避難する。

(5) 防災教育計画 (例)

日時	内容
○月○日	津波訓練後に静岡県地域局職員による○年生を対象の津波防災講座を実施。
○月○日	○年生を対象に、ふじのくにジュニア防災士養成講座を実施。
○月○日	○年生を対象に、静岡県地域職員によるHIG演習を実施。
○月○日	土砂災害や水害について、土木事務所からの講座を実施。

(6) 洪水時・土砂災害時の活動方針 (土砂警戒区域・洪水浸水想定区域内の学校のみ策定) 【土砂災害警戒区域：例】

注意体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	台風情報 大雨情報	情報収集	災害対策班
警戒体制	避難準備・高齢者等避難	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、保護者への連絡・引渡しの開始	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班
非常体制	避難勧告・避難指示	施設全体の避難誘導、緊急的な避難の実施	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班

【洪水浸水想定区域：例】

注意体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	洪水注意情報 ○川氾濫注意情報	情報収集	災害対策班
警戒体制	避難準備・高齢者等避難 ○川氾濫警戒情報	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、保護者への連絡・引渡しの開始	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班
非常体制	避難勧告・避難指示 ○川氾濫危険情報	施設全体の避難誘導、緊急的な避難の実施	災害対策本部、児童生徒班、保護者対応班、施設管理班

(7) 自衛水防の組織と任務分担 (例) (洪水浸水想定区域内の学校のみ策定)

係	役割分担	任務内容
統括管理者	校長	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	班長：○主任 班員：○学年部	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	班長：○主任 班員：○学年部	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設置、操作にあたる。

ふじのくに防災士

～自分の命、大切な人の命を守るために～

南海トラフ地震や台風等の風水害から
自分の命を守ることができる人

家庭の防災対策を率先して考える

家庭の防災リーダー
となることができる人

地域の防災活動に参加する

地域の防災リーダー
となることが期待される人

対象学年
小4～高3

意識啓発コース
50分程度

- 語り部動画 (防災教育の重要性)
- 防災講話 (自助・共助の重要性、若者世代に期待すること)

報告書提出

知識行動コース
100～150分程度

- 防災講話 (地震・津波の基礎知識、家庭内対策等)
- 防災演習 (HUG・DIG・災害時判断ゲーム等)

訓練参加 報告書提出

自主講義コース

学校で実施している防災教育の取組や各市町防災部局が実施する防災講座 など
意識啓発コース・知識行動コースと同等以上と認められる場合は、
「ふじのくにジュニア防災士」に認定することができます。

申請期い合わせは、県危機管理課まで
054-221-2644
講座実施日の1ヶ月前までに申請してください!

ふじのくに防災士
Fujino-kuni Junior
Disaster Prevention

静岡県危機管理課 054-221-2644

講座実施から認定証発行までの流れ

意識啓発コース

- 1 市内地域部へ講座実施依頼
- 2 講座実施
- 3 報告書提出へレポート・提出
- 4 認定証発行!

※認定証はイメージです

知識行動コース

- 1 市内地域部へ講座実施依頼
- 2 講座実施
- 3 地域防災訓練参加
- 4 レポート・提出
- 5 認定証発行!

自主講義コース

- 1 危機管理課へ事前申請
- 2 承認後講座実施
- 3 地域防災訓練参加
- 4 レポート・提出
- 5 認定証発行!

※知識行動コースと同等認定の場合のみ

養成講座メニュー

防災講話

語り部動画
スピーチ動画

HUG (危機判断ゲーム)

DIG (防災図上訓練)

災害時判断ゲーム

QRコード

※認定証はイメージです

講座依頼連絡先

- 1 賀茂地域局 0558-24-2004
- 2 東部地域局 055-920-2180
- 3 中部地域局 054-644-9104
- 4 西部地域局 0538-37-2204

総合窓口
静岡県危機管理課 054-221-2644

- 17 -

-666-

10 施設設備安全点検

POINT	1 継続的・計画的な安全点検（定期・臨時・日常）を行うこと。
	2 避難経路や避難場所の点検も実施すること。

(1) 避難経路・避難場所の点検【例】

<input type="checkbox"/>	分かりやすい案内や表示があるか。
<input type="checkbox"/>	避難経路に障害物がないか。
<input type="checkbox"/>	災害の種類、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか。
<input type="checkbox"/>	児童生徒等の発達段階や地域の自然的環境・社会的環境を踏まえているか。
<input type="checkbox"/>	近隣住民や帰宅困難者の避難を想定しているか。
<input type="checkbox"/>	実地見分を行っているか。
<input type="checkbox"/>	学校等の定めた避難経路、避難場所を児童生徒等や保護者に周知しているか。

(2) 非構造部材の点検【例】

天井	<input type="checkbox"/>	天井材（仕上げボード）に破損等の異常は見当たらないか。
照明器具	<input type="checkbox"/>	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。
窓ガラス	<input type="checkbox"/>	窓ガラスにひび割れ等の異常はないか。
外壁（外装材）	<input type="checkbox"/>	開閉可能な窓の鍵はかかっているか。
	<input type="checkbox"/>	外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか。
取納棚等	<input type="checkbox"/>	書庫等は取付金物で壁や床に固定しているか。

【参考：施設及び設備の安全点検に関する法的根拠等】

種類	具体例	対象	法的根拠		
定期点検	<input type="checkbox"/>	毎学期1回以上	<input type="checkbox"/>	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備等	(学校保健安全法施行規則第28条第1項)
	<input type="checkbox"/>	計画的に、また教職員全員が組織的に実施			
臨時点検	<input type="checkbox"/>	毎月1回	<input type="checkbox"/>	児童生徒等が多く使用する校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ペランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上等	毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
	<input type="checkbox"/>	計画的に、また教職員全員が組織的に実施			

臨時点検	<input type="checkbox"/>	運動会や体育祭、文化祭等の学校行事の前 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	必要に応じて設定	(同第28条第2項) 必要があるときは、臨時に安全点検を行う。
	<input type="checkbox"/>	暴風雨、地震、近隣で火災等の災害時 <input type="checkbox"/>			
日常点検	<input type="checkbox"/>	近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）等の発生時 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	(同第29条) 設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。
	<input type="checkbox"/>	毎授業日ごと			

(3) 施設・設備配置図（学校配置図等）

11 避難所対応

POINT	
1	年1回以上市町防災担当、自主防災組織等と「避難所運営に関する話し合い」等において、避難所運営における役割分担等について話し合うこと。
2	避難所利用者による避難所運営を支援しつつ、教育活動の早期正常化（学校再開）を図ること。

(1) 避難所運営における施設管理者となる学校の役割

「避難生活の手引き」（静岡県危機管理部）	
●避難所運営の主な役割分担	
避難所運営に関する、避難所利用者、自主防災組織等との基本的な役割分担は以下のとおりです。詳細は市町や施設により異なります。	
組織等	役割
避難所運営組織 (避難所利用者による)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営主体 地域のマニコアル等に基づく避難所立ち上げ後は、自主防災組織等から速やかに運営を引継ぎ、利用者全員をメンバーとする「避難所運営組織」を立ち上げる。
自主防災組織 (地元自治会)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の立ち上げを主導する (適宜、「避難所運営組織」に体制を移行する) 避難所や地域住民への情報広達 在宅避難者の把握及び支援 地域全体の防火・防犯活動
避難所施設管理者 (学校等)	<ul style="list-style-type: none"> 市町職員と連携し施設・設備の被害状況や安全性の確認 施設管理 避難所の運営支援（おもに施設・備品）
市町職員	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者と協力した避難所の開設・解消・閉鎖 市町本部との連絡調整 避難所の運営支援

コラム

東日本大震災では、避難所となった学校は最大で581校にのぼり、長期にわたり教職員が避難所運営の中心的役割を担うことになった例が多くみられました。しかし、学校と地域が日頃から連携していた学校では、地域住民による避難所運営に円滑に移行でき、教職員が児童生徒の安否確認や学校再開に向けた業務に専念できたという事例も報告されています。

「防災教育推進のための連絡会議」等を活用した、地域住民、市町防災局との「避難所運営に関する話し合い」が必要不可欠となっています。

(2) 避難所の施設管理者として確認すべきこと（例）

確認事項
<input type="checkbox"/> 自主防災組織、施設管理者（学校等）と市町防災部局との連絡先（勤務時間外を含む）
<input type="checkbox"/> 施設管理者として、避難者に提供できる施設やスペース、使用可能な機材
<input type="checkbox"/> 避難所用備蓄品・機材等の保管場所（市町等が準備した備蓄品等の保管スペースの提供）
<input type="checkbox"/> 避難所施設の鍵の保持者氏名と連絡先

避難所運営に関する話し合い確認事項（施設管理者用）		
1 施設について		
名称		
住所		
連絡先	TEL: FAX:	
避難所利用者の居住地区名	想定避難者数	
2 関係者連絡先		
担当者氏名	連絡先①（勤務時間内）	連絡先②（勤務時間外）
施設管理者①		
施設管理者②		
市町防災担当課		
避難所派遣職員		
地域住民①		
地域住民②		
3 避難者生活スペース、備蓄品、機材について（施設管理者として提供できるものを記載）		
避難者生活スペース (トイレ等も含む)		
避難者へ提供できる機材等		
備蓄品・資機材保管場所 (備蓄品・資機材は市町準備)		
4 避難所開設について		
	氏名	連絡先
避難所を開設する担当者	施設管理者	
	市町担当者	
避難所開設時間	勤務時間内	
	勤務時間外	
その他、避難所施設のカギを持っている人	地域住民	
	施設管理者	
	市町担当者	
	地域住民	

12 特別支援学校における留意事項

POINT	1 障害のある児童生徒に予想される状況を理解すること。
	2 障害種別に応じた支援体制と対応計画を構築すること。

(1) 障害のある児童生徒が陥りやすい状況（例）

情報の理解 や意思表示	<ul style="list-style-type: none"> 情報の理解・判断に時間を要したり、できなかつたりすることがある。 全体への緊急情報伝達だけでは、情報伝達漏れが生じやすい。 自分の意思を伝えることが困難なことがある。 自らの状況（けが・病気等）を的確に訴えることができず、周囲に気付かれにくい。
危険回避 行動	<ul style="list-style-type: none"> 危険の認知や落下物等からの危険回避が遅れることがある。 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある。 停電等、エレベーターが使えない状況で階下や屋上への避難に支障が生じる。
生命・生活 維持	<ul style="list-style-type: none"> 薬や医療用具の不足や機器の不具合等により生命・生活の維持が困難となる。 避難時の天候や気温によって生命の危機が生じる。
非日常への 適応	<ul style="list-style-type: none"> 経験したことのない場面や急激な環境の変化に対応できない。 不安な気持ちが増幅され、普段以上に感情のコントロールができない。

(2) 特別支援学校の特性に応じた危機管理マニュアル作成時の留意点（例）

障害特性に 応じた備蓄	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動時の使用物品 担架や代用品（毛布等）／車椅子／避難車／誘導ロープ／メガホン／絵カード 避難生活時の使用物品 マシナヤ、調理ばさみ、とろみ剤／紙オムツ、おしり拭き、ビニール袋、手袋／筆談ボード／ラジオ／一人用テント
医療ニーズに 応じた備蓄	<ul style="list-style-type: none"> 医療ニーズ 呼吸管理（気管切開等）／経管栄養／アレルギー／体温管理／服薬 備蓄品 吸引、経管等の医療機器や医療器具／医療機器のバッテリー／毛布・カイロ・ 防寒着／扇風機／医療機器の指示書／災害時預かり薬／発電機（医療機器等の 電力供給）／燃料／簡易コンロと鍋（経管栄養の加温用）
登下校中を 想定した準備	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の通学経路と時間の目安（経路上の避難場所や交番等） 津波・火災等の二次災害に備えた通学バスの避難場所、経路 通信手段の途絶時に安否確認や情報伝達を行う地区別担当者を設定 災害用児童生徒名簿 <p>○ 緊急連絡先 ○ 自宅以外の避難予定先 ○ 放課後ケア等の利用状況</p>

保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の対応や連絡方法等に関する共通理解 登下校中の発災時における自力通学児童生徒の捜索・保護の依頼 避難場所・必要物品等の確認 児童生徒居住地区での防災訓練への参加の奨励（障害への理解促進）
---------	---

(3) 発生時～事後の危機管理（例）

初期対応	<ul style="list-style-type: none"> 簡潔な言葉や手話・絵カード等で、今の状況を理解させ、これからの見通しを持たせる。 避難の際には肯定形で指示を出す。 「押さない・走らない」→「落ち着いて・歩きます」
引渡しと待機	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認後、保護者への引渡しを実施する。 児童生徒の状況（パニックの有無、健康状態等）や、自宅の被災状況等によつては、保護者とともに学校に待機させることも検討する。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 通学中の発災の場合、各経路に教職員を派遣し、保護者の協力を得ながら通学経路に沿って児童生徒を捜索し、保護する。
状況把握と心のケア	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問や避難所の巡回により、児童生徒の状況を把握する。 学校再開まで時間を要する場合は、登校可能日を設けるなど、児童生徒が学校で過ごす時間を確保することも検討する。 大きな災害に遭遇し、状態が変化している児童生徒への対応を検討する。 必要があれば専門家の助言を受ける。

2章 災害対策について

(1) 地震対策

1 地震対策の基礎知識

(1) 静岡県第4次地震被害想定

県では、東日本大震災の教訓を生かし、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用するため、「第4次地震被害想定」を策定した。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿い	発生頻度が比較的高く(駿河・南海トラフでは約100～150年に1回)、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波 死者数：約16,000人 (うち津波：約9,000人)	発生頻度は極めて低い、発生すれば莫大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波 死者数：約105,000人 (うち津波：約96,000人)
相模トラフ沿い	東海地震・東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0～8.7) 死者数：約3,000人 (うち津波：約2,900人)	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9程度) 死者数：約6,000人 (うち津波：約5,700人)
電 力	大正型関東地震 (マグニチュード8.0～8.2)	元禄型関東地震 (マグニチュード8.2～8.5) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (マグニチュード8.7程度)
電 話	・発災直後は県内需要家の9割程度が停電、4日後でも1割弱停電が継続(応急復旧には1週間程度が必要) ・固定電話は発災直後に県内回線の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま(応急復旧には1～2週間程度が必要)	・発災直後は県内需要家の9割程度が停電、4日後でも1割弱停電が継続(応急復旧には1週間程度が必要) ・携帯電話は基地局の停波や停電の影響で発災1日後は県内全域で非常につながらりにくい状態(応急復旧には、1～2週間程度が必要) ・上記以外に発災直後から通話量の急激な幅増が発生し、電話がつながらにくい状態
上水道	・発災直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続(応急復旧には4～6週間程度が必要)	・発災直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続(応急復旧には4～6週間程度が必要)
下水道	・発災1日後、県内の処理人口の5～7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生(応急復旧には2～5週間程度が必要)	・発災1日後、県内の処理人口の5～7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生(応急復旧には2～5週間程度が必要)
ガ ス	・都市ガスは発災直後の県内停止率が7～8割程度(応急復旧には4～6週間程度が必要) ・LPGガスは発災直後に3～4割程度の需要家で機能支障が発生するが、点検後早期の復旧が可能	・都市ガスは発災直後の県内停止率が7～8割程度(応急復旧には4～6週間程度が必要) ・LPGガスは発災直後に3～4割程度の需要家で機能支障が発生するが、点検後早期の復旧が可能

2 地震災害における教育活動の実施基準

POINT	
1	実施基準について児童生徒及び保護者と共通理解を図ること。
2	授業中止等の決定を児童生徒及び保護者に伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと(9ページ参照)

(1) 地震災害発生時の教育活動実施基準(例)

※各学校、児童生徒の状況及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

	状 況	基 準
地震	調査中	<input type="checkbox"/> 原則通常授業
		【事前避難地域対象校】 <input type="checkbox"/> 直ちに教育活動中止 (1週間程度の休校) 【上記以外の学校】 <input type="checkbox"/> 原則通常授業
	南海トラフ地震臨時情報	<input type="checkbox"/> 原則通常授業 <input type="checkbox"/> 原則通常授業
	調査終了	<input type="checkbox"/> 原則通常授業
	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止
	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	<input type="checkbox"/> 通常授業、ただし状況に応じて授業中止

3 地震発生時の対応

- POINT
- 地震を感じ（又は緊急地震速報を受信）したと同時に安全確保のための初期対応をとること。
 - 避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始すること。

(1) 大規模地震発生時の対応（例）

<input type="checkbox"/> 児童生徒に対し明確な指示を出す。 <input type="checkbox"/> 火気の消火（電源を切り・ガスの元栓を閉める） <input type="checkbox"/> 出入口を確保する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の状況を把握する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒に対し明確な指示を出す。	<input type="checkbox"/> 児童生徒に対し明確な指示を出す。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の状況を把握する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒に対し明確な指示を出す。	「落ちこまない・倒れてこまない・移動してこまない」 場所に身を寄せる 教室 机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない 廊下・階段 頭を守る ガラスに注意して中央で伏せる 体育館 落下物に注意して中央で伏せる グラウンド 校舎から離れ中央で伏せる	「押さない・走らない（※）・しゃべらない・戻らない」 防災ずきん等で頭部を保護する 余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する ※津波避難の場合は走ることもある <input type="checkbox"/> 名簿、引渡カード、ホイッスル等を携行し、児童生徒を安全な場所に誘導する。 <input type="checkbox"/> 普通教室以外の場所にいる児童生徒の所在に配慮する。 <input type="checkbox"/> 隣接クラスが連携して避難し、集団の前後に教職員を配置する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の不安の緩和に努める。 <input type="checkbox"/> 避難の際に支援を要する者への対応に配慮する。 <input type="checkbox"/> 校内にいる人員の状況を把握する（点呼・欠席者・負傷者等）。 <input type="checkbox"/> 2次災害等の危険が予想された場合は直ちに安全な場所に避難する。
---	--	---	--



避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始する。

(2) 登下校時又は校外活動中における児童生徒への指導（例）

指導項目	実施者
<input type="checkbox"/> 最寄りの避難場所等の安全な場所に避難すること。 <input type="checkbox"/> バス・電車等では運転手・駅員の指示に従うこと。 <input type="checkbox"/> 家庭や学校と連絡を取り、状況を報告し、指示に従うこと。 <input type="checkbox"/> 流言等の不正確な情報に惑わされず行動すること。	<input type="checkbox"/> 防災教育担当者等

「教職員のための危機対応BOOK」（静岡県教育委員会）

1. 命を守る
落ちてくる物、倒れてくる物に近づくな
頭を守りなさい
脚をつかむ
姿勢を低く!

2. 落ち着かせる
ケガをもらっている状態はないか?
避難に備えて服を守りなさい
子どもたちには次の行動をイメージさせる。

3. 安全に避難する
繰り返し強い強い揺れ(地震)に注意しなさい
指示に従って避難しなさい
押すな! 走るな! 戻るな!
少しでも早く! 少しでも高く!

津波 避難

(3) 応急危険度判定士の判定

地震発生後、使用する建物は必要に応じて応急危険度判定士の判定を受け、建物の安全を確認した上で利用することができる。避難所として開放できる区域と学校の管理あるいは教育活動の再開に向け確保する区域とを早急に分類し、明示する。ただし、避難者数、要配慮者の状況等に応じ柔軟に対応することが必要である。

県及び一部の市町では、公共施設の耐震性能ランク（I a、I b、II、III）を公表しており、県と県内全ての市町では、建物玄関などの見やすい位置に耐震性能ランクを使用している。

耐震性能ランクがもつとも高いI aの建物は、地震後も継続して使用できるため、応急危険度判定士の判定を受けなくても使用できるとされているが、場合によっては亀裂が入ったり、照明や看板等の落下物の危険は残ったりするため、目視による安全確認を行い、必要な場合は応急危険度判定士の判定を受ける必要がある。また、I b以下の建物は、応急危険度判定士の判定を受けて安全が確認されるまでは、使用は原則禁止となる。

【参考資料】緊急地震速報の基礎知識

(1) 緊急地震速報の発表の基準

- ・地震により、最大震度5弱以上の揺れを予想した時に、震度4以上の揺れを予想した地域に対して緊急地震速報を発表する。
- ・高度利用者向受信端末等では、予想する震度が利用者が独自に設定した基準を超えた時に報知音が鳴る。

(2) 利用にあたっての留意事項

- ・地震の震源に近い地域では、緊急地震速報の発表が強い揺れに間に合わないことがある。
- ・緊急地震速報で予想する震度には±1程度のずれを伴う。
- ・頻繁に地震が発生している時などに、ほぼ同時に発生する複数の地震を区別できず、緊急地震速報を適切に発表できないことがある。

4 南海トラフ地震臨時情報

【南海トラフ臨時情報】の発表条件

南海トラフ地震臨時情報

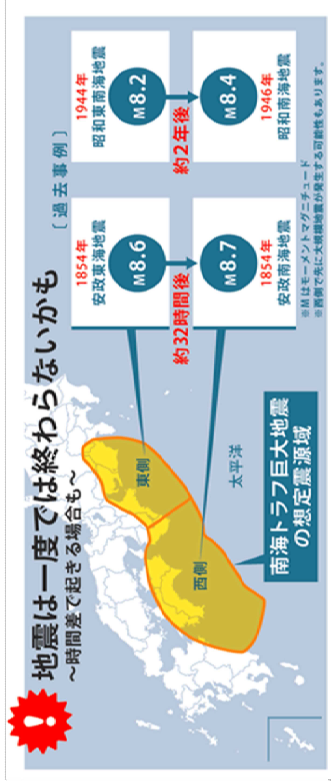
- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

キーワード

- 調査中
 - 巨大地震警戒
 - 巨大地震注意
 - 調査終了
- 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
 - 南海トラフ沿いのプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
 - 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合
 - 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合
 - ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりにすべりやすべりが観測された場合
 - 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

南海トラフ地震 関連解説情報

- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）



緊急地震速報 - 地震による強い揺れを事前にお知らせ - (気象庁HP)

緊急地震速報 利用の心得

あわてず、まず身の安全を!!

家庭では

- 頭を保護し、しよぶがな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- わりに火を消そうとしない

屋外(街)では

- フロック等の風雨に注意
- 管が割れたガラスの落下に注意

エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる

鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりとつかまる

自動車運転中は

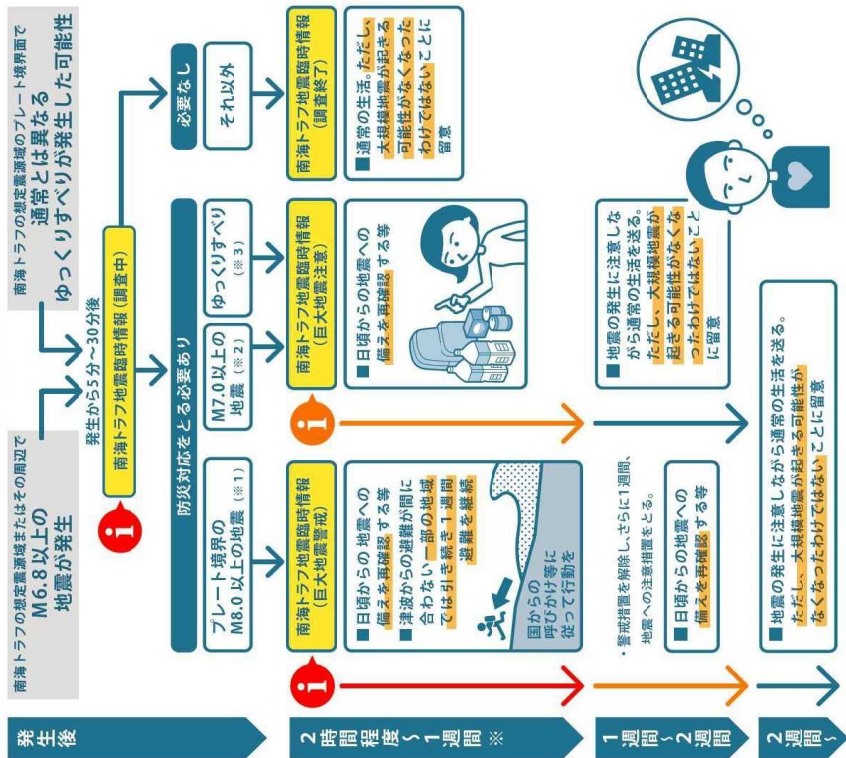
- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに減速をおどす
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす

上記のほか、駅けた駅舎等において緊急地震速報を放送した時は、乗客中り、乗員の階下に避けてください。

時間差で発生する巨大地震に備えよう ～南海トラフ地震臨時情報～

- 南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- 政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとります。

地震発生後の防災対応の流れ



※1 調査期間中のプレート境界で M6.8以上の地震が発生
 ※2 調査期間中、またはその周辺で M7.0以上の地震が発生(ただし、プレート境界の M8.0以上の地震を除く)
 ※3 住居が倒壊を感じることはない、プレート境界面のゆっくりにとらずに通常の地震活動を継続した場合など

地震の発生に備えよう

□ 家具の固定

□ 非常用持ち出し袋の準備

□ 避難場所や避難経路の確認

□ 感震ブレイカーの設置

□ 水や食料の備蓄

□ 建物の耐震化

自らの命、大切な人の命を守るために、今から準備しておきましょう

(気象庁資料「南海トラフ地震～その時の備え～」R1.6より)

【学校における防災対応の留意事項】

計画に記載すべき留意事項	個別の留意事項
○幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。	○事前避難対象地域に位置する学校は、避難勧告等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応をとる。

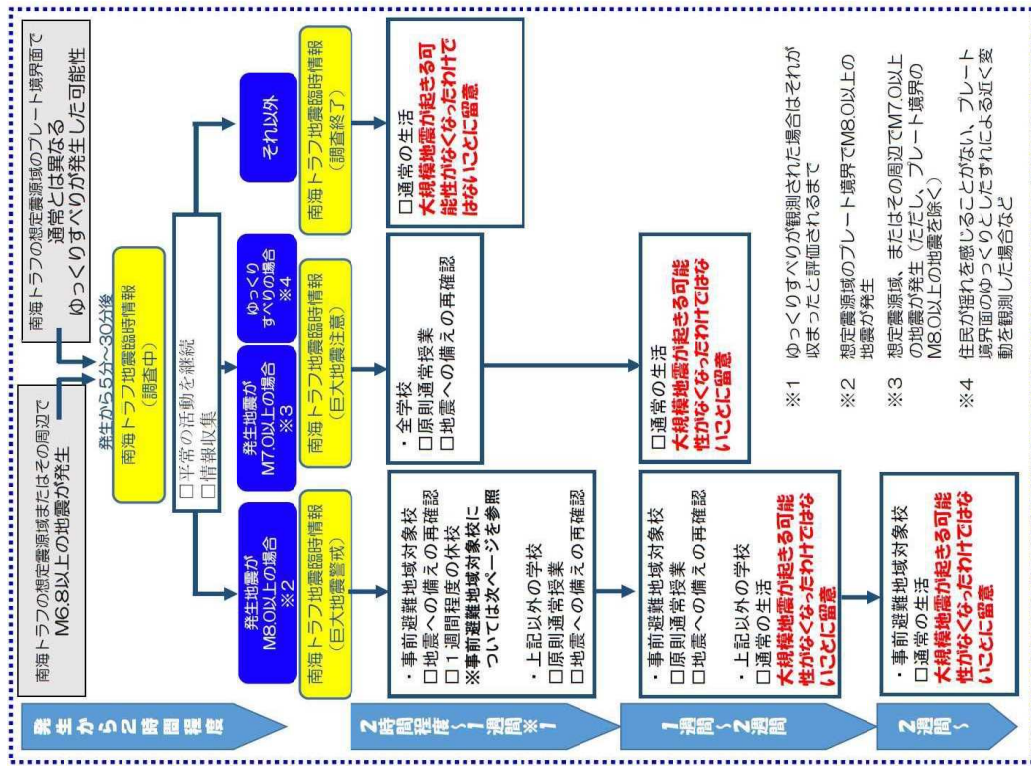
(内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」抜粋 H31.3)

5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

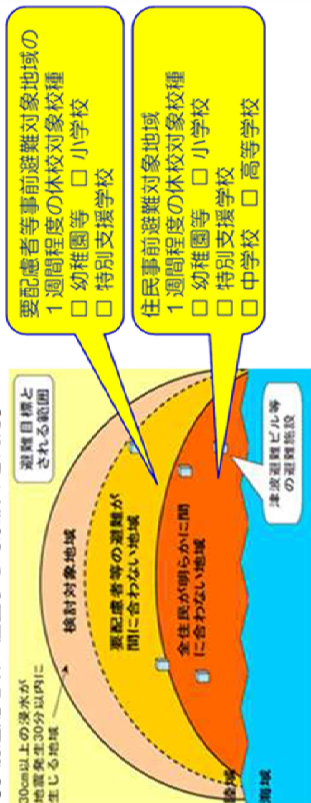
- POINT
- 1 情報に応じた教育活動の実施基準や教職員の参集基準を定めておくこと。
 - 2 日頃の備え（地震災害対応、備蓄品、施設の安全等）を再確認すること。

(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の学校対応の流れ

※各学校、児童生徒の状況及び周辺の状況を踏まえた検討が必要



【事前避難地域に位置する対象校の考え方】



事前避難対象地域（要配慮者等事前避難対象地域・住民事前避難対象地域）は各市町が指定します。津波浸水域に位置する学校は必ず所在する市町防災担当課へ確認してください。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の学校の対応（例）

実施項目	実施者
□ 原則通常授業	
□ 応急対策要員による情報収集	□ 災害対策本部
□ 校内放送等による連絡	□ 災害対策本部

(3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の学校の対応（事前避難地域の学校対応例）

実施項目	実施者
□ 授業中止（1週間程度の休校）の決定	□ 災害対策本部
□ 教育委員会との連絡調整	□ 災害対策本部
□ 地震への備えの再確認（集団下校する場合）	□ 全職員
□ 集団下校時の編成	□ 児童生徒班
□ 集団下校路の確認	□ 児童生徒班
□ 保護者への休校及び集団下校の連絡（引渡しをすすめる場合）	□ 災害対策本部
□ 保護者への休校及び引渡し場所の連絡	□ 保護者対応班
□ 保護者引き渡し時の身元確認	□ 保護者対応班
□ 保護者引き渡し後状況把握	□ 保護者対応班

(4)「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時の学校の対応(事前避難地域以外の学校対応例)

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員
<input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整	
<input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡	
<input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認	

(5)「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表時の対応(例)

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 原則通常授業	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員
<input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整	
<input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡	
<input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認	

地震への備えの再確認事項(例)

日頃の備え	再確認事項	確認方法または確認者
地震災害への対応	<input type="checkbox"/> 参集基準・教育活動実施基準 <input type="checkbox"/> 各班の人員・役割 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 安否確認方法 <input type="checkbox"/> 引渡し方法 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡(内容・方法・タイミング)	<input type="checkbox"/> マニュアル等で職員員の共通理解
持出品や備蓄品、機材の確認	<input type="checkbox"/> 頭部を保護するもの <input type="checkbox"/> 避難行動に役立つもの <input type="checkbox"/> 生活に役立つもの <input type="checkbox"/> 救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> 施設管理班による安否点検
児童生徒の安全	<input type="checkbox"/> 避難経路・避難場所 <input type="checkbox"/> 登下校路の安全確認 <input type="checkbox"/> 照明器具窓ガラスなどの非構造物材 <input type="checkbox"/> 収納棚などの転倒防止対策	<input type="checkbox"/> 各班で確認

(6)「南海トラフ地震臨時情報(調査終了)」発表時の対応(例)

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡(大規模地震が起きる可能性がなくなっただけではないことに留意)	<input type="checkbox"/> 災害対策本部

(2) 津波対策

1 津波対策の基礎知識

(1) 静岡県第4次地震被害想定

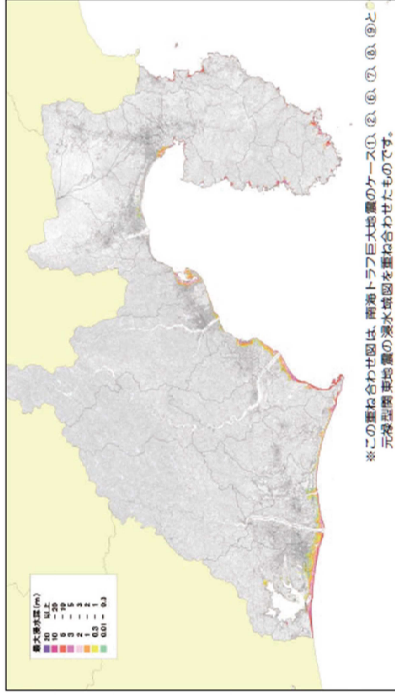
静岡県地理情報システム(GIS)や市町のハザードマップ等を活用し、静岡県第4次地震被害想定における学校及び学校周辺の津波被害(浸水深・到達時間等)を把握する。

「地震防災ガイドブック」(静岡県危機管理部)

静岡県で予想される津波 [静岡県第4次地震被害想定津波浸水(シベル津波の最大浸水域重ね合わせ図) 平成25年6月27日発表]

津波危険予想地域や山崖崩れの危険箇所等については市町などに情報があります。市町では、危険箇所を地図にし「ハザードマップ」を作っているところもあります。

※詳細の情報は静岡県統合基礎地理情報システム(GIS)で確認できます。



(2) 静岡県第4次地震被害想定(シベル2津波)において浸水域内に立地する県立学校

高 校	松崎高等学校/清水南高等学校/焼津水産高等学校/相良高等学校/藤原高等学校/浜松南高等学校/浜松江之島高等学校/新居高等学校
特 別 支 援 学 校	浜松特別支援学校/藤枝特別支援学校焼津分校/東部特別支援学校伊豆下田分校/東部特別支援学校伊豆松崎分校/東部特別支援学校伊東分校

(3) 津波警報・津波注意報

津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発せられる。

「津波防災」(気象庁)

津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分で大津波警報、津波警報、津波注意報を発表します。その後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表します。

予想される津波の高さ	とるべき行動	避難の範囲
数値での発表 (発表基準) 10m (10m未満) 5m (5m未満≦10m) 3m (3m未満≦5m)	大津波警報 大津波警報が発表されたら、速やかに避難所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、大津波・津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	お住まいの市町村の津波ハザードマップ等で、津波が想定される区域を参照しておきましょう。 また、津波の規模は、津波の発生場所や地形等によって異なるため、津波が襲ってくる場合、避難所を心がけましょう。
3m (1m未満≦3m)	津波警報 ここから安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！	津波の規模は、津波の発生場所や地形等によって異なるため、津波が襲ってくる場合、避難所を心がけましょう。
1m (20cm未満≦1m) (表記しない)	津波注意報 津波の規模は、津波の発生場所や地形等によって異なるため、津波が襲ってくる場合、避難所を心がけましょう。	津波の規模は、津波の発生場所や地形等によって異なるため、津波が襲ってくる場合、避難所を心がけましょう。

地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で沿岸の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、津波予報(若干の海面変動)を発表します。

「津波警報・注意報と避難のポイント」(気象庁)

- ・震源が陸地に近いと、津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちに予想できる限りの避難をしましょう。
- ・津波は沿岸部の地形等の影響により、局地的に予想より高くなる場合があります。こちらから安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間繰り返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

2 津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準

POINT	情報
1	情報を正確に理解し、児童生徒・教職員の安全を第一に考えて対応を決定すること。
2	授業の実施や教職員の参集については、各校の立地や通学区区域を考慮して決定すること。

※各学校、児童生徒の状況及び周辺の状況を踏まえた検討が必要

(1) 津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準(例)

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<在校時> <input type="checkbox"/> 平常授業 <input type="checkbox"/> 沿岸部の活動は中止
津波警報	<在校時> <input type="checkbox"/> 教育活動を中止 <学校管理下外> <input type="checkbox"/> 避難または自宅待機
大津波警報	<input type="checkbox"/> 津波警報が解除され、登下校の安全が確保された時点で登校

(2) 津波警報・注意報発表時の学校の対応(例)

注意報・警報	実施項目	実施者
津波注意報	<input type="checkbox"/> 教育活動継続 (沿岸部の活動は中止)	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 全職員
津波警報	<input type="checkbox"/> 上層階(又は屋上)又は周辺高台への避難指示。 <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 津波に関する情報(テレビ・ラジオ等) <input type="checkbox"/> 学校周辺状況の目視 <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡調整 <input type="checkbox"/> 学区内(通学路)の状況把握 <input type="checkbox"/> 近隣学校との情報交換 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 児童生徒班 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 施設管理班 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 施設管理班 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 保護者対応班 <input type="checkbox"/> 災害対策本部
大津波警報	<input type="checkbox"/> 学校が避難場所(津波避難ビル等)に指定されている場合、避難者の誘導等	<input type="checkbox"/> 災害対策本部

3 津波避難における留意事項

POINT	1 少しでも早く、少しでも高いところに避難すること。
	2 情報収集を継続し、警報等が解除され安全が確認されるまでは沿岸部に近づかないこと。

(1) 津波避難における留意事項

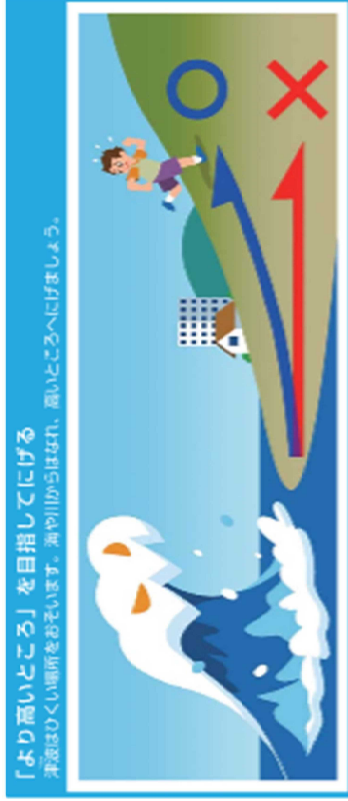
避難開始 【ただちに】	<input type="checkbox"/> 教職員は的確な判断をし、ただちに高台等への避難を指示する。 <input type="checkbox"/> 教職員不在時は児童生徒だけでも避難を開始する（訓練が必要）。 <input type="checkbox"/> 沿岸部での活動中に地震が発生した場合は、情報を待たずに避難を開始する。（地震だ、津波だ、すぐ避難！）
避難中 【続ける】 【あきらめない】	<input type="checkbox"/> 想定を超える大津波発生の可能性を考慮し、より高く安全な場所への避難を継続する。 <input type="checkbox"/> 建物の倒壊や土砂災害等により避難経路が通行不能となった場合、迂回路等を使用し避難行動を継続する。
避難後 【戻らない】	<input type="checkbox"/> 津波は繰り返すため、警報等が解除され安全が確認されるまで沿岸部には近づかない。 <input type="checkbox"/> 児童生徒・教職員の安否確認を行い、正確な情報収集に努める。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の心身の状態を把握する。

(2) 津波避難後の引渡し（帰宅）

次の例示を参考に、あらかじめ決めておく。（学校安全総合支援事業成果）

判断者	避難状態の解除を誰が行うのか、判断者の代理者は誰か
判断基準 (例)	<input type="checkbox"/> 大津波・津波警報は解除されているか。 <input type="checkbox"/> 保護者等との連絡手段の確保できているか。 <input type="checkbox"/> 学校周辺の浸水状況の確認。 <input type="checkbox"/> 利用できる交通機関はあるか。 <input type="checkbox"/> 保護者の自家用車での来校は可能か。 <input type="checkbox"/> 集団で帰宅させる場合、安全な下校路が確保できるか。 ※児童生徒及び引渡しする保護者の安全が確保されるまでは、引き渡しまたは、下校は実施しない。
引渡し (帰宅) 方法 (例)	<input type="checkbox"/> 集団で帰宅させる場合、移動中の避難先について生徒に調べさせる。 <input type="checkbox"/> 津波浸水域を迂回したルートを考える。

【参考】「津波から命を守るために」（気象庁）



(3) 風水害対策

1 気象情報の基礎知識

(1) 気象に関する特別警報・警報・注意報の種類（市町単位で発表）

区分	種類
特別警報	大雨／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
警報	大雨／洪水／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
注意報	大雨／洪水／強風／風雪／大雪／波浪／高潮／雷／融雪／濃霧／乾燥／なだれ／低温／霜／着氷／着雪

(2) その他重要な気象に関する情報

情報	内容
台風に関する気象情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表。 大雨警報発表中に数に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の雨量（静岡県内では1時間雨量110 ⁵ 以上）を、観測したり、解析したりしたときに発表 ・この情報が発表されたときは、気象庁ホームページの「危険度分布」で確認する必要があります。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まり、より嚴重な警戒が必要なる場合に、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・避難指示の目安となる重要情報 ・災害発生が切迫した状態にある可能性が高いため、警報以上の注意が必要
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表。

(3) 波浪・高潮

波浪警報・注意報	高潮警報・注意報
<ul style="list-style-type: none"> 高い波によって重大な災害が生じる可能性があると予想された際に発表 「波浪」とは風によって生じる波 海岸沿いを移動する際には高波に注意する（海岸に近づかなければ比較的安全） 高波はその場の天気や風の強さに関わらず生じるため、天気が良くても「波浪警報」が出ている場合は警戒が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 台風や低気圧による異常な海面の上昇により、重大な災害が生じる可能性がある場合と予想された場合に発表 「高潮」は津波と同じく海面全体の水位が上昇する現象 水位が想定以上に高くなると防潮堤を乗り越えて大規模な浸水被害をもたらす（避難が必要な場合もある）

「命を守るために知ってほしい特別警報」（気象庁）

数十年に一度の大雨などが予想された場合に特別警報を発表します

特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

表中の「数十年に一度」の頻度に相当する降水量等の定量的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

大津波警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合（大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合（噴火警報（噴火警戒レベル4以上）及び噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける）
地震（地震動）	震度6弱以上の大きな地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



気象庁

T 100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4
 電話 03-5212-8341 FAX 03-6689-4917(月の不自由な方向け)
 気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>
 特別警報について <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>



雨の強さと降り方

(平成12年6月14日(土) 14時14分、1月1日(改正)
(平成18年4月1日(改正) (平成20年9月1日(改正)
(平成20年9月1日(改正))

1時間雨量 (mm)	雨の強さ (予想用語)	人の受け取りイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10~20	やや強い雨	傘をさして歩いている。	地面からの飛び散りで足元がぬれる。	雨の音で話し声が聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。	車の音が遠くから聞こえる。
20~30	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていてもぬれる。	雨の音で話し声が聞き取れない。	道路が川のようになる。	ドライバーを遠くから見つらい。
30~50	非常に強い雨	傘をさしていてもぬれる。	傘をさしていてもぬれる。	雨の音で話し声が聞き取れない。	道路が川のようになる。	高速走行時、車輪と路面の間には水膜が生じ、ブレーキが効かなくなる。(ハイドロプレーニング現象)
50~80	非常に強い雨	濡れたまま歩く。	傘をさしていてもぬれる。	雨の音で話し声が聞き取れない。	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が暗くなる。	車の運転は危険。
80~	猛烈な雨	濡れたまま歩く。	傘をさしていてもぬれる。	雨の音で話し声が聞き取れない。	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が暗くなる。	車の運転は危険。

風の強さと吹き方

(平成12年6月14日(土) 14時14分、1月1日(改正)
(平成18年4月1日(改正) (平成20年9月1日(改正)
(平成20年9月1日(改正))

平均風速 (m/s) (予想用語)	風の強さ (予想用語)	送りの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建物	おおよその瞬間風速 (m/s)
10~15 ~約50km/h	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩くと歩速が遅くなる。傘が飛ばない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの強度が水平になる。高速道路中では揺れ始める。	屋根がはがれ始める。壁紙やタイルがはがれる。	20
15~20 ~約70km/h	強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩くと歩速が遅くなる。傘が飛ばない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの強度が水平になる。高速道路中では揺れ始める。	屋根がはがれ始める。壁紙やタイルがはがれる。	30
20~25 ~約90km/h	非常に強い風	高速道路の自動車	何かにつかまっていようと立って歩くと歩速が遅くなる。傘が飛ばない。	樹木の折れたり、根が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの強度が水平になる。高速道路中では揺れ始める。	屋根がはがれ始める。壁紙やタイルがはがれる。	40
25~30 ~約110km/h	非常に強い風	高速道路の自動車	何かにつかまっていようと立って歩くと歩速が遅くなる。傘が飛ばない。	樹木の折れたり、根が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの強度が水平になる。高速道路中では揺れ始める。	屋根がはがれ始める。壁紙やタイルがはがれる。	50
30~35 ~約120km/h	非常に強い風	高速道路の自動車	何かにつかまっていようと立って歩くと歩速が遅くなる。傘が飛ばない。	樹木の折れたり、根が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの強度が水平になる。高速道路中では揺れ始める。	屋根がはがれ始める。壁紙やタイルがはがれる。	60
35~40 ~約140km/h	猛烈な風	特殊な車	何かにつかまっていようと立って歩くと歩速が遅くなる。傘が飛ばない。	樹木の折れたり、根が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの強度が水平になる。高速道路中では揺れ始める。	屋根がはがれ始める。壁紙やタイルがはがれる。	60
40~ ~約140km/h	猛烈な風	特殊な車	何かにつかまっていようと立って歩くと歩速が遅くなる。傘が飛ばない。	樹木の折れたり、根が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの強度が水平になる。高速道路中では揺れ始める。	屋根がはがれ始める。壁紙やタイルがはがれる。	60

2 気象警報、注意報等発表時の教育活動の実施基準

POINT 1	学校立地や通学路の地理的特徴による危険性を把握し、授業等の実施基準を定め、保護者との共通理解を図ること。
2	授業の中止等の決定を見守る生徒及び保護者に伝達する方法は、複数確保しておくこと（11ページ参照）

(1) 平常時の対策

- 立地環境と災害予測（各種ハザードマップ等）を確認し、予測される災害をマニュアルに明記）
- 気象情報の収集（静岡地方気象台HP/サイボウレスターダール/静岡県地理情報システム 等）
- 防災設備等の確認、必需品の備蓄
- 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
- 初動体制の確立
- 連絡体制の確立（教職員、児童生徒、保護者、行政・防災関係機関）
- 避難先、避難経路等の確認
- 避難訓練の実施

(2) 教育活動の実施基準（例）

以下の基準例はあくまで参考で、学校の立地条件等を正しく理解した上で学校毎に定めること。		授業	対応
注意報	強風 大雨 洪水	平常授業	<input type="checkbox"/> 安全に登校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
	暴風	授業中止	<input type="checkbox"/> 午前○時の時点で△△市または居住市町に警報が発表されている場合は午前●時まで自宅待機 <input type="checkbox"/> 午前●時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 <input type="checkbox"/> 午前●時の時点で警報が解除されている場合は安全に登下校できることを確認した上で午後の授業に間に合うように登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
警報	大雨 洪水	平常授業 又は 授業中止	<input type="checkbox"/> 安全に登下校できることを確認した上で登校 <input type="checkbox"/> 市町から出される避難情報（次ページ）に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校
	その他 気象警報	平常授業 又は 授業中止	<input type="checkbox"/> 安全に登下校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機） <input type="checkbox"/> 市町から出される避難情報（次ページ）に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校

(3) 特別警報発表時における対応（平成27年2月27日付教総健第558号）

種類	対応
気象等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合 特別警報が解除され、かつ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、児童生徒および教職員の安全確保を徹底する。 学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合 学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、児童生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津波	大津波警報発表時の対応とする。
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。
地震動	緊急地震速報発表時の対応とする。
(対応方針)	「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起これと予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各学校においても児童生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。 児童生徒の帰宅又は保護者への引き渡しについては、特別警報が解除された後に行う。その際、公共交通機関、道路及び児童生徒の居住地等の安全を確認の上、帰宅させ、帰宅困難な児童生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。

【参考資料】警戒レベルと避難情報

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、
国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※に整理しました。

＜避難情報等＞

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。 <small>※2 避難行動要請区域等における避難指示(緊急)の発令</small>	災害発生情報 ^{※2} <small>避難行動要請区域等における避難指示(緊急)の発令</small>
警戒レベル4	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われ る場合は、近くの安全な場所や、自宅内の より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ^{※3} 避難指示(緊急) ^{※3} <small>※3 避難行動要請区域等における避難指示(緊急)の発令</small>
警戒レベル3	避難に時間を要する人(高齢者の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難を しましょう。その他の人は、避難の準備を 整えましょう。	避難準備、高齢者等避難開始 <small>〔市町村が発令〕</small>
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、 白らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 <small>〔気象庁が発令〕</small>
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 <small>〔気象庁が発令〕</small>

※1 各階の階間は、警戒レベル1～5の間階間で数えられると見做りません。状況が急変することもあります。

Q&A

- 質問1) 防災気象情報は出てくると、避難情報が出ていないときほどどうすればいいの？
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じし
ベルの避難情報か、同時に発令されるわけではありません。
白らの命は自ら守る責任を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。
- 質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置づけられただけで、考え方が変わったの？
⇒避難指示(緊急)は、地域状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必
ず発令されるものではありません。避難勧告が発令され次第、避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難をし
てください。
- 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出ただけで洪水
のレベルも4から3に下がったということなの？
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたので
あり、その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、

地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html



3 気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）

POINT

- 児童生徒の在校時・不在時それぞれにおける対応を定めること。
- 各種防災情報を確実に入手すること。
静岡県地方気象台HP/サイボスリーダー/静岡県地理情報システム 等

(1) 児童生徒在校時の対応（例）

実施者	実施者
1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）	□ 災害対策本部
□ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化	
□ 指示・連絡体制の確認	
□ 教職員及び児童生徒への定期的な情報提供開始	
□ 周辺校や関係機関との情報共有	
2 授業中止等の対応の検討・決定	□ 災害対策本部
□ 教職員及び児童生徒に連絡	□ 児童生徒班
※授業を継続する場合は情報収集・提供を継続	□ 災害対策本部
□ 教育委員会等への報告	
3 下校対応	□ 施設管理班
□ 通学路、交通機関等の状況を把握	
（安全が確認できた場合）	
注意喚起をした上で、状況が悪化する前に速やかに下校させる	□ 児童生徒班
（安全が確認できない場合）	
留置き、引渡し等の措置の検討、実施	□ 災害対策本部
（必要に応じて）	
保護者への連絡	□ 保護者対応班

(2) 児童生徒不在時の対応（例）※参集した応急対策委員が以下の業務を実施

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）	□ 各校の授業等の実施基準に基づき対応を決定
□ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化	□ 必要に応じて児童生徒、保護者等に連絡
□ 指示・連絡体制の確認	※1章-6-(3) 保護者等への非常時の通信手段の確保を参照
□ 必要な教職員の参集（管理職等）	□ 教育委員会への報告
□ 周辺校や関係機関との情報共有	
□ 児童生徒、保護者への連絡方法の確認	
2 休校等の対応の決定・連絡	
	静岡県立学校管理規則第3条第2項 「非常震災その他急迫の事情のため臨時に、授業の一部又は全部を行わない場合は、校長は、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない」

どんなときに どんな指示が出るの？

原子力発電所で事故が発生した場合は、発電所がどうなっているか、放射性物質が放出されているか、放射線の測定(モニタリング)結果はどうか、に基つき、屋内退避や避難などの必要な防護措置が判断され、指示が出されます。

発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)			
事列	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
県内で 震度6弱以上の 地震が観測 された時など	警戒事態 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の 全交流電源が 喪失した状態が 継続した時など	施設敷地緊急事態 放射線による影響が起こる 可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を 行つよう 指示が出ます。	屋内退避の準備を 行つよう 指示が出ます。
原子炉を冷却する 全ての電源を喪失 した時など	全面緊急事態 放射線による影響が起こる 可能性が高いとき	全住民の避難、 安定コウ素剤の服用の 指示が出ます。	屋内退避の実施や 避難、一時移転の 準備を行つよう 指示が出ます。

空間放射線量率に基づく判断(放射性物質の放出後)	
放射線モニタリングの値	防護措置
500 μ Sv/h超過	数時間以内を目途に区域を特定し、 速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
20 μ Sv/h超過	1週間程度室内に移転する 一時移転の指示が出ます。
0.5 μ Sv/h超過	飲食物を検査する区域を定め、 検査結果によっては摂取制限を行います。

μ Sv: マイクロシーベルト

原子力発電所で 緊急事態が発生したら

万が一、原子力発電所で緊急事態が発生し、放射性物質の放出による影響が周辺地域に及ぶ、又はそのおそれがある場合には、国、県、市町などの防災関係機関は、防災計画に基づき、皆様の健康と安全を守るために様々な防災活動を行います。これらの状況については、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車などにより、そのつど住民の皆様へお知らせします。情報に従い遠らついて行動してください。



**慌てて行動せず、次
の情報がでるまで屋
内で避難しましょう。**

**つわさやデマに惑わ
されないようにしま
しょう。**
県や市町からの正しい情報
にしたがって行動しましょう。
おかしと思えば、警察の公
手までご連絡してください。

**電話の使用は極力
控えましょう。**
安否情報の確認などは、以
前時伝言ダイヤル(171)な
どを利用しましょう。

**おとなりさん・ご近所
さんとの情報の確
認をしましょう。**
お年よりや体の不自由な方
には、特に声をかけましょう。

原子力災害が発生したときは発電所の事故の状況や緊急時モニタリングによる放射線の実測値などに基つても屋内退避や避難などの防護措置が決定されます。

住民が一齐に避難を開始すると、交通網が混乱し、いたるところで人渋滞が発生することで避難時間が長くなるとのシミュレーションの結果があります。

みなさんができるだけスムーズに避難でき、被災を最小限にとどめられるよう、屋内退避や避難の指示に基つて冷静な行動をお願いします。

静岡県原子力防災ポータル

静岡県では浜岡原子力発電所の状況、緊急時モニタリングの情報、避難指示等の範囲、避難ルートなどの情報をパソコンやスマートフォン等で見ることができているシステムを開発しました。(H28.3)



QRコードでも
アクセス可能



静岡県ホームページからアクセスできます。(http://shizuoka-force.com/shizuokalandp)

PAZ	UPZ	避難先 1	避難先 2
袋井市	○	三重県 (全 29 市町)	福井県 (福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町)
磐田市	△	岐阜県 (全 42 市町)	石川県 (金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町)
森町	△	静岡県 (森町内)	静岡県 (森町内)

PAZ・UPZの対象範囲が市町村域の全域に及ぶ場合は○、一部の場合は△

※長野県の地域

- ・松本地域：松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
- ・北安曇地域：大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
- ・長野地域：長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村
- ・北信地域：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
- ・佐久地域：小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町
- ・上小地域：上田市、東御市、長和町、青木村

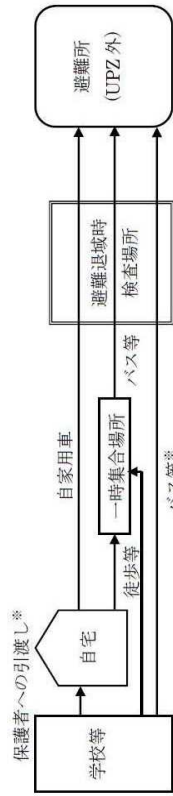
(2) 対象となる学校の考え方

市 町	学校の対応
御前崎市	市内の全ての学校がPAZ内に該当
牧之原市	市内の一部の学校がPAZ内に該当 それ以外の学校はUPZ内に該当
掛川市・菊川市・吉田町・袋井市・焼津市・磐田市・島田直・藤枝直・森町	UPZ内に該当 (工線の市町に所在する学校については、同一市内にUPZ内と外の地区が含まれるため、市町防災担当部局に自校が求められる対応について確認すること)

(3) PAZ内の公立学校

所在地	幼稚園 認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援
御前崎市	御前崎/白羽/さくら/北こども/池新田/高松	御前崎/白羽/第一/浜岡東/浜岡北	御前崎 浜岡	池新田	掛川特支御前崎分校
牧之原市	地頭方 相良	地頭方 相良	相良	相良	
計	8校	7校	3校	2校	1校

(4) 学校等の避難フロー (PAZ・UPZ共通) (例)



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。

〔浜岡地域原子力災害広域避難計画 H80.6月修正〕（静岡県危機管理課）参照

3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応

POINT	1 PAZ・UPZで避難のタイミング及び避難単位が異なるため、学校の所在地及び児童生徒の居住地に合わせた対応を検討しておくこと。
	2 自家用車避難を原則とすることから、保護者と児童生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しの時期を判断すること。
	3 避難が広域、長期に及びることあるため、教職員及び児童生徒の緊急連絡先を持ち出せるようにしておくこと。
	4 引渡し等の決定を迅速する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと（一斉メール/HP/災害伝言ダイヤル 等）。

(1) PAZ又はUPZ圏内から通学している児童生徒への対応 (例)

事前の準備	<input type="checkbox"/> 原子力発電所のある地域から通学している児童生徒がいる場合は名簿を作成し、原子力災害発生時の対応について保護者と共通理解を図る。 <input type="checkbox"/> 災害発生状況を把握し、当該児童生徒に正確な情報を伝える。
原子力施設において異常な事態が発生した場合	<input type="checkbox"/> 原子力災害の場合、自家用車避難を原則とすることから、 保護者と児童生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しの時期を判断する。 <input type="checkbox"/> 下校又は保護者への引渡しができない場合は、学校で待機させ、教職員とともに行動する。

(2) PAZ内の学校における対応 (例)

PAZ内の学校は、**全面緊急事態まで進展した場合、自治体の指示に従い、児童生徒を引率して避難することになるため、可能な限りそれ以前の段階で下校又は引渡しがなされるよう努めること。**

	警戒事態	施設敷地緊急事態 (避難準備)	全面緊急事態 (避難)
学校が直ちに取るべき対応	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校又は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校又は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 自治体からの避難指示に備え、原則引渡しは一旦中断 <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡しができない児童生徒への対応	<input type="checkbox"/> 学校等に留め置き <input type="checkbox"/> 一時集合場所への避難準備を開始	<input type="checkbox"/> 学校等に留め置き <input type="checkbox"/> 一時集合場所への避難準備を開始	<input type="checkbox"/> 学校等の屋内に避難 <input type="checkbox"/> 自治体から避難の指示が出た時点で一時集合場所への移動を開始

(3) UPZ内の学校における対応 (例)

UPZ内の学校は、**放射性物質が漏洩した場合、自治体の指示に従い、児童生徒を引率して避難することもありうるため、可能な限りそれ以前の段階での下校又は引渡しがなされるよう努めること。**

	警戒事態	施設敷地緊急事態 (屋内退避準備)	全面緊急事態 (屋内退避)
学校が直ちに取るべき対応	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校又は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 屋内退避準備 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校又は屋内での引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 直ちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 屋内退避 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 屋内での引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡しができない児童生徒への対応	<input type="checkbox"/> 学校等に留め置き	<input type="checkbox"/> 学校等の屋内に留め置き	<input type="checkbox"/> 学校等の屋内に留め置き

(4) UPZ外の学校における対応 (例)

原子力災害発生時は、**PAZ内及びUPZ内の住民等は事態の進展によって避難等が実施されることから、当該地域から通学する児童生徒が保護者と一緒に行動できるよう、警戒事態から下校又は引渡しをなされるよう努めること。**

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
学校が直ちに取るべき対応	<input type="checkbox"/> 平常授業 (※) <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZ又はUPZ内から通学する児童生徒は下校または引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 平常授業 (※) <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZ内から通学する児童生徒は引渡し <input type="checkbox"/> UPZ内から通学する児童生徒は下校又は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> 平常授業 (※) <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> PAZ又はUPZ内から通学する児童生徒は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡

(※) 原子力災害が地震・津波に起因する場合は、地震・津波時の対応に準拠する。

(5) 下校・引渡しルール (まとめ) 上段:警戒事態 中段:施設敷地緊急事態 下段:全面緊急事態			
児童生徒の居住地			
	PAZ内	UPZ内	UPZ外
PAZ内	【下校又は引渡し】		
	【引渡し】	【下校又は引渡し】	
自治体からの避難指示に備え、原則【引渡し】は一旦中断(※)			
学校	【下校又は引渡し】		
	【引渡し】	【下校又は引渡し】	
UPZ内	【引渡し】		
	【下校又は引渡し】	-	
UPZ外	【引渡し】	【下校又は引渡し】	
	【引渡し】	-	

(※) 自治体から避難指示が出るまでは可能な限り【引渡し】を継続

(6) 火山災害対策

1 火山災害の基礎知識

(1) 火山活動に起因する現象

火山活動に起因する現象を、「降下物」と「降下物」に分類した。なお、「火砕流」、「大きな噴石」、「溶岩流（溶岩流到達3時間以内）」、「融雪型火山泥流」、「降灰後土石流」については、発生を確認してからの避難では間に合わないため、避難対策上特に重要度が高い現象である。

区分	現象名	内容
降下物	火砕流	火山灰や火山弾などが高温の火山ガスや取り込んだ空気と一体となって時速数十kmから百数十kmの速度で斜面を流下する現象
	溶岩流	火砕流よりさらに気体の割合が多いものを火砕サーージというマグマが火口から噴出し、高温の溶岩として地表を流れる現象
	融雪型火山泥流	積雪期に火砕流などの熱によって斜面の雪が一気に溶けて大量の水が周辺の土砂や岩石を巻き込みながら谷筋や沢沿いを流下する現象(時速60kmを超えることもある)
	降灰後土石流	降灰や火砕流で流下した火山灰などが山の斜面に堆積した後に起きる土石流
降下物	降灰	火山灰が降下、堆積する現象 本道家屋では約30cm堆積すると倒壊のおそれあり
	噴石	大きな噴石は火口から数km先まで飛散することがある 小さな噴石は風に流され、火口から10km程度の場所に落下のおそれあり

「噴火警報と噴火警戒レベル」(気象庁)

噴火警報が対象としている主な火山現象

大きな噴石

爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた直径約50cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っています。

火砕流

高温の火砕物(火山灰、軽石等)と高温のガスが一体となって流下することで山腹を駆け下る現象です。温度約1000℃、最大時速100km以上にも達し、その通過域では爆発、破壊など壊滅的な被害が生じます。

融雪型火山泥流

噴火に伴う火砕流等の熱によって積雪が融け、大量の水と土砂が一体となって高速で流下する現象です。時速約100kmを超えることもあり、積雪の状況によっては谷筋や沢沿いを流すか遠方まで一気に流下し、通過域では壊滅的な被害が生じます。

噴火警報では、主にこれらの現象に対する「警報が必要(範囲)」を発表します。これらの警報は、発生を確認してから避難するのでは間に合わないため、噴火警報を活用した事前の避難や入山規制等の対策が必要です。



(2) 噴火警戒レベルと噴火警戒

富士山や伊豆東部火山群の火山活動に異常が観測された際には、気象庁から噴火警戒レベルや噴火警戒レベルが発表され、これらに応じた避難の指示等が市町から伝えられる。

予報 警戒	レベル	火山活動の状況と住民等の行動	富士山	伊豆東部 火山群
噴火警戒 警戒	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している場合に発表されます。危険な地域からの避難が必要です。	○	○
	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている場合に発表されます。警戒が必要な地域からの避難や避難準備が必要です。	○	○
火口周辺 警戒	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合に発表されます。危険な地域への立ち入りが規制されます。	○	(※)
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想された場合に発表されます。火口周辺への立ち入りが規制されます。	(※)	(※)
噴火予報	レベル1 (ほかにあることに留意)	火山活動は静穏な状況です。特別な対応は必要ありません。	○	○

※ 噴火の可能性が高まっていく段階では、富士山ではレベル3以上、伊豆東部火山群では、レベル4以上が発表される。

2 警戒発令時及び噴火発生時の対応

POINT	1	2	3	4
	ハザードマップ上の自校の立地（避難場所指定の有無も含む）を確認すること。	児童生徒・教職員の自宅や通学路についても、上記について確認すること。	火山災害独自の被害について理解し、対応策を検討すること。	噴火警戒レベルや噴火警戒等の情報に対する行動を理解すること。

(1) 事前の対策

- 立地環境と災害予測(各種ハザードマップ等)を確認し、予測される災害をマニュアルに明記
- 防災設備等の確認、必需品の備蓄（ヘルメット、マスク、ゴーグル等）
- 初動体制の確立
- 授業等の実施基準の制定と保護者等への周知
- 休校期間中を含めた連絡体制の確立（教職員、児童生徒、保護者、行政・防災関係機関）
- 避難先、避難経路等の確認や避難訓練の実施
- 避難場所に指定されている学校は、受け入れ態勢の確立
- 学校の設備維持（降灰対策等）や搬出すべき重要書類の確認

(2) 教職員の参集基準 (例) 注：ハザードマップ上の自校の立地により異なる

レベル	勤務時間内	勤務時間外
レベル5	(全教職員共通) <input type="checkbox"/> 直ちに配備につく <input type="checkbox"/> 児童生徒の下校又は引渡し、又は、緊急指定避難場所への避難	(応急対策要員) <input type="checkbox"/> 自宅待機又は避難 <input type="checkbox"/> 安全が確保され、支障がなければ
レベル4	は、緊急指定避難場所への避難 ※児童生徒、教職員の安全確保を最優先	校長の指示で参集 (その他の教職員) <input type="checkbox"/> 自宅待機又は避難

※ 自らの身の安全の確保をした上で参集する。

(3) 教育活動の実施基準 (例) 注：ハザードマップ上の自校の立地により異なる

レベル	教育活動の実施基準	下校・引渡しのルール
レベル5	<input type="checkbox"/> 教育活動を中止	<input type="checkbox"/> 下校又は引渡し
レベル4	<input type="checkbox"/> 避難準備を整えた上で教育活動を継続	<input type="checkbox"/> 必要に応じて下校又は引渡しの準備 (※)
レベル3	<input type="checkbox"/> 校外、屋外での活動は中止	<input type="checkbox"/> 通常どおり
レベル2	<input type="checkbox"/> 平常授業	<input type="checkbox"/> 通常どおり
レベル1	<input type="checkbox"/> 平常授業	<input type="checkbox"/> 通常どおり

※ 保護者と児童生徒が一緒に避難できるよう、一段階前のレベルで下校又は引渡しを開始する場合もある。

(参考) 避難方法

【富士山火山】

富士山火山広域避難計画【対策編】では、溶岩流等からの避難は、**自家用車等による避難が基本**とされている。

【伊豆東部火山群】

伊豆東部火山群の伊東市避難計画では、居住地から噴火による影響範囲の外までの移動は、**自主防災組織単位での徒歩による避難**が基本とされている。

(4) 噴火発生時に求められる対応 (例)

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置、対応方針の決定 <input type="checkbox"/> 児童生徒の安否確認、安全確保 (必要に応じて避難行動) <input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集、児童生徒及び保護者等への情報提供 <input type="checkbox"/> 教育委員会への報告 <input type="checkbox"/> 下校又は引渡しへの指示 <input type="checkbox"/> 留め置きとなる児童生徒への対応	災害対策本部 <input type="checkbox"/> 児童生徒班 <input type="checkbox"/> 保護者対応班 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> 児童生徒班

(5) その他の留意事項 (例)

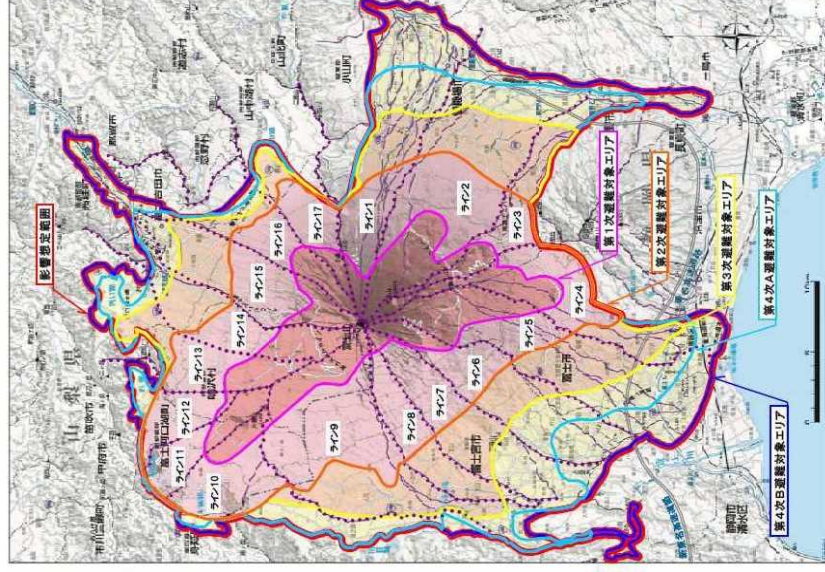
児童生徒への対応	<input type="checkbox"/> 噴火を察知した場合、直ちに堅牢な建物内へ退避させる。 <input type="checkbox"/> 噴火の状況により避難経路や経路を判断し、騒機応変に対応する。 <input type="checkbox"/> 退避場所 (教室等) では、窓ガラス・カーテンを閉め、窓から離れた場所で静かに待機させる。 <input type="checkbox"/> あらかじめ定めたルールに従い、児童生徒の下校又は引渡しを行う。
降灰対策	<input type="checkbox"/> 電気、水道等、ライフラインが寸断された場合は備蓄品等に対応する。 <input type="checkbox"/> 屋外での作業時は、マスク、ゴーグル、軍手、長靴、ヘルメット、レインコート等を着用する。 <input type="checkbox"/> 屋内への出入口を限定し、靴や衣類に付いた火山灰を除去する。 <input type="checkbox"/> 火山灰を運らせて巻き上げられないようにするなど、屋内へ火山灰を持ち込まない対策をする。
その他	<input type="checkbox"/> 長期間休校となる可能性を考慮し、教職員や児童生徒 (保護者) との連絡体制を確立する。 <input type="checkbox"/> 重要書類等を搬出する。

3 富士山火山災害対策が必要な学校

POINT	
1	富士山ハザードマップ等で、影響が想定される火山現象や避難対象エリアを把握すること。
2	市町の避難計画等で自校が取るべき対応を確認すること。
3	火山現象が想定される学校については、自校の学校防災マニュアルに「富士山火山災害対策」を記載すること。

(1) 想定火口範囲、噴石、火砕流、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

「静岡県地域防災計画 火山災害対策の巻」(静岡県危機管理部)



(2) 溶岩流等の避難対象エリア内に立地する公立学校

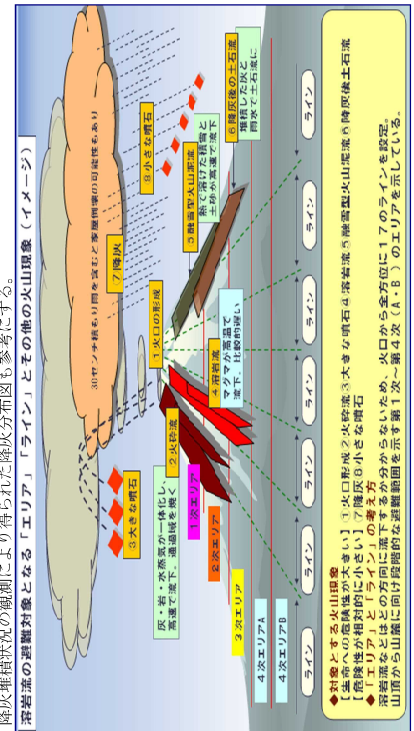
必ず各市町防災担当部署に自校がどの避難対象エリアに属しているかを確認する。

エリア	第2～3次避難対象	第4次避難対象	影響予測範囲外
高		富士宮西/富士宮北/富士宮東/富士宮南	
特		富士特支富士宮分校	相野
中	西富士	富士宮第一/富士宮第二/富士宮第三/富士宮第四/富士根南/富士根北/北山/井之頭/上野/大富士/芝川	
小	根原分校(第2次) 人六/栗倉分校/北山/上井出/	東/大宮/貴船/富士/大富士/富士根南/富士根北/山宮/井之頭/白糸/上野/富士見/芝富/内房	黒田/西/柳野/稲子
高	吉原工業/富士市立	吉原/富士/富士東	
特	富士特支		
中	吉原第三/吉原東/大淵/吉原北	吉原第一/吉原第二/富士/鷹岡/岳陽	元吉原/須津/富士南/田子浦/岩松/富士川第一/富士川第二
小	神戸/吉永第一/吉永第二/大淵第一/大淵第二/富士見台/青葉台	吉原/今泉/伝法/原田/富士第一/鷹岡/広見/丘/天間/岩松北/富士中央	
高	須走	小山	小山
中	須走	北郷	成美/足柄
小	須走	明倫/北郷	
高		御殿場/御殿場南	
特		御殿場特支	
中	印野	御殿場/富士岡/原里/西/高根/南	
小	印野	御殿場/御殿場南/富士岡/原里/玉穂/高根/高根/上小林分校/朝日/東	神山
高		裾野	
中	須山	西/富岡	東/深良
小	須山	西/深良/富岡第一/富岡第二/南	東/向田/千福が丘

(3) 富士山火山広域避難計画で定める想定影響範囲と避難対象エリア

火山現象	避難対象	説明
火口形成	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
火砕流	第1次避難対象エリア	(火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
大きな噴石	第2次避難対象エリア	想定火口範囲
溶岩流	第3次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)到達範囲
	第4次A避難対象エリア	溶岩流(3時間～24時間)到達範囲
	第4次B避難対象エリア	溶岩流(24時間～7日間)到達範囲
	第4次C避難対象エリア	溶岩流(7日間～約40日間)到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
	避難対象エリア	※想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	影響想定範囲	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲
	屋内避難対象エリア	※1※2※3
小さな噴石	影響想定範囲	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※2
降灰後	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
土石流	避難対象エリア	※想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。
 ※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。
 ※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。



(4) 富士山の噴火警戒レベル

子報 警報	レベル (キーワード)	対象範囲	想定される現象	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応
噴火警報	レベル5 (避難)	居住地域 及びそれ より火口 側	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じ設定） 顕著な群発地震や地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な居住地域からの避難等が必要
	レベル4 (避難準備)		<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により居住地域に影響するよう噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒が必要な居住地域の避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要
	レベル3 (入山規制)	火口から 居住地域 近くまで	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> 登山禁止、入山規制等危険な地域の立入規制等
火口周辺警報	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 噴火前の火山活動が高まる段階ではレベル2の発表はしない 	<ul style="list-style-type: none"> 住民は通常の生活火口周辺への立入規制等
	レベル1 (噴火でもっとも)	火口内等	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし

(5) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難計画

区分	溶岩流					融雪型 火山 泥流	降灰	小さな 噴石	降灰後 土石流
	噴火警戒 レベル	火砕流、大きな 噴石	火口形成	第1次 避難対象 エリア	第2次 避難対象 エリア				
噴火前	3	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	屋内退避 対象エリア	影響想定 範囲	—
	4	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	【降灰に避難経路を確保】 避難準備 避難準備 避難準備	—	—
噴火開始直後	5	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難準備 避難準備	—	—
		避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	【降灰に避難経路を確保】 避難準備 避難準備 避難準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—

上段：一般住民
中段：避難行動要支援者
下段：観光客・登山者

(6) 噴火開始後の現象発生別の避難計画

区分	溶岩流					降灰	小さな 噴石	降灰後 土石流	
	第1次 避難対象 エリア	第2次 避難対象 エリア	第3次 避難対象 エリア	第4次A 避難対象 エリア	第4次B 避難対象 エリア				
現象の 発生	溶岩流の流下の場合					降灰 対象 エリア	屋内退避 対象エリア	屋内退避 対象エリア	降灰後 土石流 避難対象 エリア
	*A	*A	*A	*A	*B				
噴火開始 直後	避難準備 避難 入山規制 【降灰のみ】	避難準備 避難 入山規制 【降灰のみ】	避難準備 避難 入山規制 【降灰のみ】	避難準備 避難 入山規制 【降灰のみ】	避難準備 避難 入山規制 【降灰のみ】	【降灰に避難経路を確保】 避難準備 避難準備 避難準備	屋内退避 屋内退避 屋内退避	屋内退避 屋内退避 屋内退避	降灰後 土石流 避難対象 エリア
	避難準備 避難 入山規制 【降灰のみ】	避難準備 避難 入山規制 【降灰のみ】	避難準備 避難 入山規制 【降灰のみ】	避難準備 避難 入山規制 【降灰のみ】	避難準備 避難 入山規制 【降灰のみ】	【降灰に避難経路を確保】 避難準備 避難準備 避難準備	屋内退避 屋内退避 屋内退避	屋内退避 屋内退避 屋内退避	降灰後 土石流 避難対象 エリア

*A 第4次A避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合

*B 第4次B避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合

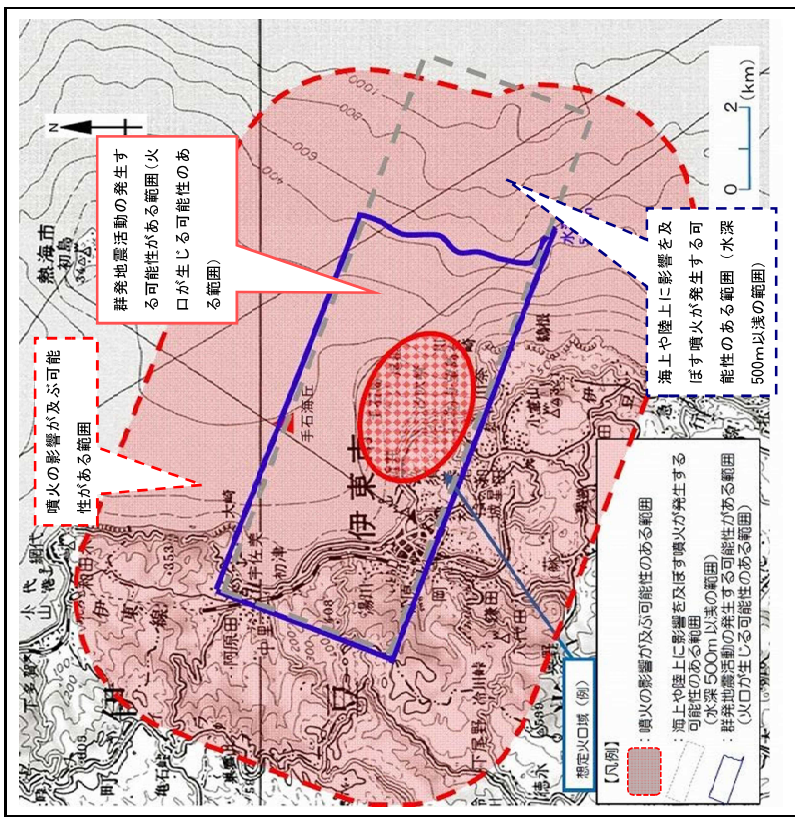
4 伊豆東部火山群災害対策が必要な学校

POINT 1	「噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲」等を確認の上、影響が想定される火山現象を把握すること。
2	「伊豆東部火山群の伊東市避難計画」により、自校が取るべき対応を確認すること。
3	火山現象が想定される学校については、自校の学校防災マニュアルに「伊豆東部火山群災害対策」を記載すること。

(1) 噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲

噴火に伴い噴火地点から概ね2 kmの範囲では、ペースサージや大きな噴石の影響を受ける可能性があると考えられることから、火口が出現する可能性のある範囲を含むその周辺概ね2 kmの範囲とする。

ただし、水深500mより深い所で噴火した場合の影響範囲は想定しない。



(2) 避難行動が必要とされる公立学校 (伊東市及び伊豆市、熱海市) 必ず防災担当部署に自校がどのエリアに属しているかを確認する。

エリア	噴火が発生する可能性のある範囲	噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲	左記以外
伊東市	高 伊東/伊東商業	伊東/伊東商業	伊東高校城ヶ崎分校
	特 東部特支伊東分校	東部特支川奈分校	東部特支伊豆高原分校
	中 北	南/宇佐美/門野	対島
	小 東/西	南/宇佐美/川奈/旭/大池	八幡野/富戸/池

該当する学校等はないが、伊豆東部火山群に起因する揺れの可能性も考慮した対策を講じておく。

(3) 伊豆東部火山群の噴火警戒レベル

予報警報	レベル (キーワード)	想定される現象	住民等の行動
噴火警報	レベル5 (避難)	・マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石、ペースサージが居住地域に到達する ・低周波地震活動の多発、火山性微動の発生	・危険な居住地域からの避難等が必要
	レベル4 (避難準備)	・低周波地震活動の活発化	・警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	【レベル2、3の発表について】 (活動が活発化するとき) 噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2、3の発表はな く、レベル4以上が発表される。 (活動が沈静化するとき) 火山活動が沈静化し、レベル5か らレベルを下げる段階で、火山活 動の状況に応じてレベル2、3を 発表する場合がある。	・住民は通常の生活 ・危険な地域への立入規制等
	レベル2 (火口周辺規制)	・火山活動が沈静化し、レベル5か らレベルを下げる段階で、火山活 動の状況に応じてレベル2、3を 発表する場合がある。	・住民は通常の生活 ・火口周辺への立入規制等
噴火予報	レベル1 (揺れがほとんどない)	・火山活動は静穏	・住民は通常の生活
	地震活動の見通しに関する情報の発表	・活発な群発地震活動により、最大 震度5弱～6弱程度の大きな揺 れとなる可能性がある。	・危険な場所を避けたり、家具を固 定したりするなど、大きな揺れに 対する対策が必要

(5) 段階別の避難計画

平成7年9月から平成22年12月の間に伊東沖から川奈崎沖で発生した群発地震活動及び平成元年手石海丘での噴火活動の事例を基に、想定される火山現象の時系列にまともると、次のとおりである。

活動期間 (目安)	火山活動の想定	噴火警戒 レベル	噴火警報・噴火予報等(例)	基本的な対応
—	平常時	—	噴火予報(レベル1(活火山で あることに留意))	— ・情報収集
2,3時間～ 1週間程度 (※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわず かな地震変動 ・群発地震活動開始 相当量のマグマの地殻浅 部への貫入 ・地殻浅部への相当量のマ グマの貫入を示す顕著 な地震変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動	1	・地震活動の見通しに関する情報 ※火山活動が活発化し、レベルを引き上 げる際に、レベル1(活火山であるこ とに留意)からレベル2(火山周辺規 則)、レベル3(火山周辺)の火山周辺 警報は発せられず、レベル4(避難準 備)又はレベル5(避難)が発せされ る。	・避難行動要支援者の 避難準備 ・福祉避難所の開設準 備
2,3時間～ 2,3日間	マグマが更に浅部へ上昇 ・低周波地震の活発化 ・(通常の地震に減少傾向 がみられることもある)	4	・噴火警報(レベル4(避難準備)) ・火山活動解説資料(噴火の影響 範囲等) ・火山の状況に関する解説情報 (火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難行動要支援者の 避難 ・福祉避難所の開設 ・避難準備情報 ・避難所の開設準備
2,3時間～ 2,3日間	噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性振動の発生	5	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響 範囲等) ・火山の状況に関する解説情報 (火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難制告・指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設
2,3週間～	噴火発生 ○浅部域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆發による 大きな噴石の飛散やベ ースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出 活動の終息 ・地震活動の低下 ・地震変動の停止	噴火 5	噴火警報(レベル5(避難)) 火山の状況に関する解説情報 (噴火の状況等) 火山活動解説資料(上空からの 観測成果等)	・避難所の閉鎖(住民 帰宅) ・陸上・海上交通規制 の解除
2,3週間～	活動の終息 ・地震活動の低下 ・地震変動の停止	1	噴火予報(レベル1(活火山で あることに留意)) ※火山活動が活発化し、レベルを引き下 げる際に、レベル3(火山周辺)、レベ ル2(火山周辺規則)の火山周辺警報 が発せられる場合がある。	・避難所の閉鎖(住民 帰宅) ・陸上・海上交通規制 の解除

複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、活動期間が長くなる場合もある。

(6) 国民保護対策

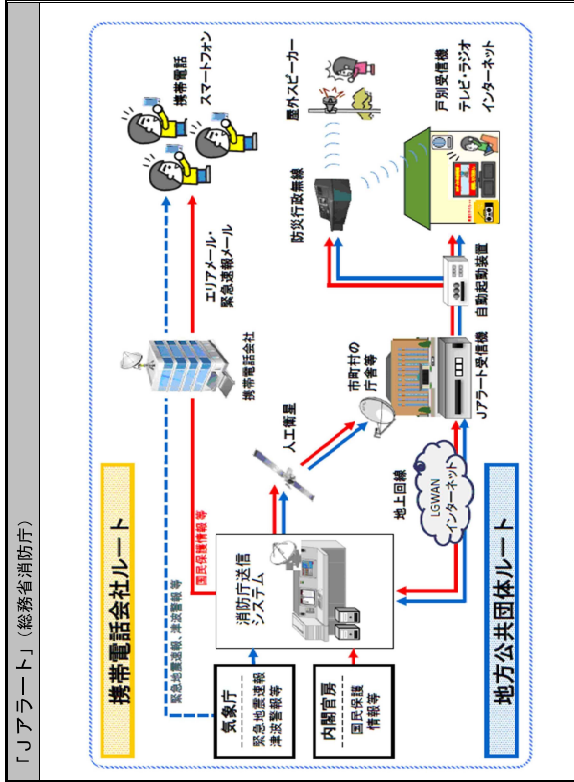
1 国民保護対策の基礎知識

(1) 国民保護

万が一、外敵から日本国に対する武力攻撃があったときに、国民の生命、身体及び財産を保護する。

(2) 全国瞬時警報システム(Jアラート)

緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝えるシステム。



2 ミサイル発射後に出されるアラート警報時の対応

POINT	1 アラートにより緊急情報が発信された場合の臨時休業等の対応をあらかじめ定めておくこと。 2 事前に対応を定め、児童生徒や保護者にあらかじめ通知すること。
-------	--

(1) 具体的対応 (例)

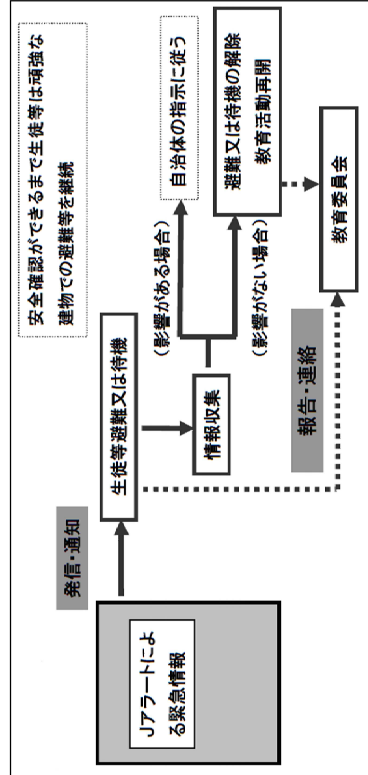
1 事前の対応	<ul style="list-style-type: none"> マニキュアの見直し・整備 「Jアラートにより緊急情報が発信された場合は1校時を体講とする」等、教育活動の中止基準の明確化 等 学校環境の安全点検及び整理整頓 児童生徒・保護者・教職員によるJアラート警報時の対応策の共通理解 Jアラート警報時の行動について、児童生徒に指導 避難訓練の実施
2 事後の対応	

Jアラートによる緊急情報（ミサイル発射）の発信時

始業前	<input type="checkbox"/> 児童生徒に対し、避難や自宅待機を指示 <input type="checkbox"/> 休校、短縮授業の措置を取る場合はその旨連絡するとともに教育委員会に報告 <input type="checkbox"/> 避難行動 <ul style="list-style-type: none"> 出勤前の場合は、自宅待機 出勤途中の場合は、近くの建物や地下に避難するか、近くに建物等がない場合は地面に伏せ頭部を守る 出勤後の場合は、校内にいる児童生徒へ避難を指示するとともに自らも避難 <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
在校中	<input type="checkbox"/> 授業を中止し、児童生徒に避難行動を指示 <ul style="list-style-type: none"> 屋外にいる場合は、校舎等の建物内に児童生徒を避難 屋内にいる場合は、室内を密閉し、できる限り窓から離れる <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
放課後	<input type="checkbox"/> 校内に児童生徒がいる場合は、屋内避難 <input type="checkbox"/> 部活動等を行っている場合は中止 <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集

Jアラートによる緊急情報（ミサイル通過＝影響がない場合）の発信時	
始業前	<input type="checkbox"/> 児童生徒に対し、避難や自宅待機の解除を通知 <input type="checkbox"/> 避難行動をやめ、出勤 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集
在校中	<input type="checkbox"/> 避難行動をやめめるよう児童生徒に指示し、授業を再開 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集
放課後	<input type="checkbox"/> 避難行動をやめめるよう児童生徒に指示 <input type="checkbox"/> 部活動等の再開の判断をし、児童生徒に伝達 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集
Jアラートによる緊急情報（ミサイル落下＝影響がある場合）の発信時	
全時間帯	<input type="checkbox"/> 児童生徒の安全を最優先し、避難指示をすともにも自らも避難行動 <input type="checkbox"/> 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内または風上へ避難 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集 <input type="checkbox"/> 自治体から指示があった場合は、指示に従って行動

(参考) 対応の全体的な流れ



全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について ～学校の対応編～

事前対応

- ・「全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について～行動編～」等を参考に、児童生徒に対しJアラート警報時の行動や体勢等を指導する
- ・Jアラート警報時の行動、学校の対応について、保護者に周知する

授業中断等の基準

学校の対応を記載

- ・始業前:
- ・授業中:

授業中断等の判断について(参考)

ミサイルの発射条件によっては、極めて短時間(1,600kmほどの距離を約10分)で飛来することが予想されるため、中断や登校時間を遅らせる等については速やかな判断が求められる。

始業前

- ・登校前の児童生徒は、自宅待機させる(事前指導)
- ・授業開始を遅らせる等の措置を取り、児童生徒、保護者に通知する

登下校中

- ・登下校中の児童生徒は近くの建物に避難させる(事前指導)
- ・電車やバス(乗合バス)に乗り込んでいる場合は、事業者の指示に従う(事前指導)
- ・スクールバス乗車中の場合は、バスを降り近くの建物に避難するか、バスに乗り込んだまま比較的安全な場所(地下やトンネル等)に移動し、避難姿勢をとる(事前指導)

児童生徒在校時

- ・教育活動を中止し、児童生徒を速やかに屋内(校舎等)に避難させる
- ・屋内(校舎、寄宿舎等)にいる場合は、爆風により窓ガラス等が吹き飛ばおそれがあるため、できる限り窓から離れさせる

放課後(児童生徒が残っている場合)

- ・課外活動(部活動等)を行っている場合は中止し、児童生徒を屋内(校舎等)に避難させる

ミサイルが通過した場合

- ・安全が確認でき次第避難行動をやめ、教育活動等を再開する
- ・引き続き、テレビやラジオ、インターネット等で情報を収集する

静岡県教育委員会

全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について ～行動編～

Jアラート警報の意味を理解し、情報収集しながら適切な行動に努めてください

ミサイルが発射された場合

- ・屋内にいる場合
 - 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
- ・屋外にいる場合
 - 近くの建物(できればコンクリート造り等頑丈な建物)や地下に避難する
 - 近くに建物がない場合
 - 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る



☆ポイント

ミサイル着弾時に爆風や破片等による被害を避けるための避難行動を取る

ミサイルが落下した場合

- ・屋内にいる場合
 - 換気扇を止め、窓を閉め、目張りして室内を密閉する
- ・屋外にいる場合
 - 口と鼻をハンカチで覆いながら直ちに現場を離れ、密閉性の高い建物又は風上に避難する
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する
- ・行政からの指示(同報無線等)があれば、指示に従う

☆ポイント

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なるため、避難行動を続けながら情報を収集すること

ミサイルが通過した場合

- ・避難行動をやめ、引き続き情報収集に努める
- ・落下物らしきものを発見した場合は決して近寄らず、警察・消防に連絡する
- ・防災行政無線等による指示があった場合は指示に従って行動する



参考: 国民保護ポータルサイト

静岡県教育委員会

(7) その他

1 大規模停電発生時における学校の対応
 POINT 1 自然災害等に起因して発生する事象（大規模停電等）が学校運営に与える影響と、その対策を予め検討する。

- (1) 事前の対応 (例)
- 気象情報の収集（静岡地方気象台IP/サイボスレスターダー/静岡県地理情報システム等）
 - 防災設備等の確認、必需品の備蓄
 - 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
 - 連絡体制の確立（教職員、児童生徒、保護者、行政・防災関係機関）

(2) 大規模停電発生時における教育活動の実施基準 (例)

状況	基準
大規模停電 <input type="checkbox"/> 信号機の消灯など、通学時の安全が確保できない <input type="checkbox"/> トイレ等の生活用水が確保できない <input type="checkbox"/> 十分な照度が確保できない等、授業実施に支障がある	原則として休校

(3) 大規模停電発生時の対応 (例)

実施項目	実施者
<input type="checkbox"/> 施設の安全点検 <input type="checkbox"/> 通学路等の安全確保の確認 <input type="checkbox"/> トイレ等の生活用水の確認 <input type="checkbox"/> 授業実施等の判断 <input type="checkbox"/> 児童生徒・保護者・教職員への連絡 <input type="checkbox"/> 非常電源の確保	<input type="checkbox"/> 応急対策要員

2 児童生徒の引渡し及び待機
 POINT 1 児童生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引渡すかは、地震の規模や被災状況により判断すること（他の災害でも同じ）。
 2 引渡しの基準等について保護者に対する周知徹底を図ること。
 3 引渡し等の決定を伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと（一斉メール/HP/災害伝言ダイヤル等）。

(1) 引渡しのルール (例)

状況	基準
震度4以下	<input type="checkbox"/> 状況に応じて下校。（地区ごと集団下校等） <input type="checkbox"/> 交通機関に混乱が生じている場合や、通学路の安全が確認できない場合は学校で待機させる。
学校を含む地域の震度 震度5弱以上	<input type="checkbox"/> 原則として、安全が確認できるまでは学校で待機させる。 <input type="checkbox"/> 安全が確認されたら、保護者への引渡し・集団下校等、地震の規模、被災状況に応じて適切に判断する。

(2) 引渡しにおける留意事項 (例)

- 保護者への引渡しが困難になることも踏まえ、祖父母や親戚等も含め、複数の引受人を把握しておく。
- 地域ごと集団で下校させるなど、安全確保上の配慮を徹底する。
- 児童生徒の下校後の状況把握に努める（避難先・家族や自宅の被害等）。
- 保護者に引渡した後においても、安全に帰宅できることが確認されるまでは保護者とともに学校に留め置くなどの対応も必要である。

(3) 引渡し手順 (例)

	災害対策本部	児童生徒・保護者対応班
事前	① 引渡し場所（児童生徒待機場所）決定 ② 保護者を誘導・引渡し方法説明	① 引渡しカード準備 ② 児童生徒を待機場所へ移動
引渡し		③ 引渡しカードの照合 ④ 引渡し後の連絡先の確認 ⑤ 引渡し状況の報告
事後	③ 引渡し状況の集約 ④ 引渡しが完了していない児童生徒の保護 【学校待機の留意点】 <input type="checkbox"/> 長時間の待機又は宿泊施設の確保 <input type="checkbox"/> 食料・寝具の確保 <input type="checkbox"/> 児童生徒の身体的・精神的ケア	⑥ 引渡しが完了していない児童生徒の保護

(4) 緊急時引渡しカード(例)

緊急時引渡しカード			
学年・組・氏名	年組番	氏名	(男 女)
住所	〒		
上記住所における避難所等	(避難場所)		
	(避難場所)		
本校在学兄弟等	年組番	氏名	(男 女)
	年組番	氏名	(男 女)
緊急時の引受人(実際に学校に迎えに来る人・保護者以外を含む)			
順位	引受人名	本人との関係	電話番号
1		(自宅) (携帯) (メール) (その他・職場等)	
2		(自宅) (携帯) (メール) (その他・職場等)	
3		(自宅) (携帯) (メール) (その他・職場等)	
本枠内は引受人が署名			
引受人署名	引渡し日時	引渡した教職員	
	月 日 時 分		
引渡し後の連絡先 (<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅以外)			

3章 学校再開について

1 教育活動の再開に向けた流れ

POINT	災害発生後から教育活動の再開に向けた流れを理解すること。 ※以下の書類は学校再開作成シートを使用して作成することも可能です。
-------	---

学校は、地域住民の一時的な避難地や避難所としての役割を担っているが、本来は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることに留意しなければならない。したがって、学校の教育活動の早期正常化(学校再開)のため、災害発生後の応急対応と教育活動再開に向けた準備との両立を想定し、対策を立てる必要がある。

(1) 教育活動の再開に向けて必要な取組(例)

I 教育環境の維持と整備	
①災害対策本部の立ち上げ	⑤教育活動再開についての検討、決定
②教育活動再開に必要な教員の確保	⑥遺族対応
③非常持出品、重要書類、鍵の搬出及び管理	⑦報道対応
④避難所開設及び運営支援	
II 備蓄品の確保及び施設・設備の安全点検	
①災害用機材の準備(発電機、ろ過機等)	④ライフラインの状況確認
②飲料水、食料、寝具等の調達、管理	⑤破損箇所の修繕の申請、依頼
③救済物資の受け取り、仕分け、保管等	
III 傷病者の対応と児童生徒の心のケア	
①組織体制、役割分担	③職員研修の実施
②児童生徒の健康チェック	④ストレス反応が出ている児童生徒への対応
③心のケア委員会の設置	
IV 児童生徒の安全確認と被災状況確認	
①児童生徒が避難予定の避難所を把握	③安否不明児童生徒の捜索、救助
②児童生徒の状況と健康状態の把握	④保護者への引渡し
V 教職員の安全確認と被災状況確認	
①教職員が避難予定の避難所を把握	
②教職員の健康チェック	
VI 外部機関との調整	
①教育委員会との連絡、調整	
②給食再開に向けての準備、献立等の検討	
③スクールバスの手配	

学校再開に向けた校務連絡対応(例)児童生徒注在状況に基き、緊急から1か月経過後の再開を目途としたケアーズ
 ・緊急直後の応急体制(1年一2「校内組織の整備」参照)と教育活動の早期正常化(学校再開)再開を而立できるような流れを意識すること。
 ・※は継続して行う事項

	～3日程度	～1週間程度	～2週間程度	～1ヶ月程度(学校再開)
運営支援体制	<input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 通信手段の確保(防災無線等) <input type="checkbox"/> 情報の発信(学校HP、一斉メール等) <input type="checkbox"/> 学校の把握情報、休校情報等 <input type="checkbox"/> 学校運営委員会と進出方策と情報共有の調整 <input type="checkbox"/> 町内災害対策本部、教育委員会へ被害状況の報告 <input type="checkbox"/> 児童生徒及び教職員の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 関係機関との協力体制の確立 <input type="checkbox"/> 危険箇所の点検、応急処置実施状況 <input type="checkbox"/> 情報対応 <input type="checkbox"/> 連絡対応 <input type="checkbox"/> 生徒等対応 <input type="checkbox"/> 避難所運営支援 <input type="checkbox"/> 避難所、自主防災組織との連携 <input type="checkbox"/> 関係機関、避難所巡回 <input type="checkbox"/> 安全確認、場所(避難先)の確認 <input type="checkbox"/> 引渡しが行っていない児童生徒の把握 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> 保護者等への配慮 <input type="checkbox"/> 児童生徒の被災状況の把握	<input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 情報の発信(学校HP、一斉メール等) <input type="checkbox"/> 学校再開関係 <input type="checkbox"/> 学校運営委員会と進出方策と情報共有の調整 <input type="checkbox"/> 町内災害対策本部、教育委員会へ被害状況の報告 <input type="checkbox"/> 児童生徒及び教職員の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 関係機関との協力体制の確立 <input type="checkbox"/> 危険箇所の点検、応急処置実施状況 <input type="checkbox"/> 情報対応 <input type="checkbox"/> 連絡対応 <input type="checkbox"/> 生徒等対応 <input type="checkbox"/> 避難所運営支援 <input type="checkbox"/> 避難所、自主防災組織との連携 <input type="checkbox"/> 関係機関、避難所巡回 <input type="checkbox"/> 安全確認、場所(避難先)の確認 <input type="checkbox"/> 引渡しが行っていない児童生徒の把握 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> 保護者等への配慮 <input type="checkbox"/> 児童生徒の被災状況の把握	<input type="checkbox"/> 災害に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 情報の発信(学校HP、一斉メール等) <input type="checkbox"/> 学校再開関係 <input type="checkbox"/> 学校運営委員会と進出方策と情報共有の調整 <input type="checkbox"/> 町内災害対策本部、教育委員会へ被害状況の報告 <input type="checkbox"/> 児童生徒及び教職員の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 関係機関との協力体制の確立 <input type="checkbox"/> 危険箇所の点検、応急処置実施状況 <input type="checkbox"/> 情報対応 <input type="checkbox"/> 連絡対応 <input type="checkbox"/> 生徒等対応 <input type="checkbox"/> 避難所運営支援 <input type="checkbox"/> 避難所、自主防災組織との連携 <input type="checkbox"/> 関係機関、避難所巡回 <input type="checkbox"/> 安全確認、場所(避難先)の確認 <input type="checkbox"/> 引渡しが行っていない児童生徒の把握 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> 保護者等への配慮 <input type="checkbox"/> 児童生徒の被災状況の把握	<input type="checkbox"/> 校内再開に関する協議実施 <input type="checkbox"/> 情報の発信(学校HP、一斉メール、連絡帳等) <input type="checkbox"/> 災害対策本部等 <input type="checkbox"/> 学校再開関係 <input type="checkbox"/> 学校運営委員会と進出方策と情報共有の調整 <input type="checkbox"/> 町内災害対策本部、教育委員会へ被害状況の報告 <input type="checkbox"/> 児童生徒及び教職員の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 関係機関との協力体制の確立 <input type="checkbox"/> 危険箇所の点検、応急処置実施状況 <input type="checkbox"/> 情報対応 <input type="checkbox"/> 連絡対応 <input type="checkbox"/> 生徒等対応 <input type="checkbox"/> 避難所運営支援 <input type="checkbox"/> 避難所、自主防災組織との連携 <input type="checkbox"/> 関係機関、避難所巡回 <input type="checkbox"/> 安全確認、場所(避難先)の確認 <input type="checkbox"/> 引渡しが行っていない児童生徒の把握 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> 保護者等への配慮 <input type="checkbox"/> 児童生徒の被災状況の把握
児童生徒支援	<input type="checkbox"/> 児童生徒及び教職員の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 関係機関との協力体制の確立 <input type="checkbox"/> 危険箇所の点検、応急処置実施状況 <input type="checkbox"/> 情報対応 <input type="checkbox"/> 連絡対応 <input type="checkbox"/> 生徒等対応 <input type="checkbox"/> 避難所運営支援 <input type="checkbox"/> 避難所、自主防災組織との連携 <input type="checkbox"/> 関係機関、避難所巡回 <input type="checkbox"/> 安全確認、場所(避難先)の確認 <input type="checkbox"/> 引渡しが行っていない児童生徒の把握 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> 保護者等への配慮 <input type="checkbox"/> 児童生徒の被災状況の把握	<input type="checkbox"/> 児童生徒及び教職員の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 関係機関との協力体制の確立 <input type="checkbox"/> 危険箇所の点検、応急処置実施状況 <input type="checkbox"/> 情報対応 <input type="checkbox"/> 連絡対応 <input type="checkbox"/> 生徒等対応 <input type="checkbox"/> 避難所運営支援 <input type="checkbox"/> 避難所、自主防災組織との連携 <input type="checkbox"/> 関係機関、避難所巡回 <input type="checkbox"/> 安全確認、場所(避難先)の確認 <input type="checkbox"/> 引渡しが行っていない児童生徒の把握 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> 保護者等への配慮 <input type="checkbox"/> 児童生徒の被災状況の把握	<input type="checkbox"/> 児童生徒及び教職員の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 関係機関との協力体制の確立 <input type="checkbox"/> 危険箇所の点検、応急処置実施状況 <input type="checkbox"/> 情報対応 <input type="checkbox"/> 連絡対応 <input type="checkbox"/> 生徒等対応 <input type="checkbox"/> 避難所運営支援 <input type="checkbox"/> 避難所、自主防災組織との連携 <input type="checkbox"/> 関係機関、避難所巡回 <input type="checkbox"/> 安全確認、場所(避難先)の確認 <input type="checkbox"/> 引渡しが行っていない児童生徒の把握 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> 保護者等への配慮 <input type="checkbox"/> 児童生徒の被災状況の把握	<input type="checkbox"/> 校内再開に関する協議実施 <input type="checkbox"/> 情報の発信(学校HP、一斉メール、連絡帳等) <input type="checkbox"/> 災害対策本部等 <input type="checkbox"/> 学校再開関係 <input type="checkbox"/> 学校運営委員会と進出方策と情報共有の調整 <input type="checkbox"/> 町内災害対策本部、教育委員会へ被害状況の報告 <input type="checkbox"/> 児童生徒及び教職員の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 関係機関との協力体制の確立 <input type="checkbox"/> 危険箇所の点検、応急処置実施状況 <input type="checkbox"/> 情報対応 <input type="checkbox"/> 連絡対応 <input type="checkbox"/> 生徒等対応 <input type="checkbox"/> 避難所運営支援 <input type="checkbox"/> 避難所、自主防災組織との連携 <input type="checkbox"/> 関係機関、避難所巡回 <input type="checkbox"/> 安全確認、場所(避難先)の確認 <input type="checkbox"/> 引渡しが行っていない児童生徒の把握 <input type="checkbox"/> 生活支援 <input type="checkbox"/> 保護者等への配慮 <input type="checkbox"/> 児童生徒の被災状況の把握

人・物・金・情報	人・物・金・情報	人・物・金・情報	人・物・金・情報	人・物・金・情報
<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関	<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関	<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関	<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関	<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関
<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関	<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関	<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関	<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関	<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関
<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関	<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関	<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関	<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関	<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 関係機関

※留意事項

- ・上表に示した日数は、発災から1ヶ月経過後で学校を再開するための目安であり、できる限り期間を短縮して学校再開を目指すこと。
- ・学校再開後も、心のケアをはじめとした必要な支援を継続すること。

2 心のケア

POINT	1 児童生徒のストレス反応には個人差があり、時間経過や年齢等によっても異なるので、特徴を理解しておくこと。
	2 教職員の定期的な休息に配慮し、負担を抱え込むことのないよう役割を分担して実施すること。

(1) 児童生徒のストレス反応

ストレス反応は、いつもと違うショックを受けたときの自然な反応である。しかし、反応の強さや表れ方は人によって異なる。また、年代によっても表れ方が異なる。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」(静岡大学防災総合センター)

年代による違い

年代によってストレス反応の表れ方がちがいます。

乳幼児の特徴

- 一人寝や食事、おまるなど、できていたことができなくなる。
- いろいろなことにおびえる。
- かんしゃくを起こしたり、ぐずったりする。



小学生の特徴

- 親にまどわりつくな子どもが多い。
- 動き回って落ち着きがなくなる。
- 現実にないことを言うことがある。

中・高校生の特徴

- 自分の落ち込みや身体症状が目立つ。
- 友達との付き合いをさげる。ときには不登校になる。
- 学校の成績が下がる。
- ときには非行や暴力として表れることもある。

ストレス反応が強い人の特徴

同じ災害を体験しても、ストレス反応の表れ方はそれぞれです。次の点に当てはまる人はストレス反応が強くとされています。安心できる人に早めに相談しましょう。

- 災害でとても怖いことや大切な人や物をなくす体験をした。
- 長時間、閉じ込められた。家が壊れた。
- もともと怖がりだったり、心配性などところがある。
- 災害の前から人との付き合いに苦労している。
- 家族や周囲の支えが十分でない。
- 災害の前にごくショックな体験をしている。
- 発達障害など、災害前から支援を必要としている。

(2) 日常生活でのケア

周囲の人が落ち着いた態度で温かく接することで、心の緊張がとけて、安心感や元気が回復する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」(静岡大学防災総合センター)

日常生活でのケア

側にいる人が日常生活の中でできるケアもあります。

日々のこまめな声かけと会話

顔を合わせた挨拶、日常生活のなんでもない会話など普通の生活を送る中で心が落ち着いてきます。



状態変化の把握

一見、元気に見えても、重い心の傷や喪失感を抱えていることがあります。注意深く生活の様子を見ていきましょう。

遊びや作業を通じた心のケア

遊び、趣味や共同作業を通じて、「心の絆」を実感し、心の緊張をとくことができます。

(3) 心のケアの注意点

家庭と学校で違った反応が表れていることがあるため、スクールカウンセラー（SC）等の専門家や家庭と連携してケアを行う。ケアを行う際は、支援者（＝教職員等）も被災者であることを意識し、休息を取りながら実施する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

日常生活でのケアの留意点

年齢に応じた対応を心がける

- 年齢によりストレス反応が異なる場合があります。
- 人によって、おもてに害れにくいことがあるため、小さな変化に注意して声をかけてください。
- スキンシップは年齢相応の形にしましょう。

長期的に経過を見ていく

- 遅れてストレス反応が出たり、1年後など節目となるタイミングでストレス反応がぶり返したりすることがあります。
- 数年単位で経過を見ていく視点も必要です。

家庭、専門家、医療機関との連携

- 家庭では、家庭以外の場と違った反応が表れていることがあります。学校や職場と連絡を取り合ってください。
- 気になる症状が1ヵ月以上続いたり、悪化していく場合は、専門家や医療機関に相談しましょう。

支援者も被災者です

支援者も自分のストレス反応を把握して、長期的に備えて積極的な休息をとりましょう。

- 倒れないことを心掛ける。
- メリハリをつける。休めるときはきちんと休む。
- 疲れは後からやってくる。きちんと寝て、食べる。
- 独りで抱え込まない。上司や同僚と話をする。
- 1日1回はリラックスタイムをとる。（お茶、お風呂、仮眠等）

(4) 児童生徒の健康チェック

「健康チェックシート」（参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル）

健康チェックシート

年 組 番 男・女 名前		対応
No	健康状態（健康チェック項目に相当）	
1	食欲がない	無理をしないで、本人の好むものを摂取する。水分はこまめに取る。
2	眠れない	苦痛を和らげる手段をしたり、話を聴いたりして安心感を与える。
3	眠気が強い、うとうとする	症状が通間以上続く場合は、医療機関に相談する。
4	体の痛み（頭痛、腰痛など）	発火前から服薬している場合は、継続して服薬が必要。薬が切れ
5	吐き気がする	てあわてることがないよう早めに受診を勧める。
6	下痢をしている	（平常時の症状より悪化する場合は、注意深く観察）
7	皮膚がかゆい	
8	発作の回数が増える	
9	体重減少あるいは急激な体重増加	
10	家に居られたい	叱咤激励は禁物。気持ちを落ち着かせること、清潔な環境を整えるようにする。
11	学校に行きたくない	
12	怖いこと、恥事がある	仲間を置いて相手をする、悪い噂するなど、安心・安全な生活を続けられるようにする。
13	落ち着きがない	
14	ぼんやりすることが多い	症状が強かったり、長引いたり、ひどくなつていようであれば、医療機関に相談する。
15	イライラしている	（急性ストレス障害や外傷後ストレス障害に留意する）
16	元気がなく、意欲が低下している	下記参照
17	ハイテンションである	最初ほ症状が目立たなかったり、2、3ヵ月後に現れるケースもある。
18	あまり話さなくなつた	被災後はなるべく長期にわたり、健康観察を続けていくことが望ましい
19	物事に敏感になる	
20	人が遠つたように見えることがある	
21	こだわりが強くなる	
22	パニックの回数が増える	
23	薬の服用ができていない	

(5) 急性ストレス障害（ASD）と外傷後ストレス障害（PTSD）の健康観察のポイント

持続的な再体験症状	<input type="checkbox"/> 体験した出来事を繰り返し思い出し出したり、悪夢を見たりする <input type="checkbox"/> 体験した出来事が目の前でおきているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等
体験を連想されるものからの回避症状	<input type="checkbox"/> 体験した出来事と関係するような話題等を避けようとする <input type="checkbox"/> 体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される等 <input type="checkbox"/> 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる
感情や緊張が高まる	<input type="checkbox"/> よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着きがない <input type="checkbox"/> 物事に集中できず、極端な警戒心を持つ、些細なことや小さな音で驚く 等

(6) 災害時の心のケアに関する実施事項 (例) (参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル)

担当	役割	災害発生	
		発災前	発災後
管理職・その他の職員	状況の把握・判断・方針の指示	発災前 危機管理に対する啓発 □心のケアに対する対応の検討・マニュアルの作成 □危機管理に対する啓発 ・児童生徒に対して避難訓練の実施 ・保護者への災害時の学校の対応への理解 □心のケアへの理解に向けた啓発資料の準備	在校避難生活～引渡し 安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立 □心のケア委員会の開催 □学校再開後の方針立案 ・活動内容 ・安心できる環境整備など □地域の関係機関との協力を体制の確立 ・県教育委員会 ・医療機関 ・民生委員 ・保健師
		心のケア委員会 □教職員被災状況確認 □教職員への心のケアの配慮 ・校務文章等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介	□心のケア委員会の開催 □児童生徒の心身健康状態の把握と情報の共有 □心のケアについて対応方針の決定と共通理解 □児童生徒が安心できる生活環境の整備 □校舎内の被災状況や衛生状況の確認 □心のケアに向けて組織・体制・役割分担確認
保健主事・養護教諭	職員研修 児童生徒へのケア	□心のケアに関する研修の実施 □学校医、スクールカウンセラー等との連携体制作り	□学校再開後の心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備 □個別のケースについて、担任へのアドバイス □学級担任からの情報の集約、心のケア委員会への報告
		□体調不良、怪我等への対応 □児童生徒の健康チェック担任サポート □学校医、スクールカウンセラーとの情報共有	□体調不良、怪我等への対応 □個別のケースについて、担任へのアドバイス □学級担任からの情報の集約、心のケア委員会への報告
学校医SC等	専門的対応 児童生徒の心のケア	□心のケアに関する理解	□学校の被災状況、対応、児童生徒の状況の確認 □児童生徒の健康・行動の観察 □児童生徒の健康管理 □養護教諭との連携 □安心できる環境作り
学級担任	児童生徒の心のケア	□電話連絡・家庭訪問等 □児童生徒の生活状況の把握 □健康状態の把握 <健康チェックシート>	□電話連絡・家庭訪問等 □児童生徒の生活状況の把握 □健康状態の把握 <健康チェックシート>

役割	学校再開から1週間まで 心身の健康状態の把握と支援活動	学校再開から1ヶ月まで 心身の健康状態と中心的な心のケア	再開1ヶ月から6ヶ月まで 中・長期的な心のケア
状況の把握・判断・方針の指示	□児童生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・家庭での様子との連携 ・相談希望調査 ・教職員間の情報共有 □保護者への啓発活動 ・健康観察 ・啓発資料の配布 ・医療機関等との連携 □心のケアに関する講話 □教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり	□児童生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・心身に支障をきたした児童生徒への対応 □保護者への啓発活動 ・健康観察 ・啓発資料の配布 ・医療機関等との連携 □二次的被害防止への対応 □学年等で取り組む心のケアの企画	□継続的な心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・中長期的な支援計画の作成 ・状況の再確認 □保護者懇談会の実施と保護者への支援 □市町社会福祉課、相談支援事業所等への協力依頼 □学年等で取り組む心のケアの企画
職員へのケア	□教職員への心のケアの配慮 ・校務文章等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介	□教職員への心のケアの配慮 ・校務文章等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介	□教職員への心のケアの配慮 ・校務文章等の軽減 ・健康相談専門機関の紹介
職員研修	□心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備 □校内研修の準備	□心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備 □校内研修の準備	□心のケアを目的とした児童生徒の活動の準備 □校内研修の準備
児童生徒へのケア	□心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・個別面談希望調査 □保健だより等の開発資料 □学校医専門機関との連携	□心身の健康状態の把握 ・児童生徒への質問紙調査 ・個別面談希望調査 □保健だより等の開発資料 □学校医専門機関との連携	□心身の健康状態の把握 ・個別面談希望調査 □心のケアの継続支援 □保健だより等の開発資料 □学校医専門機関との連携
専門的対応	□職員へのアドバイス等 □児童生徒や保護者との個別面談 □必要に応じて専門機関への紹介	□職員へのアドバイス等 □児童生徒や保護者との個別面談 □必要に応じて専門機関への紹介	□職員へのアドバイス等 □児童生徒や保護者との個別面談 □必要に応じて専門機関への紹介
学級担任	□心身の健康状態の把握 ・健康観察の教科 ・個別面談希望調査 □保護者との連携 □教職員間の情報共有	□心身の健康状態の把握 ・健康観察の教科 ・個別面談希望調査 ・子どもへの質問紙調査 □保護者との連携 □教職員間の情報共有	□心身の健康状態の把握 ・健康観察の教科 ・個別面談希望調査 □保護者との連携 □教職員間の情報共有 □心のケアを図る学級経営

＜県教育委員会が作成した防災関係マニュアル（平成24年度以降）＞

年度	名称	内容等
H24	学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）	平成21年1月に改訂した「学校の地震防災対策マニュアル」及び東日本大震災後の4月に暫定版として作成した「学校の津波対策マニュアル（暫定版）」を踏まえ、特に教職員の研修を含めた平常時の対応（地震等防災体制の整備）及び幼稚園、特別支援学校における留意点を示した。なお、関係学校に示した現行の「学校の原子力防災対策マニュアル」（平成22年10月）を参考として記載し基本的な対策等について事前に理解しておく内容を示した。
H24	静岡県防災教育基本方針（平成25年2月改訂）	平成14年2月に作成した「静岡県防災教育基本方針」を、日本大震災の教訓及び南海トラフ巨大地震の想定を踏まえ、生涯学習の観点に立って本県の防災教育の充実を図り、県民一人ひとりの防災対応能力の向上に資するため改訂した。 この基本方針では学校教育段階では新学習指導要領に準じて、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育の指導の機会を示し、児童生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に防災教育を推進するための内容とした。
H25	富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル（暫定版）	静岡県における火山防災対策は、関係市町が地域の実状を考慮し、対策を講じていくこととなるが、現時点で各市町が作成している火山防災マップや広報用リーフレット等を基に、対策を講じる必要のある学校において、本マニュアルを参考として、火山防災教育及び火山防災対策の推進を図る。
H28	学校の防災対策マニュアル	平成24年に策定した「学校の地震防災対策マニュアル」及び、平成25年に策定した「富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル」の内容を踏まえ、平常時の防災管理、防災教育の内容及び、自然災害発生時の学校対応について留意点を示した。
R1	静岡県学校安全教育目標 命を守る力を育てる ～学校安全計画推進のために～	平成25年に改訂された「静岡県防災教育基本方針」を、災害安全（防災教育）だけでなく、生活安全、交通安全を含む、いわゆる学校安全3領域の観点から、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育を含む学校安全教育として、児童生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に安全教育を推進するための内容とした。
R1	静岡県危機管理マニュアル作成の手引き（災害安全）	平成28年に策定した「学校の防災対策マニュアル」の内容、近年発生した自然災害の課題点を踏まえ、平常時の防災管理、防災教育の内容及び、自然災害発生時の学校対応について留意点を示した。また、各学校への活用促進を目的に、各課学校の危機管理マニュアル作成の一助となるよう手引き形式で内容を再編集した。

＜参考文献（リーフレット等を含む・順不同）＞

- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）
- ・子どもの心のケアのためにー災害や事件・事故発生時を中心にー（文部科学省）
- ・緊急地震速報ー地震による強い揺れを事前にお知らせー（気象庁）
- ・津波防災（気象庁）
- ・津波から命を守るために（気象庁）
- ・命を守るために知ってほしい特別警報（気象庁）
- ・雨と風（気象庁）
- ・噴火警報と噴火警戒レベル（気象庁）
- ・学校再開ハンドブック（宮城県教育委員会）
- ・EARTHハンドブック（兵庫県教育委員会）
- ・支援者のための災害後の心のケアハンドブック（静岡県防災総合センター）
- ・静岡県地域防災計画（静岡県危機管理部）
- ・静岡県第4次地震被害想定（静岡県危機管理部）
- ・避難生活の手引き（静岡県危機管理部）
- ・地震防災ガイドブック（静岡県危機管理部）
- ・浜岡地域原子力災害広域避難計画（静岡県危機管理部）
- ・原子力防災のしおり平成29年3月（静岡県危機管理部）
- ・富士山火山広域避難計画（静岡県危機管理部）
- ・伊豆東部火山群の伊東市避難計画（静岡県伊東市・伊豆東部火山群防災協議会）
- ・はまどくの防災マニュアル（静岡県立浜松特別支援学校）
- ・教職員のための危機対応BOOK（静岡県教育委員会）
- ・危機管理マニュアル作成の手引（静岡県教育委員会）
- ・南海トラフ地震ーその時の備えー 令和元年6月（気象庁）
- ・防災気象情報と警戒レベルについて 令和元年6月（気象庁）

＜参考ウェブサイト＞

- ・文部科学省ホームページ（<http://www.mext.go.jp>）
- ・内閣官房国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp>）
- ・総務省消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）
- ・気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp/>）

静岡県危機管理マニュアル

作成の手引き(災害安全)

令和2年3月 発行

令和3年3月 改定

発行者 静岡県教育委員会健康体育課

所在地 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

T E L 054-221-3677

F A X 054-273-6456

20-3-2 学校防災推進協力校事業実施要項 (県教育委員会健康体育課)

8 提出書類等

研究初年度 5 月末日までに提出

様式 1

令和 2, 3 年度学校防災推進協力校 研究計画表

校 名
校長氏名

1 研究主題
2 計画表

月	実施事項	実施内容	備考

様式 2

令和 2, 3 年度学校防災推進協力校 研究中間報告書

校 名
校長氏名

1 研究主題
2 学校の実態 (教員数、学級数、児童生徒数、学校・地域の特色等)
3 研究経過
(1) 研究の全体計画
(2) 研究組織
(3) 1 年次の研究の内容・成果等
(4) 2 年次の研究の概要・課題・計画表の変更等

様式 3

令和 2, 3 年度学校防災推進協力校 研究最終報告書

校 名
校長氏名

1 研究主題
2 学校の実態 (教員数、学級数、児童生徒数、学校・地域の特色等)
3 研究経過
(1) 研究の全体計画
(2) 研究組織
(3) 1 年次の研究の内容等
(4) 2 年次の研究の内容等
(5) 研究成果、次年度以降の課題

提出期日は別途指示する。

1 目的
南海トラフ巨大地震等や風水害、火山災害等の大規模災害による被害を軽減するため、学校及び地域の防災課題を踏まえながら、地域の安全を支える人づくりと安全な学校づくりの推進策等について実践研究する「学校防災推進協力校」を指定する。

2 指定する校種・校数
小学校 (1校)、中学校 (1校)、高等学校 (1校)、特別支援学校 (1校)

3 指定期間
2 年間

4 研究主題の設定
指定を受けた学校は、次の諸点を踏まえながら学校及び地域の実態に即した研究主題を設定し、目的達成に向けた実践的な研究を行う。
(1) 児童生徒の発達段階に応じた防災教育指導計画の充実
(2) 学校及び地域の防災課題を踏まえた防災管理の充実
(3) 学校と家庭、地域社会、行政機関との連携強化
(4) 児童生徒自らが主体的に地域の防災活動等に参加できる環境整備
(5) その他、事業目的の達成に結びつく学校独自の取組の推進

5 研究推進に当たった際の留意事項
(1) 児童生徒及び教職員等の防災対応能力の向上を図るため、学校の教育活動全体を通して計画的に実践する。
(2) 学校及び地域の防災課題を踏まえた実践研究となるよう、地域局危機管理課等と十分に連携を図る。
(3) 「防災の日」、「地域防災の日」等における地域の防災訓練への児童生徒及び教職員等の参加を積極的に促進する。
(4) 津波からの避難訓練に重点を置いた各学校の防災計画書の充実を図るなど地域や学校の実情に応じた特色ある防災教育の推進を図る。
(5) 各校における研究成果の普及に努める。

6 提出書類等
指定を受けた学校は、研究計画表 (様式 1)、研究中間報告書 (様式 2)、研究最終報告書 (様式 3) を、それぞれ定められた期日までに下記提出先へメールにて提出する。
提出先: kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp (静岡県教育委員会健康体育課)

7 必要経費の措置
県教育委員会は、本事業に必要と認められる経費については、県教育委員会が負担する。(詳細は別添「学校防災推進協力校に係る経費について」とおり。)

20-3-3 静岡県教育委員会危機管理担当連絡調整会議設置要綱

(目的)

第1条 静岡県教育委員会健康体育課危機管理・安全班と各課危機管理担当（健康体育課兼務）及び経営管理部各地域局防災教育担当（健康体育課併任）との円滑な連携を推進するため、危機管理担当連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次の事項について連絡調整を行う。

- (1) 防災対策（災害対策全般）に係る事項
- (2) 防災教育推進に係る事項
- (3) 防災関係調査に係る事項
- (4) 災害対策本部の設置に係る事項
- (5) 放射線対策に係る事項
- (6) その他危機管理に係る事項

(組織)

第3条 調整会議は、会長及び担当をもって組織する。

2 会長は、静岡県教育委員会健康体育課長をもって充てる。

3 担当は、次に掲げる者をもって充てる。なお、議題等により会長が出席者を決定する。

- (1) 静岡県教育委員会
 - ア 教育総務課（危機管理・安全班）
 - イ 教育政策課（危機管理・安全班）
 - ウ 教育施設課（危機管理・安全班）
 - エ 義務教育課（危機管理・安全班）
 - オ 高校教育課（危機管理・安全班）
 - カ 特別支援教育課（危機管理・安全班）
 - キ 健康体育課（危機管理・安全班）
 - ク 社会教育課（危機管理・安全班）
- (2) 危機管理部及び経営管理部
 - ア 危機情報課（防災教育担当）
 - イ 賀茂地域局（防災教育担当）
 - ウ 東部地域局（防災教育担当）
 - エ 中部地域局（防災教育担当）
 - オ 西部地域局（防災教育担当）
- (3) その他静岡県教育委員会が必要と認める者

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長は、あらかじめ会長が指名する者に職務を代理させることができる。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、静岡県教育委員会健康体育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月14日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

※ 静岡県危機管理連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 平時において、危機管理意識の醸成や部局間の連携を推進し、危機発生時に円滑・的確な対応が実行できるよう、危機管理連絡調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 全庁的な危機管理及び対策の推進・啓発に関すること。
- (2) 危機事案の情報収集、分析及び情報共有に関すること。
- (3) 予防・啓発情報等(危機管理情報の発信(広報))に関すること。
- (4) 危機発生時における関係部局の連携や情報共有に関すること。
- (5) 各種訓練計画の承認に関すること。
- (6) 静岡県防災会議の協議、報告事項に関すること。
- (7) 静岡県国民保護協議会の協議、報告事項に関すること。
- (8) その他危機管理の推進のため必要なこと。

(組織)

第3条 調整会議は、危機管理監兼危機管理部長を会長、危機管理監代理兼危機管理部長代理及び危機管理監代理兼危機管理部長を副会長とし、地域の危機管理局長、各部局の危機担当監、その他の職員をもって充てる。

(会議)

- 第4条 調整会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、第3条に規定する者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
 - 3 会長以外のものは、会長に対して調整会議の開催を求めることができる。

(事務局)

第5条 調整会議の事務局は、危機管理部危機政策課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

※ 部局地震対策推進委員会運営要領

(趣旨)

第1条 静岡県地震対策推進会議運営要綱(以下「要綱」という。)第4条第1項の規定に基づく部局地震対策推進委員会(以下「部局委員会」という。)の運営に関しては、この要領に定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 部局委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 当該部局の事務に係る地震対策の計画及び推進
- (2) 要綱第3条に掲げる事案に関する推進及び調整
- (3) その他静岡県地震対策推進会議又は地震対策推進幹事会が委任した事項

(組織)

第3条 部局委員会は、地震対策幹事会幹事(河川砂防局長を除く)を委員長とし、部局内の局長及び課(室)長を委員として構成する。

2 部局委員会は、前条に掲げる事務のうち、部局内の特定部課(室)に関係する事項について、部会を置くことができる。

(報告)

第4条 委員長は、必要に応じ、第2条の事務についての処理状況等を、所管部局長を通じ、又は直接に静岡県地震対策推進会議又は地震対策推進幹事会に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 部局委員会の庶務は、部局を総括する課(室)において処理する。

附 則

- 1 この要領は、平成8年11月5日から施行する。
- 2 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

※ 地震対策推進ワーキンググループ運営要領

(趣旨)

第1条 静岡県地震対策推進会議運営要綱(以下「要綱」という。)第4条第2項の規定に基づく地震対策推進ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)の運営に関しては、この要領の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、2以上の部局に係る地震対策の推進及び調整を行う。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、推進及び調整すべき課題ごとに関係課(室)長で構成し、最も関係の深い課の課長を座長とする。

2 ワーキンググループの検討及び推進の課題並びに構成課(室)は、毎年度開始前及び必要が生じた都度見直しするものとする。

(報告)

第4条 座長は、必要に応じ、第2条の事務についての処理状況等を静岡県地震対策推進会議又は地震対策推進幹事会に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、座長を置く課(室)において処理する。

附 則

- 1 この要領は、平成8年11月5日から施行する。
- 2 平成7年3月14日付「地震対策300日アクションプログラム策定について」により設置されたワーキンググループは、この運営要領により設置されたものとみなす。
- 3 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

20-4-2 静岡県地域防災活動推進委員会設置要綱

(県危機情報課)

(目的)
第1条 この要綱は、静岡県地域防災活動推進委員会(以下「委員会」という。)の設置に必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域の防災活動を活性化し、地域の防災力の向上を図るための具体的な方策についての検討、調査、報告
- (2) 自主防災組織と地域防災担当機関・団体等との協働による防災活動についての検討
- (3) 講演会講師派遣等による自主防災組織活動の支援
- (4) 自主防災活動及び地域防災力向上に関する広報・啓蒙
- (5) その他、自主防災活動の推進に関すること

2 委員会の活動内容等は、第6条に定める会議を開催して決定する。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員会は、地域防災活動推進に熱意ある有識者を、知事が委嘱する。

3 委員会には、必要に応じて部会を設置することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年3月31日までとする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会は、委員長が招集して開催する。

2 県危機管理部職員は会議に参加し、意見を述べ、提案することができる。

(手当等の支給)

第7条 第2条の職務に基づく会議、講師及び機関誌作成に対する手当は「特別職の職員等の給与等に関する条例」等を考慮し、予算の範囲内で支給するものとする。

2 第2条の職務遂行に要した旅費は、「静岡県職員の旅費に関する条例」行政職給料 表6級の職務にあるものに支給する旅費を弁償するものとする。

(庶務)

第8条 危機情報課に委員会事務局を置き、庶務の処理を行う。

(感謝状の授与)

第9条 静岡県地域防災活動推進委員会の委員として、地域防災力の向上又は自主防災組織活動の充実・発展のために大いに尽力し、退任する者に対して、その功績をたたえたることを目的として知事が感謝状を授与するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

20-4-3 災害時等における県有施設の使用に関する要領

(県危機情報課)

昭和51年 3月 1日
 平成 6年 3月10日
 改正 平成19年 7月18日
 改正 平成21年 4月 1日
 改正 令和 2年 4月 1日

1 目的

市町が災害対策基本法第2条の1で定義する災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。)に対処するため、県有施設(行政財産に限る。以下「施設」という。)を「3 定義」で定める避難所等として使用することについて、必要な事項を定めることにより、市町と県との緊密な連携を図り、住民の避難対策に万全を期することを目的とする。

2 手続

市町長及び施設の管理者(静岡県財産規則第2条の2に定める財産事務取扱者をいう。以下「施設管理者」という。)は、災害の様態による施設の使用の可否等を事前に十分協議し、覚書(別紙案)を締結するものとする。

特に、勤務時間外等における連絡先、連絡方法等を明確にしておくこと。

3 定義

(1) 避難所等

災害時における住民、帰宅困難者等の保護のために、次の用途として使用する施設または場所

ア 指定緊急避難場所

人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるもので、災害対策基本法施行令第20条の3の基準を満たす施設であり、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所。

イ 指定避難所

被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであり、災害対策基本法施行令第20条の6の基準を満たすものであり、被災者を一時的に滞在させるための施設。

ウ 準避難所

被災者を一時的に滞在させるための施設は、指定避難所を基本とするが、災害の規模や施設の破損状況等により、指定避難所だけでは受け入れが困難な場合等を想定した場合の補充施設。

(2) 避難所利用者

自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民及び帰宅困難者等。

- 4 期 間
使用期間は、災害救助法の基準により7日以内を基本とする。ただし、必要により市町長及び施設管理者が協議の上、延長できるものとする。
- 5 原状変更制限
市町長は、当該施設の原状を変更しようとするときは、事前に書面（緊急を要する場合は、事前に電話等での連絡も可とする）をもって施設管理者の承認を受けなければならない。
- 6 原状回復義務
市町長は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取消されたときは、当該施設を原状に回復して返還しなければならない。
- 7 使用料の免除
当該施設の使用料は、行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）第4条に基づき、免除する。
- 8 費用の負担
付帯設備の使用に要した経費は、原則として市町長が負担する。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りではない。
- 9 運 営
市町長は、当該施設の職員及び避難所利用者と連携して、運営に当たる。特に、帰宅困難者の受け入れが想定され、自主防災組織が運営に関与しない施設においては、当該市町の職員を適切に配置する等、円滑な運営に配慮するものとする。
- 10 平時の連携
市町長は、役割分担の確認やマニュアルの整備、開設訓練等、円滑な受入の推進のため、年に1回以上、避難所管理職員及び避難所派遣予定職員、施設管理者等が参加する会議や訓練等を主催するとともに、避難所運営に必要な資機材や物資の備蓄に努めるものとする。
施設管理者等は、円滑な受入を推進する会議等に積極的に参加するとともに、避難所運営に必要な資機材や物資を備蓄するための空間の提供に努めるものとする。
- 11 報 告
市町長は、施設管理者と覚書を締結したとき、若しくは覚書を廃棄したときは、静岡県危機管理部及び当該施設県所管課に対し、直ちにその旨を報告するものとする。
- 12 関係者への周知
市町長及び施設管理者は、当該市町の避難所派遣予定職員及び当該施設の職員等に対し、覚書の趣旨の周知に努めるものとする。
- 13 覚書の有効期間
覚書は、当該施設の形状変更等により、避難所等としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、市町長及び施設管理者が協議し、当該施設が避難所等として不適当又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。
- 14 勤務時間外等における連絡先の確認等
市町長は、毎年度当初に、「2 手続」後段に定める連絡先等を確認するとともに、当該年度の施設の状況を把握するものとする。
- 15 施行期日
この要領に基づいて、令和2年4月1日以後、覚書を締結するものとする。

規 則 書 (案)

2 甲は、前条第1項後段及び同条第2項の規定に基づき、乙から行政財産使用許可申請書が提出された場合は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、乙に行政財産使用許可書を交付して、その使用を許可するものとする。

第5条 (期間等)

使用期間は、災害救助法の基準により7日以内を基本とする。ただし、必要により市町及び管理者が協議の上、延長できるものとする。また、乙は、当該行政財産の使用を終了したときは、甲へ「〇年〇月〇日〇時に使用終了した」旨文書にて通知するものとする。

第6条 (避難所の運営)

乙は、当該施設の職員及び避難所利用者と連携して、運営に当たる。特に、帰宅困難者の受け入れが想定され、自主防災組織が運営に関与しない施設においては、当該市町の職員を適切に配置する等、円滑な運営に配慮するものとする。

第7条 (原状変更制限)

乙は、当該行政財産の原状を変更しようとするときは、事前に書面(緊急を要する場合は、事前に電話等での連絡も可とする)をもって甲の承認を受けなければならない。

第8条 (原状回復義務)

乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取消されたときは、当該行政財産を原状に回復して返還しなければならない。

第9条 (使用料の免除)

甲は、行政財産の使用料条例(昭和39年静岡県条例第20号)第4条に基づき、使用料を免除するものとする。

第10条 (費用の負担)

当該行政財産の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りではない。

第11条 (規則等の遵守)

乙は、当該行政財産の使用に当たっては、前各条のほか、静岡県財産規則及び使用許可条件を遵守しなければならない。

第12条 (許可の取消)

知事又は教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

- (1) 乙が算書又は使用許可条件に違反したとき
- (2) 県が当該行政財産を必要とするとき

2 前項第1号の規定に該当することにより、知事又は教育委員会が使用許可の取消し又は変更をした場合において、その取消し又は変更により乙に損失が生じても、知事又は教育委員会は、その損失を補償しない。

静岡県〇〇〇〇〇〇(施設の管理者)(以下「甲」という。)と〇〇市町長(以下「乙」という。)との間に、静岡県行政財産〇〇〇〇(以下「行政財産」という。)を避難所等として使用することについて、次のとおり定める。

第1条 (目的)

甲は、その所管する行政財産のうち、指定緊急避難場所として〇〇〇〇〇〇を、指定避難所(もしくは準避難所)として〇〇〇〇〇〇を、乙に使用させるものとする。

第2条 (定義)

(1) 避難所等

災害時における住民、帰宅困難者等の保護のために、次の用途として使用する施設または場所

ア 指定緊急避難場所

人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるもので、災害対策基本法施行令第20条の3の基準を満たす施設であり、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所。

イ 指定避難所

被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであり、災害対策基本法施行令第20条の6の基準を満たすものであり、被災者を一時的に滞在させるための施設。

ウ 準避難所

被災者を一時的に滞在させるための施設は、指定避難所を基本とするが、災害の規模や施設の破損状況等により、指定避難所だけでは受け入れが困難な場合等を想定した場合の補充施設。

(2) 避難所利用者

自ら居住の場所を確保することや帰宅が困難な被災した住民、その他の被災者。

第3条 (申請等)

乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要するときは、事前に電話等で甲に要請するものとする。この場合、乙は、遅滞なく静岡県財産規則(昭和39年静岡県規則第14号)に定める行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

2 乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要しないときは、事前に前項の行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

第4条 (許可等)

甲は、前条第1項前段の規定に基づき、乙から緊急の要請を受けたときは、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を承諾するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。

第13条（平時の連携）

乙は、年に1回以上、当該市町の避難所担当職員及び避難所派遣予定職員、施設管理者、その他の関係者により、当該施設が避難所となることを想定した話し合いによる役割分担の確認やマニュアル等の整備及び訓練を主催するとともに、避難所運営に必要な資機材や物資の備蓄に努めるものとする。

甲は、積極的に話し合いや訓練に参加するとともに、避難所運営に必要な資機材や物資を備蓄するための空間の提供に努めるものとする。

第14条（覚書の有効期間）

この覚書は、当該行政財産の形状変更等により、避難所等としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、当該施設が避難所等として不適当又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

2 甲は、当該行政財産の形状変更等により、避難所等としての要件を欠く事由が発生したときは、直ちに、乙に対し文書をもって連絡するものとする。

第15条（連絡先等の確認）

乙は、毎年度当初に以下の事項について、甲に対して照会し、現状を把握するものとする。

- (1) 施設管理者、同代理者（県事務所における次長、県立高校における教頭等）及び当該施設の近辺に居住する職員（施設使用時に市町職員とともに施設管理を行うことのできる役付職員）の氏名、住所及び連絡先
- (2) 工事予定等施設使用時に影響のある事項

第16条（その他）

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所

静岡県立〇〇〇〇（施設名）
施設管理者名

乙 住 所

〇〇〇〇市町名

1-1-1 南海トラフ地震等における航空偵察実施要領

1 目的

南海トラフ地震等大規模災害発生時において、県災害対策本部（以下「県本部」という。）が行う航空偵察について定めるとともに、防災関係機関が行った航空偵察情報も入手して全県の被災状況を把握し、発災初期段階からの的確な災害応急対策の実施に資する。

2 航空偵察実施要領

(1) 航空偵察の基本的考え方

ア 発災当初、静岡県消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）及び県警ヘリコプター（以下「県警ヘリ」という。）が相互に協力し、県内の被害状況等の偵察を実施する。

イ 県有ヘリコプターによる偵察と並行して、県内の被害状況等の確認のため、陸上自衛隊東部方面隊所属の映像伝送ヘリコプター（以下「方面隊ヘリ」という。）の偵察支援を受ける。

ウ 陸上自衛隊東部方面隊以外の航空機を有する各機関又は国・他県市に対し、航空偵察を要請する。

エ 発災直後においては、被害状況の全容把握に重点を置いて航空偵察を実施するものとし、その後、被害が大きいと見込まれる地域から詳細な航空偵察を行うものとする。

オ 航空偵察業務については、天象、気象、地勢及び各関係機関の航空機の運用制限等に留意し、飛行安全に万全を期すものとする。

(2) 航空機の運用・要請

ア 防災ヘリ

発災直後、速やかにヘリコプターテレビ伝送システムを搭載した後、富士山静岡空港まで航空偵察を行い、空港に要員及び資機材を降ろした後、伊豆地域の航空偵察を実施する。（本編別図 1-1-1-1 航空偵察ルート図（1）（防災ヘリ、県警ヘリ））

また、定められた航空偵察ルートその他、県本部の指示に基づき必要とする情報を入手する。

イ 県警ヘリ

静岡市以西から愛知県境までの県中部・西部地域管内の航空偵察を行う。（本編別図 1-1-1-1 航空偵察ルート図（1）（防災ヘリ、県警ヘリ））

ウ 方面隊ヘリ

「東部方面隊及び陸災南海東部隊南海トラフ地震対処計画 B 航空偵

察計画」の「発災当初の映像伝送経路」に基づき航空偵察の支援を受ける。（本編別図 1-1-1-1 航空偵察ルート図（2）（自衛隊ヘリ））

エ 関係機関等への要請

県本部（指令部航空調整スタッフ/対策グループ）は、自衛隊などの関係機関の連絡幹部（LO）を通じ、航空偵察の実施及び情報の提供について所要の調整を実施する。

3 航空偵察情報の収集

(1) 県本部（指令部情報収集スタッフ/情報グループ）は、防災ヘリ、県警ヘリ及び方面隊ヘリから伝送される映像や、防災関係機関が航空偵察により収集した情報に基づき被害状況等をまとめる。

(2) 県本部（情報収集スタッフ）は、県が入手を必要とする具体的箇所の航空偵察を、東部方面総監部情報部資料課に対し要請する。

4 情報の共有

(1) 県本部（情報収集スタッフ）は、3により収集した航空偵察情報をふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）に入力し、4 方面本部と情報を共有し連携を図る。

(2) 県本部（情報収集スタッフ）は、県本部に派遣される災害対策現地情報連絡幹部（LO）等を通じ航空偵察情報の提供を求めるとともに、得た情報は関係する防災関係機関に提供する。

(3) 県本部（情報収集スタッフ）は、平素から航空偵察に必要な資料を作成し、航空偵察を実施する関係機関と共有する。

5 偵察事項

地域の実情に応じて、主として、次の事項の偵察を行う。

(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時（必要がある場合、その都度の判断により実施）

ア 道路の混雑状況

イ 避難の状況

ウ 集客施設及びその周辺の混雑状況（駅、バスターミナル、観光施設、動物園、野球場、サッカー場、体育施設、海水浴場、大規模商業施設等）

エ 船舶の沖出し状況 等

(2) 南海トラフ地震等大規模災害発生時

ア 津波による被災状況

イ 火災の発生状況

ウ 建物の被災状況

エ 石油コンビナート及び浜岡原子力発電所の被害状況

才 緊急輸送ルート、鉄道、港湾等の被災状況
 カ 山間地の被災状況（孤立状況、土砂崩れによる河道閉塞等）
 キ ダム、通信施設の被害状況
 ク その他

6 発災初期段階において把握が必要と考えられる航空偵察箇所

県本部（航空調整スタッフ）は、県本部が必要とする被害情報等を入力するため、防災ヘリ等へ運行機関の連絡幹部（L.O）に、下表「偵察候補箇所一覧」の箇所等を主体に偵察箇所を示すものとする。

表【偵察候補箇所一覧】

偵察項目		業務内容・偵察箇所
県内全域	津波被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 被災の有無や規模等について全容を把握する。（防災ヘリ、県警ヘリ及び方面隊ヘリによる） 浜岡原子力発電所、石油コンビナート、油槽所 その他 津波の遡上や津波による被災状況 連絡不通の施設を優先 施設被害状況の把握 方面本部：賀茂危機管理庁舎、東部、藤枝、中遠 総合庁舎 方面本部以外：下田、熱海、富士、静岡、浜松総合庁舎 単独土木事務所：高田、袋井
	火災発生状況	
	建物被害状況	
	その他	
海岸		
活動拠点等 （ ）内は、 箇所数	方面本部（4）	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県第4次地震被害想定において、津波浸水域に市町庁舎がある市町＞ 下田市・焼津市・牧之原市・東伊豆町・松崎町 西伊豆町 橋梁、トンネル、法面等の施設被害状況 事故、交通混雑状況等 新東名高速道路 東名高速道路 国道1号 国道246号等 東駿河湾環状道路 東富士五湖道路 西富士道路（東名富士IC～新東名新富士IC～
	県総合庁舎等（7） （方面本部以外、 単独土木事務所）	
	市町庁舎（35）	
	災害拠点病院（23）	
	広域物資輸送拠点（8）	
	航空搬送拠点（3）	
	その他	
道路全般		
道路（緊急輸送ルート等）		
東西幹線		
南北幹線		

（続き）	（続き）	小泉出入口）
		<ul style="list-style-type: none"> 中部横断自動車道（新東名新清水JCT～富沢IC） 国道52号（国道1号～双葉JCT） 国道138号（東名御殿場IC～河口湖IC） 国道139号（小泉出入口～河口湖IC） 国道414号 国道473号（新東名島田金谷IC～東名牧之原IC） 国道135号、国道136号、国道150号ほか 国道152号、国道362号、国道469号ほか
鉄道		<ul style="list-style-type: none"> 東海道新幹線や東海道本線、身延線、私鉄等における列車事故、施設被害及び列車停止状況 港湾施設の被害状況及び浮遊物の状況 漂流者等の有無
港湾施設	防炎拠点港湾	
	防炎港湾	
	その他（漁港等）	
河川	河川全般	<ul style="list-style-type: none"> 水門施設、堤防等の被害状況 河道閉塞の有無
	一級河川	狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川
	二級河川	太田川、都田川（浜名湖今切口）ほか
山間部	富士川河口断崖帯	断崖のずれの有無や被害状況
	白鳥山を含む山体崩壊	
	孤立予想集落	安倍川、大井川の上流域及び天竜川の中流域及び伊豆地域の孤立の状況
	防災行政無線施設	通信が途絶した場合、丹那、安倍、秋葉山の無線中継所の被害状況
	その他	
ダム		連絡不通の場合、大井川、天竜川水系のダム施設の被害状況

航空偵察ルート図(1) (防災ヘリ、県警ヘリ)

別図 1-1-1



航空偵察ルート図(2) (自衛隊ヘリ)

別図 1-1-1



20-20-1 全国被災建築物応急危険度判定協議会規約

(県建築安全推進課)

平成8年4月5日設立制定
平成21年5月20日改訂(い)
平成24年5月11日改訂(ろ)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国被災建築物応急危険度判定協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地震による被災建築物の応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を行い、もって地震後の二次災害からの国民の安全確保に寄与することを目的とする。(う)

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 応急危険度判定の方法等の標準化
- 二 応急危険度判定に係る都道府県間の相互支援の体制の整備
- 三 応急危険度判定従事者に対する補償制度の整備
- 四 応急危険度判定の普及及び啓発
- 五 被災建築物の被災度調査の方法の整備
- 六 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同して入会した国、都道府県、特殊法人、公益法人又はこれに類する団体その他の応急危険度判定体制の整備のために参加が必要と考えられる法人とする。

(入会)

第5条 協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(負担金)

第6条 会員は、協議会に必要な通信連絡費、会議費等の費用として、別に定める負担金を協議会に納入することとする。
2 前項の規定にかかわらず、第4条における国及び応急危険度判定体制の整備のために本協議会への参加が必要と考えられる団体等は、幹事会の承認を得て負担金を免除することができるものとする。(ろ)

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 会員である法人が消滅したとき

(退会)

第8条 会員は、幹事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(届出)

第9条 会員は、第5条の入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を協議会に届け出なければならぬ。

第3章 役員

(種別及び定数)

第10条 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
幹事	10名以上20名以内(会長及び副会長を含む。)
監事	2名

(選任等)

第11条 幹事及び監事は、総会において会員の代表者又は代表者から委任を受けた者のうちから選任する。
2 幹事は、互選により、会長及び副会長を選任する。
3 幹事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3 幹事は、幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。
4 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

(報酬等)

第14条 役員は無給とする。

(補欠選任)

第15条 役員に欠員が生じたときは、第11条の規定に基づき選任するものとする。

(解任)

第16条 役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決を経て、役員を解任することができる。

(顧問)

第17条 協議会に、顧問を置く。
2 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べることができる。
3 顧問は、会員以外の者で建築に関する学識経験を有するものうちから会長が委嘱する。

(会議)

第18条 会議は、総会及び幹事会とする。

第4章 会議

(総会)

- 第19条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内にこれを開催する。
- 3 臨時総会は、会長若しくは幹事会が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき、これを開催する。

(総会の招集及び議長)

- 第20条 総会は、会長がこれを召集する。
- 2 総会の召集は、開催の日の10日前までに、日時、場所及びその目的である事項を記載した書面により、会員に通知して行う。
- 3 総会は、会員数の3分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席会員の代表者又はその代理人のうちから選出する。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算の決定
- 二 事業報告及び収支決算の承認
- 三 規約の変更
- 四 その他協議会の運営に関する重要な事項

(議決権)

- 第22条 総会における会員の議決権は、1会員につき1個とする。
- 2 議決権は、会員の代表者又はその代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。
- 3 欠席会員は、他の出席会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合には当該会員は、出席したものとみなす。

(議決の方法)

第23条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(特別議決)

第24条 次の事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 規約の改正
- 二 協議会の解散

(議事録)

- 第25条 議長は、総会の議事について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2名以上が、内容を確認の上、押印するものとする。

(幹事会)

- 第26条 幹事会は、幹事をもって組織し、会長が召集する。
- 2 幹事会は、この規約に別に定めるもののほか、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項その他協議会の運営上必要な事項を審議する。
- 3 監事は、幹事に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることではない。
- 4 幹事会の議長は、その幹事会において、出席会員の代表者又はその代理人の中から選出する。
- 5 幹事会の議長は、幹事会の議事について、議事録を作成しなければならない。
- 6 第22条及び第23条の規定は、幹事会の議決について準用する。この場合において、これらの規定中、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

第5章 部会

(部会)

- 第27条 協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、部会を置くことができる。
- 2 部会の設置及び委員等の選任は、幹事会が行う。
- 3 部会の運営に關して必要な事項は、幹事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第6章 会計

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産)

- 第29条 協議会の財産は、負担金及び雑収入をもって構成する。なお、負担金の額は、総会において別に定める。
- 2 協議会の財産は、幹事会の定める方法により、会長が管理する。
- 3 協議会が解散する場合の財産の処分については、総会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第30条 協議会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業報告及び収支決算)

第31条 会長は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第32条 協議会に、協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、財団法人日本建築防災協会に置くものとし、協議会はこのための事務局経費を支弁することができるものとする。

(い)

第8章 雑則

(細則)

第33条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に關する必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て、別に定める。

(附則)

- 1 この会則は、設立総会のあつた日(平成8年4月5日)から施行する。
 - 2 協議会の設立当初において幹事会が発足するまでは、入会申込書を会長に提出することをもって入会したものとみなす。
 - 3 協議会の設立当初の役員は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会において選任するものとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。
 - 4 協議会の設立初年度の事業年度は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成9年3月31日までとする。
- (附則)
- 1 この規約は、平成21年5月20日から施行する。
- (附則)
- 1 この規約は、平成24年5月11日から施行する。

20-6-2 10都県被災建築物応急危険度判定協議会規約

(県建築安全推進課)

- (名称) 第1条 本会は、「10都県被災建築物応急危険度判定協議会」(以下「協議会」という。)と称する。
- (目的) 第2条 協議会は、地震による被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」と連携を図りつつ、「震災時等の相互応援に関する協定(平成16年2月24日締結)」第1条の規定による10都県相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的とする。
- (事業) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議、その他必要な措置を行う。
- 一、応急危険度判定に係る都県間の相互支援の体制整備
- 二、その他協議会の目的を達成するために必要な事項
- (会員等) 第4条 協議会の会員は、別表第1に掲げる都県とする。
- 第5条 協議会は、会長が必要と認める場合、会員が管轄する区域にある市町村等をオブザーバーとして会議に参加させることができる。
- (役員) 第6条 協議会は次の役員を置く。
- 一、会長 一名
- 二、副会長 一名
- 三、幹事 三名
- (選任) 第7条 役員は、会員から互選し、総会において承認されたものをあてる。
- (職務) 第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理するとともに、協議会の事務、会員への連絡調整等庶務を担当する。
- 第9条 会長は、総会を開催する時間なく早く急に会務を決定する必要がある場合は、総会に代わって会務を定めることができる。
- 第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職を代行する。
- 第11条 幹事は、幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。
- (任期) 第12条 役員は、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (会議) 第13条 協議会は、総会及び幹事会とする。
- (総会) 第14条 総会は、会員で構成する。
- 第15条 総会は、会長が召集するものとし、毎年度1回開催するほか、必要に応じ開催することができるものとする。
- 第16条 協議会の議長は、会長が務めるものとする。
- 第17条 議決権は、会員の代表者若しくは代理人が総会に出席して、これを使用するものとする。
- 第18条 前項の規定により、その議決権を使用できない会員は、他の会員若しくはその代理人に委任して行使するものとする。
- 第19条 前項の規定によりその議決権を使用する会員は、総会に出席したものとみなす。
- 第20条 総会は会員の総数の2分の1以上の出席をもって成立することとする。
- 第21条 総会の議事は、出席の会員の総数の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決すところによる。

- (総会の議事録) 第11条 議長は、総会の議事について、議事録を作成する。
- (幹事会) 第12条 幹事会は、協議会役員で構成する。
- 第13条 幹事会は、会務の執行に関する事項を審議し、決定するものとする。
- 第14条 幹事会の議長は、その幹事会において、出席会員の代表者又はその代理人の中から選出する。
- 第15条 前項の場合、その直後の総会において、その内容を報告し、会員の了承を求めるものとする。
- (作業部会) 第16条 協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、作業部会を置くことができる。
- 第17条 作業部会の設置及び委員の選任は、幹事会がこれを行う。
- 第18条 作業部会の運営に関して必要な事項は、幹事会の議決を経て、会長がこれを定める。
- (活動年度) 第19条 協議会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (解散) 第20条 協議会は、総会において会員総数の2以上の議決をもって解散できるものとする。
- (委任) 第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は総会の議決を経て、会長が定める。
- (附則) 第22条 本規約は、平成9年1月24日から施行する。
- (附則) 第23条 本規約は、平成16年10月25日から施行する。
- (附則) 第24条 本規約は、平成19年11月15日から施行する。
- (附則) 第25条 本規約は、平成20年11月11日から施行する。
- (附則) 第26条 本規約は、平成22年4月1日から施行する。

(別表第1)

会 員	代 表	者
茨 城 県	土 木 部	長
神 奈 川 県	建 築 住 宅 部	長
群 馬 県	県 土 整 備 部	長
埼 玉 県	都 市 整 備 部	長
静 岡 県	く ら し ・ 環 境 部	長
千 葉 県	県 土 整 備 部	長
東 京 都	都 市 整 備 局 市 街 地 建 築 部	長
栃 木 県	県 土 整 備 部	長
長 野 県	建 設 部	長
山 梨 県	県 土 整 備 部	長

20-6-3 中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会規約

(県建築安全推進課)

(名称)

第1条 本会は、中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、災害時等の応援に関する協定書(平成19年7月26日締結)に基づく応援の一環として、地震による被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、全国被災建築物応急危険度判定協議会(平成8年4月5日設立)と連携を図りつつ、会員間の相互支援、協力体制の整備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 応急危険度判定に係る会員間の相互支援体制の検討、整備
- 二 応急危険度判定に係る情報交流
- 三 その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(会員等)

第4条 協議会の会員は別表第1に掲げる県及び政令指定都市とする。

第5条 協議会は、会員が必要と認める場合、会員が管轄する区域にある市町村等をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

(役員)

第5条 協議会は次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名

(選任)

第6条 役員は、会員から互選し、総会において承認されたものをあてる。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理するとともに、協議会の事務、会員への連絡調整等庶務を担当する。

第8条 副会長は、会長の職務を補佐する。

(任期)

第9条 役員は、会長の任期は次回総会開催日までとし、再任を妨げない。ただし、後任者が選出されるまでの間は、前任者がその職務を行う。

(総会)

第10条 総会は会長又は会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、これを開催する。

第11条 議長はその総会において、出席会員の代表者又はその代理人の中から選出する。

第12条 総会は会員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席した会員の過半数の賛成により決する。

第13条 次条の事項は、出席会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 規約の改正
- 二 協議会の解散

(部会)

第14条 第3条の事業を行うため、協議会は部会を置くことができる。

第15条 部会の設置及び委員等の選任は、会長がこれを行う。

第16条 部会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

(細則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

(附則)

第18条 本規約は、平成10年2月10日から施行する。

(附則)

第19条 本規約は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

第20条 本規約は、平成27年1月23日から施行する。

別表第1

会 員	代 表 者
富山県	土木部長
石川県	土木部長
福井県	土木部長
長野県	建設部長
岐阜県	都市建設部長
静岡県	くらし・環境部長
愛知県	建築局長
三重県	県土整備部長
滋賀県	土木交通部長
名古屋市長	住宅都市局長

20-6-4 被災宅地危険度判定連絡協議会規約

(東建築安全推進課)
 平成 9年 5月23日施行
 平成11年 6月 3日改正
 平成15年 5月19日改正
 平成21年 8月21日改正
 平成24年 7月19日改正
 平成26年11月12日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、被災宅地危険度判定連絡協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大地震又は豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して被災宅地の危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、危険度判定の方法の改善、会員相互の支援等に関する事前の調整などを行うことにより、危険度判定の実施体制の整備などを図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 判定士の養成及びその知識の向上のための講習会の実施に関すること
- 二 危険度判定に係る会員間の相互支援体制の整備に関すること
- 三 危険度判定手法の研究に関すること
- 四 判定士に対する保障制度の整備に関すること
- 五 他のボランティア制度との調整に関すること
- 六 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の構成)

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同する都道府県、指定都市等の地方自治体並びに第2条の目的の達成のため入会が相当であると会長が認める特殊法人、公益法人及びこれらの地方自治体又は法人の機関によって構成される。

(入会)

第5条 協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(負担金)

第6条 会員は、通信連絡費、会費、講習会開催費等の協議会の事業・運営に必要な費用を納うため、別表に定める額を協議会に納入するものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

(届出)

第8条 会員は、第5条の入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を協議会に届けなければならない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名以内
- 三 幹事 8名以上12名以内
- 四 監査員 2名

(選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 役員は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会長、副会長及び幹事は、幹事を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。

4 監査員は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第12条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第13条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べることができる。

3 顧問は、会員以外の者で宅地防災に関する学識経験を有するものの中から会長が委嘱する。

第4章 会議

(種別)

第14条 会議は、総会及び幹事会とする。

(構成)

第15条 総会は会員をもって構成し、幹事会は会長、副会長及び幹事をもって構成する。

(総会の機能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算の決定
- 二 事業報告及び収支決算の承認
- 三 規約の変更
- 四 その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の招集等)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、必要に応じて開催することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項等を、書面又は電磁的方法によって通知しなければならない。

4 総会は、必要に応じて関係機関又は関係者に出席を求めることができる。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれを務める。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。この場合において、次条第3項又は第4項の規定に基づき総会に出席せず、代理人によって又は書面若しくは電磁的方法によって総会の議決権を行使することとした会員がいるときは、当該会員の数は出席した会員に算入する。

(総会の議決権)

- 第20条 総会における会員の議決権は、一会員につき一個とする。
- 第21条 議決権は、会員の代表者又はその代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。
- 第22条 総会に出席しない会員は、他の出席する会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 第23条 総会に出席しない会員は、書面又は電磁的方法により、議決権(第10条第1項の選任の場合の選挙権を含む、前条から次条までにおいて同じ。)を行使することができる。
- 第24条 第3項又は前項の規定に基づき行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(総会の議決方法)

- 第25条 総会の議事は、この規約で別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。この場合においては、前条第5項の規定を準用する。
- 第26条 総会において選任又は議決をすべきものとされた事項については、第17条から前条まで及び次条の規定にかかわらず、総会を開催せず、書面又は電磁的方法によつて、選任又は議決をすることができる。この場合においては、前項及び次条の規定を準用し、これらの規定中「出席した会員」は「会員」と読み替えるものとする。
- 第27条 前項の規定による書面又は電磁的方法による選任又は議決は、総会における選任又は議決と同一の効力を有するものとする。

(特別決議)

第28条 次の事項は、総会において、出席した会員の議決権の3分の2以上による議決を必要とする。

一 規約の変更

二 協議会の解散

(幹事会の権能)

第29条 幹事会は、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない協議会の運営に関する事項

(幹事会の招集等)

第30条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

第31条 幹事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項等を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ幹事会で定めた方法により通知することができる。

第32条 幹事会は、必要に応じて関係機関又は者に出席を求めることができる。

第33条 監査員は、幹事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(幹事会の議長等)

第34条 幹事会には、第18条から第21条までの規定(第20条第4項かつ書きを除く。)を準用する。この場合において、これららの規定中「総会」とあるのは「幹事会」と、「会員」とあるのは「会長、副会長及び幹事」と、「選任又は議決」とあるのは「議決又は定め」と、「第17条から前条まで及び次条の規定」とあるのは「第23条、第24条、第26条及び第31条の規定」と読み替えるものとする。

第5章 会計

(財産の管理)

第26条 協議会の財産は、幹事会の定めるところにより、事務局が管理する。

(事業年度)

第27条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第28条 協議会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後に会長が作成し、監査員の監査を経なければならぬ。

第6章 事務局

(事務局)

第29条 協議会の事務を処理するため、公益社団法人全国宅地権壁技術協会に事務局を置く。

(国土交通省の助言・協力)

第30条 協議会は、国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室に必要な助言・協力を求めることができる。

第7章 雑則

(細則)

第31条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て、別に定める。

附則

1 この会則は、設立総会のあつた日(平成9年5月23日)から施行する。

2 協議会の当初の役員は、第10条の規定にかかわらず、設立総会において選任するものとし、その任期は、第12条の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

3 協議会の設立初年度の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成11年3月31日までとする。

附則(平成11年6月3日改正)

1 改正後の規約は、改正の議決の日(平成11年6月3日)から施行する。

附則(平成15年5月19日改正)

1 改正後の規約は、改正の議決の日(平成15年5月19日)から施行する。

附則(平成21年8月21日改正)

1 改正後の規約は、改正の議決の日(平成21年8月21日)から施行する。

附則(平成24年7月19日改正)

1 改正後の規約は、改正の議決の日(平成24年7月19日)から施行する。

附則(平成26年11月12日改正)

1 改正後の規約は、改正の議決の日(平成26年11月12日)から施行する。

別表(第6条関係)

負担金	1団体あたり 27,000円/年
-----	---------------------

20-6-5 大規模災害時の専門家派遣制度

〔 県 河 川 砂 防 局
社団法人 全国防災協会 〕

大規模な地震や地すべり等の災害発生時には二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うことが、被害の拡大や、社会不安の増大を防止する上できわめて重要である。社団法人全国防災協会では、この主旨に基づきアドバイザー制度を昭和 60 年 12 月に発足させた。
また、異常天然現象により公共土木施設に被災が発生した際、災害復旧技術専門家を現地に派遣し、地方公共団体等の行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的に「災害復旧技術専門家派遣制度要綱」が平成 15 年 11 月 20 日より公布された。

1. アドバイザーの内容
 - (1) 大規模災害時
 - アドバイザーが速やかに現地に赴き、二次災害の防止に関してアドバイズを行う。
 - ア、河道運送
 - 地震、地すべり、土石流あるいは火山活動等により、河道が埋塞した場合、埋塞土砂あるいは湛水による下流への危険性の有無についてアドバイズする。
 - イ、地すべり
 - 降雨、地震等により地すべりが発生した場合、余震等により地すべり区域が拡大する危険性の有無についてアドバイズする。
 - ウ、余震
 - 地震後の応急対策等に関連して、余震活動の見通しについてアドバイズする。
 - (2) 平常時
 - アドバイザーとともに、過去の災害事例を中心として、二次災害防止に関する調査研究を行う。
 2. アドバイザー
 - 大規模な災害に関して学識経験を有する人にアドバイザーを委嘱している。(平成 11 年 4 月 1 日現在)
 - 学識経験者(大学教授など)……………40 名
 - 建設省、土木研究所……………23 名

3. アドバイザーの派遣要請
 - アドバイザーの派遣に関する手続は、別に定める様式により行う。
 - 緊急を要する場合には、この手続に先立ち、電話連絡等により行うことができる。
 - なお、アドバイザーの派遣にあたっては、以下の点に留意する。
 - アドバイザーに対してアドバイズの内容に関する責任は問えません。
 - アドバイザーの派遣費用、アドバイズを行うために必要とする調査等の費用は、派遣を要請した地方公共団体の負担となります。
 - 本制度は建設省の指導のもとに運営されるので、地方公共団体においても建設省関係部局との緊密な連絡をお願いします。

アドバイザー制度運営要綱

- (目 的)
1. この要綱は、アドバイザー制度を迅速かつ的確に運営するため必要となる基本的事項を定める。
(アドバイザーの任務)
 2. アドバイザーは、大規模な災害が発生した場合に、当該地方公共団体の長の要請に応じて災害現地に赴き、二次災害の危険性の有無について専門的、技術的立場から地方公共団体に対してアドバイズを行う。
(アドバイザーの委嘱)
 3. アドバイザーは、大規模な災害に関し学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。
2) 委嘱期間は、原則として2年間とする。
- (組 織)
4. アドバイザー制度を運営するため「アドバイザー制度運営委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。
2) 委員会は、別記(略)に掲げる者により構成し、委員長が主等する。
(審議事項)
 5. 委員会は、下記事項について審議する。
 - 一 アドバイザーの選定に関する事項
 - 二 アドバイザー等による調査研究に関する事項
 - 三 大規模災害発生時の対応に関する事項
 - 四 その他アドバイザー制度の運営に必要な事項
(派遣要請)
 6. 地方公共団体の長は、大規模な災害が発生した場合にアドバイズを必要とするときは、会長もしくはあらかじめ会長が指名した者(以下「会長等」という。)に対してアドバイザーの派遣を要請することができる。
2) 市町村長がアドバイザーの派遣を要請する場合には、都道府県知事を經由して行う。
3) アドバイザーの派遣要請は、緊急を要する場合には、電話連絡等により行うことができる。
(アドバイザーの派遣)
 7. 会長等は、アドバイザーの派遣要請を受けた場合は、すみやかに派遣するアドバイザーを選定し、依頼する。
2) アドバイザーは、その都合により止むを得ない場合に限り、依頼を断ることができる。
(調査研究)
 8. アドバイザー等によって構成される研究会を設置し、二次災害等に関する調査研究を行う。
(費用負担)
 9. アドバイザーの派遣費用及びアドバイズを行うために必要とした費用は、派遣を要請した地方公共団体が負担する。
2) 調査研究は、必要とする地方公共団体から協会が受託して行う。
(その他)
 10. 派遣を要請した地方公共団体は、派遣されたアドバイザーに対して必要な便宜体与を行わなければならない。
2) 派遣を要請した地方公共団体は、アドバイザーに対してそのアドバイズに関して責任を問うことはできない。
(附 則)
- この要綱は、昭和 60 年 12 月 20 日より適用する。

(1) 派遣要請先

全 国 防 災 協 会	03-3508-1491 03-3508-1493 (FAX)
建設省河川局防災・海岸課 災 害 対 策 室	03-3580-4311(代表) 03-5251-1884(直通) 03-5251-1946(FAX)

(2) 派遣要請書様式

(様式-B)

号
番
年
月
日

(地方公共団体の長)殿
社団法人全国防災協会長
アドバイザーの派遣について(回答)

昭和〇年〇月〇日(番号)で依頼のあった標記について、下記のとおりアドバイザーを派遣します。

記

1. アドバイザー
2. 派遣期間
3. 派遣地

(様式-C)

号
番
年
月
日

(アドバイザーの所属する機関の長)殿
(地方公共団体の長)

職員の派遣について(依頼)

今回発生した別記災害について、二次災害防止に関するアドバイザーを賜りたく、下記のとおり貴所所属職員を派遣くださるようお願いいたします。

記

1. 派遣希望職員
2. 派遣希望期間
3. 派遣地
4. 派遣費用 当方負担

(様式-A)

号
番
年
月
日

社団法人全国防災協会長 殿
(地方公共団体の長)

アドバイザーの派遣について(要請)

今回発生した別記災害について、二次災害防止に関するアドバイザーを必要としますので、下記のとおりアドバイザーを派遣くださるようお願いいたします。

記

1. アドバイス項目
2. 派遣希望期間
3. 派遣地

(様式-D)

号
番
年
月
日

アドバイザー
〇〇〇〇 殿
(地方公共団体の長)

二次災害防止に関するアドバイザーについて
(依頼)

今回発生した別記災害について、下記のとおり二次災害防止に関するアドバイザーをお願いいたします。なお期間中アドバイザーに際して万一事故により負傷等を受けた場合には、当方で必要な費用を負担します。

1. アドバイス項目
2. 期 間
3. 場 所
4. 費 用 当方負担

(別 記)

災 害 名	
発 生 時 刻	
発 生 場 所	
原 因	
災 害 概 要 (災害の規模 施設被害 一般被害等)	
復 旧 状 況 (これまでに講じた措置、今後講ずべき措置等)	
必 要 と す る アドバイスの内容	
報 達 状 況 (テレビ、新聞等)	

(注)様式-Cによらない場合は本様式による。

災害復旧技術専門家派遣制度要綱

(社)全国防災協会

(目 的)

第1条 本制度は、異常天然現象により公共土木施設に被災が発生した際、地方公共団体等からの要請に基づいて「災害復旧技術専門家(以下「技術専門家」という。)」を災害現地に派遣し、地方公共団体等の行う災害復旧事業の促進に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において技術専門家とは、災害復旧制度を熟知し、災害発生時に地方公共団体の求めに応じて速やかに現地に参集し、技術的助言等が可能者として、(社)全国防災協会が認定し、登録された者をいう。

(認定申請)

第3条 技術専門家の認定を受けようとする者は、別に定める必要書類を添えて(社)全国防災協会会長あて申請する。

(業 務)

第4条 技術専門家は地方公共団体等の要請に基づいて、次に掲げる業務を行う。

- 一 災害調査に関する支援
- 二 復旧工法に関する技術的助言
- 三 その他地方公共団体等の災害復旧に関する支援・助言

(責 任)

第5条 技術専門家は次に掲げる責務を有する。

- 一 技術専門家は、講習会の受講等、災害復旧に係る技術の研鑽等に努める。
- 二 災害現地に派遣された場合には、現地活動の概況をとりまとめ、(社)全国防災協会会長に報告する。

(運営委員会)

第6条 本制度を的確に運営するために「災害復旧技術専門家派遣制度運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設ける。運営委員会は、(社)全国防災協会会長が委嘱した者をもって構成する。

- 1 運営委員会には委員を設け、委員の互選により選出する。
- 2 運営委員会は、本制度の運用に関する技術的助言を受ける等必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 3 運営委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 技術専門家の認定登録審査
- 二 その他本制度の運営に関する事項についての審議

(事務局)

第7条 本制度を円滑に運用するために「災害復旧技術専門家派遣制度事務局」(以下「事務局」という。)を設ける。事務局は次に掲げる業務を行うものとし、(社)全国防災協会内に設けるものとする。

- 一 技術専門家の認定登録に関する事務
- 二 運営委員会開催に関する事務
- 三 技術専門家派遣に関する事務
- 四 技術専門家の研修等の実施に関する事務
- 五 技術専門家の活動のための費用の支弁・会計・契約に関する事務
- 六 その他本制度を円滑に運用するために必要な事務

(派 遣 費 用)

第8条 技術専門家派遣に要する費用(交通費、宿泊費等)は、原則として要請した地方公共団体等において負担するものとし、事務局に納付する。

(その他)

第9条 本要綱に定めるものの他、本制度の運営に関し必要な事項は(社)全国防災協会会長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成 15 年 11 月 20 日より適用する。

20-7 静岡県地震防災センターの設置及び管理に関する条例

(県危機情報課)

平成元年静岡県条例第 16 号

平成 18 年静岡県条例第 28 号

(趣 旨) この条例は、静岡県地震防災センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 県民の地震防災を推進するため、静岡県地震防災センター(以下「センター」という。)を静岡市に設置する

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休 館 日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

(利用の制限)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) センターの風紀若しくは秩序を乱し、又は施設若しくは設備を損傷するおそれのある者
- (2) センターの管理上支障があると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上必要な指示に従わない者

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成元年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料名	作成年次	冊数	担当課	対象	規格	内容	備考
津波(ハンプレット)	6.5	3,000	"	県、市町、一般県民	A4 23	津波地域で予知される津波についての解説	
津波と津波は、すぐ避難！	6.6	130,000	"	県、岩手県市町、一般県民	B5 4	津波対策推進の「ハンプレット」	
私たちの東海地震対策(平成6年度)	6.7	53,500	"	中学校1、2年生	B5 32	東海地震発生理由、予知、警戒宣言、津島固定方法、我が家の地震診断等	三訂版
超断崖地と防災対策事業15年のあゆみ	6.11	11,500	"	企業	A4 44	断崖地帯の写真集	
写真でみる東海地震	6.11	1,600	"	県	A4 84	東海地震の写真を集めた冊子	
平成6年度自主防災組織(中継り)一歩研修報告書	7.3	600	"	県、市町、一般県民	A4 56	平成6年度自主防災組織中継り一歩研修会の報告書	
自主防災活動実践事例集(VI)	7.7	32,000	"	県、市町、一般県民	A4 30	自主防災活動実践事例集の紹介	
地盤と、津波と、すぐ避難！	7.8	7,000	"	県、市町	A4 45	" (防災関係機関向け)	
「命の」地震診断と津波、地震に不安定な住宅にするための知識	7.1	20,000	建築課	一般県民	A4 30	わが家の地震診断、津波対策などに関する知識	H8.3H9.3増刷
家庭防災の手引き	8.1	2,000	地産対策課	県、市町、シニア人材センター	A4 30	家族の固定についての一般知識と作業の説明	
平成7年度自主防災組織(中継り)一歩研修報告書	8.2	600	"	県、市町	A4 30	平成7年度自主防災組織中継り一歩研修会の報告書	
私たちの東海地震対策(平成7年度)	8.2	55,000	"	中学校1年生	A4 32	東海地震発生理由、予知、警戒宣言、警戒宣言等	
フロンツの扉と、津波と、すぐ避難！	8.2	1,000	建築課	一般県民	A4 14	フロンツの扉と、津波と、すぐ避難！の作り方	H8.6H9.2増刷
阪神・淡路大震災の被害の概要及び静岡県の支援活動の概要	8.3	2,000	"	県、市町、一般県民	A4 44	阪神・淡路大震災の被害の概要及び静岡県の支援活動の概要	
東海地震発生理由	8.3	700	指導課	県、市町	A4 44	東海地震発生理由の概要	
東海地震発生理由	8.6	2,000	指導課	県、市町、消防、警察	A4 34	東海地震発生理由の概要	
東海地震発生理由	8.9	800	指導課	県、市町、防災関係機関	A4 173	東海地震発生理由に関する電気、機械関係の解説と地震診断	
東海地震発生理由	8.9	800	指導課	県、市町、消防	A4 228	東海地震発生理由に関する電気、機械関係の解説と地震診断	
「地震に備えて(外部ハンプレット)」の作成の手引き	8.3	35,000	地産対策課	中学校1年生	A4 14	外国人に対するハンプレット(6訂版)	
私たちの東海地震対策(平成7年度)	8.8	55,000	地産対策課	中学校1年生	A4 34	東海地震発生理由、予知、警戒宣言、警戒宣言等	
中継り一歩研修報告書	8.1	500	"	県、市町	A4 24	平成8年度の自主防災組織中継り一歩研修会の報告書	
災害対策マニュアル	8.1	55,000	"	県、市町、消防、警察、消防関係機関	A5 30	災害発生時の避難生活における災害発生に対する対応をまとめたもの	
災害対策マニュアル	8.11	2,000	地産対策課	県、市町	A4 47	自主防災活動等における災害発生時の初期行動を時系列で説明	H9.10H10.10増刷
自主防災活動実践事例集(Ⅷ)	9.3	6,500	"	県、市町、自主防災	A4 60	自主防災活動実践事例集の紹介	
自主防災活動実践事例集(Ⅷ)	9.3	6,500	"	県、市町	A4 60	自主防災活動実践事例集の紹介	
自主防災活動実践事例集(Ⅷ)	9.3	6,500	"	県、市町、自主防災	A4 93	自主防災活動実践事例集の紹介	H14.3増刷
津波	9.5	2,000	"	県、市町	A4 27	津波対策推進の「ハンプレット」	H10.5、H11.5、H14.1、1増刷
私たちの東海地震対策(平成8年度)	9.8	55,000	"	中学校1年生	A4 34	東海地震発生理由、予知、警戒宣言、警戒宣言等	
自主防災活動実践事例集(Ⅷ)	9.12	500	"	県、市町	A4 34	平成8年度の自主防災組織中継り一歩研修会の報告書	
避難所運営マニュアル	9.12	2,000	"	県、市町	A4 110	避難所運営、避難生活のノウハウ紹介	H12.10、H14.3、H15.3増刷
静岡県の東海地震対策	10.6	20,000	防災計画課	県、市町、一般県民	A4 28	静岡県が行っている地震防災対策の紹介	
私たちの東海地震対策(平成10年度)	10.8	55,000	"	中学校1年生	A4 34	東海地震発生理由、予知、警戒宣言、警戒宣言等	
地震災害避難生活の手引き	10.1	8,000	"	県、市町、自主防災	A4 10	避難所生活、避難生活計画作成のノウハウ紹介	
自主防災活動実践事例集(Ⅷ)	11.2	6,000	"	県、市町、自主防災	A4 48	自主防災活動実践事例集の紹介	
「命の」ハンプレット	11.6	76,000	"	子どものいる家庭の保護者	トリス	「子どもが地震発生時の初期行動を時系列で説明」の紹介	
私たちの東海地震対策(平成11年度)	11.8	50,000	"	中学校1年生	A4 34	東海地震発生理由、予知、警戒宣言、警戒宣言等	
「命の」ハンプレット	12.7	3,000,000	"	一般県民	トリス	「子どもが地震発生時の初期行動を時系列で説明」の紹介	
「命の」ハンプレット	12.11	6,000	"	県、市町、自主防災	A5 40	自主防災活動実践事例集の紹介	
外国語版「命の」ハンプレット	12.12	150,000	防災計画課	県、市町、自主防災	A4 33	外国語版「命の」ハンプレットの紹介	
自主防災活動実践事例集(Ⅷ)	13.3	35,000	防災計画課	県、市町、自主防災	A5 63	自主防災活動実践事例集の紹介	
地産対策実践事例集(Ⅷ)	13.11	35,000	防災計画課	県、市町	A4 28	地産対策実践事例集の紹介	H15.6増刷
地産対策実践事例集(Ⅷ)	14.3	30,000	防災計画課	県、市町、自主防災	A4 78	地産対策実践事例集の紹介	
地産対策実践事例集(Ⅷ)	14.3	30,000	"	県、市町、自主防災	A4 14	東海地震発生理由、予知、警戒宣言、警戒宣言等	
地産対策実践事例集(Ⅷ)	14.3	5,500	防災計画課	県、市町	A4 56	自主防災活動実践事例集の紹介	
自主防災活動実践事例集(Ⅷ)	15.3	20,000	"	県、市町、自主防災	A4 56	自主防災活動実践事例集の紹介	

資料名	作成年次	冊数	担当課	対象	規格	内容	備考
静岡県の東海地震対策	15.3	15.3	静岡県防災局	県、市町	A4 8	静岡県内の活動状況をまとめたもの	
静岡県の東海地震対策	15.3	15.3	静岡県防災局	県、市町	A4 13	静岡県内の活動状況をまとめたもの	
事業所の地震防災対策	15	15	防災情報課	企業、団体、県、市町	A4 50	事業所の地震防災対策マニュアル作成の事例と冊子の紹介	
本住宅の耐震(ワンフロア)単体集	15.6	15.6	建築安全推進室	県、市町、自主防災、一般県民	A4 30	本住宅の耐震(ワンフロア)単体集の紹介	
地震防災ガイドブック(改訂版)	16	16	建築安全推進室	県、市町、自主防災、一般県民	A4 6	地震防災ガイドブックの紹介	
自主防災活動実践事例集(Ⅻ)	17.1	40,700	防災情報課	県、市町、自主防災	A4 21	自主防災活動実践事例集の紹介	
自主防災活動実践事例集(Ⅻ)	17.3	7,000	防災情報課	県、市町、自主防災	A4 53	自主防災活動実践事例集の紹介	
事業所の地震防災対策	17.3	12,000	防災情報課	企業、団体、県、市町	A4 84	事業所の地震防災対策の紹介	
静岡県の東海地震対策	17.3	2,000	防災情報課	県、市町、一般県民	A4 67	事業所の地震防災対策の紹介	
東海地震発生理由	17.3	9,000	防災情報課	県、市町、一般県民	A4 29	東海地震発生理由の紹介	
東海地震発生理由	17.11	4,000	防災情報課	県、市町、一般県民	A4 15	東海地震発生理由の紹介	
東海地震発生理由	17.11	4,000	防災情報課	企業、団体、県、市町	A4 15	東海地震発生理由の紹介	
東海地震発生理由	18.1	150	防災情報課	県、市町、一般県民	A4 125	東海地震発生理由の紹介	
企業防災活動実践事例集	18.1	150	防災情報課	企業、団体、県、市町	A4 120	企業防災活動実践事例集の紹介	
「そのとまなはたは？」とよまを行動指針	18.2	3,000	防災情報課	県、市町、一般県民	A4 2	「そのとまなはたは？」とよまを行動指針の紹介	
静岡県の東海地震対策	18.3	10,000	防災情報課	県、市町、一般県民	A4 29	静岡県の東海地震対策の紹介	
事業所の地震防災対策(平成18年度)	18.6	2,000	防災情報課	企業、団体、県、市町	A4 67	事業所の地震防災対策の紹介	
ハンプレット(静岡県地震対策マニュアル)	19.2	15,000	防災情報課	県、一般県民	A4 8	ハンプレット(静岡県地震対策マニュアル)の紹介	
静岡県の東海地震対策	19.3	10,000	防災情報課	県、市町、一般県民	A4 29	静岡県の東海地震対策の紹介	
自主防災活動実践事例集	19.3	6,000	防災情報課	県、市町、自主防災	A4 44	自主防災活動実践事例集の紹介	
自主防災活動実践事例集	19.3	12,000	防災情報課	県、市町、自主防災	A4 84	自主防災活動実践事例集の紹介	
地震防災ガイドブック(改訂版)	19.3	5,000	防災情報課	県、市町、外国人	A4 14	地震防災ガイドブックの紹介	H22.7増刷
地震防災ガイドブック(改訂版)	19.3	10,000	防災情報課	県、市町、外国人	A4 14	地震防災ガイドブックの紹介	
命のハンプレット	19.5	70,000	防災情報課	県、市町、一般県民	トリス	命のハンプレットの紹介	H21.6、H23.6増刷
事業所の地震防災対策	19.6	2,000	防災情報課	企業、団体、県、市町	A4 67	事業所の地震防災対策の紹介	
避難所運営マニュアル	19.6	12,000	防災情報課	県、市町	A4 97	避難所運営、避難生活のノウハウ紹介	
地震防災ガイドブック(改訂版)	19.6	5,000	防災情報課	県、市町、外国人	A4 14	地震防災ガイドブックの紹介	
地震防災ガイドブック(改訂版)	19.6	5,000	防災情報課	県、市町、外国人	A4 14	地震防災ガイドブックの紹介	H22.7増刷
県民意識調査結果(概要)	19.7	4,000	防災情報課	県、市町、一般県民	A4 19	県民意識調査結果の紹介	
県民意識調査結果(概要)	19.7	300	防災情報課	県、市町、一般県民	A4 50	県民意識調査結果の紹介	
県民意識調査結果(概要)	19.8	300	防災情報課	県、市町、一般県民	A4 50	県民意識調査結果の紹介	
県民意識調査結果(概要)	19.9	13,900	防災情報課	県、市町、一般県民	A4 6	県民意識調査結果の紹介	
地震防災ガイドブック	20.2	66,000	防災情報課	県、市町	A4 29	地震防災ガイドブックの紹介	
静岡県の東海地震対策	20.3	9,000	防災情報課	県、市町、一般県民	A4 29	静岡県の東海地震対策の紹介	
静岡県の東海地震対策	20.3	5,000	防災情報課	県、市町、外国人	A4 14	静岡県の東海地震対策の紹介	
地震防災ガイドブック(改訂版)	20.3	5,000	防災情報課	県、市町、外国人	A4 14	地震防災ガイドブックの紹介	
ハンプレット(事業所の地震防災対策事例集)	20.4	3,000	防災情報課	企業、団体、県、市町	A4 8	ハンプレット(事業所の地震防災対策事例集)の紹介	
事業所の地震防災対策	20.7	2,000	防災情報課	企業、団体、県、市町	A4 67	事業所の地震防災対策の紹介	
自主防災活動実践事例集	21.2	9,800	防災情報課	県、市町、自主防災	A4 4	自主防災活動実践事例集の紹介	
自主防災活動実践事例集	21.3	10,000	防災情報課	県、市町、自主防災	A4 84	自主防災活動実践事例集の紹介	
静岡県の東海地震対策	21.3	8,000	防災情報課	県、市町、一般県民	A4 33	静岡県の東海地震対策の紹介	
地震防災ガイドブック	21.9	50,000	防災情報課	県、市町	A4 29	地震防災ガイドブックの紹介	
県民意識調査結果(概要)	22.1	3,000	危険情報課	県、市町、一般県民	A4 102	県民意識調査結果の紹介	
県民意識調査結果(概要)	22.1	300	危険情報課	県、市町、一般県民	A4 102	県民意識調査結果の紹介	
東海内DIG	22.1	75,000	危険情報課	県、市町、一般県民	7訂版	東海内DIGの紹介	H22.7、H23.7、H23.10増刷
子どもの防災活動実践事例集	22.1	1,000	危険情報課	県、市町、一般県民	A4 8	子どもの防災活動実践事例集の紹介	H23.6増刷
命のハンプレット(多言語版)	22.2	10,000	危険情報課	県、市町、外国人	トリス	命のハンプレット(多言語版)の紹介	H21.6、H23.6増刷
静岡県の東海地震対策	22.3	7,900	危険情報課	県、市町、一般県民	A4 33	静岡県の東海地震対策の紹介	

No.	タイトル	作成年次	時間	内容	貸出本数
22	3月11日東日本大震災 岩手県の記録	H24	120分	岩手県内各地で撮影した地震と津波の豪雨、騒り部の方の被災者も収録	1本
23	3.11東日本大震災 激震と大津波の記録	H23	80分	激震と大津波の記録、後50日間の記録、気仙沼の大津波	1本
24	被災地から伝えたいテレビカメラが見た 東日本大震災	H24	105分	宮城県内の記録、東北大学今村教授の防災解説、津波を逃れた方の証言など	1本
25	未来への記憶 名取市東日本大震災映像記録	H26	計160分	2枚組。(I-約73分、II-約87分)名取市での記録	1本
26	未来へ伝え、つなぐ 東日本大震災 千葉県の記録～	H25	44分	DVDの視聴ガイド小冊子つき	1本
27	うわかまの じしんとかじから じぶんをまもる!	—	10分	タイムスリップして現代に来た牛若丸が地震や津波火事の時の守り方を学んでいく。子供たちも防災の知識が身につく	1本
28	問われる住民の防災力 自助・共助の輪を広げよう	H23	22分	相模原市・横浜市をはじめとした地域の防災組織の訓練風景等紹介	1本
29	まず逃げる! 高台へ! 巨大津波から命を守る	H23	22分	東日本大震災やスマトラ沖地震等から津波発生時の仕組みやカニズムを説明しながら、津波から身を守る心得、手段を紹介	1本
30	助かる、助ける 検証 西日本豪雨	R1	22分	平成30年7月の西日本豪雨の被害映像と検証、豪雨・土砂災害から身を守る備えと行動、心構えを紹介	2本
31	大雨のとき気をつけること 早めに避難するヒント	R1	18分	大雨による川の氾濫、土石流、げけ崩れ等の被害から身を守る備えや避難行動を小学生に分かり易く紹介	2本
32	豪雨の危険を考える 検証西日本豪雨	R1	20分	広島、愛媛県の西日本豪雨被害映像を紹介・検証し、大雨・豪雨等発生時の仕組みから避難の心得・備え・方法を紹介します	2本
33	なぜ、地震対策が必要なのか 生活の継続・早期再開のために	—	20分	防災意識が薄れ始めた家族が、地震対策に取り組み、ままでの様子をドラマ形式で説明。「いかに早く普段の生活を取り戻すか」等専門家の解説を交え、地震対策の必要性を訴える	1本
34	大地震発生! 命と事業を守れ 職場の防災対策	H23	22分	事業所の大地震被災後の危機対応、BCPを実際の被災企業を例に取り上げながら職場の防災対策を紹介	1本
35	熊本・大坂北部大地震から学ぶ 災害の備え・点検を	H30	23分	地震被災映像を交えながら、自宅の耐震補強や家具の固定、食料備蓄の必要性等防災意識の醸成と「点検・備え」を紹介	1本
36	地震と津波 ～しくみとその驚異～	H24	23分	NHKの豊富な資料映像から貴重な実験映像やCGを交え、地震や津波のメカニズムについてわかりやすく紹介	1本
37	豪雨災害から命を守る 一運命を分ける備えと行動一 (警戒レベル対応版)	R1	14分	平成30年西日本豪雨等過去の豪雨被害映像と当時の被災者の証言を交え、豪雨から身を守る心得と備えを紹介	8本
38	東日本大震災 宮城・石巻地方沿岸部の記録	H23	31分	地震発生から60日間の取材記録	1本
39	津波から生き延びるために 知る・行動する	H22	15分	「津波から生き延びるために」をテーマに津波映像やCGを交え、津波のメカニズムを知り、適切な避難にはどう行動するかを説いている	3本

3. 出張展示用模型等

No.	名称	購入台数	対象	規格	内容
1	グラフィックパネル 01 (地震と津波を知る)	R1	一般	W=3000 H=2300 D=400	地震の仕組みや津波の発生原理等を詳しく解説
2	グラフィックパネル 02 (地震と津波を備える)	R1	一般	W=3000 H=2300 D=400	地震や津波に対する備えについて説明
3	グラフィックパネル 01 (風水害を知る)	R1	一般	W=3000 H=2300 D=400	洪水、山崩れ等の災害に対する対応処置を説明
4	グラフィックパネル 01 (台風に関する知識、対応、対策について)	R1	一般	W=3000 H=2300 D=400	台風に関する知識、対応、対策について説明
5	センター紹介映像DVD (映像装置一式を含む)	R1	一般	DVD x 1	DVD映像4分15秒 BD/DVDプレーヤー、PC、40インチ液晶テレビ、テレビスタンド各1
6	浸水体験VR	R1	一般	VR機器入 (320 x 235 x 190)4個	浸水の恐ろしさと避難方法の疑似体験ができる機器4台
7	水の循環実験器	R1	一般	W=300 H=120 D=420	自然界における水の循環を学習できる実験器。水の循環を視覚的に理解できる
8	地震発生説明器	R1	一般	W=600 H=400 D=130	プレートや建物の様子から地震発生の仕組みを理解できる
9	地震発生装置じしん君	R1	一般	W=450 H=110-620 D=450	直下型地震における地震の液状化現象や共振による家屋の倒壊過程をシミュレーション
10	地震発生装置じしん君 mini	R1	一般	W=300 H=130-390 D=450	揺れの周期による建物の揺れ方の違いを実験
11	防災学習日本大地図	R1	一般	チャート 1067 x 1510	震、地震、火山、風水害、主要活断層分布など 震、地震や津波、活断層、火山噴火の仕組み
12	波動説明器	R1	一般	W=1000 H=420 D=130	津波の媒質の動きを横波として示せる装置
13	津波の発生モデル実験器	R1	一般	W=970 H=200 D=200	津波発生の仕組みを説明できるモデル実験器
14	火山地質模型	R1	一般	W=480 H=130 D=165	火山の構造や火山活動による地形や地層の状態を示した模型
15	火山模型	R1	一般	W=570 H=280 D=390	火山の形状は溶岩の粘性の違いにより分類されることを説明
16	たい積地形模型	R1	一般	W=300 H=180.70 D=400	扇状地、三角洲などを示すたい積地形の模型(2種1組)
17	浸食地形模型	R1	一般	W=220 H=95 D=335	河川の浸食作用における地形の特徴を理解する模型(3種類)

No.	名称	購入台数	対象	規格	内容
18	P波S波観測器ひーえすくん	R1	一般	W=1000 H=100 D=180	縦波と横波のスピートをドミノで視覚的に観察できる実験器
19	長周期振動実験器	R1	一般	W=300 H=50-310 D=300	揺れの周期の違いにより、長さの違う振動棒の揺れる様子を観察
20	プレートテクトニクス説明模型	R1	一般	W=630 H=100 D=300	日本とアメリカの間の海底と断層をモデル化した模型

W:幅 D:奥行 H:高さ

4. 被書写真パネル及び解説パネル

No.	被書写真パネル及び解説パネルの種類	枚数(セット)
1	被書写真パネル	36枚
2	北海道南西沖地震パネル(1993年7月12日)	15枚
3	阪神大震災パネル	27枚(2セット)
4	救出活動における機材の活用	6枚
5	ふだんからの備え	5枚(3セット)
6	東海地震の予知と備え	8枚
7	新潟県中越地震	21枚
8	スマトラ沖大津波の惨状	16枚
9	各地の風水害I	19枚
10	各地の風水害II	19枚
11	関東大震災	6枚
12	能登半島地震	7枚
13	新潟県中越沖地震	7枚
14	8月11日の駿河湾の地震	11枚(2セット)
15	第4次被書想定(地震ガイドブック)	7枚(2セット)
16	東日本大震災	21枚
17	1944年東南海地震	6枚
18	火山災害	6枚
19	静岡県内の防災対策	15枚

5. 地震体験車

	購入年度	台数	配置庁舎	対象	内容
地震体験車(宝くじ号)	H17	2	東部	市町等に貸出	電動サーボモーター方式の起震装置前後・上下・左右の振動8種類の地震動再現実験
地震体験車(宝くじ号)	H19	1	下田		電動サーボモーター方式の起震装置前後・上下・左右の振動8種類の地震動再現実験
地震体験車(宝くじ号)	H21	1	藤枝		電動サーボモーター方式の起震装置前後・上下・左右の振動8種類の地震動再現実験
地震体験車	R2	1	中遠		電動サーボモーター方式の起震装置前後・上下・左右の振動11種類の地震動再現実験

21-3 地震防災応急計画届出状況

政令番号	施設または事業例	平成29年4月1日現在			地震防災応急計画とみなされる地震防災規程	届出率 (B/A) C
		作成義務者数	届出者数	B		
1	劇場・百貨店等	16,424	13,922		84.8%	
2	複合用途	5,876	4,410		75.1%	
3	危険物製造所	1,841	1,792		97.3%	
4	火薬類の製造所	14	14		100.0%	
5	高圧ガス事業所	366	366		100.0%	
6	毒物・劇物製造施設貯蔵施設等	33	33		100.0%	
7	核燃料物質の精錬施設等	0	0		0.0%	
8	石油コンビナートの特定事業所	13	13		100.0%	
9	鉄道事業・索道事業	15	15		100.0%	
10	軌道法による事業	0	0		0.0%	
11	航路事業	30	30		100.0%	
12	一般乗合旅客自動車運送事業	28	14		50.0%	
13	学校	1,703	1,621		95.2%	
14	福祉施設	3,659	2,316		63.3%	
15	鉱山	6	6		100.0%	
16	貯木場	0	0		0.0%	
16-2	動物園	8	7		87.5%	
17	道路	4	4		100.0%	
18	放送事業	58	46		79.3%	
19	ガス事業	56	56		100.0%	
20	水道事業	461	430		93.3%	
21	電気事業	4	1		25.0%	
22	石油ハイブリッド事業	0	0		0.0%	
23	1,000人以上の工場等	33	33		100.0%	
合 計		30,632	25,129		82.0%	

※記載上の留意事項
 ① 政令番号とは、消防法(昭和53年政令第385号)第4条各号に掲げる施設又は事業の区分を示す。
 ② 「作成義務者数」及び「届出者数」欄には、大規模地震対策特別措置法(昭和24年法律第2号)第7条に規定する地震防災応急計画の作成を義務付けられた者及び届出を行った者の数を各々記載すること。ただし、消防計画等の計画・規程において定められた地震防災応急計画とみなされる。
 また、同法第6条第1項の規定により、防災業務計画において、地震防災強化計画を定める指定公共機関等は、作成義務者から除かれること。

21-4 南海トラフ地震防災対策計画届出状況

政令番号	施設または事業例	平成29年4月1日現在			地震防災対策計画とみなされる地震防災規程	届出率 (B/A) C
		作成義務者数	届出者数	B		
1	劇場・百貨店等	1,527	1,144		74.9%	
2	複合用途	555	314		56.6%	
3	危険物製造所	438	417		95.2%	
4	火薬類の製造所	0	0		0.0%	
5	高圧ガス事業所	50	50		100.0%	
6	毒物・劇物製造施設貯蔵施設等	13	8		61.5%	
7	核燃料物質の精錬施設等	0	0		0.0%	
8	石油コンビナートの特定事業所	13	13		100.0%	
9	鉄道事業・索道事業	6	4		66.7%	
10	軌道法による事業	0	0		0.0%	
11	航路事業	28	28		100.0%	
12	一般乗合旅客自動車運送事業	14	10		71.4%	
13	学校	94	81		86.2%	
14	福祉施設	255	139		54.5%	
15	鉱山	1	1		100.0%	
16	貯木場	0	0		0.0%	
17	動物園	0	0		0.0%	
18	道路	2	1		50.0%	
19	放送事業	54	49		90.7%	
20	ガス事業	22	22		100.0%	
21	水道事業	10	4		40.0%	
22	電気事業	4	1		25.0%	
23	石油ハイブリッド事業	0	0		0.0%	
24	1,000人以上の工場等	2	2		100.0%	
合 計		3,088	2,288		74.1%	

※記載上の留意事項
 ① 政令番号とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成15年政令第324号)第1条各号に掲げる施設(劇場等)及び「届出者数」欄には、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第7条に基づき地震防災対策特別措置法の作成を義務付けられた者及び届出を行った者の数を各々記載すること。ただし、消防計画等の計画・規程において定められた地震防災対策計画とみなされる。
 また、同法第8条第1項の規定により、防災業務計画において、南海トラフ地震防災対策計画を定める指定公共機関等は、作成義務者から除かれること。